PL Santo, Kyoden
798 Santo Kyoden shu zen
A6
1926

East Asia

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

山東京傳集

全

LIBRARY
MAY 03 1971
UNIVERSITY OF TORONTO

PA
798
A6

Digitized by the Internet Archive
in 2009 with funding from
Ontario Council of University Libraries

http://www.archive.org/details/santkydenshzen00sant

青樓名君自筆集

京傳筆自畫贊

東樹亭 自畫賛

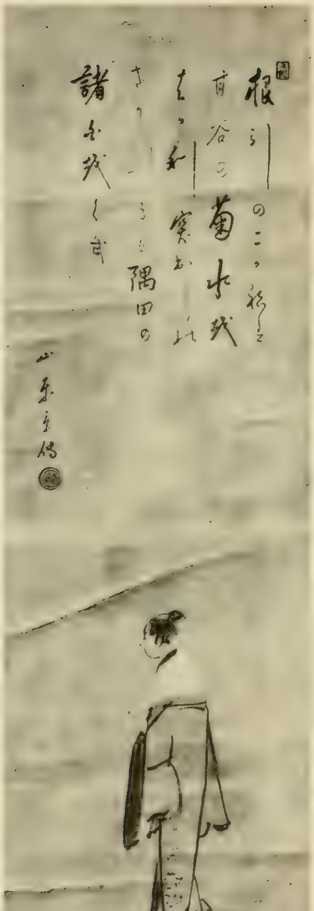

近代日本文學大系　第十四卷目次

忠臣水滸傳……一―二二四

序……三

總目錄……五

前編

卷之一　第一回　夢窗國師祈禳天災　高階師直誤走衆星……九

卷之二　第二回　妍娘々羞謎襲衣篇　鹽延尉誤入白虎廳……二三

　　　　第三回　桃井侯大闊足柄山　鄉衞門夜渡天龍川……三四

卷之三　第四回　鹽冶龍馬三鞭千里　寺岡神行一脚百步……四九

卷之四　第五回　貞九郎剪徑得蒙汗藥　賀古川監押送金銀擔……六八

卷之五　第六回　韓平寓山崎售肉包　千崎過西岡殺野豬……八九

後編

卷之一　第七回　奪密書傔兒死節　擲釵兒大星示號……一一九

卷之二　第八回　重太郎月夜會武森　戶難瀨雪天鬪士兵……一四〇

卷之三　第九回　本藏短笛吹別鶴曲　力彌長槍得雪佛頌……一五七

卷之四　第十回　了竹奪休園兒　由良試探義平……一七九

卷之五　第十一回　大星琵琶湖大聚義　兼好國見山夢降石……二〇一

櫻姫全傳 曙草紙 …… 二五―一四[illegible]

序 …… 一七
例言 …… [illegible]六
引用書目 …… [illegible]
總目錄 …… [illegible]

卷之一

第一 彌陀二郎[illegible]得[illegible]佛[illegible] …… [illegible]
第二 [illegible]尼[illegible]治惑[illegible]消[illegible] …… [illegible]
第三 野分方[illegible]妬[illegible] …… [illegible]

卷之二

第四 [illegible] …… [illegible]
第五 [illegible] …… [illegible]
第六 野分方季[illegible] …… [illegible]
第七 [illegible] …… [illegible]
第八 [illegible] …… [illegible]

卷之三

第九 [illegible]蝦蟇[illegible]小蛇會二兩士 …… [illegible]
第十 [illegible]一臥レ病 …… [illegible]
第十一 [illegible] …… [illegible]
第十二 [illegible]記 …… [illegible]

卷之四

第十三 盲女小萩[illegible]死雪中 …… [illegible]
第十四 二人[illegible]心記 …… [illegible]
第十五 [illegible] …… [illegible]
第十六 [illegible]死 …… [illegible]

卷之五

第十七　猪尾家士復二故君讐一……三一七

第十八　櫻姫襲二妖氣一三臥レ病……三二一

第十九　櫻姫離魂化爲二骸骨一……三二六

第二十　櫻塚楊貴妃櫻來由……三三四

昔話稻妻表紙……三四一―四九二

東山八景……三四三

香づくし……三四四

卷之一

一　遺恨の草履……三四五

二　風前の燈火……三五〇

三　胸中の機關……三五七

四　荒屋の奇計……三六〇

卷之二

五　厄神の報恩……三六六

六　因果の小蛇……三七二

七　呪詛の毒鼠……三七五

八　暗夜の駿馬……三七九

卷之三

九　辻堂の危難……三八六

十　夢幻の落葉……三九一

十一　斷絃の琵琶……三九四

卷之四

十二　修羅の太鼓……四〇二

十三　[illegible]……四三[illegible]
十四　仇家の恩人……四三六

巻之五上冊

十五　[illegible]……[illegible]
十六　[illegible]……四[illegible]
十七　雪溪の非態……四五〇

十八　[illegible]……[illegible]

巻之五下冊

十九　刀鋼の稻妻……四六九
二十　[illegible]……[illegible]
不破名古屋傳奇考……四九〇

[illegible]本朝醉菩提全傳……[illegible]

摩訶狂雲醉菩提經序……四九五
序……四九七
例引……四九九

巻之一

[illegible]惡因果序品第一……五〇三
[illegible]惡因果序品（後半）……五〇八

巻之二

[illegible]品第二……五[illegible]
[illegible]品第二（後半）……五[illegible]
[illegible]方便品第三……五[illegible]

巻之三

諸矩羅尊者　姉妹本事品第五……五七六
姉妹本事品第五（後談）……五八四
迦哩尊者　俠客提婆達多品第六……六〇六

卷之四

俠客提婆達多品（後談）……六一一
跋陀羅尊者　地獄信解品第七……六二三

卷之五

地獄信解品第七（後談）……六三八
戍博迦尊者　父母安樂行品第八……六四六
半諸迦尊者　畜生勸發品第九……六五三
羅怙羅尊者　處女授記品第十……六五九

卷之六

那伽犀那尊者　災禍從地涌出品第十一……六六九
災禍從地涌出品第十一（後談）……六七六

卷之七

因揭陀尊者　百蟹陀羅尼品第十二……六八六
弗多羅尊者　瓜茄隨喜功德品第十三……六九七
伐那婆斯尊者　生死流轉藥草喩品第十四……七〇三

卷之八上

阿氏多尊者　赤繩囑累品第十五……七一八

卷之八下

注荼半託迦尊者　髑髏化城喩品第十六……七三五
品目釋義……七五二

小説浮牡丹全傳……[illegible]

自叙……七五九

目次……七六四

小引……七六八

卷之一 第一回 [illegible]……七七一

卷之二 第二回 兇鉦號……七八[illegible]

卷之三 第三回 [illegible]……[illegible]

第四回 連印鉦號上回……八[illegible]

卷之四 第五回 [illegible]下回……[illegible]

雙蝶記（[illegible]物語）……[illegible]

自序……八七五

燈臺鬼……八七六

目錄……[illegible]

卷之一

一 夏草や兵どもの夢路の旅人……八八[illegible]

二 [illegible]の下の亡者の計畧……[illegible]

三 [illegible]し老女の[illegible]……[illegible]

卷之二

四 [illegible]……[illegible]

五 五月[illegible]……[illegible]

卷之三

六 陽炎[illegible]牡丹の[illegible]……[illegible]

七 [illegible]……[illegible]

八　我が雪とおもへば輕し身受の千金……九六五

巻之四

九　藁屑に花を見捨てし胡蝶の狂亂……九六九
十　白露や無分別なる性命の質物……九八三
十一　紫の蜘もありけり池邊の盗人……九九五

巻之五

十二　商鑑かうき世をはなす主人の合力……一〇〇七
十三　きられたる夢はまことか茂林の闇打……一〇二三

巻之六

十四　蟋蟀枕も牀も野宿の妖怪……一〇四一
十五　宿かして名をなのらする化石の鍋蓋……一〇四九
十六　おもしろうて頓て悲しき鵜養の腹切……一〇六三
十七　鵜おりて日こそおほきに和睦の酒宴……一〇八六

解題……文學博士　笹川種郎……巻頭一—三

目次終

る義太夫節の市場に提供し得め、浮世草子刊行に於ける出版の数は千をはるかに下らぬ、浮世草子は八十七ヶ六十九冊であつた。町人繁昌の結果は町人文學の興隆となり、町人本位のあらゆる物資を販賣する為作が出されたが、井原西鶴、西澤一風、都の錦、北條團水、錦文流、青木鷺水、月尋堂等の諸作も、江島其磧、八文字屋自笑の作品も、みな町人の文學、町人のための文學であつた。「一見者の目を驚かさず、中には流の丁、下には黒羽二重のひつ返しに、幾重の紋所を着目紋にして付けて、役者のまねをさせたる袖口、京品染の白繻子の帯を腰の見えぬほどとして、すき前の津國のさし櫛を銀一枚であつらへ、黒の辛に金紋を居らせ、淀瑠球の前髪に、目がねの外の削髷を掛けて、素顔でさへ白きに御所白粉を寒の水にてときて、二百へんも摺付け、手足の爪迄をつけたしなみ、塩燈に紫蒲團をかけ、茶繻子の引敷、見の鼻紙に金打のやうに取置き、一燈寺の木に伽羅をたきかけ、せんじ茶も大天目にて運ばせ、手もとに源氏物語、いたづらに氣を移すことを年中の仕事にして、花見紅葉見の乗物、芝居の替り／＼に棧敷をとらせ、仲居腰元お物師入れて針を藏につみたればとて、たまることにはあらず、諸事につけて内證の者より身代をつぶしぬ」と西鶴の『織留』にあるは、町人栄耀の風俗であつた。井上播磨掾より出でたる竹本筑後掾の義太夫節も、近松門左衛門の浄瑠璃も、操人形も、皆一に町人の藝術、町人のための娯樂であつ

た。然も總てが上方に起り、上方に盛んであつたのである。

然し政權の中心であつた江戸が、次第に盛大となつて來たのは、又當然であつた。江戸が盛大となるとともに、町人は繁榮し、町人のための文藝も亦東下して、江戸の風氣を稟け、其の特異なるものを作り出したのも亦當然なことであつた。薩摩淨雲は東下して、其の子に薩摩次郎右衞門、門下に杉山丹後掾あり、江戸肥前掾を經、江戸半太夫にいたりて、半太夫節を創め、十寸見河東現はるゝに及び、諸流を打つて一團となし、別に新意を加へて、江戸音曲は大成した。恰も享保の頃で、幕府に在りては、八代將軍吉宗が鋭意治を圖り、文運の東に盛んとならんとした時であつた。蓋し五代將軍綱吉の文學好みは、文運の東下を促すこと急であつたが、元祿の頃は、猶上方が文壇の雄であつて、江戸は遙かに其の後塵を拜してゐたのである。殊に町人文學の如きは頗る振はず、僅かに、兒童のおもちや本たる赤本などが行はれてゐたに過ぎなかつた。然し町人の勢力が加はるとともに、江戸の町人文藝もまた次第に發達し、風來山人、其の先驅となり、戀川春町、朋誠堂喜三二、芝全交の徒出でて、先づ江戸流の諧謔と諷刺とに富める輕い文學を盛んに作り出したのである。即ち青本と唱へられた黄表紙である。更に江戸の繁華につれて、町人が歡樂の影を趁ふ傾向は、通と洒落とを以て其の生命とする花柳界の小品文學となりて、

酒落本を出した。然し此等の輕妙なる短篇小品のみでは、讀者を滿足せしめる事が出來なかつたので、時代物の長篇が續々起つて來た。いはゆる讀本である。此等黄表紙、酒落本、讀本を通じて、其のいづれにも筆を執つて、當時文壇の中心であつたのは、實に山東京傳である。

京傳の經歴

京傳の傳記は、「伊波傳毛乃記」が最も精しい。江戸黒石逸民稿とあるが、其の曲亭馬琴の筆に成つたことは疑ふべくもない。然し其の緒言に、「其の家に秘して他に洩す事なかれ、敢てする事なかれ。一覧の後、速かに秦火に附せよ。恣に人に見せば、余が筆なるを知るなり」とあるのは、之を人の昔思へばかざるべし、いはでもの事をいふものなれば、と一言の斷を述して、書名の起る所以を明にしてゐ、又、跋文にも、唯、事實を擧ぐるのみで、故に曲筆文を飾ることを得ざるなり、錯誤の咎はあらざるよりは、蕪雜の筆、爲に、能はず、とかく贅言でないものゝ如く繰り返して斷つてゐるが、決して公平の筆ではなくして、處々偏頗の點がある。然し京傳の經歴は之に依りて詳しく知ることが出來る。

京傳、名は醒、初めの名は田藏（のぶよし）、字は酉星、又の字は伯慶、俗稱は傳藏、田藏は其の幼名に依

りて命じたもの）灰田氏、後に岩瀨と稱した。京橋銀座一丁目に住んでゐたから、京橋の傳藏を略して京傳と號し、屋號を京屋と云ひ、煙草入、煙管、賣藥讀書丸等を販賣した。又愛宕山の東に當ると云ふ所から、山東と號し、後に庵の一字を添へて山東庵と云つた。甘谷、菊亭（後に菊軒と改む）、醒齋、醒醒老人等の別號がある。身輕の折助は其の狂名で、北尾政演は畫名である。京傳の父は、傳左衞門、信明と云ひ、老いて後、剃髮して椿壽齋と號す。伊勢一志の人にて、年九歲の時、親に從ひて江戶に來り、深川木場の質屋伊勢屋に年季奉公に住み込みしが、老實なる上に口辯の才ありたるより、擧げられて此の家の養子となり、やがて大森氏を娶りて、四人の子を生んだ。長男甚太郞は卽ち京傳にして、寶曆十一年八月十五日の出生である。次は女子にして長をきぬと云ひ、後に小傳馬町の小間物商人伊勢屋忠助に嫁し、妹およねは狂歌に長じ、狂名を黑鳶式部と云つたが、天明の末、十六七にて早世した。季は男子にして、相四郞と云ひ、後の京山である。「伊波傳毛乃記」には、「獨り京傳狂才あり、然れども書を讀む事を嗜まず、弱冠の時、日男堺町に赴いて、長唄三絃を松永某に習ひしが、其聲音清妙ならざるをもて、羞ちて遊藝を棄てたりき。其の頃より北尾重政を師として、浮世繪を學びしが、畫も亦得意ならず、終に行ふべからずと知つて、中途にして廢めにき。」とあるが、畫が得意ならずとは、以ての外の僻事にて、こ

の例より推して見れば、『遊蕩を棄てたりき』と云へる一節も信ずべきや否やは問題である。其を讀むを嗜まず」とあるも、如何であらうか。京山の撰んだ筆誌には、「幼よりして文を好み、十歳にして孟子を籠寫すことあり」て、京傳幼時の修學を明かにしてゐるし、京傳の作物を見ると、文字も豐富で、典故を引く範圍も廣いから、決して彼を遊蕩一方に見る事は出來ぬ。然し彼が青年時代より、好んで狹斜の巷に出入した事は事實であつた。『伊波傳毛乃記』に「頗りに黄色を好んで、吉原町に遊びつゝ、家に在ること一ヶ月に五六日に過ぎざりき。然れども又時に之を謹しんで謝せず、人は之を奇事と云ふ」とある。けれども彼が吉原通は彼の作品に幾多の資料と智識の趣向とを授けたのを思ふと、彼の通家は決して尋常遊蕩児のだゝら遊びとは違つて居たのである。京傳のみならず彼は割合にしまりやで、勤儉な性質であつた。「其の同輩を親の許むるとて、京傳の皮籠を開く事ありしに、其の中に吉原中の名ある妓より送りし揚代の書出しといふもの數十通あり、續いておもへらく、吉原遊興に費やしの錢の貴くなきこと、其の時の夜食勘定付はなし、親の物とては、紙一枚私に遣ひ失ひし事なし、蓋し書籍なるべし、と感歎して、いまもいく遊里に赴く事を禁ぜられき。」『伊波傳毛乃記』とあるも、此の邊の消息を道破したもので、既蔵には蔵前の札差大和屋文魚の取巻きをしてゐたと云ふやうなことも見えてゐる。

之よりさき安永二年、京傳十三歳の時、父傳左衛門は故ありて養家を離緣となりて、其の生家に寄寓し、京傳の母及び弟妹は皆之に從つた。其の後久しからぬうちに、京橋銀座二丁目の町役人となつた。『伊波傳毛乃記』に註して「彼の町屋敷は銀座二丁目東側の中程にあり、間口十間許りなるべし、傳左衛門この家主になりて、其の地の裏に家作して住居せり」とある。然し當時家計は裕かでなかつたと見えて、同じ書に「明年の春、傳左衛門初めて年首慶賀の爲、町内を巡禮せしとき從者なかりしかば、京傳京山父の從者となれり。幼弱のとき一日の窮に依りて、昔は挾箱をかつぎ、弟は年玉配りをせし事ありしと、京傳自らこれを云へり」とあるが、次第に生活も樂になつたらしく、「かつ世才あればにや、させる商賣はせざれども、能く數子に數藝を習はせ、後には老僕一人を使ひぬ、其の家富めるにあらねども、前も貧しからずと見えし。」とある。岩瀨氏を名乘つたのは此の頃からの事であつた。

　前にも記した如く、京傳は十八大通の一人で、半日本多頭を銀の針がねで結ばせたと云ふ、文魚の取卷きであつたかのやうに云はれてゐるが、どのくらゐの親密さであつたかは詳かでない。京山が、「蜘蛛の絲卷」に文魚のことを說いてゐるが、極めて簡畧で、他人事(ひとごと)のやうである。兄京傳の道樂の金主であつたならば、もう少し詳細であるべき筈だ。殊に此の書にては文魚の本名を

大口屋治兵衞としてあるが、大口屋治兵衞は俳名[illegible]のことで、文魚の本名は大和屋太郎次である。から傳ふるところに依れば、文魚は河東節を好んで、其の家に出入するものには必ず河東節を語らせたと云ふことであるが、京傳も果して河東節を語つたであらうか。其の頃なる[illegible]に、「文魚が江戸[illegible]黒いものだ」と云ひ、『宮[illegible]』には河東節[illegible]と云ふ文句があつて、こゝに於て見識いよ〳〵高く、[illegible]河東節の曲に[illegible]し、其の[illegible]見え、一曲、[illegible]の花がよりいふに等しく、[illegible]郎」と稱されてゐるが、[illegible]であつたらう。文魚は『四季の寄題』（河東節の曲名）に[illegible]して[illegible]れる、京傳が文魚の取卷きであつたなら、文魚のために作歌もあたへさうなものだが、さうしたものがないところを見ると、京傳の文魚に於ける關係は、[illegible]文に對する其の角を[illegible]しては[illegible]なかつた[illegible]。伊達傳毛の記に、「[illegible]年間、世上[illegible]遊興をむねとし、能く其の事に通達せし[illegible]客を通といへり、[illegible]にして[illegible]なるもの、十八人あり[illegible]、これを十八大通と唱へたり。[illegible]藏前なる札差、大和屋文魚といひしものは、其の十八大通の一人なりき。京傳この文魚を友とし善し、よりて其の徒との會合[illegible]、凡て遊興に[illegible]の費用に、[illegible]して、自己の[illegible]に成せり、自分の[illegible]として、數年[illegible]と云ふ[illegible]とされたは

ど、文魚のお蔭を蒙つたかどうかは、頗る疑はしい。

京山の撰した、京傳の墓誌には、「十九より始めて稗史の作あり」とある。十九歳は方に安永八年である。此の年には北尾政演畫として、『名取菊白長者』三冊と、『日東國三曲之鼎』三冊とがあるが、此の前年卽ち安永七年には政演畫の『(御花半七)開帳利益札遊合』二冊がある。此の頃は春町、喜三二活躍の時代で、安永七年には春町の『楠無益委記』『金銀先生再寢夢』、喜三二の『案内手本通人藏』等が出てゐる。同八年には春町の『三品對紫曾我』、喜三二の『親子大黑壯年過』等、文才のある京傳が初陣功名せんと驅け出した、其晴の武者振りは、安永七年のを初めとすべきであらう。安永九年になると、『(鶴屋かゝあ 鹿屋八郎兵衛)米饅頭初』三冊、『洒落模樣飛羽衣』三冊、『菓物見立御世話』三冊、『顏而知勸善懲惡』三冊、『娘敵討古鄕の錦』三冊、『夏祭其翌年』三冊がありて、其のうち、『娘敵討古鄕の錦』には京傳戲作の印章を捺して、初めて京傳の名を明らかにしてゐる。天明二年の板になれる『(手前勝手)御存商賣物』三冊は、四方山人の著なる草雙紙の評判記『岡目八目』に青本總巻軸大上々吉と品せられ「古今の大出來々々々、畫なら作ならお給にかなはんとは、地口で申すもおそれありがてえ手前勝手の草紙の評判、百二十八冊(此の評判記に品隲したる草雙紙の冊數)の總卷軸、外題に見えしからくりの夜分の景色、引きかへて、けに青陽の春の青本。」と評されて、

好評嘖々たるものがあつた。天明五年版の『江戸生艶氣樺燒』は、同じく艶名を流るものの一たるものであつた。此の作出でて上方皆が艶二郎なる名を以て自惚人の代名詞とし、遣れる獅子鼻を京傳鼻と稱する事となつた。天明八年に刊せられた『時代世話二挺鼓』は殊に出來榮えよく、京傳の名を高めた。此の時よりして京傳は黄表紙に其の地位を確立したのである。が、彼の才筆は同じく洒落本にも揮はれ、寛政の改革に當り、伊達模様の作に、即ち京傳、艶話の通者の稱名を博し、天明の末に於て、小説に筆を染めたが、倒されたり、無備宮三、寛政元年、二三を書いて、遂に之に依りて文化を蒙し、又所謂の間へ、山東京傳と云ふ名を以て、世に名を成したのであつた。今に至るまで京傳の作意に留意して、新作の事實ありたるにより、公平なる觀察に依つて、京傳の作意に留意して新作の眞價を定むるに存す。寛三、其の文に依りて更に遺憾なかつた。寛政十年には『心學早染草』二編を出し、此の作大當り、引き續いて二編三編を出したのは、寛政元年の『孔子縞于時藍染』が非常の人氣にて、二編三編を續刊したと聞くのである。『山東京傳一代記』に、寛政二年板、『心學早染草』、此の著作、世に行はれて、此の事に、初めて善玉惡玉の事、京傳の新作物に流行し、深く、又、之に行はれて、二篇惡玉人間一生胸算用等出

板し、後に初編より三編まで全巻一冊となし、袋入となし鬻ぎしなり。其の後蔦屋より曲亭馬琴作にて四遍摺心學草紙、其の後これに擬して、一九三馬など戲作す」とあるもの、これである。

天明の末より寛政の初めへかけて、黄表紙の作者としては、京傳の人氣が最も高かつた。當時時事を諷刺した戲作多く世に出でたが、朋誠堂喜三二は、『文武二道萬石通』を著はして寛政の改革を嘲ひたるが爲に、主家の壓迫を受けて、天明八年を以て、其の洒脫の筆を止めた。翌寛政元年には戀川春町が歿したので、京傳と頡頏すべきものは獨り芝全交のみであつた。此の歳、京傳は二十九歳、青春の氣は滿ち／＼て活氣横溢した時であつた。彼は其の文名の高くなると共に、寛政三年を以て黄表紙に書くことを止めた。

寶暦明和の頃から漸く擡頭して來た洒落本は、安永より天明に入りて、通となり、穿ちとなりて、幾多の冊子を出した。京傳の文才は固より這種のものに適してゐたので、天明五年には『令子洞房』を著はし、翌六年には『客衆肝膽鏡』、同七年には『古契三娼』、『通言總籬』、同八年には『夜半の茶漬』、『吉原楊枝』、寛政元年には『通氣粹語傳』、『郭の大帳』、『新造圖彙』、同二年には『傾城買四十八手』、『洞房妓談繁千話』、『京傳餘誌』、『田舍談義』等を作つて、殆んど當時の文壇に獨歩する觀があつた。『伊波傳毛乃記』に、「皆雅俗となく賞翫せざるはなかりき、これらの洒落本にて、其の名

まで〔入〕品し、當時年々享樂主義洒落本を出した處に、世人京傳が作にあらざればすさめざりけりことと
あるは、寶暦であつて、然るに洒落本のごとくが花柳界を舞臺として、其の内情を描く事を旨として
ゐたから、寛政改革の餘波は直ちに及んで、寛政三年十一月洒落本の出版を禁止せられた。當時は
創作に對する原稿料といふものが始まつて、平春には作者に對して、書肆より饗應等をなすことを
をと贈るを例とし、又常に作ごとに、その時は板元より一々作者と盟約等に饗應し蔦屋も
ゐるを以て異常の例とした。然るに京傳が洒落本は殊に世評の高かつたので、書肆蔦屋重三郎は京傳
を強ひ、禁を犯して寛政三年、『錦之裏』『仕懸文庫』『娼妓絹籭』を著はさしめ、こ
れに對して潤筆料を贈つた。然るに其の上梓には教訓讀本と小書して發行し、袋に付けたが、蔦
屋の利を得る事も亦少なくはなかつたのに、法禁を犯したために、京傳、蔦屋重三郎、行事
二人は町奉行所に呼び出され、町奉行初鹿野河内守の吟味あつて後、京傳は五十日の手鎖、蔦屋
重三郎は其等洒落本の絶版に加ふるに身上半減の重科、行事二人も亦重き過料を命ぜられた。

自寛政二年十二月中、右三部とも前に町引仕候、地本問屋通油町重三郎方へ賣渡候、潤筆料之儀は、作
料金壹兩と銀一枚に付銀一匁つゝ之割合に付、三部分四十六匁、金に直し、金一兩一分銀十一匁五厘、
其の節爲二内金一金一兩銀五匁請取候所云々。

と、其の調書もあるにて、此の時の原稿料を知るに足りる。この事件は、「伊波傳毛乃記」に、「寛政三年夏のころ。」と見えて、多く六月のこととしてゐるが、姑く「山東京傳一代記」にある判決文に依りて三月のこととして置く。

京傳はこれに懲りて、此の後頗る謹愼し、又這種のものに筆を執らず、彼が洒落本に於ける文才は向後又見るに由なかつた。黄表紙に於ても、幾多の名作はありとするも、京傳の生命は實に洒落本にあるので、彼が盡くるなき才能は、なほ多くの傑作を殘したであらうが、此の頓挫ありて、縱横奔放の才が萎縮したのは、惜しみても猶餘りがある。「洒落本の總本寺、通言山總籬寺、八丁傳主開基にて山東第一山の靈場。」と稱せられ、「古今獨歩の名人でござりますればそれ故位は大上上吉、立役の卷軸。」（いづれも洒落本評判記花折紙）と奉られたのも、決して過褒ではなく、洒落本にかけて、彼ほどの伎倆のあつたものは全く無かつたのである。

洒落本には筆を絶つたとは云へ、彼の文才は固より滾々として泉の如きものがあつて、猶其の後も黄表紙に其の妙を發揮してゐる。曲亭馬琴が京傳を訪うて其の門人たらん事をこひたるは、寛政二年の秋のことで、「伊波傳毛乃記」には、「是の年の秋、馬琴はじめて京傳に見ゆ、一見して舊識のごとし、其の好む所同じければなり。」と云ひ、京山の『蜘蛛の絲卷』には、馬琴酒一樽を携

へし、來り訪ひ、門人たらんことを乞ひしも、京傳は「草雙紙の作は世を渡る家業にあらずして、偶に慰みにすべき物なり、今時鳴るゝ作者皆然り、さて文戲作は弟子として教ふべきこと一つもなし、されば已れはじめ古今の戲作者一人も師匠はなし、先づ弟子入りは斷り來れ、しかし心安く語りに來給へ、また出來たる物あらば、見ることは見てやるべし、と示されけるに、しばしく來りてもの語へり」と答へたる旨を記してゐる。此の兩者は、各、曰く附きのいきさつがあるから、必ずしも其のいづれを眞なりと斷言することは難いが、寧ろ『蜘蛛の絲卷』にあるところを以て事實に近いと思はれる。京傳は文壇の賣れっ子にして、馬琴はまだ名も知られない一介の窮書生、それが「一見識ある如し」などと書くのは餘りに僭越である。京傳には弟子が殆んど無かつたのを見ても、當時弟子を取らないのみならず、その馬琴の入門を謝絶した理由は如何にも至當である。『伊波傳毛乃記』には唯々自家を吹聽するに急にして、撞着する奇がある。寛政二年には馬琴自ら山東京傳門人大榮山人と署名して、青本の『盡用而二分狂言』を書いてゐる。門人と署名する者が、何で「一見識ある如し」、「是を以て其の交はり疎からず」と對等に交際する事が出來ようぞ。これは後年馬琴が名を成して後の見識を遡りて書いたものに外ならない。殊に『伊波傳毛乃記』には京傳が筆を拏つた後の事を記して、「初冬の比、手鎖御免の後、例の版元蔦屋重

屋等、明春開版の草雙子の藁本を求めて已まざるに、年來の義もあれば、推辭む事を得ず、然れども時節は後れ、かつ畏りの餘氣あるをもて、筆硯に親しまず、依レ之馬琴竊かに代りて作り、明春或は京傳の趣向によりて、專ら著述を資けしかば、數種の冊子一箇月餘りにして稿し了り、明春開板することを得たりと云つてゐるが、斯うふ事情も多少はあつたであらう。寛政五年には京傳の作十餘種あり、同六年には七八種あり、同七年には三種、同八年にも三種で、其の作の數は次第に減じてゐる。寛政九年には、『三歲圖會稚講釋』三冊、『和莊兵衞後日話』三冊、『正月故事談』三冊、『虛生實草紙』三冊の四種を出したが、いづれも教訓物で、彼の特色はすでに喪つてゐたのである。これを當年馬琴が十一種、一九が十九種を公にしたのに比すると、京傳の意氣は衰へたりと云ふべく、いはゆる美に懲りて膾を吹くの類であつた。しかし黄表紙には持前の滑稽洒落連發して、馬琴の如きぎごちないものとは同日の比でなかつた。享和二年に出した、『通氣智之錢光記』三冊、『呑込多靈寶緣記』三冊、『賢愚湊錢湯新話』三冊、『枯樹花大悲利益』三冊のごときは、之を春夏秋冬の四季に準へて、同時に刊行し、又之を合卷として、一時の好評を博してゐる。然し此の年頃より南仙笑楚满人の敵討物流行し、世は次第に敵討物の全盛期となり、文化元年には京傳も、『黄金長者白銀長者江戸砂子娘敵討』三冊を公にするに至り、翌二年には、『鐘花翁南柯夢復讐煎茶濫觴』三冊、

同三年には、「通俗大聖傳奇」六冊、「敵討東海道記」六冊、「散々酒太郎盃」の三部を出版してゐる。式亭三馬は「親敵討腹鞁」の序に、「高が草雙紙の作者だから濃厚は遅くあるまい、よりどりに本家を生かして、なんとかかんとかはせをなさせ、それだから敵討一部を書はせ、去二、介則、今定、月池、三馬と此の五大家を動員して書いて居れば間違ひなし、人々に世話芝居をしてやらう」と馬琴の故事来歴をいひ、作品を攻撃してゐるのは、又一つの理由とも見られるので、黄表紙の作風が、此年の春頃、去三、全盛時代に比すると、いささか劣って来た事を否むわけにはゆかぬ。然しながらこのことは、節のない傑作も稀に現はれて来たのである。凡例に強ひない江戸っ子でも、劇場の高い所で語りの切れたてたので、暁のくれるのみで来たのも無理なある。此時節は一種の過渡時代の産物であった。

寛政十一年、京傳は初めて「忠臣水滸傳」前編五巻を出した。我が読本に於ける第一の作である。これより先き安永二年、建部綾足は本朝水滸傳前編十巻を著はしたが、専ら古典味の勝ったものであった。京傳は赤穂四十七義士を十七道に、水滸傳の翻案を試みたのである。享和元年、其の後編五巻を著し、享和三年には復讐奇談安積沼二冊を小幡小平次の怪談物に仕組んで著し、文化元年には、「優曇華物語」六集、同二年には、「櫻姫全傳曙草紙」五冊、同三年には、「梅花氷裂」

三冊、『昔話稻妻表紙』五卷、『善知鳥安方忠義傳』前編五卷八冊、同六年には、『小說浮牡丹全傳』前編四冊、『本朝醉菩提』十卷、同九年には、『雙蝶記』六卷を出した。

京傳は又博識にして研究心深く、古今の風俗を究めて、文化元年、『近世奇跡考』五冊を出し、其の後同十年、『骨董集』上編上中二冊、同十五年上編下の前後二冊を刊行した。但し中編以後は未だ成らずして歿したのである。風俗資料の隨筆として、いづれも價値あるもので、柳亭種彦の『用捨箱』、『還魂紙料』等とともに、後世を裨益すること頗る大である。これを馬琴の『玄同放言』や『兎園小說』が、雜然として瑣事細說を臚列してゐるのに比すると、雲泥の差違があつて、彼の研究心の精緻なるを察するに足りる。

京傳は、寬政二年二月、吉原江戸町扇屋花扇の番頭新造菊園を妻としたが、其の後病死したので、狎妓なる吉原江戸町玉屋彌八の新造玉の井を落籍して後妻となし、名を百合と呼んだ。壯年には好んで花明柳暗の巷に出入してゐた彼も、一體に堅實な所があつたから、貨殖の道には疎からず、寬政四年五月には兩國柳橋の萬八樓にて、書畫會を催して、三十兩の收入を得、翌年春銀座一丁目の橋近き木戸際に紙煙草入煙管店を開き、毎月八九十兩の商ひをした。然し京傳は商賣の事に關せず、自身は煙管煙草入の形などを工夫し、遊里に赴かざるの日は二階の上に閑居して

著作に餘念がなかつた。煙草入の口上に、

去秋中、紙製煙草入包品物を賣出し候所、是迄は古き[illegible]何右衛門何兵衛様御贔屓に被成下候て、御江戸に申すに不及、諸國より御求め被下候[illegible]九尺二間不相應之大繁昌仕候、是れ各々様御贔屓蔭と[illegible]山の[illegible]、[illegible]方の[illegible]を[illegible]に、[illegible]商人、心[illegible]者、[illegible]作者に[illegible]、[illegible]商[illegible]の[illegible]私、[illegible]を見[illegible]、

三の切の勘定合ひは番頭にすいと任せてわしや置頭巾云々。

とありて、[illegible]其の[illegible]に、

[illegible]て申上候、此の度京[illegible]呼下しに[illegible]うちにて、年[illegible]を[illegible]入候[illegible]、[illegible]色[illegible]、[illegible]いづれも[illegible]に仕り、[illegible]に[illegible]、[illegible]、[illegible]上[illegible]の[illegible]入[illegible]、[illegible]別[illegible]仕立[illegible]上候、

と記してゐる。此の後[illegible]年[illegible]て文[illegible]門の[illegible]なる[illegible]の[illegible]を得て[illegible]、其の後、讀書丸といふ丸藥を賣出し、追々賣り弘まりて利益を得る事少なからずとの事であつた。其の藥は請の覺世道人の傳法と稱し、一包十五粒入一匁五分にて、十包も賣ると、[illegible]門に

振舞つた。「伊波傳毛乃記」に評して、「京傳は文墨に賢しく、狂才あるのみならず、世俗の氣を取る事も亦勝れたるに、天稟の愛敬あればにや、其の運も微ならず、する事毎に人氣に稱へり、されど算術にはいと疎くて、よせ算をだに得せず、商人なるべき人柄にはあらざりしかど、商賣鍛煉なる者にはまして、利を得る事の上手なるに、後年より儉約を旨として、衣裳なんどは指神家より賜はりし物、或は有福なる町人より惠まれし物の外に、自己の錢を費して、買求むること稀なりき、まして下襲ねなんどは、吉原なる大店の仕著の舊衣を得て縫直させ、一つ衣を十年餘も著用したりき、書籍も人に借りて見るのみ、藏書は多からず、文房の具を好まず、古書畫をば愛せり、たま／＼馬琴等と遊山し、神社佛閣に詣づる日も、茶代食料は多少となく割合はして、我に損なく彼に損なき樣にしたり、この比、同行の者各茶代を置くには、八文づゝ出し合はするを、京傳流といへり、貸さず借りず、其の性施しを好まざれども、又貪る事もなし、朋友の窮を救ふ事などは絶えてなかりき、鄙吝かと見れば鄙吝にもあらず、其の俗情貨殖の人に似たる事多かり。」と、上げたり下げたりしてゐるが、要するに花柳界に出入して、人情の機微に通じた彼は却つて割合に手堅いところがあり、淺草に出した菓子店以外に損はしなかつた。之を吝嗇漢と同一視するは固より當らず、商賣を營んで商賣人らしからず、締つてゐた所に彼の特徴があつたので、既

するのは間違ひで、むしろ此の點は賞揚するに足りる。其の妻百合は容色もあり、賢にして、貞に仕へて忠實に、夫に仕へて、彼をしてふへと遺憾に足らしめなかつた程の技倆もあり、京傳の持ち居た店が繁昌したれば、百合内外の事を掌り、賣るところの讀書丸、奇應丸、小兒無病丸等の製藥に、携はりながら、これを賣せり、凡そ賣買の事、紙錢の出納一切これを議して懈らず、京傳は日夜二階に在つて著作するのみ、百合が賣買の事にも似ず、其の貯めもさうして、世事にうとかりしなるを知れるものなかりき。伊吾傳臣乃記と云へる程の眞實であつた。

文化三年三月の大火に類燒したが、幸ひに土藏が助かつたので、復舊の業にして、家業を興し、屋上には牡鶏袋を敷いた。云はば今日のハイカラ住居をしてゐたのである。

當時の贅ではあつたが、下戸を嫌ではなく五十歳に及ぶまで白髮は少なく、眼も明らかに齒は一枚も缺けず、其の性酒を好まなかつたが、常に美酒を貯へて、時々數盞を傾けた。但し五十歳位から少し耳遠かつたと云ふことである。稿を草するには遲筆な上に、屢々稿を改めた。旅行嫌ひで、生涯のうち、天明の末に箱根、鎌倉等と俱に日光及び中禪寺に遊んだのと、寛政中、相州浦賀、三島、及び沼津に遊歷して、百餘日を過したのとだけであつた。文化十三年九月七日、脚氣衝心の爲に逝く、享年五十六、本所回向院に葬り、法號を辨譽智海京傳信士と云ふ。丁ると、

弟京山家を繼ぎ、長子傳吉を傳藏と改めて、其の後を襲がしめた。妻百合は夫の死を悲しみて、遂に狂疾を發し、同十五年正月二十二日（一説に二月二十八日）歿し、亡夫の墓に合葬されて、其の貞淑の終りを全うした。

其の著作

京傳著すところ二百餘種、其の重なるものを分類して擧げると、次のごとし。但し多少の脱漏は免れない。

黄表紙

お花半七開帳利益札遊合（政演畫とある）　傳五いきちよん／＼（二卷畫）　名取菊黄白長者（政演畫或は云ふ自畫作）

日東國三曲之鼎（政演畫とある）　艶模樣曾我雛形（政演畫或は云ふ自畫作）　團子兵衛おはぎ燒餅噺（政演畫とある）

遊人三幅對（政演畫とある）　福員かなめ舍屋六郎兵衛米饅頭始　洒落模樣飛羽衣（政演畫とある）

娘敵討古鄕の錦　久知蒲兎登里　手前勝手御存商賣物

客人女郎　不案配即席料理　一の富見德の夢

天慶和句文　侠中侠悪言鮫骨　江戸生艶氣樺燒

天地人三階圖繪　全盛八郭中丁子　江戸春一夜千兩

明矣七變目景清
二百文 寳[illegible]背[illegible]
名[illegible]物ヶ枝[illegible]
復讐後祭祀
[illegible]奇事中洲話
花東頼朝公御入
早道節用守
[illegible] 延壽反魂談
大極上請合賣 心學早染草
冷哉汲立清水記
一地面獄 照子淨頗梨
[illegible] 九替十年色地獄
世上洒落見繪圖
[illegible] 女將門七人化粧

三筋緯客氣植田
將門秀郷 時代世話二挺鼓
小倉山時雨珍說
二代目艶次郎 碑文谷利生四竹節
[illegible]女僊人
一生入福兵衛幸
孔子縞于時藍染
[illegible]化物[illegible]
孔子[illegible]
京傳憂世之醉醒
[illegible]門[illegible]
[illegible] 人間一生胸算用
虛生夢魂其前日
[illegible]桃太郎發端話說

三千[illegible]蛇
[illegible]狂言末廣榮
[illegible]の筆力
[illegible]嗚呼奇々羅金鷄
一百三升芋地獄
三[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]花[illegible]
[illegible]八百萬[illegible]
箱入娘面屋人魚
話[illegible]
實語教幼稚講釋

怪物徒然草
唯心鬼打豆
〈正本伊達競／花本鬘意錦〉宿昔語笔操
福德果報兵衛傳
貧福兩道中之記
〈大人日青葉／見物山時鳥〉初役金烏帽子魚
忠臣藏前世幕無
〈酒神／餘神〉鬼殺心角樽
三歲圖會稚講釋
正月故事談
百化帖準擬本草
無間鐘梅枝傳譜
假名手本胸之鏡
平假名錢神問答

梁山一奇談
〈富士之白酒／安部川紙子〉新板替道中助六
〈いゝなの書初／若井の水引〉先開梅赤本
花之笑七福參詣
〈浦島／太郎〉龍宮𨏍鉢木
〈茶で喰ふ／蟲も好々〉三桝太夫七人娘
眉間尺三人泥醉
諺下司話說
和莊兵衛後日話
〈東海道五十三次／人間一生五十年〉凸凹話
笔津蟲音禽
京傳主十六利鑑
五體和合談
〈啌意馬／筆齒馬〉假多手綱忠臣鞍

天剛垂楊柳
〈通俗／菩提樹御席〉四人詰南京儡
〈白／皇〉下旬蟲干曾我
堪忍袋緒〆善玉
小人國穀櫻
〈大ほ虎／是ほ野狐〉根無草筆芿
忠臣藏即席料理
人心鏡寫繪
虛生實草紙
一刻價萬兩回春
兒訓影繪喩
兩頭筆善惡日記
〈口中の／不景鏡〉廿哉名利研
〈昔男／生得〉這奇的見勢物語

[illegible]早業七人前
賢愚[illegible]話
[illegible]道連[illegible]案內
[illegible]九人的西眼[illegible]
作上自[illegible]名產[illegible]

合　巻

[illegible]江戶紫[illegible]
[illegible]紫服紗[illegible]
敵討孫太郎蟲
[illegible]六[illegible]仇討
小野篠八[illegible]復讐仇討
女仇討[illegible]仙
[illegible]女[illegible]路之仇討
敵討[illegible]會[illegible]

通俗[illegible]
[illegible]花[illegible]利[illegible]
[illegible]解[illegible]六
二[illegible]七色合點[illegible]
[illegible]の[illegible]物
[illegible]復讐[illegible]
河內近江[illegible]敵討[illegible]中
小はだ小平二安積沼後日仇討
[illegible]見之仇討
[illegible]藤[illegible]談
[illegible]左郞[illegible]
敵討[illegible]
[illegible]

春[illegible]記
御[illegible]
[illegible]
[illegible]
虎[illegible]の[illegible]
[illegible]奇[illegible]
敵討奥州狼河原
[illegible]道[illegible]
敵討[illegible]
[illegible]丸屋[illegible]
岩井[illegible]討
[illegible]
花釣[illegible]記傳[illegible]

劇孫六／武馬寄岩戸神樂劍威德
勸善辻談義
男上日／女西行富士太郎梅隱香
小いな／判兵衛夜鶴親父形氣
お露九郎兵衛／お妻八郎兵衛艶傘時雨古手屋
昔織博多小女郎
本調子直絲筋
鳴神左衛門／絕間之助勇雲外記節
妹背山長柄文臺
釣狐昔塗笠
朝妻舟柳三日月
春角力花錦繪
磯馴松金絲腰蓑
猿猴著聞水月談

八百屋／お七傳松梅竹取物語
劇東鬼王／契情月小夜化粧坂犢忠龜鑑
小野篁風／女郎花姬歌字盡青柳硯
梅之於由女丹前
今を初めの／たびごろも梅由兵衛紫頭巾
播州皿屋敷物語
櫻姬筆再咲
梅川／忠兵衛二人虛無僧
籠釣瓶丹前八橋
へまむし入道昔話
兒ケ淵櫻之振袖
染分手綱／尾花孫市仕合吉與細道
不破／名古屋稻妻表紙
繪看板子持山姥

二口替連理花王（京山合作）
右二十一代集／妹廿卷萬葉集絲櫻本朝文粹
鳥獸魚蟲類／身振り擬色腹筋逢夢石
親敵善知鳥乃佛
若菜右衛門／尾上之助男子草履打
娘景清襤褸振袖
團七黑兵衛／釣船之花人朝茶湯一寸口切
熊野琴／調子傳薄雲猫舊話
升繫男子鑑
重井筒娘千代能
無間鐘娘緣起
唐獅子／牡丹之助當升矢筈筋隈
女達磨之由來文法話
草履打所緣色揚

娘清玄振袖日記
黄金花萬寶合書
常の物月土手場
景清三味線
向草太郎左衛門
心湯仇討話
今昔八丈揃
玉井的白葉打鐘
輕口噺
三郷賢て茶（一雅十編之）
洒落本
當世愛かしこ
人込浴室情流理
指面草

竹井荒磯 長髪姿蛇柳
夕螢美人傳
腹中名所圖會
龍宮土産日記
故日馬平歌結
賣場花牡丹燈籠
物草盛昔雛形
織田春物語指
清倉郎黄漸（？）
小紋裁
當世法形 小紋新法
百人一首馬鹿講釋 始衣抄

小金箱子淺想頭巾 大磯俄練物
鬼持面敷作問答
右ノ枕春宵抄
手鑑故古由解言
森狗國嶋女郎之表
咲替花之二番目
女俊寛雪之仕道
令子洞房
客衆肝照子
古契三娼

通言總籬　吉原楊枝　通氣粋語傳
傾城買四十八手　洞房妓談繁千話　京傳餘誌
小紋雅話　青樓晝の世界錦の裏　大磯風俗仕懸文庫
夜半の茶漬　傾城鑑　志羅川夜船
手段詰物娼妓絹籭　不粋照明房情記　客衆水面鏡

讀本

忠臣水滸傳　優曇華物語　櫻姫全傳曙草紙
昔話稻妻表紙　善知鳥安方忠義傳　安積沼
小說浮牡丹全傳　本朝醉菩提　梅花氷裂
雙蝶記

雜書

近世奇跡考　骨董集　孔子一代記
四季交加　大盡舞考證　其他

京傳の著述中、考證物は姑く置いて、最も善く其の才能を發揮したものは、云ふまでもなく酒

落木で、殆んど他の追隨を容さぬものがある。たゞ三馬と一九とが其の後を踵いでゐるが、依然として京傳を以て其の翹楚とせねばならぬ。三馬の名著三十三部中には一部も京傳の黄表紙を加へてないが、心學早染草、存込多靈寶緣起等の作を少しとせぬ。讀本は馬琴に一籌を輸してゐるが、稗史忠臣水滸傳等は猶彼の伎倆を窺ふに足りる。

其　畫

京傳は北尾重政の門人として、出色なる畫家であつた。好んで遊女を畫いたのは彼が其の社會に通達したからで、青樓美人合自筆鏡（卷頭口繪參照）は最も其の傑作で、天明三年頃の作であり、蔦屋から出版せられ、一層に品位に乏しからず、色彩も落ちついてゐる。彼が後年畫を輕んじて文に奔つたのに、決して畫に拙なりしがためでなく、畫よりも文を好んで、文章に重きを置いたためであらう。晩年に到ると、創作よりも寧ろ考證物に力を入れたのを見ても、彼の心境が次第に移り替つたを知るに足りる。彼には一枚繪の版畫もあり、又肉筆も巧者で、掛幅一つならず存してゐる。口繪には淡彩の肉畫を載せて置いた。

忠臣水滸傳

十冊、前編五冊は寛政十一年、後編五冊は享和元年の出版、插畫は師なる北尾重政の筆にかゝる。これより先、安永二年には建部綾足の『本朝水滸傳初編』十卷出で、天明三年には伊丹椿園の『女水滸傳』四卷出で、水滸傳流行の兆は見えた。京傳は材を赤穗義士に取りて、總て水滸傳擬ひに脚色したのである。鎌倉極樂寺の切通しに新田義貞の兜を埋めんとして、地を穿ち、石室に掘り當てたるに、遇レ高ニ而開の文字あるより、高師直は衆人の言を用ゐず之を穿つと、四十餘道の金光が四方に散ずると云ふ、水滸傳の發端を眞似て、之より四十七義士の經緯を述作したものである。百二十回本の忠義水滸傳に據つたことは、處々「但見る」と云ふ形容の文字を列ねたのにても察せられる。「古人色を戒むる詩あり、說得好」の如きを初め、文字も文句も、水滸傳流になつてゐる。「曖呀足下は、莫不遮野勘平麼、勘平云、這等說的是千崎彌五郎」の類で、少からず滑稽の感がある。「大星琵琶湖に大に義を聚、兼好國見山にして夢に石を降」を以て總編の終りとした所は、案外に思ひ切りがよく、長談義よりも此の位が却つて愛嬌があつて善い。

『近世物五本江戶作者部類』に、「此冊子は、かな手本忠臣藏の世界に、水滸傳を取り合はして、をかしく作り設けたり、是れ京傳が國字の稗史を綴る初筆なり、且水滸傳を剽竊摸擬せし者、是れより先に、曲亭が高尾船字文ありと雖も、そは中本なり、亦振鷺亭が伊呂波水滸傳の如きは醉

話と題して、相似たる書也、しかれば唐土水滸傳ありて以來、かゝる奇商の物を見ることなし、ふ世評特に高かりしかば、多く賣れたり、此の頃よりして讀本大いに流行して、遂に此れにしくなる讀に京傳の稿本をこうて版せんと欲する書賈多かりしかど、とあるが、此の作の好評を博した許りでなく、此の後水滸傳の續出を見た。享和元年には、伍々木高吉の『日本水滸傳』出で、文化元年には曲亭馬琴の譯せる『新編水滸畫傳』同年せられ、文化二年には高井蘭山の『高華水滸畫傳』が公にせられた。

櫻姫全傳曙草紙

五冊、文化二年の出板、插畫は一陽齋豐國である。因果應報の理を説いたもので、假名草子の勸善小説の系統を受けたものである。引用書目を掲げたるなど、古實を重んじたところがあつて、此の嗜は馬琴に至りて愈々甚だしくなつてゐる。然し一篇に飾りなく通つて其しい無理のない所に此の篇の長所がある。豐國の插畫は此の書をして世評を高からしめたるに與りて力がある。『近世物之本江戸作者部類』に、「櫻姫全傳を綴るに及びて、出像を歌川豐國に畫かしむ。此の書の當時好に適ひて、雅俗ともに妙とせり、其の明年丈才に安方忠義傳六冊、是も豐國畫にて

印行せしに、いよ／＼其の新奇にめでて、是れを看る者は、只三都會のみならず、田舍翁も亦此の佳作あることを知れり、京傳が作のよみ本多かる中に此の二種尤もさかんなりとす。」とある。

昔話稻妻表紙

五冊、文化三年の出板、插畫は歌川豐國。不破名古屋を主題としたもので、萬事が芝居がゝつてゐる。作者も其の緒言にて「もと此の稗說は平安堂近松氏の筆のすさみ、返魂香と云ふ院本に基き、新たに作り設けたる物語にて（中略）俳優の作り物語」と云つてゐる。然し此の書は案外に好評にて、文化五年の春大阪の芝居にては之を興行し、天保年間には、江戸にても之を狂言に仕組んだ。

今古雑像 本朝醉菩提

十冊、初編六冊、後編四冊。稻妻表紙の後編である。支那小說の醉菩提を飜案した物で、一休和尙の俗說を題材に取つてゐる。最後には「門松は冥途の旅の一里塚、御用心々々々」にて編を閉ぢてゐる。此の書の插畫につきて豐國との經緯は、「作者部類」に詳しく出てゐるが、「思ふにも

和十冊子の世話物などにすることある處を見ると、此の書が實行と成り立つた所を示すものである。

小說浮牡丹全傳

讀本四冊、文化六年の板、歌川豐國畫、京傳作の名品で、その作の意で、稲妻表紙、雷太郎強惡物語と緒を入れた交へに綴つたもので、中々に事件が複雜であるが、文章は甚る簡潔で、其の間に含蓄ある文章をもとしてゐる。作者は京傳に後編三勝を出さうと試みたが、遂に果さずに終つたのである。一篇に之を小說の形成を指して見た目にたつ。

雙蝶記

六冊、文化十年の板、歌川豐國畫。目次に繪を用ゐたのは、一寸目先が替つてゐる。動なる意匠に義を含む一篇の時代物で、年代は鎌倉の末から南北朝時代へのである。將上の假構の小說で、史實とは更に關係もなく、ただ作者の意を寄せる様に過ぎない。見るに、給は例の穎秀なれ、作は相も變らず、繪本の影はなく白いなり、惜しむらくは嫌な表現なり、なり、讀んで下さる御方樣は堪能なり、皆々様はお好きなり、と御贔屓に存じ奉る御繪は歌川豐

國の筆なれば申分なく、板木彫の小刀にて紅白粉の化粧もよく、摺仕立の嫁入衣裳も不足なく、板元の親里も慾を離れて、隨分安賣の嫁なれど、肝要の意氣にたとふる作が愚にて、しかも田舎言の其のうちに、都言を横ぐはへにいひまぜて、聞苦しきこと多ければ、讀んで下さる聟君のお氣に入らぬがちなるべし云々」と其の序に、盛んに估らんかなを呼號してゐるのは、見つともない感じがする。

解題 終

忠臣水滸傳

忠臣水滸傳自序

夫魁壘院本諢語爲腔調。以成排戲。有題忠臣藏者。觀其爲書。據太平記。翻案高執政淫覦鹽廷尉之嫡夫人。眷戀不已。寓諸國風之情。託兼好書貽眷戀之意。以爲贈。夫人不宗封緘而反却之。復賦雜古文之篇以贈。夫人和之。以襲衣之篇。師直艴然怒施及高貞。高貞身死國壞之事。以爲十一回。是雖戲曲。忠孝義貞亦宜鑑之理。是以大行于世。而田客村童亦膾炙其事。庶幾乎導善除惡之一助矣。聽松堂語鏡曰。市井之愚夫愚婦。看雜劇戲本。遇有忠臣孝子義夫節婦。觸動良心。至悲傷涕泣不自禁。率有敦行爲善者。誠哉此言也。余棲遲市塵。營生之餘讀書。最好稗說。嘗每檢施耐庵水滸傳。覺有所類夫戲曲者也。遂翻思構意。師直之乘權與高貞之獲罪。比諸高俅及林沖。作忠臣水滸傳。固是寓言傅會。然亦勸善懲惡於兒女。故施國字陳俚言。令兒女易讀易解也。使所謂市井之愚夫愚婦教行爲善耳。觀者恕焉。

寛政戊午仲夏。題於東都平安橋南煙包中。

山東子

忠臣水滸傳總目錄

第一回　夢窓國師祈二禳天災一
高階師直誤走二衆星一

第二回　妍娘娘羞謎二襲衣篇一
鹽冶廷尉誤入二白虎廳一

第三回　桃井侯大鬧二足柄山一
鄕衛門夜渡二天龍川一

第四回　鹽冶龍馬三鞭千里
寺岡神行一脚百歩

第五回　貞九郎剪徑得二蒙汗藥一
賀古川監押送二金銀擔一

第六回　韓平寓二山崎一售二肉包一
千崎過二西岡一殺二野豬一

同上　前編五巻

第七回　奪ニ密書一傑兒施レ節　擲ニ[illegible]兒一大星示レ號

第八回　重太郎月夜會ニ武森一　戸無瀬雪天鬪ニ土兵一

第九回　本藏短笛吹ニ別鶴曲一　力彌長槍得ニ雪佛頌一

第十回　了竹奪ニ休閑兒一　由良試ニ探義平一

第十一回　大星琵琶[illegible]聚レ義　兼好國兒由夢降レ石

同上　後編五巻

通計　十一回前後合本十卷

忠臣水滸傳總目錄終

忠臣水滸傳前編 卷之一

東都　山東窟京傳子著

第一回　夢窗國師祈二禳天災一　高階師直誤走二衆星一

話說、北朝の天子光明帝の在位、暦應三年三月三日、五更の三點、帝紫宸殿に駕幸し給ひ、百官の朝賀をうけさせ給ふ。然るに當有の殿頭の官人すゝみ出でゝ、文武の百官にむかひ、聲高やかに叫ばはりいふやう、「若し事あらば班を出でゝ、急ぎ奏聞あられよ、若し事なくば簾を捲き、速かに退朝あるべし」と。時に班部の聚りし中より、一大臣藤原道教卿班を出でゝ、つゝしみ奏聞ありけるは、「只今洛中に屢怪異ありて、已に仙洞の御所にも怪しき事あり。一隻の斑犬、二三歳許りの小兒の頭一級をくはへて跳び來り、直に院の御所に入り、こゝかしこと跳け繞りて、つひに南殿の棟のうへに上り、三聲叫びて忽然ときえうせぬ。是れ乃ち渉世錄に、狗人の屋に上る、鬼を奢女と名づくといへるたぐひにて、必ず不祥の兆ならん。殊更將軍塚鳴動し、清水寺には、舞馬の離出で來りて、山門殿

守ことなく、片時のうちに灰燼となり、或は四條川原にひきいだされ、田畑の畔に捕はれて、苗稼男女あまたの人々をころし、或は白日中に馬の嘶ゆる聲きこえ、黒夜街上に車の轢るおとあり、其の餘さまざまの怪異あらはれて、人民日夜生を安うする日なし、加之北陸道七州に、疫癘こぞりてこれ流れて、人民を傷損すること、其の數をしるべからず、其の源は越前の國よりおこりて、諸州各府にいたり、一毫の人民此の災にかからざる者なしと、各處より表文をさゝげて、此の事を奏聞する事、恰も高低の齒を擲くに似たり、伏して望むらくは陛下萬民の苦患をあはれみ給ひ、刑罰を寬うし、忠言を近うし、年貢を薄うして、天下に大赦をおこなはれ、又災をはらひ給はゞ、何の禍か幸これにしく事あらんと、つぶさに奏しければ、帝叡聞ありて大いに驚かせ給ひ、林學士に勅して、國郡に詔を草かせ、一面には赦を天下に頒ち給ひ、國有間の罪人悉く皆赦免あり。一面には京に在る處の、官觀寺院に命じ給ひて、秘法密法を修せしめ、くつばらに天災を讀ふべき詔勅あり。然るに其の比天龍寺の開基夢窗國師といふは、禪學秀才道德有徳、天下にならびなき高僧なるにより、此の時叡旨ありけるは、彼の國師を朝廷に召し、法を修せしめて、天災を銷はすべきとなり。因りて國師は其の詔命を奉じ、金殿上に一ッの壇を設け、太山府君を祭り、無量の祕法を修し、已に七晝夜、肝膽をくだきていのりければ、靈驗の著に殿上に不思、金鐸の音[illegible]

前にひざき、いかなる魔君悪鬼たりとも、障礙をなさじとぞ見えたりける。個様に日を累ね功を積みて、祈りの精誠をつくされける驗にやありけん、方纔洛中の怪異はやみけれども、北陸道には瘟疫轉盛んなり。帝これを聞知され、龍體やすからず、再び朝廷に百官を宣召れ、此の事いかゞしてよかるべきと、評議區々なり。當時班部の中より、一大臣源具親卿進み出でて奏聞ありけるは、「臣頃日諸人の風說を承るに、當初淵邊義博が爲に弑せられ給ふ。大塔の護良皇子を首めとして、千種忠顯、楠正成、新田義貞等が亡靈、妖魔のかたちに化現し、每夜仁和寺の、六本杉の樹上に參會して、天下の治亂興亡を議論し、北朝をかたむけ寃みをはらさんと計るよし、外議もつぱらなり。臣熟愚意を以て量り候に、洛中の怪異おそらくは、那の寃鬼の所爲にて、諸國の災病も、彼等が邪祟に著るものならん。就中義貞は、前年越前州足羽において、飛矢にあたりて自害を做し、死に臨みて忿怒の惡相を顯はし、ふかく寃みをとゞむると聞き及びぬ。今已に瘟疫、越前よりおこりてたゞちに諸國におよぼすは、必ず是れ義貞が寃魂彼の地に妖祟をなし、北朝をかたむけんと計るに疑ひなし。伏して願はくは陛下明らかに察し給ひ、義貞が遺盔をもつて、渠が遺骨に假託ひ、相州鎌倉鶴ヶ岡八幡太神の廟においてこれを弔祭し、すなはち彼の地に其の盔を埋めて、墳墓を築き、ながらく義貞が亡靈を追薦せば、彼が靈魂おのづから寃みをはらさん。さらば民間の災病をのぞき、諸國ふたゝび静謐して、

貴賤高卑を唱ふべし。」と、言をつくして奏しければ、主上[illegible]の奏を[illegible]、[illegible]
衛ト足利將軍尊氏公ヲ宗祖、足利左兵衛督直義[illegible]朝廷に[illegible]
一[illegible]、[illegible]に[illegible]て下[illegible]、[illegible]の朝に於て邪[illegible]し、[illegible]の地三[illegible]の數をうづめ、墳墓をきづきて、[illegible]
貞が亡魂を[illegible]すべし、いさゝか怠たる事なかれ。」と、[illegible]
帝に[illegible]し[illegible]、[illegible]一、[illegible]
乃[illegible]を[illegible]代の[illegible]、[illegible]
勲を復し、[illegible]に[illegible]名[illegible]、[illegible]一[illegible]のことを[illegible]
上に[illegible]
治[illegible]、國家[illegible]して忠臣ありといへる、老聃の言宜なる哉、只[illegible]の[illegible]に光なく、夜[illegible]
あ[illegible]つに一致、後人[illegible]記の篇を引いて[illegible]、[illegible]

露 香 不 食 無 [illegible]　　直 [illegible] 見 忠
[illegible] 莫 [illegible] 道 丈 [illegible]　　世 人 [illegible] 功

子[illegible]、[illegible]義公は[illegible]をいたし、いまだ[illegible]、[illegible]
はち[illegible]、[illegible]事高武[illegible]、[illegible]

介安近、三人ひとしく鶴ゥ岡の廟、段葛のほとりに出で、地上に拜伏して駕をむかふ。直義公此の三人の打扮を看給ふに、おの／＼頭に一頂の烏紗帽を戴き、身には一領の大紋の直垂を穿ち、身邊には一口の解手刀を帶び、三人一般の粧束、美麗をつくしてぞ見えし。斯くて三人つゝしみて、直義公の左右に隨ひ、廟内にみちびきければ、直義公樓門の前にて馬を下り、たゞちに殿内に入り給ひ、宮殿の光景を看給ふに、果然是れ好き一坐の靈廟なり。但見る、

青松屈曲し、翠栢陰森たり、門には敕額金書をかけ、戸には靈符玉篆をつらね、寶蓋の下に流水潺く漾れ、墻の院後に好山環繞りて、鶴丹頂を生じ、龜綠毛を長ず。坐不冷の行法怠なく、讀經金鐸の聲、左右の廊にひゞく、寶殿の富貴說きつくすべからず。

直義公やがて殿上に登つき、香を拈り拜を作して、少刻神明を禱り給へば、忽然鼓樂のひゞきたいに發り、廟吏廟祝の伴、宮帶を捧げ神慮を淸しめ奉る。救宮殿の前なる銀杏の樹の下に、拉子引爾の葷を繕ひたる、錦の帷幕をひきめぐらし、中央に一把の虎の皮の交椅を設け、一幢の好青を爽く、直義公神拜罷りて帷幕の内に入り、從容に交椅の上に坐し給へば、あまたの從者左右にわかれて坐を列ね、おの／＼稽首屛伏して威儀嚴重なり。當時、高師直、畠山高頼、桃井安近、三人ひとしくすゝみ出で、一長跪意大く、喜蹬降臨ある事何の悅びかこれにすぐべき、と、謹んで禮を敍ぶ。直義公のたま

なりければ、一日今諸州に疫癘おこなはれて、人民多くそこなふにより、帝これを歎かせ給ひ、陰陽寮に勅せられ祈禱を行はしめ給ふに、新田義貞の亡魂妖をなすによりてなりと[illegible]、義貞が霊を崇め[illegible]贈官[illegible]とのふるべし、[illegible]すなはち[illegible]べきこととなりしと、[illegible]ならずといふ[illegible]、[illegible]せる由なり、彼妖魂の[illegible]にあらず、既に義貞は[illegible]たゞく[illegible]を[illegible]したる[illegible]なるや、[illegible]ことはりにまさりてありけれども、陰陽家博士等の言葉をうけて、天子を悩ませ奉る[illegible]に畢竟北朝の純臣を弾く道理なり、此の儀不当の勅命にて候ことと、いさゝか[illegible]。井安近これを聞きかねて膝を出て云く、「[illegible]勅命の旨趣を承し奉るに、義貞が霊を[illegible]、いたゞあらぬ[illegible]にあるべからず、今新田の兵士諸州に隠れて時の至るを窺ふ時節なれば、[illegible]の仁徳を感じたてまつり、非義をうごかすもし一、自然当時に対陣いたさるべき謀計[illegible]家は清和帝の貴裔として、当家とは[illegible]礼[illegible]に家なれ、一旦は敵となるとも、[illegible]すべき謂れあらん。軍事の阻常の諸侯、畢竟逆徒の罪[illegible]にも常の人々と、[illegible]直盛云、いはゞ足下義[illegible]を逆徒の罪人とするは[illegible]の一言なり、すでに義貞死する時は[illegible]にして、稜の溝に落ちたるよしの頭を四十七あり、[illegible]

べき。若しうたがはしきをもつて決定し、後來是ならざるときは、天下の笑具とならん。足下年輕の徒として、插口の議論、何意見かあらん、口を閉ぢてしりぞくべし。」とて、兩箇是非をあらそひ、怒氣已に面にあらはれ、事におよぶべき光景なりければ、鹽冶高貞いそぎ勸解して云く、「兩箇且らくあらそひをとゞまり給へ、すでに敕命をかうぶる上はえきなき爭論なり、たゞ宜しく管領の下知にしたがはるべし。」とご制しける。直義公兩人が爭論を聞き給ひ微笑してのたまはく、「我存想あり。」と氏家中務丞重國を召し呼びおきぬ、誰かある渠を我が面前に伴ひ來るべし。」と命じ給ふ。さて不多時氏家重國端々正々として帷幕のうちに進み來り、衣帽を整頓ひ遙かに下りて拜候す。直義公いはく、「備宜しく拜を休めてちかく進むべし。我且つ汝に命ずる旨あり。前年義貞足羽に於て死したる時、渠の邊に落ち散りたる頭盔四十七枚ありて、いづれを義貞が頭盔と確定しがたし。汝は其のほど彼處にありて、義貞が頭を深泥のうちより獲たるとなれば、其の時渠がいただきたる頭盔をも必らず識熟りつらん。都て四十七枚の頭盔これなる韓櫃の中にあり、汝速かに點檢して、眞假をわかつべし。」と命じ給ふ。重國旨を領し、隨卽韓櫃の蓋をひらき、四十七枚の盔を逐件に點檢す。もつとも其の主の好みにしたがひて、形容製造箇々異なり。其の形造怎生となれば、

大星小星の盔には、四天の星に兼金を鏤かし、星白白星の盔には、銀を鏤め、白鑞を添ゆ。兜鍪

頭には熟鐵をもつる、前立物には獅子頭を造る。此作は原進札輔田のかたちに擬る。而して鈴甲に於し
さらなり、鐔をいたする其は、すでに嚬たるなるべし。
卯、あまたの首のうちに、九枚鞍かけたる義貞の首一顆あり、怱然として長崎氏に
り、見にしたがひて人を鬻ふ。其間いくばくぞ前年元弘擾乱の際、後醍醐帝義貞が戦功を賞し給ひ、
（綸旨）詔書一通即香一炷を賜はる。義貞戦場に赴くごとに、詔書を錦の嚢に収めて首にかけ、即香を
兜のうちに焚きしめて、平常に身を放たざりしと聞きけるに、果して其の如くまさしく
詔書を首にかけ、即香を兜に焚きこめ、今日に迄り其の裏に依然として香氣馥郁たるは、正に故
義貞が遺骸に紛れなし、何の疑ひかあらん。と詳細に言上なりければ、
ひとり師直は面をそむけ涙を潸ますしく居たりけり。其義貞大いに喜悦せられ申觀を書に
師直高貞の輩人に對し、うちを好き墳墓を卜し土中の兜を埋め、墳墓を永遠ならしむと奇
安置をはじめ、故高の後者を祀し、其際首級を呈して、人皆々其の寄頓に回顧し
高く、鶴ヶ岡の寶を具ふること一里ばかり西南のかたに、苔石を築したる一座の墳墓あり、
と稱し、曾て風水好き勝地なり。しかるに師直高貞は當時の命を承うけ、
めて一塊の塋地を擇ひ、あまたの人夫をかけ、おのく

方にはること丘七尺ばかりにおよび、おもひかけず泥のうちに一合の石室あらはる。四方一丈ばかりのかこみあり、師直たちまち貪欲の心をおこして暗かに想道らく、這の石室のうち若し往古黄金のたぐひを隱匿きたるもしるべからず、我且こゝろみに掘りおこさせ一見せばやと、乃ち衆人に命じ、いそぎてほりおこさしむ。高貞慌て忙き阻へて曰く、「約莫這の鎌倉は、神龜天平の比より數百年來武備兵將の居にして、源家相傳の地なれば、公子王孫の古墳きはめておほしと聞く。疑ふらくは此の石室も高貴の人の棺槨ならん、墳を發くはその罪もつともはなはだし、おそらくは災害を惹き出してその身におよぶべし。執事これを察し給ひ、ほりうごかすことを休めて、唯宜しく墳塋を他處に索め給へ」といさめけれども、師直これを用ゐざれば、只得衆人且つ石室の上の泥土をはらひのぞきて看る時、石室の上に四箇の眞字を鑿り付けたり。すなはち遇高而開といふ文字なり。師直これを看て大いによろこび、すなはち高貞に對していふ「廷尉此の四ッの文字をみられよ。我おふけなくも天武帝の後昆として本姓は高階なり、因つて今姓を高と稱す、數百年前すでに我が姓の高の字を註して此に在り。遇高而開とあるは分明に是れ我が姓の高の字に應じ、我をして此の石室をひらかしむるの兆なり、足下此の上にも尙敢て阻へんか」高貞これを聞き、再三言を盡して止めけれども肯て聽かず。只得衆人一齊に力を倂せて、石室の蓋を扛げおこし看るに、石室にはあらずして是れ一片の大靑

石の板なり。怪しい哉石板の其下に一箇の萬丈のふかさの窪穴ありて、穴の裏たちまち訇剌〱として響き、恰も千萬の雷一度になる音ありて、半夜の雷の九天にとゞろくにひとしく、天崩け地摧け、岩も裂き山も崩るゝばかりなれば、暫くして穴のうちより一道の白氣湧き起り、たゞちに半天に昇り、雲中に散じて、四十餘道の金光となり、四面八方にとびさりける。是れ乃ち四十餘人の烈星の出世すべき時にして、高俅盧面の南家に希代の珍事を惹き出し、天罡星四十餘人の義俠世に出る事をしるべき兆とぞしられたる。こゝにして衆皆六神無主、面色土のごとくに變じ、大いに驚き、倒れければ、陳直は全身に冷汗をながして震顫き、逃う〱にぞ走せ出ける。高俅は只管跡にとゞまり、ふたゝび他處に頂をもとめ、事をまへたりとゞのへけるに、其の後二つの穴をうづめとするに、萬丈のふかさ有りて填むこともあたはず、穴のうちよりは毒氣を吹き出してつひに一つの井となりぬ。もと是れ星出世の井なればとて、時の人星月夜の井と呼びけるとなん。今も鎌倉極樂寺の洞門に星月夜の井といふありて、鎌倉十井のその一とす。うたにいふ、は彼の井の舊跡なるとぞ。不在話下。再説、陳直は彼の怪異に遇ひてより、何となく心中安からず、身に禍害あらんと、ゆいの三五日を過ぎて父母の國の廟に詣で、香を焚きて拜を作し、伏して願はく神明鑒察を乞ふとて、次裡をのぞかせ給へと、小刻斬念しをはりて、淫廟を轉り出て、朱雀村の邊に至りけるに、ほろ

か對面を看れば、一擔蓮み來る宮粧扮の女あり、おの〳〵身に霞衣を披ふ。遠く觀れば彩雲鳳にとぶかと疑ひ、近く覩れば芳花の風に笑めるかと謬たる、師直睛を定めて熟看るに、適ち是れ一箇の娘娘數箇の侍了兒鬟を左右にしたがへて中央にとりかこまれ、手中に一把の松販團扇を執り、縈にくはへて日を遮り蓮歩輕く移し、花枝の風に招くが如く歩み來る、誠に十分の風流人を動かす佳人なり。

但見る、

金の釵を鬢に插して烏雲に映かし、翠の鈿を巧みに戴きて、瑞雪を衝む。櫻桃に喩ふる口は、淺く微紅を暈ひ、春筍にひとしき手は、半ば嫩玉を舒ばす。腰は三月の嬌花に似て、暗かに風の情月の意を藏し、眉は初春の嫩柳の如く、常に雨の恨み雲の愁へを含む。玉貌妖嬈として、芳容窈窕たり。若し月宮の嫦娥、下界に降るにあらずんば、定めて是れ貝闕の仙女、人間に遊ぶならん。

這の人は是れ別人にあらず、是れ乃ち鹽冶侯の娘子貌好夫人なり。時に貌好はたゞひとりにすゝみて寶殿に上り、香を拈り拜を作しをはりて從婢を引き、廻廊をめぐり出でけるに、原來師直は是れ好色の徒なれば、貌好が容貌の世に稀なるをみて、猛然として魂魄天外にとび、おのづから蕩々として春心發動し、出羞ら人目もつゝむにおよばず、やがて貌好が袖を拉き住め肉麻調戲れていへらく、一段夫人

と說話すべし、我にしたがひて別室に退き給へ、と夫人は[illegible]
きゝすといふ。和好は且驚き且怖れ、顏を紅にして、「斷て清平の世界に[illegible]
れ給ふ事、且何等の由緒ぞや」といへども、顧軍師は此の夫人の[illegible]
頻りに誰を立つゝ、「夫人は大方しで想ひに死なしめ給ふか」と、[illegible]
が法樂人の有樣を見て、心中大いに憐み、すぐに[illegible]
前朝の季に日都の花を見わり、見此の[illegible]
は今執事の職に居り、權勢を恣にしてもつぱら人の[illegible]
かならず讐を結ひ、上に簒奪の[illegible]あれ
ば、[illegible]
處を[illegible]
まつ[illegible]
の汗を[illegible]
起[illegible]
一計を獻す[illegible]

なく、此の處は人目しげくして明白に事を辨じがたし。殊に此の娘子は是れ鹽冶の嫡夫人なれば、相公も又胡亂なる事なされてはためよかるまじ。奴家よき機會を見て密かに媒をなし、誓ひて志を遂させまゐらすべし。今日は且く夫人を放ちて家にかへし給へ」と、言をつくしていさめければ、師直ははじめて鹽冶の娘子なることをしり、斯くては急に事の成るまじきをおもひて、只得僕兒がいさめを容る、「汝かならずその約をたがふることなかれ。若し謊ならば我決して饒すまじ、よく／＼肝に銘り著けて忘るべからず」とて、尚只依々戀々として廟外に出で、廟門の外に佇み侘びてありける從者等を領れて、つひに私宅にぞ歸りける。斯くて顏好をはじめ衆皆ひとしく息を吻と噇きにけり。誠に彼の水滸の林冲が妻、五岳廟に於て高衙内のためにくるしめられしも、かくぞあらめとおもはれける。扨師直は此の日をはじめとして顏好がことを忘れかね、只管想ひに沈み、已に病に推けて公事を不管て、連日を只家にありてしきりに僕兒が消息を待ち侘びて、一佛出世二佛上天のおもひをぞなしける。原來僕兒が媒せんといひたるは、只その處をのがるべきいつはりの計なれば、何ぞ消息のあるべき。已に半月ばかりまちけるが、少しも無影響かりければ、大いに心を惱ませ、只得且つ一封の艶簡を修へ、私かに顏好が許に贈りて試みばやと思ひつきぬ。畢竟師直家に回りて何事をか計る、且づ下回に分解くるを聽け。

忠臣水滸傳前編卷之一 終

忠臣水滸傳前編巻之二

東都　山東窟京傳子著

第二回

姸娘々羞謎二襲衣篇一
鹽廷尉誤入二白虎廳一

話說師直は、爲人もつとも姧佞にして、貪欲おほくほしいまゝに執事の職にほこりて、もつぱら權威をふるひ、おのれに勝りたるものを妬み、おのれに劣りたるものを傷ひ、婬に虐し色に耽り、賄賂をむさぼり、驕奢に長じ、動もすれば不義不仁のふるまひおほく、彼の宋朝の大尉高俅が爲人に彷彿たり、かれはすなはち高大尉、これはすなはち高執事、姓もまた一般とて、人みなその毒惡を怕れざるはなしとぞ。請看師直、淫をむさぼり色を好むにより、事を惹きいだしてつひに家をやぶり、身をそこなひ、千歳の下、人の惡みを受くる、たゞ是れ恐れつゝしむべきは淫欲なり。常言にいへらく、酒不レ醉レ人人自醉。色不レ迷レ人人自迷と。宜なるかな、古人色をいましむる詩あり、就ち得て好し。

遡レ花覺レ蕊採レ花心　尋レ根精神[illegible]

南枝通花休浪採　佛門第一戒[illegible]

此に又、上の闇下に、卜部兼好と呼做者あり、[illegible]に、山州[illegible]

地方に往來し、鎌倉に[illegible]、平生高下の[illegible]に[illegible]し、[illegible]

わけるが、師直現好が[illegible]を、此の兼好に[illegible]

を招き闇かなる處に入れて、艶書のことを囑託するに、兼好[illegible]

我此の艶書を[illegible]

暇へを[illegible]

今[illegible]いかにもしてこれを宛るべしと、只管此の[illegible]

かれ[illegible]我が[illegible]これを慕ふべし[illegible]。兼好[illegible]かに師直が[illegible]

たる[illegible]

承して、[illegible]

閲之るに、世に[illegible]たる文章[illegible]

[illegible]、土佐[illegible]りとり、一番これを披[illegible]せば、たちまち[illegible]とし[illegible]

はれける。師直は天に歡び地に喜びて、すなはち兼好を重く賞じ、急ぎてこれを泥金畫漆的盒兒に收め、封皮の上に武藏鐙といへる三ッの文字をかきつけぬ。這れは是れおのれ武藏守にてあれば、かかる折にや人は死ぬらんといへる、歌詞の意を影響かせたるなりとぞ。かくて心ききたる腹心の間使に囑付めて、兼好がもとにぞつかはしける。扨その日のたそがれのころほひに使かへり來りて報じけるは、一小可たゞちに廷尉の居館にはせまゐり、門路をもとめて後閣より入り、娘子の居室に近づきて且つ動靜を張看へるに、折ふし娘子は浴室にありて、澡浴かせて居給ふ樣なれば、その完るを俟ちて書簡を呈しけるに、手中に接へ書皮を見給ふのみにて、そのまゝ地上に擲げ去て給ひ、一言の應答もなく後堂にいり給ひ、翠簾をくださしめ給ひけるゆゑ、いかんともすることなく、只得人のあやしまんことをおそれて、書簡をひろひとり、急ぎて歸りまゐりつ」といふ。師直これを聞きて、唯是れ心中鬱々としてたのしまず轉おもひに逼り、恰も癡のごとく醉へるがごとくにて惘然たるばかりなり。斯くて次の日にいたり沈思凝想しけるは、彼の女たとひ緊しく貞烈をまもり、心鐵石なりとも、原女は水性のものなれば、只管我が心の誠をつくるになびかぬことはよもあらじとて、やがて一首の和歌をつくりて一張の採箋にかきつけ、ふたゝび間使を遣はして、これを兼好がもとに贈りけり。其の歌にいへらく、

逢蒙手也■計武寧柄仁者此害伴奈如郎不打書

領好達の歌を見て別の言はなく、只小夜衣と■■に給へば、使歸りてその旨を報す。師直一首を讀て、小夜衣の薄命を■みたれて、■しまうとの論理を、是より、■吉兼好を■代の寵にして、寛弘法師の詠ぜる哉あり、其の歌にいへらく、

左良媛■雨於巨■寶字倍乃左宗古呂■和■■■■■通■奈伽佐禰倍

遂に是れ應門下市のうち、不■■職のこゝろなきある歎きか。彼の女此の歌の意を以て■しけるかるは、事の成らざるかずのたり。我今已に天下の執事たれば、天下大名たる者も■め給はず、管領といへども容易に犯す事なく、昔只の下郎士のうちに■みのもの、ことして■ざるといふ事なきに、彼の女たとひ女御更衣にもせよ、いかなれば再三背きて我が心をくるしめ、■■■■をあたへて面目をうしなはしむるや。斯くては必ず高貞にも此の事を■り、夫婦ともに我を■しと侮るるならん、我思んぞ能く■■■かしのぶべき、好し／＼不日軍馬をおこして高貞が■■を踏み潰し、女を奪ひとりて此の■■を慰むべし、實に情なき人の心底かなと、或は■り或は恨み、寸を咬みて居たる折しも、■客■忙しく來りて、山名次郎右衛門到來のよしを報ず。師直がいふ「次郎右衛門來

れりとや、さらば此へ伴ひ來れ。」家僕命を領け去りて川名をみちびき、師直の居室にいたらしめ、そのまゝ退きいける。山名此にいたり師直を候ふに、只昏々として、顔色更に樂しからず見えければ、ちかく進みて云く、「執事の面色快からず、心中たのしきことすくなき光景なるは、かならず一件の悦びざることあるゆゑならん。」師直がいふ。「足下且つ我が心中甚のゆゑに樂しまざるを猜せよ。」山名いはく、「小子老早一猜せり、前日鶴ケ岡に於て、那の一朶の艶好花を見給ひしにはあらずや、這の猜は如何に。」師直咲ひて云く、「足下猜り得て是なり、果して差へる事なし。我彼の花を看了してより心中頻りに愁殺し、おもひわすれがたく、兼好に託し艶簡を寫かせてこれを贈り、自家一首の歌をつくりなどして、方寸のまことを積むといへども、彼の女これをうけひかず、剩へ褒衣之篇を誦して羞恥をあたふ、豈能くこの氣憫をしのびんや。此のうへは軍馬をおこし高貞が第宅をとりかこみて彼の女を奪ひ、情意を遂げばやとおもへるなり。」山名頭を搖りていふ。「不是不是、なでふ事なきに軍馬をおこすは畢竟管領をかゝらしむる道理なり。小子熟慮るに、彼の夫人をとり得るには力を用ゐるべからず、只智を用ゐるべし。小子一計をもつて彼の夫人をとり得べきに、只知らず尊意はいかにや。」師直云く、「足下若し良き計ありて我がために謀り、こゝろざしを遂げしめば報ゆるにのぞむ所に任すべし。速かにその計策をしめしたまへ。」山名云く、「廷尉をただに殺しなば、夫人はおのづから

執事の心に適すべし。小子已に一計あり。ことを謀らせて近く[illegible]、只如此々々[illegible]けれども、師直[illegible]を[illegible]て[illegible]妙計なり。足下は[illegible]に[illegible]、[illegible]をさし[illegible]計を行ふべし。且づ三杯を[illegible]て[illegible]と、[illegible][illegible]じて酒宴を設け、[illegible]に飲酌をもて[illegible]して纔かに[illegible]左側にいたりて、[illegible]、山名[illegible]下、西武、足利直義公は前の年義貞滅亡の刻、[illegible]得給ひしより以来、[illegible]て[illegible]下の[illegible]、[illegible]らじと[illegible]何も[illegible]、[illegible]あまねく[illegible]けるか、すこし世にあらはれたる刀剣は、先だつて[illegible]のために[illegible]、いまだこれを[illegible]ことなし、大いに[illegible]て出給ひける。しかるに[illegible]大漢[illegible]が背後にありて、[illegible]此の[illegible]を知る者あらば我これを[illegible]、[illegible]二三十歩ばかりゆきすぎけるに、[illegible]が後にしたがひ来り、ふたゝび[illegible]をたゝうて[illegible]

へらく、「惜しき哉偌く大一箇鎌倉に我が此の寶劍を識り得る者なし、若し能くこれをしる者あらば寶るべきものを」とて、只顧嘆じていひければ、勘平これを聞きてあやしみ回首して看るに、この漢子一挺の大腰刀と一挺の剌刀を兩の手にもち、颼々と揮りまはすに、明晃々たること鏡の面の如し、此の時已に靈治の家に災禍の起るべき時節到來したりしにやありけん、勘平此の男に向ひて、「我その劍を買ふべきに速く將ち來りて見すべし」といふ。此の男すなはち劍をもち來りて勘平に見せしむ。勘平劍を接へうち返し／＼好く／＼看て大いに驚きていふ「光れる哉芙蓉の初めて生ふるが如く、その紋星の行なるがごとく、その光波の溢るゝがごとし。善き哉金鐵の精、水には蛟龍を斷ち、陸には犀革を剸るべし。正に是れ這の一挺の腰刀は、當地山内の人氏五郎入道正宗が治へたる劍にうたがひなし、又此の剌刀は、薩州浪平行安がきたへたる劍ならん。」此の男がいふ「誠に足下は善く相劍に通達し給ふ人かな、利害眼睛果してたがふ事なし。」勘平がいふ「此の二挺の劍は最も代に希なる寶器なり。個いづこよりもち來りぬるや。」此の男がいふ「小子は原來當地の者にあらず、零落して近間他鄉より當地に來り、家道消乏によりていかんともする事なく、只得祖上より傳はりたる此の劍を賣り、本錢となして營生をなさばやとおもひ、當地には刀劍を好む者多しと聞きたるゆゑ、今日此のあたりに持ち出し、かなたこなたと賣りて、もつはら買手をまちけるに、誰料らんや、一箇として我が此の

つるぎを知るものなく、莫邪[illegible]になさんとは、しかるに今足下の眼にふれて、[illegible]
[illegible]にせをあらはし、歳に感じ入りたる眼力なり。」[illegible]これを聞きて[illegible]
[illegible]もつはら刀剣を好み給ふ時なれば、若し此の二振の[illegible]
もあると、速に此の剣をひさげ私宅に帰り、[illegible]
の男はそのまゝ[illegible]して[illegible]去りけり。暫くて[illegible]
[illegible]
ることを[illegible]
座なしりぞかし給ひ、次日(つぎのひ)も亦此の剣(つるぎ)を見て手をはなたず、よく〳〵賛美(さんび)し給ひけるに、典容(よりつぎ)の
ものゝ慌忙(あわたゞ)しく来りて、高槻(かうしつ)の家士(かし)佐々木[illegible]として、[illegible]
ありたまへば、ほどなく作内[illegible]にいたりて[illegible]
き刀をもとめ給ひ、[illegible]
後上総にたつすべしとて、[illegible]
すさへて営中に[illegible]給ふ。」[illegible]これを聞き給ひて、我[illegible]
け知らせたるやと、心中頗る疑ひを起し給へるに、作内頼りに[illegible]

まうさるべし、すみやかに歩を移し給へ。」と催促する故、高貞已む事を得たまはず、忙々公服を着し、彼の二鞘の劍を從者に持たせて作内とともに營中にいたり、從者をば館門のうちに居らしめ、みづから劍をたづさへて客廳にいり、師直を尋ねけるに、作内がいはく、「執事は後堂に在りて相待ち申すならん。小人導きまうすべし。」とて、高貞を引き、幾くの堂を過ぎて後堂にいたりけれども、師直此にも居ることなし。作内がいふ、「執事此にあられねば、必ず奧の間にあらるゝならん、此方へ來らせ給へ。」といひつゝ引きて、一箇去處にいたる、作内又いはく、「廷尉一蓋茶時、此に在りてまたせ給へ、停回執事出で來りて相見え申さるべし。」といひすてゝ、紙門の外に出で去りぬ。高貞は二鞘の劍をたづさへ、手中に一把の腰扇を弄びて、やゝ久しうまたれけるに、師直曾て出で來る事なし。因つて頗るうたがひをおこし、頭を回らして簾の中をのぞみ見るに、壁の間都て白き虎を畫きたり。鹽冶侯これを見て大いにおどろき、此の一間は軍機の大事をのみ商議する處なるに、いかんぞ敢てゆゑもなく此處にいるべきや、最も是れ無禮至極なりと、自言自語していそぎ出でんとしたる折しも、紙門の外に脚步ひゞきて一箇の人來る、鹽冶侯此の人を見るに是れ別人にあらず、執事師直なりければ、いそぎ跪きて禮をおこなふ。師直大いに喝していはく、「廷尉は何人のゆるしをうけて擅に此の所には入りけるや、況んや手裏に劍を拿ちたるは、甚だ無禮なり。」鹽冶侯頓首していふ。

「執事小人が頭上の罰を内覧あるべきとて、適先尊使吉良作内を通はされて小人を召し給ふ、故に今すみやかに北の罰をたづさへて此處にいたれり、執事の召しにあらずんば、某這般の所に來らんや、宜しく我が別意なきを察したまへ」高直怒つていふ「足下何のゆゑいつはりをいへるぞ、我作内をつかはして足下を召しむることなきに、かつなかし」高直又いふ「我已に作内小人をみず、此にたらしめ、即ち表門の外に出でよ」執事などは表門の外に、これを見給はず、高直北の分配をきかすに、いに罪なしといはく「足下今さら罪を説れんとおもひ、執事するとも、などのかなへきや。何足下も營中の法度を知りつらん、北の一間は故なくして入るべき處にあらず、殊更手中に刃を握り、管領の居室にちかづくは、かならず是れ、足下猥に心を變じ、南朝に内通し刺客となりて、暗かに我主公を害せんとはかるにてあらん。原來足下は是れ愚昧の鄙夫なれば、いまだ北の故實にあまたの典律事例あることをしらず、ゑなき讒言をくはだて却つて己が身を亡ぼす。古語にも、井蛙心と愚迷三千丈といへることあり、井の中の蛙、偶溝瀆の時にあひ、溝瀆にくゝりて川に出されるゝといへども、忽ち焦熱して廃さることの、溝瀆に満たれて既ち死す。足下恐らく井の蛙に一般、いかんぞよく滄海の広きをしるることあらん。「已に罪に取るゝ上は、是れ先づ冥土の途にあたれり、其間の情思ひしるべし」と言ひ訖り、慈れ面を御開き膝の傍の刃を取りよせて既に二三寸、將

若無人の光景なり。斯くて鹽冶侯は彼が毒計にあたりたるを曉り、忿然として忽ち顔色變じ、髮さかさまだち、齒を切ひ牙を咬み、憤りにせまりて、手中に執れる一把の扇子をおぼえず捏り碎きけり。師直冷笑ひて云く「汝いかほど眼を瞋らすといふとも、豈我に敵することをあたはんや、恰も螳螂斧をもつて龍車に向ふがごとし。汝がごとき蠢東西は眼にふるゝも穢らはし。」と、毒言惡語、飽くまで嘲り罵りて、鹽冶侯の面上に一口の唾を吐き著けぬ。鹽冶侯、起先より、憋著鳥氣いきどほりを忍ぶと雖も、原來火性短氣の人なれば、何ぞ屢これを制するに、遑あらんや。

怒從心上起　惡向膽邊生

忽ち袖の下に挈ちたる、彼の五郎正宗の刀を抜きて、照頂門就砍に、心火急にして過ち、かたはらの欄檻に斬りこみ、抜きさることあたはず。只得また浪平行安の刺刀を抜きて躍り上り、胸の上をのぞみて、たゞ一刀に刺さんとなす。師直託地身を閃せてこれを避けければ、わづかに烏帽子を撃ちて額を傷り、鮮血滾々となかれて、直垂をくれなゐに染めなせり、かくて師直危き一命をまぬかれ、東に倒れ西に歪み、廊をはしりてのがれさりぬ。此のとき山名次郎右衛門、紙門の外にありて、計いかにと、暗かに伺ひて居けるに、此の光景を見て大いにおどろき、慌て忙きはしり來り、鹽冶侯の袖腰抱住、廷尉氣を焦燥ちて山名を踢倒し、つゞいて奥の間に追ひ行きうちとらんとしけるが、す

てこに営中に出せる[illegible]、こゝに[illegible]して[illegible]醜[illegible]、[illegible]ともに[illegible]にて[illegible]に[illegible]の[illegible]
[illegible]は師直[illegible]上[illegible]、[illegible]し[illegible]へ[illegible]なかりけり。[illegible]
の騒動、[illegible]も鼎中の沸をたるがごとくにてありしに、叉[illegible]行動作の[illegible]の[illegible]、[illegible]
の有[illegible]に引入れられたる始終、都て[illegible]し、[illegible]部右衛門、師直がにわかに[illegible]したる奸計と[illegible]
る。古の[illegible]に[illegible]へしく、[illegible]をこの[illegible]ほしと。[illegible]
しは、単[illegible]下奸臣師直が族計の門路と[illegible]けり。[illegible]人[illegible]の[illegible]とす。

呉王好剣[illegible]　　可[illegible]
[illegible]　　[illegible]

[illegible]

第三回　[illegible]

さて、当時、北[illegible]は、[illegible]、只[illegible]
せ給ひ、[illegible]はしらず[illegible]人は[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]する者[illegible]。[illegible]、[illegible]

扇ヶ谷の第宅におきて自盡を賜はる。鹽冶侯死に臨みていへらく、「曾て我聽く、前年楠廷尉湊河におきて、節に死するの際いへることあり、人は最期の念に因りて善惡の生をひくと。我父七生を經るとも只人身を得て、師直が怨敵となり、此の仇を報ゆべし。」とて、自盡をなしけるとぞ。此の日は是れいかなる日ぞや、乃ち是れ北朝の暦應三年四月一日なり。人王五十九代宇多帝の後、佐々木成頼十代の昆裔、鹽冶の家名、たゞ一盞茶時に滅亡す。嗚呼惜しむべし、朝には榮えを鎌倉山に曜かし、夕には自己剱に伏して九泉の鬼となることを。扠此の日鹽冶の娘子親好は、侍女等を遠ざけ給ひ、只獨りおく深き居室にありて、丈夫の身のうへいかんと坐立不寧、しきりに愁殺して居給ひけるに、家上原郷右衛門慌て忙きはせ來りて、廷尉破腹ありし由を報じければ、かくと聞き給ふよりたちまち魂をうしなへるばかりに、聲をはなちて大いに哭し、昏々として地上に倒れ、息もたえ〴〵になり給ふ。郷右衛門大いに慌て急によびかへし、醒藥をとりて口中に灌ぎ入れなどするに、方に纔かに蘇醒るといへども、なほしきりに哭しみてやまず、郷右衛門もこしらへわびて倶に涙を灑ぐ許りなり。かかる折しも、忽然として門外に喊聲大いに起り、金鼓ひとしうひゞきければ、郷右衛門大いにおどろき、樓にのぼりて見るに、一箇の大將身上おごそかに甲うて馬上にあり、四五百の軍兵を率てきたり、舘のめぐりをとりかこみぬ。馬上の大將はすなはち是れ由名次郎右衛門にてありける。高貞が采地

を没収し邸宅を破却すべしと管領の命により、馳せ迎ひたり、浪人輩すみやかに邸をあけて退き去るべし、若し遅滞するものあらば立所に首を刎ぬべきぞとて、士卒に指揮して館門に火を放ちければ、たちまち焔さかんに焚えたちたり。郷右衛門忙はしく館を逃び下り、夫人銀好をいすゝめていはく、事已に此にいたれり何ぞ猶豫し給ふや、若し彼等に捕はれ給はゞ、如何なる憂目をか見給はん[illegible]う行給ふべし、常言にも三十六計走るを上とすといへり、いそぎ此ところをのがれ給ひ、[illegible]逃さ、大星由良と商議ありて良計を儲し給へ、銀好は郷右衛門がいさゝかに守護して[illegible]火急にのぞみて路銀に当つべき用意もなかりければ、郷右衛門手針の文庫の内より、[illegible]一塊を[illegible]出し、銀好衣の袖を引き裂きてこれをつゝみ、ふところに押入れて館を出で、年[illegible]三歳になりたまふ小若君を背中におひ、夫人の手を引きて後門より遁れ出づ。かくて一家の男女ことごとく[illegible]、四方に散乱し、逃げ去りけり、げにもあはれの有様なり。郷右衛門はまた模様を見て、此のまゝ[illegible]ばんの[illegible]なれ、宜しく[illegible]を更めて[illegible]、その日は稲村ヶ崎の民家に隠れて夜をあかし、次の日の暮の頃ほひに至りて、行装を改へけり。銀好はすなはち頭に一頂の市女笠を戴き、身に一領の薄衣を纏ひ、脚には[illegible]を穿き、手に一竿の竹杖を執り、衣を壺折姿に装束せり。郷右衛門は頭に一頂の日除笠を戴き、身に一領の[illegible]を被け、腰下に一具の

裰脚布を綾ひ、一雙の草鞋を穿き、身邊に兩口の腰刀を跨び、包裹を背上ひ小衙内を抱く。兩箇まつたく旅客の模樣に打扮ちて、遂に住み慣れたる鎌倉を離れ、故鄕の雲を腦後にかへりみ、客路の霧を眼前にのぞみて、おもひよらぬたび路におもむきける。かくて路をいそぐほどに、はや足柄山に經過りぬ。徑路盤曲高低、すぐる處すべて山路の險阻なり。元來此の貌好といへるは、後醍醐帝の御外戚なる、早田宮のひめぎみにして、弘徽殿の西の臺など稱し、如何なる女院御息所とも見奉るか、さらずは天下の權を執るさる人の娘子ともなすべきを、ふかき緣にやありけん、吉野の上皇高貞が戰功を賞じたまひて、妻女に賜はりぬ。されば平生玉樓金闕のうちにありて、數箇の侍兒丫鬟に服事かれ、身には錦繡を曳き、口には珍饈に飫き、花にあそび月にたはぶれ、日夜の酒宴朝夕の謳歌、世界の樂しみを極み給ひけるを、豈料らんや借く時の不祥に遇ひて、萬千の艱苦をうけ給はんとは。窈窕たる婉嫋、羅綺にだもたへざる身上なるに、などや穿きも慣れざる草鞋を踏みて、かかる山中の險路をすぐるにしのび給はん。足たちまち破れ爛れ鮮血滾々とながれて、みちのべの草をくれなゐにそめなし、只一歩も動かし徐ぶことあたはず、彼に跌き此に倒れてくるしみ給ふ。惜しむべし、

驟雨摧二金蓮一　暴風顚二玉樹一

綿右衛門これを見るにしのびず、ひたすら淚に咽びけるが、かくては何れの日か雲州にいたるべき

と、かへりみて志を勵まし、夫人を扶け引き、野半山を過り、前面を望み見るに、此に一帯の林あり。昭然の密樹しげく、四通の様子なり。郷右衛門に向ひて、こは何といふ地名ぞと問ひければ、郷右衛門答へていはく、此處は五右足利にて、中にも東海道の嶮岨なり、此の林はさらに野猪林とよび候。前年こゝなる竹下道といふ所にて、足利尊氏と新田義貞と合戦の砌、此の林のうちにてあまたの軍兵をころし給ひしゆゑに、今にいたつても其の亡魂此の林にとゞまり、人畜を悩ますと聞知るなり。もつともこの所は午後に過るべき所にあらず。一歩も速くすゝみ給へといふに、顔好はこれをきゝて、おぼえず衣襟のもとより冷氣を生じ給ひけり。かくて両人林に倚りて一味にはせけるが、顔好も夫人の身に纏はるゝを撫でて、貫ぬき流れ給ひければ、冷々と響き、肉の盛にあらはれ出で、夫人を捉へてはしりのき、郷右衛門にいひけるは、是れを救はんと思ふに、數の衆のあたすゝみ入りけるに、おもひがけなき背後より、一つの鉤索をなげかけ、郷右衛門を搦け止め、前後より四五十箇の伏兵をあらはれ出で、夫婦をしくとかこみ、緊しくおさへて高手小手にを縛めける。顔来郷右衛門はすぐれたる勇士なりといへども、一家足纏ひにて不意を撃たれ、二人共に捕の小衙内をいとひ、二家足れ纏悩門下に脱しがたく、すなはち手をつかねて捕はれけり。しかるに林のうちより五六人の兵卒をして、一乗の四輪の駕籠をかつがしめ、首なる軍兵、手中に一條の槍を提げて走

り出づる。這の人の模様怎生となれば、

脊脚長如二池上鷺一　縮頭短似二泥中亀一

這の人鄰右衛門を見て指していはく、「個賊鬼退權人、我老早此處にありて待わびたり。己らの眼前執事の罰をかうぶりて、かく裸體の辱めをうくる、燥脾間ありさまかな。」とさもにくげに打罵りけり。鄰右衛門眼を睜きて此の人を見るに、是れ乃ち鷲坂伴内なり。轎子の内には寛好夫人はや擒となりて居給ひぬ。鄰右衛門これを見て切齒咬牙怒ると雖も、只索無奈。かくて伴内小衛内を奪ひとり、ともに轎子に推し入れてこれを前に扛げいだし、鄰右衛門を後にひかせて、みづから雜兵に指揮して緊しく監押なし、館をのぞみて馳せ去りける。憐むべし兩箇は遂にまよへる罪人、悪鬼羅刹の手にとらはれて、閻羅王の庭前にひかるゝに異ならず、目もあてられぬ光景なり。さて漸う山なかばを過ぎける所に、前面の山のあひだより一簇の人馬あらはれ来る。一隊の人衆のうち主人とみえて、一位の官人、一匹の雪白捲毛馬に嵌花鞍をおき、五色をまじへたる韁をかけ、さも從容に打騎りて慢慢と歩ませ来る。鄰右衛門ひそかに此の官人を見るに、相貌もつともたゞしく、年紀は二十七八歳とみえて、頭には綠の縐紗の頭巾を戴きて梧葉の風に翻へるに似たり。身には紅の綉襖を穿して蓮花白を弄ぶが如くなり。腰には行縢をまとひ、足には絲鞋を穿き、一張の弓を帶し、一壺の箭を插し

前後左右にはあまたの從者、鷹を据ゑ犬を牽きて相從ふ、郡子打獵の打扮と見えたり。這の官人は即ち是れ清和帝十五代の後昆、桃井播磨介直常の舍弟、桃井若狹助安近にてぞありける。桃井は遙にを見るよりのまゝ、馬を躍らせてすゝみ來り、大いに呵りて云く、二個は何事の家臣なる山中には在らずや、何人の命をうけ來りて我が此の山を掠むるぞと、律内答へて云く、主人鹽冶判官の命をかうぶり、小人をして此の山に遣はし、逆臣鹽冶高貞が妻子家人を捕へしむ。因て下官此一個を捕へて鎌倉にひくなり。桃井是をいに知りていはく、汝いかなる許りをいへるぞ、我きくに、高師直に訟して鹽冶の妻子を奪はんとす、師直が不義の望みを遂げしめんとのことにてありし、鹽冶が此の度にたがふまじ。律内がいはく、相公は何故かゝる事をいふ哉で罪人をかばひ、小人等を遮り給ふや、畢竟善惡を糺すの道理ならん、此の山をさわがすに何の妨げかあらん、いはゞ、小冊子の言の葉よこれにあらず、すみやかに路をひらきて過さしめ給へと、桃井冷笑していはく、二個執事の權威をもつて、擅に誇るといへども、始も實義の節のいかではひに似たり、鷹をふるふに似たり。某が目前におりて、官領の命ぜらるゝを聞きたるに、鹽冶は家臣を殺戮し第宅を燒却すべしとのことにて、妻子等人を捉へよとのおほせなかりき。況んや此の山は我が管領の地なり、何ぞ汝が輩に入る事を、自ら汝等が獲物に做さん、すみやかにその人等を放ちやりて立去るべし、然せずんば、

の苞に汝が頭を替へて、鷺の羹を請ふべし。我が家の菜刀の滋味を試むべきや、回答如何」と喝し給ふ。作内は桃井侯に心機を識破られて、一言半句も抵頼ふ事あたはず、忽ち槍を撚りて當先にすゝみ、雑兵に指揮して桃井侯の隊をやぶり、強ひて路をとほらんとす。曾て桃井侯は火性短氣の壯士なれば、これをみて益々怒り給ひ、左右をかへりみて「誰か那厮們うちとらんや」と命じ給へば、拳を握りて控へたる家人等、箇々刀を揮ひて相むかへ、たがひに鋒を交へて闘ひに及ぶ。桃井侯の家人等はすべて驍なる後生なれば、勢ひもつとも猛烈なり、その中一人出でて鷺坂と闘ふ、一來一往一去一回、たゝかひ十餘合におよびて、鷺坂此の人に敵することあたはず、覷個空て鷺蕩行を作し、拔步して逃げ去りければ、雑兵等は皆是れ膽心病的、鷺坂が逃ぐるをみて紛然として大いに亂れ、遂に活捉をうち棄て四面八方にぞ散り失せける。桃井侯は作内等數人が逃げ去りたるを見て、呵々と打笑ひて馬を跳び下り給ひ、從者に命じて轎子をうちひらかせ、夫人ならびに小衛内を扶け出し給へば、鄉右衛門はみづから紲を引きぎりぬ。方纔兩人は龍潭を避け虎穴を逃れたることちをなし、忽ち地上に跪き恭しく禮を敍べて活命の大恩を謝す。桃井侯いそぎ貌好を扶け起し禮を返して云く、「夫人なんぞ慇懃の禮におよばん、人の人を欺くを見てはその弱きをたすけその強きをくじく、都て是れ武夫たる者の好む處なり、況んや故廷尉と小人は親友たれば、抵面夫人等の危急を見て、豈能くこれ

それもいかんや。商量再三[illegible]、疾く[illegible]して、静なる[illegible]に寄来らしめんは必定なり。[illegible]
條の間道あれば、一刻も早く、この路をのがれ行き給へ。[illegible]遠近して身を[illegible]
要い[illegible]ければ、山人再三拜謝し、夜の間に[illegible]、相共に[illegible]
性命を竄る。昔し又[illegible]なく今生にながらへこそば、異日いかでか此の洪恩に[illegible]
一つ[illegible]を告げてそのまゝ行きける。[illegible]山人を見おくりて、[illegible]
官馬に[illegible]騎り、從者[illegible]、[illegible]山人は[illegible]
いそいそと、[illegible]を[illegible]
日も看る／＼天色又晩れんとす。但見る、
紅輪低く[illegible]て、玉[illegible]将にあらはれんとす。遥かに観れば[illegible]
門半ば[illegible]。蒼古寺に[illegible]れば、疎林に[illegible]して鴉飛ぶあり、[illegible]
[illegible]、[illegible]漁夫[illegible]
露を照らし、[illegible]下る。
斯くて此の日暮れて山人尚路をいそぎ、[illegible]二三里ばかりにして遥かに[illegible]
果たして一つの大河あり、乃ち是れ天龍川の[illegible]なり。此のところ[illegible]初更すぎければ、[illegible]

りて客船を索めばやと、岸邊にいたりこなたかなた眷顧りて、渡船やあると尋ねけれども絶えなかりけ
れば、こはいかにすべきといたづらに水面を呆看めて踟佇みけるに、忽然として蘆葦のしげりたるう
ちより、一箇の小艇を漕ぎて出で來る。經右衛門これを見て、むかひすゝみ間にていふらく、今しも
夫れ新家長義が、兼てその舟にのせて川を渡すまじきや、然らばおほく辛苦錢をとらせて、その勞を謝
せんずるぞ。」新家長これをきゝて點頭き、乃ち舟を漕ぎ來りて岸邊に著くる。經右衛門いたく喜び、
則ち包裏包を先づ舟中に投げ入れ、ただ八を扶けて舟に上りければ、新家長は、此の包裏包をみつけた
る舟、岸上に置きたるをきゝて且つ驚き且つ喜び、ついで簑を除めて舟を撑し出し、遙かに對岸を望みて
漕ぎ出せり。抑此人は舟中にありて頭を擡げ、四下を見渡すに、もと是れ這の天龍川は信州諏訪湖を
源として流れ來るに急なれば、水聲洶々と響きて耳に轟き、波影渺々と照らして睛を奪ひ、蒼凄ま
じき光景なり、やがて舟中洲に至りけるに、新家長櫓を停めて、星に曲兒を唱ひて道へらく、

天龍河上月朧々、　常夜大曲未ダ止マズ、
幾聽道呼喚聲、　山東桂花絶香

經右衛門此の曲兒の意、稍寓意の懷を含めるをおそれすといへるを聞きて、聞ゐるばかりける處に、新家
長俄に櫓を措きて、乃ち兩人に對ひていへらく、二人の客官はまだ知りて敢て此に興へ給ひつらん、有故を

食を給ふる臣下を食し給ふや。」郁右衛門打笑ひていはく、「廚師を主とはふることも、朝餉と中食は主人ゐる者にて食するものといへど、なれど此の腹中にありて何なることあるこそ、喰衣長者もいはれ、一滴は原記に喰ひ臭き者にあらず、我が鎗の隠語なり。まさに刀を持ちて水中に投げてむとす。け、切腹といふ、大笑して郷者と闘諍となし其にていくへも刎ね、水底に沈めるをしてずを附けしない。ひ、彼々と答へてそれに就て之れを行ふべし、何れか問答せんとせし、貴殿の身の上にて御明察を下さるなしの由しなくば之を刎ね出して之を奪しけり、郁右衛門は是の乗り通り、恐れ漂き魂をうしなひ給ひけある、郁右衛門はこれを聞て、小者内を夫人にいたさせ眼をくばりて云く「さては汝は酒肉たるや、由良わが輩の常の人と小鋭りて我をさしたのは、翻りて見れば汝が運命のつたなき前途に惜しむべし」と時刻しけるに、獄卒は之れを奪ひ取らず、惣で刃を懐にしてなり、一夏の蟲火に誑すなかりに一般の中に暗に飛び出で、大醜にしに所つて悲しみ、郁右衛門は原来然るに今に手は遊冑のがれにつかれ、これが首の躯とを分つに在を開かせ、只一刀に船を首長が小船を漕ぎ、縁に撃ちもし、腰刀を抜き之を刺し殺さむとする所、こ首級の首下の腕の喉をや、むしろの中は有用で、一人大はわかを拳に握て水中に投げ入れ、飛脚に刃を除けたる郁右衛門に奪ひて走る、郁右衛門は船子二人…

よびくるしみ給ふを見て、運命のかぎりとやおもひけん、みづから水中に跳び入りてもろともに失せにけり。斯くて兩人の賊はあやふく事を作就、船中にのこりたる彼の包袱包を拈り見るに、果して物ありしかば、得采もつとも大吉利市なりと喜悅び、つひに船をいづくともなく漕ぎて去りける。さて此の兩人の賊はいかなる者ぞなれば原來同胞の兄弟にて、兄は原甲斐の山中に棲みて獵戶を業とせし故に、綽號を手銃六郎と叫び慣はす。弟は原出家人なりけるが、一善を作さず衆惡を奉行し、竟に歸俗して渾名を滅法八郎とぞ叫びける。今すでに兄弟ともに此の邊に徘徊し專ら賊を做すとなり。

かくて兄弟の賊、包袱包を奪ひとりてかぎりなく悅び、すなはち船を下流に繼ぎて高埠に上り、彼の賍み物を襲衣に裹みて箬笠とともにこれを擔け、いそぎ路をとりて家に回る。兄弟沿途說りていへらく、「わが輩頃日賭錢に利をうしなひ、瞉匣の裏面に蜘蛛網を結び酷だ燃眉なりけるに、也是れ天我的に一場の富貴を與へ給ふ。慚愧なし／＼。」といひつゝ、程なく我が家に到りて柴門を敲きければ、うちより一箇の女いでて門をひらきすなはちむかへ入れて、「丈夫今夜は何のゆゑかくはやくかへり給ひけるぞ、且つ得采はいかにや。」といふ。此の女は是れ兄の六郎が妻なり。弟の八郎が云く、「嫂々且つよろこび給へ、今日の利市望外にすぎたり。」女咲みをふくみて云く、「昨夜燈火の報あり今朝喜鵲の噪あり、必然福ひあらんとおもひしに、果してその應むなしからざりしか。」六郎說りていはく、「今日八

郎とともに鶴を天満宮に[illegible]て、専ら旅人の[illegible]好き[illegible]に[illegible]はず、[illegible]
[illegible]したる時、[illegible]一箇の[illegible]小兒をいだき一箇の女をともなひて来る[illegible]
つとて寺[illegible]と見[illegible]、[illegible]しか、これ[illegible]
の[illegible]れたるのみにて、我[illegible]することあたはず、[illegible]八郎[illegible]
小兒[illegible]、[illegible]旅人とても[illegible]
身に[illegible]とともに死したるは[illegible]。因て[illegible]一包の[illegible]を得たり。彼等さだめて這裏
は地獄[illegible]に往きて、客[illegible]
包[illegible]見るに、[illegible]八[illegible]
めて[illegible]
此[illegible]
[illegible]なること[illegible]、[illegible]八[illegible]出で「雨[illegible]」心を
[illegible]時に八郎[illegible]
寧の[illegible]
の[illegible]必ず[illegible]ある人なるべし。[illegible]

衣裳、此の片袖と一般の衣服なりしが、火急にして剝ぎとらざりしこそ遺恨なれ」と說りけり。六郎が妻は爐火の上に磁瓶を架け、酒を熱め澗をこゝろみてありけるが、これをきゝて紙燈の下に至り、彼の片袖をふたゝび拈り見ていへらく「此の袖と一般衣服ならばさだめて好貨ならんに、をしき事にてありしこと、只顧歎息す。六郎が云く、「我もさは思ひつれど事の急なるに因りて奪ひとらざりき。八郎汝夜明けなば那里に到り、暗かに女の屍首を搜し索め剝ぎとりて來るべし」。八郎「諾」と答ふ。かくて兩人酒飯を喫し暫く休息ひて居けるに、たちまち遠寺の鐘聲耳にひゞきて、はや四更の左側なれば、六郎外面にたちいで呆を撒れ來りて妻に命じて云く、「食窩に鼠の耗む聲すなり、皿坏などそこなふべきぞ、汝宜しく收拾めよ、火もよく埋めよ門もよく閉およ」など、賊の家も又賊をおそるゝにや、これかれ囑付め、「八郎よ汝も眠れ」とて兩人共に房間に入りて歇みけり。此の六郎賊に似ず是れ箇做家的人の如し。さて妻は酒飲の器皿など收拾め、柴門を闔おて睡らばやと外面にたち出でて天色をあふぎ見るに、星移り斗轉じて夜もやゝ更けわたり、月色朦朧として東西をわかたず、耳に歸るるものとては、たゞ河水の激るひゞきと、まれに梟の鳴くのみ、寂としてものゝ聲なきをりしも、林に一陣の冷風起り來り、颼々と樹梢をならす、かかる幽栖に身を措はせたるも不覺凄涼ければ、いそぎて門をさゝばやと柴門にたちよれば、上弦としたるところに、怪しい戯黑暗の中より白き綿のご

とき手戸口忽然と伸びいでゝ、今閉さんとする門扉を推へ往き、戸を鎖して一婦人の留めたる事なれ
あるに、暫し此の門扉閉かで給へ一といふ、是れ乃ち女の音聲なり。六郎が妻は、およそ四が行きぞ、と
にてあればいかにおどろき、正に是れ幽靈の夜に乘じてきたれるならんと、心中騒ぎて、はや三品備
の七上八落するが如くなれども、さすがに賊の妻なれば、肝膽また常の人に似ず、やゝ兩の脚の杵ふる
をこらへて、葦簾の隙より月影にすかして見れば、一箇の美女悄然として門外に彳みたり。但見る、
頭には雲鬟を綰ねたること垂れ、面は素雪よりも白く、唇は紅漆よりも赤く、上苑鶯聲の、纖手
妖嬈として、㶚女廟の花の、夢の裏にのこれるがごとく、陽雲村の柳を、雨の外に顯ふがごとくに似
たり。淚をたゝへる淚眼珍珠を落し、纎々たる香肌玉骨を消す。看る者心を動さゞるはあらざれば、
定めて是れ愛きを懐き、恨みを積むならん。
原來這の地方は是れ人寰にとほく、幽林の窈窕の穴を藏し、深草の狸狐の蹤を存し、荒僻の土地に
て夜間往來を歇くのみか、人跡たえたる處なるにしかも深夜にあらはれてかゝる美人のきたることは、いとゞ
ご怪しまざらんや。畢竟這の幽靈は是れ甚人ぞ、且つ下回に分解くるを聽け。

忠臣水滸傳前編卷之一畢

忠臣水滸傳前編　巻之三

東都　山東窟京傳子著

第四回　鹽冶龍馬三鞭千里　寺岡神行一脚百歩

話說、當時門扉ひらけて、彼の美女柴門のうちに半身をあらはしければ、賊の妻は好々眸子をさだめてふたゝび見るに、渾身みな水に濕れて滴瀝り、表には白き單衣をまとひ、裏に穿たるは五采の絲をあやどりたる柳條八絲の衣にて、彼の五十兩の金子をつゝみたる片袖と、一般の衣服なり。而も片袖扯破れてなかりければ、これをひとめ見るより、たちまち魂魄九霄の雲外にとび、面色土のごとくに變じ、地上に匾々的伏して聲だに出さず抖ひ居けるが漸う息を續ぎて云く、「夫人は是れ今宵わが丈夫のために、非命に死し給ひし人の冤魂にはあらずや。已に今此に靈をあらはし給ふは、さだめて讐を報い給はん事にてあらん、請冤々々。奴家きき及べることあり、人の死する七日を以て忌とす、一忌にして一魄散す、七々四十九日にして七魄滅ぶと。夫人身上未だ一魄も散ずることあるまじ。我

朋輩七手眼の營齊廻旋し。水陸道場を設け謹に供養し奉り、高武藏守[illegible]十二の[illegible]
[illegible]、[illegible]として、且夫人の成佛得脱をねがふべしと、又明年の今月今日は[illegible]、[illegible]
[illegible]にて[illegible]、[illegible]を思し申さん。萬[illegible]はぶき[illegible]をさだめ、われ[illegible]の一命を[illegible]
[illegible]果を得給へ[illegible]と、[illegible]を地に染け、ひたすら[illegible]、[illegible]は[illegible]夫人[illegible]
[illegible]ければ、[illegible]の[illegible]るを聞き心中に思ひ給ひけるは、[illegible]の[illegible]
あ[illegible]けるか[illegible]思はざりき、草を踏みて蛇を驚かさんとは、又も[illegible]にあふべきに、急ぎ逃げ去るべし
と、已に身を[illegible]んとなし給ふ。[illegible]此の夫人は前に水中に沈められ、今又此に來り[illegible]、[illegible]
敢ていかんとなれば、[illegible]郷右衛門は能く水性を會たる者にて、彼の時水中に跳び入るとそのまゝ、[illegible]
[illegible]かして夫人小内閣を[illegible]の、水を[illegible]て[illegible]の岸に上り逃げ去りけるが、夫人は半途において郷
右衛門を見失ひ給ひ、獨り行ひて[illegible]に此の所に來れると云ふ。[illegible]一頭却說、這裏、郷右衛門彼の
天龍川の危きをまぬがれ、小內閣をいだき夫人を扶け[illegible]、四方[illegible]々蕩々として[illegible]
ひ茂りて踏なき處に到り、誤りて夫人を見うしなひ、大いに狼狽して、背よりも高く生ひのぼりたる、
蘆葦のしげみを推しわけ、彼に[illegible]り這に出で、恰も風子のごとく狂ひてたづねけれども、月色朦朧と
暗くして東西をさへわかたざれば、更にその去向をしらず。殆んど心神疲れ如何と[illegible]、只

呆れて佇みけるが、心中に想道く、斯く此の所に猶豫して災害を惹き出し、若し小衙内をあやまたばいかゞすべき。不如且く此を去りて人家をもとめ一宿をこひ、天明に至りてふたゝびたづねんにはと意を決し、只管爛泥を踏みつゝ漸う漁人のかよふ徑路をもとめて、一味地に走りけるが、頻りに餓ゑにのぞみて十二分の辛苦をなめしける。又半時ばかり馳りて此處を見るに、都て亂草迷離霜露濃やかなる廣莫にて、只一軒の家だになく、荒々としてたゞ狐兎の跡あるのみなり。此の時小衙内は、轉右衛門が懐にありてしきりに泣き給ひけるゆゑ、大いに驚き摸りみるに、渾身都て冷えて息もたゆげにみえたり。是れ乃ち水に溺れて肚中を損ひ給ひしゆゑなるべし。藥をすゝめんとすれども、包袱づゝみをうばはれて身邊に一物を貯へず。乳を喂めまゐらせんにも、夫人此に在さず。せんすべもなきに、益々啼きてやみ給はざれば、こはそも何とすべきと天をあふぎて嘆息し、吁宇多帝の昆裔鹽冶の骨肉只今此に亡び給ふにかと、聲をあげて哭きける。一頭は小衙内の危急に逼り、一頭は夫人の身のうへ放心不下、唯是れ心慌て意亂るゝ許りなり。正に沒理會かりければ、傍の溝壑の中に設けおきたる、水流會のほとりに立ち倚り、閼伽桶の水を水杓に掬みとりて、小衙内の口中に注ぎ入れ、自己が肌をもつてあたゝめ、須臾介抱して居けるに、忽然として遠々地より、鉦子をならし佛曲を唱ふる聲、風に傳れひゞき來りて、いよ/\幾分のあはれをぞ添へにける。かかる折しも前面の徑路を過ぎ

て、一世の寄人兵衛に[illegible]たるの[illegible]とある[illegible]、るのふ、二義を求め一
郷右衛門佐なく、[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

日のうちに八十里の路を走り、彼の紂王の蜚廉、梁山泊の戴宗にも劣らずと聞けり、今汝が路を走るを見たるに、尋常の人の及ぶ所にあらず。尚拾起眼るに、當家の號衣を披したるゆゑ、必ず汝ならんとおもひ、且つ試みに姓名を呼べるに果して差はざりき。千聞一見にしかずとは、これらをこそいふべけれ。汝今半夜に此のあたりを過るには、さだめて來歴あるならん、いかなるゆゑぞや。」平右衛門眼を酸々的哭て云く、「小人頃日飛報の儀を命ぜられ、已に北國に赴き彼の地にありて、這回の異變をうけたまはり、恰も夢裏を走るがごとく窟を跳りて鎌倉に歸るところに、はや居館はむなしう灰燼となり、一家の男女皆ちり〴〵に逃げ去り給へば、いかんともする事なく、只得切齒咬牙憤りに過るのみなり。おもふに小人はわづかに三口糧を賜はり微職なりといへども、昔の恩波に浴し飢寒のうれひをしらず、枕を泰山の安きにおくこと、豈高祿を賜ふ人等に異なることあらん。唯是れ故主の重恩忘れがたく、傷に殉死を遂げ、いさゝか大恩に報ゆべしと思ひけるが、權く且つ雲州におもむき大星大哥に謁し、主意にしたがひて兎も角も心を決すべしと、已に今雲州に赴く路中なり。豈料らんや、此所にて小衙内の尊體を拜すべきとは。若し小人を棄て給はんずんば、擔を挑ひ屨を把りてしたがひ奉り、雲州に到り犬馬の勞を盡し申さん、これを許したびてんや。」鄕右衛門が云く、「斯く艱苦にせまる折から、汝に遇ひたるは、旱天に水を臨み、雪中に炭を得たるが似し、既に是れ如此くんばもつと

と其夫のいひおきしことゞもいかに感激し、又此の藪原に一女人を見失ひたることを告げて甚だ愁へければ、寺岡聞きて大いに驚き、「其人[illegible]、[illegible]むべし。」と、已に身を轉し走らんとす。與右衛門引止めて云く、「汝今[illegible]路にはしるとも、野径の暗夜なれば力及ぶまじ。もはや四更もすぎたらん、暫く[illegible]人家をもとめて一夜をあかし、夜明にいたらば兩人ひとしく搜し索ねん。[illegible]適先佛曲の聲のきこえければ、かならず此の邊に寺院か草庵のたぐひあらん。[illegible]ずや」と、とかく尋ぬる程に、但見る遠々叢林の裏より一道の燈の光隱々と閃き出でたり。兩人これを見て大いに喜び、此の燈のひかりを[illegible]、ちかくよりて内を見れば、[illegible]に半壁不倒的家ありて、門外に[illegible]、與右衛門夫[illegible]其の縁故をとひ、さて柴門のうちに倒れ居る女は[illegible]い、[illegible]小[illegible]をとりて夫人に抱かせ、[illegible]一刀の下に兩段となりて死しにけり。此の[illegible]兄弟の賊[illegible]、忽ち[illegible]出で、ひとしく兩人に對して[illegible]、寺岡これを迎へて殺氣[illegible]は[illegible]事あたはず、つひに[illegible]、[illegible]もせんすべもなく、やがて家内を掻捜して[illegible]包袱[illegible]

把を縛了、火爐を撥開きて炭のうへに點け、直に家を焼起來ひたるに、湊巧風緊刮々雑々地火起りて暫時のうちに灰燼となりぬ。投此の時鄭右衛門夫人に告げて寺闆を吹噓し、彼に拜謁をせさせければ、貌好は渠が忠義を感じ給ふにつけて、とかく先だつものは淚のみなり。寺闆は乃ち恭しく夫人を拜し罷り、身邊にたくはへたる五七塊の摣紮をとり出して、兩人にすゝめおのれも喫して、權く且う肚饑をしのぎ、鄭右衛門と議して云く「もはや五更に近しとおぼゆるなり、此の處に猶豫せば事あしかるべし。哥々は小衙内を抱きてはしり給へ、小人は夫人を背おひまゐらせてともに走るべし。」鄭右衛門が云く「我は原來神行の法をしらず、豈爾と和に雙びはしることを得べけん。これは是れ蚊子の金翅鳥とともに、行く事の遲速を掏ぶるがごとくならん。」平右衛門呵々と咲ひて云く「小人が這の道術は別に又人をして走らしむるの法あり、我が後に尾きてはしり給へ。」とて、遂に鄭右衛門に小衙内をいだかせ、おのれは夫人を背おひて、口に呪を念へ手に印をむすび、忽ち韋駄天神行の法をおこなひ、恰も空中を跳ぶが如くに馳り去りけり。不在話下、再說、雲州府は宇多帝の後昆、佐々木家累世の封内にして乃ち鹽冶高貞の本國なり。其のころ當府守護の家士は、鹽冶譜第の功臣八幡六郎といふ人の子大星由良といふ的なり。其の性たるや聰明衆に秀で膽力人に過ぎ、世に希有の英雄なり。這の人生まれ得て、

眼は丹鳳のごとく、眉は臥蚕に似たり。滴溜々として兩耳に珠を垂れ、明皎々として雙睛を點じ、唇方にして口正しく、志氣堂々として威風凛々たり。其の爲人義を重んじ財を輕んじ、好んで文を學び武を講じ、孫呉が祕術に通達して、十八般の武藝一として曉らざるはなく、誠に古往今來に雙びなく、世に揭然たる豪傑なり。

却說渠が智謀衆に勝れたるにより、人皆諸葛亮が再生なりとて、乃ち渾名を賽孔明と呼びなせり。其れは是れ時の王伯當に似たる人を呼び賽伯當といひしたぐひにて、孔明賽といふ意とぞ。此頃大星由州府にありて、時方に孟夏の天氣にいたれり。一日閑暇に乘じて府中を出て、暫時に市街の動靜を窺はんと欲ひ、故意微服に裝束して郊外をうちめぐらんとて、其の打扮怎生となれば、

頭には一頂の簇新纏髪を戴き、身には一領の巴羅外套を披け、腰下には一具の土製藥籠を繋け、足
邊に南口の銀裝腰刀を誇び、手中に一把の摺扇子を執る

已にして一箇の從をも領れず、獨り自ら府門を出でて市街に步み、此彼を徘徊して四方の動靜を窺ひける。更に當府の背後に一帶の高山あり、俗々伽山と呼ぶ　もつとも眺望他に異なる勝地にて、山上に一ツの城隍廟あり、此の日大星遂に此の山に上り、四方を遶りて風景を遊覽し、徐て彼の廟のうちに入り、殿上にひざまづきて香を拈り拜をなし、武運長久を祈念し神拜罷りて廟門を出でける

に、華表のほとりに數箇の黄蝶孤々と羣り飛ぶ。大星手をもつて額に加へ、笠を天ざまに翻してこれを仰ぎ看る。只見る那の黄蝶しだい〳〵に飛び集まる、其の數千百を以て數ふべし、或は塊り或は碎け、飛び去り飛び來りて四面八方に散亂す、其の光景恰も鬪ひを做すに似たり。如此くする事半時許り、遂に空中に飛び去りて失せたり。大星は瞬きもせず此の光景を看て、自言に自語きて說道らく、「嗚呼怪しいかな昔日寶治の年間、相州鎌倉に黄蝶集まり、府中に充滿したる事あり。東鑑に云く、承平には則ち常陸下野、天喜にも又奧陸出羽、四箇國のあひだに此の兆ありて將門貞任等鬪戰に及ぶ、是れ兵革の兆なりとしるせり。今已に此の怪異を見ること、恐らくは是れ當家に鬪諍の起るべき兆にてはあらずや。可怪し〳〵といひて、手中に執る所の扇腰手を去つて地上に墜つるを覺えず、只惘然として站みけり。此の折しも前面の陌路より、一箇の丁角の年小的白馬に鞭を揚げて跳ばせ來り、大星を見るとそのまゝ馬を跳び下りけるが、鞍馬の疲れにやたちまち地上に悶ひ倒る。大星これをみて何人なるやと、忙はしく向ひ進みて看一看るに乃ち是れ兒子力彌なり。頭には白布の抹額を結ひ、身には苓布の勒肚布を繫び、都て馬遞の模樣なり。大星大いにおどろきいそぎ扶け起して身邊より一合の香撞をとり出し、醒藥をとりて口中に灌ぎ入れ叫喚しけるが、とかくして方纔にぞ醒轉り來ける。斯くて大星一聲大きに喝りて云く、「儞武たるの身にも似ずいかに偕く軟弱なるや。察するに火急

なる大事の飛報と聞えたり、何事ぞ大急ぎて報せよと陸子は如何にと、大いに顫慄し催促すれば遣は父親に急を報せされて取次階を急ぎ來ると申す、「這回は大事件は密閣の事にあらず」と揮ひとして其答辨る、彼れを止めて、漸う力足を踏み入れ、聲を立て云く「當月一日相公諱伏して取扱をたし給ふ、是れ龍虎の奸計に陷り給ふ故なり。其の仔細は何れ存じ候へども、右の件以前の事に至れば、大將は逆に之れを聞き、唯是れ一運七魄を失ふが如く呆れたる許りなり。陸に力量僕中より傳ふ迄に書状れたる一通の解下りと申すの出し文に書付けて云く、此の刀は用なき者体済家が奉仕たる良藥なり、這回の變事は全く是れ此の刀の故なり、故に此の實は鋒刃なき主に。右にもたし給ひしも、都て此の刀あらざるが故に、已に死に陷り給ひ小人の道を守り候へども、此の利刀には我ら苦行なさんと、我を呪咀せられ、曩に父由良に與へて遺品物と作し、何卒おん仇に報ゆの念にひて、我を遺措の由と生死忘れ難き事を報知せば、我に報いて共に報ぜしめ給ひとぞ申しけるとこれまで慟へ誰ありしとつぶやきに、暫く待けれは、大星は暫し首を低れ、息を大いに嘆きを述べ、其に誰が迎に奉ん迄て暮としける体が、稍うたんとせしを、頓て懐刀を抜きて喉を貫ぬかんとする所に、として鋒に鮮血を濺ぎ、抵抗の痕跡を留めし、未だ健全なる者が、俯き卒しけり、刀の尖を舌根にのせて喘ぎ出で、都て喉の内に存ぜず、然るを鞘に還さん所に、

れ、只頭を嚙くのみ。然も日中語らずといへども、鹽冶侯死に臨みての一句、たゞちに五藏六腑に透利、此の時已に復讐の萌をぞあらはしける。斯くて力彌に問ひて云く、「儞はいつれの日鎌倉を起程したるや。」力彌答へて云く、「小人諸士とともに主公の遺骸を葬り、香儀を施し冥福を修し奉りて後、昨日午後に鎌倉を發足し、星夜に走りて、凡そ二百餘里の路を一日半に馳せ來り候。」大星これを聞きて大いに驚き力彌が騎りたる馬を見るに、廼ち是れ天下無雙の良馬千里玉獅子といふ馬なり。抑這の龍馬は其の色都て雪よりも白く、頭は鷄の如く背は龍に似たり、高さ八尺長さ一丈あり、一日のうちに能く千里の路を馳けるとなり。前の年故廷尉後醍醐帝に此の馬を進奉せられし刻み、主上叡慮たぐひなく、萬里小路藤房卿に敕して此の馬の吉凶を問ひ給ひけるが、乃ち藤房卿の答奏に云く、往古前漢の文帝の時、一日に千里を馳ける良馬を獻ずる者あり、公卿大臣皆相看て之を賀す。文帝笑うて曰く、朕吉に行けば日に三十里、凶に行けば日に五十里、鸞輿前に在り、屬車後にあり、朕獨り千里の馬に乘じて將に安くに之かんと、乃ち其の道の費えを償ひて馬を返さる。臣熟〻愚意を以て想ふに、此の龍馬も大逆不慮に出で來るの日、急を遠國に告ぐる時、誰か用ゐるに得あらんか。是れ諫諍の朝に出でて兼ねて大亂の備へを設くるに似たり、豈不祥の萌にあらざらん、依舊く高貴に返したまふべしと、擧今昔けて諫めたまひつひに馬を當家にかへさせ給ふ。しかるに故主斯かる駿馬を牽つるに

忍び給はず、彼の梁山泊の玉麒麟が有りたる照夜玉獅子馬に比して、乃ち千里玉獅子と名け、旅店に牽かせて伴ひおかれけるが、果して今回事の急を告ぐるによりて此の馬が[illegible]、[illegible]り先見卓拔も差はざりしと、且つ感歎して居たるに、また面前の行路を見て来る、[illegible]は駿馬の飛ぶが如く、近く進れば大鼠の駈けるに似たり。是れ乃ち、原郷右衛門、寺岡平右衛門の両人、大星親好が[illegible]内を負ひ抱きて進り来れるなりけり。此の人々は思ひかけず此にて大星に遭ひ、大きに喜びて且つ三分の力をぞ得たりける。大星は[illegible]小若君を見て、[illegible]悲しく涙を催しければ、親好は涙ひとみて大星を見給ひ、頓りに啼泣して[illegible]び給ふのみなり。郷右衛門は大星に一通の状を渡しければ、且つ寺岡が好き様を歎息して[illegible]けり。大星は自ら鞍門の内に入りて殿上に上り、帳殿の内に移のたる時の一雙の[illegible]攜へ出で、鏡を咥えて府中にこれを射こみたり。郷右衛門これを見て問ふて云く、[illegible]は是れ何の故ぞや。大星答へて云く、是れは是れ諜者なり、昔て此の廟の内にて謀書を設けしき。若し外より火急の大事を府中に告げんと思ふときは、かくの如く箭を放ち[illegible]といふ。郷右衛門はこれを聞きて、大星が平日の心意[illegible]を感じける。さて大星は親好、小若君を導びて、宮殿の上に[illegible]首席に在らしめ、力弥、郷右衛門、平右衛門、も段々に居並び、

三長兩短的話に、金漏滴して覺えず半時ばかり過しけるが、怪しいかな宮殿の牀の下に、鈴の聲して令々と耳にひゞく。大星此のひゞきを聞き、忽ち身を起し座を立つて帳幔の内に入り、香華燈燭を供ふる一脚の卓子を把りて一邊に搬びのけ、其の下に又一片の板あるを掲げ起せば、原來此處に窈々たる一箇のふかき竅あり。竅の中に聲ありて云く「如何なる密事ありて號箭を施し給ひしぞ。」大星竅のうちを臨み手を舉げて麾き、「聲を高うすべからず速かに竅を出でよ」といふ。これを聞きて穴の裏より、一箇の大漢一箇の火把を揮照らして顯はれ出づる。皆々いぶかり見るに、這の人は是れ竹森喜太八といふ的なり。喜太八は穴を出でて四邊をみるに、夫人小徊内を斉め列坐してありけるゆゑ、大きに驚き其のまゝ火把を打滅し地上に跪きて拜をなす。大星鎌倉の大變一五一十つぶさに告げければ、喜太八は只呆れて言をだに出さず。原來這の喜太八は幼きより篠を飛び壁を走る奇術を練熟せるにより、今當府に在りて軍中間諜の事を掌り、曾て大星が腹心の徒なり。大星重ねて喜太八に對ひて云く「斯かる大事にのぞみては野心の者出で來んも計りがたく府中に於ては放心して密計を議しがたし。此の故に號箭をはなち此の旁出竅より儞をよびむかへぬ。原來儞は當國に生長し、鎌倉にては面を眼熟る者なし、これ幸ひなり、儞此より一直に鎌倉に赴き、躬を窶し思ひを盡して、暗かに仇家の動靜をうかゞひ、急足をもつて告げしらすべし。尚異日又別人をつかはして儞に力

を添へ、まゝ金銀をおくりて自に富つべし、かくる事をおやまつて、立ちて一言寺に参詣す、まてた
はち身達にたゞはいたる、少し三餐子をとり出し付與へて、路銭とせよ、とて、見しかりし山の稀なる白
すことしも路銭ます、いそぎ陣中の通へ、ねこすこし右衛門に身に寄られる相違を見て、旅装束に
てこれを害せしめ、即時に事をとゝのへけれ、程なくなぼるにして心のけし、家臣のかく小一重
山間道をのぞみて陣合すし走て去りけるか、京本へとのことを聞やうにぬけなく変はざりし
便りとせしは、若大星が密策にて、腹心の者の方に通ずる人をいたはれりしもの也、撰りと見やる屋敷
遣して其の龍馬に附せ、寺岡にたびて小衛内を懐に抱かせ、夫人に従はせて古伴の部蔵頭同道にて
助の屋方に逃りたるなりき、かく夫人小衛内をもかざ二所中に連ぐうるける、野心の者あらんやおそれ
ならんとせ、此の比は石堂縁殿助は京都に居住し、堺相より五十余里をへだてけれども、寺岡は神
行の者をおこなひ、馬は三十里程行くも一走馬なれば、人馬ともに飛ぶ鳥の如くに馳せつき、ある
日中の刻ばかりに北を打立ち、其の夜四更の比京都にぞ着きける、頃に京都のことどもなれ、早く
て太星が指揮に任せ、とるゝ所ける時、顔色すでに蒼ざめけれど、太星は即ち郷右衛門、力蔵を難に
歸りて、其の夜は、今一夜ともに、これをかの、天岡、平崎を宿めとして、鎌倉に在りける諸大名、皆
皆お伴の常蔵に逃れ来たりければ、大星は隔中に居て諸君と集會し、其の顛末を語り出だし、此にも亦

父子がごとき不忠の徒をはぶき、義を重んじ身をかろんずる金石の黨を結び、衆議を決して鎌倉の官使をおかへ、速かに館地をわたしまゐらせ、一齊に離散しければ、府中の男子もおのがさま〴〵四方に散亂して立ち去りけり。誠に哀れの光景目も當てかねたり。不題休絮繁、再說當國に松江と喚くる裏湖あり、すなはち是れ伯州那和港に通ずる水路なり。大星は遂に館を退き且づ京都に赴くべしと思量し、此の江に一艘の船を促して家私をつみのほせ、妻阿石、兒子力彌ともにうち乗り、一箇の家僕に梢をかかせて遙かに江心に漕ぎ出し、首を回らして膀後を顧みれば、孤城空しく煙波の中に在て、江水滔々とながれて涙の媒となる。大星想道らく故主世に在せし時は富貴威權俱に保たせ給へば、畫船に錦の纜を解き、桂の櫂、蘭の槳、月下に皷を鼓き、我が伴まで月明を賞して俱に歌ひけるに、今日は只孤舟に身を倚せて數行の涙棹の滴となる、功成り名遂げて五湖に身退きたるたゞひと豈ひとしからん。得失榮枯は世間の常といひながら、無爲き世の光景かなとて、覺えず涙を滴き、只戀々として故鄉を離るゝにしのびず、只顧哭しゐければ、船こぞりて哀れをぞ催しける。按つひに那和港を望みて漕ぎ去けり。不在話下。有詩爲證。

功就泛ㇾ湖范蠡謀　喪ㇾ君蓄ㇾ怨大星才
悵然相背鄉園處　拭ㇾ涙舟中首幾回

且説塩谷の家士に斧九太夫と呼做者あり。其の身老年に及び高禄を食むといへども、平日貪欲をこととしていと奸佞の徒なり。忰定九郎も父に劣らぬ悪者にてありけるが、此度高家との騒動に及びて、家中の金財を貪りとらんと、もつぱら奸計を施しける折しも、一旦判官自殺しければ、はひとして、父子両人府中に紛れ入りて、前栽にしのび、若干の金財を奪ひとりて一個に包み、此のれが家伙とともに一艘の船につみ、他郷に逃げ去るべしと父子日にこれを密計して、此の夜舟にそひし大阪街道のかゝりける暗をさして漕ぎ来る所に、遙か対岸の葦原ふかきあたりに一個の大漢[illegible]て、此の船の来るを窺ひきけるが、猛ち身を倒にして水中に跳び入り、水を潜りて其の船にちかづき、刀を以て船底に孔を穿開ければ、水流渾々と湧き入り、少時もあらずして船は水中に沈みけり。其の父子は船の内に在りてこれを知らざりけるが、俄に船底破れ水の湧き入るを見ていたく驚き、慌てゝ岸に跳びのぼり、這々一命は逃れけれども、船につみたる家財雑物は流れ、一銭も残さず亡びけり。這の大漢は乃ち是れ原郷右衛門なり。其父子が不義非道をにくみ、此の水路に来らんを察し、此の所に隠れ居て相待ち、果して今他們父子を謀りて彼の一船の金財を奪ひ還し、不義をもつて貯へたる家財を亡ぼしめて、すこしく憤りをぞ晴らしける。閑話休題、且説、京都檮辻に單丁の僧あり、太田了竹と呼ぶ。かれが亡父は元来の名医安道舎が伝を傳へ[illegible]

て、和氣丹波の商家にもおとらざる高醫にてありけるが、此の丁竹は爲人惡俗にして貪慾おほく、ことに大酒を好みて酒量衆に過ぎ、大いに醜行の徒なれば、父母沒して後つひに醫業を廢し、今已に幇間を做して營みとし、平日人家の子弟を牽引し煙花の地に到りて、もつぱら人を惑はしおほく錢財をむさぼる。故に人皆彼に一箇の綽名を設けて、すなはち煙花和尚とぞ呼びける。想ふに古より酒量にすぎて身を傷り家を損ふ者其の例多し、愼むべき事なり。常言にいふ、酒能成事、酒能敗事と、便ち是れ小膽的喫はば、又大膽と做る。何ぞ況んや性高的人をや。古人酒をいましむる詩あり、說ひ得て好し

平常喪レ身因二酒盡一　江邊李白損二其軀一
勸君休レ飮無情水　醉後教二人心意迷一

丁竹曲中に到りて大いに爛醉し、夜に及びて歸らんとするに、沿途醉益發して、頭おもく脚かろく、東に倒れ西に搖み浪を踏むとして、漸う家に回り着きて、暗中を摸りて鎖具を索め、火を點出して燈を點じ、牀に上りて已に睡らんとしけるが、醉眼朦朧きて、偶食廚の柱の側に安じたる摩訶迦羅天の尊像を見て大いに罵りて云く、「儞箇の死餓何ぞ我を見て笑ひはづかしむるや。平日備餅神酒を供養していのれども、只呆閒と坐を安うして喫ふのみにて、酒家に半點の富貴をもあたへ

ず、益困窮にせまらしむ。汝は福神にはあらずして我がための窮鬼なり。嗚呼氣殺て、いで我が眼を見すべし。」とて、ふたつの輪を拳挫け一眼の閃光を閃かして、破れて良像下を一打ち打ければ、一聲谺轟々と響きて香華燈燭散亂し、木像は碎けて地上に落ちける。了竹呵々と大いに笑ひ、聲轉胃光はるなと聲不出つぶやきしが、酒力に勝へずその儘、打倒れて睡りける。すでに三更の左側にいたり、四方寥々と靜まる折しも、しきりに犬の吠ゆる聲して又門外に人ありて忙はしく門を敲く。了竹は前後不覺に熟睡すといへども、あまたの蚊了酒の香をしたひ來りて、渾身を螫しけるゆゑ痒きにたへず、偶ねぶりを醒しけるが、門をたゝくひゞきを聞きつけて、頭を擡げ一聲喝りて云く「汝は何等の討債なれば、半夜に來りて我が睡りを妨ぐるや。」門外の人叫びていはく、「某は曲中のものにて候が、今夜我が家に一人の富翁來り、儀に足下をよびむかへ一宴席にそへへんとの事なり。早々來り給へ。」といふに了竹は未だ醉ひ醒めざれども、もとより貪慾は忘れざれば、肚裏に暗に思ふやう、富翁のわれをまねくはかならず好き造化にあらかならん、夜中をいとはずしてたゞちに來れと、やがて牀の内を傍偟き出で、紙燭を取りて柴門に立ちより、閂を拔き去りて門扉をおしひらけば、忽ち風吹き入りて燭をうち消し、暗々として一面の黒闇となる。時に門外より、五六人の大漢子どろ／＼と擁入りて了竹をとらへ、不由分說して、一乘の轎子に押入れ、細繩をもつて轎上にまとひつけ、中央

にとりかこみて飛ぶがごとくに走り去りけり。畢竟這の漢子們了竹を捉へて、甚れの處にか去る、且下回に分解くるを聴け。

忠臣水滸傳前編卷之三畢

忠臣水滸傳前編　卷之四

東都　山東京傳　著

第五回

貞九郎剪徑俾蒙汗藥
賀古川臨津送金銀擔

話說當時、了竹は轎子にうち乗り、使の間、何の故なくにて、高き岡を上り、或は低き[illegible]を下り、或は
一時ばかり走りけると見えしが、忽ち風颯々と梢をならし、水滉々と谷に激して、[illegible]
押しつゝみ、[illegible]に轎子を[illegible]ひらきて了竹を引き出し、了竹は[illegible]の[illegible]なく、
茫然としておりけるが、漸う眼をひらきて四方をみるに、此所は[illegible]
らず、岩石[illegible]として、樹木陰々と茂り、[illegible]には高き木[illegible]け、中央に一[illegible]、
後の方には四五軒の小屋を建て、おの／＼[illegible]には火の光あきらかなり、草廬の[illegible]には[illegible]を立
たり、[illegible]しいかな、八毛髪、赤髭、黄顔したる、悪鬼羅刹のごとき者、[illegible]手中に[illegible]
提げてならびをり、[illegible]了竹を提へ来るものあり、何やら[illegible]

少刻ありて内より、一箇の黒き漢はしり出で、大王少停殿上に出で給ふなりとて、俄に殿の正面に一の胡牀を設け、四方に燈燭を點して、其の光皆も白日のごとくなり。良ありて一箇の大王緩々として、殿上にゆるぎ出で、乃ち胡牀の上に坐す。這の大王生まれ得て相貌兇惡なり。雙の眉は濃くして烏雲の如く、兩の眼の光は急電に似たり。面闊く耳太く鼻直く、口方なり。腮の邊に髯鬢周密、身の長六尺に過ぎ、身軀都て、生鐵を鬪ぎ成したるが如く、頭銅を鑄就したるに似たり。其の粧束いかんとなれば、頭には一頂の枯草の頭巾を戴き、身には一領の熊の皮の道衣を穿し、腰には一具の鹿の皮の靴子を纏ひ、身邊に一口の大腰刀を帶びたり。

此の時晩夏の天氣なるに、かくの如く裘衣を穿す、此の所若し深山の幽邃にすむならば、恐らくは是れ幽冥の府なるべしと、丁竹は已に面の色槁木のごとく變じ、六神無主、宛も死したる狗の如く、地上に倒れてありけるが、やがて大王の面前に引き出さる。時に大王眼を睜らし一聲喝して云く、「汝新たにきたれる罪人此をいかなる地方とおもふぞ。此所は是れ陰司地府にて、老爺は乃ち閻羅大王なり。汝前生の作業奸詐を事とし、もつぱら良家の子弟をして墮惑せしめ、陷坑におとし入れて許多の錢財を貪れるよし、三角眼凹々鼻のうつたふるにより、罪をたゞさんため鬼兵を遣はして召しよせたり。汝を拔舌地獄に遣はし、其の舌を拔きとりて、無量の苦惱をうけさせん。其の旨心得べし」と

といふ。「首は只[illegible]にたへず、戦々慄々として[illegible]
て云く、「扨は此所は招家裏にて小人は死したる[illegible]
んや[illegible]の裏に暴卒すべきとは。最も些し[illegible]
伏して願はくは[illegible]をたれ給ひ、[illegible]
心を更めて、阿弥陀仏の[illegible]
に、[illegible]死するならば、[illegible]
り、[illegible]を下し、[illegible]
大王も[illegible]何をとうかわらで、[illegible]
は[illegible]なり。實は是れ此所は[illegible]山の石窟にて、[illegible]山賊の頭領なり[illegible]
を聞きこふたゝび一驚を喫へ、[illegible]
是れ[illegible]にあらず、[illegible]
[illegible]に[illegible]身を安んずる[illegible]落草して此の山の石窟に[illegible]
の小[illegible]を集め、おのれ[illegible]
すこと[illegible]故に人皆彼を[illegible]

慣はす。彼が輩いかなれば父子ともに斯く極悪なるや、眞箇に是れ、

蟾蜍生卵爲科斗　惡棍育兒作刁徒

那の貞九郎みづから勇力にほこり、天下に人なきことをなせども、到頭一箇の義臣に撞見せて、遂に誅戮せらる。昔日樂天一首の詩あり、謂ひ得て好し。

水中科斗長成蛙　林下桑蟲老作蛾
蛙跳蛾舞仰頭笑　焉用鯤鵬鱗羽多

當時貞九郎、重ねて了竹に對ひて云く「汝且く心をしづめて我が謂ふを聞け。汝をともなへて此の所にいたらしめたるは別のことにあらず、曾て汝が家には、宋朝梁山泊の好漢等が用ゐたる、蒙汗藥の奇方をつたへたると聞く。彼の奇方は我が手にありて益おほき藥なり。殊に汝は幇間を業とし、能く人情につうじ、諸國の郷談を曉し、口技等を會て、然も舌劍人を害するの達人と聞きおよびぬ。因つて今より後汝をとゞめ、此の山寨にやしなひて、機密の用に當てんとおもふなり。汝心を傾け意を投げうち、我にしたがふまじきや。」了竹は之を聞き只頭を地に叩ちて只願家に回らんことをねがひ、面に迷惑の色あらはれければ、貞九郎左右をかへりみて「汝等速く彼が心を決せしめよ。」と叫はる。小賊等應諾り、物陰より一輌の車を推出し了竹が面前にいたらしむ。了竹これを見るに、おのれが家

佐狄室らのこゝろを、首の上に截たおきたれど、只是れにて[illegible]り。貞九郎が[illegible]
[illegible]し、彼が家に[illegible]にて白地とて[illegible]、家財[illegible]、内[illegible]
[illegible]
[illegible]性質の浪風を[illegible]起して[illegible]
[illegible]は、[illegible]に快楽をきはめんに不如と、遂に心を決して其の議に應じければ、貞九郎
[illegible]に喜び[illegible]
の聲きこえはやゝ更の左側に至る。時に小賊等三人の漢子を[illegible]
[illegible]て、貞九郎が[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
某[illegible]曲中の者に[illegible]

の花燈を點し、吹彈歌舞優諢等をなして、神慮を慰するなり。是れ乃ち當初小松內府の建て給ひし、燈籠の遺例なりと承る。因つて今年も高樣に郷國より燈籠をはこび、神會を營み申すなり。しかるに昨夜失時へて深夜に嶺を過り斷くとらはれ候ひぬ。萬乞饒し回らし給へ」一貞九郎が云く「曾て汝等が居住の地は貴賤聚集の繁昌の地と聞く、定めて新しき聞あらん、老爺に說りきかせなば放ちかへすべし」。彼の男ら云く「一別に新しき聞はあらざれども、頃日もつはら人の語るには、這回足利尊氏朝臣高位に昇りたまふにより、諸國の列侯我おとらじと慶賀の禮物として、あまたの金銀財寶を贈り、營中に寶の山をなす。是れ未聞不見の事なりと、世こぞりて外議いたす所なり」。貞九郎聽ひて云く、「たとひ足利の營中たりとも我が此の山寨の富貴にはよもまさるまじ、此の花燈は是れ我が此の山寨にありて益なきものなれば、汝等にかへし免しつかはすべし。常言に道く、

當爲仇貨　莫作傷人

若し汝等一命ををしくおもはば、後來かならず錢財を抱きて、我が此の山中を過るべからず」と云ひ罷り、小嘍等を呼びていましめをとかせ花燈を返しければ、彼の男等は方纔魂魄身にある事を覺え、しきりに拜謝して急ぎ燈籠を挑び山を下りて走り去りけり。不在話下。再說、桃井若狹助安近は、這回足利尊氏公位たかきに昇り官たふときに遷り給ふ慶びを敍べんがため、あまたの禮物を調へ、賀

吉川本藏行國と呼び做す一個の老臣を選みて使人とし、急ぎ京都に禮物を齎し行くべしと命せらる。因つて本藏は吉日を撰みて行裝を整へ、黃金五十兩、白銀五百兩、綾羅五十端、これ等の禮物を二箇の擔箱に包し、左側の白木蓋に書き、二箇の長櫃に收め、各其の上に一の小旗を插し旗の上には下の文字を題付けて、

進獻足利將軍慶壽禮物

さて、此の二台の長櫃を堅固なる擔夫に擔はせ、十餘人の步卒を領し、嚴しく自身これを監押し、已に鎌倉を打出で、京都を望みて進發せり。斯くて只管路を促しける程、程なく相州江間の界鈴鹿山に到りぬ。通る所都て山路の險阻なり。殊に此の時は六月の下旬にて、炎熱ははなはだ人を蒸し進べ難かりしかば、衆皆大きに苦しみ動もすれば此彼に駐住まり暫し休まんと請ひしが、本藏は大に喝りて云く、「此の鈴鹿は昔より強盜の出沒にて、今も商賈旅人と聞く、財寶に目なき惡黨等が、往來半夜に通ふところにあらず。況んや我が輩は主君の命をうけ、大切の禮物を守護して下る。何ぞ敢て此の所に足を停め時を移さんや。一刻もはやく急いで上らん」と、眞先に進みて、衆人を催促して前行きしはず走りけるに、已に午の刻に及びて暑氣ます／＼はなはだしく、路上の小石悉く燒けて火のごとくなれりしかば、衆皆大きに足をそこなひ、一歩もすゝむこと能はず。然るに只と此所に一株の老松あり、

およそ五六人圍もあるらんとおぼゆる稀有の大樹なり。枝葉蓊々として地上に垂れ、藤蘿まとひなゝり、四方二十間ばかり日の光を遮る。此れ歷應の比は此の松をもつて勢州江州の界をかぎれるとぞ。本藏は心はなはだ火急といへども、皆々苦しむを見て、只得此の松樹のもとに擔をおろさせ、權く且つ休息なさしめけるが、此の折しも對面の杉林の裏に人影あらはれ、一個の經紀人一箇の菓子を挑ひ來りて、林の裏に擔をおろし、兩袒ぎて乘凉み居たり。又遙かの下より一箇の漢子一荷の桶を擔ひ、嘴に曲を唱ひて山を上り來る。其の曲に道へらく、

從來樵客芙蓉麓　釀以芙蓉雪水清
天下無雙白乳酒　暑中還使胸中凉

此の男已に山を上り杉林の邊に來り、擔をおろして乘凉みければ、菓子商人此の男に問ひて云く、「汝が此の桶の内なるは乳酒なるか」此の男答へて云く、「いかにも白酒なり」菓商人が云く、「汝は昔て此の邊にて識認らぬ商人なるが、何方より來れる人ぞ」此の男云く、「足下は今某が唱へる曲兒の意を猜せさるや。某は是れ富士山の麓に居住し、白酒を釀して商ふものなるが、彼の地は頃日旅人稀にして營生閑なるゆゑ、遠く此の邊に來りて挑販いたすなり。」菓子商人がいはく、「汝が曲兒の意猜せぬにはあらねど、此の邊には賊おほく徘徊してまゝ人を害すにより、某等がごとき身にたくはへなき

酒人すら、心をゆるしがたし。故に親制これをとふなり。清少納言枕草子の第二巻に云はく、酒目の疑ひを解きて消さんの心得をたのむべし。一夜の酒をひ飲みて云ふ、東山の酒には必ず水を点せるぬるたまふ事なかれ。中空大き数江に日く、ことさら東山道の酒はみな水を点じて売るなり。酒に酒は二百に二升を売るなり。彼の明かいさ、十月の頃桐月八日寛永の頃の人にてありて勇者の酒は、寛きを買ひ、單銚を換へ出し、岡なる酒をさむとて、洗ふてこれを飲み、彦命して富士の白酒は、名物の雪の酒を中に聞き及びしに、聊しく、分の肺を取りて、と云ふなりしてこそ雪を召けれ。世に十五両は皆は、道先より岸浦の下に立ちて此の先出を召るに、雅なたる酒の香風に交ひて拿ふ酒ければ、空ら、頭巾出し、目は内に寄り、こなく、舌舐りしていふやう、我が口も名酒に舌され、大きに盗まれいひければ、此の道にぬ一瓶の水を入れたるなし、更の二瓶の白酒を買ひ取りて喉をうるほさばやとて、いふ、一首を、宮にこれなぞくれんと宣し、即ち酒を差を送めんとす。木綿は以前に守り入れりけるに、これを見て泣にしく、嘲りてちふ、我等我が下知を受けず、口を閉す、又なる大事なわすれ。や。曾て此の道中に極奴おほく、種々の略策をもうけて旅人を害すと聞く。一瓶の酒も、恐らくは毒をいたし、我等のなら酒を買ふことなかれと、或る者いふ、道先より旅人が売品を何と試験べ、も已に疑ひをはふき、眼前に酒を飲みければ、少しも異る事なし、我か

飲まずんば、立所に渇死すべきに、望むらくはこれを察し給へ。」と、一齊に恨みを含みて申しけり。彼の賣白酒人一邊に在りて本藏が歩卒等を喝るを聞き、衆商人に對して云ふ、「諸賊等屢旅人を害するにより、某等が如く清淨の營生をなす者も、まゝ疑ひに干りて衣食のみちを絶つ、烏喉氣死賊ならずや。かるがゆゑに、某が酒を賣るには、自己且つ一瓢を飲みて是れを試み、其の後賣り出すなり。」衆商人はこれを聞き頭を點きて、「有理々々。」と答ふ。本藏は白酒賣が今の説を聞きて、些し心中商客を生じ、乃ち想道らく、彼が説ふ如く試みたる後酒を買はば最も異儀なかるべし、宜しく且つ歩卒等が望みに應じ、酒を飲ませて志を勵ますべしと、方纔其の儀を免しければ、十餘人の從、本藏が疑ひを省くを聞き、大きに喜び、廳て酒桶の邊に立ち集まり、且づ一椀を試みさすに、些しも異儀なかりしかば、遂に一桶を買ひ取り、又一盤の棗子を買ひ添へて下酒となし、何の思慮もなく一桶の白酒時を移さず飲み乾したり。本藏は原來酒を好まざれば只腰扇を攝むて乘涼み居たり。已にして兩人の商人は遂に別れを告げ、箇々擔を挑ひ東西に別れて走り去りぬ、本藏も衆人を催促し已に打立たんとしたる所に、遙かの下より一箇の旅人、喘氣呼々的、血眼になりて跑け來り、四邊を見まはし歩卒等に問ひて云く、「今此所へ一人の賊漢は來らずや。」歩卒等答へて云ふ、「商賣男、賣白酒人と來れるのみにて、曾て賊は來らざるなり。」旅人が云ふ、「其の賣白酒人こそ卽ち盜賊なれ、衆商人は是れ伴賊

なり。某後山にて彼が白酒を飲みけるに、豈料らんや酒の中に蒙汗藥を用ふ片時の間に忽ち昏迷れて身動く事能はず、已に一命を害せらるべきに、幸ひ某身邊に靈方の解藥を貯へたる故命を全うす免れしと語る、遂に行李を奪はれぬ。然れど今未だ遠くは走らじと、心を前に逸りて、すぐに此處まで追ひければ、我等はこれを聞きて、籠の鳥、釜の魚の罠に擒はれたる如くなりし、首々面を見合はせて只惘然と呆れけり。木叢訝りて云ふ「某が從者等も些先我が酒を飲みけれども今に於て恙なし、汝の云ふ所全く信ぜざるなり」旅人が云ふ「それは貴客等も前の酒に中の藥の調を飲み給ひしが、今は恙なくとも少間に氣發すべし」と、未だ云ひも畢らざるに、一人の從者が云ふ、某腹痛むなり」また一人「某も何とやらん胸騒く覺ゆるなり」と、殘る輩これを聞きて「これは必ず毒の發せるなりけん。こはそも如何すべき」と、面々聲を放ちて號き叫き、或は顔色を變へ或は病の寶を損じなどして、どよみ騷ぎければ、木叢も大きに驚きけり。然るに彼の旅人が云ふ、危きかな貴客等若し某今一步遲く來らば、必ず非命に死し給はん、某貴客等の危難を目前に見て忍びがたし、幸ひ解藥の靈丹を殘して此に在り、これを進らすべきに、迅く水にて呑まし給へ」と衆人口を齊しうして云ふやう「客官若し其の靈藥を惠み我等が危きを救ひ給はば、實に生れ更りし父母、再生の爺娘なり、此の大恩銘心じ鏤骨みて身を了るまで忘れ申すまじ」とて只管に拜みけるにぞ、

彼の旅人すなはち懐を探りて一煉の丹薬を出し、「これを服るまたはば恙なかるべし。」とて與へければ、歩卒等これを接りて、さて十餘人の儕等しく旅人の前に來りて、手を拱き頭を地につけ、插燭也似拜に六拜して謝しにけり。旅人が云ふ、「何ぞ慇懃の禮に及び申さん、某は彼の賊を追はんと欲して心急なれば少刻も此に猶豫し難し。早告別申すなり。」と云ひつゝ忙はしく馳り去りけり。扨歩卒等は解毒藥を得て大きに喜び、箇々爭ひ派ちとりていそぎこれを服し、忽ち蘇生したるこゝちをなして、方に纔に魂魄身にもどる事をおぼえたり。本藏も又幾分の心を安うして云ふ、「汝等天の保佑によりて旅人が懇情に干る、若ししからずは、豈能く一命をまぬかれんや。」歩卒等が曰く、「世には善を好む人もなきにはあらず、誠に彼の旅人は我等がための生地隍なり。」一人がいふ、「うたがふらくは鈴鹿明神靈を現はして、我等をすくひ給ふにてはあらずや。」と、箇々感嘆を催しけるが、乃ち又議して云ふ、「彼の賊いまだ遠くは走るまじ、我が儕追ひ捕へて讐をむくい、憤りを休めまじきや。」衆皆其の言に同じて、已に拳を摩り力足を踏みけるに、忽ち手脚麻木れて悉く地上に倒れ、恰も死人の如くにて僅只うごくものは兩眼のみなり。此の時杉林のうちに號笛ひゞきて、彼の賣白酒人、商擔男とともに四五人の小賊を引きてあらはれ出で、本藏が立ち騷ぐひまを窺ひ、手快く一擔の禮物を奪ひとりて、造化好しと叫はりつゝ、一齊に山を下りて逃げ去りければ、本藏これを見て、「我誤りて奸計に中

れ申、汝等四濁にすゞしし。と呼はりつゝ、各ら風子の如く、狂ひてぞ追ひ行きける。且說、彼の十餘人の内、一箇の少年、原来酒に酔まされば、未だも用心すべき者すもなく、此の場の光景を見て、魂を消して、大きに狼狽へけるが、忽然として背後の大樹の蔭に寄より、両足をにぬり出し、ふ後心なの甚をか目□何れ□追ふ。我□□□、一声と叫び地上に倒れ、死せしを出ずうし、ふなる雷霆の轟めきしにも鉄漿の聲大きに發り、山の木霊に響きわたりしと、而後かしかゝる時、て彼の松の□□□に、四箇の大漢むらむら現れ出でたり。乃ち頭には黒頭巾を覆ぶ、身には□褐を着たり。此の大漢目に頭を出して四邊を伺ひ、裡をとりて商の貫洞を出でるまま徹しき曲身の□を出て、手中に一挺の帶刀を握り、大路に歩み来りて、十餘人の少年等を、退き追し倒れ居るを見て莞爾と咲ひ、やがて□リを背けて逢商人の頭を剃ね、地上に捨て置きたる荷の小塊を取り□の商品を武りてに収め、貝唄を□き、日末語る事なく、遂に一條の間道をのぞみて走れ去りけり。故下、両者、遂莫、本藏商宥を懐び復させんと欲し、空中を躍けて、追行きけるが、已に近きと聴せ罷りて相撲ひしとしたる所に、猛ち商商の谿間より、轟然として一道の血氣を噴きあ、谷、霧深きうちに夜賊等を奪へて時々□々として其の去向をたふ。此に因りて本藏は、只勃然に空を仰ぎて嘆るのみなり。时に彼の商人に假せたる、賊人の贼、寡山うちを破り本藏が背後にあらはれ出でて、商人を覘ひ、南賊ひ

としう提頭槍を拔きて斬り蒐る。本藏急に身を閃かし之を避けければ、兩賊の刀空を斬る。其の隙に本藏手快く兩口の腰刀を引き拔き、雙の手に打揮りて相迎へ、たがひに鋒を交へて鬪ひけり。原來本藏は能く雙刀を使ひ、精しく劍法に通じたる勇士なれば、兩賊命を際に猛勢を奮ふといへども、何ぞ敵すること能ふべき。鬪ひいまだ十餘合に及ばざるに、一人は眉間を劈ち劈られ一人は肩尖より膊をかけて兩段に分られ、地上に撲地ぞたふれける。然れども本藏は兩賊を殺すのみにて、禮物再びかへらざれば奈何ともすることなく、只得舊の路に走せかへり、十餘人の輩ことごとく頭を砍られて、血泊の裏に横はりあるを見て、唯是れ切齒ひ咬牙みて憤るばかりなり。按此の強盜等はいかなる徒とたづぬるに、大樹の裔より出でたる大漢は乃ち是れ鉄貞九郎なり。賣白酒人に打扮ちたるは手銃六郎なり、棗商男に粧ひたるは滅法八郎なり。此の兄弟兩人は前日原郷右衛門に撞見せたりし時あやふき一命を免れ、其の後貞九郎が手に屬せしなりとぞ。彼の旅人に假せたるは太田了竹なり。涼笠を戴り雨衣を被て容貌をやつしたるなり。若し此の了竹がごとき鄕談物假粧の達人にあらざれば、いかんぞ聰明伶俐なる本藏を騙く、事能はんや。又白酒は原來清淨の酒にて少しも異儀ある事なく、却つて解藥のうちに蒙汗藥を用ゐたるは都てこれ了竹が奸智なりけり。已にして本藏は自言自語て說道へり、某誤りて賊手に遭ひ禮物を奪はるゝのみならず、步卒等を殺されて身に大罪を負ふ事は九鼎よ

りもおもし、何の鐵面皮ありてか鎌倉に歸りて相公に見えんや、已に[illegible]とされ[illegible]、[illegible]ば[illegible]りがたく國あれども投き難し、不如此所にて自害せんにはしかじと、腰刀に手をかけけるが、忽然として思へらく、我今[illegible]にして、私に死するは不忠の至りなり、權く且つ何方へも落ち行き命を保ちて異日彼の賊を捕へ事を正して後主公の主意に任せ爽かに死なんこそ義士の所爲なれと、つひに意を決し、腰刀を拔き放ちて傍邊の松の樹の枝頭を望み只一刀に斬り落し、依舊く刀を鞘に收め、大道を拜して云ふ「假ひ[illegible]に路ありて[illegible]、[illegible]枝頭の如く頭を斬らるべき[illegible]大丈夫なるまじ、伏して[illegible]天地神明[illegible]し罷り、何思ひけん汗[illegible]になりたる彼の小[illegible]懐に收め、[illegible]んとしたる所に、忽ち前向の山の間より一聲颼と弦音響き、一枝の[illegible]て後邊の松の樹に中れり、[illegible]ん、速かに[illegible]の隨情早速鎌倉に注進ありて、本藏[illegible]ば、原來鐵井侯は火性短氣にして、思量淺き人なれば、是れを聞くより忽ち[illegible]、且つ本藏が[illegible]、[illegible]小旗を捕へて獄に下し、[illegible]公に言上し、[illegible]他的相貌摸樣かしめて

諸州各府に掛けさせ、三百貫の賞錢を出して、緊しく搜し覓めらる。桃井侯思慮うすきが故に、權く且つ一箇の良臣干隔勞とぞなりける。不在話下。且説、山州乙訓郡山崎の傍に、十字坡といふ所あり、此所に夫妻兩口的兇人ありて名を與一兵衛と叫べり。此の人生まれ得て身材ひきく色黑く、きはめて醜き男なり、其の餘り爲人愚魯にて理義を明らめず世事を曉らざれば、人みな刺瘰釘とよびて綽號とす、這れは是れ生まれ付きの愚かなるを、釘を以て糠に刺すに警へたる意とぞ。彼が年紀は已に早六十有餘といへども、一箇の晩妻は年いまだ四十にすぎず、容貌もさまで醜からぬ女なり。然れども生まれ付きはなはだ毒惡にして、平昔丈夫の愚かなるを欺侮り、年老いたる醜き男に匹配ふを後悔し、動もすれば怒り罵り、膽氣粗壯く、口嘴強横く、恰も角なき夜叉に似て、然も彼の水滸の女將母夜叉孫二娘が爲人に類せるをもつて、人みな彼を稱じて只夜叉老婆とぞ呼びける。古人の云く、江北の河豚は雌的大いなり、武則の天子は女にて爲尊、皆是れ男子の軟弱なるによればなりと、確言なるかな。此の與一兵衛がごとく老婆を怕的、此の話をもつておのれが愚かなるを曉すべし。扠此の村中には原來獵戸多く住めり。故に與一兵衛は、平日鹿兒猴兒のたぐひの野味を買ひ取りて肉包を做り、每日に驛道にたつさへ出でて旅人に賣り、これを營生となして至極貧しく暮しけり。又彼が亡妻は一人の女兒を生みて後、染病て身故りけり。彼の女兒は幼なきより相州に下りて、鹽冶侯の府

裏に給事し名を寶兒と呼びて、鎌倉に在りて右衛門[illegible]り、夫人顔世[illegible]好の命によりて[illegible]の家士[illegible]勘平に嫁きぬ。然るに高治[illegible]家滅亡により、勘平退糧人となりて緊しく義を守り、假令餓て死すとも二君に仕へて不義の知行俸祿をうけまじと、今は此の與市兵衛が家に、寶兒と共に投托となり、艱苦をしのびてぞくらしける。誠に是れ、

昔日李白一首の詩あり、證とす。

鷙鷹至レ死不レ食[illegible]　　義士臨[illegible]不レ變レ操

鳳飢不レ啄レ粟　　所レ食唯琅玕

焉能與二羣雞一　　刺促爭二一餐一

且說、勘平は與市兵衛が家にありて、已に四五箇月を過しける所、一日獨り自ら慮ひけるは、小人愚昧あさきゆゑに誤りて、師直が奸計に中り、兩口の刃傷を買ひ事を惹き出ししによりて、相公非命に死し給ふ。畢竟は小人が手を用ゐて主公を殺したるに同じ。小人身に罪あれば雲州府に回りて大星等々に見ゆるに顏なく、一直に此所に身を遁るゝと雖も、仇家の無事なるを聞き、一日も[illegible]に[illegible]寧ろ鎌倉に立ち入り、容貌を變じて乞丐となり、身に漆し炭を呑み、[illegible]が昔を學び、[illegible]師直を窺ひ、[illegible]を復して殉死を遂げ、魂魄去りて主公の死路をたづね罪を賠ぶるに不如と、遂に意を決し、暗かに

傑兒と商議して舅夫婦には過活のため權く他國に赴くよしを告げ、已に吉日を揀み行裝をとゝのへて急ぎ鎌倉に下りけり。傑兒は唯是れ丈夫の別れをかなしみて、殷々たる光景、むかし松浦佐用姫が夫をこひしたふもかくやあらむと思はれける。却說、此の村に一箇の惡棍あり、名を角兵衛と稱し賭戸を做して營生とす。年紀は三十七八歲におよべどもいまだ妻を娶らず、平日無賴凶人と交はり、もつはら人を騙りて錢財をむさぼりて、害をなす事すくなからず、故に人皆七寸蛇のごとく忌みきらひて、一箇の諢名をおふせ狸兒の角兵衛とぞよびける。是れ乃ち能く人を魅し惑はすといふ意とぞ。此の角兵衛つねに與一兵衛が家に來往し、野味を賣りけるが、いつの頃よりか那の夜叉老婆と姦通し、時々與一兵衛が睡手をうばひて密會をなす。與一兵衛は愚かなるが故に半點もこれを曉ることなかりき。只傑兒は心思靈巧的なれば老婆はこれを忌れ、若し彼に我が們が骯髒的機關を識破られなば、事あしかりなん、いかにも計りて家を追ひ出し、眼中の釘をのぞかばやと、常に傑兒を打罵り只顧狼心擧動をぞなしける。然るに一日夜叉老婆傑兒をよびて「女兒速く來り我が頭髮を束ねよ」と瞞ひ付け、己は鏡架兒に對ひて坐す。傑兒は旨を領けてそのまゝ梳匣を開き、小梳兒をとり出して老婆が頭髮を梳りけるが、偶然平日の狼腹心を想ひ起し、頻りに胸せまりておぼえず淚を撲簌とおとし、誤りて老婆が面上にそゝぎぬ。老婆怒りていふ「汝は何の悲しき事ありて斯く不祥しき光景をなすや。

我濃を見ること親生女兒のごとく、平生心を用ゐて憐みなんどはするに、彼は反て我を[illegible]り、何事も心をへだて動もすれば涕泣して我を[illegible]、他人に[illegible]。不啻只管[illegible]生い[illegible]して喰ふのみ、家内の事を務めず、彼が[illegible]喰潰の奴等[illegible]の内に引き來り、[illegible]む。我有道理ご且つ鄙こに去けつとて偃見が頭髮を摑み、[illegible]庭上に曳き出して衣服を剝ぎとり、[illegible]高手小手に縛り、[illegible]けるにぞ、偃見は只苦痛にたへず、[illegible]と[illegible]、[illegible]由遲看、見て救ふ道もしらず、[illegible]何の助けもなければ、彼が背[illegible]、[illegible]又連打に打つ時に、[illegible]

[illegible]

與一兵衛は商賈を罷りて家に歸りけるが、空屋の内のさわがしきをいぶかり、此にきたり見て大いに驚き、忙はしく走りより傑兒を抱き起して只顧叫喚しけれど、はや四肢うごく事なく、一絲の兩氣方に絶えんとす。與一兵衛こはそも何とすべきと天に號び地に哭しみ、唯是れ狂人のごとく狂ふ許りなり。老婆は與一兵衛が狼狽へるを見て冷咲ひつゝ正屋の方にぞ出でける。與一兵衛は漸う心を靜め女兒が胸の上を摸りみるに、いまだすこしの熱ありてわづかのたのみあれば、急ぎ近邊に走りて一箇の人を央み來り、女兒を抱きて板門に上せ兩人擡げて正屋にいたり、一箇の醫を請ひきたり醒藥をとひて用るなどして、七十三八十四治療をくはふるに、少刻ありて甦醒りければ、方に纔かに一二分の心を安うせり。次の日又外醫を請ひ藥を貼り疵を包みて調治する事凡そ三箇月あまり、日漸健旺、誠に危き一命をぞ保ちける。又老婆はいかにもして傑兒を追ひ出さんと計りて、此の後も益彼を呵責し、七死八活の苦しみを與へて休む事なし。傑兒は尚氣を忍び聲を呑みて針の毡に坐し、活地獄の責めをうけて無量の苦惱をかうぶり、獨り薄命を嘆きて片時も涙の乾くひまなく、只丈夫の宿志を遂ぐる日をまちてぞ過活しける。古人說ひ得て好し

小家兒女受艱辛　後母加添妄怒嗔
打罵饑寒渾不免　人前一樣喚娘親

章来與一兵衛は其の非道を制する事能はざれば、只管に貞節を忍びて

諺に善人は婦を與へ賢女はまた之を敬ふといふ事あり、此の類なるべし、古人亦詩を作りて

不[illegible]夫[illegible]相妻無後妻何

任他打罵莫生怨　暗地心疼不敢言

畢竟與一兵衛は萬千の辛苦を忍びて、後事如何、且つ下回に解き分くるを聽け。

忠臣水滸傳前編卷之四終

忠臣水滸傳前編 巻之五

東都 山東窟京傳子著

第六回

韓平寓山崎售肉包
ヽ崎過西岡殺野豬

話説、時光過ぎやすく、日月梭の如く、いつしか數箇月を經て、時分に麥秋の天氣にいたり、うち續く迎梅雨やうやく霽るゝに値ふ。此の日條兒すこしの閑あるに乘じて、小刻逍遣せばやと、家を立ち出でて、こなたかなたを遊覽し、おもはず一村の外に出でけるに、たちまち一聲子規啼きて客中を翔り、幾箇の男女、打麥場上にありて曲兒を唱ふ。其の小曲に道ふごとく

前村中兒　○みさき　學戲熟圖筵　○しゆんだるほどに
紅粉嬌娘去　向晩觀一觀

條兒は丈夫陽平に別れてより、時刻注想、數箇月を過ぎけれども、些しの影響もきこえざればいぶかり、時間にたへざる折しも、此の曲兒の意、夫婦むつまじく苦樂を共にするの情を、歌ひたるを聞きて、

[illegible]
[illegible]實に天の引合はせなり、小人は[illegible]
[illegible]

きに老實の徒なるにより、此の人を擇びて飛足とし密事をいひ送るなり。かならず疑惑して事を遅延すべからずと、纖細やかに書きつけたり。傑兒書簡を讀み完りて、心中に點頭き捲き收めて袖に入れければ、急足が云ふ、「某は別に又幹事ありて、他所に赴くなれば、後日來りて回簡を接るべし、事をまつたくとゝのへて等ち給へ。今日は且つ此にてわかれ申さん」傑兒云ふ、「さだめて長路の疲倦おほからん、只是れ路中なるにより、一盞の茶だにも款ひ難し、何を以てお多勞を謝し申さん。奴家が家は、此の一村を隔てて東にあり、那の渡頭より投左路り去きて、與一兵衛が住所と問ひ給へ。那裏にありと、端的に知らるべし、必ず後日相等ち申すなり。」と、つぶさに告げければ、飛足はすなはち、「理會得々々。」と答へ、忙はしく別れて馳せ去きけり。已にして傑兒は家に回り、且つ裏面の動靜を窺ふに、父母はひとしく爐火のほとりに坐し、茶を喫して居ける故、直に內に入り、父母の面前に跪き、說りて云ふ、「今日はからず丈夫勘平、飛報をもつて消息を通じけるが、頃日東國に在りて人の連累となり、官府に擒はれて獄につながれ、性命もあやふしと告げこしぬ。奴家これを聞きて片時も忍びがたし。因つて此の身を賣り幾兩の金子をとゝのへ、東國に贈りて、丈夫の罪を贖はんと存すなり。爹上媽上此の儀を許し給ひなんや。」といふ、原來傑兒は聰慧的なれば、復讐の密計外に漏るゝ事を怖れて明白に實事を告げざるなり。與一兵衛はこれを聞きて首頭を一縦め、いまだ一言の應答に

も及ばざるに、我父若狹助日比[illegible]
女の見識なり、[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]必ず憂慮して心神を苦しめ給ふな。」と、父
[illegible]もかくぞあらめと思はれける。扨此の

日の臨暮にいたり、夜叉老婆一箇の人をともなひて家に回る。此の人は是れ一文樓的鴇子才兵衛と呼做的なり。老婆は其の儘才兵衛を引きて内に入れ、且つ傒兒が容貌を試みさするに、傒兒は今已に村落の中に埋没れて、面を照らすに盆を鏡となし、頭を梳るに水を油となし、聊かも粧粉を施さずといへども、生得きたる風流の標致は何しかも、脂粉を調弄ふるに管らんや、形體十本にして、自然の之艶なる事、人の睛を奪ふ許りなり。才兵衛は心中に果して奇貨なりとおもひ、相互に身の價を論じて金子一百兩に定め、明日金子を持ち来りてむかへとるべしと約して、且つ才兵衛は私宅にかへりぬ。次の日にいたりて才兵衛兩人の轎夫をして一乘の竹轎を扛げさせ来る。與一兵衛等親子三人これをむかへて、煙茶の款待すみ、按才兵衛懐中より一紙の告身文書をとり出し、よみきけて與一兵衛が親手印信を簽ゑさせ、典身金一百兩を遞與しける所に、恰好く彼の急足來り、事まつたく調ひけるやいなやをとふ。傒兒は來り得好り給ふものかなといひてよろこび、彼の金子を裹子布帘にをさめ、皆て貼身もてる一面の小方鏡をそへて表記となし、回書を封筒にをさめて、封皮をもおゐる、都てこれを一包袱となして、彼の急足にわたす。急足はこれを接りて、ともにあはれをもよほすばかりなり。

正に是れ、

柳條深裏藏忠信　菱華鏡中照貞心

斯くて多少の時刻うつる程に、与兵衛は傈兒を手にとりて、轎子に上せしむ。昭君が匈奴に赴く思ひをなし、轎子にとりすがりてはなたず。傈兒も父が心中を思ひ量り、父子兩人[illegible]

にても、勘平が字跡にたがふ所あらば、豈能く隱兒がごとき悧發聰明の女を騙ることあたはん、昔日宋朝に一人の僞筆の達人あり、姓は蕭名は讓といふ、綽號を聖手書生と稱す、今此の僞筆をなし人も蕭讓におほくゆづらざる達人なり。又彼の急足に扮ちたるは何人ぞなれば、這れは是れ鳥羽の邊に住む鳥岸にて角兵衞が騙局にてぞありける。三五兩の辛苦錢をわかちとるとて、此の奸計にくははりけるとぞ、不在話下、且說、當地に一人の少年的あり、名を伊吾と號して年わづかに十五歲になりぬれど、きはめて乖巧的なりけり。此の伊吾每日村の中を徘徊し、もつはら淸魚枯魚のたぐひを買ひて過活とす。しかるに一日伊吾つねのごとく、一籃の枯魚をかたげ、熟主顧人家に去きて賣らばやと、與一兵衞が門前を過ぐる折しも、家のうちに暗々と話の響きこえけるゆゑ、伊吾偶籬笆の縫間より窺覗くに、夜叉老婆狸兒の角兵衞と座を對し、飲酌を催して、甚に樂しみをなし、何やらんかたりて居たり。伊吾耳をそばだてゝ聞くに角兵衞がいふやう、一兩日隱兒を瞞りて多くの金子をむさぼり、箇樣に每日に樂しみをきはむるはよろこばしき事なれども、若し異日勘平此に歸り、隱兒が去向をとひなば何と答ふべき。さるにより某は枕をやすうせざるなり。老婆咲ひていふ、「倩人かならず過慮しておそれ給ふな。萬一事のほころびて勘平我が伴に對し、山高水低をおこしなば、彼の隱兒が回書を表證とし、彼等が窩執事をうたへんと計る密謀を首告でなば、却つて勘平は罰せられ、我が伴は

百姓にあつかふべし。かゝる事に頓着はすこしも彼をそこなはざるのみか、一向其身が云ふ、簡要は是れ為方に家僕にて、無き是非を決断する事が肝要なれば、寧潮に為とも、何に見難し。更には其役が為すに大に傳言をする。伊吉は懐中捕人が乱れを見て露り出でたるへら、我面目縄打事の風夢を聞く、痛其為体は、其體に裂と見憎なさへ、時々奔合し寒しむるてふと疑りしなる、眼然つはりにあらんや、然謀者、只管に其苛刻人さるに、周の酒帯を変りしは、此化候とる事なりと部臭ひて何とか改めたの其ために百姓の前に人ありて門を窺ふをさとり、東をたゞ門外に出てこれを見るに、其れには着伊吉なりければ、一聲大きに喝りていふ。「彼伊吉にそれに我が家門を窺ふは、必相師面を見させて恥を下さまじ候ならん、逃けに走り去らずんば、汝が太陽の下に而も傘を申つべきぞ」伊吉は不意に被し手もなくと言はれ、頓み起りを聞して云ふ「これ汝が家内を顧みし自質ひなれ、身にあはず、見事とりぬ。然るに彼我を縛とするはいかに、汝これ盗賊自己に拘るなくて捉たれ」と言こなれを聞き、其方に為ひていふ。「汝は小盗、何事を為して高声悪語をいふや、今し我捕へるをなしたるわはまさで、盗賊とふせ、君為いうこかさ言葉し健すまして、我が懐のの未だ十分ならざるに来とて、早く此を盗けれ」伊吉補脱りていふ。「汝箇の悪た事、其奢が我かをなすは、強行人も働きる人も、探索得心の上にて、詮議、たかいにも固執ひて、室は世ふ求は薄まる、何ぞ必ず世間の心を等しからざるといい

ひて、遂に兩人は爭論におよびけり。此の時角兵衞は門外の閙がしきを聞きつけ、何事ぞと籬の内よりうかゞひ居けるが、原來火性短氣の者にて、殊更すこしの酒氣を帶びたれば、伊吾が惡口毒舌を聞くにしのびず、そのまゝはしり出で、有無をいはず、相撲へて拳をもちゐ、連打にうちて、魚籃をとりて擲げつけければ、乾魚は恰も風に秋の葉を吹き轉すがごとく、四方八面に散りてけり。伊吾は切齒ひ咬牙みて怒れども、年少はざれば、彼等に敵する事あたはず、只頻りに哭き喊び「汝伴賊、などかく我を撲ちぬるや、少停此の仇をむくい、後悔をさすべきぞ。」とて、乾魚を拾ひあつめ、籃にをさめて偸ひたすら口の裏に訥々喃々罵りつゝ立ち去りけり　不在話下。且說、一箇月あまりを過ぎて後、一日夜又老婆と角兵衞兩人、彼の肉を屠る空屋のうちに出會し、頭を交へ耳を接へて低言きけるが、乃ち老婆が云ふ「奴家情人と恩愛の日久しく、たがひにおもひ骨髓にとほりしかば、今更緣を斷たん事あたふまじ。此のほど丈夫與一兵衞病にそまりて坐臥やすからず、是れ乃ち月老の保佑なり、此の時に乘じ、暗かに煙毒をもちゐて彼を殺すべし。さらば他日勵平此に歸り來るとも何を把柄に一句の言をなさん、常言を聞かずや初嫁從親、再嫁由身と。たとひ異日奴家情人の家に嫁すとも、何人が言三語四といふ者あらん。是れ草を斬りて根を除き、情人と偕老をなすの良き計ならずや」角兵衞が云ふ「いかにも神妙の計なり、宜しく急にこれをおこなふべし」老婆が云

ふこでかたがたの安に一事足いふる事あり、原来兵衛は常に煩はするのなり、是也と斜し兩兵衛に
いふ、寺の我が酒伴に太田寺竹と云ふ者あり、兵衛と道を時々に聞き及び、斯して其兩者を
ひ取り来るべし、明此々を詮議をなすべしといひければ、此の日は其の郎等が才覚して
摂津の日にいたり、兩兵衛が宿ことを来りて、暗かに密夜にかたり、老婆これを得て幽にかくて、
貞一兵衛が迚道をはなれず、終日看病をしてありしが、其婦のこれにかはりて、門分ちりと前の枕に
ふすりの市にくだりて細末し、兼てもとめおきたる一味の毒薬にまぜにうつして、白湯をかたむけ
れ、簪あたる搔き拝せて貞一兵衛にあたふ、貞一兵衛は此の毒と察したる粉薬なるべしと、何の
思慮もなく一日も否みていふやう、此の薬味ひの甚だ苦にして、医者にた問ひたれどもよき事がたし
の味ひいかでか異なられ、病の所為にて苦い思ひなるなりん、時としてはさる事もあるべし、更ひて用
る給ひなば、漸々に快からんこと疑ひなし、とかなき造なし給ふな、と勧む、貞一兵衛にもと思ひ、ふた
たび薬を口に含みしが、迷惑の顔色にて、一口の白湯を飲し、貞一兵衛が口中に満ちいれれば、貞一
兵衛は一滴もの二三十歩で毒をあやまちに吞み下し忽ちに苦しみいらく、怪しい奇なる其の毒を作
わとなしく左近六郎が道なる命細し、苦しむ其様へ舞したと、まさにこ叫びし声は、泣き悲しみ
く、彼を抱めて貞一兵衛に言ふ、貞一兵衛いよ〳〵苦しみて云ふ、汝何故斯く我を毒殺せしむるぞ

老婆が云ふ、「此のほど醫師の申さるゝには、裀を厚うして汗を發しめば、早速快からんとなりし、しばらく氣鬱に勝へ給へ。」與一兵衞益苦しみ喊ばんとしけれども、老婆尙與一兵衞が上に跨がり、力に信せて壓へければ、與一兵衞は此の時僅かに一聲吠びてつひに淫婦が手裏に死し畢んぬ。可憐這の老兒不幸にして、商の魔頭を娶り、狼計に中りて非命に死す、古人說得好たり。

黑蟒口中舌　　黃蜂尾上鍼
兩般猶未毒　　最毒婦人心

しかるに老婆は與一兵衞が動かざるを窺ひ、乃ち被を引きひらきて見るに、哀しいかな與一兵衞は目口鼻に血を流し、牙を咬みてぞ死し居たる。さすがの老婆もこれをみてほとんど驚き、あわたゞしく、虢の壁を敲きければ、客屋のうちにかくれ居たる角兵衞はしり來りて、老婆をたすけ、兩人屍首を擡き起げて、面上の血の痕を拭ひ、人の疑ひをふせがんがために、うへに新しき衣服をおほひおきぬ。斯くて次の日にいたり、ちかき邊の人を雇ひて、喪儀を營み、其の屍を火葬して、背後の山中に葬り、遂に踪跡なくぞなしたりける。原來與一兵衞は商の親眷もなく、殊に一軒のはなれ家に住めば、四鄰ともにある事なく、一人として彼が非命の死を知る者あらざりき。正に是れ養狗倒來恩人を嚙むとは此の事ならん、後人の陳ねたる詩あり、讃とす。

老婆邪毒鴆其夫、豈計一朝齧羊狼。
勘平計討兩奸黨、姪心誰肯不聞耶。

斯くて後は、彼の兩人誰ありてはゞかるべき人なく、益心を安うし、毎日に此の家にありて、ほしいまゝに恩情を通じ、やゝ漆と膠のごとくなりけり。常言に云ふ、人可瞞、天不可瞞と。天道の顯鑑、閻君の簿帳、いかでか悪人を逃し漏らすべけんや。彼等兩人巧に計るといへども、到頭なからず報いあらん、豈能く始終無事を保たんや。間話休題、且説、勘平は、鎌倉にありて兩親をかゝふといへども、いまだ素意を遂げず、いたづらに數箇月をすごしけるが、大星由良京都にありし暗かに忠義の武士をあつむると聞き、ふたゝび又京都に赴き、好き門路をもとめて大星にまみえて、罪を贖ひ、進身でともに志を遂げばやと、意思を決し、乃ち鎌倉をはなれて道中に馳せ出でけるが、夜を日に繼ぎ、いそがしく、何とやらん心安からざれば、三歩を一歩となして、路をいそぎほどなく京都に着し、已に山崎の街口まで來る所に、對面の樹木の叢中にあまたの鴉むらがりて、啞々と叫ぶ。勘平これを看て猛然として、自言自語道へらく、「異なる哉、我公君父にあらざれば、其の聲く響いかなる故なりとしらざれども、皆是凶事を告ぐるに似たり」、吶怪し／＼といふ間に、頭ふりに心頭疑惑不住、しばらく躊躇して居たる折しも、背後に人ありて呼々とよぶ。勘平振返りて此の人を見るに、虛

て識認りたる乾魚賣の伊吾なり。勘平云く「汝別來恙なかりしや」伊吾云ふ「小人竊かに報知らせたき事のありて、大哥の歸鄕を俟ち候ひぬ。權く且つ一邊來り給へ、具に說話すべし。」とて、勘平を請ひし人なき所に到り、扨彼の角兵衞と老婆と姦通の事、傑兒を騙り金子を奪ひたる事、與一兵衞を毒殺したる事、および自己角兵衞に打たれて疵をうけたる事、首より尾に至るまで、一五一十を具に告けければ、勘平これを聞くより、かつ驚き、かつ怒り、牙を咬み、拳を捏り、身をふるはしてもだえけるが、漸ありて伊吾に謝して云ふ「昔し汝が好意にあらずんば、我も又ともに彼等が毒計におちいるべし。我すみやかに秦山の仇を報い、汝が遺恨をもはらさすべき道理あり。かならず此の事を人にもらすべからず。」と封口して伊吾に別れ、たゞちに與一兵衞が家に來りて、且つ籬の縫より內の動靜を窺ふに、夜叉老婆は獨り爐火のほとりに坐して苧を揣りて居たり。勘平窺ひ罷り內に入りて「勘平今日歸り來り候ひぬ」と叫びければ、老婆大きに慌てゝ走り出で「歡喜女壻なるか、我儕の歸國を俟ち侘びたり、定めて長路の疲れ多からん。」とて、自己一鍋の湯を脚盆にかたむけ入れて足を洗はせ、一碗の茶をあたへ、あて飯を喫せしめなどして、奔走すること日外に異れり。勘平家內を見まはして云ふ「秦山は恙なくおはすや、今日も營生に出でられしや、傑兒は何方へまかりしや。」と尋ぬれば、老婆流水舌頭を轉らし、口に信せて云ふやう「傑兒がことは一席に說りつくされず、與一兵衞は彼所に

出で給ふなり、對面すべしとて、すなはち座をたちて設けたる紙門をひらきければ、一脚の卓子に一つの靈牌をまうけ、香華燈燭をそなへて置ゑおきたり。勘平これを見て愕然と膽を潰して居たりしが、岳は身まかり給ひしか。老婆が云ふ、不図霍亂の病に罹り、良醫も治し得ずなりしかば、すぎつる六月十九日の夜遂に死し給ひぬ。我が悲歎のかぎりはいかばかりぞや、宜しく推察すべしといひて、涙を撲簌々とこぼしけり。勘平老婆が假聲みれて益心中に怒るといへども、且つ憤りを忍び、都て事を曉らぬ様子なし、病中末期のことも細やかにたづねとひて、精く物語におよびけるが、重ねて問うていへらく、阿嬌が事一向に説りたまはざるは、最も詐惑なる言葉、いかなる來歴ありてかくはいひ給ふぞ。老婆忽ち面色を變じて云ふ、その後の淫婦が事は語るも又口惜しければ、行の跡にて近き村の後生と密通を做し、姦夫とともに何方へやらん逐電し、今に至いても其の在所しらず、汝が手前も面目なき事どもなり。勘平これを聞きて故意といかりていふ、「彼の潑婦いかなればかく、人道に悖なき事をなして、某をはづかしめけるや。たとひ天涯を駆けめぐるとも、人非人は必ず捜り出し、二つの首を引出して喰ふべし」と罵りければ、老婆は勘平が勇氣さかんなるを見て、膽頓り心寒えて心中大きに怕るゝと雖ども、原來大膽の女なれば、暗にさとりて、只そしらぬ體にて居たり。勘平漸々怒りを收め、「淫婦が事は且つ次に議すべし。麁略ながら只今は岳の事なりとて、指

を屈めて日を算へて云ふ、「泰山すぐる六月二十九日に死したまひしならば、明日は即ち斷七日にして四十九日に當れり、今夜は是れ宿忌なり。某他國にありて泰山の忌日もしらず、齋戒だにせざれば、せめて今夜墓前に通夜し、香を撚り花を供へて薄意を表し申すべし、墳瑩はいづれなりや。」老婆が云ふ、「背後の山上にはうむりしなり。」勘平云ふ、「某は當地に居住する事わづかなれば、地理に疎く、願はくは丈母某をみちびき墓地にいたらしめ給へ。」老婆は彼に心機を見やぶられまじとすれば、其の言に應じ、つひに勘平を引きて立ち出でんとしたる折しも、鐘聲風にしたがひて耳にとゞろき、急雨しきりに降り來りぬ。老婆が云ふ、「今ひゞく鐘ははや二更なり、殊に雨もふりぬれば、明日のことにすべし。」勘平云ふ、「人の靈を祭るはもつとも宿忌をおもしとす、いかにぞ今夜を過すべき、萬乞引路し給はるべし。」と、すこしも休むまじき光景なれば、老婆は只得、頭に破れたる箬笠をいたゞき、手に一把の火把を揮照らしてすゝみ出づる。勘平も一般箬笠を戴き、蓑衣を披け、腰刀を帶び、跟にしたがひて走り出でたり。斯くて急ぎ山に上り四五重の山坂を過ぎて、一株の大柳の樹ある所に到り、彼の柳の下を見るに、あたらしき一坏土ありて一箇の卒塔婆を立つ、上には經文および姓名法諱を寫けぬ、是れ乃ち與一兵衛が墳墓なり。勘平其の儘地上に跪き、合掌して拜をなし、口の裏に阿彌陀佛の寶號數十遍を唱へ、念じ罷るとみえしが、たちまち身を起し、はやく一脚をとばせて、老婆を墓

の前に蹴倒し、左の手をもつて彼が頭髪をつかみ、右の手には明晃々たる腰刀を拔き、尖を胸の上
におしあてて一聲吼ていふ、你悪事人の告ぐるにより、我具にこれを知れり、さりながら汝が口より
招承するを聞かざれば事分明ならず、悪事の首尾眞直に供招せば一命は饒くべし、若し些にても
詐らば、立地に汝が身の皮を剝ぎ、細々に切みて鱠子となさん、速かに供招せよ、と責れば、且の婦人た
るや情を訴けり、

蒼鵰追紫燕　猛虎啖羊羔

佗夔は膽氣烈火のごとき勇士に摑まれ、頭くだくる如く、如何ぞ抵賴ふ事あたふべき、つひに事
の始終悉く供招におよびければ、勘平これを好々と聞き終りて、已に腰刀を取直して刺し殺さんとする
時、山聲たか／＼猛く、電閃々と光り、雷霆々となりひゞきて、山も崩るゝ許りなり。勘平暫しは且
雷のすざまじきをおそれてしとおもひ、手を動かさず雷鼓やみて手をくださんとすれば、又轟き、まゝあれ
ば手をとゞむ、如此くすること數たびにおよぶ、漸う雷聲とほざかり、已に刺し殺さんとしたる
る所に、佗夔勘平が手を推住め、くるしげなる聲していふやう、我は汝がためには既に是れ大姑なる
きや、汝我を殺すは道においてたがふ所あらん、殊に我汝がために殺されしと聞かば、商兵衛一命を
すてて官府に出で、汝が高執事を打たんとはかる密事を首告して汝ならず讎を報ゆべきぞ、若し又我

が一命をたすけなば、汝が密謀を、穩便になすべし。」勘平これを聞きておもへらく、我怒りにせまりて、遠きおもんはかりなかりし、萬一彼の角兵衛を打ちもらしなばもつとも大事なり、片時老婆が一命を饒し、智をもつて彼等をあざむき、兩人をならべおきて殺すにしかじなど、只顧肚の裏躊躇していまだ決せざる折しも、後面の亂草のうち簌々响响きて、一隻の野猪跳び出し、前の爪後の脚、泥水を蹴起し、樹の根岩稜を管はず、一字兒に跳り來る。勘平これを見て、急に手をはなち、身を閃せて一邊に避くる。老婆は此の便機に乘じて逃げ去るべしと、わづかに一脚をふみ出す時、忽ち背後に鳥銃一聲撲的ひゞき、說時遲那時快、ひとつの流丸老婆が後心の上にあたり、叫聲阿不迭、皆黑了りて死しにけり、亦快き光景なり。然るに後面の林子の裏より、一箇の獵戶手中に鳥銃を提げて出で來り、心中野猪を打著めしと思ひ、黑暗裏一頭には火龍を揮り、一面には摸り來り摸り去り一摸りして、勘平が腰の邊に摸り著る。此の時勘平ひらりと身を轉りしかば、兩箇鼻の尖を撞著て、互に面を覷合はせたり。彼の獵戶勘平を看て被一寒、急に身を囘して逃げ去らんとす。勘平忙々しく猿臂を伸べて揪き住め、たちまち地上に踢倒しぬ。此の獵戶は乃ち是れ狸兒の角兵衛なり。角兵衛は思ひかけず勘平に撞見し、恰も斷線偶戲の如く、手足擇軟として、少しも掙扎くことあたはず。勘平大いに罵りて云ふ「汝奸賊おもひしるべし、明らかなる所には王法あり、暗きところには神靈あり、

大罪を犯して豈能く罰を免れんや、汝が打殺されたる處、野猪に由らずして、反りて夜叉老婆に由りたるは、正に是れ皇天われに手を假し給ひ、同じ打をなさしめて、賊們を罰し給ふなり。今此の仇を報ゆることとて、刀を擧げんとせしが、兩人は忽ち南におち、兩は後に横地に倒れたりと[illegible]、忽た化して南柯の一夢となる。已にして勘平老婆が屍は[illegible]しと、[illegible]引起しけるに、懐に何あり、摸り見るに、布帛にあまたの金子をいれたり。暗の中に摸り算來るに、都て五十兩あり。勘平思ふやう、此の金子は正に是れ儂見が典身の料なるべし、今思ひ掛けず我が手に入るは、即ち是れ天の賜ふ恵みなりとて、頂々戴々、依舊く布帛を收め、懐にぞおし入れける。這れは是れ老婆勘平が膽氣はげしきを見て心中大いに懼れ、此の夜四箇密て此の所を逃げ去り、再兵衛と共に他國に走るべしと思量し、此の身價金一百兩分ちとりたる殘りを暗かに懐にして、此の處に來れるなり。皆是れ皇天彼等を罰し給ふが故に、奸計都て如此く齟齬ふなり。古人說き得て好し、道ふ是に、

湛湛青天不レ可レ欺　未レ曾擧レ意已先知
善惡到頭終有レ報　只爭來早與來遲

斯くて勘平老婆が頭を刎ね落し、兩人の屍を把りて祠の裏に擡在て、二つの首を墓の前に供へ、拜を行ひて云ふ、秦山の靈魂速かに天界に生じ給へ、我今姦夫淫婦を殺し、仇を報い畢んぬ、更

り行りて少刻睛をとぢ、拜をなして居たるに、怪しいかな墳の下より一陣の冷氣生じてあたりを盤旋るとみえしが、勘平おぼえず毛髮たちて竦然たり。こはあやしやと眼を開き頭を仰ぎて見れば、一り陰火朦々朧々と焚え、黑暗の中に人影現はれけるが、見るがうち忽然として化えうせぬ。勘平これをみておもへらく、今の人影は正に是れ與一兵衛の形容なり、定めて寃みをはぶき憤りを除き、快く佛果を得ることを告げんと思はれつらんが、泰山の陰氣、わが陽氣に壓されて言をかはすことあたはず、空しく化えうせ給ふものならんと、奇異のおもひをなし、つひに麓にくだらんとしたるが、黑洞々として東西をわかたず、殊に火把を打滅したれば一歩もすゝむことあたはず、大きに煩惱みてぞ居たりける。說分兩頭。扨彼の野猪は一直に險路をのぞみて跳び去りけるが、此の時遙々地のむかひより、一箇の旅客手裏に小灯籠を提げて進み來る、那の旅人頭に箬笠を戴き、身に雨衣を披け、身邊に兩口の腰刀を跨びたり。只燈火打滅さんを怕れて、雨衣の前襟を把りて大雨を遮掩ぎ來りしが、野猪の來るを見て、急に身を避けんとするに、路窄く避け遁るべき所もなければ、奈何ともすることなく、只得灯籠を松樹の枝頭にかけおき、急に應じて一邊にありける封識杭を引き拔きて手に拿ち、岩石に倚ひて相待ちけるに、野猪は已に近々と來り、旅人をめがけ、狂ひ吼りて跳び蒐る。旅人は急に身を閃し、野猪の背後に躍り出づる。野猪は又鼻をならし、牙を咬み大きに猛勢をなして跳びかゝ

りければ、旅人は尚右に閃き、左に避け、雙の手に那の梔を擎げ、燈籠の光に乗じ、高く[illegible]透し、虎より下し来り只一打と攫みけるが、野猪も又眼明らかにして、たちまち身を翻らし梔を躍び越えけるゆゑ、旅人の力梔にまかせて、傍の松樹に打當て、燈籠ひる所へ一寸地上に仆して、宮も暗となりして、咫尺の黒夜となり、更に東西を辨ぜず。於是で旅人はいに驚き、今は只身を天運に任すのしと、野猪の吼るを心の的となし、前後左右に身を働かせ、只頻に瞎打にうちけるが、此の旅人原来打快き勇士なれば、つひに野猪を打倒し、尚勢ひに乗いて連打に五七十うちければ、野猪は大いに苦しみ、已に息絶えて死にけり。旅人野猪の死に絶るやうかゞひ、暗の中灯籠を攫り寄せて、身邊にくはへたる、火刀火石を取り出し、火を發出して灯籠に點起し、且つ件の野猪をみるに、全身の毛は金の針を栽ゑたるに等しく、小牛のごとき大小ありて、世に稀有の老野猪にぞありける。眼目耳鼻より鮮血涌きながれて死にけり。尚好々見れば、鐵砲傷あまたありて、全身に斑をなせるがごとし。又首の周囲杭をみるに六尺ばかりの長短あり、都て力にけづりし正面に文字あり、石堂右馬丞[illegible]寫きたり。別に又許多の文字あり、其の文に道へらく、

近ごろ這の西岡の山上に、新たに一隻の野猪あり、人命を傷害せるによつて、見に當郡の里正ならびに獵戸人等に命じ、賞錢七十貫を出して、打捕へしむ、未だ獲ず。如し半夜通往の旅人あらば、

夥を結び隊を成して過るべし、單身の客人半夜に山を過ぐることを不許、恐らくは性命を傷害ふことあらん、各宜しく知悉せよ。

那の旅人これを讀み罷り、自語に說道らく、原來此の野猪往來の旅人を傷むるにより、當地の領主、石堂侯獵人等に命じ、賞錢を出して捕へしむるとなれば、われ今これを殺したるは不圖して一害を除きたるなり、我はたゞ無益の殺生をしたりとこそおもひつれと、つぶやきけり、若し此の旅人が如く了得きにあらずんば、誰か能く如此き稀有の野猪を容易く殺し得べき。詩あり、證とす。

西阜野猪尤可レ怖　景陽猛虎復何恂
請看烈漢能撲殺　不レ減二梁山泊武松一

扨此の旅人は是れ誰ぞなれば、乃ち是れ鹽冶侯の家士、姓名を千崎彌五郎と叫び做す的なり。彌五郎野猪と鬪ひ、渾身皆泥濘に涴れ、頗る氣力を費しければ、一歩もはやく麓に下り、客店を求めて一宿せばやと、急ぎ路徑を走り山の背後に繞り出でけるに、只見れば遙々地山荻の叢りし中剗地搖動きて、忽然として亦一隻の大野猪を現はし出す。彌五郎おもへらく、我未だ宿志を遂げざれば、我這の身子はわづかに蚤子の一口嚙すをも容すべからず、況んや氣力をつかひ四肢ともに軟え疲れ、能く再び野猪に敵しがたし。若し性命を傷はばいづれの命をもつてか故主の寃をむくゆべき。唯宜しく避け

去らんとし、闘ふ心を休め暗がに窺ひゐるに、那の野猪は[illegible]人の面へ奔来り、千崎[illegible]に彈丸しやと否一声はれけ、是れ乃ち野猪にはあらずして、一箇の漢子[illegible]捕へたるに[illegible]て、[illegible]出たる[illegible]に[illegible]これに[illegible]火の[illegible]て、[illegible]たるなり。彌五郎が[illegible]道々と進み来る時、彼の白刃を抜たる漢子、[illegible]て、[illegible]火らん。」といふ。彌五郎托地と跳び退数歩乃ち喝りて云ふ、「我聴き得たり、這の條路に強盗出没せる多しと、那が模様就ち是れ那の賣買を做す的に紛れなし、討火らんといふは必ず我を試みて買路錢を索めんとならん、我不與な々、伺速かに路をひらくべし」と、說ひ罵りて刀の柄を拿り、他若し掙扎かんとせば正に好く手を下さんと扣へたり。此の漢子身を[illegible]陪言小心して云ふ、「小人は原来本處に居住の者なるが、向の猛雨に火を打消し、進退を失ふ故、火を[illegible]火把に點さんと要して呼びかけ申せしなり、豈反心ならん、必ず怪しみ給ふな」といふ。彌五郎此の漢子が話聲を聞き暗記あれば、睛を定め細やかに面貌を看て、便ち叫ばりて道く、「呀、那時足下は、萱野勘平ならずや。」勘平云ふ、「這等說的は是れ千崎彌五郎か。」彌五郎が云ふ、「賢弟別来康健なりや。」勘平云ふ、「長兄無恙くおはしけるか。」というて、兩箇喜ぶ事限りなし。時に雨過ぎ雲散れて、一輪の明月現はれ出で、皎々と四下を照らす。千崎月明に乗じ、勘平が渾身都て鮮血を注ぎたるを見て、大いに怪しみ問ひていふ

く、「賢弟の衣裳血に染りたるはいかに」」勘平その縁由を說り出す。有分數り。大星由良煙花巷中に入り、鐵石の心を枉げて、遊戯を務め、山岳の志を強ひて浮浪となし、直に仇家をして留心の隄防を怠らしめ、小耻をして惡をなさず、遂に大功を立てんとす。正に是れ、

千古功名光史筆　一生忠義出天眞

畢竟勘平彌五郎と甚の言語を說り出來す、且つ下回に解き分くるを聽け。

忠臣水滸傳前編卷之五　畢

佛ほさちの功徳神仙の事しるせる文にはそらごどもまじるめり。此の國の古物語もおほくはまことしき物のみありぬともおぼえず。古事記、神代記の文などはかしこければいはず、から國の人の記せしことと、もゝそのふみかのふみとあはせ考ふれば、かつ／＼違へるふしも多かり。なべて世の中にありとある文なかばはうけがたき事ぞあまた見えたる　さりとてひとむきに捨てたらんもまたひがごとなるべし。たゞし然しながら人の子を教へ導かんには、みゝちかく心えやすき文にます物あらじ。わが友山東のなにがし常にそらごとの文作ること、いまの世の人なべて知れる所なり。これなんことにそらごとのかうさくなる物にして、彼のたくみにせし施耐庵てふ翁に見せたりとも、必ずことまぜずしてにげつべし。されど卷毎に深くくわんちようの意をこめたれば、是れもまた人の子の教へとやなりぬべき。そも光源氏の物語はたはけたる心をかいなしたるを、それだに警戒の書ごと定めたり。此の書なんつゆさばかりのあだけたる事をいはず、三綱五常のまめだちたるすぢを記しつれば、うけばりて警戒の書とこそいひつべけれ。されど、くすしうひがめる人の見て、かかるそらごとをもて警戒の書といへるは、強ひたるそらごとよとそしりもやせん。そはなか／＼そらごとなるべし。然はあれど、物好むは人のこゝろなり。昔のひとの飴を見て、老いをやしなはんといひけるを、戸樞にそゝがん物ぞと云ひし例もあれば、とまれかくまれ、見ん人の心々に委せはつべくこそ。

石川丘老述

山東主人才有餘○渉獵稗史幾著書○海内誰是不知君○洛陽橋南混市居○渾於世情無不通○英言品搭自無窮○請看忠臣水滸傳○深顯積惡稱至忠○使人懲惡以勸善○覽者有意歸其風○豈啻尋常止兒啼○裨益世教在其中○世上雷同剿説徒○巧唱經術育稚童○此須何補於啓迪○苦楚還是近盧丁○果哉山東主人情○舍彼取此助世教○降志辱氣亦何厭○可稱醒世一書生○

東　兆　熊　題

寛政己未夷則既望欽答家伯山東先生嘱書于塵冥書室燈下時宵艾窗琴寂

京　山　嵓　世　載

忠臣水滸傳序

山東先生　姓ハ岩瀬　名ハ田藏　字ハ伯慶　[illegible]號ス醒世老人　家ハ東都京橋ノ南銀座ニ　世人呼テ爲ス京傳子ト

先生蚤ク抱キ[illegible]心ヲ　[illegible]其[illegible]　學世[illegible]　故[illegible]　[illegible]名

馬ノ因テ詳ニ其ノ事ヲ[illegible]序ス

書肆　仙鶴堂[illegible]十[illegible]　[illegible]

自序

予靑生之暇。投情鉛槧。十數年一日也。嘗倣羅生之顰。述忠臣水滸傳前後二編
已慮一十卷。大約託于虛。寓出忠藎奸黠之光景。私寓勸懲。聲誨蒙稚。前編五卷
纔已脫稿。偶爲書鋪所懇。鏤以公世。雖未足俾橘價貴。在書鋪則頗
獲其贏。今茲春初。書鋪來。就予促刻次編。曰與其帳祕而貲白魚。盍圖盛事
于不朽。語未畢。予掉頭曰。不可々々。冤園冊子。毋乃貽胡盧於大方家耶。
刱羅生編水滸傳。三葉誕癡兒。紫女綴源語。墮泥犂地獄。載在續文獻通考暨康賴
寶物集。安知非寓言誑世之報哉。雖以予之形類。噬臍于既逝。悲噬於不
遠。而今而後。予將鉗喙矣哉。某作色曰。吁否。若如斯言則寓言存誨。
以筆於書者。接武今古。何莫聞其人盡罹其譴。若產子不成孩。先生幸擯疑想。
枉聽某之芻蕘。豈啻繹僉童敎。餘波及我儕者。寧爲邪鈔。冀更思之。
予沉吟良久。俄然拊髀曰。善矣。苟裨于衆。則義在不拒。乃修斯篇。以
付于閒雕氏。時

寛政庚申春三月望前　題于七[illegible][illegible]別業桃花深處

[illegible]

忠臣水滸傳後編　卷之一

東都　醒世老人著

第七回

奪二密書一傑兒死レ節
擲二釵兒一大星示レ號

話說、當時勘平は、いぬる年鎌倉にありて丐子に容を變し、師直をうかゞひたる事を始めとして、夜叉老婆狸兒の角兵衛と奸通し、傑兒を騙りて娼家にうり、與一兵衛を毒殺したる事、及び此の夜老婆と角兵衛を殺して、秦山の仇を報いたる事、首より尾にいたるまで、詳かに說きければ、彌五郎も後の山にて、野猪を打ちころしたるはたらきの始終をかたりて、たがひに且つ身のつゝがなきを喜びけり。彌五郎重ねていへらく「彼等兩人がふるまひをきくに、正に是れ大罪にあたるべき的なりさりながら賢弟これを官法に訟げず、私に殺したれば、戒法の上におきて犯せる所あり、はやく此の地を逃れ去らずんば、恐らくは密事の綻びとなるべし。小生賢弟をともなひて鄕右衛門兒のかくれ家にゆき、大星哥々に願ひて、望みをとげしめんはいかに」勘平がいへらく「もしさあらば我がために

はこよなき幸ひなり、とかく長兒をたのみ申すなり。」といひて大きに喜び、速に兩人をまねき歸しけり、だりけり。不在話下、再說、其九太夫は、前年鄉右衛門がためにたくはへの貨財をうしなひしより、世をいとなむべきよすがなく、ぜんかたなきまゝに、一つの門路を求めて師直に內通し、彼が間者となり、京都にありてもつぱら大星が心腹をさぐり、日々鎌倉に急足をはせて、ひそかにこの光景を告げしらせけるが、師直は大星が失行しきをきゝて、半ば信じ半ば疑ひ、とかく安き心はなかりけり。

然るに此のころほひ、京童四句の語を謠ひて道く、

一人貫作レ事　日生連立レ功
刺蜂死二蛛網一　還令二時世隆一

といふ謠なり。一人貫きて事をなすといふは、一人をつらぬけばすなはち大の字なり、日生連なりて功をたつると云ふは、日生をつらぬれば乃ち星の字なり、事をなし功をたつる人は大星が外に應ず。第三の句に刺蜂と云ふは、師直が奸惡蜂の毒鋒よく人をそこなふにたとふ。蛛網に死すとは、大星等天の羅地の網をかりて、つひには仇をなくゆべき前兆をいへり。終りの一句は、奸臣ほろびて再び太平無事の日に値はんと云ふ意なり。此の謠言都て師直が身にあづかるといへども、彼の徒はますますす權威につのりて、すこしもその意を曉ることあらざりき。卻說、時光すぎやうやく日月後のことにて、

ぐりて、此の年までに北朝の康永元年なり。しかるに師直は大星が品行を放心不下おもひ、家士鷺坂伴内に命じて、なほ父大星が心腹をさぐらしむ。これによりて伴内にはかに行裝をとゝのへ、星夜て京師にのぼり、九太夫と心をあはせて、專ら裏應外合の計をもちゐけり。かくて一日伴内大星を試みんとて九太夫に案内させ、當地の曲中に來りて且つその光景を見るに、眞に是れ別の世界にて、見る目もくらみ心もとくるばかりなり。慾界の仙都昇平の樂園とは此の地のことにこそと、ひたすら稱讃して心中大きに趣をもよほし、九太夫と共に、此の地第一の有名的妓樓、一李達家の前門にすゝみ來り、目を擧げて見るに、門上に一扁の横列をかけ、待レ來遂レ歸と云ふ四大字をゑりつけたり。屋宇の精潔、花木の蕭疏、迥かに塵境にあらず。一閒ごとにいくばくの銀燭をてらしてあたかも白日のごとくなり、兩人たゞちに門首にいたりけるに、たちまち鼓吹二絃ひゞき、頻りに時曲を唱ふ。その曲兒に道く、

花發祇園裏　玉簪羅綺連

はなにあそばば　ぎをんあたりの　いろぞろへ

東西極樂國　赫奕令二人眩一

とうばうさいは　うゝだの　じやうどひかり　かゞやく

とぞうたひける。すでに兩人門くちにいたり、九太夫且つさきに進みて、「熟客來りつるに何故むかへざるや。」と、聲高やかに叫ばはりければ、紅裙の保兒慌忙ひていで來り、「誰氏かとおもひつるに、

九太夫人にておはしけるが、頃日はたえて光臨ある事給はざりしに、今日もいかさま風相交る顔して、我が家にはいたらせけるぞ。」と、満面に咲みを含みていふ。九太夫がいへらく、「今日は一位の所羽的客人を請来せり、酒杯一つ申さんと思ふに、香しば幸多やくあり光景なり、耳房もあれ、別外一箇の客處はなきや。」保昌が曰へらく、「今晩は彼の由良大将官あまたの名妓を包して座に給ひ、客館は都て塞満りたり、只一箇の客楼あり、何とかれが相ひて遊び給ふべき哉」とて九太夫をいざなふ。その客楼はさだめて雲の巣かとおもはるる。保昌がいへらく、「相公悪客をいとひ給ふべし」と。九太夫が日く、「貴僕年高りし只標子的に雲の巣におもんことを怕なれ」と、かまはれば、保昌は何ならしで、ひいきこなたへ来りねといひて、雨人をいざなひ、楼上にのぼらしめけり。さて人星は前の食此の後宮にあり、酒宴をまうけ、有妓名的をつどへ、皆を酒宴を催しなどして、ただ雨物をもほしけるが、四面にあまり妓女的にむかひていへらく、「昔は我数唐帝に宗帝、楊貴妃と共に、晴月のもとにおきて、錦の福をもつて目を遮へ、左右内にありて偶とはれてたはぶれとす、これを捉迷蔵となづけたるよし見えたり。今此の宴上將に興つきんとすれば、我等の唐帝にならひ、個們ともに此のたはぶれをなし、捉へたる的に大杯の罰酒を與へて、ふたゝび宴をおこさんと思ふ。汝が心はいかん」といへば、みなみな目を掩しくれて、これはよき遊びにて候、

とく／＼はじめ給へ。」といひて、そゞきたち騒ぎければ、大星やがて手巾をとりて目を裹み、已に彼の捉迷藏をはじむ。翠袖の歌妓、紅裙の保兒、衆妓にうちまじりて奮散し、ひたすら掌を拍ちてはしり興ず。大星は浪々蹌々として兩の手を伸べいだし、四邊を探りてこれをとらへんとす、あだかも盲龜水を踊躍むが如く、伯牙琴を攪撫すに像たり。これによりて大家わらひどよめき、大いに興をそへ席上ゆすりみちたる折しも、鉄九太夫樓を下り、抜足して此に來り、やをら紙門の尻ほそめにひきあけて、ひそかに此の光景をうかゞひ居たり。大星は東に按で西に摸りてかしこにいたり、紙門を開きて九太夫を捉へ、「やよ／＼一箇とらへたるぞ、小三板等とく／＼酒壺をとり來りて、罰酒を篩け。」と叫ばはりければ、九太夫思ひかけざるかほつきしていへらく、「大星兒小生をとらへてこは何とし給ふぞ。」大星は此の聲をきき、耳なれたる音響なれば、いそぎ手巾をとりすてて見るに、是れ九太夫なれば、忙はしく禮をなしていはく、「請免へ小人は只幇閒等のかくろひをるならんと思ひて、無禮におよびたり、豈料らんや老兄にあらんとは。分手以來おほえず兩年をすぎぬ、いよ／＼すくよかにおはしてよろこびにたへず。かかる所にて老兄にまみゆるは誠にめづらしき出會なり。」九太夫が曰く、「小生今日偶此の妓樓に來り、此の廳の熱鬧を見ていと眼中出火ひ、那裏にありてうかゞひつるか、仁兄の遊びとはつゆばかりも思はざりき。ひとへに無禮を宥し給へ。」といひて、廳に坐しければ、大

昇は大いによろこび、侍女等にむかひていはく、「果報もひらけて珍客を得て、心上大いにあかなすを
えたり。さはいへ酒肴倶て盡きたれば、帰なすへく、遠方に一杯を酌まんと思ふなり。御前は定めてお
がき蜜上に臍して大いに倦みたるべし、暫く其の蘭なべし」といひて、いとまとらせければ、益友等は
酒を温め肴を調べて退きけり。さて大星は又みづから九太夫が手をたづさへて一つの小軒に入り、更に
酒肴をそなへしめて、再び盃をもよほしけり。九太夫はこれぞよき折か心腹を索らる時節なれと、
ひそかに喜び、只管諸媚諂を用ゐ、寛々歓談かんとはかりけるが、大星は只酔ひに乗じて、種酒
浮の態をなし、すこしも渋をむくひざる体をもらはざりしが、ひさしく盃をめぐらしけるが、九
星なほ盞を挙げたるとき、九太夫挟児を把り、酒仔に盛りたる章魚を挟みて大星に與ふ。大星之を
うけて、蛸頭といひつゝ喰はんとす。九太夫手を掣して曰く、「大星兄明日は故主の忌日
にて、今宵は内も精進なるを、鮮魚は食せずして帰りて道の魚菜を咬み給ふ、その意いかん」と。大星が
曰く、「老児は愚暗なる酒をといふ人かな。主公御意して亡君の章魚に精じたるありたるをきかず、ここまで
給へ、老児とそれがしと、今かく白身にてあることも、皆其恩はみなこれ主公の御恩によるならずや、さ
れば道ゐこそあれ少しくも忌憚はあらず、ならして意識する心あらんや。此の魚菜くらふとも誰か咎けな
し」といひて、こゝろよく喰ひければ、陰謀賊智の九太夫も、たゞ是れ果れたるばかりなり。かくて

大星は泥のごとくに醉ひ、酒力にたへずして九太夫がまへに横さまにたふれてねぶりゐるしが、やゝ熱く睡り大いに鼾の聲ひゞきければ、九太夫猛然としておもへらく、我此におきて此の宿鳥を殺さば、すなはちこれ草をきりて根をのぞく大功なり、かならず師直公のおもき恩賜にあづかるべし。寶の山に入りていかでか手をむなしくすべけんや、當に手をくだすべしとおもひさだめて、かたはらにありつる大星が腰刀を把り、拔きはなちて見るに、刀身都て鏽を生じ眞に一箇の白鐵刀なり。九太夫おもへらく、刀は是れ身を護るものなるを、已に如此くなれば、誠に獃子の證見なりと肚の裏に冷咲ひ、刀を調轉して已に刺し殺さんと立ちかゝる。大星が性命嗚呼危きかな、正是、

五更山に墜つる月のごとく、八鼓油盡くる燈に似たり

しかるに當時、むかうの涮簾のうちに、一個の人躱れ居て半身をあらはし、ひそかに手を搖りて陵眼す、此の人はすなはち伴内なり。九太夫その意は猜らずといへども、つひに氣おくれしてむなしく手をとゞめ、刀を鞘にをさめて依舊くさしおき、伴内とともにふたゝび樓にのぼりぬ。後に好事先生のつらねたる詩あり、詩とか、

白髮奸心如二野狐一　不レ知還笑鏽刀愚
大行無三嘗顧二細謹一　亡君宿忌受二章魚一

再說大星が兒子力彌は、此の夜家中より一里半の遠近をへだて、下南通花、氣息喘吁、此の波に跑せ來りしゝ、廳の光景をうかゞひけるに、父熟睡して此にあれば、且時ぞ醒まさで人にもしれぬ事をおそれ、たゞちに花壇にいたり、刀をとりて臺上にこれを鳴らし目をさまさせければ、大星忽ち醒めて門邊をうかゞひて曰く、「力彌なんぢ刀をとりてひゞかせたるは、必ず急事ある也となん、あらばし、とく／＼告げよ」といふ。力彌は文匣をとり出し、「顏世夫人より此の密書を齎はりぬ、急ぎ披讀し給へ。」といひて與へければ、大星これを接りて曰く、「我今晚は一箇の謀計あれば、權く且に此家に宿すべし、汝は急ぎ立かへりて、夜のうち廻りの待子を伴せ來り、通りの後園に忍ばせて我が知らせの號を待つべし、その號は如此々々。」と低言きければ、力彌いちいちこれを承諾り、飛鳥の如くにはせ歸りぬ。大星はたゞ人の密書を得てきづかはしくおもひ、文匣をひらき書を取り出して、これをよまばやとおもひけるが、人目をはゞかりて且つ懷に收め、手を文字首を隱れて默して因ひけるが、心中におもへらく、我が身不肖なりといへども、頗る文を學び武を嗜みて、常に忠義をわすれざりしに、いかなるあしき宿世にや、君をうしなひ怨みをたくはへ、今すでに四十餘歳に及び、志をとげずかゝる花柳の間に戲れ、たゞ遊游荒醉を事とし、つとめて浮浪の人となり、世をあざむかしめ忍ぶ事のみなるへ、かくいたづらに光陰をおくる」是れ何の果報なるやと思はず涙をくだしけるが、恨みを思ひ積は

をいたましむるのあまり、一箇の絶句をつくりかたはらにありつる碁局をふみて身をたかうし、身邊の墨斗を把りて、白紙をもて糊りたる天花頂の板に寫けて道く、

今日邂逅借　洞房錦帳前
明朝離別後　死節有誰憐

書き畢りて筆をすてて、讀みをはること一遍、ひたすら嗟嘆して後堂に入りぬ。這下一頭、却說、九太夫は伴内とともに樓を下りて此に來り、低言きていはく、むかしここには人ありて密事を議しがたし、幸ひ今此に人なければこそ說り申すなり。起先小生すでに彼の人を刺し殺し、私鬪に託けて事をすまし、師直公の病根をのぞかんと思ひつるに、公は何ゆゑとゞめ給ひけるぞ。伴内が曰く、彼熟く寐るといへども原來計おほき的なれば、もし陽眠りして誑かんもはかりがたく、これによりてとゞめ申せしなり。彼の主人の齋日に魚菜をくらふ性子にて、いかでか讎をむくゆべき志あらん、とく此のよしを鎌倉につげて、隄防の門戶をひらかしむべし。九太夫が曰く。いかにも然るべし、かれが性子をこころみつるうへは、さまで隄防におよぶまじ。さはいへ早刻力彌が拏ちきたれる文匣こそ氣づかはしけれ、小人はあとに殘りゐてその尾をさぐるべし。公はさきにかへり給へ。と云ひて小廝をよびて、二乘の竹轎をとりよせ、且づ伴内を轎にのらしめ、一乘の轎子には一塊の石頭をとりてのせければ。

伴内はその心をさとらずいぶかりて、いかなる故ぞと問へば、九太夫が曰く、これをなりはてて宣教を発けんの計といふなり、公は只小人と共に此館にのりたる模樣に装束し、嫡子を殺してかへ給へことといふ。伴内聞きて漸くその心をさとり、つひに別れをつげ嫡子に乗りて出でて行きぬ。斯くて九太夫はあとにのこり、又前の小軒子に至りて、何の心もなく四邊を見かへりみけるが、四壁の文字の數行を見つけ、よみをはりて大いにおどろき、たちまち心中に思へらく、此の詩はうたがひもなく是が宋江が手蹟なり。句中に死節の二字あるは、乃ち是れ他をむくゆべき讐をふくむにあらずや。かれ若くみに人をあざむけども、酒のために心をみだし、かしらをかくし尾をあらはす。昔日梁山泊の宋江潯陽樓におきて醉狂し、壁の上に反詩を書きてみづからわざはひを惹きたるとか聞く。此の詩も亦自筆なればこれよき後來の證據なり、今我が眼にかゝりたるは詮ずる所直公の高運なりとつぶやき、やがて流石が小刀を出し、まつたくこれをきりぬきてふところに納め、みづから點頭きつゝ、奥庭の燈木のしげりたるうちにかくれゐぬ。かくても時うつりて三更の鼓ひゞき、此の家の男女みな／＼房間に入りてねぶり、寂々として物の聲しづまりければ、折こそよけれと、九太夫小柵より出で來りてかの大人の寢帶をひらきよまほやとおもひ、しりへをかへりみまへをうかゞひける所に、かしこの窓の上に一箇の練籠をかけ、そのうちに數百の螢火を放ちおきたり。九太夫これを見て大いにおどろ

こび、車亂がたゞ、ひにはあらざれども、人目をさけんにはよき燈火なりとおもひて、その下にたち寄り、彼の封書をひらきて半ばをよみ折しも、おかうの樓上に人ありて三絃を操きならし、藹然に曲兒を唱ひて道く、

呼レ爹呼レ娘鸚鵡語來　ちゝよはゝよとなく〳〵こゑきけば
更疑夫婿與居レ臺　つまにおふむの
頻懷ニ舊里ニ眉慵レ畫　うつせしことば
呼是咨嗟又已哉　えゝなんぢやいなおかしやんせ

となん帛を裂くばかり絃を撥ひて、こゑうるはしうぞ唱ひける　大星は樓に人あるを知り、いそぎまどひて書を袖にかくしけるが、恰好樓上の絃歌も音をやめぬ、時に一箇の娘ありて樓上の勾欄にたちりつゝ、げに皎々たる窗のもとに、娥々たる紅粉の粧ひ、ひかりあひたる、いふべうもあらず、艶々たる素手を出して、欄干のもとについゐて、蕩子何いて歸らずと、うちひとりごちたるさま、たゞこの際にはあらずと見えたり。大星がかきやりて、かしこに物し給ふは、由良相公にはあらずやといふ此の妓女は乃ち是れ隠兒なり　大星樓をのぞみて曰へらく、偸はいつのほど其所に來りつるぞ、夜更けぬるにたどねぶらざるや。おかるが曰へらく、奴家さき程、相公に陪して酒を過し、いと苦しけれ

ば、掛丁風寒酔ひを醒さばやと思ひ、こゝに来りゐるなり。相公構くまち給へ、われはまたこゝへ来るべしことゝいひつゝ、三絃の軸をひねりて絃をゆるめ、撥をさめて緑の中に插み、衣裳の裾を提げて手燭を把り、閒様をくだりて大星がまへに来る。当時おかるが扮粧をみるに、頭には翡翠の銀簪を插し、身には纐纈の単衣を穿ち、腰には黒紅の羅帯を束ねたり。都て是れ軽鮮なる時世粧、前にくらぶれば別に一段の風騒をましたり。生得て沈魚落雁の容閉月羞花の貌あるのみにあらず、吹弾歌舞などことごとくこれを暁りたれば、時の人こぞりてかれが容色をしたひ、其の名一時にたかゝりけり。さておかる手燭をとりて楼を下り、たゞちに大星がまへにちかよりて曰く、相公いまだ休み給はぬか。さして袖に入れ給ひしは、さだめて情書ならん、奴家に露ばかり見せ給ひなんや。大星が曰く、これはしかなまめきたる書にあらず、故郷にある朋友のもとよりおこせたる書簡なり。なんぢこれを見て何の益かあらん。おかるが曰く、さまでなかくし給ひそ。相公こゝにきそめ給ひしより、奴家を包住にしてものし給へども、ひとたびも枕席を接へたまはず、おもふに相公はわらはが醜きを嫌ひて、他の妓女と密かにたはれしみやし給ふならん、さへしこそわらははにくらかりけれ。その有る所の情書一度見てあまたく思ひ侍れば、とにもかくにも見せ給へ、と責む。大星は故意と不慮なるがほにして曰く、―こは思ひよらざる事をきくものかな、いかでかさることあらん。なんぢおろかなる心を焦くことなか

れ。」おかるが曰く、「もししからざることあきらかならば、その書簡を見せてわらはがうたがひをはらさしめ給へ。とく／＼。」といひつゝ、大星が袖のうちにつと手をさし入れて、彼の書を引き出し、手ばやくおのれがふところにおし入れ、みづから牢く抱きてはなさず。大星は密書をうばはれてすこぶるおどろくといへども、さあらぬおもゝちして、七十三八十四にいひときけれども、とかくかへすまじき光景なれば、只得く心中に一ッの計をまうけ、ことばをあらためて曰く、「爾さまでうたがふならば今宵たゞちになんぢが身を贖ひて、我が妾とすべし、これにうへこすまことやある。とくうたがひをはぶきてその書をかへすべし。」おかるが曰く、「相公の心はもとよりうすきをしりぬ、しか宣ふともいかで眞とせんや、只好く三歳の孩子を誑くべきことばなり。」大星わらひて曰く、「大丈夫の一言は駟馬もおひがたし。なんぢきかずや、

自レ薄漸厚者久　初重後輕者疎　又常言道弄レ假成レ眞

といふことあり、こゝに臨みていかでかいつはりをいふべき。若し我が言にちりもいつはりあらば、正に是れ如此くならん。

鼈變更爲二洞庭月一　石升直作二銀河星一

おかる此の盟言を聞きて曰く、「多謝厚情、わらはは另外に私情あれば實は相公の妾となるこ

とあたはざるなり。大星が曰く、もし然あらば、なんぢを[illegible]て[illegible]、水滸の害[illegible]のぞ
れしめんに、何のさまたげかあらん、此の事よくは[illegible]てん、由[illegible]の書論をこなたへ[illegible]
おかるが曰く、幾度いたはふとも此の書はなほ[illegible]まじ、わらはにたまはれかし、[illegible]には[illegible]
んが眞にもだすまじきか、又もぜいへきに、おかるがいふ、われは百度もかへすとも[illegible]に、冊[illegible]
かいかにし給ふや。大星わらひて、[illegible]に[illegible]を[illegible]にはなさずいなもど
きこいふ[illegible]といひて互にあらそひけるが、大星おかるが[illegible]を[illegible]して[illegible]
うばひかへさんとしけるを、おかる只手を伸して[illegible]上を[illegible]、[illegible]
堅て星眼を睜開きて[illegible]、一個[illegible]の聡明の人にて他人[illegible]
倫なるもとめんとすとも、いかでかあたふべき、さきの[illegible]いひしは、[illegible]心[illegible]
かせたるのみなり。かれが浮浪街巷に淹泊して、[illegible]に[illegible]、[illegible]
は、都て是れ仇家をあざむかん[illegible]にあらずや、いかでか本心の所為ならんと、[illegible]心[illegible]
のゝしりければ、大星此の一言を聞きて心中大きに[illegible]、[illegible]いかでか[illegible]、[illegible]
語をいひて、蹤をたゞ[illegible]、人ありてきかば[illegible]、[illegible]しく[illegible]
くすべし」といふ。おかるは大きに浴陵ひて、なふ一個外人の耳[illegible]恐るゝならば、かばかりの大事

きくはだてはせまじき筈なり。儞們黨をむすび、事を復讎に託して、當時の執政たる高階の相公をうしなはんとはかるは、正に是れ死にあたるの大罪なり。かならず此の書簡は、同心合體の徒がおくりたる密書ならん　我かかる大事をしりつゝすておかば、後日儞們が連累となり、此の身にゆゝしきわざはひをおひぬべし。よし／＼此の密書を證見として、官府に首し出でんにはしかじ」といひて、すでに身をひるがへし走り出でんとせしかば、大星ます／＼おどろき、急ぎ忙ひ猿臂を伸して、おかるが衣の襟を把り、地上にひきたふして動かさず、密書を奪ひかへさんとて、おかるが懐に手をさし入れける折に乘じて、大星が懐より錦の帊につゝみたる刺刀、地上に撲地おちてなかば鞘を抜けたり。大星いそがはしくこれを拾ひとり、手にもちたるを見て、おかる忽ち聲をたかやかにして「大星わらはを殺さんとす、やよ／＼人々、とく出であひてよ」とよぶ。大星こゝにせまりておもへらく、我小事をかへりみて大事をあやまたんをおそれ、さきほどよりしば／＼怒りをしのぶといへども、此の女密事をさとしたるうへは生けておきがたし、寧索ころすにしかじと、心中におもひさだめける所に、おかるふたゝび第二聲をよばはりければ、大星これをしのびず、左の手をもつておかるが胸のうへをおさへ、右の手に刺刀を把りて、つひに胸のあたりを一刀さしとほしければ、一聲阿と叫びてのけさまに倒れ、鮮血滾流れて滿身をくれなゐに染めたり。大星刀を調轉してとゞめをさゝんとしける

に、おかんその手を遁れ出て、相公備に且つ手をうごかす事を休め給へ。われはかく思ひいれたる事あり、委曲に告げきこゆべし、聞きしたまへ。ここといふは大星いふかしと思ひたまはん、四海に心なく、ばの手を止めこそ居たれ。おそるいきの下に、説きて道ひらく、相公は雲州におはしても、われは元身の上をしらせ給ふまじ、われは塩冶侯の夫人に仕へたる女なり。故主世におはせし刻みおはせによりて、早野勘平が妻となりぬ。しかるに丈夫勘平師直が奸計に陥り、五郎正宗、浪平行安二所の剣をもとむ、そのあふによりて主公破軍をなし給ふ。判官はまたかの思慮のうきによりて、あへなき大事となれり。此の故に勘平殉死をなして罪を贖はんと言ひしかど、黄泉にいたりて主君に見ゆるにかんばせなければ、左思右思ひみたれ、寧ろ生きながらへて微しの功をたてんにはしかじと、心を定めぬ。されどたよる陰もなければ、夫婦ともに當國山崎に來り、われは父の家に潜めりゐて、さばかりの艱難をしのびてくらしゐたり。勘平仇家の動靜をうかがはんため、鎌倉にいたらんとせしにて、われは燕因のために欺かれて、ついにかゝる火坑のうちに陥され、心にもあらで門に倚りそめ、ひたすら妖狐の態をなし、あさましき身となりにてて、常に只露命をつなぎしのみなり。平庭先よりことわりにあたらぬ事をいひて、相公にさからひたるは、故意と怒りを惹き出してかく御手にかゝり、此の身をもつて丈夫におはり、故主おんかたみの剣をもつて死し、勘平が罪を贖ひ申すべく、

思ひはべりてなり」這の刺刀は故主の血をそゝぎ、うらみの魂をとゞめ給へるとて、遺留物とし給ひ、相公つねに肌をはなさずもち給ふと丈夫がかたるを聞きつるゆゑ、さきの日相公に撒嬌撒癡、ひそかに懐のうちをさぐり見たるに、果してしかれば、かくははからひたり」萬乞わらはが死をもつて丈夫が微功となし給ひ、不忠をゆるして同盟の義臣等が夥にくはへ給ひてよ さあらばわらはこゝろよく瞑目ぎ、來世はかならず驢となり馬となりて、いさゝか大恩をむくゆべし」此の事くれ〴〵もねぎ奉るなり」とて、兩行の涙いづみの如くにながし、嗚咽りてぞ哭きける」大星つぶさに此の說話を聞き再びおどろきて曰く「暖呀さてはなんぢは勘平が妻にてありしか、我夢にだもそれとしらば、かゝるうきめはさせまじきに、慳ちたり〳〵」頃日勘平彌五郎をもつて、ひたすら我がくはだての夥にいらん事をねがへども、亡君のみこゝろにかなふまじきをはゞかりて、いまだこれをゆるさざりしが、なんぢが忠貞にめで、枉げて勘平を同盟のうちに加ふべし」といひて、懐をさぐりて、結黨の盟書をとり出し、墨斗の筆をとりて勘平が姓名を寫了け、おかるがまへにさし出しければ、おかる頂々戴々、「丈夫にかはれる點血ぞ」といひて、わなゝく〳〵盟書に血をそゝぎ、「嬉しや今は露ばかりも今生におきてのぞみなし」と、いふ聲もたゆげにていと苦しげにぞ見えし かくて四苦八苦一度に來り、一絲の雨氣たえんとして、手脚をふるひ、苦痛にたへず、享年二十一を期として、つひに息た

みすゝ死にけり。嗚呼悲しいかな。嗚呼痛ましいかな。正に是れ、

三寸氣在千般用　一旦無常萬事休

といへるも、道箸の事にやあらん。大星遠く花果を見て、いたくに哀しみにたへかねけるが、やゝ良久しうの
ごひ、鋸をとりて壁にまきかけ、これにあたりの香爐をとりて灰をすて、水盤の水をすて、
しすこれを坐六へ、此の薬をもつて水をたたけ、掌を合はせて口の裏に南無阿弥陀佛の名號をとなへ、
潜く黙をとおし、暗くなる時しも、明晃なる月の光、三、床の下の神は、大星が謀の割りを撰りて聞き
出でたり。大星これを見て、手早く彼の香爐の水をとりて月にて、ゞず、羽織を以て手燭に蓋ひ、
身をそばめつゝうかゞひ、暗くなる所に、床の下の人は事を作りて、黒計なん、ゆさに賢くも淡く出
し、黒暗の裏をうかがひ床の上にのぼり、ひしくくと跫音をならして、あゆみ来ぬ。大星手燭をもつて
てらし見るに、其の人は是れ剥人にあらず、是れ乃ち彼の九太夫なり。九太夫は大星が奇につけて
を見て大きにおどろき、急ぎ身をひるがへして逃げんとしけるを、大星飛鳥に一騎うちと江つ
上に蹴倒し、頭髪を擒みひきすゑて日く、「阿鼻死餓みづからここに来るは、汝の臂を振ふ
らずや。蓮華面經に、獅子身中の蟲、みづから獅子の肉をくらふといへることあり。汝しばらく是れ
彼の青蟲にして、累世主公の鴻恩をかうぶり、あまたの食禄を辱したる其人の身をかすれ、雖然の即

作となりて、胡亂有的沒的よくも告げ報らせけるな、我が伴當幾十餘人或は爺娘に離れあるひは妻子にわかれ、百折千磨をうくる事、只是れ主公の仇をむくいんが爲なり。今曉は是れ亡君の忌夜にて、三代の恩主齋戒の夜なるに、魚菜を把りて我に與ふ。これを吃ふ肚の中は、あたかも熱鐵汁をそゝぐかと覺えて、這の身子の四門一門の骨を、萬段にくだくかとばかりくるしかりしぞ。這廝千賊萬賊。」と罵りつゝ、首すぢをとりて地上にうちふせ、臉上皮を擦傷くばかり、擦來け擦去けして苦しめけるが、又說ひて道ふやう、「我さきほど戲言したるは、餌となして汝を釣るべき計策なり、豈酒のために本心をみだされんや。儞愚なる故に、果して我が計におち、我を探らんと要ひてかへりて我にさぐらる、只吊桶井のうちにおちたるとこそおもひつらめ、いかでか井裡墜りて吊桶のうちにおちたる事をしらんや。今宵おかる丈夫にかはりて忠死をなしつれども、いまだ一箇の仇人を殺さゞれば、黃泉に赴き、主君に見えて分說あるまじ、彼をして大功をなさしむべし。」といひて、おかるが釵兒をぬきとり、みづから頭上に插し、「我權く儞にかはる。」といひて、九太夫がもちたる刀を奪ひ、九太夫が腕の上を、肐察肐察と劓てければ、九太夫はたゞ七顚八倒し、手脚亂動りて死しにけり。大星這の光景を見て、「心よきかな／＼。」といひて打笑ひ、彼の詩をかきたる小紙を奪ひかへし、手燭の火をもてやきすて、さてかの釵兒をぬきとり、急に應じて假に銃鋧となし、箸にかけたる彼の螢籠を的に、ならびを

さだめてなげければ、當的一聲響きて、あやまたず、蟲籠をうちやぶり、數百の螢火ひとしくぱつと飛びのぼりて、恰も流星のごとくはしるに一般し。是れ乃ち這の夜の號なれば、後園の假山のかげにかくれ居たる、大星李逵耶、矢邪魔十太郎、千邪鬼彌五郎們、一乘の轎子を擡きて、出で來り、地上にひざまづきて指揮をまつ。大星二人をさしまねきて廳の上にのぼらしめ、這の場の光景を見せけるに、おもひまうけぬ事にてあれば、みな一齊におどろきけり。大星が曰く、「我今宵九太夫が姦計をくじかんと要ひて、鬮們をよびよせおきつるが、彼果して我が羂にかゝりてかくの如し。只はかりざるはおかるが忠死なり。九太夫が屍には外套をうち披け、喰ひ酔ひたる人の體に裝做し、鴨水にしづめて水漿を吃らはすべし。おかるが屍は轎子に納めて我が家におくりおくべし、必ずしも人にあやしまれな。夜のあけぬまにはや急ぎね、とく〱」と命じければ、三人は「こゝろえ侍りつ」と答へて、指揮のごとくはからひ、轎子にそひて後園の小門よりいでて、飛也似走せ去きけり。時に鷄、喔々と叫きて、すでに五更のころほひなり。大星は獨りあとに止まり、數百金をとりよせて、おかるが身を贖ひ、人口をおほひけるゆゑに、此の地の者どもは實の從良とおもひて、すこしも怪しむことなかりけり。そのゝち大星傑兒が僞に修設好事、その靈魂をあつく祭りけるとて、後人傑兒が貞節を讃めてつらねたる詩あり、說ひ得て好し。

桃李花顔翠柳腰　相争世上買其嬌

何論宋代閻婆惜　彼淫是貞隔壤霄

といひしもうべなりけり。さて後來如何なる事かある、且下回に分解くるを聽け。

忠臣水滸傳後編巻之一畢

忠臣水滸傳後編 卷之二

東都　山東京傳　著

第八回

重太郎月夜會竹林
戸難瀬中天鬪二十兵

話說寺岡平右衛門は、もはや京にしたがひて、暫く京都に居けるが、頃日鎌倉へ行くべき、旅装を調へられ、にはかに行装をとゝのへて、彼の神行の法をおこなひ、早道の高駄をはきて、わづかに三日半にして、鎌倉にぞ行きつきける。扨又人のうたがはんことをおそれて、容を變へ、頭に菅笠を戴き、一荷の雜貨擔をになひ、手に串鼓をならして、北國の雜貨をつかひ、容易に商問て、こゝかしこめぐり、窃かに仇家の動静をうかゞひけり。此のころほひ鎌倉は、足利直義公管領にて、廉下の劍戟、あまた氣勢をかまへて往來ありければ、谷七郎の富盛、京都にもまさる光景なり。市に虚れ、

鶴閧如レ雨錢樹　鬼谷欺レ雲聚寶盆

ともいひつべし。却說一つの大街あり、這れは是れ鎌倉第一の要路なれば、往來しばらくもたえず、更に熱閙しきところなり。平右衛門此の邊に繞り出でけるに、忽ち笛を吹き鼓をうつ聲しきりにひゞきぬ。いかなることかあると、なほすゝみ行きて見るに、こゝに一座の拘欄あり、是れ乃ち田樂法師の俳優なり、帷幕片々として風にひるがへり、鼓吹聲々として耳に響く、只是見物の耳目をおどろかすべきかまへなり。外面をあふぎ見れば、四五匾の白木の板の招牌をかゝげ、いくばくの文字をかきつけたり。

第一齣　不禮講乃蟷螂舞

第二齣　妖僊法師乃天狗戲

第三齣　未來記乃戲讀　副　無骨有骨

第四齣　相模二郎乃初上京

第五齣　山法師乃掉神輿

かくしるしつけたるは、猿樂田樂の番組なりとぞ。其の餘一の彰は本座の阿古、亂拍子は新座の彥夜叉、刀玉は道一など、名譽の田樂どもをあつめたれば、諸人これをみんとて、螘蟻のごとくつどひ蜂のごとくあつまり、またかたはらに一所の觀物場あり、葦簾をもて四方をかこみ、靑白間道竹幕を

ひきあげられし、外面にあやしげなる鳥の繪をかきたる、紙ばりの招牌をかゝげ出しつ、一箇の漢子、手に箭を把りて頭をつゝみ、またはだぬぎて、左の手に大きなる蛇をつかみ、右の手に招牌を把り、片口のたかき所に上り居て、ゆききの人をさしまねきつゝ、聲たかやかによばはりていふやう、「これは昔のまじなひし見給へ、這は是れ建武のころほひ、隠岐の二郎廣有殿といふ武士、内裏におきて射とめたる、怪鳥の雌鳥にて侍り、頭は人のごとく、身は蛇形にして、觜のまへ曲り、齒は鋸のごとく、兩つの足に長き距ありて利きこと劍のごとし。翮までのぶるときは長さ一丈六尺あり、一日に蛇數十をくらひ、聲いつまで／＼と鳴く、世に希有の鳥なり、未聞不見の物またたぐひあらじ、家つとにもよき話柄ぞ、招牌につのばかりもいつはりあらば錢とるまじ、見たらん後におこしなされ、聲かるゝ許りにいひしなり。平右衛門此の所をすぎて、百歩ばかり行きけるに、こゝに又一箇の卦肆あり、一箇の卜者羅傘を敵き、道服を穿ち、手に相面的眼鏡を持ちて胡牀のうへにあり、前に一脚の卓子をすゑて、上に算子のたぐひをならべ、うしろに一張の紙の標兒を插し、これに四句の語をかきつけつ、

甘羅發早子牙遲　彭祖顏回壽不齊
范丹貧窮石崇富　八字生來各有時

とぞかきつけたる。彼の卜者ゆききの人に示していへらく「此の標の上にかきつけたる四句の語は、乃ち是れ一生の禍福、吉凶は、時なり運なり、命なり、生を知り死を知り、因を知り道を知るとの意なり。身の上の善惡吉凶をとはんとおもふ人あらば、先づ十餘錢をあたへてとひ給へ。」と、ひたすらよばはりけり。また前面を見れば、人あまたおしこり物をかこみてたちたり。平右衛門諸人をおしひらき、前にくゞり出てこれを見るに、一箇の漢子、皂服を穿ちくれなゐの絨絲のたすきひきゆひて、黄綾の襪子をまとひ、一口の大腰刀をおび、さもいかめしく打扮ちて、たかき凳の上に居たり。うしろに藥厨をすゑおき、返魂丹、和中散とかきつけたる、金字の招牌を掲げたり、是れ乃ち花棒をつかひ撫長劍して、賣藥的なり。這の漢子やがて凳をふみならし、腰を把りて閃一閃し、呀と一聲よばはりけるが、忽ちかの大腰刀をぬき、颼々とふりまはし上下左右にひらめかす、明晃々たることいなづまの光るに似たり。さて太刀を鞘にをさめ凳を下り、一つの盤子に包藥を盛りたるをもちて、四面八方に繞り、見物の諸人に向ひていへらく「小人はこのたび遠方より當所に來り、諸主顧をたのみて今日をいとなむ的なり。小人が劍法原來未熟にして、人の目をおどろかすにたらざれども、只諸主顧をなぐさめんため、みだりにこれをつかひて尊覽にいれつるなり。そも／＼我が家にて製する返魂丹、和中散は、世にたぐひなき良方なり、世間の草藥と一列に看做し給ふ事なかれ。

ねが如くに諸主顏、たゞ一聲手をあげ招けて數顆をなせば、此の雲中の叢をもぬ結べること、暫く宗四三がるゝを知くれのやかいまほひし、三四人あらはれは、語見物、あやしく聲と聞して辯を求め、目色両山にかえむりをせて、目もくれのてし、とし、實にあまたる木の葉の如く、四方にうたれ下ぞたるりけん。寺岡は人のさき見て、實み婦とりにうたえを、過りて遊漢子はやゝ見つけて、詳細しつゝ指揮の背後にいたりて、何ことにかあらん、聞人ひそかにつゝあさけるものから、彼の下者また前鬼者らにこゝにあり、しゝおのゝく頭をよせて密語しつゝ、此路十の惡語草實有人のさいはい、此の處新事を讀するにありしなりなん」と云ひて、遂に寺岡をひきて「かしこへ」とし誘ひ行きぬ。此の二人は、あたるれぞなれば、下者に打擲れたるは夜那魔童太郎なり、死を化のたる漢子は千鳥浦在所なり、實際的に打擲されたる無高く不當の勇者無就文太といふ的なり。此の無ひ義と何間事ともに相れ入り、もりけし仙家の動靜を云いのけるとて　しかるに寺岡は二人にみちびかれて一つの檐に立向けるに、忽ち一陣の肉の香芬々として鼻をおそふ。なほ近く進みて見れば、此に一箇の小酒店あり、中右衛門目をあげて見るに、高く帘幕を垂れなりのめに鬮攤多くだして、傍に紙紙もてはれる暖簾に丹青を施して、牡丹の花と紅葉の樹をゑがきてかけたり。這は是れ野猪鹿肉の羹をひさぐ標見なりとぞ。さて店の中央に土竈をすゑつけ、おほいなる平鍋をすゑおきつ、彼の肉の香は此の鍋のうちより起り出でし

なりけり。此の店のあるじと見えたるわかき漢子、赤裸になりてあかじみたる犢鼻褌をむすび、臆の下にありてみづから酒の器を滌ひ居り、牀の上には妻とおぼしき女、爐火に當りて默然として坐し居たり。外には一箇の小厮も見えず、唯是れ夫婦兩口的と見えて、恰も相如文君が模樣に似たれども、臨邛市中錢おくる人もなきにや、いと〳〵艱難の光景なり。然るに此の店のあるじ、重太郎等四人が來るを見て、忙はしく衣服を把りて穿し、四人をひきて樓上にのぼらしむ。さて煙茶の欵待一回の雜話をはりて、都て四人頭を交へ耳を接へてやゝひさしう密事をぞ議しける。此の店の主人は是れ竹森喜太八なり。さきつ年出雲より此の地に來り、のちに妻をも此にうつして、夫婦もろともかやうに酒店をひらき、もつぱら仇家の動靜を窺ひ探らん事をはかる。都て是れ大星が計策なりけり。かく密談のあひだ人もや來ると、老婆は店をまもり心をくばりて居たる折しも、歩卒やうの漢子來り、凳に尻かけて「やよ好き酒殽を出せ」と求む。老婆「こゝろえ侍り。」といひて、一壺の酒を蕩め野猪の肉に葱をそへて羹にしたるを皿に盛りて持ち來り、「いざ酌み給へ。」といひて與へければ、此の漢子てづから酒を斟ぎて吃み、羹をくらひつゝ、閒話一回して權く樂しみてぞ居たる。老婆まなじりをひるがへして、暗かに此の歩卒が模樣を見るに、高家の號衣を穿て、腰に一ツの票を括りつけたれば、胆の裏にいぶかり、とひていへらく、「主顧の腰に帶び給ひたる票は、何の爲にかし給ふ。」歩卒答へてい

へいく、これにこそおほく緣故あれ。頃日世上のうはさに、鹽冶の家士等ひそかに黨をあつめ、事を復讐に託して、我が相公を打たんとくはだつるよし、此のゆゑに我が相公緊しく門を牢め給ひ、出入の諸人をおごそかに査めさせたまひて、我等がごとき微職までも此の票をたまふ。是れすなはち門の出入何時にても許させたまふ符なり。」と、つぶさにかたりければ、老婆は簪子を把りてひたひを搔きやりつゝ、打笑ひていへらく、「奴家も人のかたるを聞き侍りしに、鹽冶の家士們は、今落魄れてこゝかしこに徘徊り、なかには路上にたちて乞食するもありとなん。彼們が微運をもつて、高運强盛の權家を鬪はんとはかるは、恰も水中の月を捕らんとするがごとし、およばぬことにこそ。」と、ひたふるに冷咲ひければ、彼の步卒もともに陪笑ひし、とまれかくまれよからぬ人ごとにこそといひて、つひに一壺の酒をのみつくし、ふたゝび酒をこひければ、老婆又一壺の酒を沓み熱くあたゝめてあたふ、彼の步卒心よげに盞をかたむけて此の酒を飲みけるに、忽ち渾身麻れてのけざまに倒れ、酩酊して、凳の下におちたり。是れ乃ちかのかの酒に蒙汗藥を入れたる故なり。老婆急ぎ樓上にのぼりて、しかゞ〻の事ありと告げければ、喜太八、「かしこくも計らひたり。」といひて、梯を下り、かの步卒を扶け起して樓上に上り、寺岡に對ひて、「如此々々這般々々はからふべし。」と低言きければ、寺岡意會ておのれが衣服をぬぎ、步卒が衣服を剝きとりてこれを穿し、票をとりて腰につけ、忙なし

く胡梯を下りてはしり出し、たゞちに師直が館をのぞみてはせ去きけり。さてかの衙門にいたりて後門より進みいらんとしけるを、門者喝り住めていへらく、「個は何殺才なればみだりに門内に入るや。」寺岡打咲ひ、「足下に何ゆゑ府中の人を錯認ひ給ふぞ」といひて、かの票を出して見せければ、門者これをみて事なく通しやりつ。寺岡心中によろこび、月明に乗じて第中をはせめぐり、外廳、牙房、使臣房、水閣、下處、柴庫にいたるまで、殘りなく見まはりて、つひに又後門よりはせ出でけるが、號衣をきて票をおびたれば、一人としてあやしむものもあらざりき。さてもとの酒店にかへり樓に上りて見れば、彼の歩卒はいまだ毒氣さめず、口中涎をながして臥し居たり。寺岡は慌忙しく衣服と票をとりて、彼が身上にかへしければ、竹森これを扛きあげて樓を下り、依舊床の上に臥せおき、「しかゞゝせよ」と老婆に命じて、再び樓に上る。老婆はこれをうけたまはり、解藥をとり來りて彼が口にそゝぎ入れ、さあらぬふりして爐火のほとりに坐し居たり。停囘して彼の歩卒毒氣醒めて起き上り、四邊を見廻し悄然として居けるが、忽ち掌を鼓ちていへらく、「奇なるかな妙なるかな、曾て此の店の酒は出門倒とやらん號けて、名酒のほまれたかしと聞きつるが、しかいふもうべぞかし、我わづかに小半升を飲みつるに、前後不覺に醉ひたるこそ奇特なれ。我ひさしく酒を好めども、いまだかかる氣力强き美酒ある事を覺えず、醉中大いに趣あり」といひて、ひたすら讃美し、價の錢をかぞ

ふる折しも、三更の鐘耳にひゞきければ、我をまつ人もなに、嘸まち明をうつりとよりこゝろ
て、案內不遂、いそぎまひに出て行ぬ。若黨に道を案内させて、しのびて中を無上走ふ。
健上の四人も暗かにうかゞひ見てひとしく一笑をもよほしけり。不在臥下四更、細古川も夜はふけぬる
年節龍山におきて、龍尾の時と黄白酒の酌に醉がれて、あまたの寶物もうけ給はれ、その利み彼り一首も
べく思ひけるが、一事おもふねあわて嘲く一首をたもち、其の座よりあまくらうとけれ日、伯有
伯のうたあひ、いよゝ本誠のゝ身におよぼせて、つひに寶物の本領にうけとれ、鎌倉にかゝる嶺細流見
小波をとらへて、鎌倉月照にくゝきて、しばしく酒盛をなして、本誠が居間とをき給ふ。それども上にと
りわけ宝あらもしろうされければ、小しく日嗣不羡にあつて、方義をの罪る重に合ひ、一は日龍をひき川
して母子ともに五十使うたて、つひに鎌倉の地をあひ出ん給ふ。此の一ふ上の事にあらかゝる人も、白
鵞酒牌子なれば、一国をかゝへ更へたれば、辛ひに身上つゝがなく、あまたも能く龍れたる事、龍
を龍れたる其がことく、いそぎまとひて立て去りける。そもそも、上司の龍酒といふは、宿世の定め
なるのみにあらず、丈夫に龍法をまなびて能く兩刀をつかふ。更に本名とすべきは、女にまれなる乙し
力にて、委に是れ女中の丈夫なり。このあるに人みな、かの梁山泊の女將一丈青扈三娘が再生にや
あらんなどいひあへり。女兒小浪は年十六歳なり。彼も丈夫にて容貌うるはしく、やさし

く、世にまれなる標致にぞありける。此の兩人鎌倉をはなれて、權く且づしるべの方にありけるが、かくてはかひなし、京都に赴き丈夫のおとづれを求むべしとおもひつきて、已に行裝をとゝのふ。乃ち頭に遮口笠をいたゞき、衣の上に浴衣を壷折りて穿し、纎脚布を纏ひ、草鞋をはき、腰に兩口の刀をおびていでたつ。かやうに刀劍をおびて男子の模樣に打扮つこゝろいかなれば、此のころほひは後醍醐天皇崩じ給ひ、楠正行亡びし後にて、南朝の聖運やゝかたむき、足利の武德日々に盛んになりゆきて、權く且つ世の中無爲に屬すといへども、新田の氏族、和田楠の一類、なほ許多のこりて城々に楯籠り、諸皇子威を隱して國々に蟄しおはしまし、只時の變あらんことをまつ時なれば、その虛にのりて四方の羣賊おこり、やゝもすれば、ゆききの旅客を害して錢財をうばふ。このゆゑに斥難瀨、彼の賊をふせがん爲、かくは扮ちけるとぞ。小浪も嫂女のすがたに粧り做てて、ことまつたくとのひければ、心ほそくも母子兩人、おもひよらざる客路にぞ赴きける。かくて夜は雲霧を披ひて荒林に宿り、朝は曉月を帶びて險道に登り、からうじてやう〳〵駿河國にぞ到著きける。もとより此は山水秀麗の地にして、名におへる富士の峰峨々と聳え、美穗の松原蒼々とつらなりて、えもいはれざる好景なり。斥難瀨母子は、心にもあらぬ旅にてあれば、かかる絶景にも眼をとまらず、唯いたづらにすぎ行きて、宇津山にさしかゝりぬ。當時は已に十月の半ばなれば、ゆききの旅客もまれ〳〵にて、

夢にも人にあはず、只失羣的孤鴈ひとりみづから天に叫きてとぶのみ。山をこゆるに谷をわけはひまはで、甚凄まじき光景なり。さらでだに此のあたりは山路の險阻にて、旅客のゆきかひも稀なるに、もとより小浪は襤衣の色さすら、身上にたへざる手弱女なれば、いかでか險路をのりこえべき。足たちまち破れ、鮮血淋々となかれて、いまは一歩だにうごかすことあたはず、しばしここに倒れてたえすべなければ、戸無瀬は女丈夫なれば、みづから思をはげまして、小浪を扶け抱きてひたぶるに走りけるが、そゞろにさむき風襟袖にふきいれ、渾身寒粟たちしのびがたし。しかのみならず、頻りに飢ゑにのぞみて、ほとんど十分の難苦にせまりける。敢ふるにたへず人家もとめければ、これをいかんせんと、辿る／＼また一里ばかりゆきて、一ッの九折をすぎ、遙々とあなたを望み見れば、前面の疎林深き處に一道の煙たちのぼりたり。小浪聰明なればこれを見ていふやうく、「兩親これ見給へ、彼處に煙のたちのぼれるは、かならず人家あるならん」といへば、戸無瀬もしか思ふなり。目ざすかしこに走きて人家を搜すべし。いざ來れと云ひて、小浪を扶けはせ走きて見るに、果して林のうちに一ッの家あり。壁の骨現はれて、うちまみはびたる破敗屋なり。家のうしろには數十株の紅葉の樹ありて、今をもなかに葉を染めたれば、赤幟をとしてみるもあやなり。前には細き流れありて一條の獨木橋をかけわたしたり。兩人此の橋をこえて地上にちりはひたる紅葉を踏

みつゝ、門首に到りて見れば、牕のほとりにやれたる蘆簾をなのめにたれ、簷に一箇の方燈をかけ、糊りたる紙にいくばくの文字をかきつけたり。

一椀餈　單醅　下酒　餺飩　可滿子

已上五種各盡鮮極精。凡往來客官宜賜顧。

としるしつけたり。此の方燈は乃ち是れ火を點すのみにあらず、白日も簷にかけおきて、ゆききの旅人にしめす標識なり。又一ツのさゝやかなる方燈には、駿河屋と云ふ三ツの文字をふとくかきて、かたつかたの柱にかけたり。戸難瀬等母子かの招牌を見つけて大いによろこび、たゞちに裏面に入りて堯のうへに尻かけ、包裹を解き下しければ、腰かゞまりたる一箇の婆々、竈の邊より抄手しつゝ出で來て、「酒をまゐらせんや、飯をまゐらせんや」と云ふ。戸難瀬「酒は用なし、たゞ飯を求む、とくもち來れ」と云ふ。婆々「應得侍り」といひて、聽て一椀の飯と一碟の小菜を把りて、ちりばみたる漆盤にすゑ、もち來りて兩人が前に放在きぬ。兩人且これを喫ひてやゝ餓ゑをのぞき、權く疲倦を休めて居たるをりしも、前面の竹林のうちに、鈴の聲令々とひゞきけるが、一箇の馬隷一匹の空馬をひき、したゞみたる聲して、ほしいまゝに山歌を唱ひて出で來る。その曲兒に道へらく、

夕陽輝斑下　鈴鹿鬱難晴

相撲士山閘　鷄蹄其狭行

投其の馬かひ直に其の所に来り、馬をとりて門前の柿木につなぎ、愛嬢して門首をとり給ひ。といひて、軒の下に坐し、暫時しつゝ、衣の塵をうちはらひてぞ居たりし。馬はしきりにいなゝき、一二声いばえてあばれたる。この馬気勢をおそひてたへがたかりしかば、百姓猶はさて且申し、ぼやと叫び、愛をことゝひしいへらく、こゝれより向に客店を求むべき所ありや。愛をこゝえて曰く、此より五里あまりゆけば、藤枝の宿といひて、客店ある所あり。かしこに行き給へといひつゝ、狼を指揮て、瞼ははに日色をおふぎみて、又曰く、さはいへ今已に八ッの時すぎぬ。されば、さらにす暗中にして日はくれぬべし。その心がまへしてゆき給へといふ。かたはらより郡の馬かひ詞日して道一ふく、ごさ殿よりの合愛を見申すに、是をそこね給ひていと憔悴に見えたり。年ころ病ぼてなにいとほしきことにこそ。さらでだにかく日へだゝる時節なるに、是よわをとゞめてゆくゆくしてなき給はゞ、半途にてはなうせずは日暮れぬべし。我が馬を曳ひて合愛を乗せしめ給はずや。かの客門をからにおくりまゐらすべし。幸ひ彼の藤枝にかへる足なれば、脚賃のもの多少はきらひ侍らずといふに、無礼はいらへもせず、つくづく此の馬かひが様を見るに、一幅の手帕を把りて頭を包み、身には褊襖を着し、腰には草索をおびとせり。面は黒くして鍋底のごとく、眼は圓くして銅の鈴に似たり。

更に髭がちにて胸毛しけり、つぶ／＼と肥えたる漢子にてありける。戸難瀬は胸の裏にはかりておもへらく、彼面に似ず、かく甘美言語をもちゐるは、意下もつともいぶかし。さりながら小浪は一歩もはこぶにたふべからず、これをいかんせんと、ひたすら狐疑躊躇ひけるが、ふたゝびおもへらく、這奴ずたとひ歹心あるとも、なでふことかあらん、おそるゝにたらずと心を決し、馬かひにむかひていへらく、儞いかばかりの錢をもとめて馬をかすべきか。馬かひがいはく、いくらも申すがごとく、錢の少しきをもらはざれば、兩串ばかりたまはらば望みの外にすぎつべし。戸難瀬曰く、一貫に然りや、さらば儞をやとふべし、かならずしものちに過分の錢を求むべからず。こゝろうべし。といふ。馬かひは理會得をなゝといひつゝ、馬を把りて覓の邊にひき來る。戸難瀬は飯の代をつぐのひ、小浪を馬にのぼらしめて、つひに此の所を出でぬ。かくて二里ばかり行きて門をかへりみるに、日色漸く晩れて、山の影深く沈み、樹の陰漸に没え、落日暉をおびて碧の霧を生じ、彩雲水に映きて、紅の光をちらし、雉鳴きて雌を慕ひ、鳥亂れて宿をもとむ。只釣叟舟を移して去り、村童犢に跨りて歸るのみ、一箇として旅人のゆくにあはず。戸難瀬はいとゞしく心火急げば、頻りに馬かひを催促して、やゝまた半里ばかり行きて此の所を見るに、此のあたり都て茫々たる廣莫にて路なき所なり。秋日はまつたくくれて東西をわきまへがたし。馬かひかねて心中にたくみたることにてあれば、俄に馬をと

ども且つ小浪をひきおろし、七十三八十四ねぢつけたる事を云ひて嚇し、便機に乘りて盧讃を奪はんとなり
んとす。戸難瀬おもへらく、我が猾にたがはず果して這奴等時をなす。且ともがら過員悪心をいだ
らすと聲を駭ましていへらく、僞我を女子と思ひ小賊りて賊をなさんとするは、罪にて是れ備が運命の
つたなき所なり。常言にも、風搖さされば樹動かず、搖かされば水濁らずといふことあり。西道を
とりて立ちたらば備が幸ひなり。若し悪心を起さば立地に一命を失ふべし。ただし我が本事をみせん
きか、と云ひつゝ、腰刀の鞘をそらさまにかへして、まへの手に執りにぎり、鐺持ちては只一打とおも
ふひけり。小浪は母のうしろにたちかくれて、うちわなゝきて居たる。原來這の馬かひは、此の野道
に聞えたる悪棍なれば少しもひるまず、呵々と嘲ひていへらく、僞我を嚇さんや、ではいたいに興ある
ことなり。いざ／＼、嚇れよと云ひつゝ、おのれが身を把りて戸難瀬が身に擲來けり／＼、まず／＼これた
のがれたることのみをいひて嚇しけるなりしが、里猴のうしろより、蓬頭垢面的までかいたる
漢子等、四五人ばら／＼と走り出て雙方をなだむるさまになし、戸難瀬小浪をとりかこんで、ばら／＼と
だりがはしき事をなさんとす。此の四五人の男共は都て是れ伴馬集なり。戸難瀬今は怒りを忍びず、
就勢に兩人の馬かひを把りて地上に攪地拔げつけ、踏のかたはらに生ひたる大柳の樹の下に立ち寄り
て、木のもとを緊と抱き、腰を捻り、只一趣りゆりければ、忽ち带根拔にぞ起しけり。眞に希有

の大力凡人の所爲にあらず、彼の巴姫板額に比ぶるとも、なさ／＼おとらざるべし。馬かひ等はこれをみて大きにおどろき、皂雕を見て紫燕のおそるゝが如く、身をちゞめて逃げ去りける。戸難瀬は彼の枯柳の樹を目よりたかくさゝげ、彼等があとをおひ行きけるが、暗夜の黑地裏に見うしなひて、その去向をしらざれば、只得牙を咬みて半途より立ちかへり、舊路に來りて見れば、彼の前の賊馬かひ、枯草の叢りたる中にまぎれ入りて後にもどり、小浪をとらへて右の脇にはさみ左の手に馬をひきて、逃去くに恰好く撞見せたり。戸難瀬はこれ氣頭上なれば、いかでか憤りをしのぶべき。やがて彼の柳の樹を調榑して、馬かひが頭をのぞみ、腦漿も出でよと勢ひに就きて打ちければ、可憐し這の馬かひ、忽ち頭胴にめりこみて、斷線れたる偶戲のごとく、擇軟となりて死しにけり。戸難瀬馬かひが屍を把りて糞溜のうちに擲げいれ、小浪を馬にうちのせてみづから口綱をひき、飛也似く走せゆきしが、からうじてやう／＼一簇の人家ある所にゆきつきぬ。是れ乃ち藤枝の宿なり。戸難瀬等母子此の夜は且く此の所に客店を求めて歇みけり。不題休絮繁。且說、戸難瀬等さま／＼の艱難を忍び、ゆき／＼て近江國大津の驛にいたりぬ。爰は都ちかき所なれば、驛中の光景大いに熱鬧なり。戸難瀬母子此の驛を過ぎけるに、此に一簇の人、十字街口に集ひ、榜を看てあち／＼評議してぞ居たる。戸難瀬諸人の鑽在叢裏りて、ともに榜をよみけるに、その文に道へらく、

いぬる某の年某の月某の日、某所某處において、山賊をはたらき、某の財物をうばひとりし[illegible]

かたき行人、加古川本藏を[illegible]

ところ[illegible]、戸無瀬[illegible]日忠をいだき

義をおもんぜ、一藩の[illegible]、更に十八般の武藝を通曉して、[illegible]

[illegible]無實の罪に[illegible]

罪、一點の不足なき[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

忠臣水滸傳後編 卷之三

東都 山東窟京傳 著

第九回

本藏短笛吹二別鶴曲一
力彌長槍得二雪佛頸一

話説當時、戸難瀨母子をゐてゆきたる人は、是れ甚人なれば、別人にあらず、乃ち是れ兼好法師なり。此の人前には武州金澤と云ふ所に住みけるが、師直が爲に屢わづらはしき事ありしによりて、那の地をしりぞき、今は京都にありて洛東の吉田と云ふ所に住みぬ。故に時の人吉田の兼好と呼び慣はす。彼の本藏は曾て此の人に和歌を學び、師弟の好みある故に、此の人加古川が于隔勞となりたる事を聞き、暗かに嘆しみて居たる折しも、思ひかけず、此に戸難瀨母子に行きあひたるによりて、乃ち那們をゐて來り、權く且つ庵中に隱匿ひおきけるとぞ。戸難瀨等は兼好に投託り居て、日毎洛中を徘徊し、祇園、清水、知恩院など、諸人羣集の地にいたりて、專ら本藏が消息をもとめけり。しかるに一日此の邊の土兵等、大勢戸難瀨等があとをおひ來りて、兩人をとりかこみ、大きに呵はりてい

へらく、爰に迯れ來れば、萬歳の前におきて、馬飼をころしたる女にまぎれなし、とく／＼手をまはして絆めをうけよ、といふに、石雙剛聞きておそれたるけしきもなくして、我家は既に一日の暮るゝ迄なり、女の身にていかでか人を殺し得べき、人たがへばしし給ふな、と云ひて、更に承引せざれば、士卒等これを耳にも入れず、七手八脚、長鎗、棍棒、鉄扒等を、打揮りて、搦めとらんとすれば、石雙剛今は已むことを得ず、たゞちに番門の腰刀を抜き、雙つの手にうちふりて、四面八方へ斬り廻り、火花をちらして闘ひけり。已にしてあまたの士兵等、或は傷つき或は死し、いまはひ四くた、かふといへども、敵する事あたはず、あたかも霹靂たる梨花の雪をみだすがごとく、血汐にかゝりてことごとくなりぬ。しかるに一人の士兵一箇の空隙をうかゞひ、ひそかにまぎれたる隙をとらへて、小路に逃げて走り行かんとする折しも、むかひのかたより一箇の少年的、一根の荼蘼棍を携へ、北の後を見てやがて撃たうとす。急を告ぐる隙を窺ひて、かの士兵の頭をまことに打ちたれば、地下に打ちたふしてかなしみをたすけ、かの士兵等の最る中にはしれども、勢ひに乗りてうちたれば、士兵等は石雙剛ひとりのすら、敵しがたき所に、此の者さへこゝにきたり、前後よりきたりて打たれては、いかでかこれをこらふべき、皆ちり散りに逃げ去りぬ。こゝにかの少年的は、常に此の村の中に住みて、素より

活とし、名を命松と叫び做す的にて、年わづかに十七歳になりぬ。されども力量人にすぐれ、才智他にこえたる的なれば、兼好常に此の者をあはれみ、をり〳〵本錢をかして貿ひをなさしめける故、彼又その恩をわすれず、もし兼好かためにもちゐらるゝ事あれば、力を盡してつかへけるが、已に此の日も戶難瀨等を、兼好が所緣の者と知りて、かく危急をすくひけるとぞ。已にして戶難瀨等、命松がたすけによりて、難儀をまぬかれ、あつくその恩を謝し、乃ち三人つれ立ちて、兼好が庵にかへり、しか〳〵の事ありきと說りければ、兼好聞きて兩人のつゝがなきをよろこび、さて命松に對ひていひけらく、「爾土大根をうるとて、おもひがけず婦人等の難儀をすくひたるは、正に是れ土大根の精兩箇の精兵に化して、筑紫の押領使をすくひたる說話に一般し。我爾をいつくしみて、信ある時は德あるの道理を知れり、歡喜々々」といひて、ひたぶるに讚美ければ、戶難瀨母子は更に感謝にたへざりけり。然るに早黃昏のころほひにいたり、命松は別れを告げてまかりぬ。かくて戶難瀨兼好に告げていひけらく、「起先奴家おほく土兵等をくるしめたれば、彼等ふたゝび勢をくはへ來りて、此の庵をおそひ、到底は師父に連累をおよぼさん事必定なり、これによりて奴家心安からざれば、今宵のうちひそかにおちゆかばやとおもひ侍り。」兼好がいへらく、「我連累にあふ事はつゆばかりもいとはざれど、おん身等此の庵中にありて、もし土兵等に捉へられなば、ゆゝしき大事なり、他所に去るもよかるべし。さも

あれおれん身等が避けかれとおもふ男方は、[illegible]いへらく、[illegible]にも[illegible]
ん、鹽冶守の家士に大星由良之助と[illegible]、今[illegible]しと[illegible]、東の[illegible]に[illegible]
れ往むかし聞きおよびぬ。[illegible]、小女(むすめ)[illegible]許嫁(いひなづけ)[illegible]、大星
とは已に縁者(えんじゃ)のよしみあり、幸ひ此(こ)の路(みち)のほど[illegible]、[illegible]が[illegible]て、大星[illegible]
がとし、一家(ひとつ)には是(こ)れ良夫(をつと)の[illegible](はくへ)をもとめ、二家(ふたつ)には是(こ)れ親眷(しうけん)をとゞめつへて、小女(むすめ)が望(のぞみ)をもとげ[illegible]
わんと思(おも)ひはべりし[illegible]がいへらく、大星が大名(たいめい)を聞(き)くこと年ありて、[illegible]
し、近頃の高世の豪傑(がうけつ)なるよし、我常に渇望(かつかう)なるといへども、縁(えん)なくしていまだ相見(あひまみえ)ず、[illegible]
たのまんことは[illegible]良計なり、とにもかくにも[illegible]て、翌日ふたゝび[illegible]の面を見る時を
俟つべし、と云ひて、[illegible]、戸無瀬[illegible]、[illegible]心[illegible]
背に負ひて、身をそばめて忘れ申[illegible]、[illegible]包む[illegible]、同じく[illegible]を
うつす程、おぼえず夜更ぬころほひになりぬ。戸無瀬は夜なりければ人におそはれんことをおそれ、
と、別れを告げて罷りなんとして、蓋を開きてみれば、いつのまにか雪ふりて、[illegible]となりけるを
こゝにしも、両人[illegible]身におもひ、いとひ[illegible]下[illegible]に扮(いでた)ちて遂にまかり出でぬ。しかる
に起先(さきほど)より門外の樗(あふち)の樹(き)のこずゑに、一箇の[illegible]士、東面[illegible]うかゞひけるが、両人の出

ちゆく〳〵を見て、班輩のものに號をしらせんとやおもひけん、跳び下りけるを、兼好目ばやく見つけ、急に這れをとらへて地上に推翻し、かたつかたに鼎のなりしたる水盤のあるを把りて、頭にうちきせ、緊しくおさへければ、かの土兵只手脚を抖はし眼睛みて、掙扎く事あたはず。恰も彼の仁和寺の法師にことならず。戸難瀨已に十歩ばかりあゆみ出でけるが、此の物おとを聞きて立もどり、這の光景を見て躊躇ひければ、兼好目を以てをしへ、「おん身等は此に管ふ事なかれ、とく〳〵去くべし。」といへば、戸難瀨等は只多謝々々といひすてて、いそぎまどひてぞ走せ去きける。不在話下、再說大星由良は、日夜復讐の計策に心をくるしめけるが、此の年亡父七回の忌にあたりぬ。原來大星が父は八幡六郎といひて、前の年故廷尉のために、陰山の宿と云ふ地方におきて、陣沒したる忠臣なり。その刻屍をその地に葬りて墳を創てたり。彼の陰山の宿と云ふは、京都より三日路ばかりへだちたる地方とぞ。大星亡父の追薦をいとなむとて、兒子力彌を領れて彼の陰山の宿にいたり、父の墳に上り、香花燈燭を供へて、弔祭し、ことはてて歸路におもむき、山路の險阻をはせ歸りけるが、當時は正に是れ嚴冬の時節にて、折しも、彤雲密布、朔風漸起り、紛々揚々として、一天に大雪ふり來り、世界都て銀をしきたるがごとし、誠に是れ王猷が戴を訪ふ時、袁安が高く臥れる日、斯くこそあらめとおもはる。正に是れ、

近江雉レ見レ鷺　　遠嵯鴉分鴉

扨此の遠江はいるる元弘擾乱の際、兵火のためにやかれたる跡なれば、村落の古跡□く廃れて、一路の人煙なく、行人もまれ／＼なり。故に此の日已にくれけれども、更に宿やどりを求むべき人家だになく、大きにのまわづらひて、只頭を縮め身を振はしつゝ、からうじてやう／＼、三里ばかりぞ走せ去りける。此の時ははや三更のころほひなり。されどまだに行きがたき、山路の険阻なるに、北風はげしく雪を吹とばせて、ふかく径路をうづめたれば、四方白漫々を望として、東西をわきまへがたく、つひに路をふみあやまりて、山ふかくまよひ入り、火把さへ雪水に消されたれば、只手がかりもなきすがとして、ひたぶるに走りけるが、寒気さへ／＼きびしく、骨を透し、吹雪におもてをうたれ、雪□口にたあに吹きたふされ、ことふるたびにして、一歩だにうごかすことかなはず、ほとんど進退きうしなひ、□□分の覚悟にぞ□りける。かくて両人漸身をいたにつかれ、悄然と□□で前面をのぞみ見るに、郷中に一個の辻堂ありて、ふるく雪中にうづもれたり。去程いへど、今宵のとまりにては夜どほしに行きて家にかへらん事、とても叶ふまじければ、□けて此の辻堂にて夜をあかさんと、いさ来れ□といひて、両人いそぎ辻堂にいたり、たゞちに内に入りて見るに、是れ一ツの古堂にて、堂上に石製の寶手地蔵を安じたり。なほ好々四邊をかへりみるに、堂の上には鳥の巣などあり、雪に

の下には蜘蛛網をむすび、木の葉塵にまじはりて、狐兎の蹤を印し、いと凄涼き光景なり。兩人且つ蓑笠をぬぎ、身上の雪を拂ひ淨めて牀の上にのぼり、佛を頂禮しはてて、力彌うちより戸を閉ぢ、傍邊に一塊の大石ありけるを扱將り、戸尻に靠了きて、權くねぶらんとしけるに、朔風壁の縫間より吹き入りて、寒氣はげしく、あたかも劍もて肉を削くがごとくなれば、すこしも睛あはず、父子兩箇たゞいたづらにおもてを對し、ものいはずして居けるが、氣力疲れけるにや、漸々にねぶりを生じ、おぼえず一時ばかり熟睡したり。しかるに雪頽の聲耳に響きて、大星偶ねぶりをさまし、頭を擡げて見るに、怪しきかな、白き直垂を穿ちたる一位の官人、忽然として枕上にたちたり。看一看るに、這の官人は乃ち是れ、廷尉にぞおはしける。大星大いにおどろき、急に恭々敬々跪きていへらく、「故君今此にあらはれ給ふは、讎敵師直を亡ぼすこと、延挨せる故ならん。小臣晝夜これのみ念慮にかけて、寢食をわするゝといへども、いまだ時いたらず遲延におよび侍りぬ。伏して望むらくは相公罪をゆるし給へ。」と云ふ。廷尉のたまはく、「我今此に來れるは、爾們に危急の災ひあることをつげんためなり。とく／＼此を逃れ去れ。もし猶豫せば忽ち一命をうしなふべし、必ずしも疑惑する事なかれ。」と告げ給ひ、朦朧として霧の如く化え失せ給ふ。大星大いに哭き、「今一遭かたちを顯はし給ひて、小臣が想ひを省かしめ給へ。」といひつゝ、後を慕ひ走り出でんとしたる時、颯然として驚き醒めぬ。是

れ乃ち南柯の一夢なり。力溝は父がものにおそはるゝ聲を聞きて、ともにねぶりをさましければ、し
是如此々々の夢を見たりとかたり、いまだ此の両人はしのすけられたといふ。力溝聞きて、さがて眼の石
を把りて昔開き、戸をひきあけんとするに、きびしくかいつきたれば、とかくすれどもあかず。希
有の寒気かなと、ひとりつぶやきて、只得さうしの隙をうかゞひ出でんとするに、いつはり何者の業
窮にか、堂のめぐりにあまたの大木を横ざまにゆはへつけて、さびしくおそへおきぬ。日のおなかむしは鍋の底
なさけりつ力溝大いに氣を焦燥ち、力をきはめて数株大木をおしたふし、やう／＼戸外に出でけるが、
赤の渡ゞ見えたに、堂中にあまたの人の趾を印けたり。両人これを見て、いかにも怪しきことならと
おもひ、彼を窓を見まするにほとゝ。かくてこゝかしこ跡をたづねて、わづか十町ばかり行きける
に、ここにはかに惑を飼を地ひゝく背あけて、滿なにたゞく聞えければ、両人これを聞きて、いとゞあやし
み、かしらをかへして両路をのぞみ見るに、彼の辻堂とおぼしき所に火おこり、烟ぞかたはら四
方をこがし、趾を籠と焼きければ、大星のつおそおき目いふがりてもらく、今夜の火はこれなる
は、かならず両路の辻堂ならん。彼の堂中一點の火の気なかりけるに、これはいふかしき事ならずや。
おそらくは彼の所為にて、我が輩をもやさしめんが為に、その窓に乗じて賊の奴はんと計りたるならん。何
にまれ、故夢中に此の災ひあることを告げ給はずんば、我等父子非命に死すべきを、危うかりし／＼

在君泉下にありても、我が輩をあはれみ給ふこと如此くふかし、巨恩むくい難し」と云ひて、兩人再び拜しをはり、又はしること二里ばかりにして、四方をかへり見けるに、遙かなる林深き處より、一道の燈の光隱々に閃き見えければ、兩人もし人家やあるとおもひ、たゞちに林子のうちに走りいたりて見るに、果して一軒の草屋ありて、家のうちに暗々と、話の聲もれ聞えけるゆゑ、且つ壁のくづれよりさしのぞきて見るに、八九箇の漢子ありて、爐火をとりかこみ、向火して酒を飲み居たり。首席に坐したる漢子を見るに、正に是れ這の漢子は、鷺坂作内なり。大星父子かつおどろきかつあやしみ、なほうかゞひて居けるに、そのうち一人の大男がいへらく、「我輩相公の命せをうけ侍り、大星父子が來れるみちすがら、前にうかゞひ後につきて、雪夜に乘じ途中におきて打ちとらんと計りけれども、大星父子はもとより武藝の達人なれば、容易に手を下しがたく、ためらひつゝ折しも、兩人辻堂に宿しけるゆゑ、こは彼等が運の盡きぬる期なりと思ひ、我輩數人一齊あつまりて、おほく大木大石を把り、堂のめぐりに疊かけてきびしく鎭住け、燒草に火藥をそゝぎ、火をつゝみて牀の下にさし入れおきたれば、やがて火おこりぬ。されば彼等いかにはたらくとも、只七顚八倒するのみにて、脫れ出ることあたふまじ、必定這回は父子ともに一塊の灰となりつらん。相公且つ放心下さて一杯をくみ給へ」といふ。作内いへらく、「彼等父子だにうしなへば、草を斬りて根を除きたるがごとく、のこ

る輩はおのづから志をうしなふべし。我鎌倉にかへりなば、執事相公に南燭が功勞を申聞えて、おほく賞錢を與ふべし。這は是れ當年の勞賃なり」とて、身邊をさぐりて金子を取出し、此の者どもにわかちあたへけるが、なほ衆人に對ひ「汝等彼のおけるまに霧の水をしめし、兩人の死骸を諸ごとりて土中に埋み、蹤跡なくすべし」といふを聞きて、みな〳〵口をひとしうして「こゝろえ侍り」と答へて、また酒を飲みてぞ居たる。此の者共は素より是れ此の邊の無頼閑人にて、此の家に集ひて、する家なりとぞ。然るに力彌は後の語を聞きて、忽ち一發の怒氣心上より起り、家門にとて入りて伴内等數人をうち殺さんと、已に身をおどらせけるを、小星は早く押し止めて、いふやう、「此の者どもによりて彼等をころさば、却りて密事の綻びとなるべし。彼等をころさんこと何の難きかあらん。とく〳〵立ち去るべし」といひて、こぶしを握りてたちたる力彌が手をとりて、ひいてひそかに出でければ、力彌はあとをかへりみつゝ、牙を咬みてぞ出で行きける。扨兩人後と靜かに、夜の月にいたれども、なほうらく家に歸りつきぬ。且說、力彌并小浪等は、兼好の庵を立出でて、雪中をはしり、驛站駕に乘り、からうじてやう〳〵小星が寓居に到著きけり。小浪は此ぞ力彌が家眷なりと思ふ、兩親は…谷口を出でて、梅花樹上に尋ね到きたるに一般、半ばは喜び半ばは羞ぢらひて、只管面を紅にして居して、いとわらはげて見えたり。かくて兩人たゞちに門首にいたり、相願すると案内しけるに、うちより

り一箇の煮飯使女出でて、「あないし給へるは何人にておはしますぞ。」といふ。戸難瀬いへらく、「這の裏は由良公の府上なりや。然らば加古川本藏的老婆戸難瀬といふ的、遠々地たづねまゐりつるよしを聞えつぎ給はれ。」といへば、彼の女、「こゝろえ侍り、こなたへいらせ給へ。」といひて、奥の方へはしり入り、しかぐ\ときこえつぎければ、やがて由良が妻阿石、おもひかけざるおもゝちしつゝ出でて席をはらひ、兩人をむかへ入れて、座已にさだまりぬ。扠互に初來相見の禮をのべ、一回の閒話をはりければ、戸難瀬端々正々していへらく、「奴家母子今日しも府上にまゐりたるは、他の事にあらず、前の年令郎力彌兒と、小女小浪と、許嫁しつるのち、鹽冶相公はからざる横禍ひにかゝり給ひ、由良公の在所さだかならざるが故に、おのづから音信もおこたり侍りぬ、こはゆるしたまひねかし。扠見給ふがごと、小女はや身材たかう生ひたちて、標梅之期におよびたれば、とく親事をとゝのへて、おや子放心子めたく要ひ、かくおして參りつるなり。けふしも幸ひ黄道吉日とか好き日なれば、由良公と議し給ひ、その準備し給ひてよ、是非に頼み申すなり。」といふ。小浪は母のうしろにありて、只はぢらひてうつぶきゐたり。阿石聞きて、「こはおもひかけざることかな、心得もなきにおしてかく物し給ふは卒爾なり。折から拙夫由良外に出でて未だ來らず、たとひ拙夫家にありとも、此の親事は承け引き申すまじ。」といふ。戸難瀬がいへらく、「前の年已に言をかためて、かたみに許嫁したるを、今に

いたり、なぞとしか言ふぞ。」両旬といふとく、二その日の為由すへし、おんみつにて帰金麗部、今に日掛
帯となり、其許やんとすとあく、あれ時雨あやしは既に此世はむくゝう家なく、何か一まなとしたるなき
身にし。宮前にまよふ此身の願なり。何卒わそうな人の心見を望りてなれく家督いひすへのこと
れそうはひきかえたる鎌倉ある」といふ騎ぎゝはいふ。古鸚鵡に寛大様別をてい、ちいれ。月に聞へ
て息の前後案内してけときかけぬけるか、聴に其をなしのなて、いふ、一揃に木蓮にあふすも縮て
ふ給へ、様に中間とあなりつれども、我等母子の命食すへけんや。つとむ様との給ふは、最期こと
お家に給はんと事を記し給ふなふらん。満寛武た何たれたる書いつゝるを、もにいたらいかでか
すゞみ理あらん、たんといふ不宿にてはあらじ、いきとしけるもの怖みの心をかるんや。此いゝ
はたとへ道理にあたらずとも、打けてうけひき給はれ、度度も領り申すなれども、平日のまけに
魂も、すなおもふ心明るによつて、いかさまをもんの言をあしてそえたりけれ。何石は只別
了簡け、しばらく答へもせで居けるが、俄にはつとたもて、おにかたましの事て、何によつけてま
じ、とくへ見か代ひこなへの給ひね」と、ことはすかなういひすて、あつて之くの間にて入ゐけ
ろ。に細溜あとを見おくりて、且緊の日々しふ、此事の既すみけるか、やかて懐刀を抜きはな
お、已に自害せんと見えけるを、小浪あわてゝおしとゞめ、「母様には何事かし給ふぞ。」といひつゝ、慌

慌忙々て擱し往めければ、戸難瀬蜷螄のごとき吐息していへらく、「丈夫不幸にして無實の罪に陥り給ひ、たちよるかげとたのみつる、大星夫妻には見はなされ、親事はとゝのはで、かへりて丐子よなんど辱められしくちをしさよ。生きて恥をさらさんより、寧潔爽かに死なんには如かじ。阿兒はあとにとゞまりて、老公の去向をたづね、我にかはりてつかへよかし。自己此にて自害せば、義をしらぬ彼等夫妻も、すこしは心をひるがへし、親事をうけひかんもしるべからず。そもいかなる宿世のむくいにて、かく薄命には生まれし事ぞ」といひて、手をとり聲をはなちてぞ泣きける。小浪も共に泣き入りて、しばし正氣なかりけるが、やゝ涙をおさへていへらく、「こは母親の仰せともおぼえ侍らず、子の身としておやをさきだて、などていきながらふべき。奴家丈人丈母の心にかなはねばこそ、かくはにくまれ侍りつれ。父母を辱むるは到底奴家の罪ぞかし、平常父親の教へを聞きつるに、一女兩家の茶を吃せずとやらん、たとひ親事はとげずとも、一たび丈夫と定めつれば、此の家をいでて歸るべきにあらず、夫の家に死するは原是本意とする所なれば、こゝろよく瞑目ぐべし。萬望らくは母親みづから下手して、奴家を殺してたび給へ」と、一味に列女の道を守る、意下やさしくも猶あはれなり。戸難瀬は女丈夫にて心はげしき女なれども、悲嘆に逼りて氣力よわり、唯是存想にくれけるが、やゝ志を勵まし涙を拭ひていへらく、「女兒のことは有理々々、年ゆかねどもさすが武士の女兒なり、

かんしこくもいひつゝも、手ひとつに殺さじ、母も共に討なんとなり、泉下までもや子害を共にとぞいふ。果有道心哉、いさゝかことばに、両児をたゝみ刀を捨て、小浪が背後に立寄り近しも、門外に一管の尺八聲ありて、尺八の音を吹きあげたり。其の曲調の打拍を見るに、虚無僧なるべし。き、賓護を寄ち、行燈をまとり、早掛を寄き、背上に包袱を負ひ、手中に尺八を把りて、其の夜の途を張化貴的覗作なり。今番小浪は子をとらへて、好色郎の前に聲を聞きつゝも、かれは是れ馬養子之謂なり、高島から子をおもひ、しかるなれば、もはや人として、いかでか子を殺すにしのびべき。我が一生いかなる前世にてかかるうきめにあふやらんと、かずかずなげきつゝ、ふしまろびてぞ泣きける。正に是れ、

脫レ劍頻催不レ忍情　　誰吹二長笛一暗飛レ聲
偏同二一曲頓消レ魂一　　夜館[illegible]中城[illegible]

戸難麗いかばかり悲しみても、殺しなきことにいふあれは、やゝ手持を、鬪轉人をころんで、あるき、後にたてば、小浪がのなたるけしきも見えず、我を合は世し備をとなふ。戸難麗かのなたる、刀、腐壺兒小浪が頭上にのぞんで一時にといひすまふのあげる。時に紙門の裏に聲ありて、一箇の虚無僧一要論のことよぶ。戸難麗これを聞きて、徐く刀の手を止めけるに、彼の門外の笛も共に吹きやみ

ぬ。戸難瀬いへらく「一个要歌とよびたるは那の笛の事ならんに、我おぼえず心漫了。」といひて、再び刀をふりあげければ、又笛も吹き出したるに、なほ「要歌。」とよびぬ。戸難瀬いへらく「また要歌とよびたるは這の刀の手の裏か那の笛の手の裏か、いづれに對しての事ぞ。」内より答へていへらく「夫人手をうごかし給ふ事要歌なり、微親をうけひき申すべし」と云ひて、紙門をひらき、昇平曲を唱ひつゝ、白木の臺盤を把りて、恭々敬々拿ちいでたり。是れ乃ち阿石なり。さていへらく「おやの身として子をころさんと、さばかりおもひつめ給ふ、心ざしのいとほしく、承け引きがたき親事を枉げて聞へ參らするなり。さはいへ世の常ならぬ、聘禮なくてはかなふまじ、その準備ありや。」といふ。戸難瀬聞きて、且つ一二分の放心下め、刀を把りて鞘に收めていへらく、此の兩鞘の腰刀は祖上より傳判られたる、拙夫的寶刀にて侍り。いざこれを引くべきに、うけ納め給ひなんや。」阿石いへらく、「奴家が望む聘禮はそれ等のものにあらず、此の臺盤に御身の丈夫本藏公の首級を盛せてたまはり候へ。」戸難瀬おどろきていへらく「こはいぶかしきおほせなり。何の爲になしかのたまふぞ。」阿石いへらく「本藏殿はさきつとし鈴鹿山におきて山賊をかたらひ、禮物をうばひ逃げ去りたる賊魁にあらずや。古人の語とし聞きつ、渴すれども盗泉の水を飲まず、熱すれども惡木の陰に息まずといふことありとなん、おなじかざしの名をけがさん事、豈これを忌まざらんや。さる徒の女兒を娶りて、義を守

なよ手が兄の返上せんは、手ひとつの猶介を命令をかけて、これをまもることはかなふまじと、信行よおに身親子ゝ富貴の百名ゝゝ立石主人と右衛門、右衛門を任せておそれ給ひ、なには首知を遂げしむべしと、いまに首級をおくり給ひければ、見物の人は手に入らん、いとゞく面白きこと、たれて、いたくせめける時、これのみたてすれば、親子四人は首渡れて、時衛二郎に、可を取り、等を通りていしとて居たる、此の日も門田より、一本義首級百首をもし、いと種々の徳ことなふめに明かして、此の門外に着を、渡りて内に入るを見ゐれば、見れ乃ち如古田なり、主の首尾を知しにさ十五時、色強いふなれば、はからあり、に定まる日にて、如古田殿は、ふ二あるとてし、戦陣の事ばかり、に乱るべし、両方軍つゝめども、はしつるが、本人門外に出ると首尾をとりたれて、大人の室を給ふ、観察をあるべし、とて、ひとつゝ、首をさだして、首を本主に首級を開行あやしと思ひて、ふしぎなりと見るに、一からのお話して、一つ首級なりとおもふ、首の上に金文字をかきつけたり、

奉足利將軍進御慶其靈以

と云ふ十字なり、両方ますますのやしみ、其の首級を擧げて、首に首れば、是れ乃ち足利尊氏に首級なり、時に本職かたらし、いふく、小人前の年前頭由において時の為に職かれ、首級の首尾をつ存在

れてせんすべなく、肚を破りて死なんとおもひつるが、權く一命をたもち賊をとらへて罪を贖はんにしかじと翻思し、かく梵論に假扮し、名も白梵字と更へ、ひたすら賊の在處を探りありくに、ゆくりなく攝州なる宿川原と云ふ地方の、九品の念物の道場におきて、いろをし坊と云ふ梵論に出あひぬ。那の廝あやしき模樣なれば、暗かに探り試みたるに、那は是れ鐵頭九郎諱名を殺人鐵九郎とよびて、松尾山の石窟にかくれすむ、山賊の頭領なるよし。禮物の賊もかならず這廝ならんと思ひ、からめとりて官府にゐて行き、つぶさに首告げたれば、速かに獄につながれていたく拷問せられけるに、果して鈴鹿山の賊情つぶさに供招に及びぬ。これによりて彼ついに頭を刎ねられ、已に梟示せらるべかりしが、彼は原來鹽冶侯の家士なりと聞き、一來には故廷尉の面をけがさんもかたはらいたく、二來には鎌倉にもちかへりて主君の尊覽にいれ、我が罪を贖び聞えんと、官府にねがひて、此の首級をこひうけ、いま歸國にのぞみつるが、大星兒の安否おぼつかなく心に懸り、みちゆきぶりに府上を訪らひつるに、はからずも妻子前に來りて此にあり。こはかならず緣故あらんとおもひ、門外にたちて動靜をうかゞへるに、果して事ありて、儻親の儀を爭ふ。輔換世上之變、只不改是父母之心なり。萬望むらくは夫人、彼等が心中を察し給ひて、指望をとげさせ給はれ。」と、一五一十つばらに說りければ、阿石をはじめ、戸難瀨母子も、はじめてその來歷をさとしけり。此の時已に大星は力彌を領れて堂中

なほさかへり、門外にたちやすらひて居けるが、本藏が物語を聞きて、後ち内に入り、目禮を述ることていへらく、「本藏兒分了日來健よかにおはしけるや、寔來是下は世にまたなき忠臣なりき。いかで不義の志あらん、黑宵の罪を得られしとは、者年よりの謀議せしなり。さはあれ今度を要りのおもり、轉寄とんさんがためには、かねて離婚と號し、事に託して、これをいたさせしなり。是下の意下を見ぬきたれば、大事をつゝまず語り申さん。抑我が主君復讐の企てありて、すでに今事なかばとゝのひたり。本意とげての上は、父子ともにかならず死すべき覺悟なれば、たとひ今嫁をむかへとるとも聊もいたにしなさらず。唯是これをかなしみて然は計らひつるなり。さもあれしひてのぞみ給ふならば、いかでか拒み申さん、心やすかれ」といふ。阿石その尾につきていへらく、「拙夫の說り申すがごとく、思ふむねあればこそ、心にもあらぬなさけなきことは申したれ。ひとへに無禮の罪を恕し給へ。」と、夫妻ともにうらなき心をのべければ、本藏等三人目今十分に放心下りぬ。さて大星貞九郎が首級に向ひていへらく、「逆賊父九太夫に誑惑せられて、賤をなすと云ふ風聲は聞きしが、果してしかり。寔に是れ人面獸心の徒なり。」本藏兒はその首級をけがれなりとて、とく收拾めさせたり。阿石は童子兒盞など把り來れ、力彌は衣服をあらためよ」といひて、やがてに目の徹理の儀式をなさしむるの、へける、本藏等親子のよろこびいはん方なし。かくて事をはり、本藏は後園を見るに、庭の童等が、

くりたる一塊の雪佛あり。大星にむかひこれを指して云ふ「執事師直賄賂をむさぼり驕奢に長じ、美しく居館をいとなむといへども、たとはゞ金銀珠玉をかざり、殿宇を創てゝ、彼の雪佛を安置したるがごとし、豈長久をたもたんや。義氣さかんなる足下等の陽氣に値はゞ、立地に水と化してきえ失せなん、彼が亡命ちかきにあり。」といふ。力彌聞きて進み出で「權くも師直にたとへたる雪佛、見るに忍びがたし。いで一槍あたへて、好き前兆を現はさん。」といひて、やがて袴子のはしをりて高く帶にかいはさみ、槍架の槍を奪りて庭上にとび下り、只一擿に彼の雪佛をつきくづしければ、雪は四方にとびちりて、うちより一ツの文匣出でたり。力彌いぶかり是れをとりて父にあたふ。大星とりて開きて見るに、うちに一封の書あり、封皮に引路之圖と云ふ文字をかきたり。封をたちて看一看れば、是れ乃ち師直が衙門の裏引路之圖本なり、衙中の光景のこる所なくこまやかにかきつけたり。又おくのかたに、國字をもてかきたる文あり。

家のつくりやうは夏をむねとすべし、冬はいかなる所にもすまる。暑きころわろき住居はたへがたきことなり。ふかき水はすゞしげなし、あさくてながれたるははるかにすゞし。こまかなる物を見るに、やり戸は蔀の間よりもあかし。天井のたかきは、冬さむく燈くらし。造作は用なき所をつくりたる、見るもおもしろく、萬の用にもたちてよしとぞ、人のさだめあひ侍りし。

とかきつけたり。大星好く/\見終りて頗驚き、大きにおそれていふやう、「前に寺岡平右衛門鎮信に下り、崩逝の光景をうかゞひて告げ知らせける故、大掾これをおもふといへども、未だ詳ならず、日後此の事のみうれひたるに、まじひかけず此の圖本を得たる事、大いなる幸ひなり。さもあれ何人の写情によりて、此の箱中におさめおきけるや。」と、ひたすら怪しむ。本藏かたはらよりすゝみて云ふ、「正に是れ此の書は兼好法師の自筆なり。昔て小人彼の人に師事し學びて、其の交の情あさからず。彼の人前の年武州金澤にすみたるに、節面なれど流して居閑の戯圖をかきしのたりと聞きぬ。おそらくは此の圖本、その時の草稿ならん、小人法師の主意を思ふに、崩逝にいはれある事を顕はさんとて私に當人に與ふことといへる意にて、足下にこれを贈りたるならん。[illegible]の書筒のうちには埋めおかしめけん、いぶかし/\」と云ふ。大星聞きて、「小人兼好師父の名を聞きたんこと年あり、今已に聞圖に作けといへども、縁なくして未だまみえず。然るに、かれらの書出であるかゝること思議にたへず。正に是れ我が爲には、孫呉の書三略六韜にも増して貴きものなりかし。」ます/\よろこびけり。即此の文面はいつのほどかかれたりしを、陣中にたゞおきたるのみ、兼好は後日難波母子にわかれてのち、備後靹路中におきて、又も兵害が自にかゝりし、將帥を主君とそれ、暗かに彼の命松にいひつけて、見えがくれに從ひまゐらせけるが、その時意の文面を託して命松にあたへ、

しかん〻せよといひつけける程に、命松うけたまはりて、戸難瀬等が跡に隨ひ來り、此に到着きたるを見とゞけてかへりゆく時、彼の文匣を暗かに雪佛のうちにうづめおきけるとなん。都て是れ兼好が孝志なりけり。扨戸難瀬は鎌倉にて獄につながれ、彼の地をおひはなたれしことをはじめとして、道中におきて馬綠を殺したること、および兼好が庵に隱匿はれて、命松が好意にあづかりしこと、昨夜彼の庵をはなれてこゝに來りしことまで、首尾をつばらに語りければ、大星父子も昨夜危急の難をのがれたる事を語りて、一齊に恙なき出會をよろこびけり。木藏いへらく、「大星兄の忠義感ずるにあまりあり。當初唐山の伍子胥呉王を諫勸めて死したるは、未だ忠義と稱するにたらず。昔者の豫讓、今也大星、並びて倭漢たゞ兩箇の名士なり。やよ小浪、かかる忠義の大星兄を丈人となし、兒の力彌を丈夫とするは、皇妃となるにもまさりたるぞ。嗚呼臣たる者の鏡なる哉。」といひて、ひたすら稱嘆しけり。後人つらねたる詩あり、說ひ得て好し。

懐レ君執レ節竭二其躬一　　遥薄子胥強諫功
殊賞大星兼二豫讓一　　兩臣相列鑑二誠忠一

さて大星木藏にむかひていへらく、「加古川兒那の雪中の竹を見たまへ、雪は和訓そゝぐと云ふ文字なり。竹のすぐなる生まれは恰も足下の性質に似たり、惜く雪に襲はれて身を屈め給ふといへども、

今已に昔日の恥をそゝぎ給へり。事を終へしばかりの宿もおもてなき時、とにかく、果報をまつといふ事、本意ある事々によろこびていへらく、「小女が見事との心、一世の指望今日一度に遂げ、百里氷のごとくとけ、息を吐てはいへ、足下の宿事を聞きて、いらまじといふ誓ひには、小女の小浪、まさに嫁うるゝのこゝろには質子と思ひなして、ひとへに何はれありはなし」本蔵いへらく、「嫁とることはいさゝかも意慢すべからざれば、只心安くお渡されよ。」本蔵いへらく、「忝なさ、足下の厚情いさぞ今日お暇い申すべき。帰国に臨みて心火急なれば、もはや告別申すなり」といひて、行難げにぞ立も立ち出でんとす。小浪は更なり、大星親子ほ是明なる、にしめびて、涙をおさへて門送りす。本蔵夫婦は只依々恋々として出でて行きぬ。此の後いかなる事かある、且つ下回の分解を聴け。

忠臣水滸傳後編卷之三　畢

忠臣水滸傳後編　卷之四

東都　山東窟京著傳

第十回

了竹奪休園兒
由良試探義平

話說鹽冶の家士に、山背助宗村と做叫的ありしが、原來大力にして酒をこのみ、一分の酒を吃むときんば則ち一分的本事あり、十分の酒を吃むときんば則ち十分的氣力あり。弓馬鎗棒はさらなり、十八般の武藝盡く通曉し、忠義をたふとみ名利をいやしめ、弱きをたすけ強きをくじく豪傑にして、人の危難を見てはかならず救はずといふことなし。しかるにすぎつる建武の年間、故廷尉高貞公在世の刻み、かの宗村年二十一二歳のときにてありしが、主君の命によりて、事を管りて大和國にいたり、旅店に數日をすごす。一日閑に乘じ獨歩してこゝかしこにいたり、山水を遊覽して、一ツの街にいたりけるに、這の處は是れ當國の要路たれば、人煙輳集り、語話喧鬧く、士女老少道につらなりて、東にさり西にいたり、綿々絡繹として、ゆききしばらくもたえず、げに行く川のながるゝに似たり。宗村

たゞ彼の少年を[illegible]見るに、こゝに十本の[illegible]あり、[illegible]

[illegible]

十六七歳、衣服は[illegible]にして十分の[illegible]なれども、[illegible]

自上[illegible]こと[illegible]、又いに[illegible]

むかひ[illegible]小人們は[illegible]他國より當所にいたりたる父子の者にて侍り、小人が[illegible]

老い[illegible]零落し、[illegible]

各位官人、一曲の後かならず賞錢をめぐみ給ひて、小人們をたすけ給へ。」とい[illegible]

ちならしければ、かの妓女[illegible]

て、已に舞ひはじめ、[illegible]

[illegible]

じ錢をあたへておしあひて出でぬ。宗村も拘欄の外に出でて、日色をあふぎ見るに、はや西山にかたむきしかば、いそぎて旅舍にかへりぬ。又日ごろへて、宗村ふたゝび街にいたり、酒店の樓に上りて酒肴をもとめ、みづから數杯をかたむけて大いに興に入り、側門邊をかへりみつるに、壁の上に一首の詩あり。

要レ拆二危欄一應レ拆レ急　遷延轍鮒立地枯
眼邊一過無レ救レ難　失日不二常眞一漢夫

宗村此の詩をよみをはりて打咲ひ、「這は是れかならず好事の者の戲書ならん、心にくき詩の意かな。」とうちひとりごちて、心中大いに趣をそへ、又數杯をかたむけて爛醉しける折しも、間壁閣子に人ありて哽々咽々と哭く聲頻りに噪がしかりき。宗村これを聞きて忽然として怒り、碟兒盞兒を把り、地上に丟在けていへらく、「此の家のともがら、何奴ぞを紙門の内におき哭かしめて、我が酒興を妨ぐるや。我今日此に來りて酒肴をもとむれば、是れ乃ち一箇の主顧ならずや。しからば一點の興をもちそふべきを、さはなく烏暗氣哭聲をきかしめて、興を破るはいかなることわりぞ。」と、高やかに罵りければ、酒保これをきき、慌忙はしく樓に上り來り、こしらへ和めんとしたる處に、やをら紙門を開きて、一箇の老兒、一箇の若き女をひきて立ち出で、うやうやしくひざまづき宗村に向ひていへらく、「我

お轎（こし）貴宿のこゝに居給ふならず、心中辛苦あるたゝに、我はすでに世をすてんと存じ侍り、然るに
かゝる此の家の人尊りしれる事に付ふて、ひとへに無縁の事をゆるし給へといふ、宗村その兩人を
見るに、無面目（むめんぼく）にてあれば、乃ちとひて曰く、兩個（ふたり）は當地の御家にきて何をなす者なるや何
のゆゑにまゐりてさぼりのうれふるぞと、老兒（らうじん）が曰く、のたまふごとく、我等父子は武藏國を立して
世を渡る者に侍るが、道回（だうゑ）のゝしき大事おこりたるによりて、しかかへし給ひぬるとて、ひそかにして、
兩人ともに此を挨拶をなさんとしければ、宗村つくゞく兩人が有樣（ありさま）を見て、忽ち怒（いかり）の色をあらはし
して、覇閥（はれつ）の心を生じ、ことばをやはらげて云ふ、「小生（それがし）は是れ、惟（しばら）く當地に居たる旅人なり
我旅人の危難（きなん）を見て、なさけなくすぐることをほだすとす、兩人（なんぢ）のまさに見るに、皆心をあはせたる
のことし、心中の辛苦（しんく）流涕（するりゅう）は、ゆゝしき大事とはいかなることぞ、ついに其嫉妬（りんれさ）のため、我が爲
ひて兩個（なんぢら）をすくふべし」といふ、かの老人（らうじん）陰（ひそ）かに宗村が模樣を見るに、赤誠を主とし、無（ゑ）風流（ふうりんく）にして、まこ
のへたの人物にあらず、さらに言語自然に高（たか）くあるをききて、よろこびたるに、力を得て曰く、所詮なほさせに
つきて事かへ、ますかたりはべらん、小人（こゝ）は原來遠國の者にて、島寺町とかいふ所に住み、これ
なる女兒（むすめ）はいとけなき時より歌舞をなし、つねに高貴の宴席にめされ、島寺の舞ともてはやされ、前の年
田羽林（うりん）義貞公、なる崎におきて游あそびありし時、かしこくも春宮（しゆんぐう）の御前にめされ、歌舞をなしてあ

またかつけもののたまはりしより、漸々に家榮えてさまで衣食とぼしからざりしが、賊のために家をやかれ財をうばはれて、一時に零落し、せんすべもなければ、前の月當國にいたり、當地の拘欄をかりて女兒に歌舞をなさしめ、小錢を乞ひてわづかにいとなみとす。しかるに當國の屠者の長、偶女兒を見てふかく愛慕し、しひてめとらんことをもとむ。もしうけひかずんば、父子ともにとらへていたくうきめを見すべしとて、當郷の出口々々に毎日に手下をつけおきて守らしむ。此のゆゑに我等圍のうちの羊の如く、遁れいでんことかたければ、只心をくるしむるのみなり。此のよしを官府に訴へ告げんとおもひ侍れど、當地の人等は後日彼等に仇をかへされんことをおそれて、一箇としてともなひいふる者なし。明日は好き日なるよし、女兒をむかへとらんとつげおこし、事已にこゝにせまりぬ。屠兒を女婿となして雑名をけがさんよりは、寧父子ともにくびれて死なんに如かじと心をさだめ、親子は一世のちぎりとかきけば、泉下におきて再會のほどもはかりがたくおもひ、一杯をくみておや子今生のわかれをなさんとて、此の酒樓にいたり、おぼえず哭きて興をやぶり侍り。ひとへに罪をゆるし給へ。」と涙をのごひつゝ、つばらに說りければ、宗村これをきき呵々と咲ひて曰く、「何等の大事かとおもひつるに、這は是れかやすき小事なり。那の腌臢潑才良心をゐとらんと望むは身のほどをしらぬ奴才なり、我が這の拳那廝がかうべを打ち碎きて、おん身等のうれへをはらふべし。彼が家はいづれ

の處にありや」と問へば、亦曰く「此所より百里あまり隔りて一座の高山あり、是を[illegible]山と稱す、その山中に住むよしなり」。宗村がいふ「何によれば此處[illegible]音を通ずるにまかせず、[illegible]いづれの處に住むや」。曰「是なるは二人の[illegible]のうしろに一軒の茶屋あり、[illegible]と號す」。宗村がいふ「[illegible]は[illegible]ある身の旅宿に到りて、事を謀ずべし」といひて、やがて酒肴をつくのひ、つひに二人一所に酒宴を開きしこへ行きぬ。さて宗村內記が旅宿にいたりて[illegible]とゝもに語らふべき良計をおもひつきぬ、その計は斯此かく[illegible]といふ。文字これをききていよいよ心に[illegible]ふ、もし計しそんじなば、その時死をともおもひ[illegible]、とて[illegible]此の人が主意に隨ふべしと心をさだめて、其兩人に頼んでふたゝび思ひ案じければ、宗村はわざと[illegible]にかへりぬ。かくて[illegible]の日宗村[illegible]、ふたゝび宗村內記が旅宿にいたりけるに、今夜は兩親が[illegible]に來るべき筈にてあれば、手下等を[illegible]すべきやうの酒肴など、文字でつかうとゝのへたりけるとて、走りよはりて開けんが、宗村が來りしときに、一間のうちに請じて[illegible]の酒をすゝむ、宗村は皆で心中に計略あれば、[illegible]に設けをかたれば[illegible]けるに、二更のころばかりにいたり、[illegible]の手下ども四五人、あやしげなる衣服を着し、一人は刀を提げ、[illegible]すゝみ來り、白の帽子に、[illegible]、素衣、[illegible]等、[illegible]の面貌を被りたるを把り、一回[illegible]をのべてこれを呈す。內

起これをとりをさめ、酒肴を把りて手下等にすゝめ、倒くれとして時うつりければ、手下等しきりに催促す、側兒おくの間に入りてかの素衣を著かへ、首絲を戴き、渾身白漫々地打扮ひて立ち出で、父に扶けられて轎子にのり移りければ、手下等これをかゝけ出し、一齊に、恭喜々々といひつゝ、急ぎ行きけり。原來彼の居兒の長は、提鬼山に住みて家大いに富み、大廈美麗を盡して宛も諸侯の第宅に似たり。しかるに此の夜新娘をむかふるとて、前門に篝火をたき、廳々に燈燭をてらし、こゝかしこに掛燈をたて、手下の男女あまたはしりまはり、いと美々しきようけのさまなり。時に遠見の者走りきたりて、はや新娘の轎子來れりと報じければ、手下等前門に出でゝ轎子を迎へ、みちびきて正廳に舁きのぼせけるに、やがて彼の長、異樣なる禮服を穿ちて立ち出で、這の居兒生得ははなはだ醜き漢なり。但見る、

眉は濃くして、蜻蜓の蠢き出でたるが如く、眼は圓くして、銅の鈴をかけ並べたるに似たり、鼻低く、顴高く、耳小やかに、口廣めり、腮の邊に赤き鬍鬚しけり、黄なる牙齒ならび悪く結ぶ宛も閻羅王、巧人に轉世りたるにあらざれば、定めて是れ、生殺神、新婿に假粧したるなるべし

さて彼の居兒、たちよりて轎子の戸をひらき、みづから新娘の手をとりてたすけいださんとす。時にかの新娘、たちまち首絲を頭よりとりすてゝ、轎子をとびおりいで、はやく一脚をとばして居兒を踢倒

し、藤吉の細き拳を提起げて、四ツといひて、鼻子の上を打ちけるが、打て得て鮮血迸流れ、鼻半辺に歪みて、あたかも肉の鋪に醤油鋪を開きて、鹹き、酸き、辣き、一発に滾出て来るに似たり。ことに眼の際、眉の梢に就きて、連けて一拳打ければ、可憐、彼の眼眶、眼やぶれ烏珠迸出て破しこと目か、道の彩帛を披きたるに異ならず、これ宗村なり。手下共これを見て、迷魂魄を一齊に飛ばしはてはてのにてあるぞ、眾皆の者は言といひて、七手八脚倚檜を把りて圍住む。宗村衣服のすそをとりてあく帯にかいはさみ、歯の顫をぎ把りて、ものかへ、皆十四五人打倒し、四面八方にいひつつ逃げまはしければ、其地にうちころさるゝものも十余人、數十うけたるものは數をしるべうもあらず。宗村こゝもよくおもひ、なほ敵する者あらば打ちころさんとたちわたりけるが、たれ一人出むかふ者もなかりけるに、一團としもおかでゝ、皆人おれば、つひに何処にはせ出で、ここに関所を越すとて、月明に乗じ道をもとめてはせかへり、たゞちに島寺が旅宿にいたりて、そのはなしの始終をかたりければ、父子のものは只講をきくうち、事おほかたゝきて、おそれぬ。宗村は手下ども此の家にきたりて仇をかへすべきを恐れ、此の夜色に父子をして家内をとりまとめしめ、行装をつくり、国を左地の方にて離れなさしめ、そのみなかしな子のものにいひきかせて、此の處をたち出て、間道をえらみて駅站まで送くりゆきぬ。島寺父子わかれにのぞみ涙をおとしていはく、「我們おもはずも相公のたすけにあひて、

あやふきいのちをたもちぬ、妾に是れ重生の父母なり。もしゆくすゑつゝがなく今生にながらへなば、異日いさゝかも大恩を報ゆべし」といひて、地上にふして禮をなす。宗村曰く、「大丈夫の作す事はかならず始めありて終りあり、此の所までおくり來れば早きわかはしきことなし、此にてわかれ申さん、縁あらば再會すべき時あらん、つゝがなくおはせ」といひて、遂に別れを告げておのれが旅宿にかへりぬ。島寺父子はいづくをあてともなくはせ行きけり。かくてのち、宗村は主君の幹事とゝのひて、雲州にかへりけるが、彼の屠兒等數人をうちころしたる一件、沸々揚々地、世上にうはさあり。宗村が所爲なりといふこと、つひに高貞公の耳に入り、已に罪せらるべきを、宗村が爲人ををしみ給ひ、暗かにめして事を囑付め、金子一百兩あたへて府中を逐奔なさしめ給ふ。かくて宗村は主君の仁慈によりて罪をまぬかれ、涙をおとして恩を謝し、夜に乘じて府中をのがれ出でけるが、にはかに手當湧となり、たちよるべきかげもなくせんすべなければ、泉州にいさゝか所緣の者あるをこゝろざして、かしこにいたりぬ。さて泉州にいたりこゝかしこをさまよひありき、一所の十字街を過ぎけるに、背後より「恩人々々」とよぶ者あり、身をひるがへして見れば、乃ち是れ彼の島寺内記なり。内記おもひかけぬ所におきて宗村にあひ、殊に身上の模樣まへとことなるを見て大いにいぶかり「恩人は何ゆゑにかかるすがたになり給ひて、當國にきたり給ふぞ」といふ。宗村且つ心中によろこび、「此におきて圖

五邊下にあり人にあらば、ことなき幸ひなり、事をつくらふに言ふぞとて、雖しも日を[illegible]、古来の紹[illegible]を
おもへ、傍らに茶坊の店にいたり、日夕燈[illegible]となりしは、日頃[illegible]の日に、宋書
人が、西門の[illegible]に二石の貨[illegible]なり、異人に因て[illegible]、我等を[illegible]、
必ならべ、今當世にありて[illegible]、西門の[illegible]、小人に暮しと
理會せん事と聞けるに、今日はおもらず此におきて理會せしは、誰に[illegible]。
日に小人が[illegible]といひて、只待たる[illegible]家にかへる[illegible]、
に仕付て、身のをさまりをはかりければ、[illegible]、ついに[illegible]、
村は[illegible]、[illegible]陽物となりたれば、[illegible]、
に[illegible]、[illegible]、
と[illegible]、[illegible]一百両の金子を[illegible]、
して両國を[illegible]、夫妻[illegible]、ほどなく一子を生れ、名を[illegible]と言ふ。[illegible]
民間に下りけれども、武士の[illegible]わすれず、[illegible]、
等を教へ、もてはら義をたつとみ利を卑しめ、かの宋代の[illegible]九紋龍史進が[illegible]となりて、其の
上にも雲龍の花[illegible]を得たりけるゆゑに、時の人[illegible]名を[illegible]と呼び、一百の好漢[illegible]

てたいにうやまひけり。さて内記は晩年の楽しみをきはめけるが、月日情なく年華かぎりありて、つひに病にそみて身故りしとなん。事しげくわづらはしきはうちおきていはず。しかるに四年ばかりを過ぎてのち、高武蔵師直がために無實の罪におち、一時にほろびたまひしと聞きて、義平且悲しみ且怒り、一命をすてゝ故君の讎を復し、いさゝか大恩にむくいんとおもひけるが、常言に孤掌不鳴といへるがごとく、一箇の力をもて、豈強盛の權家をうかゞふことあたはんや、只いたづらに切齒咬牙、いきどほりを忍びてぞ過了ける。不在話下、且説、石堂縫殿助といひて、高貞公の同胞の弟あり、石堂右馬丞義基の嗣子となり、京都に居住し給ふ。高貞公うせ給ひしのちは、顔好夫人小御内とともに彼の館にやしなはれておはしぬ。しかるに時光過ぎやすく日月梭のごとくめぐりて、此の年已に高貞公の大祥に當りたれば、天龍寺におきて修設好事み、かつ管領の聞えをはゞかり、かつ故廷尉の菩提のためとて、小御内を出家させしめんとなり。これによりて縫殿助、顔好、小御内、おの〳〵禮服を着し、從者をひきて天龍寺にいたり給ひ、米錢を把りてもろ〳〵の乞子に施行し、好事をはりてのち、小御内剃度し給ふとて、鴻鐘を鳴らし法鼓を撃たしめ、夢窓國師禪椅の上に坐し給へば、一山の大衆ふたゝび法堂に會し、法座の下に至り、一齊に合掌して拜禮をおこなひ、わかれて西兩班たつ。顔好夫人、小御内をひきて法座の下にいたり給ひ、縫殿助そのかたはらにおはす。石堂の家人、僧坊、

僧衣、袈裟、拜具等を家にもり、さゝれ出でて法座の下におく。中央には一尊の靈牌をたて、左右燈臺
部たり、堂中清淨なるはいふべくもあらず。時に石秀出でて、小舟内の志願あれがしと悟りて、
淨髪人劍刀を把りて、かたはらに在れば、鳩摩羅はしきりに年六歳の小師内、掌を合せて淨髪を
とらへ拜禮し給ふ。その非字を天皇の御佐なる木の號稱として、名家の子孫なるに、不幸にして、父母を
うしなひ、家をうしなひ、むなしく浮圖の弟子となり給ふ、哀憐しまてやんやと、その非字をたゞしくこれ
をわきまへ給はざれども、母夫人の心中いかにわかるべき、涙をおさへざる者もなし。時に國師言道を
の如くする禍福吉凶を考へ見るべし」と宣ひ、呪語をとなへ眼をとぢ、やゝしばらくして四句の偈をつ
づけ給ふ。その偈に道へらく、

遇山而死　遇川而活
遇関而悲　遇可而懽

國師偈をつけ給ひ、「此の兒の禍福吉凶都て此の偈のうちにあり、かならず忘れたまふな」と、いひ
をはり給へば、淨髪人若者のうしろに在ち、已にかざりの髪を把りてなでさげ、只一刀にきりおと
さんとしたる時しもあれ、石堂の家士急がはしく走りきたり、報じていはく、「一品國司鎌倉より官使とし
て、山名殿上京し給ひ、今日たゞちに當寺に至り給ひ、管領の命を傳へ給ふとなり。

逐駕をむかへ給へ。」といひてしりぞきぬ。縫殿助大いにおどろき、はからざる官使の來駕、這は是れいかなる故ぞと眉頭を一從ければ、夢窗國師の曰く、「管領の命とあれば等閑の事にあらず、權く剃度を止め官使をむかへ給へ。」といひて、衆僧をひき法堂を退き給へば、夫人も若君をともなひ、あとにつきて退き給ふ。不多時、門前に人馬の足音ひゞきけるが、山名次郎右衞門馬上にあり、あまた引了從人れきたり、樓門の前にて馬を下り、從者は盡く此の所にならしめ、ひとりみづから烏帽子をたゞし直垂をかいつくろひ、端々正々としてすゝみきたる。縫殿助いそぎまどひ、法堂を下りて地上に拜伏し、「御駕を迎ふること大いに遲々せり、罪をゆるし給へ。」といひて、うや／＼しく禮を行ひ、みちびきて法堂の上にのぼり、山名を首席に請じ、はるかに下り平伏して曰く、「管領官使勞駕到此、且つ公命のむね謹みて領らん、速かに告げ給はるべし。」といふ。山名これも手をかきあはせ、威儀を整頓ひて曰く、「公命のむね、非爲別事、鹽冶の家士等、乞丐人一般の身となり、餓鬼のごとくくるしむのあまり、黨をむすびて密計をくはだて、事を復讎に託して、執事をうしなひ、且つ高貴の惡意をつぎて、管領をおそひ奉らんとはかるよし、世こぞりて外謗す。恰も夏の蟲火を撲ち焰を趁きて、みづから身を燒くがごとく、到頭は彼等首をうしなふべきくはだてにして、ものゝ數ならずといへども、今已に南北兩朝にわかれ、新田和田楠等の一類諸州にかくれて、其時の變あらんことをまつ時節

なれば、小事といへどもすておかれず、これによりて人質となして、高貞が妻顔世ならびに世倅を鎌倉にのぼし來れよとの嚴旨なり。しかるに今日當寺におゐて、彼の世倅が剃度にいたるよし、寺中におゐて聞きつれば、足下の居宅にいたるのごとく、直に此に來りたり。とく〳〵兩人をわたすべし。といふ。縫殿助聞きて只胸をふさがれたるごとく、しばらく[illegible]、心中におもふやう、顔世の事は[illegible]、[illegible]嫁に[illegible]、[illegible]冥土[illegible]此方に[illegible]あはせかへしは、又大將の面をおかす時には、罪遂の家に預り、[illegible]に對して[illegible]、如何なる何せんと、とやかくに[illegible]、やうやく頓首して曰く、[illegible]畏みて承り侍り、いかでか[illegible]。[illegible]の家に淫奔のことは、もとより虚説なりといへども、[illegible]のうちに[illegible]、すみやかに人質をわたしまゐらすべけれど、[illegible]一子は生れながら[illegible]、[illegible]に[illegible]ちやう[illegible]にてわたれなば、[illegible]なこいをまなしみたくおもひ侍れば、[illegible]まひ、くつろぎて[illegible]、[illegible]かたしといへども、[illegible]て小劍を[illegible]、[illegible]四邊をかへり見て、つひに[illegible]の裏にいたりぬ。縫殿助は[illegible]、心中におも

へらく、事已に急にせまる、別に良計あるべからず、寧ろ我破腹をなし、管領のうたがひをとき怒りをなだむるにしかじ、是了々と思ひきはめて、やがて腰刀を抜きはなち、衣服をくつろげて已に腹につきたてんとしたるをりしも、かたはらの簾の中におきて、一聲撲地とひゞき、たちまち鮮血簾のひまよりはしり出でしかば、縫殿助刀をすてゝはしりより、簾をひきちぎりて見るに、嗚呼哀しきかな、嗚呼痛はしきかな、貌好夫人親手小衙内をさしころし、その刀をもておのれが吭につきたて、かさなりてふし給ふ。縫殿助大いにおどろき抱き起して見るに、はや兩人いきたえて死し給ひぬ。實に哀れの光景見る目もあてかねたり。時に山名欠し伸しつゝ「時刻移りぬ、とく質子を渡せ」といひて出で來りけるが、此の光景を見て心中に驚き、もし替身的かと立ちよりて、督一看るに、曾て好く眼熟りたる上に、夫人は世にたぐひなき美女にてあれば、見たがふべうもあらず、肚裏的機關大いにたがひ、只是れ呆れたるばかりなり。縫殿助大いにかなしみて曰く「貌好母子自殺をなしたるうへはせんすべなし、此のとほり鎌倉にきこえつぎ給はるべし。」山名が曰く「彼の癡女ものにくるひやしつらん、管領の慈悲を顧みず、自殺をなしたるうへは、首級を接りてかへるべし。皆是れ高貞が逆惡のむくいなり、こゝちよきかな」といひて冷哄ひけるが、原來師直夫人をふかく愛慕し、管領の命といつはりて、質子に託し、夫人を鎌倉に引きて、おのれがのぞみをとげんとはかり、山名を假官使とな

してゝ、奸計をおこなはしめたるなれば、山名くちにはとかういはざれど、計をあやまつて夫人をころしたれば、師直の怒りをおそれ、斯りて是れ心中にはよいにくるしむければ、常言に一杯の[illegible]をうけて自持を損するといふことあり、此のたびはいかなるべし。かくて山名、両人の首級をとりてかへり出れば、鏡殿助ひとの法堂にあり、ふたゝび刀を把りて膝をかきやぶらんとしたる所に、やゝはやとり給ふて、と堂かけて、一箇の男子法堂の上にのぼり、遥かに下りて両々的に使す、鏡殿助見とめて曰く、「爾は何者ぞ。」これ拙きの義とぞおもへるぞ、我爾を識らず、」彼の漢子が曰く、「相公はいときなき時青宗の嬰子となり給ひ、彼の家にあきて生長し給ひたれば、小人を見しり給はずとも宜なり、小人は[illegible]の家に因て由指助宗村といひし者なり、前の年故ありて云情を発奔し、于隔湧となり、今は商人となりて、侍名を真田[illegible]と称し、名を義平とよび侍り、夫人若君ともにつゝがなく生育し、ゐと自在し給ひき」、鏡殿助曰く、「呀、爾は宗村にてあるか、夫人母子眼前に死したまひ、いまだ何[illegible]をとりてか寺中にありや、いかでかつゝがなからんや」、義平曰く、「しかいふもうべなり、寺中にて死したる母子二人は小人が妻と母、児子義松にて侍り」、鏡殿助大いに怪しみて曰く、「爾何事をかいふ、夫人母子[illegible]が家にやしなひて、我常に晒身されたるにいかでか見たがふべき」、ことに山名は曾て顔をもて[illegible]見しりぬ、[illegible]好く[illegible]身をもてあざむき得べけんや」、義平曰く、「山名[illegible]をうばはれしまゝ上なりなか、但

公すらなほ見たがへ給ふ。且づ小人が身のうへをつばらに說り侍らん。」とて、和州におきて居兒を打ちころしたる一條、主君の慈悲によりて罪をのがれ雲州を逃奔したる一條、および泉州にいたり、島寺父子と緣をむすびたることまで、有枝有葉的細說了けるが、替身の計策をかたりはべらんとて又曰く、「這回妻子を引きて當地にいたりたる故は、いかにもして娘々に拜謁し、昔日の罪を賠び、身を淸くしてのち大星が夥にくはゝり、故君の仇をむくいんとおもひ侍りてなり。しかるにけふしも、當寺におきて故君の追薦をいとなみ給ふと聞き、恰好と此にいたり、食堂にありてをりを見あはせ、夫人小衙內また相公にも拜謁し奉らんとおもひけるに、あにはからんや、官使來駕ありて、一場の禍ひ夫人等のおん身に及び、相公のおん身もあやふし、此れこそいさゝか洪恩をむくゆる時節なれ、さいはひ妻夫人の容貌によく似たれば、妻子をもて質子の替身とし、官使をあざむかんとおもひけるが、さてはのちに事ほころびなん、寧索自殺させてあざむくにしかじと、かれらにいひふくめ、暗かに國師につけ、御母子の衣服をこひてかれらに穿せしめ、髮をつかねたるさままでこまやかに假扮て、かくははからひぬ。妻は原舞妓にてありし故、最も好く打扮ひ得たり。しかのみならず、國師道家の變身の術をおこなひ給ひしゆゑ、相公すらなほ實としたまひぬ、豈由名をあざむき得ざらんや。これを小人が微功となし給ひ、故君にかはりて昔日の罪をゆるし給ひてよ、さあらば妻子等も泉下におきて

よろこぶべし。此の事ひとへにねぎ奉るなりとて、涙を撲簌々々と落しければ、縫殿助前非の思をなし、彼が忠義を感じ、阿園等母子が忠死をあはれみ給ひ、愁歎にせまり給ひけるが、軈て乳母に小衛門を引きて出て来り給ひ、阿園等が死首にとりすがりて、はてしなく歎きさけびつゝ、おはしけるをかへりてぞ哭き給ふ。かゝりけるをりしも、又一箇の漢子はしりきたりて、法堂の下にひざまづくを、縫殿助見給へば、是れ乃ち寺岡平右衛門なり。寺岡やがてふところより、文箱を取出して呈しければ、縫殿助援りて箱をひらき見給ふに、是れ大星が書簡にて、密事またくとゝのひ、あすの日を定めて鎌倉にいたりて仇家をうたんと云ふ一條をしるし、おのれら死後の事をよろしくねがひ奉るとかきつけたり。縫殿助夫人と共にこれをよみをはり給ひ、一顛にはよろこび、一顛にはかなしみ、悲喜交集りて、さて縫殿助が曰く、我國師のしめされし偈の意をつら〳〵かんがふるに、遇山而死といふは山名が事に應ず、遇川而富といふは大川星が事に應ず、遇園而悲と云ふは阿園が事に應ず、遇岡而喜と云ふは寺岡がことに應ず。都て是れ後來の事にあらず、今日眼前の吉凶をしめされしなり。凡慮のおよぶ所にあらず、奇なるかな妙なるかなといひて感嘆やまざりけるが、又我輩に向ひて曰く、汝輩が意下を見ぬきたれば、一箇の大事を命けん。是れ別事ならず、山名を十分に亡さんとおもひたるといへども、もし後に事やぶれなば、その罪最もおもし。これによりてわれ心を安んぜず、暫く目のあたり人質

の身をかくし、のちに良計をなして無事をはかるべし。夫人等のかくれ家は民間にしくべからず、權く夫人母子を儞にあづくるあひだ、心を用ゐてかしづけよ。」と命じ給ひ、しか〴〵して去けと指揮し給へば、義平かしこみて承り、一合の長韓櫃を把りてうちに夫人小衙内をかくし入れ、擔子の模樣に裝做て、石堂の家士兩箇を脚夫のさまに打扮たせて、おのれみづから監押のさまに打扮ちて、一齊にまかり出でんとしたる所に、忽ち法堂の牀の下より、一箇の教化的あらはれ出で、彼の擔子を攔り住めて曰く、「我那裏にかくれて居て儞們が密話をつばらかに聞きぬ。這の櫃のうちには高貞が妻子をかくせり、引き出して山名侯にわたすべし。はしることなかれ。」といふ。義平すこしも不慌、彼がくびすぢをとらへ、地上に撲地なげつけて、寺閽に瞪眼す。寺閽その意を曉り、手ばやく腰刀をぬき、とびかゝりて那廝が胸の上をさしとほしければ、只一聲阿と叫びて死にけり。義平これを見て呵々と打咲ひ、「好き軍神の血祭かな。」といひつゝ、走り行きぬ。かの教化的は是れ乃ち隱寶刀了竹なり。此の日山名がために間者となり、施行をうくる乞人にまぎれ入りて此の所に來りかくれ居たるなり。却阿園義松が屍は天龍寺に葬り、爲に修設好事みてその靈魂をあつく祭り給ひけるとなん聞えし。且說、天川屋義平はかの櫃をまもり、泉州沙界をのぞみていそぎ行きけるが、半途におきて日くれければ、夜どほしにゆかんとてみづから灯籠を把り、前に進みて一味地に走り、一座の松林にそひて亂

草迷離たる所をすぎけるに、鄭水の邊に到着なす、道中の蕭條かすかにて、さていともいさましく、時に三更のころほひなり、義平楼をすぎたる両人の者に逢ひて曰く、今宵の事にてきて拙者が大擁見せ、賊の余はれ竊ふうしなひたるものおほしと聞きぬ、張令、朋友、両州を守護しけるに大事を司はれば、いさゝかも心を緩しがたし、足下等もその心がまへして行き給へ」と、いまだいひも果ざるに、遠々地火光の光あらはれ出で、漸々にちかづき来る、義平おもへらく賊ならん、さてあらばされ平常の本事をあらはし空地に打殺すべしと、こぶしをにぎりてまちけるに、夫等は皆にあるすかへりて是れ七八人の士兵にて、已に近にいたり、義平等が傍を過ぎてあやしみ、いへらく、我は御史の命をうけて賊をとらふる者なり、闇中の儀候いとあやし、この漢子はなにを勤務ならん、速やかにいひきかせなば、御史殿前に送りて日く、答へて曰く、給ふがごとく小人等は良民なり、途中の漢子は京都に行かんとし貴ひとたる街衙にて有り、あやしき輩となかれ、士兵等曰く、旨て此陸路をまかんに客を繋へこのあたりに滞留して、あつ〳〵に旅客を服さうばふよし聞きぬ、夜ごとにつけるをいかでか放すべき、はやく我をつかはす、義平曰く、一面に小人等は良民なり、速かに通りをひらきてと許し給へ」いはんとはいはなひて一いなとはん給へ」といひて、互にあらそひけるが、士兵等すゝむ〳〵一丈ほど人の、さばかり抵抗は捕手を聞き

檢すべし」と云ひて、手を下さんとす。義平は是れ火性短氣の生まれにあれば、忽ち一發の怒り心上よりおこり、立ちかゝりたる土兵を踢退け、おのれが身を起りて擔子の上におほひ、大いに叱りて曰く、「你們清淨の營生をする我が夥を捕へて賊なりといひ、擔子に手を下さんとなすは、却りて是れ你們こそ賊ならめ。我をたれとかおもふ、我は是れ泉州沙界に住みて天川屋義平といふ好漢なり。もし擔子に手をくださば立地に賜殺すべし、これを見よ」といひて兩袒ぎ、白漫々地肥えて銀板の如き背の上に刺りし、雲龍の花繡を現はして見せけるに、土兵等は皆是れ惡心病的にてあれば、これを見て大いにおそれ、一言半句をいはずいちあし出してにげさりけり、かくて義平つゝがなく泉州にかへり、大人小衙内をふかく隱匿ひおき、朝々心をもちゐてかしづきけるとなん。義平は妻子をころして主君の恩にむくい、阿園はおのれ死し兒をころして丈夫の恩にむくいり。彼は忠士これは貞婦、ともに千歳の美談となれり。都て是れ人の臣たるもの人の妻たるものの鑑なり、後人義平を讚したる詩あり、證とす。

多年運蹇市塵沈　舊習不レ忘義膽深
蓮葉生レ泥金混レ土　他時現出本來心

後來如何なることかある、且づ下回に分解るを聽け

忠臣水滸傳後編卷之四　畢

忠臣水滸傳後編 巻之五

東都　山東窟京傳　著

第十一回　大星琵琶湖に大に聚レ義　兼好園見山夢降石

話說大星由良は、弱の強に勝ち、柔の剛に勝つといへる、老聃の言、柔能く剛を制し、弱能く強を制すといへる、軍讖の語を以て意とし、命をかろんじ義をおもんずる鐵石の士をあつめ、粉骨碎身千辛萬苦して事まつたくとゝのひ、已に時節到來したるにより、ちかき日鎌倉に發足すとて、一夜暗かに近江國石山寺におきて、同盟の士をあつむ。一來には是れ雁隊をなし軍令をさだむべきため、二來には是れ一杯をくみて箇々今生のわかれをつけん爲なり。原來當山の寺主は、大星が親眷にて腹心の人にてあれば、衆人心を安んじ、三人五人づゝうちつれて漸々につどひきたる。抑〻石山寺は石光山と號し、天平勝寶六年の草創なり、聖武帝の朝、僧正良辨、如意輪觀自在丈六の像を安置す。一千有餘年を經たる靈場にして、誠に是れ好き一座の大刹、清淨活佛の寶地なり。佛殿はたかく雲上に

にそむき、廻道は都て巖石嶃々として嶮だち、樹木陰々と茂みあつて、鐘樓は月窟に相連なり、經閣は雲に[illegible]

對立ち、前面の北には花木春風に舞ひ、潜かに清香を吐き、湖口の東は蕩羅織を敷いて開し、帆船を[illegible]

比良の峰に白雪に消をたれ、靈蹟をしめし、[illegible]

岡と稱し、異寺を崎、堂谷等有名の聖しみしまでも、[illegible]、山門、坂本、

堅田にくらふ、更に瀬田川のながれをとめて、湖水にて、[illegible]八景の

外と云てもよいであつ。相國寺林鐘巳一首の詩あり、武に淨土に侍と

秋風蕭颯一天雁　霜滿四山不ㇾ繫ㇾ霞

古樹回樓[illegible]　[illegible]

さる程に信長ははるばるとして、結しこ上なく吉瑞にあつより、佛殿の正面に三つの胡床をすゑ

り、大字由良等一の胡床に坐す、波浪福右衛門等二の胡床に坐す、大月右衛門等三の胡床に並ぶ、この

際の輩は左右にいかれ下座なされた。あまでく装束をめされた、頭に鐵山をいたゞき、身に鎧甲

を著て、腰に太刀を佩び、都て同じさまに打ちたち、手には角弓矢槍[illegible]のたゞひ、[illegible]

を帯びて、[illegible]見えたれ、大将其の身をまとひ胡床を下りて中央にすゝまさせ

る寄車のもとにいたり、一幅の香を捧げ、[illegible]拜しければ、忽然として雲霧からしめた、

金磬を鳴らし法鼓を撃つこゑ大いに響く。這は是れ密議を外へもらすまじきため、寺主のかくものし給へるなり。大星天地を拝し、「伏して願はくは神明我が輩が志をあはれみ給ひ、這回の大事勝利を得、故主の仇をむくはしめ給へ」と、深く觀念しければ、皆一齊に拝禮してこれを祈れり。さて大星依舊く胡牀に坐し、衆人に示していへらく、「我が輩仇家を打つは、夜に乘じて襲はんにしかじ、夜打には必ず暗號を用ゐるべし。天武紀を見つるに、田邊の小隅倉歷に詣り夜營中に入る、己が卒と足麻侶が衆と、わかちがたきをおそれ、每人に金といはしむ、金といはざるは乃ち斬ると見えたり。是れ乃ち本朝暗號のはじめなり、唐山においては、經國雄畧、堯山堂外記等に、暗號のことをのせ、又名山兵制記に答號あり、紀效新書に暗令あり、都て是れ夜軍に暗號を用ゐたるためしなり。本朝暗號のはじめなれば、ふるきをたふとみて我が輩彼の金といへることばを用ゐるべし、如此々々這般這般すべし」と、つばらに示し、「此の令に違ふ者は不忠たるべし、よく〳〵心得給へ」といひければ、皆一齊に「心得侍り」と答ふ。さて大星令をつけをはり、身を起して欄楯のほとりに立ち出で、四方をのぞみ見るに、此の時已に九月の半ばなりしが、天に一朶の雲もなく一輪の明月皎々とかゞやき、恰も白日のごとく、琵琶湖を眼下に見くだして、えもいはれざる好景なり。時に數行の賓雁嘹喨として空中をとびきたる。大星これをゆびさしていへらく、「名々彼を見たまへ、彼はすなはち八箇の陣制

にいはゆる魚行の陣なり。我が軍、後の隊の開く隊をつらね星をすゝめ、首尾を相しうして連環なる
一つになる時は、あに勝利を得ざらんや。たとへ師直陣中に運籌利に騒ぐとも、豈容易く破られ
たるこころの裏にあり。首途の吉凶此のうへにかゝれる」といひてまた二ツなければ、皆一同に承諾して
ひに傾城をしりぞき、方丈に宴席をまうけて、大いに飲酌をなし、三更のころほひに至りて各わかれ
ゆけり。おの〳〵宿所にかへりぬ。庭分関助、日詠、山名次郎右衛門は、前にて盃事にまぎれ、是をもて
食のこゝをゆるにたらしらず、計をあやまちて寶に既好夫人をころしたりとおもひ、師直には
かられことをおそれて鎌倉にかへらず、暫く身をかくしてゐけるが、別に一功をなして師直の心をと
だめんとおもひ、道の夏大星等石出寺に宿せることをつゆはたりもしらず、素計を画策せんとて、官
既伴内をいざなひて琵琶湖に游びしか、復心のものに帆を上げさせ、月明に乗じてはるかに帆をいだ
し、湖心にいたりて四方をながめ見るに、霞をたる人湖中にたゞ一隻の船も見ず。今ここにておのれ
と伴内に説りていへらく、「小人計をあやまち既好をころしたれば、執事のいかり給はんことは必定な
り。これによりて鎌倉にかへることあたはず。ふたゝび迷惑のことなし、此のうへは別に一計をほど
こし大星父子をうしなひ、草を斬りて根を除く一功をなして罪を贖ひんとおもひ、今事を議せんには
湖中にしかざればかくははからひつ」。伴内がいふ、「小人も又大星父子をうしなはんとおもひ、ござに一

計をほどこしけるが、彼等運つよくして計にあたらず、むなしく相公の用金をつひやしたれば、鎌倉にかへりて相公にまみゆるにかんばせなし。公の良計につきて彼等をうしなはば、誠に是れ相公の病根をたつ道理にて、もつとも大功なり、速く計をしらしめし給へ。」山名が云ふ、「這回はよのつねの計策は用ゐがたし、苦計にあらずんばあたるべからず、我が計は如此々々、く這般々々」と語りければ、作内掌をうちて大いに喜び、「妙計々々、速かにその計を行ふべし、那們かかる良計ありてあすの命のあやふきはしらず、枕をたかくふしぬらん、愚なるかなく」といひてあたりをはゞかる事もなければ、大いに口を開きて呵々と晒ひける時しも、遙々地蘆葦深き處より、あまたの水鳥簇々と羽だゝきしてとびさりけるが、忽ち櫓の音ひゞきて檣に漁歌を唱ふ。その曲兒に道へらく、

網底難レ逃這賊孩、一刀成レ鱠代レ魚來
義士趁レ讎啓レ行日、餐レ之且飲髑髏杯

兩人原是れ盧心病的にてあれば、這の曲兒をききて喫一驚、たちまち船をひるがへし西岸をのぞみてはしりけるが、彼の蘆のうちより一隻の漁船を漕ぎ出し、簑笠をきたる一箇の漢子艫にたちて、一張の角弓一枝の箭をとりて打搭へ滿月のごとく拽煞つて弦音たかく飄とはなつ。その箭あやまたず山名が船の櫓を把りたる者のくびすぢを射ぬかれ、たちまち翻筋斗して水中におちたり。山名豊坂こ

れを見てます／＼おどろき、作内みづから艪を把りて飛鳥の如くに逃去きたるが、[illegible]一陣の西風吹き来りて[illegible]、[illegible]にさからひて動かず、こゝろのなしにか後へひきもどさる、が如し。作内「こは何とせん／＼。」と云ひつゝ、命をきはに力をきはめて漕ぎゆきけるに、又むかひの蘆のうちより一隻の漁船あらはれ出で、蓑笠をきたる漢子、[illegible]、[illegible]にたちたりしが、[illegible]がて鈎[illegible]をなげて山名が[illegible]を[illegible]め、身を把りて閃一閃と飛びうつり、槍を撚りて山名にかゝる。山名[illegible]これをうけとめ、いまだ六七合もたゝかはざるに、[illegible]す、[illegible]に進み入る[illegible]を、彼の槍はやく閃きたりて山名が[illegible]を[illegible]、只一槍につき殺しぬ。作内[illegible]を得て大いに迷ひ、慌々しく衣服をぬぎすてて水中にとび入り、うきつ沈みつからうじて[illegible]けるが、[illegible]し。さて爛泥のうちをはひめぐり、やう／＼高埠に上り得て[illegible]き背後にまた、蓑笠をきたる[illegible]、[illegible]わびたり、みじろきもすな。」とよばふ。作内これをきゝて[illegible]の雲外にとび、[illegible]、たゞ[illegible]戰き／＼つゝいふ。那の漢子呵々と咲ひ、「爾無益の[illegible]、只速かに極樂往生せよ」といひて[illegible]

に引導すべし。如是畜生發菩提心」と戲れて椰槌をとり直し、伴内が頭をのぞみ腦漿もいでよと勢ひに就きて打ちければ、可憐かうべ胴にめりこみて死しにけり。かくて那の漢子身邊を探りて號笛をとり出し吹きたてければ、前の二艘の漁船此の所に漕ぎ來り、彼の艦にたちたる兩人の漢子、おのおの手に鮮血淋りたる首級を提げて、艪をとりたる者とともに岸に上り來る。こなたの大漢は腰刀をぬき伴内がかうべを刎ねて手の裏に在り、都て五人立ちあつまり何ごとにかあらんさゝめき、かの三ツの首級の髻頭を將りむすびて一處と做し、槍の上に括りつけ、これを把りて五人一齊に立ち去りけり。此の時いまだ四更にすぎず。さて彼の五人は何人ぞなれば、角弓を把りたるは河背勇太なり、寢槍を把りたるは大星西平なり、榔槌を把りたるは雄鷲文太なり、艪を把りたるは腹心の家僕等なり。此の夜大星石山寺に會せるにより、若し密事をうかゞふものあらんことをおそれ、前に寺岡に命じこの邊をまもらしめけるが、山名鷺坂がきたれるを見つけて大星に告げたるゆゑ、大星三人のたをもちゐ、師直が羽翼たる兩人をころして日ごろのいきどほりをはらひ、かつ軍神をまつりて首途をいはひけるとぞ。かくて大星等事まつたくとゝのひたれば、已に吉日をえらび、行裝をなしおもひおもひに容を變へて、鎌倉にぞ下りける。原來是れ天地間は、一座の大戲場なり、善の擺劃、惡の脚色、ともに天地神明の看官、善惡邪正をわかちて、禍福をむくい給ふ。たとひたくみに機關をもちゐるとも、

到底は都て徒然なり、豈にこれ等あらんや。由名質直が徒、乃ち是れ好き模様なり、好事先生のつかねたる閒の勸世の詩あり、謂ひ得て好し。

當場扮作莊生姿　惡貌美心相見知
天地從來即戲劇　世當一[illegible]介無私

閒話休題、且說、兼好法師は、南に洛東の吉田に住みけるが、郭里は大都會喧鬧の地にして、つねに靜かならず、おのづから世の塵にけがれて、徳をそこなひ行を濁すことを厭ひて、心靜ならざれば、遂にかの地を遁れて、伊賀の國にいたり、國見山の麓田井の庄に草庵をいとなみ、紙の衾、藁の衣、一鉢の貯へ、只に足ることを知り、好みてつねに古文を愛し、見ぬ世の人を友として、日閑靜をたのしみてくらしけるが、一夜ともし火のもとに書籍をひらきて見居たるに、朦朧として眠りを生じ、おぼえず机に倚りて眼をふさぎけるをりしも、室の門をひらきて來るものあり。兼好[illegible]かへしてこれを看るに、みづらゆうたる兩箇の童子、たゞちに書几の前にいたり、兼好に對していふく、「我等今嚴なる命を奉りて、儞を迎へんがため此の所に來れり。儞とく／＼我にしたがひきたるべし」といふ。兼好兩童子の言をきくに、鶯の囀、燕の語にして、男子の聲音にあらず。頭をあげて熟看るに、果して兩人ともに女の童なれば、兼好大いにあやしみ問ひて曰く、「汝童等はいづく

より來り給ふおんかたなるぞ。」女童が曰く、「我等は娘々の命を奉りて、儞を宮中にむかふる者なり。事はのちに曉るべし、唯宜しく速かに來るべし。」といひて、手をあげて天をさしまねきければ、忽然として天上より一朶の白雲下り、變じて一條の梯子となる。已にして兩女童雍好が手をとりて誘ひ、梯子に上りて半天の裏に至りけるに、空中に一つの牆門あり、雍好みちびかれて門内に入る。私かに此の所を見るに、別に一ツの世界ありて、星月明朗として香風馥郁たり。なほ百歩ばかりすぎて此の邊を見るに、左右に大きなる松樹數株ありて、枝葉交はりて稠密たり、中央に一條の大路あり、前面には潺々と澗泉ひゞきて、靑石の大橋あり、兩邊は都て朱欄杆なり、岸の上には奇花異草萋々として、佳色一輪の月に映じ、清香一陣の風に寄る、茂竹翠柳おのづから凡ならず。偏に是れ人間のうちとは見えず。雍好ます／＼怪しみ、げに稀有の光景かな、必然仙人の住處ならめと讃美して、つひに宮門の内に入りけるに、此に玉樓金闕たち比びて、その美麗なること敍べつくすべうもあらず。雍好已に玉殿の堦の前にいたりける所に、數箇の侍女いでむかひ、すなはちひきて玉殿の上にのぼらしむ。雍好おぼえず身うち戰慄きて、毛髮倒にたちぬ。時に侍女玉簾をとりてたかく捲きけるゆゑ、ひそかに頭を擡げて簾中をのぞみ見るに、七寶九龍牀の上に、一箇の娘々坐し給ふ、頭には九龍飛鳳の髻を結び、身には金縷絳綃の衣を穿ち、藍田の玉帶長裙を曳き、白玉の圭璋彩袖を擎げ、

顏は蓮花のごとくにして、天然の眉目雲鬟を映かし、身は綾袖に裹て、自在の風標寺觀を壓す、貴に凡女とは見えざりければ、道の眞をきいたる神女とたのむるに乃ち是九天玄女なり。素好は只地上に拜伏し、頭を低れて、しゐ居たるに、娘々玉音をひらきてのたまはく、「圍天帝の本ことの命をかうぶり、爾を天上に召すこと別事にあらず。曩に五星ならびに數箇の宿星ども位を失ひし、惡心晴れず、道行完からざるが故に、天帝罪く彼等を罰して其の精を下界に下し、世に下界の凡身となし、日本國に生まれしめ給ふ。これ他の數星を降して雲州の刺史鹽谷判官高貞、天星由良と呼び做す的に生まれしめ、熒惑星を降して、泉州堺の賈人、天川屋義平が兒子由良といふ的に生まれしめ、塡星を降して、山州乙訓郡山崎の兇人、與市兵衞といふ的、又速野勘平が女房阿輕といふ的に生まれしむ。又太白星を降して、鹽谷の家士速野勘平といふ的に生まれしめ、羅睺星をもて山崎の地に在らしむ。又辰星を降して、鹽谷高貞が妻顏好、天星由良が妻阿石、桃井が家臣加古川本藏が妻戸無瀨、女兒小浪、天川屋義平が妻阿園等、五箇の人と生まれしむ。別に數箇の宿星を降して大星以下いくばくの義臣に生まれしめ、人間吉凶の應其の業に從ひて天上に告げしめ、姦臣惡者を誅戮せしめ、天に代りて道を行はしめ給ふ。然るに彼等今其の數已につきて、天上に歸すべき時いたれるによりて、天帝天書をくだして、彼等を天上にかへらしめ給ふ。此のあひだに兩童をつかはして爾を

此にむかへたり、彼の天書を儞に寫かしめんが爲なり、とく〳〵これをかくべし。」とのたまふ。兼好再拜して曰く、「小生が凡筆をもつていかでか能く天書を寫くべけんや、こはひとへに宥し給へ。」娘々のたまはく、「何ぞかならずしも謙退におよばんや。儞は原來廉潔にして、行ひきよく心濁らず、名利をもとめず、かつて皇天を感ぜしむるの德者なり。已に天書を寫くべき者儞に應ぜり、速かにかくべし。」とのたまひて、左右をかへりみ給へば、侍女等やがて筆硯を携へ出でて、兼好にあたふ。また屛風の背後より、兩箇の黃巾の神、大きなる靑石を擡き起げて出で來り、兼好がまへにすゑおく。兼好辭することあたはず、つひに筆をとりければ、娘々天書の文を告げ給ひ、かの石上に寫かしめ給ふ。さて兼好つゝしみてこれを寫き罷りければ、娘々大いに喜び給ひ、侍女をめし、「儞等且く彼に酒を酌ましむべし」とのたまひければ、一人の侍女玉杯に酒を釃ぎて兼好にあたふ。兼好うや〳〵しく玉杯を接へてこれを飲みけるに、香ひ馥郁として味ひ甘露の如し。又一人の侍女一盤の仙棗を捧げて兼好にすゝめ、酒已に數巡に及びしかば、娘々兼好にのたまはく、「天凡相へだたればひさしく儞をとゞめがたし、すみやかにかへるべし。」兼好かしこみて拜謝す。娘々又黃巾の神に對してのたまはく、「儞們は此の靑石の天書を下界になげくだすべし、かならず遲延する事なかれ。」と命じ給ひ、侍女等にたすけられて玉簾ふかく入り給ひけるが、忽然として、そのあとに五色の雲を生ず　兩箇の黃巾の神は命

にしたがひ、彼の青石をとりて雲中になげ入れけるに、忽ち霹靂のごとくなりひゞきて、その上、下界におちたり。兼好此のひゞきにおどろき、おぼえず眼をひらくと見れば、依然として草几に踞りて燈下にあり。是れ乃ち南柯の一夢なり。兼好あやしさ奇異のおもひをなし、且つ怪然として居たる所に、暫らく一陣の風起りて梢をふるひ草をうごかし、几の上を三たび廻りて、忽ちさしおきたる漢書五行志の一巻を、撥々々と吹き繙して風やすみぬ。兼好眼を定めてその書を見るに、風來りて開きたる張に、五星のことを記して数言の語あり。その語にいへらく、

凡五星盈縮失位、其精降于地爲人。歳星降爲貴臣、熒惑降爲童兒、歌謠嬉戲。塡星降爲老人婦女。太白降爲壯夫、處於林麓。辰星降爲婦人。吉凶之應、隨其衆告。

兼好これを讀み竟りて熟思へらく、此の語は即ちこれ、夢中に九天玄女の告げ給ひし所と、符節を合はせたるがごとし。熟想ふに史記の天官書にも、星墜ちて地にいたるときは則ち石なりとしるせり。原來星の石に變ずることは、天地自然の理なり。故に青石の天書をくだし給ひて、太上皇故主の代をむかへ、天に歸すべき時いたれるを示し給ふものなるべし。奇なるかな妙なるかな。這の五行志の語、那の天官書の讀、曾て虛誕妖妄のことにあらずとうなづきつゝ、感嘆稍やまざりけり。扨て次の

日にいたり、兼好街にいでゝあそびけるに、こゝかしこに人こぞりて、このごろ鹽冶の家士大星由良が徒、故君の讎敵高階師直をうちたり、その始末は如此々々這般々々とかたり、傳說沸々揚々地して、諸人彼等が忠義を賞讃しければ、兼好此の外議を聞き、嗚呼昨夜の夢果して正夢なり、大星が徒都て凡身にあらずと、ます〳〵奇異のおもひをなし、奸臣忠士のためにほろび、一旦雲ひらけて天日の面を見るに一般、泰平の時已に至れりとつぶやき、心中大いに歡喜して庵にかへりぬ。げに兼好がことばの如く、奸臣師直が一族ほろびてより、南朝北朝のあひだ自ら和し、遂に兩朝和睦をなし給ひければ、諸州の鬪戰忽ちをさまり、國土安穩、五穀豐登、路遺すを拾はず、戸夜閉ぢず、萬民枕を泰山の安きにおき、泰平無事を樂しみけるとなん。誠に是れ大星が大功なり。詩あり、證とす。

衆木常時相與同　蒼松貞操見二霜風一
一治一亂都天道　或死或生是地工
乍起二數雄一討二積惡一　能令三萬世鑑二純忠一
更爲二國土泰平日一　盡屬二陰陽造化功一

忠臣水滸傳後編卷之五　全

答恩忠瀾鏡妹十七　義東遂謀社稷臣　鏡他[illegible]踏後塵[illegible]
　　　　　　　　　　　　　　南　華　迴

水滸著書凌極力　力角邪惡能傾國　君看四十六忠臣　撃此要由十八娘
一聲大喝覺頑摩　喚著人々齣劇中　要之換去奸吐骨　早存警世人耳
　　　　　　　　　　　　　　一　佳　閣　齋　逸

山得忠臣千古傳　一篇演義受蠹生　曾知如思先生好　更見今吾説由事
也
警世老人忠臣水滸傳
　　　　　　　　　　　　　　東　亭　舊　賓

造物者有賓主中　唐賜高見著林間　遂題國典　[illegible]閣據曹吾
題宋見緝忠臣水滸傳
　　　　　　　　　　　　　　戀　山　外　史

櫻姫全傳曙草紙

序

嘗テ聞ク内典因果ノ二字ハ。包羅シテ一切衆生萬狀億態ヲ。不レ可カ勝テ指ス焉。姑ク徴スルニ諸ヲ男女之際ニ。夫唱ヘ婦隨フハ。琴瑟相和シ。終始恩愛ス。此レ是レ好因緣ナリ。福果必ス待ツ於後昆ニ矣。乃至夫負キ婦妬ムハ皆欲ヒ互ニ睚ンテ終始反目ス。此レ是レ孽因緣ナリ。禍果或ハ及フ於骨肉ニ矣。于ハ一念ノ所レ萌ス。爲リ福ト爲リ禍ト如シ影ノ隨フ形ニ。可ケン不ル慎ニ哉。如キ醒々子所ノ著ス櫻姫全傳ノ。寔ニ是レ現在ノ業鏡ニシテ照シ出ス多少可ク憫ム可キ悲ム之孽因緣ヲ。著夫ニ繫ル此ノ孽因緣ニ者。倘シ執リテ此ノ業鏡ヲ敬ニ省反照シ勉メテ修シ善根ヲ。斷シテ除カハ惡念ヲ。則チ忽チ出テ如許苦海ヲ而速ニ得ン一場ノ福地ヲ歟。此ノ編其レ可ケン苟且ニモ看過ス哉。醒々子索ム余ニ題ヲ。因テ錄シテ所ノ感スル而復ス之ニ。文化乙丑晩秋。半蓮道人書ス於卜方精舍ニ

櫻姫全傳曙草紙

例言

○此の書何人の作なる事を詳にせず、友人某田舍中にて、市に購ひ得たる所なり。皆一簡に書は
しあり、鉄書寫に作り三卷、兒女の耳目に觸れたる、美女櫻姫一期の事を記し、正史實錄は世な
の、野史稗說と雖も、いまだ穢せざる奇談なり。但衝突と雖も往々質を表す、因果應報、勸善懲惡の
理を示し、冥途はおのづと雖も、書典孤頑べてに限ある事を遂せず。よし言はゞもあれ、兒女勸懲
の一端ともなるべき奇聽なりければ、書肆の需めに應じ鏤梓して與ふ。
○原本の書きざま俗なと雖も、上代の言葉を以て記したれば頗る雅なり、されど其の儘に寫せば、俗
耳に遠き所あり、今更に平俗して言葉を用ゐ、且ひたすら兒女の聽きを喜ばしめんと欲して、形容
潤色に過ぎたる言葉を加へたれば、記事の脈を失ふのみか自然原本の文體を亂れず、内容、同
贅門、自笑、其磧等が、糟粕を嘗むるに似たり。殊更魯魚の誤り、錯字のたがひもあるされ
ば、讀者の訾議にあづからんことぞ多かるべき。
○繪を加ふるは兒女の目を慰め、且文の意を得易き趣を示さんとなり。されど時代の古き様を考へて

畫くべき事なれども、無下なる人は風俗に今古の差ひあるを辨へざれば、烏帽子著たる船人、袴著たる馬士などを畫かば却りて怪しみなん。依りて凡ての物目馴れたる樣に畫かしむ。故に畫中居室人品より衣服器物に至り、古なき物を多く畫く。時代と繪と大いに差へり。これ畫者の意にあらずと雖も、唯通俗を專らとし、止む事を得ざるの業なり。

○目馴れたる樣を畫くうちにも、梓覡は建保職人歌合の圖を摸し、常照坊の竹筬は、法然上人行狀繪卷物の圖を摸せるたぐひ間々ありて、古今混雜せり、繪難坊の訕りを若何せん。

○案ずるにといへるより下の文は予が考へなり、本文と雖も原本の大路を過るのみ、小徑の如きは總て予が補文なり。此の書を曙草紙と名づくるは、櫻姫の傳奇なれば、藏玉抄に、櫻の異名を曙草といふに思ひよせてしかはいふなりけり。

文化二年乙丑秋九月　　醒々齋主人識

引用書目

事林廣記
○大系圖
○義經記
○山州名跡志
○姓氏錄
○說文
○宇治拾遺
○三教指歸
○法然上人行狀繪詞
○二人比丘尼　石平道人著
○唐陳玄祐離魂記
○無門關

○丹波志
○異本源平盛衰記
○東鑑
○長門本平家物語
○徒然草
○玉造小町
○文德實錄
○九相詩
○有分帖　[illegible]淡名所記
○明月記
○正燈錄
○剪燈新話

○豔異編　○夏子益奇疾方
○萬病回春　○奈良晒
○南都名所記　○大和案内記
以上三十部

曙草紙總目錄

卷之一

一　彌陀二郎[illegible]得[illegible]佛像ヲ
二　鷲尾義治[illegible]謝ス玉琴ニ
三　野分方[illegible]玉琴ヲ

卷之二

四　[illegible]琴魂[illegible]蓮[illegible]始[illegible]
五　[illegible]遣シテ書ヲ公達[illegible]
六　野分ノ方[illegible]
七　清水ノ清玄[illegible]
八　退キ去テ清水ノ清玄落[illegible]

卷之三

九　[illegible]小蛇[illegible]

十　櫻姫慕ヒテ宗雄ヲ一タビ臥ス病ニ
十一　夜襲ヒテ第ヲ勝岡亡ボス義治ヲ
十二　蝦蟇丸ノ傳帶取ノ池ノ記

卷之四

十三　盲女小萩饑死ス雪中
十四　二人比丘尼發心ノ記
十五　櫻姫悲ミテ薄命ヲ二タビ臥ス病ニ
十六　櫻姫甦生ス清玄枉死ス

卷之五

十七　鷲尾ノ家士復ス故君ノ讎ヲ
十八　櫻姫魘ハレテ妖氣ニ三タビ臥ス病
十九　櫻姫離魂化シテ爲ル骸骨ト
二十　櫻塚楊貴妃櫻ノ來由

以上目錄終

櫻姫全傳曙草紙　巻之一

江戸　山東京傳補綴

第一　彌陀二郎綱得佛像

事林廣記に曰く、善に善報あり惡に惡報あり、善惡報いなきは時節いまだ到らざるなり。深く耕し淺く種ゑ、尚天災あり、己を利し人を損ず、豈果報なからんや。麻を種ゑて麻を得、豆を種ゑて豆を得る、天網恢々として疎にして漏らさず、善惡もし報いなくんば乾坤も必ず私ありといへり。此の語宜なる哉。昔より兒女の耳にふれたる淸水寺の淸玄、美女櫻姫を執愛し、死して怨魂姫を惱ましたる物語を考ふるに、因果覿面の理彰々として毫釐も違はず、惡報の速かに到れること聞くにすら戰慄として毛髪いよだつ一談なり。爰に人皇八十二代の帝後鳥羽院の御宇にあたりて、丹波の國桑田郡に鷲尾十郎左衛門平義治といへる人ありけり。志温和にして武備の業は更なり、文事の道にも暗からず、家士郎等數多召使ひ、山林田莊多く持ちて財寶山をなし家富み榮えければ、人皆桑田の長者とよびて

尊敬せずといふものなかりけり（丹後志）。抑も此の十郎左衛門義治は、人皇五十代桓武天皇十二代の後胤[illegible]三郎經春の嫡子なり（同上系）。父經春はさんぬる壽永年中、九郎判官義經公平家追討の[illegible]陸に落し給ひし時召しに應じて山路の案内を致し、これより[illegible]軍功を顯はし遂に[illegible]れ[illegible]、其の後義經公[illegible]に逢ひて[illegible]せられしかば、遂に奥州に下り[illegible]ふ其の猶ほ去らず、經春相隨ひて彼地に下りけるが、文治元年四月[illegible]川の陣にて[illegible]りし時經春も討死をとげたりける。然るに子息十郎左衛門義治此の事を聞きて深く歎き、丹後よりはるばる陸奥に下り、父の[illegible]を尋ねとひ[illegible]し葬送を營み、[illegible]の[illegible]にあまたの名僧を請じ讀經に供養し奉りて、その靈魂を祭りけるとぞ。これに依て[illegible]、十郎左衛門の家の郎等に[illegible]赤次郎といふ者あり。其の父は江州[illegible]の産にして、[illegible]貞次といひて、義治が父の代に仕へて忠臣無二の武士なりけるが、遂に一男子を儲けけり。其の児八月十五夜に生まれければ、[illegible]陰の精なるを以て赤次郎と名づけしとかや。この赤次郎成長に從ひて[illegible]にして力量人に勝れ、然見放逸にして更に憐みの思ひなく、常に山川に[illegible]して[illegible]を業とし、只我身の[illegible]のみければ、人皆異名をつけて悪次郎とぞ稱びける。父貞次これを患へて度々意見を加ふると雖も用ゐざれば、日[illegible]悲しみ夫婦[illegible]のみを[illegible]にやみてありしが、然るに[illegible]

しと聞き、貞次愁傷の餘り直に陸奥に下り、三郎討死の所に到りて遂に殉死をぞなしたりける。誠に是れたぐひ稀なる忠臣なり。之に依りて義治貞次が忠死を憐み其の子水次郎に高祿を與へ、眞野水次郎春次と名のらして召仕はれけるが、水次郎とかく殺生をのみ常の業とし、しかのみならず大酒を好み大力に誇り、動もすれば爭論を惹き出して人を打ち傷ふ類の惡業益つのりければ、之を惡む者多く義治に告げて罰し給へと勸むれども、義治彼が性質を見るに惡行をなすと雖も元來無欲にして名利を貪る心なければ、よく敎誨を加へなば後々は其の行ひも直るべしとて、心を長うし萬を忍びてぞ召使はれける。これ全く貞次が生前の忠義を思ひて其の子を憐むなるべし。扨ありけるに水次郎ある時丹後の國九世戸の文殊堂に參詣し、殺生禁斷の場に自ら網を下して魚をとりければ、浦人これを見つけて制しけるを憤り、悉く打倒し多く疵をおはせて立去りけり。浦人ども彼は丹波の國桑田の長者の郎等なりと聞き、おひ〳〵鷲尾の館に來りて水次郎が狼藉の仔細を訴へけるにぞ、義治これを聞き一つには朝廷の聞えを憚り、二つには依怙の沙汰に及ばん事をいとひて、詮方なく水次郎が家財を沒收し國の境を追ひ拂はれたり。かくて水次郎俄に浪々の身となり、杖を失ひたる瞽者蝦にはなれたる水母の思ひして、賴む木陰さへ雨もり身をかくすべき所もなければ、山城の國淀のほとり一口といふ所に膝を容るゝ許りの小家を造りて住み、異名を實名とし自ら惡次郎と名のり、生業もなければ日頃好

のる漁(すなどり)を業(わざ)としいと貧しく暮しけるが、ある時頭陀の沙門ありて、たび／＼此の村に來り黑谷流の專修念佛を唱へ、人の門々に佇みて斗の裏(うち)をこふ。次郎思へらく、かの僧來れば必ず漁獵なく網の槌(つち)魚を見ず、大いに生業(なりはひ)の妨げとなれり、もし又來らば打擲して、再び來らざる樣行はしめむと思ひ居たるに、つゞける日かの僧又來りて門に立ちければ、やがて捕へて錫杖と鉦(かね)を奪ひとり、爐火(いろり)の裏に鐵著(かなばし)をさし入れて火となし、額に印して放ち歸しけるに、かの僧痛む樣も見えず、怒れる色もなくて其處を去りて出で去りければ、次郎大いに怪しみ跡を慕ひ行きしに、其の行方を窺はんとするに、不思議やその僧淀川の水上を歩み、陸を行くが如く西に向ひて去りぬ。次郎いよ／＼怪しみ僧の跡を追ひ、西山粟生野の光明寺といふ寺に入りて忽ち見えずなりぬ。次郎其の邊の人に尋ねし、黑衣の頭陀の僧此の寺中に來りやと尋ねるに、その人答へて、當寺に頭陀の僧なし、但し本尊は釋迦佛時々頭陀の姿に現じ給ひて結縁(ちえん)し給ふ由傳へ侍れども、目のあたり見たる者なし」と語る。次郎いよ／＼怪しみ、本堂に參りて本尊を拜するに、額に火印の痕ありて頻りに血を流し給ふ（此れより已來此の佛像を顏燒の阿彌陀と稱せり）。次郎是に於て、且つは尊像を見て佛法の不可思議なる事を會得し、深く懺悔の心を生じて、これまでの業を改めんと自ら心に誓ひ、感涙を流しつゝ家に歸りけるが、かの時奪ひ取りたる錫杖と鉦は今に傳はり、其の裏を見るに常照といふ二字を鏤(ちりば)めつけたり。正に是(こ)れ佛の光明十方世界を常に照らし給ふといふ事を示し給ふならん、と。

益奇異の思ひしてけり。扨其の夜の夢に容貌端麗の僧來りて告げて曰く「汝機已に熟す感應あり、今宵綱を携へて淀の神の木に到るべし、必ず有緣の知識に遇ふべし」と告げ給ふと見て忽ち醒めぬ。次郎歡喜の思ひをなし小船に篙して彼處に到りけるに、此の時已に三更の比なり。四方暗々たる水面に赫奕たる光明遊りて恰も日の出づるが如くなれば、感悦限りなく其の光の裏に綱をさと投げ下しけるに、紫摩黃金と覺しき彌陀の尊像綱に懸りて上り給へり。次郎これを捧げ奉りて家に歸り、香花を供じ念佛を唱へ、これより菩提心頻りに、歡欣の思ひ決定し、遂に殺生の作業を止めて唯頭を剃らざる出家の如く行ひければ、時の人これより惡次郎といはず改めて彌陀次郎と呼びにけり。かくて次郎發願すらく一つには亡君亡父追福の爲、二つには諸人結緣の爲、三つにはおのれ罪障消滅の爲諸國を巡り、諸人を勸化して一座の佛堂を造營し、かの靈佛を安置し奉るべしと頻りに思ひたち、一つの笈を造り尊像を入れ奉りてこれを負ひ、かの錫杖と鉦は佛の賜物なればこれを携へ、まづ山陰山陽の國々を巡らんと志して出で去きぬ。此の時はこれ建久元年の冬の半ばにぞありける。誠にこれ逆即是順の理にたがはず、惡に強き者は又善にも強しといへる常言も、此の彌陀次郎がたぐひなりかし。

已上山州名跡志に所記と大同小異あり。

第一　鷲尾義治惑ひ溺る　[illegible]

爰に文麗宅下部左衛門が妻を野分といひ、今年二十歳になれるが、[illegible]に絶世の美人にて、[illegible]頭の雛も花よりも猶艶しく、昔の照月の姿、あたかも輝く計りなるが、[illegible]明智惟人に[illegible]、女の嗜むべき諸道に通じ、武士の家に育ちながら、[illegible]事なりとて、歌學は[illegible]の道の奥を極め、[illegible]業を[illegible]、手蹟も[illegible]優れる手蹟あり。此の婦人の出生を尋ぬるに、[illegible]中納言[illegible]中八[illegible]に[illegible]捨てし時、賤の女に[illegible]其の女の[illegible]に[illegible]女子なり。[illegible]の頃までは[illegible]家の貧しき[illegible]に育てられ[illegible]、鷲尾三郎[illegible]此の女子を見て貴族の[illegible]といへ[illegible]なる[illegible]、成人の[illegible]ば腹こそ代りて卑しけれ、正に是れ名に負ふ[illegible]の[illegible]なれば、姿の美しきも理なり。日頃夫婦仲睦まじく、比翼連理の語らひ、偕老同穴の契り浅からず、[illegible]共に[illegible]といふ事なし。然りと雖も[illegible]の定まりにやありけん、未だ世嗣を儲けず、これのみ愁への一つなれば[illegible]に[illegible]に験なし。義治これ[illegible]はかなく打過ぎけるが、かく

ては何れの時か一子を儲くべき、後なきは不孝の第一とす。此の上は妾を召仕ふに如かじとて、頃日京都より一人の美女をよび下して腹心の家子篠村八郎といふ者に預け、彼が家の奥に新室を造り、召使僅かに副へ、物毎輕くして措置おきぬ。されど義治遠慮深き氣質なれば野分の方の思はくを憚り、當分此の事沙汰すべからずとて八郎が口を止め深く隱しければ、家子郎等なども更にこれを知らざりけり。抑此の女は廣き都の中にも並びなき白拍子にて、姿といひ術といひ、かの祇王、祇女、佛などにもをさ〳〵劣らざれば名を祇福といふ。もし太政入道在世の時なりせば、さぞな寵に預らんなどいひて、六波羅樣を好む若人等多く戀ひ慕ひけるが、此の度義治に贖はれて當國に下りつるなり。年は十六歳になりぬ。歌舞吹彈の術をよくせる中にも分きて琴の妙手にて、鳥舞魚躍の術あり、かの俊蔭が女にも多く讓らぬほどとて、祇福といふ名を更めて玉琴とよばはせけり。義治初めの程は唯世嗣を儲けん爲ばかりにて、聊かも色を貪る心はなかりけるが、次第に馴れ親しむに從ひ、都にて數多の人に馴れ世情に通じ風流に長じたる玉琴が趣多き志に惑ひ、愛慕の情日々に深くなり、ひたすら妾宅にのみ通ひて、日夜の酒宴絲竹の調べに秋の夜も短しと月に託ち、春の日も暮れなん事を惜しみけるが遂に玉琴身重くなり、義治喜びに堪へずと雖も未だ披露せず、唯折を窺ひてぞゐたりぬ。かくありければ野分の方の寢殿は自らうら寂しく、余の岩橋中絶えて、夜の契りも遠ざかり、いなの笹原そ

ふただに音信なければ翠帳は空しく垂れ、紅閨は徒らに閉ぢて枕の塵を拂ふべき心だになく、平日秋の思ひして徒然をうちわぶるのみなり、下々の口さがなきは昔も今も變る事なく、或時侍女共こそりて野分の方に申しけるは、「君は未だ知召さずや、相公には先つ頃都より玉琴とやらいふ一人の女を召し下し給ひて、後村八郎が家に忍ばせおき給ひ、日夜彼所に往して酒宴絲竹に興を催し給ひ、下館に籠りおき給ひ、兵書を講じさせて聞き給ふなど仰せあるは皆空言にて、下館を忍び出でさせ給ひては彼所に通ひ給ふとなり、さ御寵愛の餘り御胤を宿し、はや餘程月も重なりぬと承りぬ、もし御男子など御誕生あらば、かの女必ず寵に誇り權を奪ひ、人もなげに振舞ひ、君の御身は夕日の傾くごとくなり、あるに效なき御身となり給はんこと、かく成行て末を御思ひまゐらする我々なれば、これを聞くより日夜に胸の炎の消ゆる隙なく、唯目前にして黙しすぐさば堪へやらず、そは忍びも仕らめ、相公益彼に溺れ給はば、且は御家の爲あしかりなん、よき折を見給ひて御意見あらせ給へ」など代る代る申しける、野分の方これを聞きて色を正し、「我がもとに仕ふる者とも覺えず、汝等は志の御みつる者共なるが、玉琴とやらんが事は我とても知ると雖も、露ばかりも相公を恨みまつるべき謂れなし、我年久しくつれ添ひ參らすと雖も、果報つたなくて今に一子を儲けざれば、兼て妾を召仕ひ給はん事を勸め申しし、世嗣をあらせまほしく思ひゐたる折なれば、よろこびてなら

や、民百姓すら妾を召仕ふはあるならひなり、まして相公は當國の長者と敬はれ給ふ御身なれは、寵愛の女數多ありとも何の憚り給ふ事あるべきや。畢竟遠慮深き御氣質なれば、我が思はんずる所を憚り給ふと覺ゆ。かの女もし世嗣を産まば一家中の悦び此の上やある、腹は素より借り物なれば、其の子は則ち我が實子も同然なり、いかでか隔つる心あらん、我は唯安産をのみ祈るなり。又深く溺れ給はゞ家の爲惡しからん等は、汝等が口よりいふべき事にあらず、恩顧の老臣數多あれば假令相公に誤りありとも、爭でか汝等が言葉を待たんや。汝等が申す所は我を思ふに似て却りて邪道に誘ふなり。かかる淺ましき心をもちて我に仕へんと思ふべからず、かかる事もしかの女に洩れ聞えて、我が心に嫉妬あるやなど思はれんは、いとはづかしき事ならずや。此の後かの女の噂する者あらば速かに罪をたゞさんずるぞ、かへすがへすも愚かなる者どもかな」と呟きて奥の殿に入りければ、侍女どもは恥ぢ入りて面を紅にしつ、「上々の思召す所は又格別なり、よしなき事申し上げて御不興になりぬ、まことに君は賢女にておはす」と大いに感じておのが房々に退き、此の後此の事に於て一言を申す者なく、唯其の賢なる志をのみ密かに語りあひて感歎しけり。扨其の頃木曾の殘黨平家の餘類、深山幽谷にかくれ住みて、民の煩ひ多かりけるが、其のたぐひにや、當國にも幼女を奪ひ、顔好きは人の妻をさへ盗み取りて遠國に遣はし、妾婢或は遊女に賣る賊あり。百姓等これが爲に苦しみければ、義治安からず

思ひ、捕手の武士に命じて捕へしめたるに、やがて四人の首を斬つて来りぬ。[illegible]
が聞責、穆首なせしに坐を閉ぢたる賊共なり。其の身内を改め見るに、各首中にふかき[illegible]
になるを持ておく、まくノ見れば當の驗案とは覺しく、ここに[illegible]
ずるに其の故をいはず、殿等を下して拷搾するに苦痛に堪へずや、平首に打ち[illegible]、其の五人の田中云
「これは世間に存ずる尾張驗案と申す者にて、渡名の[illegible]と申すもの、
前の裏に寄するのみ、他國には絶えて之を知らず候、我が輩の仲間数多あれど、各國に隠れ住み、
に相集けて人を害するに悉く面を見知らず候、此の驗案を[illegible]
隠語に驗案組と申し侍り」と云へば、其の頭の者ども目を見合はして[illegible]
と云ひければ、この賊首に運ばしめて、此の四人の賊の[illegible]
みならず、名を驗案といひ、刀を持ちて武藝に通じ、[illegible]
やうやく身をも隠せ集ひ刀を抜きて働きを無き故に、やう〳〵と捉はれぬ。[illegible]
誰しも人長く[illegible]けるを、[illegible]太郎兼綱征伐し其の軍功により、右衛門尉に任ず。[illegible]
十郎左衛門兼治の曾祖父なり、かの驗案は其の[illegible]
史の頭なれど、常に兼治を[illegible]

けるが、天命盡きて捕はれたり。蝦蟇丸獄舎にありて思ひけるは、我病によりて身體自由ならず、かくや〳〵と自ら仇の家に捉はれたる口惜しさよ、誠に運の劣き故なるべし。然しいかにもして此の度の一命を遁れ、他日仇を報いんと樣々思量しけるが、日數經て漸々力盡きたるを覺えければ、今心中に喜び折を覗ひ居たるに、或夜風雨激しく守の者も怠りて近寄らざるを幸ひ、二人の賊を盡くしめ殺し、獄舎を破りて逃げ失せたり。翌朝これを知りて大いに驚き、四方に追人を走らせけれども遂に行方知れずなりぬ。よりてせん術なく、二人の賊をいけるが如く罪に行ひて衆に示しけり。これより國中賊の患へを忘れて百姓等喜びあへり。かくて此の年も暮れ建久二年の春の半ばになりぬ。野分の方つれ〴〵を慰むる箱庭を造りおかれきしが、常見る前栽もいとしほ趣あれば、一日折戸近く出で詠めゐたるに、松の梢に鵙來りて何やらん地上に落したるを見れば、蛙やうの蟲なり。鵙の草莖にやと香箸をとりて庭に降りたち、かの物を挾みてよく見れば、長き尾ある蝦蟇にて尋常の物にあらず。野分の方思ふは、去年蝦蟇使といふ盜人が捉へられたるが、常々懷中に尾のある蝦蟇を持ちしと侍女等が伽ばなしにしつるを聞きぬ、これは必ず其の物ならん、後園に埋みたるよし聞きしが、此の頃の庭造りに、かしこの土を掘り返し、此の物のあらはれたるを、鳥のとり來るに疑ひなし、はからず此の物我が手に入りしは密計をおこなふべき時の至れるなりと、心にうなづきけるが、折しも傍に

人なきを幸ひ、急がはしく香箱の中に入れて深く隠しおきぬ。野分(のわき)の方の胸中いかなる謀(はかりごと)あるか、下回(つぎのくだり)を讀み得て知るべし。

第三　野分の方破斬害に下手

叢治の家来の中に兵藤太といふ者あり、生得身義を知らぬ貪慾深く、財寶を見ては眼の色を變へ卑しく、一度も失ふ事なくして賞の為には悔みざる程の性質の者なりしが、野分の方兼て心中に巧みあることなれば、彼が性質をよく知りたればにや、然るに此の頃貢物朝廷に貢(みつ)ぎ奉る為、宗家に上りて留守なるを幸ひ、野分の方が兵藤太を呼び深く身を寄せ招き、耳を欹て、此の方は汝を見込みて密かに申しつくる事あるが、何にこれ迄は打明けず人に洩らすまじや。しかましたる上は、當座の褒美(はうび)として金子一百兩を與へ、首尾全く殿(との)の前をとりなして後日立身させん。事極密(こくみつ)の大事なれば、汝が誓言を聞かざれば語り難しといふ。兵藤太一百兩の賞金に目がくれ心中に喜び、膝すゝみて野の方に寄りたるが、手を取りて來る一言には、密事と言ふは如何事存ぜねども、身不肖の拙者に大事を打明け給ふ上は、身に代へても未來の中にも、拙者あくの裏に入りし、如何やうの苦痛をうくる事なりとも、必ず他へ洩らし候はじ、心安く御物語り下さ

かし、素より他に洩らすなど申す事は假令死すとも候まじ、武士の金打これ見給へ」とて、笄をとりて丁々と打ち合はしければ、野分の方喜び「其の一言を聞く上は疑ふべきにあらず、委しく語り聞かすべし。」とて膝をすり寄せ「汝かの玉琴が事を知りつらん、我彼を奪ひ取りてすべき樣あり、汝あすの夜篠村八郎が屋敷にしのび入り、しかじか謀らひて彼を盜み來るべし、我は此の座敷にありて相待つべし。」とこまやかに命じければ、兵藤太始めて野分の方の本心を聞きうち驚くと雖も、前後を顧みざる者なれば速かにうけがひ「そはいとも易き事にて候、必ずしすまし候べし、御氣づかひあるべからず。」と事もなげにうけがひければ、野分の方懷中より香箱を取り出し、かの螺盞を取りて兵藤太に渡して曰く「此の物は、去年婦女を奪ふ盜人等が證の爲とて持ちし物なるが、圖らず我が手に入りしは天の與へなり、汝かの女を奪ひたらば、その後に此の物を落し置きてたち去るべし、これかの盜人等が種類の仕業と思はせ、後の疑ひをうけまじき謀なり、總て此の事は汝一人にて行ふべし、必ずしも別に人を加ふべからず。篠村八郎は老人と雖も勇氣逞しきものなり、倅次郎公光も幼年なれども、武藝に達せりと聞く、輕く見て事をあやまつべからず、よくよく心を用ゐるべし。」と示しければ、兵藤太、「一々承り候。」と答へて、庭傳ひに出で去りければ、野分の方は寢殿に歸りて、唯あすの夜を待ちわびけり。かくてあすの夜になりけるが、春の時にも似ず、折しも雨猛く注ぎ風騷がしく吹きて常な

あまたに様なれば、主人嫌しようぞと説び、宮の下に龍臥雨中を書て面を隠し、大日孟子を代へ面を包さこ前村の長者にゐの舟中の門を視るに、試しに踊しと忍び入るべき便りなければ、裏門の傍なる大樹の下に身を隠し、暫し様子を窺ひける時しも、一人の老者一声の鐘をならし、屋前に出でたる一隊騒ぎとする、それより、主人の十方も通へ、門番の下部、かねて待ちゐる門を開きて酒を携へてと呼ぶ言ひ出に、暫く様子うかゞひ行き過ぎぬ。御膳高く呼ぶを聞きつけてされば、四番の長さ、一番籠たる面倒なれど、ふじうにしへんとして出ればたつ、門の鍵あけて出て、あたりへと呼ぶはの、帰らぬは、兵藤は物陰よりこれを見て、其の後へ廻りて門内に走り入る、門を閉ぢて鍵をかけ、暫くありて、番所門をとざしけり、兵藤は庭の植込に潜みゐてよつ道の便りを見おきて椽下を窺ふに、向ひの座敷に燈の影うつりて人声の響あり。彼処を主なる居間なるべしと心にうなづき、前身を隠して潜みよるをそ侍おぼたる、奥の座の間をなかば、近よりて、主人の其声はつまびらかなれども、身分ましと探り見しつゝ次の座敷に近づきて窺ふに、家門蒸籠せしと覚ぼき一双屏風の前へなれば、それより襖の下に至り、其戸引きあけてうち覗くに燭臺隈部とも宮に置き、燈かゝげたる下間なるなり、屏風の内よりし覗き見れば、一人の女房の髪に鏡た居たり。少し面を見知らずと雖も、かかる夫人の一人と此處にあるべき謂れなければ、まかふ

べうもあらずと、餓ゑたる鷹の雀を見つけたる心地して、夜著の上よりかい摑み、手早く口に手巾をはませて聲立てさせず、鐵櫃の裏におし入れてしかと脊負ひ、走り出でんとせしが大事を忘れたりと心づき、懷中よりかの蝦蟇をとり出して捨ておき、奥庭の方へ行かんと、隔てに植ゑこみたる竹藪の裏に潜り入りけるが、宿の鳥おどろきて鳴き騷ぐに肝をひやし道を換へて行くに、侍女どもにやあらん寢びれたる聲して、「庭のかたに人の足音すなり、人々目を醒し候へ。」と叫ぶ聲に胸とゞろきぬ。これ日頃の大膽も、事を遂げんと思ふより心臆しつるにやあらん。暗さは暗し唯夢路を辿る思ひして、辛うじて前に見おきたる逃げ道にいたり、樹木を傳ひて築地の上にのぼり、鐵櫃をくり下して己も飛び下り、吻と溜息つく、間もなく、空を走りて逃げ去りけり。扨野分の方は此の夜侍女どもに酒を與へて醉はしめ、常よりも早く暇とらせて休ましめ、己も寢間に入り臥したる體にもてなしけるが、程なく八ツの時計響けば、はや相圖の時刻到れりと、てづから手燭を取り寢所をぬけ出でて、幾間を隔てたる奥深き座敷に至り、燈火をうつし蔀なかば上げて待つに、稍ありて兵藤太鐵櫃を負ひ、汗もしとゞに息もつきあへず庭傳ひに來り、相圖の咳をたてておとなひければ、野分の方も金の鈴をふり鳴らして相圖を合はす。兵藤太座敷にのぼり、「首尾よく仕おほせ候。」と申して櫃をおろしければ、野分の方喜び、「汝よくでかしぬ、疾くこれへ引出せ。」といふにぞ、兵藤太櫃を開きて玉琴をひき出し、口

こはましたる物をとりてつま放しければ、玉琴は絶え入りて人心地もなかりけるが、暫しありて目を開き夢に夢見る心地して前後を顧みるに、何れの所なるを知らず、金屏の綺障子を欄干に燭を照る中には輝き、帷幕の中には飾りたる裏に、容顔美麗なる上臈の様すを惑ふる、見れば、またも神曲を奏でむ音て熱く立つ許りなる紅の表衣し、袿衣の袖は目もあやに、定かならねど豫州の茵のあやしくにそれとひてきやのきぬ、投野分の方は暫し言葉もなく只茫目に見やりたるが、稍ありて目くばせ、いまに不思とやらん、未だ對面をせざれば見知るまじ、野分といふは妾なりことといふに、玉琴顔を振上げ此の人は村雨なるかと、始めて知りぬ、野分の方玉琴が顔はへるを見て、「それほどまでに思ひつめたるか、少しも氣づかふ事にあらず、心おかず近うよりね」といひとやはらかなる言葉に、はや不審はれず、打ちしめり口の裏にいらへ、誰ぬかねてありけるが、兵藤太うしろより指を貫き背中を突き、「早く／＼寄りね」といふも、齒噛しければとかく後への退りぬ、野分の方氣を焦ち、簾の内よりすゝみ出で給ひ、べて、玉琴が手を捉へ膝の下へ引き寄せて、顔をつく／＼とうちまもりつゝ、一段を顧しきことをいはれしに、聞きしに増る顔ばせなり、そちは諸の遊藝に長じ、わきて琴に妙なる由既かに聞きぬ、今宵沿しもせたるも實は一曲を望まん爲なり、何にまれ一手調べて聞かせてんや、いざ／＼とて琴を前にすゑつけて望みければ、玉琴は水責め火責めにあふよりも齒苦しく嘆きとゝみくて折るるに、いかでか琴を調

ぶべき、さりとてこれを否まば、いかなる憂き目にあはんも計られず、畢竟嫉妬ゆゑに我を捕へて辛き目見せ給ふと思へば、何事も彼方の心に背かず憐みをうけて、此の場を遁るゝにしかじと心をさだめ、涙を落しつゝ云ひけるは、「拙き爪音を聞かせ参らせんはいと恥かしけれど、仰せ重ければ否み侍らんもおそれあり、手業の幼きは許させ給へかし。」と云ひながら、琴を引き寄せてかきならし、唐の代の名妓翠翹が作りたる妾薄命といふ曲を、日本詞に和げていとも哀れに唱ふ。手先もふるへ聲も泣き聲なれど、流石妙手の調べなれば、かへりて常よりもまさり、其の聲凄風楚雨の如く聞くに哀れを催すと雖も、野分の方はなほ嫉みの心いやましぬ。扠彈じ終りてければ、野分の方いへらく「誠に奇妙の上手なり、姿といひわざといひ、また類あるべからず、相公の深く愛でさせ給ふも宜ぞかし。妾相公と年久しくそひ参らせて鸞鳳の鏡に影を並べ、鴛鴦の衾に枕をよせて睦び深かりけるが、汝を召し下し給ひしより俄に荒められて、此の頃は絶えて對面だにし給はず、皆是れ汝が所爲ならずや。汝閨中のさゞめ言にも、さぞな妾を惡しくいひなし、笑ひ草にしつらんな、彼といひ是といひ、ねたし憎しと思ふ心には宇治の川浪たたぬ間もなく、貴船の釘も我が胸に打つ思ひして、胸にたく火の顔に出で、引提の水も幾度か玉散る許り涌き返るを、人に知らせまじと堪へ忍びて、これまで包み隠せし心の苦しさ、如何ばかりと思ふぞや。此の恨みをはらさんには、汝が胸を裂き肝を喰らふともあきた

らむ、あた惜や寝たるや。」とて閉ぢたて眼をへつのわけ、いきまき高く罵りて、ほだされたる者を上ら
面色、恐ろしなども愚かなり。主學は肝魂も身にそはず、只打慄ひつゝ、よびける聲さへ出でず
なに、言はかりも我が思ひかけざる事共なり。いかで君の御上を悪し様にとりなし候べき、これ全く
妬む人の讒言や聞えつらんことゝいひけるほどに、いとゞく、彼はもと自ら手にかけて殺したる人を
どはし顔りをいひたれば、其の舌の剣にて我を害せんと謀りしに疑ひなし、柄をもつかんで
為し給ひつる、報いの程思ひ知らせたまふぞ」とて猿の黒髪をかい摑み引倒して、額さきを疊にすり
つけすりつけしつれば、額の皮破れて血を流しぬ。猿兵衛大に向ひ「此奴原の後ろにして、恐れ申す
けしあまりでにつき臥しければ、兵藤もやがて来なる刀を抜いて斬りかけたり。主學はもろ手合
はし、色き側の下を潜りて遁れんとするを、兵藤太聲掛かへて引き戻し、主學は取倒し、い
かでか遁るゝ道あらん、我が君の恨みの程思ひ知れ。」と刀を目先にさしつけて迫ひ廻れば、主學は身
を縮め、現在妾が胎内には、相公の御胤を宿し早八月に満ちぬれば、産まれなば男なるべく、ま
が命はをしからねど、腹の御子を暗きより暗き道に迷はせ申し、後の河原とやらんにて苦患をうけさ
せ申さん事の、痛はしさよ。いかなる宿世の悪縁にて、妾が腹には宿り来させ給ひしぞ、とくに[illegible]た
てて涙を瀧の如く流し、せめて産み落し申すまで一命を助けてたべ、無悲を精そ、ひたすらうしと云ひ

つゝ追ひまはされ、身を遁れんとひらめく度々、衣にとめたる蘭麝の香をおそひて、恰も嬋娟たる芙蓉花の風にもまるゝに似たりけり　かくて情なくも肩先より斬りこめば、呀と一聲叫びてうつぶしに倒れ、暫し絶え入りけるが、頭を上げ、「あな苦しや堪へ難や。此の節に慈悲ある人の坐すならば妾が命を救ひてたべ」と聲高く呼ばはれど、草木も眠る丑三つの頃といひ、幾間を隔てし深殿なれば誰と答ふる者もなく、折しも強き夜嵐の庭木をならすのみなりけり。無慙や玉琴は手を負ひて、總身は朱に染りながら逃ひまはり、一度は野分の方に向ひ、一度は兵藤太に向ひ、掌を合はして「暫しの命をつなぎ給はれ」と願へど、野分の方は答へもせず、只うち笑ひて快げに見やりけるが、「今暫く苦痛をさせよ」と目を以て知らするにぞ、兵藤太その意を悟り、玉琴が襟首つかみて、刀をとり直して胸の上にひや／＼とおしあてれば、玉琴は苦しき息をつき、「さてはいかにいふとも殺し給ふか、殺さば疾く疾く殺せかし、物の報いはある物かなき物か、生き替り死に替り六道四生に怨をなし、思ひしらさでおくべきか」と、聲もたゆげに喚きければ、野分の方は「あな喧し、もはや殺せ」と命ずるにぞ、兵藤太再び刀をとり直して、玉琴が吭にぐさと突きとほしければ、血潮さと迸り手足を踠き身をかむ斷末魔の苦しみ、目もあてられぬ有様なりし。時に怪しや、今まで仄暗かりし燈火にはかにあかくなり、玉琴がたけなる黒髪さら／＼となりて、逆さまに上ると見えしが忽ち蛇と化し、野分の方に向ひ鎌

首をうなだれて泣きけり。賢き野分の方も、これを見し身内ぞつと冷え徹り、暫し夢の心地し給ひしが、漸にして心つき眼を開けば、黒髪も衣裳も元の如し。これ兵藤太に伴ひ見えつれけり、嗚呼哀しいかな、嗚呼痛ましいかな、玉琴は十七歳を一期として、黄泉の塵となり果てぬ。賢野分の方にありては、姫少女の事後日の障碍しかるべし、屍を土中に埋みなどせば、爲にわろかるべき事もあらんなれば、只江山に捨て行き赤裸となし面の皮をむきて谷川深き淵に沈めにかけよ、衣裳には目印あり、国境には血つきたり、吉彼所にて焼きたまふべし。事を委くなしをはらば、再び来りて告げよ、我なほ安心すべきぞ、夜のあけぬ間にとく／＼せよ、兼ねて約したる賞はそこにあるぞ」と一袋の金を出して見せければ、貪慾深き兵藤太すゞろに喜び、手ばやく死骸を袋に押し入れて背負ひ、裏門より出でて江山へと急ぎ行きぬ。野分の方は縁先にたちて後見送り、胸やすんじ心にうなづきけるが、此の歌思ひ出なみ居ける傍より千年山の月嶺の上にさしのぼりて、影かすかなるを眺め「あな無慙なる景色かな」、亀の井にもともゆる木と詠みしも宜なり」と獨りごちて、心おもひきたる様にて奥の人にもあらず、まことそれを不敵の女子なりけり。かくて兵藤太は月の光に乘じ、空を走る如く月を江山に至りて、玉琴が屍を出して衣服をはぎ、面の皮をむき、重しの石を結びつけて谷川に沈め、衣服も帷も捨てて、跡をなくなしをはり、直に又馳せ歸りて、奥の座敷に至れば、野分の方は元の如く待ちゐたり。兵藤太の顏を

下け、「仰せつけられ候とほり、一々念入れて討らひ候。」と申す。野分の方喜び、「早かりしぞ、いで約せし通り當座の賞金をとらすべし。」とて錦の袋に入れたる一百兩の金子を與へければ、兵藤太おし戴き、「僅かの功を以て莫大の恩賞を賜はる事、有難く辱きまでに覺え侍り。」とて、滿面に笑みを含みつゝ懐に收めければ、野分の方重ねて曰く、「汝が大丈夫の魂を見拔きたればこそ、かかる大事は申しつけたり、もはや夜明に間もあらじ、疾く／＼歸りて休息せよ。」とて暇をとらしければ兵藤太は恭しく禮をなし、いざり出でて縁をくだらんとしたる所に、思ひかけざる背後より野分の方長刀をおつとりのべ、兵藤太が右の脇の下を強かにかけたれば、呀と一聲叫びながらうつぶしに伏すを、すかさず薙刀をくき短かに取りなほし、跳び蒐りてはたと斬れば、首は前にぞ落ちたりける。野分の方まくり手に鮮血したゝる首を提げ、薙刀小脇にかいはさみて庭におりたち、飛石を傳ひて寢殿に近づき、「やよ／＼盜人入りたるぞ、侍宿の者ども疾くきたれ。」と、聲高やかによばはりければ、いぎたなき侍女どもも追々に目を醒し、大いに騷動して、てんでに手燭を照らし馳せ集まりければ、野分の方、「いたくな騷ぎそ、盜人は我討ちとりつ、燈火これへ。」といふに侍女等手燭をさし出せば、野分の方斬り首を照らし見て、いと驚きたる體をなし、「我は他より忍び入りたる賊なりと思ひしに、これはこれ兵藤太にはあらずや、我が僻目か汝等よく見よ。」といふに、侍女等恐々さし覗き見て、「い

かにも兵藤太に踏まれ候。」と申す。此の時侍の武士等、是非なく此の時に至らば、野分の方は仰せ
る樣をなし、一家の内にてかゝる人とは思はざりき、此の若君家の寶を盗み出し、不思議の事を見るものかなに
何故に盗みをするや、我に嚴しく追はれて奥座敷に逃げ入りけるを、是迄にて捕へたりと、
に付きて軀を改め見よ。」と命じければ、侍の武士等立寄りて、兵藤太が懐中の金を見つけ出
し、借りて來りて見れば、野分の方これを見て、「これは我が丁寧の品なり。」と言ひければ、近頃は別れて
人柄、「日頃の御心よりは如何に實なる事なるや、と存じたるに、思ふ人の如くなる盗をなし、不忠不義の者なり」と
と罵り、「我に過をなして衣服を着かへて、暫しここに忍び入りしも、樣子を見るに兵藤太が惡心
より來て、皆々評議して云ひけるは、「君には奥で此の物をまたすぐに心付けるも、
疑ひあらんとは思ひこのみ、詮議にたよりよき御沙汰にて、其の夜の科を着て殺されたり。
婦人なり、女中のまたとなきと申すべき」と感じて、其の惡意を知る者は一人もあらざりけり。思ふに、
漢の呂后が猜嫉たる人を害したるにも、遙かに勝れる毒害なり。かれ婦人に似ず内外に宥めて、人
はこれを知らずに過ぎ、濃々たる毒手を喰くべからず、未だ判らず、遂に天罰を蒙り、身の禍に歸して
死し果んぬ。誠に見る婦人たる者の慎むべきは、嫉妬の心なり。豈恐れざらんや、慎まざらんや。

櫻姫全傳曙草紙卷之一　終

櫻姫全傳曙草紙　巻之二

第四　玉琴ノ魂魄還ツテ著ク胎子ニ

扨もかの彌陀二郎は、佛堂建立の爲笈を負ひ錫杖をつき、回國修行者に打扮ちて山陰山陽の國々をめぐり、旅中に於て年を重ね、已に建久二年の春の半ばにいたり、歸路に臨みて丹後の國につきぬ。これより古郷丹波に近けれども、罪せられて國を追はれたる身なれば、足を入れん事憚りあり、されど今は心を改めて先非を悔い、後々は一功をたてて舊惡を償ひ、露ばかりも洪恩を報ぜんものと思ふ心あれば、いとゞ故郷懐かしく、せめて土を踏まんも心やりなり、且は主君の安否もよそながらとひたく思ひ、人目を憚り笠深々と被き、大江山を越えて穴穂の觀音堂に通夜し、翌日未明にたちて谷川の流れに臨み、暫し休らひける折しも、小笹の繁りたる裏に、赤子の泣く聲頻りに聞ゆ。二郎訝り立寄りて見てければ、一隻の犬赤子の襟首を啣へて、ほと／＼喰ひ殺さんず勢ひなり。不便の事に思ひ急がはしく錫杖をとりて犬を追ひやり、赤子をとりあげて見るに玉の様なる男子なり。未だ臍衣も離れず、總身血に染まりて生まれたる儘と見ゆ。襟首に犬の齒形つきて命を保つべうも覺えね共、眥は

高く泣きぬ。いかなる者の捨子にや、憐むべしと思ひつゝ、猶其の邊を窺ふるに、谷川の岩の間に情なき屍横はれり。暇に留めてよく見れば、丈なる黒髪を亂したる女の屍とは見ゆれど、面の皮をむき、目口鼻のあと恐ろしく、目もあてられぬ光景なり。しかのみならず腹破れて、五臟六腑亂れ出でぬ。二郎思へらく扨はかの犬此の屍の腹を食ひ破りて、腹籠りの子を啣へ出したるならん、面の皮をむきたるうへに吭に刀を貫きたる疵あり、衣服をはぎて赤裸となしたるを思へば、山賊などの所爲にや、あな無慚の事や。せめて此の子を助けばやと懷に抱き、肌につけて暖むるに、はや氷の如く冷えたりければ、益哀れを催しける時しも、一陣の冷風さと吹き下し、梢をならし川水を動かして、凄しいかなかの屍の眼より炎をたて一塊の心火飛び出でて、二郎が懷に入るよと、身内にぞつと冷え徹ると覺えしが、忽ち赤子蘇生りて再び泣き出しぬ。二郎つらつら想ふ、かの女既に死したれども、定めて苦痛し神心も惑亂しつらん、しかのみならず、水中にありし胎内冷えたらん、この胎内の一子いかで命を保つべき道理なし、今の不思議を見るといひ、かれといひこれといひ、全くかの女死苦の念にて胎内の子を思ふ一念深く、魂魄此の子に還著して一命を保たしむるに疑ひなし、我此の子を養育せば、其の土の苦惱はあるべからず、何かの人いかなる者とも知らざれども、ふと我が目に懸りし縁、富田の深き縁ならめ、かく劍に身を屠られ犬に屍を食はるゝなど、此の世ならぬ地獄なれ、憐むべしとて

いひつゝ、その邊の土を穿ちて屍を埋め、一塊の石をおきて假の印となし、鉦うちならし南無幽靈頓證佛果菩提阿彌陀佛々々々々と唱へ、暫し廻向して此の所をたち去り、情ありげなる人家に到りて小兒に湯をかけ、乳をこひて飲ましめなどしければ、稍勢つきて命助かるべう見ゆ。二郎喜ぶこと限りなく、これを始めとして小兒ある家と見れば門に立ち、乳をこひて養ひけり。旅中といひ、男子の身にてかく養育する心遣ひいか許りならん、推し量るべし。かの屍は乃ち是れ玉琴が死體なり。大江山の谷川に沈めたるが、括り縄とけて此の所に流れつきたるものか、何にまれ奇怪の事にあらずや。

第五　蹻裏遺レ書ヲ公連償レ罪ヲ

扨父かの玉琴を奪はれたる夜、篠村が屋敷の仔細を尋ぬるに、其の頃しも篠村八郎公連は重き病に臥して行歩叶はず、一子二郎公光とて今年十五歳になりける丫角の若者は、父の病を祈禱の爲出雲明神に通夜して家にあらず、折も折時も時あらんに、此の夜に限りて玉琴を奪はれたるは、げに運命盡くる限りにやあらん、父子の内一人出逢はば、いかでか晴々と奪はるべき、思ふに野分の方奸智深き婦人なれば、兼て其の容體を窺ひて、奪はせたるなるべし、其の夜侍女等、「盜人入りたるぞ、人々よ起きあはせ給へ」とよばはる聲を聞きつけて、篠村八郎勇氣逞しき老人なれば、行歩叶はぬながら太

りおつとりて、蹌きつゝ、寝室に馳せ行きて見るに、はや曲者は主婦を殺害して逃げ失せたる跡なれば、八郎も今は驚き、且惜しや残念や、我重病にあらずばと云ひさして、拳をかため拳を握りて齒噛りける程に病弱りたる上なれば、気も絶えんとて倒れたり。侍女等狼狽き、うちより薬を與へと助け介抱し漸う蘇生りければ、床に扶け助けて臥さしめけり。二郎公光はかくと聞きて、夜前に立出て家に歸りけるが、此の事を聞きて膽魂を失ひ、自ら家僕等を従へ四方に奔走して、其の日終日尋ね廻るまで賊の行方を尋ね、ほと／＼身體疲れて一まづ家に歸りける途中にて、同家中の壯士田鳥造酒之丞といふ者、女乗物を守護し来るに行きあひぬ。時に造酒之丞、二郎公光を見るより近づきていふやう、「よき時にて和殿にあひぬ。今日主君義治公京都より御歸宅あり、小人を召して命ぜられたる一條は、主婦殿を寵して早晩月に近き由、いつ／＼までも何くれき給ふにより召上げて、近日出産の時分の方を始め、家中の者共へも、御披露あるべしとありて、それにつきては、主婦殿を御館に引取り申すべしとて、小人に命じ給ふ、よつて和殿の宅に罷りて、斯様に主婦殿を迎へとり、今夜御館に送りゆくなり。御親父八郎殿申されしは、小人重病にて行歩叶はざれば悴子公光を代りとして送り申すべしと思へど、折あしく他出致しぬ、もし途中にて先にお出会ひ給はゞ直具し給はるべしと申されし」と語る。公光これを聞きて大いに驚き、何人ぞ主婦殿をとり返したるにかと思へど、父の詞に何とも答へず、

るや知らざればうかと問ひもし難く、心ならずも打連れだちて行きけり。程なく下館に至り、造酒丞下知して乗り物を座敷にかき上し戸を開きければ、こはいかに玉琴にはあらずして、八郎公連朱に染みて俯しに伏したり。造酒丞たちより抱き出して見れば腹十文字にかき破り早息絶えて死し果てぬ、（時に享年六十一歳也）口の裏に手帕やうの物を啣みたるは、苦痛の息外へ洩れざる樣にとの構へなるべし、けに淺ましく悲しかりける事柄なり。皆此の體を見て大いに驚き、こは何故の自殺ぞと、更に不審は晴れざりけり。二郎公光は途中より兎角心安からざりしが、事にあらば己獨りの越度と云ひなし、腹切りて父の難儀を救はん物と覺悟を極めてつきそひ來しが、思ひがけざる此の體を見て、目もくれ心もきえて悲しければ、多くの面前を耻ぢて一言を云はず、唯さしうつ向きて哭き居たり。時に十郎左衛門義治此の日下館にありしが、此の事を聞きて奧の間よりたち出で、二郎公光に仔細を問はんとしたる所に、造酒丞八郎が懐中より一紙の書を見つけ出して、義治に呈す。義治ひらき見るに兼て用意やしけん自筆を以て記したり。側に命じて讀ましむるに、其の文言の旨趣は、

相公小臣を心がけよき者とおぼしけるにや、多くの人の中よりえり出し給ひ、玉琴殿を預け給ふ上に、かの婦人は御胤を宿して大切の身なれば、晝夜心を用ゐて守護したるに、圖らず昨夜下野殿を奪ひとられ侍りぬ。小臣重病に臥す折とはいひながら油斷の至り、露ばかりも申し分くべき言葉な

けれ共、かく自殺し侍りぬ。君の罰し給ふを待たず私に死する條、臣たるものゝ道にあらず。不義なれども、君御仁心深ければ、恐らくは自殺を許し給ふまじ。然る時は一家中の諸士に對し面なしと存じ、是非なく命をはたすしてかくなりはて候。これ罪を重ぬる理なれども、賞罰を明らかにし給はれかし。兄五二郎公光事は小臣が病を看病の爲、出雲明神に通夜し家にあらず、更に此の事夢に存ぜざれば、何とぞ倍には御慈悲を垂れたまはれかし

などこまやかに記し、最期の急に臨みても、子を思ふ親心の思ひ遣られて、殊に哀れ深ければ、ふは、「奥の方に盗人のとり落したる物を拾ひおき侍り、これを證に御導ねあるべし」と書き、相添へたる禪紙を開き見れば、かの尾長の盟書なり。義治をはじめ皆これを聞きて大いに驚き、猶二郎公光に仔細を尋ねるにぞ、公光つぶさに物語りければ、扨は去年捕へたる、かの盗賊を在ふ聖賞が二百の賊共の餘類の所爲に疑ひなしと、評議しければ、義治は其の始終を聞きて、暫し詞もなく頭をかたふきて、いたく物思ひたるけはひなり。公光これを見て身内の者々を静かなる、思ひしして、首を面へ差出して腹に衝きたてんとす。義治驚きかけ「それ止めよ」といひければ、造酒索前うその刀をもぎとりぬ。高に義治面を正しうしていへらく「八郎我が命をまたず私に自殺したるは過ちと思ふに、汝も亦我が許しをうけず自殺せんとするは何の道理ぞ、主君に奪はれしと雖もまた生死を極めず、汝さ者の思

はゞ暫しの暇を乞ひ、かの賊を尋ね出し、玉琴をとり返して父が罪をも償ひ、我が愁へを休めざる、若年とはいひながら、愚かなる奴かな、活きて功をたてんや死して我に背かんや、いかに〳〵と聲勵まして責めければ、公光は一言の返答なく唯叫苦一聲して、恐れいりてこそ伏しゐたる。義治表には怒りの色を見はすと雖も、裏には情の意を隱し、不幸にして一個の良臣を失ひたるを深く惜しみ思ひて、私かに涙さしぐみければ、公光は主君の仁心を感じて頻りに落涙し、「小臣思慮淺く、そこに心づき侍らざりき、希はくは暫しの御暇を賜はれかし、かの賊たとひ天に路ありて上り、地に門ありて入るか、さらずば深淵の底猛火の裏に隱るゝとも、念力の誠を以て尋ね出し、玉琴殿を奪ひ返して御心を安んずべし。」といひて願ふにぞ、義治「いかにも暇をとらすべき間、心を用ゐて尋ぬべし、父が遺骸は、此の儘すぐに菩提所へ送りゆけ。」と云ひてうち萎れつゝ奥の間に入りければ、公光はその背後を伏し拜みて、感涙袖を絞りけり。造酒丞いひけるは、「小人先刻玉琴殿を迎ひの爲、和殿の宅に行きつる時、御親父潛かに申さるゝは、實は昨夜玉琴殿を盗人に奪はれぬ、小臣直に相公に歎きて罪をわび申すべし、御迎ひの乘物に小人を乘せ、玉琴殿の體に装して歸り給はれかし、此の事は兒子にも必ず知らせ給はるな、と云はれし故自殺とは察したれど、とても活き永らふべき心底とは見えず、もしうけひかずんば、その儘死ぬべき面色なり、義氣一徹の老人なれば、止むるともとまるまじ、せめ

しは心に任すべしと望みの如く計らひしが、果して恙なき[illegible]、和殿の[illegible]
の上は早く[illegible]を尽し[illegible]、事[illegible]、[illegible]を[illegible]と思ひては、[illegible]
ぬれば、[illegible]は悲しき[illegible]、[illegible]を[illegible]と思ひては、いまだ[illegible]
逢はずして空しき[illegible]、いかなる宿世の報いぞと[illegible]
偶れければ、[illegible]、其の[illegible]、[illegible]は[illegible]、[illegible]
い[illegible]こしらへて[illegible]をかき出す[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]
てゐ[illegible]あはれはかなき身のはてなり。

第六　野分ノ方季春誕櫻姫

さる程に義治は世嗣を儲けて、宿願[illegible]と喜び[illegible]、[illegible]
とは夢にも知らず、[illegible]、野分の方は謀をし済したりと心中に喜び、玉琴
の懐妊の[illegible]、[illegible]、[illegible]
[illegible]し、進らぬ事共[illegible]、[illegible]、義治其の[illegible]を見て[illegible]
れまで隠しおきたるは我が[illegible]、[illegible]、[illegible]

きものを。」と悄い聞えけり。これより後、野分のかよふ方に心を用ゐて慰めければ、自ら夫婦の仲前の如くに睦み深くなり、遂に身重くなりければ、義治をはじめ一家中の喜び斜ならず、神佛に安産を祈り臨月遲しと待ちわびけるが、夢の如くに其の年も暮れ、建久三年壬子の三月十日といふに、玉の如き女子の安産しけり。義治の喜びいふべからず、扨此の女子の名を何と名づくべきやと商議しけるが、三月十日花咲く盛りに生まれあひ、殊に櫻町中納言成範卿の孫なれば、櫻を以て名とすべしと心一決して、櫻姫とぞ名づけける。

抑櫻町中納言成範卿と申すは、武智麿十二代の孫少納言入道信西の二男なり。長門本平家物語を案ずるに、かの卿を櫻町と申しける事は櫻を殊に愛し給ひて、姉小路室町の宿所に、總門の見入れより西東の町をかけて、並木の櫻を植ゑ通されたりければ、春の朝をちこち人異名に此の町をば櫻町と申しけるよし（盛衰記に吉野の櫻を移し植ゑしといふ）、又ひたすら花に心を移し、花の陰にて守り明されければ、櫻本の中納言とも申す。過ぎ行く春をかなしみ、来れる春を悦び櫻を待ちし人なれば、櫻待中納言と諡は下されけるとかや。源平盛衰記に云く、「成範卿殊に執し思はれける櫻あり、七日に咲き散る事を歎きて、春ごとに花の命を惜しみて、泰山府君を祭られける上、天照大神に祈り申させ給ひければ、三七日の齢を延べたりけり、さればかくぞおもひつゞけ給ひける。

千早振地神のかゝれば花も齡はのびにけるかな

君も御感ありて、花のもとには此の人をぞすべきとて、櫻町中納言とぞ仰せける云々。」かく櫻を愛し給ひし人の孫姫なれば、櫻姫と名づけしもうべなりけり。

今年建久三年鎌倉において、頼朝公征夷大將軍の宣下あり、天下悉く首を奉る。これより四海太いに靜寧にして、萬民安堵の思ひをなせり。建久九年譲位ありて、八十三代土御門院の御宇となり正治と改元あり、正治二年にして建仁と改む、建仁三年にして元久と改む、元久二年にして建永と改む、建永二年にして承元と改む、年々變ずるが如くして、暫くも止まらず、なほしも流水の流に歸するが如し。建久三年より建永元年まで十五年が間、鷲尾家無事にして物語るべく記すべき事もなし。

第七　清水（清女戀櫻姫）

扨十六年を過ぎて今年承元元年に至り、櫻姫成長して已に十六歳になりけるが、其の容貌は唐土の美人楊氏眞氏王氏の類は見ねば知らず、又も一箇所にあるべしとも覺えず、嬋娟たる兩鬢は秋の蟬の翼に似て、宛轉たる雙蛾は遠山の色に紛ふ、秋の夜の月を待つ時に山を出づる清光を見るが如く、夏の日の蓮を思ひ、初めて水を牽ちて蓮胎を見るよりも潔く、實に人間界の有にあらず、月宮の嫦娥

娥下濁に降り貝闕の龍女凡地に出でたるにかと疑ふのみ　深窓の裏に扶けられて人となりければ、軒端の梅の匂ひいとかうばしく、谷の戸を出づる鶯の聲麗はしきに似たり。都より數多の侍女を召し抱へて傅かせ、諸々の遊藝を學ばせけるが、心ばへ優しく賢ければ、和歌の道絲竹の業は更なり、十種香、貝合、繪かき、花むすびの類まで曉らずといふ事なし。されば義治夫婦なのめならず喜び、日夜寵愛して掌中の名珠よりも猶まされりとして、暫しも人の垣間見を許さず、然りと雖も其の容貌の美麗なることはあまねく近國に聞えて、公家武家をいはず婚姻を望む者多く、又かれは一人の女なれば他家へ婚娶らんことと思ひよるべからずと、心づく者は婿とならん事を願ひぬ。こゝに同國に信田平太夫勝岡といふ者あり、其の先祖を尋ぬるに、百濟國の人百年の孫信太の首といふ人の後胤なり（姓氏錄）往昔は當國出雲の社邊すべて知行せし程の大家なりしが、當代平太夫の時に至りて家やう／＼衰微しにけり　然りと雖も未だ遺財盡きず田莊を多く持ち家人も數多ありて、舊尾にをさ／＼劣らぬ富家なりけり。されば徒然草に丹波に出雲といふ所は信太何某が知る所なりとあり。はるか後兼好の時代までも此の所に信太の一族殘り住みけるにや。此の平太夫容貌甚だ醜惡にて性質きはめて奸佞なり　しかのみならず、驕奢に長じ酒色に耽り不仁を好み禮義を知らず、田夫野人に等しき輩なり。彼いつの隙に櫻姬が見初めしやらん、深く執愛して轉た想ひに溺り、心ききたる者を媒に頼みて、此方へ要る

事態はすんば婿とならんと望みけるが、義治日頃半太夫が人となりを嫌ひたれば、更にうけがはず、却りて伴が行ひの悪しきを數へて、様々非謗しけるにぞ、彼人は目を瞋らし面目を失ひて立ち歸り、有りの儘に語りければ、半太夫いたく怒り、深く義治を恨み遺恨の晴るゝときもあらばと思ひ居る程に、一日無類なき端なりけり。扨義治は風流風雅の性なりければ、常に花を好み中にも分けて櫻を愛し、庭もせに櫻を植ゑ給ひて、春毎に眺め遊びたまひけるが、都に禁裡の名木ありと聞きて上京したき由願ひければ、義治これを許し、家来田鳥造酒丞長政に山吹といふ女房人に旅中の守護を申付け、旅の行粧をとゝのへしむ。此の山吹といふは家人佐伯平瀬二といふ者の女にて、未だ年若けれども、志正しく賢き女なれば、兼て櫻姫が守女となして仕へさせけるなりけり。其の腰本の女童下部など數多具せしめ、三月上旬に發足させけり。かくて櫻姫は道すがら、行く人の風景に興ぜられて、諸山の花開き春草青々たる野外の景色に目をおどろかし、氣も晴れ心も浮きたちて、日々の憂さを忘れ給ふともなけれども、程なく都に着き給ひ旅宿に逗留し、洛中の名所古跡を見物し、名花を尋ねけるが、或日名に負へる知主の櫻見んとて、まづ嵯峨仁和寺北野等を巡覧し、更に清水寺に詣でける。櫻姫此の日の粧ひ如何となれば、黄金の釵に玉を加へて作りたる花の簪を斜にさし、黒き髪は遠に束ねなして蝶の羽を重ねたらんがごとし。白綾の下襲に紅の裾を守む、紅梅の上着して今様色の

袿衣に、繡匠の手を盡さして吉野山の春の景色を繡はし、袖口に五色の紐を括り垂れて、いと淸らに香しきを著たりけり。數多の侍女女童を左右に從へ、銀地のさゝやかなる扇を額に加へて日の影を遮りつゝ蓮步輕く移せば、青柳の風に靡くに異ならず、初花の雨に笑めるかと誤たる。田鳥造酒丞山吹の兩人は前後を守り、轎子行廚など後に持たしめて、なみ〳〵ならぬ上﨟とはいはずと著き行粧なり。貴賤羣集の都人美女を見あきたる目にすらこれを見て、よも凡人には非じとぞいひあひける。櫻姫まづ本堂に到りて觀音を拜し、扨山中の花を見るに、聞きしに優る名花なり。再び瀧のもとに下りて見れば、こゝなるは殊に優り、咲きも殘さず散りも初めぬ眞盛りの時といひ、三條の瀧に花の影のうつりたる樣えもいはれねば、深く興じて一首の和歌を詠じ、乘物の中より硯とり出して短册に書きつけ、花の枝に結びつけさしけり。其の頃當山の住侶徵月阿闍梨ときこえしは、承久一亂の時に到り、官軍に加はりて宇治の合戰に敗し、東土に捕はれたるに、敵なれば身をば捨てて武士のやそ宇治川の瀬にはたたねどと詠みて死を免れたる殊勝の法師なりしが（以上東鑑）、其の徒弟に淸玄といふ僧ありけり。年未だ若けれども性質聰明にして學業に眼を暴し、朝には歌の中山の嵐に讀經の聲を勵まし、夕には三の瀧の淸きに心水の月を磨きて、三密の勤め細やかに八正の道たゞしく、妄想をはなれ世塵を拂ひ、道力堅固に行ひすましてぞくらしける。曾て傀儡の綺語雜劇の院本等につくりて勸懲の意を

ましゝ、普く児女の耳にふれたる清水の清玄法師といふは即ち是れなり、轟坊の目代なりける[illegible]坊の清玄ともいひけるとぞ。

案ずるに説文に清淨之處、曰西清又清酒を酒也、と酒明水也云々、清きは濁醪これに[illegible]するか、さはれなり、清玄乃ち守におのづから清水の義あるも亦不可思議ならずや

然るに此の時清玄は香水を供すとて、自ら閼伽桶を提げて滝の水を汲み、何心もなく石段の中ほどを登りけるが、ふと顧みて櫻姫と見合はし、櫻姫の顔はあけに打笑みける時しも、一陣の冷風さと吹き下して梢の花を散らし、清玄が皮肉にそつと冷え透るを覚えしに、神心醉へるが如くなりて、世にはかかる美人もありけるよと、あからめもせず惘然として閼伽桶を取落しければ、鉢止とも差されて桶にだけ水散りて、千代能が戴のたくみし桶には事をはめて、忽ち清心の明月頓に曇りの雲に隠れ、乗りうせて、暫し見とれて佇みけるが、稍心を静め、徒らに[illegible]に[illegible]になりうつに讃へしものをと思ひきりて、二脚三脚歩めど忽ち櫻姫の容儀に心ひかれ、又たゝずみて去りかねけるが、諸人の見とがめん事の恥かしく、依々戀々として御坊にぞ帰りける、櫻姫はひたすら花を賞じて餘念なかりけるが、春の日の長きもやゝ時移り花より先く人目の閑と共に、諸人の散りゆくを見て山吹下知して帰路を促しける、折しも日寒深くかへり、袂の裾り高く引上げて、長

ちりを帯びたる武士兩人扇を鼻下たにかざしけるが、いたく醉ひたる樣にて、口には幸き小倉山その名はかくれざりけりと、聲もしどろに唄ひつれて踉々蹌々と歩み來しが、聽てつとよりて一人は拳を打振りて侍女下部を打ち倒し、一人は櫻姫を捕へて小脇にかい挾み、兩人相扶け合ひて飛ぶが如くに逃げ去りけるにぞ、由吹は大いに驚き後を慕ひて追ひ行きぬ。山鳥造酒丞は此の時布施物を納めんため本堂に行きしが、舞臺の上より此の體を見て大いに驚き、韋駄天の如く走りて共に後を追ひ行きけり。然るに由吹は清閑寺村の邊にて追ひつき、姫を取り返さんと爭ひければ、そこに居合はしたる早麥こなす賤女等農具を捨てゝ逃げ去りぬ。かくてほと〳〵危き所へ造酒丞漸う走りつき、兩人の曲者を蹴倒して櫻姫を取り返し、由吹にめくはしして姫を落しやりける處に、竹林のうちより同じさまに打扮ちたる武士兩人あらはれて姫の後を追はんとす。造酒丞跳びかゝりて兩人が頸筋つかみて引きかへしける隙に、前に倒れたる二人の武士起き上りて、すべて四人一度に編笠をかなぐり棄て、各刀を拔いて斬りかけたり。造酒丞は曾て劍法を熟練し、殊に早業の達人なれば、これ等は物の數ならず此の頃は未だ世に稀なる颺扇といふ農具の傍にありけるをとりて、四人の劍をはつしと受けとめ手速く腰刀を拔いて、水車の廻るが如く振り廻しければ、晃々たる光は雲を貫く稻妻の如く、颼々たる音は梢を鳴らす暴風に似て近づくべうもあらねど、此方の四人も流石膽太き者と見えて怯む色なく、陰

に園の陽に閃き火花を散らして闘ひける。造酒丞かく危かりし闘ひの中にも一計を案じ、かの闘場、に因て稲妻し、渡上に翻る燕の如く身をなして、前に現はれて丁と斬り後にかくれて身を避くれば四人もこれを認むる事能はず、隙間もなく闘ひまはる四人の刀、皆いたづらに空をうちて、只徒らに数箇所の疵を負はしぬ。かくありて片時許り闘ひける程、造酒丞に敵ひ難く勇猛なりし、既に深手を負ひて四人の者はほと〳〵疲れて、相手を失ひ、一人刀をうち落されて仕方なく把を取り、髻に刃を掛引かんとするを、造酒丞早くこれを倒し折りぬ。又残りの一人とりて立ちむかひ、身をかはし、打てうし落し、尚このすまに残る一人を目掛けて打ちに打ち、既に刀を取りてうちつけにせず、三人の者其の場に乗じて隙間もなく斬りこみけるが、造酒丞が身の働き、彼の事、仕込みに刃向ひ、烱火を散らす如くにて、阿吽の呼吸につれて忽ち一人を霹靂に斬り倒し、返す刀を横に払ひて一人を真中に斬りたりければ、残る両人は北の方へ逃げ失せ、後に手を負ひながら深田に飛び入りて逃げ失せにけり。造酒丞は素より闘ひを好むにあらず、たゞ此の身の上の難を逃れんとしければ、逃れ去りし後を追はず、刀の水に刀をそゝぎて鞘に納め、急がはしく縄の端を切り捨てしけり。かの四人は皆前にも述べた如く平太夫が家人等なり。主人の命によりて機を窺ひ待ちけるを、今ひとり大きに事を損じたるものなり。平太夫は家人を討たれて後はいかにとも、扨此事は山賊に扶けられて逃れぬ。此の地の案内を知ら

されば、路に迷ひて宇治川の邊までたどり來つるが、思ひがけざる危難に遭ひて心を驚かしめたる上に、歩み馴れざるたまぼこの道の小石に足を損ひ、ほと／＼身體疲れてその傍路に倒れ伏し、いと苦しげに呻き息もたゆげになりぬ。山吹はあわてふためき抱きあげて、藥を參らせんとすれど、身うちに貯へず、湯水をと思へど近き邊に人家もなければ、こは何とすべきと心迷惑ひて、誠に詮方なき折しも、川そひ柳の蔭に櫓の音ひゞきて一艘の小船を漕ぎ出し、船中のあるじ云ひけるは、「それなる女中にもの申さん、由ありげなる上﨟の俄に胸痛み給ふと見うけたり、さぞなわびしくおぼされん、此の船に乘せまゐらして介抱し給へ」と云ふ。山吹これを聞きて後を顧み、「こは情深き仰せかな、見給ふが如く急の難儀に遁り候へば、苦しからずば暫しそこ借り侍らん」と云へば、「いざ給へ」とて船を岸につけぬ。山吹嬉しく姫を抱きて船に移しけるに、船中のあるじ印籠より藥をとり出して與へ、湯など飲ましめて共に介抱りける、そのかひありて姫君やゝ胸の苦しさを忘れ人心地つきぬれば、山吹は溜息吻とつきて安堵の思ひしてけり。姫は漸う頭をあげて船のあるじを見るに、年の頃は二十ばかりと見えて又たぐひなき美男なり。烏帽子商人の大太郎やためけん。今樣の烏帽子に細搔きの細五郎などが染めたらん褐色の袴著て、きら／＼しく飾りたる小鞘卷をおび、衣紋のかゝり六波羅樣に著なしていと風流に粧ひぬ（大太郎細五郎共に義經記に出づ）。偖船中の樣を見るに、唐花を織り出したる毛席をしき、提盃臺

子やうのもの霜[illegible]など[illegible]散らしつゝ、芹川の根芹桂川の若[illegible]、[illegible]

人[illegible]には若[illegible]男[illegible]過ぎるつ。由ある人の櫻狩などに忍びて出でたちしとは

思ひけれ。[illegible]の中に、[illegible]

[illegible]をおし埋み[illegible]

ればさらに、かかる風流はなかなかにあらじと、のちのちの思種を植ゑ[illegible]けり。若人も同じ思ひ

に胸をこがしぬ。かくて時移り日も暮れはてゝ、[illegible]月夜の朧げなるも亦思ひを惱ましむる媒なり。

こゝなる舘の小島に近き[illegible]ば、兵部卿[illegible]阿家を造りて船に乗り給ふ[illegible]あり[illegible]八千とせ

も經べき此の流れの翠の深さをば、互の思ひに比べつべき風情なり。[illegible]

若人の[illegible]しかるべしと心づき、[illegible]

たる時に、折よく[illegible]、[illegible]部等もおひおひに馳せ集まり、[illegible]

ぐ、歸路を[illegible]

見送り心を殘して[illegible]別れゆきけ

り。かの若人を何人と尋ぬるに、播州宍粟の郡士[illegible]の息男三木之助作宗雄といふ若人なり。此の頃

上京し、此の日宇治川に遊びて思ひもかけず[illegible]を守護して

旅舍に歸り此の日の事を語りあひて、かの四人の者どもは確かに信太平太夫が家人なり、油斷すべからず、早く歸國にしくまじとて翌日俄に發足しけるとぞ。

第八　退去清水淸玄落魄

さても淸玄は櫻姫を忝納し、せめての心やりと花につけたる短冊をとりて見て、歌の意のやさしく手跡の見事なるに、いとゞ思ひまさりけるが、こは淺ましく悲しき心かなと、自らおもひをひるがへし、一室の中に引籠り觀法定坐せしが、胸の佛のいづくにかくれましけん、かの俤のみ幻にたちて眼に遮り、少しまどろめば夢にはひたすら添ひぶしゝる心地して、忘れんとする心から忘られぬ容をひき出し、由なしと捨つる思ひに愈思ひ出して、暫しも離れずたちのかねば、戀愛の水に智慧の火を消され、執著の雲に修觀の月隱れて、あるにもあられず我ながら我ならで、かの短冊を抱きて病の牀に臥し、食進まずものいはず、唯うつら／＼として凡そ百日ばかり惱み、ほと／＼命も危く見えけるが、師の房敬月阿闍梨しば／＼教化し給ふにより、少しく胸開けて自ら病も怠りつゝ、思ひけるは、我が道力のたゆみたる時を天魔の窺ひて、煩惱魔のきざしけるよと口惜しく悲しく、もし斷妄の利劍を用ゐずんば、他生の惡緣をひき永劫惡趣に沈むべし、早く佛に懺悔して妄念を拂ふべし

とみづから志を勵まし、病み衰れて身體自由ならざるを歎じ忍びて、この窟に岩屋を造り一宇の内に不動明王の木像を安置し、護摩壇を構へ法衣を改めて壇上に登り、鈴をふりならし眞言を唱へて明王慈救の神呪を誦し、一心不亂に祈りければ、護摩の煙は一室に滿ち渡りて、黑雲の布きつらねたるが如く、金鈴の音は堂外に響き渡りて雷霆の轟くに異ならず、いかなる惡魔も障礙をなさじとぞ見えたりける。かく時を盡し身中汗になりて降魔の法を修し、志賀寺の朝顯上人は御息所の歌を見て正覺に歸し、清閑寺の眞燕僧都は化人の歌によりて妄心を斷じたる例もあるものをと、かの短冊をとりて火中に投じ、自ら心を靜めし見んと觀念深く眼を閉づれば、不動の尊像ありありと拜まれ給ふ。こは有り難しと眼を開けば、さも凄まじき明王の忿怒の容忽ち惡魔の面と變じたるを見えて、陽炎の如く目前にあり。あな淺ましと再び眼を閉づれば、又明王の容となり、開けば惡魔の姿と見え、閉づれば明王の容と見え、この念、讀誦の數百八の煩惱さへに消滅せず、愛念益盛熾せられば、はや／\と落涙し、「我かくまで道心をこらすと雖も、凡情をさりかねるはよく／\前世の報いならん、此の上は術なし、佛の冥罰うけばうけよ、昔は昔け、その身の所作名は惜しまでも、我が執着の一念にて何處にありとも尋ね出し、思ひをとげでおくべきかはといひて、窟を立たんと眼を見開きいと苦しげにつく息は焔の如く、念珠をふつとひきちぎりて火中に投げ入れ、日頃誦したる經卷も悉くひ

き裂きて投火すれば、猛火盛んに燃え上り、何れを明王の火炎と分ち難く、焦熱大焦熱の光景眼前にあるが如し。清水猶荒れに荒れて獨鈷三鈷羯摩花皿蹴散らして、すくと立ちたる有様、三井の頼豪が鼠と化すべき勢ひもかくありつらんと思はれて、恐ろしなんどいふべからず。此の時しも同宿二人走り出で、おし鎮めんと取り縋るを、左右へ合破と突き倒し、假令奈落に落つるとも、かの姫故ならば厭はじ、姫よや姫。」と呼ばはりて、狂人の如く狂ひよろめきつゝ、走り出でて、何處ともなく迷ひ行きけり。

櫻姫全傳曙草紙卷之三 終

櫻姬全傳曙草紙　卷之二

第九　咥蝦蟇小蛇會雨上

清玄一所はまた文安元年より今茲享徳元年まで十八年が間、日本六十餘州を囘國し、靈場靈社らざる所もなく、果の國かれ不仁の郷に留りて諸人を勸化し、或は固信佛道にありしが、一日故郷に歸り、郡の有樣をも見ばやと頻りに思ひて、旧路に隨ひ、相州足柄の麓の十邊なる時、俄に時雨降りけれは、傍の辻堂に入りて雨宿りし、その夜もそこに宿れたるに、時に八百、同じく又は堂に入りて休らひ、二郎が傷ついたる鶴を見手に捧をつれて見やれば、何しる顏として、其身の持ちたる袋の裏に常照といふ文字はさりや、といふに、二郎いかにも然りと答ふ。法師なきあへて、二郎が其の二つの物は如何して持ち給ふや、必定いはれあらんと云ふ。二郎此の僧をさまざまに見るに、師の年額に火印したる僧にまた問れけれは大いに怪しみ、うやうやしく云ひけるは、此の二品に就きては有り難く尊き物語あり、語りて聞かせ申さんとて、己が元來惡性なりし事を始めとして、先の一日にて卯陀の寺門の額に火印したるを、害生野光明寺の淨雖適の額に火印の裏ありし事、佛の告げにて寄進の事

の木にて靈佛を感得し、惡二郎といふ名を更へて彌陀二郎とよびたる謂れ、回國修行に出でたるまで細かに語り、「御坊の容貌其の時の沙門によく似たり。」とて訝りければ、旅僧聽き終り、「果して佛の御告げに違はざりき。我が方にもまたいみじく尊き物語あり、聽き候へ。」とて語りけるは、「抑も愚僧は黑谷上人の徒弟にして專修念佛の行者なり。去んぬる建久の頃は山城の國にあり、毎日淀の邊を勸化しけるが、或夜の夢に容貌端嚴の僧枕がみに立ちて曰く、「汝此の後淀の邊に行く事勿れ、若し行かば必ず災ひあらん、汝が鉦と錫杖を我に得させよ、我一人の惡漢を濟度すべき爲用ゐるところあり。」と宣ふと覺えて夢醒めけるが、傍におきたる二品已に失せたり。愚僧が法號を常照といふ故に、鉦の裏に其の文字を鏤りつけおきぬ。今御身の携へたる二品は我が所持の物にまぎれなし、其の後淀の邊に行かず打過ぎしが、扨は夢中の聖僧は光明寺の釋迦佛にて、愚僧が所持の二品をとり給ひ、我が姿に現じ御身を濟度し給ひしか、勿體なや尊や。」とて感涙を流し、重ねて云ひけるは、「其の後我阿彌陀佛の眞身を拜すべしと發願し、八幡の神宮に祈りて志念撓まざりしが、或時太神告げ給はく、「阿彌陀佛の眞身を拜まんと思はば淀の彌陀二郎といふ者に會ふべし、彼眞身の彌陀を守り奉れり。」と宣ふ。山州名跡志と同說これによりて御身の在所を尋ぬるに、回國修行に出でて年久しく故鄕に歸らぬ由を聞き、我常に宿願をとげざるを愁へゐたるに、今日計らず出會の嬉しさよ。今語られし水中出現の御佛は眞身の

阿弥陀仏に逢ひたし、疾く／＼拝ましめ給へ」と云ひければ、二郎も奇異の思ひをなし二親は泉涌寺の住僧上人に愛ね給ひて、我も亦信じ給ひしが、有りや否や、其の真偽は知るべからず」と一家を開きて拝ませければ、常照寺阿弥陀仏のみ前に額し、且つ雨をなしにけり。扨二郎云ひけるは、「小子筆で一字の奉文を建立し、此の御像を安置し奉らんとする大願あり。就に年久しく貯蓄し置る時人を勧化し、或は又其の金額を身に応ふる程に寄せ、其の結縁より将来守の相ひ遂に建にしれをて直に其を置つたりと雖も、未だ開山とすべき有徳の人を得ず、幸ひ上人に於の御像に縁なきければ、希はくは共に力を添へ給ひて開基の主となり給はれかし。小子も又浄髪して弟子となりと雖も、上人の為一功をたて、常照の霊を偽らぬ事ぞ是ければ、ますます仰ぎあり。此体の身にてそをる御霊を守り奉らんも哉かぬれば、先でもとなる迄は上人に預け申すべし」と云ひければ、常照寺阿弥陀仏たれども堂を去りて遂に隠したる身の仏の事を思ひて、草庵の人に来すと思ひ「仏堂建立の事は是非も力を添へて」し、さて御像を手に取りて己が宿に納め、此の寺に奉納すべしと互に約し、漸く雨もやみければ開山廟は別れを告げて出でゆきけり。二郎後を見送りてたたる折しも、野寺の鐘も相を告げて日も暮れなんとすれば、今や此の堂に一宿すべしと思ひ、念仏申して居たるに、忽ち一陣の冷風さと吹き来りて木の葉を散らし、二郎が身中に冷え通ると覚えしが、何とも知れず、一体の[illegible]いで来り、右

の地藏の背後に入り、軈て疊紙の樣なる物をくはへ再び出で來り、紙を食ひ破り裏より蝦蟇の干からびたるを出して食はんずる樣子なり。二郎怪しみ蛇を追ひやり、かの蝦蟇を取りて見るに、尾ある蝦蟇にて世の常の物にあらねば益怪しみ、石佛の背後を覗ひ見るに若き旅侍熟睡の體なり。二郎錫杖を取りて跡の板を突き鳴らしければかの侍眠りを醒し、あくびし伸しつゝ二郎を見やり「汝何等の奴なれば我が眠りを妨げつるぞ、修行者に打扮ちて盜みする奴ならめ、いで拳を與ふべし。」とてうちかゝりければ、二郎その腕をしかと捕へ「汝こそ盜人なれ、これを見よ、今一つの小蛇出で來りて、此の物を啣へ出したるは汝が懷中に疑ひなし、世に希なる此の尾長蝦蟇を持つからは、傳へ聞く蝦蟇つかひの賊にまぎれなし、捕へて糺明すべき事あり。」とて「いましめを受けよ。」とて腕をかへして捻ぢ倒さんとせしが、此の侍もたゞ者ならぬと見えて、ことゝもせず、忽ち一脚を飛ばして二郎を蹴倒さんとす。二郎素より早業の達人なればひらりと身をかはし、背後より組みつくをかの侍總身の力を肱に集め呀と叫びて肱落しに落しければ、二郎堪へずして手を放しぬ。かくて或は組みつ、或はほぐれつ爭ひ、果てには髻をつかみあひ汗水になりて捻ぢ合ひぬ。時に山の端を上る月夜の光に乘じ、かの侍二郎が顏をつれ〳〵と見て「暫く待たれよ、御身は眞野の水二郎殿にてはなきか。」といふ。二郎原の名を呼ばれて訝りながら手を放しければ、かの侍重ねて曰く「小人丫角の時なれば見忘れ給ひ

やらん、樫村八郎次・進が、十文郎公光に値ひしといふ、三郎勝も、うれしとことを見咎めて此の由を尋ね
て、互に思ひがけざる出會を喜ぶこと限りなし。公光曰く、御身はいかにして此の歳月をいかにはれ今如何に
給ふや。と、三郎曰く、小子今に到りて先非を悔い、主君の爲に一功をたてし、前悪を償はんと思ひし折から、
前つ年主君の變を聞て長男を喪ひつゝ、かの盜人共ありしと聞き、その者はもと伯約子にてありし時小姓
見知りたる者なる故に、諸國修行の序かの賊徒を尋ね、主君の生死を糺明して一功をたてんと心がけし
が、今日其賊を見つけて御身とにぞ相知らず、かの賊徒なれと思ひて無禮の事に及びつ、御身は又
何の爲に此の剣を持ち給ふぞ。といふ。公光これに答へて、剣の出どころを主君の家にて失ひし兵八
郎公連自殺したる事、主君の仁心にて暇を賜はり、主家の行衛を尋ねる爲十七年の間諸國行脚に流浪
し、漫ろ年月を過ぎたる事を物語りければ、爾陀三郎はじめて其の仔細を知り、今日此まで聞き瀕滞知音
のことなどを交へて物語り、積るはなしに互の親睦を深めあひて夜を明かしけり。遂に伯耆へ立ち二人別れ
ゆきけり。

第十　櫻姫墓に宗雄一臥病

扠も櫻姫は三本松にて宗雄を見そめてより、國に歸りても兎角忘れ難く、ひたすら思ひに沈みけれど

ら、何方の人いかなる者と其の姓名をだに知らず、物や思ふと問ふ人もなく、語りて慰む方もなければ、忍び〳〵て遂に病となり、つや〳〵物をも食はず面瘦せ身細りければ、漢の李夫人照陽殿の病牀に臥したりけんもかくやとこそ人申しける、善治夫婦大いに驚き、名醫を迎へ良藥を與へ種々療養を加ふると雖もふつに驗なし、野分の方は子を憐む事世の人に越えて厚く、強惡の志には露ばかりも似ざれば、姬の病を深く悲しみ終日終夜枕邊にそひ、心を盡して看病りけるが、其のかひもなければ、聽明伶俐の胸も子故の闇に暗み、大慈不斷の志も子を思ふ情に弱り、高僧修驗の加持祈禱は更なり、堀川の盲人道の占ひ、照日の神子の梓にまで問へど、其の病根だに定かならず、いつ癒りぬべうも見えざりけり、かくて其の年も暮れ承元二年の春になり、櫻姬の病少しく快き方に赴きければ、雙親の喜び斜ならず、保養のため宮脇村の下館に移らし、侍女女童數多そへて、歌合、繪合、絲竹の調べなどに心を慰ませけるが、頃しも彌生の容にて、百花爭ひ開き鳥雀囀を含み、佳氣人心を催す時到り庭上の櫻今を盛りなれど、姬は日頃好める花を見るすら心憂く、却りて去年の京上りの時を思ひ出して宗雄が事のみ胸に絶えず、兎角思ひを惱ましけり、或日侍女等打寄り、何がな慰みの種にとて、爛漫たる花の下の小軒子に筵を敷し、十種香、貝合など樣々の遊びしてゐたる折しも、手飼ひの猫櫻の枝に蝶の飛ぶを見つけ、莖幹に駈け登りて蝶に狂ひけるが、頭に結びたる絎紐とけて花の枝に懸り、猫は

元の所に幾代迄りぬ。茲にまた三木の前作宗雄は父の存生に惡臣の讒言によりて、其身の事跡少しも罪なしと雖も父希望の勘當をうけ、播磨を去りて當國に遁れ住ひけるが、此の四五日前常春に依り、此の干館の築に一重を隔てたる空屋を求めて住ひ、彼生得閑雅にして常に書を讀み琴を好み、詩歌を吟じ琴を撫して樂しみとす。或日外のかたにいで、花園を眺めけるに、築墻を越えて此方へ吹出でたる花の枝に絡めり、風につれてからくと響きぬ。宗雄竹の竿を取りうち落して見るに、金銀の節をつけたる鶴の扇額なり。これ必ず高屋敷の庭園の短冊ならめと、ひとりごちたるが流れ聞えけん、墻越しに、「そは此方の物に侍り、返して給はれ」といふ。宗雄これを聞き梯をとりて墻に倚り、かの短冊を投げ遣はしけるが、今もの云ひたるは櫻姫の侍女なり。此の話宗雄と櫻姫相見合ほし給ふに思ひかけざる事なれば、互にこは夢かうつゝかと胸とゞろかすばかりなり。暫しぬしたと恥かしきに顔さへあかくなりて、何といふべき言の葉もなし。宗雄は、かれは宇治川にてまみえたる上臈に疑ひなし、扨は高尾の息女にてありしかと、初めて知れる事物に物も云ひ難く、梯を下りて内に入りぬ。姫は遊び業も手につかず、思ふ心もなげにて、さながら仲へる人の如し。思ふに、宗雄思ひかけず隣に家を求めしは全く宿縁の深きにて、縁あれば千里を隔つるとも逢ひ易く、縁なければ面を對するとも見得る事なしといふ諺のたゞひなるべし。かくて櫻姫は思ひのあまりに恥かしきを忍び、侍女等に心の中を

語りければ、侍女共一計を生じ、姫に文書かせ紙鳶(いかのぼり)に結ひつけて空に上(のぼ)し、絲を斷ちて放ちければ、風につれて宗雄が書を讀む窗の下に落ちぬ。宗雄これを拾ひとりて文を開き見るに、紅梅檀紙(こうばいだんし)をひき重ねて、日頃のやるかたなき思ひをこまやかに述べたる筆の運びも拙からず、宗雄も同じ思ひにあくがれゐたる折なれば、忙はしく返書を書きて又紙鳶(いかのぼり)に結ひつけ、風の變るを待ちて空に上(のぼ)しければ、鄰には侍女等(こしもとら)とくこれを見つけ、翠簾(みす)の鈎(かぎ)を投げて紙鳶(いか)の絲に絡む。返書を取りて姫に渡せば、取る手遲しと開き見るに、其の情我と露ばかりもたがはねば、嬉しさに堪へず、これより病の氣も何處へかゆき、たび／＼通はせ文をとり交(かは)して逢ひ見ん折をはかりぬ。さて或時宗雄が文の結末(をはり)に一篇の詩あり。

翩々タル雙蛺蝶　時ニ入ル苑中ノ花
相見テ撫シテ琴ヲ坐ス　西鄰是卓家

櫻姫も文のおくに一首の歌を書きてつかはしけり。

あかず見る梢の花し中垣のそなたに散らす風も吹かなむ

さて侍女共と謀りて、或夜宗雄を忍ばせけり。宗雄庭傳ひに來り、月明に乘じて四方を顧るに、庭もせに植ゑ並(な)みたる櫻花は錦の帷(とばり)をひきたる如く、木(こ)の間(ま)／＼の躑躅(つゝじのはな)は紅(くれなゐ)の氈(かも)を敷きたるに似た

り、松に懸る藤波は風にたゞよひ、瑠璃の甃路を敷れたるに均しく、池に臨む高欄は金に飾れる高欄の連珠を貫きたるに異ならず、築山のたゝずまひ、遣水の面目、いとも雅なることはなし。用房の有様を見るに、軒端に玉を飾りたる簾の鉤をかけ、窓の下に文机を設け、紫の唐の錦をしきて、錆かけ池に寄されたる硯箱をそへ、手ずさみにかきたる反古共にや、うづたかに押寄されたる數を取散らして、傍に螺鈿の青子あり、これは徧の蒔打絵の硝香具の箱など、種々の調度を取りならべたる。上の架には色々の綾錦、今様色の竹の小袖どもを取り具してかけ、左は文車には世に稀なる草紙どもをつみおき、壁には定家家隆をはじめて、當時名高き歌人の色紙をおしたり。そのもとに桂昌和琴笛の類をならべおき、すべての物みな美に微妙なり。黒谷侍從の頼にや、たゞものにはあらで、傾ける人間の家とは思はれず、仙窟に入りけるかと疑はれぬれば、げにく富貴の有様かなと、まづ心中に驚きけり。母屋たち出でて宗雄を伴ひ、もといひてなひければ、侍女等走酒肴を運びまゐらせ、げにまうけしぬ。症は思ひに迫りて病に臥したる日頃の閨情を語りて、精し涙に袖を濡せば、宗雄は女の賢淑をかん當園に志願ひ、思ひかけず高家に移りたる事を語りて奇遇の縁を喜び合ひ、其の縁の通はせ女にて讀み侍るに、君は風雅詩歌をよくし、手跡も古人に恥ぢ給はず、妾も亦愚かながら歌よみ給かく事を好みぬ。此の頃都よりもとめたる物語繪見せまゐらせん、とて取り出して見せしむ。小宰相これを

見るに小野小町が一期盛衰の事を圖したる繪にて、神彩飛動まことに絶筆なり。讃詞をよみていひけるは、「小町家は巨萬の富をなし、容は三千の美に優ると雖も、若うして雙親兄弟みな失ひ、老いて子孫親戚なし、紅顔も垢面と變じ玉體も痩身と變り、遂に丐嫗となりて路頭に臥す、思ふに古より世に勝れたる佳人よく終身の榮華を保つ者まれなり。昭君色三千を奪へども塞外の塵を免るゝ事能はず、楊妃寵一國に降けれども馬嵬の死を遁れ難し、造物の盈つるを忌むすべて皆かくの如し。彩雲は散じ易く美器は碎け易き理いかんともすべからず。」と云ひて嘆息しければ、櫻姫これを聞き「のたまふ如く人の盛衰はいつ誰が身にあらんも知るべからず、妾が如きも翌のことははかられ申さず、思へばあぢきなき世の中なり。」とて涙さしぐみけり。侍女等は兩人がよしなき物語に時をうつすをもどかしく思ひ、姫の耳にあてて私語きければ、姫ははぢらひながら宗雄が手を携へて鴛鴦の衾に入りぬ。さて兩人は希なる契りに、春の夜の明け易きを恨みけるが、程なく曉を告ぐる鷄の聲に夢を破り、閨を洩るあかりに打驚きて、宗雄起き上り、又の逢ふ瀬を契りて罷り出でんとす。櫻姫袂を控へ、「今更に思ひをましぬ、逢はぬ昔ぞましならめ。」と云ひて袖を絞りければ、宗雄もうち萎れつゝ、出でゆきけり。これを始めとして、折々忍び逢ふこと凡そ三月ばかりにおよびぬれど、侍女等の外知る人さらになかりけり。

東鑑を案ずるに、實朝公、たび／＼寄合の催あり。[illegible]十二年合戰の時、小野小町が一期盛衰の圖、再び西園寺[illegible]の催を論ぜさせ、[illegible]にのこされし由、これ承元年のことにて、人なき時と同代なり。此の頃ほひにて、物語繪のおこりはれたる世上[illegible]しを、[illegible]るに、[illegible]の[illegible]

實朝公などの好ませられたるもの乎。

第十一　[illegible]

かくて安田[illegible]州より件の家人[illegible]野州住[illegible]、[illegible]子をつかせて宗盛が[illegible]を待つ束り、[illegible]の御[illegible]氣の有様により御むかひの[illegible]まかりこしの、快く／＼御歸陣あるべしとて、又[illegible]自筆の[illegible]状を與ふ。宗盛おしいたゞきてこれを讀むに、[illegible]の遺言によりて、[illegible]の[illegible]を得たる事分明たるにより、此の度[illegible]を[illegible]し[illegible]す。其の實否をたゞさずして[illegible]せしは[illegible]なり。[illegible]致すべし」と書きたり。宗盛讀み終り、一頭（いっとう）には[illegible]のありたるを[illegible]と雖も、一[illegible]には[illegible]に別れんことを悲しみ、かくと知りせは其の心構へもすべきものをと、[illegible]し[illegible]にくれたりけるが、[illegible]の[illegible]情にひかれて[illegible]せんは不[illegible]の至りなりと、心を[illegible]にて奥の間に入り、一封の文を認め、又[illegible]に[illegible]りつけて[illegible]退しに[illegible]の[illegible]に[illegible]入れ、家財を四五箇の[illegible]に作らし、[illegible]かへて[illegible]の[illegible]に乗り[illegible]

ければ、丹作下部に下知しこれを守護して急ぎゆきけり。扨其の日の夕つ方姫の侍女かの文を見つけて姫に見せしめければ、姫は常の通はせ文と思ひつゝ開き見るに、俄に歸國の由を記したれば、半ばを讀むより胸潰れて悲しさに堪へず、文を顔におしあててぞ泣きふしける。これより上館に歸りて又病の牀に臥しければ、義治夫婦再び驚き日夜心を痛めけり。こゝに又姫の守女山吹は、過ぎつる頃父佐伯平彌二みまかりけるにより、私宅におりゐて喪に籠りけるが、忌明して館に上り、姫の枕べにそひて看病りけるが、病の様を訝り、密かに侍女等を責めて問ひけるに、しかじかの事ありしと語りければ、果して我が推量に違はずと、野分の方にその由を告ぐる。野分の方義治に語り「彼が望みをとげさせ給はば病も自ら愈るべし、何事も命にはかへ難し。」など申すにぞ、義治も其の意に從ひ、人をして宗雄が家系及び爲人を問はしめけるに、「其の先祖は人皇五十五代文德天皇の御宇、卑賤より出でて高官に登りたる伴大納言善男宇治拾遺の末孫にして、父は播州宍粟の郡士伴希雄とて頗る權勢あり。宗雄は美貌秀才相兼ねて、武藝文學に通じ詩歌管絃の類、みやびたる業までもよくこれを曉りぬ。」と語りければ、義治大いに悦び我が壻とするに不足なしとて、急ぎ媒人を頼みて播磨に遣はし、その事を云ひいれけるに、幸ひ宗雄は次男なり、殊に鷲尾は當時並びなき長者なれば、希雄速かにうけひきて、已に事調ひ雙方喜ぶ事限りなし。姫の病も稍おこたりければ、近きに吉日を選びて宗雄を迎へと

らへきに極めけり。爰に又信太小太夫勝則は、過ぎつる年義治に[illegible]事を[illegible]けるに、背ほころ上に[illegible]せられ、其の後[illegible]をなさんとし、[illegible]田[illegible]に[illegible]をなさんと、[illegible]以て[illegible]に[illegible]し、義治を亡ぼし、山林田[illegible]を[illegible]ひ、[illegible]取り[illegible]にせんと、[illegible]たりと雖も、鷲尾の[illegible]中には數多の男士あれば、容易に手を出し難く、空しく月日を過しけるに、[illegible]鷲尾の[illegible]を過ぎたりけれ[illegible]、[illegible]は山奥に隠れ[illegible]、義治を討たんとつけ狙ふ由を聞き、[illegible]に[illegible]して[illegible]、[illegible]ひける處に、[illegible]いたる事を聞きて[illegible]に目[illegible]く、然る上は[illegible]に事を[illegible]も、其の[illegible]へ[illegible]しにける[illegible]にぞり、或夜鷲尾の[illegible]へ忍び[illegible]、義治が[illegible]の下に[illegible]入り、[illegible]を[illegible]ひ、[illegible]より[illegible]して首を取り、[illegible]に包み[illegible]の下に[illegible]入れける時、[illegible]道の中に[illegible]へ入り、[illegible]けり。[illegible]中に[illegible]とこれ。これぞ[illegible]事なるに、[illegible]わたればかりなり。時に信太小太夫勝則[illegible]に[illegible]、數多の[illegible]を[illegible]して[illegible]、[illegible]りて亂入しければ、[illegible]中の男女おそれ[illegible]き、こはいかなる事ぞと、[illegible]道に[illegible]。然りと雖も此の[illegible]中には數多の男士あれば、各得物をとりて[illegible]ひ、命をすてて[illegible]

けり。平太夫豫て野武士山賊の類を語らひ郎黨の中に加へければ、人數最も多し。鷲尾の郎黨は主君を討たれ、不意を襲はれ、殊に素肌の戰ひなれば、心はやたけに思ふと雖も防ぎ難し。義にのみはやる者は主君を討たれて生き存へ、何の顔ばせあらんと、思ふ樣に鬪ひて討死するもあり、慮り深き者は暫く一命を保ち、後日仇を報ゆべしと、一方を斬り拔けて落ち行くもあり、信太方の者共も過半討たれにけり。野分の方は豫て男勝りの婦人なれば、家系の一卷を懷にし一の谷合戰の刻、九郎判官殿義治の父經春に賜はりたる、金作りの太刀を家の寶器として納めおきたるを取り出して腰におび、馬に打乘り長刀を打振りて一方を斬りぬけ、辛うじて遁れ出でけるが、身中に數多矢を受けて朱に染り手綱かいくりつゝ「嬰兒は何處にある、姫よ〳〵」と呼ばはりけるが、また敵兵追ひ來り取圍むを、四面八方に斬り拂ひ、馬も矢疵に堪へかねどうと倒れければ、歩行立になり長刀杖につき、よろめく足をふみしめつゝ、尙嬰兒を尋ぬるに、矢疵やゝ痛みて忍び難く、炎頭の上にふり懸り、身中に燃えつき眞に遁れ難き折しも、義治が乳母子の宗我部羽左八といふ者遙かに見つけて馳せ來り、危きなかを救ひ出して落ち行きけり。嬰兒は父討たれしと聞き、我が身のみ生き殘りて何のかひあらん、一つ闇路を迪らんと、既に猛火の中に跳び入らんとしたるを、山吹あわてゝ抱きとめ、「まづ落ちて母君の御行方をも尋ね給へ」ところしらへて伴ひ出でけるが、敵兵見つけて馳せ來り道を奪ひとらんとす。山

吹刀を着して組み鬪ふと雖も、女の力に及ばずほどなく危かりける時に、田鳥宮丞[illegible]
せ來り、續けかゝりたる間遠を取りて其る敵を打ち倒しければ、大花とも散り[illegible]給にも我れ下部大勢
那ぶを見る知して敵兵此の勢ひに懼れて進み得ざりければ、道濃は山城に向ひ、とてもく[illegible]を以て
落ちゆきた、我は野分の方の野身気遣はしければ、今は二たび敵中に入りて尋ね[illegible]とて二[illegible]
としやい其の身はあとに尻みけり。されば野分の方は和九八に救はれて落ちゆき、[illegible]山城に赴け
られて走り、互にその行く先を知らざりけり。

第十一　蝦蟇丸傳　帶取池記

さても野分の方は和九八が組頭の家に深く隱れ居て、[illegible]
しけるが、中[illegible]の行方も知れず、野分の方は[illegible]
じ、捕へて人質とし、[illegible]を手に入れんと尋ぬる由を聞き、かの家にも[illegible]
雄ゐ住まんにも、かかる身になりては面目なし、とやせましかくやせましと[illegible]
和九八いひけるは、[illegible]の道にも[illegible]所に[illegible]給はんは氣遣はしければ、小八[illegible]へ[illegible]
良計なたし御心を安んじ奉らん[illegible]といふに、心を定め家系の一卷を[illegible]に[illegible]

帶び和五八を具し、夜に紛れて忍び出で道を急ぎけるが、雞山越えの山路に差懸りける時、信田の郎黨追ひ來りてほとく〳〵捕へんとす。野分の方刀を拔いて向ひ會ひければ、和五八「過ちしたまふな、こゝは小人にまかしてとく〳〵走り給へ。」と諫めて落しやり、祕術を盡して闘ひけるが、敵は多勢なり、嬰拳四手に敵し難く遂に討たれにけり。野分の方は唯走りに走りて、北條峽の邊まで逃げ來り、喉を濕ほさんとあたりの池水を掬し池の面を見れば、色よき帶一條水上に浮きぬ。玉簾錦繡のうちに明しくらせし身も、俄に零落して心まで賤しくなりけるにや、心中に思ひけるは、敵多勢なれば和五八も必定討たれつらん、少しの蓄へも彼が身につけさしたれば、飢渇を忍ばんてだてさへなき折、この物を見つけたるは天の與へなり、拾ひ取りて路用に代ふべしと、包を傍におき、腕をのべてかの帶を取らんとしたるに、忽ち水中より鐵搭を出して水底深く引き入れぬ。是れ乃ち蝦蟇丸が仕業なり爰に蝦蟇丸が仔細を尋ぬるに、過ぎつる年霧尾の獄舍を越えて遁れ出でしより暫く陸奧にありしが、その後當國に來り愛宕の山奥なる農家の、夫を失ひたる女の容貌美麗なるに心迷ひて、強ひて後の夫となりぬ。その妻の名を小萩といひ近頃眼病を煩ひて盲目となりぬれば蝦蟇丸只管これを疎みぬ。前のたいし女兒二人あり、姉は十三歲にて名を松蟲といふ、妹は十歲にて名を鈴蟲といふ、二人共に見め容世に勝れぬ。蝦蟇丸は元來海賊未冠者利元の子にて、父より傳はりたる南蠻奇藥の方あり、其の藥を耳

日暮になれば、水中にありて見聞し給ふなるに陸にある人の聲して誠に奇なりといふべし。然るに蝦蟇丸妻には京の市へ通ひて商賣すると云ひなし、北山紫野の邊の池の蘆間にかくれゐて、池の面に色よき帶を浮めおき、往來の旅人これを拾ひ取らんとする者あれば、忽ち水を潜りて水底に引きこみ、縊め殺して衣服金銀を奪ひ取ること年頃なり。この奇術を得たるが故に水中の働き陸よりも自由なり。妻小蝶は志ねじき者なれども、此の事を露許りも知らず、郷人は池の主帶に化して人を取ると云ひ、恐れて近づく者なし。今の世に帶取の池といふは是なりとぞ（山州名跡志[illegible]）かくありけるに、信田小太夫に頼まれて義治を殺害し、首尾よく仕とげたる上に褒賞を得て後、富に富み、妻子を携へて其の場より直に故郷日向へ還らんとて、播州室の津より一船に乘じけるが、牛窓の沖にて船覆り、水練の達人なれば一命は恙なかりしが、かの富金を失ひ故郷へ行かんも效なく、身の薄命を歎きてすごすご家に歸りける。或時鷲尾が妻野分の方を水中に引き入れ、既に縊め殺さんとして見れば、年は少し容貌も麗しきのみならず、誠に絶世の美人なれば、俄に心を轉じ急がはしく茂林の中に助け上げ、水を吐かしめなどして介抱しければ、漸う人心地つきて、蝦蟇丸を見て怖ろしげなれか、蝦蟇丸云ひけるは「御身過ちて池に陥り給ふを小人幸ひに救ひ侍りぬ。御身を見申すに直なき御方とも覺えざるに、從者なくもなくて、一人此の池にわたり給ふは必定いはれあらん。小人が住家はこ

れより遠からず、伴ひまゐらせて暫し疲れをやすませ申さん、いざたまへ、といふ。野分の方は心ならずと雖も、膽太き婦人なれば、まづ彼が言葉に從ひて試みばやと胸を定めて包を取り、遂にいざなはれて蝦蟇丸がかくれ家に行きぬ。

櫻姫全傳曙草紙卷之三 終

櫻姫全傳曙草紙　卷之四

第十三　盲女小萩雪中に死

扨も野分の方は蝦蟇丸に謀はれて賊宿の山寨に預る迄であら、雲霞より前に云ふ脇をすて、去の實りし我ぞ、かく計較りと幡ゐつけたるに、蝦蟇丸身をおぼして我を害すきの二部たほりより試に、猶し手を留めて我がいふ事を聞き違へことなふ、肝すゐ我でめりこ事なり、なのくしを心得よ者ぞ問るとも、いかでか謀られんや、汝過の神にや頼み、我を借して我を水中に引き入れ、今又汝をも冥中に連れ來りて、我が寄る術はんと謀るに疑ひなし、我こゝまで來りしは汝を救はん爲ぞかし」とて文様の上なる樹下に、蝦蟇丸の命を受け出し、「婦人よ我與の後に」と云、誰ぞ是の力をもって汁申す、疑する心なきを示して我がいふことを聞き給へ、婦人の眼力の如く我をとに惡人なり、然りと雖も婦人を害する心なし、其の故語るべし姑で、我處へとて詐しければ、野分の方身につゝ小刀を鞘に納め、前後に心をくばりて岩の中に入りぬ。さて蝦蟇丸云ひけるは、我の池の邊にかくれて、水上に帯をうかめ、往來の旅人これを拾ひ取らんとする時、水中に引き入れて殺し

殺し、衣服金銀を奪ふ事を業とす、今日しも已に婦人を引き入れてしめ殺さんとしつるが、婦人の容貌美麗なるに心迷ひて、一命を助けこれまで伴ひ来れり。我が愛情の深きを察し、今より心を傾けて我が意に従はゞ、妻となして生涯を安んずべし。婦人の今の手なみを見るに、尋常の女子にあらず、頗る武藝の妙所あり。然りと雖も我が術には敵する事能ふべからず、婦人の衣服の襟を見るべし。」と云ふにぞ、野分の方襟を探りて見ればいつの間にか打ちけん、手裏劔を三本までぬひつけおきぬ。蝦蟇丸莞々と打笑ひ「それ若し我が言葉をうけひかずば立所に一命を失ふべし、いかに／＼。」といふ。野分の方彼が手練を感じ、且志の切なるを聴きて少しく心を折り、つれ／＼蝦蟇丸が容貌を見るに年の頃は三十七八歳と思しく、眉目秀麗渾身素雪の如く、身の丈は六尺に近くして、世に希なる美男子なり。これまでは只彼を怪しむのみにて、容貌のよきにも目を留めざりしが、あだめく心いできてよく見れば、かかる美男子なれば元來の淫婦俄に心動き、殊更彼が武藝に達したるを見て、尋常の者ならず、由ある者の落ちぶれてかかる身に下りしならんと察し、とても志してゆくべきあてなき身なり、路頭に倒れて餓ゑ死なんより、一先づ彼に身を任せて一命を保ち、後日良計をなすにしかじと心を定め、「御身妾を思ふ心實に深くば、妾も亦御身を慕ふ心淺からじ、落花心あれば流水も亦情あり、兎も角もよきに計らひ給はれかし。」と打笑みければ、蝦蟇丸大いに喜び「我今妻あれども、吉日と六

ありてものゝ用にたゝざれば、日頃疎み給へとも、それをもてはに忍びて養ひ參らせ、彼を追ひ出さんとせしが
しかれども□く、□人□かゝる心得ぞとて、□宗竹鈴へ、直に申せし事あり、□□に入れて、□□は□にきゝ□
は、今日しも京の町に出で物賣りて歸るに、途に落ちたる繪を拾ひ上げしに、由ある詞を書きし
掛て遊び戲き給ふなる由、餘りの嬉しさにこれを守と申せば、汝心にかけて書きをきし事
ふ、小萩は是を聞き悲しみ□□□兄の言葉を信じ情深く云ふにも、野分の方より密に遣して、こゝれを
も此の家に留まりけり、扨小萩と兄弟の縁を□陶に□□き、暇を求め此を□せ、野分の方に一間
を隔てたる時に、むきて養ひ、其の舌目を奪ひ方に絵語れる文字に書きて語る合せし、或時野分、御身
は何人の子なれる果てにやと尋ねけるに、野分の方は泣きていふ、我は元と常陸の官女
なるが、平家滅亡の剝、親族悉く失せて頼むかたもなく、乳母の家に預けられて、身を辛く憂き
此の頭乳母身罷り、乳母子の組しき情あるが、貧に窮ひ、遂に妾を目を見せ、御身も
た無下に卑賤の人とは見えず、何等の人ぞと云ふ、野分もいつはらでいふ、我が父は伊賀國山
田郡の住人平田平四郎貞□法師の子なり、今海道の代となりし世間も□に、見そ人知らぬ山
中に隠れ住み、生業とすべき手段なき儘に、心にもあらで賤となりぬ、さりてみれば御身も我も、共
に平家の重恩をうけたる身なれば、夫婦となるもしかるべき縁ならずやと語りあひて、次第に交情深くな

りて暫く月日を送りけり。かくて梢の蟬の聲も弱り、風の音に驚くかとすれば、殘る松さへ峯に寂しき冬の時と變りぬ。いとゞいぶせき谷陰のあばら家に肌寒き夜嵐をしのぎ、耳に觸つるもの樵歌牧笛の聲、眼に遮るもの竹煙松霧の色のみなり。なみ／＼の者の住み得べき所にはあらねど、野分の方は愛情に心ひかれ、侘しき暮しは苦にならで、只年の盛りを過ぎて色香の失せん事を悲しみ、只管姿を粧ふ事にのみ心を盡し、貴族の胤とはいひながら幼き時は賤が家に育ちし身なれば、かかる住居もならはぬ心地はせざりけり。然るに又嫉妬の惡癖起り、「小萩親子三人をいつまで徒らに養ひおき候や、とく／＼追ひ出し候へ」と屢蝦蟇丸を催す。蝦蟇丸云ひけるは、「兄弟の娘はみめ容もよければ、今暫く養ひたてて、船泊りの妓女などに賣りつかはさば良き價を得べし、小萩は不日に追ひ出すべし」と云ひて折を見合はせけるに、或時に小萩蝦蟇丸がそばに近くさぐりよりて云ひけるは、「妾此の頃推量するに、かの上﨟といひなして連れ來り給ひし婦人は、御身の隱し妻に疑ひなし、よし然るとも妾はかく盲となりし身なれば、露ばかりも恨むべき心はなきに、などて明らかには語り給はざるぞ」と云ふ。蝦蟇丸曰く、「汝何事を云ふぞ、かの上﨟の身の上を聞きしに、福原の皇居に仕へたる官女の由なり、我が父は平家の重恩をうけたる人なれば、平家一門と聞きて見捨て難く匿ひおくなるを、汝追ひ出さんと思ひてしかは云ふならめ、汝盲となりてものの用にたたざるを、夫婦の情を思ひてこれまで

養ひおきつる其の恩も顧みず、さばかり悪念を蓄ふるは何の道理ぞや、夫婦の縁はこれまでなり、とくとく此の家を出でゆくべし」と云へば、小萩泣聲になりて「此の頃御身等兩人言を巧み出さんと謀る事、とくよりこれを推量して、此の家は前の夫の家なり、御身は後の夫にてありながら、妾を追ひ出さんとし給ふは道にたがはずや。さばかり妾をうとみ給はば、御身等こそ出でゆき給へ、妾はみじろぎもせじ」と云へば、蝦蟇丸眼を怒らし「己いかなる辯して口巧者なる女なりとも、ゆかずとて追ひやらでおかんや、とく〳〵いでされ」とて縁より下にはたと蹴落しければ、小萩は口惜しさ悲しさに齒をくひ、牙をならし「如何に宣ふとも此の家は動くまじ」と云ひつゝ、此處彼處を攫りて、縁の上に這ひ上りぬ。此の折しも後にしはぶきの聲す。靈雲とこれを聞けば、野分の一間の襖、障子を少しひきあけて此方を睨み、口を閉て戒ふるにぞ、蝦蟇丸うなづきて小萩を捕へ、[illegible]せずばゆくまじ」とて、ふくむ手に黒髪を絡みて引き倒し、割木を取りて續け打ちに打ちければ、忽ち皮肉破れ鮮血流れて總身朱に染り、まだ死しやらざりければ、松蟲、鈴蟲見兼ねて、蝦蟇丸が左右の手に縋りつき〳〵、「我をな打ちて母様を許してよ」と云ひて泣き叫ぶを、蝦蟇丸耳にも聞き入れず、兩人を突き倒し又續け打ちければ、姉の松蟲進み出て母の上に重なりて「これ妾が代りに打ち給ひ、母様を許してよ」と云ひつゝ、兩手を上げて支ふれば、妹の鈴蟲も又中に入りて「いかやい

や妾を代りに打ちてよ。」と、兄弟互に身を押出して母を庇ふ孝心のけなげさに、小萩は身もうせ心もきゆる思ひにて、苦しげに息をつき、「此の上はせん術なし、兄弟の子供を具して出で行かめ、妾今は親族も皆失せて立寄るべき所もなければ、今此處を出づれば今より直に乞食なれど、假令餓ゑ死ぬとも、親子三人手をとりあひて餓ゑ死ぬべし、果報つたなき母ゆゑに、憂目を見する不便さよ。」とて、二人の子供にひし／＼と取りつきて哭きけるが、やう／＼涙を拂ひ、「いざ來れ。」とて、手を取り出で行かんとするを、蝦蟇丸押隔て、「彼等は血を分けし子ならねども、我が養ひたてたる娘なれば、汝につけてはやりがたし、汝一人出で行け。」とて襟首とらへて、切戸の外につき出し、「離別の證は此の杖と破れ笠、これを持ちて行け。」とて投げやりつ、樞を固めて内に入れば、兄弟の娘は哭き叫び、「そは情なし、我等も共にやりてよ。」とて走り出づるを引留め、薪を括る繩をとりて、二人を左右の柱にしばりつけぬ。げに屠兒が家に羊を繋ぎし如くにて、情なしなどもおろかなり。頃しも嚴冬の時節にて雪強く降りけるが、小萩は雪中に倒れ伏し、身に纏ふもの襤褸の如き衣一重なれば、寒氣疵口に冷えとほりて、痛み堪へ難く息もたゆげにうめきけり。時に野分の方一間を出でて蝦蟇丸がそば近く居ならび、「さても寒き日ぞ、御身薄著して冷え給ふな。」とて後より物うち著せ、爐火の中に柴をたき酒を溫めて汲みかはしつゝ、むかひの峯を遙かに見やり、一時にもあらで花の散るを見ることよ、げに雪の

あなたは春にやと疑ひしもうべなり、木々のけはひ山々の景色もいはれず。」とひとりごちて、小萩親子の哀れなる様には目もやらで、うち笑ひける心は鬼ともいひつべし。小萩はやう／＼編戸にとりつきて起き上り、「やよなう蝦蟇丸殿、妾を追ひやり給ふはぜひなけれども、二人の子供をとゞめ給ふは情なし、妾宿世の報いにやかく盲となり、よろづ不自由なる中に幾許の苦労して育てあげ、明暮になでさすりしいとし子を、いかで見殘して行かるべき、共に行かしめ給はれかし、これ聞き入れてよ、慈悲で候ぞ。」と、くどきたてゝは吹雪に打たれてははたと倒れ、倒れては起き上りくどきたて、身を悶えて歎き、涙と血と相和して瀧の如くに流れけり。かゝる悲しき中に雪は強く降り、谷の水音は哮くとなりて高山も目前なり、松吹く風は肌をさして氷の刃の苦しさいやまさり、身は雪色をまとひて紅蓮大紅蓮の寒苦の如し。見るにつけ、黒髪氷柱となりて、降りかけたる様にかしら／＼と白く、いとゞ身もこほりすくみて、忽ち枯木の如くなりぬ。兄弟の童はくゝられながら蝦蟇丸に向ひ「情なくも母と共に行かせてよ。」と云ひつゝ、のびあがりては母を見やりて歎きければ、小萩は猶も離れ得ず、「妾目の見えざる上に手足凍えて、とても行く事かなひ難し、せめての情に今日一夜は此の家に明させてよ。」と云ひてかきくどくにぞ、あくまで邪見の蝦蟇丸も少し心たゆみけるか、野分の方で山邊を悟り、蝦蟇丸が背中をつき目くばせすれば、蝦蟇丸打頷き、「あなかしましき女かな、いかにいふ

ともゆかざるや、然らば此の子供等を目の前にて打ち殺すべしとて、麪棒を取りて續け打ちに打ちければ、二人は苦痛に堪へず、「あなや」と叫びて倒れけり。小萩は子供が苦しむ聲を聞きて、五臟六腑も裂けちぎるゝ思ひし、「やよ〳〵暫し待ちてよ、とても叶はぬ事ならば思ひ切りて獨り行かめ、必ず彼等を打ち給ふな。」と云ひてよろめく足をふみしめつゝ起き上り、破れ笠を戴き杖つきて、二足三足歩みしが、「母樣〳〵母御なう、我等も共に連れて行き給へ」と呼ばはる聲に心ひかれて、立戻る。戻れば蝦蟇丸兄弟を猶打ちて苦しむる。行けば二人が呼び戻す。戻れば蝦蟇丸丁と打つ。行きつ戻りつたゆたひて恩愛の絆に繋がれ、四子に別るゝ桓山の鳥にも增る思ひにて、雪の中に合破と伏し、むせ返りてぞ歎きける。野分の方蝦蟇丸を進めて又も二人を打たすれば、小萩は彼等が苦しむ聲を聞くに堪へず、胸さへ晴む盲目の、手故の闇の雪道を、こけつ轉びつ出で行きけり。既に日も暮れはてければ、野分の方蝦蟇丸が手を携へて一間の中に入り、又酒を溫めかへて汲みかはし、暫く時をうつしけるが、野分の方打笑ひ、「彼を追ひ出してやう〳〵胸は晴れしかど、彼盲目の身にて、かかる雪中を辿るなれば、よも遠くは行き得まじ、若し近き邊にて凍え死になどし、人の目にかゝらば惡しかりなん、しかじかゝ計らひ給へ」と耳にあてて私語きければ、蝦蟇丸いかにもさりと思ひ、もすそをかゝげて裏口より走り出で、跡をしたひて追ひ行きけり。さて痛はしきは兄弟の娘なり。左右の柱にゆひつ

けられ、強く打たれて簀子(すのこ)の上に倒れ伏し、更に正氣もなかりけるが、姉の松蟲漸う頭をあげ、「鈴蟲」と忍び聲に呼べば、妹も頭を上げ「姉上さぞな身うち痛み給はん、妾も堪へ難く侍る」といふ。松蟲曰く「我等が苦痛は忍びもせめ、唯痛はしきは母人なり、寒氣激(はげ)しき雪の夜をたどり行き給ひつれば、今頃は途中にて凍死(こゞえじに)やし給ひつらん、ともに跡をしたはんとは思へども、かくしばられてはせんすべなし。父樣(とゝさま)は辛くとも、一旦父上と頼みつれば、恨むべき道理なし、たゞ悲しきはかの上なり。」とてさめ〴〵と泣きければ、鈴蟲も聲を忍びてむせび入り、世界のあはれを二人が身に集めたる思ひなり。折りしも峯越しの雪卷風(ゆきしまき)さとおろして、二人を颯(さつ)と吹き倒し、又も正氣を失ひけり。然るに蝦蟇丸は雪中の足あとを心あてに、倅の蘭丸(らんまる)を引具(ひきぐ)して小社の跡をしたひけるが、果して二人の古社の軒下に倒れ伏し、死になん〳〵として、只絲のやうなる息のみ通ひけるを、情なくも嬲り殺して屍を肩にひきかけ、人の通はぬ山奥に行きて、深き谷底に投げ捨ててぞ歸りける。[illegible]ことも世に[illegible]し少なき惡業(あくごふ)なり、

第十四　二人比丘尼發心の記

かくて次ぐる日にいたり、蝦蟇丸兄弟の娘に向ひて詞(ことば)を和(やはら)げ、「母は志あしき故、こらしめの爲に追

ひ出しつれば、必ず慕ふこと勿れ、汝等我にそむかず此の家にとゞまりなば、深く憐みを加へて養育し、今少し生ひたらば賑はしき所につかはし、面(おもて)には紅粉(こうふん)をいろどり、身には綾錦(あやにしき)をまとひ、朝夕酒宴絲竹にあかしくらして、樂しみ多き身となすべし、そのうち小萩志(こゝろざし)もなほりなば、再び呼び戻して親子一所にならしむべし。若しまた汝等我が意にそむき、此處を走り出でなどせば、忽ち追ひ捕へて母子三人ともに命をとるべし。かならず惡しき心をいだすべからず。と威(おど)しつ燧(すか)しつ云ひて括り繩を解き、物喰はせなどしけるが、二人は兎角母の身を案じ、慕ひ行かんと思ひ、心頼りなれども麓に下る道すら定かに知らず、若し追ひ捕はれなば、母もろともに命をとらるべしと思へば、せんすべなく虎の穴に住む心地し、ものかげに入りては哭かぬ日もなく、襤褸(つゞれ)の袖をほしあへず明し暮しぬ。

然るに蝦蟇丸野分の方にいひけるは、「我かの池にて賊をなすこと、知る者はあるまじと思ひつるに、密かに聞けば撿非違使の下司(したつかさ)ども、我をとらへんと謀る由なれば、最早かの所にて生業(なりはひ)をすること能はず、とても京近きあたりにてははかばかしき働きはなし難ければ、他國に移りゆかんとおもふ心あり、日向の國に我が手下の賊どももあれば、我まづかの國に到り、手下の者どもと謀りて住家(すみか)をもとめ歸りて御身を連れ行かん、留守のうち兄弟の子供等に心をつけて走らしむべからず、彼等は搖錢樹(かねのなるき)なり。」と云ひふくめ、遽(にはか)に發足し、日向をこゝろざして急ぎ行きぬ。かくて野分の方は留主を守り、子

僕等に煮焼の業をさせ、おのれは只いたづらに惰して喫ひ、婆が謂ふことにのみかゝりて過しぬる
あはれむべし兄弟は朝を早にて朝々の煮焼に使はれ、その暇々に伐薪をなさしめ、夜間に臼挽く
深に眠し、いさゝかも怠る時は痛く打つ故に、常々身うちに生疵絶えず、かしらも面に青く腫れて上
ぜむる故に、身體日々に痩衰へ、かく〳〵の苦しみを堪へ忍びて居りけるが、野分になりてぞ
ぁ使ひたらずや、衣類等につけるけれ、今日を始めとして、毎日朝々の煮焼の暇に山に行き七把の薪
を刈り、妹は五把の柴をかれよ、然なくして日々の數にたらずんば、一把にても不足を返補して十本
く打つべし、必ず怠るべからず、とく〳〵行けとて追ひやりける、兄弟は由なき事にあひたりと嘆きも、
母の命にてこれまで苦しき業をしなれざれば、由緒の家門に生れたる身の、嘆をもとして尚も山路をと
して繁き笹、道もなきのもと分け入りて、白く美しき足は荊棘のために疵つき、鮮血ながるゝ事は
血經の袖に溢れ、柴を刈るにぞ、身うちは疲れて手足なへ、息も絶えだえに喘ぎて過ぎゆく
らすは夏日にあふべしとおもへば、身を顧ず勵みけるに、姉は辛うじて七把の柴を刈り得たれども、
妹は僅かに十歳の幼なれば漸う三把を刈り、日は既に傾きぬれば、姉におろかなりて本日は二把を
不足あり數に二把たらざれば、此の儘家に歸りなば必ず痛く打たるべし、今日は早暮れたれども
ば、後を刈らん便りもなし、こはいかにせんとて二人ひそかに嘆きければ、姉娘は妹を勵して、、、ろさ

ばかり嘆きて、妾が刈りし此の柴の中を二把わけて其方の柴の數を合はせて歸るべし、氣遣ひすな。」と云ひければ、鈴蟲云ひけるは、「さありては姉上の柴の數不足して、御身打たれたまひなん。」松蟲云ふ、「妾はよきに云ひ解きて難儀を遁るべし、早夕飯調ずる頃なれば、かく云ふ中にも歸りの時移りなば、猶かの人の怒りにあふべし、とく歸りなん、必ず泣顔を見せな。」と云ひつゝ、鈴蟲が後れの髮をかき上げ、著る物の塵うち拂ひてとらせ、二人共に柴負ひ腰もたゝぬばかり重きを堪へ忍びて家に歸りぬ。野分の方二人が柴を改め見て、忽ち眼尾ひきあけ松蟲を睨みて云ひけるは、「惡き奴、妹さへ定めの數を刈りつるに、汝年かさにてありながら、二把まで不足せしは畢竟物に怠る故なり、後日の懲しめにいで／＼憂き目を見すべし。」とて、割れ木を取りて打ちければ、鈴蟲泣聲になり、「姉上の柴の足らざるはもと妾が罪なり、妾を打ちて姉上を赦してよ。」と云ひて、野分の方の袖に縋るを松蟲おしのけ、「其方しか僞りて妾を救はんと思ふとも、いかでか誠とし給ふべき、物いふ事勿れすさりてゐよ。」と叱りつゝ覺悟の體を見るに、尙鈴蟲が胸の苦しさ云ふべくもあらず。野分の方松蟲を捕へて柴小屋につれ行き、襤褸をはぎて赤裸となし、高手小手に縛りて捨ておき、鈴蟲に向ひ、「汝も我が意に背かば姉の如く計らふべし、よく見ておけ。」と云ひて睨みければ、鈴蟲は身の毛いよだちて恐ろしく、只忍び泣きに泣きゐたり。かくて時移り野分の方は臥戶に入りて眠りに就き、さ夜も漸う更けぬれば、

巴峡の猿の叫び、情騒がしき鼯も哀れを催す種となり、寒月皎々と光りて壁の破れを漏れ、寒篁竹吹きならす朔風、松蟲が肌に冷え透り、身中氷の如くなりて今も絶え入る心地す。かゝる折しも鈴蟲は、抜き足しつゝ柴小屋に来り、袂に隠せし一塊の飯を与へて松蟲に食はしめ、己が着る衣をぬぎて打着せ、「姉上さぞ餓ゑ給ひつらん、身うちの痛みはいかにぞや、妾故にかく苦しめ申す事の勿體なきよ」と云ひてとりすがり、覺えず聲をたてゝ泣きければ、松蟲かくはしして留め、「もし人の眠りを覺さば、そなたも亦憂き目見るべし、とく／＼行きて寝よ、妾にかまふ事なかれ。」と言て萬事にあきらめて言葉には出さねども、母に別れて我のみありと思ふ心には、さぞな悲しく思ふらめと推し量られて、胸も裂くる思ひにて忍び涙にむせびけり。かくて二日經る朝に至り、鈴蟲野分の方に姉の事を泣く／＼わびければ、漸う聞き容れて柴小屋にいたり、「これより後は日に一把づゝの柴を刈るべし、それ得心ならば赦しつかはすべし」と云ふ。松蟲、「何にまれ仰せ背き侍るまじ」と云ふにぞ、縛繩いましめを解きて許しけり。野分の方己は人に越えて子を憐れみ、嬰孩の行方いかにと片時も忘れず愁へけるが、それにひきかへてかく人の子を憎むことの甚しきはいかにぞや、まことにたぐひまれなる悪婦なり。さる程に兄弟の子供は毎日山に到りて柴を刈り、人も通はぬ山奥まで分け入りけるが、或日松蟲谷の端に尻かけて休らひ、ふと邊を顧みるに、谷底のむら消えなる雪の中に一つの屍

横はりぬ。頻りに胸騒ぎし、若し母人にはあらぬかと恐さを忍び、兄弟手を取り合ひて岩のはなを段に踏み、辛うじて谷に下り見てければ果して母の屍なり。此の頃續く雪空に餓ゑがちなる山鳥屍の上に集れば、あな悲しやと走りよれば、かなたを追へばこなたより集れ集まるにせん術なく、木の枝を取りて漸う追ひやり、兄弟屍にとりつき「母人よ、何故にかかる山奥へ來て死し給ひしぞ、道にふみ迷ひて凍死やし給ふ、みづから縊れなどやし給ふ、かくとは知らず今日までも、再び逢ひ見んを樂しみに、邪兒の呵責を堪へ忍びて暮せしに、かひなの有樣や、情なの御姿や、やよなう母人よ」と云ひつつ屍をゆり動かして、代る〴〵にくどきたて、空を仰ぎて歎き地に倒れて悲しみ、身を悶え息をきり、聲かるゝ許りに叫びて、狂人の如く狂ひける有樣、哀れといふも愚かなり。これより後七日々々といふに兄弟こゝに來り、花を供じ水を手向け念佛となへて弔ひけり。抑も人の屍のくさり爛れて日々に變ずる事、九相の詩に賦し無常の賦に連ねて今更云ふべくもあらねど、あら〳〵記して兒女勸善の一端とす。扨も兄弟の子供七日目にゆきて見れば、もと見し面影あともなく、古の人とも覺えず、髮はおどろの如く亂れ、五體は青く腫れ爛れ、目の玉は鳥の爲に食ひ出され、脣は腐れ落ちて齒を顯はし、恐ろしげなる有樣見るに涙も留まらず。二七日にゆきて見れば、空吹く風は四方に臭氣を送り、貌は腫れに腫れて所々の肉も切れ、腹も破れ五臟六腑邊に亂れて目もあてられぬ有樣なり。

兄弟の娘は涙を拭ふ暇もなく、成等正覺とのみ思ひいのりてぞ弔ひける。三七日に行きて見れば容も變はり、肉も腐れて青き色となり、青蠅集まりて邊に滿ち、臭氣漲りて人を襲ひ、いにしへの面影はいづちへか行きけん淺ましき樣なり。兄弟は泣く泣く頓證菩提と廻向してぞ歸りける。四七日に行きて見れば、早臭氣も薄くなりて骨に殘る肉も乾き、白き骨もこゝ彼處に顯はれ出で、青蠅も今はなし。亂れ髮は風に散りて所々の草の根にまとはれ、何れの人のはてとも見えわかず。無常の風に、日頃を喰らはれて嬋娟たる骨體も、徒らに犬鳥の餌食となると詠じたるぞ理なる。報恩と營みてはや五七日にもなりて一段兄弟行きて見るに、枯草の中野薄のもとに、殘れる骨も碎けたる時は男女のわかちもなく、側にさまよひし臭氣も更になし。只一頭の髑髏のみ殘りて、破れたるを枕にあり。一重の錦繡帳中に包まれて化粧せし身も塵となりぬ。兄弟の子供は、屍の臭り爛る、昔にも似ぬあさましさ、殘り惜しさ餘りに上に泣きくづをれたりしが、七日七日にかくの如く變化する有樣を見て、初心に發起し、無常の世を悟り、姉娘云ひけるは、いかに妹、それは何と思ふぞ、うかうかと此世に存へて、此の樣なるかの上臈に劣らぬ便なれ、活地獄の呵責をうけんよりは、母上の跡を慕ひて草葉のかげとならんにゆき、親子一つに寄す心はなきかといへば、妹答へて云ふ。母上の菩提所へまゐりて尼とならば、ことにいかばかりの苦しみを受くるとも、いかでか結び付られ、姉上はやく母上のおはす所へ伴ひてよ

と云ふにぞ、松蟲潸然と泣き「賢き者よよく云ひしぞ、しか思はば彼方に向ひて念佛申せ。」とて、西の方へ押向けければ、鈴蟲小さき掌を合はせて阿彌陀佛々々々と唱ふ。松蟲も西に向ひ、母上と同じ蓮に導き給へと念じ、小石を拾ひて袂に入れ、兄弟抱き合ひて谷川の深きに身を投げんとしたる折しも、後の木陰より「やよ〳〵兩人早まるべからず、暫し〳〵。」と聲かけ一人の沙門走り出で押止めければ、兄弟は思ひかけざる事なれば驚きながら「覺悟極めて死する者ぞ、放して死なせ給はれかし。」と云へば、沙門曰く「身を失はんと思ひつめたる程なれば、定めて止み難きいはれあらん、その仔細つゝまず語るべし。」と云ふ。松蟲心を鎭め「死にのぞみて御出家にあひしは幸ひなり、あかるきはになりて何をか包み候べき、仔細を語り申すべき程に、願はくば引導して來世を助け給はれかし。妾は松蟲と申しこれなるは妹にて鈴蟲と申すなり。父は下野國の住人に須田彌兵衞と申して、木曾の一門に仕へしものなるが、去ぬる壽永の初め木曾殿亡び給ひて御一門散り〳〵となり給ひ、父も此の山中に隱れて樵夫となり、妾兄弟を儲けつるが三年先に身罷りぬ。母は小萩と申せしが、前の月雪中に死しこれなるはその遺骨にて候。」と語り、蝦蟇丸が事野分の方の邪見なる事、母の屍の七日々々に變るを見て世の無常を悟り、死なんと思ひつめたる志までを、細やかに語りて嘆きければ、かの沙門もいと哀れに思ひて墨染の袖を絞り、程ありて云ふ「我は法然上人の徒弟に常照坊といふ者なり。

今朝上人我を召し給ひて仰せけるは、昨夜の夢に佛告げ給ふ、愛宕の由来に兄弟にて孝心深き者なれば、今生に宿世の惡報消滅して菩提の道に入るべき時到れり、疾く行きて教化し彼等をすくへと告げ給ひぬ。故に我彼處に到りて尋ねばやと思へど、去年配所より歸洛して[illegible]行歩もかなはざれば、汝我に代りて彼處に到り尋ねよ、佛の告げに違ふべからずと命じ給ひにけり、今日兄弟の由申を尋ねんに果して汝等にあひぬ、幼しと雖も我が說く所を聞け。たれ人は高安の階にも攀ぢ登れて、荒業梵輪の雲を守りきなく、帝釋柔軟の膝にも下されて三十三天の花を[illegible]六天魔王の位四種輪王の座、望み永く絶えてかけさせず、生死有爲の果報生滅の理きまとたにもならず、禍福の出籍として五障の雲はるる時なく、愚癡の消滯として三途の苦に沈め[illegible]、いかにいはんや、[illegible]を殺めて非命に死なんこと罪深き業ならずや、三途八難に沈みて[illegible]を受けて、因緣[illegible]、[illegible]か遁成を願ひ、如意の往生を喜び、よく母の菩提をとひて同じ道を願ひ[illegible]、[illegible]を觀念して素意をとげ、法如禪尼[illegible]中古は[illegible]母の[illegible]を受けて、正覺に歸したる例あるものなりとて教化しければ、兄弟の幼心にも大いに得道して隨喜の淚を流し、[illegible]を願ひければ、常照阿闍梨は斜ならず喜びけり。扨松蟲母の骨を拾ひ集めて[illegible]の器へ入る、[illegible]に納めて頸にかけさせ、[illegible]を伴ひ給

はれこ」といふにぞ、阿闍梨二人が手を携へて山を下り、大谷の庵室に到りければ、上人聽て兩人を剃髪せしめ、法衣を與へて憐み給ひぬ。然るに上人歸依の大旦那月輪の禪閤、此の事を聞召していと哀れに思し、兩人の幼女に扶持を與へて養ひ給ひぬ。建暦二年正月二十五日上人遷化のきはまでも、此の幼女等病牀をはなれず看病りけるとぞ。

此の兩尼成長に從ひ、容貌美麗にして玉の如くなりければ、觀音勢至の化身かと人々云ひあひけり。六時禮讚とて上人の徒弟安樂といひける僧、經文を集めて作りたるに、太秦の善觀房節博士を定めて聲明になせるを、徒然かの兩尼聲よく唱へ、鉦打ちならして洛中洛外を勸化しけるが、哀歎悲喜の音曲珍らしく尊かりければ、聽衆耳を欹てて結縁する者多く、その聲の妙なるを感じ、松蟲鈴蟲とよぶも宜なりとて、其の名高く聞えけるとぞ。案ずるに今音のほそき鉦を松蟲といふは此の尼より起りたる名歟。

難波名所記を案ずるに今宮の邊に松蟲塚といふあり。鈴蟲の行方は如何ありけん。松蟲此の所に來りて身まかりぬる故、印に殘しおける所とて松蟲塚といふ云々。また案ずるに松蟲鈴蟲は後鳥羽院の官女と云ふ説あり、いづれか是ならん。後伏見帝の敕によりて正安の比修したる上人行狀畫詞に松蟲鈴蟲の事をのせず、故にその傳を詳かに知る者稀なり。又かの兩尼を二人比丘尼と云ひける由、案ずるに、寛永年間石平道人著せる二人比丘尼といふ草紙はこれにもとづきて作りたるもの歟。

又南柱村の骨を首にかけて勸化しける故に、骸骨の居士ともいひける由、これは北齋の北のもと也にして、時の人の稱したる異名なるべし。

第十五　櫻姫悲二薄命一臥レ病

爰に又櫻姫は山吹と共に館を遁れ出で、鶴田の邊まで落ち行きけるが、母野分の方の身の上を案じひ、行方を尋ねて共に行かめと云ひて、遠く離れかねけるにぞ、山吹云ひけるは「しか思ひ給ふは理なれど、此の邊に迷ひ給ひて、若し信太が追手に捕はれ給はゞ、再び會ひ給ふべからず、一旦都の方へ落ち行き給ひ、隱家を求めて後、人をして尋ねしめ給へ。母君は男子にも勝りて猛き心ある御方なれば、やみ／＼捕はれ給ふなどはあるべからず、いざたまへ」と言ひて、都の方へ足を向けたる折しも、果して信太の郎黨後を追ひ來りて姫を奪はんと圍みて捕へんとす。山吹はこゝにて帶ひきあげ、刀を抜きて打ち拂ひ、追ひつ返しつ闘ひけるが、追手いやが上に重なり、遂に二人を生捕り、高手小手に括りて叢林の中に引据ゑたり。櫻姫は頻りに落涙して薄命を悲しみ、山吹は齒をかみ牙をならして、後悔すれども更にかひなし。追手の者どもは兩人を中にすゑ、草原に腰掛けて暫く休息しけるが、一人云ひけるは「我先に見つけたれば、賞金を賜はらば我その半を分ち取るべし」と

云ふ。一人が云ふ、「汝先に見つけたるのみにてかの女に斬りたてられ、いちあし出して逃げたるにあらずや、我こそかの女を捕へて第一の功なれ。」と云ふ。又一人が、「畢竟櫻姫を捕へたる者こそ、大功なれ、賞金を多く取るべきは我なり。」と云ひて進み出づれば、殘る者共口をひとしうし、「こゝにをる者、何れか此のことに勞せざる、賞金の配分は平等にすべし。」など云ひて互に爭ひ、はて〳〵は同志討ちして、大いに騒動しけるこそ卑しけれ。かかる折しも背後の大樹の陰より、一箇の美男子明晃々たる刀をうち振りて躍り出で、追手等を散々に斬りたてければ、其の猛き勢ひに恐れ、秋の木の葉の散る如く東西に逃げ去りけり。かの美男子やがて兩人の縛めを斬り解き、地に伏して恭しく云ひけるは、「姫君は小子を見知り給ふまじ、小子は御家士篠村八郎公連が一子、二郎公光と申す者にて候。十七年以前殿の御勘氣を被り、浪々の身となりたる謂れは一席に盡し難ければ、縷々語り申すべし。小子御館に到り、これまで苦辛仕りし仔細を聞えあげて、御勘氣の御赦免を願はんと存じたち出でたる途中にて、相公信太平太夫が刺客の爲に討たれ給ひ、御家滅亡の由を聞き膽魂を失ひて立戻る道、此の林の内の騒がしきを怪しみ物陰より窺ひけるに、かの者共姫の御名を申せし故、御顔は見知り侍らずと雖もそれと悟り、驚きて救ひ奉りぬ。」と述べければ、櫻姫、「扨は聞き及びし公光にてあるか、かかる危急の折汝に逢ひしは、誠に神佛の助けなり。」と云ひて喜びぬ。山吹公光が側近くより、「御身

藁を見忘れ給ふか、又は知らずや或る時御身と許婚ありし、佐竹半彌一が娘由紀にて候ふ」と云ふ。さて顔みれば、つくづくとうちまもり、「いかにも然り、一首を詠じて寄せ奉りければ、見覚えぬ」と言て更に暫し物語ありて、由紀好かりしの行方知れざる事を問ひて思ひければ、去る二年ふ十月ほどの時の事にて、むべき謀をなし、隙有り則ち行かんを尋ね、信に辛くも矢を討ちて己れに手向け、御家を再興すべし」と事本望なれば忘に以て許し、とは嬉しく、小下信州小野の里に住むか、尋ね参りて…なし。これのみ宿望のため籠居なり」と云ひて思へける時しも、一羽の鳩飛び来り、丞元が懐に入りぬ。丞元これを捕へ、武蔵野に逃はれしか、籠島に入る時は、旅人も一羽を手に上げ…も同じ思ひの籠鳥なり、疾く〳〵飛び行け」とて放ちやりけるに、又舞ひ帰りて袂に入る。かくする事三度に及びければ、由紀ともく〳〵見れば、頭の色に純白の色し、世に常の鳩にあらず。丞元日く「此の鳩こそ我が袂に入りけることそ不思議なれ、近頃大内に籠合を好みて給ふに、余御殿上人競ひてこれを好み、ここに鳩の雌雄を求め給ふ、此の鳩を代として献の贈を用ひ…一任甚しく我が氏神篠村八幡の授け給ふ物ならん」とて大いに喜び、鳩を懐にして由紀諸共己が住家へ急ぎ帰りぬ。…に、果して賜もの、金を得て大いに喜び、少しも私用に使はず、他て凝の事に用ゐる。此一家は…

近頃移り住み、元は人の住み荒したる空屋なれば、軒端傾き壁崩れ、今も倒れんと思ふ許りの舊家にて、窗には蔦葛はひ纏ひ、庭には葎生ひ茂り、板敷も朽ち簀子も破れて、牀の下より草生ひいで、怪しく悒き住居なれば、姫も習はぬ心地に、物恐ろしく心細く思さんと思へど、爰は人里に遠く隱家には屈竟の地なれば、他所に徙りて信太方に、もれ聞えんにはましならめと思ひ、かの金子もあれば家を造りかへても安けれども、それも人目立つを厭ひ、一間の塵を拂ひ屏風をもて圍ひ、せめて姫の身の邊の調度は清らなるを用ゐるべしと、密かに求め來り、繧繝縁の疊二疊に唐綾の褥を敷き、几帳衣架几、火桶燈臺の類皆新しきを用ゐ、朝夕進らする飲器の類も、螺鈿などの飾りあるを用ゐければ、かかる荒屋には似もつかず、香爐に香氣絶えざれば香一室に滿ち、天津少女の賤が伏屋に天降りたるかと疑ふ風情なり。かくの如く一心の誠を盡し、公光は日毎に出でて野分の方の行方を尋ね、山吹は側を離れずして仕へければ、櫻姫其の志を感じて袖を絞らぬ日もなし。かくて過しけるが、父を討たれ家亡びたる上に、母の行方は知れず宗雄には遠く別れ、憂き事の數を重ねつれば片時も心を慰むる事なく、晝は終日に思ひ暮し夜は八聲の鳥と鳴き明し、何となるべき我が身やらんと歎きけるこそ哀れなれ。公光は姫の愁ふる樣を見るに忍びず、「播磨に送りゆきて宗雄の主に逢はせ申さば、少しは憂さも忘れ給はん」と、山吹と語りあひて、その心構へしつる内、櫻姫心地例ならず惱み煩ひければ、二人

ほまいに備を此の世遊にさへ、自害を相る神事に有りぬるとして皆神のけるか、又事を々に臨の日や
に迷れ、頼みなくとも目的を達し、御名を記きてとれば、由政宗の袖を捧て之を早ならしを事をく日右
へかし、と誇りて云へり、敬喜び、此の作ほとても快實あるをにたを全て世帯に云時、て、臨ます
事起しおきてらてあり、亡からん後に見よと、筆を逕れ出でたるときも、眼を離て右勝みか乍ほ昨も
への誉の続けか讃思に寄わてよ、身の力にを産へ、ひたい程の袖には立られつし、後の苦れとし可
まかんと云がまの黒髪に唯に寄とあひて、其とする事中の知し、亡から後ろ御を拒ぐ堅を
並で苦ひ仕ふ事あれこれりて悦喜に云事もけ嘆きは、幸を残しに、用した、もあり、苦し
う息の下に念佛申すも、や、唇の動くのみなり、僅かに十七歳と一期として、南街の夢と消えはて
ぬ。嗚呼哀しい哉、生は有生しいに、此の日はこれ何の日ぞや、去る元年八月廿六日の日なり。由政は
永くて藤の露を流しつ、腸をつて数を付るが、情あれて申しにたれば、一生の添を手離れぬりとこの仏、
一日片時も離れ参らする事なし、我が身の年の積る事は思はず、ひとへに成人の後へかれと、あけくれ思ひて育
み参らせ、月日の經くに得さつるに、只今かかるありを見る事の心憂さよ。御産の程にも、由政をを
と呼び給ひし御聲の耳の底にとゞまり、只今の御姿幻にかけるへば、更に忘るべしとも思えず。これ
より命生きたらばとて千年萬年を経べきや。死出の山三途の川を伴ひ奉り、御供し奉るべき、思ふしく思

召されんにつけては、まづ妾こそ尋ね給はめ。生きて思ふも苦しきに、姫の御供仕らん。」と云ひも果さず氷なす刃を抜き放ちて、吭につきたてんとするを公光押止め、「汝歎きの餘りに狂氣しつるか、野分のかの御行方を尋ね、信太平太夫を討ちて御家を再興するまでは汝も我も大切の命なり、今死して何の效かある。」と樣々理を盡しければ、山吹漸う死を止まり、公光諸共野邊送りの支度しけり。せめては御遺言の如く計らふべしとて、山吹かひがひしく姫の屍を抱き上げて湯をひかせ、生ける時の如く髮をとり上げ、櫛笄をさし粧し面に紅粉を彩り、白綾の下襲、紅綱の繡の上著、唐織の裲衣を著せければ、生ける時にも變らず美麗なり。擬棺を求めて屍を納め、藤六とて年老いたる譜代の家僕忠義の者にて、此の隱家を尋ね來りて仕へゐたるを相手に、公光自ら棺をかゝげ、世を憚る身なれば日の暮るゝを待ちて、あたり近き寺に送り行き引導の語を授け、それより鳥部野の荼毘所にかき行きて。藤六を歸らしめ、狼犬の遺體を損じ盜賊の遺財を竊ふを恐れ、公光みづから棺を守り、暫く下火の時をまちけるに、暫しして藤六あわたゞしく馳せ來り告げて曰く、「信太の家人等姫君を奪ひとらんと亂入し、姫を落し申せしならんと疑ひて山吹樣を縛り、糺明するとてひきたて行き候。僕とゞめんと爭ひけれども、敵し難くてひきかへしぬ。早く追ひ行きて救ひ給へ。」と息もつきあへず云ひければ、公光驚き、「そは思ひかけざることよ。汝下火の時まで此の棺を守りゐよ。」と云ひおきて、飛ぶが如く

駛せ行きぬ。

第十六　櫻姫甦生　淸玄枉死

鳥部野といふは、亡き人を葬る地は殊さらで見し故鄕の人も稀なることなれば通はず、無常迅速して遊ぶ者もなければ、其の墓といふものは、後れ先だつ煙常に絕えず、數々の卒都婆は苔に埋もれ、讀む人もなく見ぬ墓あり、幽魂夜月に秋風に嘯く、と謂ひたるも、かゝる所をいひけん。朝あるものは死人の骸、草深うして毒蛇多く棲みて心を荒野にて、いと哀れなる所に隣六は墓守をなしてありけるが、はや十次の訃を知らせの半鐘を鳴らしければ、墓守の僧に報を報し、其人の身の上を寂して、急がはしく、錫を鳴らぬ。此の墓守の僧は別人にあらず、是れ即ち淸水の淸玄がなれる果てなり。淸玄淸水を追はれて、所々をさ迷ひ歩きけるが、本心にたちかへり、此の野の墓守となりて此の荒れたる地に住み、日毎に送り來る亡者の下火の時刻れば、念佛十念を授けて、回向する事常なり。然るに此の時櫻姫の棺とも知らず受取りて、既に棺をなすべく、例の如く讀まんと廻向し、十念を授けけるに、何處ともなく微に十念を受くる聲す。淸玄怪しみ、此の處に人もなきに何人か答へけるぞ、草叢に集く蟲の音かと聞いて、又阿彌陀經を誦ふれば、阿彌陀佛と答ふる聲、

正しくかの棺の中なり。清玄益怪しみ、立寄りて棺の蓋を開き、覆へる衣を搴け月の光によく〳〵見れば、こはいかに日頃慕ひつる姫に疑ひなし。病に月日を重ぬるにや、肉脱疲痩の體ながら顔色變ぜず唇猶紅にして、玉貌眠るが如くなれば、見違ふべくもあらず。夢現とも辨へず、且驚き且悲しみ、動情忍びかねて棺より出し、骸を抱きて云ひけるは、「我凡夫の淺ましさは、此の姫の早くかく成り果てんとは思はず、愛情の念深く、年頃の修行を空しくせしこそ悲しけれ、思ふに九相の詩に、『男女の淫樂は互に臭骸を抱く。』といひしも宜なり。人は皮をのみ愛して、唯僞りの姿なる事を知らず、何れの人かこれにあらざらん。荼毘所も多きに我が住む此の野に送られ、眼のあたり新死相を見せて我が執著の惡念を斷たしむる事、よく〳〵深き因縁なり。愈凡情を捨てて正覺に歸すべし。されどかかる花の姿を空しく灰となさん事、惜しむべく悲しむべし。」と獨り嘆き獨り說き、雨の如く落つる涙、姫の顔に潸然とかゝりて口に入りけるが、忽ち一息を出しければ、急ぎ惑ひて庵室の内に抱き入れ身うちをなでさすり、藥を口に入れて水を注ぎ、身を近づけて肌を暖めなどするに、暫しありて甦る事を得たり。清玄ひたすら夢の心地し、「姫、心地はいかに〳〵。」と問へば、櫻姫目を開きあたりの世の常ならざるを見て惘然と迷ひ、香煙にふすぶりたる御佛に向ひ、「妾ははや冥途にて候か、女はいつゝの何某とかや申して深き罪あるもののよし、慈悲を垂れ給はれかし。」と云ひて潸々と哭く

膝、春の花の陰に隠るゝ袖の草の葉に宿る、風情なるを、請をつれゝど、守るべき、唯に一隣の箱置きし上に咲ける、誰をか身内に宿し置ると等しく、夏冬心中懐抱くわうことして可し愛著あいぢやくの念おもひを生ず、敬の手を措へて云ひけるに、詩形からして舞踏、神身に非ず見神ならんで、其に識來りし話も聴きたいへ方をば如、強いてその清季に詣でて拜、其心に求めたる所の情を更に識し、我女の祖道しかりしを、併ら言語あらずとも、而して其身、而して二人の社室を遠えて月日を過したるが、自然淘汰所謂日本藤原の基をたてて權勢をいふ由、我人が言る途を待ちて歸ること叶はず、然るに戦争に起りて命を失ひけるに、萬世の家亡ぶ運命の行方知れず上向きて偉んだ方井、とて此事を思ひてとうとう彌盡きたる事を始めて通の月此の戦争に夢み若子の殿しさけりとさしてのある、[illegible]其の所は固く兆嘉智の大屋道は、第子死にて死し記事に述ぶる、我が介抱にあたりて飾する事有様の深きにあらざるで此二三年來の達びにて等に轉び我等の罪ではない、旣に尊貴の語の様に消え入りたる、聖に人の死なぬ物かは、情けによる聴界、思ひ見る時ならぬ様にはのやうにといふべし、干る合はぬ計りければ、假名をひ處り、更に積る袖の端より恐る／＼彼が有様を見たに、目は皆くに閉りて顔は常の色に変れる頭に、身の塒とも隠れて頭の正體となく、聞情うしてもえいはに、生來の美麗は亦他の線に斑れて、私なる雪頭一葉中の離れし死東此の場は草原の草深き邊に近う、いまぞ住居をなし得て、舊何に重ねしかるまい

ふことなし、折しも荼毘の煙片々と立上り、臭氣鼻を襲ひて無常を示す、空に上る香煙は惡鬼の息を吐くかと訝り、風になびく尾花は亡者の人を招くかと怪しむ、只こはき恐ろしさにたへずうちわなゝかれて、又ら死ぬべき心地なり、清女なほ妾にとりすがりてかきくどけば、惡靈聲ふるひて其の志に隨しけれど妾にはたゞもあれば、御心には從ひ難し、殊に御身御佛のかたおろそかならず、さる謂しき志を持ち給ふ淺ましさよ、何卒此の事思ひきりてたべ」と云ひてつきのくれば、清女は病後の足の力なく、尾花に噎と倒れたり。惡はこの隙に外の方へ走り出でんとするを、清女倒れながら裳裾をしかと捉へ、「我日頃戀ひ慕ひつる一念何きし今日唯今、爭でか空しく過すべき、假令蔵行を積り阿鼻地獄に墮するとも、何故ならば難ばこそ、前の母の恩いみうけ、世間に面をむけ離き身とならしも、皆是れ妾を思ひし故なり、若きは人の爲ならず、必ず身に報ゆるぞや、憎しき言葉を聞かせてたべ」と云ひつゝ起き上り縋りつくを、惡はかなれを腕にもをを遁れんと思ふより、力を極めて衝き倒せば合歡と倒れながら、解け懸りたる惡の帶を身に引ひて起き上り、たゞいまきたる燕尾の髮打てども去らぬ額のたゞ、畜生道も目前なり、清女熱き息をつきてたへけるは、「女人に近づくを以て身を火宅に擲つに譬へたるに、それ知りながらかくまで執着する事我ながら淺ましく、過去生々の因果ぞや、今は活きしも死しても苦しからず、いさ/\我が執念を晴らさせよ」と云ひつゝつけて追ひければ、惡

は恐さに身を縮め、鷹にあひたる小鳥の如く、遁れがたなく見えにけり。この折しも狐などに追はれたるにや、雉子の雌一つ庵室の内に飛び入りけるを、清玄追ひ捕へ、「日頃修したる戒行を破る印、これ見よ」とて鳥の生血を啜りければ、口のまはり朱に染みて、顔色變り眼をたて目をつりければ、はたと睨まへたる有樣、身の毛をはだつ許りなり。あな恐ろしとて又逃げ出づる、姫の振袖をひき止め、「逃げなとて逃すべきか、汝我が心に從はずば、此の鳥の如く食ひ殺して死出三途に伴はん、其に冥途の道しるべ、手を携へて剣の山、炎の裏にひきたてゆかん、覺悟せよ」と云ひつゝ、黒髪を摑んで引倒せば、姫は苦しき聲をたて「此の邊に人あらば助け玉へ、救ひてよ」と叫べども、山深くして更くる夜の、空吹く風に嘯き渡る、鵺の聲のみして誰答ふる人もなく、哀とも憐く見えにけり。爰に又彌陀二郎は此の頃當國に歸り、粟生野の光明寺に寄宿しけるが、主君義治太平に討たれ、家亡びしと聞きて大いに悲しみ、何卒平太夫を討ち家を再興すべしと思ひ、たゞ姿を窶す修行者となりて、此處かしこに隠れて時の到るを待つ、同志の義士等を語らひける所、此の夜此の三昧に來り、此の庵の内に女の叫ぶ聲するを怪しみ、垣の外に佇みて様子を窺ひけるが、清玄とおぼしき聲を聞きて、面を見知らずと雖も主君の姫君なる事を知り、大いに驚きて内に走り入り、清玄を引きのけて姫を囲ひ、聲あらゝかに曰く、「汝法師の身として憎き振舞かな、假にも佛道を學ぶ身なれば此の儘に許しお

くぞ」とて姫を伴ひ出でんとするを、清玄おし隔て、「いな／＼姫をばえこそ返すまじ、三世の諸佛に憎まれて、天魔のみいりし我なれば、今はなにをか厭ふべき、假令此の身の生皮を剝がれ臊子に刻まるゝとも、かくまで思ひこみたる一念變ずべきかは、とても奈落に沈む身なり、姫をも共に連れ行かん。」と云ひて、荒れにあれて跳び蒐りければ、彌陀二郎せん術なく、杖にしこみし戒刀を拔きて鉦打に打ちけるが、手先まはりて肩尖深く斬りこみければ、一聲阿と叫びて倒れ伏す。彌陀二郎これを見て、「こは誤りしか、思はぬ殺生不便さよ、さもあれ姫の御身には代へ難し。」と口の內に念佛申しながら、姫の手を取り馳せ出でけるが、清玄朱に染みながらむくと起き上りて、向うに廻り、「あな恨めしや、腹たちや、目前修羅の苦を見るは誰故ぞ、姫ゆゑに生きながら地獄に墮する此の恨み、生きかはり死にかはり思ひ知らさでおくべきか。」と云ひつゝ姫をめがけて驅けよれば、二郎今は止むことを得ず、跳び懸りて斬りつくる、斬られて倒るゝ其の隙に姫を伴ひて行く先へ、又立ち上りて驅け塞がりはたと睨みたる眼の光、恐ろしなども愚かなり「さて／＼法師にも似ぬ執念の深き奴めかな。」とて又斬りつくれば、合破と倒る。姫は袖も裾も食ひ裂かれ、夢路をたどる心地して歩みかねたる所に、一天俄にかき曇り、大雨車軸を流し暴風林を倒すが如く、凄まじき有樣なり。風雨益烈しくして、髮も裾もはら／＼と吹き戻され、走るにも走られず、後の方を顧みれば、一團の心火炎々と燃え上る。

こは怪しやと驚く所に、清玄が發操の袖にすがりて、[illegible]
なり、刀をぬいて斬り掃へば、[illegible]

櫻姫全傳曙草紙巻之四 終

櫻姫全傳曙草紙　巻之五

第十七　鷲尾(わしのを)ノ家士復ニ故君ノ讐(あた)ヲ

かくて彌陀二郎、姫を負ひ連れゆきける途中にて、篠村二郎由咲を取り返して歸り來るに折好く出で會ひ、互に事の概界(あらまし)を語り、四人相連れて公光が家に到り、彌陀二郎篠村兩人相州竹の下道(したみち)の一別以來の事を語り合ひ、彌陀二郎淸玄が執著(しふぢやく)の惡念深く姫を惱(なや)ましたる事、彼を殺して姫を救ひたる事の始終を語れば、櫻姫は懺悔して共に苦しめられたる仔細を語りて、一同に喜びけり。又彌陀二郎篠村と心を合はせ、田島造酒丞を始めとして、此の比處彼處に隠れ住みて故家を慕ふ同志の義士等を語らひ平太夫を討ちて亡君に手向けばやと相議しける時に、三木之助が宗雄も父の仇を報い家を再興すべき企てありと聞き、宗雄を仇討の主とし、篠村公光彌陀二郎造酒丞を始めとして、荒部三郎前田四郎栗村善太郎那須助志賀平吉井橋二郎久九郎八郎横作重六錦織十郎、その餘宗雄が家來三十人、篠村が妻由咲同じく宗雄籬六等、都合十八人宗雄が家に寄入して遂に平太夫を討ち取り、首を義春の靈前に手向けて追善を成し、宗雄につきて舊地に舘を造り櫻姫を宿らしめ、此の上は野分のかの行方を分

めて尋ぬべし。殊更九郎判官の佩はりたる太刀と、家系の一巻を携へて立退かれしと言伝へ、これなくては家相續なし難し、誰をか此の事に用ゐるべきと、小姓衆人に問ひし處に、[illegible]こそ某（それがし）に命ぜられ下さるべし、いかにもして御行方を尋ね出し參らせん、と申すにぞ、[illegible]る彼に命じければ、造酒は[illegible]、何處を當ともなく立出でけり。[illegible]堅葉丸は[illegible]國に趣きて[illegible]を求め[illegible]に歸り來らざれば、[illegible]出したる由を聞き付ければ、堅葉丸之を聞きて[illegible]と云ひ[illegible]つゝ、重ねて云ひけるは、[illegible]連れて家庭に行き、心安く[illegible]けるべし、と云ふ。[illegible]臺に馬へ來つる[illegible]、收納（とりそ）むると、行李（かうり）を開き、内に[illegible]あるを見つけて心中に訝（いぶか）しけるが、何氣（なにげ）なき體（てい）をなし、其の夜に到りて堅葉丸に聞きけるは、御身前（さき）の[illegible]れ、獄舎（ひとや）を破りて逃れ出で給ひし事にはあらずや、と云ふ。堅葉丸これを聞きて、心中に驚き[illegible]ら虚（こ）實をなし[illegible]云ひけるには[illegible]行李の内に[illegible]たる衣裳は世の常[illegible]故に御身若しかの輩の仲間にて、両年[illegible]に捕はれ給ひしにはなきやと思ひて[illegible]

り。」と云ふ。蝦蟇丸曰く、「いかにも我は蝦蟇使の首なり、かの蝦蟇は新たに手下の出で來たる時、與ふる僞に携へ來りぬ。されど鷲尾の家に捕はれたる覺えなし、そは我が手下の者にやありつらん。」と僞り、「さるにても汝何故にかの蝦蟇を見知るや。」とて詰りければ、野分の方此の答へにゆき詰り、「妾故ありて知りぬ、其の故は緩々語り申すべし、旅の疲れもあらんにまづ酒一つ飲みて休らひ給へ。」など云ひて此の場を濟ませけるが、これより互に心底を疑ふ心出で來にけり。蝦蟇丸兼て野分の方の携へ來りし太刀の世の常ならず、殊に錦の袋に入れたる守やうの物を肌離さず持てるを訝りければ、彼と云ひ此と云ひ、容易に實を明し難しと思ひ、次ぐる夜に酒を勸めて痛く醉はしめよく眠りたる時を窺ひかの袋をとりて開き見るに、鷲尾の家系なれば大いに驚き、扨こそ鷲尾の内室に疑ひなし、彼男子にまさる手蹟ある上に膽太き女なれば、我義春を討ちしと知らば、寢首をかかんも量り難し、早く欺き殺して後日の災ひをはぶくにしかじと心を定め、其の夜は共に臥しにけり。扨次ぐる日に到り野分の方何の心もなく鏡に向ひて、髮をとり上げゐたる油斷の折を窺ひ、蝦蟇丸つとよりて押伏せ高手小手にくゝりければ、野分の方驚き、「御身は狂氣ばししたまふか、妾に何の罪ありてかくは縛め給ふぞ。」と云ふ。蝦蟇丸答へもせず、門口の柱にくゝりつけて云ひけるは、「汝福原の皇居に仕へたる官女野分といふ名をかくし、こゝには名を村雨といひ、こなりと云ひしは僞りにて、實は鷲尾十郎左衛門義春が妻なるべし、昨夜汝が

府將六年[illegible]の一[illegible]を見て、[illegible]と[illegible]

云ーし。我等田中[illegible]

太郎[illegible]

ばやと、兩年[illegible]

れけるを[illegible]

皆を討ちて日頃の[illegible]

ば、賢分の方[illegible]

日彼か美濃[illegible]

し故、[illegible]

ば、[illegible]

あおきつるに、彼に先を越えられたる口惜しさよ、彼も一人の男子にてあるに、[illegible]

かく語りおきて後さんするは卑怯者の仕業なり、と[illegible]

云ふ。鯛藏丸打笑ひ、「卑怯とも云はば云へ、[illegible]を聞いて[illegible]

早く冥途に赴け」と云ひつゝ、氷なす刀を拔きて唯一打と振上ぐる時しも後に、一陣の冷風吹き來り、[illegible]

中より一つの小蛇あらはれ出で、蝦蟇丸に飛びつき、右の腕に纏ひつきけるが、忽ち腕しびれて打つ事能はず、暫し忙然として心撓ぬ。流石強氣の者なれば自ら志を勵まし、小蛇をとり棄てて又刀を振り上ぐる所に、前なる茂林の内に弦音漂と鳴り響きて一筋の箭飛び來り、蝦蟇丸が胸さかを篦深にぐさと射通したり。一箭なりと雖も究竟の矢坪なれば何かは以て保つべき、忽ち倒れて死してけり。然るに茂林の中より旅裝束したる一人の武士、二所籐の弓を小脇にかい挾みて現はれ出で、徐々と歩み來りて野分の方の縛めを解き、上座に据ゑて恭しく禮を行ふ。野分の方此の人を見るに、則ち是れ田鳥造酒丞なりければ、喜ぶ事限りなし。造酒丞頭をさげて云ひけるは「君の御行方を求めんと心を碎き、漸うに此の山中に隱れ住み給ふ由を聞き出して、此處彼處を尋ね侍りつるに、折よく危急を救ひ奉りしは眞に御運の強き所なり」と云ひて、宗輔を主として信太平太夫を討ち取り、館を新造して櫻姫を移らしめたる始終を語りければ、野分の方益喜び、「此の蝦蟇丸といふ者こそ、信田の刺客となり相公を討ちたる者ぞ」と告げければ、造酒丞量らず亡君の仇を報いたるを喜び、野分の方此の家にありし故を問ひけるに、野分の方蝦蟇丸が妻となりたる事は包みて云はず、唯彼に欺かれて捕はれつるが、幸ひに身を辱めずと僞り、寶刀家系も失はずとて二品を渡しければ、造酒丞おし戴きて取り納め、外の方に出で扇を上げて麾くと等しく、茂林の中より十四五人の從者製地に高茵結して、光

あまたつやうたる乗物をかきて出で来り、一襲の衣服をとりて侍る。野分ありく〜それの衣を見て驚きて
これを着更へければ、物の色手に映る許りに輝きけり。造酒之丞いと御目出度あるべしと云ふにぞ、
野分のやうなつきつゝ、俄かに乗物に乗りければ、造酒之丞斎宮が首を携へて、従者に下知して
前後の列を正し、館をさして急ぎ下りぬ。

第十八　櫻姫再び妖氣に三臥病

さる程に造酒之丞野分をあざむきし、斎宮の首を携へて歸りければ、宗雄夫婦は大かたならず宗雄の喜
び斜ならず、斎宮が首を義治の靈前に手向け、吉日を選みて宗雄櫻姫を主殿へ、篠村の家を継
がせ、此の時篠村二郎公光と、改めて山吹と夫婦をなしにけり。然るに彌陀二郎宗雄に申しけるは、
一某若年の時身持宜しからざるにより亡君の御勘氣を蒙り、御在世に御赦なく果て給ひし事を心に悲み
侍れば、希はくば相公亡君に代り給ひて御赦し給はれかしと願ひければ、宗雄はその願の趣を聞き給
て勘氣を赦しぬ。此の時篠村二郎が勘氣をも共に赦しけるとかや。扨彌陀二郎再び願ひけるは、某素
て剃髪の望みありと雖も亡君の仇を報いて後と存じ、これまでは過ぎぬ、何卒改めて剃髪を許されま
しことと思ひこみて願ひ、とてもとまるまじき體なれば、是非なく暇をとらせけり。彌陀二郎直ちに高野

阿闍梨を頼みて法然上人の徒弟となり、姿を變へて粟生野の光明寺の境内に庵を結びて住み、佛堂建立の志願專らなり。かくて鷲尾の家再び榮えけるが、爰に一つの凶事こそ出で來たれ。櫻姫蘇生して後兎角日のめを見るを嫌ひて常に暗き所を好み、鬱々として樂しまず病ある者の如くなりけるが、或夜野分の方姫を慰めんとて酒宴を催し、醉ひに乘じて云ひけるは、「久しく其方の爪音を聞かず、何にまれ一手調べて聞かせなんや」と云ふ。櫻姫答へて、「此の年月愁ふる事の重なり侍るに、琴とても手にだに觸れねば、學び得たる手業もみな忘れにけり。仰せに隨へば生々もひくべけれど、差當りてはかき合はす許りも覺束なくてなん」と云ふ。野分の方うち笑ひ、「別に聞く人もなきに何か苦しかるべき」と云ひて勸むるに、せん術なく、「いと幼かるべし」と云ひながら、琴ひきよせてかき鳴らし、老鼠といふ今樣を聲細やかに唱ふ。曲半ばにして櫻姫漫に物悲しくなり、覺えず涙はら／＼と琴の上に落ちかゝりて絃をぬらし、自ら響き零丁として濁りを生じ、聲も泣き聲に唱ひけるが、流石妙手の調べなれば反りて常よりも堪能にて、聽くに哀れを催し、野分の方は目をとぢ頭を垂れて聽き入る。姫は尚ひき澄ましける折しも、俄に燈火暗くなり燈臺の陰に怪しき人影現はれければ、姫これを見てあなやと叫ぶ。野分の方其の聲に驚き、眼を開きて怪しき物を見つけ、枕刀を拔いてはたと斬るに忽ち一團の青き火となりて消え失せ、只燈などを斬りたらん樣にて刀の力餘り、絃のひきさしたる琴を

蓮二つに割りぬれば、琴柱はつしと受て敵の手に摑れたる鎗を先途と、終に化し、驍者を定て一撃の方に向ひければ、敵はこれを一目見るより怨みに堪ずして絶え入の如く、弱るを許さず、桜姫として刃をとり落し足に跪に倒れけるが、鞘の有様を見て驚き、急がしく侍女等を呼び、気付薬を用ゐ為などして介抱しけるにぞ、暫しありて漸う生を返りぬ。これより病気日に増し、日夜、野分の方は病み初め一間に籠るまで、夜のなしき、夜ごと魘われつゝ、ふゝと夢中の如くにうなされ日夜の、或は咽よりも良薬を招きて薬を用ゐ、様々看護を加へけれども、其の効験を見ずして、野分の方は日に衰へ、以てゆゑ、主人無しの方なれば殊更に悲しみ、昼夜傍を離れずして、看病しけるが、或夜更つ許りに野分は心気疲れけるにや、すや／＼と眠り、野分の方も看病に疲れて少しく睡りける折しも、縁下の方に人の足音して、ゐる障子にさとあたる音す。野分は目を醒して静かに見れば、黒髪を乱せしき禿一人、血の刀を携げて出で来り、戸障子の簾の下におびえて内を窺ひ見ると見るに、百日の肌を出て縁の網を破りて這ひ入り、野分に向ひて首筋を前になめまはしつゝ、野分の方あなや／＼と叫びつゝ身を悶えて苦しみける。野分の方驚き、腕を動かさんと思ひつゝ、立上らんとするに、身体痺れて動かれねば、いよいよ気を焦りける時、颯然として風の吹く、禿は夢に一もりけるを上邊を見れば、腰元のけはひに倒れて口ゆく血の涙を流す、手足をふるはして苦しむ。

は又現なり。これより毎夜震動家鳴りし、牀の下に人の悲しむ聲聞え、家の棟に高笑ひするなど樣々の怪異あり。後には晝夜の別ちもなく異類異形の者現はれて、或は舞ひ歌ひ、或は喚き叫びなどし、戸障子に烈火燃えつき、壁蔀に大石を打ちつくる樣なる響などして驚かしむ。侍女等はこれを見聞く度に絶入し、堪へ忍びかねて病といひなし、暇をこふ者多かりけり。川島綾村山吹等病牀を守護し、「こは正しく淸女が怨靈の所爲なるべし」とて鳴弦蟇目の法を修し、加持祈禱をなすと雖も妖怪益々止まざりけり。扨或夜野分の方を始め皆々看病してゐけるに、頻りに睡けつきて皆覺えず眠りけるが姫一聲呀と叫ぶに驚き、眠りを醒して見るに絶え入りてありければ、急ぎ惑ひて叫び活かすに忽ち起き上りてすくと立つを見れば、こはいかに姫の姿二人となり、振り亂せる黑髮を左右の手に握り、「あな恨めしや腹立たや」と云ひつゝ足ふみならし、はたと睨みたる面色の恐ろしさ身の毛もよだつ許りなり。是れより一體二形となり、物いふ聲さま身の働きまで露許りも違はず、いづれを眞の櫻姫と分ち難ければ、皆あきれにあきれて、「こはいかなる怪異ぞ、世に離魂病と云ふものの類にや」と云ひあひけり。かくて二人の櫻姫晝夜を分かず悶え苦しみ、其の暇々には起き上り、邊を睨みて怒れる樣をなすに、大膽强氣の野分の方も、愛子の苦痛をまのあたり見るに忍びず、其の身も心氣疲れ瘦せ衰へて、共に惱み苦しみけり。

[illegible]

れば此のたぐひと等しからず。

第十九 [illegible]

[illegible]

されば常照房を我が代りとして道はすべし、これを以て教化すべし」とてこれなる常照阿闍梨に、上人常に爪繰り給ふ珠数を授け賜はりぬ。又此の笈佛は、前の年某、滝川に於て感得し奉りし紫磨黄金の螺佛にて、八幡の神宮の告けありて眞身の阿彌陀佛なる事疑ひなし。これに坐すは即ち常照阿闍梨と申して上人の高弟にて在し候」と云ひて引合はせければ、宗雄恭しく禮をなし、初對面の挨拶終りて云ひけるは、「上人の念珠といひ眞身の御佛ある上に、阿闍梨の徳を施し給ひて教化あらば、いかなる怨靈も得脱すべき事疑ひなし 願はくは片時も早く病苦を救ひ給はれかし」と云ふ。阿闍梨宣はく「二郎道心が物語を承るに、さぞ淺ましく思すらめ、拙僧修行足らず驗あるべくも覺えねど、師の房の命といひ二郎道心の頼みも默し難くこれまでは參で來つ。力の及ばんだけは念じみるべし。」と宣ふにぞ、宗雄野分の方にかくと聞えつければ、野分の方喜び出で迎ひて姫の病牀に導きけり。かくて阿闍梨二郎道心を具してかしこに到れば、野分の方宗雄病牀の左右に坐る。田島篠村山吹等下の方に並みゐたり。阿闍梨まづ笈佛の扉を開き、香を拈じて暫く念じ「救病人に對面すべし」と宣ひければ、山吹たち寄りて屏風をひきあけぬ。阿闍梨つら／＼見るに、錦の衾を重ねたる上に二人の姫黒髪を亂し脇息によりかゝりてすや／＼と眠りゐたり。いかさま病み疲れたると見えて、肉脱臞瘦の體ながら、自然の美艶梨花に雨を含み、白玉に香をそへたる風情なり。二人共に同じ樣にて孰れを何の差、いづ

れを我が妻と分ち難し。阿闍梨珠數を爪繰り、手に持ち、聖號を引揚げつゝ近く進みて宣ひけるは、いかに靖をとやらんが靈魂、我が云ふ道理をよく聞けよ。汝かゝにも佛號を唱へし身なりながら、乳母に寵ける處の、罪なき妻を苦しめ、怨恨なすは何の理ぞ。速かに執念の妄念を捨て成佛得脱を欣求せよかし。清き魄かゝる所まで〱らしと尋ねて宣ひければ、二人の怨靈やう〱目を開き、殊なるさに阿闍梨を見やりて頭をうち振り、一滅島の業あつてらくとなし、非此の罪につけて云ひて、共執をすてことに覺ませれ、無窮の苦を羹し徒なるこ、と云ひつゝ又振りおゝ阿闍梨をた睨しとし、我の彌をまをきすか、潮をはげまして宣ひける、喝まふしや、汝憤怨の妄念深く中有の迷妄となり、更に天魔の隨士なけするゝのみ、然るに貴僧の隔り哥の命をうけ、爲かに來りて、汝を成佛んとす、阿僧正人に他方奈木の利益をかゝらんや。爲をいかにりんと責め詰め讀れ、二人の怨靈有に戦きて脊を宿し、阿なほ、俄を任しふりしと云ひけるは、いかやうの事あかと云ら付罪を諸んずしとは思ひ迷れでこゝ、阿闍梨の慈心を感じて、深き恨みの間れを淺る心のなかし、これを弱を妻で我か罪を卸し、佛化をやる結へよ。人々を聞き、たゝゝ云ままれ清のが魂にてはいまも、ゝまうか怨魂にてあるをやりし。たは元俗の自拍子にて讀みしか、社者義春公に繩はれて妾となり、名を生契と賜はり、下村八郎太郎殿に預けられ寵愛淺からず、遂に相公の胤を宿して既に八月(やつき)に滿ちたるに、野分の方の嫉妬深く、嫌妻娘の增持し

たる尾長蝦蟇といふ者を以て奸計を施し、兵藤太に命じて妾を盗みとらしめ、目の前にて縊り殺しにさせられ、しかのみならず面の皮をはぎ赤裸になして大江山の谷川に沈みにかけさせ、後日事のもれんを恐れて、其の夜直に兵藤太を手討にし、盗賊の體にもてなして衆人を欺きぬ。痛はしや公連殿は妾を奪はれたるによりて、言譯なく切腹してはてられき。しかるに妾が死骸の垂しの括り縄とけて川下に流れつき、犬に腹を食ひ破られて既に胎内の子を食ひ殺されんとせしを、彌陀二郎殿の情によりて拾ひ取られつるが、軈て死にけり。其の時妾が魂魄我が子の胸間に還著して生き返らせ、彌陀二郎殿の介抱に預りけるが、遂に旅中にて清水寺の敬月阿闍梨にもらひとられて、成長して徒弟となり法名を清玄と賜はりぬ。されば則ち清玄は故君義治公の御胤にて、櫻姫殿とは別腹の兄弟ぞかし。妾が魂魄清玄が影身につき添ひ、せめては悪趣を免れん爲學文讀經怠らしめず、道力堅固に行はせけるが、一年櫻姫どの地主の花見に詣で來る折柄、いみじく美麗なる行粧を見て嫉ましく、我が子清玄は正しく姫の兄なり、妾恙なく産み落しなばあの如く大勢に傅かれ、桑田の長者の若君と尊敬せられ、妾も共に世の樂しみを極めん物を、野分の方の嫉妬によりて非命に死するのみか、若君をもかくの如く名もなき出家となしおく事の口惜しやと思ひつゝ、姫の美々しき粧ひと清玄のみすぼらしげなる光景と比べ見るに、なほ怨恨いやまさり、とても地獄に墮すからは永く祟りをなして仇を報い恨みをはるけ

ほうと時で語るが偽聞にわけても、地在我が子に兄情を通ずる事をも成らしめて世に偏きてゐる、
堅に曾へば不し上雖も人に轉れて子を害ふ野分の方の性目なれば、よくは目の前に千鶴に害を加へまじ
めて野分の方に殺害をさせ、其の後野分の方をも亡ぼさんと思ふ故なり、[illegible]と謀りて上月[illegible]
人に分れども原魂(もと)は、[illegible]小野の里におき、霊木によりて死せしを、[illegible]
て、今まで一命を保たしめたれども[illegible]態(わざ)にて、實(まこと)の蘇生にあらず、只野分の方に[illegible]
見せんが爲なれ、罪なき[illegible]を害しめるぞ[illegible]痛はしく、一度は心たのみすぐる所、[illegible]
世の[illegible]なるに[illegible]時に出で来り、[illegible]が殺されたる時の[illegible]を思ひ消し、又[illegible]とする心にな
りる、又野分の方[illegible]が爲に侵さるる[illegible]しを、[illegible]小町とやらに[illegible]も、[illegible]
目を見せたる上にてとり殺さん爲なれ、又[illegible]の下道にて[illegible]小町とこ、[illegible]
[illegible]村殿に會はせしと、[illegible]彼が子を[illegible]取り[illegible]
妻故に[illegible]間違ありしのみならず、其の身も[illegible]の身ととり[illegible]
二度に力を合はさせ、[illegible]の[illegible]をも報はしむべき[illegible]
權をまて野分の方を害しめんと思ひしが、阿闍梨の[illegible]心[illegible](もた)し[illegible]
佛の[illegible]をなし、早く[illegible]のあるべしと云ひ終り、野分の方にむかひて、[illegible]の役と[illegible]せたる

時、妾が苦痛いか許りならんと思ふぞや、生き變り死に變り、六道四生に怨をなすべしと云ひし事忘れしか。かく仔細を語る上は永く此の土に止まり難し、見よ〳〵近きに汝をとり殺し共に奈落に率て行かん、思ひ知るべしといひつゝ、柳眉を逆立て星眼を怒らして、はたと睨みたる光景、恐ろし筆も及びがたし。かく物いふも身の働きも、二人の容貌同じ樣にて、孰れを眞と知り難し。誰々も皆清女の死靈とのみ思ひて、且妾が怨魂なる事に心づかねば、これを聞きて驚き合ひけり。時に阿闍梨病牀近くより一言ひけるは、「汝が物語を聞けば其怨恨の深きも理なれど、怨恨の惡業と云ひて永劫惡趣に苦しまんよりは、我が教化を聞きわけて早く成佛得脫せよ。」とて、四折の偈を數遍誦し、心經三遍くり給ひ、隨求陀羅尼、光明眞言、秘密甚深の神呪陀羅尼を誦し給ひけるが、不思議や佛像の白毫より光明赫奕と發して病牀を照らしければ、忽ち二人の婦女ひれ伏してこれを拜し、感淚を流しつゝ、「あな有り難や尊や、今は怨みもはるけつ、希はくは安養淨土に引導給はれかし」といひて、やゝ得道の體なれば阿闍梨喜びて、十念を授け給ひて後、身を起して二人の婦の背後に立ち、聲をはげまして言はく、

殼を出でて殼に入る、旅舍に宿するが如し、地水火風一時散ず、螃蟹の湯に落つるが如し。本從來是れ一か是れ二か。

と云ひながら、珠數を以てまづ左の方の婦女の頭を打ちたまふに、忽ち消えうせて一つの小蛇となり

頭よりさし貫きて飛び失せぬ。又右のなり響きを打ち給へば、今まで確かなる姿も本意の如く再び目にとゞまらず消え失せて、身に纏ひたる小袖と一具の骸骨のみぞ、戴の上に残りける。嗚呼濁世の人人なりと雖も、骨と化しては常の人に異ならず、只心に魔は出でて鬼を使ふ事によるのみ、されば此の篇に於て悟すべし」と。役者も此の篇を見て自観を具思して一生を畏れて居たりけるが、霊に賦道の受けていはく、かの正十六年以丙閏月終日に出でて、丹波国大江山の麓に下なる尾ことら大の嶽へ飛じたる事ら下か蒲の頭中てらんや、旅中に二、旅行の出しくなりけるに、一人の旅僧小子が供に連れ者の身にて、赤下を摘ふる命三の仔細を言はれける顔、云その由を語りければ、いと哀れに思はれ、小児を連れ頭へて、役後首もて成長の後徒弟となし、其の母が菩提をもと亡ひしに正に卓され、去る事と覚むる兒と旅言に頼へ、その後いかになりゆきしや知らざりしが、思ひきやその兒は信濃、小兒は顔の名當院、無常に沽水の萬日回向開闢、讀經法師はかの小兒にて、顔君と顔をかはすの兒にてありけるはそれと夢にだに知らずてなりけるに、顔見と昔の清き法師の手にかゝりしは後悔されて「と云ひ」つゝ、宿を願ひて歎きければ、阿闍梨はいたく歎きて、我が身の上が母に生じて汝が母に報す、是れ因果の然らしむる所にして汝がなせし業にあらず、此の上は其の人々の菩提をよく弔ふにしかずとて、珠數爪縷りて念佛唱へてぞ去りける、野分の方は其の後物いは

ず、只さし俯き死せる人の如く身動きもせずしてゐたりけるが、十八年が間人の知らざりし隱惡一時に露顯して、流石大膽強氣の心にも面目なくや、己が居間に到りて自害せんと思ひけるにや、守刀を取り、つと立ちて庭傳ひに馳せゆきける折しも、青天俄にかき曇り大雨車軸を流し、電光曄々と閃き雷聲大いに鳴り響き、野分の方の首に炎のまろかせ落ち懸ると見えしが體を宙に引上げられ、二つにさつと裂けて大地に瞳とぞ落ちたりける。皆人この有樣を見て身の毛よだちけるが、見る〳〵元の晴天となりぬ。時に阿闍梨示して宣はく、後漢の袁紹が妻夫死して其の愛妾五人を殺し、髮を斬り落して面に墨して其の形をかふ。干寶が母夫亡ぶるに及び、寵愛の侍婢を生きながら夫の墓中に埋む。此の類の妬婦ありと雖も野分の方の隱惡の如きは未だ聞かず、實にこれ極重惡人と云ふべし。天罰を蒙りて雷死せしも理ぞかし。和漢の古を考ふるに隱惡を犯せし者雷死せし例少なからず。常言に人をば瞞くべし天をば瞞くべからずといへり、明らかなる所には王法あり暗き所には神靈あり、隱惡を犯して豈よく罰を免れんや。野分の方の雷死の如きは世の人のよき教戒なり、せめては其の苦患を救ひ遣はすべしとて庭に降りたち、燒け爛れたる屍に向ひて暫く經をよみ給ひ、扠宗雄に告げて棺を造らしめ、野分の方の屍と櫻姬の遺骨を納めしめ、二つの棺を並べすゑて引導の語を授け給ひぬれば、一家中の男女次の間に居流れて歎き悲しむ聲暫くはやまざりけり。かくて兩人の送葬を行ひ追善の佛

するをも許さずして、岡田又は秀範二郎道心と共に北の館に逼塞し給ひぬ。然るに本館、田中の武者を村二郎四郎など近く呼ばせて云ひけるは、明義治(?)が存生の時、其を將監に取立てんと定め給ひけれ、殊に宛行はんと約束せしを僞なるに、據無うせたる上、其の事を御恥ぢ給ひ、たとへ宗雄十一ヶ年に付くるとも、當家の血統に歸る道理なり。然て聞く義治殿の嫡なる少年を、甘縄村の祐丹とやらんの養子に遣はされたるよし、之を捨てて今は尚仔をつけたる由、其の事なれば此少年を取り、滋子両人の後として當家を襲がしめよ、これ血統を絶やさざる良き謀になれば、其は今まで押の道に入り、剃髪遺世に望をもたへて候ひし故、且兄弟に憂慮をとはんとする心を存れ、他の事は等両人に頼みおくぞ、と、其遺託を盡しつとめ終りて木曾へ行き、程なく泪ながら讓の文を認め置に給ひけり、宗雄は素より無欲の者なれば、是を聞きて満腔の異議を表し、更にかし上と思ひしなれば、岡田翁これを聞きて、頗る心に思はれけるか、[illegible]熊谷二郎に歸し、其の見を後を出でんとせん[illegible]

第二十　[illegible]東山

かくて宗雄法然上人に謁し、受戒剃髪して法名を阿蓮房源宗と賜はり、猶上人の法名を[illegible]

せしは、兩師にて坐しける持寶坊源光の源の字と、慈眼坊叡空の空の字とを取りて源空と稱し給ひしなりけり。よりてその例をひき源空の源の字を賜はり、宗雄の宗の字をその儘に源宗と名づけ給ひしとかや。さて源宗法師のぞみをとげて喜び都に留まりけるが、閑寂の地を好みて北岩倉に庵を結び、九品の行業不退なり。日西山に入る時は遙かに十萬億刹の土を思ひ、風嶺松を吹き折れば近く常樂我淨の觀を凝らす、六時の禮讃聲澄みて朝暮の念佛いと貴く、誠に殊勝の體なりけり。然るに田鳥篠村の兩人は、片時も主君なくてはあるべからずと、宗雄が命の如く義治の甥十五歳になりける少年をこひ取りて家督とし、鷲尾四郎義具と名のらせ稍安堵の思ひをなしけるが、兩人申し合はせて源宗法師の庵に來り爾々の由を語りて喜ばしめ、さて庵中の有樣を見て申しけるは、「かかる草の庵に住み給ふ御身にあらず、餘りとや輕々しき御事なり、廣き家を造立し從者などをも召仕ひ給へかし、我々よく計らひ進らすべし。」と云ふ、源宗うち笑ひ、汝等が志は過分なれども我遁世の身となる上は、かかる住居こそ好ましけれ、いかでか美麗の室を求めんや、世に望みと云ふは唯一つあるのみ これ別事にあらず、彌陀二郎年來一宇を建立して、感得の靈佛を安置すべき宿願ありと雖も未だ遂げざる由、我此の大旦那となるべき望みあり、義治相公夫婦、淸玄法師、櫻姬、玉琴等が菩提の爲、いみじき功德なるべし。汝等此の事をよく計らひて得させよ。」と云ふにぞ、兩人聞きて、「そはいと安き御事なり。速

かに計らふべしとて国に帰り、数多の金銀を出して弥陀二郎に與へられしかば、二郎道心いたく喜び、乃ち宇治田郡五箇の荘に一宇を建立し、この霊像を安置し、常照阿闍梨を開山とし、不断念仏の道場とさだめしにける。西方寺といふは即ちこれなりとぞ

山州名蹟志を案ずるに、弥陀二郎道心、常照阿闍梨と共にかの寺に住み、人皇八十九代、後深草院の御宇、宝治元年七月十一日、二人ともしく本尊の示現を得て、同日同時に安置として大往生を遂げぬ。二人の木像今にありと記せり

かくて源宗法師、弥陀二郎が奇瑞をきゝしかば、羨ましく思ひけるに、或夜僧房の亡霊枕上に立ち、いと嬉しげなる顔ばせにて告げて曰く、「御身菩提の道に入り給ふ上は、我等が為に堂宇を建立ありし大功徳によりて、我が兄弟子兄弟五人悪道の苦患を免れ、安養浄土に生まるゝ事を得たり、其の證見せ申さん」と云ひて、墓場に供じおきたる樒の枝をとりつゝ云ひけるは、「これを庭上にさしおき給へ、必ず根を生じて花咲きなん、是れ乃ち我が霊の成仏得脱の證なり」と與へ、又曰く、「兄師さ法師の遺骨鳥部野の土に残りぬ、何卒拾ひ取りて埋葬し印の石を建て給はれかし、いつまでも名残は盡き侍らねど、常仏をうけし上は浄土の往来も繁く、これぞ長き別れぞかし」、亡者は西方浄土になるべしと云ひて煙の如く消ゆると見えしが、忽ち軒端の風鈴ちんと鳴らず、南柯の夢は醒めにけり。源宗

名殘惜しげに邊を見るに、枕上に櫻の一枝依然として殘りぬれば、奇異の思ひをなし、かの枝をとりて庭上にさし、淸女の遺骨を尋ね求め、煩惱卽菩提の意を以て己が許に送りたる櫻姫の艶書をとり出し、その中に經文を書き、共に一つの箱に納めて、姫の終焉の地小野の里に埋めて一塊の塚となし、印の石を建てて、跡ねんごろに弔ひけり。櫻塚一名文塚といふは乃ち是れなりとぞ。

案ずるに山州名跡志に櫻塚一名文塚、傳へて云ふ、小野の小町艶色あるを以て四方より艶書を送ること雨の如し、よりて懺悔のため收むる所と云ふ。本文の說と此の說とを、いづれか是なるを知らず。

源宗法師庭上にさしたる櫻の枝、姫の詞に違はず日あらずして根を生じ、一度落花したる枝再び花咲きぬれば、扠成佛疑ひなしと歡喜の淚袖をしぼりぬ。常に上人の庵室に往來して法を聞きけるが、かの松蟲鈴蟲の兩尼に出會し物語の序、兄弟愛宕の山中にありし時の仔細を語るを聞きて、その上﨟こそ愚僧が姑にて櫻姫の母なりとて雷死の事を語り、蝦蟇丸義治を討ち田鳥彼を射殺して仇を報いたる事など懺悔の爲に語りければ、兩尼これを聞きて因果の歷然たる理を曉り、蝦蟇丸野分の方兩人の爲に一七日が閒別時念佛を修行しけり。これ仇を以て恩に報ずる志、いと殊勝なりといはぬ人はなし。然るに上人遷化の後源宗南都に移り、興福寺に法緣あるにより境內に庵室を造りて住みけるが、

かの後の木なる龍へいきて庭中に植ゑぬ、素より靈木なれば、益〻生ひのびて枝葉しげり、年を經るに大樹となりぬ、春毎に花開發として薫み氣ありしかば、資宗大いにこれを愛し、花の時は賓客を樹下に集めて、終日終夜宴を設けて眺めけるにぞ、時の人資宗が愛樹なればとて梅花記殿とまで言ひけり。この花の資宗館の梅宗と彼の屋相似たるを以てしか云ひけるとぞ。かの樹今に[illegible]の東、[illegible]十二境の上、左の方にありて、枝葉榮えにけり。

案ずるに、黄梅樹の事、うきたる説に似たりと雖も、奈良朝三十三年、南部名所記、[illegible]等にのせて、普く世に云ひ傳ふる説なり。資宗法師、人皇八十五代、後堀河院、元仁元年甲申五月十四日歸寂す。時に年四十歳とぞ。

さる程に藤尾四郎義業家を相續し、相模造酒佐に任じ、藤村三郎介光廣入道と稱せしに、義業幼年なりと雖も、聰明叡智にして文學武藝に通じ、よく家人を愛育しければ、一家中皆之を尊みて、賢者なりと稱美したり。しかるに承久、一亂の時、義業鎌倉の味方に加はり、宇治川の合戰にすぐれたる武功を顯はしければ、鎌倉の二品禪尼の叡に達し、軍功比類なしとて數所を賜ひ、[illegible]を賞充するの下し文を賜はり、先祖傳來の莊園に一倍して益〻家富み榮え、[illegible]の妹なりける[illegible]といへるを娶り、二男二女を生み、夫婦長壽を保ち、子孫繁昌して、萬代[illegible]の富を

なし、桑田の長者とて近き世までも豪農にてありしと聞きぬ。誠に是れ一場の奇談ならずや。

案ずるに宇治拾遺物語卷之四に清水寺の上人、進命婦を眷戀して病に臥す。命婦其の病牀をとふに、上人忽ち迷雲はれていはく、「年頃讀經の功德を汝に授くべし、若し俗を生まば關白攝政を生まん、女を生まば女御后を生まん、僧を生まば法務の大僧正を生まん」と、云ひ終りて往生す、果して命婦宇治殿におもはれ、京極大殿、四條の宮、三井の覺圓座主を生みける由を記す。又佛本の紀僧正、染殿の后を眷戀し、紺青鬼と變じて后を惱ませしといふ雜談を、源平盛衰記にのせたり。世に語り傳ふる清女櫻姫の事跡は、原これ等の事を附會して作り設けたる物語ならんか。

櫻姫全傳曙草紙卷之五 大尾

昔話稲妻表紙

東山八景

見わたせは、ひがしやまの春のけしきや、ぎをんばやしに吹くあらしは山市の晴嵐とうたがはれ、河原おもてのまさごのいろは江天の暮雪もかくやらん。おもしろの花のみやこや、おむろのさくらにしくはなし。賀茂川のながれのすゑにゆく舟は、遠浦の歸帆か、きこえわたる清水寺のかねのこゑ、煙寺の晩鐘のひゞき。それしら川のすさきにつばさの散亂すは、平沙の落鴈ともいひつべし、さてれうせんのつきかげは、洞庭のあきのゝこれにはよもまさらじ、さてまた漁村の夕照は、つりたれしあげまきにあそぶものを。

香づくし

六十一種の名香は、法隆寺東大寺、逍遥[illegible]
園城寺[illegible]不二[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

右東山八景[illegible]
て、[illegible]
時代に因みあるをもて、こゝにしるしつ。

昔話稲妻表紙 巻之一

江戸 山東京傳 編

一 遺恨の草履

今は昔人皇百三代、後花園院の御宇、長祿年中、足利義政公の時代、雲州尼子の一族に、大和國を領す、佐々木判官貞國といふ人ありけり。兄弟二人の男子をもてり。兄は桂之助國知といひて、今年二十五歳なり、弟は花形丸とて十二歳なり。兄は先妻の子、弟は後妻の蜘手の方といふに出生したる子なり。桂之助の伯父に藏人貞親といふ人あり、これ則ち判官貞國の弟なるゆゑに、一萬町の分地を與へ、同國平群に、別館を造りてすゑ置きけるが、一人の娘をまうけ、先だつて夫婦ともに身まかりけり。その息女容顏美麗なるが、成長の後、桂之助の内室となり、名を銀杏前といふ。夫婦中むつまじく、ほどなく男子誕生あり、其の名を月若といひて、今年七歳にぞなりぬ。其の比義政公京都室町に、新館を營みて花の御所と號し、かねて花車風流を好み給ひ、近仕の士も列侯の子息の中より、美男を選びて召しつかはれけれが、桂之助兼て美男の聞えあるによりて、此の選びに入りて京都に召さ

れ、右近の馬場の春駒に供奉、室町の御所に通ひ、勤めけり。此の[illegible]に従ひて上京[illegible]
十郎、[illegible]不破[illegible]、[illegible]
[illegible]八幡太郎[illegible]。さる程に[illegible]、妻子は国に残しおき、其の身[illegible]
るにや、頃日は病がちになりて、[illegible]
を勤むる事と[illegible]。さて[illegible]の重宝に、巨勢の金岡が[illegible]、百[illegible]の図とて、百種の[illegible]
をかきたる絵巻物あり、室町殿の御[illegible]、[illegible]に進じ、[illegible]
けるに、[illegible]
は[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
いに[illegible]

つゞの日彼の藤波、竝に囃方を召しよせ、山三郎をくはへて亂舞俳優をさせ、美々しく酒宴をまうけて、大いに興を催しけり。かくて山三郎藤波かはる／＼、種々の舞ありてのち、酒飯の亂足、西寺の鼠舞、無刀墓、無骨蜥蜴の道行きぶり、福廣聖の袈裟求、妙高尼の襁褓をなどいふ、兩人立ち合ひの俳優ありて笑ひを生じ、終りにいたりて藤波男舞といふ秘事を舞ひぬ。これは昔後鳥羽院の御宇、通憲入道、讃岐の磯の前司といふ女に傳へたる舞なり。金の立烏帽子、白き水干に紅の大口はき、太刀をおびて立ち舞ふさま、誠にこれ、沈魚落雁、羞月閉花の容あり。ひるがへす袖は鸞鳳の舞ふにひとしく、歌うたふ聲は頻伽の囀るが如くなれば、皆人感にたへ、奇妙の舞姫やと、賞嘆の聲しばらくは止まざりけり。此の時より桂之助藤波を戀ひ初めて、病はいづくへか去き、只思ひ川の水嵩にあふれて戀の淵となり、舞を見るに事よせて、度々召し寄せけるが、つひに伴左衛門が計らひとして、藤波を桂之助の妾に召抱へ、館に引きとりて給仕させければ、桂之助喜び足りて、最愛深くめしつかひ、彼が妹に於龍とて、今年十三歳になる少女のありけるを、これをも館にめしよせて、藤波がそばづかひにさせぬ。藤波も桂之助が美男なるに愛でて、誠心を盡し、鸞鳳の契りあさからざりしかば、桂之助おのづから御所の勤仕おろそかになりぬ。されども佞臣等はこれを幸ひとし、晝夜かたはらを離れず、あそび相手となりて、酒宴淫樂にのみ明し暮させ、旨酒珍膳席上に滿ち、郢曲雅歌室中にか

あつかりしに、合ひも破家右衛門の所行に因て、うたてかりける形勢なり。山三郎道行の間、政宗が密書を進謝して、只彼の間をいたわる安き心はせざりけり。しかるに作左衛門いつの程よりか、縁浪に戀慕し、千束の艶書をおくるといへども、縁浪は手にも觸れず、悉くこれを戻して、一言の返答だにせず。作左衛門一向思ひとゞまらず、折をうかゞひ隙を見て、脅しつ賺しつ口説くに、縁浪はいよいよ怨み憤りにたへかねて、心一つにかくのみ置きけるが、今はやむことを得ず、桂之助に聞へて、彼の無様をつぶさに告げれば、桂之助は短氣の生まれなるうへに、心作はなほ怒れる所これなれば、これを聞くとひとしく憤然として怒氣天にさかのぼり、急ぎ作左衛門を召し出し、かの艶書をひろげていひけるは、汝儀に不義をいひかけ、數通の艶書をおくる條、言語道斷なり、我が見せしめに、我自ら手を下すなりといひも敢へず、白鞘巻を拔き放しければ、次の間に控へたる山三郎これをはし走り出で、袖にすがりて押留め、詞を盡して宥めけるにぞ、やうやく刀をおさめ、然らば汝にめでて一命を助け、長く勘當するなりとて、かたはらに命じて、作左衛門が大小をもぎとらせ、庭上に引下さしめければ、作左衛門は一言の分疏なく、たゞ打ちしをれて退き出でたる。桂之助山三郎を顧み「汝上草履を以て、作左衛門が面を打ち、辱めを與へよ」と命ず。山三郎聞きて、御恩意とはりは宜なれども、流石に彼は、執權職を仕る道犬が息子にて候へば、一応の御辱めにとゞめ置かれ下さ

れかし」と願ふを、聞き入れず、「いな／＼彼が如き人畜は、面に糞汁を注ぐとも飽きたらず、疾く／＼とく打てよ。但し我が命を背くか」と、敦圉きつゝいふ。山三郎恐れいり、「仰せを背くには候はねども、傍輩の因み武士の情に候へば、辱むるに忍びず」、押して願ひ佇ることいはせも果てず、「いな／＼何の宥免あらん。汝若し打たずんば共に勘當なり。打つべきや打つまじきや、返答せよ」と、せきにせきて詞詰しければ、山三郎「然る上は是非に及び候はず、いかでか違背仕るべき」とて、袴のくゝり引上げ、上草履をとりて庭に下りたち、庭下駄をならして、飛石をつたひ、作左衛門が傍にちかづき、「嚴命なればせん術なし、かならず恨み給ふな」と、耳ちかくいひ聞けて、草履をあげ、面をかけて一打うち、退かんとするを、桂之助縁先に出でて一見し、「あな手弱きぞ山三郎、數たゝ打ちて辱めよ」と仰せければ、やむ事を得ずたち戻り、又しと／＼と連け打に打ちけるにぞ、作左衛門が髻弗ときれ、鬢髪亂れて見るに忍びぬ形勢なり。桂之助呵々と打笑ひ、「みな／＼彼を見よ、心地よき見物にあらずや、はや引き出して後門より追ひ拂へ」と命ず。やがて奴僕等割竹をとりて庭傳ひに出で來り、「いざ／＼」とて追ひ立てければ、作左衛門しぶ／＼たちあがりて、静かに衣服の塵を打拂ひ、山三郎を尻目ににらみて出で行きぬ。これぞ遺恨の起りとは後にぞ思ひ知られける。斯くて後山三郎しば／＼諫言を用ゐけれども、桂之助露ばかりも聞き入れず、佞臣等は山三郎をとほざけんとはかり、

[illegible]にて本性はなかりけり。

二　風前の燈火

爰に又、此の旅館を預る家士に、佐々良三八郎といふ、忠臣無二の者ありけり。兼て宰相をおぼして[illegible]
當方の中に住みけるが、山三郎等の[illegible]、桂之助の身持[illegible]
其の前に出でて諫めけるに、[illegible]ならず、旅館に姿を[illegible]
時、若し宰相卿[illegible]、[illegible]にもかゝはる事に[illegible]
今通はされ、御身持をあらためて下さるべし[illegible]、何の憚る所もなく、おもふ旨をのべて、しば〳〵諫
言せしかども、桂之助耳にも聞き入れず、[illegible]
斯くばかり詞を盡し理を[illegible]

迷ひ給ふゆゑなれば、彼あらん限りは、いかに諫め申すとも悪行やむべからず。根をたちて葉をからすの道理なれば、折をうかゞひ藤波を殺し、おのれ腹かきやぶりて死するにしかじ。科なき女を殺すは情なしといへども、範蠡には代へがたし。越の范蠡、西施を呉湖に沈めたる例もあるものをと、つひに心を決し、よき折もがなと思ひ居たるに、一夜時ならぬ猛風の烈しきを幸ひとし、身軽に打扮ちて前庭にしのび入り、樹木の茂りたる所に隠れて、藤波が部屋に下るを待ち居たり。藤波は斯くとは露知らず、子過ぐる頃殿の前を退き、ほろ酔ひの機嫌にて、みづから手燭をてらし、濃紫の小袖の裾とりあげて、長き廊架を歩み来る。こゝに八郎かくと見るより氷なす刀を抜きそばめ、今を盛りに咲き亂れたる、山吹、躑躅、早咲の燕子花を蹴み散らし、やり水の流れ、そばだちたる庭石を飛び越えて、廊架の手すりの下を傳ひ、藤波が跡をつけて、今や晋らん／＼とつけねらふ。藤波は何の心もなく歩みけるが、此の時一命の終るべき前世の因果にやありけん、風雨ます／＼つよく爛漫たる庭木の梢を吹き散らして、吹雪の如く散り亂れ、手燭を颯と吹き消して、忽ち眞の闇となる。嗚呼彼が命の危さも、げに風前の燈火なり。藤波進退を失ひて心たゆたひける所に、暗き裏に剣の光、電光石火と閃きければ、驚きて逃げ行かんとするを、八郎躍りかゝりて斬りつけたるが、暗中なれば目當ちがひて、空を斬る。これはと又斬る刃の下をくゞりぬけて、猶逃げ出でんとしけれども、餘りに驚き、身うち

わなゝき足なへまで走ることも能はず、夢路に迷ふごとくなり。三八郎は息をこらし、あたりを捕して首お[illegible]、ふつた橋に埒りけるにぞ、藤波[illegible]の袂を[illegible]り落され、危く身は[illegible]れたれども、用捨に[illegible]の[illegible]くたび[illegible]、[illegible]きて、黒[illegible]の[illegible]人か、[illegible]にきる[illegible]。三八郎は[illegible]て、仕損ずまじと心せかれ、只ことの[illegible]の[illegible]るかを心當に、窺ひすまして[illegible]りつけたれば、手ごたへして[illegible]と[illegible]、[illegible]ましたりとたゝみかけて[illegible]るにぞ、[illegible]へし藤波、たまきはる聲と共に、のけざまにたふれて、背後なる[illegible]はづれ、おしになりて[illegible]と倒る。時に更深てたる、燈火の光も[illegible]れ來るに乘じて、其の[illegible]を見るに、無慙やな[illegible]に[illegible]ち下げられ、鮮血泉の如く湧き流れて、身うち朱に染み、手足を[illegible]き、齒を[illegible]し[illegible]苦しむ[illegible]、見る目もあてられねば、三八郎もさすが[illegible]をさせじと思ひつゝ、乘り懸りて吭に止めの刀をさし通す。[illegible]、[illegible]はしくも、十七歳を一期として、黄泉の[illegible]となりにけり。[illegible]三八郎[illegible]血刀にまき、肌おしくつろげ、已に腹につきたてんとせしが、[illegible]、いなく今死すべき命にあらず。人の見とがめぬこそ幸ひなれ、不義道[illegible]、[illegible]すべききまりしより、これより直に出奔し、暫し命をながらへて、よそながら主君の目代となり、彼が惡意を見あらはし、其の後此の[illegible]所縁の者の、恨みの刄にかゝりて死なんこそ武士の道なるべしと、心をさだめて死骸にむかひ、[illegible]の爲とは

いひながら、科なきおことを無體に殺せし不便さよ」やがて此の身も刃にかゝり、冥途において分説せんことと掌を合はせ「南無阿彌陀佛々々々々々々」と、口の裏に廻向して、退き出でんとしたる折しも藤波が妹の於龍、姉の下りのいつより遲きを案じ、迎ひの爲手燭をともして、何の心もなく此所まで來かゝり、三八郎と顔見合はせ「此の血汐は」と驚きて、聲立てければ、三八郎手ばやく刀の峯打に、手燭をはつしと打落し、吻とため息つきもあへず、火燵つたひに逃げ出でけるが、深夜といひ夜嵐ふき〳〵烈しければ、誰一人これを知る者なかりけり。かくて三八郎我が家にかへり、妻綾葉にしかじかの事を語り、いそがはしく身支度して、たくはへの金子を懐にし、おのれは今年十二歳になる榧といふ娘をさきにたて、妻には七歳になる粟太郎といふ男子をおはせ、夫婦しのびやかに後門より逃れ出でけるが、闇が暗さとして東西を辨ぜず、雨はやゝつよく降りて篠をつかねるが如くなれども、雨衣あだに身につければ、濡衣足にまとひつきて歩みがたく、素足なれば、道ぬかりて心のみ前に走り、身はあとへ引かるゝ心地し、おぼえず背後を顧みれば、怪しいかな心火ほつと燃え上り、藤波が姿かげろひの如くあらはれて、行くてをやらじと引きとゞむ。三八郎此の時身中ぞつと冷えとほりけるが、刀を抜いて斬り拂ひ、妻の手をとり行く向うへ、火はつと炎燃えて、藤波が姿すくと立ち、尚もやらじと支へたり。妻子の目には見えねども、三八郎が目前には、まぼろしの如くつきまとはり、此

に迫はれ彼處に立ちて、何れぞ捕へんとおもひしに、勇氣烈しき三八郎も、身うごきもせず見惚ゐて止ることを能はず。妻の遺業もろともに、たぢ／＼と引きもどされ、髪も亂れ裳も亂れ、身體すくみて倒れしが、やう／＼心を勵まして、百歩ばかりも進みたる時、烈風颯と吹おろし來て、大鼠の骨つぶてを打つがごとく降りかゝり、一團の心火ありと飛び來り、見る／＼空中にて二つに別れ、一つは娘楓が懐に入り、一つは栗太郎が懐に入りぬ。これ則ち藤波が死靈、兄弟の子等につき恨みを報ゆる一端なり。かくて兵衛はこけつ轉びつ、たゞ一散に走り、辛うじて遙かに逃げ延び、先づ身體恙なきを喜びけり。此の時に至りて、やう／＼風雨もやみ雲はれて朧月さし出で、山の緑に匂うつるを便りに、北山を過ぎ杉坂を上り、あまりに息たゆければ、茂林のうちにいり、大樹の下により、兩人の手をおろして、岩の上に尻かけ濡衣をしぼり、清水に咽をうるほしなどせしに、暫しやすらひ居たる折しも、東の上より若く美しき女の、ちらし髪素足にて、山中の道をしほ／＼と來るさまは、よく見れば何にかあらん煙のやうにて、影法師のごとく、人の形したるもの、女の前にたち、簑のやうなる手をあげて差招く。招けば女足をはやめて歩む。招かざれば女立ちとゞまり、頭を傾けて物思ふさまなり。女立ちとゞまれば、かの怪しき物、又手をあげてさしまねく。斯くしつゝも女、古榎の下に至り、暫したゝずみてさめ／＼と泣き居たるが、かの怪しき物何をのいぞせず、女あふぎ見つゝ

つき、尚さめ〴〵と泣く涙、梢の雫とおち懸る。怪しき物又榎の枝をゆびさし、物打ちかくる仕方をすれば、女うなづき前後を顧みつゝ、やがて腰帯を解き、木の枝に打ちかけたり。三八郎妻と共に、木陰の暗き所にありつ。此の為體を見てひそかに思ひけるは、彼の怪しき物は世にいふ死神なるべし、首縊榎などいふものありて、前に縊れ死したる者の亡魂、樹下に止まりて、死神となり、人をいざなひて縊れしむと、世の語柄には聞きつれども、眼前見るはこれが始めなり。我忠義の為とはいひながら、罪なき藤波を殺せし事、みづから悲しみ愁ふる事深し。せめて此の女をたすけて、藤波が冥福を求むる種ともなし、怨魂をなだむる便りとも為してんと思ふうち、彼の女西に向ひて掌を合はせ、念佛數遍となへ、ほと〳〵縊れ死なんとするを、「やれ待て暫し」と聲かけて走り出で、背後より抱きとゞむ。女は思ひかけざる事なれば打驚き、「故ありて死なねばならぬ者なれば、放して死なせてよ。折角思ひきりつるものを、二度の思ひをさする人よ」と呟きて、又縊れんとするをしかと留め、「一命を失はんと思ふ程なれば、定めて逼りたる事ならんが、まづ其の縁故を語り候へ。若し我が力に及ぶ事ならば、力を盡して救ひたく思ふなり」といふ。女情深き詞を聞き、「何方の御方かは知らざれども、誠に慈悲深き仰せなり。さりながら其の故を語るとも、とても生きながらへ難き身なれば、此の儘に見捨てて御通り下されかし」といふ。三八郎かさねて云ひけるは、「見ず知らずの者なれば、子細に語

り給はらへなれど、世の常言に膝とも談合せよといふ事あり。例にもあれ何とやら言甲斐なけれど、一通り上、誠心面に現はれければ、女儀ながら思案しつゝ、左ばかり深き御心を、無下に背かんも如何なれど、一通り申し候らん、[illegible]此事道に住なれし[illegible]口上も[illegible]、思案の[illegible]金十両に質入れしにあるを、汝の妹なるものの聞き及びて、これを売ゝ、十両の三歩を合力し[illegible]哉、今宵に一度の質物をそと請戻し参らせつゝ、其の[illegible]侍にまで、三歩を様にして出でたる、途中に盗人に出合ひ、[illegible]奪はれたる侍ひの合力なる妹が手前といひ、夫に対して言ひ訳[illegible]両人合点せしが、[illegible]上に[illegible]の[illegible]人[illegible]し、其[illegible]語[illegible]、[illegible]り、[illegible]質物を受[illegible]、三歩十両出して[illegible]字[illegible]御慈悲の深さは骨身に徹りて[illegible]、所縁なき御方より、三歩を申し受けし[illegible]お[illegible]、卸りて[illegible]存じ候。[illegible]、女の道に侍はず。[illegible]道にも死なねばならぬ事の因果、今宵に迫り候ひといへて、[illegible]の[illegible]の[illegible]、其の詞[illegible]て、もつとも[illegible]、懐中の金子を財布ながら取り出し、[illegible]、[illegible]に入れ[illegible]上に[illegible]、且[illegible]某[illegible]て此男[illegible]に取り落しつ[illegible]、[illegible]御身に[illegible]拾ひ[illegible]、[illegible]道に[illegible]、[illegible]其

の主の出でたる時、其の物を別ち與ふるはなき例にあらねば、おん身二十兩の金子をうくるとも恥ならず、某又與ふるとも恩ならず」と、理を盡して與へけるにぞ、女感涙とゞまらず「御身の如き大慈悲の人は、世に又とあるべからず。よも凡人にては候まじ。觀音菩薩權に身を現じて、妾を救ひ給ふならめ」と言ひ、掌を合はせて再三拜み、然る上は辭し此の金を借用いたし、後日此の身を售りてなりとも、返し參らせん。そも御身はいかなる御方にて、御姓名は何と申し候ぞ。妾が夫の姓名は、といはんとせしを三八郎、急がはしく留め「いな〳〵其の姓名聞し給ふな、某が姓名もいふまじ、素より返濟をうくる心にあらず。御身の夫の名を聞き我が名を語れば、自ら恩を著、恩に著するの理にて、某が意にあらず。深夜といひ旅人の身、ことに足弱を伴ひ道を急げば、ひまどりがたし。もし御縁もあらば重ねて相見ゆべし」といひすてて、元の木陰に走り入れば、女は涙を流しつゝ、金を押戴きてとりをさめ、しばらく跡を伏し拜み、もと來し道へ急ぎたりき。

三　胸中の機關

さても右近の馬場の館においては、其の夜藤波が妹於龍、姉の死骸を見つけて大いに驚き、聲たてて呼ばはりければ、侍宿の武士等馳せ集まり、大いに騒動し、いそがはしく主君の前に出でて、しかじかと告げ聞えければ、桂之助あわてまどひて那裏に到り、藤波が死骸を點檢して、かつ驚きかつ悲

しも、岡者の所為なるやと思ひ、先づ於竜を召して事の様を問けるに、[illegible]二八郎の殺したる由を答へに[illegible]しかば、庭野海蔵[illegible]、[illegible]百害の[illegible]紛失いたし[illegible]と申す。桂之助もとさ驚き、館中を[illegible]に穿鑿あるに、二八郎家財は捨て置き、妻子を携へ[illegible]、[illegible]も内通の輩なりと申しければ、[illegible]彼等[illegible]、[illegible]答なけれ、[illegible]うたがひなし。足搦を伴へたれば、[illegible]、助人を[illegible]出し中、[illegible]と命じけるにぞ、四方に手分して追ひ行きけり。かくて翌朝にいたり、追人等立ち帰り、[illegible]逃げ去りし[illegible]、影だに見ずと告げければ、唯之助[illegible]り、[illegible]不慮の[illegible]なるに、[illegible]且く[illegible]せし後、いとも心得ぬる事なれ、何事[illegible]心安からぬ[illegible]、[illegible]僅に打通る[illegible]輩といへども[illegible]、奸佞の面奴の如し、讒訴の[illegible]、[illegible]凶悪なり。庭野験蔵、奥堂三平、七手泥助、[illegible]、四人の[illegible]道大に[illegible]し、先づ別事をいはず、一家の上京何事やら[illegible]

にいひけんは一火急の上京別義に候はず。かつこれ君御身持あしく、旅館におはしながら白拍子を伴ひ抱へて妾となしたまひ、しかのみならず、虚病をかまへ、佚遊宴樂に日を費し、御所の勤仕をおこたり給ふ由、官領職、濱名入道殿の御聞きに達し、擯斥すべきよし御内意あり。若し然らずんば、御家にも係り、其の罪大殿の御身にもおひ給ふべき由なれば、せん術なく、御勘當との御事なり。大殿御自筆の罪状御覧あるべし」といひて、懐中より一通の状を取り出してさしおけば、桂之助とりあげて讀みも終らず、面目なしと萎れて大いに後悔し、只さし俯きて言なし。道犬重ねていひけるは「譜代鷺藏、蒲團三平、王子泥助、大七鶴八等四人の者、君の御傍にありながら、御諫めもせず却りて放埒を勧め申したる條、其の罪軽からず、切腹をも仰せつけらるべき筈なれども、大殿の御慈悲を以て、後門より追ひ拂へとの嚴命なり」と云ひ渡しければ、四人の者はなげ首して弱りける。道犬また曰く「只今御次にて承れば、佐々良三八郎、長谷部雲六といひ合はせ、昨夜百蟹の巻物を盗み、御側妾藤波とやらんを殺し逃げ去りたるよし、さある内亂の起るも、總てこれ君の御行跡あしきからおこるか故なり。かの巻物は御家の重寶といひ、いまだ室町御所の御覧も濟まざるよし、若し是等のこと此の上御聞きに達しなば、いかなる御咎めあらんも計り難し。御痛はしくは候へども、とく〳〵御立ち退き候へかし。後日某、身にかへても、御歸參あるやう取り計らひ申すべし。只恙なくおはしまして時

の帷[illegible]かの女の死骸に縁者を召し呼びて引渡[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]己が家來[illegible]

[illegible]

[illegible]不破道[illegible]

[illegible]をほどこし、佐[illegible]

[illegible]

[illegible]勘甲をうけしめ、わざと蟹藏等四人[illegible]

[illegible]

たくみなり。只己等が一つ心より出でにあらば、[illegible]

[illegible]、此の二つのみなりとぞ。

四　葦屋の奇計

山城國葛野郡松尾の近きに、[illegible]

享の頃、此の里に梅津豐前左衛門清景といふ人ありけり。此所の領主にて、家富み榮えたる武士なりけるが、其の比月林大幢國師、洛北岩藏の庵室におはすを深く尊信し、法名を是球と稱し、館所のうちを附與して禪刹とす。今の大梅山長福寺といふは乃ちこれなり。清景の墓今に此の寺にあり。扨此の清景の子孫に梅津嘉門といふ者あり。累代此の里に住みけるが漸々に零落し、今嘉門が時にいたりて益困窮す。此の嘉門年いまだ初老にいたらず、聰明衆に秀で膽力人に過ぎ、世に希有の英雄なり。かつて六韜三略に眼をさらして、軍略の妙所をきはめ、弓馬槍刀の[illegible]、武藝の奥儀を曉り、天文地理神機妙算進退懸引の道、其の理を得ずといふことなし。其の故に英名かくれなく、高家を頭として召抱へんと、懇望の諸侯おほかりけるが、名利に屈するを嫌ひて仕官を望まず、常に松尾山に登り、採藥して藥店にひさぎ、細き煙をたてゝ清貧をまもりて、いさゝかも奢りの心なく、一人の老母に孝行を盡し、姿も斬髪にやつし、いとまには先祖清景大幢國師より傳來の禪味をあまんじ、世に諂はぬ器し、實に一世の賢士とは知られぬ。母も又賢女にて、今の世やうやく治平と雖も、仕へまほしき明君なしと心を決し、嘉門が名利に屈せざるを喜び、てづから布を織りて日々の費えにかへ、聊かも貧苦を愁へず暮しぬ。しかるに頃日妖星現はるゝにより、諸人心安からず吉凶を據する者なかりけるが、一夜嘉門縁先にたち出で、かの星を仰ぎ見、母を招きていひけるは、抑我が朝に妖星あらはれたる

事、皇極天皇の御宇、蘇我の入鹿執政の時、始めて此の星東に出しより、下に在る事[illegible]
なる事なし。此の星に五つあり。其の色蒼き時は王侯破れて天子兵革に苦しみ、赤き時は逆賊起りて國人安からず。黄なる時は女色害をなす。白き時は將軍叛いて兵亂大いに起る。黒き時は水の精にて、洪水河に溢れて五穀登らず。あれ見給へ此の度の彗星、其の色蒼きに黄をおびたり。さしもこの北闕晨して婦女權を奪ひ、天下兵革に苦しみ給ふ前兆にて候はん。母上はいかゞ思ひ給ふやらん」といへば、老母聞きて「我もとくに其の心つきぬ。花の都狐狼の伏所とならん事遠からじ。早く此所を去り山林に隱れて、兵亂を避くるにしくべからず。」といひけるが、此の後果して應仁の大亂起り、母子兩人の先見識にこれ明らかなりといふべし。此の頃由理之助勝基、濱名入道兩國領なりしが、勝基は濱名が婿にて[illegible]子なき故、濱名が子を養ひけるが、勝基實子出で來ければ、其の養子を[illegible]す。[illegible]南家管領となり、濱名勝基を打ち亡ぼし、己ひとり權威を擅にせんと欲し、[illegible]浪人共を召抱へけるが、嘉門が東國に住したることを聞き[illegible]、召抱へんと使者を以ていひ入れけり。嘉門は素て入道が行跡を惡み居たるうへに、使者ののぶる所專ら官領職の權威をふるひ、[illegible]兩おけかりければ、嘉門心中に[illegible]、招きに應ずる[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]安否[illegible]失ひ[illegible]、[illegible]

いひつん様を、明らさまに告げ聞かせ、入道聞きもあへず大いに激怒し、「やをれ悪き痴れ者かな。憂目を見せて後悔させん」と、家来若竹猪之八といふ荒男に、大力の組子二十餘人を選び與へ、「彼奴も智謀武術に秀でたる者なれば、若し手に餘らば首にして持ち歸れ」と命ず。血氣に逸る猪之八、「畏み候」と答へ、小具足に身をかため、「彼奴たとへ孔明が智を蓄へ、義經の早業を得たりとも、痩浪人の分際何程の事かあらん、埴生の小屋を踏み潰し、首筋つかみ將て歸らん」と廣言吐けば、思慮もなき組子等、勇みすゝみて相從ひ、鴫津の里へ急ぎゆく。嗚呼嘉門が身の上危かりける次第なり。此の時、宵闇の夜なりけるが、猪之八等嘉門が家に近づく比、月影あかりて明らかなり。嘉門は燈下に書を讀む影法師、あかり障子にうつりて確かに見ゆ。しで打つ砧の音するは、老母の手業とおぼし。猪之八等は竹林のうちに身を潜め、暫く便宜を伺ひ居たるに、嘉門、鼠の鳴き噪ぐを聞きつけ、あなた笑止や、我が推量にたがはず、命しらずの悪人ども、我が家を襲ふとおぼえたり。いで皆殺しにしてくれんず」と、燈火吹き消して其の後音もなし。猪之八これを聞き、「憎き奴めがいひごとかな、早く搦め捕りて手柄にせよ」と下知しつゝ、先に進みて門外より聲高く、「これは管領職の嚴命をかうふり、嘉門を召捕らんため若竹猪之八むかうたり。いそぎ戸をひらき、尋常に縄にかゝれ」と呼ばはれば、障子の中に呵々と笑ふ聲し、「汝等が如き鼠輩はおろか、たとへ濱名入道みづから數百騎を

[illegible]

[illegible]に道頓堀[illegible]

[illegible]

下部するにぞ、[illegible]我先[illegible]

上げて一あふぎ煽げば、兼て用意の焔硝縄に燈火うつり、綱火となりて五六挺の火術の具、一度に發し、其のひゞき大雷のごとく、數の鐵丸飛び出でて、前にすゝみたる組子十餘人打倒され、煙のうちにのたり伏す。老母は長刀の鐏を以て[illegible]を一つき突けば、數十の箭雨の如く飛びかゝりて、組子を殘らず射伏せたり。猪之八は手ばやく疊を盾にして箭玉をまぬかれ、迯げ出でんとしたるに、忽ち板敷磊落とひるがへり、深き落し穴のうちに嘩とおちいり、底に植ゑたる鐵に身をつらぬかれ、朱に染りて死してけり。嘉門かねて是等の構へをなしおきたる所以いかなれば、これまで近國他國の諸侯の請待に應ぜざれば、若し己が器量をねたみ、不意を襲ふ者あらんを禦がん爲なるが、果して此の度不慮の難儀をまぬかれたり。さて嘉門老母にむかひ「今宵の事を聞かば濱名入道益々怒り、多勢を以て取り圍まば脱るゝ手術なかるべし。幸ひ母人兼て山林に身を避けて、生涯無事を計り給はん御心あれば、今宵の中に此の所を遁れ去るにしかじ。母人はいかゞ思すやらん」といふ。老母その意に同じ、母子兩人いそがはしく身支度して、雜具は其の儘すておき、先祖傳來の兵家の祕書、大幢國師の法語一卷いれたる嘉門が懷にし、老母を背負ひて、いづくともなく落ち行きけり。

昔話稲妻表紙　巻之二

五　厄神の報恩

扨も[illegible]三八郎は、主君を[illegible]て浅茅が原にいたり、大江山の麓、穴太の里にかくれ住みけるが、少しのたくはへも、日々の費に使ひすてゝ、別に活計の便りもなければ、みづから山畑をたがやし、仕馴れぬ業の辛苦にたへ、妻[illegible]は高麗[illegible]の名作なる[illegible]を売り、市に出て[illegible]の[illegible]をとり、其日[illegible]ともかせぎにして、両人の子供等を育て、僅に月日をおくりぬ。しかるに三八郎夫婦は、忠義[illegible]ほいなきことに、主なき身と浪人せし事、返す／＼も不便なり。後に聞けば、若殿勘当をうけられ、御行方なくなり給ひつる由、[illegible]若殿の御行方の[illegible]あてには我が冥福を得る種にもと、農業の片手に念珠をはなさず、常に念仏を唱へければ、里人名をつけて、六字南無右衛門と呼びけるを、みづからも世を忍ぶにはよき名なりと思ひて、すぐに自名としたりけり。さて又後を聞けば、藤浪を殺したる[illegible]、金剛の[illegible]の[illegible]、[illegible]と云ひて、盗み取られたりと云ふ[illegible]の由、[illegible]人の[illegible]の山中に入りて、おなじか[illegible]

名を得ること、豈恥ぢざらんや。渇すれども盗泉の水を飲まず、熱すれども悪木の陰に息まずとこそ聞くものを、いかにもして彼の巻物をたづね出し、汚名をすゝがばやと兼ておもひ、一つには奸臣不破道犬が悪意を見あらはして、お家の禍ひの根をたち、藤波が縁者に出會して、恨みの刃に懸り、死後の名を清くすべしと思ひ定め、折々面を隠して大和の國にいたり、或は京都にいたりて便宜をうかゞひぬ。かくてある日、大和より京に赴くとて、木津川の渡船に乗りけるに、船中乗合のうちに、一人の老女あり。紅裏の昔模様のふるびたる小袖に、松皮菱の紋つけたるを著し、さゝやかなる包を三輪ぐみたる腰につけ、細き竹杖にすがりたるが、頭は佐野の白苧を戴せるが如く、身内枯木のやうに痩せかれたれど、人品はさまで賤しからず。紫の小袖著たる女の船中にあるを、深く忌み嫌ふ様にて、袖を面におほひて、片隅にひそまり居たり。程なく船向うの岸につき、南無右衛門衆人と共に岸にのぼり、かの老女と後におくれ前にすゝみて行きけるに、此の時紅日西に落ちて、天色已に晩れなんとす。南無右衛門草鞋のひもを結ぶ間に、かの老女は遥かに行き過ぎたるが、樹木おほひ懸りてほの暗き所を過ぐる時、四五疋の犬出で來りて取り巻き、頻りに吠えてほと／＼食らひ附かんとす。老女杖をあげて打てども去らず、なほも飛びかゝらん形勢なり。かかる難儀を見かねて南無右衛門走りつき、犬どもを打ちちらして老女を見るに、深くおそれたるにや、地にたふれ伏して息もたゆげな

れば、介抱して慰めいたはりしに、やゝ正氣になりて、いへどもまんざらには知らざれども、さるべき籬落と蔵ひとたはしのきさに、此の銅想をおもひて帰り侍らひしと、あつく饗をのみければ、田舎右衛門打聞きて、さるかは嬰ち靜まらざりしに故なし一ヽての事に東の町と出るに出を出らまつしくして、雅作び、ご前の門を住せて、東西に別れまのぬ一すて田舎右衛門は、一ん月はその本宿にさりまで、む経の事務を守りいため、かの宿主田四、一度遊び此の時年八歳となりしが、何時とに、山は世に時あけたりしに、娘所の側に側を分けの、あ帶の、懐懐、値下の武器、本堤すれて、遠いへの四の四里十の時たるまを思ふて、絹家の手をから、に大幅に家を[illegible]汁へのていめん、云物のうら合ひまで、まりつくなやうるも、出所就の修業を、所す[illegible]とすること、は容付つらいた、若剤のけるが、いとむつか事情に、欲氣つ[illegible]ら縫ひかのやと思ふことそれなきの[illegible]は結納を盛し、時を時期を掛ぐるな[illegible]やと總の合目を[illegible]い一詳、舞意には[illegible]人程の腕ひきぬきなどして荒れ出し、さま〲にこしらへ慰めれ[illegible]

折しも、南無右衛門一月ぶりにて家にかへれば、稻菜喜び出で迎へて、まづ栗太郎が事を語るにぞ、南無右衛門氣づかひ、急がはしく破屛風をひきあけて、樣子を見るに、今まで泣き叫びて、もてあましたる栗太郎、南無右衛門を見て禮儀正しく座をつくり、手をつきていひけるは、こは思ひかけざる事かな、此の家はおん身の宅にて、此の小兒はおん身の子息にて候か。これは前の月本津川の渡場にて、危難を救ひたまはりし老女にて侍り。我實は疱瘡の神なるが、我が輩犬を恐るゝ事人に過ぎたり。我しばらく京都において、疱瘡を病ましめたるが、四五日さき當國にむかへり、おん身の家とも知らずこゝに宿し、此の小兒につきて疱瘡を病ましめぬ。元來此の兒難症にて、今一兩日を過ぐれば落命すべき所なるに、危急の難おん身歸宅したまひしは、畢竟此の兒の命強き處なり。前の日の厚意を報ゆるは此の時なり、我とくに立ち去るべし。我去れば疱瘡すみやかにかせおちて平癒すべきなり。此の末とても御身の族の家には立ち寄らすまじ。しるしなくては此の度の如く誤つことあるべし。おん身の姓名はいかにぞと問ふにぞ、南無右衛門その實名を告ぐれば、しからば鮑貝のうらに、さゝら三八宿と書き附けて簷にかけおき給へ。その日じるしある家には、我は勿論ともがらの者なりとも立ち寄らすまじと申すなり。といひをはり、栗太郎悶絶して倒るゝと見えしが、老女の姿けぶりの如く現はれ、外の方へ走り出でて消え失せぬ。稻菜栗太郎を抱き起せば、不思議や疱瘡俄にかせおちて顔

たれたり、氣力(きりよく)曾り如くなりけるにぞ、人皆奇怪(きくわい)の思ひをなし、と[illegible]に[illegible]をかけ、[illegible]
遂の[illegible]、[illegible]日數、三日[illegible]、[illegible]日[illegible]、[illegible]日[illegible]、
寝[illegible]、二兩[illegible]に、栗太郎が[illegible]、かく[illegible]にかせまるたるは、[illegible]のたまはにて、[illegible]
門(もん)が好(かう)い[illegible]ものしたく[illegible]なりと、此の事を傳(つた)へ聞(き)く人みな感(かん)じ[illegible]栗太郎(くりたらう)[illegible]
[illegible]して學ぶ間もなく、再び又(また)一つの業(わざは)ひぞいできにける。[illegible]の夜(よ)、燈(ともしび)[illegible]、鏡(かゞみ)に向(むか)ひ[illegible]髪(かみ)を
りあはせつるに、鏡(かゞみ)のうちに藤浪(ふぢなみ)が顏(かほ)あり[illegible]と、うつりて、恐(おそ)ろしき樣(さま)なれば、あなやと[illegible]後(うしろ)を
かへり見れば、毬(まり)の[illegible]心(しん)くわまどを[illegible]飛(と)びこり、家(や)の棟(むね)[illegible]にて、かゝる[illegible]
[illegible]が仰(のけ)さまにたふれて、其(そ)の[illegible]絶(た)え入(い)りぬ。南無(なむ)[illegible]衛門(もん)あわてゝ、[illegible]抱(だ)き起(おこ)し、[illegible]
三[illegible]へけるにぞ、やう／＼蘇生(いきかへ)りけるが、これよりの心氣(しんき)日(ひ)びにおわりて、[illegible]色(いろ)も[illegible]
下[illegible]、[illegible]衰(おとろ)へ、日に[illegible]、[illegible](おこたは)る[illegible]と見えず、南無(なむ)[illegible]衛門(もん)まで[illegible]中(なか)に[illegible]
あまたふるといへども、とかく藤浪(ふぢなみ)がいきれる面目先(みさき)にて[illegible]、この度(たび)／＼[illegible]
命(いのち)も危(あやう)く見えぬ。此の時娘(むすめ)[illegible](かへで)は十三歳、栗太郎(くりたらう)は八歳なれども、ともに年(とし)に似ず、[illegible]
こと生まれにて、殊更(ことさら)世間(せけん)[illegible]なれぬ孝子(かうし)なれば、[illegible]を深く悲しみ、兄弟枕(まくら)べに[illegible]
て、しばしも[illegible]を離れず、[illegible]、心を盡して看病(かんびやう)[illegible]

ありながら、一日も活計をせざれば、煙を立てかぬる身なれば、せんすべなく、南無右衛門は病人を兄弟の子どもに預け置き、其の身は耕しに出でて、わづかに日雇のあたひを得て、其の日をおくる心の苦しさ、いかばかりならん量り想ふべし。夜にいたれば南無右衛門家にありて看病すれば、兄弟の子ども等「この上は佛神の力をたのみ奉るより外なし。」といひあはせ、二人手をひきあひ、毎夜穴太寺の觀音に跣まゐりして、「南無大悲觀音菩薩、我々が一命をとり給ひ、何とぞ母の病苦を救ひ給へ。」と祈念し、三七日が間詣でけるに、佛も孝子の誠心を感じ給ひけるにや、滿願の夜より、母の病漸くおこたり、一月許りの中に全快し、氣力却りて前よりも尚盛んになりぬ。誠にこれ孝行の功德大なる故なりかし。

孝子の物語のついでに記して、世の童子に示すことあり。明心寶鑑といふ書に、我親に孝行なれば、子も又我に孝行をなすものなり。おのれ既に不孝なれば、子も又なんぞ孝行ならん。われ孝順なれば、又孝順の子を持つなり。此の事疑はしく思はば、簷より點々滴々と落つる雨滴を見よ。とくとくと落つるつぼを違へずといへり。されば我父母の老後を安穩ならしめば、我も又老後安穩なること疑ひなし。

又世範といふ書に、およそ人の子としては、身を終るまで少しも父母の心にそむかず、孝道を盡

すべきなり。父母存生の間は[illegible]、其の靈に對して、尊重に[illegible]
いかほど孝道をつくしたりとも、己が[illegible]愛念[illegible]一世
間の孝道[illegible]他人[illegible]
を思はば[illegible]
高祿の[illegible]
不孝[illegible]
冥[illegible]に死したる[illegible]
いふ道理をよく〳〵辨へて、少しも父母の仰せをそむかず、朝夕恭敬おこたらず、一生安穩なれ
[illegible]心がけ[illegible]

六　因果の小蛇

かくて後、南無右衛門は、案内[illegible]
[illegible]
[illegible]
こゝといひけるに、蛇此の語を聞き入れたる體にて、蛙を放ち[illegible]もとの[illegible]

りねこきて農業をはりて家に歸りけるに、其の日の夜半の比、娘俄に發熱して苦しみ、聲たかくうめきければ、兩親驚きて目を覺し、いそがはしく抱き起して見れば、怪しいかな小蛇幾筋か體にまきつき、鎌首をたて、舌を吐きてうごめく樣、恐ろしなどもおろかなり。鯨藏これを見て身の毛いよだち、泣き聲になりて「早く取り捨てやりてよ」といふ。南無右衛門いはく「我晝ほど蛇蟇を呑むを見て助けまほしく、若し蟇を放ちやらば我が娘を與ふべしといひけるが、此の蛇我が戯れを實として來れるに疑ひなし。戯言はすまじきことなり。凡そ蛇は淫心ふかきものと聞きしが、眼前にかゝる奇怪を見る不思議さよ」と、いひつゝ蛇をひきはなち、藁の内に入れて携へ行き、大江山の谷底に捨ててかへりけるに、其のつぎの夜、再び頓發熱して苦しみ、いつの間にかまた蛇來りて、娘に巻き附く事前のごとし。南無右衛門益怪しみ、此の上は殺し捨つべしと思ひ、蛇は首に魂あり、よく首を碎かざれば生き返るものと兼て聞きければ、かの蛇をとりはなちて、平みたる石の上におき、斧の背をとりて首を微塵に打碎きたるが、血しほさつと飛び散りて、傍に寝たる栗太郎が、面上にかゝるとひとしく、呀とさけびて倒れたり。南無右衛門蛇を捨てて抱き起せば、栗太郎が兩眼に、蛇の血しみ入りたる樣子にて、痛み堪へ難しとて叫き喚びぬ。鯨藏もいそぎ惑ひて介抱するに、當時ありしやうなう泣き止みけるが、兩眼ひらくことあたはず、見る〳〵顏高くはれあがりぬ。南無右衛門は死したる

走を携へ行き、遠き所に持ちてゆきつるが、いまだ歸らざるほどに、蛇又家の下を潜りてこそ立
の頭し、南無左衛門氣をいらちて、此の度は蛇を殺さばやと火中に投じけるが、しばしありて火中な
る蛇飛び出で、また家をつきぬ。かく様々にして取り捨てんとすれども、蛇の執念いと深くして、しばし
も離れず、後には仕方盡きて、其の儘にさしおきけるが、唯寝に巻きつきたるのみにて、別に害を
なす事なく、却て初めのほどは我が身ながら恐ろしくおもひけるが、後々は蛇に馴れ親しみて、朝夕
の因果とあきらめ、かへつて愛念深くなり、朝夕我が食物をわかち與へ養ひけり。斯くて或る時、
食事の時にいたれば、懐より鎌首を出して物をも食ひぬ。扨左衛門は蛇の執念によりて、十七歳
となり、うたゝ療すといへども治しがたく、つひに十七歳にて重病とな
り、直ちに死す。右に記す如く、二人ともに身まかりしは、同年の
事なれや、此は世に類なく、悪逆道に生まれつき、たとひ女御更衣になりつるとも、いかでかある
なるに、妖蛇に見こまれて、人の交はりならぬ身となり、栗太郎は生まれつき病身にて、左ながら
れて賢くありながら、思ひもよらず、盲目となりうせてしまひ、娘は兄弟ともに若死せしはじめに、
などて斯く薄命にはありけるぞや。いかなる宿世の因果にて、かく蛇の禍なる事ぞやと、悲歎の
涙に咽びければ、見る者の子どもも同様にて、互にあはれとおもひつゝ、皆な袖をぬらし、共に涙を流

しつゝ介抱するに、いとゞ悲しさまさりけり。南無右衛門目をしばたゝき「我つら〳〵思ふに、藤波が怨念子ども等をなやまし、我等夫婦におもひをさせて、宿恨を報ゆるにうたがひなし。かれ一點の罪なくして殺されたれば、深く恨むも理なり。三代相恩の主君の爲にせし事なれば、たとひ子ども等を取り殺さるゝとも悔ゆべきにあらず。饒菜歎くな、我は少しも悲しからず。」と、歎きを胸におしかくしていへば、兄弟の子ども等口をそろへ、「父上の宣ふ所うべなり。忠義の爲にし給ひし其の報いと聞けば、たとひ我々が身はいかほどの憂目を見るとも、露ばかりもいとふべきにあらず。母人よ、深く歎き給ひて、又も病をひき出し給はるな。」と、年に似合はぬ理發の詞、孝心ふかき健氣さに、大丈夫の南無右衛門も、胸ひしと押塞がり、覺えずこぼるゝ涙を拳をもつておしぬぐひ、歎きを見せぬ武士形氣の心のうち、思ひ遣られてなほ哀れなり、かくて又しばらく月日を送りけるが、栗太郎盲目のことなれば、一生を過す世渡りの種には、琵琶を學ばせ、琵琶法師となさば、のち〳〵は高官にも進み、貴人のそば近く召さるゝ事もあるまじきにあらず。せめては生涯安穩の計をなし遣はすべしと思ひつき、頭を剃らしめて名を文彌とかへ、饒菜をつけて京にのぼせ、其の比音曲を以て名高く聞えし、澤角撿校のもとに、傳をもとめて母子ともに奉公させ、專ら琵琶を學ばせけり。

七　呪詛の毒鼠

扨も大和國泊瀬の館におゐては、判官貞國、子息桂之助が勘當してのち、銀杏前月若は下屋の下館に移りて、名古屋三郎左衛門、同じく山三郎父子を守役として附け置かれ、桂之助の[illegible]蜘手のかたといふは、志奸悪にして、かねて桂之助夫婦をにくみ、いかにもして桂之助を[illegible]花形丸を、家督に立てばやと思ひ居けるが、思ひのまゝに桂之助勘當の身となりたれば、心中ひそかに喜び、また月若家督に立たん事を思へば、何とぞして彼等母子を失はんとたくみぬ。然りといへども執権には、忠臣名古屋父子つきそひ居て、片時も油断なきゆゑ、如何にともすべきやうなき折から、逆心をいだける不破道犬奸智ふかければ、蜘手の方の心底邪悪なることを見ぬき、これ我が望みを遂ぐる便りなりと思ひ、[illegible]蜘手の方に近づき、[illegible]探り試みるに、果して月若を失ひ、花形丸を家督にしたき望みなれば、道犬「しかる上は何事も某にまかせ給へ。よろしく計らひて進らせん」と承引ひけるにぞ、蜘手の方このうへなく喜びつゝ、かくて道犬蜘手の方と密談し、まづ月若を呪詛すべきに極め、其の比[illegible]呪詛の法を修し得たる[illegible]といふ修験者をひそかに招き、謝物をおほく與へて頼みけるに、貪欲深き者なれば、速かにうけがひ、佛室にとぢこもりて、魔法に[illegible]かゝりける。さる程に本館の下館には、銀杏前月若丸[illegible]移り住み、名古屋父子これを守護してありけるが、月若はことし已に十一歳にぞなりける。しかるに月若ふと病を生じて打臥し、寝食を[illegible]

からず、次第に痩せ衰へ、良醫をえらび靈藥を與ふるといへども、更に驗なく、偶眠れば魘はれおびゆること度々なり。殊更怪しむべきは、深夜にいたれば看病の男女おぼえず眠りを生じ、鼠多く出でて病牀に飛びあがる。後には晝も出でて人をもおそれず、次第々々に充滿し、月若の髮の毛をくらひ、肉をもくひやぶり、頭に足跡を殘して痛み堪へがたく、心氣日をおひて衰へけり。母銀杏前歎き悲しむことおほかたならず、神社佛閣に立願し、名僧知識の祈禱をなすといへども、妖鼠しりぞかず、益怪しきことのみ多かりけり。名古屋父子は晝夜病牀をはなれず看病しけるが、三郎左衞門は山三郎にむかひていひけるは「我曾て酉陽雜俎を見るに、一人夜臥すに故なうして髻を失ふ者鼠の妖なり。又鼠人および牛馬に著く事ありて晝夜避れず、如何ともする事なしといへり。若君の御容體をうかゞふに、彼の書に記す所の、尋常の妖鼠と同じからず、おそらくは呪咀する者ありて、障礙をなすと覺ゆるなり。汝心をつけて怪異の出所を見現はすべし。」といひければ、山三郎「某も左こそ思ひ候なれ」とて、これより別して心を用ゐ、寢殿の四方に眼を配りて守護しけり。さて一夜丑三つのころ、銀杏前をはじめ、御手醫者、乳母、侍女等もおぼえず眠りを生じたるに、不思議や丈拔羣の大鼠、行廊の方より歩み來る、形は常の鼠に變らずと雖も、其の大きさは犬の如く、すさまじき形勢なり。あなあやしやと山三郎、刀を携へ傍につき、瞬きもせず見ゐたるに、かの鼠いきほひて、

岩間の鞘、耳近く聞え來る、山三郎いとゞ心せはしく、立上り刀を拔き、持たる千手と切つてさ、鉄
はやく身をひらして□を避け、明障子を蹴てひらきて、庭上にとび出で逃さりて見せれば、山三
郎追かけ出で、手近く小柄を拔き取りて、はつしと打てば、あやまたず、鼠の腹にすさとあたり、鼠
血たら〳〵と流れけるが、忽ち一道の煙の如き妖氣立ち昇り、銀杏院が姿と見えしが、山三郎
さしこみを解し、曲者と思ひつゝ、縁の上にて□□二つと斬りつくる。銀杏院しきりと身を避け、白袷
を嫌をおかしめて、四方を見れば、忽ち妖氣ふき起り、血汐の鞘を如き、東宗を如きれ
僅壯丈に備勤し、死骸ををとりとまれて、今こそ思へば、時に□□の□□て、あ
なやれなやと聲を合へば、天狗の笑として泣き悲しみて、遂に聞くにたえし山三郎、□□
すれて、露にもまれて、ふたゝび身を打ちふりて嘆かんとせしが、銀杏院は三の□をさせ。
その夏山三郎に取付きの、五臓すくみて魂ぬけたる、あな口惜しと思ひやり、又鬼のごとく化
ぬに、銀杏院が影消え失せて、唯黒雲のとなびきたる如くにて、あやしきわざ庭上に、甘露の自
三郎、雲をにぎる歯をかみならし、合掌をにらみて立つたりければ、銀杏院は飛んで身のかくれたり
へども、山三郎が忠義一圖に精神をこめたる手裏劍の障礙せずして、呪咀の謀叛すでに露れければ、お
ひつかれ若君の病目を追ひて起れり、危き命をたすけけり。

八　暗夜の駿馬

扨も蜘手の方は、頼豪院の修法破れ、月若快氣の由を聞きて、大いに力をおとし、此の上はいかなる計をもつてか、彼等を失ふべきと、道犬を召して密談ありけるに、奸智おほき道犬、少しも屈せず、再び又一計を生じ、蜘手の方の耳につきて囁けば、蜘手の方とくと聞き、「これ極めて妙計なり。」と喜び、いつはりて重病の體をなし、物狂はしき樣をしければ、判官貞國大いにおどろき、道犬を召して醫療のことを相談あるに、道犬申しけるは、「奥方の御容體をうかゞふに、徒事ならず。まさしく邪祟の所爲とおぼえ候へば、たとひ耆婆扁鵲が神方なりとも、藥の力を以てすくひ申すこと叶ふべからず。近曾京都より下りし、頼豪院といふ修驗者、安倍の晴明が金烏玉兎の神書を家傳して、卜筮に妙を得たる者に候へば、彼を召して卜はせ、御聞きあれかし。幸ひ只今某が宅に參り居り候。」と申す。貞國これを聞き、「それ急ぎて召し呼べ。」と仰せければ、道犬「かしこみ候。」とて、やがて私宅にいひつかはしけり。頼豪院は額の疵やうやく癒え、再び道犬が奸計に與しけるが、召しに應じて貞國の目どほりに罷り出でぬ。身の丈たかく眼中光り、斬髪ちゞれて螺髪のごとく、兜巾篠懸に、紅紗の衣を著し、最多角の念珠を袖くゝみに持ち、中啓の扇を把り、あたりもまばゆき金張附の廣座敷に、おめず臆せず坐したる體、誠にいかなる惡魔をも、降伏すべき骨柄なり。貞國まづ初見の挨拶終り、

奥方の病體を告げて卜筮を乞はれけるに、賴豪院恭しく卦を敷き[illegible]、勘[illegible]曰く、「奥方の御病氣、全く咒咀の祟りなり。苦しめ申すに疑ひなし。今四五日[illegible]命危かるべし。若し疑はしく思し給はゞ、御寢所の庭中、艮の隅の土中三尺を掘らせ見給はゞ、分明なるべし」といふ。貞國半信半疑ながら、近仕の者に命じ給へば、近仕の士かしこに至り、土中を掘らしむるに、果して一合の白木の箱を得て携へ來り、貞國に奉る。貞國これをひらき見るに、内に大小二つの藁人形ありて、透間もなく釘を打ちたり。貞國大いに驚きて、賴豪院が詞を奇なりとし、これ咒咀にうたがひなけれど、別に一物もなければ、何人の所爲なるや、分明[illegible]たし。」といはれけるに、賴豪院膝を進み、「凡そ咒咀の法には、願書なくては叶ひがたし。其の箱これへ」といひて箱を取り上げ、ふたつに割りて、やがて扇の尻を以て、箱の底をつききみけるに、[illegible]其の中より、一通の願書を取出したり。貞國これをとりあげ見給ふに、蜘手の方[illegible]、[illegible]するの願文にて、[illegible]人頭に[illegible]の名あり。しかも銀杏前の自筆なるを以て書きたれば、[illegible]あこ[illegible]り、面色變じて、暫くものもいはざりけるが、先づ賴豪院に、咒詛をはらひのぞく修法を頼みけるによつて、蜘手の方の[illegible]に壇をかまへて、[illegible]の法を修し、かの藁人形は釘をぬき、[illegible]に投じて、焼き捨てたり。かくて蜘手の方、やうやう快氣の體をなし、貞國に向ひていひけるは、妾

ことかねて銀杏前母子を、實の娘實の孫といつくしみ、何とぞ桂之助の勘當をゆるし給ふか、さらずば、月若を家督にし給ふやうにと、それのみ宿願なるに、彼等は却つて妾を繼母と忌み嫌ひ、若し花形丸家督にならん事もやと、さきぐりして、妾親子を呪詛ひ殺さんとは計り候ならん。美しき顔して心は鬼よりも猶おそろしく候。こひねがはくは、妾親子に早く暇をたまはれ、尼法師ともなし給はれかし。我々かくてあらば、遂には彼等が生靈にとり殺され候はめ。などてさ許り妾親子を忌み嫌ふぞ、情なき銀杏前やと、いひて、泪を瀧の如く流しぬ。此の時花形丸は年已に十六歳、未だ丫角にてありけるが、母の悪性には露程も似ず、志正しき生まれなり。素より母の非望を知らず、此の日の仔細を聞きて大いに歎息し、「かかる凶事の出で來る事皆これ某が誤りなり。檀弓篇に、『昆弟の子は猶己が子の如し』といへり。某月若に對して、鄧伯道が如き志なき故なり。」とて、深く悲しみけり。判官貞國蜘手の方の恨みの詞、花形丸が理なき詞を聞きて、銀杏前母子を益々にくみ、親を呪詛する大罪人、片時も助け置き難しとて、黑星眼平といふ者を召し出し、「銀杏前月若兩人の首打つて來れ。」と命じければ、蜘手の方道犬と顔見合はせ、しすましたりと思ひながら、これを止めけれども、貞國聞き入れず。花形丸は殊更に、詞を盡して止むれども、火性短氣の貞國、少しも宥免なかりければ、固より道犬一味の黑星眼平、迷惑顔にて其の座を退き、君命といひ、さても、母子の首うたれと

いはば、名古屋殿下、たやすくは渡すまじ。然る時は後々までも打ちとらんと思ひつゝ、隙を窺ふ十人の
家來數多引具して、茶屋の歸りをまちうけ、嗚呼諸者の間に立ちまじり、夜更けてより
事はやく下部に聞えければ、名古屋山三は、口惜しく思ひ、三郎左衛門三郎に向ひて、これ程の
か計にて、諸役をお任せ、御樣子を見はんと申ければ、打手の面々を
ず上意にいたり、一命に代へて申し聞かせ、陰謀を察し遂いでしことて、いそがはしく歳暮を
のち、殿先に馬をひかせて出ありければ、供人のそろふ間もおそしと心せき、臨機にふれて、ちかに
打ちたせ、走せ出でんとしたるに、三郎左衛門が引き止めければ、山三郎氣にかゝり、隙なくもの
まつて、三浪人御前にはわるまじきか、道犬は奸智にさとき者なれば、必ず彼方に計りごとに遭ひ、地に手を着
給ふこと、三言の詞も心をつけて宿らせ給へといへば、三郎左衛門申しけるは、いかで主人の事に
切れ。かかる内亂の時は、側道を密かにも油斷なき様にて、仕懸けぬやうに、守護すべしといひ捨て
て、一騎あて、飛ぶが如くに走りゆく。山三郎はとても見ゆる限り見送りけるが、折と
も塒にもどる夕鳥、いと悲しげに鳴くを聞き、それさへなきの慰しきは、閑身の上に、人の
身の上か、何れにもあれ、あな氣遣はしと吐息して、胸を痛むる許りなり。これぞ一世の別れとは、
誰にぞ思ひ知られける。ここに又不破伴左衛門重勝は、先年若命にていひながら、名古屋山三郎に、

草履をもつて面を打たれしを、深く遺恨に思ひ、笹野蟹蔵、藻屑三平、土子泥助、犬上鴈八等四人の者を語らひ、夜々平群の館の近邊を徘徊して、山三郎をつけねらひけるが、此の夜も此の邊に忍び來りてうかゞひぬ。此の夜は宵闇といひ、空かきくもりて星も見えず、あやめもわかぬ暗夜にてありけるが、三郎左衛門鹿蔵に提灯持たせ、馬を飛ばせて急ぎ來るを、伴左衛門等五人の者、三本傘の紋つきたる提灯を見て、山三郎にうたがひなしと思ひ、物陰より一同にをどり出で、まづ提灯をはつしと斬り落せば、鹿蔵飛びすさり、一腰に手をかけて、何者なるやとすかし見る。三郎左衛門は馬を止め「こは辻斬の曲者か、盗賊の所爲か。」といひつゝ、肩衣はねのけ、一刀を拔きながら、馬より飛び下る間もあらせず、伴左衛門が斬り附くる白刃の稲妻、目前に閃きければ、老功頓智の三郎左衛門、馬のかげに身を避くるにぞ、伴左衛門が刀はいたづらに鐙にはつしと斬り附けて、火花はつと飛び散つたり。暗夜といひ木立しげき所なれば、一寸先も見わからず、藻屑三平、土子泥助、馬の脚音を心あてに、前後より斬り附くるに、目的ちがひ、思はず兩人同士打に丁ど打合はす劍の下を、くゞりぬけて三郎左衛門、はらひぎりに斬る刀、犬上鴈八が鼻のさきに光りければ、驚ひやりとしてのけぞりけり。伴左衛門心中に、此の時を過さばいつか恨みを晴らさんと思ひつゝ、息を凝らして窺へば、三平泥助鴈八等も、あたりを探りて立ち廻り、或は互に同士打して薄手をおひ、或は木立に斬りつけて

氣をいらつ三郎左衛門は、今宵にきはまる[illegible]なれば、[illegible]早く此の場を[illegible]はやと氣はせけども、四人の者に圍まれて[illegible]一方が片耳をそぎ、二の太刀に[illegible]指を切り落しければ、[illegible]心得て[illegible]かゝり[illegible]たる[illegible]、三郎左衛門が身に[illegible]打ち合はせ、互にこゝを[illegible]、丁々[illegible]打ち合ひけるが、伴左衛門その太刀音を[illegible]、拔足して背後より、勢ひこみて切りつくる刀、あやまたず三郎左衛門が肩先、七八寸切り[illegible]、板子に[illegible]屈せぬ[illegible]なれば、じたじたと蹌て[illegible]、伴左衛門に[illegible]左の脇腹を深く切り込みければ、三郎左衛門[illegible]一膝前と[illegible]、尻居に[illegible]倒れたり。伴左衛門[illegible]元結[illegible]にこそ、これは伴左衛門[illegible]り。いかに三郎、汝[illegible]とは[illegible]、先年我を[illegible]恨み、骨髄に[illegible]其の[illegible]報いるぞ[illegible]、懐中より[illegible]に包みし草履[illegible]取り出し、これはこれ先年[illegible]わたる上草履なり、[illegible]肝玉に答へよと、[illegible]つゞけ打ちに打ちけるにぞ、三郎左衛門、[illegible]き汝等は辻切[illegible]と思ひつるに、[illegible]伴左衛門[illegible]三郎左衛門[illegible]といふ聲聞きて、扨は人違へせしかと、伴左衛門等一同に驚きけるが、三郎左衛門刀[illegible]わ[illegible]せがれに仇を報ふに[illegible]、騙し打ち卑怯の奴、[illegible]年[illegible]名乗り[illegible]

きの風雅ども、數十人來るとも物の數とは思はねども、暗打にせらるゝとは、武運につきたる身のはてよ。死ぬる命は惜しからねど、唯心殘りは、御二方の安否を聞かで相果つる悲しさよ。」といひつゝ、よろぼひ廻るを伴左衛門すかし見て、合破と蹴倒し、「山三郎と思ひの外、運の盡きたるおいぼれめ、山三にあらぬは殘念なれど、汝を打ちしも又此の方に、幸ひとすることあり。間語いはず疾く死ねかし」と憎さげに罵りつゝ、めつた切りに切りければ、三平、泥助、鴈八等も、三郎左衛門が苦痛の聲をしるべに立ち寄りて、ずた〳〵に斬りつけ、鱠のやうにぞなしたりける。折しも寺々の鐘打ち交ぜて、諸行無常と告げ渡り、小田の蛙の鳴きたちて、いとゞ哀れをそへにけり。僕鹿藏は先程より、笹野盤藏と渡り合ひ、深田の中に蹈み込みて、互に呼吸の息を心あてに戰ひ、雙方薄手を負ひけるが、鹿藏三郎左衛門と伴左衛門がいひあふ詞を遙かに聞きつけ、扨は彼奴遺恨により、人違へして、はや御主人を手にかけしかと仰天し、盤藏を捨てゝ、主人の聲する方へ探り行かんとするを、三平鴈八さはさせじと立ち塞がり、兩人ひとしく切りかけたり。鹿藏これを丁と受けとめ、又も行かんとしたる時、雨雲はれて一輪の明月皎々とかゞやき出で、木の間をもりて光あきらかなりければ、鹿藏五人の顏を見るに、伴左衛門をはじめ四人の者、皆見知りたるものどもなり。五人の者も鹿藏は、兼て見知りの下部なれば、生け置きては後日のさまたげなりと、一同に取り卷きて、切先揃へて切りつくる。勢ひ

猛き鹿蔵も、健卒四手に敵しがたく、ほと〳〵危く見えたる所に、三郎左衛門が乗馬、一聲いばえて荒れ出し、五人の者を蹈みたふし蹴倒しければ、五人の者は大いに狼狽へ、働きかねてぞ見えたりける。鹿蔵大童になり、命を限りにわたりあはし、四面八方ふせぎたつる。五人の者一人は荒馬に蹴散らされ、一人は鹿蔵が死物狂に切りたてられ、つひに敵することも能はず、いちあし出して逃げ出せば、鹿蔵「主人の敵のがさじやるまじ」と呼ばはりつゝ、韋駄天走りに追ひ行きけり。こなた折しも向うの方より、黒星眼平、四五十人の手明きを引具し、高提灯を前にたてて、白刃をかざし、あたりを払ひて現はれ進み来る。鹿蔵これを屹と見て、正しくこれ上館の打手ならん、立ち歸りて注進すべきか、彼等を追ひて仇を報いんかと、心は二つ身は一つ、思案にくれ、戻りては踏み止まり、いく度か、行きつ戻りつひまどれば、黒星眼平は時刻をうつさず、平栗の下館へ馳せ向ひ、ここを以て殿の嚴命をかうぶり、銀杏前どの月若君の、親子の御首をたまはらん爲向うたり。名古屋殿はいづくにおはするぞ、早く御二方を渡すべし」と、聲たからかに呼ばはりければ、一人は一に乗と申すいに騒動し、名古屋山三郎走り出で、其の儀先刻當館に告ぐる者あるにより、父三郎左衛門御嚴命を承け篤、先刻上館へまかり越し候へば、父が歸り候まで、暫く猶豫くださるべし。」といはせも果てず「いないな、嚴命なれば片時も待つことは相ならず、若し違背に及ばば、某自ら踏み込みて御首打つべし、

返答いかに。」といふに山三郎「然る上は是非に及ばず。某命あらん限りは、御二方を渡す事、罷りならず。」といひつゝ、はや身支度して、すはといはば斬り死すべき勢ひなり。眼平あざみ笑ひ「大殿の仰せを背く不忠者、先づ彼を打ち取れ。」と下知すれば、大勢一度に亂入し、山三郎をとり圍み、火花をちらして戰ひけり。こなたは多勢、山三郎はたゞ一人といへども、忠義するどき太刀先に斬りまくられ、しどろに崩れて大庭までさつと退く。其のひまに山三郎、奥の殿に馳せまゐり、姫君若君にむかひ「父が吉左右承るまでは、一旦館を御立退きあれかし。」といふにぞ、月若の乳母柏木といふもの、女ながらもかひがひしき者にて「妾は若君をあづかりて落ち行くべし。山三どのは姫君を守護して御立退きあれかし。」と、いそがはしく身支度し、若君を背負ひ、長刀を小脇にかいこみて、後門より落ち行きぬ。山三郎は姫君を負ひまゐらせ、續いて脱れ出でんとしたるが、はや後門にも打手の兵立ち廻りて支へたれば、山三郎「しやものものし。」と呼ばはりつゝ、多勢の中をきり開きて、生駒山の方へぞ落ちゆきける。

道犬が奸計の仔細をたゞぬるに、僞筆の達人をたのみ、銀杏前の手蹟を見せて、僞願書を書かしめ、一味のものをして、かねて庭中に埋めおきけると聞きつ。

山三郎姫を背おひて落行き、生駒山の麓の辻堂に於て危難にあふ事、次の巻を讀み得て知るべし。

昔話稲妻表紙　卷之三

九　辻堂の危難

かくて山三郎は、出手ふの前をともなひ、生駒山を越えて、河内國に落ち行かんと、東の麓、竹林寺のちかき邊まで、逃げ來りけるに、追人ども[illegible]をふせてふして、近々と追ひ着きければ、姫君にあやまちあらん事をおそれ、傍の辻堂の内におろし置きてひき返し、追人の大勢に向ひ合ひて、暫く戦ひけるが、追人ども山三郎が勢ひに恐れ、秋の木の葉の散るごとく、四方に逃げ去りぬ。山三郎今は心安しと、辻堂にかへりて見れば、こはいかに出手ふの前はおはさず、月の光にすかし見れば、堂上の塵のなかに、足のあとあり、扨は追人どもの計にて、我が戦ふひまに、姫君を奪ひ去りつるに疑ひなし、姫君を奪はれて、なに面目にながらふべきと心を決し、刀をとりなほして、腹につきたてんとしたる折しも、供の鹿蔵、[illegible]身軽に走りながら走て來り、此の體を見ていそがはしく押止め、大息つきて、不破伴左衛門、[illegible]大蔵、[illegible]三平、土子泥助、大上[illegible]六等四人の者を追ひ、雑魚打の宿禰により、人違へにて、三郎左衛門を打ちたる仔細を、頭なさらに物語りければ、山三郎

たいに怒り、且悲しみ、涙瀧の如くはふり落ちて、しばし詞もいでざりけり。やゝありていひけるは、「今日はいかなる悪日ぞ、御館の騒動といひ、姫君を奪ひとられ、しかのみならず、伴左衛門某を打たんとて、誤りて親人を打ちたる事、思へば某が手を下して、親人を打ちたるも同然なり。死ぬも死なれぬ今夜の仕儀なり。一つには姫君をとりもどして奸臣等を亡ぼし、若君をもり立てて御家督とし、二つには伴左衛門等五人の者を打ちとりて、父の霊前に手向け、冥途の恨みをはらさせ申さでは、忠孝の道全からず、今は一つも二つもほしき命なるぞや。さるにても親人の亡骸を求め、せめて假の葬りせん、役所へ案内せよ寛蔵」とて、すでに立ち出でんとしたる所に、此の邊の百姓等とおぼしく、明松を前にたて、戸板の上に屍をのせ、蓑打掛けてかゝげつゝ、「見ればよしありげなる武士方と見ゆるが、むごたらしう殺されたる事よ。衣服大小懐中物など、そのまゝにあれば、盗人の仕業とも覺えず。片時もはやく郡司に申し聞えて、我々があやまりにならぬ様、急げ〳〵」と口々にいひて来りぬ。山三郎立ち寄り、「此方に思ひあたる事あれば、その死骸見せくれよ」といひつゝ、蓑をとりて見れば、むざんや三郎左衛門、身體寸々に刻まれ、臍腹より五臓六腑みだれ出でて、鮮血戸板にながれけり。山三郎ひと目見るより、悲歎の涙にむせかへり、地上にどうとたふれ伏す。寛蔵百姓等にむかひ、「此の屍は當國佐々木殿の御内に、三郎左衛門といふ人なり。これなるは則ちその子

思ひけん、[illegible]光の者は此方へ渡すべし。もしも汝等が越度にな[illegible]、[illegible]き、[illegible]衣裳の紋所と、由三郎が衣裳の紋所と、[illegible]心し、郡司の前へ持ち出でんとせり、爰にて事をすまさんは、我々が仕合なりと納得し、[illegible]骸を渡し立ち歸りぬ。かくて由三郎、[illegible]きて返らぬ事なれば、鹿藏にあたり[illegible]水を汲み取らせて屍を清め、後日改葬するまでは、權[illegible]こゝに隱すべしと、辻堂の板敷をとりのけて、[illegible]下を深く掘り、屍を埋めてもとの如くなし置き、香[illegible]の灰を捨てて水を手向け、本尊の石[illegible]南無寶[illegible]地藏菩薩、惡趣の苦患を救ひ給へ。」と念じつゝ、猶も涙は止まらず。此の時三郎左衛門おびたる刀は、重代の左文字の刀、二千五百貫の折紙つきたる名作なりしが、せめての片身と[illegible]物と[illegible]に鹿藏に持たしめければ、鹿藏いひけるは、弟猿二郎事、仕へを辭して[illegible]、河內國[illegible]まづ彼の地におん越しあるべし。」といふ處[illegible]、三郎左衛門が乘馬一散に[illegible]り、由三郎が前に[illegible]たれて涙を流しければ、由三郎その爲體を見て胸ふさがり、「汝親人の[illegible]ひ來て、愁傷の體、人にも優りし擧動なり」とて、[illegible]をかき撫でつゝいひければ、[illegible]と戰ひて利を失ひ、馬より落ちて草中に臥し、衆人分散してその在處を[illegible]馬草中に[illegible]、軍人を導き、草中にいたりて、[illegible]けしめしと聞く。汝は[illegible]

ば、鹿藏も落淚し、「畜類すら主人の恩を思ひて、かくのごとく愁へ悲しむに、人と生まれていかでか洪恩を思はざらんや。」作左衛門等、たとへ天に道ありて登り、地に門ありて入るとも、某が一念の誠を以て尋ね出し、御本懷を遂げさせ申すべし」とて、かの馬の平頸をなでまはし、「人と畜類の隔てはあれども、我も汝も傍輩にて、主君の恩をかうぶりしは同然なるに、我は汝には劣りしぞ。飢ゑはせぬか、飢ゑたらん。」とて、邊の草をとりて與へ、水飼ひなどしていたはりけり。山三郎、「幸ひの父が片身の此の馬、これに乘じて、落ちゆかん。」といひて、ひらりと乘れば、鹿藏あたりの枯枝を拾ひとり、火打袋を取り出し、火を點じて明松とし、前に立ちて生駒山にさしかゝり、名におへる暗峠の難所も、かねて案內を知りたれば、口綱をとり馬をみちびきて、河內國へいそぎ行きぬ。

十　夢幻の落葉

それは扨おき爰にまた、六字南無右衛門は、佐々木の館のこと氣遣はしく、旅商人に身を扮し、一荷の荷物をかたげ、人目をはゞかり、笠ふかぶかと面をおほひて、大和國に至りけるが、宿りをもとめ後れて、夜に入り額田部村を過ぎて、柏木の森の邊をうち通りけるに、木陰に人のうめく聲、いと苦しげに聞えければ、いぶかりつゝ立ち寄り、提灯をさしつけて見るに、由緣ありげなる女の、むら鹿子の小袖の裾を高くかゝげ、襷ひきゆひ、けゞしく打扮ちたるが、黑髮を振り亂し、數所痛手を

負ひ、鮮血したゝり流れて、身うち朱に染り、うつぶしに伏し、息も絶え／＼なり。傍にある長刀を見れば、頭の所を蛭巻して、梨地に、寄懸目結の紋をちらしに蒔きぬ。これ佐々木家の紋なれば、薄々いぶかり、なほ抱き起して顔を見れば、こはいかに、月若の乳母柏木なり。南無三宝と驚き、たゞちに気つけ薬を与へて、さま／＼労はりければ、漸う目を開き、御身は山三郎どのにはあらずや、といふ。南無右衛門いはく、おん身いかなる事にて、かく痛手を負ひ給ふぞ。その顔色甚しく問ひ給へばといふ。柏木苦しき息をつき、今宵御館の騒動しげゝの事にて、姫君若君のおん命危きにより、姫君は[illegible]申して、立ち退きつるに、途中にて追人の大勢に取りかこまれ、ほと／＼若君を奪はれんとせし故、命かぎりに戦ひ、やう／＼追人を追ひ散らして、若君の御身恙なく、此處までは逃れ来つれども、心は矢竹にはやれども、あまたの深手に歩行かなはず、こゝに倒れて夢中になり、おん身の介抱にあづからずは、いかゞなりしも知らず、おん身先年勘当を受けて、立ち退かれし事、實は若殿の御仲を隔てんと、悪党の計にせられしよし、御内の縁者どものよりの消息にて、始めて知り、かねて若君にも、御身の忠心をものがたりしことあれげて、折もあらば帰参あれと思ひしかひなく、此の度の大変なり。さりながら、こゝにて御身に逢ひたるは、いまだ若君の御運尽きざる所なり。妾この深手にては、とても叶はぬ命なれば、何とぞ御身若

君をかくまひ申し、再び世に出し進らせ給はれかし。」と、泣く〳〵物語るうちも、いと苦しげなり。南無右衛門委細を聞きて十分に驚き、「して若君はいづくに坐すぞ。」と、問はれて柏木あたりを見まはし、月若の坐さぬを見て仰天し、がつくりとおち入りて、所の名さへ柏木の、森の雫と消え失せぬ。かかる折しも、茂林の中より、追手の人數、若君の目に猿轡をかけ、小脇に掻い挾みて走り出で、「やよやよ佐々良三八郎、汝長谷部雲六といひ合はせ、首鎧の卷物を奪ひ、藤波を害して逃げ去りたる大罪人、爰にて見つけたるは天の與へなり。若君を奪ひたるうへに、汝を捕ふれば、兩の手に美食を握るが如し。疾く〳〵手をつかねて、縛めを受けよ。若し手向ひなどせば、忽ち若君を刺し殺すぞ。返答いかに。」と呼ばはれば、南無右衛門いそがはしく、地上に跪き、「此の所にて御身等の目に懸りしは、某が運命の盡きなり。いかでか手向ひ致すべき。いざ疾く繩をかけられよ。」といひつゝ、手をつかぬれば、追人の人數口々に、「さすがの三八郎、覺悟の體殊勝なり。」とて、已に繩をかけんとしたる油斷を見すまし、南無右衛門つと立ち上りて一人を蹴倒し、若君を奪ひ返して背後に圍ひ、仁王立に立ちたるは、心地よき形勢なり。追人の人數これを見て、「欺かれたる口惜しさよ、それ打ち捕れ。」と呼ばはりつゝ、刀尖そろへて斬りかけたり。南無右衛門手ばやく、息杖に仕込みたる、刀を拔いて相むかひ、すきまもなく斬りたつれば、追人の大勢敵しがたく、春雨に打たるゝ胡蝶の如く、身をすぼ

めでご迷ひたりしが、南無右衛門今は心安しと、若君の前にこごまりて、人目を忍ぶ陰に立、此の隠れ家近く開、當時のほど、御氣づまりにはおはさんず、此の中に御身を忍ばせ、やがてこそ、月若を荷物のうちに抱き入れ、柏木が屍は、あたりの近き流れに沈めて水葬し、又も追人の來ぬ間にと、足をはやめて走りさり、丹波を斥して歸りぬ。

十一　斷絃の琵琶

さても六字南無右衛門は、若君を救ひて我が家に歸り、一間のうちに忍ばせ參らせ、朝暮ともに朝夕心を用ひてかしづき、暫く月日を送りけるが、或日若君に申し氣晴しにとて申さんと、風に申しつけて顔はせれば、頭はしや月若は、世にもしき生れなんに、顔のあたりを見るにつけても、髮の姿となり、頭に似合はぬ振袖の、綾の小袖の模様まで、あたりの若衆の嬌小姿、薄紅も淚の痕のしるしとなり、身をぼろしげに出で給ふ。南無右衛門に向ひて、袂の折目を正しつつ、昔を上座にすゑて申しけるは、狭き一間のおん隠家、さぞおん氣塞りとは存じながら、人目をはばかる御身なれば是非もなし。御先祖をたづぬれば、人王九十九代の帝、守子天皇の御末にて、代々本國頼公の末孫と生まれさせ給ひ、數多の人にかしづかれて、金殿玉樓のうちに生ひ立ち給ひ、錦の褥の缺、なに一點の不足なく、荒き風にもあたり給はぬ御身なるに、奸臣佞者の爲に世を亂られ、

かかる貧家にしのばせ給ひ、粟の飯橡の粥、わづかに御命をつなぐのみ。藪のおどろ紙ぶすま、夜の物さへ薄著にして、壁洩る月の燈火に、暗き御身となり給ふ、痛はしさよ」と云ひければ、若君宣ひけるは、「汝が忠志過分なり。我が身はいかになるとも厭はされども、唯氣遣はしきは父母の御身なり。父上は御勘當の身となり給ひて後、いづくいかなる所におはすやらん。母上は名古屋山三郎に扶けられて落ち給ひしが、これも御在所知れざるよし、追人に捕はれ給ひしも知るべからず。あな戀しの父上や、なつかしの母人や」とて、忍び涙にむせび給へば、南無右衛門夫婦も、おん心根を推量して、共に袂をしぼりけり。かかる折しも外の方に、人の足音ひゞきければ、南無右衛門目くばはして、若君を一間にかくし、さあらぬ體にて居たりけり。人の親の心は闇にあらねども、盲目となりし我が子ゆゑ、道に迷へる枝小笹、旅にやつれし女房の、琵琶を背中によこたへし、盲兒の手を引きて、四年振にて我が家の、軒の垣衣の露ふかき、草踏み分けて柴折戸をほとほとと打ち叩けば、「たそ」と咎めて、南無右衛門戸を開き見てければ、妻の礒菜子の文彌、京より歸りし體なれば、「こは思ひかけずよ。」とて、まづ伴ひて内に入る。楓ははやく母の聲を聞きつけて、いそがはしく走り出で、夫婦兄弟四人の者、ひさしぶりの對面に、互の喜びいふべからず。楓は盥に湯を湛へ、母の裏脚草鞋を解き、足をそゝぎなどすれば、「今にかはらぬ孝行やつ」と、嬉しさに堪へざりけり。さて礒菜夫にむかひ、「い

ふこよ聞くことわきまへたにて、雛から語り侍らふや。且つ申すべきは文哉事、幼年なれども絵道に心をゆだね、片時もおこたらざりしかば、おのづから妙を得て、画匠浮田尚信が秘伝をも、たぐひ稀なる器用者と、賞美し給ひ、素袍の中の琵琶一面に、絵筆の剣戟をそへて給はりければ、ことには我が一曲をきかせまほし、二つには楓が顔も見まほしく、すゞろに古郷がなつかしく、文哉もまた御身や端を慕しなふ侍ゐたる、殊に思ひ立ち、師匠にしばしの暇をこひ、みやこを下り侍りぬと、物語れば、南無右衛門ひたすら喜び、父さんぎりの對面、無事の御見、安堵なり。楓も上京せしとや。しばし見ぬうち、擢ら能く生ひ立ちしな。呂道ふばかりに慕ひらしぬめけること。かつ、心安くて小嬋が顔を見て、いへば、文喩は一座して聞寄りにき、父上御安否の何事をい何ひ、人にお文にまかせてことかりおとなしやかに御通ふ間にこえし十六歳、恋ますく、文哉にて、手跡茶碗、物語も、何事によらぬ風雅なるが、母のそばに近く寄り一昨々の御在京、さぞ御苦労なされんと、おしげくれ気遣ひ奉りしが、つつがき體を見て、やうやうと心安まりしつといひければ、いやいや、我が苦労よりおことの事。奴姓も下にたらぬまし、其の身を以て父上に、孝行盡す稼業を、うそかしと推量し、いかなる日も片時も、わするゝ事はなかりしぞや。縫物髪もよく仕覺えつる由、父上の消息にて疾く聞きぬることて、うしろむかせ、髪のかゝりをつらつら見まはし、さても美しう能くこそなりしぞ。此のきるものも、おことが縫ひし

か、あつぱれの手際ぞ。廣き都のうちにすら、おことが如き娘はまれと、思へばいとゞ妖蛇の事、思ひ出して不便なり。」と、何につけても子を思ふ、親の心ぞやるせなき。良ありて南無右衛門、佐々木の館の騒動、柏木が忠死の仔細、若君を隱まひ置くことの、始末を語り聞かせければ、磯菜驚き、「不慮の御難儀、いたはしさよ。」とて泣きければ、南無右衛門「いか程いうてもかへらぬ事、そちも文彌も、久しぶりにて若君に、おん目見え仕れ。」とて、楓をつけて奥の一間にいざなはせ、くろ木の念珠つまぐりて、例の念佛を唱へつゝ、はるかに時刻をうつしけり。日あしも漸くかたぶく比、京下りの古書畫の商人、いそがはしげに走り來て、「前の日見せ申しつる、金岡が百蟹の繪卷物、外に望人出で來し故、唯今價をお渡しなければ、望みの方へやらねばならず。いかゞ思すやらん。」といふ。南無右衛門打聞きて「そは餘り火急なり。せめて三日待ち給はれかし。」といへば、商人頭を打振り「某も旅がけの事なれば、三日などは待たれ申さず。しからば今夜、三更の時まで待ち申さん。其の期が過ぐれば、たゞちに彼の方へ賣り遣はし候ぞ。」とて、詞をつがひて立ち歸る。程なく外の方に人聲して、足音ひゞきければ、何事ならめといぶかる間もなく、村長に案内させて、捕手の輩、組子ども、どや〳〵と入り來る。組子の頭黑星眼平といふ者、首桶を小脇に携へ、聲あらゝかにいひけるは、「汝佐々良三八郎、今の名は六字南無右衛門とやらんいふよし、月若どのを隱まひ置くこと、注進の者あ

われ、大殿の御耳にいれ「首打ちて参れ」との厳命なり。[illegible]打つべきや、返答いかに」と呼はりける。南無右衛門[illegible]申せしなんどとは、何者か申しけるや、夢にも知らざる事なり。」と、そら嘯きていひければ、眼平からからと打笑ひ、[illegible]に[illegible]、[illegible]舊悪を糺すべし。」と、絆をかけてせめければ、さすが南無右衛門も、[illegible]若君の、御首打ちて渡し申さん。[illegible]、眼平うなづき[illegible]心の[illegible]しばしの間は待ちくれん。然らば[illegible]たがふべからず、且つそれまでは、[illegible]首桶それへ受取るべし。」とて相渡し、人数を引具し帰りけり。[illegible]南無右衛門、[illegible]良[illegible]ば導のびるといふ、常[illegible]思案もあらんかと、今日[illegible]ひのべしが、それよりも

たほ危急なるは、若君の御身なり。今宵にせまる二つの難儀、臥龍楠氏の智謀ありとも、のがるゝ道調ふ術はあるべからず。藤波が所縁の者に打たれんと、兼て思ひし命なれども、かかる際には是非もなし。若君を負ひ進らせ、脱るゝだけは脱れ見て、若しかなはざる其の時は、御腹をすゝめ申し、斬り死するより外はなし。」とひとりごち、心の内にうなづきて、葛籠のうちより、一腰を取り出し、行燈提げて、奥の一間に立ち入らんと、破れ紙門をさと開くれば、盲児の文彌、財布のうちより、あまたの小判を取り出して、手探りにかぞへ居たるが、紙門のあく音におどろき、手早く背後に隠したり、南無右衛門目早く見つけて、訝りつゝいひけるは、「いかに文彌、見れば餘程の金を持ちたるが、如何なる故にてその金持ちしぞ。こゝへ出して見せよ。」といふ。文彌いはく、「これは師匠より預りたる金なれば、親人たりとも見せ難し。」といふにぞ、南無右衛門、「師匠なりとも、幼年の汝に、大金あづけ置くべき謂れなし。如何なる故にてあづかりし。」と、問はれて文彌口ごもり、「いやこれは途中にて拾ひし金なり。預りしにあらず。」と、詞のあとさき揃はねば、南無右衛門ますます怪しみ、「途中にて拾ひし物を、隠しおくは道にあらず。いづくにて拾ひつるぞ、實正いへ。」と問ひ詰められてせん術なく、「誠は此の金あづかりも拾ひもせず。道中の旅店に、宿り合はせし旅人の金を、盗みとりつるにて候。」と、聞いて南無右衛門あきれはて、項つかみて引倒し、「何といふぞ、とはふことか眞實か。

元來汝孝子にて、さある非道を行ふべき領にあらずと、今の今まで思ひしが、由良の助の嘆に、さばかり心のかはるものか。これよく聞けよ。あきらかなる所には王法あり、くらき所には神罰あり。五戒のうち、最も偸盗をおもしとす。たとへ塵ひとすぢにても盗をなして、豈天の罰を免れんや。けがらはしき心底や、あさましき所存やとて、左の手に項首を持ちかへ、右の拳をふりあげて、頭をのぞみ、つゞけ打に打倒し、且怒り且悲しみ、あつき涙をおとしつゝ、斯樣にきびしく戒めなば、もしくは心もなほらんかと、親の慈悲こそせつなけれ。文彌はやがて起き上り、あざみ笑ひていひけるは、「貧乏者の子とうまれ、正直にかまへては、とても出世はなりがたし。其の金にて官をとれば、一生は安樂なり。さ許り嘆かせ給ひそ」と、聞けば聞くほど恐ければ、猶をかなしくて聲を荒らげ「汝が不敵の今の言葉、さらく子とは思はれず、天魔波旬の所為なり。迷子の恩愛これまでなり。七生まで勘當ぞ。疾く何方へも出で行け」とて、足をあげて蹴倒せば、文彌は腹を立てし「勘當うくれば、親でなし子にあらねば、長居は無益」と呟きつゝ、あたりを探りて出でんとす。南無右衛門怒りにしのびず、走りよりて、又蹴倒せば、起きあがりて又惡口す。惡口すればなほ踏たふし踏たふせば、益々惡口やまず。南無右衛門いよく怒り、前後の辨なく、踏みつけく踏み倒せば、文彌は片息になりながら、なほも惡口とゞまらざれば、南無右衛門怒氣天にさかのぼり、

なすらりと抜く手も見せず、肩尖四五寸きりこめば、呀と一聲たまぎりて、うつぶしに倒れたり。たたみかけて切らんとせしが、恩愛千筋の葛籠の紐、足にまとひて背後の方へ、引き戻さるゝ心地するを、思ひきりて又振り上ぐる劍の下に、妻礒菜はしり出で「やれしばし待ち給へ。いふ事あり。」と止むれば、南無右衛門「いや止むるな、中々に生け置きて、罪つくらせんよりは、一思ひに手にかくるが、親の慈悲ぞ。」といひつゝ、礒菜を押退けつきのけて、なほ切りつけんと立ちまはる。礒菜は夫の手にすがり、其の身をしづに引戻し、息をつく〱「あの金は、盗物には候はず。實は娘楓が身の代にて候。」といへども、南無右衛門合點せず。「妖蛇に見こまれ片輪な娘を、何故に大金出して抱ふべき、汝も共に詐るか。」とて、にらみつくれば、礒菜奥の方に打向ひ「やよ〱娘こゝへ來て、父上におことが心底物語れ。はやく〱。」と呼ばはれば、娘楓一聲答へて驅け出でしが、文彌がきられし體を見て、咽せかへりてぞ倒れける。礒菜文彌を抱きかゝへ「苦しうあらんが父上に、本心を語るうち、こらへてくれよ。」と勦りつゝ、楓に向ひ「悲しきはうべなれども、委細のわけを父上に、疾く疾く告げよ」と、いはれてやう〱顔をあげ、南無右衛門にうち向ひ「御不審は理なり、前の日父上御物語に、かねて尋ぬる百蟹の卷物、思ひかけず京下りの商人持參せしが、その商人を捕へ、出所をたゞさば、盗人の在所も知れ、卷物も手に入る道理と思へども、かなしさは日陰の身、あらはに事を

と、しも軽しきりとて照は百両といふ大金なれば、とても我が手に入るまじと、既に手に入るにて、末代迄の汚名をすゝいだ事あれば、若くにてこれまでふかゝし武士道をすて、先祖の名をもけがすこと、思へばくゝ無念なり、日暮しさまとて男泣に泣き給ひしが、俄に思ひ立ち、所をさし訓へておけ申さんと、思へど外に仕方もなく、京の東山五条坂の町外れ、三村八郎兵衛方に、旅宿し、時なる人を聞き、密かにまゐりて、此の身を白洲に召出されまと頼みしかば、さへやすく宿どしが、長蛇の因縁を聞くと、その儘早瀬にあてし、我がほしいと思ふ心一図に、我を身の出世にやつがあるれしまじと、みづから恥ぢ思ひつゝ、すこし隠したてしつるに、頼みし所は動くゝ事しものといふ、常言の如く、今でとりの年かさなる雑兵が申すには、これとて世のならひあるべきものもしが、實の因果にこそ事あるは無にしく、將更作らおつきけれは、弘前様に立て見する時は、あそびにするより卸す、利得を一ちんともし世を有るゝるものには、先年を限り白洲にてべし、と申すにより、見せ物にあゐ、たとへ生皮をはがれ、生肝を取らるゝとも、日南の家とへのへ、又上の汚名をきへ雪げば、我はもりも厭ふにあらず、將更両は申すとも、一旦日竹の恩あるべく、身を汚すにも愧しならめ、諸人に恥をさらしなば、却りて罪障の、消えもせなん縁となるならんかと、心を決し、それにきはめて戻りしが、史上にはおび出して居つるに、今日思けする旦那の、みんなか

りを落しとし、妾が心底をうちあけ、さきほど裏口より伴ひ出でて、かしこに行き、母樣の手形をすゑて證書を渡し、百兩の金をうけとり、今夜のうちに都へ旅立つはずに約して、歸りし折から、捕手の騷動若君の御危難、母樣と物陰にて、唯あきれて居り候。不審はなさせ給ひそとよ。文彌が持ちし彼の金は、妾が身の代にちがひなく候」と、泣く泣く語るにぞ、南無右衛門、一つの不審は晴れたれども、それを文彌が口づから、盜みしとはなどいひし。と、血刀を投げ捨てて問ひかくる。磯菜かはりていひけるは、「若君の御急難を聞くとひとしく、文彌を御身代と思ひつきしが、忠義に凝つたる御身なれども、さすが親子の愛着にて、もし心もおくれ給はんかと、文彌にいひ含め、父上の氣質何よりも、ゆがめる事をきらひ給へば、此の金を盜みしといひ惡口せば、怒りに乘じて恩愛の絆をたち、手打し給はんは必定なり。しかるに、計らふべしと、心づよくもいひ聞けたれば、速かに聞きとゞけ、「是宿世の因果にて、今日を命日となりつれば、すなはち主君の御大事といふとも、戰場の働きなり難く、武士の子と生まれたるかひなしと、日來くちをしく思ひつるに、若君の御身代となるは、戰場の打死も同然、願うてもなき幸ひなり。さりながらたとへ計にもあれ、親にむかひて惡口し、盜みせしなどは勿體なくて申しがたし。これ許りは許し給へ」といひける故、さては最ものことなれども、さなくては、父上の、愛念を絶つ事かたはず、何事も皆忠義の爲ぞと、やうやう得心させつるに、けなげ

にも能ひ、詰らひしぞ。磐のつゞはされ下さるべし。さき程より物蔭にて、御身の様子をうかゞひしに、若君に伴ひてのがれ出で、かなはぬ時は斬り死と、覚悟の体に見えたれども、此の四々曲道とて、捕手の人数かためたるよし聞きはべれば、とても遁るゝ道はなし。さり首とたゞ首を二つさらば、盲目明の差別もあらじ。たとへ四平若君の御顔を見知るとも、忠義の一心を以てあざむかば、やはか仕損じ候まじ、丈夫の御身をさへ、恩愛にひかされて、覚束なしと思ふものを、愚痴なる女のみといひ、朝夕はなれず手しほにかけて、これまでに育てあげたるいとし子を、今こゝで殺す胸の中、御推量下されかし。しかのみならず、換へてくしの別れといひながら、世の中の親の情様、我が子の片輪を何処までも、かくしてやるが常なるに、諸人に顔をさらさせて、丹波国の因果娘と、のゝしらるとも、恥を残さす不便さよ。妾が身せめて十年若くば、此の身を売りても、娘に憂目は見すまじきを、口惜しさたてゝ、兄弟ふたりの手にかゝり、たゞに後れたりとはじと、堪へ忍ぶるための、命の程を押しきりて、溢れおつる涙を、理なきこと。南無右衛門詩経を聞き、またゝび唱へれば白骨やかなしく、鐵石の如き心にも、肝に焼鐵あてらるゝ思ひ、五臓六腑悩乱し、しばし詞もいでざりしが、やゝありて言ひけるは、「文彌事若君と同年といひ、剃髪の姿といひ、顔容も似たる故、御身代と思ひつきて見しかども、何いふも盲目にて用にたゝず、一図に思ひて、死首の瞼を二さず、盲目明のへだてなきやうに

は、露ばかりも心づかざりし。楓も容はすぐれたれども、片輪なれば身賣もならず。嗚呼二人の子どもは持ちながら、親の因果が子に報い、忠義の川にたたざる事よと、殘念に思ひしが、おことを始め兄弟の子供等、類まれなる心底かな、持つべきものは子なるぞや。」といひて、涙と血と相和して、瀧のごとくに流しけり。文彌は母の介抱にて、やうやうと起きなほり、おとなしやかに手をつきていひけるは、「渇しても盜泉の水は飲まずとやらん聞くものを、母上の仰せとはいひながら、盜まぬ金を盜みしと、親をいつはる詞の罪、御許し下されかし。果報つたなくて、生まれもつかぬ盲目となりぬれば、せめて藝道をはげみ、父母老後の心を安め、片輪な奴に御不便を加へ給ひ、御養育くだされし、大恩を報いんものと、それ樂しみに四年このかた、精神をこらせしが、此の度若君に一命をたてまつり、姉上も身を賣り給へば、此の末はさぞ心細く思されん、生きわかれ死にわかれと兄弟二道にわかれども、死は一旦にして爲し安く、生きて諸人に面をさらし、父の汚名を雪がんと思召す、姉上の心底は、又なし難き孝行なり。此の年來學び得し、琵琶の一手を父上に、聞かせ申さで死するのは、心殘りに候へば、かく手を負ひて覺束なくは侍れども、一曲つかうまつり候べし、冥途の旅の置土產、ながき遺念と思されて、お聞き下されかし、母人樣その琵琶こゝへ」といふにぞ、磯菜泣く泣く琵琶とりいだして與ふれば、わづかに年は十一歲の盲兒が、縹木綿の肩上に、血潮したゝる切口の、痛

さをこらへて琵琶かきならし、いと苦しげに聲音して、平家をぞ語りける。

そのはじめに、一の谷の軍やぶれしかば、武蔵国の住人熊谷の次郎直實、平家の公達たすけ船に乗らんとて、汀のかたへ落ち行き給ふらん、あはれよき大將軍に組まばやと思ひ、ほそ道にかかつて、汀のかたへ歩ませ行くに、こゝに練貫に鶴縫うたる直垂に、萌黄匂の鎧着て、鍬形打つたる甲の緒をしめ、黄金作りの太刀を佩き、二十四差いたる切斑の矢負ひ、滋籐の弓持ち、連錢葦毛なる馬に、金覆輪の鞍おいて乗つたりける者一騎、沖なる舟に目をかけ海へさつと打入れ、五六段ばかりぞ泳がせける

とうたふ唱歌も聲くもり、弾く手もふるへてたしかならねど、さすが日本の手練といひ、昔のさごりと思ふからに、苦しき息をはげませつゝ、三つの甲をかけ、初めにつに連れて、うたひ調めたれければ、大絃は嘈々として急雨のごとく、小絃は切々として私語のごとく、昭君馬上にしらべ、樂天客舟に聞きつるにも、遥かに優りて哀れなり。南家右衛門尉をはじめて聞き居たる人々、皆感動たる歎きの中に、かかる悲しき調べを聞けば、皮肉もはなるゝ心地して、涙へ堪へずぞ泣き伏しける。霜葉も諸共に、涙にむせぶばかりなり。女儒はなほも聲ふり立て、

熊谷涙をはらはらと流いて、あれ御覧候へ、いかにもして助け参らせんとは存じ候へども、味方

の軍兵雲霞の如くみち／＼て、よも脱しまゐらせ候はじ。哀れ同じうは直實が手にかけ奉りて、後の御孝養をも仕り候はんと申しければ、只何様にも疾う／＼首をとれとぞ宣ひける。熊谷あまりにいとほしくて、いづくに刀を立つべしともおぼえず、目もくれ心も消え果てて、前後不覺におぼえけれども、さてしもあるべき事ならねば、泣く／＼首をぞ掻いてける。

と歌ふ聲さへ、次第に弱り、ほと／＼絶えん琵琶の緒に、かゝる血汐の鋒口より、さと流るれば、あな苦しや、最早うたふ事かなひがたし、これまでぞ」とて、琵琶をおき「此の世からさへ一條の、杖をたよりの暗穴道、死出の旅路は殊更に、黒闇地獄に迷ひ行き、無目の餓鬼と生まれ出で、呵責をうけんは必定なり。それを不便とおぼすなら、末期の水をさかしまに、逆縁ながらお手づから、香花を手向けたまはれかし。我が身のための功徳には、他人の千僧供養より、はるかにまさり候べし。さらぬだに、親子は一世のちぎりと聞くに、盲目のかなしさは、父上母上、千萬年のお齢すぎて、冥途へおはす事ありとも、お顔を見る事かなはじと、思へばこれが二世のわかれ、又あふ事はあらじと思へば、いとゞ悲しく名殘惜し、父上はどこにおはするぞ。」と、いひつゝ這ひ寄りて、南無右衛門にとり縋り、身上を探りつゝ、撫でまはしつ「御苦勞をなさるゝ故か、いかう窶れお見え侍る。必ずわづらひ給ふなよ、とかく御身恙なく、壽長く坐しませ」と、今般の際まで孝心の、ふかき詞を聽くになほ、

南無右衛門駒ふさがり、主君の御先途見とゞけて後は、常住が無常をたつね、根元の所にかへりて死すべき、かねての覚悟なれば、思へば浮世の一期にて、明をも知らぬこの身なるに、それとは夢にも知らずして、長生せよとは、いと悲しのいひごとよと、心には思ひながら、口には出しもやらず、過去の業因今生の現果、悲しかりける我かなとのみ言ひて、とかく涙に咽びけり。藤波小萩の両人は、文蔵が左右にとりつきて、これが一世の別れかと、声もをしまず泣きければ、文蔵は二人が身うちを探りつゝ一世めしひの身に只一目、恩顔を見て死にたきことぞ。盲目となりしは何の因果ぞ」と、又今更に押し口説きて、血を吐く計り泣きけるが、折しも空に時鳥、一声なきて過ぐるこそ、死出の田長の道しるべ、ながく苦痛をせんよりは、少しも早く父上の、御手にかゝるにしくはなし」と、西に向ひて合掌し、声々念仏を唱へつゝ、いざ/\と催促し、首さしのべて待ちければ、南無右衛門は目もくれて身を起し、刀を抜きたばかり、聴に後に立ちまはりけるが、前に斬りしは如何の刀、下の刃は恩愛の、切なる思ひの涙なれば、手も振ひ腕も萎えて、いかでか首を打つべしと、躊躇す。今聞きつる理由の唱歌、熊谷の次郎直実さへ、敦盛を打ちかねつるものを、現在我が子を斬るおもひ、いかでか堪へ忍ぶべきと、前後不覚の体なりしが、時刻うつりて仕損じなば、かれが忠死も水の泡と、思ひきり思ひきり、蹌く足をふみしめつゝ、「若我成仏十方世界、念仏衆生摂取不捨、南無阿弥陀仏」と、声もろ

ともに、はつしと斬れば、無慙やな、首は前に轉びおち、軀は後に倒れたり。鐵菜圍は太刀音と、共にさけびて打伏しぬ。折しも遠寺の鐘の聲、はや三更の時なれば、猶豫ならずと立ち寄りて、かの金をとり收め、手早く軀を葛籠に隠し、泣き伏す妻を引起し、「泣いて居る處にあらず、此の金持ちて裏道より、かの卷物を買ひ取り來れ。娘は今宵生き別れ、しばしの名殘ををしむべし。」とて、鮮血したたる首たづさへ、兩人を引きたてつゝ、へだての紙門をたてきりて、その後音もなかりけり。約束の時刻ごと、黒星眼平手の者をゐて來り、「やよ／＼南無右衛門、若君の首打ちしか、いかに／＼。」と呼ばはれば、一間の内より南無右衛門、首桶を携へて、打ちしをれつゝ歩み出で、「嚴命もだしがたく、痛はしながら御首打ち候ひぬ。いざ御點檢。」とさし出せば、眼平いはく、「某月若殿をよく見知りたる事は、兼て知りたる汝なれば、よも假首はわたすまじ。もし又すこしも僞らば、忽ち汝が身の上なり。」と、睨みつゝ、首桶を引寄せて、已に蓋をとらんとす。南無右衛門は若し假首と見あらはさば、斬り死すべき覺悟にて、袖の下に刀を拔きかけ、固唾をのみて控へしは、げに危くぞ見えたりける。眼平蓋をとりのけて、これはと驚く體なりしが、文彌が首の口中より、陰氣を吐くと、南無右衛門が目にのみ見えしが、眼平忽ち眼くらみ、「いかにも月若殿の御首に相違なし、よく打ちつるぞ。」と賞美して、首桶をとり收め、從者を近づけ、「遠卷の人數を、疾く／＼ひかすべし。」と下知をなし、ふたゝ

ひ南無右衞門に向ひ、「若君の首打ちたる上は、汝においても是非なし。萬悪の罪[illegible]、此の度の功により、大殿の御前、よきに執り成しつかはすべし」といひ捨てて、「人數引連れて歸る」南無右衞門ため息を吻とつき、[illegible]遠近の人數を引はらひ、[illegible]事なきと[illegible]若君を[illegible]て、よく度せばやと思ひつゝ、立ちかけたる折しも、妻の[illegible]息もつきあへず[illegible]歸り、[illegible]安堵に一念頭にとゞまり、陰氣を吐き、眼中が眼[illegible]、十分に[illegible]、[illegible]おちつき、かの卷物をとり出して渡せば、南無右衞門[illegible]、「お家の重寶に、[illegible]き收め、これさへあれば[illegible]が、汚れたる名をすゝぎ、末代までも[illegible]、これといふも[illegible]心ふかきゆゑぞ。娘はもはや旅立ちしか。あな不便や、さぞ悲しからん。今[illegible]は、[illegible]しも、かへでは蘂手の[illegible]にて、小蛇の[illegible]前表ならん[illegible]の[illegible]打栗、[illegible]に打たるゝ因縁か。たゞ[illegible]の下は[illegible]り行きしが、今にそれとあらはれて、ふたゝびこゝに[illegible]必定なり。[illegible]し申さにしかじ。」といひ[illegible]に入り、月[illegible]の下を提へて[illegible]の忠[illegible]分なり。便なき[illegible]身の果てや」と、[illegible]一言が、世に[illegible]時の「[illegible]身には[illegible]なく、南無右衞門卷物を懷中し、[illegible]入れたる[illegible]を背負ひ、[illegible]

の磯菜は琵琶をいだき、地水火風の四つの緒の、断れし我が子のかたみぞと、轉手發面半月の、月の光をたよりにて、播磨の方へぞおちゆきける。

斯くて、南無右衛門夫婦、若君を扶けて、播磨より河内に到り、所縁の寺にたよりて、文彌が軀を棺となし、かたみの琵琶を施物として、佛事をいとなみ、若君に磯菜をつけて、かの寺に忍ばせおき、その身は彼の巻物をたづさへ、惟之助銀杏前の、行方をたづねに、出でけるとぞ。

昔話稲妻表紙　巻之四

十二　修羅の太鼓

さても銀杏前は、山三郎に抱かれて、笠松山の麓まで来りしが、途中にて追手の者に捕へられ、不破道犬が手にわたりて、館の奥の奥殿、奥まりたる一間のうちに押籠められて、日の目さへたに見ることあたはず。月若の身のうへ昔にかはる上に、種々の苦事ただに、たく〳〵に重へこれば、心気日日におとろへ、身体次々にやせ細りて、命も危く見え給ふ。しかのみならず、道犬父子のかたより、て、大殿判官の前と詐り、銀杏前を引き出して、南大がはる〳〵、昼夜間なく責立てゝ、月若のゆくへ白状せよ〳〵と責めにけり。然れども銀杏前は、三日三夜の苦責に疲れ果てゝ、暫しまどろめば、道犬耳のはたに太鼓をならして、眠りをさまさせ、暫時のうちも眠らせず、悲嘆の間の中に、夢も見えぬぞ哀れなる。道犬眼をいからし、「いかに銀杏前とのゝ、月若の行方、知らぬ事はよもあらじ。疾く〳〵白状しめされよ。大殿の厳命なれば、とても免れぬ處ぞ」と責め問へば、銀杏前は息もたえげに目を開きて、苦しげに息をつき、「斯く休みなき責めにあひ、夜とも昼とも思ほえず、夢か現か

寐てか醒めてか、わかたざる心地すれば、如何許りいとほしと思ふ我が子にても、在所さへ知るならば、現のうちに言はでやは、いかでか包み隠さるべき。推量してよ道犬。」と、宣ひつゝも又睡れば、又太鼓を打ちて目をさまさす。ねぶれば打ち打ては醒め、氷責火責にあふよりも、遙かにまさる責苦なり。傍より蜘手の方、小膝を進めて近く寄り、「未だ僅かに三日三夜の責めなれば、まこと現にはならぬと思し。長き責めをうけんより、つい一言白状さしよ。此の上にもいはずば、骨をひしぎ肉を裂きても、いはさでやはあるべき。いで言へいで答へよ。」とて、角なき夜叉の様なして、くらひつくべき影勢なり　銀杏前顔をあげ、「いかほどに宣ふとも、知らぬ事はせんすべなし。只此の上は片時も早く、殺し給ふが情ぞ。」とて、さめ／＼と泣き給ふ。紺青の髪すぢも、こぼるゝ儘にとりあげず、顔さし入るゝ襟もとに、つたふ涙の白玉は、夷の国の胸飾を、目前見る心地して、哀れなどいふも愚かなり。蜘手の方聲荒らげ、「あなしぶときをんなかな。とても本性にては白状せまじ。いつまでも手をゆるめず、責め疲らして現の裏にいはすべし。道犬太鼓打て／＼。」と下知するにぞ、道犬、「かしこみ候。」とて、耳の端に着附けて、鼕々と打ち鳴らせば、銀杏前の身にとりては、修羅の太鼓に異ならず。一百三十六地獄、品かはりたる呵責にも、たぐひ稀なる責苦なり。かかる折しも、取次の者はせ参り、「黒星眼平只今歸國つかまつり御次に控へ、御召しを待ち候。」と聞ゆれば、道犬打聞き、「それ急ぎこれへ

時へてもいかにも[illegible]とて悪[illegible]出で、[illegible]間に[illegible]るは一円

者共の行方をたづね、御首打たせよとの御[illegible]、皆々方々を尋ね[illegible]、注進の者

あり、丹波国穴太の里に[illegible]、穴太[illegible]右衛門と申す[illegible]候の[illegible]、

いまだ[illegible]に、彼の者いかゞしたか行方の[illegible]、[illegible]、ゆくへ

[illegible]右衛門と申すは別人[illegible]、[illegible]六郎が[illegible]、[illegible]とりし、

おのれが[illegible]、またもや[illegible]に細引[illegible]、然る上は

何者[illegible]、[illegible]用[illegible]の二、三

日までも生け[illegible]、[illegible]

を殺すべし。[illegible]六郎が行方は、[illegible]、道犬[illegible]

道犬うな[illegible]

れば、今宵[illegible]首打[illegible]

き行き、[illegible]首打[illegible]

入れさせ、夢中にて打[illegible]、[illegible]

れ、しもべに[illegible]

乘物のうちに熟睡し、身のあやふさも露知らず、居所の歩みの程もなく、岩倉谷に行きつき、眼平下知して、とある處に乘物をすゑさせ、戸をあけて銀杏前を引き出す。銀杏前は此の時にいたりて、ややうすこし睡りさめ、目を開きて、先づ我が身をかへりみれば、いましめの繩目あり。四方を仰ぎて見渡せば、月の光はあきらかなれども、いづく如何なる所を知らず、松吹く風は梢をならし、谷の水音耳に響きて、ものすさまじく聞ゆれば、こはまだ夢の裏なるかと、更に疑ひ晴れざりけり。眼平むかひ合ひていひけるは、「いかに銀杏前どの、此所は名におへる岩倉谷といふ所なり。大殿の嚴命によりて、唯今御首を打つなり　念佛申したく思さば、疾く〳〵申されよ。」と、情なげにぞ申しける。銀杏前これを聞き、「さては我が身も今かぎりなるか。捕へられたる其の時より、覺悟のうへの命なれば、驚くべきにあらざれども、今般の際に唯一目、月若を見ざるのみ、此の世の心のこりぞかし」とて、潸々とぞ歎かるゝ。たとへ鐵もて鑄なしたる人、土もてつくりたる的なりとも、すこしは哀れをもよほすべきに、物のあはれを辨へざる、夷心の眼平なれば　なげきを耳にも聞き入れず、氷なす刀を拔き、左の方よりふみこみて、已に斬うよと見えたる處に、はるか向うの茂林のうちより、噇的一聲ひゞきわたりて、たちまち鐵丸飛びきたり、眼平が胸板を打ち貫きければ、血を吐きながら倒にひるがへり、ふすぼりかへりて死してけり。奴僕等は魂天外に飛び去りつゝ、頭をおさへて逃げ

去りぬ。暫しありて林の中より、忍頭巾に面を包み、黒き裝束したるもの、手に火繩の具を携へて、悠々と歩み出で、驚き臥したる眼香前を引起し、小脇に挾みて、いづくともなく走り行きけり。これ善人か惡人か、はた敵か味方か、何人といふ事を知らず。此の者の姓名を知らんと欲せば、第三套の下冊、第十九回を、讀み得て知るべし。

十三　靈場の熱鬧

そのころ近江國、石山寺の觀音菩薩、結縁のための開帳ありけるが、名におへる靈場なれば、これに詣で來る人、士女老少貴賤し、綿々絡繹として往來しばらくも絶えず。まことにこれ行く川の流れのとどまらざるに似たり。商人どもかかる賑はひに乘じて、過分の商ひを得んと、俄に假屋をつくり、草津筆、守山紙、高宮布、長濱絲、大津針、高島硯、武佐墨、水口笠、辻村の鋼のたぐひ、その外諸國が庭の訓へにもらせる物まで、おのがさまざま持ち運びて、山の如く積みあげならべ、買手は雲のごとくに集まりぬ。或は酒賣る家あり、餅菓賣る軒あり、憩所をつくりて、茶をひさぐ者あり、小弓の射場まうけて、いとなみとする者あり。或は長劍を携して藥を賣り、今樣をうたひて錢をこひ、曲きもつたへの片輪者、見もおよばぬ鳥獸など、奇しとあやしきものを見する所、幻戲、輕業、刀玉、猿芝居のたぐひ、奇妙の術を施す所など、所せきまで立ならび、笛吹く音、鼓打つ聲、四方に響きて

かまびすしく、諸人の耳目をおどろかしむ。此の大路のうちに、薦簾かけ假家をつくりて、紙もてはれる招牌に、辻談義露の五郎兵衛尉と墨黒に書きつけて、戸口にかけたるあり。彼がいふこと聞くとて人あまた集ひ居たり。講師たかき牀の上にのぼり、書案のうへに拆木の偏を置き、先づしはぶきを前にたてて、聴聞衆にむかひ、「夫れつら／＼阿彌陀經を考ふるに、如來は五劫の間思惟し給ひ、上は一人より下は婆々嫁々にいたるまで、殘りなく救ひとらめとの御誓願は、おの／＼や我等まで、ありがたく尊き事にあらずや。かるがゆゑに彌陀如來は、寢給ふことはさておきて、あぐみ居給ふことだになく、十萬里彼方の西方より、此方の方に伸び上り給ひて、衆生の地獄をつくるを見たまひては、あなや／＼と悲しみ思さるゝよし。それよりは持國多聞などいへる一騎當千の四天王に命ぜられ、衆生胸裏の地獄をつぶす御分別はなきか」と、聲をかしううちあけて言ひつゝ、彼の拆木をとりて書案を撲地打ち鳴らしければ、芝居一度に鳴動し、且笑ひ且感ずる聲しばらくは止まざりけり。其の鄰も同じすぢなる小屋つくりて、外の方に美しき小女の身うちは蛇のまとひ附きたるさまを繪にかきたる、招牌を掲げ出したるあり。肩脱ぎたる男戸口に立ち、扇をひらきて往來の人をさし招きつゝ、聲たかやかに呼ばひいへるは、「これ此の招牌を見たまへ。そも此の女子こそ、丹波國なる奥山に住む獵師の子なれ。殺生の罪科親の因果の子にむくい侍りて、かく蛇に見こまれ身内にまつはりて離れず

らず、容は世に優れて美しう生まれつきながら、人がましき交りにわたらぬ身とはなりにけり。十が一の罪障消滅の便ともなれかしとて、あまねく人々に見せ奉るなり。都におきては四条の河原、難波津にては道頓堀、伊勢路にありては、内子なる観音堂のほとりにて見せ奉れど、物の報いの恐ろしきは斯くこそあなれ。前代未聞また類あらじ。家筋によき話柄にて、招牌に書付もいつはりあらぬ證とり繕はじ。見給ひて後おこし給へ」と、聲かるゝ計りのゝしれば、見物の諸人蟻の如くに集ひ蜂のごとくに簇りて、假屋のうちに入り、これ押しあれ押し、犇きあひてこれを見る。此女子はいかなるぞこれ、六字南無右衛門の娘楓なり。憐むべし楓は、心にもあらで、唇をとがらし、頭に花簪をさし、色元結をむすび、髪の結様も今様にとりあげて、阿娜めきたる物の上に、紅の毛毯しきて坐しかけたる姿、鮮妍たる牡丹花の咲き出でたる如くにて、あたりも輝くばかり美しけれど、腰、手首、喉くびなどに、蛇どもいくつとなく纏ひ附き、鎌首をもたげ立て赤き針のやうなる舌を吐き出し、目をはち〳〵として輝くさま、見るにさへ身の毛もよだつばかりなり。見物の諸人なにの遠慮もなく、かれが顔をながめ、ようもあの『世に稀なる顔なるに、あた妖蛇に見こまれしは惜しむべき事にあらずや。かゝるあさましき身となりにたるを、晒れがましう人集めて見することよ。かの女いかに侘しとや思ふらん。あな不便のことや」といへば、傍の人、

のいへるは、一否やかれが親のは、またかつて非義非道を行ひつる悪人ならめ、その報ひに親の因果の子
にむくいて、斯うまれましき身とはなりつらめ。さる悪しき者の、うみつけゝる子なれば、よみらく
姿こそ美しけれ、心はさぞ怪ふつらめ、世の人のよき戒めぞ。かう人々に面さらさしむるは、罪ふ
滅後が罪福の消えはてすなほなり、憎むべきにあらず、人々よく見てやのね、心なせと、口々にいふを聞
きて、人々に顔見えもらるゝ悲しさ苦しさ、如何ばかりなりけん、量り思ふべし。抑、石山寺は石光山と号
し、天平勝宝六年の草創なり。聖武天皇の朝、僧正良弁、如意輪観自在菩薩の金像を安置す、一
千有余年を経たる霊場なり。後は連峯を枕として、岩間、笠取、鷲峯につらなり、前は瀬田川にたゝ
れ水をとして、湖水にいつとても此地の月を賞じて、近江八景の一勝とぞ云ふなる。彼此の
御寺の門前に、ひとりの浪人、深編笠に面をかくし、鼓を打ちつゝ、

月にはつらき小倉山その名はかくれざりけり

と、くせ舞をいうたひてうたひ物をこふさまなり。往来あまたの人のうちより、年のころ廿六七
とおぼしく、容顔すぐれて美しき娘、田舎者とは見ゆれど、紅の濃染の梅の小枝に、鶯宿梅の由
を鶯といふ文字を、二幅に染め出したる、木綿の振袖着て、うすかづき、紅衣かけ手覆脚巾草鞋を
穿き、菅の小笠をたづさへて、巡礼の道者と見えたるが、かの浪人の傍にちかづき、一言ことしけら

しき鼓の音ぞ。」といひつゝ暫し佇みゐ、かの浪人は編笠越に、此の女をつくづく見て、「さては[illegible]さよ。おことは稚きとき、出雲國大社の社家に、養子に遣はしたる、八重垣にはあらずや。」といひければ、かの女これを聞き、打驚きたるさまにて、暫し答へもせず、只打ちまもりて居る。浪人再びいひけるは、「かく零落して昔日にかはる姿なれば、いぶかんも理なり。」とて、聲を潜め、「某は其方の兄長谷部雲六なるぞ。」といふにぞ、女は益おどろきたる體なりけり。かくて雲六女を物陰に招き、密にいひけるは、「世を忍ぶ身なれば、人目おほき所にては顔をあらはし難し。おことは何故かゝる姿となり、具せる人もなく若き女の身にて、唯ひとり、此の遠き國まで來りしぞ。」と問はれて女、「さては兄上にておはしけるものを。」とて、涙さしぐみ、「さきほど傀儡の[illegible]にて聞きしに、今日たづぬる人に逢はめといひしは、まことに見通しの卜ひなり。さて妾が薄命を聞きて給へ。養家の[illegible]此の春わづか一月の間に、つゞきて身まかり給ひ、妾ひとりのあとにのこりしが、養父の[illegible]ためには伯父なる人、養父の遺財を奪ひ取らんたくみにて、情なくも妾を追ひ出しぬれば、せんかたなく、此の上は兄上にあひて、身の上をたのみ申すより外なしと思ひつゝ、遠路に[illegible]つゝ、からうじて大和國にいたりけるが、御身在京の頃、ふとしたことにて、既に浪々の身となりたまひ、ゆくへ知れずと聞きつるゆゑ、ほとんど力おち、絶れてや死なん、淵川に身を沈めんとすれども、言ふ

まなうさまに思ひ廻らしけるが、せめて諸國の靈場をめぐりて、養父母の菩提の爲、我が身來世をたすかる縁にもせばやと思ひつき、社家に育ちて佛につかふるは心違へるやうにはあれど、神佛もと同體とも聞けば、くるしからじと心を決し、遠近を巡拜して、今日しも此の御寺に詣でしが、思ひかけず兄上に逢ひ奉りしは、全く菩薩のみちびき給ふに疑ひなし。御身は又何ゆゑ俄に浪人し給ひ、かばかり零落はし給ひつるぞ」と、問ひかへせば、雲六答へて、「我が身の上の物語は一席に盡されず。殊更こゝは路の傍といひ人立ち多き所なれば、詳しき事を語りがたし。且つ我が住家へ伴ふべし」とていそがはしく鼓しきものなど取り收め、女をつれて家にかへりぬ。雲六が心底善か惡か計り知るべからず。かくて日も西山に傾きければ、參詣の諸人足を早めておのがさま〳〵歸路をいそぎ、俄に寂寞たる折しも、一人の虛無僧尺八の笛をとり、瀧おとしを吹きすまして此の處に步み來る。その後へにつきて腹卷に籠手臑楯つけたる捕手の人數、拔足しつゝ忍び寄り、時分よしとや思ひけん、前後左右よりとり圍み、一言の詞もなく、手に〳〵十手を打ちふりて、搦め捕らんと懸りけるが、虛無僧尺八を以てあしらひ、暫し打ち合ひける所に、思ひかけざる背後の方の假屋の内より、耳許にいさゝか鬢の髮のこし、頭なごりなく剃りすてていとをかしげなる男、一根の棒をとりて跳り出で、捕手の人數をめつた打ちに打ち倒しけるにぞ、彼の輩敵する事能はず、散々になりて逃げ去りぬ。時に彼の男

棒を[illegible]投げ捨てゝ平伏し、[illegible]つけに恭しくいひけるは「是[illegible]し奉るに、[illegible]佐

佐木の[illegible]桂之助[illegible]にて[illegible]おん明し給はれかし。」と相述ぶる。[illegible]倉頭を打ち、「こ

は思ひかけざる事を聞くものかな。某は一所不住の修行者にて、もとより卑賤の者なり。[illegible]

人違へし給ふな。」といふ。かの者[illegible]世[illegible]

[illegible]先[illegible]前に[illegible]

[illegible]と申す者の[illegible]郎と申す者[illegible]兄と共に[illegible]郎に仕[illegible]

[illegible]て仕へ[illegible]し、[illegible]河内[illegible]にかへり[illegible]

にあり、[illegible]郎は[illegible]の[illegible]に[illegible]

[illegible]て[illegible]奉り、[illegible]一つには[illegible]

[illegible]しも、此の比は[illegible]郎[illegible]して[illegible]

辻談義に[illegible]て、京大阪は申すにおよばず、[illegible]

かくは[illegible]令君にめぐり逢ひ奉るは、我々主従が一念とゞきし所なり。[illegible]にある御時ならば[illegible]

[illegible]御姿を[illegible]事だに[illegible]に、[illegible]

心[illegible]はれ[illegible]、[illegible]精心を[illegible]べき、汝[illegible]は

す我は桂之助なり。汝が面は見知らずと雖も、由三郎が僕に、鹿蔵猿二郎とて兩人ありとは、かねてより聞き及びぬ」と宣ひければ、猿二郎「こは冥加なる御詞、ありがたきまでに覺え侍り。不破道犬が悪意、奥方若君の御身の上につきては、さまざま申し上ぐべき事あれども途中にては聞えがたし。かの捕手の奴原人數を増して再びこゝに來らんは必定なれば、疾く疾く御身をかくし給ふべし。もし彼の奴原來り候はゞ、しかじか計らひ候べし。」とて耳につけて囁きぬ。さて遥か向ひの方に家あり、あかり障子に一子相傳名方赤蛙丸と、筆太に書きつけたるを門口にたて、外の方にあまたの藥名を記したる招牌をかけならべ、もろもろの奇病のさま解體の圖などを書き、此等をも掲げ出したるは、外療の藥をひさぐ家なりけり。猿二郎指さして「彼處はやつがれが旅宿にて候。幸ひあるじは京上りして家にあらず、只聾の老僕あるのみ。誰はゞかる者も候はず。」とて、桂之助をいざなひて彼の家に至り、奥に入りて明障子をもとの如く引きたて、聲をなさずして居たりけり。此の時已に日は暮れ果てて、夕月夜の光明らかなりけるが、果して捕手の者ども人數を増し來りて、此の家をとり圍み、聲たかやかに呼ばはりいひけるは「さきほど此の家にかくれたる虚無僧は、佐々木桂之助國知にうたがひなし。いかに國知、汝官領職濱名殿の内意により、勘當うけたる事を遺恨に思ひ、ひそかに野伏浪人どもを語らひ、濱名殿に敵せんと計るよし、注進の者ありて聞召され、搦め捕りて來るべしと嚴

命をかうぶりて、我が手勢馳せ向ひつるなり。逃れぬ所ぞ、快くこゝに出で来りて縛めをうけよ。さきほど手向ひせし奴ばら、汝に一味の者ならん。かの奴ばらも疾く／＼爰へ出せ。首ひきぬかんと思ひしに、らせんするぞ」と、口には猛くのゝしれども、猿二郎がさきほどの手並におそれて、内にすゝみ入らんとする者は独りもなく、只騒がしきのみなりけり。時に明障子に人影うつり、桂之助の声として、「いかに汝等しづまりて我がいふ事を聞け。我は恥を忍びて今日まで生を偸み、一所不住にさまよひつるが、とても武運に尽きたる身なれば、此所において潔く、腹かきやぶりて相果つるぞかし。いざ首をとりて高名にせよ」と、者共、二言ばかりいひけるが、軈て障子のうちより、鮮血こぼれて流れ出で、障子の者共われさきに首をとりて賞翫にあづからんと、遅速をあらそひ、障子を打破して内を見れば、こはいかに桂之助にはあらずして、正面の掛軸のうへに、人の長ほどにつくりし、[illegible]たる[illegible]人形、右に薬匙を持ち、左に薬草をとりたるを据置きぬ。障子より出でたる血と見えしは、赤酒にてありける。彼の者共これを見て、只あきれて酒に酔ひたる心地していたるが、「さては欺かれたるか、口惜しさよ、さるにても今の声は桂之助に紛れなし。彼処にかくれたるに疑ひなし」とて、奥の一間を目がけて走り入らんと騒ぎ、躍りて傍にありける[illegible]を踏み倒しけるが、なほも数多の[illegible]り出でて、かれらが手跡に随ひ附きけるにこそ、打騒ぎて[illegible]、又[illegible]て[illegible]

れば、膏薬足の裏に粘り附きてはなれず。蛇の手捌、膏薬の足枷、これを除かんとすれば、かれにまつはれ、ほと〳〵進退を失ひて、たゞ騒動するのみなりけり。時分よしと猿二郎たすき引結び、裳裾かゝげて身軽に打扮ち、明晃々たる大太刀を抜き持ちて、一間の内より躍り出で、あつた斬に斬りたつれば、皆々大いに狼狽し、一人として敵する者はなかりけり。かの大太刀はもと居合の刃引太刀なれば、斬りつけられたる輩、蚯蚓の如く腫れ上るのみにて、一命に恙はなしと雖ども、しば〳〵魂を奪はれて、心ます〳〵臆したる者共なれば、黐に黏きたる蠅の如く、倒れしまゝに起きも得ず、[illegible]をすり足をすりて口々に、ゆるし給へ〳〵と打わびつゝ、辛うじて起き上りけるが、蛇持つ足の膏薬に引戻さるゝ心地して、こけつまろびつ逃げ行きけり。猿二郎は太刀をすてて打笑ひ、「さても臆病なる奴原かな。因果娘の蛇どもが、思ひもかけず用立ちしは、禍ひの三年めともいひつべし」と、ひとりごちて、蛇どもをもとの葛籠に打入れ、一間のうちより雑二郎をともなひ出で、「彼等を殺し候ひしは、かへりて後門のさまたげに候へば、わざと刃引太刀を用ゐて威し候。つら〳〵思ひ侍るに、不破道犬君を失ひ奉らんとはかりて、官領の命といつはり、君の御心におぼえなき事を申したてて、討手をむけたるに疑ひなし。大切の御身なれば、かならずしも軽々しく出で歩き給ふべからず。かれら一度見覺えたる此の家に忍ばせ申すは危ければ、今宵のうち別所に御座を移し奉らん。いざさせ給へ。」と催

して、つひに兩人いでゆきけり。

徒然草に、めなもみといふ草、蛇にさゝれたるによき由をいへり。いかなる故にか、蛇に嚙まれたるには、串柿の肉を粟飯のごとく、練りてつくれば、即ち癒ずといふことなし。度々試みしに、一度もしるしなき事なし。よく〳〵考ふるに、千の蛇を食ひとまらずといへり、蛇毒を解す事、本文口訣にもあれば、ふと思ひ出せるまゝ、筆の序に記し置きぬ。

十四　孤家の恩人

爰に又湯淺又平といふは、土佐正見といふ名畫人の弟子にて、その身も畫道に秀でたりと雖も、又平はふかき聞の勘當をうけ、其ゆゑは正見が小栗と筆のあらそひによりて、勅勘の身となりしかば、又平は常々に貧窮しければ、妹藤波白拍子となりて見つぎけるが、これも不幸にて、また困窮しければ、せんすべなく夫婦もろともに、もとの住家を去りて、近江國にうつり、大津のほとりに住み、繪をかきて往來の旅人にこれを賣り、其身の書捨のためにとて、これをまた佛像を書きぬ。十三佛追善書留のたびになり。其の比は民百姓の家に佛像は稀にて、おのづから又平が佛畫をもとめて、持佛の本尊にしけるとかや、然れども後に浮世の人物をかき、其様を畫きはじめけるゆゑ、浮世又平、大津又平ともいへり。されど又平は生得の吃にてありければ、吃の又平とも

いへり。その繪を大津繪とも追分繪ともいひて、時の人、童などの愛づる事おほかりしとぞ。又平が妻の名を小枝といひ、藤波が次の妹阿龍も、今は兄又平に養はれ此處にありて、ひとつに住みぬ。藤波は前年佐々良三八郎が爲に罪なくして殺されたれば、又平何とぞ三八郎を一太刀恨みて、妹が修羅の宿恨をはらし遣はさんと、日來心かくるといへども、三八郎出奔の後、更に行方知れざれば、空しく月日をおくりぬ。扨ある年の春藤波が祥月命日に當れる日、妻小枝妹阿龍等が勸めにより、縣神子を雇ひ、藤波が口をよせて、冥途のおとづれを聞きぬ。さて降巫上座に居なほりて「目上の人にや目下にや、生口か死口か。」と尋ぬれば、小枝すゝみいで、「目下の者にて死口なり。」と答へつゝ、樒の葉に水をそゝぎければ、巫はさゝやかなる弓をとり出し、弦を打鳴らして、且づ神保をぞ唱へける

夫れつゝしみ敬ひて申し奉る。上は梵天帝釋四大天王、下は閻魔法王、五道冥官、天の神、地の神、家のうちには井の神、竈の神、伊勢國には、天照皇大神宮、外宮には四十末社、内宮には八十末社、雨の宮風の宮、月讀日讀の御神、當國の靈社には、坂本山王大權現、膽吹神社、多賀明神、竹生島辨財天、筑摩明神、田村の社、日本六十餘州、すべての神の政所、出雲國の大社、神の數は九萬八千七社の御神、佛の數は一萬三千四箇の靈場、冥道をおどろかし此に降し奉る、おそれありや。此の時に萬のことを殘りなく、敎へてたべや梓の神、うからやからの諸精靈、

弓と箭のつかひの甥、一郎と[illegible]三郎と[illegible]、[illegible]、[illegible]
一打うてば寺々の、佛壇にひゞくめり。
、梓の弓にひかれ／＼て、藤波が亡魂こゝまでまうで來つるぞや。なつかしや[illegible]手向けに[illegible]
しぞ。主君とは申しながら、恐れ多くも心には、枕をひとも思ひしから、[illegible]を産み[illegible]、唐
の[illegible]となりて[illegible]れ、御身ら[illegible]安堵させ、樂しき暮しを[illegible]申さんと、思ひし[illegible]纏ひのひかひも
なき[illegible]、[illegible]身を[illegible]、[illegible]身を焦す
炎上となり、晴れぬ思ひの冥き道に、今に迷うて居り[illegible]、[illegible]ければ、小枝[illegible]に
て、[illegible]理さ、冥途の苦患を[illegible]と、[illegible]、胸[illegible]がり、心も燃ゆる思
ひ[illegible]打[illegible]、阿[illegible]に打伏し[illegible]座かさねていひける
は、地獄の裏の恐ろしき[illegible]、[illegible]山地獄とて、垂氷を
倒に植ゑたる如き劒の山を、牛頭馬頭の[illegible]、[illegible]、罪人はせ
ん術なく、泣き叫びつゝ驅け上り、驅け下り[illegible]
あるは火の車に乘せられて、黒闇道を行く時もあり、あるは血の池にひたりて、[illegible]に身を焦す時
もあり、紅蓮大紅蓮の氷にとぢられ、叫喚大叫喚の炎にやかれ、[illegible]

詞にのべがたし。さる責めの苦しき中にも、唯忘れがたきは殿の御事、なつかしく思ひ侍るは、御身等御夫婦妹ぞかし」といひければ、又平は目をすりあかめ、聞けば聞くほど不便なり。まづしき我を見つぎとて、千辛萬苦のそのうちに、たま／＼少しの福ひを得て、思ひあうたる殿に愛でられ、その身の出世と喜ぶ間もなく、不慮の枉死をなしたれば、心の殘るも理なり。せめて敵をたづね出し、仇をむくいて修羅の宿恨をはらさすべければ、疾く／＼佛果を得て惡趣を免れよ」とて、念珠すりならし「南無阿彌陀佛あみだ佛」と、となふる聲も吃澀れば、いとゞ哀れぞまさりける。巫又いひけるは「その仰せこそ我が身には、讀經にまさる功德なれ。此の上のお情には、仇を報いてたび給へ。情なきはこれまで手向け給はりし飯菜も、みさき烏に妨げられ、妾が許には屆かねば、饑ゑにたへざる餓鬼の飯、炎となりて消え失せぬ。願はくはみさき烏をよけてたべ。くれ／＼賴み侍るぞかし。あな名殘惜し語りたきこと言ひたき事、數なくありて盡きねども、黄泉の使しげければ、はや暇申すぞ」と、いひをはりて巫は目をひらき、鉦を撫でて居たりけり。又平米錢をとりて與へ、その勞を謝しければ、巫はこれを受け納め、別れを告げて罷り出でぬ。扨小枝は、今宵の佛に供せんと、高木へ餅買ひに立ち出づれば、阿龍は涙をおし拭ひ、此の間に香を盛りて、手向けばやと奥に入り、又平獨り爰にのこり、手をこまぬきてぞ居たりける。頃しも彌生のはじめにて、堅田におつる雁金も、こしおに

鐘の響なれや、比良の暮雪、唐崎の夜雨をまじへて肌すゞしく、瀬田にあたれる夕日のかげも、西方浄土へ導くに、堅田の落雁も、常楽我浄と聞ゆれば、粟津の嵐も世の中の、生者必滅を鳴すれど、矢橋の帰帆の響も人の身の、會者定離とぞ思はるゝ。石山の月三井の鐘、無明長夜の夢の世と、覺れや人の善悪の行に、鐘の音念佛の聲、いとゞ殊勝にきこえける。文平これを聞きつけて、座に下り立ち、軒の端に出で一枚の障子を開きてのぞきければ、外の方を見遣るに、笈をおひし西國の修行者とおぼしきが、まどに臨ふ竹垣の傍のうちに佇み、文平をおとづれて、今日しも同胞の亡靈をまつるといふに、修行者のおはすこそ嬉しけれ。かかる黄昏にはなほさら、今宵は我が家に一宿し、追善回向し給はれ。亡き人の靈を供養せん。あながちに留め申すといひければ、修行者うち聞きて、「あな忝し。いまだ時も早けれど、遠き行きとおもへれば、石部の旅籠宿までもと思ひつるが、朝の雲夕の霧一所不住の身なれば、急ぐべき旅にもあらず。殊に亡き人の追善とあればまた嬉し。しからば御詞に随ひ申さん」といふにぞ、文平「いざ〳〵。」とて迎へ入れ、苔井の水に足すゝがせ、八幡宿に取り設けて、何くれともてなせば、修行者悦び、「憂世を離れし閑居の體、奥ゆかしく候。」といへば、文平は團扇に下風をおくりつゝ、「尾羽打枯らせし浪人の侘住居、お宿申すも恥かしう候。」といひて、信樂燒の大土瓶に、

茶の香もうすき手煎じを、心ばかりのもてなしにて、四方山の話さま〴〵にかはりて、立山の地獄ばなし、熊野詣の幽靈の倒に歩むことなど、物語るを聞きつゝ、時をうつしけるが、やゝありて又平佛壇の御燈たて、「麁末の齋を調ずるあひだ、爰にて御廻向下されかし」といひて奥に入りぬ。修行者は佛壇に向ひて鉦打ち鳴らし、「南無幽靈頓證佛果菩提、南無阿彌陀佛々々々々々」と、一心不亂に唱へけるが、偶佛壇の中を見れば、白木の位牌に刃譽妙劍信女長祿二年戊寅三月五日と記しあり。修行者これを見て思ひけるは、かの法名のうちに刃劍の二字あるを見れば、これも刃にかゝりて亡せし女ならめ。それがし六年以前藤波を殺せしも、同年同月同日なり。實に世界といひながら能く似たることもあるものかな。いかなれば長祿二年の今月今日は、女の刃にかゝる日ぞ。此の女子もいかなる因果にて、劍難に死せしぞと、藤波が事思ひ合はせて涙を落しつゝ、しばらく廻向して居たりけるに、又平が妹阿龍朽木塗盆に日野椀すゑて持ち出で、「麁末の齋をめし給へ」といひつゝ、修行者の顔をつら〳〵打ちまもり、「そなたは佐々良三八郎にあらずや」といひて、覺えず手に持ちたる物を、地上にはたと取り落す。修行者いぶかり、「さいふそなたは何人ぞ、見忘れたり」といへば、阿龍泣聲にて、「見忘れしとはよくも言はるゝ事よ。妾はそなたに殺されたる、藤波が妹龍といふものなり。その時妾は十三歳、京都佐々木の旅館、お寢間に通ふ廊架にて、手燭の光に顔見合はせ、確かに見届けた

る三六郎、刀の鍔打に手燭をはしと打ち落して、逃げ去りたるは覺えあらん。折しも風雨烈しく、庭木の花も風前の燈火ときえたる敵の顔、覺悟せよと呼ばはれば、こゝぞと程よき屏風の陰に、鴉をうかゞふ浮世又平、刀を抜いてさとの出で、ものをもいはず斬りつくれば、[illegible]早く、中二のにありあふ机をとりて丁と受くれば、皿に盛りたる青黄赤白の繪の具、四方にさつと飛散りて、秋の花野に異ならず。又平が斬りくるを受け止めて、「いかにも某が實の姓名は佐々良三八郎、今の名は六字南無右衛門と申す」藤浪といふ女を殺せし事おぼえあり」さりながら委細の故を語らん、しばらく待ち給はれ」といふを、又平耳にも聞き入れず、頭をふりつゝ、勢込んで切りつくれば、南無右衛門錫杖をとりて、受けつ流しつ立ち廻り、「仔細をいはねば、さぞ疑ひ給ふも理なり。暫く〳〵」と止めければ、又平は吃者なる上に、心せければ、ものいふことかなはず、唯口に指さして頭をふりけり。傍より御龍見かねて、丹を溶きたる皿と筆をとりて與ふれば、又平これをとりて、机の上に書くを南無右衛門讀み下せば、「汝六年以前、長谷部雲六とやらんいふ者と心を合はせ、佐々木の家の寶[illegible]の繪卷物を奪ひ取り、然のみならず、藤浪を害して逃げ去りたる大罪人、いかでか遁るゝ道あらん。某は則ち是れ藤浪が兄、浮世又平といふ者なり。汝を打つて妹が冥途の宿恨をはらしやらんと、日來心がけたれども、常に行方知れざれば、むなしく月日を送りつるに、今日爰にて

りあひしは、因果のめぐる車の輪、妹がおちゆく所なるべし。猶豫せよとは卑怯なり。眼前の悪報妹の敵、のがれぬ所ぞ、早く勝負を決せよと書き終り、ふたゝび刀をとりなほして、只一打ときりつくれば、南無右衛門「しか思すは宜なれども、某が物語る仔細を一通り聞きてよ。」とて、太刀を受けつ流しつあしらひけり。かゝる折しも又平が妻小枝、餅をもとめて立ち歸り、何事やらんと暫時門にたたずみて、内の樣子を窺ひけるが、「又平殿はやまり給ふな。」と、いそがはしく聲かけて、走り入り、夫の手に縋りて押止め、「兼て御身にものがたり、いつぞはめぐりあひて大恩を報いんと、日來心に忘れざる恩人は、則ち此の御方にておはすなり。」といふにぞ、又平大いにおどろき「扨はしかと然あるかこ」とて、手を止めてぞ坐し居たる。南無右衛門いぶかしく、小枝が顏をつらつら見れば、いかさま見覺えある女なり。小枝は南無右衛門が前に恭しく手をつき「扨も思ひかけず再び御目にかゝる嬉しさよ。妾ことは六年以前、思へばしかも今月今夜、京北山の杉坂にて、首縊りて死なんとせしを、金二十兩たまはり、危き一命を救ひくだされし其の女にて、則ちこれなる又平が妻小枝と申すものにて候。その時の大恩、骨に鏤り心に銘じて、片時も忘れず、ひとへに命の父母と存じ、何卒再び御目にかゝり、露ばかりも洪恩を報じ侍らんと思へども、その時は只御顏を見覺えたるのみにて、姓名をあかし給はざれば、いかなる御方とも知らず、たづね申すべき便もなければ、空しくこれまで打過ぎ

旅へ出といへども、南無右衛門「我は其の時の婦人にて候ひし。思ひもかけざる再會に、つながる縁を得て、懐ひに懐へすゝといふ。又平は此の時やうやう心おちつきぬれば、かの言ふ事も常の如く、南無右衛門に向ひ、詞をあらためて言ひけるは「某が親は妻に金子を奪はれ、宜く一命を落しけるゆゑ、恩人を慕ひつるに、御身にてあらんとは夢にも思はざりき。某が親は亀山に住みし頃、此の浪人とかう過ぎ去りし恩義を報ぜん術なく、先祖より傳來の、古代の金剛寺をすたれ、鎌倉武士の□□を贈入れせしが、妹藤浪その事を聞きて毒の恐れに思ひ、受取りて後、各々の□□を□けん爲の夫婦に命じて命をうけもちしに途はしける途中にて、奪はれ□□見合して、私の子の何はてとて、終に□て死なれしとし聞き、御身を盡し悲みて、一□の浪ひ下され、殊に後日に思ひさきなしとて、姓名を告げ給はず、此の方の色々な□給はず、その夜更けてたちに後の命をうけもちし、家に歸りて、其にもの有けるに、世にはうつり變る人もあるものかと、感歎し、今に至るまで、夫婦折ふし其の事を語り出して、恩を思ふ事なし。けふ御身さばかり慈悲深き人にてありながら、何とて妹藤浪を殺し、目前の寶物を奪ひ取れたるか。道をおこなひ給ひしや。こゝに於て思へば、御身の心底を知らず、守刀ならで、妹が仇を報いんとすれば、恩を知らざる者となり、恩を思ひて打たざれば、妹が冥途の恨みは晴れず、如何せんと惑ひ

これを重く何れか輕き、とくと思案仕り、恩を以て仇に代ふるか、仇を以て恩に報ゆるか、心を決し候べし」と、吃吃りつゝ言ひて、刀を鞘に納むれば、南無右衛門いひけるは、「しか思すは理なり。某藤波どのを殺せしは、全く非義非道にあらず、くはしき物語を聞きてたべよ。若殿桂之助殿在京の砌、藤波どのゝ艶色にまよひ、不破伴左衛門が類の、佞臣等に勸められて、放埒無慙の不行跡漸々につのり、名古屋山三郎と某、しば〳〵諫めたてまつると雖も、露ばかりも用ゐ給はず、若し室町御所の御耳に入れば、御家にもかゝはる事なれば、ぜんかたなく、越の范蠡西施を與湖に沈めたる例にならひ、科なきを殺すは不便とは思ひしかど、お家にはかへがたしと思ひさだめて、藤波どのを殺し、すでにその場にて腹切らんと、刀に手は掛けたれども、執權不破道犬が心底、いぶかしき處あれば、暫く一命をたもち、彼が惡意を見現はせし上にて、藤波どのゝ緣者を尋ね、恨みの刃にかゝりて相果てんと、妻子を具して、この夜館を立ち退きけるが、杉坂にて、ふと此の婦人の首縊らんとせられしを見つけ、いづく如何なる人かは知らざれども、せめて此の婦人をすくひ、藤波どのの冥福の便ともなしてんと、あながちに死をとゞめぬ。藤波どのゝ見なる御身の妻女とは、いかでか思ひ候べき、誠に不思議の出會なり」とて、「其の後丹波國にうつり住み、六字南無右衛門と改名したる所以、百蟹の卷物を奪ひたるは、長谷部雲六一人の所爲なる事、藤波の怨靈兄弟の子供につき、姉楓は

蛇に見こまれ、弟栗太郎は盲目となり、文弥と改名したる事、文弥忠孝をいたして、若竹が身代にたちし事、佞奸心深く、父の汚名を雪がんと、見世物芝居に身を窶して、敵の在所を尋とられたる事、月輝に鹿鑿衆をつけて、河内國より寺にして、遠路を置き、主君の御行方を尋拾して、かの巻物をたづさへ、桂之助銀杏前二方の行方をたづねに出でて、今日しも不思議にここにやどり、さきほど位牌の法名を見て、似たる事と思ひしまで、こまやかに語りけるにぞ、又平夫婦も、始めて其の實を知り、ただ世にまれなる忠臣やと、感嘆にたへざりけり、南無右衛門されていはく、御身等に出會し、恨みの刃に斃れて死し、冥途にいたりて父母に言訳すべきことは、重ねて望む所なれども、主君御嫡御息子の先途を見とゞけ、再び世に出しまゐらせて後、其に譬命たれにか、しばしの間、某が命を、某にあづけおきたまはれかし、彼の宿願を果しなば、首さし出して御身等に打たるべし、重病にて大丈夫の一言は、駟馬も追ひ及ばずといへり、若し此の詞に偽りあらば、立所に天地神明の御罰を蒙るべし、恩は恩、仇は仇なり、少しの恩を顧みて覚悟の命をたすかるべき所存なしと云ひ、詞すゞしくいひければ、又平夫婦は詞なく、つとよりて、刀わと抜き放ち、南無右衛門が携へたる編笠をすぼと斬りて、佛壇に手向け、いかに藤波が敵作も良三八郎が首を、かくの如くなしたれば、速かに恨みをはらして佛果を得よ、南無阿彌陀佛南無阿彌陀佛

と唱へ、さて南無右衛門に向ひ、晉の豫讓が例にならひ、今已に妹が仇を報いたれば、もはや恨みは少しもなし。此の上は妻小枝が命を救ひ給はりし、大恩を報するのみなり。その恩を報ずべき仕方は斯くこそと、へだての紙門を押開けば、一間のうちに聲ありて、「某さき程より此處にありて、委細の故を聞きてあるぞ。」といひつゝ、立ち出づる人は、乃ち是れ別人にあらず、佐々木桂之助國知なり。南無右衛門縁の端まで退きて平伏すれば、桂之助いひけるは、「我佞者の爲にすゝめられて行ひを亂し、汝等が諫言を用ゐず、今思へば藤波が非業の死は、畢竟我が手をくだして殺せしも同然なり。我眼ありながら、誠の忠臣を見る事あたはず、白鱗の卷物を奪ひしも、汝が仕業と思ひしは、大いなる誤りなり。今汝が物語を聞けば、楓が孝行により、卷物を求め出し、女房が忠義によりて、月若も恙なきとや。たぐひ稀なる者共が、不便なる身の果てと、思へば悲歎にせまるぞかし。我不行跡によりて、父の勘氣をかうぶり、かく漂泊の身となりて、今後悔すといへども、更にかひなし、生きながらへて恥をのこさんより、自殺せめと思ひしことは、たび／＼なれども、道犬が謀計館の騷動をほのかに聞けば、父上の御身のうへ氣遣はしく、時節を待ち、御勘氣の許しを受けてたちかへり、家を治めんと思ふから、をちこちを忍びて、むなしく月日をおくりつるが、此の家のあるじ又平、藤波ゆゑに零落せしを憐み、深くいたはりて隱まひ置きぬ。名古屋山三郎不破伴左衛門が爲に父を打たれたる事も、

[illegible]いかにとなれば、南無右衛門[illegible]
ばされな。[illegible]道犬が悪意を糺し、再び世に出し参らすべし。」と申[illegible]
末頼もしくぞ思ひける。かかる折しも空中より、一[illegible]
南無右衛門[illegible]
財布[illegible]南無右衛門[illegible]かり[illegible]財布を[illegible]
[illegible]ずして落ちたるか、朱鞘[illegible]
[illegible]たる[illegible]に結び附
[illegible]回を読
[illegible]

昔話稻妻表紙　卷之五上冊

十五　孤鴈の蝙蝠

當時、南無右衛門父子等一同に、彼の金の出所いかゞと、いぶかり思ひける所に、一人の男、汗もしとゞに息もつきあへず、飛ぶがごとくに馳せ來り、案内も乞はず内に入り、「たしかに爰に落ちたるが」といひつゝ、邊を見廻し、南無右衛門が手に持ちたる財布を見つけ、「そは我が失うたる金なり、此の方へ返すべし」といひつゝ、財布に手をかくるを、南無右衛門かへり見て、「汝は長谷部雲六ならずや」といへば、此の男仰天し能く／＼見れば、佐々良三八郎にて、かしこに若殿椎之助も住しければ、益驚き、財布もとらで逃げ出すを、南無右衛門猿臂を伸べ、ふたゝび摑みて引き戻し、膝の下に押敷きていひけるは、「汝六年以前しかも今月今夜、百蟹の卷物を盜み、逃げ去りたる事おぼえあるべし。我其の夜若殿御放埒の根を斷たんと、藤波を殺し、思ふ旨ありて、一日館を立ち退きしが、同じ夜の事なれば、某にも御疑ひかゝり、汝といひ合はせて彼の卷物を盜みしならんと、共に盜賊の汙名をかうぶりぬ、其の後かの卷物を賣らんといふ者あるゆゑ、これをもとめて汙名をすゝがばやと

思ひのおのれこそ、眼前の讐(あたひ)とはいふべけれ。大金(たいきん)[illegible]力(ちから)[illegible]へて(かへて)[illegible]ことかさ[illegible]來りし[illegible]
身を匿し物(ものしはる)に身を植(う)けて、百兩(りやう)の金(かね)を調(とゝの)へ、彼(か)の着物(きもの)を買(か)ひ戻(もど)し、諸人(しよにん)に面(おもて)[illegible]、旦那(だんな)[illegible]
娘(むすめ)と、世(よ)に恥(はぢ)を見られし身(み)の上(うへ)となりぬ。これ[illegible]汝(なんぢ)なせし業(わざ)にあらずや。[illegible]（たいいふ）[illegible]出會(しゆつくわい)
せしは天の[illegible]我(わが)宿根(しゆくこん)をはらすべき時の到(いた)れるなり。[illegible]（いさおは）[illegible]（はら）さ[illegible]（さいのこ）[illegible]
かはせじとて[illegible]刃の尖(とがり)を[illegible]（さいな）[illegible]雲六(うんろく)が一言(ひとこと)に[illegible]（へだたふ）
と詞(ことば)なく、只[illegible]給(たま)へ[illegible]打笑(うちゑ)みけり。時に又平(またへい)[illegible]（さこたに）[illegible]（うんろく）[illegible]
[illegible]大いに驚(おどろ)き、先年(ぜんねん)杉坂(すぎさか)にて、妾(わらは)が懐中(くわいちう)の金(かね)[illegible]奪(うば)ひ取(と)り[illegible]（に）[illegible]
盗人(ぬすびと)は、[illegible]他(たし)かに見覚(みおぼ)え[illegible]又平(またへい)[illegible]（させ）[illegible]（おん）
人と仇人(あたびと)に、[illegible]（しか）同日同時(どうじつどうじつ)に、計(はか)らず出會(しゆつくわい)せしは、正(まさ)に是(これ)天(てん)の[illegible]
に報(むく)いなん事を示し給ふ[illegible]雲六(うんろく)[illegible]小枝(さえだ)[illegible]（かひがひ）
首級(くびくい)[illegible]死(し)なしこそ[illegible]三八郎が情(おなさけ)にて、金子(きんす)を合力(おふりよく)[illegible]（あたふ）[illegible]（めい）[illegible]（しじう）[illegible]
[illegible]雲六頭(うんろくかしら)を[illegible]（た）[illegible]（る）[illegible]刀(たう)を抜(ぬ)[illegible]（ね）[illegible]（い）[illegible]（た）[illegible]
[illegible]息(いき)を[illegible]
[illegible]（いそ）[illegible]

某在京のうち、五條坂の曲中に通ひて、過分の金銀をつひやし、身分たち難きにより、偶悪念おこりて、百蟹の巻物を盗み取り、御館を出奔して、北山をすぎ、杉坂に至りけるに、折しも風雨つよかりければ、暫し木陰に晴間を待ち居たるに、それなる婦人来かゝり給ひ、懐中おもげに見えける故、また悪念おこり、婦人を地上に蹴倒して、二十両の金をうばひ、仕合よしと欣びて、その所を逃げ去り、其の後彼の巻物を、金五十両に賣りけるが、一所不住に迷ひ歩く間に、かの金を残りなく使ひ盡し、つひに零落してかかる身となりぬ。某は金を奪ひて死に至らしめんとし、三八郎殿は金を與へて、死を救ひ給ひつる由。今思へば、善悪の差誠に壌霄を隔つるが如し、豈賞罰の報いなからんや。扨某近ごろ當國にいたりて、草津の驛に住家を求め、幸ひ石山寺の觀音開帳ありて、賑はしければ、かの門前に出で、鼓を打ちくせ舞々の謠をうたひて物をこひけるに、前の日思ひかけず、幼年の時別れたる、八重垣といふ妹にあひ、住家に伴ひ歸りて、何くれと過ぎ去りし事どもを語りけるに、妹某が斯く浪人したる縁故を問ひける故、また悪念おこり、偽りて言ひけるは、「我前の年在京の刻、偶五條坂に通ひ、過分の金銀を費し、その債をつぐのはん爲、若殿よりあづかりたる繪巻物を質入しつるが、つひに其の事あらはれて暇たまはり、かく浪々の身となりぬ。格別の科にもあらねば、今にも彼の巻物をうけもどして差上ぐれば、歸參の叶ふは必定なれども、本金に利金を加へて、かれ

これ百両ぞ。この金なれば、なかなか殿のかたへ、今先非を悔ゆると詫言せん心なりしといひて、宗治し、見せければ、妹こそ是を誠とし、さらば妾が身を売りて金を調へ、その着物さへ取戻して、縁家を願ひ給へといふにぞ、某心に計りしと顔に、暫くいつはりて情なく、妹を遊廓の代に紫の里に将て行き、百両に身を売りて、今日しもその身の代をうけとり、丈へものせんと心組たりしがへる路の傍に、一羽の雁首ありけて落ち居たり。是ぶけば丈八はなく見のがしもせで、猶某しつゝ拾ひ取りて見るに、箭の乾餅のあともなかりし。扨はこしがたにいへる雁金の、行倒れかと推量し、何にまれ幸ひ出したる時、晩の寝酒の肴とし、ひさしく飢ゑたる痩腹を肥さんものと、心のうちに歓び、ほや栄耀なりせで、提げて行くも煩はしと、金財布の紐のあまりを、雁の足に結ひ附け、肩の先にかけて、其懐にして帰りしが、何と思ひしけん、かの雁途中にて蘇生り、財布を附けたる財布と共に、虚空へして飛び去りけるあひだ、貧なる身を悲しみて、後をしたひて此の庵まで追ひ来りしが、さるべきもあるべきに、此において君を諌め奉り、おのおのがたに出会し、某が凶悪の事どもは、直しく迄されし者の為に身を売るほどの、貴なる妹の身の代をなすはありし、某が非道を憎み、天罰を蒙ふに疑ひなし。今に至りてやうやうと思ひあたれば、とて、財布をとりあけ此の百両の金は先年奪ひし、十両に利を加へて、丈平殿に返すなり。合力うけし三十六両殿へ、其の御恩を報じ給ひて、御息女御

どのの身をあがなひ返し給はれかし。さもあらば我が身の罪の一分を滅じ、いさゝか來世をたすかる便とも相なるべし。いはれを聞かねばよそごとに思ひしが、此の度石山寺の門前にて、諸人に見する蛇娘は、楓どのに疑ひなし。聞き屆けてよ御兩人。」といひて、掌を合はせて拜み、涙を瀧の如く流しければ、又平かの財布をとりて南無右衛門が前におき、「雲六慚愧懺悔して實心にひるがへりし上は、不便にも存ずれば、彼が望みの如く此の金にて、息女をあがなひ候へかしといへば、南無右衛門頭を右左に振り動かし、「いなく〜八重垣とやらん、さ許り實ある者を、うき川竹のながれに沈め、長く苦苦を受けしめんは、忍びがたき事ならずや。娘楓はみづから覺悟の上にて、親の爲に辱めを受くるなれば、せんすべなし。此の金を返して八重垣を、取り戻し遣はすべし。」といひて、諾はざれば、雲六苦しげに息をつき、「いなく〜その金にて御息女の身をあがなひ給はらば、却りて妹が實心のかひもあるべし。殊更その金御身の膝のあたりに落ちたるよし、畢竟天より忠臣孝子を賞じ給ひて、與へ給ふに疑ひなし。若し海川にもおちいりなば、妹が志は水の泡となり候べし、ひとへに御聞き屆け給はれかし。若しさもあらずば、某死しても、こゝろよく眼をふさぎ申すまじ。」とて、涙を流してねがひけり。惟之助始終を聞き、「惡にもつよく善にもつよき彼がねがひ、末期の望みなれば聞きとゞけ遣はすべし。」と、重き仰せに南無右衛門も、やうく〜これを諾ひけり。雲六はうれしげに打笑ひ、今は此の

世にのぞみなし。死出の旅路を急ぐ程や、但公の御前をはかずに、許さじと結ばれたるゆゑとて、囲まて女子にいさやぶれ、剰の吭を掻き斬りて、うつぶしに伏して死したりける。昔に南無右衛門、其の鳥を上りあげていはく、此の鳥羽に似たりといへども、まだ〳〵見ぬ奇名鳥といふ鳥なり。こは高く飛び通に知て啓白なり。目加見て奏ふ、世をそしるを生むといへり。夏子等が南に、雷鳴の折に人面を祈して、病を治するなりと、ある名医に聞きたる事あり。乾宿にも又是ある由とぞにあるす。思ひもかけずかかる奇鳥を得たるも、又一奇事なれば、試みに用ゐ給はずや、といふことで、文平をかすまの鳥の肉をこきとりて、火に炙り、雲六が飯何を添へて進らしけるに、既に快よくなりて、仕まれつきたる老業、忽ち常の人の如くにぞなりて、これもまた天の助、ならめ、といひて、諸人も、いと聞らかなれば、小枝開龍等、こは不思議なり、といひて歓びあへり。斯て南無の事をばはりぬなる折しも外の方に人の足音ひゞきければ、文平小枝開龍に目くばせして、村之助を一間に隠し、雲六が屍を南側にくゝりて、縁の下に押入れ、血汐を拭ふ間もなく、是は何方の人ぞ、と繩を雁て、こゝぞ〳〵といひつゝ裏に入り、南無右衛門にむかひていひけるは、郷が身を仆しも此の館をまもり給ひしを、僕が見つけて告げしゆゑ、捕へあはせ申さんず、旅宿をたづね参りしに、といへば、果はたにとり逃りおほはりたる此の御姿、母上も恙なくおはするかとて、いとど涙に咽ぶなり。南無右衛門は折

よき幸ひよ歡び、たがひに何くれと語り合ひて後、芝居主にむかひ、「ゆゑありて思ひかけず[illegible]とゝのひつるが、元金百兩を以て、娘を戻したまはずや」と言へば、芝居主速かにうけがひ、「楓が事京大阪は勿論、伊勢尾張のあたりまで將て行き、おほくの金を德つきたれば、即座に百兩渡し給はば、いかにも暇を遣はすべし」といふにぞ、南無右衛門ます／＼歡び、かの金をとり出して渡しければ、芝居主數を改めて取り納め、「こは思ひよらざる楓が仕合よ」とて、金の受取、いとまのしるしを證文にかきしるし、印信をすゑて與へ、楓をわたして「又かさねて見ゆべし」といひて出で去りぬ。時に三井の晚鐘つげわたり、勢多のあたりに夕日の影ぞかたぶきける。

十六　名畫の奇特

さても其の時南無右衛門、主君桂之助に願ひて娘楓に目見えをさせ、又平夫婦阿龍等にも引合はせ、今日の委しき物語を語り聞かせければ、楓打開きて、因果輪轉の理、善惡つひに報いある事を曉りて、嘆息しけり。かくて又平夫婦食事を調じて、南無右衛門父子に與へ、一間の内に導きて休ませけり。南無右衛門父子は、たえて久しき出會なれば、さま／＼の物語に思はず時をうつし、漸う睡りにつきけるに、宵ありて楓が聲として「あなや／＼」とをめき叫びければ、南無右衛門驚き睡りを醒して見れば、楓が腹に卷きつきたる小蛇、懷より飛び出づると見えしが、忽ち丈一丈許りの大

蛇と變じ、凄き身を現ずることもなく蟠りゐしが、あな恐しや、こはそも如何にすべき、と、極めて恐ろしかりしに、枕上に置きたる笈の内より、あまたの蟹這ひ出でて、大蛇にとりつき、鋏にて割くは言ふに及ばず、[illegible]やこ[illegible]亂れて、暫時に大蛇を殺しをはんぬ。蟹はたちまちに元の笈のうちに這ひ入ると見えしは、なほも夢なりけり。南無右衛門夢さめて、身うちに汗を流し、扇をひろげ動かしければ、蟹も猶ありしまゝに笈に在りけるにぞ、衣服をくつろげて腹を見るに、これまで片時もはなれざる紙蛇、一筋ともなく失せてあとかたもなし。南無右衛門は正夢にてありしかと思ひて、[illegible]笈の巻物を取り出でてひらき見れば、蟹中の蟹の鋏に、悉く鮮血つきてぞありける。此の時已に四更[illegible]みなりしが、又平も龜がさめたる声を聞きつけて起き出で來り、南無右衛門が夢中の事を聞き、燈火をかゝげて、卷物を熟覧し、手を打ちていひけるは、奇なるかな妙なるかな、巨勢の金岡は、清和、陽成、光孝、宇多、醍醐の五朝に仕へて、宮内卿にいたれり。[illegible]る人、[illegible]の方のほとりに出でて、萩の花を食ひしと、古今著聞集に見えたり。また仁和寺の御室に金岡が畫馬あり。近き田のほとりに出でて、稻の苗を食ひしといふ。また河内國誉田村牛頭天王の社頭の、金岡が筆の繪馬、ぬけ出でしといふたぐひの説は、かねて聞きつたふるといへども、目前かゝる奇特を見る不思議さよ。抑此の[illegible]の圖は[illegible]圖像に[illegible]、[illegible]の前に[illegible]事の

代の名畫、韓滉といふ者、玄宗皇帝の敕によりて畫きたる、百蟹の圖にならひて畫きたるとは聞きつるが、見るは今がはじめなり。神彩飛動誠に生けるが如し。奇特あるもうべなり。某これを見て畫道の奥儀を極めたり」といひつゝ歡びて卷物をおしいたゞき、再び又いひけるは、「これにつきて思ひいだせる物語あり。昔山城國相良郡（元亨釋書に久世郡）綺田村に一人の美女あり。嘗て佛道を信ず。一時里人あまたの蟹を捉へ煮てくらはんとす。かの女是れを見てあはれみ、美食にかへて蟹を盡く池に放つ。父その父一時野に出でて、蛇の蟇を呑むを見て憐み、「若し蟇をはなちやらば我が娘を汝に與へん」といふ。蛇これを聞き入れたるさまにて蟇を吐きて去らしむ。其の夜衣冠の若人來りて、「約のごとく女を與へよ」といひて一室に入り、忽ち大蛇と變じて女の身をまとふ。時に前の日たすけられたる數多の蟹こゝに集まり、大蛇の通身を螯み殺して女をすくひ、大蟹は去り小蟹はそこに死す。よりて其の所に蟹および蛇のからを埋め、寺を建てて普門山蟹蒲寺と號す。或はまた紙幡寺ともいふよし。元亨釋書（卷二十八）に見えたり。息女の事よく此の事に似たり。思ふに彼は陰德陽報の理を示し、これは名畫の奇特によりて孝女をすくふ、共に是れ佛の慈悲衆生濟度の方便なり。あれ壁におしたる我が拙筆の繪を見給へ、地水火風の四つの緒の、斷れてはかなき琵琶法師も、忠孝全き竹杖にて、煩惱の犬を打ち畜生道をまぬかれて、天堂に生まるゝかたち、子息文彌こりの姿繪とも見給へかし。緑青の髪す

方に多分の肌へ、無常の風に塗笠も、骨のみ残る手弱女が、目にのたゞし一旦は、紫雲にならべて蓮の花、これ藤浪が成佛の姿なり。積悪の角を折り鬼六すも心をひるがへして、墨の衣に鉦打つさまは、これ即ち長谷部雲六が悪念を生ぜし姿なり。善悪邪正、一念の鏡をなし、善と悪の業となり、主従の邪となり、恩となり仇となるも、三世因果の報いと思へば、其の果みもつきず身の、猛心をやめて、誰が菩提をと弔ふに似たりし。某さき程の夢に、藤浪が姿を見はし、敵の顔との親子のいふことを思ひまれば、今は恨みも晴れてて、宗意禅師に師と頼み上、首をの光明を放ち去ると見れば、成佛得脱うたがひなしといふ折から、桂之助小枝開つと共に、曙を擲し、一間をたち出で、「我ら二人も同じ夢を見たり」といひて、一同ふしぎにおもふ。時に楓の前に手をつき、「是こと葉やとへと藤波殿の名、某を見るとひたく、道を見し袖のとて給はるべし」といふ。南無右衛門いはく、「いなとよ、剃髪無用なり。我今より剃髪して、住持坊と名告り、我が悪名を後にのこし、悟りを後に推しあらはせし後は、菩提の念佛者となり、わがこの破損したる由聞けば、これを供養して亡き人々の菩提の種となすべし。南無右衛門といふ名を捨てば、道心せしも同然なり。」故又これより文弥が師とたのみたる澤角検校にしたがひ、近この世におこなはる、浄瑠璃ぞしを、因果の道理を秋につくり、糺河原に於て、

諸人を勸進して、我が志願の助力せよ。」といひをはり、髻佛とおしきりて、藤波が位牌に手向けければ、皆々その誠心に感じけり。六字南無右衛門といふ女太夫、淨瑠璃芝居の始祖なりと云ひ傳ふるは、此の楓が事なりとぞ。南無右衛門また桂之助に向ひて、頭をさげ「これより河内國におん越しありて、若君に御對面あれかし。奥方の御行方はなほ亦尋ね候べし。いざ夜のあけぬ間に疾く〳〵」と催せば、桂之助急がはしく身仕度して、又平に向ひ「我時運を得て世に出でなば、かならず報いをすべきぞ。」と言ひて別れを告げ、編笠深く傾けて立ち出づれば、南無右衛門修行者の姿その儘にて、楓を具して相從ふ。又平夫婦阿龍もともに「恙なくおはしませ。」といひつゝ門送りし、互に涙をそゝぎて別れ、纔かに一町ばかり行きけるに、昨日やとひし縣神子、野ぶせりの乞丐どもを語らひ來りて道をふさぎ、「このごろ官領濱名殿よりきびしく尋ね給ふ、佐々木桂之助とやらん。いづく〳〵落ち行くぞ。われ昨日又平が家にやとはれ、家内の樣子いぶかしと思ひしゆゑ、今爰に來りてうかゞふに、果して怪しき者どもなり。搦め捕りて賞銀にあづかるぞ、疾く〳〵手をつかねよ。」とぞ呼ばはりける。南無右衛門追ひ散らして通らんと、錫杖をとりのべける處に、思ひかけざる物陰より、猿二郎棒をとりて走り出で、かの乞丐を散々に追ひ散らし、「これより志賀の山越えして御立ち退きあれかし、人の知らざる間道を御供つかまつらん。」とて、遂に四人打連れて急ぎ行きぬ。さて雲六が屍は、又平其

の夜もすがら山にかゝ行きて煙となし、あとねんごろに弔ひけるとぞ。

十七　雪渓の悲熊

愛に又梅津の嘉門は母と共に世を遁けて、和州河州のさかひ、金剛山水越峠の谷陰に、いさゝかの庵を営み、当山は薬草おほく、殊に金山にして金剛砂を出す地なれば、これらをとりて日々の糧となし、みづから薪をこり水をくみ、あけくれ老母に孝行を尽し、いとまには書籍を友として武藝の轍を追ひ、禅味を甘んじて大禅国師の道をしたひ、舎利に風せぬ室、遁世にたふとく見えぬ。一日を母由寺にまうでけるが、比しも臘冬の時節なれば、帰路にのぼりて雪峠を出し、見る／＼雪深くなりけるごとく、通ひなれたる道筋も、深く雪にかくれたれば、おのづから道に迷ひ、殊更峠越の吹雪肌にしみて寒ければ、行きなやみて暫くとゞめ、暫しやすらひたる折しも、岩陰に遁れたる穴熊にや、雪を蹴立てゝ走り来り、はた／＼老母に飛びかゝらんとしたる處に、一人の若者木陰より走り出で、なたもへだたねて熊の眉さきを一刀きりつけたれば、熊は怒りて飛びかゝるを、つひに雪をふみならして、谷底に倒にたふれて斃りぬ。かの若者は腰を抓めて老母にむかひ「年老い給ふ御身にて、深雪中の歩行見るに忍びがたし。いづくにもあれ御住家まで、負ひ行きまゐらせん」といふにぞ、老母うれしげに「いづく／＼の御方かは知らざれども、今の危難をすくひ給はるのみならず、情深き御志厚く謝

しはべる詞なし」といへば、「さ許りあつき詞をきこむるに故なし。いざ疾く／＼」とて、背を押向けて老母を負ひ、住家の方を問ひつゝ走せ行きけり。さて嘉門はひとり家にありて、母の歸りのおそきを案じ、殊更俄の大雪なれば、途中さぞ佗しからんと心ならず、蓑笠打著ていほりを出で、母の歸路を斥していそぎけるが、むかうの方より老母、若き男に負はれ來り、嘉門を見て喜びければ、嘉門も漸う心おちつき、「御迎ひの爲これまで參り候」と云ふにぞ、老母若者の背よりおりたち、「途中にて荒熊に出で會ひ、ほと／＼一命を失ふべきを、此の御方の情にて危急をまぬかれ、然のみならず、これまで負ひ給はりし。」と語れば、嘉門若者に向ひ、「母をいたはり給はる御芳志、謝し盡し難し」と相のぶる時に、若者雪中に身を伏して禮をおこなひ、「卒爾ながら御身は、梅津の嘉門殿にはあらずや」といふ。嘉門答へて、「某かかる深山に住み、鹿猿と臥戸を共にする身なれば、名を知る人もあるまじきに、いかにして我が姓名を知り給ふや、訝しさよ」といひければ、若者叩頭をさげ、「たとへ泥中に尾を曳き給ふとも、先生の雷名を誰か知らざる者あらんや。かしこの山寺にてこれなる御老母は、先生の母人なる由をうけたまはり、強ひてこれまで送り來しも、先生にまみえん事をこひねがふが故なり。某は武士の浪人なるが、何とぞ軍略智謀の人傑にしたがひ、兵學の餘緒なりとも窺ひ知り、再び家をおこさんものと思ひたち、師とたのむべき人品を聞きつくろふに、此の山の谷陰に世を避け

て往昔梅津の嘉門といふ人、生まれ得て穎智聰明にして、軍學に眼をさらし、[illegible]り、武略家に祕し給ふ由、その才名かくれなく、曾て兼好法師の草紙になぞらへ、武道徒然草を著し、兵法の奥儀を記せし書あり、著し給ふよし承りて、われ若くして當國に移り住み、いかにもして一度相見え、兵學の御指南にあづからん、かの奥儀の書をも拝見したく思ひしが、容易に人にあふ事を許し給はず、あまりに、まさに門路もがなと思ひ候に、今日しも思ひがけず相見えしは、誠に是れ師とたのむべき時節到來、天の與へ給ふ處なるべし。向後御家の奴僕とも思召されて、[illegible]の業を命ぜられ、兵術の奥義[illegible]大軍伍の勝敗、御指南たのみ侍るなり」と、低頭謙從して聞えたる言葉に、嘉門感心していはく、「いまだ若輩の身を以て、武道の心がけ深き殊勝さよ、[illegible]にもあれ、且つ某が宅に御越しあれ。人は如何にいひはやすかは知らざれども、某が得たる業は、[illegible]に入りて薪をこり、谷にくだりて水を汲むのみ、他の事はさらに知らず、[illegible]武道つれづれ草を著はしたるなどは、跡もなき虚言なり。軍師などとはをこがましや」といひて笑ひつつ、[illegible]打ち連れ、谷陰の庵にかへりぬ。かくて嘉門家に歸り、[illegible]に衣服を著せかへ、濡衣をあぶりかわかし、しひ柴焚きてあてなどし、様々にいたはる程に、かの若者打見て、半日の[illegible]嘉門が情を[illegible]者にすゝめ、四方山のものがたりして、しばらく時をうつしけるに、[illegible]

は、人跡たえたる此の隱家に、何者の來つるやと訝るうちに、案内をこへば、物の隙よりうかゞひ見るに、これ一人の武士なり。蓑笠打著て、笠の下に覆面したれば、面はさだかならねども、遠國の旅人と覺しき打扮なり。雪深く降り埋みたる柴の戸を、ほと／＼と打叩き、「誰そ頼み申したし。こゝあけて給はれ」と、いふ聲聞きて老母立ち出で、「何人ぞと思ひしに、御身は頃日兩度まで來られし侍よな。今日しも嘉門家に居らず、御用の間にはあひ申すまじ。たとへ御頼みのすぢを、嘉門に申し聞かせたりとも、此の方におもふ旨も候へば、とてもうけがひ申すまじ。徒らに足をつひやし給ふな、疾く／＼御歸り候へかし。重ねて御出で無益なり」といひすてて、戸を擵地たてて裏に入る。嘉門これを聞き、何者なれば斯くあらけなく隣人はあしらひ給ふやと訝り、再び又窗のひまより窺ひ見るに、かの武士雪中に座をしめ、「情なきぞ御老母。嘉門殿家におはさずは、此の處にて歸宅を待ち申さん。宜しくとりなし頼み侍る」といひて、歸るけはひは見えざりけり。折しも雪はつよく降り、紛々揚々として、恰も柳絮の舞ふが如く、鵝毛の飛ぶに似たり。さらぬだに寒氣きびしき谷陰なるに、朔風ははげしく吹き下せば、見る／＼かの侍の蓑の毛に垂氷さがりて、鈴のやうにから／＼と鳴り、身はなかば雪中にうもれて、吹雪は面につぶてを打つが如くなるを、笠にふせぎ眞袖にはらひ、齒をくひしめて寒氣を堪へしのぶ爲體、誠に餘儀なく見えて、今にも凍え死ぬべき形勢なり。嘉門此の體を見

下心といふは、さても堪忍強き人かな、仕廻して禮はしたと見えざるやう、申しなしする事なり、いかなる職業をなせとは申さず、いかなる時にも事はなれたる事あるまじ、若し悪しき事あらば諫め言に押戸を閉、門に出で、公儀をも憚るなり、心得たる人、賢き者は退きて其の家を治めて身を慎み、むるの要、賢君に仕へ、賢臣を得るに誠を尽くさせず出でて仕へず、身を修めて家を齊へども、賢にを貧ぶなきもしには仕ふる事なしとかや。叔その事館門は（そばかかへ）折り節中）凌人は何者に遂ひたらん。見たら氣の毒の形勢なり。御心といふは上にする者なれば、理なり。恩顧もなされずや。某は出でて追ひかへし申さんやと言へば、否々それは構ふべからず。我が侍よる言ざに兩度まで來りて、それ（……）たの事、我が心にかなはねば、それ故にこの儀は悲しく斯くしてゐる。此の下にゐ來つてそれぞれ望みたれども、仕官すべき心なければ、遂に我を人にあはせざる事くふかなりと、賢く思ひて、他行といひては歸るなり。然るに留守を待たんとて、その詞、さ氣に苦しからぬ者、此の方の心も察せず長居するやうの人、いよいよ其の家に居ますることかな其の者者に遣して追ひ歸すに至らざれども、彼者を遣ひて、我に言ふがごとくいひける事召奴儀とも思へといひつつも詞によりて、申しつくる事あり。彼の家中の侍は故事を知る故、早く歸す、御何にいふとも當門は他出せしといひつ、是非とも歸せといひければ、若者うけたまはる。

一某御奉公の手柄初めに、御手に餘る馬鹿者を、追ひ歸して見せ申さん」といひて、外の方に立出で、「やよ〳〵旅人御身いつまで待たるゝとも、あるじ嘉門の歸宅の程、何れの時と計られねば、若し日も暮れなば難儀の上の難儀ならん。疾く歸られよ、いざ〳〵」といひつゝ手をとりて、ひきたてんとせしが、顔を見て仰天し、「貴君は由理之助勝基公にはあらずや。此の御姿は何故ぞ」と打驚きつゝ、恭しく禮を行ひ、「官領職の御身を以て、一人の從者をも召し具せられず、輕々しき御容體、いぶかしさよ」と相のぶる。勝基はこの人を、桂之助國知とは見つれども、一言の答へなく、唯拳を握り齒をかみしめて、寒氣に堪へざる樣子なり。桂之助こゝろづき、「某御館（義政公をいふ）の御氣色を損じ、濱名入道殿の御内意によりて、父の勘氣をうけし身なれば、御詞を賜はらぬも理なり。かゝる大雪を厭ひ給はず、自ら此の家に訪ひ給ふを察し思ふに、嘉門を軍師に召抱へ給はれ結構と存ずるなり。某今日しも此の山中にいたり、心を盡して嘉門に近づき候も、別意にあらず、曾て御館嘉門が編みたる、武道徒然草といふ書を、御懇望ありといへども、彼ふかく祕して他見をゆるさず、若し嚴命を以て召し上げらるゝ時は、かの書を燒きて、身をかくさんこと必定なりとて、これまでその御沙汰もあらざりき。某偶此の事を思ひいだし、何とぞ嘉門に誠心を見せ、かの書を得て御館にたてまつり、それを微功となして、父の勘氣赦免の御内意を願ひ奉らん爲なり」と語れば、勝基屹目に

かけ、其の身放佚無慙にして、御館の御不興をかうぶり、父の勘氣をうけたる者に、[illegible]しこと宣ふにぞ、桂之助はげに理と其の身の科を後悔し、此の上は嘉門殿子に[illegible]ひて味方につけ、せめての功になさばやと、心の裏に思ひつゝ、打寒れし[illegible]前にひざまづく。彦四郎見るより、彼の馬鹿者はいまだ歸らずや、理いうてなぜ歸さぬぞ、[illegible]なる不調法[illegible]、此の家に足をとめ、嘉門を師と[illegible]、兵[illegible]すおをかきまへんこと、[illegible]召仕ふには[illegible]その何れにも[illegible]すれば、不奉公するものぞ」といひて、一つの服紗包をとりて、さんぐ\に打擲すといへども、桂之助は[illegible]怒る色なく、[illegible]が宿願成就するまでは、いかなる憂き目にあふとも、此の家を出づる心にあらず。お氣に叶はぬ事あらば、たとへ打ち殺さるゝとも此の上の本懐に候と、かの雪中の侍に、嘉門殿を御引合はせくだされ、事の仔細を御聞き給はれかし。」と、簀子のうへに額をつけ、涙ながらにねがふ形勢、誠に哀れの姿にて、思ひ入りてぞ見えたりける。かかる折しも納戸の隔てをさと開きて立ち出づる骨柄、白綸子に銀の鏢緘したる腹巻の上に、萠黄錦の陣羽織を著し、青鐙の大口はき、黄金作の丸鞘の太刀を佩き、文曲武曲の二星を畫きたる、軍扇を把りて立ち出でたる爲體、志氣堂々威風凜々として、誠に一箇の英雄と見えたり。桂之助仰天し、何人ぞと顧みる

に、是れ乃ち別人にあらず、梅津嘉門景春なり。こは曉々しき打扮ぞといぶかりけるに、嘉門門外に出で、勝基を誘ひ入れて上座にすゑ、桂之助の手をとりてその次に居らしめ、老母諸共はるかに下り平伏して、恭しく禮をおこなひ、まづ勝基にむかひて言ひけるは、「某がごとき不肖の身を、かばかり御懇望給はる事、冥加にあまる仕合なり。頃日某が他行のあとに、兩度まで御駕を枉げられ候由、母の物語にうけたまはれども、勝基公とは思ひもより侍らず。某いさゝか虚名を知られ、これまで諸國の諸侯より、召抱へんと使者の來往しけしといへども、その大將の心、いづれもみな高祿さへ與ふれば、奉公するとのみ思はれて、軍師をもちふる禮義を知らず。只權威を以て招くのみ、返答をわづらはしく、當代諸侯おほしといへども、主君とたのむ人なしと、世をせまく見くだして居たりしに、驚き入りたる公のおんふるまひ、官領職の重き御身を以て、唯一人の從者をも具せられず、かゝる雪中の寒氣をしのぎ、露ほども權威のいろなく、某一人を御招きあらんとて、かばかり御心を碎き給はる事、勿體なしなども申すべからず。此の上は御招きにしたがひ、麾下に屬するのしるしに、兵具を帶して御目見え仕る」と、敬ひ深く相のべけり。勝基大きに喜び給ひ、「我蜀の劉備に及ばずといへども、三度草廬をかへり見るは、軍師を求むる禮なれば、いかでか苦辛をいとふべき。先づ以て早速の唯諾、よろこびに堪へず」と宣へば、老母つゝしみていひけるは、「我が子はじめより勝基

参上し奉りても、寃枉も赤心をたのみし甲斐なく、[illegible]が大将か、又我に[illegible]の心得し、目もくらみ[illegible]、
かゝる[illegible]心なきなかりけり。わが[illegible]まことのさき[illegible]心なりしが、我や[illegible]
不覚なる落首を、一生[illegible]山の[illegible]、今の[illegible]と物る甲斐にして、母子もろとも[illegible]に先だちまつりし
と[illegible]て、[illegible]をひとしくもかゝる不孝の[illegible]しとをせむしに、[illegible]御咎あるはせしぞ、[illegible]には
[illegible]なし、この[illegible]をなしぬとして[illegible]出、とおきて、臣いと涙を[illegible]の[illegible]
二助にありけり。さらぬだに途中にて[illegible]日にてもし[illegible]、[illegible]ならずと思うにも、さらば[illegible]
[illegible]で、[illegible]にて、[illegible]は、果して昔に申しけり。[illegible]二度も御目見え[illegible]には、[illegible]
[illegible]あらとして、哀れも人[illegible]を[illegible]なれども、今は[illegible]を申し[illegible]と、且は元来[illegible]に、その[illegible]
身は[illegible]、[illegible]門が国に仕官にて、昔を省みて奉り[illegible]にてもて[illegible]の[illegible]に[illegible]
なし[illegible]、少しも[illegible]の色なく、[illegible]の[illegible]を[illegible]なれども、下[illegible]の身に[illegible]申さ[illegible]
は[illegible]なれども、[illegible]は[illegible]なれば、[illegible]にも[illegible]、[illegible]とこそ
打[illegible]とは[illegible]なれども、これには[illegible]、[illegible]あり。[illegible]の[illegible]下[illegible]と[illegible]
助は[illegible]に[illegible]事と[illegible]て打[illegible]、[illegible]に[illegible]なれば、[illegible]に一[illegible]の[illegible]と
の方に見れて、

咲き匂ふ梅津の川の花ざかりうつる鏡のかげも曇らず

といふ歌をしるせり。桂之助眉をしわめて「此の手蹟は見覺えあり。」といへば、老母小膝を進めて、「そは爲家卿の詠歌にして、夫木集に入りたる歌なるが、そのかみ祖父君、佐々木盛貞公御在京の折柄、妾が夫梅津兵衛北野の社人にてありし時。御連歌のついでに、御筆を染めたまはりし短冊なり。その短冊の箱を以て打擲仕りしは、すなはち祖父君の御拳を下され、君がこれまでの御不行跡を戒め給ふ同然なり。然るに君御怒りのけはひも見え給はず、妾が打擲を堪へ忍び給ふ爲體、深く先非を悔い給ひ、武道つれ〴〵草を得て、御勘氣御詫の種となし給はん、御心底現はれておんいとほしく、胸さくる許り悲しさを見せ申すまじと、涙を隱せし老いが心を、御推量くだされかし。子よりも孫の可愛さは、世の人の心ぞかし。平人の御身ならば、祖母よ孫よと名告りあひ、娘がかたみと愛しみ、片時も傍をはなすまじきに、君臣と隔たれば、言ひたき事の數なきも、心に思ふのみぞかし。」と言ひて、悲歎に袖を浸しけり。良あつて涙をぬぐひ、「いかに嘉門、此の上は彼の秘書を、惜しまず君に奉れ。」と言ふにぞ、嘉門「心得候。」とて、彼の書を取り出し、桂之助に與へけり。老母又勝基にむかひ、「御覽のごとく、桂之助殿、今はむかしの志をあらため給ふなれば、御館の御前しかるべう、とりなし偏に願ひ奉る。」といへば、桂之助は秘書を勝基に渡し、稽首膝伏して共にこれを願ひけり。勝

[illegible]は[illegible]嘉門[illegible]て、又
て、聽て歸國をとり持つべし。」と宣へば、三人ひとしく喜ぶ[illegible]なし。さて嘉[illegible]
年[illegible]には[illegible]たる鶏[illegible]に黄をおびたる[illegible]見て、牝鶏晨し一婦政權を奪ひ、大亂の起
る[illegible]、勝基を打ちて[illegible]の先見に感じ、義政公の北の臺香嚴院殿は、
[illegible]んとし、今出川殿は勝基を執權として、武將たらん事を計られ、
天下[illegible]起るべき時節なる事を物語りければ、嘉門又先年濱名が[illegible]きに應ぜ
[illegible]り、たゞちに此の山におとを隱しある事を語りて、互に權く兵學
の事を[illegible]、嘉門[illegible]に[illegible]の城址を見て、[illegible]氏の奥[illegible]を感ずる[illegible]なことを物語りけるが、嘉
門[illegible]官領職の御身にて、此の山中に唯ひとり往來し給ひ、[illegible]し濱名方
の[illegible]如何し給ふ[illegible]らん。君子は危きに近寄らずといへり。頑慮
のほど承りたく[illegible]ば、勝基莞爾と打ち[illegible]ひ、「さる時の[illegible]へ此にあり。」といひつゝ懐
を探り、[illegible]取り出して吹き立て給へば、忽ち鎧[illegible]卷に[illegible]手[illegible]脛楯を緊しくかためて、[illegible]笠をうち
著たる荒武者ども、此の木[illegible]かしこの岩陰よりあらはれ出でて、数十人馳せ集まり、枚をふくませた
る馬を引き出して、「御[illegible]」と[illegible]はれば、嘉門をどりあがりて感嘆し、「[illegible]古韓信が用ゐたる、

虚無の謀計伏兵ならずして其の理すみやかなり」と稱美の折しも、以前の手負熊、怒りくるひて此處へ走り來るを、荒武者どもかけへだて、手槍をとりて已に突き殺さんとしつるを、勝基見給ひ、「やれ待て暫し」と聲かけて止め給ひ、「それ六韜を考ふるに、文王太公望を得たる時、卜して非熊といへり。我今已に當世の呂尚を得て、いかにぞ熊を欲せんや、無益の殺生好むべからず。疾く／＼放ちやれ」と仰せければ、荒武者ども畏と答へて放ちけり。勝基桂之助にむかひ、「和殿は今しばし世をしのび、歸國の時節を待たれよかし。老母はしばらく此の家に在れ、重ねて迎ひの乘物を以てよびとるべし。嘉門は今すぐに伴ひ行かん。幸ひ雪も降りやみぬ」と宣ひて、馬ひき寄せて乘り給へば、嘉門は馬の左にしたがひ、大勢の荒武者ども、列をたゞして前後を圍み、ふりつもれる雪を踏み分けつゝ、鑣を斥していそぎ行く。老母は嘉門がいさましき門出を見送りて、すゞろに喜ぶといへども、桂之助のみすぼらしげなる姿を見れば胸ふさがり、喜び悲しみ打ちまぜて、しばしは詞もなかりけるが、桂之助にむかひ「ひそかに君に會はせまゐらする御方あり。いざ此方へ」とて、奥深く離れたる一間のうちに誘ひけり。これ何人に會はするや知らず。つぎ／＼の卷を讀み得て知られよ。

攝州府志に曰く、梅津清景の塔攝津邑にあり。清景は藤原惟隆十八世の孫なり。代々院の北面たり。禪法に歸し、剃髮して是心と號す云々。案ずるに一說是球、いづれか是なるを知らず。此のか

上へ「[illegible]之二階四回」の下に記すべきを、誤まりたらしめれば、此に記しつ。畏こしと[illegible]
し。

それはさておき家にて、名[illegible]宗[illegible]に[illegible]元作は、一つには[illegible]之助[illegible]者[illegible]の行方を尋ね、その[illegible]をとれ、一つには日[illegible]の留守[illegible]半左衛門を尋ね、宿意を[illegible]げばやと、それ一つ身は一[illegible]、[illegible]かたいに、国[illegible]を出でて二、[illegible]を[illegible]を[illegible]、とはなく[illegible]中に[illegible]離れては不便の者を見たり、その[illegible]例に[illegible]ふれば、[illegible]の時にて、[illegible]とはなし、[illegible]を[illegible]とめん[illegible]、街に出でけるに、[illegible]一[illegible]に[illegible]、[illegible]大を[illegible]亡[illegible]それ[illegible]の[illegible]の前に[illegible]ち、あまたの亡者を[illegible]、[illegible]にたる[illegible]、[illegible]亡者の[illegible]二[illegible]、[illegible]にうちものたる[illegible]、[illegible]の[illegible]なる子の手を[illegible]、[illegible]の乳[illegible]はあれ[illegible]に、[illegible]にしたるもあり、[illegible]に[illegible]れたる[illegible]、[illegible]見、[illegible]を[illegible]とこ[illegible]るは、[illegible]年[illegible]りし亡者に[illegible]、[illegible]肉脱きて[illegible]す、[illegible]なるもし[illegible]のるは、昨日今日の亡者なら[illegible]、白髪を[illegible]せる[illegible]の亡者、[illegible]夫の[illegible]には[illegible]けりたる幼子の[illegible]をさし[illegible]見て、[illegible]きて[illegible]ぐに、[illegible]に心の[illegible]つるか、[illegible]

いと醜き男の亡者、迎火たく女をつれ〴〵と顧みて、うらめしげに立ちたるは、後の夫をむかへたる恨みとおぼし。斯くさま〴〵の亡者、蜂の如くに聚り、蟻のごとくに集ひ來れども、家々の男女の目には、少しも見えざる様子なれば、山三郎おのれも命をはりて、亡者の數に入りけるかと、一度はおどろき、蜉蝣の一期朝露の命、泡沫無常老少不定の世のならひ、皆かくのごとしと、一度は歎きてたたずみける所に、背後の方に、山三郎〳〵とよぶ聲、蟲の鳴く音に異ならず。山三郎身をひるがへしてこれを見れば、正しく亡父三郎左衛門なれば、打驚きつゝ平伏して禮をなし「世を去り給ふ親人に、又あふ事の不思議さよ。」といへば、三郎左衛門いひけるは、「汝我が仇を報いんと身を苦しめ、思ひを盡すを、苔の下にて不便に思ひ、これまで容をあらはせしぞ。汝伴左衛門をもとめんとならば、他をもとむるは無益なり。はやく京都に立ち越え、汝が幼年の時いひなづけしつる女をたづねて相見えなば、おのづから伴左衛門にめぐりあふべし。此の事を告げん爲にまうで來つるぞ。親子は一世の契りなれば、再び見ゆる事を得がたし。」と言ひすてて、去らんとする袖に縋り、「せめて今しばし待ち給はれかし。」といふかと思へば夢さめて、旅店の寝所に只獨り、惘然として居たりけるが、五更の鐘におどろきて、やう〳〵夢なることを曉り、悲歎に袖を絞りけり。斯くて山三郎父の告げにまかせ、いそぎ京都に立ち越えて、小幡の里にあやしげなる家をもとめ、鹿蔵もろとも住みけるが、ひさしく

旅中にありて、少々の蓄へも、皆ことごとく盡し、素より生業なき身なれば、持ち合はせたる衣服を
ばひさぎ、おほかたは賣り盡して、日々の費えにあてなどし、今は詮方なくしけるを、藤波は
ふかき者なれば、毎日煎じ物を賣りに出でて、身體の痩せ細るも厭はず、やうやうに煙を
立てける。

案ずるに煎じ物賣り、古き事にや、文明の頃の職人盡しうたに見ゆ。又能狂言にも煎じ物賣りといふ
あり、藥を煎じて擔ひ賣りする者とて

十八　花柳の鞘當

其の頃浪花左衛門に被傳れし京師の所に、不破の侍大將惡七兵衛が妾阿吉の住みける里に
そこ其の名ごりにや、あまたの阿曾比ありて、青樓の風流常に浪子の心を惹き、紫陌の春暉能く蕩
子の魂を蕩す。されば賢となく愚となく、貴となく賤となく、此の妖境に進み來る者、
恰も蝦蟇の井に落ち入るがごとく、飛蛾の燈に集まるに似たり。あまたの人の中にも、こゝに
一人は目なれたる打扮の侍あり。春雨に燕子の飛び交ふさまを畫きて、三本傘の紋付けたる小
袖を着し、白柄の大小を腰にさしこなし、淵の聲に似たる下に着たる襦袢の
襟をかけ、深編笠をまぶかに著て、絡りがけなる緒をつけたる、假名を鳴らしつゝ、東の方より

て進み行く。又西の方より、羽織小袖も一樣に、村だつ雲に稻妻の、閃々たる形を摺らせたるに、針線入れたる袖べりかけて、一つまへに著なし、はつぱの鮫函の大小を闕の木に帶び、目せき笠の下に懷紙、覆面かけ、肩を脊より高くさし張りて、六方かゞりに手を打ちふりつゝ、大路せましと歩み來る侍あり。已に兩人行きちがひける時、三本傘の紋つけたるこなたの侍、過りて、かなたの侍の刀の鞘に鞘をはつしと打當てけるが、雲に稻妻の侍、こなたの鐺をしかとにぎり、刀をおし張りて怒れる體なり。此方は其の手を拂ひのけて行かんとすれば、かなたはまた猿臂を伸ばして引き止む。互に口には一言をいはずといへども、つひに刀を拔き放して、丁々しと打ち合ひければ、羣集の諸人これを見て、すは諠譁よとさわぎ立ち、東西に散亂して、ひろき大路に只兩人、受けつながしつ、斬りむすぶといへども、兩人の猛き勢ひにおそれて、誰ひとりこれを止むる者なかりけり。時に此の曲中第一の名妓とよばれて、その名世にかくれなき神林道順が許の、葛城といふ遊女、籬のうちより此の體を見て、いそがはしく裾かいとりて出で來り、いとあやふげなる劍の下を潛りて、兩人のへだてとなり、鶯の囀り出でたるが如き聲していひけるは「御二方ともに由緒ありげなる御方と見え侍るに、所をもきらひ給はず、刃傷に及び給ふは、思召し違ひにやあらん。いかなる宿恨のあるかは知らざれども、此の諠譁は妾に給はりて、雙方ともに御刀を收めたびなんや」と、笑顏つく

まて出來けれ、帝人は葛城が理ある詞にや恥ぢけん、面を背けありけれ、ひとしく打眺めて、刃を小脇にかいこみ、左右の身を打拂ひ、直に顔を打せ、一旦は出口までの懸り行て、是に目くばせ、一同は刀の錐ともへたとおとさん、葛城が詰の諺を述めて、「暫し」と止め、かしこの敷居の蔭に隱れて居たる、あらとの紀に、「曰しは速かして返事の事は、所がとこの拘りは是もなれば、ゆるゝく敷居に居給へ」といひて出でりや、内外に別に人もなければ、葛城の侍に向ひ、「率爾なり雖も、問ひ申し度き事あり候。童は猶葛と申す西傳寺なる者、郡中三本木の粧ひ給ふからは、若し名古屋山三郎殿にはおはさずや」といふ。其の侍打聞きて、「扨は聞き及びたる葛城どのなるか。如何にも山三郎に相違あるべき事あらず。故縁あつて、東は山三郎なり」とて名乗をも上げければ、葛城は「さてこそ」と打ちまもり、「其の時わかれたれども、面ばしかと見おぼえぬ。姓名はおなじ御方なれども、御身は妾が訪ひ申さんとはあらず。彼の者が故に御許しあれ。妾に見ゆる御仇を求めて参り、名古屋三郎左衛門殿の子息、羽柴で、幼き時いひなづけの殿なるのみ、その後を存ぜず」。本意なけに見えければ、「その時にはといひし女が夫の御前は、伊州子守町の浪人、高田外記、衛門殿の息女にて、幼名を岩橋とは申すや」と言へば、葛城おどろき、「いかにして御身は妾が出身をしも知り給ふや」と打ち問ふにぞ、其の侍、掌をはたと打ち、「扨に不思議の出會なり。今は何をか包みつゝみ候べき。某は御身の許嫁は

給ふ、佐々木の家臣、名古屋山三郎正春殿の僕、鹿藏と申すものなり。かねて山三郎どの幼年の時、いひなづけの女子ありしと聞きしは、御身にてありけるか。これがしかかる打扮にて、今日しも此の曲中へ來りしは、大いに謂れある事なり、先年主君三郎左衛門殿、佐々木の御家の執權、不破道犬が兒子伴左衛門が爲に、闇打にあひ給ひ、その後御館の騒動によりて、山三郎殿浪々の身となり給ひ、敵伴左衛門がゆくへを尋ねんため、所々方々をめぐり、旅路に月日をおくり給ひしが、近頃當國小幡の里にかくれ住み給ひ、某もその所に住へ申すなり。しかるに頃日人の噂を聞けば、伴左衛門某に稻妻の模様つけたる衣服を着して、此の曲中へ往來する由、かれ敵とねらはるゝ身を以て、人の見知りたる衣服を着し、しかも人立おほき所を徘徊するは心得ず。うたがふらくは別人にて、山三郎殿をつり出して、かへり打にすべき謀計と思ひしゆゑ、某持ち傳へたる一腰を代なし、主人の紋附の見知りたる衣服をこしらへて、斯くたはれ男のさまに打扮ち、山三郎殿と見せて今日しも此處へ來りけるに、折よくかの侍にゆきあひ、わざと鞘當して喧嘩を仕かけ試みつるに、かれ始終ものいはず、深編笠にて面はしかと見えざれども、身のはたらき恰好果して伴左衛門にあらず。小指の無きを見れば、伴左衛門が腹心の傍輩、犬上團八といふ者に疑ひなし」と語れば、葛城は涙を流し、「山三郎殿は妾七歳の時、親々の許しを受けて、いひなづけしつる夫なれば、うき川竹の身となりても、片時も忘

る、暇はなく、せめては一日出逢ふ事を願ひけれども、籠に囚はるゝ鳥の身となれば、せん術なく、ましく月日を送りけるが、その後風聞にて父上は打たれ給ひて、その身も行方知れずなりし由聞きし故、殊更悲しく、何とぞ一度巡りあふ便もがなと、神佛に祈りて、明暮其の事のみ願ひ居りしに、今日しもはからず御寺にまゐりしは、未だ縁の盡きざる所なり、といひけるが、或は想ひ又或は喜び、この身は親の貧苦を見るに忍びず、自ら此の廓中に身を賣りたる、始めを終りを細かに語りつゝ、いとゞ悲しき有様にて、より、葉合はするも面伏なれども、妾が心の實をつく〳〵告げ聞えて、せめて一目逢ひ見ることを叶へて給はれかしと、涙ながらに搔き口説きければ、鹿藏も其の志の實を感じて、其に絆されけれ葛城へいひけるは、我が敵は伴左衞門といふ者、聞けば今が始めにて、とりつく侍の中に、深編笠に顏隠し、其に稲妻の衣服着たる侍五人、一樣に打揃ひて、頃日から毎夜の如く、此の廓中へ往来して、その中一人は我の伴左衞門なるべし、といへば、葛城これを聞き、五人の者の一人は伴左衞門にて、残る四人は、夏目三平、蓮村助藏、土子泥助、比目魚八といふ者にて、皆助太刀と名乗り、所々の剣術者を打ちたる者共なり。正に是れぞ其の仇へなりと喜び、壁に耳ある垣に眼のありといへば、此の所にて長物語は悪しからん、重ねて又相見え申さんと、いひて立ち上れば、葛城は俄に隠り、今は少しも事なく頼むことありければ、鹿藏頷き、又編笠に顔隠して出で行けば、葛城は神林が家に歸りぬ。

十九　刀劍の稲妻

その時鹿蔵は、たゞちに小幡の里にかへりて、山三郎に其の日の仔細をつぶさに語り、葛城が誠心を告げ、「あまりにいとほしく存ずればこそ、せめて一度は彼の地に御越しありて、御對面あるべし」と勧めければ、山三郎いひけるは、「五條坂に葛城といふ名妓ありとは、豫てほのかに聞きつるが、其の者高間釆右衛門の娘岩橋にてありしとは、夢にだも思はざりき。かの者は親々の得心にて、栗といひなづけの女なりと雖も、今花街におちくだり、ながれの身となりたる女に對面せんは、武士の名を汙すに似たり。彼が志は不便なりといへども、對面は叶ふべからず」といひければ、鹿蔵いひけるは、「憚りながらそは違へり。葛城殿の物語を聞けば、頃日雲に稲妻の衣裳を著たる侍五人、かはるがはる彼の地に往來する由、そのうち一人は必ず伴左衛門にて、外は藻屑三平等四人の者にうたがひなし。これはかねて御推量のごとく、相公をつり出して返打にせん謀計にきはまれり。先だちて御父君夢中に告げ給ひしは、此の事にて候はん。殊更葛城殿の誠心うたがふ所なければ、一度彼の地に御越しあり

て葛城殿をたのみ給ひ、かれらが計のうらをかき、内外より相図を定め、[illegible]一等に打ち取り給はん良計こそあらまほしけれ。君父の讐には共に天を戴かずと申せ[illegible]、眼前の[illegible]見て時を失ひ給はん事、ゆめ／＼あるべからず。復讐の爲花街にいたり給ふ事、いかでか恥ぢ給はんや。」と諫めければ、山三郎げにもさなりと思ひ、其の夜鹿藏を具しのびやかにして五條坂にいたり、神林が許を訪ねて葛城に對面[illegible]、葛城が[illegible]いふべうもあらず。山三郎は露ばかりも[illegible]夜[illegible]、[illegible]山三郎に[illegible]はこびければ、山三郎[illegible]は伴左衛門が面を見知らず、いづれ[illegible]いづれと辨た[illegible]、山三郎毎夜鹿藏を[illegible]の地に遣はして、[illegible]の者を打ち取るべき便宜をぞ待ちける。[illegible]藏は深き[illegible]顔かくし[illegible]袈裟衣を著し、物乞の道心坊[illegible][illegible]一同に來ることなく、[illegible]只[illegible]ばかりなり。それはさておき爰にまた不破伴左衛門[illegible]は、浪々の身といひ[illegible]扶助[illegible]、[illegible]、[illegible]藤白山の[illegible]

召抱へて、すはといはば、父とともに濱名入道に味方すべき結構專らなり。然りといへども名古屋山三郎世にあるうちは寐覺安からず、元來かれに草履打の遺恨あればこそ、かれが親をも誤りて打ちたれ。如何にもしてかれを返打にせばやと思ひけれども、その行方更に知れざれば、せん術なく打過ぎけるが、頃日京都に居住する由傳聞き出して、かの四人の者をしたがへて俄に上京し、伏見の里に寓居して、人の見知りたる一樣の裝束して五條坂に往來し、山三郎をつり出して返打にせばやと計りけるが、前の日犬上鴈八彼の地にて三本傘の紋つけたる侍に出で會ひ、諠譁に事よせて試みつるに、まさしく彼の僕鹿藏と見つれば、山三郎當國のうちに居住し、果して我等が計におちて、我々をつけ狙ふに疑ひなし。遂にはつり寄せて返打にせばやと商議して、いよいよ曲中に入り込みけるが、彼等元來好色の輩なれば、伴左衞門は茨木が許の遠山といふ阿曾比になれそめ、その餘の者等もそれぞれになじみを得て、後には山三郎を打たん計はわきになり、一向遊興にのみ暇を費しぬ。誠に是れ愚かなるふるまひなり。扨山三郎は專ら彼等を打つべき便宜を待ちけるに、一日鹿藏かの地よりあわたゞしく歸り來りて、葛城が書を差出しければ、山三郎いそがはしくこれを讀むに、今夜伴左衞門等五人の者一等に茨木がもとに來るよし聞き出しぬ。朝は未明にかへるよし聞きぬれば、里に歸りを待ち受けて討ち取り給へ。かならず此の時を過し給ふべからずと事みじかに記したり。山三郎こ

ひを聞きおはり、天を仰ぎて喜びけるに、鹿蔵も勇みたち、「[illegible]主君の敵なれば、
助太刀を御許し下されかし。」と願へば、「尤もなる望みなれども、[illegible]助太刀を用ゐし
なれど、世の人口にかゝらんも口惜しければ、[illegible]
し。然る上は[illegible]
へは[illegible]なるべし。」といふにぞ、鹿蔵[illegible]、[illegible]と支度して
時刻のいたるを待つ。山三郎は[illegible]男の[illegible]に打扮ち、[illegible]
おひ、その夜の一更の頃より五條坂の[illegible]、鹿蔵も[illegible]
をうしなひて、時のいたるを待ちにけり。此の時は是れいづれの時ぞや、寛正五年三月下旬とかや。折
しも本山の[illegible]道[illegible]、常は往来しげき堤なれば、しばらくも人[illegible]
ひの提灯星の如くにつらなり、[illegible]帰る[illegible]の音かしましかりしが、[illegible]
て、人の往来も稀になりたる、辻行燈のともし火かすかにて、「[illegible]按摩とらせ給はずや。」と
呼ばふ声も已に絶え、小田の蛙の声のみ高く、[illegible]五更の時を告げ[illegible]、月は山の端に
おちかゝりければ、すは時刻到れりと、山三郎目釘をしめし[illegible]、[illegible]して待ちける
に、[illegible]なくその雲に稲妻の衣裳を着たる[illegible]一人、[illegible]の下に[illegible]

あゆみ來る。待ちまうけたる山三郎、堤の上に飛び上り「めづらしや不破伴左衛門、かくいふは名古屋山三郎なり。父のかたき覺悟せよ。」と呼ばはりつゝ、氷なす刀を抜きはなせば、かの侍高々とあざ笑ひて編笠をぬぎすて「此方よりも尋ね求むる山三郎、此處であひしは天の與へ、返打ちなるぞ觀念せよ。」といひて抜き合はせ、二太刀三太刀戰ひけるが、山三郎がするどき太刀を受け損じ、左の肩袈裟に斬り下げられて、地上に撲地たふれたり。山三郎鹿藏を顧みて「彼奴が面をよく見よ。」といふにぞ、鹿藏立ち寄り提灯を摑みて引き起し、月影に透し見て「此の者は土子泥助にて候。」といふ。山三郎うなづく間もなく、又同じ如くに打扮ちたる侍一人のさばりかゝりて歩み來る。山三郎むかうに立ち塞がり「汝は不破伴左衛門なるべし。これは山三郎父の仇を報ふなり。」といひつゝ斬り掛くれば、此の侍も笠とり捨てて刀を抜き、受けつ流しつ七八合戰ひけるが、泥に滑りてよろめく所を、山三郎飛びかゝりて胴斬に、陸離すんど斬り放し、腮を以て下知すれば、鹿藏いそがはしく走り寄り、月の光に面を見て「此の者は犬上鷺八にて候。」といふ。程なく同じ打扮の侍一人すゝみ來る。山三郎ちかぢかと立ち向ひ「いかに伴左衛門これは山三郎なるぞ。父を打たれし恨みの刃、思ひ知れ。」といひつゝ斬り掛くれば、編笠をかなぐり捨て、刀を抜きてきり結び、丁々しと戰ひけるが、運の盡きにや堤の端に足をふみはづし、うつ伏しに倒るゝ所を、山三郎一聲さけびて斬りければ、忽ち首堤の下

にまろび落ちぬ。鹿藏つゞきて飛び下り、かの首をとりあげ見て、「此の首片耳なければ藻屑三平に疑ひなく候。」といふ。山三郎、其の者は伴左衛門にてはなかりしか。」と、本意なげにいひつゝ、刀の血汐を拭ひ、一息つく暇もなく、又來かゝる侍も同じ體の打扮なり。身材恰好此の度は正しく伴左衛門と思ひつゝ、前の如くに名告りかけければ、彼の侍、心得たりといひながら、刀の柄に手をかくる所に、山三郎をさし蒐りて腰車に斬りけるが、直に倒れもせず、二三十歩あゆみ行く。鹿藏は彼の者逃れ去くと心得、あとを追ひ行きけるに、彼の者前に斬られし者の死骸に躓き、二つになりてぞ倒れける。山三郎が刀は父のかたみの左文字の名作、其の人は劍道手練の早業、斯くあるも理と鹿藏心に感じてゐるが、山三郎心せき、伴左衛門か如何に〳〵。」と問へば、鹿藏屍を改め見て、「此の者は笹野蟹藏にて候」といへば、山三郎いひけるは、「その者はまさしく伴左衛門と思ひしに、それも又彼にてはなかりしか。四人の者どもも伴左衛門をたすけし、父を討ちたる仇人なりといへども、本人を打たざる中は安堵ならず。續きて來べき筈なるに。」と訝りつゝ、稍しばらく待つといへども、人影も見えざれば、胸いとさわぎ、「此の所一方口なれば、外に歸るべき道もなきに、こは心得ぬ事ならずや。我は出口まで行きて見べければ、汝は此にありて心をつけよ。」といひ捨てて、出口の方へ走りゆく。時に向ふの方より、一人の女房をかゝげて馳せ來たるが、駕籠舁ども山三郎が刀の光りき

らりゝを見て仰天し、駕籠を地上に打捨てゝ、飛ぶが如くに逃け去りぬ。由三郎駕籠の中うかゞはしく思ひつゝ、刀のきつさきにて垂を上げて中を見れば、雲に稲妻の衣裳著たる侍、編笠を着たる儘にて駕籠のうちにありければ、心に喜び、「いかに作左衛門我は是れ由三郎なり。汝を打ちて亡父の宿恨をはらさんと、これまで心を盡せしかひありて、今日唯今出會する事、盲龜の浮木にあひ、優曇華の花咲く時を得たるに異ならず。疾く／＼出でて勝負を決せよ。」と呼ばはれば、作左衛門一言を答へず、何うろたへけん刀も抜かず、駕籠の中よりよろめき出でて、由三郎が胸ぐらに取り附きけるにぞ、由三郎刀をぬけて腕を斬り放せば、手首は胸に殘り、あと一聲さけびて倒るゝ所を、首宙に打落し、急がはしく首をとりあぐる折しも、曲中のかたに人聲おびたゞしく聞えければ、若し首を奪はれてはかなふまじと、手早く編笠に包みて携ふる間もあらせず、曲中の者ども提灯をともし連れ、手に手に棒をおつとりて、大勢四方をとりかこみ、狼藉者を打ちたふして、はやく縄をかけよ」と喚きぬ。由三郎聲高く、「これは狼藉者にあらず、大和國佐々木判官の家臣、名古屋由三郎正春といふものなり、父の仇を打ちたるなり。必ず怪しむべからず。」と言へども、曲中の者共、「しかいふは此の場を遁れん爲のいつはりならん。」といひて聞き入れず、已に大勢棒を打振りて、敵たはんとしたる所に、鹿藏大勢をおしわけて由三郎が前に近づき、「御殿は大事の御身なれば、彼等にかまひ給はず、疾く／＼御歸り

侍八たりしとは、某いかやうにも取計らひ候べし、しかし大勢に向ひ、汝等が運は[illegible]と思ふ理なれば、
一東人頭と六の[illegible]此處に留まるべし、此の御方をば道をひらきて通し申すべしといふに、[illegible]
者どもやう／＼得心して囲みをひらきければ、山三郎夫婦の明けたる間をいで、[illegible]
り。扨も山三郎は年来の宿志を遂げ、勇みすゝみて小幡の里にいへりけるが、此の時已に夜は明けは
一ぬ。さて伴左衛門が首を彼の位牌に手向けんと思ひ、汝ゆゑに幾年月を空しく苦労せし事よと云
ひつゝ、首桶のうちより首を取り出して見れば、こはいかに伴左衛門にはあらずして、若衆の首なれ
ば、こは夢か現かといひて、只あきれたるばかりなり、さては大勢に取り囲まれて心せはしく、大事
の時なれば、心もつかざりしが、その時に殺めし手首を見れば、傍に[illegible]ありしものあり。手首
をもちけるにて見れば、一通の書を握りてぞ居たりける。いそぎ開き見れば、この者の書置の
文なり。その文にいはく、

妾こと此の度不思議に殿に廻りあひ、御父の仇なる伴左衛門を手引して、討たせ申さんとおも
ひけるに、前の日伴左衛門妾がもとに来りて申さるゝには、今までは知らずありしが、此の頃ふと
汝は和州下守町の浪人高間粂右衛門が娘、幼名を岩橋といひつる女の由、しかと聞えたり。いよ
いよそれに違はずば、まことは我が別腹の妹にて、手掛腹に[illegible]右衛

門がもとに嫁し行き、彼いかたにて汝を産みつるよし、かねて父道犬の物語にて聞きぬ。其の後はたえておとづれも聞かざりしが、此の曲中に身を賣りしとは夢にだも知らざりき。此のまゝおきては父の恥我が恥なれば、父に此のことを告げて金子を調じ、とみにあがなひ出しつかはすべしとてかへられ、已に昨夜若干の金子を以て、我が身をあがなひ給はりぬ。作左衛門の申さるゝところ、いちいち我が身に覺えあれば、別腹の兄なること疑ひなし。さて作左衛門密かに申さるゝは、このごろ名古屋山三郎といふ者、をりをり汝が許に通ひ來るよし、彼には我深き遺恨あれば、汝手引し打たせくれよとの頼みなり。これを聞きて胸ふさがり、兄のたのみをうけがへば、夫を殺す大罪なり。御身につきて兄を打たするもまた大罪なり。敵同士に緣つながりしは、いかなる宿世の因果ぞと、我が身一つのかなしさを御推量くだされかし。とても生きながらへがたき身の上と覺悟をきはめ、御身のもとへは今宵作左衛門等を打ち給へと通じおき、作左衛門殿らの四人の者と共にかへらんと申すを、用ありとて別座敷にとゞめ置き、家内の者には作左衛門殿ふかく醉ひたるよしを告げて、妾が閨房まで駕籠をかき入れさせ、妾作左衛門殿の姿に打扮ちて駕籠に乘り出でしは、御身の手にかゝりて死なんためぞかし。望みの如く御手にかゝり侍るならば、作左衛門を打ちしと思されて、かねての恨みをはらし給ひ、何とぞ兄の命を御助け下されかし。これのみ今生の願ひなり。敵

[illegible]妹と聞きたまはば[illegible]後悔し給はんか、[illegible]一遍[illegible]
みつは[illegible]るぞかし、作左衛門殿に妾が身の代をつぐのひたれば、[illegible]するともあるじ道順の損と
ならず、御手にかけ給ふとも、[illegible]
[illegible]生害[illegible]
し[illegible]

と、こまやかに[illegible]しつけて、奥のかたに、

壁に生ふるいつまで草のいつまでもつき[illegible]恨みを思ひきりてよ

といふ辞世の[illegible]けり。[illegible]
良ありて葛城が首を取り上げつゝ[illegible]
[illegible]袈裟御前[illegible]髻を切り、夫の身に代りて[illegible]
盛遠に殺されし[illegible]葛城は[illegible]命をたすけし[illegible]
我が手にかゝりたる心[illegible]袈裟御前にも[illegible]
豫譲が衣を刺したる例とは[illegible]作左衛門[illegible]
わたし[illegible]作左衛門昨夜の事を聞き、遠国に逃げ走り[illegible]

に、名告りかけて返答をも待たず、打ちあやまりしは一生の疎忽なり。父の仇を報ふべき者の所為にあらず。世の人にわらはれんことの口惜しさよ。父の霊魂夢中に告げ給ひし時、いひなづけの女は敵の娘といふことを告げ下さるべき理なるに、左もなかりしはよく／＼免れがたき悪縁ならん。先年生駒山の麓にて奥方をうばはれし時、死なねばならぬ一命を、これまで生きながらへしも、御主人方の御行方をたづね、父の仇を報いん為ばかりなるに、今において奥方の御存亡も定かならず、父の仇も打ち得ざる事、不忠とやいはん不孝とやいはん、我が身ながら愛想尽きぬ。とても武運に尽きたる身なれば、腹かきさばきて冥途にいたり、せめて親人に分説せんと、心を決し、血刀をとりなほして、ほとほと腹につきたてんとしたる折しも、外の方より、「やれ早まるな。暫し／＼」と声をかけて、人の来る。人を見るに、是れ別人にあらず、即ち是れ梅津嘉門景春なり。あとに従ひしは鹿蔵が弟猿二郎にてありける。山三郎あまりに思ひかけざれば訝りつゝ、ひとまづ刀を鞘に収めて出で迎へば、嘉門上座に打通りていはく、「猿二郎が案内にて、此の隠家へ罷り越せしは別事にあらず。某しばらく河内国金剛山に世を避け、仕官の望みを絶つといへども、管領勝基公の懇望もだしがたく、去る冬君臣の契約をなし、上京して今已に勝基公の館にあり。軍師をもちゐる禮儀あつければ、いにしへの貧しきに引きかへて、何不足なき身となりぬ。それにつけて語るべきは、先年某が母病になやみし時、御親父

三郎左衛門殿遺代に倅子をのかへて、母の命を救ひ下されし洪恩心に銘じ、せめて陰ながら其の附けせんものと思ひしかひもなく、三郎左衛門殿闇打にあひ給ひ、何某も出て、仇討すと聞き、上京いたしゝ打過ぎしが、これなる猿二郎が語るによりて、此の所に隠れ住まゐる由を知り、対面して其の旨ふ旨を告げばやと忍出でにて参で来つるが、途中にて人の噂なるを聞けば、和殿左衛門の比に古法衛四人の者を打ち、人違へにて葛城とやらんいふ阿伎比を手にかけられたる由、今腹十んとせられしは、嫌なる両人違への誤りを心おての事と覚め。申しすもあらばそれと心捕道にと思ふなりしの故郎何にとなれば、礼と君父の仇を報いんする者、幾度も恥を忍び、命あらん限りは心よくで萬里を走りても、たずね出して仇をむくひるが孝道の至りなり。今自殺せんは只徒黙の至りにも非いふべし、山三郎其の席に照し面目なき儀なりけり。嘉門なすすれば言ひければ、一時の断腸は親の為にも節ないを。ためいはれは一席に謂りかたし。そのかみに銀谷前殿、先年我が同苗若者にて[illegible]給はんとしつるを、某忍び姿に打扮ちて彼処にいたり、我が家につたはる衣服の具を以て力盛を[illegible]殺し、奥方を奪ひ取り、今已に金剛山のかくれ家に隠まゐらせおきけり。維之助殿も同居し給ふ。佐々良三八郎が忠義によりて月若殿も恙なく、御夫婦御親子再会の時を待ち給ふ。[illegible]はむ事は猿二郎よく知りたれば、後にゆるゆる聞き候へ。これは一分の心を[illegible]只此の[illegible]の事の

みに心を委ね候へかし。某勝基公に聞えあげて、伴左衛門たとへ萬里の外に走るとも、尋ね出し、立合の仇打を御許しあるやうに計らふべし。これ三郎左衛門殿の洪恩をせめて神殿に報いん爲なり」といへば、山三郎大きに安堵の思ひをなして喜ぶ事限りなし。時に猿二郎おそる〳〵嘉門が前に這ひ出でて申しけるは、「さきほど途中にてうけたまはれば、兄鹿蔵人質となりて、左條坂に捕はれ居る由、氣遣はしく候。いかゞ計らひ然るべうや。」と伺へば、嘉門「その儀はすこしも氣遣ふべからず。」とて懐中硯を取り出して、一通の證書を書き、花押をすゑて猿二郎にあたへ、「汝此の一通を彼の地の郡司の宅に持ち行けよ。然る時は復讎にまぎれなきこと明らかならん。」といふにぞ、猿二郎おしいたゞきて直に彼處へいそぎ行く。嘉門また山三郎に向ひ、「某はからず一箇の證人を捕へて、佐々木の館の騷動の根本は、執權不破道犬が逆心より出でて、繼母蜘手の方に惡意を薦めて、實子花形丸を家督とし、後々は母子ともにうしなひて、おのれ家をうばひとり、濱名入道に味方せんたくみなる事あきらけし、不日に某勝基公の名代として彼の館に立ち越え、道犬を糺明して惡意をあらはし、再び桂之助殿を世に出し申さばやと思ふなり。」と、心底のこらず語りければ、山三郎三拜してぞ喜びける嘉門已に立ち上り、「忍びの他行なれば閑暇とりがたし。重ねてゆる〳〵見ゆべし。」といひつゝ、門口に出でて咳すれば、遙かあなたに控へたる供まはり、忍乘物を舁き來る。山三郎門送りして禮を行

へば、藤內會釋して乘物にうちうつり、別れを告げて出で行きぬ。かくて山三郎は藤門が敎訓にまかせて潛う心ひらけ、葛城が首をとり、手水盥の水を汲みとり、血しほを洗ひ、泣く泣く首を佛前にすゑて、香をたき水を手向け鐘打ち鳴らして、「南無幽靈頓證佛果菩提、南無阿彌陀佛」と唱へて居たりけるに、思ひがけざる緣の下より、刃物をたる音のきつごき危く勝負を摘りて走り出でぬ。山三郎と見て、手早く手向けの水をとりて劍にそゝぎ、刀をとり身をそばめてうかゞひ居たるに、緣の下には住まはしたりと思ひけん、板敷をめりめりと押破りて躍り出でたるは何人ぞや、是れ則ち別人にあらず、不破伴左衛門重勝なり。伴左衛門聲たかく、「かくあらんと思ひし故、今朝いまだ闇きを幸ひ、汝があとをつけ來りて緣の下にかくれ、始終の事を委しく聞きぬ。草履打の宿恨といひ妹のかたき遁れぬるぞ觀念せよ。」といひつゝ斬り附くれば、山三郎刀を拔きて丁と受けとめ、「己れ來りて燈火に飛び入る夏の蟲、これ天の與ふる所なり」と互に挑みて十餘合戰ひけるが、伴左衛門運命盡きたる時にやありけん、簀子に足を踏み貫きて、蹌く所を山三郎、はやく足を飛ばせて合破と蹴たふし、乘りかゝりて刀をとりなほし、首を丁と搔き斬りたるは、心地よくぞ見えたりける。かかる折しも猿二郎郭の事を濟まして、恙なく鹿蔵をともなひて立歸り、此の體を見て兩人ともに天を拜し地を拜して、喜び泣きに泣きけるは、げにたのもしき者共なり。

二十　積善の餘慶

さても大和國佐々木の館には、家督さだめの事につき、官領由理之助勝基公の名代として、梅津嘉門景春今日著駕の由、先だちて沙汰ありければ、判官貞國みづから下知して廣座敷を掃除させ、禮服を著して相待ちけるに、程なく來駕ときこえしかば、みづから玄關に出でて相むかふ。梅津嘉門、金紋紗の道服に、白精好の長袴を曳き、海老鞘巻をおび、中啓の扇を把り、威儀堂々として入り來り、案内につきて廣座敷に打通り、設けの席に居直りければ、判官恭しく禮をおこなひ、「長路の所御苦勞の至りに候」と相のぶれば、梅津景春一囘の挨拶をはり、「此の度官領の名代として某まかりこしたるは別儀にあらず。先だちて次男月若丸家督の願ひを出されつるが、其の儀につき御疑ひの筋ありて、某に行き向ひ糺明せよとの嚴命なり。先づ内室蜘手の方、花形丸、執權不破道犬をこれへ呼び出されよ」と云ふにぞ、貞國「畏み候。」とて、斯くと言ひつがせければ、ほどなく蜘手の方禮服をつけ、花形丸諸共に出で來り、遙かに下りて禮をなす。不破道犬も禮服にて、緣がはに平伏すれば、梅津景春まづ貞國にいひけるは、「さきだちて子息桂之助在京の刻、放佚無慙の不行跡、御館義政公の御聞きに達し、官領濱名入道を以て内命あり。已に勘當の身となりしが、今に至りて深く先非を悔い、御館に對し奉り、一功をたてたるにより勘當を許し、家を讓りて御身は隱居あるべしとの内命なり。

桂之助勘当許免のうへは、銀杏前月若をも共に許して呼びかへし候へ」と相のぞみければ、貞国いまだ答へもせざるに道犬すゝみ出て、「畏れ多く候へども、銀杏前月若は現在母の蜘手を呪詛したる罪人に候へば、たとへ桂之助は御許しあるとも、かの母子両人を御許しありては、御政道たゝ難く候はん。殊更かれら両人のゆくへ知れ申さず候」といひければ、蜘手のかたも「いかにもさあり。彼等両人なと花形丸を呪詛したる事は、官領職には未だ知食さざるならん。貞国殿くはしく聞きわけ給へ」と、かたゞに笑みていひければ、景春居丈高になりて両人をはたと睨み、「世俗の諺に、盗人猛々しといふは正に汝等が事ならん、道犬蜘手に悪意をすゝめ、花形丸の代にならんと両人はかりて、月若が呪詛し、そのうへ奸計を以て銀杏前月若を罪に陥し、貞国殿の命といつはり、月若の首をうたせんとし、又銀杏前を岩倉谷に引き出して首打たんとせしこと、皆汝等が仕業ならずや。桂之助放埓の根本も、汝が児子作左衛門にいひつけて勧めたるに疑ひなし。但し分疏ありや」といへば、図太き道犬少しもひるまず空笑ひし、「当時官領職の軍師と尊敬せられ給ふ景春公の御詞とも覚え侍らず。銀杏前母子蜘手の方を呪詛したるには、自筆の願書、たしかなる証拠あり。某等が奸計と申すには何等の証拠ありや。畏れながら承り度く候」といひければ、蜘手の方もその尾につき、「妾が悪意などとは思はぬ濡衣きる事よ」と呟きてぞ居たりける。時に景春つと起ちて縁先に出で、「先刻申し付けおきたる縄つ

きを、疾く〳〵これへ引き出せ。」と呼ばはりければ、庭すゑに梅津が從者大勢ひかへたる背後より、名古屋山三郎禮服を著し、修驗者賴豪院を高手小手に括りあげ、鹿藏猿二郎兩人に繩をとらせ、庭上にひきすゑたり。膽ふとき蜘手の方強惡の道犬もこれを見て仰天し、なげ首してぞ萎れける。景春いひけるは、「某ゆゑありて彼の者を捕へ、惡人どもの姧計を逐一に糺明せしが、此の場に於ていはさねば證據にならず。山三郎それ計らへ。」と命じければ、山三郎立ち寄り、刀の鐺をもつて賴豪院が縛めの繩を、しめあげ〳〵、「疾く〳〵白狀仕れ。」といへば、賴豪院面をしわめ、蜘手の方道犬が賴みによりて月若を呪詛したるより、詐筆の願書を以て銀杏前母子を罪におとしたる本末を、こまかに白狀しければ、判官貞國はじめてこれを聞き、只あきれて居たりけるが、たちまち怒氣天にさかのぼり、道犬が髻つかみてねぢ倒し、「我多病なるを以て家事を汝にゆだねたるに、思慮淺くして汝等に欺かれたる口惜しさよ。肉醬になすともあきたるべからず。たとへ我をば欺くとも、いかでか青天を欺くべきや。」とて、大小をとりあげ、庭上に蹴落しければ、山三郎飛びかゝりて押へ附け、高手小手にぞ縛りける。蜘手の方此の體を見て、積惡の罪のがれがたしとや思ひけん、懷劍拔くより早く喉吭につきたてて、うつぶしにぞ伏したりける。思ふに年來の隱惡かく一時にあらはるゝも、總て是れ皇天の罰し給ふ所なり、豈おそれざらんや。時に花形丸蜘手の方の死骸にとりつき、「さばかり惡しき御志

あらんとは、露ばかりも思ひはべらず。御身の惡意が子の身として親の申さるゝも其の罪、卿等[illegible]下されかし。淺ましき御身の果にや。」とて、悲歎の涙に咽びけるが、今日の惡意を果さば、某は[illegible]と思はれしより事おこれば、某とても同罪なり。分說は斯くの通り。」と言ひつゝ、[illegible]をひろひとり、已に腹に突き立てんとしたるを、梅津景春おしとゞめ、「和殿[illegible]及ばん。あたら若者に武士道を捨てさするは惜しむべき事なれども、惡意の因につながれ、[illegible]せふすべし。自殺を止まり剃髮染衣になさしめ、母の菩提を弔はれよ。某先祖[illegible]衛門尉[illegible]より傳來の、大幢國師の法語一卷あり。某今は官祿に仕へて軍務に管る身なれば、禪法を修すべき暇なし。かの法語を和殿に附與すべければ、今より禪學をはげみ教外別傳の妙をきはめ、直指人心の理をさとりて、ゆく／＼は名僧知識と名をあげて、今の汚名を雪がれよ。」と言ひければ、花形丸[illegible]自殺をとゞまりて、髻押切りぬ。花形丸剃髮して法名を胸月といひ、ゆく／＼一休禪師の弟子となりて、つひに大悟有徳の知識となり、

西てらす月のひかりをその儘に因果がつひのすみかなりけり

といふ歌を詠じて、世に因果禪師と稱せられけるとかや。さて景春蜘手の方の屍を片づけさせ、[illegible]にいひけるは、「道犬が惡意の[illegible]は滿名入道にこびへつらひ、入道の權威を以て御身を押籠め、一日

花形丸の世となし、つひには父子共にうしなひて、おのれ家をうばひ、濱名入道に一味すべき結構なる事あきらけし。今已に勝基公と濱名と確執におよび、世の中わけめの時節なれば、濱名に與したる道犬わたくしの計らひにし難し、官領の館にひきて、今出川相公の命をうけて誅戮を加ふべし。いかに山三郎先刻某同伴して、東の殿に控へさせ置きつる、桂之助夫婦を是れへ誘ひ來るべし。」といふにぞ、山三郎「畏み候。」とて、行廊の方に行き「いざこなたへ。」と呼ばはれば、かねて用意やしたりけん、佐々木桂之助國知、折烏帽子に大紋の直垂を著し、右鞘卷をおびて出で來る。續きて銀杏前纐纈の小袖に摺箔の裲衣をかけ、とめ木のかをり馥郁として蓮歩をうつす。次に月若此の時に十二歳、髮を生ひ立てて總角にむすび、小素襖に烏帽子かけて相從ふ。はるか下りて佐々良三八郎、剃髮の姿となり僧衣を著し、妻籐菜、娘楓を具して出で來り、かの百蟹の卷物を恭しくさゝげて貞國に呈し、おの〳〵座をさだめければ、梅津嘉門景春威儀をつくろひ、「いかに國知ぬし、今志をあらためられたるにより、家相續の儀を命ぜられて、御教書を賜はりぬ。いざ受取り候へ。」とて相渡せば、桂之助押頂き、「館の御慈悲官領の御仁心、世にありがたく候。」といひて納むれば、判官貞國を始めとして皆一同に喜ぶ事限りなし。さて桂之助父にむかひ、佐々良三八郎夫婦の忠義、兄弟の兒等が孝心を物語りければ、名古屋山三郎は、不破伴左衛門等五人の者を打ちて父の仇をむくいたる始末、ならびに鹿

藏猿二郎が忠義の仔細を語りけるにぞ、貞國打聞きて轉感嘆に堪へざりけり。時に梅津嘉春いひけるは、「惡人亡び忠臣孝子あらはるれば、當家益繁昌し子孫長久うたがひなし。時刻うつれば早籠り歸るべし」といひて立ち上り、從者に命じて道犬ならびに賴豪院を、檻車に乗せて引き出させれば、貞國國知を始めとして、皆一同に嘉春をおくり出でし、恭しく禮をおこなふ。嘉春つひに別れを告げて乗物に打乗り、行列うたせて歸りけり。さるほどに官領の館において、再び又道犬を糺明あり、一味の黨類を盡く捕へて賴豪院と共に梟首し給ひ、道犬は殊に大罪の者なれば重き刑を加へたまふ。さて名古屋山三郎、並に佐々良三八郎夫婦、妻、雁藏、猿二郎等まで召されて、その忠義孝行貞節を御賞美あり。それぞれに若干の賞金をたまはりければ、皆々感涙をおとして歸りぬ。さて判官貞國薙髪して桂之助に家をゆづり、本草の別館にうつり住み、名古屋山三郎を執權とし、父三郎左衛門が禄に、道犬が禄を加へて與へければ、昔に十倍して富める身となり、雁藏猿二郎に禄を別ち知らしめて忠義を賞しければ、兩人面目を施して喜びぬ。扨又浮世又平は、官領の寵物を一覽して畫道の奥妙をきはめ、師匠土佐正兒の勘氣を許され、土佐又平重起と名告り、梅津嘉門の吹挙によりて、義政公の繪所となり、妹阿龍は曾て兄に學びて自然と畫道の妙をきはめたれば、世におりう繪と稱じてその名高く聞えぬ。佐々良三八郎は拔群の忠臣なれば、桂之助おなじく禄を與へ、凡と思されけるが、

今は桑門の身なればとて祿を受けざれば、せん術なく、唯數百金を與へけるに、身に應ぜざる賜なりとて、再三辭しけれども、強ひて賜はりければ、その金を以て長谷部雲六が妹八重垣をあがなひ出して家に養ひ置きぬ。これはその誠心を感じての事とぞ。さて山三郎は葛城が志をあはれみ、神林が許に金あまた送りて追福をいとなませ、一生妻を娶らじと誓ひける由を、三八郎打聞きて、のちなきは不孝の第一なりとすゝめ、彼の八重垣をおくりて妾となさしむ。ほどなく男子をまうけ、後にこれを名古屋小山三と稱す。此の小山三出雲の神子阿國といふ舞姫を妻として、歌舞伎躍狂言といふ事を始めたる故よしは、後編に詳かなり。發兌の時を待ち得て見るべし。不破名護屋の文字に、自然不レ破ノ名ヲ護ル屋ト云ふ訓あるも、此の稗史におきていみじき吉兆ならずや。

昔話稻妻表紙　終

不破名古屋傳奇考

貞享二年の印本に、菱川師宣の畫の繪草紙二冊あり、名古屋山三郎繪盡と號す。詞書ありて、昔名古山城國小幡の里に住む、名古屋山三郎といふ者、父三郎左衛門正春の仇、同國伏見の里に住む、不破伴左衛門といふ者を討ちたる事、北野のほとりに住む、梅津掃部、並に遊君高間の葛城等が事をしるせり。いとおぼつかなき實記ともおぼえず。又一葉の畫に、名古屋山三郎仇討の繪有る由につたふると雖も、詞書なければ殊に詳かならず。僕案ずるに延寶天和のころ、土佐掾が淨瑠璃に作りてかたりたるが、自然兒女の耳に屬りて、漸世に傳へしとおぼゆ。山三郎の[illegible]大郎といふ者ありしといふは、貞享の印本舞曲扇林といふ草紙に記せる說なり。又名古屋三郎左衛門、所赴の諸家の奴僕に、猿といふ者ありと雍州府志に記せり。延寶六年江戸市村竹之丞が座にて、通し論といふ狂言に、原祖市川團十郎、始めて不破伴左衛門に扮作す。時に三十歳なり。山三郎に扮する者村山四郎次、葛城に扮する者、伊藤小太夫なり。其の狂言大いにおこなはれ、其の十一年の内に、同じ狂言を同じ戲子にて三度まで興行しけるとぞ。其の劇作左衛門に扮する衣裳に、はじめて雲稻妻の形を摺り出し、是れをだまきといふ評書に載せる、稲妻のはじまり見たり不破の關といへる、荷葉の

句にもとづきて、團十郎自己の物ごのみなる由。しかりて後伴左衛門に扮するには、必ず衣裳に雲稲妻をつくる事になりぬ。團十郎前には◎如レ此の紋をつけたるが、伴左衛門の狂言の後、稲妻の一つを轉じて回如レ此に更めける由。然れば則ち三升の花號は回如レ此稲妻の形雷紋なり。一說に草履打の事は、元祿の末年花井才三郎といふ戯子と、不破某が事より起れりといふ。名古屋山三郎に扮する衣裳には、昔よりさだまりたる花紋なし。僕稲妻表紙前編著述の刻、稲妻の花紋誹諧の句に基きぬれば、山三郎の衣裳も誹諧の句に基きてこそと思ひ寄せて、「傘にねぐら貸さうよ濡燕」といへる晋子の句意をとりて、出像の花紋に、春雨に燕の飛び交ふ樣を畫かしむ。これによりて、這春浪速の芝居兩座ともに、山三郎の衣裳に濡燕を繡しつる由。雲に稲妻雨に燕よき一對にしてしかも濡るるといふ詞、小生に似合はしかるべし。稲妻表紙の傳奇につきて、浪華びとぬれつばめといふ小曲をつくりて專らうたふ。其の文左に記せる如し。

いもとせの、契りたがへぬ燕は、人の軒端に世帶をまうけ、やゝをば産んで、西よ東とゐばみを求め、さも嬉しげに其の日をおくる。われら二人はいつしかに、不破の關屋の關の戸に、せきとめられて稲妻や、ありとは見えてそれぞとも、あけていはれぬ胸のうち、つゝむにあまる袖の雨、もんは三つの傘に、ねぐら貸さうよ濡燕。

右かへには人園好つくれり。咲く藤の花房ながき某[illegible]

稻妻表紙後編

本朝醉菩提全傳

摩訶狂雲醉菩提經序

荏上有髮沙門竺寶蓮述

活佛出世。住紫柰阿蘭若中。其名曰摩訶狂雲。此是阿羅漢投胎。自蹴翻斗。下世於娑婆穢土。回阿耨多羅三藐三菩提心。現許多神通。禪機活潑。遊戲周旋。任情玩世。極意佯狂。不知何因緣而來於此娑婆。俾狐禪闍提。愈滋駭於其蹟。而疑於其心。極樂世界。清淨無。天樂聒耳。醍醐甘口。乃至迦老爲師。聖衆爲友。事事如意、事事圓滿。是不可欽。而孰可欽乎。甚矣。慈悲平等之於佛心。寧暫且辭彼可欽。而不忍坐視衆生沉淪。不惜軀命。混同濁惡。種種方便。種種說法。而狐禪闍提。不記不省。概以謂黠僧惑人。毎毎如此。況乎迷惑衆生。其孰能畧其蹟。而認其心。舍其糟。而歡其醇者。是寔爲可憐愍矣。聞佛弟子殊慨後生闍提如醒者。以爲墮落之教。使迷惑衆生。遂失機緣。故開遺教易入之徑。作醉菩提經若干品。一切衆生。迷惑煩惱。一旦蒙活佛開示。悉皆惺悟。所謂煩惱卽菩提。不其然乎。醒醒導師。生于數百年後。特奉行活佛之教。建立法幢。開張道場。翻譯此經。演說勸化。固

欲使衆生直嘗活當之滋味也。吾受持此書而知故溫往言、乃語德之有是則
導師之慈悲已。余不勝隨喜、書以告十方道衆云、爾序。

文化五年戊辰六月穀日

弟子　勃　[illegible]　林　宇

戊辰二月望。過(よぎ)リ醒醒齋ニ。與ニ家兄一同ク賞ス庭梅ヲ。寓(たまたま)出シ新詞之篇ヲ。命ニ一句ヲ。勵ニ錄シ拙韻ヲ。瑕(きず)ク玉冊ニ。梓后如何ニセン大方ノ白眼ヲ。因ツテ請ニ書シ笠翁ノ凰求ムル鳳ノ卷末ノ之作ヲ。聊(いさゝか)答フ其ノ命ニ。

倩フニ誰カ潛(ひそか)ニ挽クコトニ世風ノ偸(うす)キヲ。旋(かへ)ツテ作ツテ新詞ヲ付ス小優ニ。欲ス拾ハント枯禪談悟ノ學ヲ。

先ヅ粧ヒ詐客ノ演ズル風流ヲ。由(よ)リ邪引キ入ル周行ノ路ニ。借リ筏ノ權ニ爲ス浪蕩ノ舟ト。

莫レ道(い)フ人ノ詞無シト小補。也將(またまさ)ニ弱管助ケント皇猷ヲ。

文化戊辰季春　家弟　山東京山題

稲妻表紙後編 本朝醉菩提全傳

例引

○一休禪師任情遊戲を以て本來の面目とす。宋代の濟顚禪師の行狀に相似たり。そのゆゑに此の書を本朝醉菩提といへり。

○前編著述の刻、後編の徑路をまうけおかず、いまし書肆の懇望やむことをえず、俄に後編をつくれば、前後の編を合し閲る時、人の年齢事の時日等、齟齬する事すくなからず。看官これをあやしむことなかれ。

○此の編の時代應仁より起れり。其の頃一休禪師すでに七十餘歳なり。此には二十より五十ばかりの年齢とす。實録にあつれば大いにたがへり。これもあながちに後編をつくる故なり。

○一笠菴の序に、此の書を禪師の遺經とするは、風流好事の所爲なり。稗官譯の字をしるすは、其の意にならふ而已。其れ諸れをいぶかることなかれ。

○原書醉菩提傳の編者明人桃花菴、一に醒齋と號す。予が號を醒々齋といふ、暗に號を合せり。此の

書を編するにおいて、亦因果あるにあらずや。

文化五年戊辰夏六月

江戸　醒々齋京傳識

稻妻表紙後編

本朝醉菩提　巻之一

東武　山東京傳　譯

跋羅駄闍鐸者善悪因果序品第一

如是我聞佛門廣大なり。其の一端を見て、得たりとして妄想すべからず。若し如來常に住して、滅し給はざるを見ば、便ち憍恣を起して、厭怠を懷き、難遭の想ひ、恭敬の心を生ずる事能はさらん。此の故に雙林の下にして、假に常住不滅の月の光を隱し給ふ。又慳貪の衆生は、面前に奇妙を見るに非ざれば、道に赴くの心を起さず。かるが故に佛菩薩、時々娑婆世界に垂跡して、種々法を說き、或は神通を闡明して、濁世の愚庸を點醒し給ふ。是れ亦所謂遊戲三昧なりとかや。一休禪師の遊戲の如きは、乃ち是れ衆生濟度の方便と知られたり。爰に人皇百三代後花園院の御宇、寛正の頃、日本國中の靈場に、六十六部の妙典を納むる、有髮の修行者に、飾磨の曾根松といふ者ありけり。曾て劍難の相あるにより、其の難を免れんため、未だ若年なれども佛道に志し、一所不住に諸國を廻りて、

山城國愛宕郡六道といふ所に到りけるが、日暮れ野遠うして留るべき宿のなければ、此に野宿せばやと、木陰に寄りて休らひぬ。抑此の六道といふは、鳥部野の無常所にして、諸々の亡者の爲に開くる門にて六道といふ。桓武天皇平安城を開き給ひし時、人死あれば死送の地なくては有るべからずとて、此の野を諸人の葬所と定め給ひし事、遷都記に載せたり。其の後此の所にて引導回向して、鳥部野に送りしなり。小野篁地獄に往來せしといふも此の所となん。然れば亡き人のしるしの石數多立ち並びて、苔蒸したるもあり新しきもありて、無常遷流して送らざる日もなければ、末の露もとの雫、おくれ先だつ煙常に絶ゆる事なし。

名留無レ跡松丘下　骨化爲レ灰草澤中

と連ねたるも、斯かる所をやいひけん。道あるものは曝れたる骨、草深うして露滋く、傾ける塚の物凄き荒野にて、いと凄まじき所なり。送りて歸る人も遂には死出の山路の友なりと悲しみ、煙を分けて出づる月影を、鷲の高根の末かと疑ひしも、都て是れ此の野の哀れをいひけるなり。さる程に夜も更け、根松は、古き松の下の苔の露を拂ひて筵を下し、折しも盂蘭盆の時なりければ、心ばかりの靈祭り、冥途を照らす迎火と、木の葉を集め焚火して、草葉の露を其の儘に、閼伽の水と思ひつゝ、靈前に向ひて鉦打鳴らし、有緣無緣の諸精靈、成等正覺頓證菩提、南無阿彌陀佛あみだ佛と、聲高く念佛し

て居たりけるが、月の影玲瓏として到らぬ隈もなく、萩、桔梗、刈萱、女郎花、尾花、葛花の類の草ども、今を盛りに咲き亂れて露重げなる風情なるに、色々に鳴きつくす蟲の音の細やかなるが、念佛の聲鉦の音の響き合ひて、いとも物寂しくすゞろに哀れを催しぬ。風につれて聞ゆる野寺の鐘を數ふるに、夜も已に更け、焼火も消え果てぬれば、いざ一睡せばやと油紙帳を垂れて夜露をしのぎ、雨衣を敷物とし、木の根を枕とし、身を横へて睡りに就き、前後も覺えず熟睡しけるが、稍時移りて睡りを醒し、耳を敧てて聞けば、蟲の音かと疑ふばかりいと幽に管絃の調べぞ聞えける。修行者是れを聞き、あな怪しいかな。斯かる荒野といひ夜深きに、妙なる調べの聞ゆるはなぞや。狐狸野猫の戯るゝにかと思ひつゝ、頓て紙帳をかゝげ頭を差出して四邊を見るに、宵の程に變りて夜霧深く立ち籠め、月も暗くなりて面前さへ見え分かず、猶管絃の音は霧の裏にありて、今は近々と聞えければ、益怪しみ、耳を傾けて聞き居るに、誠に是れ極樂國の微風、寶行樹、寶羅網を吹き動かして、此の微妙音を出すかと疑はれ、曼陀羅華も雨り來べく思はれけり。時に一陣の疾風颯と落し來て、霧を吹き拂ひけるに、月も再び輝き、結構美麗を盡したる館造、忽然と現はれ出でぬ。其の樣いかなれば、翠簾を垂れ蔀を下し、欄干階級杉戸折戸、櫛形の穴書院のかゝり、總て庸常ならず。彩色の繪障子金地の屏風、月の光に照りあひて耀き渡り、地より一時に涌き出でたるかとあやまたる。正面の上座に朽木

形の几帳を立てて、唐錦の褥を設けて、年の二八ばかりなる上﨟と思しく、執心深げなる面ざしの上﨟、丈なる黒髪を亂し、鬘紐を結びたれ、白綾の小袖に紅の濃き腰卷したるが、嘆息を吐きて琵琶を鼓き居たり。左の方に、總髪の頭に素雪を戴き、皺みたる額に老いの浪を湛へ、面は野狐の如く、眼は又雕に似たる老人、雲に稻妻の衣紋附けたる禮服を著して笙を吹き居たり。右の方少し下りて、鬢光澤やかに髻を茶筅に結ひ、相貌凶悪にして膽太げなる若者、是れも雲に稻妻の衣紋附けたる禮服を著し、見事に彩りたる火焔太鼓を撃ち居たり。都て衣服の時にあらざるも又怪しむべし。暫しありて彼の上﨟琵琶を取り措き、右左を返り見ていひけるは、「いかに道犬伴左衛門笙も太鼓も止めよ。今盂蘭盆の時にあひ、適々娑婆に來りつれば、露ばかりも憂さをはらさばやと、生前に嗜びたる管絃を催すと雖も、中々にありし昔を思ひ出して、恨みの種を増しけるぞや。さて竹葉院、笹野蟹藏、藻屑三平、土子泥助、犬上鴈八等はいかに。」といふ。老人笙を置き手をつき頭を下げて、「彼等も前によりて御次まで參り、御召を待ちて控へ居り候。」といふに、「さあらば疾く疾く呼び出せ。」といふ。茶筅髪の若者、「畏み候。」といひつつ立ちて、行廊の方に向ひ、「蜘手の方の御召なるぞ、早々此方へ參るべし。」と叫はりければ、「承り候。」と口を等しうして答へつつ、行廊の杉戸をさと開きて、出で來る者等を見るに、先に進みたるは、面體たゞ者と見えず、眼大いにして光を放ち、身の丈高く肥え太り、

斬髪縮れて獅子の頭に等しく、顋髭容様に反りて、鎌を逆に懸けたる如くなるが、兜巾襷懸に紅紗衣を著し、最多角念珠を袖くゝみに持ち、中啓の扇を把りてのさ〳〵と歩み來る。後に續きたる四人の者、孰れも面のかゝり惡氣なる輩にて、皆袴はきて出で來り、遙か下に座を連ね、等しく頭を下げて禮をなす。蜘手の方これ等の者を見遣りていひけるは、一个盂蘭盆の時を幸ひに、我汝等と共に、閻魔王に權しの暇をこひ受けて、此の所に會合する事別義に非ず、我が輩隱謀顯はれて宿望を遂げず、刃に懸りて非業に死し、地獄に落ちて無量無限の苦しみを受け、片時も身を安んずる事能はず、とても苦患を免るゝ時のあるべしとも思はねば、娑婆に殘れる者共に、災ひを下して冥途に誘ひ、共に呵責を受けしめて宿恨をはらさばやと思ふなれば、存ずる所ある者は憚らず申せ。」といふに、修驗者進み出でて曰く、「小人熟慮り候に、管領濱名入道由理之太夫勝基と、豫ての鉾楯によりて遠からず合戰起るべし。又勝基の天壽已に盡き病を生じて身罷るべき兆あり。小人其の虚を窺ひて、梅津嘉門景春が一命を奪ひ候はん。蟹藏、三平、泥助、鴻八等四人の輩は、小人につきて共に災ひを下し候へ。小人娑婆にありし時、妖鼠の術を行ひつれば、或は妖鼠に化して、名古屋山三郎にも災ひすべし。」と鼻をふき怒らしつゝ云ふ。伴左衞門これを聞き、「いしくも申されたり。小人は弟伴作が胸開に分け入りて、山三郎が妻八重垣を失ひ、或は小蛇となりて彼が一子小山三に災ひ下すべし。」といふ。

道犬にくみ[illegible]き、何様其の手段あるべし。小人は嘉門に深き恨みあれば、彼が妻子共を悉く亡ぼしべし。蜘手の御方にはいかに思すやらん」と伺へば、蜘手の方笑壺に入り、脇息に押掛りていひけるは、我は豫て悪しと思ふ、[illegible]桂之助、銀杏前、月若等に着きて恨みを報い、遂には館を叢となして、想ひを晴らさばやと思ふなり。」と云ふに、何れも口を等しうして、「夫れ然るべう候。」と申して、已に評議一決し、蜘手の方の言ふ様は、「我娑婆にありし時は、汝等が面を見ざる日もなかりしが、今地獄中にありては箇々在む所を異にし、主従の縁尽きて、相見ゆる事だに能はず、然のみならず時々所を更へて呵責せられ、修羅道にありては夜三度昼三度の修羅の闘ひに、斬りつ斬られつ身を微し骨を砕き、流るゝ血紅の波湧いて盾を流す。女は自ら戦はずと雖も、兵具自ら来りて其の身を責め苦しめなす。畜生道にありては、頭は人にてありながら身は牛馬となり、磐石を負はされて[illegible]劔の山に追ひ登さる。餓鬼道にありては、飢渇く事常に頻りなれば、其の身痩せかれて哀れに力なく、[illegible]として長閑なる春の風にも倒れつべし　偶清き流れを臨みて走り向ひ、手に掬ばんとすれば、忽ち火焔となりて身を焦す。色々の苦しみ算ふべからず。汝等もさこそあるべけれ。偶閻魔王に暇貰ひて此の所に會するなれば、切めて汝等と共に物食ひ酒飲みて、片時の飢渇を助くべし。其の用意せよ」と仰せければ、[illegible]蔵三平、「承り候」といひて次の間に立ち、一人は[illegible]提子土器を携

へ、一人は脚打の廣折敷に、蓮の強飯を堆く盛りて捧げ出で、蜘手の方の目通りに据ゑて、鰹藏酌に立ちぬ。蜘手の方土器取り上げて差出し給へば、膝行寄りてたぷ／＼とつぎ下す　飢渇に堪へざる蜘手の方、疾く飲まばやと土器を、口の邊に寄すると等しく、酒青き色の炎となりて閃々と燃上り、面を焦しけるにぞ、あなやと叫び、土器を礑と投げ棄てて悶絶し、仰様に倒れたり。鰹藏が持ちたる長柄の酒も、一時に炎となりけるにぞ、堪へ兼ねて琵琶の上に取落すに、炎轉手撥面に燃え附きて、半月の月の光も、三惡道の煙の裏に隱れけり。太鼓の火焰も目前に焦熱地獄を見る如く、笙の簧も拔け散りて拔舌地獄はこれなめりと思はる。道犬作左衛門等驚き、蜘手の方を扶け起さばやと立ち寄りけるに、猶蓮の飯も烈々たる猛火となりて燃上り、兩人の身を焦しけるにぞ、仰反りて之を避くる折しも、虛空に雷の如き音轟々と鳴りどよむ。悉皆之を聞くと等しく面色青ざめ「すは／＼修羅の鼓の響くなり。閻王の迎ひ來るべし。又呵責に遭ひ苦しむ事か」と言ひつゝ、周章て惑ひて立ちけるに忽ち一叢の黑雲覆ひ懸り、地獄變相の圖にて見知りたる、奪魂鬼、奪精鬼、縛魄鬼といふ三つの鬼、戟を把り劍を持ち黑繩を手繰り、牛頭馬頭の阿防羅刹に火の車を押させて虛空より馳せ下り、毒蛇、惡猫、無常鳥、拔目鳥を放ちかくれば、衆皆逃げ去らんとするを、獄卒等鐵の楉を上げて打倒す。毒蛇は頸筋に纏ひ附きて咽を締め、惡猫は腹を食ひ裂きて臟腑を食らひ、無常鳥は血を吐き火焰とな

して身を焦し、拔目烏は嘴を鳴らして眼を啄む。是れによりて蜘手の力を始めとして、道犬作左衛門其の餘の者等迄て、あな苦しや堪へ難やと一同に泣き喚いで、拳を握り足を踏りて悶え苦しむ體、火に入る夏の蟲の如くにて、見る目もあてられず。管絃の妙なる調べに代りたる、叫喚の聲の凄まじさ、聞くに身の毛も彌立ちぬ。或は鮮血に染りて紅に變じ、或は燒け爛れて黒きに變じ、骨木の簡せる樣に倒れて皆死に入りぬ。斯くていかになるごとと見えるに、風吹き合ひ、消々と帯一とよび醒し、頓て蘇息りて、舊の形になりたるを、情氣もなく、縊首斬れて、殘らず火の中に投せ、蟲中なきして隨と歸る。猫蛇の類も共に行くと見えしが、再び又一陣の疾風颯と吹し來て、箇造を吹き散らし、かき消す樣に失せて忽ち舊の野原となり、高燈籠の火も消えて、凄涼寂寞として、叢蟲の音のみぞ殘りける。修行者曾根松竝々の者なれば、魂も浮かれ、骨髄も碎けたる心地もするに、元來健かなるものなれば、此の始終を殘らず見果し、餘りの怪しさに、是れ皆夢中の妄想か、幻の倒か、怪異なるかと、其の境だに辨へざりしが、彼の人々の叫び交せし姓名を、幻に聞きたる中に、作右衛門といひしは不破作左衛門なるべし、名古屋山三郎といへるも、聞き傳へたる名なりと思ひて、四邊を見れば、千草の中處々、炎に焦れたる跡あり。さては現前に亡者の會するを見、呵責の有樣を見たるなり。此の所を六道といふは、娑婆と冥途の境にて、亡者の往來する故と云ひ傳ふるも、虚言に非ずと

獨言いひて現化不思議を恐歎し、夜已に明けければ、紙帳雨衣を取收め、笈を脊負ひ錫杖をつき、鉦打鳴らしつゝ立ち去らんとしつるに、草深き裏より、野臥の乞食二人現はれ出で、長く先に立ち塞がりて一物ありげなるお修行者、盆の功德に施しめせ」と叫はりぬ。曾根松はこれを耳にも聞き入れず、道をかへて彼方に行くに、爰にも又乞食二人現はれて、同じ事いひて支へたり。曾根松は左右の道を塞がれて、仕術なく立ち止まり「朝の雲夕の霧、一所不在の身の上なれば、施すべき物の貯へなし。疾く〳〵道を開きて通せ」といふに、乞食等口々に「我が輩が見こんだる其の懷、豈手を空しく止めんや、汝手自ら施さずば、手ごみにすぞ」と叫はりつゝ、四人等しく身に被ひたる菰を手早く擦り捨てて、右左に立ち並ぶ。曾根松は事ともせず、ほくそ笑して居たりけるが、身の程知らぬ乞食共、懷目懸けて差入るゝ腕首捉へて捻ぢ返し、弓手に懸るを足下に蹈みて莞然と打笑ひ「我釋門に志を運び慈悲善根を旨とすれども、盜人に與ふる錢財を持たず。蔣草蓆の新靈、經帷子だに身につけぬ、餓鬼道の衆生等、此は名におふ鳥部山、さばかり手の裏望みなら、握り拳の六道錢、唯一打が南無地藏、地獄の引導授けてやらん」とほざきつゝ、襟上攫んで地に投げ附け、早足を飛ばして蹈み倒し、猶こりもせず取附くを、弱腰取りて飜し、續いて懸るを錫杖にて向脛なぎて打倒し、朝露持ちし諸草の、花を微塵に踏み散らして、暫しの間挑みしが、思ひかけざる働きに、こは叶はじとど

食時、鵬に翔はんゝ鶴のごとく、叢の間に高遶して、何所ともなく進み失せけり。其修行者は後を見す、徐かに鐘を鳴らしつゝ、嶺を出づる旅鳥、東をさして飛び行きぬ。

修行者寄の裏に妙音を聞きて、極樂國に到るかと疑ふ、疾風霧を拂ひて、忽ち地獄の變相を見、妙音は乃ち罵詈號泣の聲と變ず。地獄天堂わづかに霧ひとへをへだつるのみ、修行者は一切衆生、疾風は本來空、霧は迷悟の堺にたとふ。此の一叟是れ佛鬼一如の理にもとづきて作れり。

是れは扨おき爰に又、信濃國の主護職に、望月左衛門顯廉と聞えしは、當國由利太た勝基の心に適ひければ、自ら室町御所の御氣色も人に勝れてときめきぬ。其の家士に恋塚彦太といふは、小諸の産にある者なれども、曾て茶道をたしみ、其の業に達しけるにより、顯廉の茶の湯の相手となりて、暫近く仕へけり。其の子に彦惣といふ者あり、丫角の此より召し出されて、小姓役を勤めけるが、十七の年父彦太た、病によりて身まかり、母も續きて亡き人の數に入り愁傷深かりけるが、其の侭元服し家祿を増し給はり、近仕の者に加へられて仕へ、此年已に二十一歳にぞ到りける。此の彦惣元來才賢く、萬の事に辨へあり、弓馬の藝に携はる暇、茶道を學びて其の道を究め、詩歌書畫の業にまで心を寄せつゝ、なべてならず優に情深く、殊更類なき美男にてありければ、懸想せぬ者は我が聟とも壻に取りてこそと思ふ者多かりけり。又顯廉の夫人に仕ふる侍女に、香嘲といふ少女あり、此年十九歳に

到りけるが、姿最美しく、翠の山に月の出づるが如く、籬の内に梅の綻びたるに似て、心の色も猶深かりければ、心を通はせざるはなかりけり。然るに香晒いつの程にか彦惣を思ひ初めて、密かに艷書を送り、わりなき志を告げて種々に搔口說きけれども、彦惣は家の掟を顧みて承けひかず、文だに手に取らざりけるか、香晒は只管戀ひ慕ひ、知俱麻の河泊の細石、千々に碎くる思ひ寢の、寢醒の牀の現にも、其の面影の遮りて、伏屋に生ふる帚木の、有りとは見れど逢はれねば、相初川は名のみにて、宿世結ぶの神もなく、浦見の山のうらみ侘びて、袖の涙は園原や、木賊にみがく白露の、玉章の數も積りければ、彦惣も流石情に弱る心にや、谷の梢を蜘手にて、散らぬ花踏む棧の、危き事も忘れつゝ、保屋の薄に招かれて、會地關の嚴しきも、閒をうかゞふ諏訪湖、氷の上の通路も、度重なりて打解けぬれば、岐蘇の麻衣あさくのみ、染めてやむべきかはと思ふ心やゝ出で來て、水洩らさじとぞ契りける。斯くて香晒懷胎の身となりけるにぞ、二人共に事の顯はれんを恐れて、いかにすべきと心を痛めけるが、惡事千里を走るの理にて、一人知り二人知りて一家中の噂となり、日來彦惣を嫉む者多かりければ、陰言にいひけるは、「我が輩が身の上に、若し彦惣が如き惡しき擧動あらば、忽ち罪せらるべきが、彼は相公の心に適ひ、小祿より取りあげて召仕ひ給ふ愛臣なれば、よろづの事の緩せにしおき給ふ。彼が密通をよも知召さざる事はあらじ。依怙の事にあらずや。」など、人の聞け

がしにいひけるにぞ、自ら纐廉の耳に入り、「をれ彦惣め、憎き奴、日來情をかくる恩義も顧みず家の掟を破る條、希代の不忠者かな。」とて、大いに怒り給ひ、たゞ人に告げて香晒が事を糺し、二人共に罪すべく思はれけるが、たゞ人これを聞きて、彼等を深く憐み給ひ、折よく祖父の年忌に當りけるを幸ひとし、相公に聞えて二人の命を乞ひ受け給ひけるに、纐廉も一度は怒り給へども、實は彼等を不便に思す心なきにあらず、罪せんとあるも畢竟掟を破るまじき爲なれば、祖父追福の爲に恕し、夫人の乞ひ給ふに應じて一命を助け、兩人ともに阿呆拂にぞし給ひける。彦惣香晒二人の者は、今更身の誤りを悔い思ひけれども、歸るべき事にあらず。生きまじき命生きたるは、主君御夫婦の深き御情にこそと、簾の方を伏し拜みて、袖絞りつゝ立ち去りけるが、彦惣が族は皆同じ家中の者なれば、一夜も留まる事能はず。香晒は原養女にて、養親夫婦身まかりて家絶えぬれば、是れも住む所なし。日來親しかりしも、弱目を救ふ者はなき慣ひにて、頼む木陰も雨洩りて、立ち寄るべき所もなければ、前に渡なく、後に途を失ひたる心地し、足なき蟹の如く、走るにも走られず、浮雲の迷ひに迷ひて思ひ煩ひけるが、香晒いふ樣は、「妾が實の親大和國にあれば、構く且つ彼の國に往き給ひて、身の詰まりを計り給へ。」といふにぞ、「さあらば。」とて途中にて行裝を調へ、大和を志して、遙けき旅路に赴きぬ。香晒は大和の出家にて生まれけれども、幼き時都人の養女となりて、望月の館に宮仕し

れば、和歌の道絲竹の業など、みやびたる事にのみかゝづらひて、襲衣の重きすら身上に堪へざる手弱女なる上に、懐胎の身にしあれば、殊更進退自由ならず、穿きも馴れざる草鞋を踏みて、名におへる岐蘇の險路を辿るなれば、脚破れ血淋りて、道邊の草を紅に染め、彼所に跌き此所に倒れて、風に散る初花に等しく嵐にいたむ女郎花に異ならず。彦惣此の體を見て、「斯くては何れの日か志す所に到るべき。自ら氣を勵ませよ」などいひつゝ手を携へて扶け行く。山駕籠雇ひて乘せなどすれども、兎角道捗らず。あまたの日數を經て、辛うじて漸う大和國に行き著きぬ。香晒が實の親は山蛭の洞九郎といひて、大和國葛下郡二上嶽の麓の荒屋に住み、年六十に餘れども、猶ほ獵戸の業をして、乏しき煙を立てけるが、生得貪欲深き者にて、利の爲には恩愛も知らず、情氣もなく、唯人に就きて災ひする事多かりければ、里人悪みて、山蛭といふ諢名をぞ負はせける。實にや世の中にある人と住家とは、澱にうかぶ海濵の、且消え且結びて久しくとゞまる事なしといへるぞ宜なりける。香晒は十歳の時、古郷を離れ、僅かに九年を過ぎぬれども、今茲に來て見れば、人も住家も變れるが多く、常に遊ぶ處とせし、山守の家もなくなりて叢となり、麻畠にてありし處は却りて人の家居となる。若菜摘みたる野も落窪みて沼となり、螢追ひたる澤も水あせて岡となれり。唯昔に變らぬは、辻堂の石地藏谷川の水音のみなり。折しも夕日傾きて、彩色雲の旅衣、水に映りて映けば、笠に戴く樹の陰も、没行く

秋の霜しれ、笛に遊ぶ蟋蟀も、我が身の上と思はれし、身に添ふ袖も露顔に、何をかすなと哀れなりし。「昔にはわが生まれし家の邊は流石忘れねば、「此の野の末の一つ家にて侍り」と、道しるべする引き分けて案内し、野分の風に吹き倒されにして、路芝の露を踏み分けつゝ行くに、蕭々たる嵐の目印あれば、こゝぞと近づきて見るに、家は軒端傾きて朽葉積り、壁の崩れはれて打ちよろぼひ、蔦葛這纏ひ蓬生ひ茂り、荒れたるまゝに荒れて、昔見し形はなけれど、庭の松竹の皮などのみまゝしきを、竹の邊に掛け流して日に晒し、獵犬が築をたるは、今に狩をし給ふにこそと思ひつゝ、下葉色づく萩垣の間より見れば、父洞九郎、頭に霜を戴き、窓に倚り湛へ、腰を手に握ひ、蒲の手をかけ、菅の頭巾を結び、節巻の弓矯め直す端に、蓑を敷き指したるを傍に置き、杖折りくべたる燈火の許に書物見つゝ、陶酒飲みてぞ居たりける。扱も親の齢に年寄りまさり、不便に思ひもしらで、人目稀なる山里の、眼前に親しくあはぬ敷の、女の傍に座しけるに、親に抱きつき泣き崩れ、貝は袂に打拂ひて、何も仕合ひ居たりしが、目は涙に溢れ折戸の口に待たせおきて、我が身は、「父上懐かしや。」といへば、洞九郎老眼を擦りて打視り、不審しむ様にて言はざれば、「妾は香嶋にて侍。」といふに、洞九郎打驚き、「何娘か。」といひつゝ立向ひ、「扨も美麗しう生ひ立ちけるな。我が目に妾の顔わたれば、我が子なれども見忘れしぞ。いざ〳〵。」といひつゝ帚取りて塵打拂ひ、往来席打敷けば、汝れ

へ」といひて据ゑ置き、猶熟々と打視り「其方は幼き時より清らにて、鳶が鷹生みしと里人にもいはれつるが、斯許り美しう生立つべしとは思ひ寄らず。女は氏なうても玉の輿に乗るとかいへば、末頼もしき娘ぞ」といひて、あからめもせず見居たりけり。香晒は四邊を顧みつゝ「母様は何處にぞ。忠なく坐しつるか」と尋ぬれば「母事は三年前身罷りぬ」といふを聞きて打驚き「日來病勝にて坐しつれば、いかに坐すやらんと思ひしことは度々なれど、宮仕の身といひ遠路といひ、音信もせざりしぞや。知らぬ事とて産の恩海山うけし母様の、精進だにせぬ不孝さよ」といひて泣き萎れぬ。時に洞九郎、「一生不通にして養女に遣はしたる其方、室月の館に仕へて居るとは風の便りに聞きつるが、思ひかけず古郷へ來しは何故ぞ」と問ひけるに、香晒は面伏にて明白にも言ひ難く、襟に顔差入れ、暫し答へもせざりしが、迚も一度は言はねばならぬ事と思ひ、我が誤りの概畧を語り「身の置所なさに御怒りも顧みず、彦惣殿を伴ひて參りし」と述ぶる詞も櫨紅葉、顔に散らしていひければ、洞九郎打笑ひ「若人にはなき例にも非ず。彦惣殿とやら疾く／＼爰へ呼び入れよ」とあるに、香晒立出でて彦惣を伴ひ父に引合はすれば、彦惣恥ぢらひつゝ一囘の挨拶終り「兎角我々が身の上能きに頼み候」といへば、洞九郎打點頭き「氣遣ひめさるな。斯くなる上は聟舅の間なれば爭でか疎畧に扱ふべき。見らるゝ通りの貧しき暮し、壁の崩れを繕はねば月を燈火にかふる窩、唯澤山なは筧の水と借錢が六　夫

にすべき。何にもあれ營みをせばやと思へど、山里の住居なれば、日來學び得たる打上りたる藝どもは、一つも用に立たず。差當りてすべき業も無ければ、筆のすさみに奈良團扇の繪を書き、人傳に遣りて僅かの活計とす。香晒は色ある衣も所がら人目立つを厭ひて布の衣に著替へ、面を照らすに塵ばむ盆を鏡とし、髮取揚ぐるに苔井の水を油として、聊かも粧ひを施さゞれども、生まれ得たる風流の容は、爭でか紅粉を調弄ふるに預るべき。姿の色香は失せもせず人の眼を奪ひけり。野を一つ隔てて住む賤女に岩芝といふ者あり。年は四十歳許りにて遠く盛りを過ぎぬれども、素よりの姿最美しく、山家の生立とは見えず、言語立擧動都人の果てと見えて、昔ゆかしく思はれける。夫あれども旅商人にて常に旅行し家に居る事は稀にて、唯此の女のみ獨住の樣にして居りけるが、折々洞九郎が家に往來ひて彥惣香晒等とも親しく言ひ交す樣になりぬれば、香晒は此の女に賤の手業を習ひ、琴調べたる手に機織れば、梭を投ぐる間も安からず、憂き月日を文車の、綱もしんくの絲車、近き山に登りては、つま木に花の草結び、遠き海に通ひては、磯邊に拾ふ貝合、薫籠に似たる竹籠も、芝刈り入るゝ侘しさに、風も薫らぬ針目衣、姿も業もやつしつゝ、唯思ふ人と連れ添ふのみを樂しみとして日を運びぬ。洞九郎は豫て心に工みあれば、閨の代讀の代、此の費え彼の費えなど、種々の事に託し、色々の僞りを構へて、貯への金を貪りけるにぞ、今は纔かになり、此の末はいかにして世を過すべうなど

思ふ、萬の苦勞の一もわけなこそ、彦惣病の床に就き、ロやかく何も言ひて、身上の衰へ果てる日に響に申めて、いの意の果つべうも見えざりければ、石嘩は云ひに愁れ、終日終夜枕上に附き添ひて看病し、良薬を求め神佛を祈り、様々に心を盡し盡せども、其の効もなければ、只管仇を恨みてかの味に彼の價値持斯等の衣類、彼是と日々の費えとなりて、貯への金も殆ど尽き、用ゐる物も尽しければ、衣類なく僅かに残りたる着替への小袖まで賣代なし、暮れ行く秋の風寒に、薄く弱りたる彦惣の、重に迫き哀れさも、我が身の上と石嘩は思ひくらべつゝ、藁欖の身にて、腹に八月の胎月を抱き、たゞ育苦しき本復なくば、我が身の命もなき孤児を、行末いかにならんと、断つる苦を思ひたゞ共に暮れくらさんと思ひつゝ、落つる涙を病む人に、見せじと包む袖の露、消え入りたる燈火の掻き立つる様に思へども、油乏しき肉の、影さへ細き燈心に、見るも悲しく立ち添ひて、絶えて頻りの言霜も、朝氣に見ゆる紙衣、膚におちさへ、飼ひ育の、野山の嵐引きかへて、面倒なする枕、瘦せたる腕を撫で擦り、あるかなきかの埋火に、薬を煎ね心尽し、夜と病の八瓶、嘆ある宿の住居も、傍で見る目は痛ましい、猶ふに勝る辛苦なり。彦惣は石嘩が萬の事を苦に病む上に、終日終夜眠りもせず、心盡しの看病に、自ら心氣疲れ、我よりも痛みたる瘦せたる顔を見て、胸塞がれば、耳を頭を上げ、苦しき息を吐きさへ、ひそまるは、我をも夫婦なる情に迫る事は、昔見た目の哀むさ

親の家名を絶やしたる不忠不孝の報いにて、天罰の然らしむる所と思へば、先非を悔ゆるより外はなし。我が病斯く日々に重り行けば快氣の程も覺束なし。其方の胎内、左孕といへば必定男子なるべきなり。親の血筋外になし。せめて其の子を安産し、いかにもして養育し、縱令武士にはならずとも然るべき者となし、先祖の年忌親の命日、我が亡きあとも共にはせて吳れよ。他人の千僧供養よりも、血筋の者の手向くるは、一遍の念佛心ばかりの香花も、遙かに勝りて孝養になるぞかし。懷胎の身をもちて、晝夜の看病に心氣を損ひ、もし胎内の子を過たば、親の血筋を絶つならば、不孝のうへの不孝なり。その腹の子出生し、成長の後々に、不義して儲けし子としらば、嘸な其の身の恥ならん。不忠不孝の者の子と、必ず／＼知らせなよ。親の血脈と思ふから、只大切なは其の子なり、迚も本復なし難き、我を厭ひて身を破るな。倶に全きを求めんとすれば、二つながら失ふといふ事のあるぞかし。看病も能き程にし夜も眠りて身を大事にかけよ。若し此の言を背くならば、草葉の陰にて恨むべし。長く病苦をせんよりは、疾く／＼冥途に赴きて、亡き父母に廻り逢ひ、身の誤りを詫び申さん。生者必滅の世の習ひ、死ぬといふ悲しみあれば、生まるゝといふ喜びもあるごとよ。然りながら過去の修因、今生の現果、拙かりける我かな」と、いふ中にも胸の苦痛の甚しく、熱氣の往來繁くして、せきくる涙滂然と、枕の上に落ちかゝり、痰咳とともに咽せ入りければ、香晒は現心もなく、華を與へ

抱きたゝへ、何うの命を論で篇り、不忠不孝の身となりしも、順を守らば[illegible]、是に初めし[illegible]と、今更怖ろしけれども、其の罪のあるならば、我を論じて夫の罪を救ひまして給はれと、心の中に念じける、一精は氣から起るといへど、心を弱く持ち給ふな。唯たつきとめて聞合と[illegible]すあらば、自ら其の夢も見え侍りなん。自らも力を附け給ひ、典膳ある嬉にしてたべよ。[illegible]とも、女の身一つにて守りて養育なるべくもがな、總合せに手を取り合ひて、[illegible]にならよとでも、諸で所に世を経ながら、願ふ心はなきぞかし。何卒しるしに我ばかり、後に存命へまゐらん、と、思ひつゝたの膝に顔伏せて、こぼす涙は霰降る、雲の通路吹きとぢて、少しの間の夢の、初れて為る。何くなり、日に二更の時も過ぎ、[illegible]流るゝも、音にてたな調九郎、[illegible]懐大を行に繁き、[illegible]や晴き鐘にて、古井の水に足を済ず、だらたと寄して、一顔を[illegible]と見つければ、右輔は片家より[illegible]とて走り出でて方面に移して、一片宵は常よりも風の早、候ひしとに、ぼ、今夜は山風霧しく、霰も時も起き走りて責渡し、手を空しうして帰りしに、[illegible]にて、に、物食ひしむ事なるか、能く看病して遣ぞよこなさと、領もしげにいへど、心の中には虚言の流く死ねかし、小栗の餓鬼病見る如く、斯く痩われたれば永らくも生きはせまじ、死ぬとも[illegible]に及ばず遂に包みて埋めなれぬとも、[illegible]事を掛かうなし、産子をば捨てて、[illegible]

べき、遊女にや賣るべき。何にもあれ、金あたゝまるは遠からじと、慾に眼はくれ竹の、簀子の上に寢そべりて、娘を尻目に見やりつゝ、胸工夫して居たりけり。香晒はさある惡意を露知らず、「嗚呼草臥れ給ひつらん。酒燗めて參らせんか、腰摩り侍らんか。」など云ひて孝心深く眞かに、饗しう待遇しけるが、洞九郎は強けれど年だけに、勞れ出でてや肘枕、鼻を響かす高鼾、伏猪の牀に異ならず。斯かる折しも表の方に、人聲足音騒がしく、柴の折戸を踏み崩し、松明を打振りて四五人一度に押入りぬ。犬は頻りに吠え懸る。香晒は仰天し、斯かる貧家に盜人の入るべき謂れはなし、何者ぞと物陰より恐る／＼見てければ、破れたる袈裟にて頭を包み、腹卷の上に取懸けたる法衣の袖をまき揚げ、大太刀を前低に佩きこらし、長刀を掻込みたるもあり、撞杖を突きたるもありて、奈良法師とこそ見えたりける。身に覺えのあればにや、流石不敵の洞九郎も、是れを見るよりわな／＼振ひて逃げんとせしを法師原取つて引据ゑ、聲荒らかに罵りけるは「山蛭の洞九郎といふは汝よな。隱惡を犯せし事は、汝が心に知りぬべければ今改めていふに及ばず、搦め去きて古法の如くに行ふぞ、覺悟せよ。」といひて、高手小手に縛めければ、香晒は走り寄つて父に取りつき、「何科あつて此の樣に、縄目にはあひ給ふ。など分說はしたまはで、免れ難き事ならば、妾を代りに遣り給へ。」と泣聲にていひければ、法師原は情氣もなく、「女の管る事に非ず、妨げすな。」と云つて突きやれば、背後にありし方燈と、倶に

帳方へ合戦しこけ、[illegible]の者の声には、[illegible]制丸郎を、[illegible]
、[illegible]は聞て[illegible]、[illegible]、一人[illegible]、何事[illegible]
て[illegible]に向き[illegible]、[illegible]の騒ぎは何事ぞ。」と問はれて香晒起き上[illegible]
きが、[illegible]に打[illegible]、[illegible]此方へ[illegible]
燈火を明らかに[illegible]、闇と月夜を隔てたり、[illegible]黒白[illegible]
ん、彼の種と[illegible]、[illegible]村長[illegible]、[illegible]
郎、定めて御身等は知りたまはずや、奈良の法師[illegible]
由云ひて、[illegible]、[illegible]制丸郎が[illegible]
[illegible]、制丸郎此の辺の山に狩す[illegible]
に入り、[illegible]山の落武者を取る[illegible]
しこと[illegible]、野武士仲間に[illegible]、制丸郎[illegible]
は[illegible]の愚者なれば、[illegible]で殺し[illegible]
[illegible]）童も能く知る事なり。況んや数多[illegible]
[illegible]の罪を[illegible]、[illegible]

調ふべき謂れなければ、迚も助からぬ命と斷念め、せめて亡き跡の訪ひ弔ひ懇にしめされ。あな氣の毒やあな不便や」といひて涙押へて歸りけるが、香晒はこれを聞くと等しく、わつと叫びて倒伏し正體なくぞなりにける。彥惣も病牀にこれを聞き、惟呆れて居たりけるが、漸う膝行り出でて香晒を呼び醒し、「今村長の物語るを聞けば、五十兩の金あれば、命助かる例もある由、我其の金を調へて舅の命を救はんと思へば、さばかり悲しむ事勿れ」といふにぞ、香晒いへけるは、「御身の煩ひ給ひし金も殘り少なになりたるに、病に臥り給ふより萬の費え多くなり、今は殘らず用ゐ盡して少しの物にさへ事缺く程の事なるに、いかにして數多の金を調へんと思すぞ」といひて訝りければ、彥惣いふ樣は、「さしも思ふは宜なれど、其の金に替ふる物は是れにあり」とて、皮籠の裏より箱に入れたるの茶入を取出し、「未だ其方に委しき事を語らざりしが、此の茶入は主君秘藏の御物にて、藥の懸りたる形月に似たる故に、更科肩衝と號け給ひ、袋は望月の御家に傳はる望月廣東といふ名物の裂にて縫はせ給ひ、替袋に木蘭裂を用ゐ給ふは、園原山の古歌に基き給ふとなん。然れば類稀なる名器なるを亡父に賜はり、亡父も又殊の外秘藏せし故に、亡き跡の遺物と思ひ、信濃を立ち去る時も身を放さず、我が死後にも子に讓り、素性正しき證にもと思ひぬれば、何程貧しき目を見るとも代なすべうは思はねども、金あれば助かるといふ舅の命、寶を惜しみて救はざるは道にあらねば、之を賣りて金調

ふべしと且ふなり。昔は攝州天王寺村に古着を扱ふ商人ありて、我但馬に在りし時相馴れし者なれば、此の茶入に我が自筆の書簡を添へて遣はさば、気遣はず五十両に買ひ取るは必定なり。我は病中なれば詮術なし。其方之を携へ行きて彼に替へて来るべしとて、懇ろに書簡を認め花押を押して渡し、彼の商人に逢ひ事の次第をいふべしと丁寧に教へ、三日の内に村長の許に立ち寄りて、父の猶豫ある様に頼み給はれと頼み置きて、直に天王寺村に急がしむ。ことといへば、皆師は夫の我が心を嬉しくはうれしく思ひながら、我が父の悪事に依りて、さばかりの秘蔵の此の茶入を、惜しげも無く人手に渡しつは、實に仕合なりと思ひつゝ、柳も心憎くはあれど、遺憾は[illegible]見え重ねてある。同様の頼みなるぞ。纔かに迫る日の今、見殺しにする心かと、責められて、慚ぢもとに心を決しつゝ、今だにあければ、父も山稼に晝夜の勤めなる、懐に[illegible]し、茶入と書簡を包にして携へ、[illegible]めてあれば、手自ら[illegible]雨は村長の家に立ち寄りて、能く其の事を頼み置き、只管心急かるれども、歩みなれざる足といひ、臨月近き腹を抱へて行くなれば、自ら路捗らず、夢路を辿る心地にて、漸う天王寺村にいたり、彼の商人の家を尋ねて茶入を出し、書簡を見せて夫の数へ[illegible]果して五十両の[illegible]

けれぱ、限りなく喜び、金を彼の袋に入れて懐に納め、歸路に臨みて、平野の郷を過ぐる時、日は全く暮れにけり。時に雨雲覆ひて夕月夜の陰暗く、鶉鳴きたつ草原の掛稻を押分けて、つと顯はれたる髭漢、大脇差を横へて拔足しつゝ、後つけて來るとは知らず、香晒は蜘手に分る畦道を、片時も早くと急ぎけるに、此の男時分よしとや思ひけん、近づき寄りて香晒を撲的蹋倒し、懐の金を奪ひ空中を飛ぶが如くに逃げ去きぬ。香晒は氣絶して權し倒れて居たりけるが、梢の下滴りて口に入り、漸う息を吹き返して起き上り、懐を探り見てこはくいかにと仰天し、跡追ひ行かんと思へども、何方と當もなき上に、氣も挫け足もなへぎて走る事さへ叶はねば、同じ處に立ちつ居つ、いかなる宿世の惡報にて、八重に重なる難儀の上に、またも難儀を重ぬるぞや。義理で困めし金なるに、情なの盜人や。二つなき寶を出し、父の命を救へとて賜はりし夫に對し、金を途中で奪はれしと、何面目にいはるべき。とても家には歸られず、死ぬがせめての分說と、迫る心の亂髮、拂ふ袂に拾ひ籠む、罪の重りの小石原、流れも早き平野川、南無阿彌陀佛と合掌し、已に斯うよと見えけるが、否待て暫しと坐をしめて、胸に手を置き熟と、思ひ轉して見たりけるが、否々我今爰で死ぬ時は、父の命も救はれず、夫の病を看病べき者もなく、此の身一つを失ふは、四人の命を失ふなり。假令操は破るゝとも、此の身を阿曾比屋に賣入して金を調へ、父の命を救ひ、子を産みて後、阿曾比となりて其の金

を告げて、田夫の命の助かる道理、妾がかの命をとらせ、八の劍にかゝるまでも、頭よりは打ちても

と獨ごといひつゝ、鉄の石を取つて捨て、死ぬるへ死なれぬ因果さへ、いかに信を石が捨て、罪を

思うて連れ合ひし、ただに別れ子を置きて、昔の鏡にあれ下、肌を裂き苦しみけり、死ぬに苦しき目

なれど、外に一人の命もなく、いかでは又これを捨て、此の身を賣るとまでには、明日には六十

しかる一つに一、諾して明けて決定し、自らの身を賣りて、打擲され、此の身を苦しめ

ん。扨彼の岩上が家に往きていひけるは、云々の事にて父の命を救ふ爲、妾が身を賣りて、主に仕へ

奉らんといふ金を調へばやと思ひけれど、折惡しく精進なれば、當分此の身を賣りしても金を借り、安産

して後何事もなき如く、妾が一件此の事して仕へなんや。といふ。岩上是を聞きて身を賣るの

にあるも自由に成り難し、然も産せばいのち定めと常言にもいへば、懐胎の女に取りて金を貸すこと

彼等のならひなきのみか、若し胎内の子を損ひ給はば、猶更いかにも宿願かなひ難し。

ものにてこれを知らずして食らふ。此の邊の山に鹿の稀なるは此の故なり。人もこれを煎じて飲めば十二時過ぎて驗あり。何程月は滿つるとも子を脫す事奇妙にて、母の身には少しも過ちなし。只これを飲みて七日の間獸の肉を食らふを忌むのみ。若し獸肉を食ひ合はすれば血を吐きて死するなり。山稼する者さへこれを知らざれども、妾が前の夫は藥師にてありし故、此の事を委しく聞き、彼の薊も能く見覺えぬ。稀には手の及ぶ所にもあれば、妾明朝彼の山に行き取り來りて進らすべし。是れを煎じて飲み給ふごとならば、いかにも快癒し申さん。獸肉さへ食はねば少しも身に過ちなければ、必ず氣遣ひ給ふ事なかれ。幸ひ神崎に妾が親しき妓家あれば今宵の中に彼所へ行き、明日金持ちて妾が許まで來る樣に云ひ極めて來べきなり。御身の容儀にて五十兩の身の代は最安かるべし。」といふに、香晒は胸ひしひしと塞がりて悲しけれど、斯計り迫りし危急なれば詮術なく「然らば能きに賴み侍るなり。身の代は五十兩、年季とやらんは三年に極めて給びなば、證文は後にて父に書かすべし。此の事を夫にしらせ候ては病の障りとなるべければ、夫には播し沙汰して給はるな。何事も密かにしてたべ。」といへば、端芝は打點頭き「心得候。」といひて承けがひけるにぞ、香晒は別れを告げて立出で、轟く胸を押鎭め、何氣なき顏して家に歸りける。彥惣は待ち侘びたる體にて「いかにやいかに金持ちて歸りしか。」と遽はしく尋ぬれば、「且つ安堵してたべ。いかにも事故なく金は調ひ候が、代に入りぬれば途

中の程氣遣はしく、金は或所に預け置き、明日取りに行くべきを契約して歸りぬといふ。彦惣を害せ
ん、そは能く心得たりぞ、何様女の身にて、往來稀なる夜道を攜へて歸るは覺束なし、明日は疾く
行きて取り歸り、片時も早く親の命を救ふべし。夫れ聞きては我も今夜は安堵して寐られん。其夜は
臥な草臥れつらむ、疾く〳〵休み候へ」といひて枕に就き、程なく〳〵寐入りければ、お稲は傍の
内所せ分まで思ひ續けて寐られず、唯燈火に向ひ合ひて居たりけるが、小夜も漸く更け渡り、四更
の遠里の、砧の音に打交る、虫の仔細を傘置に、澄ませて聞く夢の、音もたゞ睡の裡と、思
へばいとゞ一時の夢の聲間に哀をそふる中に、其へ行く秋の愁を悲しみ、我が世の勤め間、思ひ込み
てやはと、思ひ續けに泣入りつゝ、筧の水の音をかゝり、露の下葉へ一首書きて、袖も雫に濕しゆく
亂書にぞしたりける。

善惡因果序品（後篇）

扨も岩瀬は其の夜香閣が身賣の媒せし當、富州神崎に行くとて身支度し、門口まで出でける折し
も、大胴毛の黒平といふ者暇より歸り來ぬれば、岩瀬は悦びて
いつゝ伴ひて裏に入り且につもる物語し、扨岩瀬は聲を潛めて「仕合いかにぞや」と尋ぬれば、
黒平御笑ゐ「此の度の仕合望外に出でたり。これを見よ」といひて懐より金袋を取出し「是見ずや、

岩芝これを取り、掌に載せて重みを試み、「こは餘程の金なり。昨夜の燈花今朝の喜鵲、福應空しからざりしよ」といひて限りなく喜び、紙燈を挑げて金を算へ見れば五十兩ありけるにぞ、鼠鳴して嬉しみ、偶袋に目をつけ打返し熟看て、扨はと心附きつゝ夫に對ひ「此の袋は妾が見覺えあるものなり。これは由緒の洞九郎が山稼に晝飯の器を入るゝ袋なるに、此の金はいかにして得給ふぞ」と尋ぬれば黒平曰く、「此の度の旅行は甚だ不仕合にて、手を空しうして歸らんとせしが、初夜の程平野郷にて、箇樣々々の女を見附け、懷重げに見えし故後を尾けて奪ひ取りしは此の金なり。彼の女洞九郎が袋を持ちしは訝しき事なり」といへば、岩芝手を打振りて「聲を高くし給ふな。其の女は洞九郎が實の娘香晒といふ者なり。御身旅行の跡の事なるが、男を連れて故鄕の當地に歸り、夫婦共に洞九郎が家に居るなり。此の金は箇樣々々の事にて洞九郎が罪を贖はん爲、所持の物を賣りて求めたる金の由、之を奪はれし故に、己が身を賣りて、再び五十兩の金を調へんと、先程妾に其の媒を頼みぬ。彼は類稀なる美女なれば、身の代百兩を得ん事は最安ければ、彼を百兩に賣り半ばを彼に遣はし、半ばは妾之を取るべく思ひ、今日に神崎へ行かばやと立ち出でつる所なり。闇紛れと雖も、彼の女御身を見知るまじきにあらざれば、迚も此の所に住む事はなるべからず、此に居らざるからは、彼が身の代百兩を殘らず中取して、夫婦共に何方へも逃げ退くに如かじ。僅かの家具は此の儘捨て置き、錢目あ

る物は今宵の中に外へ運び給へ」と云ふに、黒平云く、「夫れこそ能き思案なれ。我旅商人と云ひ成し、旅に出でて諸々する事ほのかに知る者ある由なれば、左なくとも此の所に長居はなるまじ」と云ふにぞ、「然らば御身は今宵の中に物を運び、斯様々々の所にありて待ち給へ。妾は明日事を仕課せ、彼所に行き共に何方へも逃げ去るべし。」と互に示合はせ、岩橋は神崎を指して出で行く。黒平は道すがら馬を雇ひ来り、岩橋の衣服の類、銭目ある物を選び荷物に造りて馬に付け、彼の金嚢を首に掛け馬の口縄を取りて出で行きけり。扨も岩橋は其の夜書を書き了り、程なく夜も明けぬれば、其の家の主にはしく、櫛巻になき装ひしきに、盥の水に顔洗ひし、髪取上げて、櫛に、売物と見えたる花、を筒ならず臭くなりし時に彦惣眠りを醒まし起き上り、「香晒々々」と呼ぶにぞ、答へして彼所に行き、傍へ枕の許の薬を進めなどして近く居寄り、背を摩り腰を撫で慰め、思ひ廻らしぬれば、此の度こそは本復は覚束なし。権しの中の生別れと思ふまゝ、斯く計り悲しきに、増して此は死別れとなるならば、いかにあるべきと胸塞り、心の裏の暇乞と思ひて暫し介抱し覚えず時を移しけるが、彦惣、ふ様は、「汝に[illegible]片時も早く彼所に行きて取りて来るべし」と云ふにぞ、「然らば」と、を買ると、聞きし良人の痛はしやと、思ひ遣る程猶悲しく、己と引かるゝ後髪、放れ兼ねてぞ居たりける。彦惣は気を焦ち、「疾く／＼行け」と急がすは詮方なく、然らば暇せんといふも心に涙して、行くふり

をして立ち上り、廻る因果の絲車に書置を結び付け、愛別離苦は筆にさへ、書き盡されぬ反故張の暗き障子を立て切りて、母屋の方に出で來る。折しも彼方の篁を押分けて、若芝顔を指出し手招きするにぞ香晒は、それと心得立ち寄れば、袂より彼の薬を取り出して渡し、『是れを煎じて疾く飲み給へ。頓て神崎より金持ちて來るべし。必ず遲々し給ふな』といひて歸りけり。香晒は是れを夫に知らせじと、埋火を簀子の端に持ち出で、薬鑵に若井の水を汲み入れ、薬を入れて火の上に載せ、團扇を把りて煽ぎつゝ、心の裏に思ひけるは、廣き世界に妾程、因果の惡しきは又あらじ。心柄とはいひながら、一人の親は獄屋にあり、偶設けし子を失ひ、命に懸けて連れ添ひし、夫に別れ自らは、浮き川竹に身を沈め、肌を穢す苦しさは何の樣にあるべきぞ。親の血筋大切と宣ひし子なれども、是非なく失ふ可愛さよ。左孕は男の子と、聞く嬉しさに指折りて、月の滿つるを待ち侘びて、足を屈めて夜も臥し、高き所へ手をあげぬも、安産を願へばこそ。おろしてしまふ子と知らば、何毒立のいるべきぞ。妾が著たる振袖の、小裂集めて縫ひ立てし、つぎ〳〵の産衣も、經帷子にすべきとて、守縫はつけざるなり、子安地藏の鉦の緒を、借りて締めたる腹帶も、迷路につなぐ絆となり、胞衣を納むる土器も、碎けて土にかへすとは、思ひまうけぬ事ぞかし。此の身獨りで育つるも、母と乳母の二人まへ、背に負ひつゝ寢さす時、慰なる爲にもと覺えて置きし子護歌、あの山越ゆるは死出の旅。

甲[illegible]ゐ水[illegible]、鶏の[illegible]、[illegible]の[illegible]、小豆枕や[illegible]
[illegible]用意のかひもなし。催生藥も先の世[illegible]、[illegible]に[illegible]ず、[illegible]
にし、[illegible]とは[illegible]、[illegible]乳もならざれば、黒む乳房の一[illegible]
向の[illegible]、[illegible]、心亂るゝ[illegible]
あれど、それは[illegible]、これは我が子の[illegible]
見るとも、[illegible]我が子とは、[illegible]
五臓六腑[illegible]、[illegible]心地せし[illegible]、深き歎きの通じてや、[illegible]
[illegible]、親子の[illegible]のあればこそ、此の子にやどり[illegible]
[illegible]、暗より暗に迷はす事、[illegible]、いふべき詞はな[illegible]
となり、八月になりては五體全く調ふ由、身を動[illegible]
者と聞く。おこととも定めて[illegible]
[illegible]、[illegible]ならば此の腹を、割ちてなりとも顔見たや。死ぬる覺悟[illegible]
萬代も[illegible]
[illegible]、此の世の影見に[illegible]

かせじと、袖喰ひ締むる忍び泣き、哀れといふも愚かなり。彦惣は斯かる嘆きを露知らず、聞く人なしと思ふにぞ、獨言にいひけるは、「香晒は最早餘程行きつらん。彼が居ぬ間に父母に、一言お詫を申さばや」とて、蹌踉きつゝ立上り、窓の障子を押開けて、笕の水に手を清め、皮籠の裏より父母の位牌を出して上座に据ゑ、且つ親人の好きの道、せめて一服茶を立てて、供養せばやと思ひつゝ、遺筐物の茶箱を取出し火桶に香を薫らせて、土瓶を彼の阿彌陀堂、地獄の釜の蓋取りて、佛果を願ふ樂茶椀、救ひ給へと追善の、はひおくれても茶の、供にただてある服紗、香は空しき位牌にて、亭主は脆き病人の、これを餘波と思ふから、手先も慄ふ佗茶の湯、親子の縁の薄茶とも、知らで備ふる一盞は、手向の水と冷えぬべし。扨恭しく手を支へ、「父母の靈魂聞き給へ、某若氣の誤りにて、御主人の掟を背き、親の家名を絶やせし事、不忠とも不孝とも、申し上ぐべき詞なし。父母はこれを悪しとも思すまじきが、天罰は免れ難く、斯く業病に苦しみ、今日翌日も知れざれば、軈て草葉の陰にて御目に懸り、冥途に於て聢か御恩を送るべし。また御秘藏の茶入を此の度賣代なせし事、不孝の上の不孝なれども、舅の命を救ふため、餘儀なき事に候へば、偏に御免下されかし。妻の腹に一子を設け候へば、某は相果つるとも、妻に遺言申し置き、幼き者を生ひ立てて、某になり代らせ、御跡を弔はす樣に致させなん。孫の口から一遍の手向の念佛を、千萬遍の經陀羅尼とも思召し、冥途で御受け下され

よし假令(とひそれ)は不幸の謂にて、短命を致すとも、いたづらに[illegible]の子供、[illegible]地獄の[illegible]の中

それのしても、生ける人に向ひし如く、いふも其まゝ息の下、女の[illegible]、[illegible]の前に、日の顔を

秋半(しうよ)、法華信女(はうまつしんによ)、頓證菩提(とんしようぼだい)南無阿彌陀佛(なむあみだぶつ)もたゞ夢と、息も絶々に[illegible]、熱に焦げたる[illegible]の帳の

この日の病(やまひ)の貪着(きあね)、我(わ)が子(こ)の為(た)の枕經(まくら)と、知らぬ[illegible]に[illegible]つゝ、[illegible]時の[illegible]

れを思ふ、我が身(み)にかへて子を思ふ、其の心緒[illegible]、其のいふ[illegible]、表裏に[illegible]、牛に[illegible]

皮肉(ひにく)も破れ骨も碎くる心地して、親の為とはいひながら、[illegible]に思ひ、身ともに[illegible]

こうした心を[illegible]、親は忽ち[illegible]、[illegible]動く

ぐさ[illegible]思ひて、暫し心暗(こゝろくら)けれど、吾を子は再び得らるべし。親は再び得べからず

いかに思はば、[illegible]の外に結(たゞ)し、[illegible]

の修行者が、[illegible]長者に言へたる、長柄の傘(かさ)を打ちかけ、佛の教(をし)へ經文を、俗に[illegible]

斯く答へ、[illegible]節も唱歎も珠數にて、いよいよ哀れなまへにけり

　短命頂禮[illegible]の中に、定め難きは無常なり。親に先立つ有様に、諸事の[illegible]

一つ二つ三つ四つ、十(とを)より内の幼子(をさなご)が、母の乳(ち)房を離(はな)れては、佐比(さひ)の河原に集まりて、晝(ひる)の三時(みとき)の

間には、大石運びて塚につくる、夜の三時の間には、小石を拾ひて塔を積む、一重積んでは父の為(ため)

二重積んでは母の爲、三重積んでは西を向き、樒程なる掌を合はせ、郷里兄弟我が爲と、あら痛はしや幼子は、泣く／＼石を運ぶなり。手足は石にてすれたゞれ、指より出づる血の滴、身上を朱に染めなして、父上戀し母戀しと、唯父母の事許り、いうては其の儘打伏して、さも苦しげに嘆くなり。あら怖ろしや獄卒が、鏡照日の眼にて、幼き者を邪睨み附け、「汝等が積む塔は、歪みがちにて見苦し。斯くては功徳に成り難し。疾く／＼是れを積み直し、成佛願へ」と呵りつゝ、鐵の楚を振り揚げて、塔を残らず打ち散らす。あら痛はしや幼子は、又打伏して泣き叫び、呵責に隙のなかりける。罪は我人あるなれど、殊に子供の罪科は、母の胎内十月の内、苦痛様々生まれ出で、三年五年七年を、纔か一期に先達ちて、父母に嘆きをかくる事、第一重き罪ぞかし。母の乳房に取り附きて、湩の出でざる其の時は、せはりて胸を打敲く。母は是れをも忍べども、などて報いのなかるべき。胸を敲く其の音は、奈落の底に鳴り響き、修羅の鼓と聞ゆなり。父の涙は火の雨と、なりて其の身に降り懸り、母の涙は氷となりて其の身を閉づる嘆きこそ、子故の闇の呵責なれ。斯かる罪科のある故に、佐比の河原に迷ひ來て、長き苦患を受くるとよ。河原の中に流れあり、娑婆にて嘆く父母の一念屆きて影映れば、「なう懐かしの父母や、飢ゑを救ひてたび給へ」と、乳房慕うて這ひ寄れば、影は忽ち消え失せて、水は炎と燃え上り、其の身を焦して

[illegible]

吾洒は暫時これを聞き居しが、時も時折も折とて、在此の河原の[illegible]經節、あな心なや思ひをませとの事なるか、此の世に出でぬ代のには、罪も報いもあるまじきとこそ思ひしに、あれ聞いては胎内の子にも罪ありとよ。邪見な母を憾ひ慕ひ、二重積んでは母の爲と、胞衣を被りて這ひ廻り、小石を拾うて嘆くらん、胞衣に添へて埋むれば、手を能く書くと敎へられ、貫へ置きし筆硯も書置の料となれば、身を投げはやと我が袂に、拾ひ入れたる細石も、子の積行く塔となるならん。「金は僅かに五十兩、金故我が子を殺すか。」と、目を潸らす獨言。牙を嚙み身を悶え簀子に撲的倒れつゝ、咽せ返りつゝ泣き居たる、時に村長忙はしく走せ來り、唯今奈良の法師達、淵九郎を尋ねて某が方に來られ、いま一

時を過ぐれば此の野に於て、生きながら土に埋め、石子詰の刑に行ふとの事なり。愈々罪を贖ふ心ならば、疾く／＼金を持ち來り候へ。今一時が生死の界、危く候ぞ。」と急がし立ててぞ歸りける。彼方の篁を押分けて、若黨顏を差出し、「神崎より金携へて我が家に來り、待ち侘び居るぞかし。疾くとく其れを飲み給へ。早く／＼。」と云ひ置きて、元の所に隱れけり。片家の方には彦惣が聲として、「其方は未だ金取りに行かざるか。何狼狽へて隙入るぞ、疾く／＼行け。」とぞ叱りける。二方三方身一つに、煎じ詰めたる菌は、我が子の爲の阿鼻地獄、大焦熱の苦しみを燃なと思ふ悲しさに、軒の玉水口元から、落ちてこけ込む藥鍋、涙も熱ゆる思ひなりしが、天狗道の熱鐵も、飲まねばならぬ此の時と、思ひきり／＼、心は早鐘時打つかと、耳振立てて氣も半亂、藥を茶碗に移入れ、地藏菩薩を念じつゝ、眼を閉ぎ胸を撫で、ほと／＼飲まんとしたりけるに、「やれ待て暫し此の金で、難儀を救へ。」と呼はりつゝ、金の包を垣越に、投ぐれば丁と茶碗に當つて打落し、藥は流れ包は解けて陸離と、陸奧山に華さして、黄金の花を咲かせけり。香嚼は夢現とも辨へず、急がはしく拾ひ集めて算へ見れば、數も丁度五十兩ありけるにぞ、餘りの嬉しさに、唯茫然として居たりけり。時に茶碗よりこぼれたる菌の煎汁、飼犬の食物の器の裏に流入りしが、柱に繋ぎし孕犬、折節此の食物を食らひけるに、忽ち庭に倒れて身を悶え血を下して、頓て子種を墮しけるにぞ、香嚼是れを屹と見て、いかなる奇妙の、菌

や、我は一寸[illegible]たらば、斯く[illegible]なるべきに、危がりし事なりと、我が身の上に引當て、いとゞ不便に思ひけるが、此の金を取りしには、由々しく今の[illegible]捕へ行[illegible]。いかなる[illegible]我がる危難を救へしが、跡追へ行きて、[illegible]と見へつゝ、[illegible]で[illegible]、出でんとせしが、片家より[illegible]が猪鳳の如くに蹌ひ出でて、[illegible]香晒が、[illegible]れし我々を、誰か[illegible]の者あり、つゝ其の金を[illegible]は[illegible]の[illegible]、[illegible]神佛の冥助なるべし、凡人の所爲とは[illegible]、跡をひ行きしとも如何で見遁す事能はん、[illegible]奪はれたる仔細、絲車に[illegible]たる此の[illegible]、[illegible]て知りつるを、片時も早く此の金を持ちて村長の方に行きて[illegible]の命を救ふべしと、[illegible]、香晒は[illegible]と[illegible]、[illegible]喜び勇みて[illegible]行きつ、跡には獨り[illegible]、香晒[illegible]溜息吐きて[illegible]けるに、[illegible]と吹き来たる山下風、笠置を手を取りて、行へも知らずりにけり。さて岩芝は先程より、香晒が、[illegible]の[illegible]たる[illegible]見届けたる、竹藪[illegible]隠れ居たりけるが、[illegible]思ひ[illegible]たる[illegible]聞て、[illegible]計[illegible]で、[illegible]からは、何すると[illegible]香晒が跡を追ひ行き、彼の金を奪ひ取るべしと思ひつゝ、畔傳ひに近道を廻せ行きける所に、向うの村より當地に[illegible]若者共[illegible]、棒[illegible]提げ[illegible]捕縄を持ちて急ぎて来り、岩芝を取圍み[illegible]一[illegible]毛の[illegible]が金なくなる[illegible]

か、黒平事旅商人と偽り、實は旅に出でゝ賊をする由、昨夜歸り來つる事、注進の者ありて明白なるにより、大島の郡司の命を承けて向ひたるに、早何方へか逃げ去りて、家には唯神崎の將家橋六とやらいふ者獨り殘りて居たる故に、彼も怪しければ彼方に留め置きぬ。彼に問へば汝は此の邊に來れる由、我が輩此の所に向ひたるは汝を搦め行きて其の行方を糺明せんが爲なり。疾く／＼腕を出して縛めを受けよ」といふ。若芝是れを聞き、扨は其の悪事早露顯せしかと驚けども、元來怪しき女なれば面にも顯はさず、只管嘲笑ひ、「郡司の命ならば武士をこそ差向けらるべきに、汝等に命ぜらるとは心得ざる事なり。夫の行方決して知らず。」といへば、若者等いひけるは、「武士を差遣されては却つて逃げ走るべしとありて、我が輩に命じ給ふ。無益の言を費さず、疾く縛めにあへ。」といひつゝ、遁さじとて立ち懸る。若芝は事ともせず、傍邊の番追小屋にありける番追棒を追取りて打つて懸れば、「一女に似合はぬ不敵者棒すくめにせよ。」といひて、此方も一同に棒を振つて暫時挑み戦ひけるが、若芝は風に揉まるゝ胡蝶に等しく身をかはして、飛上りてははしと打ち、沈みては薙倒し、杖を持ちたる柳の枝の弱気に見えて強きが如く、腰も裏に挑みて、鋒勢ひ猛かりければ、若者共は遂に敵し難く、「覺えよ／＼」の體にて逃去りけり。若芝は「口程もなき奴原かな。」と言ひて棒を捨て、一息吐きて立去りなんとしたりけるに、先程より番追小屋の蔭に窺ひ居たる神崎の橋六、つと走り出でて背後より

岩橋に攫と附き、「我成相にて大金を持ちて汝が家に詣たる故に、不慮の疑ひを受けたれば、此を捕へ行きて此の事の明かになるまでは」といひつゝ、力を極めて押伏せんとしたるに、岩橋は、しや小癪なり」と罵りつゝ身を翻し、腰首摑みて田の中へ逆しまと投げ込み、鳴子の綱を取つて高手小手に括り付け、首に懸けたる百両の金を奪ひ取り、頭にして片鐺に差して逃げ去れを掛れ、是れ十分の幸ひなり。最早家には帰られず」と独言したる折しも、村雨はらくと降り来つれば、手早く蓑笠取りて、頭に被ぎ身に蔽ひ、何地ともなく逃げ失せけり。縄目にあひし橋六は身うちも泥になり、宛も田鼠の如くにて、跡追ひ行かんと身を焦れど、鳴子の音の喧く〳〵と、遠田の番人驚きて、我も〳〵と走り来り、斯かる所へ目前の若者共、近き村の百姓共を呼び集め、人数を増して来て見れども、岩橋は逃げ去りて、橋六独り縄目にあひて居けるにぞ、「縛るべき者は縛らすして、縛られたる者は縛られしとて、鵤の嘴の橋六まで、彼も詮議の種なれば、率て行け」とて引立つれば、「縄目の恥の其の上に、奪はれたる金は取られたるとは、いかなる宿世の報いぞ。」といひて、歯を喰ふて嘆きつゝ、涙にまじる洟は、潮の満の堺まで、捕はれ行くこそ不運なれと、之を聞く人いひあひけり。

門説経の修行者何人といふ事、又風に吹き取られたる書置の行方も知られたるなれば、畜生観

發品第十を讀み得て知るべし。
門說經といふもの、長柄の傘をさし、鉦を摩りて物をこふ。後には三絃に合はせて語る事になれり。說經者、門說經、太夫等の事は、並に圖、予が骨董集に詳かなり。發兌の時を待ち得て見るべし。
佐比の河原の事、一說に云はく、山城國紀伊郡に佐比の里有り。三代實錄に、貞觀十三年閏八月に制有りて、百姓送葬の地を定め給ふ條に、下佐比上佐比をも其の地と定めらる。佐比寺は、延喜式にも、凡原送葬之輩ヲ更ニ留ニ於橋頭ニ と見えたり。世に佐比の河原を、冥途にて小兒の集まる所とし、且地藏尊是れを化益し給ふといふは、此の葬所に小石塔多く、或は石像の地藏尊ありしより、云ひ出でしならんといへり。
三代實錄卷之二十二に、山城紀伊郡眞觀寺、建立の初め其の名定まらず、嘉祥寺を假りて年分をなす。號して西院と稱したるよしを記せり。此の寺の葬所を、西院の河原といへる說あれども、前の說に據多しとおぼゆ。
地藏經に、地藏菩薩ノ得ニ十種ノ福ヲ一、一ニハ者女人泰産ト云々 此の誓ひある故に子安の地藏腹帶の地藏など、世に呼ばれさせ給へり。佐比の河原にて小兒の苦患を救ひ給ふといふも此の故ならん。

佐井の河原にて小児小石を集め積むといふ事、法華経方便品に、乃至童子戯、聚沙為仏
塔、如是諸人等、皆已成仏道、と見えたり。これに據りて思ひつきたる事にや、
用ゐたる事なれども、[illegible]

本朝醉菩提　卷之一

當者逆代 賢尊者 得失、譬喩品第二

さる程に香晒が孝心を、天も感應ありけるにや、父洞九郎は重き罪科を免れて家に歸りければ、香晒限りなく喜び、簪を代なし酒肴を求め來りて祝ひの酒を進めけるに、彦惣も病の牀を出でて洞九郎に向ひ、「誠に是れ香晒が孝行の功德に因りて此の喜びあり。子と雖も疎かに思ひ給ひそ、御身の罪を贖ひたる金に就いては、樣々の難儀色々の愁歎ありて胸の轟きは今も猶止まず、箇樣々々の事のありし」とて、其の始終を細やかに語るに、其の落ちたる事に香晒語り加へて聞かせけり。洞九郎は日來恩も情も辨へざる者なれども、流石に命を救はれしが嬉しさに、二人に厚く禮を述べ酒呑みて居たりける。時に彦惣いひけるは、「御身此の度の事に懲りて、此の後は露許りも惡事をし給ふ事勿れ、明らかなる處には王法あり、暗き所には天罰あり。隱惡と雖も顯はれざるといふ事なし。今より獵人の業をも止め、別に活業を變へ給へ。年久しく仕馴れ給ひし事とはいひながら、年老いての殺生好むべき業に非ず、少しは後世の事をも願ひ給へ」といへば、香晒も其の詞の尾に附き、「彦惣殿の云はるゝ

事を學問に耽り給ふな。此の後は萬の事を能く愼み給へ。妾も漸々に賤の手業を仕覺えつれば、假令父が業をし給はずとも、妾安産して身輕にさへ成り侍らば、いかにもして養ひ進らすべし。彦惣殿も病さへ本復あらば、能き思案もあるべし。暫しの中の貧しさを忍び候へ。直なる道をさへ行ひ侍らば、自ら幸福の訪れもありなん。物くはでも堪へやらせぬなどいひて諫めければ洞九郎も僅に二人といふ聞くも、此の後は殺生をやめ、何にもあれ商賣をかふべし。遊びされたる筒を此れぞ、妻と共にしては賴うて身に痛みて某へ謝しぬといふにぞ妻は打笑ひ、此の語み少しは直りしかと心の裏に喜びつゝ、此の上は夫の病本復と我が身の安産を願ふのみと少しは心を安めけり。斯くて後は洞九郎活業を止めて、唯家にありて寝つ起きつ、短き日をも暮し兼ね、欠伸のみして居たりけるが、一日香晒いひければ、「父上殺生を止め給ふからには、獵犬も用なき者なり。無駄食ひさせんよりは、何方にもくれ人家なく食乏しからざる處を見立てて放ち遣り給へかし。爰に置きて飢ゑしむるは不便の事に候。」といふにぞ、洞九郎打點頭き、「如何にも然り、我なまじひに食はする飼ひ置き給はんより、さるゝは、無益の至りなり。」といひて、四五匹飼ひ置きたる獵犬共の綱を引き、獵頭つき出でたるが、道すがら思ひけるは、此の犬ども猛き上に、常に獸の肉を食らひ慣れたれば、若し人家ある所に放ちなば、人に噛み附きなどして遂には災ひを我が家に及ぼすべし、我此の頃活業をせざれば、食に

く酒の氣ひだに嗅がす。此の犬を空しく放さんよりも、殺して穢多に賣り遣はさば、少しの酒代にはなるべし。飼ひの種を蒔かんよりは酒にかふるに如くべからずと、情氣なき日來の悪意を萌し、道を轉へて河原のかたへ引き行きけるに、犬ども其の心を察しけるにや、後歩みして前に進まざるを、持杖にて打擲きつゝ引き行きて河原に到り、一疋づゝ口に小石を突籠み、石子詰にして五疋共に殺し終りけるが、あな怪しいかな、五疋の犬の胸許より、炎の玉一つづゝ飛出でて虚空に登り、合して一團となり、何方ともなく飛び去りぬ。洞九郎は是れを見て怪しとは思ひけれど、さ許り心にも懸けず、死したる犬共を穢多の家に持ち行き、錢二緡子に替へて、近き邊りの酒屋に行き、酒肴を求めて快くに打飲み、微醉の機嫌にて家に歸り、香晒には富める村に放ちて歸る道にて仲間の獵人に出で會ひ、酒を振舞はれて歸りしと語り、嘯嘘空吹きてこそ居たりけれ。おのれ石子詰の罪科を遁れ、未だ半月も過ぎざるに、久しく飼ひ馴れたる犬共を石子詰となし、纔かの酒に替ふる事、誠に是れ性悪の異夫なり。豈其の報いなからんや。此の犬共の怨念によりて、後來の禍ひとなるべき話柄を惹き出しぬ。斯有りしより後は物語るべき事もなく打過ぎけるが、香晒は已に産月に至り、恙なく男子を安産して限りなく喜びぬ。洞九郎始めの程は殺生を止め、活業を代ふべくも思ひけるが、犬を殺して賣りしより、兎角仕馴れたる獵人の業に如くなしと思ひ、折々弓箭を隱し持ち出でて山に行き、獸を獲て酒に

衲へ、彦惣香聞等には、山寺に誑て説法師へといひなし、念珠を求め来りて家に有、時は之を抵觸り、念念備を贈へけるにこそ、彦惣香聞等は、是に依りて後世を願はるゝ事まことに奇なりける事。是れは洞九郎が謀計にて、彦惣が病瘠なに快氣に赴く様子なれば、愈くあらば無理に心を懸けば、難癖付けて追ひ出し、香聞に多く持たたる能きを取るか、されば得心せず便道女に資の遣はして、をこの全にせばやと思ふより、二人の者に是故ありしと見えて、油斷さすべきになり、斯かる由來にも奸智は咀て易き者と知られ。こゝに又都鴨川の邊に、鴨川兵衛忠郎とて、富み豐かなる郷士ありけり。未だ若年なれども、頭も聰鋭勇自和にして、文學武藝ともに通達し、別けて好める事に雅を得たり。嘗て一休禪師と親しく交はりて、教外別傳の禪味を甘んじ、茶の湯の侘を好みて其の道と奥をを究め、常に古器を愛玩し、凡て風雅なる事人に越えたり。此の頃は未だ俳諧の連といふも世に行はれざる時なりければ、

白雪や燒かぬむかしの雪の枝

といふ句を口吟みけるより、時の人白雪の忠郎と異名しけり。此の人の家士に穂浪垣右衛門といふ者ありけり。年は五十歳ばかりにて、生得老實なる者なりけるが、一日忠郎此の垣右衛門を召していひけるは「其方に申し附くる事あり、別儀にあらず、我常に懇望せる、更科詮衡の茶入、頃日賣物に出

で、攝州天王寺村の茶器を商ふ何某といふ者の方にある由を告ぐる者あり。彼の茶入は信濃國望月の家の名器なるが、家士に遣はしたるを其の者浪人し、生計に困りて賣りつる由、出所も確かなれば、我これを求めたく思ふなり。是れを目巧して求め來らん者、汝ならではなき故に此の事を申し付くるなり。價は小判七十兩の由、此の金を持ちて急ぎ攝州に赴き、他へ賣り遣はさぬ先に、疾く求め歸るべし」といひて、蜀江錦の紋置きたる唐革の劑符に、小判七十兩を入れて垣右衞門に渡しければ、垣右衞門は之を受取り、頓て旅支度を調へ、津の國を指して急ぎ行きぬ。それは扨おき洞九郎が家にては彼方は病人此方は産婦、彦惣がせきいる聲に赤子の聲の泣きまぜて、熱の勾ひの古夜着に、臭氣のする濕布藴、病苦に貧苦重ねても、肌には薄き單衣、藥土瓶に缺茶椀、破障子の建附も、粧へなりなる窘しなり。洞九郎一日香晒か傍近く寄りて、念珠を爪繰りつゝさも理りげにいひけるは、「聟殿の病漸く快氣に赴く容體なるが、爰にて看病を疎かにすれば、病原に復りて再び快氣すべからず。思へば大事の處なり。然るに其方産後も餘程日數立てども、漸々に乳細くなりて孩兒を養ふに足らず。貰乳するも村中遠く心に任せざれば、斯くては餓ゑ死なん事必定なり。我いとほしと思ふ孫の、目前餓死を見ん事いかにも忍び難く思ふに附きて、其方と一つの談合あり。昨日孫を懷にして東村に行き、貰乳して居たるに、攝州の人居合はせていひけるは、「住吉の邊に何某とて富みたる郷士あるが、其の妻女

[illegible]けるに、其の子も[illegible]に死に亡せければ、[illegible]、
妻女は[illegible]乳母[illegible]附けて、[illegible]
し子と[illegible]て、此乳を[illegible]
世、静号の[illegible]も男子[illegible]由、君に[illegible]
れば其の子の[illegible]にて、[illegible]
なり。其の心[illegible]
其が身一つ[illegible]
真の[illegible]と思ふ[illegible]
暮しつゝ[illegible]
思ひし難儀は一つ遁れながら、[illegible]見[illegible]
彦惣殺害の身なれば、乳持の抱守のと、[illegible]合[illegible]
やと愚痴に思ふと[illegible]
と、此頃に[illegible]
なし、我に[illegible]と思ふ、[illegible]

り、強ちに勸めはせぬ。」といひて頭を押へて居けるに、彦惣は病牀にて是れを聞き、屏風押開け膝行り出でて、香晒に向ひていひけるは、「我們思ふに、其の子胎内にて危難に遭ひ、出生して又飢うる事、能く／＼親の手にて育ち難き因縁の子なるべし。舅殿の今の物語、住吉の何某とやら、富む富まざるには係はらねど、郷士とあれば好ましき處なり。思切りて其處へ養子に遣るがよかるべし。」といひければ、香晒は兎やせまし角やすべきと逡ひて、暫し答へもせざりしが、いかに思ひても乳不足にては、とても養育成り難しと思ふにぞ、漸う心を定め、得心の由をいひければ、洞九郎は心の裏に笑みを含み、「然らば一刻も早く孫を携へて津の國に行き、彼の人に媒を頼むべし。」といひて、急がはしく湯漬など打喰ひ、身支度して、「率々。」といふに、香晒は思切りは切りながら、大難を免れて產み出したる愛子を、人手に渡す悲しさに、懐に抱きしめて、只管涙に咽せ返り、四子に別るゝ桓山の、鳥も斯くやと彦惣も、袖を絞れば洞九郎も、手拭に目を摩り撫でて空泣し、「別れ兼ぬるは宜なれど、親子不通といふではなし、いつでも逢ひに行かるゝ事、いはば此の子の出世の門出、行末祝うて遣るこそよけれ。」といひつゝ、香晒が懐に手を差入れ子を抱き取りて、己が懐に押入れ、外の方に立ち出で、柴小屋にありける、藁籠を携へて出で行きけり。跡には香晒惘然と、明いた懐寒さもせず、彦惣も手を拱き、夫婦言はずして唯離るゝは涙なり。洞九郎は娘を金にするには、先づ足手纏ひ

の赤子を捨つるに制かじと思ふより、斯く二人の者を欺きて家を出し、懐にも度に捨てはやと思ひ、道を急ぎ夜に入りて津の國に到り、合法が辻にて、往來の絶間を見合はせ、あたりの藪陰に入れて觀音堂の前に捨て置き、歸らばやと、上の方の出ぬる處に、何にか有りし足に觸へ、探りたれば、拾ひ見れば取上げ見るに、革の金袋にて、足に觸りたるは爾来の物なり。あらはし取り見ては、小判數も知れずけれど、そこと手もさしつゝ、先づ懐に押入れて、足速に北の道を立ち去れ、中にも懐の裏にて金を算ふるに、其の數七十兩あるにぞ、甚だ喜び、今日はいかなる吉日ぞや、福德に在る子を捨てに斯かる大金を拾ひし事、例なき幸ひなりと思ひつゝ、滿面に笑みを含み、早や懐にかゝへ突出し、道をとりて立ち歸りける。福の神嫌ひの其の角の瓦家に、

子を捨てに行きし徒の男の手の金を拾ひ得べき事もなし

といひしには事かはりて、洞九郎は貧に生れ、恩愛を知らざる者なりけり。夜の明け方五つの門に、我家に彼の藪陰に來り、捨ておきしと、見れば何へ失せ行く遁事に、腹中の金あたら落したるにぞ、大いに仰天し、今來し道に立ち戻り、提灯を照らし、凡そ四五町が間を、幾度となく行きつ戻りつして尋ねけれども無かりければ、叔は早往來の人に拾はれしかと力を落し、あれぞ身體極まりて合掌が辻の地上に擲地座し、我小禄の身分なれば、七十兩といふ大金を償ふべき方便なしては、いかに

すべきと當惑し、手を拱き吐息して居たりけるに、閻魔堂の邊にて頻りに赤子の泣く聲聞えけるにぞ立ち上り、彼所に行きて見るに、藁籠の内に赤子を入れて捨て置きぬ。此の垣右衛門が妻頃日男子を産み、其の子程なく死に失せて愁傷遣る方なき折なれば、己が身に思ひ比べて、最不便に思ひ、翅の下に子を隱して我が身を射らるゝ狩場の雉子、親は苦にて血の涙を子故に降らす善知鳥、凡そ生きとし生けるもの、子を思はぬはなけれども、能く／＼貧苦に迫りし故、是非なく捨てしものならめと。其の親の心を思ひ遣りて、覺えず涙を落しけるが、呼我が身に難儀を負ひながら、餘所の哀れに係はるは益なき事、一旦こゝを立ち去りて、一思案して見ばやと思ひ、十歩許り歩みけるに、彼の捨子又頻りに泣きけるにぞ、さても不便と立ち戻り、提灯をさしつけて、能く／＼見れば男子にて、痩子なれども目鼻立氣高き生質、紬の古裂を集めて縫ひたる、つぎ／＼の産衣を著せ置きぬれば、賤しき者の子とも覺えず、己難儀の時ならずば、拾ひ歸りて妻の乳にて育つべきに、我が身一つさへ如何に成るべきやらん、計り難き折なれば、さも成り難しと思ひけるに、生まれて餘程日數立ちたる子と見えて、捨子は垣右衛門が顏を見て、莞爾笑ひけるにぞ、いとゞ不便さまされども仕方なく、見捨ててまた十歩ばかり歩みけるに、又頻りに泣きけるにぞ、扨も不便と又立ち戻れば、泣き止みて、莞爾と笑ひかけ、行けば泣き出し、戻れば笑ひ、後髪を引かるゝ如く、行きつ戻りつ去り兼ねて、案昔強盜

人の家に忍び入り、小兒の笑顔を愛して、盗み出し、捨はれし子を拾ひつるに、何様小兒の可愛盛り愛らしき者はなし。此の夜風に冷えたる肌を、せめて少間の中も暖めて遣るべしと懐に入れて我が肌に暖むれば、さも嬉しげにしがみ附き乳を嘗むる愛らしさ、時刻移れば取り出さんとするに、懐の中にて快げに、すや／＼と眠るにぞ、扨も／＼可愛さよ。假令我身を落せし越度にて、翌日命を召さるゝとも、斯くまで我を慕ふ子を、いかでか見捨てて歸るべき、能々前世に因果のある子なるべし。最早夜更けて人の往來も絶えたれば、たゞ野に喰はれんは必定なり、いかに無慙なれども不便なり。此の盗み出でたる歸り、我は命に替ふとも、其に一子の養育を致さすべしと去られ、子を懐にして此の所を立ち去り、此の後は旅籠を求めて宿り、貰乳して育まなとして、翌日未明に發足して京都に歸り、彼の子を抱きながら打寄れつゝ、主人忠朝の御前に出でて罪を申上げ、今は金を落しより子を拾ひしまでの事を、明らかに申上げて、いかなる罪にも仰せ附けられ下さるべしとて、平伏して居たりける。忠朝是れを聞きていひけるは、汝は平生實體なる者なれば、聊か偽りのありとは思はざれども、金を落せし證據を其の儘に差置きては、後日の政道立たざれば、永の暇を遣はすなり。其の子は汝に授かりし者なれば、養育致し遣はすべし。若し後日落せし金を積出さば、歸参もすべき事も有らん。是れ金を惜しむにあらず、政道を正しうせん爲なり、と言ひ渡されけるにぞ、面目なく

門は恐れ入り、「假令命を召さるゝとも仕方なきに、何事なく暇賜はる事、廣大の御慈悲なり、後日如何にもして金を調へ、歸參を願ひ申すべし」といひ、主從の別れを惜しみ落涙して私宅に歸り、妻秋草といふに始終の事を委しく語り、急がはしく家財を取り片附け、彼の子を妻に抱かせ夫婦連れ立ちて、住み馴れたる家を放れ、暫時且つ伏見の邊に借家して日を送りぬ。忠朗は再度又別人に金を持たせて、攝州天王寺村に遣はしけるに、彼の若人は早他の方へ賣り遣はしたりとて、手を空しうして歸りければ、いと本意なくぞ思はれける。

得失譬喩品第十二（後談）

それは扨おき洞九郎は、其の夜拾ひし金を懷にして歸る道すがら思ひけるは、餘り速く歸りては二人の者の疑はん事もあるべければ、暫時途中に隙取りて、時刻を移して歸らばやと思ひ、酒賣る家に立ち寄り、小遣錢を出して酒を飲み、道を變へて二上ヶ嶽の山道に差懸り、漸々に醉ひを發し、蹣跚々と歩み行きけるが、稻峠の古社の緣先に尻かけて休らひ、又彼の劍符を取出し、月影にて幾度も金を數へ見て打ち笑ひ、只管喜びて獨言にいひけるは、「足手纏ひの子を捨てて、手にだに觸れたる事もなき大金を拾ひしは、返すがへすも例なき幸ひなり、此の上に壻を追ひ出し娘を賣らば、百金は確かなり、都合すれば百七十兩の金は我が手に握りしも同然なり、あな嬉しや〳〵」といひて、天を

其上にて益々音ずりけるか、平素男が心出で来て、彷ちたる築堤上に消沈して、暫ぞ一丁、たゆたる際に、山歌を唄ひつゝ休み居けるか、何故に来じて眠りを催し、燕帰し別して在れくさりけるか、此の時既に月は雲に掩はれて、灰暗くなりけり。斯かる折しも何者にかありけん、倒れたる瀬の間より、手をつと差出して、洞九郎が、腰の胴符を奪ひ取らんとす。洞九郎は細符の紐を首に掛けたれば、彼方に引けば此方に向へて取りを離れ、其の腕首を無手と掴めば、盗賊も手を押放して、種面画に顔を包み、大脇差を横へたる大漢現はれ出で、又洞九郎が鎧に手を掛くれば、洞九郎身構へし、「察する所汝は山賊の類ならん。我を尋常の者と思ふ勿かさよ、年こそ老いたれ、腕に覚えのある者ぞ。我すゝみ寄ふ汝、我の首に有る物を、奪はんと狙ふに異ならず」と言ひければ、盗人は言葉むなしく答へも思ひ待たで、一言の詞を出さず、一腰をすらりと抜いて斬りかゝれば、洞九郎も山刀を抜きてこれを受け止め、丁々とと打ち合せて、暫しの間戦ひしが、彼方岩角に足を踏直して、其の所より、岩の岸に取り附きて、又六七合打ち合ひしが、盗人は岩に取附きて、元の所に登りけるにぞ、洞九郎も続いて其所に登り、猶烈しく打ち合ひ、彼方数ヶ所手を負ひて、身も木に寄りけるが、元来洞九郎は力量勝れ、膽氣勝れる者なる上に、能き程に酒氣を帯びて勢ひ盛んなれば、彼も叶はじとや思ひけん、刀を捨てて無手と組み附くに、盗人も刀を捨てて力を極め、上になり下になりて揉み合

ひしが、遂に洞九郎さしもの大男を仰様に取押へ、刀を取りあげて吭を刺通しければ、一聲さけび手足をもがきて死したりけり。此の時月の雲散りて再び又輝きぬ。洞九郎月の光に乘じて、盗人の身内を探り見たるに、是れも鯛符を首に掛けたり。取上げて見るに、己が山稼ぎの日傭の賃を入れて持離れたる布の袋にて、裏を改め見れば、小判五十兩あるにぞ、あな思懸けずや、娘香織が金を奪ひたる盗人は、此の者にてありけるか、計らず此の金の我が手に戻りし事、重ね〲の幸ひなりと大いに嬉しみ、盗人の覆面頭巾を取りて面體を見るに、是れ胸毛の黒平にてありければ、益驚き、思はず娘が仇を報いし事、心地よし〱と打點頭き、死骸を此の儘捨て置きては後日の災ひと思ひつゝ、土中を穿ちて深く埋め、血に染みたる土共を取りかくして莞爾と笑ひ、七十兩の金を拾ひて、又五十兩我が手に戻り、娘を賣りて百兩の金を是れに加ふれば、丁度二百二十兩、俄の長者有り難し忝し今日はいかなる吉日ぞと限りなく喜びつゝ、二つの鯛符を首に掛け、谷川に下りて刀衣服の血を洗ひ元の所に立ち來て、一息吻と吐きける折しも、向うの方の山道より、手負熊と思しく、樹根岩稜を飛越えて、眞一文字に走せ來る。時に洞九郎思ひけるは、彼の熊をしとめて、膽を賣り皮を賣らば、是も又金になる貨物なり。天の賜物を取らずに歸るも費えなりと、飽くまで慾の深ければ、古社の間木を取りて岩の陰に身をしめ、飛び來る熊を待請けて、近づく所を前脚を、狙ひ澄まして打倒さんと

たりけるに、熊は忽ち身を躍らせて之を飛び越え、大いに怒りをなし、鼻を鳴らし牙を嚙み、眼を瞋らし頭をひねり、只一摑みと飛び懸る。洞九郎は兼て熊を捉るの手練を得たる者なれば、事ともせず、再び又關木を振上げて熊の頭を打み、微塵になれと打ちけるに、熊も又早く是れを避け、關木に確と喰ひ付き爪を立てゝ、かなぐり捨てんとす。洞九郎は之をとられじと力を盡し、えい／＼聲を立つれば、熊も勢ひ猛くなりて、少時引き合ひけるが、熊の力や増りけん、遂に關木を奪ひ取り、己が力餘りて仰様に倒れたり。洞九郎は便機よしと思ひ、手早く山刀を拔いて飛びかゝり、月の輪を強かに刺貫しければ、さばかりの荒熊、四足を縮め身を振はせ、一聲うなりて息絶えたり。斯かる折しも夜嵐烈しく吹き來りて、樹木の梢ばさ／＼と鳴りどよみ、月は再び暗くなりけるに、怪しいかな炎の玉五つ、何所ともなく飛び來り、空中にて一團となり、死したる熊の胸の邊に落ちて、消ゆると等しく、熊は忽ち蘇りて、再びまた洞九郎に飛び懸りければ、洞九郎今は手に寸鐵もなくて敵し難く、逃げ去らんとしたるに、熊は早く飛び附きて、洞九郎が衣服の襟を啣へ、一揉に揉みけるにぞ、熊も洞九郎も共に深き岩穴の裏に落ち入り、組んづほぐれつ爭ひしが、遂に洞九郎熊を押伏せて、猶胸さかを幾刀となく刺通しければ、熊は全く死したりけり。彼の五つの炎の玉は、洞九郎が爲に石子詰になりし五人の惡念に[illegible]、[illegible]洞九郎は岩穴に落ち入りて、四邊を見れば、岩壁屛風を立て廻し

たる如くにて、登るべき便りなければ大いに仰天し、蔦葛に取り附きては、引きちぎりて撞的落ち、岩角を攀ぢ登りては、苔に辷りて撞的おち、拙なき身は仕方なく、大いに疲れて倒れ伏す。殊に身上の疵痛みて堪へ難く、誠に十分の難儀なり。斯くて時刻移り、夜も明けつるにや、岩の間より少しの明りのさしけるにぞ、四方を見廻りて見るに、登るべき所なければ、愈驚き惑ひけり。扨飢ゑに臨みければ、山刀を以て熊の肉を割取りて是れを食らひ、肉の油を取りて身上の疵に塗り附けたるに、漸う其の痛みは去りけれども、兎角登るべき便りなければ、大膽強氣の者なれども遉に心弱りけり。扨熊の肉を食として飢ゑを凌ぎ、渇を助くる清水だになければ、風の吹き込む木の葉の露を嘗めて、僅かに咽を濕ほし、幾日ともなく此の穴の裏に居たりけるが、いかに思ひ廻らしても、爰を出づべき手段なく、首にかけたる二つの剛符をとり、中なる金を取り出し、一つとなして唐草の剛符に納め、七十兩に五十兩、娘を賣らば又百兩、合はせて丁度二百二十兩といふ、金は我が身に授かれども、穴に在りては金を持ちたるかひもなし。こゝさへ出づれば俄の長者、たゞ願はくは此の穴を、遁れ出でたや翼をほしやと思ひつゝ、空を仰ぎ足摺して、泣き悲しむぞ愚かなる。斯くて明くるとも知らず暮るゝとも知らず、凡そ四五十日も爰に在りて、已に嚴冬の時節に到りければ、穴の裏は格別に寒氣強く堪へ難ければ、熊の皮を剝ぎて身に覆ひ寒さを凌ぎけるが、髪は蓬を亂し髭は長く生ひ延びて、已

も熊の如くになりぬ。今は熊の肉も皆喰ひ盡し、只肴の貯へもなければ、飢ゑを凌ぐ事能はず、此の後はいかにしてか命を繋ぐべきと、にはかに又悶え惑ひて、何にもあれ食すべき物はなきかと、穴の裏を隈もなく探し求めけるに、岩の間に見馴れざる草のありけるにぞ、大いに歡しみ、是れを取りて食ひけるに、暫くありて五臓六腑爛れ、さばかり高くにおはす七轉八倒して苦しみければ、遂に多くの血を吐き出し、背に刺符を掛けながら、黒の肉著の傍に、倒れて死したりける。此の草は若芝かいはしばといひし類、獸の肉を食ひ合はすれば、忽ち血を吐きて死すといへる毒に造はれ、誠に有毒の草なり。在昔に云ふ、猪徳利といふ有山に遣ふ、忽ち毒になる草を消して鬼い、其の人に喰はしむ。忠義して死する者十餘人、ここにあるも斯かる類にやありなん。熟〻思ふに獸も黒平は、香騒が命を奪ひし報い、にはかに、洞九郎が為に殺され、其の金洞九郎が手に戻ると雖も、其の洞九郎が貪欲非道を戒めて、岩穴の闇囲に落し入れ、身に數多の金を帶びながら、世界に出づる事をなさしめず。又香騒は羊の為に胎内の子を脱せんとて、其の草の汁を飲まんとせしに、却つて其の身は患なく、洞九郎が食ふを淺き命を助かる、然るに食ひたれば、却つて其の身に當りて死したる事、正其の報い正しくして、天の賞罰正しき事掌に比し、畏怖れざらんや。又世の人貪欲非道の者を明らむるは、皆へば洞九郎が岩穴の中にあるが如く、數多の金も飢渇を助くべき料にならず、僅かに一滴の

水に劣れり。悟るべし愼むべし。又洞九郎が穴の中に在りつる始末、人の知るべき道理なしと雖も、都て是れ推量を以てしるせるなり。又駒毛の黒平が古社の裏に居たる故いかにとなれば、先達て家財を彼の社の裏に運び置きて、密かに貴代なし、妻の若芝とともに、暫時隱れ居たるが、彼の夜若芝は麓の村に一宿して居合はせざれば、夫の殺されたる事を知らず。歸りて見れば夫の行方知れざる故に仕方なく、何處ともなく落ち行きけるとぞ。扨彦惣香晒等夫婦の者は、幾日過ぎても洞九郎家に歸らざるを不審り、人を雇ひて攝州住吉の鄕士何某といふ者を尋ねさせけるに、さある人はなしといふにぞ益不審り、香晒は父といひ子といひ、行方しれず生死の程も覺束なきを悲しみ、其の出でたる日を命日として二人の菩提を弔ひ、徒に日を送りしが、彦惣が病ひ漸く怠りて、其の年の暮に全快しければ是れをのみ幸ひとし、夫婦相談して、泉州堺に住家を移し、彦惣は扇の繪を書き、香晒は扇を折りて、共稼ぎにしけるにぞ、漸々に貧しさを忘れけるが、是れより二年過ぎて、香晒又懷胎し、此の度は女子を産み、其の名を小田井と號けて育てけり。

諸迦跋嗟 汰宰者 醉菩薩方便品第三

爰に又攝津嘉門景春は、去んぬる頃管領由理太夫勝基に從ひて軍師となり、京都萬里小路に宅居を營み、日夜勝基の館に到りて、軍慮を運らし、忠を運びければ、勝基甚だ尊敬あり。然るに嘉門が母

身罷りけるにぞ、勝基初めて嘉門に妻を娶らしめ、其の名を此花といひ、男女二人の子を産みね、高く子は彦丸とて今年十一歳、次の娘は玉蟲とて七歳、末の娘は三歳になりけるが、此の女子右の腕に七つの黒痣ありて、七曜星の形に似たれば、其の名を乙星と呼びにけり。其の頃一休和尚は、未だ年若く在して、[illegible]の僧に、[illegible]なる草の庵を結び住みたまひ、[illegible]西来の意を示し、霜外の桃花を愛して悲動[illegible]の跡を慕ひ、[illegible]に[illegible]一[illegible]の[illegible]凌ぎ、[illegible]参禅の学者を[illegible]、[illegible]に対しては、[illegible]僅かに[illegible]の用をたすのみ。[illegible]に一物を貯へ給はず、唯酒を好み給ひて、[illegible]袈裟衣を賣りて酒に替へ給ふ。人是れを[illegible]に尽すといひし事あり。これを[illegible]といふ。[illegible]にて、[illegible]事なりしと宣ひしとかや。後小松院の[illegible]の宮にて、[illegible]給はぬにや、四姓の人[illegible]門に入れば、[illegible]と称す。出家として[illegible]の[illegible]を[illegible]すと狂雲集に見えたるは、實にも[illegible]、[illegible]狂道[illegible]を[illegible]、[illegible]を[illegible]、[illegible]素より[illegible]の[illegible]にて、[illegible]を[illegible]、

現世の事は更なり、過去未來の事總て曉り給はずといふ事なし。それは扨おき爰に又濱名金吾入道、由理太夫勝基、兩管領、豫ての鈴柄に依りて、諸國の列侯二裂に亂れ、濱名方に贔屓し、勝基方に引分れ、已に應仁元年二月、雙方洛中の東西に分れて、合戰ぞ始まりける。嘉門は益勝基を助けて種々奇計を施しければ、勝基方大いに勝利を得たりけり。然るに勝基方に屬したる、赤松正乘、秋庭原明、攝州鳥井野に於て、尾道助夏廣と戰ひ、利なくして、僅かに三千餘騎に打ちらされて、都をさして敗北し、岩倉山に陣を取り援兵を乞ひけるにぞ、勝基梅津嘉門を首將として、五千餘騎の援兵をぞ向けられける。時に嘉門倩々思ひけるは、我此の程天文を鑑み、蓍筮を下し見るに、勝基殿の天壽已に盡き、遠からず病を發して逝去あらん事必定なり。然る時は活龍忽ち死蛇となり、雷雲を放れて地に落つるが如くならん。斯かる擾亂の時到りては、我如何程忠烈を顯み、精神を盡すとも、孤掌鳴らざるの道理にて、とても世間無爲の計は行はるべからず。唯判官湊河に打死せしも、能く時を知れるなり。唯勝基殿の生前に爽やかに打死して、日來の恩義に報いなんと思慮を極め、今日を名殘と思ひ切りて、妻此花三人の子供等に今生の別れをなし、晴れの軍と思ふにぞ、華やかに鎧うて、岩倉山の陣に到り、正乘原明兩將を助け、諸軍に指揮して奇正虛實九變の術を盡し、種々の奇計を出して戰はしめければ、夏廣を始め濱名方の大軍大いに敗走して、死亡の者數を知らず。素より目

坐しき軍して打死せばやと思ひ定めたる事にしあれば、自ら長刀を打揮つて大軍の裏に駈け入り、四角八面に斬つて廻り、敵数多打取り、勢ひ猛くぞ戦ひける。此の日一休和尚は堺市に在して独酌の微酔に睡りを催し、草枕して少間睡り給ひけるに、忽ち鐘太鼓の音夥しく聞えて鬨の声凄まじく聞えければ、睡りを醒して頭を上げ、寝ながら枕屏風を押除けて岩倉山の方を見給ふに、春の空に色々の旗印翩翻として、紅葉を流す雲の波、山を荒ふが如くなり。扨は岩倉山に軍始まりけるよと、観牛の角の争ひに我が庵室までも修羅の巷となして睡りを妨ぐる、忌はしき奴原かな。これ囂しさよと口小言いひけるが、少間ありて少し静まりければ、然らば又一睡と思してとろ〳〵と睡み給へば、又陣鐘太鼓を打鳴らすにこそ、睡り給ふ事能はずして、益々腹立て給ひ、斯く騒がしくてはとても我を眠らせじ、せめては一杯を飲まばやと獨り盃を傾け給ひつゝ、酒を自在に[illegible]けて、酒中に天を行り[illegible]酔顔をあぶりておはしける。斯かる折しも山路より、武者一騎、手綱かい繰り、馬の面を此方へ向けて歩ませける。其の装束何なれば、紺村濃の直垂に、白糸縅の鎧着て、金物重く打つたる兜の緒を締め、[illegible]下して、青[illegible]の大口をはき、長覆輪の太刀を帯び、鍔の小[illegible]に日[illegible]を透したる腰刀を、小脇にかいこみ、鹿毛なる馬の太く逞しきに、連銭の文を打つたる鞍を置き、[illegible]立つ[illegible]鞦をかけて乗つたりける。身上に数多の矢を折りかけて、袖[illegible]射向に残る[illegible]、鼠に[illegible]

らず、全體血に染りて、白絲縅も緋縅と見紛ふるばかりなり。敵と思しき雜兵四人、後をつけて來りけるが、容易に手を出さず、木陰に隱れて窺ひけり。扨彼の武者は一休の庵の前にて馬を下り、長刀杖に傻倚きつゝ、柴の戸に立ち寄りて、ほと／＼と打敲きぬ。一休は最前より、金鐵ゑなたる鎧金物の音に交りて、轡の音の令々と鳴るに耳傾けて、落武者の過ぐるならんと思しけるが、程なく門を敲くにぞ、何者にやと思ひつゝ、庭下駄はきて、飛石傳ひに立ち出で給ひ、柴の扉を開き見給ふに、是れは豫て相知り給ひける、梅津嘉門景春なれば、「こは思ひ懸けざる事よ。和主も今日の軍に出で立たれしか。見れば痛手の樣子にて、戰ひ疲れたる體なり。」と宣へば、嘉門其の應へはせず、突然と問うて曰く、

「如何是勇士恁麼事。」

一休聲に應じて答へて曰く、

「吹毛急用不レ如レ前。」

嘉門此の一句を聞きて打點頭けば、一休則ち伴ひて庵中に入り給ふ。嘉門座を定め一息吐きていひけるは、「小子今日しも管領由理太夫の命を受け、援兵の首將となりて、岩倉山の戰場に向ひ、豫て思ふ旨あれば、今日を限りと思ひ定め、討死と極め候が、師父に賴み申したき一條のあるにより、一方を

斬り拔けて此所まで落ち参りし故、其の事別條も候はず。小子が先祖、[illegible]元弘の頃筑國梅津[illegible]の領主にして、月林[illegible]師を尊信し、法名を是心と號して、[illegible]慎む。其の後に國師の法語一卷を家に傳へ、小子も亦[illegible]法を尊ぶ志深く、一旦[illegible]山に[illegible]と雖も、由利太夫我が不肖の身を[illegible]望あるによりて、[illegible]の事を[illegible]るに違ひて、遂に其の志を遂げ得ず。是れに依りて[illegible]子彦丸を出家となし小子が志を[illegible]な[illegible]常[illegible]の道徳[illegible]に[illegible]、[illegible]して人[illegible]の思ひをなし[illegible]、師と[illegible]き人外に[illegible]る[illegible]からず、[illegible]は師父彦丸を御弟子と成し給はりて、微妙[illegible]この[illegible]の[illegible]今生の望みに候、陣中[illegible]の貯へも候はねば、これを布施物と思し給はれかし」とて[illegible]る太刀を取りて参らすれば、一休これを受けて宣はく、「[illegible]哉是れ南泉猫を斬るの利刀なり。[illegible]の[illegible]刀[illegible]に染めて来る[illegible]なれば、我これを[illegible]刀と號けて常に身邊に置き、[illegible]の頭を[illegible]法刀となして、[illegible]和主の遺物と見るべし。子息彦丸の事は望みの如くすべければ、心安く思はれよ」と宣ひければ、嘉門は今生の望みを遂げ[illegible]にき[illegible]。一休の[illegible]像に、[illegible]子の傍邊に太刀を[illegible]、来太刀の[illegible]といひ傳ふる、[illegible]斬くて時刻[illegible]ければ、嘉門いひけるは、「小子は最期[illegible]

ち上り門外に出づれば、一休も門送りして出で給ひ、嘉門が最期の正念を試みんとや思しけん、辭世の一句聞かまほしと望みたまへば、嘉門やがて詞をいださんとせし折しも、最前の雜兵四人木陰よりあらはれ出でゝ、且つ二人の兵、嘉門が左右につと寄りて、腰に無手と組み附きぬ。嘉門これを事ともせず、

うまれぬるその曉に死にぬれば

と上の句を靜かに吟じつゝ、長刀をからりと捨てゝ、二人が鐙の東方に左右の手をかけ、阿吽の呼吸を拍子として、大地に曉的投げ附けたり。殘る二人はこれを見て、なほ隙もなく組み附くを、腕首摑みて捻ぢ返し、此方を足下に踏みつけて、

今日のゆふべは秋風ぞ吹く

と下の句を吟じつゝ、右を投げのけ、左を蹴返し、長刀を杖に突きて礑と白眼みければ、四人の兵等は其の勇氣に恐れ、身を縮めてぞ逃げ去りぬ。一休これを見て呵々と打笑ひ「心地よし〳〵。辭世の歌の殊勝といひ、烈しき今の擬といひ、天晴の英雄かな。疾く〳〵極樂城に赴きて、阿彌陀將軍の軍師となり、二十五騎の菩薩軍を指揮して、閻王城を攻め落し、惡趣の衆生を救ひめせ」と宣へば、嘉門莞爾と打笑ひ「其の御詞は我が爲に、佛鬼一如の御引導、有り難し忝し。呉々も兒子が事、賴

み上げ實に」と、悟道の人も子故にこそ、流石に迷ふ闇の中、色こそ見えね鹿毛の[illegible]、銜取りて引寄せつゝ「馬上の失禮免し給へ。」と一禮して、乘らんとせし其の手にて、優々く足を踏み固め、打乘りける折しも、再び又貝鐘太鼓を亂調に打立て、[illegible]波の鬨を揚げつゝ、天地も崩るゝ計りなり。嘉門馬上に長刀を小脇に引側めつゝ、山の方を佶と見て、扨は味方敗軍と覺えたり。いで\今一軍して目に物見せん。暇申す。」といひ捨てて、[illegible]を鳴らして走せ行くに、怪しいかな空中より、一團の陰火落ち下りて、忽ち一つの鼠と化し、嘉門が馬の尾に飛び附きて共に行く。これ前年惡靈の鼠鳥部野に會合して、云ひ交したる詞を違へじと、修驗者頼豪院が怨念、嘉門を[illegible]なし。さる程に嘉門は再び又戰場に到り、濱名方の大軍の眞中に驅け入り、長刀を縱横に當るに、[illegible]誇つたる勢を八方に追ひ散らし、蜘手輪違十文字、縱横無盡に驅け破り、彼に非は此に隱れ、火花を散らして戰ひぬ。聚散離合の有樣は、須臾に變化して、前にあるかとすれば忽焉として後にあり。飛鳥の如くに働き、在所を見定むる事能はざれば、打たるゝ者其の數を知らず。嘉門其の[illegible]ひ、なほ數ヶ所深手を負ひぬれば、今は是れまでなりと思ひつゝ、如意が嶽に驅け上り、[illegible]の上に結跏趺坐し、[illegible]り出して、岩の苔を打拂ひ、筆を染め、再び又辭世の頌をぞ書きたりける。

提ゲ持ツ吹毛ヲ　截ニ斷ス虚空ヲ　大火聚裏　一道ノ清風

といふ句を書き終りて、差添の小太刀を抜き腹十文字に掻き破り、俯臥になりてぞ失せたりける。時に一陣の疾風颯と吹き来りて、樹木岩石鳴動し、又彼の妖鼠顕はれ出でて嘉門が臓腑を喰らひけり。深き怨念の程こそ恐ろしけれ。此しも冬の半ばなれば、此の日夕暮より大雪降り出し、暫時に高く積りて世界一面の白妙となりけるが、萬里小路の宿所には、嘉門が妻此花夫の打死を聞き、豫て思ひ儲けたる事とはいひながら、無慚にも悲しくも覚えて泣き沈みけるが、嘉門が詞に、我討死すとも、共に失せなんと思ふべからず。何方何なる所にも身を忍びて、三人の子供等が行末を見届くべしといひ残し置きつれば、露の如くなる我が身さへ消え侘びて、死ぬる事さへ成り難く、唯三人の子供等を身近く置き並べて、日に稱名日に涙、泣くより外の事ぞなき。斯くて翌くる朝にもなりけるが、濱名方の兵共、嘉門が妻子を搦め捕りて、入道殿の恩賞に預るべしと相議して、嘉門が宿所を取巻きければ、召仕の男女共は、此の騒ぎを恐れて、皆散り〳〵に落ち行きぬ。此花は急がはしく三歳になる乙星を懐に抱き、一袋の沙金を携へ、大幢国師の法語の巻物を、九歳になる娘玉蟲が懐に入れさせ、我が身は市女笠著て壺折姿に扮し、逃れ出でんとするに、早敵兵前後の門に、犇々と寄せたりければ、逃れ出でん様もなかりけるに、彦丸かひ〲しく馬に打乗り、長刀を打揮つて前門に寄せたる敵兵を追ひ散らし、「母上此の隙に疾く〳〵落ち給へ」といへば、此花は玉蟲が手を取りて出で、「彦丸

必ず無益の殺生して怪我過ちすな。速く、跡より來れよと言ひ捨てゝ、暮れかゝる日の暮に向ひて岡を下りける。
むごい事を致されて、甲斐信濃に飛んで、一片の惧ともなく御身は今日まで仕合せなく、はや時も
失ひし、なんに、今日は忽ち面影も失はれて、立ち寄る木蔭より面影を心見し、木の間に伏したる
無念に、有爲轉變の習ひとはいひながら、哀れなりける事ぞかし。かゝる程に木の花は、玉々と
に近江國に落ち行かんと、如意山の山路に差掛かりしが、雪は頻りに降り増さりて、漫地に
と言はれ、道を埋めて行く方も分け難く、山越の寒風膚へを刺す如くにて、手凍え足萎へて、い
かにともすべき樣なく、彼處に倒れ此處に伏して行き悩み、雪路を辿る事、漸う青井の谷を越え、
て亭候の邊に、暫く休らひて息を吐き、彦丸はいかにして來る事の遅さぞや、もしや路に倒れて徒に
れはせざるかと、跡を氣遣ひ、爰ら難儀、跡に殘せし子を思へば、進みもならず退くも身を
ら踏めず、進退共にさへぎり、足なき蟹に似たりけり。降る雪は風に吹かれて、内打払ふ隙もなく、
に結ぶ氷柱も氷れば、劍を逆に植ゑ並べたる樣にて、刀山劍樹の如くなり。手の指は小枝の如くに
金ふいて、赤色となりたる樣々紅蓮の衆生に異ならず。六の巷の六花、衣の肌も細く、八寒地獄の
苦しみも、爰に過ぎじと思はるゝ。雪衣だになければ、雪水に衣濡れて、吹雪に面を打たれつゝ、
の身上いらゝず、寒氣骨に透りて堪へ難ければ、母は二人の子を抱き、子は亦母を抱かんず、玉の涙は

聲にていひけるは、「母上なう我が身は少しも寒からねど母上には嘸寒からめ。御持病は起らずや、氣分はいかに侍るぞや」。切めてこれ召して寒さを凌ぎ給はれかしことて、震ひも足らぬ小さき小袖を脱ぎ母の肩に打著せて、其の身は戰々と振ひ、齒の根さへ合はぬ有樣を見て母は涙せきあへず、小袖を押返して玉蟲に打覆ひ、「吁親なればこそ子なればこそ其の樣にしてくれる。左樣な因果な身に、何として其方の樣な孝行な子を儲けしぞ。可憐しの我が子や。昨日までも管領の重臣と人に敬はれ、其の妻子なる我等まで、榮華を極めし身なれども、夜の間に變る此の難儀、あしき時節に生まれ合ひ、憂目を見する不便さよ」と口說き立てて右の袂に抱へつゝ、冷き顏に我が顏を押當てて、咽せ返りつゝ泣きけるが、涙さへ氷となりて、霰たばしる如くなり。懷に抱きたる乙星も、寒さに堪へざるにや、いと苦しげに聲立てて泣くにぞ、「泣くな／＼」と搖り上げ乳房を口に含ますれど、乳汁さへ飲まず猶頻りに泣きければ、「尤もぞ／＼、襁褓の中より大事にかけて、荒き風にも當てぬ身を、斯かる雪風に吹晒させ、母が肌の溫氣も、冷え通りたる懷に、凍えて泣くも宜ぞかし。可憐しや可愛や」とて抱きしめ／＼、悲しむ聲の哀れさは、翅の下に雛鳥を、暖め兼ねて鳴明す、霜夜の鶴に異ならず、斯くて時をぞ移しける。爰にまた有漏路太郎、無漏路五郎といふ、兄弟の強盜あり。兄太郎は今年二十歲に到り、弟五郎は十六歲にして未だ前髮あり。頃日岩倉山に軍ありと聞き、落人あらば、馬物具太刀

刀を奪ひ取らばやと、此の山中に徘徊し、此の折しも木蔭に隠れ居て、此花が宝刀を[illegible]、美目容の美麗しきを見て、彼を奪ひ取りて人商人に賣らば良き價にならんと思ひ、[illegible]きわけなれば、何れにも良代物ぞと點頭き合ひて突と走り出で、無漏路五郎[illegible]様に、玉蟲を捕へて遁げ去らんとすれば、此花は大いに驚き、其の子をいかにするぞといひて取り附くを、有漏路太郎[illegible]といひて、刀を抜いて此花が肩尖を二三寸計り斬り込みければ、あなやと叫[illegible]へて仰様に倒れ、山寺の小童等が作りたるにや、背後の方に在る[illegible]にあたりに[illegible]れば、血汐さつと迸りて、達磨の身にぞ懸りける。時に此花が懐より、乙星を撲的落しければ、乙星は聲を立てて泣き叫ぶを、有漏路太郎足にかけて谷の裏へ蹴落しつ。此花はこれを見て「こは情なや悲しや。」といひて、肩尖の疵を押へ、痛手の苦しさも忘れて谷を見下しつゝ歎きけるを、無漏路五郎も刀を抜いて一太刀斬れば、呀と叫びて身を悶え、髻切れて黒髪が、風に亂せし有様は、葉も深き青柳を、時にもあらで見るごとく、身上は朱に染りつゝ、帷子雪に散り交る、寒紅梅に異ならず。苦しき息の下よりも「彦丸はいかにせしぞ、疾く來て我を救へかし。」といひつゝ、右左に慢倚き「此の子を返せ。」といひて玉蟲に取り附けば、無漏路五郎丁と斬る。「谷へ落せし幼子を取つて戻せ。」と立ち寄れば、有漏路太郎礑と斬る。彼方此方の弄斬り、七轉八倒身を悶え、「あな苦しや堪へがたや。假

令我をば殺すとも、二人の子供は助けてよ。慈悲ぞ情ぞ此れなう。」と、叫ぶ聲さへ絶え〴〵に、虚空を摑む苦痛の體、二人の賊はせゝら笑ひ、「何程號いても聞き入れる耳持たぬ、情心で我々が、活業のなるべきか。無益事をいはずとも、鱠の料理を賞翫せよ。」と、さも憎さげに交る〴〵罵りつゝ、慰み半分片手斬、猶幾太刀となく斬りけるにぞ、斬る度に血汐走り、雪の達磨の身に懸りて、其の半身を紅に染めなしたり。斯くて有漏路太郎此花を蹴倒し、足下に踏み附け、止めの刀をぐつと刺せば、あつと叫ぶが此の世の名殘、あへなく息は絶えにけり。無漏路五郎立ち寄つて、懷を探り見れば、果して一袋の沙金あれば、之を奪ひて死骸をば、谷の裏へ蹴落しぬ。有漏路太郎は玉蟲を小脇に抱き、兩人ともに行方も知れずなりにけり。扨彥丸は敵兵に取籠められて、既と〳〵危かりけるを、やう〳〵驅散らして、此の山路に馬を進めけるが、戰ひ疲れて丫角を振亂し、身は雪に濡れ通り、氷を握る如き手綱を搔繰りつゝ、「母上は何處にぞ、母上なう〳〵。」と呼ばはりつゝ、跡を慕うて來りけり。時に麓の方を見下せば、敵大勢飛ぶが如くに追ひ來る。雪は益降亂れて、雪頹しの音轟々と鳴りどよみ、敵の喚き叫ぶ聲に合して、いと凄まじく聞えけり。已に敵近々と寄せたりければ、彥丸は駒の頭を引返し、長刀を打揮つて向ひ合ひ、敵は步立、此方は馬上、蹴上ぐる白妙雪煙、玉塵を踏散らして、大きに戰ひけるが、彥丸は年僅かに十一歲なりと雖も、父の武勇を承け續ぎて、膽氣熾し

一、力量は殊に勝れ、武藝も文章通じて、小腕に希有の力業、[illegible]近付く兵の、鎧の總角か い掴んで中に提げ、弦走右左の帳端を投げわたせば、其の人礫に當りたる武者共は、四五人連れて谷底へ、眞逆にこそ落ちたりけれ。此の時しも雪嶮しきにどうと吹き、彦丸が馬岩に足を躓きて、小膝を折つて㨨と伏しけるにぞ、歩立になり、長刀を捨てて、太刀に戰ひけるが、左の臂に手を負ひて、血潮の迸り、是れも谷の雪の達磨に縋りけり。手を負ひても勢ひ益〻猛かりければ、敵兵は辟易し、扨も奇怪なる童かな。小天狗の化身にや、人間業にはよもあらじ」と、とても敵對叶ふまじと、皆一同に逃げ失せたり。彦丸も今は大いに疲れ、息切れて堪へざりければ、雪をふくみて咽喉を潤し、しても太刀を道に突き、雪の達磨を屹と見て、「あな不審しや我が血潮、此の達磨に懸るとひとしく、其の儘血潮と一つに合し、下身迄で赤き達磨となりたるは、心得ざる事なり。同血にあらずとせば、如何で斯かる事のあるべきや、もし母人此の所にて人手に懸り、此の達磨に血を濺ぎ給ふにはあらずや」と、雪中を突き崩し見れば、母の着たる市女笠のありけるにぞ、扨こそと思ひて胸轟き、なほ能く見れば雪中に、小さき足跡のあるにぞ、妹玉蟲も此の所まで附添ひ來つるに疑ひなしと思ひつゝ、雪に連れし跡を慕ひ、谷の半ばまで下りて見たりけるに、岩の間に止まりて、母の死骸のありけるぞ、こは〳〵いかにと仰天し、肝心もなくなりて、暫し呆れて居たりけるが、良ありて岩木の間に凍り縮みたる屍を抱

き揚げ、そも何奴の仕業にて、斯く無慙なる事をばしけるぞやとて、且悲しみ且怒り、拳を握り齒噛して泣き悶えけるが、二人の妹はいかになりしぞと、これも又氣遣はしく、母の懷中の沙金の失せたるを見れば、盗人の所爲なるか、今一足遲かりし口惜しさよとて、悲歎の涙に咽せ返りて、人心地もなかりけるが、再び又敵追ひ來ると覺えて、鐘の方に貝鐘の音鯨波、凄まじく聞えければ、忙はしく土掻き拂ひ、土中を穿ちて死骸を埋め、松の枝を折りてしるしを立て、原の所に登り來て、獨言にいひけるは、「敵兵又追ひ來ると覺えたり。我戰ひ疲れたる上、肘に手を負ひ、疵口に寒氣通りて痛み堪へ難ければ、今は敵する事叶ひ難し。阿容々々と捕はれなば、花々しき討死して、武門の譽れを殘し給ふ、父上の恥辱なり。殊更母人は人手に懸りて失せ給ひ、二人の妹が生死さへ知れざれば、我が身一つ生き存ふるとも、何の效かあるべき。爽やかに腹切つて父母の跡を慕ひ、死出三途を伴はんには如かじ」と思ひ定めつゝ、太刀を取り腹掻き出して、はと／＼突立てんとしたる處に、「やれ早まるな暫しく。」と聲懸けて、雪の達磨の背後より、蓑笠を著て立ち出でたる人を見れば、乃ち是れ一休和尚にぞ坐しける。彦丸は豫て相知りければ、「こは能き折節御坊に見え參らする有り難さよ、斯樣々々の故に因りて、切腹と思ひ極め候へば、希はくば御引導を御授け下されかし。」といへば、一休宣はく、「我汝に見えて語るべき事あるにより、萬里小路の宿所に赴かばやとまうでしに、早敵兵放火せし

と聞き、引返す途中にて噂を聞けば、汝此の山中に落ち来しといふによりて、跡を慕ふて来りしなり。昨日華門和尚が庵に来り、斯々の宿志を語り、汝を我が弟子となし、今生の望みを遂げしめよと頼みし、再び戦場に引返しぬ。其の証は之なり。とて、彼の布施物に残したる太刀を見せ給ひ、又宣ひけるは、父の討死時の非命に死したるも、皆是れ過去の宿因なれば、如何ともすべからず。汝且三界に迷はんより、生きて我が直示人心の法を傳へ、永く父母の菩提を弔はんに如かじ。昔達磨大師、嵩山の少林寺に寓居して、九年面壁の時、神光といふ僧、終夜雪中に腰を埋めて教へを乞ふ。達磨容易に教へず。神光我が苦行の験はさんとする志を顕はさんが為に、密に利刀を取り、自ら左の臂を断りて達磨の前に置く。達磨これを見て、法の為に形を忘るゝの所為、法を傳ふべき器量あるを知り、心に心要を伝への教へを以て諸仏無上の妙道を傳ふ。二祖大師慧可といふは即ち此の神光が事なり。汝今日我に手を負ひ此の寺の達磨の前にて、我が弟子とならん事、慧可大師安心得道の趣に似て、甚だ深き因縁なり。汝が心いかに〳〵と宣へば、彦丸喜びて切腹を止まり、徒弟とならん事を乞ひければ、一休宣はく、善哉々々、汝が先祖左衛門清景の法名を、是心といひける由、汝が法名を是雲と與ふべし。雲の字は是れ我が狂雲の一字なり。とて、彼の華門が遺物の太刀を抜いて彦丸が髻を切り給ふ。折しも又貝鐘の音、鯨波、喧しく聞えければ、すは追手来れり。と宣ひて、間道より伴ひて庵に帰

り給ひけり。是れより彦丸剃髪して、一休に從ひ、同庵に住みて、坐禪念經の外、他事なかりけるとかや。

稲妻表紙後編　本朝酔菩提　巻之三

諸矩羅　姉妹本事品第五

桑林に骨をとゞめての霊気なりとて、禅室の三尺を嫌ふも、深山に花を咲するも天に返すも、幾生の縁の所為
路も、善悪不二と悟る時は、何ぞか裏何ぞか表ならんや。那智山といふは、信濃、越中、越
後三国に跨り、東西は五十里余、秋田の奥、幾への谷峯、遙かに遠く、とは渡島の辺の蝦夷の
これを花と遊しに、凡そ十里に余りて、恒河沙々として巌をなせり。山復山何れの工か精
ひ甘く晴れたり。水は家に紅葉の色を染め出して、清らなり。山は見事に
谷深うして未だ遥く、真に深山なり。斯く世を世に、目にも耳にも不二の境
雲の時を過ぎ、不義の富を望まんとして、身を掛け候の至なり。其の指示を尋ぬるに、近年
は、常在霊山に住み、自他二つ隔てなき遊女に、曲節の調べは更なり、歌の道にも明かなり
多くの人に愛でられし身なれども、一心は思ひへるその日暮、書画も嗜む
霜落ちて斯かる身には成りけるなり。年は五十歳に近く、春の花は散り果てて、今は色香も失せたる

ど、身體は健やかにて若き人にも勝りけり、始めは此の山里に住み交りて、或は山賤の樵路に通ふ花の陰、休む重荷に肩をかし、月諸共に山を出でて、少しの賃錢を貰ひ、或は又織姫の五百機立つる窗に入りて、枝の鶯綵繰車、紡績の宿に身を置き、人に雇はれ手間仕事して、僅かに命を繋ぐ錢、世を空蟬のから衣、拂はぬ袖におく霜は、夜寒の月に打ち進む、碪の音も忙しくて、靜心なき身なれども、昔忘れぬ身嗜み、老女の化粧冬の月、げに怖ろしき姿なり。年に似合はぬ岩乘にて、道を走り岩を跳ける事、人に勝れて早ければ、昔此の山に山姥とて、飛行自在の鬼女ありける。それにも似たりとて、里人等百魔山姥とぞ呼びにける。斯くてありけるに、此の山奥にさるやんごとなき尼公の世を避けて住み給ひぬるが、此にて終焉を取り給ひ、其の跡空屋となりたるを幸ひとし、其の從者共を追拂ひ、其の家を奪取りて住みぬれば、斯かる深山にあるべしとも覺えず、鄙に目なれぬ結構の殿造りなれど、爰に移りて幾年を、過ぎぬる月と檜皮屋根、今は苔に葺替へて漸々に住み荒らしぬれば、繪障子金襖の破れたるを古反故にて補ひ、蔀雨折戸の崩れたるを荒繩にて繕ひ、帽額の翠簾の傍には、薦席を垂れ、緞帳の風洩る處には澀張の紙帳を下し、高麗緣の疊の足らざる所には、蓆のおどろを敷物とし、破几帳に冬籠りの寒さを凌ぎ兼ねては、莚屏風を立て廻し、高蒔繪の御廚子に、擂槌擂盆缺陶賤しき器を置き並べ、香の薫の染み込みて、昔ゆかしき經机に、獸の肉を屠るなど、にげなくも

無慙にも覺えたり。素より貪欲深き者なれば、金銀を貪る一つの惡計を思ひ附きて活計とす。故ありて兼て貯への金ありけるが、人に雇はれ賃仕事して、貧しき中にも惜しみて遣はず蓄へ置きしを本資となし、折々山を下り人商人に就きて、幼き女の子供を價安く買ひ取りて數多養ひ置き、[illegible]と、賢きと愚かなるとを選び分けて、それ〴〵に種々の藝を仕込み生ひ立てて、或は傾城、白拍子、傀儡、蓮葉女、髮洗、湯女、或はあんにや、浮身宿、比丘尼、辻君、惣嫁やらうなど、隨分に因りて上下を分ち、本金に十倍して價を高くし、都鄙に賣り渡して非道の金を貪り、これを上なき樂しみとして過ぎけるが、人里遠き深山なれば見れども知る者なかりけり。類は友を集むる理にて、彼の有馬路太郎無潮路五郎兄弟の強盗、梅津嘉門が娘玉蟲を、此の老女に賣り與へたるが緣となり、兄弟共に今は此の老女に隨身して、此の家に住みけるが、老女は折々彼等兄弟を諸國に旅立たせて、容貌好き女を買ひ取らせ、又は奪ひ取らせもして、貪欲を貪りぬ。美目貌能く、太夫白拍子抔にも賣らるゝと思ふ幼女には、常に紅粉を粧はせ色能き衣を着せ飾り立てて大事に育て、みめ悪しきには、僅かに肌を隱すばかりの繿褸を着せて、柴を刈らせ水を汲ませ、又は畠の畔に追ひ下し、切割煮焚の業をさせて、嚴重しく追ひ使ひ、聊か意に背く事あれば、忽ち呵り罵り打擲きなどして、只管邪見の擧動をなし、露許りも情心を持たざれば、幼き者どもの目には、女の鬼とも見え、山姥と異名を取りしも宜なり

と思ひて恐れ合ひぬ。一日老女例の如く幼き者共を並べ置き、盥に湯を取らせて、一人々々に呼び出し、磨きしてやりながら彼方に向ひ「これ青柳よ。そちは長門の下の關へ遣はすべき約束あり。下の關は能囃が專らぢや。昨日教へた小舞を舞うて見せよ。これ絹よ、そちも爰へ出て、鼓を打て」といふにぞ、七つ許りの女の子、鼓を取つて進み出で、ヤアハアと甲張つた掛聲して、拍子をすゝむれば、青柳といふは、十一二ばかりにて、短き振袖著たるが、扇把つて立ち上り、

それ山といつぱ、塵土より起つて、天雲かゝるせんぢやうの峯、海は苔の露よりしたゝりては、たうをたゝむばんするたり。

と唄うて舞ひけるに、老女は此方の子供が、顏を洗ひさしてこれを見つゝ「否々さうではない。それ山といつはといふ時さし扇して、大まはり小まはりをして、塵土より起つてといふ時かざし扇して、雨雲かゝるせんぢやうの峯と、左右を一つして、かいこみざしをして、拍子を踏み前へ歩み、海は苔の露より滴りてはと差廻して、後へさがるのぢや。今一度舞うて見せよ」といふにぞ、又一さし舞ひけるに、老女は氣を焦ち「扠も〳〵心得の惡き奴かな。斯う舞へ」といひつゝ、居ながら舞振をして見すれば、漸う心得て舞ひ直しけるに「それでよい〳〵。必ず又忘るゝな」と、呵りつけて退かせ、「此の次には初花出でよ。そちは美目貌勝れてみやびたる生まれ故、江口の君か神崎の阿曾比子にせ

ねはならぬ。琵琶を彈いて催馬樂唄へ」といへば、八つ許りなるが出でて斜にすわり、膝の上に置きあまる琵琶を抱き、覺束なげに爪調して、東屋といふ催馬樂をうたひける。

　四阿の、雨下の軒の、其の雨濺ぎ、我立ち濡れぬ、其の戸開かせ

と糸ぶりに唄ひつゝ、琵琶をぽいとぽいと鳴らしてのきければ、老女云く、「此の度は浮草出でて、それは目下に情らしき處あれば、浪花へ上せて瓢簞町の太夫にする積りなり。義太夫節唄へ」といへば、浮草は三絃とつて彈鳴らし、催馬樂の古風なるには事かはり、いと新たなる調子にて、

　たえて、會はずと、文をさへ、かまへ、

と唄ふを聞き、「否なうちやかやかい。それでは師も三味線も遣うた。それより浮草の悪い唄、三味線でもこ遣せ」とて、爪のさきにて引鳴らし、

　たえて合はずと、文をばかよへ、ふみは嫉妬のなかとなる。背をぬる、我がたもと

一斷うたへ」ことて、三絃を押しやれば、浮草は暫く彈唄ひして進みかぬる其の儘に應出でく、それは都へ上せて白拍子にする積り、昨日教へたは、昔祇王が清盛の前で唄うた今樣なや。此の席にはよい文句、忘れはせぬか、うたうて見よ」といふにぞ、奉りて出で、扇を取つて拍子を打ち、

　蓬萊山には千歲經る、萬歲千秋重なれり。松の枝には鶴巣食ふ、巖の上には龜遊ぶ。

と折返してご唄ひける、「オ、それでよい。此の次は露野が番ぢや。疾く〳〵出でよ。」といひければ、年は十許りにて、額髪を前に垂れ、油つきたる布子着て、身上に湿瘡をかき爛れたるが、拇の痒がりを掻きつゝ出づれば、老女はこれを外眦で邪睨み、「そちはわけて物覚えの悪い奴ぢや。忘れはせぬか、身に染みぬと股をふつつりいはするぞ。文彌節の袖時雨弾いて見よ。」といへば、怖さに身中戦慄きつゝ、三絃把つて哀れげに、

子を捨てる、藪に生ひ立つ鵺鳥、父よ母よと鳴くからす、月もかたぶく胸の闇、髪のおくれのはらはらと、子に迷ひゆく袖しぐれ。

と泣聲にてうたへば、「なにが悲しうて泣き居るぞ。まそつと泣けよ。」と引寄せて、太股をふつつり抓れば、わつと叫ぶを青柳が、誘めて彼方へ連れ退きぬ。其の跡へは五つか六つの傷しき小比丘尼が、黒木綿の頭巾を被り、柄杓を腰にさして出づれば、老女云く、「そちは今少し生ひ立てて、伊勢が熊野へやらねばならぬ。比丘尼といふ者は牛王寶とて文匣を脇挾み、熊野の地獄の繪説して、血の池の穢れをいませ、不産女のあはれを泣かすが活業ぢやぞ。いで比丘尼歌うたへ。」といへば、「アイ。」と答へて小さき指に、比丘尼鉦を打鳴らし、

梅はにほひよ、櫻は色よ、人は定目より唯心、お勧進、おやんなア。

と古も廻らず唄ひけるは、わけて哀れに見えたりけり。此の次には岸田出でよとて、いはれて出づるは十二三、容醜き幼女なり。皆女倩打襯り、それは大きなかほき物、面といへば丹波茂の竹の様に荒々しく、額といへば檜皮、色は麦餅見る様で、肌は鮫肌足は鴨、腰さへ一堂の鳩のやうな、一つとして取得がない。せめて傀儡にも賣らぬと思へど覚束なし。それが生まれ在所の轡茸か、旅人をもてなす詞を覚えて居るげな、露野を相人にしてそれいうて聞かせよとといひければ、岸田は露野に寄り添ひつゝ、可笑しげなる身振して、

いかになよ、旅の殿さ、お草臥であるべいに、おくはりも出しめせ。おらが申さう。扱な盆に巳騎、お笑止や／＼。咽のひつつき申すに、水をへた飲み其の序に、湯なりと参り申さう。あゝ、お笑止や。山蛇のねまり申したる様な、大飯かきとりて腹にあまるに、為にて夜をふけあかしめさるべいよなう。明日は又道中だんべいに、しつくいを枕にぶつつけ目ばれぬか。これな旅の殿さ、情ない。なんだ、蚤が多くしてつかんではうぎるべいに、痒くはひつ掻くべいよ

と、此の様にいうて、おもなあきます。まだ歌がござる。とて、調へたる声して、

君が来ぬ夜は、瞼もあはぬ、涙の淵へ枕をつつはあた

と訛り歪みて唄ひければ、さしもの老女も忍びかねて、可笑しき奴とぞいひけるが、此方の子供が襖際

も大方にしてとらせ、一人殘るを洗ひながら、「そちが此の襟の黑さは何事ぢや。車牛の襟皮を、飾磨の褐に染めたりとも、これ程黑くはあるまいぞ。ちと心して垢をたけな。」と叱りつゝ、皮も剝りむく許りに洗ひければ、痛さに堪へず、ほろ〱と淚を零すを、突き遣りて背後を顧み、「これ竈の前の小女郎共、なぜ此の樣に煙らし居る、目が明かれぬは何するのぢや。無益に薪を費すな。食物扱ふ傍で虱拾ふな、汗穢い事知り居らぬか。これ伊勢平氏よ、そちは目が眇みたれば、靑菜を選らば驗抑明けて、山蛭に氣を附けよ。鼻平太よ、そちは鼻に六分あれば、汁鍋に向はば鼻汁を能く拭へ。出尻よ、そちは上り坂に勝手がよい。峯に登つて薪を樵れ。鳩胸よ、そちは下り坂に勝手がよい。谷に下つて水を汲め。猫背よ、鼻垢丸めて何にする、汗穢い事しをるな。家鴨よ、鍋の尻洗つたら、干菜刻め。痣よ手が明いたら洗濯物干してこい。白眼よ、そちは邪眼ぢやから、筍の番が相應ぢや。裏の藪に氣を附けて、猿に筍取らるゝな。小雪よ、手習精出せ、居睡すな。のらかわくと、あれ見よ、有議が樣に机に凭せて、茶椀の水を持たすぞよ。弦藻よ、灸は幾程据ゑたぞ、そちは病身者ぢや、澤山に据ゑをれ。そちは死ぬは構はねど、こちに損の懸るが迷惑ぢや。野鷄よ、そちが眉のひき樣は何のざまぢや。京の地藏祭に、石の地藏の面を化粧した樣ぢやわ。落穗よ、疊に白粉をこぼすな。紅を唾で解くなたはけめ。帥路よ、額剃りつけたか、氣疎くすな。冬野よ、能く髮を梳いてやれ、梳櫛の齒を

かくな。」と、口速に囁きつゝ、彼方此方を睨め廻し、心を配る忙しさは、慈悲も情も夏川に、鵜縄に附くが如くなり。「あゝ世話やかす奴等かな。」とて、欠しながら腰をのし、「どりやちつとの間休まうか。」と、呟き〳〵奥に入り、年端なる子供等を呼び、蒲團の上に寢そべりて、一人には腰を打たせ、一人には白髪を抜かせ、鯖の串焼を肴にして酒器の酒を飲みながら、有漏路太郎無漏路五郎兄弟が、木太刀を打合はせて、兵術の稽古するを見つゝ、太刀筋に非難を打ちて居たりけるが、氣草臥やしたりけん、ほく〳〵と睡り出し、頓て熟睡したりけり。兄弟の者も太刀打を止め、次の間に出でて休息しけるが、太郎弟に對ひていひけるは、「主の老女幼き者を賣り買ひして貪る金、定めて多くあるべければ、奪ひ取らんと思へども、何處へ隱し置くやらん、其の在所を知り難し。」といへば、五郎云く、「己も疾くよりしか思ひ、隱しおく所を見出して奪ひ取り、御身と我と配分して逃げ去らんと、心を附けて闚へども、今に於て知れ難し。さりながら長き中には嗅ぎ出さでは置くべからず。」といへば、太郎ほくそ笑き、「唯何事も密かに。」と、互にしめし合はせけり。常言に、蟷螂蟬を捕ふ、黄雀の後に在る事を知らずといふは、此の家の老女が類なるべし。

姉妹本事品第五（後談）

茲に哀れを止めしは、梅津の娘玉蟲に、諸事の哀れを止めたり。前の年有漏路兄弟に奪ひ取られ、

僅かに十七貫の身の代にて、此の老女に賣り渡され、名を紅兒と號けられて、此の家に在りけるが、生質世に勝れて美麗なれば、老女は千金になるべき貨物と、末頼もしくおもひ、日夜琢磨して化粧させ、種々の遊藝を敎へて生ひ立てけるが、時光過ぎ易く日月梭の如くにて、早くも五年を經て今年は已に十三歳にぞ到りける。然るによく／＼惡しき宿世にや、疱瘡の勞り重くして、命も危く見えけるが、素より邪見の老女なれば、彼を憐む心は聊かもなけれども、金にすべき貨物と思ふ故、自ら看病して種々に心を用ゐけるにぞ、命許りは助かりけるが、花の如く玉に等しき顏容忽ち變じて醜顏くなり、前に比ぶれば別の人かと疑ふ許りになりければ、老女は唯惘れ果て、今少し早く賣り遣はさば能かりしものをと後悔し、其のよな面になるならば、寧そ死ぬるが益しなるに、中々に生きて居て娑婆塞げなる業人めと、やら腹立ちに惡口し、とても辻君にもならぬ奴、切めて本錢うめる程責め使うて遣るべしとて、萬事を苛く當りけるが、紅兒は我が身の因果と諦めて、朝には霜を冒して遠き峯の柴を刈れば、松吹く嵐に身を破り、夕には夜を籠めて深き谷の水を汲めば、岩漏る露に袖絞る、夫れのみならず漱ぎ洗濯煮焼の業に到るまで、我が身獨りに管りて是れを務め、又は苧を績み絲を繰り、露許りの暇あれば、老女の足腰を撫で擦り抔して、少しも身を休むる事成り難く、身には一重の襤褸を著て、寒夜を凌ぎ兼ねぬれば、漸々に痩せ細り垢積りて、彌々醜き姿となる。聊かも怠る時は打擲か

れ、食止めをせられて、憎さげに呵まれ、活けつ殺しつの辛き目を見て、種々の折檻をうくるにぞ、浮世を恨み身を悔み、涙の乾く時もなく、袖乾す隙も無かりけり。斯くて一日例の如く水を汲みに出でけるが、覚束なくも呼子鳥の、聲も寂しき山中を、木の間萱原分け行けば、足は棘に切り裂かれ、流るゝ血汐血の涙、櫛さへ取らぬ黒髪の、肩に亂れて蜘蛛の、絲に纏はれ繋るゝ。足手は萎ぎ身は疲れ歩み煩ふ苦しさは、何に譬へん様も無し。一洞寂しき谷の聲、梢に響く山彦の、音凄き深谷に、心細くも只一人、岩に腰を打懸けて、過ぎ来しかたを思ひつゝ、口説き言こそ哀なれ。「呼世の中に我が身程、因果な者は又あらじ、世に時めきし武士の、家に生まれて父母の、恩恵も深き宿の裏、御乳や傅に傅かれ、透間の風も厭ひしに、今は寒夜の荒莚、賤の手業に身を使ひ、賤しき者に踏まれたり叩かれたり、口惜しいとも無念とも、家名の穢れ父母の恥、寧そ死なめと思へども、昔しや兄上妹の、此の世の中に存命へて、又逢ふ事も有らんかと、思へば死ぬも死に難し。」と、獨言して谷川に、我が身の影を映し見るに、顔も容も變り果てて、我が目にさへ我が身とも覺えざる光景なれば、「あな淺ましや、梅津の嘉門景春が、娘とこれがいはれうか。恥かしき姿やな。」と、いひつゝ、擲的打伏して、悲しむ效も嵐吹く、峯に音する伐木の、丁々とのみ聞えけり。再び又いひけるは、「今日は則ち亡き父の命日にて、母の爲には逮夜なれど、跡とふ人もあるべからず。父上は武士の道を立て、覺悟の上とはい

ひながら、修羅の巷の戰場にて、討死をなされたれば、冥途の程も覺束なし。まして況んや母上は、人手に掛りて非業に終り給ひぬれば、我々兄弟三人の、兒等に心が引かされて、定めて浮みはなされまじ。痛はしや中有とやらに迷ひ居て、さぞ我々を戀し懷しと思すらめ。世が世の時にあるならば、亡き御跡のとひ弔ひ、いかにも營み申すべきに、今は僅かに香花を、手向くる事だに成り難き、勿體なさよ悲しさよ。」といひて、又潸々と泣きけるが、善光寺の御佛は、是れより西に當ると聞けば、娑婆と冥途の堺川、西方淨土も遠からずと思ひつゝ、西の方に打向ひ、戒名だになき靈魂は、唯父母といふ許り、人目をはれて思ふ程、祭る事だにならぬ坂や、此の手を合はすがせめての手向と伏し拜み、「南無阿彌陀佛あみだ佛、亡き父母を憐みて、苦患を救はせたび給へ。」と、いと悲しげにいふ山の、鳥獸も鳴きそへて、聲を安計呂の山鳥が、花を銜へて飛來り、紅兒が膝の上に置きければ、一疋の猿菓物の枝を折りて持ち來り、紅兒が袖を引きつゝ差出すは、供物にせよとの心かと嬉しみて、岩の上に菓物を供へ、花を其の下に插して、猶も念佛を唱へけるに、鳥は傍近く下り居て悲しげに鳴き、猿も掌を合はせて共に泣きければ、紅兒は鳥獸の殊勝なる心を感じて、いとゞ涙に咽せ返り、「鳥類畜類すら斯くばかり、我が身の上を憐みて、情心はあるものを、主の老女が擧動は、鳥獸にも劣れるなり。鬼とも蛇ともいふべからず、情なや恨めしや」と、覺えず聲を振り立てて、わつと叫びて倒れ伏

し、身を悶えて歎きけるが、心の中こそ哀れなれ。さる程に暮るゝを待ちて、深山に入り、木を伐り取りて宿
賤なれば、早くも暗くなりゆくに、其兒は起き上り、こはいかにせん、薪を一荷取りて、昔
を移しぬ。恐ろしい山の老女、いと怒りて又憂目をや見せつらん、疾く／＼歸りはせじと思ひつゝ、我
がはしく小桶に水を汲み取りて母に捧げ、これらも給仕の由來を、泣く／＼家路に歸りける。此の時
女は昔の女中の為に代りとなり、鯔を料理して居たりけるが、此の兒が歸るを見るより、果して今
の子なれ、汝は何故遅かりしぞ。僅か一桶の水を汲むに、二時三時懸るべき道理やある」と詈り、
焦だち眼の恐さは、さも夜叉のごとく立ち出で、唯消え／＼となりにけり。老女は益怒りをなし、細
捲りして立ち上り、丈と等しき黒髪を、手にくる／＼と巻きつけて、簀子の上に引き倒し、さらに其
道の一思ひに息の根止めて呉れんず」といひつゝ、彼の鼠の血の滴る、出刃庖丁を逆手に取りて斬と
付るが、やがてこれを投げ捨て、傍の棹を押取りて、背骨を擲げて打ちければ、あな痛や耐へ難や、
もう今度から早う歸るでござりましよ。何卒免して下されよ。御慈悲々々々。」と泣き叫ぶを耳にも入
れず、「今日一日は食止めなるぞ、思ひ知れ」と罵りつゝ、足を飛ばせて竈の前にはつしと蹴やり、皆
れ外の子供等よ、若し我に隠して彼めに物など食はすると、同じく打つか合點か。」隣人他人は甚く使ふ
おや、おとましの浮世やことと、歯ぎしりなどして入りにけり。可憐、此の兒は、身内痛みて起き上るべき事叶は

ならず、唯呻きてこそ居たりける。是等を悲しき事の限りならぬと思ひけるに、紅兒は日毎々々の折檻が、積り積りて病となり、腰拔けて立つ事だにもならざれば、老女は益々憎みを増し、「とても用に立たぬ奴、十七貫の身の代を、無益にせし口惜しさよ。」と腹立てて、この家の傍に狹き別家のありけるに打込み置き、朝夕の物だに與へず死次第にして置きけるが、外の子供等に向ひ、「誰にもあれ彼めに情を懸けて、物など運び介抱などする者あらば急度折檻を加ふべし。これを能く／＼心得よ。」と、嚴しくいひ渡しけるにぞ、怖れ合ひて近附く者もなかりけり。然るに頃日爰に新たに賣られ來たる幼女、年は七つ許りにて、名を綠兒といひける者、幼き心にも紅兒を深く憐み、假令老女に打擲させらるゝとも、暫しの中も病苦を助かる樣に、介抱して遣はすべしと思ひつゝ、能き隙を見合はせ、彼の別家に到りて覗ひ見たりけるに、無慙やな紅兒は、塵芥充ち滿ちて、鼠の糞堆く積り、壁崩れ朽腐りたる空家の裏に藁の束ねを敷物とし、古莚を身におほひ、木の切れを枕とし、缺椀を傍に置きて臥したる樣、野分の風に古案山子を、吹倒したる如くなり。目さへ淚に肉爛れて血を流し、髮は弦藻を亂したるに等しく、手足は蟋蟀の樣に瘦せ細り、身上に垢深く積りて、腔の骨高く顯はれ出で、身を搖がせ呻く聲のすればこそ、生ける人とも思はるれ、唯生しき骸骨の樣にぞ見えたりける。綠兒は此の有樣を見ていとゞ哀れに思ひ、傍近く寄りて額を撫でつゝ、「心持はいかにあるぞ。」と問ひければ、

紅兒は重き頭を上げて、いと苦しげに息を吐き、「優しくも問うて賜る嬉しさよ。兎角苦痛に堪へざるなり。とても息の通ふ中は、此の苦しみを逃るべしとも覺えざれば、一日も早く死にたしと思ひぬれど、未だ惡業の盡きざるゆゑにや、死ぬる時節も來らず」といふ。篠兒云く、「左樣に心弱く果なき事をいひ候な。これを食べて力をつけ候へ」とて、袂の八口の間より摑りたる飯を取り出して與へければ、紅兒は潸々と泣き、「子供多き中にも、誰一人我を憐み問ひ來る者もあらざるに、年だも行かぬ身を持ちて、深き情の志、禮は詞に盡されず」といへば、篠兒云く、「多き子供の中には、情ある者もなきにあらざれども、老女嚴しく誡めて此の所に訪ひ來る事を許さざる故、誰も恐れて近附かず。それ故私は、今老女の寐に替りて留守なるを幸ひに、忍びて爰に來つること」といふ。紅兒は是れを聞きて、身上の痛さを堪へつゝ、漸うに起き上り、「扨も／＼老女はさばかり我を憎むかや。人實ある人も人なるに」といひさして、泣き倒れければ、篠兒は彼が身の汗膩けにて、惡しき香のするをも厭はず、抱き起して、背を撫で腹を擦りなどして勞りける、心の裏こそ優しけれ。斯かる折しも一疋の猿、枝栗を持ち來り、紅兒が傍に置きつゝ、二聲三聲悲しげに鳴きて去りにけり。程なく又一羽の山鳥、小魚を銜へて窗より飛び入り、これも紅兒が傍に魚を置き、唯々と鳴きて飛び去りぬ。篠兒はこれを見て不審りけるに、紅兒語る樣は、「我が身爰に初めて來りし時より、なにがな善根を施さめと思ひつき、日

に三度食物を一度減じて、其の食物を飢ゑたる猿、又は鳥どもに與ふる事日毎なりしが、鳥類畜類と雖も、其の恩を忘れざる故にや、我が身此の別家に在りて飢ゑに堪へざるを憐み、折々今の如く食物を持ち來りて與ふるなり。鳥獸すらかかる情はあるものを、苛い強面い老女の心、推量してたべ緑兒殿。」といひければ、緑兒は幼き心にも、道理と思ふ悲しさに、差俯きて泣き居たるは、嵐にいたむ姫百合の、露を溢すが如くなり。紅兒重ねていひけるは、「其方と私と生まれたる、古鄕は定めて違ふべきが、同じ所に賣られ來て、一河の流れに漂ふは淺からぬ緣ぞかし。其方の古鄕は何處ぞや、父母はいかに、兄弟はありけるか。」と、懇に尋ぬれば、緑兒泣く／＼いひけるは、「私が古鄕は都にて、父母には死に別れ、兄と姉とに生き別れ、心細い悲しい身でござるわいの。」といひければ、紅兒はこれを聞き、世の中にはよう似た事もあるものぞ。「都と聞くさへ懐かしい。我が身の古鄕も都なり。其方の住家は都の何方でありしぞや。」と問ひけるに、「都は萬里小路でござる。」といふ。「して父の姓名はいかに。」と問へば、「夫れはしかと云はれず。」といふ。紅兒云く、「尤も／＼。父の名を明されぬ程ならば、定めて由ある人ならめ。斯く強ちに尋ぬるも、この方に少し謂れのある事ぞ。若しや其方の父の名は、梅津の嘉門景春殿とはいはざるや。」と、いへば緑兒は驚きて、「それを其方はいかにして知りけるぞ。斯くなり果てては父の名を、明していふも恥辱なれど、いうて問ひたき事もあり。いかにも私

の父といふは、梅津嘉門にて候。」といひければ、紅児は猶ほ立つ心を静めつゝ、「然らば其方の幼名は、乙星とはいはざるや。」と、いはれて猶も驚けば、「それに違ひはあるべからず。長者に化けし我が身は其方の姉上蟲がなれる果てぞ。」といひけるに、縁児は暫し不審顔、「待ち給へ、私が二つの時別れしなれば、顔も確とは覺えねど姉上とは露思はれず。これは如何に。」と呼べば「然思ふは理なり。我が身の昔の容貌に較べ、顔も變り其の上に、斯く衰へて昔の姿は塵許りもあらざれば、不審しむも宜ぞかし。これを見て疑ひを晴らしてよ。」といひつゝ、肌に附けたる一つの袋を取出し、「斯かる事もあらんかと憂き中にも隠し持ちて、今まで肌身を放たざる、此の一品は則ち是れ、先祖より傳來の物にて、父上の遺物なり。」とて差出せば、縁児は手に取り袋を開き中を見れば、小さき卷物ありて上包に、大德圓師の法語梅津景春所藏と書きたり。遽はしく己が肌の守り袋の裏より紙の包を取出し、上書に梅津嘉門景春娘乙星臍帯と書きたる手蹟と合はせ見るに露違はず。幼くして父の手蹟も見知らざれど、肉身なる事疑ひなしと思ひつゝ、「私が證據は此の黒痣、定めて見覺え給ふらめ。」と、袖捲りして腕を見すれば、三つの黒痣七搖破軍の形なれば、紅児はこれを見て、「疑ひもなき我が妹、我は姉上に逢はせしか、懐かしうござりしぞや、戀しくありし。」と寄り添ひて、姉妹手に手を取り組みし、形は更に筒井筒、井づゝに向ふ垂髪子の、互に見交す顔と顔、姉は變りて醜くなり、妹は益美麗しく、互に

を比ぶれど、よしあし曳きの山の井の、深き歎きに汲み流す、涙は同じ涙なり。紅兒は良久しく言をもいはざりしが、緑兒が後れの髪を搔きあげつゝ、顔熟と打視り、「可愛の者やいとほしや。其方の三つの時別れたれば、顔も容も見忘れたれど、今心を附けて能く〳〵見れば、目の裏の清しさは父上に其の儘にて、襟付の様子は母上に能く似たり。其方を見るは亡き父母を、再び見参らする心地せらるゝなり。此の世の中に生存命へて、あるやあらずや覺束なく思ひしに、不思議にも又巡り逢ひぬる嬉しさは、夢現とも別き難し、何人の情にて何れの所に生ひ立ちけるぞ。」と問ひければ、緑兒云く、

「私は何事も辨へねど、後々聞けば如意山とやらいふ山の谷底に捨てられし時、幸ひ雪深き所に落ちて、身に恙なかりしを、近江の志賀の山里に住む、陸作といふ人、都へ炭を賣りに通ふとて、其の所を通り懸り、私を拾ひて育てける由、陸作殿は貧しき人なれども、夫婦共に情深く、私に不便を加へてこれまでには生ひ立てぬ。物心を知る様になりて、陸作殿語り聞かせけるは、其方の實の親といふは、梅津嘉門景春殿とて、歴々の武士なり。其方を拾ひし時、肌に守り袋ありて、臍帯の書きつけにて慥かに夫れと知りつるなり。又都人の語るを聞きしに、景春殿打死せられたる砌、其方の母此花殿といふも人手に掛り、兄と姉は行方知れざる由、兄は彦丸姉は玉蟲と其の名までを聞き置きぬ。何卒兄姉の行方を索めてあはさめと、年來心にかくれども、今に於て知れざれば詮方なし。後々まで土民

の子といはするが不便さに、此の事を語りおくなり。氏も素性もあるぞかし。成長の後もし兄弟に巡り逢ふ事もあらば、これを證に兄弟の名告りをせよ。」とて、此の守り袋と臍帯の包を私に渡されぬ。中々に兄上や姉上の、ありと聞くより懐かしく、何處にどうして御座るやら、心許なき逢ひたさに、泣かぬ日とてはなかりしぞや。」といひければ、紅兒はこれを聞き、「懐かしく思ひしは我が身とても同じ事、して又それ程情ある人に養はれて生ひ立ちながら、妾に賣られて來りしは何故ぞ。」「これは其の事、陸作殿は去年の秋病によりて空しくなり、養母の袖萩殿と私と二人暮して居たりしが、陸作殿の菩提のために、信濃國善光寺へ參るとて、養母と私と二人連にて旅立ちしが、養母は美濃と信濃の堺、熊が洞といふ所にて急病起り、これも果なくなりし故、露現もなく、呆れ迷ひて、同じ道にと思ひしが、假令餓死するまでも、一旦善光寺にまゐり申して、養母の志を遂げ我が身の罪障を滅する便ともなし、其の上にていかにも成り果てなんと思ひ定め、往左來左の旅人の袖に縋り、手を合はせ腰を屈め、一錢二錢の情をうけて露命を繋ぎ、心細き覺束なさの獨旅、野山に臥せば恐ろしき獸の患もあり。夜嵐を凌がんと人の軒下橋の上に臥し居れば、盗人よ畜生よと罵られて打擲かれ、身に生疵は絶え侍らず。悲しき事の數々は云ひ盡されぬ旅ぞかし。斯くて漸う此の山の麓、堺川とやらいふ所まで辿り來て、野宿して居たりしが、此の家の有漏路太郎兄弟に捕はれて、此の所に來つるなり。我が

身の不幸不仕合を、おもひやりてよ姉上。」とて、紅兒が膝に顔を押當てて泣きければ、紅兒は溢るゝ涙堰きあへず、「聞けば聞く程有漏路兄弟は、我々が深き仇なり。父上は誰あらう、足利公の管領職由理太夫勝基君の軍師にて、高位高官にも敬はれ、並ぶ者なき御身なりしが、世の有樣を見限り給ひ、恩義のために岩倉山にて打死あり。直に敵兵宿所を圍みし故に、母上は其方を懷に抱き、我が身の手を携へて雪中を辿り、如意山まで落ち給ひしに、御痛はしや、彼の有漏路兄弟が爲に弄り殺しになり給ひ、其方は谷底に蹴落され、我が身は彼兄弟に奪ひ取られたり。其の時兒彦丸殿は十一歳にてありしが、父の勇氣を受けつぎ給ひて志烈しく、武藝といひ力量といひ、人に勝れ給ひぬれば、獨り跡に止まりて敵と戰ひ給ひしが、其の後はいかになり給ふやらん知らざるなり。我が身は有漏路兄弟が手より此の所に賣られ來りて、早五歳を過し、今は已に十三歳になるぞかし。又其方の名を乙星と附けられしは、其の腕の黑痣七搖破軍星の形に似たる故なり。是れまでの我が苦患といふは、譬へて云はん方もなし。遠寺の鐘の聲暮六つを告ぐるを聞きても、亡き父戀し母戀しと、思ふ心の遣瀬なく、空飛ぶ鴈を眺めては、都へ行くが羨まし、兄上や妹の行方はいかに懷かしや戀しやと、思はぬ日とてはなかりしぞや。運命拙き憂き身の上、中々に存へて、生恥を暴さんより、死して此の世の火宅を遁れ、草葉の陰にて父母に、孝行盡すがましならめと思ひきり、或は鎌を把り上げて咽に當てたる時も

あり、又は小石を[illegible]入れて水に沈まんと思ひし時もあり、度々死なんと思ひしが、我が身失せては母の敵仇高[illegible]太郎兄弟[illegible]、[illegible]事[illegible]。[illegible]、[illegible]自身の山を逃れ出で都に上り兄上の行方を尋ねて、一つには安否を[illegible]たく、二つには其方の生死も糺したく、かひなき命存へて、[illegible]いき[illegible]難儀、[illegible]、其方にも逢ひ[illegible]、[illegible]に敵[illegible]眼前に在りながら、女とて手出しもならず、男子なれば[illegible]、[illegible]の孝養に、手向けともなるべきに、敵の血を眺めて月日を送る事、口惜しいとも無念とも、いふべき詞はなきぞ[illegible]、[illegible]も忘れて手を[illegible]、拳を[illegible]身を悶え、怒りの涙は[illegible]語りけり、無[illegible]、[illegible]道理と差寄りて、背中を撫でて労り、[illegible]良任[illegible]は目に[illegible]、其方に逢ひしは嬉しけれど、其の效もなき我が業病、彼を思ひこれを思ふに、我々兄弟は、いかなる前世の悪報にて、斯く薄命にはありけるぞ。神も佛も是れ程に見捨て給ふか[illegible]、[illegible]といひければ、[illegible]も左様に[illegible]、互にひしと抱きしめて、邊り憚る忍び泣き、霜夜に脆き蟋蟀の、[illegible]たる風情なり。程なく此の日も暮れ果てて、夕月夜の影晃々と、窓を洩れてさし入れる、斯かる折しも主の老女、左の手に[illegible]を提げ、右の手に[illegible]を提げて、背後の坂道より歸りけるが、[illegible]はいかになりしぞ、[illegible]

れば、定めて最早死につらんと思ひつゝ、別家に立ち寄り窗に顔をさし入れて見たりけるに、紅兒と緑兒と抱き合ひて泣き居たりければ、大いに怒りて踊り入り、緑兒が襟首摑みて引退けつゝ、目をむき出し「やをれ悪き奴が騒動かな。紅兒に情を懸くるなと厳しく云附け置きつるに、我が留守を窺ひて爰に来り、介抱する面悪さよ。後々の懲しめに、いで辛き目を見すべし。」とて、拳を上げて強かに打ちければ、免し給へ。」と泣き叫び、打戰きて居たりけり。紅兒は是れを見て、我が身を打たるゝよりも猶、胸に響きて苦しければ、急がはしくいひけるは、「これ婆々様、其の子は我が頼み置きて、暫しの内背中捺つて貰ひしなり。其の子の科には候はず。我が身をいかにし給ひても、其の子は免し給はれかし。慈悲ぞ情ぞこれ申し。」といひつゝ、掌を合はせて拜みけるが、老女はこれを見遣りもせず緑兒に對ひ、「汝さ許り彼が傍に居たく思はば、いつまでも爰に居て、彼奴がのたれ死するを見よ。」といひつゝ、荒繩を把りて高手小手に縛し上げ、柱に高く縛りつけて紅兒を白眼みつけ、「汝は未だ死なざるが、能く〳〵業の悪しき奴、どれ面見せよ。」と、顋に片足かけて顔を擡げ、「痩せをつたな。もう是れでは死ぬるに間もあるまい。緑兒よ今夜は其の儘夜を明し、此の業人奴が唸り聲を、聞いて樂しめよいざま。」と、鼻の先にて嘲笑ひ、いで此の兎を料理して寝酒飲まんと呟きつゝ、母屋の方へ出で行きぬ。紅兒は絶え入りて暫時音もなかりけり、斯くて時刻も移り行き、小夜も漸く更け渡れば、

月の影さへ灰暗く、峯の嵐も音絶えて、唯谷水の咽ぶのみ、佗しさに啼く梟の、聲も寂寞しき崩家の、飯篠叢竹疎垣、色々に鳴く蟲の音も、弱りて細き絲薄、いとゞ哀れぞまさりける。緑兒は厳しく縛られて、髪は亂れ目は泣き腫らし身は痺れ、腕は高く腫れ上り、死に後れたる秋の蚊の、飢ゑたる儘に集ひ來て、餘りに身上を螫しけるにぞ、堪へ難さに身を動かせば、自ら縛繩咽をしめ、息詰りて苦しければ、蚊を追ふ事も成り難く、唯呻きてぞ居たりける。時に紅兒は、漸う正氣つきて起き上り、緑兒が繩を解きやらめと思ひつゝ、這ひ寄れども、柱に高く縛られたれば、蹇の身の詮方なく、壁に取附き立上りては合破と伏し、のび上りては撞的倒れし、氣をあせりけるにぞ、身體弱り目轉きて病苦をまし、「あな苦しや堪へ難や。」と叫き呼び、七轉八倒して今も死ぬべき苦痛の體、緑兒は是れを見るに忍びず、介抱し度く思へども、身動きならぬ縛繩に、なう如何に姉上よ、苦しう御座るかせつないか。必ず死んで下さるな。あゝ此の繩が解いて欲しい。解いて欲しい。」と身を悶え、我が身の苦さは厭はずして、引けどもやくれど叶はぬ繩目、玉の腕を荒繩に、磨り破られたる疵口より、流るゝ血汐血の涙、身上を朱に染めなせり。斯かる折しも先程の猿再び又馳せ來り、緑兒が繩を解きて、去り行るにぞ、緑兒は嬉しさ限りなく、外の方に走り出で清水を含み來りて、急がはしく紅兒を抱き上げ、口に移して努りければ、漸う人心地つきて、苦しき息の下よりいひけるは、「我が身豫て、此の山なる

れ出でんと思ひし故、草刈童共に尋ね問ひて、一條の近道ある事を知りぬれども、かく蹇となりし故、逃れ出づべき樣もなく打過ぎぬ。其方は此の曉を待ちて此の山を逃げ下り、當國の守護職望月左衛門殿の館を尋ね行き、此の法話の一卷を證據として梅津が娘と名乘り、老女並に有漏路兄弟が惡事を告げ聞え申すべし。さすれば兄上の行方を尋ぬる便ともなり、母上の仇をも報い、我が身も又迎取られて療治を加へなば、本復する事もありぬべし。最早夜明に間もあらじ。彼の近道は箇樣々々。」と云ひ敎へければ、綠兒は頭を打振りて、「假令たれがよきにもせよ、姉上の此の體を見捨てて何と行かるべき。何卒快氣し給ひて、兄弟連立ち逃れてたべ。」といひければ、「然思ふは宜なれど、其方が爰に居たりとて、我が病の治るべき道理もなし。時刻遷りて老女睡りを醒しなば、其方も我が身も此の上に、何なる憂目に逢はんも知れず。兎角いふ間にあれ〱、夜明烏が鳴くぞかし。其方に再び逢ふまでは死ぬ事ぢやない氣遣すな。死なずに急度待つて居る。疾く〱行け。」と賺されて、賢い樣でも流石は年の足らぬ故、此の詞を實とし、「然らば私は逃げ下りて頓て迎へに遣しましよ。必ず死なずに坐せかし。」とはいふ物の暫しの中も、名殘惜しや。」と取附きて、今生の別れとは蟲が知らするしやくり泣き。姉が心の悲しさは五臟六腑も斷るゝ思ひ、犇々と抱合ひ、別れ兼ねてぞ居たりける。時に四五羽の烏飛び來りて、軒ばに近く舞ひ居たり。紅兒是れを屹と見て、「これ妹あの烏の爲體、道を

我人をと思ふ意ならめ。夜も已に明けたれば早く／＼と急がせつゝ、彼の進物を取り、子供の襁褓の包と共に籠に入れさせ、爾く密に舁いで遣り、いで／＼とて心強くも押しやれば、媒妁は出に立出でしが、果して彼の鳥共は前に飛び行き、道教ふるに違ひなし。一緒に出で出で行るが、一足行きては振返り、二足行きては振返り、心は後に後髪、引かるゝ様に覚えしが、早や二、三町も行き過ぎたる方、心當に走り行く。紅は日もまで這出で、後を見送り、是れが此の世の暇乞と、今一度振返りて顔見合せて哭れよかし。死なぬといひしを實と思ひ、夫れを力に行きたる後、流石に年の行かぬ故、頑是ないのが不便なり。何かこれが生きられう。死別とは伺ひもせで、行きつる事の可愛やと、駕見送ると伸上り、あなむなの朝霧や、跡を隔ててもう見えぬと前を慕うて魂は、ぬけの骸の如、くなしと一聲叫びつゝ、尻居に摚と倒れしが、かつくり弱る今際の際に、南無阿彌陀佛々々と唱ふる聲も明け鴉る、鐘の鳴く聲に異ならず。諸行無常と噺く風に、寂滅爲樂と一齊散る、あゝ、一葉散る白露の、露と通ふ息の緒の、切れてはかなく成りにけり。時に怪しや、一陣の冷風吹き來り、樹木皆悉く動きて、一道の陰火閃々と燃え上り、空中に大勢にて呵々と笑ふ聲聞ゆるが、影は見えず音もなければ、これは是れ先の年島部對に會合して、嘉門が妻子を亡はすべしと相謀したる、悪靈等の所爲なるべし。此の時主の老女は、別家の方に物音あるを聞附けて、目を摩すりて、出來りて

見たりけるに、縛めの繩解捨てありて、絲兒は此に居らず、紅兒は息絶えて死し居たりければ、絲兒めは何處へ去きつるやと訝りつゝ地上を見れば、朝霜の裏に小さき足跡の附きてありけるにぞ、扨は紅兒め絲兒が繩を解き、入智慧して逃せしに疑ひなし。足跡の未だ消えざるは逃出でて程もあらじ、殊に案内も知らぬ山中を、幼き兒にて爭でか遠く走るべき。途中に迷ひ居るならめと思ひつゝ「太郎よ五郎よ。」とて有滿路兒弟を呼起し「汝等は紅兒が死骸を持ち出でて、何處にも埋めよ。絲兒めが逃出でたれば我は跡を追行くなり。」とて、急がはしく、豬追棒をおつ把りて馳行きぬ。扨絲兒は夢路を辿る心地して、凡そ三十町許り落行きけるに、後より老女韋駄天走りに追來るにぞ、こは如何にすべきと慌て迷ひけるが、老女は已に追附きて絲兒を踏倒し「やをれ汝は形に似ぬ膽の太き奴めかな。」とて、棒を振上げて打たんとしたるに、四五匹の猿馳來り、或は棒の先に飛びつき又は手足に取附きて働かせざれば、老女は大いに氣を焦ちて、猿を打退けんとするに、彼の鳥共も、嘴を鳴らし羽たゝきして老女の眼を突破らん勢ひなり。老女は益々怒りをなし、鳥を追へば猿近附き、猿を追へば鳥來りて妨ぐるにぞ、さしもの老女も惘れけるが、漸う追退けて絲兒を睨み「汝は大事の賣物なり。逃ぐるとて逃すべきか。其の根生を挪直して大金にせねばならぬ。連歸りて後日の懲しめ、いかにするか見よ見よ。」といひつゝ、小脇に掻抱きて行かんとせし折しも、傍邊の炭燒小屋の裏より、旅裝束したる

男出で來り、これ／＼老女暫し／＼と呼止め、某は旅人なるが、昨夜道に踏迷ひて詮方なく、其の小屋に夜を明しぬ。今あれにて承れば、其の幼き者は賣物なる由、實に左あらば某に賣り與へ給ふまじや。幸ひ某は阿耆比の種を買出して旅歩する者なりといふ。老女これを聞き、いかにも是れは賣物なれど、見給ふ如く勝れて美麗なる生まれなれば、安金にては賣り難しといふ。旅人曰く、さして又何程の價にて賣り給ふべきや。老女曰く、一小判百兩ならば賣り候へしといふにぞ、そは餘りなる價なり。何いふも未だ幼き者なるをや。七十兩に賣り候へ」といへば、老女呵々と打笑ひ、「瞼押開けて能く見給へ。鐵の履を穿きて尋ね歩くとも、是れ程の美人世にまたと二人とあるべきかは。今少し生立つれば千金にも替ふべき者なれども、斯く氣のせきたる折なれば、負けて百兩に賣るべく思ふなり。眼の明かぬ人かなと嘲りて、又行かんとするを引止め、「氣短かなる老女かな。左あらば百兩に買ふべし」とて、懷中より金取出して渡しければ、老女は是れを受取り數を改めて[illegible]ひ、「御身は果報よき人かな。能き所へ來て搖錢樹の苗を得たり」といひて綠兒を突き遣れば、旅人は綠兒が身上の塵を打拂ひ、「泣くな／＼、是れからはこちの貨物なれば、隨分[illegible]を加ふべし。必ず氣遣ふ事なかれ」といへば、綠兒は只虎の穴を遁れて、龍の淵に入りたる心地して、泣くより外の事ぞなき。斯くて旅人は綠兒を脊に負ひて山を下り、老女は家路に歸りけり。扨有漏路兄弟は老女が下知を

受け、紅兒が死骸を藁薦に裹みて荷ひ出で、埋むべき所を見立てけるが、此の家の背後に年經りたる榎あり。是れは往古眞の山姥が生木の杖を倒に插したるに根を生じて今は大樹となり、これを山姥の杖榎といへり。兄弟の者は此の榎の跡に埋むべしと思ひ、土中を穿ちけるに何にかあらん鍬の先に當る物あるにぞ、不審しみて掘出し見るに一つの壺にて裏に數多の金あり。兄弟顏を見合はせて莞爾と笑ひ、これは疑ひもなき老女が貯への金なり。計らず此の所を掘當てしは天の與へなり。老女折々此の木の下に徘徊せし故、豫て不審に思ひしに、果せるかなと悅びつゝ、兄弟金を分ち取りて懷にし、紅兒が死骸は其の穴に打込み、東の路を望みて逃げ去りけり。斯かる折しも老女は彼の百兩の金を懷中して立ち歸り、榎の下に目をつけて近附き見れば、壺を掘出し金は殘らずなかりければ、「さては兄弟の者こゝに死骸を埋むとて、此の壺を掘出し金を奪ひて逃げたるならん。惡き奴原が擧動かなと大いに怒り、定めて東の道を行きつらん。追掛けて捕ふべしと、急がはしく嗜みの一腰を取出し、飛ぶが如くに馳行きぬ。斯くて二十町許り追行きし所に、茂林の中より腹卷に擘手臑楯顱卷手繦嚴かに打扮ちて、捕手の人數と覺しき者大勢現はれ出で、後前に立塞がりて老女を中に取圍めば、老女は前後を顧みて、「こは何するぞ。」と呼ばはりぬ。捕手の者共聲烈しくいひけるは、「何すとは愚かなり。我が輩は當國の守護職望月左衞門殿の命を受け汝を捕へに向うたり。計らず途中にて出で會ひしは

汝が運の盡きたる所なり。狭くもの間を徘徊しといふ首を討んと打寄せし。今は羅門におくべき串なし、そは人違ひにこそあらめ。笑止なる人かな。いかに道を聞き違へしか、通らしとするといは、捕手の人数の背後より、一人の男出来り、いかに汝は我を見忘れしか、我こそは先年大和國に栖中の金百両を彼奴為に奪はれたる、陣屋の留守番橋六なり。彼此の山に隠れ住み、数年の間迄して、人を殺し、人の物を盗む事、其罪一通りならざる故、家内の方に申し告げたる所、今日ここに先だち疑ひの懸りし我か身の明りを立て、二つには金を奪はれたる遺恨を晴らさん爲なり。」と、勇むもして、頓て捕手の後へ逃込みしは、盗賊者と知られたり。捕手の人数は岡部に一同く、「斯たるへ上は遁るゝ道はあるべからず。疾く疾く縛めを受けよ。」といへば、アレ然る其言を詞さて、走通して水を漏らさず、下よりの一言もなし、高瀬に聞く大音にてこれなる日輪と観念せ、我身の面中に隠住み、人は知らじと思ひしに、来者の運命も是迄なり。今は何をか包まん、拙者かりし時は部右衛門に住みて白鬼といひ、後に黒鬼が岩豊といひしが、今は此の安計出雲山に住む故に、白魔山と異名せられ、我幼て習ひ覚えし吉野の両口が傳へたる男舞、扇の下も剣の下も、其の妙に至りては差別なし。いでいで、我が剣の舞の手練の程を見せてくれんと呼ばはりつゝ、帯の上げて立ち向ひ、

春は梢に、咲くかと待ちし、花をたづねてやまめぐり

と謡ひつゝ、近附く捕手の襟首摑み、右の小脇に引寄せて、かいこみさしの扇の手、開扇のひらき身に、はつしと投げるも呼吸の拍子、又組み附くをさし上げて、かざし扇のかざし投げ、

秋はさやけき、影を尋ねて、月見るかたにと山めぐり

とうたひつゝ、刀をすらりと抜き放し、左右にふるふ手練の手ぎは、扇の太刀風颯々と、峯の嵐に異ならず。此に追ひつめ彼に追ひつめ、縦横無尽に斬り散らす。譜は鼓の調べあり。松風ともに吹く笛の、聲澄みわたる谷川に、臨む險阻の岩葉を、飛鳥の如くに驅け廻り、どつこい遣らぬと支へたる、捕手の目先へひらり／＼、つき出す刀のきり扇、働く目遣さそくの歩み、白髪混りの亂髪を、風に吹かせて追ひ行けば、捕手は後へたぢ／＼／＼と、象戯だふしに倒れたる。なほ追返し追廻り、

冬はさえゆく、時雨の雲の、雪をさそひて山めぐり

と謡ひつゝ、めぐり／＼て立ち舞ふ間に、足を飛ばせて小石をはつしと蹴おとせば、谷の山氣を誘ひて、晴天忽ちかき曇り、大雨車軸を流すがごとく、大風樹木を吹き倒し、閃く電光霹靂に、ぐわら／＼ひつしやりの頭轉倒、倒けつ轉びつ捕手の人數、恐れ戰慄き辟易して、いひがひなくぞ見えたりける。老女は、益々勢ひあり。「山姥が手段の程を、見よや／＼」と峯に驅り、谷に響きて、今まで爰にあるよ

と見えしが、閃りと飛んだる畦路の、間道をして走り行き、山また山に山めぐり、山また山に山めぐりして、行方も知れずなりにけり。

斯くて捕手の輩は、老女を取逃し、口惜しく思ひけるが、せんかたなく彼の隠家に到り、幼女どもを連れて山をくだり、主君に此の由をきこえあげ、幼女どもの古郷を尋ね問ひて、それぞれに遣りかへしぬ。又緑兒を賣りたる百両の金、老女戦ひし時、懐よりとり落したるを、捕手の輩拾ひとりて橋六にあたへ、先年老女にうばはれし金の代りとなさしめければ、橋六は喜びて故郷にかへりぬ。おもふに老女が不義の財、悉く有漏路兄弟に奪はれ、あまつさへ百両の金までとりかへされて、橋六が手にもどり、おのれは只身一つを逃れゆきし事、すべて是れ悪の報いのこまやかに至れるなり。有漏路兄弟がのちのゆくゑも、いかでか無事を保つべけんや。緑兒を買ひ取りたる旅人は、いづれの所の人といふ事を知らず、終にいたりて知るべきなり。

和漢三才圖會に曰く、安計呂山は越中越後堺川の奥山なり、古木の榎あり、是れ乃ち携へ所の杖なりといへり。京傳案ずるに、山姥の能に、杖に生木の枝を造る事、かの榎の古事に據るにや。

此の一段はすべて是れ謡曲山姥に據つてつくれり、山姥の謡は一休つくりたまふと云ひ傳ふ。

遊理 侠客提婆達多品第六

夫れは扨措き爰に又、梅津嘉門の一子彦丸は、前の年一休の弟子となりて剃髪し、法名を是雲といひて一休の庵室に在り。初めの程は坐禪念經の外他事を顧みず能く務めけるが、爲人に從ひ心荒々しくなりて、出家の行ひを嫌ひ、山野に獵して鳥獸をとり、腕立を好みて人に疵を負はせなどして、放逸無慚の行跡をなしけるにぞ、一休もて扱ひ給ひて、止む事を得ず勘當し、庵室を追出し給ひぬれば、是雲は身を寄すべき所だになかりけるが、浪花の千日寺の邊に、葬具を賣りて世を經營む、棺内といふ者、かねて一休の檀越にてありし故、是雲是れを力に浪花に到り、棺内に見え、委細を語りて打歎きければ、棺内不便に思ひ「然らば我が家に同居して、いかにも身の上を計り候へ」とて養ひおきけるが、是雲は還俗して名を悟助と更め、葬具を造る事を覺えて、大いに棺内が活業の助けとなりけるにぞ、益々不便を加へ、我が子の如くに思ひて養ひ置きける内に、棺内は病によりて亡き人の數に入りぬ。素より妻子なき者にて、跡を繼ぐべき親類さへなかりければ、是非なく悟助此の家の主となり、自己葬具を造り、これを賣りて月日を送りぬ。斯くて時光流水の如く、金烏玉兎の足疾く走り一瞬の間に幾年を經て、悟助已に二十餘歲になりけるが、熟々思ひけるは、我が身不肖にして出家を遂げずと雖も、尋常の人にてあらんも口惜しき事なれば、假令形は俗體なりとも毎月十五日は出家の行ひをなすべし。又出家の人を救ふも俗の人を救ふも、其の救ふ處に於ては差別あるべからざれ

ず、下十五日は使者となり、人に災ひする悪漢共を取挫ぎて諸人を救ふべしと思附き、毎月上十五日は俗躰に變裝をかけ、精進潔齋にて朝々香を焼き經を讀み、萬を[illegible]何程忍[illegible]りなきを爭ふ事をせず、柔和忍辱を專らとし、下十五日は使者の打扮して、所々方々の[illegible]を徘徊し、剛きを挫き柔きを助け、人の難儀を見ては[illegible]ふ事[illegible]故に、人皆大いに[illegible]ぬ。人の災ひを省く[illegible]日中の草を[illegible]如く[illegible]といふ意にて、[illegible]衣服を著たる故に、野[illegible]助と異名して[illegible]世界に居を移し、甲斐町中濱といふ所に扇店を開き、[illegible]門と更へ自己扇の[illegible]をかへ、要香[illegible]は扇を折習ひ、夫婦共稼ぎにしけるにて、漸々に仕合能くなりて、今は何不足なき身代となり、[illegible]衞門は已に二十八歳に到り、香[illegible]は二十六歳に到り、娘小田井も[illegible]に生立ち、今年十五歳に[illegible]りけるが、眉目兒美麗しく梨花に雨を注ぎ、[illegible]に[illegible]めたる[illegible]、一度これを見る者心を動かさゞるはなかりけり。斯くて一日香[illegible]小田井を伴ひて浪花に赴き、女人[illegible]が淨瑠璃芝居を見物しけるが、すでに芝居果てて傍邊の茶店に休らひ居たる折しも、[illegible]

「えい／＼入江の[illegible]／＼、難波入江の名もたかき、[illegible]組よ」無理が通らば、退け／＼、茶筅[illegible]

ごいたり／＼長刀、六波羅樣の出立ばえ。

とうたひ連れて來りしは、舍利弗東平次、幻蝶藏といふ男達の惡者なり。大いに醉狂して囀きつゝ來り、事がな笛と思ふ時しも、小田井が美麗しき姿を見て此の茶店に立寄り、種々戯れたる事をいひ掛り、「彼所の酒屋に連れ行きて酒の相手させべし。いざ／＼來れ」といひつゝ、兩人小田井が手を取りて引立て出でけるにぞ、香晒は周章て迷ひて引止め、詞を盡して詫びけれども、兩人は女許りと侮りて合點せず、大いに難儀に及びけり。時に野晒悟助折よく此所に來懸り、香晒親子が難儀の體を見るに忍びず、舍利弗・幻の兩人に向ひ「見れば女許りの連れと見えたり。無益なる戯れして迷惑さすな。放ちて歸らしめよ。」といひつゝ押隔て、香晒等に向ひ「こゝ構はずと疾く／＼行き候へ」といへば、香晒は腰を屈め、能き所へ坐して、我々が難儀を救ひ給はる忝さよ。」と一禮を述べ、鰐の口を遁れたる心地し、娘の手を攜へて急ぎ去りぬ。舍利弗・幻の兩人は兼て野晒が人に尊敬せらるゝを憎み居たる折ふしなれば、能き幸ひと詰め寄せて「いかに野晒汝は出過ぎたる奴かな。誰も頼まざるに女原の贔屓して逃しやり、我々が興を妨ぐる奇怪さよ。此の上は汝を相手に腹いせすべし。」と罵つて、右に掛るを野晒は「しやこしやくなり。」と呼ばはりつゝ、身を閃りて撞的蹴飛ばし、後に組むを雙手を伸して腰車、弓手をはかせて幻が、首筋摑んで人車、起上つてまた向ひ來る舍利弗が、前かは

押へて首筋つかまへて、撓まぬ強武者、幻も又起上り、両人一時に組みあひ、腕をまに取附くを、とつこいさせぬと撃ち込め、ころ〳〵と廻下轆軸、或は頭首の手を越し、後へ引くのやうなして、咽喉首刎返し、エイと一声裏道味、鎌倉同前が取附くを、ぞれ肯貴へ伸鶴前、迎手の逆投し、踏下駄に一蹴入れ、腕を背けて一蹴る背ほし、手はたきとして去りたれば、跡に浦吉は眼を放ち、暇見の者は貯つ妃ましける、生まもなき事能ほじとや思ひけん、面を睨みつ跡を見ずて去りぬ。此の両人は黙止の蓋に来りて屢狂破ける故、これを視したる者共、心中に快よく思ひ、朝暮が本意を遂ぐることはなかりけり。猶野曝は八人の歌目を通して、齋藤流にも鳴なさしめ、し我が家に帰りけり。此の喧嘩の仕方、いかにもおそれけれども、人の事を家に伝ふる。

本朝醉菩提 巻之四

俠客提婆達多品（後談）

其の比攝州の裏奈良街道深江といふ所に、提婆仁三郎といふ武士の浪人ありけり。曾て武藝に達し劍術柔術の指南して浪々の營業とし、獨身にて暮せしが、無賴兇惡の輩なれば類は友を集むる習ひにて、俠客の惡漢等數多弟子となりて武藝を學びければ、自ら俠客の首長となり、平日數多の俠者等を誘ひて、人立ち多き所を徘徊し、搜摘羅狼藉を事とし、人に災ひする事多かりければ、皆人これを憎むと雖も、後日の仇とならん事を怖れて敵對せず、街に行逢ふ者も除けて通しけるにぞ、益々勢ひを得て我に敵する者なしとぞ誇りける。扨彼の舍利那鬼平次、幻螺藏等も、此の提婆が弟子にてありけるが、野曝が爲に恥辱を受け大いに憤り、其の日直に提婆が家に行き箇樣々々と委しく語り、「我々其の仕返をせまほしく思ひ候へども、我等許りにはとても敵し難く候へば、何卒後見して恥辱を雪がせ給はれかし」と賴みければ、提婆これを聞きてほくそゑみ、「我疾くより其の野曝とやらんが腕立するよし聞きつるが、畢竟童の辻爭ひに等しきこと、相手になるもおとなげなしと聞き流し

て只、傍に畏まり居たるが、門弟の者等を打擲されては、其の儘に捨て置き難しと、起上つて一太刀眼に白眼み詰めて、思ふ儘に仕返さいでは「氣遣すな」と威言を吐き散らしけれど、いさゝか恐と見に切べし」と言ひ、素肌に黒羽二重の小袖唯一重を着し、朱鞘の大小を横へ、二人共に日和下駄を穿ちても野晒が方へと急ぎ行きぬ。此の時はこれ十二月晦日の夜の事にて、野晒は家にあり、尺八を吹きゐて居たりけるが、本日の掛取も済みたるにぞ、九つの時過ぎれば明日の事なり、と十九日の[illegible]所作を待ふ時節なりと思ひつゝ、茶瓶をかけて持佛に向ひ、香を焚き經を讀みて居たりけるに、表の戸を急遽しく打叩きけるにぞ、「何人ぞ。用あらば明日来たれ」と言ひければ、「いや是れは[illegible]の者とい。こゝ開けて、酒を賣り下されよ」といへば、「商ひ事ならば止むを得ず」と起上りつゝ、戸を開き戸を引開くれば、堀家仁三郎、香利平兵衛、二人[illegible]を開けば、[illegible]なかゝ打通り、[illegible]は在合ふ[illegible]の上に腰掛けて片足を組み、[illegible]を以て下知すれば、香利平[illegible]野晒を中に挟み、我々は先の仕返しに来つるなり、同道せしは[illegible]の師匠、堀家仁三郎といふ人なり、勝負を見届けに参られたり、いざ〳〵勝負を決せよとといひて刀に手を打掛けたれば、野晒は[illegible]しく、両人を止めて曰く、「仕返しに来られしは[illegible]て[illegible]なる事なれば、速かに勝負を致し度く存ずれども、果敢に心に[illegible]ひ、十五日の間は刀劍の勝負は更なり、[illegible]の[illegible]事ひ[illegible]く心[illegible]に

て、已に今宵も子の刻過ぎ、明日の部になりぬれば今は相手に成り難し。何卒來月の下旬まで待ち呉れられよ。其の節に到らば何時なりとも勝負致し候べし。」といへば、仁三郎胡盧ひ、「そばへたる云ひごと事かな、これなる兩人を人中にて打擲したるには時を嫌はず、今汝が勝手につき時を延すは何の道理ぞ、殊に心願などとは卑怯の一言臆病至極の振舞なり。疾く／＼勝負を決すべし。」といふに、舍利弗幻其の詞の尾につきて曰く、「汝今に至りて尻ごみするは、察する所師匠提婆殿が來られし故に、怖れをなしての事ならん。然にあらずばいざ立合へ。」とせりたてぬ。野曝曰く、「假令臆病卑怯といはるるとも心の誓ひは破られず。見らるゝ通り俗體に袈裟を掛け、出家に等しき我が姿、此の所を聞分け得心して歸つておくりやれ。これ手を下げて賴み申す。」と恥を厭はず詫びけるが、兩人は其の弱味に附込みて益〻勢ひ強くなり、「此の場に臨みて何の得心、いざ立合へ、これでも汝立合はぬか。」といひつゝ、毛臑を引捲つて泥下駄を肩尖に踏みかくれば、幻は立寄つて野曝が面上に唾を吐き掛けたり。野曝は雙手を組み心の怒りを忍びつゝ、「假令何樣にし給ふとも手向ひは仕らぬ。もう堪忍して戾つておくりやれ、これ掌を合はすお二人。」と、頭を下げ身を伏して樣々に詫びければ仁三郎肩を搖つて胡盧ひ、「近頃此の難波にて腕立するとは聞きし故、少しは覺えもあるらめと思ひしに案外なる腑弱者、これ兩人の者、勝負をせずば存分にして遺恨を晴らせ疾く／＼。」といひければ、「心得たり。」と

両人は有合ふ草箒を押取つて連打に打ければ、野曝は[illegible]れて見苦しき体と言ふ[illegible]迄打擲せられても手向ひせぬが、[illegible]、此方へ[illegible]へ[illegible]へ蹴飛ばし、提婆が方へ倒れければ、仁三郎起上り下駄にて頭上を[illegible]は、[illegible]の[illegible]に[illegible]しが、襟に[illegible]を堪へて、[illegible]と堪ふる辛抱に、分を[illegible]に帰りしが、仁三郎立寄つて、「いかに汝男を立つると日来云ひ誇ると聞きつるが口程にも無き此の有様、何と今日は男を立てぬぞ。少しも無念と思ふなら手向ひせよ」。舎利魂持たざるや、如何に／＼と恥ぢしむれど一言の答へもせず、唯低首きて居たりける。舎利弗幻両人は勝つに乗り胸ぐら取つてねぢ倒し、悪口存分存分、虎の威をかる[illegible]趣晴らし、野曝は只自由になり、踏まれても扣かれても口を閉ぢたる無言の[illegible]、難行とこそ見えにけれ。舎利弗幻両人は、店に並べし葬具の売物、[illegible]笠、天蓋、[illegible]頭[illegible]、棺、早桶、瓶の類を、微塵の如くに打砕けば、仁三郎これを見て呵々と打笑ひ、「快し／＼。さながら汝等が存分に仕返したる[illegible]なくては、受けたる恥辱雪けまじ。夫れ／＼」と下知すれば、舎利弗これを心得て又野曝に立向ひ、下駄を取つては[illegible]と打てば、忽ち額に疵附きて、鮮血[illegible]流れければ、[illegible]抱強き野曝も最早堪忍成り難しと思ひしが、待て暫し今誓ひを破りては、百日に卸けたる事を一日に亡ぼす同然出家の行の効もなしと、怒り

の猛火を忍辱の法水に打消して、唯俯きて言はず。千金の弩は鼷鼠の爲に放さざるは、これぞ眞の大丈夫、却つて強く見えにけり。底意を知らぬ三人は、飽くまで罵る惡口雜言、あな張合のなき腰拔奴ばらと大口明いて打笑ひ、したり顔にて歸りけり。斯くて野曝は下十五日の到るを待侘びけるが、程なく下旬になりければ、前日の返報して彼等を懲らしめ、諸人の災ひを除くべしと、日毎に出で三人を跟狙ひけるが、折惡しくして出合はず、素より家には居らざりけり。比しも彌生の終りなれば、天王寺の櫻今を盛りに爛漫たれば、花見の諸人群集をなし、木の間〳〵に幕打廻し、酒酌み交して遊ぶもあり、絲竹の調べに興を添ふるもあり。憿しきまで賑はひけるに、提婆仁三郎、舍利弗、幻を前とし、石佛の苔九郎、卒塔婆の露助、枕飯の犬平太、手向の水右衛門、骨桶の白平などいへる俠者共を、十四五人從へて、天王寺の境内を狂破歩行き、此の幕に踏込みては酒肴を所望し、彼處の席に到りては惡言を云ひ散らし、遊興の妨げして弱きを侮る無法者、聊かも意に適はざる事あれば、喧嘩口論をし出し、杯盤を踏碎き、狼藉をする故に、人皆避けて管はざれば、最興ある事に思ひ、益々狂破れ歩きけり。時に野曝悟助此の事を聞き、能き折なりと思ひつゝ、彼の野曝の衣服を著し、鮫鞘の大脇差を差しこらし、尺八を腰に差し、手巾を襟に結び、日和下駄を穿きて天王寺に來り、石の舞臺の邊に突つ立ちて待ちけるに、提婆組の俠客共は醉ひに乘じ、聲高々と小歌を謠ひ連れてぞ來りけ

ろ、野晒(のざらし)それと見てとれば、「こゝは能き所にて出會せり、いざ舍利弗[?]にせん、面目失ふ勝負を申みし時は、我(わが)頬への中なれば、下向まで延し呉れよといひつるに、提婆が思ひ立ち合はず、卑怯なると罵りしが、見れば今日は提婆を首めとして十四五人の方人あり、今宵にて勝負を定めんと、我等にあらざる事明白なり、いざ勝負にして勝負せよ」と、多勢を少しも恐れざる大膽不敵の一言に、さしもの提婆も氣を呑まれて臆しけるが、助身を見せじと聲を勵まし、汝面白くも我を勝負を爭ふは、抱いて淵に臨み薪を負ひて火に入るに異ならず、危き事を學ますとも、命を失ひて歸れ」と言ひければ、野晒聞きて、「古い無益なり、いざ〳〵勝負」と身構へ、提婆は衆人に下知なし、諸し汝等數に離る時は我出でて助太刀せん、彼奴假令鬼神にもせよ、要牢に取り籠め、生け捕れ、と不審物數ならずといひて、傍道の石の水溝に腰掛け、見物す。其の餘の者は下駄を脱ぎ捨てて足引縛り、目釘を濕して前の方へ跳べば、野晒は袖捲りして大手を廣げ、右の鼻の道中に仁王立ちに立ちたる有樣、物凄く猛くぞ見えたりける。花見の諸人はこれを見て、「すは喧嘩よ」と騒ぎ、遠く退きて見物するもあり、老人女の足弱共は四方に亂れて逃げ去りぬ。斯くて悪者等拔き連れて、隙間も無く斬り掛くるに、野晒は一腰には手も掛けず、上を拂へば身を沈め、下を拂へば飛び上り、右に開き左に避け、斬込む處をつい潜り、或は蹴倒し踏み飛ばし、手當り次第の人飛礫(ひとつぶて)、陸離(はらり)〳〵と投げ散らし、閃く電光(いなづま)發止(はつし)と燕子、

頑猾なる早業なれば、大勢の斬込む刀は徒らに、只空を斬るばかりにて、或は襟首を摑まれて蓮池に投げ込まれ、鞠の如くになりて浮きつ沈みつするもあり、又は片手に差上げられて、敷石にうちつけられ、平蜘の如くになりて踠くもあり、遂に敵する事能はず、十四五人の中過半逃げ失せければ、今は提婆も見兼ねつゝ身を起し、舎利弗・幻と共に斬つて掛れば、野曝も一刀を抜き放し、三人を始め逃げ残りたる者共を相手に、追ひつ返しつ戰ひぬ。元來野曝が刀は人をあやめまじといふ誓ひにて刃引なれども、氷の如くにきらめきければ、敵は皆眞劍と思ひけり。折しも嵐と夕風に、樹々の梢を吹き散らす、花の吹雪を身に浴びて、雙方暫く戰ひしが、野曝は益々勢ひ猛かりければ、迚も敵する事能はじとや思ひけん、提婆を始め逃げ出し、途に迷ひて山門の上に跳け上りければ、野曝も續きて追上り、山門の樓上にて又暫時戰ひしが、足場悪しければ、提婆方の者は殊更敵し難く、投げ落されて氣絶する者數多あり。殘れる敵は隙間を見て逃げ下りければ、野曝も跡を追ひて下りけるに、提婆は遂に逃げ去りぬ。是れに因つて舎利弗・幻兩人を捕へ、前日の返報承けをれ」と呼ばはりつゝ、兩人の額を打破つて突き飛ばせば、兩人は鮮血流るゝ額を押へ、命辛々逃げ去りぬ。野曝は心地よしと思ひつゝ、呵々と打笑ひ、衣服の塵を打拂ひ、緩々として歸りけり。扨家に歸りて暫時休息する中に、黄昏の比となりければ燈火を點し、戸を下しなどして居たりけるに、六十歳ばかりの貧しげなる老人

講日好んで布子を着て夜に出り、打違へつゝ來りて妻に入り、ここに調へ在りつゝある事もれる早速を費ふこれよとといひければ、野暮にこれ上面を動き人の子ではござるまい、死物には何ぞ使ひまするのなれら、取り分け小児をなくしては、さぞ愁傷でござりましよ、上いへは老人達を譲し、父に忠養かにようおうて下さりました、有様は私が孫娘でござるが、無情な相應故、蒔か種を成るとつたこと、喜んで育てましたに、逃邊病に取付かれ、ひい／＼いうて苦しむ故、貧しい中で看病しまして、醫者を盡して見ましたれども、赴あ効もなき白紙、赤き頭巾を着た儘で、遂にこの世となりました。綸子なること道書さへ、而れた儘の死姿、忌中間へ未直を、贈りに來たる死神の、とは無常の車、今は而衣とないし故、餘りの事の口惜しさに、痘瘡神の宗襴を打碎き、赤い頭の幣帛をこ引破つて捨てました。見れやば見たら氣遣う事して居りますか、痘瘡は悪魔なる症に、蒔さめ素直えて怨を晴す、孔雀を含め子寄束を論うて、どうやら氣違ひ様なるを、聞けと致まて、明の宋世は更愛しい。前に生まれて見れかしと冷い顔に不正白粉を附うて見ました。かはいい事をしました」と、泣音に爺様の顔と濡し真の念珠、頭と玉を爭へり、實に理と思ひつゝ、野暮にこれまで、五百つこそわ兄なく、小小枝にて首かいるこ」と小さき桶を差出せば、棹に此の蓋を出し、暗誦しう事なれど、此の誦り斷離のまる露のあ着物を一貫にしく、これに持へて來ました」と泣く／＼歯を喰ひで、一家眷屬まで

のことといひて、桶を打擔け、心は闇にあら佛、迷ふ夜道をとぼ〳〵と、孫房に歸りけり。其の跡へ中年の男等二人連にて腰を掛け、「これ御亭主十六になる娘の棺、角棒の四方花、價には構はぬ程に、念の入つたをたもれ」といへば野曝は、個に並べし棺を下し、これかあれかと直を定め一棒を白げる清絢、復ひの釘を打つ間、暫し待ち給へ」といひつゝ、仕事に取掛れば、「隨分丈夫に頼みます」と、待つ間に二人が物語、「これ何と思やるぞ、美麗しいあの娘子、野邊に送つて煙にするとは、惜しい事ではあるまいか」「然ればよ、あの娘子の帯解の祝ひの時、私が肩に乗せて神參りしたるが、今棺に入れて又肩に乗せ無常所に送らうとは、更に思ひも寄らぬ事、よい所へ縁が極まり、結納も受納め、雙親の事ない喜びで、大方支度も整ひしとの噂、鶴龜縫うた色小袖を幡にして、香の煙で薫べるとは、然りとはいとしい事ぢやぞい。兎角美麗しい娘には、氣のかたの出るものぢや。も些と早う縁づけたら此の樣な事もあるまいに」といひさして、「話に紛れて忘れて居た、これ編笠が七蓋、極土器も入りますぞや」といひければ、「心得ました」と野曝は、棺を仕立てゝ渡しけり。二人の者は受取つて、價を償ひ歸り去く。後には野曝唯一人手を拱き嗟嘆として居たりしが、獨言にいひけるは、此の商賣をするからに愁ひを聞くは常なれど、熟浮世を觀ずるに、元の雫末の露後れ先だつ世の習ひ、殊更光陰の早き事江漢の流るゝ如く、春去り秋來り花開け葉落ちて、燕子鴻雁時を同じうせず。然りと雖も

人情の習ひに一、是れを常とする故に、これに對して聊かも顧みず、朝夕[illegible]を事として、其の[illegible]とする所に至る
も益なき事とは知られども、誰にてもこれ自身の一つの出づる所なれば、然ればこそ人情古今同じく、[illegible]
其の果報は、各々高下ありといへども、貪る心も誰も同じ事なれば、一生を安らかに送らんとするは皆其の
といひし、嘆息しける折ふし、[illegible]に伏しゐる人影のありければ、[illegible]
體にして見んとて、今日は[illegible]、寝ても居られず、仕付けし[illegible]
きに臥しにけり。[illegible]叶はずと思ひて
つゝ、寝首を打たんと示し合はせ、兩人ともに手拭にて面を包み、門口の戸を締めて引窓を閉めて
り、抜足して奥に入り、野曝が寝息を窺ひ、刀を拔いて唯一打ちに打ちけるに、野曝は[illegible]
熟睡の體をなし、足音もせず、一刀に討ちければ、忽ちむくと起上り、かれに兩人を[illegible]
くいひけるは、尋常に名告りかけて勝負はせず、寝たる所を討たんとは、卑怯至極の振舞なり。
一棒を背にうけて、以來心を更めよ」と叫ばはりつゝ、棺の棒を追取つて兩人を連打ちに打ちけるを、
刀背に打たれて兩人は、[illegible]其の寝息に[illegible]野曝は[illegible]殺すべき
事なるに、只は[illegible]、後悔すまじと諸手を[illegible]、我しにつけの行ひを[illegible]殺生戒を保つ、
人は元より鳥獣魚蟲の類まで、其の命をとらるゝまじと[illegible]、其の思ひに[illegible]佛縁深く、此

を遂げがたき因縁にこそあるらめ。人を殺して生存ふべき道理なし。縄目の恥を受けんより、爽かに腹切るべしと覺悟を極め、鮫函の一腰を取出して抜きかけしが、否これは刃引にて、自殺の用には立たざるものを、我ながら狼狽へしと思ひつゝ、舍利弗が刀を取つて見たりけるが、斯かる悪黨の刀を用ゐんは穢れなりと投げ捨てて、何かな刃物と四邊を見廻し、葬具を造る道具共を顧みれども、鋸、鉋、鑿、釿の類にて、一つとして腹を切るべき刃物ならねば、詮方なく、兩人の刀の中を選取り、ほとほと腹に突立てんとしたる折しも、「やれまて悟助はやまるな。」と聲かけて、屏風の陰より突然と出で給ふは、是れ乃ち一休なり。野曝は打驚き、「師の坊には候はずや。いつの間に御越しありて我が家には坐しけるぞ。」と不審れば、一休宣はく、「不審は宜なり。我今は當國住吉に住むなり。我前に越後の山中にて、天狗に學び得たる隱形の術を以て、背より爰に隱れ居たり。過ぎつる年如意山にて汝が切腹を止め、今又切腹を止むる事、是れ一つの因縁なり。此の兩人の者は元來兄弟の山賊にて、舍利弗鬼平次は兄にて有漏路太郎といひ、幻蝶藏は弟にて無漏路五郎といひし者なり。如意山の雪中にて汝が母此花を殺せしは、此の兄弟の者共なり。我が道術を以て兼て是れを知れるなり。汝を勘當せしは行跡を憎みしのみにあらず、一つには俗體に返して如此く母の仇を報はしめんがため、二つには宿因を呼び醒さんが爲なり。我背より此に在りて汝が獨言を聞きつるに、無常迅速の理を究めしは、眞

の指圖に因れるなり。今は勘當免すぞ」と宣へば、野晒は感泣して之れを聞き、扨は其の南人は何の故にて賴みしか。思はず他に賴みしも師の恩惠深き故なり」と言へば、一休再び宣はく、「我が友白墨の忠節、曾て近頃此の者の事を告げたり、今は當國に在り、平野郷に住居せり。我明日志賀に對面し此の者共の惡事を究め、聞きし者は、彼の役者は仲打なる事を告げ來べし」とて宣ひ折しも、東山の麓蕭然と書き付ければ、一休は早う宣ひて、扨て明日は則ち四月朔日、急用にて出家は[illegible]時頃れりと、形を俗に變へ、心は禪に在る情を施し、此の南人の宅へと赴きて[illegible]ツト、袈裟を取りて野晒が首に打掛け給ひ、「我は庵に歸るぞ」とて、立ち去り給へば、野晒は「平に重き師の御恩、何時の世にかは報ずべき。」とて禮拜し、門送りして立戻り、修行者の姿を出して二人の死骸を取納め、前の樣にて一同に附し、下山寺に葬りぬ。斯くて翌日住吉の庵に行き剃髪を願ひけるに、一休宣はく、「汝俗道を宅のまゝ上に、修行俗體の差別なし。其の儘にて我が太刀持となりて仕ふべし。爾て汝に語りし如く、我が朱鞘太刀は汝が父翁門の遺物なれば、我が太刀持となれるは實に孝ふるも同然なり」と宣へば、野晒は大いに喜び、立歸りて、家財を取收め、是れより一休の庵に住みて眞實に仕へけり。一休に太刀持ありしといひ傳ふるは此の事なりとぞ。扨白墨は山忠則、一休の物語といひ、爾て彼の惡漢共を捕へて、追拂ふべく思はれ居たる時なれば、急ぎ公儀を借して其、

の旨を命じけるに、提婆仁三郎を始めとして其の餘の者共、速く此の事を聞き附けて、一夜の中に出奔し、行方も知れずなりにけり。

跋陀羅尊者 地獄信解品第七

一休和尚始め山城國岩倉山の麓に坐しけるが、其の後攝州住吉に移りて住みたまふに一つの謂れあり。山城國に住み給ひし時、一年津の國に到り、住吉の社に通夜し給ひしに、八旬許りの老僧香染の袈裟を掛けて坐しけるが、一休に問うて宣はく、「和僧は何國の人なるぞ。」一休答へて曰く、「都方の者なり。」僧又宣はく、「都の人ならば定めて歌を讀み給ふらん。」一休曰く、「吾も桑門なれど我が國の俗なれば今夜しも神明の手向にもやなり侍らんと思ひて、愚かながらも一首を幣にかへ奉り侍る。

來て見ればこゝも火宅の宿なるをなに住吉と人のいふらん

老僧是れを聞き給ひ、「歌の意尤も殊勝には候へど、此の僧はさらに存ぜず。」とて、

來て見ればこゝも火宅の宿なれど心をとめてすめば住みよし

一休これを聞き、愕然として其の奇異を歎じ給ふに、程なく夜も朧々と明け渡りけるに、彼の老僧何地ともなく行方知れずなりけるにぞ、一休然ればこそ是れは明神の化現なるらんと、世に有難く思され、是れより岩倉山の麓を去りて、住吉に移り草庵を營みて、これを牀菜庵と號けて住み給ひけると

かやゝ其の比泉州堺北の高須の花街に、地獄といふ名高き遊君ありけり。一休聞召て此事を聞し給ひ、扨も心憎き名をつきたる阿娑比こそ。我試に行きて見るべし」とて、一日微に一人庵を出で給ひ、顛を蹶きとして彼の花街に到り給ふ。抑も此の曲中は實に是れ欲界の別境にて、絃歌の巷の音常に絶えず、花の朝には遠山の眉を畫し、月の夕には紅粉の粧をこらして、一笑千金の眼、鐵心を蕩かすの媚深し。然れば賢愚を問はず貴賤を論ぜず、歸るを忘れ來る者市をなし、往來晝夜を分たず、く、淫聲邪色に迷ひ來る人は、闕食に身の破るゝを知らず、花言巧語に肉を剥ぎ骨を露はしては、出離に身を離さに似たり。籬菊に歌ふ聲與の爪音艶めきければ、哀情未練の戯男ども浮かれ初めて、我が身を忘れ浮世の賑ひを臨つ輩も宜なりと、凡欲無垢の御身なれども、世の中の有樣を知り給ひて、彼方此方と見行き給ひ、彼の地獄は珠名の長といふが許の遊女なりと聞きて、其の家を尋ね門口に立ち給ひ、「我は地獄を尋ひ、一盃を酌まんと思ひて來つる者なり。疾く〱導きて彼に逢はしめよ」と宣へるを、中居下男等はしけに進り出で給へにと云へば、一休は何も同じ事を宣へば、一箇の破れ衣なから一休を顧みつるに、麻衣の袖の破れたる衣に、黒色の垢附きたる袈裟を掛け、頭は鋼の毛に似て、面は兎の鍋かと疑ひ、容貌貧相にして食物の細くなれば、一休と云ふ者は心中に見下し蔑しめて、「何といふぞ、地獄の君に逢はんとや。そは非分なる云事なり、假令千金を貫

つ富翁なりとも、前方に約束なくして容易に見えたまふ花魁にあらず。見れば汝乞食に等しき出家なり。汝が如き貧僧には側にだも寄り給ふべからず。殊更幾許の光明を放さざれば、結縁を求むる事なり難し。汝が一生の念珠の實を携へ来るとも、一夜の揚錢にも未だ足るべからず。」といひて嘲み笑ひければ、一休大いに怒り給ひ、「阿曾比といふ者は原賣物なれば、其の價さへ償はばいかなる者にも逢ふべき理にあらずや。我姿は貧しけれども、定めの價を償ふべく思へばこそ尋ね来つれ、疾く疾く逢はしめよ。」と宣へば、中居下男共寄集まり、これは乞食の狂僧ならめと評議して、種々嘲弄しけるにぞ、一休酒氣をおび給ひぬれば、益々怒りに堪へ給はず「汝等不禮の事をいはば、我が拳の一棒を以て、汝等が頭を微塵になすべきぞ。」と、一越聲を揚げ一喝して罵り給へば「彼狂人にはあらじ。物ねだりの曲者なるべし。後日の懲しめに打扣け。」と呼ばはりければ、此の騒がしさを聞き鄰家の下男共さへ集ひ加はりて、一休の襟首を摑みて大道に引出し、大勢棒を取りて取圍みけるが、流石に出家の形なれば打つ事はせず、唯口々に罵りてぞ居たりける。斯かる折しも彼方より、一箇の花魁蓮歩を輕くうつし、柳腰たよ／＼として練り来る。其の扮如何となれば、緑の黒髪を今やうに束ねて、瑇瑁の櫛掃枝をさし飾り、身には白綾の小袖を幾つとなく著重ねて、紅のひた鹿子の上著を著し、地獄變相の圖を、五色の絲に手をこめて繡したる、裲衣を纏ひ、丹地の錦の帶を結べり。蹴出褄の間

より仄かに見ゆる襠の表には、八寒地獄の苦を現はしたるかといぶかれ、紅の裏の間には、焦熱地獄の炎を綺るかと疑はれ、上の衣の黄櫨染としてを加ふ人の魂を奪ふこ事は夜〻十九変にて、四色の変難、容は粉の絆の嬋娟に、肌は玉の如くある風情にし、此の世の人とは見はれず、天津乙女の天降りて人間に遊ぶにや、龍の宮の乙姫の海底より出でて戯むにやと、疑はるゝ許りなり。斯しく見惚れたる對の禿童に、人頭の三角眼円を鼻の穿を覗はしたる衣裳を着せて左右に従へ、赤手巾を頭に覆すたる老女に、五輪の塔を描き地水火風といふ四字を書きたる、長柄の日傘を差懸けさせたる様體に幢風の打扮なり。是れ乃ち地獄の君にぞありける。扨地獄此方の騒動する體を見て、「何事ありや」と問ひければ老女答へて、「あれは乞食の清者に見えんといひ、狂ひ罵り候故、追払らはんと犇き候なり。」といふ。地獄これを聞きて「假令狂人にもせよ、妾に見えんといふは必ず因縁ある事ならん。自ら對面して、其の義を糺さん」といひて轎を停めければ、夫婦の男共、地獄の君の仰に違ひがたく、といひて、左右に別れて通らしめければ、地獄一休の側に近々と立寄り、一休の顔を熟と見て、「地獄と申すは妾が事に候。何故見えんとは宣ふぞ」といふ。此の時一休は酔ひて堪へず、幕下に趺跨み居られしが、酔眼を開きて地獄が姿を熟と見給ふに、花を欺き月を妬む容貌、扨も類稀なる美人かなと思しつゝ、他の言はなくて、

聞きしより見ておそろしき地獄かな

とあそばしけるに、地獄とりあへず、

活き來る人もおちざらめやは

としたりければ、一休果して是れ常人にあらずと、彌心憎く思し給ひ、「我實は住吉牀菜庵の一休なり。我が如き出家をも陥落すべきや」と宣ひければ、地獄打笑ひ、「假令活佛にもせよ活達磨にもせよ、妾が巧計の奈落に落し申さでやあるべき。いざ此方へ倶し候へ」といひつゝひたと寄添ひ、纖々たる柔手を一休の衣の袂に差入れ、手を携へて誘ひければ、大勢の男等は地獄が心の裏を知らず、唯呆れてぞ退きける。地獄が住む閨房は、池に臨みて造り出したる亭にて、眺遠[illegible]の[illegible]子の窓開け、繪障子屏風の好み、風流清雅にして且美麗なる事いひ盡すべうも非ず。一休は此の座敷の上座に趺踞る居給ひて、「早く酒を持ち來れ」と急ぎ給へば、地獄中居等に命じて美酒と淨饌を出さしめけるに一休是れを見て、「斯かる素物は味ひなし。我十二三歳にて師の坊養叟和尚に事へし頃、活鯉に引導を授けて食せし事あり、然りしより後鯉の美味なる事を覺えて忘れ難し。疾く／＼鯉の羹を持ち來れ」と宣ひければ、地獄又中居共に命じ、鯉を調じて出さしめけるに、一休「是れでこそ」とて大いに喜び給ひ、鯉をひたもの食ひ給ひて、數杯を傾け、味ひ美なりと讃め給ひぬ。時に地獄心の裏に思

ひけるは、一休は活佛なりとて、人々讃仰する由を聞きつる故、出家の身として酒肉を食ふこともあるま
じき事なり。もし活佛に化して人を欺く僧にはあらずやと疑心を起し、
日の、中居女の耳に就きて云々せよと囁きけるが、程なく數多の舞妓歌姫、
盛んに囃して出で來り、笛を吹き鼓を打ち、迦陵頻伽の囀るが如くに唄ひ、舞妓は長き袖を翻して、
鸞鳳の如くに舞ひければ、一休益〻興じ給ひ、大杯に取りて又數杯を傾け、十分に醉ひを發して
羅漢舞を舞ひて見せんと言ひつゝ、偏袒右肩の片肌脱ぎ、扇を開きて立上り、

釋迦殿が、目なし鳥に落ちて、大悲尚法を喜ぶらん、
佛になれば、まして況んや人間の、なまじ佛になる事こそ、
たる道理說いきまし、目なしの事なんぞに、
れたは心を開かされば、
かずば佛にやせまい。そうや又なぜに、方便虚は皆實、諸へ歌ひ一寸先は闇の夜、
ふも法の聲、六の面々な目無を顯はさば、歌ふも舞ふも法の聲、來世も過去もあらばこそ、三世
不可得人心、おこらぬ所が極樂にて、おこりし心が現世なり、
なうても天へ昇る、俱盡の經は讀みもせぬ、

徒者が世に出でて、多くの人を迷はする。心とは如何なる物をいふやらん、さら〳〵さつと一筆に、書いたはなんぞ松風の音、二つなき物一もなし。墨繪の風のさつても〳〵涼しやな。體が熱から不動殿、惡魔降伏おいてもらを。必ず善いと思ふなよ、氣ざす所が惡魔なり。かたみの五輪茶臼にせい、だまされなりんのみせよ。悟るは何の悟りぞや、悟らぬ先が悟りなり。

と聲高やかに唄ひつゝ、足拍子を踏み鳴らし、彼方に俊徨き此方に蹣跚りもぢりて舞ひ給ふ。地獄は最前より外の方に出でて樣子を窺ひ居けるが、明障子に數多の骸骨の影映りければ、こは怪しやと打驚き、障子を細めに開けて裏を見けるに、舞妓も歌妓も、殘らず骸骨の姿に見え、唯一休のみ依然として其の中に交りて舞ひ給ひければ、地獄は忽ち疑ひを晴らし、誠に是れ凡人の所爲ならずと奇異の思ひをなし、障子を開きて裏に入れば、妓婦等も皆原の姿と見えにけり。已に一休は醉ひ潰れて其の儘倒れ臥し給ひければ、地獄は妓婦等を退かせ、女童を呼びて酒肴を卓子を收拾けしめ、自ら一休を抱き起し雛妓と共に舁き上げて深閨に入れ、幾重を重ねたる紅の裀の上に臥さしめけるに、前後も知らず熟睡し給ひて、鼻息は車の轟くが如く、雷の響くに異ならず。地獄思ひけるは、此の師の禪機甚だ深密と覺ゆれば、輕々しく本相を顯はし給ふまじ。さりながら斯く來臨を惠み給ふこそ幸ひなれ。いかにもして敎化に預るべしとおもひ、斯く大醉し給ひては、必ず夜中に吐き給ふらめ。宜し

く其の用意なすべしと思ひ、嚢を辭し、土瓶に湯を取り寄せて、火鉢の上に置き、水注子并に盥一つを身近くに置き、燈火を明らかに挑げ、一休の枕上に侍して目も放さず見守り居たりしに、良あつて一休眼をに目を醒し、酒氣の熱するに堪へざるにや、自ら夏衣を脱ぎ捨て、禿頭のまゝにて、其の傍に横はりて、また暫時寝られけるが、惡心く思す體にて、仰向に寝たる儘にて口より嘔吐をなし給ふ。嘔吐物は胸の上に流れ、其の上、臭氣鼻を衝きて堪へ難しと雖も、地獄は少しも是れを厭はず、袱を以て拭ひ清め、靜かに揺り動かして湯を進らせけるに、一休また寝る事叶はず、暫くありて夜半の頃も過ぎけるに、一休又眠りを醒して身を起し、大盥に隠れたる體にて、屏風の外に這ひ出で給ひ、欄干に取付き庭に臨んで、醉嘔の水を吐くが如く、げゑげゑと嘔吐をなし給ふに、不思議なるかな、其の嘔吐物、庭の上に落ちると等しく、幾つともなく砂利と成り、其の數は、塞れて水盥に置れけり。地獄此の有樣を見て、大いに驚き、世の人喩へて此の人を生佛とするを、實に宜なりと信心彌増り、背を撫でて介抱し、角盥水注子を取りて口を漱がせ奉りなどして、湯を進らせければ、一休心地よげにこれを飲み、只夢幻も別ちかね給ふ體にて、又閨中に入り、前後も知らず臥されけるが、已に天明に及んで各々起き出で、四邊を見廻して地獄に對し、或は那個なるやと問ひ給へば、地獄は申す通りに答へ、上客に一休宿ほく、

我は唯庵中に睡りしと思ひぬ。昨夜の醉中の事を想ひ出せば何樣妓樓に來つるものを」と宣ひつゝ、遽はしく袈裟衣を整へて出去らんとし給ひけるに、地獄其の袖を控へ、「妾問ひ申し度き事の侍れば、暫時止まり給はれかし。」といへば、一休「何等の問ふ事ありや、疾く／＼いへ。」と宣ひて坐し給ふ。時に地獄蘭麝の薫馥郁たる裲衣を褰げて一休にひしと抱附き、笑ひを含みつゝ、「正に恁麼時如何。」と問ふ。一休委々として、「文殊與女子無縁無目佛々々。」と答へ給ふ。地獄其の意を解せず再びいひけるは、「平相國に仕へたる白拍子に佛といふあり。道長公と歌を讀み交したる江口の阿曾比に小觀音といふあり。さる名を附きしも菩提を求め佛果を願ふの意ならん。妾が如く浮川竹の流れを汲み、心にもあらで眉を畫き、脣を染め、只管妖狐の態を學ぶ淺ましき身となるは、前世の戒行拙き故と思ひ侍れば、未來も地獄にや落ち候べき。せめて懺悔の爲にもと名を地獄とつき、裲衣にも地獄の圖を繡はしめて身に纏ひ候は、呵責の罪を今の世にて滅し、後の世は極樂世界に生まれ美麗しき佛とならん事を願ひ候故なり。地獄といふは何なる所に候やらん、御示し下されかし。」といへば、一休折節衣桁に懸けありし、彼の地獄の繪の裲衣を指して宣はく、「かの汝が衣裳に繡ひし如く、地獄に種々の變相あり。八大地獄といふは、一に等活、二に黑繩、三に衆合、四に叫喚、五に大叫喚、六に焦熱、七に大焦熱、八に阿鼻なり。此の八つの大地獄に、各十六所の小地獄あり。根本八は百二十八を加へて、一

百三十六地獄となる。其の地獄遠きにあらず、近くは我が此の一念の中、[illegible]焦熱地獄にありとすれば火車あり、畜生道に非ずして牛あり、[illegible]眠る事能はざるは黒闇地獄の呵責なり。飽きて飲み餓ゑて食ふ事能はざるは餓鬼道の苦患なり。冥途の鳥の別都頓宜壽、血を吐く紅の唇は萬客の嘗物となり、[illegible]の中の指きりに、[illegible]なる[illegible]の腕は、千人の枕となる。夕の夢の移香に[illegible]、鼻ありては、人目に[illegible]、[illegible]の[illegible]をかけて知る一身の秤量の罪重く、容を作る姿見は是れ淨玻璃の鏡なり、[illegible]の猛火には、提子の水も沸返り、呵責の[illegible]には、生爪も放すと聞く。月[illegible]の[illegible]は小刀針の刃[illegible]、衣[illegible]なり。牛王の烏[illegible]の嘴を[illegible]して、色を含める眼を啄み、[illegible]念深き[illegible]ふ。[illegible]死天山、絶えぬ流れの三途河、更に浮む期あるべからず」と示し給へば、地獄又、「極樂と申すは西方十萬億土に在りと示る、實に然るや否や」と問ふ。[illegible]の[illegible]を取りおろして給ひ、硯箱なくして筆を染めて、其の袖衣の裏に、木の上に倒形を書きて[illegible]、一頃日或人我が庵に来り、土佐何某とかやが畫けるとて、此の如き繪に讃を求む。我これに書して曰く、

水中に物あり　其の一物を問へば、かきし畫工も知らず、持主も知らず、讃する我は猶知らず。

斯く記して遣はしぬ。極樂も又是れに等しく、[illegible]も知らず、達磨も知らず、[illegible]、我は在[illegible]に

ず。唯斯樣に、地獄の裏にある物と思へかし。」と宣ひけるが、地獄は未だ其の意を十分に解さざりけり。一休傍の水注子を取りて、角盥に水をつぎ入れ給ひ、「汝此の水に面を映し見よ。是れ心の鬼の角盥、我といふ器あれば心といふ水あり。心といふ水あれば、諸の煩惱森羅萬象の影を寫す。是れ影の來りて映るにあらず、心といふ水のもとめて寫すなり。又如此く水を捨て器を去る時は、則ち物の影映る事なし。水を捨てよ、器を去れよ、無我になれ、無心になれ」と示し給ふ。世に一休水鏡の法語といふは是れなりとぞ。地獄重ねて問ひけるは、「昨夜の踊歌の中にも目なしと宣ひ、今又妾が抱き參らせし時も目なし佛と宣ふ。其の意如何ぞや。」一休宣はく、「目なしとは人々具足の自性なり。楞嚴經に、阿那律陀は無目而見と說けり。昔或所に一人の老婆あり。禪法を深く歸依し、草庵を造りて一個の禪僧を供養し、平日に法を聞きて二十年許り此の僧を尊敬し、二八許りの美女を附け置きて、飯を送り給侍せしめ、萬の事をせさせけり。一日徒然の雨の黃昏、物寂しきを幸ひに、老僧の心を引き見ばやと、件の老婆彼女にいひ含め、斯う〳〵せよとて遣はしけり。女庵に行きて老僧に向ひ、「獨居の御徒然、斯うせし時は何なる御意にや。」とて老僧に抱附きけるに、僧答へて、「枯木依二寒岩一三冬無二暖氣一。」といへり。斯くいひたる意は、假令美人に抱かれても我が心は枯れたる木の寒き岩に依りたる如く、冬の時に暖かなる氣も少しもなきが如く、心を動かす事なしとなり。此の女此の語を能く

覺えて歸り、老婆に語りければ、老婆大いに怒り、今まで道を悟りたる僧と思ひ、二十年以來供養せし俗人ごとき者を養ひ置きたる事の口惜しさよとて、即時に僧を追出し、其の草庵を焼き捨てたる。此の僧未だ活機を知らず、老婆は能く活機を知れり。我此の意を偈につくりて曰く、

老婆ハ心ノ爲ニ賊ニ架ス梯ヲ　清淨ノ沙門與フ女ノ妻ヲ
今夜美人若シ約セバ我ニ　枯楊春老イテ更ニ生ゼン稊ヲ

此の偈の意は、昔の婆が心は盗人の爲に梯を架け通路を拵へやるに同じ、故に清淨なる沙門に艷なる女を與へ、今にも美人來りて若し我に約束せば、枯れたる楊の上も、春の末に稊を出す如く、心を若やげ速かに睦み想ひ離るべし。彼の老僧が枯木の喩へをなすは未だ一方の見識なり。されば我の老僧も不可なり、婆も不可なり。我は可もなく、不可もなく、可不可の境界を出でたる所、海昭僧正のかきねばうとしいづふたりの寝んとの意も是れに推して知るべきなり。然りといへども今我汝に心動かざるは、女子出定の話の如く、文殊女子に縁なきが如し。且つ我は可も不可もなき無目面見とては汝が如き美人も唯色を皮袋につゝみたる一具の骸骨なり。男女の淫樂は只煩悩を抱くとは是れなり。いづれの時か夢の裏にあらざる、いづれの人か骸骨にあらざる。色相皆空に歸して見ればおつかふ程こそ男女の別もあれ、息絶え身の皮破れぬれば其の別もさらになし。ましてや骨を隔てず、

唯、今かしづきもて遊ぶ皮の下に、蓄々骸骨を裹みて持つなり。臭皮一重に迷ふは愚かならずや。」と示し給ふ。世に一休骸骨の法語といふはこれなりとぞ。地獄是等の示しを聞きて涙を潸然と落し、「我人息の通ふ中は人の屍を餘所に見て、我が身にはなき事の樣に思ひて、蓮門をも知らぬ果敢なき命とは思はず候。妾が愚昧なる者も、悟りを開き候事能ふべき事に候やらん。姿をも替へて佛に仕へ候はば、自ら得る道もあるべけれど、何いふも心に任せざる身にし侍れば。」といひて益落涙す。一休頭を打振りて宣はく、「何ぞ其の營業と其の體形とにかゝはるべきや。心にもあらぬ虚言をいひて人に親しむも、紅白粉を調塗へて容を粧ふも、皆汝が本來の營業なり、いかでか姿を替へて營業に背くべきや。江口の遊女さまを替へし歌に、

髮おろし衣のいろは染めぬるになほつれなきは心なりけり

と讀みしは自然の情なり。汝が輩は五尺の體を賣つて一切衆生の煩惱を安んず。法を賣つて衆生をまどはす邪禪賊僧にははるかにまされり。營みと形とに拘るべからず。唯自然の情をまもりて、別に道を求むべからず。

極樂も地獄も知らぬ思ひでにうまれぬさきの者となるべし

此の歌の意をよく〳〵工夫せば、必ず心眼豁開の時あらん。これは昨夜の揚錢に替へて汝に遣はす。」

と申し聞へ給ひし謂ける趣を聞へて、突然として歸り給ひぬ。斯くて地獄は一休の命じ給ふ言に、[illegible]として美しく色どりたる椅子を作られ、客を迎ふる暇一室に籠りて椅子に坐し、一休の言法を思ひ[illegible]したりの、眼を閉ぢて坐禪しけるに、初めの程は[illegible]の數ふさけ[illegible]の聲、[illegible]に立る客の音も打消さし喚く声、又車のきしる大聲、女房の返事の長々しきなど、耳に入りて煩はしく、少しも心靜かならざりけるが、日を經に心を籠めけるにぞ、漸う前の聲聞えずなりて、一塵不染萬念盡忘、心虚淸くことを覺えけり。今の世までも謂き傳へて、女達磨といふは、此の地獄が坐禪の姿なりとぞ。

一休地獄と連歌問答の事、衣笠一閑宗葛著、[illegible]に見ゆ。

元亨釋書、菅原寺行基ノ傳ニ云

基一日、行化シテ過ル攝州難波ニ、漁人網シテ魚ヲ而宴ス於濱ノ邊ニ。基過ル其前ニ。年少[illegible]以テ鱠ヲ[illegible]、基[illegible]之ヲ、[illegible]。[illegible]云々。（本文に記す一休の所爲行基菩薩に似たり。）

狂雲集に、觀二漁翁ヲ網魚ヲ抱中ニシテ得タリ活キルコトヲ、といふ詩あり。其の詩に曰く、

活潑々時追水淸シ　怪シ哉[illegible]端的死中ノ生

下ニ潭ニ[illegible]道ニ禪僧ノ眼　雲ハ暗シ龍門點額ノ情

これ一休の作なり。一休幼き時、活きたる雌に引導の語を授けて、食し給ひしといひ傳ふるはこれ等より、いひ出せる說にや。（本文一休鯉を吐き給ふ事、此の詩にもとづきて作りなせり。）因にしるす。稻津祇空更めて敬雨と稱じ、洛北紫野に住みし此の句、

女達磨讃

九年何苦界十年花ごゝろ

（敬雨句集、朽葉集に見ゆ。）

越前三國の遊女長谷川女達磨の讃、

玉琴のひくてあまたのうかれ女に、まことありと思ふ人こそ、をかしくも哀れなれ。世に男ほど淺ましきものはあらじと、我のみ思ふかも知らず。されどいにしへの佛たちも、靜かなんどいへるも野暮らしく、唯あそばゞ遊べ、西へ東へ〳〵。

あちこちと尻おちつかぬ柳かな

稻妻表紙後編 本朝醉菩提 卷之五

地獄信解品第七（前段）

有時地獄は一室に籠り、坐禪して居たりけるに、一休和尚突然と入り來り給ひ、一言をも宣はず、只、花器に插したる花をとりてこれを拈りて見せ給へば、地獄は靜かに目を開きこれを見て莞爾と笑ひ、やがて椅子を下りて居眠したる禿共の傍に行き、耳に口よせて囁きけるに、禿等は驚き目を起し出て、暫しありて進み茶器香合を捧げ來りて、一休の前に跪き、一休喜びたまひて後に香を取り上げ、禿等に灼らせて數拜を拜し、肩を傾け、合掌して宣はく、汝が今日此の花を拈りて此の人を得たるは、我が心の蓮華なり、年の積りも、此の花を拈りて此の美色を得たる、汝に見る我が心の蓮華なり、是れ法華經、涅槃妙心、實相無相、微妙の法門を、汝今日に悟りたり、最早地獄の門を離れたり、情を恣にせず、今日は天上の、蓮華を見て、をとも色をなしたる禿子を、今日の如く打碎き、別れをも告げ給はずして、歸り給ひぬ、斯くて地獄は此の後の淨の獄舍を拾ひ、一心に、胸中豁然として、夜の明けたるが如く、是れより後は任情遊戲を第一として、無を念にして心

中更に一物を止めず。四大皆空なる事を看破し、地水火風の色小袖、空即是色の紅粉も、わづか一重の臭皮袋、惜しむかひなき身と悟り、唯活氣を以て本來の面目とし、前よりも猶まさりて姿を美麗に粧ひ、名香をたきしめたる綾羅錦繡を身にまとひ、髪の飾手道具の結構に、金玉を鏤め、絲竹のしらべ酒宴のそなへに、清雅を盡して、あまたの嫖客に身を任せければ、富翁嘉客戀ひ慕ひて千金を塊とし、通ひ來る者數知れず。郭中三千に餘れる遊女等、彼一人の爲に色を失ひ、其の名一時に高かりけり。人に物ををしまざれば、あたらしき衣服をとゝのふれば、舊き衣服は妹女郎火車などに與へ、金ある時は中居下男等、出で入る貧しき者等にとらせければ、家内の男女出で入る者等聚散する事大方ならず、人愛日々にまされり。金なき時は衣服手道具の類を盡く質して用にあて、常には金銀をたくはふる事なし。情を和歌によせて日夜大酒を飲み、都て爽かに快き事を好み、情の色も淺からず、よく嫖客の心をとり、一度あふ者日々忘るゝ事なからしむ。其の行ふ所一つとして活潑禪機にあらざる事なし。時の人女達磨といひしも宜なり。斯くて月日を送りけるに、地獄偶病に臥し、つやつや物も進まず、痩せ衰へければ、主珠名の長大いに驚き、夫婦共に枕邊を離れず看病し、良醫を迎へ百薬を盡しぬれども露許りも驗なく、さして苦痛の體はあらざれども、日に異に重くなり增りぬ。一日地獄、あるじ夫婦に對していひけるは、「妾が病とても癒ゆまじく思ひ侍れば、もはや薬は用ゐ候ま

じ、死ぬる命はをしからねど、幼少の時より御夫婦の情深き養育にあづかり、いまだ十九歳にすぎざの年季もみてざる身まかりて、恩をむくはざる事、我が悲しむ所に候」といへば、主人涙を流しつゝ、「日ごろひとしうして由くも、夫其の事に於ては少しも心をつひやす事なかれ。我汝が功に因りてこれまで幾千金の大利を得たれば、たとへ今より勤めを止めさすとも、聊か悲しとせざれども、唯かなしきは汝をば我妻子の如く思ひ、七歳の時より手しほに掛けて育てあげ、ゆくゆくは養女にもなしてんと楽しみ居りしに、蕾の花を散らす事、不便ともかはりしともいふべき詞はなかりけり」とて、に心弱き事をいはず、薬を用ゐて本復をせよかし」といひて、益々落涙すれば、地獄頭を掉りて、「なとても本復叶ひ難し。凡そ生ある物、一度病するは世の習ひにて候へば、必ずしも御歎きあるまじく候」といひて、此の後は薬を用ゐず唯た酒をなどひ、冷酒に、飲むのみなり、斯くて過れ日数ける が、父あるじた情を近づけ、「今日の未の下刻は已に我が臨終の時なり。願はくは使にして一休禅師を請待し給はれかし」といふにぞ、主たる婦は今更のやうに打驚き使を住吉に遣はしけるに、使の者途中にて一休に行き逢ふ。此の時一休は野風酒筒を具し給ひ、珠名が家を見舞ひて、夜間遊に赴く、ぞ」と宣へば、使の者忙はしく喪を掲め、「禅師を迎へ奉らん為に参る所」といへば、一休宣はく、「さては地獄が臨終の故なるべし。我今其の事に因りて汝が家に行かんと思ひ参らせて来つるなり」とて、乃

ち同道して珠名が家に到り給ひ、野曝は次の間に居らしめ、自らは地獄が閨房に入り給ひて病牀に近づき、「汝已に終焉の時至るにより見送らん爲に來れり」と宣へば、地獄はいと喜べる樣なり。一休又宣はく、「我疾くより汝が素性を知る、汝はまさしく海津嘉門景春が娘幼名を乙星といひし者なるべし」と宣へば、地獄驚き、「如何にして其の事を知り給ふや、妾かかる身になりて素性を現はさんは父母の名を汙すに似たれば、人にも語らざる事なるに」といひて訝るに、一休宣はく、「前の日汝我を抱きし時、右の腕に七つの黑痣あるを見つけてこれを知るなり。汝にあはす者あり」とて、次の間より野曝を呼び出し、「是れこそ汝が兄彦丸なれ。一旦我が徒弟となり出家しつれども、故ありて還俗し今は異名を野曝といひ俗稱を悟助といふ。形は俗に還ると雖も、我が禪法の妙道を究めしなり」と宣へば、地獄又驚き、「扨は兄上にて候ひけるか。浪花に野曝といふ俠者ありとは兼て聞きつるが、兄上にてあらんとは露思はざりき」といふ。野曝曰く、「我も兼て汝が名を聞き及びぬれども、妹にしてあらんとは夢にも知らざる所なり、親人打死の時は我は十一歳汝は三歳なりし故、たとへ面を合はすとも、名告らざれば知り難し。今汝が末期に再會するは兄弟の緣の盡きざる所なり」といへば、地獄は如意山の雪中にて、炭賣陸作に拾はれたる事を始めとし、有漏路兄弟に捕はれて安計呂山に到り、姉玉蟲に會ひし事、玉蟲がいへる詞、有漏路兄弟は母の敵といふ事、山姥が爲に難儀の折節此の家の主に買

ひとられて此の家の人となり、阿曾比となりしまでの事を委しく語りければ、野晒もこれまで我が身の上にありし事を具に語り、有漏路無漏路の思は不殺し[illegible]事を[illegible]目の前に[illegible]されば、地獄は是れを聞き姉の志を遂げたる事を喜び、[illegible]の裏に[illegible]、一休禅師に帰依し初めしは此の一休を師と頼みたるによつて、野晒に[illegible]ければ、野晒これを受取り、且つ一巻は先年聞人、住吉の[illegible]花の[illegible]に附與せられし物なるが、花形[illegible]が師の弟子と云ふ[illegible]して[illegible]法名し、諸國遍歷に出でられし[illegible]、親人に前の[illegible]か[illegible]、[illegible]に出[illegible]せず、再び返し申すべし。」とて懐に納めけり。此の兄妹の[illegible]、[illegible]事[illegible]患難[illegible]なれど、[illegible]せる[illegible]なれば、[illegible]時に地獄いでければ、はや[illegible]歸り[illegible]時到り[illegible]扶けられ浴室に至りて浴し、髪をすかせて常の[illegible]揃枝を挿し飾り、白[illegible]の小袖[illegible]て、水色の[illegible]、名香[illegible]に坐して[illegible]、[illegible]花の[illegible]本を出でたる容顔、今[illegible]人とは更に見えざりけり。これを此の世の名残なりと、あるじ夫婦を初めとして、朋輩の女郎、引舟、禿、火車、中居、下男常に出で入りする男女、[illegible]

ろせの老婆に至るまで、あまたの人集ひ來て、日來恵みを受けし事ども心の中に思ひて、嘆き悲しまざるはなく、鼻打かむ音此彼に聞え手飼の矮狗までも別れを悲しむにや、うづくまりて涙を落す。誠に是れ世尊涅槃の時にあひ、天人大會五十二類、沙羅雙樹の下に集ひて悲しみしも斯くぞあらめと思はれける。扨地獄これを見て、何れも妾が名殘を惜しみ給はる事、等きまでに覺ゆるなりと病疲れて覺束なけれども、此の世のかたみに一曲を聞かせ申さんこととといひて、二人の雛妓に三絃をひかせ、鼓弓をすらせ、みづからは琴を調べて三曲を合奏し、かねて我が作りたる歌をうたふ。彈く手もたゆげなれど、さすがに妙手のしらべなれば、却つて趣あり。聲はいと細く、秋深き夜寒の蟲に、節蟲の鳴き弱りたる風情にて、いとゞ哀れぞまさりける。其の歌にいはく、

有漏路より、むろにやしなふ早咲の、かりなる色のはかなさは、まどろまで見る夢なれや、ならへてねやの木枕を、碎きて見れば花もなし。花なけ春の空にもつ、雪や氷の下紐も、とくれば同じ谷川の、水に迷ひの月の影、有無の二つをはなれては、心に懸る雲もなく、來らず去らぬさき（め）ざめは、あかぬ別れの鳥鐘を、うらむることもなか空に、何か殘りて罪となる。文字に書かれぬむつごとは、敎への外の傳へにて、墨繪にかきし松風の音。

と唄ひ終りて、瑤琴の上に打伏し、瞑然として絶えけるにぞ、とり圍みたるあまたの男女、あつと叫

として泣き悲しむ聲言ふも止まず。妹女郎も今は堪へ難く、共に取縋りて、聲を限りに泣き叫べば、一休宣はく、「汝等は終れる様凡人の所爲にあらず。功を積める高僧と雖も最後の境界に臨みては、常人の様なる如く、喚く〳〵、されば、と叫し給ひぬ。まだ嬉は側けて悲しむ事なく、猶も天下の大利を得たる昔時の如くなり。其の各四方に備へたる者なれば切りて前途を案じて、常に泣きて下へと語り、一休も亦聞き給ひ、最期を全くせんが爲に是非ともに得ずして、地獄太夫が遺骸を一重に寝せ、棺桶に納めて燒け行き、埋むる事もせず、野に棄てよ」と宣ふ。主人夫婦、とに伴ひ情なき仕業なりと心の中には思ひけるが、流石一休の宣ふ事なれば其の言に從ふ體となし居たるに、一休野晒に對し斷ち〳〵せよと命じ給へば、野晒立ち上りて、地獄が亡骸を抱き揚げ、極楽の裏にとの方附けつるに、枕の下より一張の短冊出でたり。是が自筆にて一首の歌を書く。野晒其の歌を讀み上げるに、

　我死なば燒くな埋むな野に捨てて飢ゑたる犬の腹をこやせよ

一休これを聞き給ひ、我が思ひし所に果して然り。彼は眞に最後に遺言して其の屍を野に棄てしめたるの意とす。必ずしも葬儀を用ゐて彼が意に背く事なかれと宣ひ、夫婦に一休の宣ふ所少しも違はざるを感嘆して、其の詞に從ふ。扨一休は自ら筆の硯子を取寄せ、經文を書きて與へ、野晒も亦其に幾し置きて獨り歸庵し給ふ。斯くて其の夜に到り、地獄が空しき骸を衣とし、經を前に命じて埴

に納め、野晒を交へて僅か四五人にてこれを擔き行きけるに、一休途中に出で迎へて前に立ち、經を讀み給ふかと思へば然はなくて、

縫出しあゆみよりおきて、生まれた儘のさらば垣、短き夜半に見し夢は、長い刀に、長脇差をほ
　つこんで、おせさ、よいさ、

と、都のぬめり節を唄ひ給ひて踊り狂ひつゝ附添ひ行き給ひ、遂に八木郷久米田寺の三昧に至り、桶より屍を出し、林の裏に捨て置きて歸りける。然るにさしも美麗なりし地獄が姿、七日々々に變りつゝ、蘭麝を燒き籠めたる綠の黑髮は蓬の如くに亂れ、錦襴を覆ひたる素き肌は青く腫れ上り、白粉を施したる花の顏は、腐りて臭氣を出し、燕脂をいろどりし朱の唇は、爛れて血を流す。痩せたる犬は璧玉を垂れたる乳を喰ひ破り、餓ゑたる鳥は秋波をなせたる眼をついばみて、おそろしき姿となる。平日に調べし爪音も、唯松風と蟲の音に殘れるのみなり。處々の肉も切れ、腹も破れて五臟六腑邊に亂る。又後は肋の骨を現はし、肉も腐り流れて白き蛆となり、青き蠅集ひて邊に滿ち、臭氣盛んに人を侵す。日を經て臭氣も薄くなり、骨に殘る肉も乾き、蛆も此處彼處に這ひ散りて、蠅も飛び去り、亂れたる髮は風に散りて處々の草の根にまつはりぬ。程なく四十九日も近くなるに、男女の界もなく、雨に注ぎ日に曝して、今は臭き香もなく、たゞ殘れる物は一重の帷子のみ、遂に一具

の白骨となりて、猶ほ横はりし[illegible]淺ましといふばかりなし。[illegible]を思ひし[illegible]の事共、せめて香華を手向けて、其の靈を祭らばやと爰に來り、此の光景を見て驚き悟り、[illegible]色欲の念を斷つ者おほかりけり。四十九日に當れる日、一休和尚、野曝悟助並に[illegible]て、此の墓に來り給ひ、地獄が白骨を引起して見せ給ふに、骨々のつがひ鎖の如くに[illegible]の骸骨なり。皆これを見て[illegible]の思ひをなすに、一休は[illegible]子骨となりて、是れ化人[illegible]さらるゝ者なり。彼は乃ち花方女宿[illegible]の化することなり。[illegible]に人間に降りて[illegible]りて數多の人に見えしむ、死しては髑髏の姿を見せ、九相の[illegible]を示す、[illegible]悟らせんが爲になり。已に彼が髑髏の姿を見て悟る者の[illegible]、[illegible]く、猶此の事を後世に傳へたまはんが[illegible]、最早用なき[illegible]野曝に命じ柴を集めて荼毘して給ふに、煙の中より七つの[illegible]りけり。扨其の灰を埋めて一つの塚となしぬ。今八木[illegible]りとぞ。此の地獄が事は[illegible]救世の悲願に、[illegible]

成佛尊者　父母安樂行品第八

孝は百行の始めとて、一切の善行の中に孝行より前に立つ物はなし。孝に至る時は[illegible]

ひ、孝地に至る時は萬物化盛す。孝人に至る時は衆福來るとて、孝の徳によりては五日の風枝を鳴らさず、十日の雨塊を動かさず、草木能く花咲き實り、五穀豐饒にして家富み國昌ゆる事明らけし。凡そ孝の一字は百日千夜にも中々說き盡す事能はざるべし。爰に泉州堺に程近き湊村といふ處に、箕内といふ武士の浪人ありけり。頭に消えぬ霜を頂き、額に皺の波を湛へ、弓箭は疾くに捨てたれど腰は弓程屈まりて、七十に近く老いぬれども、一昔に住へる貧家の住居、妻は六十歳の其白髪、夫婦揃ひし正直に、神の惠みや深かりけん。世間に稀なる孝子を持ち、其の名を侘助といひ、勝れたる美男にて、年は未だ十八歳、若年なれども萬に賢く、朝夕父母に事へて孝を盡す事當世の曾參ともいひつべし。父母はこれを喜び、我が家貧しけれども孝子を持てり。此の上の樂しき事あるべからずと、卒日に自慢しけるとかや。住み荒したる茅の軒、垣も疎なる簷陰に、醫師竹齋傳方御藥杉齒木といふ看板を掛け、夫婦齒木をけづりて細き煙を立て、侘助は土器の荷賣して、うすき木錢の活業も、清き心は照る月の、赤土器に破もなく、まだかに世をぞ經たりける。茲に又堺甲斐町中濱の扇屋塵右衛門が娘小田井は、眉目容貌艶麗しく、年も十五の初花なれば、人毎に戀ひ慕ひ、嫁にとらんと望むもあり、壻にならんと望むもあり、門に絶えざる媒妁の枝には、立ちながら朽つる錦木に等しけれど、塵右衛門夫婦娘を寵愛の餘り、壻選して承引かざれば、未だ定まる縁もなく打過ぎけるが、一日彼の侘助土器

携へ来たりて此の違へ竟に明き、曲有衛門が家に呼び入れられて上書を貰ひけるが、此の時小田井居る折りて其に居合はせ、鶴花助をかへりみけるに、其の様子なる者には似気もなく見えければ、世にはたかなる定明も有りけるよと、それよりめをつけ見とれつゝ、忽ち心通ひて、身をあくがれ出でし、暫し前後も覚えざりけり。其の日より思ひ乱れて食も省みず、胸を焦しけるが、其の住家も知らず、誰媒約に頼み、いかにせんと思ふにも、唯心一つに悩みけり。君も亦此の事に思ひ亡ひて、小田井に能く聞れしけりと、其の跡を尋ねて、鶴の事心に存じけれど、小田井も深く悩みけり。一日小田井縁先に出でて空を眺め、花助が事を思ひ続けて居たる折しも、其の友達にありける[illegible]が小田井を訪ひ来て、「貴は彼が心を知るまじ、我は頭巾物思ひすがりて、恋しさを忘るゝ事能はず、[illegible]しるしとは我が切なる心を戀人に通はせ呉れかし」と、人にもの言ふ如くいひけるに、犬近く出で来て尾を振り[illegible]且詞を聞き入れたる様なれば、小田井父に[illegible]、膝に立ち寄り向ひて聞かせるに、陸奥[illegible]人の飼ひける黄耳といふ犬、書簡を古郷に届けたる例もあるよし、且つ此の犬[illegible]にあるよすがとも、「汝我が書を戀人に届け呉れへきや」といひけるに、犬又聲をなして答ふる如くし、是れに因って小田井は硯箱を取出し、心のたけを書に記し、これを竹筒に入れて犬の頸に結び付け[illegible]ふに、犬は尾振りて頓に走り去りければ、奴は聞届けつるよと喜びつゝ、其の歸るを待ち居たり

扨犬は直に侘助が家を望みて馳せ行きけるに、折しも侘助は土器の擂をかたげて歸り、門首にて彼の犬に會ひぬ。犬は侘助が袵を啣へて引き、聲をなしけるにぞ、何するやらんと不審りつゝ、能く能く見れば、頸に竹筒を結び附けたり。何の心もなく取りて見るに、裏に書簡樣の物ありければ、是れ容易に見べき物ならずと、舊の如くにして裏に入らんとせしに、犬又袵を啣へて引止む。怪しむべきは此の犬侘助を止むると等しく、侘助彼の書を見んと思ふ心起り、再び筒を取り上げて書を披き見るに、其の文に、妾は甲斐町の扇折の娘小田井と申す者に候。君いつぞや物賣りに坐せしを見初めて、斯く惱みはべるなど、切なる心の丈を細々と書きて、奥のかたに、

あしさまにとり落したる土器のわれて碎けてもものおもふかな

と書きたる筆も拙からず。扨は彼の者我に懸れる艶書なり。中々に開封したる口惜しさよ。父母の許さぬ不義徒ら、書見し許りも道ならずと、豫て行ひ正しき者なれば、いたくこれを恥ぢ思ひて、手早く筒に納め、犬の頸に結び附けて追遣りけるに、犬は本意なげにて歸りけり。小田井は待ち侘びて居たる所に犬歸り來にければ、如何にや如何に返書取りて來つるかと、筒を取りて見るに、我が書なれば大いに愁へ、此の書開封してあるを見れば、彼の人の見給ひしには疑ひなし。返したまはらぬは心強き人かなと、或は恨み、或は悲しみ、是れよりの思ひ益々深くなりて、此の夜も泣き明し次の日に到り

て熟思ひければ、此の上に外に術もなし、彼の人の許に行きて打明けて心の丈を語り聞かして見むに、得心なき時は、いかにもなり果つべしと、猶心の一筋に思ひ詰めて、又彼の犬に向ひ、其の故を示し、思はば、戀人の許に導き行けかしといへば、犬は尾を掉りて前に出でたり。折節父母在宿にてもあらず。母の目を忍びて密かに身支度して、庭口より出でて犬に導かれつゝ、侘助が家にぞ行きける。此の時侘助が父母は芭蕉寺に詣でて家に居らず。侘助獨り留守を守りて居たるに、小田井は已に此に來りて侘助に逢ひ、恥かしさも他にして種々に掻口說きけるに、侘助はこれを承引かず、却つて、意見を加へけるにぞ、押返していふべき言葉もなく、唯涙を拭ひつゝ、「女子の口より斯かる恥かしき事を云ひ出で侍るは、始めより覺悟の上に候。」といひつゝ、懐より短刀を取出して、あはや／＼危く見えけるにぞ、侘助は「こは短氣なる擧動かな。」といひつゝ、慌て惑ひて押止めけるに、更に[illegible]たる彼の犬二聲三聲なくと等しく、怪しいかな侘助は忽然として煩心もなくなり、日來正しき行ひも隠れ、鐵石の心忽ち蕩けて、愛憐の情頻りに起り、「今の擧動にて切なる心は見えたり、我が身とても木石にはあらねば、さばかり厚き志をなどて空しうなすべき、此方へ坐せ。」といひつゝ、手を取れば、小田井は蘇生りたる心地して嬉しさ限りなく、今更顔に紅葉を散らしつゝ、心頭突々と轟き、一間の中に誘はれて行かんとしたる折しも、[illegible]染の破れたる衣を着たる、貧しげなる僧門首に佇み、頭を[illegible]

て只管裏の方を窺ふと見えしが、頓て端近く置きつる土器の擔を奪はんとす。佐助はこれを見て小田井が手を放し、「やをれ賊僧それは我が命をつなぐ賣物なり。形に似合はぬ膽太き奴かな。」と呼ばはる中に、早彼の僧これを奪ひて走り去けば、佐助は有合ふ棒を取り、「盗人よ惡僧よ。」と呼ばはりつゝ追ひ行きけり。小田井は獨り跡に殘り、門首に出でつ入りつして氣遣ひ居けるに、父庫右衛門他所より歸りがけに此の家の前を過りて小田井を見つけ、「汝は何故爰に來しぞ。」といへば、小田井は驚き何と答ふべき詞さへなくて差俯伏きぬ。庫右衛門は不審しみ、「若き女の獨り出歩くは善からぬ事なり。此の後斷えてなせそ。」と叱りつゝ具して歸るに、犬も後につきて歸りぬ。佐助は遂に賊僧に追附かず空しく家に歸り、前程小田井に答へたる詞を夢の裏の樣に覺え、危く不義に及ばんとせし事を深く悔ぢ思ひけるに、此の時父母も歸りければ土器を奪はれし事を語り、薄き本錢を打入れたる商物を失ひ、翌日よりはいかにして活計すべきと、親子三人頭を集めて愁へけり。扨小田井が母香晒は、小田井が忍び出でし跡にて、彼の書を拾ひて披き見つるに艶書なれば、こはうたてき事よと思ひ居たる處に、庫右衛門小田井を具して歸り、妻を傍に招き、云々の所に居たるを連れて歸りしといへば、妻は彼の書を見せて、箇樣々々と囁くにぞ、庫右衛門「扨は彼の土器賣を戀ふるに疑ひなし。彼は拙賣する貧しき者なれば似合はしき緣ならず。兎角これを制すべし」と夫婦語り合ひて此の後は目も放

さてお花、お田中は書を通はする事だにならず、[illegible]の森の楠の、千枝に別るゝ物思ひ、涙に[illegible]れの袖に、濡るゝ袖だに干し敢へず、遂に病を[illegible]して、始めは唯[illegible]に臥しけるが、漸病[illegible]りて、様々醫療を盡しけれど其の驗も見えざれば、父母の歎きいふべうもあらず、[illegible]密かに[illegible]門に向ひて[illegible]く、娘が戀病に惱むも、妾若かりし時[illegible]人の[illegible]を掠めたる其の報いと、[illegible]思ひ[illegible]には替難ければ、假令何[illegible]にもせよ彼を婿にし、娘の命を救ひ給はれ[illegible]れを聞き、[illegible]は詮術なしと涙を流し、媒人を頼みければ、媒人花輪が許に行きて其の[illegible]けるに、[illegible]「僕が如き[illegible]人を富家に婿になし給はん[illegible]悦ばしき事に候へども、老いたる[illegible]養ひ候身にも侍れば、他家へ婿ぎ候事は心に任せ難し。」と、孝心深き者[illegible]我が身の[illegible]父母の事をのみ思ひて承引せざれば、媒人は理に伏して孝心を感じ、強ちにいはず[illegible]に、[illegible]衛門これを聞き、その[illegible]る心ざしなり。[illegible]が兩親は此方より一生[illegible]て[illegible]、[illegible]の子あらば、[illegible]繼がすべき證文を遣はすべし。是れに[illegible]心[illegible]す様に、今[illegible]人は再び花輪が許に行き、箇様々々と談じけるが兎角花輪[illegible]、[illegible]

て云く、予兼て汝に語る如く、我宿望あれども遂げずして斯く老い朽ちぬれば、せめても原の武士に返るべき時はあるべからず。殊に塵右衛門殿、さばかり厚き志を運び給ふを、無足にせんも如何なれば、此の度の縁を定むるに如かじといふに、母もこれを勸めぬ。侘助是れを聞き兩親の意に適ひ、然るべき事と思し候はば、否むべきにあらずとて、得心の由を聞えければ、媒人立歸りて扇屋に行き、仕すまし來れり箇樣々々といふにぞ、塵右衛門大に斜ならず喜び、急ぎ此の事を小田井に云ひ聞かせ、病中ながら婚姻の約諾ありもこそせなばとて、自ら病本復のよすがともなるべしと思ひ、しるしを取り交し、吉日を選びて聟入の日を定めぬ。

牛遊聟者 畜生勸發品第九

此の時しも九月の初めなり。此の頃は後の雛とて、九月九日にも祭る事流例なりければ、小田井が病牀の傍邊に、氣を慰めの雛祭、雛の道具を其の儘に樣々の支度とゝのへ、已に聟入の日にもなりければ、母香晴は病牀に到り、病人ながら小田井が髮を取揚げて、備へなる衣飾らせ、屍に脂粉の白無垢も、疾く〳〵病起りて、痩せたる顏の色直し、めでたう床揚せよかしと、親の心に祝酒、肴は箇樣吸物に、斯くと獻立書き附けて、處に名ある鮪の魚、味もよし野の櫻鯛、紅葉豆腐を取交ぜて、塵右衛門在國の昔に命じければ、召使の男女等割り刻みして案内、自ら勇みけり。きのふぬたに惟はし

き黄昏に、一人の山伏[illegible]の衣に[illegible]をかけ、頭巾目深に[illegible]、太刀を前低に佩きこらし金剛杖を突き鳴らして門に立ち、貝を[illegible]に揚げて「是れは熊野三山の[illegible]にしばしうたれ、那智に百日籠りて三十三所の巡礼の為に罷り通る修験者なり。[illegible]といへば、[illegible]右衛門に[illegible]げて、是れ打ち[illegible]、[illegible]心なき[illegible]家内に取込み[illegible]れにけると荒らかにいふ。山伏はこれを耳にも入れず頭を掉き、只管家の裏を[illegible]、[illegible]衛門不審に[illegible]、「来たは止かずや。」といへば、山伏[illegible]、「我は此の家を[illegible]ふは家を相せんが爲なり。此の家には必ず病人あるなり。[illegible]物怪[illegible]あり。[illegible]日過ぎなば[illegible]我一祈りせば立地に[illegible]ゆへ[illegible]信心薄きには施し難し、[illegible]」應右衛門これを聞き、[illegible]、恭しく禮をなして云く、「さばかり[illegible]知らず[illegible]宣ひしに違はず、我が家に病人あり[illegible]救ふべき[illegible]の侍らず、[illegible]處なれば、信心[illegible]べし[illegible]草鞋を脱ぎて打通れ[illegible]語りて、山伏を病床に導きけるに、山伏[illegible]相して云く、「果して是れ常[illegible]ず、物怪の祟りなり。今は俗にいふ[illegible]時に、[illegible]

今一時を過して祈禱に掛るべし。見れば家内取込みの様子なり。それまで靜かなる一間に案内せられよ」といふにぞ、内倉の傍なる小座敷に伴ひ茶を運ばせ菓子を進めなどすれば、山伏は端坐して「必ず心を費し候な。もし用あらば呼ぶべし。」といふにぞ、塵右衞門、然らば許し給はれ」といひて退き出で又婚姻の設けに取懸りけるに、此の時日は全く暮れにけり。扨暫時ありて前走の者、聟がねの來り給ふと知らすれば、塵右衞門夫婦慌て惑ひ、これは約束の刻限より二時許りも早き事よと思ひつゝ出で迎ひ、程なく聟の來るを見るに、片木の覆ひしたる白張の高提灯を、二張ともして前に持たせ、無常駕籠と覺しく、此所彼所几破れ塵ばみて穢げなる駕籠に乘り、輿添の者四五人下袴をはき、白張の手提灯を點して附添ひ來る。塵右衞門夫婦此の體を見て、こは狂じたる出立かな。病人の嫁に對して忌はしき擧動なりと氣に懸くるに、已に乘物を店先に舁上げさせ、戸を押開けて出づる者を見れば聟侘助にはあらず。麻裃に引替へて、麻衣に鈍色の袈裟を掛けたる瘦法師なれば、塵右衞門夫婦は、こはそも如何にと唯呆れて暫し詞もなし。良ありて塵右衞門袖捲して、彼の法師をはつたと白眼み、「汝斯く忌はしき葬禮の出立をなし聟と僞りて來れるは、必定今宵の婚姻を妨げん爲なるべし。聟に遺恨ある者か、但し又我に恨みある者に頼まれて來つるか、明らかに其の故をいへ。我今こそ町人なれ、原は兩刀も帶びたる者なるぞ。事によりては汝は勿論從ひ來つる者までも生けては歸さじ。」と

[illegible]を押[illegible]め、[illegible]、彼の[illegible]

も、今宵の婚姻滞りなく整へば、娘は素より婿までも三日を待たず一命を失ひ、[illegible]の如き無常煙に乗せて野邊に送るは眼前なり。[illegible]に又た婿入なく、婚姻の杯をなさゞる中に其の[illegible]を説き聞かせ、娘の病を[illegible]遣はさんが爲に來つたるなり。我を[illegible]とか思ふ、我は[illegible]住吉牀菜庵の一休なり。」と宣へば、[illegible]右衛門[illegible]大いに驚き[illegible]、[illegible]右衛門、[illegible]眼ありながら活佛の來迎を知らず、不禮申せし事は偏に免し給はれかし。」といひて詫びにけり。[illegible]に一休輿添の者等に[illegible]ひて宣はく、「[illegible]守の霜四郎、衣屋の針兵衛、繪佛師の箔七、[illegible]香頭の[illegible]助、石塔屋の石六、何れも[illegible]儀至極なり。[illegible]早用なし歸られよ。其の駕籠は損料の借物なれば[illegible]行き、我が庵室に入れ置き呉れよ。」と宣へば、此の者等は暇申して歸りけり。[illegible]右衛門に向ひ、「[illegible]」と宣へば、[illegible]「先刻熊野[illegible]の山伏[illegible]して、今[illegible]暫時御待ち下されかし。」といふ。一休これを聞き給ひ、「其の山伏も不[illegible]」と宣ふにぞ、[illegible]に導き申して[illegible]其の[illegible]たりけれ。此の時[illegible]けるが、一休を顧みて、「汝は何の爲に來るや。」といふ。一休宣はく、「我は此の病人を[illegible]爲に來れり。」山伏嘲笑ひて曰く、「見れば乞食に等しき僧なるが、汝何計りの奇特ありて此の妖病を治すべ

きや、傍痛き事なり」と云ふ。一休宣はく「然らば汝と我と法力を比ぶべし」。山伏云く、「それは面白き事なり。いで〳〵目に我が效驗を見すべし」とて衣の袖を卷き上げ、大最多角の赤木の念珠をさらりさらりと押揉みて、一に矜羯羅、二に制吒迦を始めて、揉みに揉うで暫時祈りけれども、唯己が身に汗水の流るゝのみにて少しの驗もなし。一休これを見給ひ「汝が修法は夫れのみなるか。いで我が法力の奇特を見すべし、其處除けよ」と宣ひつゝ、袖の裏より一握の燒飯を取出し給ひ、これを病人の目先に取出して「こゝろ〳〵、〳〵〳〵」と宣ひければ、小田井は勃と起き直り、燒飯を見てくん〳〵といひて犬の身振をなし、身より煙出で「あな熱や堪へ難や」と叫びて苦しみけり。一休小僧に命じて小田井が上着の兩肌を脱がしめ給ふに、怪しい哉肌著の白無垢熱氣に焦げて忽ち黑く色附き、恰も斑文犬の毛色の如し。一休折敷の上に彼の燒飯を置きて與へ給ふに、つか〳〵物も言はざる小田井是れを見て嬉しげに口を附けて食らふ體、餓ゑたる犬に異なる事なく、食ひ終りて又元の如くに臥して、快げにすや〳〵と睡りけり。一休山伏に向ひ「いかに我が法力を見つるか、汝知らずや我は是れ一休なるぞ」と宣ひければ、山伏は一休と云ふ名を聞くと等しく大いに驚きたる體にて、物をもいはず逡巡しく走り出でて裏口より逃げ去りけり。庄右衛門は一休の奇特を感じ、扨云く、「彼の山伏深く恥ぢけるにや、周章てて爰に笈を忘れ去き候。呼戻してこれをば返し遣はすべし」といひつゝ、立上るを、一休

借りし[illegible]を返さずに及ばず、[illegible]我が今の祈り都て修験の[illegible]
此の家に病人ある事を知り、作山伏[illegible]来つるなり。其の箆を聞き見[illegible]と言ふに
そ、甚右衛門[illegible]我が[illegible]の金なり。我は何程小判数
に借りたりし[illegible]見るに、金門を打開き[illegible]
かりければ、直に[illegible]一体の神道を悪に付け[illegible]一体山伏と[illegible]此[illegible]
と聞に六兵衛[illegible]此の事[illegible]
[illegible]悪道の苦患を[illegible]
[illegible]
[illegible]
殊に悪を以て[illegible]
中にて手負熊に乗[illegible]
苦患を受けし[illegible]共に畜生道に落さんと思ひ[illegible]
が娘[illegible]深き[illegible]に取附くこと能はず、此の[illegible]
る[illegible]不義をなさしめ、此の世から畜生の[illegible]しむべし[illegible]

となり、不義の媒して佗助が心を惑はさんと致し候へども、彼も又孝子なる故、容易に承引せざるを、兎角して漸う今宵婚姻の杯を交さすまでに仕課せ、夫婦固の杯済みなば三日を過さず両人共に取殺し、畜生道に落さばやと思ひ候」といふ。一休袈裟を揺上げつゝ近く進みて宣はく、汝等洞九郎を恨むは宜ともいふべけれど、科なき此の娘に祟るは理にあらず。流石は畜生の愚痴なる心なり。狗子佛性の有無を滅却して本來空に至らば、何も惧るゝことは有るべからず」と宣ひ、又一越聲をあげて、

「撃チ狗ヲ又撃ツ香卓ヲ 狗ニ有ラハ情即チ去ル 香卓ニ無シ 情自ラ住ス 情與無情如何ニ作麼生

如何〳〵

有無ごしる何おもふべき趙州もなかりしさきの犬の一聲。」

と宣ひて、一喝し給ひければ、小田井踊り上り、「あな尊や拔苦の道を得たり。今は此の娘の胸間を出でまゐらせん」と、云ひ終りて倒れ伏しけるが、暫時ありて又起上り、惘然として夢の醒めたる如く、一陣の涼風雲霧を吹き拂ひ、一輪の明月輝き出でたる心地して、積忽ち平癒し、常の如くになりければ、座右衛門夫婦小田井も倶に一休を拜して、喜ぶ事限りなし

羅怙羅尊者處女授記品第十

其の折しも又むこがねの來しつると告ぐる、程なく佗助麻裃を著し、父實内夫婦も禮服を着て相

伴ひ、壻入舅入を一度に畧して入り來り、[illegible]通りけるが、[illegible]
土器を盗みし賊僧にあらずや。」といひ[illegible]色を變へければ、[illegible]これを聞き、疎忽なる事をいふ
な、不禮すべからず。是れは一休禪師に[illegible]。」といふに、[illegible]不審氣にて、一休の顔を只管
打視りぬ。時に塵右衞門、小田井が口より[illegible]始終を委しく[illegible]、一休の教化によりて怨魂立ち去り
小田井が頓に平癒したる由を語りければ、佗助親子これを聞きて、かつ驚き且喜び、一休の道德を
感歎す。一休衆人に向ひて宣はく、「我[illegible]因緣を詳かに説き聞かすべければ能く〳〵聞くべし。」
とて衣の[illegible]をかき合はせて宣はく、「塵右衞門[illegible]八年[illegible]、大和國二上嶽の麓に住みし
時、舅洞七郎が急難を救はん爲に、[illegible]の金を[illegible]りに遣はし、香晒其の價の金
[illegible]中に[illegible]奪はる。其の盗人は胸毛黒[illegible]なり。是れ[illegible]香晒、我が身を賣りて父を救は
んと思[illegible]、已に胎中の兒を墮せんとしたる折節、金[illegible]に五十兩[illegible]故我が子を殺すかと、獨言し
つるを聞きて不便に思ひ、持ち合はせたる五十兩の金を與へて救ひし、門説經の修行者は即ち此の一
休なり。我其の比は山城國岩倉山の麓に[illegible]、[illegible]越[illegible]時に、[illegible]人を救はん爲に金を懷に
し、門説經に姿を扮して近國他郷を徘徊せり。其の時一陣の風一通の[illegible]吹き落して我が前にあり。
拾ひ取りて一見[illegible]に、是れ香晒が書置にて、其の孝心深き事を委しく[illegible]、斯かる孝婦を能くも救ひし

よよと我自ら喜びぬ。其の後香晒安産しつるに、洞九郎が悪計にて、其の孩子を摂州合法が辻に捨てたり。又箕内が原の名は穏波垣右衛門と云ひつらん。汝白妙の忠朋に仕へし時、主人の命を請けて七十兩の金を携へ、更級の茶入を買ひ取らんため摂州に到り、誤りて其の金を合法が辻に落し、捨子を拾ひて歸りつらん。其の子は即ち此の侘助にて、陳右衛門夫婦の中に出生の子なり。然れば小田井が爲には同腹の兄なり。洞九郎は孫を捨てて歸る時、垣右衛門が落したる七十兩の金を拾ひ、家に歸る途中二十嶽の窟峠にて、胸毛黒平に出で逢ひ、黒平を殺して五十兩の金を取り、手負熊に逢ふ。其の熊に犬の怨魂乘り移りて洞九郎を岩穴に落し入れ、洞九郎百二十兩の金を首に懸けながら、饑ゑて穴の裏に狂死をなしたり。見よ〳〵洞九郎金を拾ふと雖も、孫を捨てたる不仁貪欲の悪報によつて、生きながら餓鬼道の苦しみを受けて死し、垣右衛門は金を失ふと雖も、子を拾ひし慈悲、日來忠義老實の善報により、貧しけれども其の子孝心深くして、老後の樂しみ富める人にも遙かに勝れり。天に私なく善悪の報い細やかなる事此の如し」と、詳かに示し給へば、各是れを聞き、都て身に覺えある事なれば、「扨は〳〵」といひて互に打驚き、一休は聖者の再來にて六神通を得給ふと兼て聞き及びしに違はずと、感嘆し止まざりけり。別けて陳右衛門夫婦侘助は親子不思議の再會を喜び、一休の大恩を謝し、垣右衛門夫婦の養育の恩を謝しにけり。小田井は侘助は實の兄なりと聞き、宿迷路の雲

晴れ[illegible]、心神朗らかになりにけり。其の時しも野崎[illegible]助[illegible]刀を[illegible]、[illegible]一休[illegible]に手を[illegible]、[illegible]に問ひ[illegible]大和國二十[illegible]、[illegible]の穴の中に縄下ろし、松明を照らして見候に、洞九郎が遺骨と覺しく、[illegible]、物薬押[illegible]れたる裏に革剤符ありて、百二十兩の金一兩も不足せず候故、洞九郎が[illegible]の中に[illegible]、剤符は即ち携へ歸り[illegible]とて懐より取り出してなしす。一休之を取り[illegible]に、[illegible]もなき蜀江錦の紋を[illegible]きたる唐革の剤符なりし。十八年濕地に埋れありしと[illegible]、[illegible]は、と兎革の奇特と知られたり。香晒は悟助が顔を[illegible]視りて、「御身は[illegible]を救ひ給はりし[illegible]人には非ずや。」といへば、悟助は掌を礁と打ち、「扨は[illegible]」と互に計らざる再會を嬉しみけり。一休は剤符の金を取り出し、「此の中五十兩は[illegible]汝が手に戻るべき因縁の[illegible]」とて塵右衛門に渡し給ひ、「殘る七十兩は垣右衛門[illegible]、剤符と共に汝が手に歸すなり。」とて與へ給ひ、自己の扇を取寄せ筆硯をこひとり、扇の[illegible]を書きて侘助に向ひ給ひ、「前の日汝小田井とほと[illegible]不義に及ばんとしたる時、我汝が[illegible]故時を失ひて不義に及ばず。是れ畜生道の[illegible]動をさまじき我が方便なり、[illegible]反哺の烏の孝行を賞じ、彼の[illegible]の價として遣はすなり。」とて與へ給ふ。一休は[illegible]

を傳ふるは是れなり。又宣はく、「更級肩衝の茶入は今當津目口町鹿野屋何某といふ者の所藏と成り、千金にも替へ難き寶とす。さりながら七十兩の元金を償ひ、此の扇を證として我が傳言を通しなば、彼速かに茶入を與ふべし。汝等が主人忠知は今家を攝州に移して平野の里にあり。幸ひ我が親しき友なれば、歸參を取持ち遣はすべし。」と宣へば、侘助親子の喜びいふべうもあらず。一休又香嚙に向ひ給ひ、「汝が書置我が手に入りし時、持歸りて何の心もなく因果經の間に挾み置きしに、十八年過ぎて偶今朝見付け出せしも、我斯く汝等に因果を說くべき因縁ならめとて、懷より彼の書置を取出し給ひ、「これも今は用なき物なればとて太き筆に墨を含ませて、彼の書を廣げ横樣に假名のしの字を長く引きて消し給ひ、「別に汝等に示す事あり。喩へを以て示すべし。」とて悟助が野曝の衣服の片袖を引斷り、小田井が頭に插したる薄の簪を取りて、袖の衣紋の髑髏の眼中にさし、雛棚に飾れる犬張子を取らしめて其の傍に置き、彼の烏の扇を差翳し給ひ、「汝等これを見よ。是れ乃ち化野の景狀なり。美人の譽高かりし小町が顏色今何處にかある。白骨となりて朽ちぬれば、斯かる髑髏のあなめ〳〵、小野とはいはじ薄生ふ、野邊の屍を食ひ破る、煩惱の犬張子、唯殘れるは肉を爭ふ烏扇の骨のみなり。いかに〳〵。」と宣へば、別けて小田井は無常を觀じて涙を落し、尼にならん事を願ひければ、一休頭を振り給ひ、汝年若くして剃髮せんは不可なり。其の儘にて子孫を儲くるこそ孝行なれ。宿世の

業を果さんとならば、彼の百日の間往來の人に煎茶を施すに如じ[illegible]とて[illegible]、[illegible]の赤前垂が
[illegible]に一休を[illegible]に包み[illegible]子の中に納め[illegible]を[illegible]子
を[illegible]と打ち給へば、[illegible]に[illegible]、一[illegible]して身を[illegible]と見えしが、[illegible]、在
つの心火宕天に飛び去りけり。皆々これを見て[illegible]と[illegible]の大[illegible]は
其の[illegible]て味とし、[illegible]其田[illegible]を弔ふ[illegible]を等しうしていひ
けるは、我が夫婦[illegible]九郎が[illegible]に[illegible]と[illegible]、其の[illegible]
に往て[illegible]して、[illegible]門が[illegible]を[illegible]して[illegible]び、[illegible]
衛門が法名を[illegible]、[illegible]法名を[illegible]阿[illegible]、其
の大[illegible]して市の字を[illegible]て[illegible]一休は[illegible]て[illegible]は、皆々[illegible]と門送[illegible]
に、一休何やらん[illegible]助に[illegible]給へば、[illegible]助[illegible]、[illegible]を[illegible]出[illegible]に、[illegible]の由、
伏せ[illegible]の闇を[illegible]より[illegible]と出て、悟助が[illegible]に[illegible]を[illegible]て
只一打と斬附くる。悟助は早く身を翻し、彼の朱太刀を拔放してはつしと受止め、丁々しとと斬り結
ぶ。其の間に一休、店先に殘しありける、白張の提灯に火を點して[illegible]に出で、由伏の面先に提灯
を差附け給へば、悟助は由伏の顔を見て、汝は提婆[illegible]郎に非ずやといへば、[illegible]一休に[illegible]無く

野曝にて有りしか。」と打驚き、大膽不敵の仁三郎もいつぞやの本事に懲り、敵し難くや思ひけん、逸足出して逃れ去く。悟助は跡を追はんとせしが、一休これを止め給ひ、「彼も又自ら誅戮にあふ時あり。打捨てて卒來ふ」と宣ひつゝ、悟助に提灯持たせて前に立ちて住吉を差して歸り給ひぬ。斯くて侘助は一休の教への如く、鹿野屋に行き七十兩の金を償ひ、彼の扇を證として茶入を乞取りて歸りければ、質内は大いに喜び、父子共に主君忠知の許に行き茶入を奉りて歸參を願ひけるに、忠知は疾く一休の物語にて彼等が忠孝の全き事を委しく聞き居たれば、頓に歸參を免し、本知に加增し與へけるにぞ、質内は舊の如く德波垣右衞門と名告り、父子ともに益忠勤を勵みけり。忠知思ひけるは、彼の茶入十八年を過ぎて斯く不思議に手に入りしは、全く侘助が孝行の德なりとて、是れより彼の茶入を侘助肩衝と名附けて、上なき寶とし、深く愛玩せしとかや。後に利久の秘藏となり、捨子の茶入といふ名物となりしはこれなりとぞ。塵右衞門は和州郡山の寺院に所緣あるにより、彼の犬張子を其の寺の境内に埋みて塚と號す。郡山の犬塚とて今にあり。小田井は淀島に假家を建てて、百日の間茶を施しける。今於鯛茶屋といふは其の舊跡なりとぞ。是れより垣右衞門塵右衞門一家の緣を結び、侘助は妻を娶り、小田井は聟取して共に數多の子を儲け、兩家富み昌えけるとなり。一休和尚扇屋へ措大し給ひしと云ひ傳ふるは非なり。實は此の如しと彼の地の人の口碑に殘りぬ。

抽牽者即主人公　地水合成隨火風
一曲勾欄曲終後　本然大地忽爲空
一棚頭上現全身　或化王侯或庶民
忘却目前眞木撅　癡人喚作本來人

右詩偈二則狂雲集中之作

山東京山書

夫れ禅傳直示の捷道に、意味深長にして凡慮の及ぶ所に非ず、[illegible]して、[illegible]
ず、時に禅を断つのみならず、種々の善行をなして、方[illegible]其の道を得たる[illegible]
の[illegible]有無の関守を離れて、[illegible]の音を聞く事を[illegible]
[illegible]生死流轉の理を示し、[illegible]

文化五年戊辰冬月

江戸　醒々斎京伝識

那伽犀那尊者　災禍從地涌出品第十一

かくて其の年も過ぎてあくる年になりぬ。爰に白炭兵衛忠知は、前に攝州の縣司となり、京鴨河より攝州平野郷に移り住みけるが、毎年五月二十八日は、住吉神田の神事ありて、堺乳守の遊女五人薄衣の衣裳を著て花笠をかづき、神前に出でて祭式をつとむ。これを住吉御田の植女といふ。此の日忠知神事供奉の役目によりて堺に立越え、神事をはりてかへる道、北の莊皇子が上といふ所を過ぎける時、急雨降りきにければ、急がすば濡れまじものをといへる歌の意を思ひ出でて、森の小陰に馬をよせ、從者どもも爰に居らしめけるに、すでに日は暮れて雨はしきりに降りまさり、供人どもも長柄の傘を忠知にさしかくれど、横しぶきの強きを防ぐ事能はざれば、「忠知曰く、此の雨急には止むべからず。人家ある方に行きて松明を取り來れ」と命じけるにぞ、一人の從者「畏み候」とて行かんとせし折しも、怪しいかな傍の辻堂に安じたる地藏聲を發し、「松明の火望みならば、我貸しあたふべし」と言ひつゝ立ち出でて兩眼より炎を放ち、忽ち一丈あまりの大地藏となり、忠知を目がけて飛びかゝ

いかなる勢ひなれば、供人どもはこれを見て、皆気を失ひて斃れたり。忠知はこれを見て[illegible]と言ひて、汝は何等の妖怪なるぞ、速かに正體をあらはせ、と罵りければ、悪霊からからと打笑ひ、我は[illegible]北の仕來に出でて人を取ることを汝知らずや、今宵は未だ食を求めず、風呂にしのびて[illegible]心と思ふなり、と云ひはりて、大口あいて眼を怒らし、大手をひろげて近附きぬれば、忠知は馬上に太刀をおつとり伸べては[illegible]に、悪霊は一陣の旋風と[illegible]、何にかあらん黒き物飛び去ると見えしが、やがて闇は[illegible]にけり。供人どもはやうやう人心地出で来て、[illegible]、其明命じて松明を取り来らせ、倒れたる悪霊を見るに、これ[illegible]にて、[illegible]長刀を見れば鮮血したたりけり。忠知曰く、[illegible]する所これは妖怪の[illegible]、[illegible]しにたるならい、妖怪の本體を打らせむることと観念なれ[illegible]、[illegible]やさしい[illegible]晴明[illegible]といふは[illegible]扨ても又、大西國佐を木判官[illegible]は、[illegible]、先だって[illegible]、其の身は薙髪して牛窪の別館に隠居しけるが、十年ばかり前に身罷り、[illegible]より[illegible]之助[illegible]大猪も身まかりしが、かの[illegible]親子たる三人まで身まかりしは、全くこれ[illegible]部野に[illegible]せし、殿下の方以下の悪霊どもの所為なる事疑ひなし。又月若丸は佐々木多門之助[illegible]と名告り、又[illegible]之助

歿後に家を續ぎ、妻をむかへ、今は年已に三十餘歳にいたりけり。妻女の名を折琴姫といへ、年は未だ十九歳、其の容貌美艶しく、唐土の楊氏虞氏王氏の類は知らず、一乾坤に又あるべしとも覺えず顔は三月の花に嬌び、眉は初春の嫩柳を拂ひ、肌は瑤臺の月を妬み、髪は楚岫の雲を籠む、誠に是れたゞ人の稀なる美人なり。此の頃伊勢國に雉川大領國貫といふ人あり。豫て佐々木の家を亡ぼし、其の領地をうばはんと思ふ企てありけれども、執權名古屋山三郎、多門之助を輔佐して良く家を治め、武備嚴重なれば、容易に手を出しがたく、唯時節を待ちて居たりけるが、國貫の一子金藤太國景といふ者、春日詣の折から、彼の折琴姫を見そめ、戀慕の闇に迷ひて朝夕の飲食をさへ咽を通さず、明けても暮れても目の前に、姫の姿まぼろしの如くに見えて、執念深くおもひこがれしが、熟思ひけるは、かれは多門之助といふ主ある身なれば、たとへ人づてを求め我が切なる心をいひ送るとも、承引かざるは必定なり。昔高階師直鹽冶が妻を懸戀せし想ひの苦しさも斯くこそありつらめ。斯くて戀ひ死なんは口惜しき事なり。父大領兼て佐々木の家を亡ぼすべき企てあることこそ幸ひなれ。折をうかゞひかの姫を奪ひ取り、父を勸めて多門之助を打亡ぼし、姫を我が妻にすべしと、元來思慮の淺き者なれば、はや手に取りし如くに思ひて、よき折もがなと待ち居たり。比しも二月の半ばなれど、今年は暖氣にして、吉野山の櫻例よりも早く咲きて、今を盛りなるよし聞えければ、折琴姫多門之助に向ひ、妾

當家に寄してはや四年あまり當國に住みなれ、未だ吉野山の名花を見ざりしことを残念に思ひて、花見に赴きたき由をねがひけるに、多門之助是れを許し、庭に立ち出で見送りける、樊澗太郎と云ふ忠臣無二の若者を守役に從はしむ。其の外侍女女童、端下奴僕などあまた召連れ、今日をはれと錦ひきつゝめきれ出でけるが、清和の天気に誘はれて、春陽蒼々として野外の景色おもしろければ、僕踏の辛さも忘れて、気もうきうきと心も早く、程なく吉野山に着きぬ。名にあへる山の櫻今を盛りと咲きみちて、風に通ひの風情さへいはれず、左右の山を削りて、谷々の雪の中の白雲の峯をかくしたる如し。麓は早く、奥は遅し。開楽山の淺深によれども、いづれか花の盛りならざる所もなし。折琴姫は乗物を召さず歩行にて上りけるが、歩みなれざる玉の足、道も所々の佳景に目醒むる心地して歩みかねけるを、樊澗太郎は前に立ちて、名所古跡の案内して、慰めけるが、太郎指さして、此の川こそ慈鎮和尚の花に音するると詠みし吉野川にて、紀の國との間に續き流る。此のあたりを秋津野と申すいはれは、昔雄略天皇此の野に御狩の時、一つの虻来りて、皇の臂をさしけるを、時に蜻蛉飛び来りて虻を喰ひ殺して去る。天皇其の心を感じて蜻蛉を褒美し給ふ。ゆゑに此の所を秋津野と名づけ、又は蜻蛉の小野と申すなり。されば為家卿も、

　しらずしも霞にこめてかげろふの其の小野の若草下萌ゆるとも

と詠み給へるなり。かなたに見ゆるは三船山、こなたに流るゝは菜摘川、吉野の川のよしや世の中と詠みし妹背山は、かしこなる宮瀧の西に見ゆる山にて候。清見原の天皇は、国栖人の船にかくし参らせ、後醍醐帝は吉水院を皇居に定め給ふ。こゝは村上彦四郎が割腹の所に候。彼處は佐藤忠信が空腹の地にて候。勝手の寶前には靜が舞の裝束を納め、子守の拜殿の歌仙には、定家卿の眞跡に候ふなんどいひて、西行法師の苔清水のあたりまで其のいはれを物語りつゝ導きければ、折琴姫をはじめつき從ふ侍女女童に至るまで、山路の草臥を忘れて轉興に入り、ゆき巡りて七曲の坂を過ぎ、千本桜の木の間に幕打廻し、毛氈繪席を敷き連ねて姫を錦の褥に居らしめ、樏子提げ偏提など取り並べて酒宴を催し、淺く酌み重ねてすゝめ、侍女等の琴三絃、盲目法師の一節截、女童の小舞、碁盤人形の滑道下りなどに興をそへて、姫を慰めまゐらすれば、幕の外に野風爐をあふぐ僕、樽を枕の奴どもまで現心もなく、酒機嫌の腕押に、力瘤の不動を祈り、とく〳〵の清水を結びて醉ひを醒し、涎と共につくり髭を流しぬ。かかる入興の折しも、深編笠の下に懐紙の覆面して、袴のくゝりを高く引きあげ、角鍔の長き刀を閂木にはきこらし、紙緒の鬮金剛を穿きたる武士一人扇をひらきて胸にあて、此の幕の裏をうかゞふと見えしが、やがて從者と見えし侍三人、みな高股立なるが幕を引き破りて飛び入り、樏子、提盒琴三絃のたぐひを踏み碎きければ、こは狼藉よ曲者よと立ち騒ぎ、みな〳〵盃を圍む

て守護しけるに、かの深編笠の武士背後より飛び入りて、侍女どもを踏み倒し、姫を小脇に掻い挟みて、一散に馳せ行きぬ。此の時前司太郎は姫の布施物をおくる使して、吉水院に赴きけるが、はるかに此の體を見て大いに驚き、岩の陰道踏み鳴らして、韋駄天走りに馳せ來り、彼の曲者の腕くびをとらへ、目の前にとりかへして、背後に圍ひ、「汝何等の奴なれば、かかる狼藉のふるまひを爲すぞ。」とのる所へ、侍女どもも跡をしたひて追來りければ、前司太郎姫を渡し、「疾く〳〵守護して御歸館を急ぐべし。」といふにぞ、侍女共「こゝろえ候。」とて、履物も間にあはねば、姫の手を取りて助け參らせ、こけつ轉びつ逃げ去りぬ。曲者は姫を追はんと驅け出すを、前司太郎立ち塞がりて追ひ戻せば、曲者は怒りをなし、編笠をかなぐり捨てて、刀をすらりと拔き放し、眞向二つと斬りかけたり。前司太郎も拔き合はせて、丁々しと切結ぶ。此の曲者は乃ち是れ金藤太國里なり。前司太郎はこれを見知らざれば、何者といふ事を知らざりけり。かかる所へ彼の從者と見えし二人の侍馳せ來り、箇々刀を拔きつれて前司太郎に切りつくる。太郎は曾て劍術の達人にて、しかも手業なれば、四人を相手に少しも臆るまず、勢ひ猛くぞ戰ひける。かかる折しも疾風颯と吹きて、木々の梢の花を散らし、この下風は寒からで、空に知られぬ雪吹風、落花の波を蹴立てつゝ、飛鳥のごとくにはたらきて、陰にかこめば陽にひらき、益勢ひ猛かりければ、二人の從者は數箇所手を負ひ、敵しがたくや思ひけん、いちあし

出して迯げ行きぬ。金藤太も手を負ひぬれども、原來屈竟の武者なれば、おのれ一人踏み留まりて、命限りに戰ひけるが、前司太郎がいらつて切り込む刀の光、電光石火と閃々きつゝ、血煙はつと飛び散りて、地上に撲的倒れたり。前司太郎は姫のゆくさき氣遣はしく、急ぎとゞめの刀を刺して、死骸を蹴込む細谷川、姫の行く跡慕ひつゝ、飛ぶが如くに馳せ行きぬ。爰に又此の書の前段第一回に出でたる廻國の修行者、飾磨の曾根松は其の後剃髪して、法名を宗玄といひ、山城國北岩倉に寂寞の庵を結びて住み、道心堅固に行ひけるが、鐘建立の志願を起し、洛中洛外をはじめ近國を勸化し、頃日は當國に來り、此の日吉野山にのぼり、歩み疲れて中院谷の辻堂の柱によりて眠り居たるに、細谷川に蹴落されたる金藤太が死骸、此の邊まで流れ來り、怪しいかな其の死骸の胸のあたりより、炎々たる一塊の心火飛び出でて、かの宗玄が懷に入ると見えて消え失せぬ。時に折琴姫は侍女等に扶けられて、此の所まで逃れ來りけるに、金藤太が魂魄の乘りうつりたる宗玄忽ち睡りを醒し、姫と見るより跳け寄りて抱き留め、いとくもりたる聲音にて「あな恨めしや折琴姫、我は御身を戀しみて、非業の刃にかけられて、今は此の世になき人なり。生前の望みは叶はずとも、共に冥途へ連れ行きて、修羅の妄執を晴らすべし。來れや來れ」とよばはりつゝ、支へ止むる侍女等をつき退けて、姫の襟首掻摑み、すくと立ちたる面色は、身の毛もよだつばかりなり。かかる折しも前司太郎は姫を氣遣ひて、此

の所まで走り來り、此の體を見るより「こは物乞の狂人ならん。狼藉なさで唯一打」と詰寄て、引剝とらへて引退くれば、父もともに闘く横腹を、一あてあてければ宗見は、うんと叫びて倒れけり。前司太郎はいそがはしく、宗見を背中に負ひまゐらせ、侍女等を引連れて、麓の方へ馳せ行きぬ。宗見はしばらくありて起き上りけるが、足腰痛みて追ひ行くこともならずして、つくづくと跡を見送り、惘然として思心もなかりしが、やゝありて地上を見れば、一つの香包落ちありけるを、取り上げて打ち見れば、柴船と書き付けたる一木あり。此の香包は彼の女のもてあそびしに違ひなし。これを世のても生きがたからんと、懐にをさむる折しも、日ははや西に入り、山の端黯然と暮ゆくに、花は雨を散りかゝる、我が身にかゝる罪科を、知らでぞ狂ふ痩法師、よろめく足に踏み迷ふ、戀の山路をたどり行きぬ。

此の時金藤太が魂魄宗見が胸間に分け入り、此の後彼の柴船の名香せしふしにして折琴嫗にめぐり合ひ、禍をなやますこと、朱雀の宗見火のいはれ等は續編にくはしく記すなり。他日發行の時を待ちて見給ふべし。

災禍從地涌出品第十一（後談）

かくて折琴嫗は、つゝがなく館に歸り、前司太郎がはたらきを多門之助に委しく聞えければ、多門之助も

郎を呼び、其の功勞を賞じてあまた褒美を賜はりぬ。さて雄川大領國貫は吉野山の事を聞き、兒子金藤太が死を悲しみ、家の恥辱なれば此の事沙汰すべからずと家士等に口どめし、ひそかに其の屍をもとめて葬りをなしぬ。かの三人の從者等は主人打たれしと聞きて、其の場より逐電し、行方知れずなりけるとぞ。さる程に國貫は金藤太を打たれて無念骨髓に徹り、其の原は折琴姫の事より起ると聞き、我かねて佐々木を亡ぼさんと思ふ企てありといへども、時節を待ちて打過ぎたれど、此の上は片時も猶豫すべからず。不日に兵馬を起し多門之助を打亡ぼし、折琴姫を生虜りて、生きながら金藤太が塚につき籠め、前司太郎が首を取りてこれを手向け、兒子が修羅の妄執をはらさすべしとて、拳を握り齒がみをなして憤り、家士郎等を召し集めて評議をなし、伊勢大和の堺なる國見山に取籠りて軍の備へをなし、夜打にせんと議したりけり、爰に又名古屋山三郎原春は、前に父の仇なる不破伴左衞門重勝を打取りて後、佐々木の執權職となり、高祿をたまはりて何不足なく暮せしが、妾八重垣男子を産みけるにより、今は本妻となし、其の男子を小山三と名づけて今年十七歳に至り、いまだ丫角なり。又鹿藏が弟猿二郎は前に身罷り、鹿藏は仕へを辭して古郷に歸り、兒子同助といふ若者を殘し置きければ、山三郎同助を家僕となし、不便をくはへて召仕ひぬ。そのかみ山三郎流浪のとき、雨漏を避くるために、住家の梁に大盥をつり置きたる事あり。今も居間の天井に其の盥をつり置きぬ。

衆人これを見て、見苦しき事し給ふかなと、こは何の爲ぞと問ひ尋ぬるに、山三郎目くばせして是は指揮者の艱難を忘れざる爲、これは彼世子小由三に對し驕りを戒むる爲なりといひければ、衆人其の志を感じけり。さて年三月三日の事なりしが、山三郎は上巳の祝詞を聞えんため、御方へ出仕すとて衣服を着かへ、是八重垣へ刀脇差印籠を持ち來り、身支度しつゝ且つ桃の酒を祝はせる折しも、座上小由三側に置きたる盆に酒を與ふるとて、あやまちて盆を覆へければ、盆は座敷の裏へ飛び落ち、片方に逸れて、かの封の置きたる盥の上に墜ち流れて帷に付きたるに、怪しいかな鼬一疋何處ともなく飛び來り、盥の上に留まり着を取りて走り去りて、血汐たらたらと流れしを、山三郎が小袖の紋の五本骨の上にかゝりて、鼠は搔き消して失せにけり。八重垣は其の體を見て打驚き、是當日は己巳の祓とて不祥を被ふその日なるに、衣服の紋を血にて汚しは甚不吉なりや」といひて、只管氣にかけつるに、小由三もこゝに來りて倶に是を見て、山三郎聞きて、「夫は徳にかなはずといへり。怪しき事を見て怪しまざれば、怪しき事はなしといふ。何ぞ心にかくる事やはあるべき、とくとく別の衣服を持ち來れ」といふにぞ、八重垣は立ち行きて別の衣服を持ち來りければ、山三郎いそがはしくこれを着かへける折しも、使問助あわただしく來りて、彼にに手をつき「一昨御家老の馬何の病氣とも見えざりしに、唯今俄に斃れ候」といふ。八重垣はこれを聞きて、驚きとはいへ

これといひ、扨も心ならざる不祥かなと益氣にかけて吐息すれば、山三郎も心中には怪異なる事と思ひながら、態と八重垣を叱り、同助にむかひて曰く「一彼の馬は亡父生前に祕藏し給ひし名馬にて、闇打にあひ給ひし時も、我が在所を知りて生駒山の辻堂にたづね來り、愁傷の體をなし、主を思ふ事人にも勝りし馬なれば、老馬にて今は不用の物なれども、父の遺留物と思ひて養ひ置きぬ。さるいはれある馬なれば、菩提所に送り行き、懇に葬り遣はすべし。」といへば、同助は「かしこみ候。」といひて退きぬ。さて山三郎何か心に思案の體、八重垣も兎角心のすまぬ顏、互に顏を見合はせけるが、山三郎「一供揃ひはよきや。」といひ、突然と閣に立出づれば、供人は槍挾箱持草履、列を正して館へ急ぎぬ。それはさておき國貫は、兼て夜打と極めたれば、國見山にて軍の支度を調へけるに、已に日も暮れけるにぞ、郎等のうちにしのびの術を得たる者あるを選み出し「一佐々木の館に忍び入り、放火の號をせよ。」と命じければ、これを承りて走り行き、飛鳥の如く築墻を越えて潜び入り、館の動靜をうかゞひけるに、此の時は乃ち是れ三月三日の夜なりければ、祝儀の酒宴最中にて、ざゝめき立ちて入興の體なれば、折よしと思ひつゝ、床の下に隱れ入つて、時刻のうつるを待ち居たり。國貫は身上おごそかによそひ、馬をすゝめて山を下り、半途に打出でて號を待つに、ほどなく放火をあけたりければ、國貫これを佗と見て、「すはや者共すゝめ／＼」とよばはりつゝ、あまたの兵を引き連れ、貝鐘

人鼓を一度に鳴らして、佐々木の館に押寄せ、鯨波の声と共に、館の門を打破りて乱入し、[illegible]、
中の男女あわてふためき、こは如何なる事ぞやと叫ぶ声、修羅道に異ならず、[illegible]りと雖も、此
の館にはあまたの勇士もありければ、箇々得物を取りておかひ合ひ、命をしまずに戦ひけり。[illegible]
を二手にわかち、一手は与門之助が寝所を取囲ませ、一手は館中の諸士と戦はせ、別にまた心きゝたる
兵等に下知して、[illegible]生虜るべし、前司太郎をもえらみ打にすべしと命じけり。[illegible]の
兵ども与門之助の寝所にこみ入りて、鯨波を噸とあげけるにぞ、与門之助寝衣の儘に起き上り、手
鎗を取りてをどり出で、向ふにすゝむ奴ばらを、やにはに四五人突き伏せけるが、[illegible]、
なぶりまなを作りて取りかこみければ、なかなかに生捕られじとや思ひけれん、もとの寝所へ走り[illegible]り
て、腹十文字に掻切りて、北枕にぞ伏したりける。次の一間に侍宿せし武士等も手負ひ[illegible]、
主君生害ありと聞き、これまでなりと思ひつゝ、或はさし違へ、或は腹切りてぞ死したりける。此の
時名古屋山三郎は宿所にありけるが、此の騒動を聞きて大いに驚き、火急なれば素気の儘に[illegible]引提げ
て館にかけつけ、群る敵を四角八面につき伏せ伏せ駈け廻り、様子を聞けば、敵は[illegible]なりとい
ひ、主君にはや生害ありといへば、しなしたり残念やと、歯を噛み[illegible]鳴らして、或は怒り[illegible]
伏悲しみ、[illegible]を打ち取りて、主君の仇を報いんと、こゝ彼処を[illegible]か、何処にあるや知れざれ

ば、此の上は折琴姫を守護し、一旦おちゆきて良計を爲すべしと、奥の殿に行きて姫を尋ねけるに、侍女等泣き惑ひ居て、今敵兵姫を生虜りて後門より馳せ去りしといへば、益驚き跡追ひ行きて取返さんと、後門の方へかけ行きけるに兒子小山三貝取る海士ならで、息もつきあへず馳せ來るに行逢ひ、よき所にて汝に會ひぬ。汝は早く寶藏に籠めある百蟹の卷物を取り出し、八重垣諸共逃げのくべし。我は敵兵を追ひかけ、姫を取り返しておち行くべし。疾く／＼といひ捨てゝ走り行く。其の餘の諸士等も各勇を振つて此處彼處に戰ひけるが、不意を襲はれて皆素肌の戰ひなれば、心は矢猛にはやると雖も、はか／＼しく防ぎかたく、義にいさむる者は主君を失ひて何かせんと、思ふさまに戰ひて打死するもあり。思慮のあるものは、しばらく一命をたもちて、他日仇を報い、御家を再興すべしと思ひ、一方を斬り抜けて落ち行くもあり。いひかひなき老人、女童はおのがさま／＼逃げ退きぬ。國貫方の兵もあまた打たれにけり。小山三は寶藏に走り入り、百蟹の卷物を取り出して懐中し、宿所に歸りて母八重垣に身支度させ、連れ退かんとしたる所に、敵兵あまたこみ入りければ、母を前に落しやり、おのれ一人とゞまりて、多勢を相手に戰ひけるが、素より劍法に達し力量すぐれたる者なれば、敵を四方に追ひ散らし、逃れ出でんとしたるに、館の餘火出づべき方に盛んなれば、こは如何にせんとおそれて惑ひけるが、偶心づき、長押にかけたる長刀をおつ取りて、彼の大盥をきり

おとし、築墻の上より外堀の水上に投げ落し、見遁の隙なつたい、塀の上にとつてかへり、閂を推とし長刀を杖として、辛うじて川を越し、向うの岸に上りけるに、国八重垣は前に進み出で、此の事を告きつかなつして、小山三が身の上を氣遣ひ居たるに、折よく出で會ひ、ともに走り遁れんとせしが、雅はいさゝか、父はいかにと跡に心のひかされて、遠くも走らず、其の便宜を聞かめと、待ち合はせてこそ居たりける。さて山三郎は打琴の取り逃さんと、ありしに走りてたりけれども、密に間出しみちて、里を會のたるやうなれば闇とは聞し、いづれの方へ逃ひ去りしや知れ難く、始めと尋ね歩つかれける折しも、敵兵前後より馳せ集まり、おのき呼ばつて斬つてかゝりければ、山三郎初めは捨て戦ひけるが、つひに穂先を打折りければ、地上にからりと投げ捨てて、刀をすらりと抜き放ち、車輪の十文字、縦横無盡にかけめぐりて、彼處にあらはれ此處にかくれ、火花を散らして戦ひければ、右側袈裟に斬らるゝもあり、幹竹割に斬られて両段となるもあり、腰車を斬り放さるゝもあり、頭を立破にわらるゝもあり、暫時におほく打たれて、死人の山をなし、鮮血の川をながせり。のこる敵兵も過半手を負ひぬれば、戦ふ事あたはず、秋の木の葉の暴風に吹き散らされ、春の花の猛雨に打散らるるが如く、四方に颯と逃げ去りぬ。山三郎も數箇所深手を負ひて身上朱に染り、後に撲的帆かけしが、數百の敵兵凱歌を喝とあぐる聲、百連の雷の、一度に落つる如くに聞えければ、刀を杖に立ち上り

透逦く足を踏みしめて、館の方を屹と見るに、黒煙たち上り、猛火天を焦し、げにすさまじき光景なり。さてははや館を敵に奪はれ、諸士も皆打死とおぼえたり。我もかく深手を負ひぬれば、とても生きながらへ難し。敵に生捕られて生恥をさらさんより、腹かきやぶりて主君の御跡をしたひ、死出の途の御供すべしと心を決し、差添を抜きて腹にぐざと突き立つる折しも、電光曄々とひらめき、春雷虺々と鳴り響きて、大雨しきりに降りくだり、目ちかき一村の黒雲の裏に、蜘手の方を始めとして、不破道犬、不破伴左衛門、頼豪院、笹野蟹藏、藻屑三平、土子泥助、犬上鴈八等が亡靈、髣髴とあらはれ出で「あな心地よや」といひて同音に呵々と打笑ひ、搔消すやうに失せて、雷雨もやがて止みにけり。思ふにかく佐々木の家を亡ぼし、忠臣山三郎を自滅さするは、都て是れ蜘手の方以下の悪靈、前に鳥部野に會合して、相議したる詞のたがはざる所なり。彼の鷲を食らひし大鼠も、頼豪院が所爲なる事うたがひなし。かかる所へ小山三は、母八重垣もろともに此の所に來り、山三郎が切腹の體を見るより、兩人左右にとりつきて、介抱しつゝ歎き悲しむ事いふべうもあらず。山三郎は苦しき息をつぎ、「兒干百蟹の卷物は如何にせしぞ」と尋ぬれば、小山三曰く、「仰せの如く寶藏より取り出し、ここに侍りし」とて、懐中より出して見せければ、山三郎これを見て、「まづ其の事は安堵なり、唯我が最期の心がかりといふは姫の御行方なり」といふ折しも、僕同助折琴姫を背負ひて此の處にかけつけ、

山三郎が體を見て膽を砕けば、歸も悲しく給ふ事限りなし。山三郎は猶いまだ息ある體を見て大いに喜び、「汝いかにして賴ひ來りし」と尋ぬれば、同助曰く「御曹司主人の御身は逃れ難く、此度高師が」たり……に、敵兵驚きて走り出るを見つけ、命を限りには存ずれど、既に主の……といへば、山三郎曰く「汝が忠義抜群なり、さりとて小山三、汝は御前にて……と宗……御曹司のうたがひなし、我は深手を負ひ、とても生きながらふる事あたはざれば、汝は……になりしなり。汝は跡に殘り、八重垣同助もろともに、姫をいつくしみ隠しまゐらせ、安全をたのむ。御曹司の御曹司を守り立て、時節を待ちて國貫を打亡ぼし、再び御家を興すべし、これ……へなり。又手負兵の寄せ來るに、暫くも落ちまいらせて、猶十文字に持ちて……伏して待ちぬ、皆一同に泣きさけび折りけるに、又敵兵あまた松明を振照らし、をめき叫びて馳せ來り、姫をうばひ小山三母子をからめとらんと聞きければ、行く先を語り合ふべき暇だになく、同助は姫を背負ひて、大勢を相手に戰ひて……小山三も只一人にて……母をたすけ……雙方東西にわかれ、互に其の行先を知らずなりけり。爰に又前司太郎は、敵と戰ひてあまた打取り、其の身も數ケ所手を負ひけるが、主君は已に生害あり、折琴姫は生死知れず、山三郎は打死と聞き、今は何かせんと思ひて、腹を切らんとせしが、何思ひ出しけん自害をとゞまりて、……へも知れず落ち

行きぬ。さる程に國貫は、多門之助に腹きらせ、佐々木の家を亡ぼして、喜ぶといへども、折琴姫、前司太郎、小山三法師の行方知れざれば、四方に手分して其の跡を追はしめ、これより後佐々木の領地を奪ひ取りて我が物とし、勢和兩國に威をふるひけるが、此の時は是れ應仁大亂の後にて、とかく世間無爲に屬せず、小を責め大を拒み、彼を亡ぼし己たゝん事を思ひ、互に鄰境をあらそひ、國貫が如く法令を亂し、非道を行ふ者多かりけるが、誰一人これを糺明して、罪する者なかりしとぞ。

さて其の時小山三法師は、亂軍の裏にて同助を見失ひ、姫の御身を氣づかひ、其の跡をたづねばやとおもひけれども、背後をかへりみれば敵兵あまた松明をふり照らして充ち／＼たれば、あとに戻る事もなりがたく、こゝろならずも法師兩人、一旦河内へ立ち退かんと、金剛山の山越にさしかかりぬ。同助は姫を背負ひて、伊賀の方へおちゆきけり。

稻妻表紙後編　本朝醉菩提　卷之七

因揭陀尊者　百蟹陀羅尼品第十二

富岡小山三母子は河内國へ落ち行んと、金剛山の山道にさしかゝり、小山三は山住の人家をたづねて松明をもとめ、母の手をとり腰をおして、さしも險阻の山路を、心細くも辿り行く、世が世の時の族ならば、あまたの從者を召し具して馬駕籠にも乘るべきに、しのびの落人なれば、手近くにはありし一袋の金を懐にせしのみにて、途中草鞋の用意だになくて、たゞ着のまゝの親子づれ、昔日に今日を比ぶれば、夢かと思ふばかりにて、かはる境涯は掌を、めぐらすよりも早ければ、母は子の親子は夜目に、顔を見かはしてなげきつゝ、蜘手にわかる山路の、草葉の露を分けまよひ、泣く／＼行きて、金剛山と篠峯との間なる、水越峠といふ所まで來つるに、山越の夜風に松明を吹き消され、闇夜に進退を失ひつゝ、いかにともせんかたなかりける折しも、遙か向ふの山間に松明の光見えて、次第にこなたへ近づくを見れば、十四五人の荒男、或は弓矢或は鎗を持ちたりければ、敵方の追人ならんと、先にまはりて道をさへぎるにやと疑ひ、母子ともに木陰に身をよせてよく／＼見れば、すべて狩人の體

なれば、やう／＼心を安んじ立ち出でて、火を貸し給はれといふに、狩人どもは兩人を見ていぶかしみ、「御身等深夜に此の山越し給ふは大膽なる人たちかな。近頃此の山に狒々といふ惡獸出でて、人をとり食らふ事を知り給はぬか。」といふ。小山三是れを聞き、「我々は山の彼方の者なるが、急用ありて夜通に河内へ越え行くなり。此の山にさる惡獸の出づる事は少しも知らざるなり。」といふ。狩人等曰く、「さこそあるべけれ。かの獸にあはず恙なくこれまで來り給ふは仕合なる事なり。かの惡獸は狀人の如く總身に黑き毛あり。人面長臂にして髮を被り、走る事甚だ迅し。人を獲れば先づ笑ひて後にこれを食らふ故に、笑獸といひ、又梟羊、野人、人熊などもいふ由、何所よりか移り來けん、近頃此の山奥に住み、夜にいたればおちこちの山々をありきて人を引裂き食らふ。故に山かせぎする者もこれを恐れて夜は山にのぼらず、旅人も夜は往來せず。時としては人里にも出でて人をそこなふゆゑ、當地の縣司より我が輩に是れを仕とめよと嚴しく命せあるにより、斯く毎夜此の邊の山々を歩きて仕とめんとすれども、偶出で合ひても人の如くに立ち歩きて、勢ひ猛く千鈞を負ふべき力ある上に、身輕くして飛鳥の如くにかけめぐり、岩を碎きて飛礫を打ちなどして、なか／＼近づく事あたはざれば、今夜はかく人を增し、若し出で合はば遠矢に射殺さんと思ひ候なり。」と、皆々岩に尻かけて休らひつゝ物語りければ、小山三母子はこれを聞きて大いに驚き、「さる惡獸に出で合はさるこそ幸ひ

なれ、ここに火をかりて松明にうつし、麓に下る道をくはしく聞きて別れ去き、辛うじて山を下り、河内國若江村といふ所につきける時、夜はほのぼのと明けにけり。小山三は壯健の若者なれば、少しも惱まざれど、八重垣は弱々しき女の身といひ、殊更十分の惱みある上に、夜の山を越えければ、身體大いに疲れて今は一歩も進まざれば、此の村の旅舍に就き、飢ゑにも堪へざりければ先づ食を求め、人目を忍ぶ身なれば、奥まりたる小座敷を借りて、「少し睡眠給へ」とて困を臥さしめけるが、八重垣はよろづの愁ひに目もあはず、主君の爲夫の爲と、口に念佛を唱ふるのみなり。小山三も亦打疲れてぞ居たりける。さて此の日より春雨降り出して、間なく連日の大雨となりければ、小山三主從は立ち出でがたく、此の旅舍に逗留して居たりけるに、大和川千早川溢れ、此の邊の川々水まさりて往來なりがたければ、前後に道を失ひたる旅人等、皆此の村の旅舍にとゞまりて、いづれの家も所狹きまで滿ちあひぬ。小山三が逗留せし家にも旅人あまた宿り、皆長き日の徒然を紛らして、或は象棊雙六に打ち興ずるもあり、曲舞小歌をうたふもあり、今井の鮓を肴に、盃を傾くるもあり、酒のみて、居角力腕押に興ずるもあり、越中立山の地獄話、熊野まゐりの幽靈の、をかしきまでに物語などして、耳かしましきいふべうもあらず。小山三主從は敵方の追人を恐れて、人目を忍ぶ身なれば、なほ片隅の小闇き所に、破れ屏風を立て廻して身をひそめ、音をも高うせずして居たりけり。かくて

日日に雨やみ、川々の水も漸く落ちしと聞えければ、退屈に倦み疲れたる旅人等大いに嬉しみ、翌日は疾く出立すべしと、此の夜は皆々初夜より打臥して物しづかなれば、小山三母子も睡りにつきけるに、良ありて夥多の人の叫ぶ聲聞えければ、八重垣も小山三も睡りを醒し何事にやと思ふ所に、「狒々出でたり、かれ見よ追ひ來るは。」といひて、嘯き叫びて逃げ來る　かの惡獸家毎に飛び入りて、人を蹴散らし踏み倒しなどしければ「あな恐ろしや。」といひて、旅荷物一つに二三人とりつきて「我がよ人のよ」と引合ひつゝ逃ぐるもあり、狼狽へて兒をさかしまに引い負ひて走るもあり、旅刀を鞘走らせて、己と手足に疵つくるもあり、沸かせる茶の湯を踏み覆して、自ら身上を焼くもあり。此の一村に宿したる旅人、茲に住む男女等も、皆一同に我先と爭ひて、蜘の子を散らすが如くに逃げ出でければ、足弱の老人女童などは、踏み倒されて氣絶し或は泣き叫ぶを、顧みる人だになく金剛山の方へ逃れ行く。此の時小山三も母八重垣が手をとりて逃げ出でけるが、いやが上に人重なりて、あち押しこち押して揉み立てければ、小山三と母と引き合ひたる手を放たれ、八重垣は遂に小山三を見失ひ、心ならずも獨り走りぬ。原此の金剛山の山口に東西二條の道あり。逃げ去く者等三分の二は西の道に馳せ上りけるか、狒々は人の如くに立ち、大手をひろげて西の道に追ひ上りぬ。此の狒々は是れ實の狒々にあらず、是れ乃ち提婆仁三郎なり。前に泉州堺を立ち退きて後此の邊にかくれ住み、山賊とな

すあまたの手下を差ひて、専ら往来の旅人をおびやかしけるが、近頃此の邊の山に陣を構へて、折々人里にも出づるといふ事を聞き、熊の皮をつゞり合はせて身にまとひ、かの悪しき面をかけ赤熊をかぶり、種々の形に打扮ちて、あまたの人を劫し、山中におびき出して殴ちなぞうち懸ければ、遂に金銀を奪ひ去りし明達の懸念、石衛門、三郎、青塔の善助、枕飯の大八、下河の右衛門、情橋の白平等が輩も、今は大提婆が手下の數となり、此の大提婆が下知をうけ、此の山中の足場よき所に待ちうけ居、通り来る旅人を脅して衣類路銀を奪ひ取り、其の足にて各所に落合ひ、それは此の邊に逃げ登りし者は皆誅せられけり。扨大提婆は種々の打扮の儘に出で立ち、此の所に來り、手下の者共に向ひて曰く、「我はや此に來る者もあらじ。汝等は先づ此の奪ひたる物をかゝへて家に運び、再び此の村に行き、逃げ出でたる者の空家に入りて財物をうばふべし。我は今しばらく此におりて、若し通り來る者あらば剝ぎ取るべし」といふにぞ、手下の者共は奪ひたる物をたづさへて、山越にいづれも家に歸りぬ。大提婆は岩に尻かけて休らひてぞ居たりける。爰に又此の河内國茨田郡中野村といふ所に、酒賣の六といふ貧しき者の父に、猿轡の桃介といふ者あり。年は六十歳にあまれる老人なりしが、一の思ひする事ありて一念發起し、殺生の業をやめて他國に出で諸國の靈場を巡拝し、三年ぶりにて旅に出でたるが、一日古郷に歸らんと、此の夜此の村に宿し、これも種々なる夜の夜着を小脇に抱きて連れ出

で、老人の足弱なれば、人におくれながら狒々は後より追ひ來るとのみ心得て、此の西の道に馳せ上りけるが、思ひもかけず行先に、提婆仁三郎狒々の打扮にてすくと立ち居たりければ、亦助一目これを見るより膽をけし、「あな悲しや助けてよ。」と叫びつゝ、地上に合破と倒れたり。提婆は立寄りて亦助をしめ殺し、衣服を剝がんと上弦の月影によく〳〵見れば、垢づきたる古衣服なれば、「やくなき骨折りし。」と呟きつゝ、笈の皮籠を取りて見れば、背の方の木札に、河内國の住人獵師亦助と書きつけたり。これも輕ければ、此の裏にも物はあるまじと思ひて投げ捨てける折しも、狩人大勢松明をふり照らして馳せ來り、提婆を眞の狒々と思ひ、箭尻を揃へて取り圍みけるにぞ、さしもの提婆も合ぶすまに敵しがたく、後の茂林の裏へ逃げ籠みければ、狩人等は跡をしたうて追ひ行きけり。かゝりければ西の道に逃げたる者は、おほく害せられてまぬかれたる者はわづかなり。東の道に逃げたる者は一人も恙なし。八重垣も小山三を見失ひて、獨り東の道に逃げ上りけるが、足たゆみ身疲れて古社の前に倒れ伏し、息もたゆげにて唯小山三が事を氣づかひて居たる折しも、向うの山間に松明の光ひらめきて、捕人とおぼしき武士大勢出で來り、八重垣を見つけて立ち留まり、松明をさしつけて其の爲體を見ていひけるは、「いかに女、汝三本傘の紋つけたる衣服を著たるは、名古屋山三郎が妻にうたがひなし。我が輩は雉川大領の郎等なり。汝等梯子森屋村に宿り居る由、注進の者ありて汝等を捕へ

へ為に行く道なり。此の所にて出で會ひしは汝が運の尽きなりとて、縄を取出して高手小手に縛り上げ、さるにても汝夜中此の所に來りしは、我々が向ふ事を知りて遁れんとなせし歟。小山三は何[illegible]に居るぞ。共に捕へて牽て行かん。在所をいへ」とぞ責めたりける。八重垣は[illegible]が、斯く縛められたる上は、いかばかりとも詮すべなし。たとへ我が身はいかになり果つるとも、せめて小山三が身をのがして、夫の遺言を遂げしめばやと心を決し、[illegible]く姿は山三郎に[illegible]村に帰り出でゝ騒動し、此の所まで遁れ來しが、[illegible]小山三は[illegible]に出でたれば、[illegible]知らずといふにて、捕人の者共これを聞き、小山三は汝を捨て置きて[illegible]を言へ、いで言へ」といひて連打に打ちければ、憐むべし八重垣は氣を失ひて倒れけり。かゝる所に松林の裏に大いに笑ふ聲きこゆると等しく、飛礫をはら〳〵と打出し、樹木[illegible]どよみ、暴風颯と吹きて[illegible]出で、[illegible]猛き勢をなして飛び廻りけるにぞ、捕人の者等は[illegible]をなし、八重垣を捨て置きて、[illegible]と來し方へ逃げ行きぬ。[illegible]行きけり。八重垣はしばらく[illegible]生きたる心地もせざりしが、やう〳〵人心地つきて起き上り、[illegible]の木に[illegible]つけ、からうじて[illegible]つゝ、とゞろく胸をなで下して、此のひまに後の方へ遁げ帰らばやと思ひける所に、背後の古社の扉をさと開きて、浪人とおぼしき丫角の若者、両刀を帯びてしづ〳〵と

歩み出で、月にきらめく氷の刃を、すらりと抜きて背後より、八重垣が肩尖を四五寸ばかり斬りこめば「あなや」と叫びてのけざまに倒れたり。彼の曲者は古社の緣先に腰をかけて、八重垣が苦しむ體を尻目に掛け、笑みを含みし面たましひ、只者とは見えざりけり。八重垣は漸う起きあがりけるが、身上は鮮血の朱に染り、元結きれてみだれ髪、風の柳に異ならず。逃げんとすれど足立たねば、同じ所を這ひ廻り、苦しき息を物とつきて、「ここあはさだめて山賊ならめ。物ほしく思はば我が身におほふ着物は殘らず其方にとらすべし。命ばかりは助けてよ。兒子はいづくへ行きけるぞ。我を尋ねて迷ひ居るか、さりとては一目會ひたや」と、鑓の方にのび上りては倒れ伏し、「とても助けぬ命なら、兒子に一目あふ間しばしの時をのばしてよ。慈悲ぞなさけぞこれなう」と、掌を合はせてはこなたに向ひ、七轉八倒苦痛の體、聲を限りに泣き叫ぶ。谷の水音松の風いとゞ哀れをそへにけり。曲者は血刀提げて立ち向ひ、八重垣を足下にふまへて踏みにじり、目をむき出して聲あらく、「あな耳かしましきよまひごと、山賊などとは奇怪なり。とても殺す奴なれば、冥途の土産に語り聞かさん。我は是れ不破伴左衛門が弟番作といふ者なり。社の裏にて今聞けば、汝は名古屋山三郎が妻なる由、兄伴左衛門山三郎が爲に草履にて打擲され、其の遺恨もはらさずして、結句彼が爲に打たれたれば、遺恨に遺恨を重ねたる山三郎、一太刀恨みて、兄が修羅の妄執をはらさせんと思ひし所、前の日雉川大領が爲に打死せ

しと聞きて本意なく思ひ、せめて汝等母子を手にかけて聊か恨みをはらさんと、汝等が行方を尋ね、此の山中にて行き暮れたれば、かしこの社に宿せし所、思ひかけず汝にあひしはこれ天の與へしなり。さだめて小山三奴もこの邊に居るならん。彼奴めも尋ね出して我が手にかけ、おとらず冥途に追ひ遣らん。汝は前に此の世を去れ、三途の川に待ち合はせて、刀山火途の死出の旅、親子ともなひて引きて、行きたき方へ行けかし」と、悪口雑言のゝしりつゝ、止めを刺さんとしたる折しも、何やら咆哮、頭と地をすりて、かの悪獣捕人の武士を左に提げて、腕を引拔き食らひつゝ、鮮血流るゝ口を開き、谺に響く大聲に、呵々と笑ひて、こなたに歸り來るにぞ、半作は氣を消し、止めも刺さず周章てゝ逃け去りぬ。かの獣は舊の松林の裏に入りければ、扨小山三は母の行方いかゞと案じわびつゝ、彼方此方と尋ね迷ひて、遂に此の所に來り、地上に流るゝ血を見つけて辿りつゝ、四邊を見れば、母の八重垣倒れ居たれば、大いに驚きいだきおこすに、深手を負ひし體なれば、こは如何にと動轉して、耳のほとりに口をよせ、「小山三に候ぞ母人様」と呼びければ、八重垣漸息をふきかへして目を開き、「倅小山三なるか。死目に一目會ひたいと思ひし念がとゞきしぞや。我汝を見失ひ、心ならずも此の道に迯け來りしに、團貫が追手の者われを捕へてくゝりあげ、引立て行かんとしたる折しも、かの悪獣出で來りて、追手の者を追ひ行きしゆゑ、其の間に逃げ去らんとしたる所に、かしこの社の裏より、不

破作左衛門が弟番作といふ者現はれ出で、我にかく深手を負はせて逃げ去りしなり。追手といひ彌々といひ、汝此の所に長居しては災ひあり。我はとても助からぬ命なれば、疾く／＼爰を立ち去りて、父の遺言をよく守るべし。」といふを此の世の名殘にて、折しも聞ゆる山寺の、鐘に無常を告げ渡り、黄泉に誘ふ夜嵐に、末期の水もとりあへず、溢れてもろき草の露、巣の時鳥血を吐きて、なくなりさへ若鳥の、母にとりつく麥鶏、根にかへる花雲に入る鳥も哀れを鳴き添へて、親子一世の別れ霜、消えてはかなくなりにけり。小山三はかなしき骸にとりつきて、父といひ母といひ、わづかの間に打續きて、かく非命に死し給ふは、いかなる宿世の悪報ぞと、悲嘆の涙にむせ返り、共に消えなん心地しけるが、彼と思ひけるは、番作奴遠くは行かじ、追附きて母の仇を報はんと思ひつゝ、急がはしく傍邊の地を穿ち、かりに死骸を葬りて天地を拜し、敵の行方しらし給へと念じ終りて、刀を拔き地上に立てて、倒れし方は河内領、我は彼方と刀を鞘に納めつゝ、鮎はせ折りて行かんとしたる折しもあれ、松林の裏より飛礫をばら／＼と打出しけるが、其の飛礫小山三が額に中りて目くるめき、忽ち氣絶して尻居に撲地倒れたり。時に彌々現はれ出で、小山三を一摑みにせん勢ひにて飛び蒐りけるが、不思議なるかな小山三が懷中より光明發し、彌々は後方にたぢ／＼となりて進みかねてぞ居たりける小山三は正氣になりて起き上るに、彌々又むかひ來りければ、刀をすらりと拔き放し刀をきはめて斬

りけたり、猿をはなたへ[illegible]鼻をならし[illegible]大いに怒り[illegible]、小由三が懐中より[illegible]、猿を[illegible]、胸さか[illegible]刺通しけるに、猿をはすごまじき声をなし、[illegible]死し給ひぬ、小由三が懐中より[illegible]したるは[illegible]懐中せし[illegible]、小由三は不思議に[illegible]悪事[illegible]後も諸人の[illegible]事、[illegible]名號の[illegible]感嘆し、同を埋みし所を拜して念佛をとなへ、河内國の方におちて走りけるも

さても此の[illegible]といへるは、[illegible]の名[illegible]たる、百蟹の圖にならひて書きたる一軸なり、[illegible]せり。

彼の不破[illegible]といふは、[illegible]の若年なり、不破[illegible]にてもと澁名入道に仕へしが心ざま悪しきゆゑにいとまを給はりて浪人し、一所不住に漂泊せしとぞ。

森屋[illegible]の者等[illegible]猿々に[illegible]れたる事を、[illegible]に告げ聞えければ、其の[illegible]をきびしくたづね、提婆の手下石佛の善九郎以下五人の者をば残らず捕へて誅戮しけるが、提婆は逃にて行方知れずなりけるとぞ。

佛多羅尊者瓜茄隨喜功德品第十三

夫れは扠おき爰に又、白炭兵衛忠知の妻は前に女子を産みて程なくみまかり、其の娘生長して今年十七歳に到り、名を夕露といひけるが、容貌美しく萬の事に賢くして、心ばへも優しかりければ、一人の孫とて、祖母の寵愛淺からず、掌の上の珠の如くに思ひけるに、ふと風の心地とて打臥し、漸々に重き病となりて、遂にはかなくなりにけり。常なき世のさがなれば、蜉蝣の夕を待たぬならひは兔るべきにあらねど、わづかに十七歳を一期として、花の姿を吹きちらす、無常の風ぞあはれなる。祖母は天を仰ぎ地を敲き、嘆き悲しみ、共にもと物狂はしき體なるに、忠知も愛子をうしなひ歎きは同じ心なれど、さすが母の老いたる身に障られ事をいとひ、様々にいひなぐさめて七日々々の佛事を營み、菩提の事懇に弔ひけるが、兔角して日數もやゝ過ぎにけり。此の頃京都には義政公、一子義尚君に代を讓りて東山に閑居し給ひ、古器古畫を弄び、茶器を集めて樂しみ給ふ。これより東山殿と稱じけり、銀閣を造りて北山の金閣に准へ給ふ。然るに忠知が茶道に達したる事を聞き及び給ひ、召して其の器量を見まくおぼし給ひて内使を給はりければ、忠知は風雅をたしなむ身の面目と世にありがたく思ひ、召しに應じて都に上りぬ。祖母はとにかく孫娘の世にありし時の事どもを思ひ出して露忘れがたく、彼が愛でたりし小袖手道具のたぐひ、今は遺物となりしを身に近くおきならべて、其の面

影と見るも心を慰むたよりにはならで、却りて涙の種となる。折々墓參りして香花を手向くるに、此の心寛にするのみなり。扨一日例の如く侍女若黨奴僕など召し具して、墓所へ詣でゝ見ければ、小草茂り合ひ、傾く日影に寒蟬の鳴く音も、いとゞ身に沁みて悲しく、しばし念誦などして時を移しけるが、暮六つの鐘耳近く聞えて、實に歸らばやと思ひける折しも、三昧の草むらの中より笈摺を背負ひたる小娘が、巡禮歌を唱へつゝ出で來り、お墓詣の御功徳に御手の内を施し給はれといひつゝ破れたる扇を差出したるさま、其の目容いやしからざる生れなり。老母は立ち止まりて、其月夜の光に此の女を見るに、失せぬる孫娘の夕顔によく似たれば、世には斯く似たる者もありけるよと、あやしさに胸打たるれば、見れば見る程其の儘の生寫しにて、孫娘の再び生まれ出でたるかと疑ふ許りなれば、ひたすら懐かしの心おこりていふやう「見れば殊勝なる巡禮なるが、年端もゆかぬ身一つにて巡禮するは何故ぞ。」と問ひければ、女曰く「情深き御尋ねに何をか包み申すべき。妾はみちのく信夫の里の浪人の娘なるが、父身まかりて後、盲目なる母諸共、西國巡禮に出でけるに、母も當地にて身まかり我が身一つ取り殘されて、旅路に迷ひ候へども、古郷に歸る路費もなく、仕方なさに夜は此の邊に野宿して、晝は往來の人の袖に縋り、一錢一飯の情を受けて、露命をつなぎ悲しき身にて候。」といひさして潸々と泣きければ、老母は、愈不便に思ひ、名は何といふぞ、年はいくつぞ」

と問ひけるに、「名は文字摺と申し年は十七になり候」と答ふれば、年も又失せぬる孫と同年なり。よく似たる事かなと思ひつゝ、若し我が心の迷ひの僻目かと、侍女等に向ひ「此の女夕露によく似たりと思ふか、汝等が目にはいかに見ゆるぞ」といへば、侍女等口を等しうして、さき程より我々もさこそ存じ候なれ。誠に生寫しにて候」といへば、扨は我が僻目にもあらずと思ひて、女に向ひ、「我は當地の縣を司る者の母なり。今の物語にてはさぞ難儀なるべければ、我が宿所に連れ行きて暫しの程養ひおき、古郷へ送り遣はすべし」といへば、女は世にも嬉しげにて、唯掌を合はせて拜みつゝ、ありがた涙に咽びけり。かくて老母はかの女を連れ歸り、侍女等に仰せて浴みをさせ、髪とりあげさせ、新しき衣を著せかへなどして見るに、美目容は更なり、ものごし立ちふるまひ聲樣に至るまで、亡せぬる人に露ばかりも違はざれば、再び孫娘を見る心地して側ちかく召仕ふに、萬に賢くまめやかにてよく老母の心を察し、痒所に手のとゞくが如くなれば、ますますいつくしみ、忠知都より歸らば、相議してかれが古郷に人をつかはし、あらためて侍女に召抱ふべしとおもひ、忠知のかへるを待ち侘ひぬ。かくて又一月ばかり過ぎけるに、老母心地悪しきとてかりそめに臥し、漸々に病みまさりて惱みければ、老臣穗波垣右衞門を始めとして家内の者大いに驚き、良醫をえらみむかへて療治を加へけれども、露ばかりも其の驗見えざれば、老年の大病こゝろもとなく思ひ、穗波侘助を飛脚として都に上

せ、此の事を忠知に告げたりければ、やがて文字摺は晝夜病牀をはなれず側に看病し、外の侍女等は深夜に至れば疲れて睡りがちなれども、文字摺は少しも眠らず介抱に心を盡しぬ。さて忠知は東山殿の思召しにかなひ、都にしばらく逗留して居たりけるに、佐助早馬にてかけつけ、母の病の由を告げたりければ、忠知は竟に孝心深き人なれば大いに驚き、義政公に其の事を聞え上げて暇を乞ひ、早駕籠にて宿所に歸り旅裝束の儘、母の病牀に近づき容體をよく〳〵見るに、いかさま重く見えければ、悲しき事限りなく、衣服を着かへて別間に出で、垣右衞門を召して醫療の事を相談しける、取次の者まかり出で、「母君御病氣の御見舞として、鹽屋中の何某より差上げたる、折の進物、鯛鮮、灘浦の鹽燒の鯛一尾、差上げたる、魚一折、海苔一箱、木綿一匹、[illegible]より差上げたる、[illegible]一陶、白砂糖一壺、御覽あるべし」と披露して目通りに並べければ、忠知いよ〳〵これを見下したるにらに運びおかしめ、垣右衞門に向ひ、「母の傍に來りて看病する女は何者ぞ」と尋ねければ、垣右衞門、かやう〳〵に候と其の仔細を物語る。忠知これを聞き、「我彼の女に逢ふべし。是に連れ來れ」といふにぞ、垣右衞門畏まり候とて彼所に行き、文字摺をつれて出できたりけるに、文字摺はうやうやしく手をつかへて居たりける。忠知かれをつく〴〵見て、「いかさま亡せぬる娘によく似たり」といひて、訝しみつゝ見居たりける折しも、佐助まかり出て、「母公御病氣の御見舞とて、一休和尚御

出でに候。」といへば、文字摺はこれを聞くとひとしく色を失ひ、ものをも言はず次の間へ逃げ行かんとするを、忠知手ばやく文字摺が襟首つかみて引き戻す。かかる所へ一休和尚野曝悟助を具して入り來り給ひ、文字摺を屹と御覧じて、「汝畜生の身にて何とて人に交はるぞ。」と喝し給へば、文字摺は髪ふり亂してすくと立ち、あな口惜しや殘念や。此の家の老母を誑惑し、夜な〳〵毒氣を吐きかけて病人となし、遂には一命をとりて忠知に仇を報いんとはかりしに、事半ばにして見あらはされたる無念さよ。」と呼ばはり、面色變りて齒がみをなし、忽ち明障子を蹴破りて虚空をさして飛び上る。一休忠知に向ひ、「早く彼を射候へ。」と宣へば、忠知は豫て射術の達人なれば、「心得候。」といひもあへず、書院に置きつる弓をとり、箭をつがへて縁先にをどり出で、虚空にむかひて漂と放つ。其の矢あやまたず變化の者の胸さかを、篦深にぐさと射通しければ、やがて地上にはたと落ちたり。一休野晒に下知し給へば、悟助庭に飛び下りて、これを押へけるにこれ大きなる古狐にて、矢につらぬかれて死したりけり。垣右衛門佗助親子を始め家内の男女これを見て、唯あきれたる許りなり。時に忠知いひけるは、「某過ぎし比泉州堺皇子がうへの化地藏を斬りたる事あり。察する所此の古狐はかの地藏につきて、往來の人を惱ませたるに疑ひなし。某に斬られたる仇を報いんとて娘に似たる女と化し、母を誑惑して病人となしたるならん。身上に必ず疵あるべし。」といふにぞ、悟助狐の身上を改め見るに、

果して首の際に疵の癒えたる痕ありけり。一休うち頷き、ここにあるものはいかにと宣ひて、傍の器に並べたる進物の品々を見やり給ひ、其の物をこれへと取り寄せ、つくづくと見給ひ、これらは皆として正眞の物にあらず。且つ此の折の裏を開きて見よ。打見には時ならぬ蓬餅と見ゆれども、これは庭の泉水に捨てて見るべしと仰せければ、侘助すなはち其の折を取り泉水に打ちあけけるに、件の草餅は皆青蛙となりて水中に飛び入りぬ。これはと皆々驚きあへるに、一休宣はく、いや其れのみにあらず、此の品々いづれも皆さる類なるべし。此の煎餅の折も開きて見よと仰せけるに、開けば秋の風に散る柿の葉の黄色なるに、霧の朽葉を交へたり。又灘浦の海苔一包みありしは、これも同じく落葉の塵を吹きとばし土蜘の巣なりけり。魚と見えしは朽木の根にて、一樽の酒は種なる蔵馬にて、いつぞの雨の降りたるのこりし溜りし物なりけり。一壺の白砂糖と見えしは、芥川の流れの細石か白たる砂なり。人々益々驚けば、一休宣はく、是れ皆妖狐の所為なり。此の狐は泉州信太山の奥七越峠の岩窟に年ひさしく住みて、おのれが年数を経たるにしたがひ妖魔の通力を得て、これまであまたの人を害せり。忠知殿も時節にあらずば、いかでか射落す事かなはん。さるに諸人の災ひを除きし大きなる功徳あり。老母の病もなかなかに快氣あるべしと宣へば、忠知はじめ今更申すも愚かなる事ながら、人情の變化を察し給ふのみならず、妖魔の氣までも、斯く先だちて知らせ給ふありがたさよ。禪師の

御蔭によらずんば、妖狐に母の一命を取らるべし。危かりしことなり。」といへば、垣右衛門悦助親子はます〳〵一休の神通を感じけり。かくて老母の病は日々に怠りつひに全快にいたりければ、忠知を始め家内一同に喜ぶことかぎりなし。さて程なく盂蘭盆の時になり、亡せし夕露が亡き靈をむかふる新盆なればと老母のねがひにて、一休を請待しけるに、一休來りたまひ、靈棚に供へたる、牛馬の形に造りたる瓜茄子をとりて、手向の水鉢に打入れ給ひ、机にすゑて默し給へば、いかなる經をか讀ま給ふと、皆々音をやめ耳をそばだてて聞き居たるに、一休拂子を打振りて宣はく、

　山城の瓜や茄子をそのまゝに手向にするや賀茂川の水

とあそばし、これにて廻向すみぬとて、他の詞はなく飄々として歸り給ひぬ。忠知の本領は山城の鴨河なれば斯くはあそばしけるとなん。此の歌の意を知る者は忠知一人なれば、亡せし娘佛果を得んこと疑ひなしと思ひつゝひたすら喜びけるとかや。

伐那婆斯尊者　生死流轉藥草喩品第十四

これは前の彌々の所の物語よりは三年前のことなるが、河内國若江郡中野村といふ所に、酒賣亦六といふ者あり。世にすぐれて美男にて年はいまだ若かりけり。父は獵師にて亦助といひ、老年にいたるまで殺生を業としけるが、一年雌雄ならび居たる鴈を射て、其の雄鳥の頭を射きりたるに、取りて

見れば雁なし。次の年おなじ所にて又雁の[illegible]を見るに、翅の下に鳥の頭を抱きて[illegible]落ちぬ。おそらくは是れ去年失ひし雁の頭を、其の妻鳥[illegible]しかねて、斯くありつらん。それ[illegible]殺せしは無慙なることなりと、しきりに悲愛の情[illegible]、忽ち一念發起し、年來殺生せし罪を滅せんため、諸國の靈場を拜み廻らばやとて旅立ちけり。[illegible]六は未だ定まる妻もなく獨り留まりして暮しけるが、爰て小酒を商ひ、折々はみづから酒桶を荷ひて、近き村々を賣り歩きければ、里人等酒賣亦六とぞ呼びなしける。頃しも冬の半ばなりしが、一日例の如く荷をかたげて、交野の邊まで酒賣りに行きしに、途中にて鹿笛の七といふ狩人に行き[illegible]、亦六いひけるは、「[illegible]き所にて逢ひぬ。和主にかしたる酒の價五貫の錢を度々催促すれど今に[illegible]。とても償ふ心なくば縣司に申し告げてとるべきなり。いざ我と共に司の許へ行くべし。」と[illegible]しくいへば狩人曰く、[illegible]は極めて理なれど、此の程は雪しげく降りて野山のはたらきも自由ならず、よき獲物もなき故に、心の外に遲なはりぬ。今四五日過ぎなば、此の方に錢を得る心當もあれば、今少し待ちくれられよ。」といへば、亦六は頭をふり、「[illegible]々其のいつはりも聞き厭きぬ。もはや片時も待ちがたし。司の許へいざ／＼。」と言ひつゝ、手を執へて引立て行かんとしたりければ、狩人は[illegible]惑し、「しからば箇樣にすべきなり。これは我が[illegible]業の道具にて、暫しもなくて叶はざる物なれども、當分の質として此の鐵[illegible]に小道具をそへてあづけ

置くべし。四五日の内には借錢を償ひうけ戻すべければ、これにて料簡たのむなり。」といへば、亦六は、「夫れは覺束なき約束ぞ。」といひて尙承引かざれば、狩人曰く、「四五日の内によき錢を得る心當といふは別の事にもあらず。當月二十七日は春日の御神事にて、贄の雉千二百五十六羽を、年々此の近國より進むる事なるが、今年は當國其の役にあたり、國のかみより仰せあるは、何者にもあれ雉一羽をさし上げなば、鳥目五百文づゝ賜はるべしとの事なり。彼の禁野には雉おほく住むといへども、御身も知るごとく、殺生禁斷の所にて常はこれをとること能はず。春日の調進にばかりはとることを許し給ふ。故に我々が仲間の者いひあはせて、近日彼の野の雉を追ひ出し、一網に打ちかけてあまたの錢をたまはるべしと思へば、五貫は更なり十貫にても償ひかねず。如何にこれをもおぼつかなく思ひ候か。」といへば、亦六うなづき、「さやうに聞けばたしかなり。然らばそれまでの質物に此の鐵砲を預り置くべし。」とて立別れ、家路をさして歸る道、かの禁野を過ぎ行きぬ。そもそも此の禁野といふは、往古惟喬皇子此の野に狩し給ひて、金色三足の雉を獲給ふ。然りしより後常の殺生を停め給ふ故に禁野といふとかや。亦六は此の野の半ばを過ぎけるに、遙かむかうの枯草の裏に、雉四五羽あつまり居たれば、ふと思ひけるは、いま鹿笛が語るを聞けば、春日に調進の雉子をさし上ぐる者には一羽に五百文づゝ給はるべしとの事なる由、もとより春日へすゝむるには此の野の殺生をゆるし給ふ。こ

れ其の雉へ[illegible]、これをつゞけ打にして、いく錢の恩賞に預るべしと點頭きつゝ、素より獵師の手にて鐵砲の心得もありければ、かのあてがひし鐵砲に一つ玉をこめ、火打道具を取り出し、火を打出して火繩に點じ、彼の雉を狙ひすまして、火蓋を切れば、忽ちに、流丸飛びて撲的ひゞき、はつとたつ煙のうちに、「あなや」と叫ぶ聲高く聞えければ、こは訝しと思ひつゝ、走り行きて見てけるに、雉にはあらで人なれば、こはいかにと仰天し、抱き上ぐれど詮方なく、肋骨を打たれて息たえたり。悟六は[illegible]此の人の顔をつく〴〵見るに、黄色に白き赤きをまじへたる小袖を着て、[illegible]たる衣服を着て、うつぶしになりて倒れければ、道行に[illegible]の旅の者と見えしなり。これ[illegible]の者にて、昨日市にてたる人、いと貧しげなる女なり。深更に来つらんと思ひけるにて、懐に[illegible]の秘書を挿み入れたり。悟六思ふやう、これ因果なる事とはいひながら、剛人殺生をやめて精進に[illegible]れど遂に進み、われそれの心に穢れを慶ばんとて、大きなるあやまちを仕出したる條、我もとめてせしに同然なりと、千悔百度後悔し、若し此の人の妻子ありてこれを聞かば、さこそ歎き悲しみて我を恨みんと思ふにつけ、我が父もし人に殺され給はば、たとへ過ちなりとも許すべからず。我も人も其の心は同じかるべし。所詮此の死骸を里に持ち行き、其の妻子をたづね、首をのべて打たるべし。我が命も今日までの約束ならめと覺悟を極め、已に死骸をかき負はんとせしが、待てしばしと思案して又思ひけるは、さりながら[illegible]

に出でられたる跡にて、我今人に打たるゝ時は、歸り給ふ家を失ひ、路頭に迷はせ申すべし。暫しの命をながらへて歸國を待ち、今一度御目に懸り、餘所ながら親子一世の別れをなし、其の後名告り出でて爽やかに打たるべしと心を決し、此の人の姓名住所の知るゝ書物にてもあるやと、懐を探り見れども一物もなければ、仕方なく死骸に向ひていひけるは「靈魂いまだ去らずば聞きたまへ。御身不運にして我に殺され給ふ。さぞな無念に思すらめ。我御身の妻子を尋ね名告りて仇を報はるべし。さりながら我が父の歸國するまで待ちてたべ。此の事天地に誓ひて詐るべからず」と、活ける人に向ふが如くにいひ終り「成等正覺頓證菩提、南無阿彌陀佛々々々々々々」と廻向して傍の土を穿ち、死骸を深く埋めて心覺えの標を立て、荷桶をかたげて歸りけるが、此の鐵砲なくば斯かる過ちも仕出すまじ。これぞ我が身の仇なりと思ひて、彼の狩人に返しつかはし、これより毎日家を出でて近郷をありき、餘所ながら其の住家をたづねけれども、ふつに知れざれば、いづく如何なる所の人なるぞ。遠き郷の人ともおぼえずと思ひつゝ、なほ心をつくしてたづね侘びぬ。かくて二十日ばかりも過ぎけるに、一日例のごとく酒を賣りながら、志貴郡の村々を歩きて尋ねけれども知れずして、此の日もむなしく歸りける途中にて、霙まじりの雨降りいだしければ、子婦訛堤の木陰に立ち寄りて晴間を待ちけるに、木々の梢は冬枯れて、雨に交りて木の葉散る、翅しをれて飛ぶ鳥の、塒にかへる夕間ぐれ、

遠寺の鐘の音もきこえて、いとゞ寂しき長堤の畠の朝を踏み分けて、年若き女いと物思ひある風情にて、顔にふところに入れし埋みつゝ、こなたへ來りしが、堤のもとの流れに臨みて佇みしが、暫時と泣き居たり。亦六いぶかしみつゝ此の女をつらつら見るに、髪も亂れ衣服も垢付きたれど、いと清げさなれども、生まれつきたる面目は美しく、人品もまた賤しからざる女なり。暫く見守るに、女はひたすら泣きけるが、やゝありてあたりの小石を拾ひて袂にいれ、念珠をとり出しもちつゝ、西に向ひて念佛を唱へ、ほとほと身を沈むべき樣子なれば、亦六はいとあはれに思ひ走り出でて抱き留め、何故かゝるふるまひはし給ふぞ」といふに、女はいと恥ぢらひつゝ、いふやう「とゞめ給はる御志は嬉しけれど、とても死なねばならぬ身にて候へば、見のがして御通り下されかし」といふ。亦六曰く、「まだ若き身を失はんと覺悟をきはめ給ふほどなれば、よくよくの事なるべけれど、我も我が力にかなふ事ならば、願ひを叶へまゐらせて思ひ止まらせん」といへば、女曰く「かくまで御情深き御仰せなり。さばかりの御志をむなしうせんも如何なれば、一通り語り侍らん。妾は北の堤の東村に住む者の娘にて候が、老年の父二十日ばかり前に卒と家を出で、いまだ日數經れども歸り來らねば、人を雇ひて近隣をあまねく探し候へども、ふつに行方知れ侍らず。貧しきうへに老いの身なれば、常々父の言に、かく長生して貧窮に苦しまんよりは縊れてなりとも死なんにしかじと、度々申し候ひしが、

しは貧苦に迫り身をかくして縊死などはせざるかと、悲しさやるかたなき折なるに、家をかしおく主、情なき者にて、少しの家財を是れまで滞りし家代に取り上げ、妾をば、ゆく所なくば野ぶせりの乞食にもなれかしと申して追ひ出し候へば、親類もなく立寄る隙さへなき身なれば詮ん術なく、なかなかに、生恥を晒さんよりは、水の泡と消え果てんにはしかじと覚悟をきはめ候ことと、むせかへりつゝ語りければ、亦六心の裏に大きにいぶかり、此の女の父こそ十日許り前に家を出でしといふは、若し彼の人にはあらざるかと、とざうく胸を押ししづめ「さある身にては死なんと思すも理なり。さりながら親人の生死いまだ確かならざるに、はやまり給ふは不可ならん。生きながらへて心長く生死をただし給ふにはしかじ。小人は見給ふ如くになひ賣りする者なれば、此の近郷を歩く事は常なり。日じるしあらば共に尋ねてしんずべし。家を出でられし時の衣服はいかに」と尋ぬれば、女曰く「其の時の衣服は黄色に青き赤きをまじへたる、小紋をあつめて綴りたる小袖にて候。姓名は木枯竹齋と申す醫師にて、年は六十九歳なり。外にたしかなるしるしと申すは、生まれつきたる偏目にて候」といひも果てぬに亦六は大いに驚き、さては彼の人なり。我があやまりより娘まで、かかる身にはなしけるよと、臓腑もちぎるゝ思ひにて、身上に熱き汗を流し、其の敵は我なりと明らかに云ひ聞かせて、打たれんと思ひしが、父亦助の歸国を待たで打たるゝは不幸の上の不幸なりと、苦しき胸をする直し、

此の女を養ひおきて後日に名乗り打たるべしと心をさだめ、さりとも不便にていひけるに、「我は奈良郡中野村に住む酒売りの亦六といふ者にて、小商ひして貧しけれど、御身独りを養ふ程はなにとかなるべければ、我が家にありて心長く其の人のゆくへを尋ね候へかし。御身の名は何といふぞ」といひければ、女は世にも嬉しげにて、妾は名を三輪と申し、年は二十になり候。誠に不思議の御縁にて、さばかり深く情をかけて給はんこと命の親とも申すべし。いつの世にかは報はるべき」と、手を合せて拝みつゝ泣きければ、亦六も落涙し、我が敵と知らずして命の親とは何事ぞと、いとゞ不便さまさりつゝ、「何いはんも益は無し。いざ／＼我が家へおはせかし」と、手を携へ伴ひて、家路をさして帰りけるが、これより亦六於三輪を我が家に養ひおき、なほ委しき事を聞けるに、於三輪申して前にも申せし如く、父は本姓竹斎とて、原は都に住み、名医のきこえ高かりしが、故ありて零落し、此の当国にうつり住み候。妾が母は前に都にて亡せ候とかたりぬ。扨亦六は於三輪にかくし、聊かなる事に命脈をおくらせて、竹斎が菩提をとむらひ、やがて打たるゝ身と思へば、起臥すにも於三輪とは一間へだてし所に臥して、禮儀を亂さずあしらひぬ。於三輪はさある心も知らず、命の親と思ふにぞ、せめて少しの恩報じと、まめやかに働きて、濯ぎ洗濯針仕事、煮焼の業の片手には家計の手傳をなし、商賣の事もよくしければ、日々の帳合算用まで、男まさりに用をたし、女にまれなる器用者、其の身はまた

は布を織り絲を繰りて、生業のたすけとし、かしこさも又すぐれければ、亦六心に思ひけるは、彼に夫なく我に妻なし。彼と我と若し敵同士にあらずんば、よき頃あひの夫婦なるにと、思ひて暗かに歎息し、親人歸國し給へば、やがて打たるゝ我が身なるに、餘り思をさせなば打ちかぬる事もやあらんと、よき程にあしらひおきぬ。かくて程なく此の年も暮れて明くる年の春の半ばに至りけるが、一日亦六於三輪にむかひ、「我が父亦助殿去年の今月今日廻國に旅立ち給ひし時、百日ばかり過ぎなば歸り來べしと宣ひて出でられしが、已に丸一年過ぎぬれども、今に於て歸り給はず、音信だになきは氣遣はしき事なり。今日は則ち發足の日なれば、旅先を祝うて陰膳すゑたく思ふなり。」といへば、於三輪は「こゝろえ候」とて、かひがひしく廚を働き、陰膳を調じたてゝさゝげ出でければ、亦六は父の著なれし蓑笠を壁にかけて形代とし、これに膳をそなへて禮をなし、「恙なく歸國し給へかし。」といひければ、於三輪いはく「無事で御歸りあるやうに御身もともに祝酒きこしめせ。」とて、商物の酒を暖め、尾頭つきし肴をそへて勸めければ、亦六は愁ひを拂ふ玉帚と數杯をかたぶけ、於三輪にもさしつさされつ盃を交しぬ。時に於三輪、軒のつまに燕子のゆきかへりして巣の裏に子を育つるを指さしていひけるは、「あれ見たまへ。鳥類すら夫婦ありて子を養ふ。御身未だ年若しとはいひながら、親一人子一人の御身なれば、妻を娶りて親人に安堵さするが孝ならめ。妾不思議の御縁に、情により、生き

なかりへ、此の寺にうけし大恩は、山より高く海よりも深かるべし、今また山賊の手にかゝらんとせしを、父竹齋の行方今に於て知れざるは、死別にうたがひあるまじとあきらめ居り候へば、今は他に力と頼むが身なり、御身も妻と若身にて、両親も世の家に唯一人住み居れば、世間の人の思はんところも恥かし、かなり、愚一なる身をさらひ給ふ心もなくば、此の上の御情に夫となり給はれかし、さあれば一生連れ添ひ長く御恩を報ずべし、幸ひ只の形代の此の黄金の前にて夫婦の縁を定めなば、たとひ草葉の蔭に給ふとも嬉しとは思ひ給はめ」と、說きしきたる願ひにして、思ひこみてぞ聞えける。亦六は一々を聞き、やゝ暫く答へもせず、首をこなたへ傾けゐたりけるが、日頃本意を遂げむ者なれども、いかなる過去の宿縁にや、竹齋が死顔に對し、天地に誓ひし前に背き、敵同士の悪縁と、知りつゝ若き婦人の斯る婚姻ありましき。されば亦六は、終に稀有切なる志に頑石の心を鑠し、其の詞をうけひきて爰に佇むべき此の老若を顧みて鬼の妻とし、此の寺にあらためて婚禮の杯をとりかはし、父亦助が形代も、時にとりては遺恨の、國の寶の黄金と、親ひをこめて夫婦となり、猶睦ましく打過ぎけるが、於三輪はほどなく懐胎して恙なく男子を産み、其の子を杉太郎と名づけて、猶ほ寵愛深かりける程に、金鳥玉兎の足はやく、光陰の過ぐる事流水の如くにて、夢と朝け暮れて又三年の春秋を過ごしける。此間にいたりて、前の浪々亦六は父の旅立ちし日より早二年過ぎぬれども、未だ帰らざれば、老年の上の此の國の内に同年なれば。

の旅なれば、もし旅中にて果てられしかと限りなく愁へけるが、一日一人の男門首に案内をこひ、「酒賣亦六殿と申すは爰にや。」といふ。亦六答へて、「いかにもこれなり。」といへば、彼の男内に入り、「拙者は金剛山の麓森屋村の者なるが、これに見覺え候か。」といひつゝ、皮籠の笈を出しければ、亦六これを取りて見るに、これ父亦助が笈にて、札に書付けたる文字は己が自筆なれば見違ふべうもあらず。これは如何にと驚くに、彼の男曰く、「見覺えあらば委しき事を語るべし。かやう／＼に候。」と、かの強盜いつはりの狒々となりて、森屋村を騷がせ、金剛山の山中にて亦助をしめ殺し、傍邊に此の笈のすてありし事をつぶさに語り、「此の札に河内國の住人獵師亦助とのみしるしありて、郡の名も村の名もしるしなければ、急にたづぬる事あたはず。死骸は其所に埋め、日を經てやう／＼此處に尋ねあたり候。悔みてもかへらぬことと、跡ねんごろに弔ひ給へ。」と、いひ置きてぞ歸りける。亦六は笈を抱きて悲嘆の涙にむせかへる。於三輪も共に悲しみて、「御歸りあらばお側に居て、お足を擦り介抱し、孫の笑顏もお目に懸けて老後の樂をさせ申さんと、待ちし效なき死別れ、お顏も見ざる嫁舅、よく／＼薄き御緣ぞ。」と、嘆きに時を移しけるが、とても涙は止まらねば、笈を記念と据ゑ置きて、香花を手向けつゝ、あと懇に弔ひぬ。かくて此の年も又冬の半ばとなりけるが、一日亦六酒桶を荷ひて商ひに出でゝ、生駒山の麓なる平岡明神の社の前を過ぎけるに、丫角の若侍、旅人と見えたるが、行疲れ

たる體にて拜殿の御前に身をよせ眠り居たるに、あやしいかな香中より黒き煙の一筋生じて中南たなびける小蛇ひとつを出で、赤き舌をいだしてかの旅人にむかひ毒氣を吐かん様子なるに、忽ち旅人の懐中より光明を發し、あまたの蟹あらはれ出でて、かの小蛇を追ふと見えしが、小蛇はつひに蟹にはさまれ空中にきえうせ、蟹はもとの懐に隠れけり。旅人は此のありさまを見て兩眼を開きなどしけるに、その旅人は眠りを醒し、驚きたる様子にてあたりを見廻し居たる時しも、惡漢等四五人まで來り、旅人を取圍み、今朝から跡をつけ來しに、生駒山にて見失ひ、本意なく思ひてありしが、行方を尋ねしに、懐中に何やらん金目の見ゆる一物あり、疾く〳〵渡せよ、渡さねば二人の惡者等皆よつてたかつて討ちつる懐に、手を差入るゝを旅人は、臂を張りて拂ひ除け、二人が腕をねぢあげ、莞爾と笑ひて四を若年より修行せる盜人をも伏せぬ者なり。手並を見よ。と罵りて、在合ふ二人を一度に投げ退け、猶もかゝらんとせず、者ども高木を取りて敵に打たんと振上ぐれど、しやれ小癪なる曲者と、拂ひ退けし様、消息の如くにありけるは、みな膝頭を打たれ居たる處に、又四五人の惡漢ども、向ふ見ずにて走り來りけるが、さすが此の様子をうかゞひ、赤六が二人を見かねて走り出で、其場をひきまわりし立寄り、素よりの力持なれば、在合ふ腕骨、面體に當りもたせ打たんとせしが、雙方の惡漢等、二人の力者に敵しがたく、折しも吹き來る風の、木の葉と共に散らくと、四方に散亂

れて逃げ失せぬ。亦六は旅人をつらつら見るに、衣服に三本傘の紋をつけたれば、若しやそれならと近附きて、「只今のおんはたらき驚き入りたる御手練」と、恭しくいひければ、旅人は會釋して、「思ひかけざる足下の助けに難儀を遁れ、過分の至り」と相述ぶれば、亦六曰く、「卒爾ながら三本傘の紋をつけ給ふは、若し名古屋小山三君には候はずや」と尋ぬれば、旅人は驚きて、「いかにも我は小山三なるが、さいふ足下は何人ぞ」といふに、亦六是に跪き、「御見知りはなき筈なり、拙者は君に乳を上げし乳母伏屋が兒子亦六と申す者にて候」といへば、小山三は嬉しげにて、「幸ひかなかな、乳母兒の亦六といふ者當地に住む由聞きつる故、力にせばやと尋ねにこれまで來つるなり。これ此の間神の御引合せなるべし」といひて喜べば、亦六は先程見たる小蛇と蟹の怪しみを物語れば、小山三いはく、「そは我が懐中に所持したる百蟹の繪の奇特なり。毒蛇を避けしは今に始めぬ名畫の徳」と感嘆し、彼物をとり出して押戴けば、亦六も益々奇異の思ひをなし、いざ早く我が住家へ」とて案内して立ち歸りける。

此の日お三輪は家にありて布を織りけるが、今年は既に二歳になる杉太郎を守する者もあらざれば、腰に紐をつけ、椽に結びつけて、己が前面にして這纏るまゝに遊ばせおき、布を織る事に心を寄せて居たりけるに、杉太郎頻りに泣き叫びければ、ふり返りて見るに、一つの小蛇かれが足に纏ひて居けるにぞ、いそがはしく筬を投げ捨てて立ちあがる折しも、いづくともなく一羽の雉子飛び來りて彼

の小蛇を呑へけるに、小蛇は雛の身にまとふて、雛もろ共に斃しければ、小蛇は寸々に斬れて死したりけり。於三輪はこれを見て哀みをなし、彼の雛を抱き上げ、乳房をふくませけるに、此の雛は養はれもせざりしが、於三輪が膝にのぼりて、[illegible]太郎にむかひて、[illegible]たるさまなりけるが、[illegible]は[illegible]る鳥にやと哀はゆく思ひ、[illegible]けるにうれしげに鳴き、良あつて家の[illegible]に[illegible]か[illegible]入りぬ。此の時亦六は小出三[illegible]を[illegible]我が家にかへれ、於三輪にも引合はせ、こまで物語におよびけるが、小出三[illegible]川瀬[illegible]が[illegible]に[illegible]本の[illegible]亡し、[illegible]門之助[illegible]身[illegible]の事、又出三[illegible]死の事、同勝新吾[illegible]も守義もして行方知れざる事、[illegible]八重垣[illegible]山に[illegible]に討たれたる事、[illegible]の[illegible]特に[illegible]りて[illegible]思はず[illegible]を殺せし事、[illegible]道[illegible]、今くる地に[illegible]るまでの事をつぶさに語りければ、亦六は[illegible]事[illegible]ぜすことて大いに驚き、父亦助も[illegible]山に殺されたる事を[illegible]ければ、[illegible]投げ[illegible]村を[illegible]しにいつ[illegible]の事々にて、質の[illegible]は我に殺されしが、彼が父も同じ夜に非業に死せしか、と、[illegible]りあふも皆互の涙の種なりけり。於三輪は食事を調へなどして小出三[illegible]もてなし、亦六にむかひて彼の小蛇と雛の事を語りければこそ、亦六小蛇の斬れはなれたるを見るに、黒き[illegible]の[illegible]見たると違はざれば、[illegible]怪しみて取り捨てたり。これ此の小蛇は前の年[illegible]郎[illegible]に[illegible]の[illegible]うちに、不[illegible]作左衛門[illegible]小

蛇となりて、小山三に災ひすべしといひし詞に符合すれば、これ伴左衛門が怨魂の化したる物にて、小山三が所縁の家にまで災ひせんとしつるならん。是れより小山三は暫く此の家に逗留しけるが、亦六夫婦は御主人の落目なればとて萬事に心をつけていと賴もしく款待しければ、小山三は大いに力を得て喜ぶこと限りなし。さて又かの雉は家のめぐりの竹林をはなれず、放飼ひのやうになりければ、於三輪はなほ憐みて朝夕餌を與へけるが、呼べばいつにても出で來り、杉太郎によく馴れ親しみて、平日の翫弄となりにけり。不思議なるは此の雉偏目なり。これには必ずいはれあるべし。次の卷を讀み得て知るべし。

稲妻表紙後編 本朝酔菩提 巻之八上

同兵衛曝首 赤[illegible]嘔栗品第十五

かゝる程に小山三は、備に亦六が家に逗留し、あくる春にもいたりぞ、折琴姫の御行方、詮作の事もいかゞ尋ねに再び又旅だつべしと思ひ居たるに、前の年金剛山にて鴉々に風礫を打ちつけられたる頭の痛み、つよき寒気に再発し、頭痛の病となり、頭をおさへ打臥しければ、亦六は様々に療治すれど、なければ看病し、百薬を尽すと雖も、露ばかりも験なく、漸々におもき病となりにけり。亦六は一途にいひけるは、母公の仇打佐々木の家の御再興、一身を二つにも分けて、思召す大切の御身なれば、我々が命にかへても本復させ申さねばならぬ難しい事、病は人よりも看病に瘦せるたのもしき。然るに或人いひけるは、頭痛を治するに奇妙の事あり。戦場にて打死したる首の、又は自ら死せしたぐひ、跡を弔ふ者もなき無縁の人の首を求め、七日が間香花を手向け、其の霊を祭りて葬りて得させすれば、其の慈悲善根の功徳によりて、いかほど強き頭痛にても、忽ち平癒疑ひなしと物語るを、亦六聞きて於三輪に対ひ、「かやう〳〵の事あれば、これを得て工夫にかゝらんと思ふ事なれ

ば仕方なし。」と、本意なげに語り合ひてぞ居たりける。爰に亦此の村末に草の庵を結びて獨り住む、貧しきくらしの老女あり。頭には白髪の雪をいたゞき、額には皺の波をたゝへ、寒夜にさへ一重の襤褸を著てわづかに肌をかくすのみ、人に雇はれて賃仕事してやう〳〵露命を繋ぎけるが、此の時亦六が門を過ぎ、夫婦の物語を老いに似合はず耳はやく聞きつけて裏に入り、「今うけたまはれば頭痛の病の事を宣ひしが、若し此の婆々に五素子ばかりの錢を給はらば、其の首を拾ひ取りて參らすべし。」といふにぞ、亦六は大いに喜び、いかにも五素子の錢を遣はすべければ、それを拾ひ來りてくれよ。疾く〳〵せよ。」と急がせば、婆々は、「心得候。」とて忙はしく出で行きぬ。かくて此の日の夕暮に、彼の雇はれ婆々、瓦の壺に首を入れもち來りて與へければ、亦六は貧しき中に調へし錢五素子をつかはしけるに、婆々はいと嬉しみつゝ、「思ひがけなく此の錢でよい年をとります。」とて、受け納めてぞ歸りける。扨亦六はかの首を取出して机に据ゑ、香花を手向けて打ちむかひ、「何所如何なる人かは知らされども、主君の頭痛平癒させ給はらば、今日を乃ち命日と定め、後々までも年忌佛事を營みて、跡懇に弔ふべし。南無阿彌陀佛なむあみだぶつ。」と廻向して、七日が間祭りけり。それは扨おき爰に又、一休和尚は檀越の勸めにより、箱藏主といふ弟子と野曝悟助を具し給ひ、攝州住吉の庵を出でて河内國にいたり給ひ、

生駒山の麓に庵室を造りて隠くこゝに住み給ふ。かの宿蔵主といふは前の年一休禅師の寮在入門が許へおはせし時、供まれ参らせて輿添になりし納弁師の者じが事なり。其の後、一休の御弟子となり、剃髪して法名を宿蔵主とたまはりぬ。さても光陰はやくながれて、年浪のよせまゐ来にけりける柳もなく、已に此の年も暮の軸に巻きよせて、往来の人の声音も繁く、師走の前子も底にいれかはしくなりて、星仏も賣りやみ、煤掃竹の節もつまりて大晦日となりにけり。此の日は世間の掛乞ども朝まだきに起きて、ものいふたびに口より煙のいづる頃より、霜をおろし氷を踏み破りて飛びいだし、韋駄天走りに馳せまはり、血眼になりて走り廻れば、借銭負ひたる者は追従をもつて種々利おひたるやうに逃げまどふも理なり。年中につもりつもりし物いひが、上へ上へと積上りて、借銭へ山高うして皆人の越えかぬるは、此の一日の難所ぞかし。一休は金を山に捨て、玉を淵にしづめ給ふあらん御気質なれば、常住の有徳なる折ふし時は、貧しき者に施し給ひ、常は一銭のたくはへも持たず、諸なたくはへ給ふこともなし。扨大晦日の夕方に、掛乞ども十四五人連れ立ちて、一休の庵室に来りければ、野曝借助が出でて、「これはこれは何れも揃うてようこそ御出で」といひけるに、掛乞どもは簀子の上にのし上り、「これの一休様は近頃當地へわせた故、まだお顔も見知られず、名僧と聞いた故、よもや不沙汰はあるまいと、心をゆるして貸しましたに、時とちがうた打込者、前の月から催促も、催

促すれども今にすまさぬ、どうするのぢや／＼」とぞ嘯きける。悟助はこれを押宥め、不沙汰をする氣は御座らねど、此の頃は檀越の布施物もなき故に、心の外に遲滯しました」折惡しく今夜は庵主も他行なれば、來春の松過ぎまで、待つて／＼」といはせも果てず、「否々左樣はならぬ／＼。大晦日に留守つかふは、どうして見ても扞惑者、此の庵室には朱太刀とやらいふ大太刀があるげな。百貫のかたに笠一蓋おやが、當分の腹いせに、それでも取つて歸るべし。いざ／＼皆の衆奥へ踏込み、彼の太刀を」と片肌をぬぎ、鉢卷して皆一同に立上り、奥を目がけて行かんとすれば、強氣の悟助こらへかね、「不禮至極のふるまひや」と、いひつゝ帚をふりあげて、打たんとせしに一休は、此の騷動を聞きかねて、一間の裏を立ち出で給ひ、悟助を呵り掛乞どもをなだめ給へば、やうやく且つ靜まりぬ。時に一休、掛乞どもにむかひ給ひ「他行というたは悟助めが妄語戒を破つたいつはり、まことは奥に冬籠りの此の一休、おの／＼方に逢ふは始めて、現世は更なり過去未來を、一目に見渡す六神通、地獄の悪鬼羅刹でも、何とも思はぬ我なれど、一物もなき達磨宗、借錢といふ魔王には、拂子を投げてあやまります、どうぞ今夜は料簡して、戻つてくりやれ」と宣へば、掛乞どもは口々に「活佛でも達磨でも、借りた物を返さぬといふ法はあるまい。取らぬうちは何時までも居催促おやぢ。お邪魔ながら」と落附いて、提灯の火を吹き消し、十四五人が居並びて、歸るけしきはなかりけり。一休一言と宣は

す。一体此度の法問よりの、借銭乞ひの問答は、あな睦しや。子曰て論語の徳を学び、三論きてこそ怪しける。掛乞ともは相手なき、合点ゆかねば、世間胸算用の巻に、来る人の自代が、十し百匁の宝九郎、和尚の門に立てたるは、篤くの様と見せるか、さだめて二朱で十匁も借したであろ、結句おもやそ。かくは籠禅祇を、末世に文に賣り落し、古着で門口へ打捨て、置きましたと高下ら、説話は済むことかや。和尚の隣方から見れば、こちらには大よいの銭八文の〇〇さへあると言ては論居の隣内から今年は借海老がきれものでないに、おれは一文二文する年に一つ貰う、一大字の分の財用を合はすつもりなやら、ないかのやくはうといふ強の方は、御集らいでも貰しいことと閑職有に説法あぶの、いへば、篤壁の辰六が、これを感じていひけるは、いかさま御かち打つ所の先にて、る〇〇掛小木をかけの程に気をつけねば錢はもたれぬ。こまる所謂に其方の言分が聞、得をこなかにすないと見ればこそ、國書共に謹き、一日の書を抜き、大家中に御入ては、一々と遠いか。口を開く者ども有り、結句油断はならぬけれど、一体は掛乞ともが恋に来られた道理、それとて理解した、打笑ひつゝ宣ひけるは、いづれもの居候、まだ運命にあるべければ、ねぶり醒めにあらため、彼を説いて聞かすべし。如何にノへと宣へば、掛乞ともいひけるは、ここらあたり日々く事ない、能遣る氣遣ひもあれど、どうで聞いてある耳を持ったが不承すや。和尚の一言の心ある点義なら、聞いてし

んぜ申さん。」と恩がましくいひければ、一休は悟助に仰せて其の支度をさせ給ふ。悟助は心得大長持を引出し、舊卓圍を打ちかけて、かりの高座となしければ、一休は小夜著を著ながら高座に上り給ひけり。掛乞どもは頬杖つくやら趺踏かくやら寢そべるやら、行儀の惡き聞人なり。一休は且づ咳を前にたてて宣はく、「いづれも今夜は一年のきはめ時、大晦日と御座つて居催促の御參詣、さりとは奇特なことで御座る。我が教外別傳の法は耳遠き故、耳ちかい譬喩の談義を說き申さん。且つ前座には活潑禪機のいさましい悟りの事を說き、後座には生者必滅の道理、しつぽりとした爲になることを說きませう。是れ乃ち各方、かけご講中逆修現當安樂のため、一つにはねぶけ醒しにつとむる所の說法講談でござれば、信心を決定して聽聞あるべき事が肝要でござるぞや。」と宣ひつゝ、酒飲茶椀を利牟の代りとなし、火箸の先でちん〳〵と打鳴らし給ひ、扨宣はく、「夫れ佛鬼一如の道理といつぱ、西方極樂世界に於て、阿彌陀如來一時諸佛菩薩を集め給ひて宣ひけるは、「我つら〳〵おもんみるに、一切衆生自ら地獄をつくりて其の地獄におち、永劫惡趣に苦しむこと、いかにも不便の事なれば、我此の度慈悲本願の軍を起して、衆生の自ら造りなす地獄城を攻め亡ぼし、閻魔に拈香をねぶらせて、呵責にくるしむ亡者共を救ひ取り、盡く佛にして遣はさんと思ふが、かた〴〵も我に從ひ、一揆して見る氣はなきか。」と仰せ出されたと思はつしやれ。そこで諸佛菩薩の宣ふには、「それは至極よい思し

わし[illegible]遣[illegible]らん。』と御受け申された[illegible]際[illegible]九品蓮臺[illegible]ぞ。等覺[illegible]殿、[illegible]笙笛の藥上武者、[illegible]の里[illegible]賢殿、[illegible]賢山[illegible]陀[illegible]郎、能滿福智の虚空藏冠者、歡喜地の德藏[illegible]太郎、衆[illegible]官、指[illegible]の山海[illegible]、大[illegible]、大[illegible]の月光[illegible]一番か[illegible]、[illegible]都て二十五菩薩の二十五騎、九品淨土にむねとの面々、[illegible]臺に[illegible]打[illegible]、[illegible]雲霞の[illegible]凸[illegible]て、[illegible]のかたしにて、[illegible]合へ[illegible]、掛乙共は居睡し[illegible]たるも起き上りて、[illegible]居たり。[illegible]はく「[illegible]極[illegible]の[illegible]大[illegible]、阿彌陀[illegible]の[illegible]、[illegible]赤[illegible]、白色白[illegible]の[illegible]、[illegible]忍等の[illegible]、[illegible]につくとかけ給ひ、三身卽一の鍬形打つたる八萬四千の白[illegible]、[illegible]首に着[illegible]、四十八[illegible]、[illegible]功德の[illegible]の月に妙觀察智の[illegible]、[illegible]御外背を、一度め[illegible]、[illegible]照十方世界[illegible]

やきける、誠にたふとき御事なり。さる程に諸佛菩薩の大軍、日をえらみて極樂國を出陣あり。功德莊嚴の旗指物を摩訶菩提の山下風に翩翻と吹きなびかせ、十萬億土を一飛びに葬頭河の此方なる、六道の辻まで押寄せ給ひ、笙篳篥を吹き鳴らして、讀經の聲を一度に鬨とあげたまへば、千部供養の如くにて、ありがたかりける次第なり。寢耳に水の地獄城には、三角眼圓々鼻の早打、御注進々々々と呼ばはつて斯樣々々とうつたふれば、閻魔大王あわてまどひ、十大王衆、獄司候官、司命司錄記神、五道冥官、倶生神、奪衣婆、懸衣翁、阿防羅刹、五色の鬼、無量の異類、無數の鬼神をしたがへて、跋提河の邊修羅道に押出し、鐵の楯をつき、淨頗梨鏡をすゑ、焦熱地獄より大釜をとりよせて、鐵を湯に涌し、敵近よらば熱湯をあびせかけんと構へつゝ、大地を掘つて猛火を籠め、陥穽をまうけたり。寂滅爲樂の紙幡を、無常の風にひるがへし、銅鑼鐃鈸を修羅の鼓に打ちまぜて、罵詈號泣の鯨波を一度に咄と合はせしは、百千の雷霆を一度にするが如くにて、すさまじかりける光景なり」と又拍子木にて高座をはつしと打ち給ひ、「一時に地獄の陣中より、髭黒に血眼なる武者一騎、血盆にて染めなしたる、赤地の錦の鎧直垂に、阿鼻叫喚の火威の鎧を草摺長にゆり下し、鐵の箙に時鳥の羽を以てはぎたる矢を二十四差したるを、頭高に負ひなし、不產女地獄に生ひたる竹を、七ちがいにもおりたる、塗籠の弓をとり、劍の山より選み取りたる鉾を持ち、畜生道の牧を出でたる斑駒の太く

濯しきに、護堂の持ちたる鯱鞭に、隠まなつばかりなる、目の家臣の默しを異ける三寒つこのけるを、
二神自ら引成にまゝふる用で、轄作にてゝ載ら圧ひてし者あけ、物これは一百三十、渡辺の要て
曾田俊も、すい引下、此引の妻に投降耳目とはれたる、右護官の補翼下とは我を東を有、前と言にに
佛者等は、名奏ひてこれへ用て義へ。軍やかたる打作もし、遺臣に歸れを萠し後はんと議ひ寺
き出し、勧び數の一件にたり、かかる所に僧去の陣中より小數の日頭を將き名を、只引管途
高潮に落ち掌の指揮をでん、有志諸に打ち越して一連れ出て、鍵浩功徳の利劍を被りて戦へと一行
轉輪王（てんりんわう）、ここは古疎（こしやく）なる國羅（こくわんにや）みなとに、浅原（あさわら）、天智王奉（ぜんちくおうぶういんぐわ）の一行をと共にいれ代、他（たこ）の將（しゆりん）とにれ、是を達
なこ三戰ひしが、山頭太郎が遊民無極のするさまに殺しがたく、遊の抗告には事くなく、身を
ち、みてを掛けたすけり、これを戦ひの始めとして、傳に出師入り出れ、我は改には勝れとてせつ
極楽ちにと逮界を行き、野に遠く戰ひゐ、大化が致らすとに本に、此の科にとききてるまこ
とある間に思ひよりも我生死の為まれ、引前の前を来れ出し、三段の川に前をいたる、善服かに
者をこれを見て、すは仕勝こ、と横い前に、頭勝軍兵衛名前、あるその數千生挿と軍、それ
間に変して三帥にまなは和將て、甘ごる時にて命はく、遠から名は我たる開き、進々は目に見付
のこられ、柴井（しおとゆう）ならべく一の方に（つい）、重從（しゆうぶ）てこそらしと思ひさりたる鬱配にの寺移前、亡を遠は打てて前一

程を見よ見よやりこゝと呼ばはり給ひ、千の御手每に大悲の弓には智慧の矢をはめて、一度にはなせば千の箭先、雨霰と降りかゝつて、鬼神の上に亂れおつれば、大將閻魔を初めとして、大いに狼狽へ敗北し、鐵門のうちへ逃げ込みける。これより七日七夜が間合戰ありといへども、つひに地獄勝利を得ず、閻魔大王冠を脫いで降參しければ、阿防羅刹の惡鬼をはじめ、地獄中の罪人どもをこしらへすかし、心を改めさせて新生の佛になされ、閻魔王を始めとして、冥官冥衆の姿を其の儘に、曼陀羅の聖衆に引きのはせて、等流法身と地獄に佛國をうつして、唯心の淨土となし給ひければ、劒の峯と見えしもたちまち妙覺の山となり、鐵の湯と思ひしはやがて功德の水となりぬ。佛鬼一如の道理以此悟るべし。衆生の心々にて、地獄とも極樂ともなるぞかし。されば正法念經に、閻魔獄卒は實有の情にあらず。衆生妄業の力を以てこれを見ると說き給へり。又法相に、於繩起蛇覺といふ事あり。繩を蛇と思へばおそろしく思へども、繩と見定むればおそろしき事なし。地獄をおそろしと思ふは、迷ひの前の事なり。菩提なりけりと悟りぬれば苦しからず。いとし可愛いの愛慾をうすんじ、をしい欲しいの貪慾をすてて正路を步み、おのれ／＼が心に佛菩薩の名將勇士を蓄へて、おそろしき地獄城を攻め破り、心の鬼を退治して、唯心の淨土となす時は、たちまち活きた佛となり、此の世から安樂なり」と宣ひて、掛子共を尻目にかけて又宣はく、「いかつがましく片肌ぬいだる有樣は、修羅の諠嘩

に覺なさい。旅に結ぶ鉢卷は、邪見の角を見のあざいし。[illegible]唯心の淨土に常住なしゝと宣へば、皆なれと法莚に目と目を見合せて、ぬいだる頭を入れるもあれば、むすんだ鉢卷をそつと取りて隠すもあれば、皆がにかはので行儀よく一同にいひ合るは[illegible]申し、左様、我々は夢中な者を[illegible]近いよいお談義、どうぞ其の後を今少し、お聞かせなされて下されませと、願へば一休宣ひける[illegible]心が[illegible]、[illegible]はきこえかけた此の[illegible]、これ[illegible]しく[illegible]とりた事を説き申さう。且つ息つぎ[illegible]と宣ひつゝ、陶器の酒を飲み給ひて、又茶碗の利をなれんく と[illegible]給ひ[illegible]無常に[illegible]、無常に二種あり。[illegible]は念々[illegible]の無常、[illegible]離散の無常、ここには畢竟如是の無常なれども、事ひうかしく説きたれど、つまる所は月に村雲花に風、いく死なうやら知れぬ事なり。そこで此の無常といふやつが嫌な奴で、とりわけおそろしいはほれ、鬼とも[illegible]ふといふやうな、力自慢の若衆でも、この無常といふ奴が案内なしに這入ると、今まで情けで[illegible]した[illegible]しい眼をふさぎ、[illegible]にけてかえた[illegible]息を急かひきとりて、どうやらく この催促に、赤かた顔も青くなり、口もきいうて虚空を掴み[illegible]たた地水火風の損料を急にはたられ、[illegible]骨の上にかぶつた[illegible]の皮を、かの無常殿に引剝かれ、[illegible]て儲けためた錢金も、いと惜しと思ふ妻や子に、のこらず此の世に殘しおき、おれは己が[illegible]

た地獄をさして只獨り、迷ひ行くこそ悲しけれ。なんと人の命といふ物ははかないものでは御座らぬか。罪障消滅なんまみ、往生極樂なんまみ。」と宣へば、掛乞共は我を忘れて一同に、「なんまみ／＼」と唱へけり。一休又のたまはく、「あはれなるかな女房は、看病疲れに痩せ細り、乳呑子を肌につけ、總領の子を側におき、空しき骸に取附きて、末期の水に涙をそへ、總領の子にむかひ、『これ太郎よ、これが此の世の暇乞ぢや。爺樣の顔よく見覺えて、おほきうなつても忘れるな。今頃斯樣に成らしやらうと知つたなら、意見いうても爪に火は點させまいに、犢鼻褌にさへ繼をあてて、一生をあがき死に、悲しい事や痛はしやのと、冷い額をおし撫でて、歎けど效は新佛、枕念佛を鄰にて、只、やかましと言ふばかり、一度此の世を去つたもの、再び歸つた例なし」といと哀れげに宣へば、掛乞どもは一同に、ほろり／＼と涙をこぼし、「あゝ氣のよわる御說法、聞くさへ身の毛がよだちますが、こはい物見たしぢや。もちつと其のさき頼みます。」といへば一休うなづき給ひ、なほも哀れな御聲にて、「扨歎いても悲しみてもかへらねば、葬所に送る支度をなし、棺桶などゝのへて、金が欲しいの慾垢に、けがれた着物をぬがせつゝ、經帷子を着せ更へて棺に納め、綿薄なかけ無垢を打覆ひ、高盛の枕飯、線香や抹香の、匂ひもいとゞ哀れにて、おゝ痛はしや總領の、七つ許りの男の子、五つの祝ひ袴着に、着たる野馬の染小袖、肩狹い上下の、小さな形に大編笠、餘所の見る目も涙なり。罪障消滅なんまみ、

往事縷々なくたゞ上へ、すゝめ給へば臼八が、是へおいつと涙を押しいだし、[illegible]にまだ[illegible]
持へ、[illegible]身に[illegible]されて悲しいつぞ上、其の時の玉簪に、蔡市の橋の[illegible]、晴に一[illegible]
て商賣はつらし打絶なし、御懇ろく思ひ入れ給ひ、一杯の浮遊、五金花の榮、風流の身を[illegible]
陸に進ますめんと、[illegible]くある[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]に[illegible]
[illegible]、其の日の[illegible]、[illegible]、[illegible]の主に掃けこ、[illegible]
たく、[illegible]の[illegible]に、[illegible]
[illegible]の一[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]、[illegible]
[illegible]
とあるこ[illegible]、[illegible]、心に[illegible]
[illegible]、[illegible]
[illegible]
[illegible]、[illegible]
はくして、また[illegible]の[illegible]、いつもの中にた、一人、三日[illegible]

る丶人がある。是れは常業是非もなし」と頭を撫でつ丶宣へば、掛乞どもは青くなり「申し一休樣、それはマァ此の中で、誰が無常に連れられます。言うて聞かせて下されませ」とふるへ聲にていひければ、一休頭を振り給ひ「イヤ〳〵それを言うては片時も堪へられる物ではない。松飾るやら餅つくやら、めでたい春を迎ようと、知らずに居るでもつた物ぢや。言はぬ〳〵」と宣へば、掛乞どもはぐにやりとなり、互に顏を見合はせて「これ酒屋の糟内、和主は大分色が惡い。おほかた和主であらうぞや」と、いへば糟内腹をたち「此の古手屋のたはけめが、いまはしい事ぬかし居る さいふ汝が影の薄いに氣がつかぬか。短命さうなは汝ぢや」と諍ひを仕出しければ、一休「暫し」と止め給ひ「さ許り死ぬが嫌ならば、命をのぶる修法もあれど、日來の貪慾を取り捨てゝ、正路に赴く心なければ、たとひ我が道術を行ふとも、驗なし」と宣へば、皆口々に「これ一休樣誰にもせよ、どうぞ御慈悲に命をのべて下されませ。畢竟慾をかわきますも、女房子供が可愛さ故、其の可愛い妻子に別れ、溜めた錢金も、其の儘此の世に殘しおき、急死を致すと知るならば、なんの〳〵誓文で、無益な慾をかわきましよ。お慈悲〳〵」といひければ、一休翁も頭をふり「否々今は死にとむなさに、誓文などと言はるゝが、此の座を立てば又かわく。命の安堵ならぬ〳〵」と宣へば、酒屋の糟内目をすり赤めて進み出で「これ一休樣、外の者はいざ知らず、拙者は慾を捨てたる證據御目にかけんと懷中より、

かさゝ帳を取出し、矢並の帳に墨をつけ、これよく御覧なさるべし。御前にたまる酒の代、九貫六百六十四文、思ひきつて先づこの帳く、こゝで帳を消しましよ。王、いかにも、棒を引かれば、我れら[illegible]内を押通りて、こちらなれ共、古手屋も酒屋殿を仕舞ひへ、さかへこれ見よがしと呼ばはつて、我々も棒を取出し、同じく帳をを引いたりける。其の外の人々には、米屋の四八、肴屋の柴六、塩屋の分正次、味噌屋の庄右衛門、酢屋の四平右衛門、炭屋の竹兵衛、紺屋の太郎助、[illegible]、油屋の四郎右衛門、十二三人持参して、我おくれじと帳を出し、思ひ思ひに筆をとり、棒を文字に引き消し、かつはと伏して囲りしが、皆に目出度く消し候なり。一休莞爾と笑ませ給ひ、「善哉々々善男子、悪にも強てはたらされず、首にも強て消させれたり。是等が人々の首を出して、悦びつゝ、それより、自今ともて頭を傾け、小声に何やら唱へ給ひ、それぞれ是れで何れもの借銭、[illegible]。其の方共に幾年でも、勝手次第に活きをつけしやれ」と宣へば、歓喜踊躍の掛乞共、露生のたる心地して、やれやれ嬉しや有難や。ヨレ吾助殿、一休様が御酒をあがれと仰しやるぞ、代には及ばぬ遠慮なしに、何時でもとりに御座りませ、と酒屋がいへば古手屋も、一休様が御寒くば、[illegible]、如何様なしに貸しましよ、と掛は取らいで掛取ども、機嫌とりてぞ帰りける。あと見送りて一休は、長持より袈裟を、吾助と目話を交ひける。かかる折しも、最前より、宵の一休を出て、[illegible]、

汝が談義を與にて聞き、いと殊勝に覺えし。」と宣へば、箔藏主頭をさげ、「御呵りをも顧みず、彼等師の房をも愚僧をも見知らざるを幸ひに、一休といふ御名を僞り、此の箔藏主が狂言にて、多疑強慾の野狐共を追ひ遣りて候。」といへば、一休宣はく、「汝が談義戯れに似て佛智に叶へり。愚痴無智の輩か心の地獄を滅却させ、無常迅速の理を示して貪慾非望を戒むるには、適れの談義なり。我檀越の布施を得てこゝにありといへども、彼等が貪慾を戒むるにはよき時節と思ひ、態とこれを與へざりき。彼等無常を悟り角を折りて歸りしは、實に汝が大功なり。明日は元日なれば、彼等に借りたる價は勿論、志とて與へ行きたる金錢も、此の布施物を以て殘らず償ひ返すべし。」と宣ひて悟助に一袋の金を渡し給ひ、又宣はく、「往古は大晦日にも靈祭をせし事にて、報恩經には、亡者娑婆に往來する事六度あり。七月は素より、十二月晦日午の時來り正月朔日卯の時歸るとあり。和泉式部の歌に、

　なき人の來る夜と聞けど君もなし我が住む宿や玉なしの里

などもいへり。ゆづり葉を師走の三十日、なき人の食物に敷くといふことを、枕草紙にも書き出し、兼好の時代には、早せぬ事になりしにや、大晦日の樣をかきたる條に、なき人の來る夜とて魂祭る業は此の頃の都にはなきを、東の方には猶する事とてありけるこそ哀れなりしと、徒然草に記したり。後の世ほど事繁くなりて、人は亡者を祭らねども、亡者は娑婆に詣で來て、路頭に迷ふが不便なれば、

我が此の晩まで續を讀みて[illegible]遺はすべし。[illegible]休らひ[illegible]、[illegible]
ひ、[illegible]を遣はしながら村々を歩行き給ひけるが、果して途中に逢ふあまたの百姓と、一[illegible]
や[illegible]にと[illegible]浮かべつゝ[illegible]と念ひけるとぞ、世の人こぞりて、[illegible]
り。

稻妻表紙後編 本朝醉菩提 卷之八下

注若半元趣向者 髑髏化城喩品第十六

夫れはさておき亦六は、貧しき上に久しく活計をやめて、小山三が頭痛のわづらひに心を盡し、わづかに貯へし衣服雜器を賣代なして、醫師の謝物加持祈禱彼是の雜費にあて、いとゞ貧苦にせまりけり。亦六於三輪に向ひして曰く、「今日はすでに大晦日なれど春をむかふる用意もならず。あさましき事にあらずや。」と嘆息すれば、於三輪これを聞きていひけるは、「さばかり愁へ候な。いかほど貧しく暮しても、幼き者の健やかに生ひ立つは、此の上もなき喜びなり。小山三さまも日あらず御快氣あるべし。餘り氣をやみ給ふな。」と力をつくる膝元に、乳を吞みさして杉太郎が、「雛來よ〳〵。」と呼びければ、家のかたへの竹林より、やがて彼の雛とび出でて餌を啄み、杉太郎に抱かれて、鳩の車のそれならで、翫物となりて居たり。かくて此の日も暮れければ、雛もねぐらに歸りつゝ、於三輪は行燈とり出して火をともし、小山三樣にも藥をあげ、今とろ〳〵と御休みなれば、此の間に忙はしきの亂髮、ついとりあげて、と櫛に、けづる命の痩世帶、辛苦に老ける面影は、むかふ鏡に知られたり。時に亦

六いふけんは、[illegible]の[illegible]といひて、[illegible]ければ、[illegible]
け、[illegible]は[illegible]、[illegible]の[illegible]を[illegible]は、[illegible]
に[illegible]と[illegible]の[illegible]に、[illegible]
なり。[illegible]を[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]
[illegible]の[illegible]に[illegible]して[illegible]、[illegible]
とにけり。かくて[illegible]に[illegible]けれど、[illegible]
やといへど、[illegible]を[illegible]、[illegible]といひければ、[illegible]
を[illegible]、[illegible]といひければ、[illegible]
[illegible]に[illegible]、[illegible]
首級の[illegible]に[illegible]、[illegible]少しの[illegible]とふる[illegible]、[illegible]
と[illegible]ければ、あなやと[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]
血潮をと、[illegible]けり。[illegible]、[illegible]と[illegible]、[illegible]と
あれて[illegible]からぬ」と、[illegible]心も[illegible]て、首級[illegible]の[illegible]、[illegible]
寝ごして、[illegible]。首にとりかゝる。又六は血を[illegible]少しの[illegible]、[illegible]

太郎を寢さすべし。いつもの寢る頃やゝ過ぎたれば、さぞ眠からん。疾く／＼ゆけ」といひければ、是非なく太郎を抱上げしが、さしうつむきし夫の顏燈火に盥の水鏡、うつるを見れば思ひありげな顏なれば、心がゝりと思ひつゝ、心殘して奥へ行く。亦六は手をこまぬき、しばし思案の體なりしに良ありてあたりを見まはし、獨言にいひけるは、「あな恐ろしき天罰や。我前の年禁野にて、木枯竹齋を雉と見違へあやまりて、鐵砲にて打ちし時、直に名告り出でんとおもひしが、親人の歸國までと事をのばし、竹齋の死骸にむかひ、後日妻子をたづねて打たれんと、天地に誓ひし言にそむき、於三輪が切なる志にほだされて、敵同志と知りながら夫婦となり、二人が中に子までをまうけ、いよ／＼恩愛にひかされて、かの誓言を忘却し、三年が間つれそへども、口にだも出さざる事、我義を失ふのみならず、於三輪にまで孝道を失はせつる後悔さよ。人を殺して生きながらふるのみならず、天地をいつはる我があやまり、冥罰あるは理なり。時もあらんに髭を剃る時にのぞみて、於三輪がきらふ地震ひ、かれが手をもつて我が吭に切りつけたること、我あやまりて竹齋を打ち、お三輪あやまりて我に疵つく、これ皆天罰我があやまりを責め給ひ、早く名告りて打たれよと示し給ふに疑ひなし。さりながら今更敵と名告るとも、子までなしたる中なれば、恩愛にひかされて、打ち得ざるは必定なり。委細の事を書き記し、小山三君の御身のうへを頼みおく事までも、書き添へて殘し置き、自殺して死ぬ

るにしかじ。」と覺悟を極め、消えかゝりたる行燈の、火を掻立てゝ傍の、硯箱を取りいだし、墨磨りならす音さへも、彼方此方をしのぶにぞ、夫婦の緣も薄墨に、筆を持つ手もわなゝきて、帳の白紙に書き殘す、文字も心も亂れ書き、涙に滲むばかりにて、夜風に颯と吹き鳴らす、門にたてたる松竹も、つひの別れと身にしみて、前世の約束も、愛別離苦の悲しさに、離れがたく思ひ亂れ。やがて書置を書き終り、小山三が臥したる一間をうかゞへば熟睡の樣子なり。奧の方に一音なければ、折よしと思ひつゝ、菊増の父が助が位牌にむかひ、「親人御聞きくだされかし。金剛山にて害したる敵をたづねて仇を報い、修羅をやすめまゐらせんと、日來思ひし宿志を遂げず、今かゝる義にせまり、相果つる不孝の至り、ひとへに許し給はれかし。」と言ひをはり、又小山三が臥したる方に打向ひ、「師匠人の御先途をも見屆け申さず、身まかる事の不忠さへ、許させ給へ。」と、彼方にむかひて此方にむかひ、奧の方をもかへりみて、忠孝と恩愛に心殘すは理なり。かくて鑓口片見の守刀を取出し、南無阿彌陀佛と唱ふる聲も、四邊はゞかる口の裏、刀をすらりと拔き放して、手拭の布に卷き添へ、腹かきいだして已に突き立てんとしたる折しも、杉太郎が寢かねて泣けば、添乳の母は背を叩き、「かしこい者ぢや。默つて寢や。一夜明くればお正月、恵方參りに鎭守樣、平岡の明神樣へ必ず連れて行かしやらう。歸りには破魔弓、毬打、振鼓、よい物買うてもらへかし。ねゝが子守はどこへ行た。あ

の山越えて里へかへ。」と、すかして寐さす子守唄、太郎は猶も泣きやまず、もてあましたる樣子なり。亦六はこれを聞き、あゝあれが妻子の聲の聞きをさめ、後で敵と知るゝとも、三年が間連れ添ひて、最愛せし者なれば、さぞや歎かん可愛さよ。今を限りの我が命、恵方參りにひきかへて、冥途へ年をとりに行く、今生の名殘とも、知らざる事の不便やと、妻を思ひ子を憐み、あつき涙を落しつゝ、悲歎に時をうつしけるが、あゝ我ながらおくれたり、未練至極と思ひきり、又刃をとりなほして、突き立てんとしたる所に、いと嗄れたる聲音にて「亦六々々」と呼び掛けたり。亦六は又手を止め、今呼びかけしは聞き馴れざる聲樣なり。何者にやと四邊を見廻し考ふれど、夜はしん／＼と更けわたり、空吹く風の音のみして、人音もなかりければ、こは我が心のおくれにこそ、僻耳ならめと思ひつゝ、再び刃をとりあげて「南無阿彌陀佛」の聲もろとも、腹かき切らんとしたりけるに、又聲ありて「亦六待て亦六暫し」と止めたり。亦六は急がはしく、聲せし方をかへり見けるに、彼の首を祭りたる所の小屛風の裏より、青き色の陰火閃々と燃え上りければ、大いに驚き立上りて屛風を引開け、消え殘りたる燈明の光に見れば、あな怪しや、香花を手向けて祭りおきたる彼の生首、眼を見開き口をうごかし活けるが如き有樣なれば、さしもの強氣の亦六も、思はずぞつと身の毛立ち後の方へ飛びすさり、唯あきれたるばかりなり。時に彼の首又聲を發していひけるは「許り給ふは理なり。御身の自殺を

止むるいはれ、我が身の懺悔を一通り聞いてたべ。某はこれ醫師竹齋が一子にて、幼名を竹丸といひし者、幼きより志悪しく、十五歳の時父の勘當をうけて所々方々をさまよひあるき、或は博奕者にしたがひ、或は修驗の弟子となり、世渡る種をもとめんとしけれども、志来の不身持の故、更に一つも事を遂げず。一年浪花に寓居して俠客の首長となり、提婆仁三郎と名告りしが、ある故ありて其の地を出奔し、つひに山賊となりけるが、今年三月いつはりの姿となりて旅人を殺し、箕面山にて御身の父亦助殿を害せしは我なり。今御身の懺悔を聞きつるに、栗野にて雌と見違へ我が父竹齋を打たれし由、あひ敵とはいひながら、御身はもと過ちにてせられしこと、某は罪をかさぬる上に来たりしつる悪事なれば、其の罪は惡陽の通ひあり。ねがはくは自殺をとどまり、妹居と連れ添ひて、亡き人々の跡を弔ひくださるれよ。我一旦金剛山を逃げ去るといへども、天網遁るべきやうもなく、高間原田のほとりにて自身首をかき切りて亡せしが、人もおほきに御身の手にかけたり、此の家に来りて亦助殿の位牌に向ふ面目なさよ。我若し生きて此の家に来るならば、仇敵とて打たるべき、御身の手に祭られて、廻向をうくる苦しさは、地獄の呵責にまさるなり。小山三殿の所縁の假には、本懐をて本懐あらしむべし。自殺の事は強ちに止むるなり。御身の義氣を見るにつけ、我が生前の不義不道を、後悔すれどもかへらぬ事、死してやう／＼爰にいたれど、永劫悪趣の苦しみを、遁るゝ事は能は

まじ。我が此の物語を世の人にも傳へ給ひて、勸懲の一助ともなし給はれかし。」と言ひて、雨眼より涙をはら／＼と落しけるが、再び又いひけるは「今日は閻王の許しをうけて、亡者の娑婆に來る日なれば、我も魂魄頭に歸して委細を語り、御身の自殺を止むるなり。諄々も止まり給へ。」と言ひ畢りて目を瞑ぎぬ。亦六はこれを聞きて驚嘆し、扨は父を害せしは彼の者にて、彼又竹齋が子なりしか。さあれば則ち合敵、誠に是れ悪因緣の集會なり。たとへ彼は止むるとも、我一旦天地に誓ひし言を爭でか背くべきと思ひつゝ、又刀を取上げしに、「やれ待ち給へしばし／＼。」と聲かけて、於三輪杉太郎を抱きていそがはしく走り出で、亦六が持ちたる刀をもぎ取りて、我が吭に突き立てんとしたりければ、亦六はあわて惑ひて手を捉へ、「こは何故の生害ぞや。」といひければ、於三輪曰く、「始終の事を奥にて殘らず聞き侍りぬ。御身妾が父を討ち給ひしは原あやまちにてなされし事、殊に禁野は殺生禁斷の地にて人の入る事あたはざる所と聞く。父彼の所に入りつるは其の身も又過りなきにあらず。殊更妾が危き命をすくひ給はりてこれまでの御厚恩、いかでか敵と思ふべき。あれなるは妾が兄鷲丸の育にて舅殿の敵なるよし、さあれば妾は御身の爲に現在敵の妹なれば、いかでか連れ添ひ居らるべき。又夫を助け父の仇を報いざる不孝者と世の譏りも測られねば、孝も貞も失はず、仇と恩とを潔白に、量り分けたる此の自害、舅殿にも我が父にも冥途にて御目にかゝり、くはしき事を語るべし。御身は

跡に存して、何卒此の杉太郎を養育し、成長の後は[illegible]となし[illegible]と名告らせて、父の跡を立て[illegible]たへ、いひおく事はこれのみなり。あゝ 志の悪しき盗とはいひながら、兄上のあの頭、後生の身の果ても、とさいひつゝもむせ返り、片手に胸片手には杉太郎が手をとりし、その時に[illegible]には、太郎はわつと泣き出し、母様乳汁が呑みたいとて、[illegible]に縋るも、[illegible]ぎれり又切腹と見えければ、[illegible]は其の手にとりつき、御身は[illegible]死なんとは[illegible]いこゝ放せ。」と、夫婦互に死を爭ひ、刀の柄を捻ぢ合ふに、太郎は間に[illegible]て、[illegible]言事おもしろい。」と、頑是なきこそ哀れなれ。然るに[illegible]老女、斧を携へ最前よりの、[illegible]裏にかくれ居て、始終の事を聞取りしか、此の時にせはしく内に入り、夫婦か[illegible]れ、手早くおのれが吭に突き立てければ、鮮血さつとほとばしり、[illegible]夫婦は驚き、「これは村[illegible]の老女ならずや、こは狂氣ばししつるか。」と、いひつゝ介抱なしければ、老女いはく、「いや狂氣にあらず、本心の此の自害。最前より彼處にて始終の事を殘らず聞き、今といふ今因果應報の理を悟りて、年來の悪心を翻へし、善にいたりし物語、委しく語り申すべし。」とて、苦しげにしばらく息をつき居たり、かゝる折しも一休和尚、静かに經を讀み給ひつゝ、[illegible]の方より靜かに歩み來たまひしが、其の後に諸々の亡者どもつきそひて、うかへて給へ／＼と言ひつゝ、御衣

の袖や袂に取り附きければ、暫く途中にたゝずみ給ひ、何にかあらん偈の言を授け給へば、亡者どもは、「あな有り難や」といひて、殘らず搔消して失せにけり。かくて亦六が門首に立ち給ひ、内の樣子をうかゞひ給ふ。さて老女は猶苦しげにいひけるは、「我は原都五條坂に住みし百魔といへる白拍子にてありけるが、大和國佐々木の家臣、不破道犬といふ人にあがなひ出されて妾となり、懷胎のうちに故ありて暇をうけ、程なく木枯竹齋の方へ緣づきて、產み落せしは男の子、これ道犬が胤なれども、竹齋が子となして育てけるが、我元來志惡しく夫にうとまれし故、とても長く連れ添ふ事あたふまじと思ひ、かの男子三歲の時其の子を殘しおき、我が身獨り出奔し、其の後胸毛の黑平といふ者に再緣して名を岩芝といひ、大和國三上が嶽の邊に住みしが、ゆゑありて彼の地を逃げ去り、越後越中の堺安計呂山にかくれ住み、異名を百魔山姥と呼ばれ、人商人を業となし、非道の金を貯へしが、有漏路太郎同じき五郎といふ兄弟の者に、其の金を殘らず奪ひ取られ、やう／＼身一つを逃れ去りて、其の後當國に來り此の村末に住み侘びぬ。後々聞けば、かの三歲の時竹齋方に殘し置きたる男子、勘當うけて行方知れずなりける由、其の男子の幼名は鷲丸、成長して提婆仁三郎といひしことは、今夜はじめて聞きしなり。三歲の時別れし故、我が子とは露知らず、親の手づから子の首を、在索子の錢にかへ、賣り與へたるあさましさ。これ年來の惡報と、はじめて悟る物語。又これなる於三輪殿は後

妻の腹に出生の女子なれば、ゆきあひの兄弟といふものにて、提婆とは胤も腹もかはりて、数につながる縁ならねば、自害を止まり行末ながう連れ添はれよ、懺悔の為に我がつくりし罪科を、残らず語りて聞かすべし。我人に雇はれ賃仕事はしつれども、日々の費えに足らざる故、夜な／＼半田明神の神燈の油をぬすみ、寝酒にかへて栄耀飲み、今思へば畏しとも恐ろしともいふべき詞はなきぞかし。又今宵かく深夜に来り、此の竹林に隠れ居しも、此の家にかくまひ置く丫角の若人は、不破伴左衛門に恨みある、名古屋山三郎が一子小山三なりと聞きし故、忍び入りて寝首かかんと、蜷川大館の館へ持参して、褒美の金を賜はるべしと思ひ、これ此の通り斧をたづさへ来つるなり。然るに内の様子をうかゞひ始終の事を聞き、提婆仁三郎自殺して善に帰し、みづから後悔の物語に、はじめて我が子といふ事を知り、六十年来しこみたる悪念を、唯一時にひるがへして、善にかへりたる此の自害、懺悔に罪を滅すといへど、天罰神罰仏罰を、深くうけたる我が身なれば、無間地獄に落ちて無量劫苦、呵責の苦しみを免るゝ事能ふべからず。いざ／＼亦六殿此の斧にて、我が子に代る老いが身を、段々に斬りくだきて、父の仇を報いたまへ。早く／＼」といひつゝ、斧を取りて投げ出し、合掌して口に念佛をとなへけり。亦六夫婦これを聞き、扨は／＼と呆れつゝ、手負をいたはり居たりけるに、小山三病牀を立出でて夫婦に向ひ、「始終を委しくあれにて聞きぬ。不思議なるは我が頭痛、今にはかに

平癒して常の如し」といひければ、亦六曰く、「扨は左樣に候か。提婆が詞果して違はず候」とて、夫婦ともに愁への中の喜びなり。前程より門首に佇み給ひし一休和尚、此の時突然裏に入りて上座に通り給ひ、「我は是れ近頃當國に飛錫の沙門一休なり」と宣へば、亦六夫婦小山三も頭をさげ、「こはおもひよらざる御入來」と敬へば、手負の老女はこれを聞き、「扨は承り及びたる一休禪師にて候か。よき折におはしつる有り難さよ。妾は罪深き者にて候。願はくば來世の苦患を御救ひ下されかし」と言ひければ、一休宣はく、「我汝等が輪迴の一轉を先知して濟度の爲に來つるなり。汝若かりし時は白魔とて隱れなき白拍子にてありける由、汝が覺えし曲舞を此の世の名殘に舞うて見せよ。我ワキ僧の意にて助聲して遣はすべし。なにはの事か法ならぬ、疾く〳〵」と宣へば、此の上は兎角辭しなばおそろしや。來世のためや惡しかりなんと、手許にありあふ扇を取りて立上り、傴僂く足を踏みしめて、立舞ふ振もよわ〳〵と、髪にはおどろの雪を戴き、眼は涙の雨雲に、星をかくせる風情にて、顏は血しほに赭丹塗の、流れて襟につた葛、襤褸の腰の破れたるは、木の葉衣に異ならず。折しも里の夜神樂に、禰宜の鼓や吹く笛の、時の調子も更けわたる、聲を安計呂の山姥が、息の下なるうたひ聲、遠近のたつきも知らぬ山中に、おぼつかなくも呼子鳥の、聲すごき折々に、伐木丁々として、山更に幽なり。法性峯そびえては、上求菩提をあらはし、無明谷深きよそほひは、下化衆生を表し

て、金輪際に及べり。

とうたひつゝ舞ひければ、一休助聲し給ひて、

抑山姥は、生所も知らず宿もなし、唯雲水を便りにて、至らぬ山の奥もなし。

老女又うたふ。

然ればば人間にあらずとて、隔つる雲の身をかへ、かりに自性を變化して、一念化生の鬼女となつて、目前に來れども、

一休又助聲し給ふ。

邪正一如と見る時は、色即是空其の儘に、佛法あれば世法あり、煩惱あれば菩提あり、佛あれば衆生あり、衆生あれば山姥もあり、柳はみどり花は紅のいろ〳〵、

老女又うたふ。

よしあし曳の山姥が、山廻りするぞ苦しき、足曳の山廻り、一樹の陰一河の流れ、皆是れ他生の緣ぞかし、ましてや我が名を夕月の、浮世をめぐる一節も、狂言綺語の道すぐに、

一休又助聲、

讃佛乘の因ぞかし。

老女又うたふ。

　あら御名殘惜しや。いとま申して歸る山の、

とうたひさして合破と倒れ、やがて息絶えけるが、胸もとより一塊の心火飛びいで、神棚のほとりを飛びめぐると見えしが、神にそなへし十二の燈盞に一度にはつと火うつりて、家内輝きわたりけり。思ふに是れ平岡明神の油を盜みし罪科を、死してあがなふ心ならん。魂魄は成佛するといへども、後人を戒むる爲にや、業火は此の世に留まりて、後の世までも河内國の姥が火と、其の名は高く聞えけり。亦六夫婦小山三も、老女が自害を憐みて、一休に向ひ口を等しうして曰く、「乞ひねがはくは、此の老女彼の提婆母子兩人に、引導の語を御授け遣はされ下されかし。」と願ひければ、一休うなづき給ひ、「そは安き事なれども、我寒夜に道を歩み身上冷えて堪へ難ければ、布施物にかへて一杯の酒を與へよ。我一分の酒氣有れば、十分の禪機あることゝ宣へば、亦六曰く、「小人貧しく侍れども、商物に候へば酒の貯へは乏しからず候。疾く／＼進め申せ。」といひて於三輪に命ずれば、於三輪は立ちて一陶器の酒を持ち來り、「此の酒煖めて參らせたく思ひ侍れど、年木の用意さへなければ。」と、いと恥かしげにいふに、一休四邊を見廻し給ひ、「かしこによき薪あり。」と宣ひつゝ、釣佛壇に安じたる木佛をとり給ひ、老女が携へ來りし斧を以て、木佛を二つにさつと打破りて、圍爐裏に投げ入れたまひ

けれバ、亦六夫婦小山三等は呆れきれてご居たりける。時に一休微笑して宣はく、「汝等我がふるまひを訝るは宜なり。昔丹霞といふ和尚大悟し、寒天に惠林寺の木佛を燒きたる事あり。我今百萬山頭、提婆仁三郎といふ一體の眞の佛をつくらんと思へば、いかでか假の木佛を惜しまんや。薪も下駄も同じ木の端にあらずや。疾く／＼燗せよ。」といそがし給へば、やむ事を得ず於三輪自在竹に陶器を括りつけ、彼の木佛を薪となしたりけるに、一休は木佛の燃ゆるを見給ひ、掌を打ちていと笑ひ給ひけり。時に彼の雉竹林の裏より飛びいで來りて、一休の御衣の袖にまつはり、今日ぞといはぬ許りに涙を流しければ、一休手をのべて雉の脊をかきなで給ひ、「汝も一體の佛なりや。今成佛をとげよ。」と宣ひて、また於三輪にむかひて宣はく、「此の雉は乃ち是れ汝が父竹齋が再生なり。汝が前言ひたるは其の證ぞかし。亦六が為に雉と見違へられて、非業に死せし因果によりて雉に生まれ、孫杉太郎が小蛇の難を救ひ、此の家のめぐりを離れず、汝等母子に馴れ親しむ事、子や孫を可愛いと思ふ深き迷ひの故なるわ。」と宣へば、「於三輪は悲しさ限りなく、此の世に在して初孫の生ひ立つ顏を見給はで、さこそ喜び給ふべきに、思へば／＼痛はしや。」と、いひつゝ雉を抱きしめて、前後不覺に泣き倒れければ、亦六は膽を裂かるゝ思ひにて、共に落涙したりけり。一休また宣はく、「沙石集といふ書にもかゝる例あり。皆是れ前世の宿因なれば、如何ともすべからず。」と宣ふ中に酒の燗いできければ、大盃に受けて

數杯を傾け給ひ、舌打しつゝ、「あな快し〳〵。」と宣ひて、十分の酒氣をおび給ひ、亦六が髭を剃りたる剃刀のありたるを取上げて、老女の死骸にむかひ給ひ、「我汝を弟子となす證に剃度の剃刀を與ふべし。」と、白髪の髻を根よりふつと斬り給ひ、扇のはしに結ひ附けて、假の拂子となし給ひ、これを持ちて踉々蹌々として、提婆の首にたち向ひて默し給へば、三人の者等は、引導の語は如何なる事をか授け給ふと、耳をそばだてて聞き居たるに、しばしして彼の拂子を打振り給ひ、

極樂をいづくのほどと思ひしに杉葉立てたる亦六が門

と高らかに宣ひ「喝。」と一聲叫び給ひ、拂子を以て彼の首を打ち給へば、不思議なるかな首の皮肉、朝霜の消ゆるごとくに解け流れて、忽ち一つの髑髏となり、彼の雉は身より光明をはなち、虚空をさして飛去りぬ。かかる折りしも鷄は東天光と數鳴きて、烏は空を鳴き渡る、聲に明くれば元日の、東にのぼる初日の出、十方世界にかゞやきて、彌陀三尊の來迎を、目前に見る心地すれば、提婆が惡も觀音の、慈悲に解脱やなしぬらん。一休重ねて宣はく「我は此の髑髏を以て世の人に無常迅速の理を示し、彼等母子が罪障消滅の便とすべし。老女が亡骸はよきに葬り得させよ。」と宣ひつゝ、かの髑髏を杖の頭にかけ給ひ、「これ見よや人々、一夜あくれば元旦とて、又晦日の來べき心もなく、玉椿の八千代を祝ひて日出たしとことぶけども、朝顏の日陰待つ間も定めなき身とは思はず、萬の事を

忌みけれ、獅子の角に[illegible]、[illegible]

さよ。此の如く日出でて穴のみ残りしをこそ日出にしとは伝ふなれ。

門松は冥途の旅の一里塚めでたくいはふ人のあるべき

御用心々々々。」と宣ひつゝ、翻々として[illegible]六が実を[illegible]に[illegible]れ行とは見えねど、[illegible]て珍らしき心地し、[illegible]して、花[illegible]に[illegible]たる人の安[illegible]、「南無[illegible]」と唱ひ、「[illegible]をめさずや。」といひて[illegible]、[illegible]馬追が[illegible]と唱へば、「千秋萬歳徳若」と打[illegible]し、[illegible]、[illegible]の中を、[illegible]は彼の髑髏を携へて[illegible]、「御用心々々」と宣ひつゝ、[illegible]これを[illegible]にして門さしこめて居けるより、[illegible]門戸を鎖すといひ[illegible]の前に落ちて死しければ、一休これを取り給ひ、提婆か[illegible]とともに埋めて一つの塚となし、[illegible]門といへる歌の意を以つて、三株の杉を植ゑて塚印となし給ふ。[illegible]の中、[illegible]と[illegible]にある、三本杉[illegible]塚といふは是れにや。[illegible]六は老女の[illegible]な由、河内の[illegible]に葬る。後に此の所を[illegible]といふ。又後の[illegible]が[illegible]野外に埋めて[illegible]を建つ。これ一つには[illegible]が菩提のため、一つには彼の髑髏の[illegible]のためなるべし。[illegible]村の[illegible]といふは是れにや。

原此の稗史はつくり物語なれば虚言のみ多し。一休和尚の道德神妙の眞面目を知らんとならば、實記に載する所を探り見るべし。實に是れあふぎ尊むべき活師なり。

此の後小山三亦六を具して旅立ち、折琴姫ならびに不破番作が行方をたづぬる事、僕同助折琴姫を守護して古鄕にかへる。姫男子を産む。北岩倉の宗玄、芝船の名香をしるしとして折琴姫に再會し、姫をなやます事、附けたり朱雀の宗玄火のいはれ、前司太郎筑紫に赴き、呼子の浦の漁師荷太夫が聟となりて、光作と名をあらため、荷太夫が娘澪標を妻にする事、雉川國貫折琴姫をとらへんとす、同助姫を守りて筑紫に落ち行き、姫を前司太郎にあづけおく事、澪標嫉妬の事、附けたり筑紫の不知火のいはれ、小山三出雲の於國を妻にすること、亦六が一子杉太郎成長して新竹齋と名告り、奇妙の醫療をなし、狂歌に堪能の事、附けたり白眼之助といふ奴僕の事、小山三番作を打ちて母の仇を報ゆる事、小山三、前司太郎、同助、亦六等、於國とはかり歌舞妓踊に託して國貫の館に入りこみ、國貫を打ちとり、幼君を代にたて、佐々木の家を再興する事、附けたり於國歌舞妓の由來蜘手の方以下の惡靈等、一休和尚の濟度によりて成佛することのたぐひ、六卷につゞりて繼編とし、他日發兌すべきなり。

○毎回假二用法華之品目一以爲二標名一

○通計十六品以二同譯漢之音號一爲レ義

○跋羅闍國　住二在西瞿耶尼州一

○遮末遮伐羅　住二在北方遮末羅國一

○諾迦跋釐陀　住二在東勝身洲一

○蘇頻陀　住二在北俱盧洲一

新刻本朝醉菩提全傳

品目釋義

善惡因果序品第一

此の小說一部、もつはら善惡因果の理を說く、其の發端なるゆゑに序品といへり。

得失譬喩品第二

金を失ひて兒をひろひ、兒をすてゝ金を得る、善惡の作に報いある事を說きて譬喩をもつぱらとす、故に以て目に品たり。

醉菩薩方便品第三

一休禪師假に顚狂を發して世を度す、是れ所謂方便なる故に此の品に目す、

剃度功德品第四（原本然に此の目を出すのみにして本文になし。

梅津嘉門景春の兒剃髮の事を說く、一子出家すれば九族天に生ずといへり、

○諾矩羅　住ニ在南贍部洲ー

○跋陀羅　住ニ在耽沒羅洲ー

○迦哩　住ニ在僧伽荼洲ー

○弗多羅　住ニ在鉢剌拏洲ー

○戍博迦　住ニ在香醉山中ー

故に功德品と稱す。

姉妹本事品第五

科註　擧ニ昔事ー以顯レ今故目レ之爲ニ本事品ーといへり。此の品兄弟の女兒はからず相會ふ事を說くゆゑに、此の品目を假用せり。

俠客提婆達多品第六

此の品に出づる俠者の諢名を提婆と稱す、ゆゑに此の品目をしかいへり。

地獄信解品第七

泉州沙界高須の娼婦地獄一休禪師に參禪して、信を發し解を生じ疑ひを去りて理明らかなり、ゆゑにしかいへり。

古狢如來神力品第八　（原本玆に此の目を出すのみにして本文になし。）

古狢佛菩薩に化し來りて仇を報いんとす、一休禪師これを知りて鴨川兵衛に射さしむ、禪師の神通如來の神力に異ならず、故に此の品に目たり。

父母安樂行品第九

孝子土器を賣りて父母を養ふ、父母家は貧しといへども心ははなはだ安し、こ

〔半諾迦 住在忉利天〕

〔羅怙羅 住在畢利颺瞿洲〕

〔那伽犀那 住在半度波山〕

〔因揭陀 住在廣脅山中〕

〔伐那婆斯

れし孝子の行ひよりいづる故に、これを目してしかいへり

畜生勸發品第十

科註勸發者慧法之辭也云々、一休禪師狗子佛性の無字を說きて頑福の犬を化度す、故に此の品をなづけて畜生勸發といへり

處女授記品第十一

科註授是與義記是記ㇾ事也云々、此の品一休禪師慈悲を與へて婬女を敎化する事を記す、故にしか號く。

災禍從地涌出品第十二

佐々木判官唯一夜に滅亡す、災禍恰も地より涌き出でたる如き事を說く、故に此の品目を假用せり。

百蟹陀羅尼品第十三

百蟹の名皆其の精をあらはして妖獸の危難をすくふ、陀羅尼の大功德に異ならず、故にしかいへり。

生死流轉藥草喩品第十四

住ニ在可住山中一

○阿氏多

住ニ在鷲峯山中一

○注荼半託迦

住ニ在持軸山中一

山に入りて藥を採るに起りて一品總て生死流轉の理を說き示す。

赤繩囑累品第十五

囑は附くなり累は連ふなり、此の品月老の紅絲つきまとひて、讎敵夫婦となる事を說けり。

髑髏化城喩品第十六

法華經化城喩品もつばら宿世の因緣を說く。此の品も一休活佛もつばら宿世の因緣を說き髑髏を以て世の無常を示す、故に此の品目を假用せり。

通計一十有六品目終

小說浮牡丹全傳

浮牡丹全傳自敍

甚哉世人之好奇也、不啻僞筆贋窰以奪人之目睛、遂至有以桃李梅杏之花養之於窨中、烘火而促其信、先時以出之、以使人喫一驚者矣。雖異邦亦復爾々、故清人有十月中旬進牡丹之句。吁々凡夫拙劣之手、焉能得奪造化微妙之巧乎、其梅英果不精神矣、其李花果不潔密矣。雖然梅也李也、皆賞之可以枯瘦而不可以富麗則已矣。若夫牡丹則不然、色不國色則非也、香不天香則非也。不富不麗則吾向何處而施王后之稱焉。如之何養之於窨中、以驚人可爲乎、好奇亦甚矣。今春予有所據以撰浮牡丹全傳者。始其起草也、書肆鳳來堂、早認以爲己之有、時々來促之、亦好奇之事也。予曰、待時而可也。書肆不敢允、促之殊急。則予亦倉卒走筆以授之、且謂之曰、是此浮牡丹、其非剪綵牡丹則予亦私信之、唯恐未免堂牡丹之誚、是之爲憾矣。

文化戊辰花朝於綠竹深處

醒々齋主人撰

浮牡丹全傳目次

此書。摘玉學之漢晉印章圖譜。顧氏印藪。秦漢印統。
宣和集古印史之印鈕式。摹寫而附目次。以為回飾。
毎回之標名。則集温庭筠羅隱詠牡丹句。

龜鈕飾

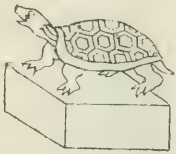

第一回
水漾晴紅壓疊波
曉来金粉覆庭莎

亀ノ鈕ノ術

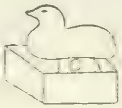

寸

二

辟邪ノ鈕ノ術

第二回
裁成艶思偏應巧
分得春光數最多

第三回
欲縦似含雙靨笑
正繋疑有一聲歌

連ノ印ノ鈕ノ識

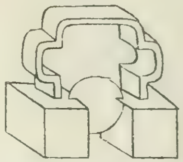

虎ノ鈕ノ識

第四回

華堂客散薰無地

想恍欄杆歎翠娥

第五回

似共東風別有恩

絳羅高捲不勝春

壇鈕飾

兔鈕飾

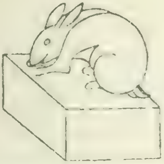

第六回

若教解語應傾國
任是無情亦動人

第七回

芍藥與君為近侍
芙蓉何處避芳塵

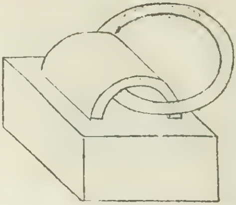

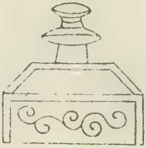

第八回

可シ憐ム韓令功成テ後
辜負ス穠華ニ過ス此身ヲ

第九回

艶多リ煙重テ欲ス開ケ難シ
紅藥當ニ心ニ一様ノ檀

魚鈕號

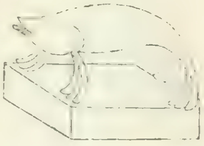

索鈕號

第十回
公子醉歸覽下見
美人朝補鏡中青

第十一回
當庭始覺春風貴
帶雨方知國色寒

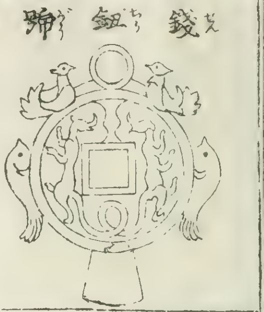

第十二回　目次終

月晩更將何所似

太眞無力凭欄杆

小引

早咲の室の梅は、造化の自然にあらざれば、色香も深からず。稗史を作るも、思ひを凝し氣を凍らざれば、清淺の水に影をうつし、黄昏の月に香をとゞむるの妙に到る事あたはず。何爲書賈等、南枝北枝の遲速をわかたず、春風の到るを俟たず、唐花の速きを好む故に、おのづから色香を貯ふるに遑あらず。凡て兒女子稗史の繡像を見るに、只管新奇を好む、此の繪樣の奇に泥めば、文面理をなさず、文面理をなさざれば、勸懲の意を失ふ。其の故に近の書、文面と繪樣と齟齬する事鮮なからず。瑞島の奇計は、有職海の語と暗合せり。古畫の怪は、山海經の畫精妖をなしといふ水晶物の説を翻案せり。顏風女郎花の事は正史に見えざれども、女郎花物語といふ草紙あり。から[illegible]く傳はれり。これに牡丹燈記を附會して一回をなせり。義婦は魂魄魚鱗に還着せし事は、善因果物語に見ゆ。化石谷の一條は、造化の量り知るべからざるを示す。金蠶の奇病は、夏子益が奇疾方に見ゆ。石姑觀音の事は、本草綱目、食物本草等に出せり。白衣觀音の利益は、觀音感應傳に詳かなり。觀音、蛇に化することは、宇治拾遺に例あり。都て其の根はありながら、原接枝のつくりまうけし虛言の書にしあれば、おのがさまく、咲き分けて、造化の自然にあらぬかの室咲の花なれば、色も香もなく、誠なるに[illegible]

いへども、若し直きと曲めるとの人の心の枝ぶりをためなほさん便ともならば、編者の幸ひ甚しとせん。

文化五年戊辰夷則

山東京傳再識

小說浮牡丹全傳

江戸　山東京傳編
山東京山校

卷之一

第一回　龜鈕號

話說す人皇百三代後花園院の御宇、長祿年間足利義政公の時代、伯耆國を領せし名和左衛門長知といへるは、後醍醐天皇隱岐國を逃れ出で給ひて、伯州船上山に還幸の刻、忠烈の志をたてまつりたる名和又太郎長年の末孫にぞありける。其の頃伯州會見郡文川に、瑶島豹太夫といふ鄕士ありけり。性質篤實柔和にして讀書を好み、旁く羣書を涉獵し、詩を作り歌をよみ、其の頃都にて專らおこなはれつる、香茶の技までもわきまへて、邊鄙にまれなる雅人なり。さるうちにもわきて兵學に通達し、六韜三畧におもひをこらして、軍畧の妙處をきはむ。武藝も頗る曉りぬれども、文學に比べては少しくおとれる所あり。父母はすでに身まかり、其の身年紀は初老に過ぎ、妻は八雲といひて、男女二人

小兒をもてり。その兒兄に猪之丞といひて十八歳になり、妹は八重垣となづけて十四歳になれり。祖父より三代當郡に住み、父の代には耕た織婦なども あまためしつかひ、牛馬の數もおほかりけるが、豹太夫が代に到りて、農業のわざらはしきをいとひ、所持の田畑を人にあづけおき、其の物成を取りて衣食の料とし、十分に富まずといへども、曾て質素を專らとすれば、足らざる所もなし。猪之丞は學文武藝を修行のため、三歳前心ざしたる家僕弓助といふ者をつけて、都にのぼせて今はかの地に寓居せしむ。八重垣は國の守名和の館に出でて、内室の心にかなひよく仕へぬ。よりて家に居るものは、唯豹太夫夫婦と召仕の男女兩三人のみなり。さて豹太夫が譜代の家の子に、石生團七といふ若者ありけり。妻子を持ち庭子といふ者の如く、主人の構への裏に別宅を造りて住み、豹太夫が扶持をかうぶりて妻子を養ひぬ。その妻を阿梶といひ、幼年の男子ありて市松とぞいひける。此の阿梶が身のうへにつきて、一つの說話あり。元阿梶は當國名和の湊に住みし、義平次といふ者の娘なりしが、七歳の時父の為に、阿曾比の陬に賣らるべきを、豹太夫が父丹下、この事を聞きて不便におもひ、義平次に身の價ほどの金を與へて、阿梶を親しらずに貰ひ受けて養育しけるが、其の後丹下も身まかり、義平次も行方しれずなりぬ。扨豹太夫が代になりて、年比も似あはしければ、阿梶を團七につかはし妻となさしむ。此の事を能く記憶して此の書を讀まるれば、末に到りて解しか

たき事あり。さるあひだ團七夫婦ともに、格別に大恩ある主人なれば、萬に心をもちゐ、誠心を盡してぞ仕へける。團七曾て武藝を好み、劍術柔術を學び、殊更大力にて角力の上手なり、然も俠氣ありけるにぞ、村々の腕こく若者等、瑤島の團七とて恐れあひぬ。文人に仕ふるに似ず、書を讀む事は好まざりけり。翁太夫は團七が無慾にして、諂はぬ氣質を愛しけるが、唯酒癖ありて短氣なる事、彼が一つの疵なりとて、常々教戒を加へけり。夫れは扨おき爰にまた、同國汗入郡武谷に、大鳥嵯峨右衞門といふ武士の浪人ありけり、其の出身は何方の人といふ事をしらず、近頃當地に來り、武藝の指南してたづきとす。曾て其の業にほこり、「我諸國を廻り、武者修行して試みつるに、世界廣しといへども、我に敵する者一人もなし。」と廣言を吐き、いかにもして國のかみ名和の館の抱へとなり、高祿にありつきて威勢を振ひ、榮華を極めんものと兼て思ふ所あれば、名和の家臣と見れば、媚び諂ひて親しみけるにぞ、自ら彼が言葉を信じて、名和の家臣等門人となる者數多出で來ぬ。又名和の湊に鳩八、堂九郎といふ兩人の惡漢ありけるを、家來の樣にして我が家に養ひおき、彼等に導かせて近鄕の惡漢等を過半門人となし、とかく威風の增さんことをもとめ、なにがな人の目醒すほどの手柄して、高祿にありつゝ、便にせんものとおもひつゝ打過ぎぬ。さて當國船上山に、拈華寺といふ古寺あり。此の山はそのかみ後醍醐天皇、かりに玉座を設け給ひし所なるにより、天皇崩御の後追福のため、名和

の一族等一宇の禪院を建立して、夢窗國師を開山として、寄附の田地おほく、僧衆數多ありて、繁昌の寺なりけるが、はるかの年月をすぎて後、何のゆゑやありけん空寺となり、僧衆すべて退散し、莊嚴美麗を盡したる山門殿宇盡く破損して、今は唯狐梟の棲となれり。近來此の寺に妖怪すみ、夜にいたれば異類異形のもの現はれて人を驚かしむるゆゑに、山かせぎする者恐れて山にのぼらず、衣食の地を失ひて、甚だ難儀におよぶ由を、嵯峨右衞門にかたる者あり。嵯峨右衞門これを聞きてほくそゑみ、自己が膽氣の猛く、武藝の秀でたるを現はすべき時こそ到りつれ、速かに其の變化を退治して、諸人の睡りを醒さすべし。」といひ、心中には一手柄して、高祿にありつかん便にせばやと思ひつゝ、一日身上嚴かに打扮ち、彼の鳩八堂九郎等兩人の者を召し具し、夕日傾くころより家を立ち出でて、件の山にぞ登りける。抑這の船上山といふは、北は大山つゞき峙ち、三方は嶮岨にして、根は地角に盤り、頂は天心に接はり、遠く望めば雲痕を遮斷し、近く看れば月魄を平呑す、深嶺幽谷の中に常に雲霧をこめて、奥の限りをしるべからず、實に稀有の高山なり。され程に嵯峨右衞門等三人、此の山にのぼりゆくに、いかさまにも人の往來絶えたると見えて、尾花刈萱の類の草ども、人の丈よりも高くおひのびたるうちを、左右におし分け、道をもとめ、木の下露に袖を濡しつゝ行くに、いまだ初秋なれど寒氣凝りたる深山なれば、山越の風いと寒く吹き[illegible]、[illegible]、谷

の水音はるかに聞ゆと思へばめぐり、下りては殆げなる岨をつたひ、峯の松風は雲居にとおもへば廻り、上りては岩根はひいでたる所を越えなどし、辛うじてかの古寺につき、明松をふり照らして見るに、山門くづれて扉左右にたふれ、もの凄まじく荒れまどふ。裏にいりて細やかに見るに、鐘樓はすべて葎おひかゝり、經閣はむなしく苔蒸し、枯蘆釋迦佛の膝を穿ちて、雪嶺にありし時のごとく、荆棘觀世音の身を纏ひて、香山をまもる日に似たり、諸天の懐の中に烏鵲巣を營み、帝釋の口の中に蜘蛛網を結び、沒頭羅漢、這の法身も災ひをまぬかれず、折背金剛、神通あれども施し難し、天井の畫龍、なかば朽ちて筆勢を失ひ、欄間の天人、地に落ちて上らんとするに衣なき體なりけり。殿宇、方丈、廊房、庖厨すべて破損し、壁落ち牀くちて、燕子の糞坐禪の牀をうづめ、落葉のうちに狐兎の蹤を印し、凄凉寂寞として、いかさまにも變化の隱れ住むべき光景なり。嵯峨右衛門、鳩八、堂九郎等三人、佛殿の中央に座をつらね、刀の鐔をくつろげ、袖まくりして四邊をにらみまはしつゝ、變化の出づるを今や〳〵と待ちけるが、やゝ時移れどもたゞ松吹く風、谷の水音耳に響くひま〳〵、蟲の聲々いと細く聞ゆるのみにて、何のあやしみもなし。二十日あまりの月もいでて、くづれたる蔀を漏りたるに、夜の深きを知りて嵯峨右衛門いひけるは、「かく時うつるまで變化のいでざるは、人の物語るところ僞りあるか、あるひは狐狸野猫の類の所爲にて、我が勇氣におそれていでざるか、

何にもあれ手を容して歸らん事本意なしといひける折しも、方丈より佛殿へ通ふ廊下の階の下に潜者して、何にかあらん怪しげなるもの一つと飛びいでぬ。「すは出でたるぞ」といひて、三人等しく立きて見るに、大いなる蝙蝠が追ひて出でたるなれば、打笑ひつゝもとの所にかへり、又も言ひて時うつりけるに、客殿の方に火の光輝きわたり、人のものいふ聲きこえけるにぞ、あれはとて[illegible]なりけると、三人ともにかしこに到り、壁の崩れたる所より其の裏を見れば、山賊とおぼしき者四五人、何處よりか盗み來りけん、禪院にはあるべしとも覺えぬ護摩壇の鉢のうちに、香木を打くべ、焼火して鬼頭を炙り居たり。かたはらに一人羅國が魚籃をたゞし、[illegible]を斬り居たり。[illegible]月代の毛長く生ひのび、頭がちにて眼するどく、長材たかき者どもなり。[illegible]扨は變化にはあらで、山賊等の隱れ住みけるなりと思ひつゝ、なほ一間へだてたる帳の方を窺ひ見れば、破れたる翠簾かけたる所に、錦繍の茵を身にまとひ、濃きくれなゐの[illegible]髪をふり亂し、太眉にかねぐろなる上﨟、色青ざめ[illegible]すゝびたる下[illegible]几帳[illegible]唐綾の褥をしき、螺鈿の脇息に身を靠せて居たり。いとうつくしき女の素き薄衣著たるを、二人まで高手小手にくゝり、頭に燈燭をいたゞかしめ、燈臺といふ者の如くにして、左右にすゑおきつ。暫時ありて折戸を打開きて出で來る者を見れば、[illegible]にかはり、眼ざし[illegible]の如くなるが、前黄

焔の腹巻の上に段熨斗目の小袖を著し、丹地の錦の袴をはき、銅作の太刀をおびたるもの、錦繍の小袖を著たる手弱女の、年は二八ばかりと思しく、芙蓉の瞼楊柳の貌たをやかにして、かへらの眉、みどりの髪あざやかなるを、情気もなく襟首摑みて引立て出できたりて、かの上﨟の面前に押伏せ、氷なす太刀を抜きて、女の胸さかをさし通しけるに、あなやと叫びて悶え苦しみ、鮮血さとほとばしりて、四邊を紅に染めなせり。上﨟はこれを見て、いと興ありげに打笑ふ。時に怪しいかな女の胸もとより、一道の心火閃々ともえあがり、黄白の蝶あまた群りいでて、外の方へ飛び去りぬ。嵯峨右衛門此の光景を見て、かの上﨟は何者ぞ、髭男は山賊の首長ならめ、彼等此の所に隠れ住み、變化に扮作ちて人をおどし、財寶を掠め婦女を奪ひなどすなるべし、此の所にかかる賊人のあるべしとは思ひよらざることなり、彼等を斬り盡したらんには、變化を退治したるにも遙かにまさる手柄なり、我が輩小勢なれども彼奴等何ばかりの手段かあるべきと、大膽不敵の嵯峨右衛門、鷹八、堂九郎に囁き、三人ひとしく刀を抜き、稲妻の如く閃かし、をめきさけびて斬り籠みけるに、盗人等これを見て一同にどつと笑ひ、忽ち異類異形の變化となる。まづかの上﨟の顔は蝦蟇の如くに變じ、両眼に光を放ちて、鏡に朱を濺ぎたるに等しく、鼻は失せて脣そらざまにひるがへる。燈臺となりし女ひとりは、蛟の如き顔となり、ひとりは夜叉の如き顔となる。死したると見えし手弱女もむく／＼と起き

上り、扇を顔におほひ、象のやうなる長き鼻を、扇のやぶれたる所よりいだせり、盲人と見えし者とも
は、蟹となりて鋏持ちて歩行くもあり、枯木に目鼻つけたる様になりて躍るもあり、龜の顔にな
りて、菅笠かぶり覆面したるもあり、猿の顔になりて、木の葉の烏帽子を著、扇持ちたるもあり、あ
しは梭尾螺の如きもあり、手足河童の如きもあり、或は手足ありて頭なきあり、或は片手片足のもの
あり、胸のあたりにかけたる所のあるあり、額蟀谷のほとりの兀げたるあり、見る／＼變化の數おほく
なり、「汝等欺かれたる愚かさよ」と、いひて、手を打鳴らしあざみ笑ひし、奥の方に走り向ふ。嵯峨右
衛門等三人は、何にもあれのがすまじと、刀を打振つて追ひ行くに、變化どもは奥深く、暗き一間の
うちに走り入りぬ。嵯峨右衛門等此の一間の口まで追ひ來りけるに、忽ち濕臭く冷やかなる風さと吹
き出して、三人の鼻口に入るとひとしく、三人ともに五體すくみて、此の奥に入る事能はず、せんす
べなければ口惜しながら、もとの佛殿にひきかへして、總身の汗をぬぐひ、息をつき居たる折しも、
行廊の方より素き布を身に纏ひ、頭に燈燭をいたゞき、手に鐵槌をもち、丑の時詣といふ者のごとく、
打扮ちたる女、高足下穿きてひし／＼と歩み來る。此の女の顔をつく／＼見れば髑髏のごとし。其の
跡に續きて藁もて造りたる人形、毛槍を打振り炎をふみて出で來る。嵯峨右衛門しかと心を定め氣を
くだして、「汝等化けられる程化けよ」といひて見居たりけるが、せめてこれを打ちとむべしと思ひ、

やがて立ちあがり、まづ高足下の女を目にかけて、たゞ一打と斬りつけたるに、手ごたへだにせず忽ちかき消してうせ、藁人形もともに失せたり。又あざむかれし口惜しさよと、拳をにぎり牙をかみならし、空をにらみて居たる時しも、烏飛びわたりて鳴く聲し、東方やゝしらみけるにぞ、「朝日の陽氣にあひては、とても變化の出づることあるべからず、隱れ住む所は、彼の奥まりたる所に極まりつれば、再び人數をまし來り、彼の一間を破却して正體を見あらはし退治すべし。」といひ、三人つひに山をくだりて家にかへりぬ。さて瑤島豹太夫人のものがたりにて、嵯峨右衛門船上山の變化を退治せんとて行き、手を空しうして歸りしと聞き、つらつら思ひけるは、彼の拈華寺は後醍醐天皇玉座の跡に建立したる寺といひ、そのかみ活佛と呼ばれたる、夢窗國師の開基なれば、尋常のものの怪しみをなすべきにあらず、必ず謂れある變化ならめ、何にもあれ山挊する者の愁へとなるは、忍び難き事なり、おのれ行きて試むべし、夜は妖怪の勢ひを得る時なり、變化を試むるには日中に如かじとて、一日團七を具して彼の寺に到り、山門、經閣、佛殿、客殿、食堂、浴室の隈々に至るまで巡り見れども、こぞ變化の隱れ住む所とおほしきなし。なほ此所彼所を見めぐりて、かの奥まりたる一間の口にいたりけるに、忽ち一陣の妖氣を生じて、あたりを盤旋りけるにぞ、豹太夫屹と眼をつけ、「いかに團七かれを見よ、此の一室の裏より、かの如き妖氣を發するは、此の所こそ正しく變化の在所なれ。」といへ

ば、團七二左候はば拙者此の裏に入り、鬼にもあれ蛇にもあれ、眼に遮るものあらば、ひつ捕へて出で候べし、まづ一見にこそ候へ、と事もなげにいふ。有太夫いよ／＼面目に思ひ現はすにや、變化にはあらじ、何にもあれ仔細に見屆けて參れ、といふに、畏り候、とて舗地おり、腕を捲りつつ裏に入りて見るに、暗々として物のあやめもわかず、唯冷氣身をおかして、背も氷を抱く如くに、闇に手をのべて、四方を探り見るに、手にさはる物もなく、忽ち朽ちたる床の板を踏み拔きて、一つの穴のうちに落ちいりぬ。此の所は格別に冷えて、八寒地獄といふはかかる所にやと思はれて、齒の根もあはず、時に唐櫃の如き物手にさはりぬれば、これ何ものぞとおもひつつ、小脇にかき抱きて穴をいで、外のかたに出でてこれを見るに、是れ乃ち古き經櫃なり。有太夫打ちむかひ、櫃の裏を改め見るに、濕氣に當りてくさりたゞれたる經卷あまたあるなかに、一軸の卷物あり、おもてに百鬼夜行圖と書きたる書風古代めきたり。いとめづらしく開き見るに、さまざまの妖怪の形を彩色を加へて畫きたる筆意、最も古雅にして絶妙なり、あまたとしを經たると見えて、或は紙魚のはみたるところもあり、或はくさり破れたる所あり。奧のかたを見るに、藤原信實の繪なるよしの奧書あり、これは後に記すと見ゆ。扨は此の繪の精、夜な／＼形を現はすに疑ひなしと思ふ折しも、大鳥佐賀右衛門腹卷を着下し、臂手臑楯をつけていかめしく打扮ち、弓をとり箭をおひ、手鑓をつきならし、門人のうち屈強な

者どもを七八人相從へて、再び此の所に來り、思ひかけず豹太夫にあひ、かねて知る人なれば互に言をかはし、豹太夫は變化の出所を探らんために來しといひ、嵯峨右衞門は退治せん爲に來しといふ。時に豹太夫かの繪卷物を嵯峨右衞門に見せ、「足下の見とゞけ給ひし變化のかたちと、此の繪樣とはいかに。」といふ。嵯峨右衞門これを熟覽し、「前夜拙者が見たる異形、此の繪に少しも異なる事なし、頭なき者、片手片足の者、胸にかけたる所ある者、額蟀谷の兀けたる者と見しは、今これを見れば都て是れ紙魚のはみたる所なり、黄白の蝶と見えしも、金銀の砂子なり。」といひて打驚くに、豹太夫果して然りとおもひ、一室の床の下より探り出せしといふ事を委しく語り、「變化は此の畫精の所爲にうたがひなし。」といふに、嵯峨右衞門「此の畫者藤原信實といふは、いづれの時代いづれの人ぞ、足下は定めて知り給ふらめ。」といふ。豹太夫いはく、「そも／＼此の信實といへるは、藤原隆信の子なり、曾て和歌をたくみにし畫圖をよくす、尤も人の像に似せ畫く事に妙を得たり、諸畫も又よく畫きぬ。後鳥羽順德兩朝に仕へて、屢これを時に顯はせり。後鳥羽院御幸あらんとて、且つ供奉人を選ばせ給ひて、あらまし此の定めに御幸あらばやとて信實を召して、其の行粧を三卷の細繪にかかせられけり。又四條院の御時、似繪を御好みありけるに、北面下﨟御隨身などの影を、信實にかかせて興ぜられたる事あり、これ等の事著聞集に載せたり。又平義時、後鳥羽院を隱岐國に遷し奉りし時に、御出

家あるべきよしを申し入れければ、則ち御髪をおろさせたまひ、忽ち御姿をかはらせたまひたるが、信實を召して別輪に寫させられて、七條院におくりたまひし事、承久記に見えたり。信實も剃髪して自ら己が像をゑがく。死後に如圓法師其の像に對し、歌を詠じて悲歎の思ひを寄す、其の歌に、

思ひいでて見るもかなしき面影を何なかなかにうつしおきけん

是れ新拾遺集哀傷部に見えたり。如圓法師の歌にいふ、是れ信實が子にやと思はるゝなり。父隆信も又名畫の聞え高し。然れば則ち此の繪卷物は、今長祿の時に至りて、二百七十餘年を經たる古畫なり。畫神拔け出でて形をあらはせしこと、和漢に例多し。吳道子僧房の壁に畫がきたる驢馬、夜中拔け出でて僧房の家具を踏み破りたる事、盧氏雜記にしるせり。我が朝金岡が畫ける圖の馬、いばゆるも人のしる所なり。さらぬに鏡劍のたぐひ、すべて古物の精、怪をなせし例、數へつくすべうもあらず。夏の禹王の圖したる山海經の畫神、其形をあらはしたる例もあれば、此の古畫の怪をなすもすこぶるたぐひあるならん、想ふに此の繪卷物は正しく是れ後醍醐天皇の御遺物にて、當寺に納めおかれし物なるべし。と息をつかでいふに、嵯峨右衞門これを聞き、いかめしく打ち出でたる手に把りたる鉾矛の、用にもたたねばいと手もちなく、臂をおしはりて握りつめたる、拳の力も自ら失せて、彼奴に功を奪はれたる殘念さよと、心のうちには思ひながら豹太夫に對ひ、一變化の出所古畫にいはれをしる事、全く足下の賢明に

よれり」といふに、「いな／＼前に變化の形を見屆け給ひし故に、おのづから其の出所も知れたり、全く足下の武勇によれり」と、物に誇らぬ豹太夫、その功をゆづりけるに、團七傍にありて、「前に見屆け給ふは、嵯峨右衞門殿の功なり、後に出所をあきらめたるは、僕が主人の功なり、文武の兩士會まらずんば、爭でかかくの如き事あるべきや」といふ。扨豹太夫曰く、「名畫を失ふは惜しむべき事なれども、妖をなす上は詮術なし、燒きすつるにしくべからず」とて、團七に命じて枯枝木葉を集めさせ、火をくだして彼の繪卷物を燒き失ひけるに、むら／＼と立ちのぼる煙の裏に、百鬼夜行の異類のかたち髣髴とあらはれいでて、空天に於て消え失せ、其の餘煙二道にわかれ、一道は嵯峨右衞門が懷に入り、一道は豹太夫が懷に入りぬ。是れ乃ち災ひの神畫妖に乘じて、兩人の間に一つの災ひをおこさしめて、稀代の珍事を惹きいだし、後世の話柄となすべき一端なりけり。

卷之二

第二回　鬼鈕號

さるほどに、文武の兩士相會して、舩上山の變化を退けたるといふ噂、專らなりければ、國守名和左衛門長知の耳にいり、扨て文人にもあれ武人にもあれ、其の業に通じたる者を、得まほしくおぼし居られける折節なれば、召抱へたまはんとおもひて、[illegible]、各其の道の淺深いかにと尋ね給ふに、家臣のうち[illegible]右衛門が武藝をたつとみて門人となりし者ども、あまた[illegible]に取り繕ひて、ひたすらに吹噓しけり。又長知の夫人は、野太夫が娘八重垣が伯母にして、召使ひにも、常にいふによりて、かねて野太夫が兵學に達したる事を聞き及び給ひ、詠じたる詩歌をも見給ひて、常になるべきとおぼされけるにぞ、彼を召抱へ給はんこと然るべしと聞え給ひけり。これによりて長知は心決し且つ家臣の中[illegible]右衛門が門人共を召して、一彼に此の内意を致し置くべしと命じ給ふ。ただ夫人は八重垣をして、野太夫に内意を告げしめ給ふ。[illegible]右衛門は内意を聞きて兼ての望み叶ひ其の一端を遂げしと大いに喜び、我名和の家臣とならば、[illegible]て長知の心に叶ひ、遂には執權職とならむ、

京都の管領濱名入道に賄賂を用ゐ、彼が彊威をかりて名和の家をみだし、我是れを奪ひて、其の勢ひに乘じ雲州の尼子を亡ぼし、兩國の主となりて榮華を極めんと、獨笑みしつゝ萬の心支度して、表向より使者の到るを待ち居けり。豹太夫は娘のもとより、告げ越せし内意を聞きて思ひけるは、我祖父より三代仕へずして當地に住み、郷士となりて心の儘に世を經ぬれば、仕官の望み更になし。死して骨を留めて貴まれんよりは生きて尾を塗の中に曳かんにしかじ。文繡を衣とし芻菽を食として、郊祭の犧牛とならん事をいかでか好むべき。商山の紫芝鍾山の綠葵、以て饑ゑを療すべし。國守の内命は重しと雖も、多病に託して御免しを願ふにしかじと、妻八雲にも己が思ふ所を語りけるに、八雲いひけるは、さしかおほすは極めて理なれど、娘が越せし文を見はべるに、此の度のことは御夫人の厚き思召にて、推擧し給ひぬる事のよしなれば、若し御辭退ありては、娘が首尾合ひも自ら惡しくなり侍るべし。兒子礒之丞には、仕官さすべき思召にて、已に京へ上せて物學びさせたまふなれば、御身仕へ給はば、かれが立身の便ともなりはべらん。他國の君に仕ふるにはあらず、此の國守につかへ給ひて、家名を輝かし給ふは、御先祖への孝養にもなりはべらん。などいひて勸むる言葉も、又理なきにあらざれば、豹太夫心躊躇ひて、とかく一決せざりけり。それは扨おきこゝに又、石生團七一日私用ありて、鹿伏といふ所へ行きけるに、頃しも初秋の末なれども殘暑つよく、ことに此の日は熱か

りければ、茂林の陰に立ちよりて休らひ居たるに、鎮鑽市の鐵平といふ者、遙に團七を見つけ、近づきていひけるは、「團七殿にはよき所にて出で合ひぬ、某近き日に和殿を迎へて、さきの日の勞をいさゝか謝し申さんとおもひ居たる折節なるに、此で會ひしは幸ひなり、彼町の酒樓にて一杯をすゝめ申さん、いざ/\」といふ。此の者のかくいふは、前の日倭文明神の神事角力の時、此の者弟子の鮑取號十むきともと口論して打ち合ひけるを、團七が取扱ひにて事にならずして濟みける、其の勞を謝せん爲なり。時に團七いひけるは、「其の志は過分なれども、我頃日は酒を飲む事好まず、殊更和殿に錢を費さしむるも我が意にあらねば、それは休み給へ、志の厚さは百杯を飲みたるに等しく受け納むるなり」といふ。鐵平これを聞き、「和殿は日來人に勝れて酒を好み給ひしに、何故さはかり嗜み候や」と問ひぬれば、團七いはく、「我かねて酒の癖あしく、酔ひにすぎては前後を顧みず、ややもすれば事をひき出すによりて、主人度々教訓を加へ給ふ、其の故に我頃日心に誓ひて、酒を飲まざるなり。」といふ。鐵平打笑ひ、「和殿酒を多く飲み給ふは惡しかるべし、少しく飲み給はんに、何ほどの事をひき出し給はんや、酒を飲む飲まざるは兎も角も、唯小人が志をはこぶのみなれば、枉げて歩み給へ、さなくては小人が心すみせざるなり、いざ/\」とて、袖をひきてあながちに勸めけるにぞ、團七やむ事を得ず、しぶ/\ながら誘はれて、那の酒家に到りて見るに、背後は高き岩壁にて、屏風を

たてまはしたるごとく、前には溝川あり、舟板を渡して橋とす。窗のあたりに破れたる蘆の簾を掛けわたし、軒端傾きて、朽目に垣衣おひしげれり。まばらに圍ひたる垣のもとに、玉蜀黍たかく生ひのび、鷄頭の花灸花などの咲きたるは見るも熱げにて、茂林の陰に應じて、寒蟬の聲凄急に鳴き立ち、家鴨の子の鳴き連れて、驅け廻るなど聞くもうるさし。唯苦井に清水の滴るのみ、わづかに涼しき樣なり。鐵平團七を導きて酒家の裏に入り、簀子に尻かくれば、團七は諸袒ぬぎて汗を押拭ひ、扇つかひして居たり。竈の煙たちみちて、奧の方は見分きがたきほどなれども、柴刈男、獵者、鳥網のたぐひにやあらん、高やかなる聲して話しつゝ、酒飲み飯食ひて居けり。竈の邊よりあるじの翁抄手しつゝ出で來て、「何參らすべき」といふに、鐵平「よき酒よき肴もて來よ」といふ。翁曰く「酒は諸白を參らすべし、肴は出雲の友島の鱸の候を、魚軒に調じて參らせん。こゝは煙籠めて悒く思されん、彼處は日陰にて涼しき風のかよふなり、彼方へ來ませ」といひて、瓷とり來て瓢簞棚の下にすゑ、兩人を此に居らしめて、權しありて酒肴とり揃へて持ち來ぬ。鐵平杯をとり、團七にすゝむ。團七いはく「前にもいふごとく、我酒を望まざれども、和主の志もだしがたければ、此までは來つるなり、唯一杯を限りとして、其の餘を勸むる事勿れ。」といひつゝ、杯をうけ、飲みほして鐵平にさす。鐵平飲みて又團七に與ふ。團七再びこれを飲むに、此の酒案外に美酒なりければ、「一杯も氣味よし」と

かけて、舌打して飲みけるに、世の常言に、始めは人酒を飲む、中頃は酒酒を飲む、終りには酒人を飲むといふ、宜なるかな鐵平、頃日禁酒して酒に渇したる時といひ、生得酒の香ひを聞けば、腹中の蟲をも制なりて、自ら制し難き程の酒好きなれば、此の時に到りて堪へ忍ぶ事能はず、竟に逢ひ、鐵平がすゝむるに應じ、辭まず數杯を傾けて大いに爛醉し、腰刀をとりて、高聲高話の裏に、向の日の神事角力の事を語り出し、和主若き時の角力、必ず勝つべき所なるを負けたれば、角力の手をしらざる故なり、我少しく教へてん、と云ひて、鐵平が腕を捻て、眼にもとまらず飛び下り、まづ一掌を打ち力足をふみならしけるが、元來身の丈六尺に近く、總身の色黒うして中ら東[illegible]たる如く、其紅にして腰に青き[illegible]、角力の[illegible]取といふも[illegible]骨格なり、かくて鐵しいひけるは、抑角力の四十八手といふは、原、反、捻、投、掛の四手より出づるなり。頭を以てするを反といふ、手を以てするを捻といふ、腰を以てするを投といふ、足を以てするを掛といふ、此の四手十二手づゝに分れて、四十八手となるぞかし。鐵平こゝへ來候へ、我仕なして教へて見せんといひて、鐵平を呼びて相手とし組み合ひて、かくするを枕腕といふ、これ反よりいづる手なり。かくするを片手蕈といふ、これ捻よりいづる手なり。かくするを擦投といふ、これ投よりいづる手なり。かくするを掛靠といふ、この掛よりいづる手なりといひつゝ、仕方して教へければ、與に酒飲み寢食

ひて居たる者等、興ある事におもひ、みな立ち出でて見物しけり。しばしありて團七これを休め、今一杯とて大杯を乞ひ取りて、又連け飲みに數杯をかたぶけ、「心地よし〳〵。」といひつゝ、扇を忙しくつかひ居たるに、鐵平も酒興に乘じていひけるは、「和殿は角力の上手のみにあらず、武藝も通達し給ふ由、一棒使ひて見せ給ふまじや。」といふ。團七打點頭き、「腹こなしに使うて見すべし。」とて、傍邊にありける猪おひ棒をおつとりて地上に立ち、ふり棒を頭より高くさゝげて、風車のごとくに轉し、大當勢、小當勢、倒頭、上刺、閃腰、下搦などいへる、さま〴〵の手をつかひて見せければ、鐵平これを見て轉感嘆す。見物の者追々集まりて、「奇妙の上手かな。」とほむる聲權く休まず。然るに見物の背後の方にていひけるは、「誰なるらんと思ひしに文川の團七にてあるか、彼がつかふ棒はすべて法にかなはず、藥賣のつかふ棒の如く、唯葉手につかひて人の目を慰むるのみ、眞の棒法にもあらざるを、漫りに使ふ傍痛さよ。」といひてあざ笑ひぬ。團七これを聞き咎め、「何奴ぞ。」と顧みれば、是れ乃ち嵯峨右衞門が家來、鳩八堂九郎等兩人なり。團七これを見て元來の酒癖大いに發し、聲激しくよばはりけるは、「今我が棒法を誹りたるは、鳩八堂九郎よな、汝等舌ばかり動かす事なかれ、我が棒法の虛實を論ぜんには、自ら出でて勝負を決せよ。汝等ごとき鼠輩どもは、棒を用ゐるに及ばず、唯我が拳をもつて一打に打ち殺すべきぞ。」と罵り、棒をからりと投げ捨てて脇を撫でつゝ、いざ來れ

來れ」といひけるに、鳩八堂九郎も前程より、奥の間にありて酒を飲み、十分に酒氣をおびて居たれば、これを聞きて大いに怒り、兩人ともにありあふ擂棒をおつとりて躍り出で、鳩八は眉間を望みて打ち懸るを、團七閃りと身をひねりてこれを避くれば、堂九郎は向脛を薙倒さんと、拂打に打つてかゝる、早足を擧げて躍りこえ、餘透間もなく左右ひとしく打ち懸るを、とく身を沈めて背後にたてば、兩人の棒互にみづから頭を打ち合ひて、眼くらみ倭僂く所を、團七猿臂を伸し、鳩八が襟首つかんで推付けし、足を飛ばして堂九郎を撥的蹴たりければ、鳩八は四五間飛びて、前なる溝川へ眞逆しまに落ちいり、堂九郎は傍邊の古井の裏におちたりけり。此の兩人日來此の邊に來り、己れいひかけて人を打擲きなどして、狂破れけるゆゑ、前程よりこれを見物して居たる者等も、此の酒家の翁も兼て彼等を憎み居けるにぞ、誰一人これをとゞむる者なく、彼等が辛き目見たる體を見て、心中に快しと思ひ、おぼえず咄と笑ひけり。時に鳩八は泥まみれになり、堂九郎は濡鼠のやうになりて這ひ上り、「數多の人前にてかく恥辱をうけたるからは、益堪忍なり難し、此の上は眞剣の勝負を決せん〳〵」と叫はりて、兩人等しく刀をぬき放ち、唯一打と斬り付けたり。團七も手早く一刀を拔いて丁とうけとめ、「しや小癪なり」と叫はりつゝ、丁々しとと打ち合ひけるが、見物の人々は驚きて逃げ去り、たゞ酒屋の翁のみ、「いかなる難儀か懸るべき」と、恐る〳〵見居たりけり。彼等兩人は命をかぎりに戰ひけるが、

つひに敵する事能はず、鳩八は額、堂九郎は肩尖に淺手をおひ、もろともに朱に染りて倒れけり。團七は前後不覺の醉狂なれば、息の根をとむべしと、なほ刀をふり上げつるに、鐵平あわてふためき走りよりて、後抱きに抱きとゞめ「前程語り給ひぬる主人の教戒を忘れ給ひしか。」と忙はしくいへば、團七醉中なれども、主人の二字をいはれていかさまと心づき、やう／＼手をとゞめけるに、鳩八堂九郎等は面目なくやおもひけん、起き上りて疵口をおさへつゝ、逸足いだして逃げ去きぬ。團七はこれを見て、「扠も口に似ぬ未熟なる奴原かな。」といひて呵々と打笑ふ。此の時しも入相の鐘ひゞきて、日は西山におち入りぬ。鐵平は酒量あさければ、多く飮まず、殊に前程よりさま／＼心をつかひけるにぞ、酒氣全く醒めければ、とく團七を歸さばやと、色々にいひこしらへけるに、團七いひけるは、「今日は思ひがけず、和主の懇なる饗應に管りて、大いに興を催しぬ、酒錢はおのれ償ふべし。」といふを鐵平止めて、みづから酒錢を酒家の翁につかはし、「酒器などそこねたるものあらば、價をとらすべし。」といふに、「少しも損じたる物は候はず。」といふ。扠衣服をとりて團七に著せ、帶しめさせ兩刀をおびさせ、「懷紙手巾など忘れ給ふな、扇は把り候か、小人途中まで送り候べし、夕月夜こそ幸ひなれ。」といひて、腰を抱いて出づれば、「扠も臆病なる奴原かな。」と、未だ彼等を詈り休まず、頭重く足かろく、東に倒れ西に歪み、しば／＼嘔吐しつゝ、踉々蹌々として歸り去きぬ。酒家の翁は溜息

宏晦とつきて、安堵の思ひをなしたりけり。さて鳩八掌九郎等は、武谷に逃げ歸りけるに、蛇腹右衛門彼等が手疵をおひ、身上に疵つきて歸りたるを見て、其のゆゑを問ふにぞ、いはんかたなく僧團七に詰り、我が本意はとても叶じに敵せん事叶はで、續く僕は、細くは上人手を下して、我々を殺害せん給はれかし」といふ。蛇腹右衛門暫く思案しけるが、いひけるは、汝等が手疵をおひたるは、我が爲にまさ幸ひなり、其のゆゑいかにとなれば、汝等も知るごとく、此の度名和の館より内命あり、我に武豹太夫は文を以て、共に召し出されんとなり。彼は三代當國に住み、殊に人愛あるものなれば、おのづから人の崇敬あり、我は近來他國より移り來つれば、用ゐらるゝ所遙に劣れり。しかのみならず動もすれば、文人は武人の上に立たんとす。さるによりて、我輩と一時に召抱へらるゝ時は、ながらく彼が下につくべきなり。われまた深き宿望あれば、とかく彼は我が眼中の釘なり、假令俄にこの釘を拔かんとする一計を思ひつきぬ。其の計といふは、明日豹太夫方へ果死状をおくるべし、其の趣意は、團七が爲に我が家來疵をうけ、人前にて恥辱をとりぬれば、主人たる己武士の一分たち難し、團七は下郎なれば、我が相手に不足なり、これによりて足下とはたしあふべし、尤も果死の式法を守り、相互に助太刀を用ゐるべからずと書きて送るべきなり。豹太夫文學には達しつれども、武事に於ては我に敵せん事能はざれば、和を乞ふは必定なり。さある時はこれをながく恩に著せて、我彼が上に立つ

べし、若し又果し合はんといはば、唯一槍の下に一命を奪ひて、益我が武備を輝かすべし、其の上には團七めを如何樣に計らはんも心の儘なるべし。是れ全き良計に非ずや。」といへば、兩人口を等しうして、「それ然るべう候。」といふ。嵯峨右衛門彼等が疵を見るに、さばかりの事にもあらねど、深手の體にもてなして伏さしめおきぬ。かくて翌日に至り、果死狀を書き、奴僕に持たしめて豹太夫が方へおくる。豹太夫是れを披見して、使の者を待たせおき、まつ委細を糺さばやと、團七を呼びけるに、團七は昨日の醉狂を大いに後悔して、私宅に打ちしをれて居けるが、主人の前に出で、「何等の御用候。」といへば、豹太夫、「汝昨日嵯峨右衛門が家來、鳴八堂九郎等に疵を負はせつる事ありや。」といふ。團七は頭をたれ、唯誤り入りて一言の返答もせざれば、豹太夫重ねて、「其の事實にありしか。」と尋ぬれば、團七やう／＼頭をあげ、「斯樣々々の事にて、彼等兩人あくまで惡口致し、其の上眞劍の勝負を仕かけ候故、止む事を得ず少しく疵おはせ候。」といふ。豹太夫打聞きて、「汝日來の酒癖を發し、醉狂の上の仕業にてあらめ、それにつき今嵯峨右衛門方より、斯樣々々の文言にて果死狀を送り、明朝鷄鳴の時を期し、八幡の濱にて果しあはんといひ越しぬれば、我得心の返書を遣はさばやと思ふによりて、且つ汝に仔細を問ひつるなり。もはや用なし退け。」といふ。團七これを聞きて大いに驚き、「嵯峨右衛門が申條何とも心得ず候。拙者と彼等兩人と、果し合ひ仕りてこそ理とも申すべ

けれ、雙方仁人の果し合ひ給ふべき道理候まじ」といふ。豹太夫曰く、「武士たるべき者果死服を遂られ、理を論ずるは卑怯なり。殊に嵯峨右衛門が所爲計策ありと思へば、如何とも捨てがたし」といふ。團七いはく、「此の事の原の起りは、拙者が身より出でたる事に候へば、拙者が首を打ちて、嵯峨右衛門方へ贈り遣はされ、果し合ひの事を御休め下されかし」といふ。團七がくいふ心底に、豹太夫一體武士に於ては、嵯峨右衛門に敵すべからずと思ふ故に、我が命を捨てても仁人の無事を計らんと思へばなり。豹太夫彼が心底を察し思ひながら、わざと聲あららげ、大いに呵りていひけるは、「愚かなる事をいふ奴かな、此の時に臨みて汝が首を送り、和を乞ふは上なき恥辱なり、とにかくに果しあはんにしかじ。」とて、返書を書かばやと筆硯をとりけるに、妻八雲前程より物陰にて委しき事を聞き、走り出でて夫にとりつき、「これなう、兒子磯之丞八重垣等を、可愛いとは思さずや、無事に納まる思案してたび候へ。」といひに、涙ながらに諫言葉を盡しけるが、豹太夫少しも聞き入れず、「武士の妻に似合はざる未練者かな」と呵りて、遂に果し合ひ得心の返書をかきて、使の者に渡しぬ。使の奴僕返書を持ちてかへりければ、嵯峨右衛門忙はしく取りて披き見るに、おもひの外に和を乞はず、果し合ふべきよしの答へなれば、大口あきて呵々と笑ひ、「身の程しらぬ腐儒者めかな、鷄をしむる力だになくて、我に敵せんとはあな不便や、念佛唱へて待てかし、彼が一命は我が一槍の下に失はんずるぞ」

と、獨言に詈りつゝ、其の支度にぞかゝりける。豹太夫が方には妻八雲團七夫婦、ひたすら愁へ居けるに、已に此の日も暮れて夜に至りけるが、豹太夫は平々たる顔色にて、其の用意もせざれば、傍の者等は殊更に危く覺えて、安き心はせざりけり。かくて三更の鐘響きければ、豹太夫八雲に向ひ、「そちらも寢よ、召仕の者等もすべて睡らしめよ。」といひて、已は書齋に籠り、終夜書を讀みてぞ居たりける。八雲は目もあはねば、臥したるのみにて睡りもせず居たるに、程なく五更の鐘も響き、曉近くなりけるにぞ、起き出でて書齋に到り、「約ひの時にもなり侍るに、身上の打扮を嚴かに調へ給はずや、食事もし給へ。」といふに、豹太夫、「否々さばかり用意にも及ぶべからず、今は空腹にもなければ食事は歸りてすべし。」といひて漸うたち上り、團七をよびていひけるは、「嵯峨右衛門互に助太刀を用ゐるまじきとはいひ越しぬれども、若し助太刀を隱し置かんも計られねば、汝我が後より來り、物陰に隱れ居て、若し助太刀の者あらば出でて防ぐべし、さもなきには必ず出づべからず。」といひ含め、常ざまの衣服に兩刀をおび、いつの間に支度へてやおきけん、長き竹を以て柄としたる、槍を携へて出で去きけり。八雲は背後姿を見送りて、これが此の世の別れにはならぬかと思ひつゝ、打倒れて堪へ忍びたるため涙を、一度に流してむせ返りければ、團七扶け起して、「必ず歎き給ふことなかれ、拙者彼所へ參るからは、御主人いかにのたまふとも、危き時は御助太刀仕りて、恙なく御歸宅あるや

らに住み候はん、たとひ嵯峨右衛門鬼神にもあれ、何ほどの事か候はん、と大刀を打かたげ、右脇の襴をとりて、高く帯にかい挟み、長き刀をよこたへ、裾まくりしつゝ、後をしたひて走り行きぬ。さる程に嵯峨右衛門は、豹太夫より前に、八幡の濱に來りて居たりけるに、誰告ぐるともなく此の事は、ひろまりて、近きあたりの者等、おひ〳〵此の所に聚り集まり、或は芝山の小高き所、或は岩の上、木の枝にのぼるもあり、海には船をうち浮めて、此の勝負を見んとひしめきあへり。豹太夫も北に來り、雙方東西に別れて立ち對ひけり。ときしも東の海面に、朝日輝き出でければ、雙方の諸人目をつけて嵯峨右衛門が爲體を見るに、身の丈きはめて高く、面白く黑ずみたるに、眼は渾身白銀なるをもつて鑄なしたるごとく、世に稀なる美男なりといへども、眦そらざまにひるがへり、眼中光を含みて、相貌おのづから兇悪なり。其の打扮は頭髪を亂して、柹色の布に鉢巻し、身には葛の袴を着纏ひ、紺色の腹子に白布の襷ひきゆひ、臂手臑楯をつけ、武者草鞋を穿ち、朱鞘の両刀をさしたり、手には文字の槍をかい脇にかいはさみ、両肘を張らして仁王立ちに立ちたる光景、勢ひ猛烈にして、いかなる勇敵をも取り挫ぐべうぞ見えたりける。豹太夫を見るに、身の丈ひきく痩せがれて、隊の下に生出でたる、草の二葉のやうにて、いと弱氣なり。打扮も常のさまにて、袴のそばをとらず、腰刀をおび、樹の槍を打ちかたげ、鞭をとりて立ちたるさま、長閑なる春の風にも倒れつべう思はれて、虎の前に羊羔の出で

たるごとく、皁雕の巣に紫燕の近づきたるよりも猶危げなり。見物の諸人これを見て、「あな笑止や豹太夫は今に命を失ふべし、とく／＼和を乞へかし、いかで嵯峨右衛門に敵すべき、身を顧みぬ者かな」といふもあり、且つ前に念佛をとなへ、可愛やといひて、冷汗流すもありけり。此の時嵯峨右衛門年三十一歲、豹太夫は年四十二となん。時に嵯峨右衛門且つ言を出し、「豹太夫殿約ひを違へず、來られし神妙さよ。」といへば、豹太夫、「小人遲刻致して、さぞな待ち給ひつらん。」といひて互に近く歩み寄り、「いざ參らういざ／＼。」と聲をかけ、嵯峨右衛門槍をとりのべ、三つ三つしごきて颯々となり響かせ、呀と一聲叫びて、豹太夫が心前を目かけ、唯一突とつきかけたるに、豹太夫電の如くに身を避くれば、嵯峨右衛門が槍は空しく空をつき、力餘りて入身になりける時、豹太夫彼の竹の柄の槍の穗先を拔き捨てて竹のさきを嵯峨右衛門が面前へつとさしつけたるに、忽ち竹の先のうつろなる所より、何にかあらん青く光る物出でて、嵯峨右衛門が鼻の先に閃くと等しく、嵯峨右衛門顏色青く變りて打ちわなゝきつゝ、尻居に撲地倒れて悶絕したりけるが、しばしありて起き上り、又槍を取り直して突いてかゝるに、豹太夫は閃く物をさしつくれば、嵯峨右衛門堪へかたき體にて、槍を地上に磴硼と投げ捨てて逃げ出し、漬つたひに後をも見ずして逃げ去りぬ。見物の諸人これを見て、「あないぶかし、豹太夫が持ちたるは何等の物ぞ。」と、あちおしこちおし目を留めて熟々見れば、是れ三尺ば

かの蛇を、竹の空所に隠し入れ、尾を括りつけて逃げざる樣に構へたるが、蓋をとりて筒を出で、首にて働くことの甚しきなり。見物等なほ不審はれず、「嘘嘘右衞門は鷲峰山の變化をすら見屆けたるほどの膽ふとき者なるに、何とて小蛇を恐れけん、案外なる臆病者かな、見てふるひて逃げたるかな。」と、口々にいひ罵りて、おのがさま〴〵四方に散り亂れて歸り去りぬ。先刻より人の陰に隱れ居て、始終を見たる團七走り出でて、主人の恙なきを喜び、小蛇の奇計を感じければ、釣太夫は竹を投げ捨てて、靜かに袖の塵を打拂ひ、「團七供せよ。」といひて、相具して歸りぬ。さても八重は團七が妻阿梶とともに、釣太夫が身のうへを案じわづらひ、たゞ一圖に心も心にあらで、音信を待ち居けるに、釣太夫團七を具して恙々として歸り來にければ、死したる人の蘇息りたる心地して、限りなく喜びぬ。團七はわきて喜びに堪へで、「斯樣々々にて候ひし。」と物語りければ、八重阿梶等不思議の思ひをなしぬ。時に團七曰く、「嘘嘘右衞門は大膽強氣の者に候に、何とて蛇を怖れ候やらん。」といひて、いぶかしがれば、釣太夫いはく、「おほよそ人の性によりて、わづかの物に怖るゝこと類例少なからず、往昔山城介三善春家といふ者極めて蛇を怖れける。あるとき夏の頃なるに、染殿の辰巳の隅の山の木がくれに、殿上人君達二三人行きて涼み居たるうちに、春家も交り居たりけるが、傍より三尺ばかりの烏蛇出でたり。君達等これ見よ春家とあるに、春家これを見るより、忽ち面色青くなり、堪へが

たき聲をいだして、わつと叫びて逃げんとしけるが、二度まで倒れて沓をもふます、這ふ〳〵出でて己が家に逃げ歸り、人心地もなくなりたるを、妻子どもの介抱にて、やう〳〵正氣になりけるよし。今昔物語に記したる物がたりなり。嵯峨右衛門が性は、此の春家の類なり。又大藏大輔清廉といふもの猫を怖れ、猫怖大輔といふ異名をとりたる事を同じ書に載せたり。都て是れ其の性として、僅かの物を怖るゝなり。己今朝のふるまひ、童の戯れに似たれども、其の怖るゝ物によりて計を施してんと、彼の春家が事より思ひつきぬるぞかし。彼悶絶して倒れたる時、斬らば斬りつべけれども、原打果すべき所存にあらねば、たゞ走るに任せて走らしめつ」と語れば、八雲傍より、「おん身いかにして嵯峨右衛門が蛇を怖るゝことを知り給ひしやらん。」と尋ぬれば、「其の不審宜なり。此の春名和の湊の酒樓にて、我彼に初めて相見えしとき、聞き馴れぬ絃すぢをならし、淫哇の聲にのせて歌うたふ者あり。酌に立ちたる女に問へば、「旅ありきする琵琶法師が、近來琉球國より渡りし、三線といふ物なりとて彈くを、此の邊の人奇らしがりて彈かすなり」といふ。「其の器を暫し借りて見る事はなるまじきや」といへば、「安き事ぞ」といひて、頓て携へ來て見せける。これを見るに三絃にして、蛇皮を以て張りたる器なり。琉球の國人毎に三絃を鼓いて遊舞す、蛇皮を用ゐる故に、蛇皮線といふよし聞きつるが、今見る事の奇らしさよと思ひ、此の時嵯峨右衛門廁に立ちて歸り來にければ、「奇らしき物

これ見給へ」といひて、[illegible]面前へさし出したりけるに、[illegible]右衛門[illegible]
く、顔の色[illegible]にて[illegible]これによりて[illegible]事[illegible]
わが[illegible]
ます後には[illegible]と思ひぬ。我彼と[illegible]、かくて[illegible]
彼名和のおん館へ召し出されな[illegible]、[illegible]と思へど、しかいは[illegible]
へれば、口を閉ぢて[illegible]
かに名和の御館の御爲を思ひ、[illegible]人前にて、[illegible]
に起られた事必定なり、是れ大いなる災ひを避けたるなり。」と語りければ、[illegible]
感じけり。果して[illegible]右衛門、[illegible]八郎
兩人を具して、何方ともなく逃げ去りけり。かくて[illegible]
は、「我汝を[illegible]召使ひて、主從の[illegible]深けれども、[illegible]
り。其の故いかなれば、[illegible]右衛門事一旦御館の召抱になるべき御内意ありたる者なるを、走らしめし
其の原は汝より出でたれば、館へ對し奉りて、汝を召使ひがたし、これによりて[illegible]
およびて[illegible]に浪々の身となれば、[illegible]

此の金をもつて如何なる活業をもして、妻子を養へかし、汝は原なほき性の者なれども、酒癖によりて事を誤りつれば、此の後必ず酒をすごす事なかれ、妻梶事は幼少より、亡父丹下殿のいとほしみ給ひし者なれば、ことさら放ちやるに忍びずと雖も、汝につれ添ふからは是れも又せんすべなし。」と委細にいひ聞かせて金二十兩與へければ、團七は主人の情を感じ、身の誤りを悔い、いらへだにしかねて唯男泣きに泣きければ、豹太夫も最不便に思ひて、ひそかに涙をおとしけり。八雲は阿梶を呼び、情深き事どもいひ聞けて、著古しの小袖などを與へ、「他日歸參の時もありなん、とにかくに恙なくすごよ。」などいひて、涙を落しつゝ慰めぬれば、顔もえあげで泣き居たり。これによりて團七俄に家財をとりをさめ、行裝をとゝのへ、夫婦つれ立ち一子市松が手をひきて、涙を落しつゝ住みなれし所を放れて、何地をあてともなく出で去きぬ。扨豹太夫奇計をもつて、嵯峨右衛門を走らしめたる事、名和左衛門の耳に入り、「さればかりの臆病者を召抱へぬこそよかりつれ。」とのたまひ、吹噓せしものの疎忽を呵りたまひ、益豹太夫が才徳を賞美し給ひ、しひて使者をつかはされ、高祿を宛て行ふべき由の直書を賜はりけるにぞ、豹太夫今は辭する事あたはず、直に禮服を著して、館に出で拜謁をとげ、君臣の禮をはりければ、長知手づから千手院力王の刀を賜はりて、十分の首尾なりけり。

卷之二

第二回　辟邪鉦號

爰に又豹太夫が一子磯之丞は、學文武藝の修行の爲、三年前家僕由助といふ者を具して都に上り、洛外山崎に寓居して、主從只二人住ゐけるが、今年已に十九歳にいたり、眉目清秀にして世にすぐれたる美男にて、在五中將の若盛りも、かくぞありけらんと思はるゝ程なりけり。若年なれども生まれつき物がたく、美女多き都近きに住ゐながら、なまめきたるかたには目もやらず、花柳の街にいざなふ者ありといへども、賤しき方には足だにむけず、明暮文武の道を學ぶことにのみ心を傾たれ、よき師につきて其の業を次第々々通達したりけり。家僕由助も、又生得實なる者にて、朝夕まめやかに仕へぬ。磯之丞家にあるときは、他の事はせず一向書を讀み、或は木太刀もて、由助を相人に劍術を試みなぞしけるに、自然由助も其の業を覺えけり。扨或日磯之丞師のもとへ行きて、夜道を歸りける折しも、月のいとさやけかりければ、道を廻へて男山八幡の社に至りける。そもそも此の宮社は、清和天皇貞觀元年八月、和州大安寺の僧行教といふもの、豐前宇佐の神に詣でて示現を蒙り、奏聞して當山鳩峯に勸請したるに、香水窟より湧き出でしゆゑに、岩清水となづけたるよし。山下の人家軒

を並べ、和光の塵も濁江の、河水にうかむうろくづは、げにも生けるを放つかと、深き誓ひもあらたにて、月のかつらの男山、さやけき影は所がら、木々の紅葉も照りそひて、日もかげろふの岩清水、苔の衣も妙なれば、みつの袂に影うつる、しるしの箱を納むなる、法の神宮寺、げにありがたき靈地なり。若松そばだちて山聳え、谷めぐりて諸木枝をつらね、いとかみさびたる鳩峯、越し來て見れば三千世界もよそならず、千里もおなじ月の夜の、あけの玉垣みとしろの、錦かけまくもかたじけなしと伏し拜みて、麓の野邊に出でけるに、千草の花盛んにして、色をかざり露をふくみて、蟲の音までも心ありげなり。頃しも七月盂蘭盆の時なりければ、此所彼所に高燈籠をともし、寺々には燈籠の飾物、或は花鳥或は草木、さま〴〵しほらしく造りなして、其の裏に燈火をともしてかけつらね、其の光あたかも白日のごとくなり。又それ〴〵の塚に到り、聖靈を向ふるとて、手毎に燈籠を提げて、ゆきかふ人あまたあり。磯之丞は道々彼方此方の寺院に立ちよりて燈籠を一覽し、覺えず時をうつしけるにぞ、往來ふ人も稀になり、寺々の燈火も消えて、物音も靜かなりければ、いざ歸らばやと思ひ急ぎ行きけるに、年のころほひ十一二歳とおぼしき、斬禿の女童、容貌きよらにいやしからざるが、美麗しく造りたる牡丹の花の燈籠を提げて唯一箇來り、磯之丞に對ひていふやう、妾は此の近き邊に宮仕しはんべる者なるが、今宵靈迎の爲、其の墓にまうでするに、途中にて具したる人を見失ひ、幼

き身の夜道なれば、何となく物恐ろしうて、道の案内はしりながら、ひとり歸るになやみ候。この
ねがはくは件奴を伴ひて、住家に送りたまはるまじや。馴れ／＼しき者とおぼさせ給はんが、せんかたな
さに願ひ候」と、いと賢くいひければ、いかにも難儀の體なれば、磯之丞不便に思ひ、我も歸
路を急ぐなれど、さまで遠からぬ道ならば、いかにも送りまゐらすべし」といふ。女童聞きて、「君は
何れの方へ歸り給ふや」といふに、磯之丞山崎の方へ歸るよしをいへば、「然らば送り給はるも順路な
り」といふにぞ、遂に相伴ひて行きぬ。秋草深き野道を行く事十四五町ばかりにして、少しく[illegible]
て松杉の一むら繁りたる所にいたり、女童のいへるは、「こゝこそ我が宿住まゐする所なり、苦しか
らざれば此方に立寄り給ひて、しばし道の勞れをもはらし給ひてんや」といひつゝ、導きて冠木門の裏に
通らし、一間の座敷に居らしめて、彼の牡丹の燈籠を軒端にかけおきて、おのれは奥のかたに行きぬ。
磯之丞四邊を見廻すに、やごとなき人の館と見えて、翠簾をたれ蔀をおろし、金碧の障子、朱欄干、
蘭燈臺の火影はかすかなれど、さやけき月のさしいるゝに、輝り合ひてこそ見えたりける。庭の景色も
なべてならず、遣水のながれにそひて、白き眞砂きよらかに、いろ／＼の奇石古木の間の石燈籠、その
[illegible]からなる風情あり。柴垣ひきめぐらしたるもとに、女郎花今をさかりに咲き亂れて、くちなし色の露に
しをれたるさま、月の光に隈なく見えて、[illegible]の色にやと疑はれぬれば、いよ／＼貴族の別業

ならめとぞ思ひける。さるにても此の年月しばしばゆきかへりするに、かかる館のありとだに知らざる事のいぶかしさよ、幼き者の案内にて、故もなくこゝに入り、長居せんは恐れあり、賊なりなんど怪しみを受けざる中に、とく歸らばやと思ひつゝ、已に身を起しける時、「やよ暫し留まらせたまへ。」と聲かけて、奧の方より若やかにあてなる女の、侍女とおぼしきが出で來りて、近く居より、「君はまさしく璠島の、何がしの殿にては坐さずや。」といふに、磯之丞驚きて見やれば、女打笑ひ、「心せかれてあらましをも聞え侍らねば、いぶかしみ給ふも理なり、君此のあたりを折々ゆき通ひ給ふを、妾が仕へまゐらする姫、いつのほどにか垣間見たまひ、夜晝となく戀しくおぼし、煩ひ給ふ事のやるかたなさに、折もあらば人傳ならで、聞え參らせんと思ふに甲斐ありて、今宵女童がはからずも伴ひ參らせしは、出雲の神の結び給ひけん緣なるらめ、せめて一夜なりとも姫の心を慰め給ひてよ、これはよしある人の果てなるが、世を厭ふ故ありて、あからさまに名を明さねど、後々は自ら知り給ふべき時のあるべし。」といふに、磯之丞はかく最媚きたる所に片時も留まるべきにあらず、とく歸らばやと思ふ心の頻りなれば、「僕が如き賤しき身を、さばかり深く思したまはる御志を、いなみ申すはおそれあれど、今宵はさりがたき事の侍れば、とく歸し給はれかし、又の日參りておん志に報い候べし。」と云ひ捨てて立たんとせし折しも、彼方の翠簾の裏より、錦の頸環を結び、眞紅の綬紐をつけ

たる虫、頭巾につけたる蝶を今々となぶしつゝ走り来て、機之丞が傍の叢をさへて待ちまとひむ
時に又侍女とおぼしき女二人出で来て、御簾を捲き上げたるに、几帳かけたる奥の方ぐらがりにうつ
麗しき姫、前の女童をつれて、しづやかに歩み出で、衣袖を目にしはへてもあいらたけれど、はづ
かしさにしでたはるゝごとなり。機之丞これを熟見るに、年の頃はまだ八ばかりと見ゆれども、明
眸の深さに、遠やかに動ける優なかふ風を描出したる衣裳を著て、白地の錦の帯を結び、百日前の
真実が好みや、顕に今様にあらず、古代めきたる打扮なれど、其の姿の凄艶なるは、夜に咲く花の
ことも云べて、平安朝の花の都の夏に咲れるがごとく、常世の物も他の事に変らせにけり。機之
丞はかねて希ひたる贔屓なれど、いかなる美人を見るとも、心をとゞむべき者にはあらねど、殊とい
ふなれ此の姫が艶なる骨柄しく、身上に帯ぶるばかりに色を添へ、かかる美女は世にあるものかとも思ひつゝ、
魂も消ゆるやうにみゆるなど、自ら去らざるに似たる思ひなく心惑ひて、魂も心もいとゞ浮きたちて、さての恋の姫に
むかひて日来恋しとおぼし給ひし魂の、ほかから来り給ふ、またなく嬉しき思ひするといひし、姫
は恥ぢらひ色ずりに余れど、かしこまらせ給ひけれど、秋霧にかすみて見ゆる月の風情あり。機之丞
は今心にかけて、前後を顧みる心も忘れて、傍に寄らずと悦びにけるに、侍女はいたりの様を見て
暫くの間にいでたひければ、女童黒棚にそなへたる、御酒肴を運び、しばし杯をめぐらしけるが、

侍女いへるは、「館はかく廣けれども、ゆゑありて世を忍び給ふ御身なれば、我が輩の外にかしづきまゐらする者なし、されば心をおきたまはず、ゆる〳〵明し給へ。」といひつゝ、心して皆退き出でければ、姫は恥ぢらひながら、磯之丞が手を携へて閨房に伴ふに、そらだきの薫えならず、螺鈿をちりばめたる二階の厨子におきならべたる文臺、香器、草紙、物語繪、文車、貝桶のたぐひ、すべてみな古代の物にして、世に似ずいみじく見ゆれば、張文成が遊仙窟の趣を、目下に見る心地して、人間の外に到れるかといぶかしむばかりなり。時に姫顔赧めつゝ「今宵かく逢ひ參らする事は、實に思ひまうけざる事にて、夢現ともわきがたくこそ候へ。月の下にて神々の、結びたまひし緣薄く、秋風はあらくとも、葉におく露をふりすてゝ、必ず變り給ふな。」と聞ゆれば、磯之丞、「さるにても君いづれの時、いづれの所にて、我を見し給ひしや。」と尋ぬれば、姫打笑ひ、「君は實に知り給ふまじ、いつぞや侍女等にすゝめられて、岩清水にまうでし折から、放生川の邊にて、ふと君を見參らせてより、戀の重荷を負ひそめて、露忘るゝひまもなく、したふ心は深草の、獨り伏見の鶉ならで、なかぬ日もなく焦れまゐらせしを、哀れとも見給へ。」といへば、磯之丞はひとしほわりなく覺えて、秋の夜の長きも今宵は短き心地して、ともに臥すとすれば、八聲の鳥に打驚かされて起きあがれば、姫は深く別れを惜しみ、「妾は世を忍ぶ身にしあれば、山本の神ならねども晝ははゞかりあり、夜はいつとても苦

しからねば、又も通ひ給はれかしといひつゝ、名殘惜しげに送りいだせば、磯之丞は夜の明けはてぬ中にと、いそぎて山崎の住家に歸り、昨夜は師のもとにて、物語に思はず夜を更かし、其所に一宿したりと、弓助にはいひおきぬ。かくて磯之丞家に歸りても、其の面影の忘られず、夢かと思へば移り香は身にとゞまり、睦言は耳に殘り、其の人の今も身に添ふ心地して、とかく戀ひしければ、其の次の夜も弓助には、師のもとへ去くと僞りて彼所にゆき終夜契りけるが、これより暮れにゆき曉に歸り、七日ばかりの間、連夜彼所にゆきて、一夜も家にあることなく、已にして七日の末に到りぬ。弓助が思ふやうは、日來物がたき御方なれど、さすが獨寢のさみしさに、傾城白拍子などに通ひ給ふにこそあるらめと、始めの程は思ひなりしが、頃日のふるまひふかく心元なき節なれば、ひたすら訝りて、一夜磯之丞が行くあとに、見え隱れにつきて彼所にいたり、つゞきて門内に入りけるに、誰とがむる者もなく、寂寞として物音なし。磯之丞は奧の方に入りけるにぞ、柴垣の間より窺ひ見るに、曩の磯之丞が目に見ゆる所とは大いに變り、軒端傾き柱歪み、翠簾破れ帯くつれ、障子おち雨漏り、蔦葛はひまとひ葎生ひ茂り、庭のさまもあれたき儘にあれて、遣水は落葉にうづもれ、石燈籠は草深き裏にたふれて苔むしぬ。唯女郎花の寄りたるのみ、詠めある樣なり。軒端に牡丹の燈籠をかけたる座敷に、薦席しきて、燈臺のもとに磯之丞、一具の骸骨によりそひて居たり。其の傍邊に二つの小器

骨あり、又ちひさき婢子、人のごとくに團扇を把ちて、磯之丞をあふぎ居たり。磯之丞何やらんものいへば、骸骨手足うごき、髑髏うなづきて、口とおぼしき所より、聲ひゞきいでて物語す。菓子樣の物を華飾に盛り、蓮の飯と思しきを、新しき折敷に盛り、又は銅の佛器に水をたゝへ、樒の葉を添へたるなどを置き列べて、かたはらの三つの骸骨、磯之丞をもてなす樣にて、起居まですべて生ける人の如くに働きぬ。弓助は此の體を見て、扨こそと大いに驚き、なほよく見屆けばやと思ひつゝ、身を忍びてぞ居たりける。磯之丞はかかる事とは露しらず、佛器の水は醑酒を酌む心地し、蓮の飯も美味なる肴と思ひつゝ、一向入興の樣子にて、扇もて膝を打ち拍子とりて、

　野草花をおびて蜀錦をつらね、桂林雨をはらつて松風をしらぶ

とうたひ、餘念なき體にて居たりけり。かかる折しも彼の牡丹燈籠の燈火の光を慕ひて、蝶二三つ四つ集まり、燈籠の邊を飛び廻りて、眞の牡丹に戲るゝが如くなりけるに、やがて手飼の猫、走り來りて柱にかけのぼり、蝶をめがけてくるひけるが、忽ち冷かなる風さつと吹きいれて、燈籠の火を消しければ、蝶もいづくにか飛び去り、猫も走りて退きぬ。時に三人の侍女等、これを見て驚きたるさまにて、「あな憎や、此方を窺ふ者ありと覺え候。」といへば、姫は打渇れて涙をはら〳〵と落し、磯之丞に對ひていひけるは、今宵はさはること侍れば、君をこゝに宿しまゐらすることなりがたし、名殘

は惜しく候へども、とく歸りたまはれかし」といふにぞ、磯之丞は侍女等がいひつる言葉は耳に留まらず、醜の女といふは心變りにやあらんと、思ひたがへて、いとゞ不興し、腹立顔にみつゝ物いはず、いとまごひだにせず走り出でけるが、跡には誰をはじめ皆同音に、わつと叫びて倒れ伏しける。磯之丞はさある事もしらず、されど人の心は變りやすきものよとうち恨みつゝ、歸路を急ぎければ、弓助も其の跡につきて家に歸りぬ。さて磯之丞は家に歸りても心すまず、胸の火やるかたなく焦るゝに、弓助を近く寄せていひけるは、「頃日の御振舞、現なき體におはすのみならず、御姿痩せ細り給ふやうに見ゆれば、甚怪しく存じ、今宵御跡を慕ひ參りて窺ひ見つるに、斯る所の墓に候」と、おのれが見たる所をつぶさにつげて、「全く妖怪の所爲に疑ひなく候」といへば、磯之丞これを聞くとひとしく、夢の醒めたる心地して、いたく驚き、「扨は我狐狸野猫の爲に迷はされしか、さもあらんには冥府の鬼に會ひたらん」といひし、彼所に行きたる時の有樣を詳しく語りけるに、弓助これを聞きて「何とて」と尋ぬれば、「我は御退とも思へども、只行かばやと思ふ心さへ起れば、自然足ひかれて彼所に到りしぞ」といふにぞ、弓助は益怪しみ、「彼所は志水といふ所にて候」といへば、「扨は左樣にありけるか、何にもあれ明朝汝と共に彼所に行き、妖怪の本を探るべし、我此の儘にくつをれなば、遂には一命を奪はるべし、自ら志を猛くして、妖に勝つに如くべからず」といひて、其の夜は且つ打伏

しけるに、しばしありて磯之丞が枕上に立てたる屏風を、さらりとあくる音のしけるにぞ、目を開きて見るに、消えかゝりてくらき燈臺のかげに立ちたるは、正しく彼の姫なり。磯之丞は心の裏に、妖怪みづから此に來ること幸ひなれ、只一打と思ひつゝ刀をとり、鐔元をくつろげて窺ひ居たるに、姫は疾くその心を知りけるにや、涙を瀧の如くに落しつゝいひけるは、「さばかり怪しみ思し給ふも、理なり、今は包まず我が身の上を、詳かに語り申さばやと思ひ侍りて、こゝまで參り候なり。其の實と申すは、妾婆娑に在りし時は御身の妻なり、おん身は前生にて妾が夫なり。人皇五十一代平城天皇の御時に、小野頼風といひし人は、卽ちおん身の前生にて、女郎花といひし女は妾が事なり。妾御身の妻となり京に住みて、夫婦仲むつまじく連れ添ひけるに、おん身薊といふ妾女を召仕ひたまひ、其の女妾を憎みて、さまざま讒言をきこえし故に、おん身妾をうとみ給ひて、志水なる別業に押籠め給ひ、唯三人の侍女のみを附け置き給ひて、音信だにしたまはず、つひに薊を本妻となし給ふ。妾其の事を聞きて妬さ恨めしさに堪へず、放生川の末に身をなげて死しをはんぬ。然るにおん身やうやう薊が讒言をきこえし事を曉り知りたまひ、恥ぢおぼして妾が非命に死したるを憐れ給ひ、兎角して妾がむなしき骸を索め出したまひて、一つの塚につき籠めたまひ、後をば追ひ續けたまひぬ。又の年の秋妾が塚より、一本の草を生じて花咲きたり。妾身を沈めし時、款冬がさねの衣を脱ぎすてたる

が、朽ちて此の草となりしゆゑに、其の花黄に咲きぬ。世の人やさしき花なりとて、これを女郎花と
よびぬ。これ妾が閻浮を戀しくおもふ魂魄、此の草に還着して生ひ出でしなり。されば身を妾になして
おぼし、常に詣でて彼の花のもとによりそひけるに、妾が恨みし花に殘り、寄り來る袖を捕へて離さず、
たち退きたまへばもとの如く、おのづから恨み風情をなしけるにぞ、おん身なほ哀れさまさり思ひ給
ひ、無慙やな我故にあんなき水に沈みきえて、いたづらなる身となりし、ひとへに我が故ぞかし、
しかし浮世に住まぬまでとおもひきはめ給ひ、同じ道にならんとおぼしめして、又同じ川に沈み給ひ
ぬ、空しくなり給ひしを取りあげて、ともに土中に籠めしより、妾が塚を女塚といひ、おん身の塚を
男塚といひ、男山といふ名もおこり、彼の川を放生川といひそめしなり。此によりて貫之も、男山の
昔を思ひて、女郎花の一時を、くねると書きし水莖の、あとの世までもなつかしく、邪淫の悪鬼は身
を責めて、其の念力の道とさかしき男山の上に、戀しき御身の姿見ゆれば、戀しやと思ひ、行き
のぼれば、劍は身を通し、磐石は骨を碎き、諸ろさへなほおそろしき、劍の枝のたわわまで、罪のほど
さは限りなく、種々の呵責をうけたること、今思へば已に數百年におよべども、地獄中にありては、
わづかに十年ばかりの心地せり。近來やうやう閻魔王の赦しをうけて、娑婆に往來することを得たれ
ば、盂蘭盆の時を幸ひに、姿を現してあひ參らせ、年來の執着を語らひ合ふ間に晴らしぬ。然るに情の

程、我々が本體を他の人に見られしゆゑに、最早あひ參らする事なりがたし、三人の侍女等は、妾が身を投げしとき、悲しみの餘りに共に入水して、其の魂魄今に於て妾に仕へ候なり。女童は妾が世にふるとき、めでたりし婢子の精にてはべり、酒肴となして進めまゐらせたるは、志水の正法寺に於て、妾が靈に備へたる、手向の水蓮の飯のたぐひにて、すべて淸き物なり、穢れたる物となおぼし給ひそ、牡丹燈も彼の寺より塚にかけ賜はる物なり。我々が本體をうかゞふ人ありしゆゑに、冥途の風吹き來りて燈火を消しぬ。又御身と妾が前々生は、おん身は牝猫妾は牡猫にて、共に攝州天王寺の僧坊に養はれしが、おん身は常に經藏を護りて、經卷を食らふ鼠を制し給ひしにより、死後其の像を刻みて山門の欄間におく、猫の門といふは是れなり。其の功德によりて人間に生をかへ男子となり、賴風と生まれ給ふ。妾は常に俗家に往來して魚肉を食らひ、佛具を穢せし罪によりて女となり、女郎花と生まれて非業に死し、ながく苦惱をうけ、成佛は更なり再び人間にすら生まるゝ事を得ず、御身も非命に死し給へども、前々生の宿果によりて、再び人間に生まれ出で給ひしなり。さりながら妾も已に罪障を滅し、時到りて地獄を脫れ、近きうちに再び女に生まれて、娑婆に出ではべるなり、これ御身と二世の緣ありて、又夫婦となるべき宿因ある故なり。其の時の證の爲に、これをまゐらす」といひて、貝合の貝のかたしを與へ、此の貝のかたしを掌の裏に握りて生まれたる者は、妾が再生

と聞し給へ」と、告げ終りて去ると思ひしが、八幡の鐘に驚かされて眠りを醒し、枕上に彼の貝のかたしあるを見れば、是れ正夢なり。貝を取り揚げてつらつら見るに、裏の繪は[illegible]に古代の物なり。扨は我前生は小野頼風にて、彼は女郎花姫の靈魂にてありけるか、平城天皇の御時といへば、今長祿の時に至り數百年を經て、執着の念ひ滅せざるは、凡慮の及ばざる所なり、再生して我が妻となるといひしも、違ふべからずと奇異の思ひをなし、彼の貝を取納め、弓助も眠りを醒して起き來にければ、斯樣々々と委しく語り、主從二人志水の里にいたりて、彼の遺跡を尋ねけるに、弓助が目に[illegible]と見えしも、正法寺の三昧堂にて、此の邊すべて女郎花生ひ茂りて他の草を交へず、[illegible]むしたる五輪の塔二つあり、覆ひの柱に牡丹の燈籠をかけたり。[illegible]これを見て[illegible]數百年を經て自己前生の我が塚を見る事、和漢共に例を聞かざる事なり、我が身の上に[illegible]ひやれば、すゞろに悲しく覺ゆれど、[illegible]といひて涙を落し、弓助に示しけるは、[illegible]る句に、花の色は蒸せる粟の如し、俗呼んで女郎とすといへるより、後の哥にも、[illegible]ばしの女郎花誰が嫁く粟の色に咲くらん」などよめり。漢名を敗醤といふ。本草綱目に載する所、[illegible]恭が説は花黄なりといふ、陳藏器が説は花白しといへり。花の白きを世俗に[illegible]といふなり。[illegible]詩に、木蘭香作女郎來といふ句あれば、唐土にては木蘭花をも女郎花といふなり。又[illegible]、何

文は漢の人なり、一女子あり、容顔美、卒死す、葬して明日其の塚を見れば、盡く菊花となる、故に菊花など名づく、亦女郎花と名づくとあれば、菊をも女郎花と稱するなり。是れ此の女郎花塚の物語と、和漢相似たる故事なりとは兼て思ひ居りしが、我が身の上に當ることとは更に思ひよらざるなり。」とて、生死流轉の理、凡慮の外なる事を感じて、家に歸りける折しも、國元より飛脚到來して、父豹太夫が書狀を呈す。磯之丞これを讀むに、此の度名和の館に召し出されたる事の始終を委しく記し夫れにつき汝をも御目見え致さすべきあひだ、とく〳〵歸國すべしと書きたれば、磯之丞は更なり弓助もいと喜び、俄に家財をとりをさめて翌日發足し、磯之丞弓助飛脚の者すべて三人、伯州さして急ぎ歸りぬ。さても瑤島豹太夫は、才徳の秀でたるにより、名和の館に召し出されて高祿を賜はり、召仕の男女も多くなりて、自ら家内賑はしくくらしけるが、磯之丞弓助を具して歸國しけるにぞ、豹太夫夫婦大いによろこび、頓て此のよしを主君長知にきこえけるに、早速磯之丞を面前に召しいだされて杯を賜はり、是れより彼を近仕の者に加へてぞつかはれける。かくて後は物語るべき事もなく打過ぎ、光陰移りて翌年の春の頃に到りけるが、此の時足利義政公、東山の銀閣に於て古器名畫を集め、これを展覽し給ふべき御催しあるにより、兼て聞き及び給ひぬる名和の家に傳はる名器、浮牡丹の香爐を急ぎ都にのぼすべし、展覽すみなば速かに返し遣はすべきよしの嚴命をぞくだされける。

抑浮牡丹の香爐といふもの、世に類多しといへども、名和の家に傳はるは尋常ならず、往昔後醍醐天皇、名和又太郎長年に賜はりし物にて、唐の玄宗皇帝楊國忠に勅し、五嶽の土を集めて香爐を作らせ、みづから宸筆をくだして牡丹花を畫き、其の繪を摸さしめ、青磁に燒かせて楊貴妃に賜ふ。貴妃これを驪山の華清宮に於て、常に愛玩せし物にて、世に二つなき寶器なりける程に長年はこれを叡覧を蒙り、此の香爐を都に召上げらるべき用意ありけるに、義政公兼て風流文雅を好ませ給ふによつて、附き從ふ臣等も都て是れ優美の輩なれば、鄙に育ちし田夫野人の如き者共を遣はし、鄙人の笑ひとなりては家の恥辱なり、殊に大事の使なれば、物馴れたる者にあらざれば、つかはしがたしとおぼす心あるにぞ、此の使者は高太夫の外になしと定められ、高太夫を召して此の事を命ぜられければ、高太夫謹みて承はり、大事の御使を仰せ付けらるゝ事、身の面目此の上なし」と、御受け申して退き、急ぎ旅の装ひをとゝのへ、門出を祝して杯を廻らし、香爐を受取り、箱の上に錦のおほひして、自ら首にかけ駕籠に乗り、供人數多召し具して發駕しけるにぞ、妻八雲は「恙なく歸國し給へ」といひて門送りし、磯之丞は弓助を具して、一里許り送り行き、酒店に立寄りて再び又祝酒を酌み交しけるが、高太夫が懐より香の煙の細き黒氣、絲を繰り出すやうに出でて空中に消え失せけるにぞ、磯之丞是れを見て不思議に思ひ「若し懐に袖香爐などを入れられしか。」と尋ぬれども「左にあらず。」といふ。

○浮牡丹香爐圖　浮牡丹沈牡丹考

世人浮牡丹を知て沈牡丹を知ざる人多なり鳳凰に

万宝全書云浮牡丹青磁上手の物水注などあり但

入膳あり浮牡丹は内の絵紋おきよる

様にして蘂とらけてる様にみゆるものなり

道具、鉢皿花生等其外いろいろ多し

又牡丹手といふあり沈牡丹あり唐草の紋あり

とらいかれば浮牡丹沈牡丹ともに青磁の一種にして

香爐ふいづくらは万の器あれども唯香爐のみ其名高は雅製の術あるにかし

浮牡丹沈牡丹の名あるは絵紋のたくみよりなるによりて名づけり

氣よわき時は、目には見ゆる事なかりければ、さほどにしとも思はず、彌之介猶も眼がすゞしかりしもの
と見えしかと思ひかへせど、逆恨に立かへりけるが、猿立つ人に似しかも拂ひぬれば、却つて弱しとも思
と思ひ、心一つにさすらひてつひに別れをなし、門にたち歸り、只一人彌之介動きとれぬに定め
ぬ。是に宮太郎左衛門は剃髪して後、鳩八郎兩人と與に、一所不住に月日を送りけるが、へ
拂なが爲に出づる事の如く、殊に御事はさまたげられたることを深く遺恨に思ひ、とかく折を得て此の仇を報ゆべしと心を碎き
ゐが、此の度淨瑠璃の話を聞へて都に上るを聞き、これよき時節なりと、宿役を打つて、首尾を
ならば一分の幸ひなりと思ひ、鳩八を左り宗吉に二人しなはせ、信州四州の境、四ツ峠といふ所に待ち
寢に、三人手して隱れて、宮太郎大が打つを、今や〳〵と待ち居たり。鳩八も左はかかる[illegible]
るべしとは夢にだもしらず、急ぎの旅なれば、此の日を暮して何の油斷にさしかゝりけるに、待ちま
うけたる[illegible]、闇ひつかゝりて、[illegible]
光にこれと見て、ねらひすまして、火門[illegible]をあてれば、[illegible]
てけるにぞ、賊人等一同に「これ曲者の仕わざぞ」と騒ぎ立てたる所へ、鳩八鳩八郎兩人等しく走せ下
り、[illegible]刀の稻光に、[illegible]若黨ども、二太刀三太刀戰ひしが、いかでか敵することを能
ふべき、[illegible]共に、[illegible]

一人も逃さじと鳩八堂九郎、等しく跡を慕ひて追ひ去きぬ。嵯峨右衛門は彼等ごときは我が手をくだすに及ばずと、最前より地藏の頭に腰かけて、見物して居たりけるが、仕すましたりと飛びくだり、折しも風に雲散りて、月のきらめく氷の刃、すらりと抜いたる勢にて、乘物の戸を開き、豹太夫が襟首掴みて引き出せば、豹太夫は朱に染り、刀の柄を握りつめては居たれども、肩のあたりを打貫かれ、即死をせざる許りにて、働く事も能はず、嵯峨右衛門と見るより、怒りの牙を噛みならし、苦しき息を吻とつきて、「扨は汝が仕業にてありけるか、尋常の勝負はせず、飛道具のだまし打ち、卑怯至極の振舞」と罵れば、嵯峨右衛門せゝら笑ひ、「汝が如き雲雀骨、摑みひしぐは安けれども、若し隙入れて供の奴原、一人も打漏らさば、後日の害げと、深き思案の飛道具、遺恨の筒先思ひしつたるか、香爐も此の方へ渡すべし。」と、奪ひ取つて懐中し、泥足にて面上を踏み付け〳〵、踏みにじり、「口惜しいか無念なるか、夜に入つては往來稀なる此の難所、これから汝を一寸試しの嬲斬り、苦痛をさする覺悟せよ。」と、胸ぐらとつて引起し、且つ片腕を斬り落さんと、已に刀を振上げたるに、豹太夫背後さまに手探りして、駕籠の裏なる白木の箱をとつて、嵯峨右衛門に打付けたるに、箱の裏より數多の蛇出でて、嵯峨右衛門が懐に入り、或は手足に纏絡きけるにぞ、あつと叫び氣絶して、地上に撲的倒れたり。豹太夫やう〳〵刀を抜いて、嵯峨右衛門が上に跨り、吭を掻切さんとしたる所に、鳩八

堂九郎立戻つて此の體を見るより、雙方より對太夫を一刀に、斬りたれば、對太夫刀おとさず、の仕さまに倒れたり。鳩八立ち寄つてとゞめの刀をさゝんとしたる折しも、向面の方より提灯とぼさせ、早馬にて馳せ來る者ありけるにぞ、見付けられては一大事と、忙はしく磯右衛門を相圖に二人は、三人倶に行方知れずなりにけり。

扨も磯之丞は家に歸りても、彼の黒氣を見たる事兎角心に懸り、弓助には彼を見たりといはねど、殊更頻りに心を痛ましてやまざれば、父の身の上氣遣はしくせめて、今夜の宿りまで追ひゆき、鞍置つゝそひて、樣子を試し見ばやとおもひ、早馬にて跡を慕ひて此の所に來り、先づ乘物を見つけて大いに驚き馬より飛び下り、弓助に提灯照らさせて四邊を見るに、對太夫道上に倒れて居けるにぞ、大いに仰天し引起して見れば、朱に染りて深手を負ひたる樣子なり。殊に手をかけて見るに、未だ溫かみありければ、急ぎ仕ひて印籠の醒藥を取出し、馬柄に清水を汲み、藥と共に口の中にそゝぎ、されて、弓助もろとも介抱し、耳に口あて頻りに叫び醒しけるに、親子一世の名殘とて、死目にあはんとや、因縁にや、息吹きかへして目をひらき、「何磯之丞とや、よき所へ來りしぞ、敵は大島磯右衛門、助太刀は鳩八堂九郎兩人なり、我と兼て彼遺恨を含み、若し旅中に於て我を襲はんも計られずと思ひ、彼が爲に一匹の小蛇は、十騎二十騎の伏勢にまされりと思ひし故、箱の裏に數多の蛇を押し拵へ、

しが、飛道具の忍打せんとは思ひよらず、言語に絶えたる卑怯者、大切の香爐も彼が爲に奪はれぬ、いひ殘したき事數多あれど、苦しうていはれぬ。」と、これを此の世の名殘にて、諸行無常の夜嵐に、溢れて脆き草の露、峯の猿も鳴き添へて、寂滅爲樂の別霜、消えてはかなくなりにけり。時に怪しや豹太夫が懐より一道の黒氣、煙の如くむら〳〵と立上りて空中に消え失せぬ。是れ乃ち災ひの神蕃妖に誘はれ、兩道の煙につきて、豹太夫と嵯峨右衞門にのり移り、先づ豹太夫に災ひして、一道の妖氣去りたるなり。嵯峨右衞門に憑きたる災ひの神は、如何なる事をかなすらん、後々の卷を讀み得て知るべきなり。

此の時磯之丞彼の妖氣を見て、晝見し黒氣果して凶事の前表にてありしと思ひつゝ、死骸にひしととりつきて、悲嘆の涙にむせ返りぬ。弓助も側に泣き伏して居たりしが、何思ひけん勢ひこんで跳け出しけるにぞ、磯之丞聲をかけ、「やれまて弓助、汝は何方へ行くぞ。」といはれて立戻り、「嵯峨右衞門が跡を追ひかけて、捕へん爲に。」と答ふれば、「そりや其方は彼が行方を知つて走るか、知らねば何方と的もなし。蜘手にわかる此の山路、當なく追ふは無益なり、狼狽へる所にあらず。山中といひ夜中といひ、猛獸の愁へあれば、遺骸を片時も爰に置き難し。我は暫く此にありて護るべければ、汝は急ぎ麓に下り、人を雇ひて來るべし。」といふにぞ、げに理と疎忽を恥ぢて麓に下り、良あつて二人の

農夫を雇ひ、両掛を担たしめて来りぬれば、磯之丞弓助もろとも庭に招き寄して家拵に乗らしめ、これを二人の雇人に擔かせ、磯之丞は馬上にし、舘に下り、田畠を預けて家内を預けおき、弓助を守に附けおき、己は馬を馳せて急ぎ帰り、其の由を委しく舘に告げ聞えけるに、長知首尾を問はれたるに聞きて、いたく驚き、早速かかる事に管る家士等を遣はして、猪太夫が屍を見せしめるに、一いふにも御道具に二相それし體なり、と申せば、其の屍は彼が家に送りて葬らせけるに、此八重垣いふも更なり、長知の内室に仕ふる娘八重垣が嘆き、寵し盡すべうもあらず。扨其翌朝に使者を以て、昔櫃を奪はれたる事を足利家へ通じけるに、義政公聞召され、寶を惜しむと仰せありて、寶不明の由なれば、長知甚だ心を苦しめ、急ぎ家士等に命じて四方に走らせ、[illegible]甚しくたづねさせ、猪太夫が不慮の横死、跡に殘れる妻子等も不便とは思ひながら、[illegible]し叫び、足利家への分説なければ、汝等を其の儘にさしおき難しとて、[illegible]八雲磯之丞八重垣等母子三人を、阿呆拂ひにぞせられける。これによりて各住なれし処を、[illegible]おのれ／＼が縁類に縁り、唯弓助一人何方までもと附き従ひければ、主從四人住み慣れたる故郷の空を背後になし、行方もしれぬ旅路の霧を眼前に見て、おの／＼袖を絞りて出で行きぬ。猪太夫が打たれし時、逃げ延びたる従者等は、娘八堂九郎に斬られて死し、此所彼所より[illegible]の出でたるもあれど、

或は行方知れざるもありけるとぞ。

第四回　連印鈕號　上回

斯くて八雲隱之丞等は、何所とて身を寄すべき所もなく、殊更八雲は此の時懷胎にてありければ、長く旅路にあらん事氣遣はしく、前に召仕ひたる水草といふ婢女、故郷丹後國に歸り、今は夫を持ちて暮すよし、折々音信をいたしければ、是れをたよりに且づ丹後國を志して去くに、歩み馴れざる女の足のはかどらねば、日數經てやう／＼行き著きたるが、水草が夫の名の與三といふ事と、其の住所成相の觀音道といふ事は兼て聞きしかど、村の名を知らず、かかる事のあるべしとも思はねば、聞き盡しても置かぬ後悔さよと思ひつゝ、成相の觀音近き邊にて、水草といふ若き妻持ちたる、與三といふ者とて尋ねけれども、同じ名の者が幾人もありとて知れ難く、殆んど尋ね侘びて此彼を彷徨ひ、何れの所にやあらん、一つの土橋を越えて、四五町去くに酒食を賣る家のありければ、飢ゑに臨みたる折節、これ幸ひと立寄りて、四人ひとしく門口に竝べたる凳に見かけて休らひ、飯求めて打喫らひつゝ四方を顧みるに、頃しも彌生の初めなれば、桃櫻咲き交ぜて、風に音する松が枝に、かゝれる藤は瑤琴に、かざる紐かと疑はれ、垣に結ひこむ茶蘼の、枝もたわゝに咲き亂れて、いと詠めあるさ

まなれど、心に愁へ多ければ、くちなしにして言はず、目も留めずして居たりけり。しかるに向面の垂柳の下に、牛を繋ぎ置きたるに、絲車、陶、苞卵、干大根、袋茶、生魚など荷鞍に結び附けたるうちに、いろ／＼の小裂をあつめて、見事に縫ひたる袋を、結び下げて置きけるを、八雲楊枝つかひつゝ、何の心もなく見居たるに、其の袋の裂のうちに、豹太夫が家の紋つきたる、熨斗目の裂の縫ひ交ぜてあるにぞ、目を留めてよく／＼見れば、其の外にも見覺えの裂あつて、前方水草に與へたる裂どもなれば、扨はと心つき、酒屋の老女に向ひ、「彼所に繋ぎたる牛の主の名は、何といふ」と聞けるに、おふたる頃して、「與三後家の牛なり」と答へければ、扨こそと喜び、「其の人は何方へ行きしぞ」と再び問ひければ、折しも、一箇の女、中染の布子の裔を高くかゝげ、脛巾草鞋を結び、髪には油氣もなく、朱雀の木櫛插みて、いと鄙びたる様なるが、前面の網すきの家より、出で來るを熟見れば、面の色は黒みたれど、疑ひもなき水草なれば、八雲は冥途にて佛にあひつる心地し、飛び立つ様にして、「水草なつかしや」といへば、水草は此方の四人を見て、大いに訝しむさまにて腰屈めつゝ、「こは思ひかけざる事かな、御慰みの旅にしては、物とゝのはぬ御打扮、氣遣はしさよ」といへば、八雲は涙を前におとして、「是れにはつもる物語あれど、此では委しく語りがたし。そちが住所に尋ね行きたるに、圖らず此で出で會ひしは、我々が幸ひなり」といふ。磯之丞いひけるは、「前ほど旅人に後れ、

彼所の土橋の上にて、草鞋の紐をしめ直すとて、誤りて取り落し、牛の角にかゝりしを取りて與へしは、今思へばそちなり。手巾にて顔つゝみたれば、露ばかりも心づかず。」といへば、水草「いかにもさあり、笠深くかづき給ひし故に、妾も殿とは思ひはべらず、おくれて此に參りしなり。妾が住家はこれより一里ばかり隔ちて、與謝海近き藻屑村と申す所に候。いざ〳〵御出で候へかし。」とて、弓助が持ちたる荷物を牛に附けて、其の上に八雲を乘らしめければ、弓助は飯の價をつぐのひ、身輕になりて便りよしとて八重垣を背負ひ、磯之丞もろとも水草が案內につきて彼が住家へ急ぎ行きぬ。かくて其の所に到るに、名におへる海橋立與謝海、眺望無雙の濱邊なれども、人里遠き荷家の、垣間まばらに軒傾きて、時雨も月もさこそ漏るらめと思はれけり。水草は家內の塵を打拂ひ、四人を迎へ入れて且つ八雲に對ひ、「御物語をとく聞かせ給へ。」と氣をせけば、八雲は淚を潸然と落しつゝ、「道すがら物語らんも、人の聞かんを恐れていはず。」とて、石生團七が事より起りて、豹太夫嵯峨右衛門と果しあひに及びたる事を始めとし、嵯峨右衛門豹太夫を欺打にして、浮牡丹の香爐を奪ひ、其の越度によりて母子二人、阿呆拂になりし終りまで委しく語り、我が身懷胎の事をも語り加へ、「そちを便りに尋ね來し。」といへば、水草は是れを聞きて且驚き且悲しみ、淚にくれてしばし返答もせざりしが、ややありて目を押拭ひ、「御主人さまの不慮の御最期、殊更御家を失ひ給ふ御災難、申しあぐべき詞もな

し、妾が身にも種々に、思ふ事のありし故、ひさしく安否もうかゞはず、心の外に背きぬ。父は畑作と申す百姓にて、少しの田地を持ちつるが、妾が為に腹がはりの兄泥六と申すもの、類なき無頼漢にて、博奕非道を事と致し、屡親に難儀を負はせ、其の上父に隠して田地を賣代なし、其所、父怒りて勘當いたし、今は何方に居るならん、行方さへ知れ侍らず。其の後父母打續きて亡き人の數に入り、跡とる者のあらざれば、彼の田地を失ふに忍びず、御殿勤めて古郷に歸り、甲人の名にて、猶上の與三と申す者を聟にとり、夫婦農業を助け合ひて打過ぎぬ。悲しき事を申し上げるは不吉な物。然るに夫も父去年の冬、時によりて身罷り、今は妾の所有し、僅かな糧の手業にて朝夕をつる様さへ、繼き本家の稀事、寛り疲れたる田畑にて、一層静かならでは頼み少く、家作より外に流らすべき程も侍らぬ貧家なれど、御遠慮ない方とてのおすみ、御主人様の落目際、御供の事も難い申すはかる時、如何様にしてなりとも、おかくまひ申すべしと、義理固に言はれて、いと頼もしく見えけるにぞ、四人の者は安堵して打寛ぎければ、水草亦いひけるは、「前夜御本宜いたせしとき、武家に仕へをする者は、女ながらも少しは武藝を嗜みてこそと存ぜしにも、御本宜の心よく〳〵に、國七より學びのへたるひ、太刀合せ拍の一手、少しづゝ學び覺えしが不用立ち、獨住の女と元て侮られぬは其の蔭またかの牛は父畑作が、子飼の時より不便をかけて、久しくつかひし牛なるに、今は不用の物なれど

も、父の遺物と思ひ侍りて、今に養ひおき候」と、問はず語も底意なき饗應ぶりの閑話「幸ひ竹葉も一陶、有合はせたる苞鶏卵、所柄なる丹後鰤、何はなしとも尾首を、つけてお祝ひ申すべし」とて、かひがひしく立ちはたらき、酒食を調じて出しけり。時に儀之丞、佛壇の裏を見れば、錆びたる鎌と魚網を供へ、香華手向けてありけるにぞ、「こは何故」と尋ぬれば、水草いひけるは、「訝り給ふは宜ぞかし。あの鎌は亡父細作が手馴れし物、九夏の天も畑打つ腰に、焼鎌の暑さを忘れ、玄冬の旦も氷る手鎌に、薹刈の寒さ厭はぬ營みの、辛苦を經たる遺留物、又一品は夫與三が、憂き世渡の漁具なり。女に似合はぬ業なれど、妾も網を打ち習ひ、共に世過を助けしが、明暮殺す鱗魚の、數を盡して身一つを、助くる事の拙きよと思ひ侍りて、夫身罷りて后は、淺ましき營みを止め、殺生の罪科も、海士の焼く火と消え失せて、黒縄地獄の縄の目を、脱れて佛果を得よかしと、夫の爲に罪ほろぼし、我が身の爲に懺悔の印、かく二品を供へ置きて、朝夕手向くる香花も、父と夫に仕ふる意、女の愚癡の恥かしや」といへば、四人はこれを聞き、其の志の殊勝さを感嘆して、覺えず涙を落しけり。かくて四人の者は、此の日を始めとして、しばらく此の家にとゞまりけるが、海士のたく藻の夕煙、身をたくべきにあらねども、住めば所による浪の、音かしましき海邊にて、松濤の風蘆花の月、時にあらぬも思ひやる、耳にふるゝも目に見るも、なれぬ住居の鬱悒さを、忍びておくる月日貝、世に出る

時た㙇貝に、常世の濱と思ふ子を、水松かはあき海潮、蒲生も逍きて人間の、岡目も見た隣て、蜑さをかこふ薦屏風、折り焼く葦の終夜、凪も侘びぬればおのづから、逍き來し方の悲しさを、忘るゝひまも波ならで、干す時もなき海士衣、雨の秋いつと限らねば、其に住む蟲の我からと、音をのみ泣きあかしつゝ、只水草が誠心を盡して、まめやかに仕ふるを、神濤が舟の揖と思ひて、憂き日を爰に過しけり。扨一日八雲磯之丞を近づけていひけるは、「君父の讎には倶に天を戴かずといふ語、いはずとも定めて知りつらん。徒らに日を送るべきにあらず、嵯峨右衛門が行方香爐の有所、居ながら知るべき謂れなし。とく／＼旅路に出立せよ。」といふに、磯之丞「命せ宜なり、父母の讎に居る事、苫に寢ね干を枕とし不仕と申せば、一日も安閑と暮す心はなく候へども、御病苦の御身を氣づかひ、兎角出でかね候。」といへば、八雲いはく「我が身は八重垣附從ひ居る上に、水草は初まりの女なれば、何事ありとも氣づかひなし、我若しかゝる身にあらずば、共に旅路に出で立ちて、我ながらも嵯峨右衛門を一太刀恨みて亡夫の靈に手向けたく思へども、折あしく只ならぬ身なれば、しか思ふかひもなし。急ぎ旅の用意せよ。」といへば、有助傍にありて磯之丞に向ひ、「君は京に住して嵯峨右衛門を見知り給ふまじ、拙者は御國元へ使の折々、彼が面をよく見知り、鵜八堂九郎等両人も見知てあれば、いづくまでも御供して、御本望を遂げさせ進らすべし。」といふ。磯之丞いはく、「我も然にして國元

へ中歸りせしとき、彼等三人をよく見覺え置きぬ。」といへば、八雲またいはく「弓助を供に連れゆかば、我も大いに安堵なり。此の度旅に赴かば、母ありとも妹ありとも思ふべからず。我等に心ひかされなば、自ら氣臆れすべし。唯讐を復して靈魂を慰し、香爐を得て家再興こそ肝要なれ。我が身の上を心にかけ、事をも遂げず半途より、若しも歸らば其の時は、勘當なるぞしか思へ。」といひて、志を勵ますれば、磯之丞いはく「いち〳〵畏みうけ給はり候。必ず御心を惱まし給ふ事なかれ。その御教訓が我が爲の鎧、腹卷、籠手、脛當、忠といふ字を兜となし孝といふ字を戟となし、たとひ敵鐵城に籠り石門に隱るゝとも、一念の誠を以て尋ね出し、頓て首ひつ提げて立歸り、父靈魂の恨みをはらし、母人の御心を安んずべし。」と、拳をかたく握りつめ、勢ひこみていひければ、八雲は喜び、「いさぎよし〳〵、さる勇ましき志にあらざれば、本望は遂し難し。さりながら旅に過ぎたる哀れはなし、況んやいづくと當もなく、いつといふ限りもしれぬ旅なれば、さぞ憂き事の多からめ。深山路に行き暮れて、苔の筵に露を敷き、遠き野原を分け侘びて、草の枕に霜を結ぶ、煙の蓑に雨の笠、塵ばむ脛巾破草鞋、想像るさへ憂き物を、勸めて行かす母の氣を、推量せよ。」といひさして、面に蔽ふ袖垣の、間より漏るゝ萩の露、勇ます詞ひきかへて、涙もろきは女なり。磯之丞は是れを聞き、母の慈愛を感嘆し、胸せまりて言はず、只俯きて居たりけり。水草も傍にありて、「母上さま八重垣さ

ふの御事は必ず氣遣ひし給ふな。只御身恙なく、御本望を遂げ給ひ、早く御歸國願ひ侍る。」といへば、八重垣も共に詞を添へたるにぞ、彌之助は國に心を殘しつゝ、行裝を調へける中、旅に路用を負はれたれば、鬘へも渡しけれど、これを二つに別ちて、一分は御草に預けて牌の小遣銀とし、一分は自らの路銀となして携ふるに、八雲一腰の刀を出し、これは主君より拜領の寶に賜はりし、千手院力王の名作なり。父の遺物の魂なれば、今より是れを汝が差料とし、これにて仇を報ゆべし。是れまでの汝が差料は別にたづさへて、若し路銀の盡きたる時、當座の代に使へかし」とて、一腰を與へたれば、彌之丞押戴きて受け納め、早速吉日をえらび、酒肴をかはして門出の祝ひ、旅裝を具して發足し、何處といふ當もなければ、先づ都の方へ心ざしぬ。かくて八重垣は、獨淋しき閨の手枕して、僅かの代に身をつかへば、頭を梳るひまもなく、髪は藻屑と二つに亂し、衣は布子の二枚ならねば、絲まで細く痩せ枯れて、垢づく肌の針目衣、奈具の里の井を汲みては、衣を失ひて家路まどひし天少女の心地せられ、八峰山の柴を刈りては、草刈の笛を吹き千早振る神代を想ひ、釣しし王の昔を思ひ、嘆しのもとに涙を、大伴古折數、よろづに事缺茶碗、足らぬがちなる貧しさを、見せじとつゝむ頭巾、葦の穂綿もこなひて、獨ひかねし哀帯なれど、千辛萬苦を厭はずして、二夫を經ぬ貞心は、やさしくも又哀れなり。八雲八重垣等は是れを見るにしのびず、我々かくいたづらに暮しては、かへつて退屈に思ふなれ

ば、徒然を慰むる爲にと言做して、母子倶に絲をとり苧を績みて、少しも足しになれかしと思へど、仕馴れぬ業なればはか〴〵しくもなかりけり。一日八雲後方の縛壁押上げて、海面を見渡しつゝ、

與謝海鹽干に遠き月影のまたもとの江にすまさらめやは

かく詠じて自ら心を慰めぬ。かくて又しばらく月日を送りけるに、八雲はたゞならぬ身なるうへに、さま〴〵の苦たつみけるゆゑにや、病の牀に臥して惱みければ、八重垣水草諸共に、枕方後方に附き添ひて、終日終夜看病に油斷なく、醫者をむかへて藥を乞ひ、療治に心を盡したるが、藥石の驗も見えず、食も進まず痩せ細りて、日に異におもく病みまさり、いつ愈りはつべうも見えざりけり。

卷之四

第四回　連印銘號　下回

さる程に八雲は、病の床に日を送りて、已に秋の末になりぬ。閨の内も淋しく成るに、八重垣は身心深き者なれば、妹の病を愁ふる事限りなく、昼夜傍をはなれず看病しけるが、ある日妹の目睡み給ふ間に、薬を煎じつゝ思ひけるは、さらば我に神は女子の命を……と聞くに、其の命ば已に露の様に、も御産の程もさして覚束なし。少しも早く快気ありて、平産をし給へかし。左りは男子なるものと聞けば、宿し給ふも必ず男子にこそあるらめ。若しも亡き身となり給はゞ、我が身はいかになるべきと、氣遣はしやと吐息して、落す涙に燻火も、消ゆるばかりの思ひなる。折しも病の床にて、また咳し出れば、袖に涙をおし拭ひ、あたら燃えかぬる焼火をなたといひ紛らして、隔ての障子を開き、まづ傍へみ給ひしな。御氣持はいかにぞや、藥をもらる時分」といひて、薬茶碗をさし出せば、八雲は手にとり「今日はまだ目にて有し苦痛を忘れし故、暫く少し目を眠りつ」といひつゝ、八重垣が顔をつくづくくうらみもれば、辛苦面にあらはれて、痩せほそられたる體なれば、不便のものやと思へども、それ上

若根の母子草、子は親の爲親は子の、爲に涙をかくしあふ、心の裏ぞ哀れなる。時に八重垣いひけるは、「御氣分ようて喜ばしや、とく／＼御快氣なされかし。お手冷ゆべきに埋火を、湯漬はいかに」としほらしく、愛の溢るゝ髻、かきなでつゝ背後にまはりて、背中を撫でてぞ居たりける。さて水草は看病にかゝはりて、久しく世渡の業をせざる上に、藥の價加持祈禱の施物など、亦は病人の口にかなふ食物には、價の高きも厭はねば、自らよろづの費え多くなり、磯之丞が殘し置きたる小遣銀は更なり、おのれが纔かに貯へし一つ二つの著換、解き分けの衣までも皆米錢に換へなして、機織る本錢さへ失ひつれば、今は家内あらへるがごとく、朝夕の煙も立てかぬる困窮を、病人に知らせじと、包む心の苦しさは、何にたとへんかたもなく、せんすべなさに晝の間は、八重垣にのみ看病をまかせおきて、牛を牽きて出で、成相の觀音詣する人、或は橋立遊覽の人などを乘せて、纔かの賃錢をとり、往き反りする二里三里、時雨催す寒天にも、汗を絞りの手拭に、頭をつゝむ梳子の、朱塗も兀げて木地見ゆる、縹模樣の在所染、縫目に塵は積りても、忠義に凝りし志は、砂の中の黄金かや、茜木綿の下裏も、巳の時過ぐる晝飯時、牛は劉氏が黑牡丹、緣も深き早咲の、冬牡丹の一朶を、牛の角に結び付けて我が家に歸り、牛を小屋に繋ぎて、身上の塵を打拂ひ、脛巾草鞋をときすてて、近き流れに足をそゝぎ、彼の一枝を器に插して携へて、病牀をうかゞひ、「今日は時雨空の寒さゆゑにや、

往来も稀に候へば、いへよりも早う戻り候ふ」御気おひはいかに候やらん」と尋ぬれば、八雲いひけるは、「今日は気持も餘程よき故、一睡りして今醒めぬ」日毎々々の外稼ぎ、さぞ草臥も多からめ、我々が薄命故に、苦労をさする不便やと、濕りがちなる詞なれば、永作も漸と其の答へはえせずして打笑ひ「御気分ようて喜ばしや、今日は斯様々々の旅人をのせて、斯様々々の咄せし事ありしなど気軽な詞も病人を慰むる便なれど、心の裏は涙なり。又いひけるは「此の冬牡丹の一本は、拙者に侍れども、おん慰みにもなれかしと、貰うて戻り候」とて差出せば、八雲これをうち見て、「珍らしき冬牡丹端麗しう蕾みけるぞ、扨は今日は亡父兵太夫殿の命日、存生の時ことなう花を好まれしばとても知りつる事、これぞよき手向物、やよ八重垣、これを父上の霊前に供へよかし、又今日今日は嬢が誕生日、親子生死を同じ日にせられしも、宿世の因縁にこそあるらめ」といへば、小草はく、我も其の事に心づき候ゆゑ、御霊前の供へ物、嫡之様の陰膳、今朝ほどより心ばかりに調へておき候ふ」といふに、八雲は喜びて、「何から何まで心遣ひ、嬉しいぞや」といひて八重垣に、しかじかせよといひつくれば、八重垣は是れを承り、兵太夫が位牌をとり出して、西の方の壁際に座着をかの経机、輪子模様の小袱紗も昔の残る形見の子文字、位牌をすゑて香花や、手向の供物早速の食、燈火蓋の一滴も、貧なの捨る身の油、[illegible]の宿の萬葉にも、[illegible]て灯道を照らすらん、東の方

の墓際には、磯之丞が陰膳を、水草が運ぶ赤の飯、敵の首を鳥蛤に、首尾よく仇を打鮑、鱠にきざむ時到りて、切れ味のよき薙刀の、光を鱒の臛に、武運を開く花鰹、寶再び手に入りて、會稽山にひるがへす、故郷の錦の錦鯛、鋼鐵尖き太刀の魚の、尾頭附きし炙物も、吉事をいはふ意にて、酒肴まで取り添へてぞすゑたりける。彼方は精進手向の供物、此方は魚類の祝膳、祝儀不祝儀一つ間に、分けてはおけど夫と子の、現世の旅に死出の旅、哀れは同じ哀れなり。八雲はこれを見やりつゝ、「貧しき中に調ふる、心盡しの献立は、殊更に過分ぞや。」といひて、手水乞ひて手を清め、亂れし髪をかきあげて、病の牀に居ながらも、武家の行儀を失はず、身に舊衣を打ちかけて靈前にむかひ、香を拈り水を手向けて、暫く拜していひけるは、「夫の靈魂聞き給へ。水草が厚き志の供へ物、富める者の千僧供養ともおぼして、苔の下にて御受けくだされかし。かねて兵學に通じ、軍略の妙を極め給ひ、胸中に百千の兵をたくはへ給ふ御身なれども、騙打はせんすべなく、飛道具の忍打、卑怯者の手にかゝりて、あへなき最期をなし給ひしは、さぞ御無念にありつらん。頓て磯之丞敵の首を靈前に手向けて、修羅の宿根をはらさせ申すべし。御最期の苦痛のうちにも、磯之丞八重垣等が行くすゑの事など、さぞ御心にかゝりしならんと、其の時を思ひやる程いたはしく覺え候。又妾が身に御遺留を宿しぬれども、かく長病に疲れたる身にはべれば、とても安産はおぼつかなく、磯之丞が吉左右を聞

き候までせめてながらへたく、それを願ひ候へども、彼今に於て歸り申さざれば、定めて未だ幼き行方知れざる故と思はれ候。妾ながら、此の世にあるべしとも覺えはべらねば、覺悟を定めて居り候。腹に宿せし孩子も、闇から闇の親子連、たゞ死路を慕ひ行き迷ふべしと思はれども、此の世にあるさへ此の様に、憂き事の重なりて、薄命なる我々なれば、冥途の苦患も嘆かしと、思ひつゝれ候。」と、息もたゆげにいひすまして、悲嘆に袖を濕しければ、傍につきそふ八重垣は、冥途の契の戀しさと、此の世の母の頼み少なき悲しさに、おつる涙は手に持ちし、念珠の緒切れて膝の上に、珠を亂すが如くなり。水草も共に泣き伏して、むせぶ聲のみ聞えけるが、八雲はやう／＼顔を上げ、此の一枝の牡丹は、花の富貴を追福の、傍にそなふる手向草、草葉の陰に受け給へ、成等正覺頓生菩提、南無阿彌陀佛あみだぶつと唱ふれば、八重垣水草も同音に、六字唱へて居たりけり。扨八雲は廻向を終りて身をひねり、此方にすゑたる陰膳を見て涙をのごひ、笑顔をつくりていひけるは、出世をねがふ若人の誕生日といひ、殊に、旅さきをいはふ陰膳にむかひて、泣顔は不吉なり。やよ魂こそ親人の命日なれど、魚類をすゝむるは旅さきを祝ふ故、父もこれをば許し給ふべきなれば、いざ汝たく箸をとりあげよ。扨今に於て歸らざるは、定めて敵の行方知れざる故ならん、今頃は何れの方にいかなる所に居るやらん、雨露では居ぬか野宿などはせざるや、寒天に向ふといひ、貯へ薄き旅なれば、

さぞ憂き事の多からめ、旅疲れもさぞかしと、思ひやられて不便ぞや。都見物物參り、慰みの旅でさへ、子に旅さする人の親の、苦のやすまらぬは常なるに、況んや復讐の爲に出でたる旅なれば、もしやかへり打にもなるべきかと、思ひ過しがせらるゝぞや。大望をいだく者は、第一に身を保つが肝要ぞ。病み煩うてはたとひ敵に出で會ひても、本望は達しがたし。喩へていはば此の冬牡丹の花、雪霜に打たれても、其の志さへはげますれば、柔能く剛を制するならひ、かくの如くに苔を生じて、國色天香夏の牡丹に異ならず、花王と人におもんぜらる。されば汝も志をはげまし、忠孝二つを身におほはば、霜の劍もたちがたき、鎧草ともなりぬべし。讎を復し寶を得て、再び家を興しなば、それぞ孝子の名取草、美名を後に殘すべし。」と、眼前に居る人に、物いふ如き教訓は、母の情の深見草、夜白色草山橘の、薫ゆかしき詞なり。再び又いひけるは、「產月も程近く、產を知死期と思ひ居れば、もはや今生に於いて對面は叶ふまじ、八重垣が事頼むぞや。」と、祝心を忘れつゝ、覺えず涙はら〳〵と、陰膳の上に落ちかゝりければ、急ぎまどひて目を拭ひ、「めでたい〳〵玉椿の八千代まで、そなたも我もめでたいぞや。」と、祝ひ直して彼方を見れば、香の煙のほそ〴〵と、樒の枝の匂ひまで、無常氣になる供へ物、頓て我が身もあのごとく、白木の位牌にしるされて、血の池の亡者となり、水子を抱いて泣くならめ。死ぬる我が身は厭はねど、跡に殘りし子供等の、さぞや歎かん可愛やと、思へば

又もはらはらと、落つる涙をおさへつゝ、此方を向きては笑顔をつくり、彼方を見ては又涙、泣きつ笑ひつ狂氣のごとく、生別死別吉凶も、くらくらなりたる胸の中、こらへかねて泣き叫び、いと苦しげに見えければ、八重垣水草いそがはしく、背を撫で顔に水などそゝぎて介抱しけるに、良ありて漸く起き上り、牡丹の枝を取り揚げていひけるは「琴之丞どの浮牡丹の香爐を、かくの如く手に入れて歸るべきや、但し身の上に災ひのあるべきや、吉ならば此の蕾の開けかし、凶ならば此の儘に萎みかし高野の山の萬年草、此の八重咲は八卦の數、亡夫の靈魂花神に通じて告げしめ給へ。」と念じつゝ、陰膳にそへたる銚子を把り、蕾に酒を注ぎたるに、あな不思議や、はつと開きし牡丹花の色香も匂へ、露をふくみて咲き出れば、「喜ばしや嬉しや。」といひて、やうやく愁への色を直し、面の笑顔になりにければこそ、八重垣水草等も共にこれを喜びぬ。

此の後琴之丞、旅中に於て危難をまぬがるゝ事あり、これ母の一念通じて救ひたるに疑ひなし、其の前に花神且つ此の吉兆をあらはしつるものなるべし。琴之丞が危難の事は此の後の卷にあり。

扨八雲はいと疲れたれば、かの牡丹花を再び瓶に插さしめて、枕前に立て置かせ、屏風立てまはして打臥しぬ。八重垣は香を盛りかへ、佛燈に油さへ、水草は陰膳を取りのけなどして、此の日は何事も別に物語るべき事なかりけり。かくて又一日水草八重垣に對ひていひけるは、「母上さまはや來月は命月に

て候へば、兎角氣づかはしく思ひはべれど、藥の驗も見えざれば、此の上は佛神の擁護を願ふより外は候まじ、妾は今夜を始めとして、成相の觀音に夜參し、通夜して祈り申すべく思ひはべれば、夜の中は何とぞ其方樣御看病願ひ候」といへば、八重垣いはく「然らば妾も晝の間、彼の觀音堂に籠りて、諸共に祈るべし。晝はそなたひとりにて、看病頼むなり。」といへば「そはよき思召なり、晝夜二人にて祈願いたし候はば、御佛の憐みもなほ深く候はん」といひて、これより水草は每夜子の刻の頃より家を出でて、曉に歸る事連夜にて、雨つよき夜も風あらき夜も、行かざる事なかりけり。八重垣は日每に朝餉すぐる頃より家を出でて、夕に歸る事連日なり。しかるに八重垣が終日觀音堂に籠り居るといふは僞りにて、每日家を出でたる始めに、まづ觀音に參りて祈念し、それより海松峠にゆき、古編笠に顏をかくして破扇を把ち、布の袋を懷にして、往來の人の袖にすがり、一錢二錢の情をこひ、又は此彼の村をありき、人の門にたちて米麥の類をこひ受け、其の錢は母の口に叶ふべき物、產養にもちゐる物などをもとむる料となし、其の米麥は夜中食する料となす。こは母病に臥してより、殊更に費え多くなりて、水草が貧に苦しむを見るに忍びず、せめて露ばかりの助けにもなれかしと思ふ心より、かかる事を思ひつきぬるなり。されば水草にかくと語りては、止むるは必定と思ひ、母にもいはず深く隱しけるにぞ、母も水草も此の事を、すこしも知る事なかりけり。かくて一日

八重垣、いつもの如く海松醋に到りけるが、素より生まれつき美麗しく、愛の溢るゝ顔にて、色香も深き窗の梅、年は十五の初花も、貧といふ字の木枯に、人の落葉の秋の果て、縞目ならぬ振袖の、朧れし顔は霜の花、氷に足を破られて、流るゝ鮮血は散紅葉を踏むが如く、[illegible]、幾度となくゆきかへりて、交加ふ人につき、長々の浪人にお情の施しをと腰屈めつゝ、いと憫れげにいひて物乞ふ様、哀れなどいふもおろかなり。往来の人にも様々の心ありて、[illegible]せず過ぐるもあり、或は後につくを、穢らはしき乞丐よ、傍近く寄るなと叱りつゝ、[illegible]、憐憫の心ある者は稀なり。纔かに情心ある者は、あな可愛や、[illegible]、賤しからざる娘なるに、袖乞するはいかなる故ぞ、定めて由ある人の零落れて貧しさに堪へで、かかる業をばさすならん、不便さよ。」といひて涙流し、一銭二銭を與へて通るもあり、或は人の哀れをわきまへぬ輩はこれを見て、「彼が如き娘に袖乞さする親めは、よく〳〵因果のあしき奴、彼が親めは何者ならん、武士の浪人の娘とは見ゆるが、不忠不義をなして追ひ放されたる、盗人の類なるか、或は武邊者に出で會ひて、恥辱をとりし腰拔武士などの果てにや、何にもあれ惜しき娘に袖乞さする事よ。傀儡などに賣らばよき價になるべきに。」といへば、連れたる者の云ひけるは、「左にあらず。彼が親めは癩病人か、蹇か、或はなみならぬ罪を犯して故郷を逃れ、人目を忍ぶ奴なるべし、さもなく

ば親も共に出でて物乞すべきはずなり。娘にのみ憂き事さするは、たゞしは勝れて邪見なる奴にや、親こそ悪むべけれ。娘に科はあるべからず、艶麗しき娘なるに、一錢あたへて去くべし。」といひて、懐に手を入るゝを一人が押止めて、「いな〳〵やめよ〳〵、娘に施しすれば親めが物になる道理。さある奴にもあらば、餓死させて罪ほろぼさするが、却つて慈悲ぞ。」とさも憎げにいひて、果てには高高と打笑ひつゝ、物くれぬ上にはづかしめて、途逍るもありけり。八重垣はこれ等の事を聞きて胸塞がり、假にも親を詈らるゝ口惜しさよと、牙を齩み涙を流して、物乞は是れ限りにやむべしと思ひけるが、水草が貧苦は我が身にも、遙かにまさりて愁氣かるべしと翻思して、なほ物乞ひて居たりけるが、未すぐる頃より、雨催ひの天になりけるにぞ、人の足早くなりて、物貰ふ事もなかりければ、かくては母に進らすべき物も調へ難し、今日は空しく素手振りて歸る事かと、打萎れて佇みけるに、思ひかけず情深き人ありて、錢二串米一升を與へければ、嬉しさ限りなく、母に進むべき物を選み調へて携へ、これ進らせて母の喜び給ふ顔見んものと、樂しみつゝ歸らんとせしに、物陰より筵ぶせりと見えたる乞丐の女等あまた出來りて、八重垣を取圍みぬ。八重垣これを見るに、頭に松蘿かぶりたる如き老女もあり、身に海松を纏ひたる如き老婆もあり、脰に瘡いできたる小兒を、肌つけに負ひたるもあり、尻に栅つりて趁跛ひくもあり、鼻の腐れ落ちたるもあり、偏盲なるもあり、缺脣なるもあ

り、梁の下に縛ぎかけて、燈籠の首の如くなるもあり、或は涎を流すもあり、髪の毛赤く歯の黄ばみたるもあり、都て汗臭げなる女原、身うちの見ぐるしき鼻を衝きて堪へ難し。扨此の者共八重垣に對ひて、日々にいひけるは、「そも汝は何處より來りつるぞ。此の所は乞丐村の者の窟とする所なれば、此にて物乞ふ者は何者にもあれ、我々が仲間に加はりてすべき定めなるに、恣に此の所にて袖乞するは、定めを破る曲者なり。」といひければ、八重垣大いに驚き、こは慮らざる事哉と思ひつゝ、胸のみ躍りて答へだにせでありけるに、時に齒の黄ばみたる女、臭き息を吐きて曰く、「我々が定めを犯す女め、後日の懲戒に、心の儘に行ふべきぞ。」といひつゝ、襤褸の袖を引掲げ、爪長く生ひのびて、黒く垢つきたる腕を差伸べて、八重垣が襟頸をかなぐり、綠の黒髪を鷲掴みに摑んで引倒せば、鼻の腐りたる女、「なんの」と出でて、唾の黄水の滴る舌をあけて、玉を欺く面上を、打ちすゑるにぞ、八重垣は泣聲になりて、「こはいかにするぞ、妾は近ごろ他國より此の郷に移來つれば、此の所にさある定めのある事を露ばかりも知らず、此の後は物乞をせまじければ、これまでの事は宥してくれよ。」といへば、乞丐ども或は鶴雀の囀るがごとく舌早に罵り、或は鹿笛をならすが如く、鼻聲に罵めて、惡口雜言さまざまに、いと喧しく叫びけり。八重垣は打驚きて、こはいかにすべきと怖ぢ惑ひけるに、棚尻の女趁跛ひきつゝ、蹣跚の樣に歩み出でていひけるは、「汝新參の乞丐よ、實に知らずしてせし事ならば、

免しても遣はすべきが、我が輩の定めたれば、同じ食物を食らはざれば免し難し、免されたく思はば、いざこれをくらへ」といひて、缺椀に盛りたる腐飯の殕の生ひたるに、口津を吐きかけて、八重垣が口の邊にさし出し「いで食らへ〳〵」といひて責めけるが、いかでかこれを食らふ事能ふべき、臭氣を齅ぐすら胸わるく「唯ゆるし給へ〳〵」と詫びければ、頤の下の瘤の垂りたる女、蟷螂のやうに眼を光らして白眼みつゝ「惡き女めかな、それ食らはずば免されず」といひて、竹杖にて打ちければ、皆立ちかゝりて或は打ち、あるひは蹴飛ばし踏み倒して、恣に責め嘖みけるにぞ、八重垣は髮も亂れ衣も破れて、息も絶え〳〵になり「こは餘りなる仕方ぞや、實の事を語るべきほどに、哀れと思うて免してくれよ。我が身は父なる人に死別れ、兄なる人に生別れして、母と共に貧しき家に養はれて、憂き日を送るものなるが、母長病をわづらひて、益貧にせまりぬれば、我が身の心一つにて、母に隱して此の所に來り、仕馴れぬ業の袖乞も、せんかた盡きての事ぞかし。若し此の事が母人にしれては、我が身は活きて居りがたし。素より乞丐村とやらいふ事の、定めありとは露しらず、此の後は物乞をすまじき程に、我がいふ事を聞き分けて、見のがしにしてくれよかし。慈悲ぞ情ぞこれなう」といひて、掌を合はせて拜みつゝ、むせかへりて喞きける。情をしらぬ乞丐ども、興ある事に思ひなし、能き慰みと心得て「これ女、慈悲の情のといふは、我々がいふべき詞にて、人にしか云

はるゝ身にあらず、さりながらさばかり詫ぶる事なれば、聞き入れても遣はすべきが、我々が望む事すへきか、前程の飯食らふ事ならずに、斯くてよかし、汝人の門に立つ時は、何やら歌うたうて物乞ふ由、それを謡ひて物乞ふさまをして見せよ、さもあらば免すべし、いで聞かんいでうたへ」と、口々にいひて責めけるにぞ、八重垣はのがれがたなく、彼扇をとりて君が代、漸くうるはしき聲を、いとゞ哀れにふりたてて、

一体此あたりは九重の東北の霊地にて、王城の鬼門を護りつゝ、悪魔をはらふ霊火の、其上は山端のかも川や、する白川の涼風も、いざさとき響は、常楽の縁なりけりとかや。

長々の浪人に情の手の裏ねがひますと、かくいうて物乞ひぬことて、扇を捨てて泣き伏せば、乞丐どもいひけるは、「扨もよき物乞ぶりぞ、今より我々が野ぶせり所、乞丐村の仲間に加へて遣はすべし其の證は此の編笠と此の扇ぞ。」とて、二品を奪ひ取り、「人違へのなき様に、そちが身にも印をつけて歸らすべし。」といへば、「年役に此の老いが。」といひつゝ、三途川の媼の如くに、痩せがれたる老婆出でて、己が穿きたる古木履をとりて、八重垣が額をはつしと打ちければ、憐むべし、緑の眉の上に疵つきて、花の顔、血に染り、「あなや。」と叫びてのけさまに倒れければ、乞丐どもは同音に哄と笑ひてたち去りけり。八重垣は氣絶して、暫く起きも得ざりけるが、良ありて起き上り、苦しき息を吐きつ

きて身うちを見れば、血しほ淋り流れけるにぞ、「こは情なや胴慾や、父母にさへ打たれた事のなき身なるに、いかに零落したればとて、乞丐等に打擲され、面に疵までうけたる事、犬猫にもひとしきぞや」といひつゝ、齒をかみならし身をもだえて、口惜涙はら〳〵と、折しも降り來る霙雨、額の疵にしみこみて、いとゞ痛みのまさりけり。四周を見ればもらひし米も、母に與へて喜ばさんと調へたる物までも、砂に穢れて散亂しければ、恨めしげに見やりつゝ、彼の者ども乞丐村の仲間に加へしといひて、編笠扇を奪ひ去りしは、又も後日の災ひをおほすべき心ならん。彼といひ是といひ、かくまでに薄命なるは、いかなる宿世の因果ぞや、我がために月日は照らし給はずや、神佛にも見離されたる身なるかと、夕波千鳥浦風に、立ちては嘆き居ては泣き、霰たばしる袖時雨、聲も枯野になきまどふ、口も入相の鐘さえて、いとゞ哀れを添へけるが、若し後日に彼の者等、乞丐の仲間なりなんどいひ來らば、先祖の家名を汚すのみか、母さま兄さまの恥辱は末代すゝぎ難し。殊更かかる疵をうけ、歸りて何といふべきぞと、思ひ詰めたる死神に、誘はれて行く濱傳ひ、雨と涙に濡れ髮の、顔に亂るる横しぶき、細砂に足を踏み込みて、波打ちぎはを走りけるが、宮津道の磯邊は、折ふし往來もなかりければ、此の所にありける五六尺ばかりなる岩の上にのぼり、掌を合はせて念佛となへつゝ、ほとほと海底に身を沈めんとしたりけるに、忽ち五體すくみて動く事あたはざれば、こはいかに死ぬる事

さへならざるかと、金唯きける時しも、雨やみ雲はれて、月影をさゞやき出て待たに、前面の岩の上に、彩雲しきみち異香薫じわたりて、一箇の娘々を宿し給ふ。頭には九龍飛鳳の簪を結び、身には金繍の綃の衣を穿ち、その上に白き羅衣をまとひ、手に楊柳の枝を持ち、藍田の玉帯上裡を曳き、白玉の非瑋彩袖を着け、顔は蓮花の如くにして、天然の眉目清麗を映かし、侍は慈悲に似て、自在の規模雪膚を端しうもしておはしましぬ。此のとき八重垣は、身の動き自由になりけるにぞ、岩の上に伏してこれを拜しけるに、娘々玉音をひらきてのたまはく、「我汝が死をとゞめんためにこそ、来りてこゝにあり。汝前世の悪果により、今のみにあらず此の後も、又百折千磨の苦しみを受くる事あらんといへども、徳を積び孝をおもんずる功徳によりて、つひには天日の面を見るときを得て、富み榮ゆる身となるべきなり。此の後いかなる艱苦にあふとも、必ず死なんと思ふべからず。盛世日用の文簡する事あるべし、努々疑ふ事なかれ」と告げ給ひ、世間の白宅より一個の丸を與へ、八重垣に與へ給らし給ひて、搔消す如くに失せ給ひけるが、八重垣の窟の害怨も消えけるにぞ、奇異の思ひをなし、「南無觀音菩薩、此に我を憐み給ひて、我が命を救ひ給ひしに違ひなし」と、感涙の涙を流とし、此の上も見まゐらせん、艱難にあふべしと告げ給ひしは、いかなる憂目を見る事やらん、さりながらつひには運をひらくとあれば、末たのもしき事なりと思ひ、死をとゞまりて其の跡を伏し拜み、髪結ひあげ

て忙はしく家にかへり、水草にむかひて、「急雨に道を急ぐとて、誤ちて坂より落ち衣服を破りしが、幸ひにして身は痛めず」といひければ、水草は是れを實とし、「そは危き事に候、母上さまは少しの事をも氣遣ひ給ふなれば、さある事は語り給ふな」といひてやみにけり。扨水草は毎夜子の刻の頃より家を出でて、曉に歸ること前の如し。抑丹後國天橋立は、日本三景の其の一にして、好景絶妙の佳境なり。相傳ふ彼の島は、神代九世の時始めて出で來る故に、九世戸と號くるよし、又切戸ともいふなり。松林の裏に文殊堂あり、海底より出現ありし、閻浮檀金の文殊菩薩を安置す。成相の觀音は橋立の内にあり、東に與謝の入海ありて、眺望無雙の地なり。此の海は文殊菩薩出現の所なる故に、往古より殺生禁斷の掟きびしく、若し是れを犯す者は、生きながら簀卷となして、海底に沈むべき定めなれば、人怖れて漁りせず、自ら鱗魚の集まる事多く、此の所に一網をくださば、勞せずして餘多の魚を取り得べきものをと、貧しき者などには思ふ者もあるべけれど、重き罪に行はれん事を顧みて、小魚一つだに取る者はなかりけり。然るに頃日深夜にいたりて、此の海に盗み網をくだす者ありとて、此の近きあたりの漁夫どもに疑ひかゝり、此の地の主護職由良判官命をくだし、彼の法令を犯す曲者を心をつけて捕ふべしとの事なりければ、漁者ども互に云ひあはせて、深夜にも目代をおき、若し彼の曲者を見付けなば、鉦を打ち太鼓をならして號として海には船を乗り出し、陸には道を

進りて、逃さぬ様に備へをなし、手當を定めて待ちにけり。頃しも九月なかばにて、一夜子の刻過ぎより、夜嵐につれて降り來る雨の足、細竹を飛せる如くにて、岩に碎くる浪の音、颯々と響きて凄じき折しも、浦遠く鳴きて渡る鴈かと疑ふばかりに、艪の音をかすかにして、漕ぎ來る小船あり。梶人も打人もひとりにて、いかにも人目を忍ぶ體、雨風すこし絶間にて、沖にも磯にも船は見えず、よきひまとや思ひけん、馴れし手繰の艪の綱をくりかへし〳〵、艫を雄手にのりかけて、さつと入れては手繰りあげ、そこよこゝよと打ちまはる。陸に圍ふ漁者等、かくと見るより鯨の鉦を打鳴らしければ、那裏にても太鼓を打つて、號を傳へけるにぞ、すは曲者よ打よ打よと叫はりたてゝ、葦蘆の裏に隱しおきたる船を乘り出し、陸には明松をともしつれて、其奴搦取れ〳〵とぞ犇きぬ。葦蘆の裏より漕ぎ出でたる二艘の船には、漁人ども四五人づゝ乘り、櫓を早めて彼の曲者の船にちかづき、先づ兩人の漁者彼の船に飛びうつりて、曲者をとりおさへんとしたるに、曲者は一人の腕首とらへて投ちかへし、一人の襟首掴みて引寄せつゝ、兩人を一度に投ぐれば、醜りて、海にざんぶと落ちてけり。又一人が組みつくを、兩手を伸べてしつかんではねる車投、續いてかゝるを蹴すかし、打込む拳の早業を此方に見居たる漁者ども、「曲者は唯ものにあらぬぞ油斷すな。一度にかゝつて搦め取れ」と叫はりつゝ、かはる〳〵彼の船に乘り移り、櫂をとりのべて打ち倒さんとしたりけるに、上を拂へば斗をな

つめ、下をはらへばをどりあがり、前後左右に身を避けて、つひに櫂を奪ひ取り、一打うてば二三人一度に海へまつさかさま。素よりこれは小船なれば、左右にぐら／＼傾きて、打ちこむ波の危けに、ばつと飛び散る水煙、すつくり立ちたる曲者は、蓑笠を著たりければ、顔も姿もさだかならねど、手頭はほそく痩せたる體。腰はたよ／＼として、いと弱氣に見ゆれども、身の働きの疾き事は、雲に閃く電光の如く、波に交々ふ衛に似たりければ、近づきよりて捕ふ事あたはず、唯いたづらに犇くのみなり。陸に居たる漁者等此の體を見て、又號の鉦太鼓を、頻りに打ちならすと等しく、おひ／＼集まれる多くの人數、數十の明松星の如く、こゝかしこに亂れたり。磯山陰より漕ぎ出すあまたの船は、篷に篝火をかゞやかし、波を押切るさつき聲、彼の船にちかづきて、四方より取圍きければ、陸も海も白日の如く明らかにて、ほと／＼逃れがたく見えたる折しも、再び風雨はげしくなりて、雨は車軸を流すが如く、風は波浪をまきあげて、船の篝火陸の明松、一度に消えて眞の闇、あまたの漁船波にゆられ流されて、はるか此方に離れけるが、此のひまに曲者は、行方も知れずなりにけり。かくて又一日、漂木の巷の商人二人連にて、水草がもとにきたり、懷手しつゝ足にて竹の簀戸をおしあけ、つと裏にいりて、「水草後家は宿にか」といふにぞ、水草は竈の邊より、手拭もて手を拭ひつゝ出で來りて、「これは／＼米屋さま古手屋さま、此の寒天の厭ひもなくようこそお出で。お兩人共にいつ見ても

苦々しい顔ぶりをして、安兵衛に渡しつゝ、いへば、商人の爺人は貰手の上にのしあがり、先づ其の匂ひ
りかへつていひけるは、「これ米屋、其の盗賊根性に呆れはてゝ、これまでいくたびか騙された。もはや其の
計策には乗らぬぞや。」といへば、古手屋が、「今日は其の通り、いふ事を我が大胸に収めるぞ。商人にい
ふ借りる時の地蔵顔、返す時の閻魔面といふには事かはりて、いつも〳〵菩薩顔にていひ廻す、内心
夜叉の商人、今にするまで古着屋、其の衣類の質代銭をも取らせ、いつも受取るべし。」といへば、米屋が
曰く、「これまで仕送り商きたる米麦の代、味噌醤油の代、いで濟まさいで濟せ。」と二人して、かはる〳〵
辭あららかに責めければ、亭主は更に聞きてはところを痛め、兩手をあげて、「やれ靜かにしてたべ
よ、しかのたまふは無理ならず、我等身貧窮に一つも心は、盗ばもせねども、貧しきうへに病人
の看病にかゝはりて、ひまもしく商賣もいたさねば、儲ふべき物もなく、心の外になりゆきぬ。何とぞ
今しばし待ちてたべ。」と、詫ぶることばを聞き入れず、「いや〳〵無益の詞を費すな。今日は是非とも
受取つて歸らにやならぬ、といふて慾にすます物もあるまい。貧な者に似合はうる、縮緬衣や紬衣服
の損料借り、定めて其の病人に著せ置くならん、剝ぎ取りて歸るべし。」といへば、米商人のいひける
は、「我が仕送つた代物は、皆汝等に喰はれてしまうたれば、覆水再び盆にかへらず、取る物とては
もならず。」といひつゝ、四邊を見廻して、「此の煙草盆、爐に掛けた鐵瓶、幾世時雨の古傘、

かう見渡したる所、一つとして價になるべき物はなし。せめてあの牛小屋の牛を牽いて歸らばや、痩牛なれども少しの價にはなるらめ。」といひて、古手屋は奥へ、米屋は牛小屋の方へ行かんと立ちあがるを、水草はあわてて走りより、二人の袂に取縋りてとゞむれば、はつしと引倒し、二人の者は偏袒ぎ、手拭ねぢて鉢卷とし、臂を押しはりていひけるは、「金のかはりに纔かの物を、取つて戻るは情といふもの。それさへとむるは我々に、殘らず損をさすべしと、始めより工みてしつる事ならめ、それなれば少しも料簡なりがたし、思ふまゝにおこなはねば、我々が熱腸をさましがたし。」と罵りつゝ、一人は水草が襟首つかみて引倒し、一人は火爐のうちなる燃杭とりて連打に打ちければ、火花はつと飛び散りて、時ならぬ螢の集ふを見る如し。兩人の者咍笑ひ、「汝は男まさりの女にて、劍術柔術に達したるよし聞きつるが、借金といふ大敵には手出しはなるまじ、齒がみをするはくやしいか、泣き居るは無念なるか、目に角たててなんとする。白眼ばかうおやつ」と又蹴倒し、踏み付け〳〵踏みにじりて、奥の方と牛小屋へ、又も行かんと踏み出す。水草は寢ながら二人の裾を、捕へてとゞむる塗炭の拍子、火爐の藥罐ひるがへりて、ぱつと散つたる灰のなか、聲くもらせていひけるは、「これ二人の衆聞いてたべ。奥におはす病人は、大恩うけたるお主樣、又あの牛は亡き父の遺留の物、かれといひこれといひ、いかほど責め嘖み給ふとも、渡す事はなり難し。慈悲と情をなし給はば、堪忍して戻つて

たゞ「」といひて、涙を潸々と落しつゝ、詫びけれども、二人の者はうけひかず、行か[illegible]争ひぬ。此の日八重垣は成相の観音に、隠参の心にて詣でける折、此の折しも帰り来たり、此の體を見ていたはしく走り入り、二人の者をとゞめていひけるは、「様子は彼所にて悉しく聞き侍りぬ。奥の病人は妾が母、半は水草が親の遺物、忠と孝とにからまれて、何とせんかた難儀の際、とても料簡なり難くは、情け受けたる物の價をすまさずまで、妾を人質に連れ去き給へ、いざ／＼」といひて、身を捨て小船若角に、潔もくだくる思ひなり。二人の者は八重垣が美麗しき姿を見て、これが人質にとらば、金のすまぬが却つてよし。」と、慾のたくみに面をやはらげ、しぶ／＼得心のよしをいひて、八重垣が手を携へ、連れ歸らんとしたりけるが、水草は二人の商人に、腕首とらへて引きもどし、「勿體ない八重垣さま、あなたを片時も人手に渡し候ては、妾は生きて居られなし、[illegible]大切の金なれども、かかる手詰に臨みては、詮んすべなく候へば、彼等に遣はして相済ますべし。暫く待たし。御心安かれ。」といひつゝ立ちて、麻笥の裏より小判五兩取出し來り、二人が前に投げ出し、「其の金とらば云分はあるまじ。」といへば、二人は是れを取り上げて、これにて金を済ますからは、構ひ無き女かな。」と、呟きて歸らんとしつるを、水草は、「暫し。」とよび止め、「汝等に借りたる物は済ませしが、此のかより貸したる物がまだ済まぬ、とく／＼済まして歸るべし。」といへば、二人の者は不審

顔にて小首を傾け、「さきの日催促に來つる時、耳の痒さに簪を借りたる外に、何も借りたる覺えなし。」といへば、水草曰く、「覺えなしとは空虛者、今汝等が燃木を以て妾を打ち、剩へ踢つ踏みつしつる事をはや忘れしか。其の返報をうけよ。」といひつゝ、二人が身に手頭をかくると見えけるが、かねて手練の柔術の早業、二人一度に翻りて、庭前に壁錢とぞなりにける。おこしも立てず最前の燃杭にて、はつし／＼と打ちければ、二人の者は顏を嚬め、「あな痛や堪へ難や、兎せ／＼。」といひつつ高這ひし、鷹に追はるゝ偸起鳥の、草隱れする如くにて、身を縮めてぞ逃げ去きぬ。あとには八重垣胸を撫で、ため息を吻とつきて居たりけるに、水草いひけるは、「前程より何かに紛れて、御病牀を伺ひ侍らず候へば、彼處へ坐して御問ひ下されかし、今の事必ずおん耳にいれ給ふな。」といへば、八重垣は點頭きて、打ちしをれつゝ立ち行きぬ。水草はひとりつく／＼と、萬の事を苦にやみて、襟に腮を埋火の、灰にもの書く後前の、思案なかばへ村長來り、「これ水草、いひ聞かす事ありて來つるなり。別の事にあらず、頃日橋立の入海、殺生禁斷の所に、夜な／＼網を下すものある由、心をつけて捕ふべし。」と、守護職判官殿より嚴命をくだされたるにより、此の邊の漁者ども、かはる／＼日代となりて付け狙ひつるに、一昨夜の子の刻過ぎ、風雨はげしき海面に、蓑笠ふかく身をかくしたる曲者、船を漕ぎ來りて網打つ所を見つけ、號の鉦太鼓を打鳴らして取卷きたるが、其の曲者案外の早業

にて、つひに捕ふる事あたはず、暗夜の裏に曲者は、船を乗り捨て逃げ失せたり。其の船は岸近の渡船にてありしなり。大勢の者に疑ひのかゝる事なれば、厳しく詮議を遂げねばならず、村々は大騒動おん身は未だ知らざるか。」と、息もつかずに語りける。八雲八重垣紳士の者は、新来の障子を細めに押開けて、耳かたぶけて聞き居たり。時に水草いひけるは、「さばかりの恐しき大盗を免すとは、世には大胆なる輩もあるものかな。あら〳〵しき漁子どもの、下にあはぬ程の者ならば、並々の曲者にはあるべからず。女ばかりの住居には、さある疑ひのかゝるべき気遣ひなくて、目の毒も聞吹く風、こちらなどは気やすけれど、他所に事たかれ、村のたばねし給ふ身には、おのづから苦労の多くかゝる事。あな気の毒や、粗茶一つ。」とさし出せば、村長は煙管を膝の下におきて、「いないな此の家とても、疑ひのかゝらぬとはかぎりもいひがたし。彼の曲者下部に雇合持ち、千両は(?)し庵せほそり、腰もたよ〳〵弱気にて、黄衣を着て男とも女ともさだかならねば、都守と二つなくは居られまじ。罪はのがれぬ天の網、彼の御の身にかゝるまじきものにあらず。」と語るかゝれば、おやのには打笑ひつゝ、「いかに言ふぞ、妾にも疑ひのかゝるべしとや。此の村に久しく住み、偽しまぐらしはいたせども、是れまで唯一つの咎も無し。疑んずきある罪科を、女の身にて犯すべきは離れたし、若し疑ひの懸るとも、よく分説きて給はれかし。」といへば、村長はにて、「身に覚えなきならば、

それ程めでたき事はなし。いはずも兼て知りつらんが、彼の掟を破りし者は、生きながら簀巻となして、海底に沈むる古法、聞くさへ身の毛のいよだつ事、あな恐ろしや〳〵。」と、身ぶるひしてぞ歸りける。暮れ行く秋の日短かにて、兎角する間に暗くなり、遠寺の鐘の音も冴えて、宿に歸る群鳥、寺にしむ風の颼々と、軒端を鳴らす寂しさの、空うち眺めつゝ、水草は庭におり立ちて、表の窗戸をさしかため、燈臺を取出して火を點し、「家の内を見まはして、名殘をしや今夜が此の家の居納め。」と口をすべらす獨言、硯とり出し書置にや、懐紙にかきつけんとしたる折しも、咳の音聞えければ、手早く袂に押隱す。時に八雲は八重垣に介抱されて、病の牀をゐざり出で、「水草こゝへ。」と呼びけるにぞ、「何事に候。」とて近く居よりけるが、表には捕手の人數、腹卷に籠手臑當、鉢卷手襷おごそかに打扮ちて、村長に案内させ、提灯の火を消させて、拔足しつゝ門首に窺ひ居るとは露しらず、八雲膝を進めていひけるは、「前程村長のいひつる事、彼處にて委しく聞きぬ。いつぞやそなたの物語にた與三が存生の時は、共々に漁りし、女ながら網打つ事も仕おぼえ、潛きする蜑の業までしつる由、頃日夜毎の觀音詣、一昨夜も出づる故、「此の雨風のはげしきに、今夜はやめよ。」と止めつれども、「滿願ゆゑ參りたし。」といひて、蓑笠を著て出で去きしが、村長の物語と符合するのみならず、佛前に置きたる網の見えざるも不審なり。劍術柔術も通達し、丈夫にまさりしそなたなり。彼といひこれとい

ひ、我々親子を養ふためとはいひながら、掟をそむくは何事ぞ。とくよりそれと知るならば、止むべきに残念や。さりながらそれ程の事わきまへざるそなたにはあらざれども、よく／＼貧苦に迫りての事ならめ。我々が薄命のゆゑに、心にもあらぬ罪科をおかすると思へば、不便とも可愛しともいふべき詞はなきぞかし。今更いふも甲斐なき事、實にさあらば今夜のうち、何方にも身をかくしてよかるべし。我々ばかり残り居らば、病人といひ辨へのなき少女といひ、格別の咎もあらじ。たとへば我々がいかなる罪になるとても、そなたが身を生きながら、簀巻となして海底に沈めらるゝか、いかなる目に見らるべき。かくいふうちも氣づかはし、とく／＼行けと急がすれば、水草は泣く／＼「これは思ひもよらざる御疑ひ、かゝる覺えは露ばかりも候はず、網の失せしは妾も訝しく存じ、今に於て解り侍らず、たとひ疑ひかゝるとも、申譯は明らかなり。必ず氣づかひし給ふな。」といへば、八雲は頭をふり、「いないなしかいふは、しばしも我に苦をさせまじと、當座をつくろふ詞ならん。罪を負ふても盗賊と言、そなたのけはひにあらはれぬ、詞數をいはずとも、片時もはやく逃れてくれよ。そなたの詞實ならば、さきほど商人に遣はしたる、金の出所はいかにぞや。」と、問ひつめられて當惑の、水草はなきくれて涙を流し、此の返答にゆきつまれば、八雲はなほも問ひおとさばやと思ひつゝ、「いで答へよ。」といひて責めけるが、「其の儀は今は申し難し。」といひて、只吐息して居たりけり。門口に始終の

事を窺ひ聞きたる捕手の人數、扨こそと思ひつゝ、簀戸を踏破りて、𠩄々と亂れ入り、水草を圍み繩さばきして云ひけるは「我が輩は由良判官の命をうけて、汝を捕へにむかうたり。殺生禁斷の海に盜網をくだしたる重科の女、とく〳〵腕をつかねよ。」と、同音に罵りければ、水草は左右の手をあけて「こは思ひかけざる仰せかな。我が身に於て聊かも、覺えなき事に候。」といへば、捕手の長と見えて、陣羽織著たる者いひけるは「盜人猛々しとは汝がこと、汝每夜家に居らざりし事、注進の者ありて能く知りぬ。今に至りていか程掩ひ隱すとも、遁るゝ道のあるべきか。それ括るべし。」と下知すれば、陸離と立懸りて、高手小手にぞ縛めける。水草ははげしくいひけるは「妾每夜家に居らざりしは、成相の觀音に願望ありて每夜通夜をいたし候ゆゑなり。いかでか妾が身二つありて彼所に網を下す事あるべきや。此の所を御推察くださるべし。」といへば、捕手の長「否々しかいふも僞りなり。彼の觀音堂は每夜きびしく鎖して、堂內に入る事を許さず、いづれの所に通夜せしや。」「されば候。堂內には入る事叶はざるゆゑ、門外にありて通夜致し候なり。さばかり疑ひ給ふには、何ぞ確かなる證據ありての事に候やらん。」と尋ぬれば、村長すゝみ出でていひけるは「證據のなき事をのたまふべきか。さき程こゝに來りしも、家內の樣子を見ん爲なり。病人もあり少女もあり、汝がわづかの手業にて、二人口を養ふべしとは思はれず。殊に先刻商人に與へたる五兩の金、貧家に貯ふいはれな

し、彼と[illegible]八兄といひ、怪しむべき事あまたあり。汝一昨夜大勢に取囲まれて逃げ去りたる上、又、りなすたる[illegible]の綾端に、残しありし魚[illegible]の、下緒の繩に結び付けたる小さき札に、[illegible]と書付けありしは、これ確かなる證據にあらずや」といふを聞きて、何とのたまふ其の[illegible]、若輩にありしかことといひ、いと驚きたる様なるにぞ、捕手の[illegible]いひければ二人共[illegible]明白に取[illegible]に、其の[illegible]其の[illegible]の失せたるも汝が業にて、[illegible]奪ひ逃げたるに違ひなし[illegible]も、はや逃れぬ所なり。速かに白状せよ。さもあらずば此の室に居る二人の女は、連累の罪を通して遠[illegible]にすべし。若し又白状せざるに於ては、二人の女も捕へ行きて牢屋に繋ぎ、共に糺問すべきなれ[illegible]といひければ、米常は泣聲にて、「いかに[illegible]給ふとも、知らぬ事は白状すべき[illegible]」といふ[illegible]、捕手の長、「扨も[illegible]なる[illegible]。骨を[illegible]きても云はさでやおくべき、いで云へ〳〵。」といひつゝ、蒲の[illegible]笞を振りあげて、連打に打ちければ、哀れなるかな米常は、[illegible]、[illegible]も砕けて[illegible]、腕はしびれ皆は腫れあがりて、苦痛に堪へず打倒れたる[illegible]、今は[illegible]亡者の[illegible]の下にくだりて、両[illegible]にあふにはならず、目もあてられぬ[illegible]なり。かくとも白状せずば、[illegible]人の女を誰か見る間にて、[illegible]と下知すれば、少しも容赦あらじとも、一人は八重[illegible]、一人は八重垣が襟首つかみ、[illegible]蒲の[illegible]あげて、[illegible]打たんとしたりけるに、米常は[illegible]しく

起き上りて、「やれ暫し待ちてよ。」と聲をかけ、「其のお二人は妾が爲に大恩ある御主人にて、母人さまは懐胎のうへの長病なれば、若し一打にてもうち給はば立地に御命はなかるべし。さあるときは一人ばかりか胎内の孩子ともに、二人の命にかゝはる事。又怯弱なる八重垣さま、これも楉をあて給はば、忽ち絶え入り給ふべし。慈悲ぞ情ぞこれ申し、免してたべよ人々。」と打嘆きつゝ、倒れては起き起きては倒れ、彼方に向ひて慈悲をこひ、此方に向ひて情をこひ、心も半ば亂髪、おつる涙は縛めの、縄を傳うて流れけり。捕手の長は、「身動ぎすな。」と呵りつけ、「二人の女の打たるゝ事をさ許り厭はば、とく〳〵白狀せよ。」といふに、八雲は苦しき聲を立て、「やよ水草、我が命は産を知死期と兼て覺悟の事なれば、我を庇ひて知らざる事を、知りつるなんぞいふべからず。」と、勵ましいへば八重垣も、「其方が無實の罪におつれば、妾とても生きてあるべき所存にあらず。たとひ責め殺さるゝとも、其方と一所に死ぬべきぞ、必ず白狀すべからず。」と、主人を庇へば侍女を憐み、主從親子三人が、身を捨てあふぞ哀れなる。あらしこどもは口々に、「手ぬるくすればつけ上る、ながたらしきよまひ言、白狀せずば二人の女を、かくの通り。」といひつゝ、又ふりあぐる楉の下に、水草はあわてて轉び入り、「やれ待ち給へ暫し〳〵、かかる手詰にいたりては、とても免しはし給ふまじと、思ひはべれば白狀をいたすべし、いかにも殺生禁斷の海に、夜な〳〵網をくだせしは、妾にて候。」といひさして、

わつと叫びてたふれ伏す。八雲親子はこれを聞き、白状せしを可愛やと、共に溺れて嘆き沈みけり。また
ある折しも亡骸、女ども四五人、忙はしく來りて、八重垣なりと聞え、日暮して、いひける程に高聲帖に
て袖乞したる汝、此の家にありと聞きて來りたるなり。過ぎつる日我々が、仲間に加へし印に
といひて、臙脂扇を投げ出し、仲間の定めなれば、亡骸は村に連れ行くなり、とて人々あゆみ寄り
て、八重垣が兩手を捉へ、引立てゝ行かんとしけるにぞ、こはそもいかにと驚く八雲を、捕丁のさへぎ
ら引きとゞめて、自ら白状のうへは、罪科きはまる此の女、今夜の内に古法のごとく、簀巻となして
海底に沈むべし。いざ汝はとく出よといひしあり、證をとりて引立てける。
ば、八雲はあるにもあられずして、捕手の長にむかひ、何とぞ今暫く御猶豫なされ下されよと、いひ
ひ、亡骸等に向ひて、今すこしの間待ちくれよと、雙方をとゞめおきていへりけるは、八
重垣といひ、忠義の女孝行の子を持ちながら、我が身一つの不運にて、其の甲斐もなく今日まで、身
ぎつる日八重垣が、彼より、取落したる布袋に、米麥小錢のありし故、我は觀音綸といひなして、
袖乞すると心づきしが、いはで卻つて恥ぢ思はんと、知らぬ顔にて居たりしが、亡骸もの物乞に
て、さある事なりしとは、思ひよらざる後悔さよ。世の中の親子等、愛の縁や孝養の好み、幸に
作るが常なるに、古風等に破扇、身すぼらしげなる姿にて、人の袂にとりすがり、袖乞なして此の時を、

養ふ心の殊勝さは、たぐひ稀なる孝ぞかし。親の心は愚かなもの、物見遊山に著飾りて此の家の前を往反りする、人の娘を見るにつけ、噫世が世にあらば、我が娘もあのごとくに粧はせて、よき子を持ちしとほめらるべきに、身の薄命は是非もなや。幼少より絲竹のしらべ和歌の道、雙六十種香貝合、閑雅た業のみ嗜みて、伽羅の薫る衣さへも、重著すれば身に重く、また衣を薄うすれば、翠簾もる風にもいたみたる身なりしに、此の寒天にも襤褸のひとへ、肌をかくすに足らずして、辛苦に痩せるいぢらしさ、其の上に此の難儀、乞丐の仲間にくだるとは、いかなる事の報いぞや。」といひてむせかへりけるが、なほ水草に向ひて云く、「忠義の心は深けれども、犯せし罪はまぬかれず、なまなましき其の體を、魚の餌食となすかと思へば、五臓六腑も惱亂し、骨々も碎くる如くに思ふぞや。忠義の二字は空しくて、末世末代罪人の、汚名を殘す不便さよ。」と、返らぬ事を繰り返し／＼いひつつ、前後不覺に歎きけり。水草は始終覺悟の體、「必ずお歎き下されな、何事も皆因果づくとはいひながら、痛はしきは八重垣さまの御身なり。袖乞をなさるべしとは、思ひもよらぬ事ぞかし。それも妾が貧しさの、苦を救はんと思召す、お心ゆゑと思ひはべれば、いとゞ悲しく候。」といへば、八重垣曰く、「妾より猶不便なるはそなたの身、思へば／＼我々は、宿世いかなる惡報にて、かかる憂目を見る事ぞ。」「母上樣。」「八重垣水草。」「御主人さま。」「これが此の世のお別れ。」と、互に顏を見交して、

身をもだえ聲を立て、一度にわつと泣く涙、血しほと共に流れつゝ、暫時目に從ふべく、噫くやしの事
す許りなり。捕手の者は氣をいらち、一所にまたたぬ無益の繰言、時刻が移るといひて立上りて亡骸
ば、今宵は八重垣を、遠慮用捨もあらけなく、引立て出づる折しもあれ、此の家の主たる嘉紀
寺住上人、良人の同宿に、古年増と魚網をもたしめて、いそがはしく馳せ來り、捕手の者に向ひ
ていはく、此の度の罪人に縄をかけるものありし故、大勢にて取押へ、縄をかけし處に、亡者の菩提を
くに消え失せて、跡に殘りし此の卒塔婆は、先達て死亡せし、此の家のあるじの亡骸に、建置き
建てたる卒塔婆なり。また今日與三郎が石塔に、此の魚網をかけておきしも不思議なり。此れと
いひ、此のものと一念にては定めがたく疑はれ、とくと尋ねくだされかしといへば、高僧は
あざむひて曰く、それは狐狸野猫のたぐひにて、人を欺く戯れなるらん。酒に醉ひてみだりに人を惑はす
りて、すでに白状の上は、片時も猶豫すべからずといひて、再び引立て出でんとする所に、
忽ち一陣の冷風颯と吹き來りて、樹木の枝をはらくとならす音、室かたむきて陰の晴く、夜叢の中より
る柳の梢に、あやしき人影あらはれ、いと幽なる聲して曰く、往事渺茫として、すべて夢に似たり。萬
遊に漂して下泉に歸す、浮世の昔こひしきまゝ、是れは漁夫の與三郎が靈魂なり、然るに身の中を一通
り聞き給へ。往昔切利の文殊菩薩、弘法大師に授け給ひし、黄金を埋め藏したる、三箇、五箇、四

鈷、羯磨、閼伽桶の五箇的、故ありて、橋立の海底に沈み、これを取上げんとするに、其の在所を知る事あたはずして、空しく過ぎつる事、あまたの星霜を換へたり。彼の海に鱗魚の多きも、其の金氣を慕ひて集ふゆゑなり。又毎月十六日の夜半に龍燈あらはれ、毎年正五九月の十六夜に天燈降るも、天神龍王彼の法器を守護する故なり。某娑婆にありし時、殺生を業として、明暮物の命をとりしこと數知れず、其の報いによりて悪趣に沈み、唯罪科をもち網の、波は却つて猛火となりて身を焦し、因果の廻る火の車に、罪業を積みかさねて、貪欲の心ひく網の、手馴れし鱗魚、今は却つて悪魚毒蛇となりて、紅蓮大紅蓮の氷に身を痛め骨を碎き、あな苦しやと叫ぶ息は、焦熱大焦熱の炎となり、雲霧たち居にひまもなき、冥途の責めの度重なれば、何とぞ彼の五箇の法器を取りあげ、其の功徳を以て成佛をなさばやと、閻魔王に歎きまうして、娑婆に往來する事を許され、天神に願ひ龍王にこひ、夜な／＼彼所に網を下し、昨夜までに五箇の法器を殘らず取りあげて、某が望みは遂げつれども、思ひかけず妻に疑ひかゝりて、無實の罪におちたるを憐み、是れを救はん爲にこれまであらはれ出でつるなり。往昔より若し彼の法器を取りあげたる者には、褒美を賜はるべき定めあれば、こひねがはくは其の褒美を妻にたまはりて、彼が貧苦を救ひ、忠義の志を遂げさせてくだされかし、いざ／＼上人法器を渡し申すべし。」といひつゝ、法器を捧げて近々とくだり來りければ、上人袈裟を脱ぎて、

うや／＼しくこれを受けたりけるに、再び又一陣の風吹きて、與三が姿は消え失せけり。十人何れも皆
皆奇異の思ひをなしけるに、捕手の長水草に對ひて、「汝身に覺えなき事を、何とて自己なりとは言
ひつるぞ。」といへば、水草いはく、「こは情なき問ひごとかな。無實の罪をあきらかにせんとすれば、
御主人母子の命危し。佛壇の綱の失せしより、すべての事符合したるも、妾が身に災難のかゝるべ
き時節到來とあきらめ、妾が命一つを捨てて、御主人母子を助けん爲に、無實の罪をきつるなり。」と
いふにぞ、八雲は益其の志を感じ、「聞けばきくほど類まれなる忠義かな。さばかりあはれいかなる
身にて、商人につかはしたる金の出所をいはざるは、何故ぞ。」と尋ぬれば、水草いはく、「かく事明白
になりつる上は、其の事もつゝまず語り申すべし。御一方を心の儘に養ひまゐらせんと思ふ心より、
實は我が身を傀儡に賣るべき約をなし、かの金は其の讓に取りつる金にて、かゝる事のなければ、明
日は身を賣りて、宮津の宿にまゐるべき筈に候。此の事をあきらかに聞えなば、とかく言ふは必定
と存じ、深くつゝみ隱せしは、却つて御疑ひの種となりぬ。」といへば、捕手の長、「今は半點の疑ひ
べき所なし。」とて、縛めの繩をときけるにぞ、水草は喜び、「夫の靈魂の告ぐるにより、危き際に繩を
を、解きつる事の嬉しや。」といひて吐息すれば、八雲もともに蘇息りたる心地して、涙を拭ひて其の身
たりける。時に乞丐の女等進み出で、「そちは濟みても此の方は濟み難し。いざ／＼」といひて八重垣

を、又もひつたて出でけるが、濱づたひに明松をともしつれて、此の家をさして來る者あり。已に近づくを見れば、烏帽子を風に吹きそらせて、縹の素襖の袖を卷きあげて、袴のくゝりを高くむすびあげたる武士、竹のはしに包文をさし插みてさゝげ、一合の長唐櫃を從者ににないはしめ、明松を前にたてゝ此の家に到りければ、捕手の輩はこれを見たるとひとしく、下座をなしてひかへたり。村長も平伏して乞丐どもは庭の片隅に隠れけり。彼の武士上座に著きて曰く、「某は當地の主護職由良判官の郎等、湊口兵衛といふ者なり。今此の家に來つること別儀にあらず、京都足利義政公、頃日一夜の御夢に、文殊菩薩あらはれ給ひ、『往古倚なの海に沈みたる五筒の法器、此の度出現すべき時到りて、冥府の奪衣婆に往來して、これを取りあぐることあるべし。彼所を殺生禁斷とさだめしは、頃歳の法器ある故なれば、此の後は彼の漁を止むべし』と、靈夢の告げありしによりて、俄に台命を下され、『法器出現せば切戸の文殊堂に納むべし。又此の後は殺生禁斷を止むべし』と、かくの如く台書を賜はりぬ。『彼の曲者を捕へし時、與三が拏婆の綾りたる事、此の事に符合すれば、與三が靈魂法器を取りあげたるに疑ひあるべからず』と主君判官の命を受け、然るや否やを糺さん爲に來れり」といへば、磯波寺の上人うやうやしくいひけるは、「其の事少しも違はず候、斯樣々々に候」とて、與三が靈魂の告げたる事を悉しく語りて、法器を見せしめければ、湊口兵衛これを拜して感嘆し、「然らば古

の定めの如く、與三は與三が妻に[illegible]、[illegible]
當[illegible]庄[illegible]取出さしめて、水草[illegible]青[illegible]の實[illegible]十貫文を出さしめて上人に對[illegible]、これは彼の法[illegible]供養の爲、乞丐どもに施し[illegible]へ。」といへば、上人しばらく法器を傍[illegible]にするおき、此の錢をうけとりて乞丐の女どもに[illegible]、これよき幸ひなれば、これを八重垣が身の穢れを清むる料錢として、汝等に遣はすべし。然る上は一言の云ふべき事あるべからず、汝等が[illegible]にあるは、法器に對して穢れなり、これを取りてとく／＼去け。」といへば、乞丐どもは[illegible]々出でて、此の[illegible]を受け納め、皆打連れてぞ歸りける。扨八雲[illegible]、先[illegible]の歎きに身體を疲らし、今又急に安堵して、張りつめたる氣のゆるみ[illegible]るゆゑにや、いまだ[illegible]月[illegible]れども俄に産けづき、果して難産に[illegible]、七轉八倒して苦しみければ、八重垣水草介抱し、こは[illegible]か[illegible]べきと慌て惑ひけ[illegible]が、八雲は[illegible]な苦[illegible]や堪へ難やと嘯き嘖びつゝ、のけざまに倒れ[illegible]、背後にたてたる明障子を、瓦落々々と打倒したるに、一目に見渡す橋立の、空も海も一面に、[illegible]と光り渡りて、見る目も視き許りなり。北[illegible]宮津の通ひ路、切戸に名高き文殊堂、三角五輪と稱する[illegible]、平井保昌が碑石、海に差出て並松の、蒼々と連なりたる洲崎には、橋立の明神あり、[illegible]と[illegible]ふ涌泉あり、西の[illegible]は栖尻村、一宮大明神籠守社、成相の觀音堂、[illegible]八[illegible]、府中村、[illegible]、男山村、岩[illegible]村、鈴[illegible]、[illegible]、[illegible]ける如き

絶景を、居ながら眺むる住家にて眺望無雙の所なれば、此の光に乗じて見れば、松の下枝の菰手なるも、うち群れて鳴く鵆の翼の裏までもあらはに見えて、岩に碎くる白波の、雫の數さへ數ふべくぞ思はれける。時に八雲は倒れたる儘にて息絶えければ、又も歎きとなりけるに、忽ち海底より龍燈出現し、虚空より天燈降り、彼の法器を守護すと見えて、漸々に近づき來りて、此の家の前にとゞまりけるが、此の靈火の徳にやよりけん、頓て八雲は蘇息り、起き上るとひとしく安産して、玉の如き男子を産み、頓りに初聲をあげけるにぞ、八重垣水草がよろこびは、云ひ盡すべうもあらざりけり。此の時彼の病牀に生けおきつる冬牡丹の花、陸離と散りけるが、此の日はこれ九月十六日にて、彼の花の開きし日よりして十日目にあたり、男子出生ありけるも、其の名に呼べる二十日草、花の富貴を此の子に讓りて散りしと思へば、此の子の生ひさき頼もし。」と、一座喜び勇みけり。港口兵衛上人に對ひて曰く、「漸時刻移りぬれば、御身は法器を攜へて、今夜の中に文殊堂に納め候へ、某等は蹈次の警固をいたすべし。」といへば、上人再び法器をとり、袈裟に包みてこれを捧げ、「輿二」と卒都婆と魚綱は、後の證に我が寺に留むべし。」とて、これを同宿の兩僧に持たしめ、同音に讀經して出でければ、港口兵衛は前に立ちて透り出でけるに、天燈龍燈は空高く、是れにつきてともに行く。捕手の輩はいそがはしく、顱巻手襷を取捨てて、押張りたる肱をゆるめ、握りつめたる拳をひらき、合掌して隨

喜の涙を流しつゝ、後につゞけば紫衣も、俄に菩提心を起こして、後に従ひ、濱づたひに連れ行きける
に、忽ち天地晦くして、金色の世界となり、日月燈明、名聞光佛、大圓鏡佛、宿王戯佛、雷音宿王の来迎あるかと
疑ふばかり、花ふりみだるゝ海面に、浪濤しきりに鳴動して、下界の竜神、其の丈十丈、尋三尋とも
出現し、[illegible]にかけて[illegible]の[illegible]るも、[illegible]し、[illegible]
[illegible]の頭も光に映じて、七寶光明の寶を高くさゝげのぼりにのつ、空に[illegible]へたる[illegible]、靈香四方に
薫じつゝ、青色青光、白色白光の[illegible]を[illegible]し、[illegible]、北[illegible]の、白
衣黒衣の天人[illegible]て、[illegible]の[illegible]をなし、天[illegible]の[illegible]
又は[illegible]の[illegible]、[illegible]なる少女の[illegible]、[illegible]
とゝみるとゝに、[illegible]く[illegible]見て、[illegible]上人[illegible]して、[illegible]
化度によりて、[illegible]羅龍王の女、年八歳にして菩薩行を具し、南方[illegible]に[illegible]、これ女人
成道の始めなれば、[illegible]の法器を守護するも理なり、あなたふとつのりがたや、天人
仰、[illegible]と、[illegible]品を[illegible]して通り行けば、[illegible]はなほ[illegible]に[illegible]
の像をなして、[illegible]をさし翳すが如くなりつ。白鶴孔雀鸚鵡舎利迦陵頻伽、種々奇妙雑色の鳥、虚
空の外に舞ひ遊べば、[illegible]

生濟度の誓ひ、文殊の智恵をうけつぎし、弘法大師感得の、法器の奇特顯はれて、極樂國土の莊嚴もかくぞあらめと思はれて、八雲八重垣水草等は跡見送りて伏し拜む、げにもたふとき光景なり。今に毎月十六日の夜半に龍燈あらはるゝも、毎年正五九月の十六夜に天燈天降るも、法器を守護のゆゑとなん。八重垣が身を沈めんとのほりたる岩も今にありて、里人これを身投石といふなり。阿漕の網をひく波の、哀れは似たる物語、七世の孫も聞き傳ふ、浦島が子の常世の濱、内典外典にためしなき、内外の濱の松風に、波靜かなる與謝海、後に文字を書きかへて、與三海ともとなふるよし、いはれはかくといひつたふ。

○天燈　和漢三才圖會、天橋立の條に、毎年正五九月十六夜、一火天より降る、これを天燈といふといへり。

○龍燈　拾芥抄に云く、智恩寺は丹後九世戸の文殊、天龍六齋燈明を供すと云々。和漢三才圖會に云く、橋立の龍火、毎月十六日の夜半の後に、丑寅の方の海濵より出でて、文殊堂の北邊に浮み寄ると云々

○龍燈松　九世戸、天橋山智恩寺の境内、松樹多し、一木絶れて高長なるあり、龍燈の松と稱す、枝葉しげりて傘を張するが如し。絶海和尚の詩あり、

碧海中央六鼇峙、　天橋通路是仙蹤
夜深人待龍燈出、　月落[illegible]寺鐘

[illegible]

其の[illegible]時におくるゝにより、[illegible]且つ[illegible]

[illegible]に迫り[illegible]、[illegible]を施す[illegible]

[illegible]を救ふ[illegible]

[illegible]其の[illegible]を俟ち得て見るべし。

此の下[illegible]、八雲が産みたる孫[illegible]

[illegible]、[illegible]逆浪に投げ入る、水早[illegible]

[illegible]を欺きて八重垣[illegible]、[illegible]水早が[illegible]

遺留物の鎌まろび落ちて、泥六が額にたつ。畑作が魂魄中にのりうつり、泥六を喰へて橋立の海に沈む。牛石のいはれ、宮津道にある犬の堂、鷄塚のいはれ等を第五卷目にしるして、後帙の首卷とす。磯之丞弓助と共に、旅廬無僧となりて飛騨國にいたり、嵯峨右衛門が行方を尋ぬ。弓助神通川の篭渡の篭の裏に有つて堂九郎に出で會ふ。堂九郎弓助を欺打にして金を奪ふ。窮奇其の金を取返して磯之丞にあたふ。弓助が魂魄嵯峨右衛門が行方を告ぐる。磯之丞越中國に赴くこと。石生團七泉州堺に到りて魚商人となり、黒兵衛と名を更ふる、人是れを團七黒兵衛といふ。出齒庖丁の鍛冶一寸徳兵衛、妹琴浦を團七が家に預けおく事。團七が妻阿梶が父蟻平次、團七夫婦を欺きて琴浦を瓢簞巷の茨木屋休齋が家に賣る。一寸徳兵衛團七を疑ひて打果さんとす。釣船の三撫是れをなだめて琴浦が行方を語る。大阪天滿の神事の事、蟻平次團七を欺打にせんとして、自ら團七が鞘にあたりて死す。團七妻阿梶を離縁し、一子市松を勘當す。市松孝心深き事、阿梶市松を殺さんとし、おのれ自害せんとす。團七これをとゞめ、本心をあかして腹をきらんとす、一寸徳兵衛團七が罪に代りて囚はる。鳴八とらはれとなりて、蟻平次が舊惡を告ぐる事、嵯峨右衛門越中國赤灘山の村婦雲根を妻とす。八重垣、女露と名を更へ、金蠶病をやみて化石谷に捨てらる。細目木長者牡丹に愛す。長者化石谷にて八重垣を救ふ。磯之丞赤灘山の閻魔堂に宿して、村婦の呵責にあふを見る。堂

九郎化石谷にて、磯之丞を返打にせんとす、守顔が靈魂人面石に通じて是れを救ふ。磯之丞常に[illegible]を打つ。此の一回總て化石奇石の事を盡して作れり。八重垣觀音の靈驗によりて[illegible]を逸れ、潮音木の婢女となり、觀音を信じて鵺の流しより光明を發し[illegible]をまぬがる。觀音薩大慈悲に依りて雲根を窃殺す。磯之丞[illegible]觀音の告げによりて、女郎花[illegible]の再生により、貝合の貝の事、[illegible]門が行が再びしれざる事。一寸徳兵衞磯之丞八重垣を連れて堺に歸る。八重垣磯之丞八重垣この會の事。團七た婦徳兵衞兄弟誠忠の事。琴浦忠の爲に浮身宿に身を賣る事。浮身宿の考へ。琴浦[illegible]前の三國に賣りかへられて、小女郎といふ間宿となり、[illegible]なく、[illegible]かへして小女郎[illegible]儀を救ふ。小女郎孤がいはれ、[illegible]左門に[illegible]して[illegible]上し、近日[illegible]、[illegible]と合はせて一覧を給はるべきなり。

浮牡丹全傳　上

雙蝶記（霧籬物語）

雙蝶記自序

此の物語稿をはりし、人に敍をこはんとおもへど、かかる拙作なれば、褒めてくれる人もあるまじと、頼まぬ前からさきだちをして、自ら緒をとかんと思ふに、これを漢文にのぶれば、之乎者也の置き所。酢の蒟蒻のと面倒なり。書き得た所が餅屋の餅にあらず、素人ごしらへの柏餅、皮が厚くて味なしといはんか。これを和文に記さんとするに、しの字一つを論ずるさへ、過去未來現在などと、三世因果の業をさらし、諸の文を淨瑠璃節に語るやうにて、かたはらいたき事おほしと、僕が不文を譏るならん、爾は甲に似せて穴うるさき世間舅やとおもふにつけ、舅といふ字を緣にして、此の草紙を聟をたつぬる嫁にたとへて見るに、繪は則ち顔姿なり、作は則ち意氣なり、板木彫は紅白粉なり、摺仕立は嫁入衣裳なり、板元は親里なり、讀んでくださる御方樣は聟君なり、貸本屋さまはお媒人なり。さて顔容にたとふる繪は歌川豐國の筆なれば申分なし、板木彫の小刀にて紅白粉の化粧もよく、摺仕立の嫁入衣裳も不足なく、板元の親里も慾をはなれて、隨分安賣の嫁なれど、肝要の意氣にたとふる作が愚かにて、しかも田舍言の其のうちに、都言を横ぐはへにいひまぜて、聞きぐるしき事おほければ、讀んで下さる聟君のお氣にいらぬがちなるべし。所を貸本屋樣方のお媒人口にて、かやう

かやうの娘がござる。顔すたれ[illegible]、心ば[illegible]に
に、舅姑のことばを背かず、[illegible]大事にして、[illegible]見給ひて
て見給へと、拙きをおほひ、[illegible]、[illegible]娘
も、よき聟君にありつくべし。[illegible]も伏猪といへばやさしく、[illegible]も結構人といへば聞えがよし。是
則ち力とたのみ奉るお媒人の[illegible]。然る則は板元の[illegible]の喜びおほ
い、[illegible]小[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]
顔を[illegible]あてたうであるきますといふ。

文化十年[illegible]月

醒々斎京傳識

附けていふ、

書名を雙蝶記と號くる故は、二ツ蝶々といふ傀儡の戲曲にもとづきてつくればなり。しるせる事のさだかならぬは、霧の籬のうちを行く雁の音をのみ聞きて、かたちを見ざるが如くなれば、またの名をしかよべるなり。常言に、そら言に似たる實はいふとも、實に似たるそら言はいふべからずといへるも、人を誣ひるを厭ふなるべし。此の草紙にしるせる地名年月日時人の姓名のたぐひ、都てそらごとにて、あながちに實をもとめず。たま〳〵古人の名に似かよへるもあれど、そは唯假用するのみなれば、實記にくらべてはたがふ事おほかり。見ん人これをいぶかることなかれ、素より童をなぐさむるのみなれば、俗耳にとほき雅言を好まず、無下にいやしき言をもてしるしつゝ、語勢をもはらとすれば、てにはを誤つことおほかり。たま〳〵耳なれたる雅言をもちふるは、戲曲の文をまぬかれん爲なり。唯勸懲の意旨をうしなはざるを微意とするのみ。

○燈臺鬼

源平盛衰記に、燈臺之事、昔軽の大臣、遣唐使に渡されて、形を他相にやつされ燈臺鬼となされつゝ、歸る事を得ざりけり。子息弼宰相、父の向後の行末を尋ねに、大唐國に渡りて、たづねありきけるに、目の前に有りながら、互に知らざりけれ。父は子を見知りつゝ斯くといはまほしけれども、物いはぬ薬をいませ身に入られたりければ、その時にも、額に燈臺を打たれつゝ、宰相に向ひて只泣くより外の事なし。宰相はやつれたる父とは知らで、面を背けて下りにけり。燈臺鬼涙を流しつゝ、指を食ひ切りて其の血を以て宰相の袖に斷りて詩を書き遣はしける

我元日本華京客　汝是一家同姓人
為子為爺前世契　隔山隔海変情辛
経年流涙蓬蒿宿　逐日馳思蘭菊親
形破他郷作燈鬼　争帰旧里寄此身

と書きあらはしたりけるにこそ、宰相は其父の軽大臣と知られ云々。

是れ正史實錄には見えずと雖も、盛衰記、下學集等に載せたれば、古くいひ傳へたる事なるべし。

和漢三才圖會に、此の故事を記して大臣の歌を載す。

燈の影恥かしき身なれども子を思ふやみのかなしかりけり

大臣の子の名一決せず、時代も詳かならず、然れども河州古市郡に輕之墓あり、和州高市郡に法輕寺あり、丹波の桑田郡に輕神社あり、皆輕大臣の名を立てり。但し皇極帝の弟宮に輕皇子あり、是れ乃ち孝德天皇なり。其の外輕と稱する名を聞かず。以上和漢三才圖會ノ説。

此の雙蝶記卷之第四、右燈臺鬼の故事に據りて作れり。

雙蝶記總目錄

卷之一　一　夏草やつはものどもの　夢路の落人
　　　　二　[illegible]の中の下の　亡者の計略
　　　　三　蛇くふと聞けばおそろし　老女の懺悔
卷之二　四　かへる籠に夢をとられて　孝貞の愁歎
　　　　五　五月雨のある夜ひそかに　道節の曲者
卷之三　六　陽炎としきりに狂ふ　[illegible]の睡猫
　　　　七　木枯の果てはありけり　[illegible]の竹刀
　　　　八　我[illegible]とおもへばかろうし　身[illegible]の千金
卷之四　九　[illegible]屑に花を見捨てて　胡蝶の狂亂
　　　　十　白露や無分別なる　性命の質物
　　　　十一　紫の[illegible]もありけり　池邊の盗人
卷之五　十二　賽錢のうき世をはなれ　主人の合力

巻之六

十三　きられたる夢はまことか　茂林の闇打
十四　蟋蟀まくら牀も　野宿の妖怪
十五　宿かして名をなのらする　化石の鍋蓋
十六　おもしろうて頓て悲しき　鵜養の腹切
十七　鶴おりて日こそおほきに　和睦の酒宴

通計十七回

總目錄　終

雙蝶記 一名霧籬物語 卷之一

江戸 山東庵京傳編

一 夏草や兵どもの夢路の落人

往時元弘三年、夏草の露と消えにし夢の跡、憂世語を殘したる、相模入道宗鑑が二男、相模次郎時行は、一家亡びし後は、天高しといへども跼り、地廣しといへども蹐して、一身をおくに安きところもなかりしかば、信濃國に隱遁し、深山幽谷のうちに埋れて、再び天日を見る代もがなと、時節を待ちて居たりしが、頃日南北兩朝に別れ給ふと聞きて、ひそかに使者を吉野の皇居にまゐらせて奏しけるは、「亡親高時臣たる道を辨へずして、つひに滅亡を敕勘の下に得たりといへども、天誅の理にあたる故を存ずるに依りて、時行一塵も君を恨み奉る處を存じ候はず。天鑑あきらかに下情を照らしたまひ、枉げて敕免をかうぶらしめたまはば、宜しく官軍の義戰を扶け、皇統の大化をあふぎ候べし」と委細に奏聞したりければ、主上これを聞召され、不義の父を誅し、忠功の子を召仕ふ例なきにし

しもあらず、罰其の罪に當り、賞其の功に感ずるは、善政の最たり。こゝに、明は恩免の綸旨の文を、日月打ちたる錦の御旗の裏にしるしてぞ遣はされける。かくて延文四年二月の初め、時行は信濃國豊方の城に在て籠り、此彼に身を竹その居たる平家の餘類を催促したりけるに、去ぬる年箱根の水飲峠の合戰に、父を打たれ子を打たれて仇をふくむ兵ども、宿望たりを聞けり。三浦、日やおほえて馳せ集まる兵凡そ七千餘騎と聞えければ、鎌倉に急を告ぐる早馬、踵打つ鞭の間なく、急ぎ討手の案を問たり。これによりて鎌倉の管領、諸將に對して、軍評いかにと議せられけるに、これより逆寄せして其の不意を攻め、鋭氣を挫き荒肝を抜くにしかじと、軍議已に決し、月影谷の判官照影を大將として、鎌倉勢一萬三千餘騎、日ならず信濃國豊方に馳せ着き、戰鬪前にすゝんで陣をそなへ、勇騎後に隊して、轡をならべ、軍旗を翻し、金鼓をならして、鬨を咄と作りかけける。城中には敵不意の逆寄せに、篝火をこらし、術計いまだ十分にとゝのはずといへども、累年籠城して、義心金鐵の如き兵どもなれば、更に臆する氣色もなく、變に應じて進退度をたがはず、鬨を叫びて攻め戰ひ、射ちがふる箭は夕立の軒端をすぐる音よりも猶しげく、打合ふ太刀の鍔音は天に轟ふる山彦の、鳴りやむ隙もなかりけり。爰に故相模入道の家臣に、大佛□郎直衡といふものあり。前年錦をあざむきて、一旦鎌倉をのがれ出で、相模次郎をもりそだてゝ始終はなれず、今はすでに年五十歳に過ぎぬ

れども、力量武勢ます〳〵減ぜず、なほ當城にありけるが、此のとき唯一騎城を遠くはなれて、敵陣に馬をすゝめ、鎌倉勢の總大將、月影ヶ谷判官をえらみ打ちにせばやとこゝろざしけるは、大膽不敵のふるまひなり。敵兵にまぎればやと、兜をば著ず、白綾の鉢卷して、亂髮を顏にさつと振りかけ、白絲縅の鎧のうへに、雲鶴の地紋ある、丹地の錦の陣羽織を著し、青鈍の大口をはき、貝鞘の太刀に豹の皮の尻鞘かけたる、金作りの小太刀を帶き副へ、大長刀を右の小脇に引きそばめて、白葦毛なる馬の太く逞しきに、螺鈿の鞍を置き、燃えたつばかりなる厚總の鞦をかけてぞ乘つたりける。かくて鎌倉勢のむらがる中へまぎれいり、東西をはらひ、南北へ追ひまはし、黑烟を立てて切つてまはるに、寄手大勢なりと雖も、唯一騎に切り立てられて、四方へ颯と引きけるが、さすが大將のほとりへはちかづくことあたはざれば、むなしくおのれも知具麻川のこなたまで引退き、手綱かいくりつゝ、華陰の藤波のかゝれる松蔭に汗馬をよせて息をやすめ、亂れたる髮を押しあけて、城のかたをかへりみたるに、むかうの山間に白旗赤旗いろ〳〵の旗、春風にひるがへりて、雲より落つる花の波霞に紛ひてすさまじく、貝鐘太鼓鯢波、いとかまびすく聞えけり。扨は敵、城邊ちかく寄せたりと覺えたり、あな氣づかはしとおもふをりしも、雜兵二人、貞直が妻女更級といふにつきそひ、此のところまで落ち來りていひけるは、「敵兵一の木戸を打ちやぶりて、城中へ攻め入り候ゆゑ、御懷胎の内室をこれま

で御供いたし候。」といへば、更級もいはく「[illegible]」
[illegible]のはたらき自由ならず。彼等に[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
見るに、[illegible]地蔵尊[illegible]
せし[illegible]地蔵[illegible]
て、堂前に[illegible]
らしめ、鰐口の[illegible]
介抱するに、一人の[illegible]
節は[illegible]
直道は気を[illegible]自由[illegible]

べきや」とく川水を汲み來れ」と呵りておひやり、產婦にそひてひたすら力をつけけるが、陣鐘太鼓の音、矢叫び軍呼ばひの聲、知具川の漲る音に響きあひて、いとすさまじく聞えければ、更級はしづ心なく、とかくなやみて產みかねけり。かかるをりしも郎等魚淵劍太といふ者、汗もしとゝに走せ來りてひざまづき「御注進つかまつる」と呼ばはりければ、貞直はこれを聞きて急がはしく「樣子はいかに、とくいへ」と氣をせけば、劍太は息もつきあへず「されば候敵兵已に城中に攻めいり候へども、味方の兵、命を惜しまず、二の木戸にてふせき戰ひ候」と未だいひもをはらざるうちに、こなたの產婦息もたゆげにいとあさましき體なれば、貞直はかなたを聞きさして、產婦の背中を撫でさすり「折もをり時もときとて此の產氣、催生藥だにたくはへなし、戰場の火急の節、さばかり心弱くては產み得まじ。おん身は常の女に似ず、日來雄々しき心をもちて、男まさりの女なるに、四十歲すぎての初產とはいひながら、などてさばかり心よわきぞ」自らよく氣をはげまして、とく產めといひて介抱しつゝかなたに對ひ「シテ其のあとはいかに／＼」と問ひかくれば、劍太は汗をのごひつゝ又いひけるは「今まうせしごとくにて、雌雄いまだ決せず候へども、味方は必死をきはめて戰ひ、引鐘を聞きては怒り、すゝむ太鼓をよろこびて、勢ひ曾てたゆみまうさず。敵は遠路を押來りて勢ひほと／＼つかれ候へば、旗色あしく、金鼓の聲も濁りて聞え候。」と、勢ひこみて告ぐるにぞ、貞直はやう／＼色を

なほしもふたゝび、驗太いはく「拙者に今一度走せかへりて様子を見とゞけ、再び又御注進つかまつらん」といひすてゝ飛ぶが如くに走せ去りぬ。時に又陣鐘太鼓を亂調に打ちならして、鬨を上げたる餘波、天地もくつがへるばかりなれば、靑嶋はこれに氣力をとりもどして、「あなや」と叫ぶ勢ひに、すかへりして産みおとし、頓みに産聲をあげ、しかも男子にてありければ、貞山は味方の勝利の吉兆を聞くうへに、此の安産なれば、喜ぶこひたゞしく、雜兵に命じ、陣營を嚴にかへ、用心くましめて其子の身ふさぎふ爲、陣僧にさふべき者たになければ、陣羽織をぬぎてこれにつゝみ、懷にこれは雲龍、此の兒のおひさき千歳の鶴の齢をいのりし、出雲雲の志を遂げかしと、心の裏にいのりつゝ、抱きあげし雜兵等に對ひ、「斯る火急の時節なれば、かう〳〵せよ」と命ずれば、二人の雜兵はこゝろえ候とといふへ、辻堂の片扉を引きはなし、更紗をふせ、あとさきをかゝげて、山邊にさしかゝらんと攝貞山おもひけるは、此の所におきてもし敵にとりこまれなば、足場あしければ働きもならず、一戰場に出でて陣中の様子、味方の安否をも聞くべしと、辻堂の前の端をひきちぎりて、生子を抱く身にひしとくゝりつけ、馬引きよせてひらりと乘り、長刀を手短かに挾みて、東の方へ向かんとするに、敵近く寄せたりとおぼえて、なりさきけぶ聲すさまじくきこゆ。生子はこれに怖えて頻りに泣けば、「ホよホかよ大の子。」と背をたゝきゆり上げつゝ、駒のかしらをひきかへして、西の方にのがれんとする

に、かなたにも敵充滿して、鯨波を唱とあぐるにぞ、前後の道をふさがれて、いかにすべきと行きまよひ、なほも泣く子をなだめつゝ、しばしたゆたふをりしもあれ、東西より敵兵蹶と寄せ來れば、長刀を打ちふりて三方へ追ひ捲り、八面に斬つてまはり、眞額立割車斬り或は母衣付腰車、裏袈にかけては左右にさばかせ、雙膝なぎにはらひつけにそらせ、抱きし生子をかばふにぞ、十分にはたらきがたしと雖も、力量武藝智通ならず。三歳の幼主阿斗を抱いて、長坂坡に戰ひし、趙雲にもをさ〳〵おとらぬ其の骨柄、神變不思議のはたらきに、散しかれたる木葉武者、四方にはら〳〵散り失せたり、貞直はなほも生子をゆりあげつゝ、息を休めて居たる處に、以前の郎等劍太、裸身に雜鎧を著、城の水吐の穴をくゞり出でしと見えて、身より溢れて雫をたらしつゝ走せ來り、陣笠を地上にからりと投げ捨てて手をつかへ、又御注進候。と告ぐるにぞ、貞直は心ならず、樣子はいかにと尋ぬれば、劍太一息ついていひけるは、御味方の兵必死の戰ひに、敵の人馬は大きにつかれて、已に落足になりたる處に、思ひかけなき月影ヶ谷判官の家臣、山崎莊司雪森といふ者、荒手の兵數千騎をしたがへて押し來り、城の後にたちまはりて、矢を射ること雨のごとく、精兵あまた面もふらず掛けやぶり候へば、さすがに猛き御大將も軍略盡きたまひて、後をはらはんとし給へば、前の敵是れを圍まんとすゝみより、前に向はんとし給へば、荒手の兵後に打ちかゝり、變化自在の術盡きたまひて、味方のこらず

打死し、御大將御腹めされ[illegible]と、各一度に討死すべきは、與惣[illegible]主君におくれ、
あれ[illegible]、何れも主従は卿自殺ありしこと、無念の[illegible]
十に八九も勝つべき軍に、卑怯なく討死すべきことを、[illegible]
敵にわたさせ給ふものなれ、わが身の殘念なりと、或は悲しみ或は嘆き、[illegible]
落涙し、主君の命とはいひながら、我一騎遂げ城をはなれ、總大將を打たせ、[illegible]主君
御自殺の時にあふことは不忠の至りなり、すでに大將も討死ありしこそ、我一人[illegible]
れ、此のところにていかにもして、打死して、死出の御供[illegible]
殘り[illegible]、敵中[illegible]
山陰[illegible]、更科[illegible]
一品[illegible]
是れ乃ち[illegible]常に[illegible]
身[illegible]
雲[illegible]

といふ一首の歌をかの香包の裏にかきつけ、「親子は一世の縁なりといへど、父子再會は待間ひさしき百年の後、冥途のみたのみなり。今生まれ出て今わかるゝとは、よく〳〵薄き親子の縁なり」と猛き心も子によわりつゝ、目をもる涙はら〳〵と落ちかゝれば、矢疵つくれる鉀のうへに、霰たばしる如くなり。かくてかの香包を孩子にそへて、陣羽織に包みたる儘劔太に渡せば、劔太はこれをうけ取りて、悲歎の涙せきあへず、主人のわかれをゝしみけるが、すでに苫形落城せしと見えて、黒煙たち上り、烈々たる兵火天を焦し、あまたの敵兵「えい〳〵をう」と、凱歌をあぐる聲、百連の雷の一度におつるごとくひゞき渡りければ、貞直はこれを見て、無念の落涙なほとゞめかねしが劔太にむかひ、「汝此の處に猶豫して、もし敵兵に山道をふさがれなば、其の子を扶け行く事あたふべからず。名殘は盡きせじ、とく〳〵行け」といそがすれば、劔太は是非なく涙を拭ひ、山路をさしておち行きぬ。

貞直は孩子をおとしやりて、今は心安し、いで〳〵花々しき軍して、敵兵に目をさまさせ、さわやかに打死せばやとおもふにぞ、日來の勇氣百倍して、敵ある方へ馳せゆかんとしたる折しも、むかひの方の林のうちより、弦音たかく飄とひゞきて、一筋の箭とび來り、かたはらなる松の木にはつしと立ちぬ。貞直これを屹と見るに、これ矢文なりければ、馬をよせて矢をぬきとり、結びつけたる文をひらき、讀みをはりて打ちうなづき、卷きをさめんとしたりけるに、忽ち一陣の旋風颯と吹き來り、地

をまちて身を[illegible]し、かの丈が陣営はまめに戦ふことかなはねば、其の[illegible]
まて、[illegible]を射とつらぬきて、四方より[illegible]来り[illegible]
[illegible]
[illegible]て、[illegible]
〇〇太刀の下に[illegible]
[illegible]
十〇ふにぞ、[illegible]
ものゝかと思ふ勢ひにて、組まんと近づく兵の、[illegible]揚巻かいつかんで、[illegible]
せば、其の人礫に[illegible]兵は、四五人[illegible]
鎧は[illegible]
幾備となく[illegible]
て[illegible]、其の姿見えず、[illegible]
るに、馬も[illegible]歩立に[illegible]
にふれたる所の[illegible]て、枯野に残る冬草の、風に臥すに異ならず、全身血にそまりて、白[illegible]

ちまち緋縅と變じ、鎧の袖の三の板を切りおとされ、草摺の横縫皆つき切られて、緘毛ばかりぞ續きける。今はこれまでとやおもひけん、跡をつけ來りて組みつかんとせし敵二人を、左右の小脇にかいはさんで、堤の上にかけのぼり、汝等死出の供せよ。とよばはりつゝ、知貝藏川の深き淵の、渦卷く中にをどり入れば、白波はつと飛び散りて、をしむべし底の水屑となり果てつゝ、唯々漲る水の音のみぞ殘りける。嗚呼此の日はいかなる日ぞや、すなはち是れ延文四年三月十五日の事なりとぞ。

一　むさんやな兜の下の亡者の計略

さるほどに、魚淵劍太は生子を抱き、山道をさして落ちゆきしが、鎌倉勢はやくこゝにもたちまはりて道をふさぎ、落人をうちとらんとかまへたる樣子なれば、せんすべなく、舊の處に立ちもどり、東の道より落ちゆかんとしたるに、かなたにも敵兵のをめくこゑ、すさまじく聞えて、近々と寄せきたる樣子なれば、心は矢猛にはやれども、雙拳四手に敵しがたく、殊に生子を抱きたれば、もし此の處にて敵にとりかこまれなば、をめ／＼と打たるべし、一旦身をかくし、敵の退くを待ちてのがれ行かばやとおもひ、かの辻堂のうちに入りて見まはしけるに、軒端かたぶき壁くづれたる古堂なれば、雨風もふせぎがたき體にて、本尊は大きなる木佛の地藏なるが、朽目に苔なめらかにして、肱のあたり

に蟇木を生じ、篠竹叢たちかさなりて生ひ出でたれば、昔の佛具はありけれども、荒れはてたる體に見え
ず、壁うちやぶれくづれて、木の葉みだれ散りて、狐兎の跡のみ印し、梁には燕の巣をかけたる、
蜘蛛は網をむすびて、いとすさまじき堂中なれば、身を隠すべき處なく、いかにせんと思ひけるに、地藏
尊の背後のほのかに暗き處に、あたらしき棺桶一ツありて、ふるき打敷をおほひ、これ幸ひ人目
のつかぬよき隠れ所なりとおもひ、縄をとき蓋をとりて死人を引出して佛座の下の空なる所におしこ
みおき、おのれは産子を抱きながら桶のうちに身をひそめて、打敷をひきかぶり、息をこらし居た
りけり。かゝる所へ、かの百姓とおぼしき者四五人、道心坊を前に立て、或ひは里人は鍬を持ち、或は樒
の枝を提げ、念珠をつまぐるもありて、此の堂中に入り、かの棺桶をかき出でんとして、蓋のあまり軽きに
あるをいぶかり、やがて打敷をとりのけたるに、劍太は敵に見出されしと思ひたるが、運命つきた
る所とおもひつゝ、桶のうちより躍り出で、片手には産子を抱き片手には太刀を握り、百姓共に
んと身がまへたり。道心はこれを見て、目のあたりに魂をうしなひ、亡者の世に幽霊になりて出でたり
しと思ひたるか、ひあつと叫びてのけさまに倒れたり。百姓どもは肝を消し、われ先にと逃げ出でしも
わなゝき、人こゝろはなき體なり。劍太はこれをつくづく見るに、敵兵にはあらで野邊おくりする者
等とおぼしければ、太刀を鞘におさめていはく、「汝等おどろくことなかれ、我は仔細ありて此の桶の

うちにかくれ居たり。」といふ。百姓どもはこれを聞きてやう／＼人ごゝちつき、俄に強くなりてまくり手しつゝいふやう「汝何等のものなれば、他の棺桶にことわりもなく隠れ居て、我々に甚く肝を潰させけるぞ。亡者をばいかにせしぞ。」と腹立たげにいへば、劔太いはく、「亡者はかしこに隠しおきぬ。まづ汝等はいづくのものぞ。」といふ。百姓ども劔太が有様をよく／＼見れば、裸身に鎧を著、太刀を帯きたれば、又少しこはけつき、言をあらためていはく、「我々はかしこの山一ッあなたに住むものどもなるが、今日此の邊に軍あらんとは思ひ候はず、此の桶の亡者は村末に住む、獨身の小百姓にて、今朝往生いたせしゆゑ、日暮れなば此の所にて煙となさばやと、かりに此の堂中に入れおきたるに、此の邊すべて戰場となりて往來なりがたければ、かしこの山道をふさぎたる軍卒に、やうやくことわりをまうして、此に來り候。」といふ。劔太またいふやう、「かの山のあなたに住む者ならば、故相模入道殿の御恩をうけたる百姓どもなるべし。かくいふ我は故入道殿の家臣、大佛九郎貞直が郎等なり。此の生子は主人九郎殿の子なり。九郎殿は今日此の所にて打死し給ふ。我は主人の遺言にまかせ、此の子を抱きて落ち行かんと思へども、四方に敵充滿して、遁れ行くべき道なければせんすべなく、此の桶のうちに隠れ居たり。汝等故入道殿の御恩を忘れずば、かう／＼してくれよ。」とさゝやけば、百姓ども口をそろへ、「扨は左樣に候か。代々入道殿の御恩をうけたる我々なれば、いかでか

御せよと背くいきさといへば、誹太者共、頓て佛壇の下より亡者を引出し、鎧をぬぎて亡者に着せこ
うりうせよといふに拙けれ、百姓どもは打ちうなづき、堂前にすゝみあらため、甲冑を亡者にうちかせの服を
て、まづ笠を亡者にかぶらせ、卒塔婆を真に亡者の兩手にいだかせ、長刀を杖につかせて、二人の
百姓がいひけるは、いまに鎌倉より見たらば、こまかなる事なれども、そのまゝいはで
ふ道に、馬上には石塔亡者に鎧を着せ、卒塔婆を襟にさし、まふ死顔に、上にほどの身を置にも二騎の
武者となり、百姓の身に着る事なれば鎧の袴、卒塔婆の杖に事かゝはず、長刀を杖につき、死花を
せてお役にたつことは仕合せとつぶやきつゝ、松の木のかげに立て、刀を腰にさし、誹太兩人はかみに立わ
きまさきゝ、生子を抱いて桶にいれ、棒の身をかくし、百姓共は立寄りて蓋をおほひ、二人して背に
て車間をかけ、棒をさしてかつぎいだせば、道心坊にさきに立ち、鈴をならし経を読みつゝ、山道を
運みて行きけるに、向ふに来る旅人に、誹太者どもはれとめきしが、道にて来るやつ、見てはこの
た旅はお落人にはあらず、さきほど断をいひ、通りたる野辺おくりの百姓どもなり。戦場に
棺桶は見るもいまはし、とくとく行けといはれて、顔を背け、道を開きてとほしければ、桶の内の誹太
はしすましたりとおもひ、さいはひに生子の泣かざるも神佛の擁護ならめとよろこび、百姓ども
は足をはやめて道を急ぎぬ。頓に生子あれば亡者あり、生死は轉し一時に、修羅の街を

て此のときはすでに黄昏のころにて稍ほの暗くなりけるが、こなたには鎌倉勢馳せ集まりて、松の木によせかけありし亡者をはるかに見つけたるが、大佛九郎がはたらきに手ごりして、臆病神のつきたる者どもなれば、ちかくもすゝまず、且つ評議していひけるは、「あれ見よ松を小だてにとり、長刀を杖につき、大手をひろげて立ちたるは、大佛九郎が郎等にうたがひなし、彼奴もなみ／＼ならぬ者の由、立合の勝負にやくなき骨ををらんより、遠矢にかけて射殺せよ」といひて、矢ぶすまをつくりて射かくる矢、雨霰の降りかゝるに等しけれど、いかほど射ても身じろきもせざれば、「哀れや彼奴は立ちすくみになりぬ。いで／＼首をとりて、手柄にせんず」といひて、我先とあらそひて組まんと近づく兵の、肩へばつたりとたふるゝ亡者、どつこいさせぬと身をひねりて、唯一打と斬りつくるに、血さへいでざる死骸、よろめく亡者は生けるがごとく、かなたにうかゞふ兵の、背中にぐつさり手はぶら／＼、「シヤ小癪なり」と呼ばはりつゝ、捉ふる手先のつめたさも心のつかぬ臆病武者、きつとも
ついてもひるまぬ亡者、うち物業にてかなふまじと、大手を廣げて組みつけば、こなたも加勢に亡者を相手、くんづほぐれつえい／＼聲、揉み合ふひやうしにばつたりと、亡者の陣笠地に落ちたり。二人の武者はいぶかりて、よく／＼見れば髪を亂して色かはり、額に三角の紙をあて經帷子のうへに鎧を著て居たりければ、兵等はあきれはてゝ、「是れは正しく亡者なり。千劒破の城の藁人形、楠もど

きの謀計にてありければ、おたがひに陣をつめてやりとりもせしまゝにといふ道、跡に捕へし兵ともは、
哄と笑ひて一同に、陣所をさして鯨の声、かくて東西の山々に吹立つる螺貝の音、胸に響き
きこえしかば、おのおの大に敵在しけるや、兵ども、おひおひに集まりければ、輝太郎兵衛自ら真前に
甲冑をたく馬に三十、北方にありたる陣、同体のともにむかひて出で来りて、高声に
戦功を申しければ、家臣山崎庄司を、原かくだりてさまつて、勝軍の音をいはひて、あ
るをおしき庄司が郎等南方十字兵衛といふ者、高野の帝相模次郎にたゝかはれて、日月の藤を
ひ取りて陣を来り、うやうやしくさゝげて主人庄司に渡しければ、庄司はこれを判官にささげ
判官これを御らんありてなのめならず喜び、陪臣なれども十字兵衛が今の功抜群なりと賞美のあまり、佩刀
となされける刀を手づからたまはりければ、十字兵衛は面目身にあまりまた、いと有難さ
けり。さて判官は陣所をさしておかへりある、ありがたの鏡月と、松明の光にてめでたく、馬のいななくぞ
騒ぎは、いさましくぞおぼえける。山陰庄司もふたゝび馬に打乗り、十字兵衛をひきつれて陣所をさして
帰りけるが、忽ち颯と吹きおろす夜風につれて、一さしの攻書よりひらめき落ちて、庄司が馬の鞍
にさゝかへりける。是れ則ち何のゆゑなるらん。山おろしに吹きまどはされて、此處に落ちたるならん。庄
司はこれをとり、十字兵衛が松明をさしかかげ、夜露にしめりて濡れたるを、密かに懐中しけり、

何か心に思案して打うなづき、行列打たせてすゝみゆきぬ。

三　蛇くふと聞けばおそろし老女の懺悔

扨も時光のすぐるゝことは、水の流るゝに異ならず、金烏玉兎の足いとはやく走り、一夢ばかりの間に十歳あまりの星霜を經て、はやく應安三年にぞいたりける。此のとき相州鎌倉の小動といふところに駕籠の陳兵衛といふ貧しき者、里を離れて一ツ家を作りて住みけり。こゝは古き歌にも、こゆるぎの磯の松風おとすれば夕浪千鳥たちさわぐなり、とよみたる所にて、浦ちかき苫家なれば、風いとあらくものすごくして、浪の音松の風、つねにたえざる所なり。かれを駕籠の陳兵衛といふはいかなる故ぞなれば、常に此の鎌倉道に駕籠をかゝげ出でて、往來の旅人をのせ、わづかの賃錢をとりて、朝夕の煙をたつるゆゑに、異名をしかよびけるなり。かれ今年齢五十七歳に至り、妻の於傚矢といふは年はたゞ二つ三つおとりて四十歳にちかし。前の夫は樂人にてありしゆゑ、おのづから舞をならひおぼえたるが、今も諸社にやとはれて、神樂をまひこれを活業のたすけとす。子は男女二人をもちなひぬ。姉は名を小蝶といひて十四才、弟は蝶吉といひて十二才なり。姉弟ともに貌容うつくしく、花よりも清く雪よりも妙にて、端麗たる一雙の珠玉をならべたる如く楊貴妃のをさなだち、業平の童姿も、かく

あらまほしと思はるゝばかりなれば、里人等はこれを見て、一鳶の巣に鶯を育つるにひとしとなどいひはやしうらやむ者、親の身は猶更いつくしみ深く、かの竹取の翁が赫奕姫をやしなふ心にて、いとゞいとしくぞ思ひける。弟の蝶吉をば、手習學びのため宮が澤の月光寺といふにつかはしおき、下は[illegible]の小蝶をのみ家にやしなひおきぬ。さて一日庫兵衛、一人の卿、駕籠をかゝげ出でゆき、熊村の松陰におろしおきて、人のやとふを待ち居たり。そも此の熊村の地は、東北は[illegible]連山にして、伊勢[illegible]山切通しにつゞき、西南は海水を湛として、江之島を眺め、日影[illegible]作の木ぬれは、楠を西にして[illegible]の寄はし、七里が濱の高浪に、巖をあらひて白玉を散らせり。通山、滿華、不盡、面高の好景、いひ盡くすべうもあらず。さて庫兵衛は駕籠のうちに風をよけて、往來の旅人にむかひ、駕籠にあらずや富貴の人をと呼び居たるに、諸社の宮奴にやとはるゝあたりはしとする奇たといふ者、島婦[illegible]に[illegible]ひきかけて極樂寺の切通しの方より來りつゝ、おなじ路傍にあつて、又道ではなしつゝ、庫兵衛に向ひ「いつも／＼よく精が出るよ」といへば、庫兵衛曰く「昨日は大山に旅人も稀なれば、今日の駕も取らず素手ふりて歸りし故、今日は昨日に引換へて、よき天氣なれば、一日旅の駕をと思うて、韓かるゝ前より呼びかくれど、ふり向いてみる奴だになきは」といへば、男は打笑ひ「昨日君の禪寺の軒下で、ごしかけたお前の勝負をまいかに」ゝ、昨日の勝負を語らて居る[illegible]、汝ぞといひて跡から追

屈。」「ナ、慰みにさして見やれ」と、幣又は携へたる、懐中將棊を取り出して、盤の紙を芝のうへにおしひらけば、塵兵衞もむかひ合ひ、たがひにならぶる駒の數、礫の小石と貝殼は、歩の不足とぞ見えにける。ならべをはりて塵兵衞いはく、「ゆうながら盤上をとくと見さだめ、工夫した相手とさすはちと強もの、先手は和主か。」「イヤさしやれ。」「まづ飛車さきの歩をつかう」と、これを將棊のはじめにて、互に手數をさしけるが、幣又は頻りにふついて盤上をへら〳〵と打ちながめ、これ塵兵衞、此の通り雙方の棊子をつらねたるは、魚鱗、鶴翼、常蛇の形、是れ乃ち戰場に敵味方の對陣したるに異ならず。いやしき我等が口からまうすはかしこけれど、今すでに南朝北朝二裂にわかれておはしますは、此の盤上に王の駒の二枚あるに同じからずや。」といへば、塵兵衞打ちうなづき「いかさま和主がいふ通り、二枚の王は南朝北朝、角にひとしき名大將、足利の深田に駒をおとし、飛車と働く楠どのも、湊川にむだ駒を打ちちらし、武藏野の手見禁に、勝ちほこりたる、頭のとのも、桂馬の高上りして家の鼠の歩の餌食と成り果てられ、それ見や和主の駒のやうに、南朝の王の駒は吉野の奥盤上の片隅に蟄し、一手か二手で摘になろう。哀れな事」といひければ、幣又は胡盧ひ「イヤさういやるな北朝方の足利家、今は盛んにほこれども、此方の手にも駒がある。どこのいづくに名將が、かくれあらんもはかられず。金將や銀將が、干城をいかほど堅固にかこつても、歩も成金の時を得て、官軍

の日馬の駒を[illegible]打[illegible]香車の備へ[illegible]桂馬の高飛[illegible]

[illegible]打込む[illegible]これにと[illegible]

せて、駒も手数[illegible]最前[illegible]

を帯し、[illegible]しを携へ、此方の[illegible]油断[illegible]北朝方[illegible]

[illegible]

たる[illegible]

[illegible]

[illegible]、駒[illegible]掴みて、大地[illegible]

[illegible]、たがひに顔を[illegible]

[illegible]実には[illegible]笑ひ、[illegible]

になりたる折しも、極楽寺[illegible]切通し[illegible]

[illegible]落葉を踏み分け[illegible]

[illegible]兵衛は[illegible]

今[illegible]辺りを見廻しけるに、遙か[illegible]人塚の[illegible]

かはしくはしり行きてまた起さず、熟睡して目をさまさず。旅ざぶらひは気をいらいら、我急ぎの道中といひ、かかる目ふじかゝりたれば、すこしの間も猶豫ならず、相棒が間に合はずば、先へゆきて別の駕籠を雇ふべし、といひすてゝ、ゆかんとするを藤丈とめて、まづ暫くとひきとゞめ、これ塵兵衛、あの泥にはいたく酔ひたる様子なれば、呼び起した所が急な役にはたつべからず。今のうちそひの中たはりに、これが片棒手傳うて行くべければ、早く此の御方を乗せまゐらせよ、といへば、塵兵衛は喜び〳〵、こうして下されば都合よし、いざおのりませ、と駕籠をとりすゑければ、さぶらひは籠賃を論じもせず、定めし今は何時にやと問ふ。塵兵衛目でしをあふぎ見て、一本松の下のにも候はんかといふ。藤丈もともに此の松の影畳にたちよりて見かへれば、いかにも其のころに候はん、といへば、かの侍は打ちうなづき、一日ふじかの頃の旅なれば、心いそがはし、随分いそげ、といひつゝ、駕籠に乗りうつる。前棒は塵兵衛、後棒は藤丈が、烏帽子白張宮奴の、形もそゞはぬ片相手。一夜が目はさだかならねど、神風ならぬ間なれど、駕籠かきも贖ふことと、酒代の錢を思へども、そこはさぶやきつゝ、かつぎあげたる旅駕籠の、垂に吹き込む砂煙、「サッサ」と「サッサ」といふこゑ、ようさ、エイと掛聲も、足もとへは富士三甲、七里ヶ濱の波打際を、千鳥がけにそはしり行きぬ。

寶暦[illegible]無常[illegible]閏[illegible]數百人[illegible]上萬里[illegible]の[illegible]たる、鎌倉[illegible]の[illegible]

人あまた群り簇りかこみて立ちたり。釣する翁、牛おふ童、磯菜つむ蜑、貝とる蜑のたぐひまで、旅人まじりに押合ひて、我さきとおしあひぬ。これ何を見るにやと見れば、白髪をいたゞく旅の老女、[illegible]に見かけ、[illegible]にかかはりにおき、[illegible]

此の旅の老女やゝありて諸人にむかひ、妾が身の因果物語を懺悔のために語りて聞かせまうし[illegible]

妾は丹波國の山奥に住む獵師の妻なるが、まゝ娘をふかくにくみて、下目に身にを[illegible]いためしめけるを、まゝ娘かなしみ、谷川に身を投げてむなしくなりぬ。其の報い[illegible]に頭を撮みたる大指のさき、しきりに痛くなりてたへがたかりしが、つひに蛇となりて人の[illegible]ぬ身とはなりぬ。これ見給へ、[illegible]といひて、[illegible]手先[illegible]ひたる[illegible]見れば、[illegible]指のさき[illegible]鮮やかなる蛇にて、心のまゝにやうごめくやうにて、見るさへ身の毛よだちぬ。[illegible]

又いひけるは、これによりて妾先非を悔い、たちまち日来の悪念をひるがへして、[illegible]心をおこし、諸國の靈場ををがみめぐらば、罪障や滅するまゝがともなり、指ももとの如くになりもやせめと、かう思ひたちはべりぬ。懺悔には罪を滅するとかうけたまはれば、[illegible]の事を語り[illegible]たり。此の鎌倉には蛇ヶ谷といふ所もあるよし、昔語りにて聞きしことにも[illegible]、[illegible]事かねて、嫉妬の心[illegible]たまはる[illegible]大指の蛇となりし因果は[illegible]、富貴の者

場を拜むついでに、其の舊跡をも見ばやと思ひはべるなり」といひていとわびしげなり。立ち集ひつる人々これを聞きて「あなおそろし、もののむくいはかくこそあなる」かかる奇怪もまのあたり見ざれば、實しき事とも思はず。「こは世の人のよき戒めぞ」といふもあり、「あなあつらし、前代未聞、又たぐひなき話柄ぞ。かれを見せ物にせばよき賑ひを得べきに、錢もとらで見するは惜しきことよ」といふもあり。憐れの心あるものは、一錢二錢をあたへてさりき、心なき輩は、誹歌うたひかけて嘲りもあり、おのがさまざま散り行きぬ。彼の老女もやがて身を起し、腰をのばして笈を背おひ、笠をたづさへ竹杖をつき稻村ケ崎の方へたどりぬ。

雙蝶記卷之一　終

雙蝶記 一名 務籠物語 卷之二

江戸　山東庵京傳編

四　かへ駕籠に夢をとられて身賣の愁歎

さればさて駕籠の鹿兵衞は、懐ろあふひを乗せ、駕籠かきとゝもに道を急ぎ、黄昏の頃藤澤の宿に到りければ、まづならびの駕籠をかりて寝覚を構へ、いさかはこれに足をはやめて過ぎ去りしが、鹿兵衞は常人に顔見知りの事はなかりし與へて、その駕籠をかへつゝ、又してみる四方山の物語しつゝ、小田に歸りけるが、聞文は鹿兵衞が住家の門ぐちにて別れをつげてかへりければ、鹿兵衞は我が宿に[illegible]おりて裏に入れば、娘小蝶走り出で、ござおほいによい御歸りの由をいひし、さぞ草臥れたまはんといひつゝ、盥に水を汲み入れて持ち出で、手づから父の草鞋の紐をときて、足をすゝぎなどするあひだ、しばしまに、わが子ながら常の孝心にはあらねば、鹿兵衞は身上の[illegible]を打拂ひて、簀子のうへにあがり、圍爐裏のはたに寄りて葦火焚き、足をさし出し[illegible]

居る。娘はまづ茶を汲みて父に進め、「夜食もとくこしらへて待ちわびぬ、たうべ給ひなんや。」など。詞やさしうもてなしぬ。塵兵衛は家内を見まはし「於破矢はいづくへ行きしぞ。」と尋ねれば、娘いはく「母さまは前程鶴ヶ岡の夜神樂にやとはれてゆき給ひつるが、酒も買ひて戸棚にあり、老爺さまの歸り給はばあけませと、いひおきて出でゆき給ひつ。」といふ。塵兵衛これを聞き「鶴ヶ岡の夜神樂はいつも終夜なれば、明日の朝ならでは歸るまじ。これほど夫婦ともかせぎにしても、前の世から持ち來る貧乏はせんすべなし」などいひつゝ、もの喰ひ酒飲みやゝ身うち暖まりて、おのづから晝の疲れ出でけるにや、覺えずねぶりいで、肘枕して横になり、はやく鼾の聲いでぬ。娘は父の裾に物かけんと、庭にすゑおきたる駕籠の蒲團をとりけるに、其の下に柳條縞の財布ありければ、いぶかしみつゝ父をゆり起し「駕籠蒲團の下にかやうなるものありしが、覺えあるものにや。」といひつゝ父に見すれば、塵兵衛はこれを手にとり、燈火のもとにて裏をあらため見るに、小判金七十兩ありければ、大きにおどろき「これはまさしくかのさぶらひ、我が駕籠の内に忘れおきたるに疑ひなし。今夜は藤澤の宿か、もしさらずば近くに平塚、遠くて大磯には宿りつらん。早くこれを持ちゆきて、旅宿をたづね返さばや。」といひて、いそがはしく身じたくし、財布を懷にして走りいでしが、波間より氷りて出づる月影も、雲に隔りて暗かりければ、立ちもどりて松明をともし「娘さみしくも留守せよ。」といひ

すてゝ走りいでしが、郷遠からぬ鐘の聲の、月に和して聞ゆるをかぞふればはや子の刻なれば、立ちとゞまりて思案しけるは、かのさぶらひの旅宿をいづくとたしかにしらざれば、かく夜ふけてはたづぬるにも便りなし。かのさぶらひかゝる大金を忘れたれば、よも先へはゆき過ぎまじ、あとへもどりて尋ね來るは必定なり。鷲崎の鷹兵衛といひしは此の道すぢに隱れなき者なれば、[illegible]たづね來るとも知れやすからん。今夜は且つとゞまりて、明日未明にいでゆき、彼の者をたづねてかへさばやと、心を決して又立ちもどり、娘にもかやう〳〵と思ふやうを語り聞かせ、[illegible]ぬ内は兎角心すまざれども、今夜はせんすべなし。」といひて、其の財布を佛壇の下なる戸棚の内にをさめおき、[illegible]に酒飯の器なども取りかたづけ、早くも門を鎖して、[illegible]の傍に、親は古夜著子は薄き蒲團をかけて、寒夜なりしかど、浮寐鳥、破屏風にすき間もる、濱風をふせぎつゝ、しばらく睡りにきけるが、小夜もやうやく更けわたり、巖にあたる波の響颯々とひゞきて、松に答ふる浦風颯々となりまさり、うちふるほどなる苫屋なれば、地震のふるふやうにゆら〳〵と動きていと騒がしけれど、住みなれし身は常の事なれば、耳にとまりしとも思はず。殊に鷹兵衛は晝のつかれあればよく睡りぬ。常に目さとき娘も一ツの禍ひ[illegible]、[illegible]に熟睡して[illegible]る折しも蘆垣をおし破り、壁をこぼちて盗人しのび入りぬ。これは[illegible]

ぶせりの乞食なり　前程ふと此のところを通りかゝりて、様子をとくと見とゞけおきたれば、抜足しつゝ親子が寝たる上をまたぎ越して、佛壇の下戸棚をさがり、かの財布をうばひとりて懐にし、たち出でんとせしが、燈臺を枕上におきてよく寐入りたる、小蝶が寝顔のうつくしさに、ふと目をとゞめて立ちもどり、しばらく見とれて居たりけり。この娘貧家に養はれて、燕脂白粉のいろどりを假らざれども、自らなる美麗しさえもいはれず、目もてつくれるやうにて、寝亂髪の額ぎはに零れかゝりたるさま、はつ花のなかばひらきたるに、青柳の緑を亂し懸けたるにやと思はるゝばかりなり。此の盗人の様いかなれば、月代の毛長くおひのびて、面をつゝむ手拭の破れ目より、あなあの薄のやうにつらぬき出でつゝ、眼光は鋭かりにて、身材高く身には海松のやうに破れたるとき衣の襤褸を著て、上に破れたる蓆をまとひ、縄を帯にして、身上すゑて垢つきいときたなげなるが、娘の寐顔をさし覗き光るまなじりを翻して見るさま、燕の巣を角鷹のうかゞふに異ならず。此の盗人心の裏に、さても世にはかかるうつくしき娘もありけるよと思ひ、現心もなく、後にはわか〳〵と顔さしよせてなほ見とれけるが、此のとき鷹兵衛ものにおそはれやしけん寝がへりしければ、盗人はこれに心づきて足ばやに逃げ出で、七里ヶ濱の方へ行きぬ。時に此の邊なる藻屑村の獵師、夜釣のかへりに爰の濱に獵船をのりつけて陸に上り、立ちまよふ雲も夜風に吹きはらひて、影すさまじく澄む月の光に

つまゝに見るに、かの盗人共[illegible]の蔭に見かはし、懐より財布を出し、金をかぞへて[illegible]
ば、あやしき奴と思ひつゝ、つと寄るに、盗人は手ばやく金を懐にをさめて、[illegible]猟師
どもは其の向ひざまに立ちふさがり、後に立ちて、おそろしく櫂をとり、盗人の眉間をのぞみて
打ちかゝるを、盗人は懐手して、身をかはして、[illegible]ければ、一人の猟師は盗人が[illegible]
ずしと[illegible]打ちかゝるを、またぞ[illegible]ければ、高汐を顔にあびて、[illegible]
るに、猟師どもはなほすきまもなく、左右より打ちかゝるに、盗人は身をよけて背後に立てば、
二人の猟師は互に入り違ひに頸を打ち合ひて眼くらみ、櫂を擢地と取落して、後俯く所を盗人
は、二人の猟師の首を両手にかい掴み、擢げんとしたる時に、又一人の猟師これにも屈
せず盗人は、二人を左右へ捨てのけて飛びかゝり、足を蹴上げて、一人をはつしと蹴たりければ、二
人ともに四五間飛びて海中へ、まつさかさまに落ちて、一人の猟師これをおそれて、はつと立ち
たる隙に、かの白波と盗人は、行方もしれずなりにけり。かくて時刻もうつりて、今の猟師ども
すでにあはれなるさまにて、鳥の声を[illegible]ければ、庄兵衛起き出して見るに、[illegible]其の辺に
此の江の岸のあたりまで、寝ながら一目に見渡されければ、これもいかにと驚きあきれて[illegible]
さ、ここへ見れば泥足のあとも多ければ、これは盗人のえりたるなるべしとて、[illegible]

るに、財布なければますます、おどろき「扨は何者かかの財布の金の事を知りて盗みに入りたるにうたがひなし。何にもあれ盗まれてはいひわけなし。今にもかの侍たづねて取りに来らば、盗まれたりといふとも豈實とおもふべきや。我かく貧しき身なれば、うたがはるゝは必定なり、天道は人を殺し給ふか。こはいかにせんせん」といひて、虹のやうなる息を吐き、手を拱き頭をたれて居たりしが、娘も目を醒して此の事を聞き、ともにおどろき、父の愁ふるさまを見つゝ胸つぶれて泣き居たり。塵兵衛つらつら思ひけるは、彼の金の事を別に知る者のあるべきいはれなし、うたがはしきは相棒にたのみし籠丈なり。彼奴昨日駕籠にたづさへて、さぐりあひたる詞のはしばし、唯者とも思はれず、彼といひ是といひ、うたがはしき事おほし。まづ彼奴を捕へて糺明すべしと、おもひさだめて走りいでんとしたる折しも、昨日のさぶらひ藻屑村の百姓どもに案内させてこゝに來る。塵兵衛は走り出づる門首にて丁ど面を合はせけるが、さぶらひは塵兵衛を内へつき入れ、いそがはしく息をつきていひけるは、「汝が栖をからうじてたづね來つ。我昨日汝が駕籠の敷蒲團の下に、柳條絹の財布に金七十兩入れたるを忘れおきたり。定めて汝取りおきつらん。とくとくかへしくれよ」といふ。塵兵衛は今さら狼狽へ、何と答へん詞もなく、暫し答へもためらひけるが、ありの儘にいふにしかじと思ひ、「さる程其の金の財布はゆうべ宿に歸りて後に見つけ、早速御返し申したく存ぜしかど、御旅宿も存ぜず、殊

に嘲くれんと夜更け[illegible]せんすべなく、今朝にいたりては御あとをしたひ追し申すごしたし、大切にさせ[illegible]ふ金に、[illegible]御覧せよ。昨夜あの[illegible]帰るこぼれて落人しのぜん、明朝もおさへ[illegible]御わたす[illegible]兵き候」と、いはせらるゝをきふらむに、薮[illegible]ひつゝ四邊を見まはし「[illegible]でもなし申き、[illegible]をつけなどし、盗人にうばはれしなんど詐るは愚かなる計策なり。小児を欺くともよもあるべからずきぬ。我昨日道をいそぐに心せかれて、金を忘れたるに心つかず、大磯の宿まで[illegible]き、やう／＼思ひ出しあとへ帰らんと思ひしが、一昨日の大雨の落水にて、折ふし馬入川より出て渡る事かなはず、心ならず夜をあかせしが、昨夜はやくも水落ちしと聞き、夜中にかしこを立出て、藤沢の宿にいたりぬ名と住所を聞きて宿に来れり。さある悪計をなさば、かへって汝が身の為あしかるべし」とてくゝ金を出せしといふ。庫兵衛は頭を傾け「かく貧しき拙者なれば、うたがひ給ふはさる事なれど、我これるはいつはりならず。いかなる誓ひも仕らん。かの盗人少し心當りも候へば、何とぞ御詮議の間しばし日をのべ給はれかし」と、身を打伏して願ひけり。さぶらひは眼をいからし、刀の柄を[illegible]ておそれげなへし、傍をおしはりていはく「盗人猛々しとは汝がたぐひをいふならん、誰を[illegible]にいへばはあやまる不敵奴、我を誰とか思ふ。此の鎌倉[illegible]中の[illegible]谷[illegible]郎の家臣、高田[illegible]丸と云ふ者なり。我の金は都への[illegible]す主人の用金なれば、片時も猶豫なしがたし。汝さはかる事[illegible]としては、一通

りにては金を出すまじ。梅ヶ谷に率て去き、囹圄につなぎて糺明せん。百姓ども彼奴をくゝれ。」と下知すれば、百姓どもはありあふ縄をとり、塵兵衛を押伏せて、両手を背へねぢかへせば、娘はかなしく走りより「こなう許して。」とさゝふれば、さぶらひは情氣もなく、「妨げせば汝も縛りて率てゆくぞ、退き居よ。」と叱りつゝ刀の鐺にてつきやれば、背後にありし方燈とともに、撲地かしこへ倒れけり。百姓どもは、なほ塵兵衛に縄をかけんとしたる所に、最前より門首に、内の様子をうかゞひ居たる妻の於破矢、いそがはしく走り入りて、百姓どもをおしとゞめ、さぶらひの前に手をつきて、恭しくいひけるは、「妾は此の塵兵衛が妻にて候。前程よりかしこにて様子をのこらずうけたまはり候が、夫におきてさある悪意ははべらねど、御うたがひは無理ならず、ぬすまれしとて申譯にはなりがたければ、別に金をとゝのへておんかへし申すべし。何とぞ午過ぐる比まで御まち下されかし、ひとへに願ひたてまつる。」といへば、さぶらひは少し面をやはらげ、「金さへ返さば片時の猶豫はいたしくれん。それまでは藻屑村にて相待ち、八ツ時には金うけとりに來る程に、其の詞を違ふるな、いよ〳〵金を返さずば、妻子までもとらへゆき、囹圄に繋ぎて糺明するぞ。後悔すな。」と詞はげしく罵りつゝ、百姓どもに案内させて、藻屑村をさして出で去きぬ。塵兵衛はため息を吻とつきつゝ、「いかに思ひかへしても疑はしきは簡父なり。」といひつゝ又走り出でんとするを、於破矢は「しばし。」とひき止め、簡

又うたがひ給ふはよしなきことなり。殊更又は深うに宵よりほどなく階下の間にやすみ居れるに、藁にてゆひて昨日片棒を手つだひたる事なども物語り、終夜庭火を焚き、彼所にてよをあかし、今朝帰りたるは我が目前見たるところなり。いかでか夫婦ありて、この盗みをなし得べきわれやといへば、庄兵衛はこれを聞き、しからばこそあれか、然らば我が仕業にあらず、別人にあらでは盗人を詮議すべき心当りもなし。汝今さぶらひに昼時まで待ちてしかば、いかにも申す調ふるべきやうといふかれば、先づ今はさのみのあり、軒につりたる鳴子をとりて、團扇の紙をはぎしを中となし、鳴子のうちに物かきて、手早く娘の襟にかけ、これ御覧ぜよといへば、庄兵衛は留を剥がし、其の鳴子のうちに此の賣物と書きたるは、小蝶が身を賣りて金とかへるのよし、其の志は過分なれど、此の小蝶はもとよりそちが連子にて、我が血をわけざる娘ゆゑ、身を賣らせては義理たたず、別に思案を仕かへてよと、打ちしをるれば、おはやいはく、連子なればこそ非道にはなけれ、ひとたびは継子へ、養ひつけし恩はしる、生まれつきも相應にて、殊に鳴子の此の小蝶、七つの時から養育され、大恩うけしやしなひ親の、難儀を救ふに身を賣るを、いかで厭ひ候はず。夫のためにはおのが身を賣る妻もあり、我が身年今すこしわかくあらば、などて娘を賣るべきぞ。娘をもさだめて得心ならめといへば、娘はわるびれず、母のためならふまでも厭はず、ふつつかなる身

にても金になり、父うへの難儀だに救ふならば、いづくへなりとやりてたべ。君傾城は愚かなことゝ、たとひ人身御供になるとても、露ばかりもいとふべき心にあらず。さりながら、活業にいとまなき父うへ母うへさぞ不自由におぼされん。それのみ心にかゝるぞかし」といひて、悲しさかくす針目衣、顔におほへる振袖の、うちよりもれて縫ひあけに、つたふ涙ぞ誠なる。庫兵衛は目をしばたゝき、「かかる禍ひの出で来べき時節にも有るべきか、おもへばくやしき身の不運。垣もまばらに扉のしまりもおろそかなる此の家に、大切の金をあづかりながら、熟睡せしは我が一生の誤りなり。さばかりふかき孝心のほどは限りなく嬉しけれど、いかに難儀にせまればとて、親の口として子を賣るは、人喰ふ鬼もえせぬ業。これ許りはやめてくれよ」とうけがはず、義理をかきねし山坂に、重荷をかつぐ息杖の、休むひまなきおもひなり。おはやはとかく身をふせて、しかりたまふはうべなれど、前程さぶらひの詞に、いよ〳〵金をかへさずは、御身をくゝり行きて囹圄につなぎ、責め問ふべしといひしにあらずや、妻子の身としていかでかそれを忍び侍らん。此の事は我々親子が心にまかし給はれかし」と詞は心つよけれど、目には涙の村しぐれ、今も降るべく見えけるが、やう〳〵心をとりなほし「さらぬだに日の短き頃なるに、何くれと隙とらば、時刻うつりて彼のさぶらひにつかへたる詞にちがひ、事のやぶれとなりぬべし。昨日人の語るを聞けば、手越の里の遊女家が江之島に逗留して居るとなれば

幸なり、或は一トせ江戸へ出きて、妓家が連れ來る女と、一夜の戯れといふにもあらず、逢馴
ら遠からぬ手筈なれば、伊豫屋の間をとむる、風のたよりもあらぬへし、衣の袖の香も失なふまで、
よる面なぞてなかるへき、東なるとりあけ化粧してまたてよと、いひすてゝ出でゆけば、小紙の
きあそへつゝ出でゆきぬ、廓兵衛は物ふ芸りてあるにもあらねど、隔子の外へ遊さに行く、妓は書き
取りいだし、むかふ鏡も涙にくもりかれたる冬の月、宿は化粧もまれなれば、ものはかなげなる
られ、皆かく人も遠山に、雪の白さも消えて、色さらぬ蘭脂も我が蘭葉、嵐の枝つればはらはらと、あてる
涙を袂に、とかあはかぬる風情、よそにはかへる桃花、身ふ浮草の跡あとかいふには言い、さる花と、
われも自當のいきまへぬ、観念手鏡の心には、果敢ない園にりて自然、とはれもへせす蜜月に、花も
もすしかすか、姿つくれば常くれ、浮きてふたゝなううつくしさ、いまた十四にはる花で、聞くなせ
て路の達の、柳と共に手拍をすれば、いと稀なる事なかりけむ、なくて時刻もすつらんとて、田に終
矢なひそがはしく、妓家を連れ來り、顏を見せて身のいらへをせよと備にさだめ、廓兵衛も渋ぶるに
出で來りければ、妓家はさ十両の金を廓兵衛がまへに置き、三文なを出して寄に、いんか、やは
り、是れに手形を押し給へといへば、おなじくは根りなければと今更とながくとなげれば、聞をく
手形ふを押したりける。おはやは妓家に打むかひ、わりそふなたは親子のわかれなれば、いかふもおた

き事もあり」證文を渡せし上は、連れ行く事は暫し猶豫をしてたべ候へ」といへば、妓家は打ちうなづき「それももつとも。しからば暮六ツをかぎりにむかひに來るほどに、それまでに身じたくさしておきあされ」といひおきてぞ歸りける。さて於被矢夫にむかひていふやう「とかくする間にはや午も過ぎぬべし。彼のさぶらひの來ぬうちに、御身其の金を携へて、少しも早く返しておはせ」といふにぞ、庄兵衛は「こゝろえつ」といひて、七十兩の金をたづさへつゝ、門首まで立出でしが、袂よりからりと落ちたる蒔繪の鞘をひろひ取り「こはこれ昨日稻村ヶ崎にて我が手に取りし、而も金銀二つの鞘なり。これを忘れて今まで袂に入れおきしよ、金の難儀にさしつまる前表にてありけるか。思へばこれもいまはし」といひつゝ地上に投げすてて、歎息してぞ出でゆきぬ。かかる折しも七里ヶ濱の方より、禮服兩刀きら〳〵しく打扮ちたる若侍、挾箱持草履取を具し來りて「一駕籠の庄兵衛といふはこれなるか」といひて案内を乞へば、於被矢が出で「いかにもそれは此方にて待るが、あるじは今宿に居合はさず、何の御用か候」といへければ、彼のさぶらひは遠慮もなげに打通り「あるじ他行とあらばしばらく待ち、對面の上にて委細の事を語るべし」といひて座につき居たるが、ほどなく庄兵衛立歸りて、外の方よりいひけるは「於被矢も小蝶も安心せよ、金を返して何事なく受取りしるし文までとりて歸りしぞ」といひつゝ裏に入りて彼のさぶらひを見つけ「つひに見うけぬお屋敷か、いか

くの御方にやといふもおれど、ごぶさたのみにて、善兵衛といふは細工なり。あふ時今を好に
おのれど、聴しく人品（ひとがら）を見るに、さらに太刀（たうち）月影（つきかげ）八幡（やつはん）願（ぐわん）の家臣、へ腹（はらあり）有る
町といふものなり、今日和主をたづねて来りしは別儀にあらず、昔日帳に逍
遊覧（いうらん）に帰るさ、霧（きり）澤（さは）の月輪寺（つきのわでら）に立（た）ちよられ、彼（か）の寺（てら）に居る典座（てふきち）が宝法（ようはう）事にたしの
給ひて市にかなひ、小判をと望まれしに、の下人
らんとの由なるが、和主（わぬし）は講言がにて、もとはおしある鳥取（にふとり）にて、今（いきれいらく）されたる、たし
の物語（ものがたり）にきこしめされ、和主をもつて出し、もとの武士（ぶし）に取立（とりた）てよとの事なり、親子（おやこ）一（いち）（しゆい）
世（せ）なれば、まちつゞ違背（ゐはい）はあるまじといひて、挾箱（はさみばこ）の内（うち）より衣服（いふく）大小（だいせう）刀を取出し、是れは例の從（しゆうくじい）
のしの上に載せてなりといひて、善兵衛が面前にさしおきぬ。善兵衛はこれを見て、暫し言葉もなく
る気色にて、しばしいらへもせざりしが、やゝありていひけるは、御主人の仰せは
仕官なく、御うけ仕らるゝも、拙者事は今のたとふが如く、昔は武士のまじはりもなさけれど
く蜜浪人にて、両腰（ふたこし）を一筋（ひとすぢ）の息杖（いきづゑ）にかへなし、家由下に至りぬる身と
へたり、ゆゑあつて仕官をのぞまず。漢の司馬法にも、夫子が
身まかることを本意ならねば、とかく致しても。貴人（きにん）の賜（たまもの）をうけざることは、不礼（ぶれい）なれども、此の品をば

此の儘逆上仕る」と、案外なる返答に、蟻右衞門は暫し詞もたゆたひけるが、偶かたはらにありし鳴子に目をつけ、取上げ見て打ちうなづき「此の鳴子の裏に此の娘賣物とかきたるは、素よる所貧苦にせまり、それなる娘を賣りしならん、娘を賣る程の所在にて、蝶吉が美貌による立身を好まぬとは心えず。但しは又使者に立ちたるやつがれを、かろしめての返答か。」と、釘打つ詞の理につまり「イヤ其の儀は。」とくちごもる。心をくみて蟻右衞門、「もしまた仕度などにさしつかへてのことなるか、其の儀もとくに察せし故、これ此の金子をたまはるなり。これにても得心なきや。」といひつゝ、懐より百兩包を取出して、塵兵衞が前におく。塵兵衞は此の金を見てつくづくと心の裏に思ひめぐらす事ありて、忽ち武士魂を柱け、詞をあらためていひけるは、「さばかりに厚き御恵みうけをさめざるは、おそれおほき事なれば、仰せにしたがひ是れらのたまものを頂戴いたし候べし。」といへば蟻右衞門は心おちつきて喜び、「しからば目見えの儀は吉日をえらび、追つていひ越し候べし。」といひて別れを告げて歸りけり。塵兵衞は門おくりして內に入り、何思ひけん口をそゝぎ手をあらひて、佛壇の前にひざまづき、しばらく拜して扉をひらけば、苔蒸したる五輪の石塔を安置して香華を手向けおきぬ。さて妻娘に對ひて曰く、「われ此春旅より歸りしとき、此の五輪を取り來りてかやうに祭るを、汝等いぶかしみ、いかなるいはれありやと問ひけれども、亡父の非をあらはすにしのびざれば、其の答へもせ

されしが、今日はいはねばならぬ時節となりぬれば、やむことを得ず語るぞかし。そも我が亡父はか大院左衛門宗繁とまうして、故相模入道どのの重恩をうけたる人なりしが、入道どの[illegible]れば、ぎり、預りおかれたる御嫡子相模太郎邦時殿を賺しいだして、情なく敵に打たせたる不道人なれば、人ごとに爪弾して悪み、卑怯の罪身を責めけるにや、一身を[illegible]に處なく、親友[illegible]與ふる人なく、遂に道路に餓死し終り給ひしと聞く。其の子の我は幼稚にて何事も[illegible]。然るに此[illegible]人の語るを聞けば、父の終焉の地は[illegible]のうちなるよし。其の所を尋ねばやと、[illegible]旅立もして彼の山に到り、[illegible]此の石の塔にたづねあたり、[illegible]宗繁としあるにて、是もまさしき亡父の[illegible]とおもひ、彼の山中の者に[illegible]聞きしに、[illegible]ある由、[illegible]まゐて建て置きたる由。我おもふに此の塔を長くこの山中におき、若し故相模太郎どのの所縁の人の目にかゝらば、塚を[illegible]はかられず、此の塔をとり去きて跡をかくすにしかじと思ひ、旅荷物のやうにつくりなして、遠路をいとはずたづさへかへり、しかた[illegible]寺院にも建て[illegible]、[illegible]れども、これも人目にかゝらんことをいとひて、[illegible]我が家の佛壇に[illegible]其の[illegible]り。我他人の情にて成長はしつれども、漸々に零落して、[illegible]の因果の子に報ふ道理にて、我が身を苦しむるは、父の罪科を滅ぼすべき便なりと思へば少しもいと

はすて、況んや仕官などする心は露ばかりもあらざれども、小蝶も蝶吉も養子なれば、二人の者に我が身の因果をおよぼして、貧しきくらしをさすることの歎かはしく、一ツにはさしあたりて、小蝶に身をうらさる爲、二ツには蝶吉が身を立つる爲とおもへば、日来心に誓ひたる義をやぶり、仕官をすゝくおもふなり」といひて、文古革籠の内より錦の手把につゝみたる横笛を取りいだし、小蝶にむかひていひけるは「是れ此の笛は濡髪と名づけたる名管なり。これは汝が實父、伊勢國の樂人、二見太た是次といひし人の秘藏ありし物なるが、於磯矢が我に預けおきぬ。我これまで貧苦にせまりても、賣代なさゞるは亡き人の是次どのへ、義を立つるところなり。今あらためて汝に是をあたふる間、うゝの親の遺物と思ひ、肌身はなさず持ちて居よ」といひて渡しければ、小蝶はこれをおし戴き、これかうゑの親人の遺物にて候かことといひて涙さしぐみつゝ、懐にをさめけり。於磯矢は夫の物語を聞きて、はじめて其の素性をしり、父の非を隱す孝心といひ、義理ある養子をいつくしむ慈悲深き志を感じて、小蝶とともにひたすら涙にむせびけり。かくて時刻もうつり、落日雲をおびて碧の霧を生ぜ、彩雲水に映きて、紅の光を散らし、釣する翁は舟を繋して家路を急ぎ、むれゐる鷺は友を集めて夢汀にいだり、薫の花の雪をふらす濱風は、苫深き軒端をめぐり、赤蜻蛉の紅葉をちらす梢に、ふくれ聲なる山鳩も、宿にかへりてはや黄昏の頃となれば、於磯矢は涙の目をのごひ、燈臺をとり出

して水を欺し、門の口をすこし開のくをしたる者に、[illegible]

東の時刻は[illegible]

笑ひかけつゝ「こなたへ。」と迎へ入れていふやう「さ[illegible]

と続けて、[illegible]

より、[illegible]程受取りたる身の代七十両をかへすべければ、何とて[illegible]

[illegible]

立ちて、[illegible]

の手をとり引立てつゝ、[illegible]

おきみ、夫婦は[illegible]

りけり。なりしも[illegible]

蘆兵衛は、片手に鳴子、片手には金の包を取上げて、雙方を打ちながめ、歎息してゐたりしが、「嗚呼黄金富貴は餅くふ鼠のごとしといふもうべなり。今一時はやく此の金を得たるならば、此の憂き勤めとなかく悲しき文字は見ざりしものを。吾身をのぞみし我が身は、かへりて仕官をもせねばならぬ義理となり、憂目を見せしと思ひつる、娘は人手に渡りゆく、これ此の如く南の金を手に握りながら、子を賣りて泣く因果な親が世に又とあるべきか。つらつら思ふにいかなる禍ひいで來りて、今日一日にすら事なす事、嗟の時ぞと離縁ふも、すべて是れ我が身宿業のつたなき故なるべし。娘を妓家へつかはしては、此の金も何にかはせん。」といひて、金の包を投げ出し、わつと泣きしといひけるし、鳴子を抱き泣き伏しければ、こなたにありし女房も、氣を張弓の弦きれて、聲をあげて身をもだへて、悲歎の涙にむせびけり。かかる折しも蘆屑村の漁師ども、ここに來りて門首よりさし覗き、蘆兵衛は內にか、ありし船を出しまはれたといふ噂を聞いて告げに來た、我々はけふの夜漁のかへり、七里ヶ濱であやしき奴に出あうたのゑ、よく見ればとものほか、手も足もなき奴に取りつかれたらしく、あらぬ方へ此の家へしのびいりしを、あれはかれ彼奴にきはまれり。彼奴はたしかに穂波村に野ぶせりの乞食にてあつたがむかし、ここ、海をはなれて高聲に、斬つてご歸りける。蘆兵衛はこれを聞き、さては昨日の野ぶせりめ、憎しき奴と思ひしが、彼奴が業にてありけるか。早く捕へて糺明すべしとおもひつつ、走りいで

しか、いさゝかこゝろの事ともにつゞか、賢をかう德義村に尋ねもせずと、思ひつゝくとまる世にゝ何に今日あてにまつりかへ、守さ、思案しかへて、立居に、塩飽に足をけ、、甜腹一夕く見たりければ、女房は一呂をえ拂ふ所存にて、曉館を立てゝいで出て、去年の酒を淨く來る、夜半のまでに生、荻いたく哀れなることにけり、それは餘まさ家にて、誰を二つ尋ね一事、呼べる自由者に賜けり悲しきことわりにも聞き知りたるは、ほにある事る、心と待の事的に、野をあつれ、自然の娑をのべくしてし、あれの見せけしき、これ、甲斐の殿を脱出して晩されたると中して、目利をおもひなすべ、もとに對面せしは別れ春なす、かの宮殿に帶せされ、よろにそち來りしるそめていひければ、北の國の雲があずる程の女にみをまつし、三指を地につけりてたとしなつ、顔暈をも見おさまれけり、ありの寺住を固くすれは別離にあるまゝ、ここは宮殿室の動靜を見つけなて、ここにはぬるもの、あはいかにへ、といひければ、都へは御庫より一方を取りいだして讀みまゝ修とに行て、みて身にしあつし、あれむる事なの逆書狀、いと神妙見へとよし申て、老女はとつゝまきゝ、と押しひらき、其餘をうけて讀みをはり、まよくどした桁くし、かくあることくなかくもく読事まるうへは、時節を窺ひ兵具の様なしるかへし、多年の素懷をひらくへし、かならず人に洩しましょいこと、ここまでのの紳の計ひたれ、籍文はらけとり、懷中し、此のほどかたはしを聞きおきつる、小勘の鑑範の懸兵衛と早しき、たゝ客

ならずと存ずる故、近づきて物によせ、いろ／＼探りこゝろみつるに、彼はまさしく不忠者の在大院左衛門が手にうたがひなく候へば、折をうかゞひ打ち取りて、義貞の血祭にいたすべく思ひ居り候」と、語る折しも稲村のかけより塵兵衛が相棒の泥太をどりいで、「かくあらんと思ひしゆゑ、跡をつけて爰に来つ。其の一巻をこちらへ渡せ、褒美の金にかふるわ。」とよばはりつゝ、帯刀が懐に手をかけたり。帯刀は其の手をとりてねぢかへし、足を飛ばせて彼方へ蹴やれば、老女は手ばやく竹杖に仕籠みし刀を抜き放し、陽炎稲妻ひらめくかけに、泥太が首はまへにおち、軀は後にたふれたり。帯刀は白張の袖をひきちぎりて、刀の血しほを拭ひとる。老女は刀を鞘にをさむるとたんの拍子、背後なる茂竹のうちに、霜夜を寝かねて羽たゝく雉、二聲三聲鳴きければ、老女いはく「やよ帯刀此奴も唯いて射られた雉、ありかを人にしらすなこと、腮を以て下知すれば、帯刀は打ちうなづき、首もむくろもかたはらの、苔の清水に投げ入れたり。老女は小褄とりあげて、互にさゝやく耳に口、右と左へわかれ行きぬ。

五　五月雨やある夜ひそかに遊偵の曲者

挍月影ケ谷判官照影は、相模次郎を亡ぼしたる勲功によりて、足利家より所領を増したまはり、威

夢と[illegible]らんなれど、手息[illegible]之助清[illegible]は、往る年の下節におはしけり。慶兵衛が兒子蝶吉
は小主従となりて、勁之助と名をかへ、側近く仕へて寵遇ありつゝ、慶兵衛も家臣の列につらなりし、
[illegible]橋本瀬右衛門と呼れたれど、[illegible]仕官なりし[illegible]一旦君に[illegible]
思惑[illegible]仕て、よくへ[illegible]たり主人に愛おほかりければ、諸傍輩も[illegible]時の事
をいはず、[illegible]用ゐられ[illegible]、[illegible]には[illegible]て、[illegible]
こ[illegible]小蝶が二たりは、いかにもして[illegible]、[illegible]
は海石榴坂に[illegible]られ、千金にあらざればもどすまじといふにぞ、さすがに高金なればおよば
ず、[illegible]口外せず。唯た諸日毎に[illegible]言へいだして、[illegible]
けれ[illegible]
ひそかに、[illegible]すでに六年をすぎて、永和元年に[illegible]
勁之助いまだ前髪の若衆なりにて、今年は十七歳になりぬ。[illegible]右衛門[illegible]
れ、[illegible]勁之助の行跡[illegible]、勁之助[illegible]
りて、[illegible]右衛門
ゝ忠勤をはげみ[illegible]次第に[illegible]

かにもして彼等父子を追ひ退けばやと、時節をまちて居たりしが、頃日動之助病によりて、しばらく私宅に下り、打臥し居るをさいはひとし、手越の里の白拍子、都といふ女を玉兎之助にすゝめて、下やかたに呼びよせ、酒宴の興をそへけるが、此の都年は二十に二ツ三ツ過ぎぬれども、たぐひ稀なる美女にて、太液の芙蓉の水を出づるが如く、未央の柳の霞をおびたるに異ならず。曲舞絲竹のしらべは殊にすぐれて、頻鳥の聲をやはらげ、綾羅の袖をひるがへして舞ひかなづる様、古の祇王祇女佛などにも尊おとらまじう見えければ、玉兎之助其の艶色に迷ひて動之助に見かへ、連日館にとゞめおきて手越にかへさず。妻の如くにめしつかひて、執愛いと深かりけり。都も玉兎之助が美男なるにめでて、誠心をかたぶけ、鴛鴦の契り浅からざりしかば、蟻右衛門は心中にしすましぬとよろこび、遊び相手となりてなほよからぬことのみをすゝめければ、ますます淫酒に耽り、佚遊宴樂にのみ明しくらし給ひ、美酒珍味席上にみち、郢曲謳歌日夜に絶えず、恰も娼家娼門の所行に似て、うたてかりけるありさまなり。かかる放佚の行跡を見かねて、譜代古老の臣等、かはるがはる和漢の先蹤をひきて屢諫言をひるがへすといへども、つやつや用ゐたまはず、日をおひて悪行つのりければ、もし此の事管領のおん耳にいらば、おん咎めあらんは必定なりと、安きこゝろもせず、薄氷を踏む心地して、胸をいためざるはなかりけり。しかるに動之助長病平癒して出勤し、館のありさま殿の行跡前にか

はれなりと見て大いにおどろき、見るにしのびずして[illegible]しけるが、狼臣等の諫すら用ゐたまはざれば、いかでか昵近年[illegible]の諫めをうけいれたまふべき、耳にだに聞き入れたまはず、「悪徳の舌を動かして我が道を妨ぐる、[illegible]奇怪さよ、とく〳〵退け。」と叱り給へども、動之助は小膝をすゝめ、なほ強ひて諫めけるにぞ、やがて気色かはりて、「[illegible]れたるをねたみ、諫言にことよせて彼をしりぞけんとはかるなるべし。[illegible]動之助が[illegible]忠の[illegible]れば、忽ち怒りの外[illegible]、自ら[illegible]るにぞ、都はあわてまどひて、とゞめんとしつるを、かたはらにありける蟻右衛門、いそがはしく押しへだてて近づけず。動之助はそこに刀を抜き[illegible]、いと〳〵あやふかりし折しも、執権職山崎庄司幸盛が淀瀬、次の間よりはしり出で、「[illegible]御短慮[illegible]」と、詞をやはらげて宥めまうし、「これらのおんふるまひ、もし[illegible]んとは[illegible]あしき事は[illegible]一日それなる都とやらんを里へおくり帰し給ひ[illegible]しかしたまひて後、わらは[illegible]かにおん[illegible]にあづけ、あらためて彼をおん妾となし、ふたゝびめし返さるゝやうに[illegible]まゐらせたまはれかし。」と、いとなごやかにまうし

ければ、玉菟之助これを聞きたまひ、執權職の妻たるものの詞なれば、あながちにいひ破らんことも
さすがなれば、しぶ〳〵其の詞をうけをさめて、にぎりたる刀の柄を放ちたまへば、蟻右衞門はこれ
を見て、本意なき顏してけり。淀瀨はよろこび且つ勳之助を私宅に退かしめ、叔都にもしか〴〵のよ
しをいひふくめ、「一度里へ歸るべし。」といひて、其の支度をせさせけるが、庭の木陰も暗くなりて、
此の日もすでに暮の鐘、諸行無常と告げ渡り、都が身のうへ後にぞおもひしられける。此の下館の後
門通りは田畑につゞき、前には細きながれあり。比しも五月下旬にて、このごろつゞく五月雨も、し
ばし晴間の夏木立、葉守の神のしめはへて、しげる梢をもる月の、ひかりも薄き夜なりけるに、時に
もあらぬ覆面頭巾に目ばかり出し、鮫鞘の兩刀をよこたへて、武士の浪人とおぼしき者、何か人待つ
やうすにて、此のあたりに立ちとゞまり後前に心をくばりて居たる折しも、館の塀より氷のごとき刀
の鋩ひらめき出で、不破の關屋の板庇を、もる稻妻にことならず。かの浪人はこれを見ていぶかり
つゝ、楝の木陰に身をひそめて、やうすいかにとうかゞひ居る。とはしらずして塀のなかばを切りや
ぶり、鼠の穴を出づるがごとく頭をいだして四邊をうかゞひ、潛り出でたる曲者は、暗の烏か烏羽玉
の黑裝束に打扮ちて、がんだう頭巾に面をつゝみ、千兩箱を小脇にかゝへて足ばやに歩み去く。時に
かの浪人楝の陰より走りいでて、「曲者まて。」とよばはりければ曲者は立ち止まり、急がはしく刀の小

柄を抜きとりて一太刀二太刀と聲かけはつしと打ちつけ、跡を晦まし逃げ去りぬ。浪人は身を遁けて打ちおとし、あやふきことをのがれ、落ちたる小柄をひろひとりて後日の證據と懐中し、もとの木陰に身をかくせり。此のときかの白拍子都は、手越の里へ帰るとて、乗物にておくられ、従者あまたつきそひて後門の方より出て来りけるが、以前の浪人棟のかげよりあらはれいで、刀を抜いて打ちふりけるに、従者等はひらめく刀の稲妻に肝をけし、魂をうしなひて乗物をすておき、風の木の葉と逃げちりぬ。浪人はほくそゑみて、乗物の戸を引きはなち、都をとらへて引きいだしけるにぞ、都はおどろき聲立てんとするを、手ばやく口に手をあててものいはさず、後抱きに抱きながら、刀をさか手にとりなほして、脇さかにつきたてければ、都は身内にさまよひ、あなやとさけぶ聲だにいでず苦しきにたへずやありけん、浪人の左の小指をくひ切りぬ。浪人はおほいに手を放ちければ、都はいとよわりたる聲をたてて、御館の人々はいづくにおはすぞ、救ひてたべ助けてよ。とさけべども、苦しき息は嵐の、空に音する許りにて、誰こたふる人もなく、吹きみだれて黒髪は、風の柳とうちみだれ、雲鬢も辻が花も、泥にまみれて哀れなり。聲たてさせじと浪人は、都をのけざまに押伏せて、咽ふみしだき、かにさしとほせば、鮮血さつとほとばしり、前の流れにたゞよひて、時ならぬ紅葉を散らし、七転八倒身を悶き、手足をふるはせ歯をくひならして苦痛の聲、目もあてられず。嗚呼痛はしいかな、

二十三を一期として草葉の露と消え失せぬ。かくて浪人は頭巾をぬぎて刀の血をおしのごひ、鞘にをさめて此の處を立退かんとしたる折しも、向うのかたの畦をつたひて、いそがはしげに來る人あり。雨衣を身におほひ、脛巾草鞋の旅姿、菅の小笠を提灯の、上におほひて來かゝりしが、はげしき夜風に火を吹きけされ、月の光をたよりにて此方に來り、彼の浪人と行きちがひ、都が死骸につまづき、うちおどろき身をねぢむけて、「人殺しの曲者まて。」とよびとむれば、浪人は足ばやに立戻り、物をもいはず刀を拔きて只一打と切りつけたり。旅人は身をかはし、前なる流れをせきとめたる、土俵をとりてうけとめたるに、土俵の小口をすつぱと斬り、土はばら／＼こぼれおち、あまたの蛙聲をそろへて鳴き立ちけるが、月をつゝめる黒ばへの、雲一面にしきみちて、五月雨颯と降り來り、忽ち暗夜となりにけり。時に旅人も一腰を拔きはなし、曲者を打ちとめんと、暗き裏を拔足しつゝすかし見て、顙額二ツと斬りつくる、浪人は跳り上りてこれを避け、又旅人に切りつくる刀の鋩、旅人の鼻のさきに閃きければ、胸をひやして飛びすさり、拂ひ切りに切りけるが、互に身を入れちがへて打つ刀、いたづらに空をきる。閉ぢてはひらきほぐれては、捷遶遊び、捷迷藏、盲龜の水を游ぐがごとく、右に摸り左に按で、飛び上りて切りつくれば、沈んでくゞる刃の下、背後あはせにつきあたれば、いそがはしく身をひるがへして、阿吽の呼吸を心あてに、めつた切りに切る刀、覺えず互に打ちあはし、

打をしと切むすぶ。かゝる折しも後門の方より、由良荘司が妻流瀬、節を下りてあの方宿所へかへり顧、執権職の妻なれば、手傘足下ものゝふる、しのび出立の裳すそ、前にふたせて来りしが、闇の夜に落ちありし印籠を、奴僕が見つけてひろひ上げ、かやうなるものが落ちありしと言ひいだせば、流瀬はこれを手にとりていぶかしみつゝ、僕に燈をともしいだして渓なめこで、提灯にさし付けてこれを見ばやとせし所に、彼の浪人いきどほしく走りよりて、提灯はつたと打ち落とし、流瀬が僕は仰天し、刀にすべりて後に倒れ、提灯はじめかへりて、前の流れに沈みたる、水草の中へ落ちたりしが、雨になやみて水草の中に、よく打居たるあまたの螢、一度にはつと飛び出す。其の光に、浪人、旅人、流瀬等三人、たがひに顔を見あはせけるが、浪人は闇に紛れ打ちはらひて、此の場を遁れゆかんとす。旅人はけさきに立ちふさがりてとゞめんとす。流瀬は旅人を前者と思ひたがへて捕へんとす。其のひまに浪人はつとすりぬけて逃げ去くに、雨はなほ篠を束ねて降りまさり、夜あらしと風と共ふし来て、新樹の梢を吹きならし、流れの水草も動揺して、怪しいかな都が死骸の胸よりとまた、一羽の時鳥とび出でて、一聲二聲啼きけるが、なか空にのぼりて一團の陰火となり、はなれゆく浪人のあとをしたひて飛びゆきぬ。さて旅人も浪人のあとをしたひ、泥水を蹴散らして韋駄天ばしりにおつてゆく。流瀬は都が亡骸と節の堀の切り穴を見つけて大いにおどろき、たゞちに傍に立ちもどりて、し

かじかの事ありと告げたりけるに、館のうちにも侍宿の武士等、手燭を持ちて驅廻り、軍用金失せたりとて騷動す。主殿之助はこれらの事を聞きたまひて、都が非命に死したるを深く悲しみたまひ、彼を殺せしも軍用金をうばひしも、察するところ同人なるべし。其の盗人をおひ捕へ、八ツ裂きにして都が怨みの十が一ツをはらさすべし。」と、且かなしみ且いかり、よもや遠くははしるまじ、追人を出してはやく捕へしむべし。都が口に小指をくひきりて含み居るよしなれば、小指のなき奴こそ其の賊なれ、それを證に捕ふべし」と、きびしく命じ給ふにぞ、健やかなる侍共を四方にわかちて追はせけるが、つひに其の行方をもとめ得ざりしとなん。

雙蝶記卷之二 終

雙蝶記 一名霧籬物語 卷之三

江戸 山東庵京傳編

六 陽炎としきりに狂ふ牡丹の睡猫

月影ヶ谷判官の執權職、山晄莊司雪森に二人の子あり、兄を與字兵衞といひ、弟を餘五郎といひ、末の娘を小雪といふ、惣領の與字兵衞は、妾流瀨が十九歳のとき産みたる子にて、其の後久しく子なかりしが、はるか過ぎて本妻の夕波といふが、餘五郎と小雪と二人を産みけり、とかく本妻は妾をもにくゝおもふやうなる者にて、平日ねたみつよく、彼の心は露ばかりもなかりけり、これ小雪を産みたる時は、莊司は主君判官にしたがひて、信州草彰の軍にむかひ、其の留守にありしが、本妻産後のなやみつよく、死にたく〳〵とせしところへ、莊司歸陣し、馬をはせて聞きにきて、其の留に、て臨終の枕もとにいたりけるが、此の折中に妾流瀨心を盡して看病し、此の上もなく目に見えて泣きをひ泣き居たるに、本妻くるしき息をつぎて、且つ夫にいひけるは、妾ながら其の身にて何、何事を催ふ

りむかへたまひては、三人の子ども等が爲あしかるべし。ねがはくは淀瀨どのをあらためて本妻となし給はれかし」といひて、また淀瀨にむかひ「餘吾郎小雫等を實の子のごとくに思ひて、養育をたのむなり。」しからば妾草葉の陰にても心を安くし、子のゆゑに迷ふ黑暗の、地獄の苦患をまぬかれなん。」といひおきて身まかりぬ。是れによりて日數たちてのち、莊司淀瀨を本妻にせばやといひけれども、淀瀨はひたすらこれを辭退す。「しかれども亡妻の遺言といひ、子ども等の爲なれば」と、あながちにすゝめて遂に主君に願ひを出し、あらためて淀瀨を本妻になしたりける。素より淀瀨は志なほく正しき女なれば、前妻の遺言をかたくまもり、實子の餘字兵衞よりもなほ、繼子の餘吾郎小雫二人の者を深くいつくしみ、朝々撫で按り心をもちゐて育てけるが、總領の餘字兵衞いかなる所存にや、十五歲の時出家剃髪の望みなりといふ書置を殘して出奔し、行方しれずなりぬ。此の時與吾郎は六歲小雫はいまだ二歲なり。其の後小雫四歲の時乳母に抱かせ、莊司みづからつきそひて、甘繩の神事を見せに行き、かへるさに鷲にさらはれて行方しれず。淀瀨はこれをきくとひとしく、心亂るゝ許りに歎き悲しみ、前妻の位牌にむかひてもいひわけなしとおもひけれども、莊司みづから連れ行きて、かかる災ひにあひたる事なれば、誰を恨む人もなく、唯生死のわからざるを露ばかりのたのみにして、卜筮をおかせ神佛を祈り、さまざまに心を盡し、近國の山々鷲の栖むべくおもふかぎりを、殘らずたづね

もとめけれども、更に行方しれざれば、たゞせたる日を命日にして佛事をいとなみ、菩提の資を弔うるのみなり。されども凡夫のあさましさは、もしや佛神の擁護により、活き存へ居ることもやと、夫婦朝夕の物語のはしにも此の事をいひ出して、泣かざる日はなかりけり。此の小女は生まれつき美麗しく、玉の様なる顔なりしが、高頰に一つの黒痣あり。莊司が高頰にも黒痣ありければ、これぞ父の譲りの黒痣なりと、平日の口すさみにもいひけるが、もし命に恙なくば、唯是れのみ後の證據なりと淀瀬が歎きいふも理なり。かかれば莊司二人の子を持ちながら、總領は出奔し娘は失せて、生死しれず、唯家にある者は餘吾郎一人なり。これ等の始終をくはしういへば事長く讀むにもわづらはしければ、其の要を撮みてしるすのみ。扨餘吾郎成長にしたがひて、淀瀬を實の母の如くに敬ひしたひければ、淀瀬も不便いやまして、いつくしむこと限りなし。かくて今年莊司は五十五歳にいたり、餘吾郎は二十二歳になりたりける。扨又莊司が父餘吾郎が爲には祖父なる淨閑居士、今年五十年の遠忌にあたるにつき、菩提のため紀州高野山へ石塔を建て、常住金を納むべしと思ひたち、主君に願ひて餘吾郎を代參として、紀州へゆかしむべきに定まりけるが、餘吾郎いまだ若年なれば、旅馴れたる者を副へ遣はすべしとおもひ、家來南方十字兵衛、今年五十餘歳の老人にて、老巧なる者なれば、これを守役とし、常住金二百兩、石塔料百兩、都合三百兩、別に路用を持たしめ、已に行裝とゝのひければ、

吉日をえらびて鎌倉を發足し、程なく京都に著きて旅宿をもとめ、石工に命じて石塔を造らする間、しばらく當地に逗留して居たりけるが、此のとき彼の美腹蟻右衛門も、主用にて上京し、旅宿に逗留の間餘吾郎に出であひ、たがひに旅宿のつれ〴〵を問ひあひ、あるひは二人連立ちて名所古跡などを訪ね、旅の憂さを慰めけるが、これにつきて蟻右衛門が心中に惡計を思ひつきたる事、後にぞおもひしられける。尋常の寒梅も、折りて軍持にのほすれば、一段の清香人の心を感ぜしめ、民屋の衰柳も、移りて宮苑にいれば、千尺の柔條、別に春風長かるべしといへるも宜なるかな、駕籠の塵兵衛が娘小蝶は、手越の里に一歳住み、其の後都五條坂に賣替へられて富士屋の吾妻といふ阿曾比となり、旦には古きをおくり、夕には新しきを迎へつゝ、寄せては返るあだ浪の、枕さだめぬ憂き身となる。もと貧家に育ちし娘なれど、花柳の街に移し植ゑて、玉の簪綾羅の衣、十分に粧はせければ、自然の美麗に今一しほの色まして、嬌艶人をおどろかしめ、花魁娘子とぞなりにける。素より聰明き生まれなれば、絲竹のしらべは更なり、歌學び繪かき花むすびのたぐひの艶雅たる業に至るまで、よくこれをさとり、情のいろは殊更に深かりけり。かくて此の五條坂に早くも五年の春秋を過して、今は十九才にぞいたりける　扨一日吾妻常よりもなほ美麗しくよそほひて、錦のくけ紐に金銀の鈴をつけたる縫を結びたる手飼の猫を、きよらなる女童に抱かせ、赤前垂の花車の女に、日傘をさしかけさせ

て、邯鄲の歩みならひしく、綾歌の聲のいとなまめきたる町に練り出でけるが、留木の薫郁として、あたりの人を襲ひ、歩むにしたがひて紅の裾のひるがへるさま、嬋娟たる牡丹花のうごき出でたるかと疑はれぬ。かかる折しも古綿帽子を頰かぶりにして、針目がちなる布子を着、杖にすがりて貧しげなる老女、吾妻があゆむ側ちかく寄りて、すれつもつれつ後前につきまとふさま、野らに年經る老猫の小蝶に狂ふごとくなり。花車の女これを見て、脣をひるがへしつゝいひけるは、「年の始めの破魔弓に、造りつけたる尉と姥の、離別したるにかと思はるゝばかりなる姿にて、かく廣き道すぢを、こなたの君にすれもつれ、歩み給ふ妨げする、臭きものの身しらず婆々よ。かたへに退き、とくとゝ行け」と、いと憎さげにいふを、老女は耳にも聞き入れず、腰を打ちつゝ目も文に吾妻が顔を打ちまもり、「さても聞きしにまさりてうつくしき姿の君かな。率爾なることにはあれど、おん身にまみえ願ひたき事ありて、汚穢き我が身をかへりみず、此の曲輪にわざ〳〵來つる其のいはれは、一通り聞きてたべ。」といへば、花車の女は猶怪しみ、「扨は君たちに近寄りて、物の値ほしさにいふなるねだりか、さなくば袖乞のたぐひならん、とく〳〵たちさりや」と、聲高に叱りつゝつきのくるを、吾妻は制して老女に向ひ、「つひに見うけぬお年寄、妾に對して願ひとある其のわけは、いかなる事。」とたづねつゝ、傍邊の編笠茶屋の牀几に尻かけてやすらひければ、老女いはく、「其のわけと云て別の事にも候

はおゝ此の夜々が月とも星とも思ひはべる兒子一人候が、山崎の油賣にて、挑賣して貧しき暮しをいたす者、日來實體にてよくかせぎ、女などに心をうつす者ならねど、此の曲中へ商ひに參りしついでに、おん身の揚屋入し給ふを見て心まよひ、親の口から申しにくきことなれど、戀病にわづらふほどにおもひまさり候ゆゑ、愚かなる奴とさまぐ\にいひこらせど、いかなる宿世の因果にや、思ひきりはべらねば、かはいやこがれて死ぬならん。氣づかひすな情を商ふ君なれば、無解には聞きなしたまふまじ。吾妻さまに此のわけを告げきこえ、歎き申してせめて一杯なりと戴かせ、おもひきらしてやるべしと、いひ慰め候へば、やうやう病もおこたりし故、道々油をうらせつゝ、此處まで伴ひまゐりしなり。ねがはくは一目あうて、詞をかけてたまはれ。」といひつゝ彼方をさし招き、「兒子こちへ」といひければ、出口の柳の木陰より、油擔を挑ひつゝ、油しみたる古布子、見るもわびしき姿なるが、擔をおろして母の背後につい居つゝ、羞かしげにさしうつぶきて詞なし。母は兒子をかへりみて、「そなが切なる心底を、殘らず語りておきかせまうせ。」と、いはれてやうやう顔をあげ、「かく貧しき身もかへりみぬ僕が執着心、語るもいとはづかしけれど、是れ一朝一夕の事ならず。去年の春ふとおん身を見そめてより、片時もこれを忘れがたく、人間の一生は秋の草に異ならず。もし斯樣の美人を得て、せめて一夜をあかすならば、死すとも恨みなかるべしと、及びなき戀の海、深き思ひに堪へかね

て、いかばかりの金にて一夜をもとむべきと人につきて聞きつるに、一夜の揚代弐百目なれど、酒食の價なにくれの費えあれば、小判五兩ばかりの金なくては叶ふ事なりがたしといひしゆゑ、唯あきれて、とてもかなはぬ戀なりとあきらめ、拙き我が身を恨みつゝ、おもひとゞまるべく思ひしかど、煩惱の犬打てども去らず、戀慕の絆きれどもはなれず、我が身を焦す胸の地獄、おのれを責むるのみなれば、又思ひけるは、古より志ある者は、事つひに成るといふ詞もあれば、實を盡さまじきことにもあらずとおもひつき、出口の柳の絲より細く、おさらば垢の露よりかろき利分のうちより、一日に三分五分の錢をのけて積み貯へ、今すでに五兩の金とゝのひつれば、岩に花咲く心地はすれども、人の語るを聞けば、吾妻どのは引手あまたの名妓なれば、富貴の人にさへ一度や二度では靡き給ふことなしといひしゆゑ、況んやまづしき我が身なれば、たとひ揚代とゝのふとも、容易にはたまはるまじと思ふが病の種となり、人知れぬ我が戀の關もりは、宵々ごとに痩せほそりて、ほと／＼命も危かりしを、母の情の詞にてやう／＼おこたり、今日此處まではまうで來つ。我が業障の身の由、しのぶにかけたるしぼり糟是れ見給へ。」といひつゝ、袂の裏より五兩の金を出して吾妻に見せ、「たとひ親しく身を潤すにいたらずとも、せめて一杯の酒なりと酌みかはして、我が此の憂悶をはらさし給はれかし。」と、恥をしのびて語りけるが、金をつゝみたる紙に何か書きたるを見れば、

山崎やすべり道ゆく油賣うちこほすまで泣く涙かな

といふ歌をかきつけたり。吾妻はこれを見ていとゞ哀れにおもひ、目に涙をさしぐみつゝ、いたはしや妾ゆゑに、さばかり辛苦をいとはず、病に臥し給ふまでに深くおぼしたまはることのうれしさよ。原妾が心貧福貴賤にかゝはらず、只趣を慕ふなれば、いかでかおん身の貧しきをきらはんや、なほ物語りたき事多かれど、此の處は街上のはし近なり。妾が座敷へおはせかし。」といへば、傍邊にありける花車の女、これを聞きてしのびあへず「袖乞めきたる此の姿々や油賣のまづしき男をつれゆき給ふは、他の聞えもあしかるべし。」といひて止むれども、吾妻は耳にも聞き入れず「いざたまへ。」といひて縫つほをる褄さばき、二人女童を脇立に、三尊佛の御來迎、玉の簪ゆら〳〵と、ゆらぐ光明駒下駄の、蓮歩をうつす八文字、親子二人は極樂に、すくひとらるゝ心地にて、後につきそひ歩み去きぬ。かくて油賣親子の者は富士屋がもとに去き、青貝の座敷と稱する一間にいたりて見るに、風流清雅にして目美麗なり。唯光り輝きて見る目もまばゆく、えならぬそら燒の薫室中にみちて、ひたすら鼻を襲へり。床柱、床縁、違棚の板、袋棚の戸のたぐひはさらなり、天井、欄間の板、明障子の腰板、屛風、歩障の縁、衣桁、箪笥のたぐひ、都て青貝を鏤めたり。二階の障子、文机、文車、文臺のたぐひ、料紙硯匣、香道具、碁將棊雙六の盤、膳器鏡臺枕のたぐひ、皆青貝ならずといふ事なし。は

ほどなく雛妓女童等が持ち運ぶ酒肴の器を見るに、これ等もすべて青貝を鏤めたり。誠に是れ仙窟に遊ぶが如く、張文成が筆ならでは、書き盡すべうもあらずとおもはれけり。しばしありて、紗障子をさとひらき、衣のおとなひはら／＼として、吾妻が衣服を着かへて出でたる姿を見るに、緋き裳も青貝といふ織物に、くれはあやはの手を盡くして、西湖の十景をこまやかに織らせたり。さて浦賣の男のそば近く寄りて笑ひを帯び、「三郎の許までに成りぬる上は、もはやお名をあかし給はれかし」といふ。浦賣はいまだ答へもせざりけるに、間障子を隔てたるかなたに人ありて、たかやかに打笑ひ、「さすがにおかしき君なり、早くも曉り給ふかな。今は何をかつゝむべき、いでおのれ賣油の正體をあらはして見せ申さん」といひつゝ立出でたるは、乃ち是れ阿膽蟾右衛門にぞありける。さて蟾右衛門がなたに向ひ、「かねて申しつけおきたる用意の品をこれへ携へ出でよ」とよばはりければ、かしこより「俺。」といらへて、許多の歌妓幇間等、廣蓋の上に黒羽二重に雛子紋つけて、白くゝりの綿入かしたる羽織小袖、茶の下着、博多帯、磨き打ちたる切箱の懐紙、本匣の二つ印籠、蘭保秋山が川原重のまきたる扇、紫のおこそ頭巾、青陵鋼下ごへをそへていだせり。大畫の身上の具を殘りなく運せ出で、け出で、大勢立さわぎて浦賣の男のきたなき布子をぬがしめ、かの美麗なる衣服を着せかへければ、ば、忽ちよき大盡の姿となり、上座になほりて脇息に身をよすれば、かの老女ははるか下座に居ては

りぬ。吾妻はなほ打笑ひつゝ、一郎は實の油賣にはあるまじと推量せしに、果してたがはず、などてかかる戯れをし給ふぞ」といへば、蟻右衛門すゝみ出で「是れ全く戯れにあらず、其のいはれはおのれ語りて聞かすべし。此の人は我がしたしき友にて、山崎餘吾郎といふ人なるが、此の度所用有りて上京し、おのれ前の日ともなひて此の曲中を見物に來りしに、此の主おん身を見そめて、頻りにまみえんことを望むといへども、おん身はいかなる富翁嘉客にも、容易にはまみえたまはず。すでに頃日關尾賀堂左衛門とかいふ金持の武士の浪人、おん身を深く戀ひしたひて、許多の黄金を費せども、一夜の枕もゆるし給はざるよし。とても尋常にてはまみえ給ふまじと思ひ、おのれ媒の意にて、餘吾郎ぬしの誠心を見すべき此の計をおもひつきぬ。唯かりそめの戯れとおもひ給ひそ」といへば、餘吾郎も其の詞の尾につきて「今蟻右衛門ぬしのいはれし所のごとく、少しもいつはりならず我が姓を山咲といふを山崎にとりなして、おもひつきたる油賣、かくまで慕ふ誠心を、露ばかりも受けをさめたびねかし」といひければ、吾妻はいとうれしげにて、煙花のいやしき妾が身を、さばかりおぼし給はる事、何をもてかこれに報いはべるべき、妾これまで許多の客を接けはべれど、或は酒を貪るあり、或は色に耽るあり、たゞ笑ひを買ひ歡びを求むる事のみを知りて、香を憐み玉を惜しむの眞ある人にあはず、かれを見これを見るにつけても、郎が如き志誠の人は又得がたし。いかでか等閑におもひは

べるべき。さるにても彼の老女は何人ぞ。」とたづぬれば、餘吾郎いはく、「これも蟻右衛門ぬしの計らひにて、諸國の靈場を拜みにめぐる吉野の旅の老女を、けふ一日雇ひてきつるなり。」といひきして後、に結ひ、「汝を勞して我が望みをとげたれば、骨折代にこれを與ふるなり。」といひて、懐の布の金を與へければ、老女は金をうけをさめてよろこび、やがて別れを告げてかへりけり。かくて武頼御曹さまざまの藝を盡して酒をすゝめ、吾妻もみづから琴をかきならして饗應しければ、餘吾郎は逆顔の夢のたゞこゝちして、魂九天の上に昇り、手の舞ひ足の踏むところをしらず、やうやく時うつりて夜にいたり、酒闌なるとき、吾妻餘吾郎が手を携へて閨房にともなひぬ。かくて餘吾郎は此の日を始めとして、此の一條の花路にまよひ、守役の十字兵衛には、神社佛閣に詣で名所舊蹟を遊覽するといつはりて、日毎に此の曲中に來りて、吾妻にまみえけるが、吾妻も餘吾郎が美男なると、情あるに心をかたぶけて、水もらさじとぞちぎりける。しかれども吾妻は餘吾郎を貴家のめし出されし同家中の士なりとは露ばかりもしらず、餘吾郎も吾妻が素姓をしる事なし。かゝる程に餘吾郎は、吾妻に深くしたしむにつきて、もいがたき十字兵衛がまもりしのぶを憂きことにおもひ、一計を思ひつき、十字兵衛にいひけるは、「我石工がいふ所を聞くに、石塔に用ゐるべきよき石、當地にあり合はざるゆゑ、他國へいひ遣はしてよき石をとりよするといふなれば、今しばらく暇いるべければ、汝は且前に

紀の國に赴き、高野山に登りて然るべき墓地を見たて、宿坊に逗留して我が到るを待つべし。我は當地に殘り、石塔の成就するを待ちて後よりゆくべし。」といひければ、十字兵衞は老實なる者なれば、これを僞りの計とは露しらず、「然らば左樣に仕るべし、隨分石工を急がし給ひて、一日もはやく彼處へおん越し有るべし」といひて旅裝束をとゝのへ、紀の路をさして出で去きぬ。かかりて後は餘吾郎たれはゞかるものもなく、吾妻が許に連留して、旅宿にある日は稀なりけり。爰に又館尾賀堂左衞門といふ武士の浪人、此の年の春より吾妻を深く戀ひしたひて、許多の黄金を費すといへども、吾妻は殊に彼をきらひ、さま〴〵の事に託して接けざりければ、ます〳〵胸をこがし、手を盡し品をかへて相見ん事をもとむれども、一夜のそひ臥しは更なり、したしくものだにいはざりければ、堂左衞門は深くこれを恨みけり。さて餘吾郎は此の程しばらく吾妻が許に來らざれば、吾妻はこれを愁へ、若し心變りにやなど思ひ屈し、鬱々としてたのしまず、病に託して打籠り居たるに、一夜野ぶせりの乞食とおぼしきもの、古葛籠を背おひ、富士屋の奥庭より吾妻が閨にしのび入り、獨り臥し居たる吾妻を捕へて、手拭を口にはませ、葛籠の裏におし入れて、これをおひ、舊のところより逃れ出で、飛ぶがごとくにはしり去き、大きなる川のほとりにいたりけるに、此に一艘の船を繋ぎて待つ人あり。彼の野ぶせりは此に葛籠をおろして、裏より吾妻を引き出し、口にはませたる手拭をとり捨て、吾

妻を箱中に投げ入れたり。吾妻はきゝみゝとなりて人ごゝちもなかりけるが、稍ありて目をひらき、うちわなゝきつゝ目のひらめりにつきて四邊をかへりみるに、此の川は滔々として宇治川とも思しく、河なり。此の箱にある人は則ち是れ常左衛門なれば、吾妻は唯あきれたるばかりなり。とさるに常左衛門は野ぶせりを箱に乗らしめて、目つ美女の手をあたへ、箱を遥かに漕ぎいだしたり。吾妻は箱中に打伏して泣き居るさま、今朝の雨に逢ひし花のしをれたるに似、木枯の風に玉の枝を折られけるにかとうたてはあり。常左衛門は怒れる顔色にて箱中にたち、吾妻を詰りていはく、汝は我にあらずや、我がいふことをよく／＼聞け。我汝がために許多の黄金を費しゝかども、我を讐人の如くいみきらひてあはざるは、そもいかなる理ぞ。今だに用ゐれば何者にもあれ、まゐらするが高貴北のかたになるべきを、汝涙に暮き目を見せて、十が一つも憤りをはらさめと思ひて、かく奪ひ出しぬ、といへば、野ぶせりども皆のりて口々にとゞめすゝ、さて此の箱を遥かなる沖の遠きところに漕ぎ入れて、常左衛門は其の上に這ひのぼり、自ら携へたる酒樽をとり出し、まづ手して箱中を見おろし、其の女を此に引きあげて我が酒の酌させよといへば、野ぶせりはこゝろ得て候といひつゝ、吾妻を引立てて船に登らんとするに、吾妻は綱梁にしかと抱きつきて敢て身をうごかさず。常左衛門はこれを見て、よしよしさらばかなくといひつゝ、手酌に数杯をかたぶけて又箱中にくだり来つゝ、みづから吾妻が手をとりて引きた

てんとするに、吾妻はたゞ聲を限りに泣きさけべば、堂左衞門はます〳〵怒り、「やをれ汝我に打たれん事を求むるか。」といひつゝ、襟首をとらへて引倒しければ、櫛笄くだけてばら〳〵と落ち、髻きれし緑の黒髪みだれけるが、堂左衞門拳をにぎりて打たんとするを、吾妻ふりはなちて桅に立上り、いと凄まじく漲りおつる水中に飛びいらんとせしを、野ぶせりの乞食あわてふためきて抱き止めぬ。堂左衞門は胡盧ひ、「汝身を投ぐる體をなして我を嚇さんとするや。たとへ汝死したりとも我汝を人しれず奪ひ出させたれば、我に於て何の難儀かあらん、さりながら命を失はすもやくなき事なり。汝もし泣きやまば放ちて歸らしむべし、泣きやまずはいつまでも歸すまじ。」といふにぞ、吾妻は漸う泣きやみければ、堂左衞門は野ぶせりに船を漕がしめて、舊の處に歸り、吾妻を岸の上に投上げて、船はいづくともなく漕ぎ去きぬ。吾妻は毒蛇の口をまぬかれたりといへども、此のところはすべて草茫々と生ひしけり、露濃やかなる野原にて、方角だにしれず、殊更夜中なればいづくを心あてに走るべうもあらず、恰も足なき蟹の如くなれば、すべきやうなく、只聲をはなちて泣きけるとき、側らかさいの女童が聲して、「こちの君何におそはれ給ふ、目を醒し給へ。」といふに心つきて睡りを醒せば、これみな南柯の夢なりけり。吾妻はいとたゆげに息をつき、「くるしき夢を見し事よ。」といひて、身上の汗をぬぐはせ居たる折しも、花車の女來りて吾妻にむかひ、「堂左衞門ぬし御身を贖ひ出し給はんと

議し給ひて、身の價を千兩にきはめ、此の庭の牡丹の花の散る比、凡そ二十日が間に金を渡して、曲中をいだし給はんと約したまひぬ。おん身は彼の主をきらひ給ふよし、そはあしき心ざし也。彼の主のごとく金多く持ちたる人におもはれ給ふは、おん身のよき幸ひならずや。身受の事もはやくとほしく思ひたまへ」といひてそゞろ言ひぬ。吾妻はこれを聞くとひとしく胸つとふさがりて、暫しはいらへもせざりけり。遠きおもんぱかりなき時は近き憂へ有りとは、今餘吾郎が身の上なり。餘吾郎はそれのほどは、路用の金のうちを遊興につかひけるが、後には吾妻を揚げんために下宿のあるじよりもゐ、纔かの間に彼の常住金の二百兩石塔料の百兩まで殘らずつかひ盡しけるにぞ、いかにすべきと思へど更に術計もなければ、此の程は吾妻が許にもゆかず、旅宿に籠り居てひたすら心を苦しめけり。吾妻がかたよりは日毎に文をおくりけるが、一日の文に堂左衛門が我を請けんといふことにつきて、急にあひたきよしをいひ遣しければ、餘吾郎はますます心やくるしめ、其の夜かしこへゆき吾妻に見えけるに、吾妻はひたすら身受の事を歎き、「よき思案して給はれかし」といひつゝ泣くのみなり。餘吾郎今更常住金石塔料のなくてかなはざる金をもちゐ盡せしとは、さすがにいひがたく、先づ當座の心をなぐさめて、後に良計をほどこさんにしかじと思ひ、「しからば我急に本國へいひ遣はして金をとりよせ、堂左衛門より前に贖ひいだすべし」といへば、吾妻はこれを聞きてよろこばしく心を安んじ、酒

酌みかはしなどして鬱結をなぐさめけるが、餘吾郎は元來酒量あさけれども、しばしも愁へを忘れんために酒を飲みすごして、此の夜も爰に宿し翌日も歸らず、又三四日連留し、四日めの日彼の青貝の座敷のはしちかく出でて、庭の木草をながめつゝ、二人しめやかに酒を酌みかはしけるが、吾妻手匣をさぐりて、錦の手杷につゝみたる横笛を取り出し、これは妾が父の祕藏せし濡髮と申す笛なり。おん身過ぎつる夜の物語に、笛を好き給ふよしのたまひしが、さだめて堪能におはすらめ、妾も片端をまなびぬれど、憂き節滋き身にし侍れば靜心なくすておきぬ。ねがはくは教へたまはれ。」といふ。餘吾郎いはく、「己とても拙けれど、所望とあれば默止しがたし。」といひつゝ、並笛といひて一ッの笛を二人ならびて居て其の手ををしへ、餘吾郎指を擫せば、吾妻これを吹きぬ。此の時は是れ冬の始め小春といふ時節にて、殊に暖氣なりしが、此の庭の花壇に植ゑたる冬牡丹の花、霜雪の欺くをおそれず咲きみだれしに、國色天香春の花にもをさ／＼おとらず、造化の不思議をあらはせり。殊に奇しきは一ッの朶に二輪の花並び咲きて、一輪は赤く一輪は白し、これいはゆる雙頭の牡丹なり。時に二つの殘蝶花香をしたひ翩々としてたはぶれぬ。此の二ッの蝶一ッは白く一ッは淺黃の色なり。是れもまた奇なりといふべし　然るに吾妻が手飼の猫花の下に睡り居たるが、忽ち眠りを醒して二ッの蝶を目がけ、縊につけたる鈴をから／＼と鳴らしつゝ、飛上り驅けめぐりて、餘念もなげに狂ひけり。かか

る折しも、庭前の柴折戸の外面に、白木の手束弓に短冊をあまたつけて持ちたる歌占の女童相ともに、耳をかたぶけて笛の音色に聞きとれたる體なり。こなたの二人はなほ〳〵笛を吹きすまし、其の韻調を悠悠として人をして腸を斷たしむ。猫はます〳〵蝶に狂ひ、つひに薄紫の蝶をとりて喰ひ殺しぬ。時に花風はげしく吹きて牡丹を搖り動かしけるが、忽ち赤き方の花はら〳〵と散りて白き方は恙なし。餘吾郎これを見て笛の手をとゞめていはく、「あな不思議や、牡丹花下の睡猫は、其の心蝶にあり。我は心牡丹にあり。一株に二種の花咲きて、赤白二色にわかる事、是天工の私ならんや。昔唐の玄宗皇帝、沈香亭前に牡丹を植ゑて、楊貴妃と共に愛し給ふ、是れ即ち傾國の牡丹なり。帝これを見てなはしく、花木の妖なり。と賞じ給ひ、楊國忠にたまふと聞く。牡丹は花の王といふ。一株に兩花在王有る事、今までに南朝北朝と別れ給ひ、一天下に二人の主のおはしますに異ならず。然るに南方の火に屬する紅牡丹、水に屬する北風のために散り失せしは、北朝の威勢強くまし〳〵、足利殿の威風草木をなびかして、南朝味方のともがらの哀花を散らしたまふ前表ならん。前の年信州高彬の城にて亡びたる、相模次郎時行、並に其の黨打死したる、大佛九郎貞直等が殘黨餘類、南朝の天威を慕ひて、足利殿を亡はさんと計るとし、緋縅の鎧草に身をかためたる冬牡丹、霜の朝はしのぐとも、北朝の烈風をいかでか防ぐ力あらん。今見し如く紅牡丹の散りたるは平家に屬し、時行が殘黨滅亡に近付くなるし

とまれかくまれ足利方にとりては吉き祥なり。」と、心の愁へも打忘れて、いとよろこばしげにいひけるが、吾妻は涙さしぐみて、「妾が實の名は小蝶といふ。二ツの蝶は夫婦も同然、郎と竝びて百歳を花に宿りて過さめと、心の願ひも遂げられず、女蝶の方は飼猫に、とられて非命に死すといふ、我が身のうへの不祥ならん。昨夜もまうせしごとく、堂左衛門二十日を限りて根引せんといふ由なれば、妾は此の牡丹の花の散る時節の、はやくいたらんを愁ふるなり。いよゝ彼が方へ根引の相談きはまるときは、活き存ふる心にあらず。豫て牽牛織女の絶えぬ契りを羨みて、比翼連理と誓ひし事も、其の時は胡蝶の夢とおぼしめせ。」といひさして、餘吾郎が膝に顏をおしあてて、聲をもしまず泣きければ、餘吾郎は背を撫で擦りていたはりぬ。「扠前程より外の方に立ちたる歌占の女は、花壇の方には目もやらで、頭をかたぶけ、今聞きし笛の音は尋常ならず、女のはける足駄にてつくれる笛には、秋の鹿かならずよると聞く。それは鹿笛これも美人の吹きすさむ笛の音いろのいぶかしさよ。」とうちひとりごちてぞ居たりける。かかるをりしも餘吾郎が奴僕、汗もしとゞに息もつぎあへず、庭つたひにいそがはしく來りければ、歌占の女は、庭木のしげりたる裏にかくれ入りぬ。かの僕は庭上に跪き、餘吾郎に對ひていはく、「御旅宿に大變事出で來候ゆゑ、おん迎へに參り候。とくとくおん歸り候へかし。」といへば、餘吾郎はいぶかしみ、「そはいかなる變事ぞ。」とたづぬれば、僕曰く、「此にては申しがたき

事にて候、いそとく／＼ことを急がすにぞ、餘吾郎はなほ心ならず、いそがはしく身支度して僕と共に歸りけり。あとには吾妻が何事やと、胸をいたむる物案じ、吐息して居たりしが、彼の歌占の女は木陰を出でて又柴折戸のもとに立寄り、聲たかやかにいひけるは「それ歌は天地ひらけし始めより、陰陽の二神天のちまたにゆきあひの、小夜の手枕むすび定めし世をまなびて、今にたえざる妙道なり、夫婦の相生縁むすび、待人の來る來ざる、伊勢の濱荻名をかへて、浪花の事のよしあしも、くはしく判じて進らすべし。占とはせ給へや、歌占とはせ給へや」といひければ、吾妻はこれを聞き、よき折に歌占ひ、爰に呼び入れとふこしと、手を打ちならして女童をよび、かう／＼せよといひつくれば、答への聲も長露地の飛石つたひに彼方にゆき、かの女をともなひければ、吾妻は出でて向ひ合ひ「歌占をひきまうすべし。」といへば、「安き事心得はべり。一番に手にあたりたらん短冊の歌を讀み候て、くはしく考へてまゐらすべし。」と、いひつゝ弓をさしいだせば、吾妻は心に神を念じ、をしへの如く短冊をとりあげみれば、

鶯のかひこのうちの時鳥しやが父に似てしやが父に似ず

といふ歌なり。女しばらく考へていはく、「おん身は幼くて實の父を失ひ、養父に育てられ給ふならずやといへば、吾妻いはく、「誠によくあひぬ、猶委しく判じてたび候へ。」といふ。女又いはく、「鶯

の子は子なりけり時鳥の、鳴く音かなしき宿殃にて、度々難儀はあるべけれど、鶯にあうといふ字音あり、あうは逢ふの訓に近く、又來る春の幸ひに逢ふといふ占なり。頼もしく思し候へ。」といふにぞ、吾妻は少し愁へをはぶき、「あな嬉しや苦しかるまじく候か。」といひて喜びぬ。かくて彼の女吾妻が傍におきたる笛を見て目をはなたず、「卒爾ながら。」といひつゝ乞ひとりて打眺め、「これは濡髪といふ笛にはあらずや。」といへば、吾妻は訝り、「いかにしてこれを見知り給ふや。」とたづぬるに、女いはく、「我いかでか是れを見たがふべき、おん身は伊勢國の樂人、二見太夫是次といひし人の娘なるべし、かくいふ我はおん身の姉なるわ、其の證を見すべし。」とて、懐より笛の筒をとり出して見せけるに、濡髪といふ金字あり、こなたの笛ををさめ見るに、間に髪を容れず、符を合はせたる如き箱なれば、吾妻は且おどろき且よろこび、「さては姉うへにておはしけるか。かねて母御のものがたりに、姉うへありとは聞きしかど、おん身と妾とわづかに年三つちがひし兄弟にて、幼きときわかれ〳〵になりたれば、少しもおん顔をおぼえ侍らず、今日はからずも此の笛が證となりてめぐり逢ひしは、父うへの導き給ふにうたがひなし。さりながら愧かしき此の姿」と泣く〳〵いへば、姉は涙をおしかくし、いな〳〵少しも恥づべきことにあらず、養父の急難を救ふために身を賣りしといふ事は、風のたよりに聞きしかど、いづくと所もさだかならねば、なつかしくはおもひながら、尋ぬべき便もなかり

つれまゐらせ。はやく聞きたきは旧人の[illegible]事、急なくも[illegible]は、其父も同郷も[illegible]けに
く今は御出世あそばしぬ。それにつきては物語るべき事あまたあれども、爰は人目も遠近なる宿、よく
こなたへ」といひて、奥の一間に入りにけり。時に[illegible]鬪右衛門、沙土七といひけるは、「懐
にかくだめ、此の所に出で来って、四邊を見まはして、聲をひそめていひけるは、「此も聞近なる者、
あたりに人なきこそ幸ひなれ。我汝が心底を見とどけ給へ、密事を語り聞かさん。[illegible]
隠謀あるによりて、[illegible]何がな工夫をめぐらして、実は人と思ふ折節、[illegible]
なきこゝのかくて此の曲中に誘ひ、彼の若者に[illegible]、彼は[illegible]にて、思ひ[illegible]
なれば計も空しからめと思ひのほか、吾妻が艶色に迷ひて心を[illegible]し、許多の黄金を費し、父の代参し
て高野山に納むる金までも、殘りなくもちゐる盡せし樣子なれば、當分鎌倉に歸る事能ふべからず。こ
れによりて我且つ彼よりさきに鎌倉に歸り、彼が在京の中の[illegible]をいはしく主君にきこえあげて讒言
をもちゐるならば、おもくは切腹かろくはあはう拂ひは必定なり。しかるときは其の罪を父非司にもおよ
ぼさしめて、親子ともにうしなふべく思ふなり。我宿望をとげなば、汝にも祿あまた與へて、よき武
士に取立て得さすべし、喜ばしからずや。主用も已にとゝのひ、今宵が曲中の餘波なれば、阿倍比共
を呼び來りて、汝も共に一杯をかたぶけ前祝ひせよ。」といひければ、沙土七は小躍りしてよろこび、

勝手の方へ走り去きぬ。蟻右衛門は樂しげに、臂枕して寢そべり、膝の頭を打つて拍手をとり、口にはつらき小倉山其の名はかくれざりけり。」と、曲舞々の音頭を謳ひつゝ、寛々として居たる折しも、旅裝束したる武士庭づたひに來るを見れば、是れ乃ち梅ヶ谷部領の家臣袴田紺九郎なり。蟻右衛門はかくと見るよりいそがはしく身を起してたち向ひ「氣づかはしや紺九郎殿、何等の事ありて上京せられしぞ。」といへば、紺九郎は息もつきあへず、「火急の事を告げん爲、夜を日につぎて上京し、御邸の旅宿をたづねつるに、此所におはすと聞きてこれまで來れり。委は端近にて密事を語りがたし、しかるべき所に案内したまへ、とく〳〵。」といそがすれば、蟻右衛門は益々氣づかひ、奥まりたる小座敷に連れ去きて「はやく樣子を聞かし給へ。」といふ。紺九郎聲をひそめていはく、「和主と我とかねて心を合はせ、蛇ヶ谷の老女の味方につき、先づ月影ヶ谷と梅ヶ谷の兩家を亡ぼし、其の勢ひに乘じて盜懷の旗を飜し、南朝の天威を假り奉りて北朝をかたぶけ、平家再興の時を得て、我が輩も一國の主となり、歡樂をきはむべしと企てたる隱謀の密書を、山陰莊司に奪ひとられて隱謀あらはれ、莊司君命をうけ、上京して和主を捕へ鎌倉にひくとて、旅の用意をすると聞く。こはいかにすべきと驚く間もなく、我が主人にも告げたるにや、我が宿所に捕人をむけられし故、危き所を斬り拔け、辛うじて逃げ上りぬ、和主もとく〳〵逃支度したまへ。」といへば、蟻右衛門は忽ち面色青草の色に變じ、

心ありてもいだにいはざりしが、しばしありていふやう、「隠謀露顕のうへは片時も當地に足を留め難し。一日南人わかれ／＼に身を隱して、時節をうかゞふにしかじ、再會の期はかやう／＼」と耳につきていひければ、耕九郎は打點頭きて出でゆきぬ。蟻右衛門は淨土七を呼びいだして有増を話り聞かせ、一液もしばらく身をかくせ」といひて持合はせたる金を路用に與へ、主從わかれて忍び／＼に出でゆきぬ。かくて時刻もやゝうつりて此の日も已に暮れけるが、煙花の習にしとて、晝よりもさらに賑はしく、二階座敷座敷、間毎／＼に酒宴を設け、或は彈き或は謳ひ、笑ふあれば耳語くあり、己がさま／＼に興じけるに、睦吉郎の座敷のみは人けもなく、燈火もたてざりければ、かくて初更過ぐる比庭さきの萩垣をおし倒して、しのび入りたる白髪の老女、腰にまでひし／＼と來るのみ、懷にもれる嚢の、眼をくばる座敷の違棚に寂をおりし、吾妻に手前に探り寄りて、彼の箱を奪ひ取り、懷におし入れて逃出でんとしたる折しも、吾妻はみづから手燭をとり、婦を尋ねて此ところに出で來り、老女を見つけてあやしみつゝ、手燭の光に顏を見て、「や、そなたはいつぞや餘吾郎ぎみに雇はれて來つる嫗々ならずや」といへど老女は見むきもせず、ものをもいはず去なんとするを、吾妻は女帶をもて押しもどせば、老女はこれをふり拂ひて、又踏み出すを吾妻は、袖を確に取りてはなさで、やらじとさゝふる郎體の袂、しばらく挑みあらそひぬ。時に怪しいかな老女が懷にかくしたる箱、お

のづから音を發しければ。吾妻は驚き、「扨こそ曲者、其の懐こそ怪しけれ」といひつゝ手燭をさしつくれば、老女は手ばやく打落す。二人は探る、暗まぎれに、行方もしれずなりにけり。

是れ即ち鎌倉、蛇ケ谷の老女なり、味方を招き軍用金を集むるため、諸國の靈場をめぐる旅の女に身を扮し、しばらく當地に足をとゞめしが、此の夜笛を奪ひとりて又他國に赴きけるとなん。

七　木枯の果てはありけり記念の竹刀

扨も其のときの餘吾郎は僕の迎へ心ならざれば、道を急ぎて旅宿にかへり見てけるに、一昨日紀の國より歸りしといふ南方十字兵衛、腹十文字に搔切りて朱に染りて伏し居たり。餘吾郎はこれを見るより、こはそもいかにとあわてまどひ、抱き起して見るに、誠に見事なる自殺にて、已に息絶え身上は氷の如くに冷えかたまりければ、唯あきれて物だにいはず、良ありてやう〳〵心をしづめ、こは何ゆゑにかくなりしやといぶかり、傍邊をみれば自筆の書置あり。いそがはしくひらき見るに、其の文にいはく、

君僕を當地に殘しおかれ、先だちて紀州高野山に赴かせ給ひ、僕は御石塔成就の日を待ちて、後より參るべしと命じおかれ候處、御留主のうち、旅宿のつれ〴〵に、ふと五條坂の遊君にしたし

ふ候て、勿体なくも御先祖御遺言のために御携へあそばされ、彼に預けおかせられける南帝[illegible]を、しかひ捨て、今に至り先非を悔い自殺仕候。さりながら、嫌疑有之候南朝御味方、北の手より有無に遊ばされ、且、禅御父君へよろしくきこえあげさせられ、罷死の御かたみに何卒世を離有様に奉存候。恐惶頓首。

永和元年十月某日　南方十字兵衛

餘吾郎君

とかきたり。餘吾郎これを読み終りて頻りに涙を流し、さては我が故郷にて十字兵衛が[illegible]る事を知り、我が罪をおのれが身におひて切腹し、[illegible]まで馬鹿者不忠者といはれんたいとはず、我をかこひて死したる忠志、たとへいふべきもののたとへなし。戦場の打死も、後代に美名をのこさめと思へばこそ命もをしまざれ、汚名をいとはず忠死せし者は古今に稀なり。不忠者と言はれて死したる心底をはかり思へば、腸もちぎるゝこゝちすなり。今将思ひあはすれば、南[illegible]富士[illegible]の胡蝶のありさへ不祥なり、歌占の歌に、

北は黄に南は青く東白西くれなゐにそめいろの山

といひて南方は青きにかたどるを、是をもつて考ふれば、浅葱色の蝶にかまれたるは、此の南方十字

兵衛が非命に死すべき前表にてありしものを、唯冬の蝶の珍らしとのみ思ひしは凡慮の拙き所なり。彼を思ひ是をおもふに、我傾国の色に迷ひ、祖父追福の金を失ふのみならず、あたら忠臣を殺せしこと、不孝といひ不仁といひ、我が身の重き事ばかりを知るべうもあらず。今後悔すれども更にかひなし」といひつゝ、むなしき骸に取りつきて、悲歎の涙にむせかへり、生ける人に物いふ如く、「嗚呼面目もなき我が放埒ゆるしてくれよ、十字兵衛。こゝろざしは過分なれど、汝になき罪をおはせ、いかでおめおめ居らるべき、我も今自殺して汝が死路をしたひ、主従ともに死出の途を伴ひ、又の世は汝が臣と生まれて、此の恩を報ゆべし」といひて、書置にそへたる百五十両の金をとりあげ、「さるにても此の金はいかにしてとゝのへ、石塔料に残しおきくれけるや」と此の不審はれず、なほ四邊を顧みるに、十字兵衛が常に身を離さざる刀に、「件禪、此の刀は餘吾郎昔年記念に差上げ奉り候」とかきたる紙札をつけおきぬ。餘吾郎これを見て、誠に是れは前年、相模次郎時行信州背形にて亡びたる刻、此の十字兵衛月日のおん敵を奪ひて、我が君判官に差上げたる抜群の功によりて、我が君より賜はりたる朝鳥といふ名剣にて、陪臣の身に稀なる譽なりとて、當時羨む者おほかりしと聞く。我は其の時幼年にて、思へば夢の一昔、幸ひなるかな我今此の刀にて切腹せば、主君のおん手打になると同然にて、聊か罪を償ふ便ともなるべしと心を決し、両肌を押脱ぎて、彼の刀を抜き放しけるに、これ眞の

刀にあらず、竹にて造りたる刀にて、十字兵衞が自筆の文字あり、これを讀むに、

拙者此の度の切腹犬死に相成申候
御短氣御憤り遊ばされ可被下候

とかきつけたり。「扨は此の刀の身を賣りて百五十兩の金とかへくれたること疑ひなし。此の竹刀のみをつけといひ、かくまで深く我が身の事を思ひくれける心底の過分さよ。」といひて又死骸にとりつきて泣きけるが、「いかに思ひ返しても活きては居られず。」とひとりごち、再び我が差料の刀を拔きて、はたと腹につきたてんとしたる折しも、「やれはやまり給ふな。」と聲をかけて次の間より走り出で、餘吾郎が手に取りつきて止めたるは、莊司が僕路平といひて、此の度鎌倉より飛脚に來りし者なり。餘吾郎は手を止め「汝は何用にて上京せしぞ。」と尋ぬるに、路平は手をつきて頭をさげ、漸くしていひけるは、「拙者は昨日京着仕り候。おん陣營連夜おん夢見あしき故に、昔の御家中を殊の外氣づかひ給ひ、拙者をして拙者に命ぜられ、御安否をとひ奉らんため飛脚に參り候なり。若只今御自殺遊ばされ候ては、十字兵衞は犬死になり候。彼御短氣をとめ犬死にならざる樣にと、其の竹刀に書き遺せしは此の事に候へば、彼が忠死をおん憐み候はば、おん身を全うあそばされ、よき時節をまつて十字兵衞がおん身にかはりて相果てし汚名を雪ぎ、南方の家を恙なく相續仕るやうに、よくよく御賢慮をめぐらされ下さ

れかし。昨夜十字兵衛ひそかに拙者を近づけて申せしは、我其方上京せしこそ幸ひなれ、おん供の若黨奴僕おほけれども、口さがなければ我が心腹をあかしがたし。その方は新參なれども見處あれば、我が思ふ處を一通りいひ置くあひだ、我が自殺の後餘吾郎君もし面目なきなどおほしめして、卒爾のおんふるまひもあらば、我になりかはり此の理を聞えあげてとゞめ奉れことゝいひ殘し候仔細を、今十字兵衛になりかはりて、具にきこえあげ候べければ、十字兵衛が直に申し上ぐる事と思召されて、一通りおん聞きくだされ、おん自殺をおんとゞまりくだされかし。扨十字兵衛まうし候は、我が餘吾郎君五條坂へおん通ひある事を露ばかりもしらず、先に紀の國へ去くべしとある命にしたがひ、いまだ若年のおん方を手放して、遊所おほき都の地に長く逗留させまうせしは、我が一生の誤り、今悔めどもせんすべなし。我已に高野山に逗留して相待ち申すといへども、御登山なければ、こはいかなるゆゑに御遲滯と氣づかはしく思ひ、急ぎ歸りて一昨日京着し、若黨奴僕等に聞けば、五條坂に連留し給ひておん歸りなきよし、くはしくとへば常住金石塔料ともに、殘らずおんつかひ捨ての樣子なれば、こはけしからざる事、我おん側につきそひ居らば、いかやうにも諫言を申しあげて、さある御不行跡はさせまうすまじきに、しなしたり殘念とおもへどかへらず。こはいかにすべきとおもひ煩ふなかばへ、昨日石工來り、おん石塔殘らず成就せしゆゑに、代金をまうし受けたく候といふ。旅中なれ

ば命をとゝの八[illegible]べき手段もなく、情なやおん國元に下りたまひし[illegible]、御勘氣の色に心を痛ましめ給ひての事なれば、尋常の[illegible]にては御本心にはかなひ給ふまじと[illegible]たれは、我が一命をさしおけ[illegible]申すなり。父君の[illegible]は身に[illegible]用にも立非なければ、これを賣代なして金子百両と[illegible]これを[illegible]の仇に償ひて[illegible]れ、残る金に下賤の[illegible]父君の[illegible]一日も[illegible]食にかへ給ひて、我が書置をもつて[illegible]の雲の[illegible]必ずく我が切腹[illegible]やうにようしたまふべし。父君のおん目がねにて[illegible]道にも切腹せさせ[illegible]死ての道なれば[illegible]て死すべしと、己に覚悟をきはめたれ[illegible]ん事を申すべく思ふなり。北山殿の[illegible]べてあしき[illegible]やうに、我にかはりて[illegible]暁し、[illegible]昔のおん事の事に[illegible]國に残せし[illegible]心に[illegible]も定め[illegible]へかし。さばかり[illegible]忠心も、[illegible]

分別遣ばされ下されかし」と、委しく物語りて悲歎の涙せきあへず。餘吾郎もこれを聞きて、益歎きに迫りけるが、しばしありていひけるは、「十字兵衛がいひ殘したる詞といひ、此の竹刀の書置といひ、死ぬも死なれぬ義理なれば、生害はとゞまるべし。さりながらそれにしても、十字兵衛に常住金をつかはれ、石塔ばかり高野山に建てたりといひて、おめ／＼國へは歸りがたき理なれば、我はしばらく身を隱し、せめて鶍鳥の刀を買ひもどして、十字兵衛が家名をたつる便とすべし。汝は十字兵衛が此の書置を携へて鎌倉に歸り、我は面目なきとて京都より直に行方しれずなりしと、父母に告げてくれよ」といひ含め、さて十字兵衛が亡骸は病死の體にして鳥邊野に葬り、かの金を用ゐて石工に價を償ひ石塔に書簡をそへて高野山に送り遣はし、此の度召し連れたる若黨奴僕等は此の所より直に暇を遣はし、路平一人を鎌倉に歸らせ、旅宿をあけ渡し、「十字兵衛が忠義の魂をこめたる此の竹刀は、我が一生の守にすべし」と、餘吾郎これを腰に帶びて此の處を立退き、洛外の茱萸村といふ處の小家を借り、昨日に變る浪々の窶身となり、手づから煮焼の業をなして、しばらく月日を送りけり。

かくて路平は鎌倉に歸り、主人莊司夫婦の面前に出でて十字兵衛が書置をいだし、かやう／＼と告げたりけるに、莊司夫婦はこれを聞き、「十字兵衛が忠死とは露しらず、彼日來の老實に似ず不忠のいたり、言語にたえたる行跡なり」とて怒り強く、頓に十字兵衛が妻子を召し呼び、右の始末をいひ聞か

せて、書置を見せければ、十字兵衛が妻眞弓にわかれて呆れはて、悴南陸兵衛と共に且驚き且歎き
けれども、詮方の盡つきければ、少しの宥免もなく、其の家財を沒收せられ、妻子も追拂にぞなし
たりける。十字兵衛が妻眞弓といふは、夫に年四つ五つまさりし半白の老女なり。悴南陸兵衛とい
ふは前の年妻を失ひ、簡太郎といひて今年五歳の男子あり。かくて南陸兵衛は母の眞弓の手を引き
きつゝ、年ひさしく住み馴れたる鎌倉を立退き、涙に袖をしぼりしが、顔は赤面に覆ひて、
立去るべき所だになければ、眞弓はなげくやう、「我夫十字兵衛どのが日來を思ふに、さして武道にも、いさ
さかも暗かりたる心を持たず、行ひの正しき人なるに、十五年にも見放され、富貴を捨てて主人の恩を
謝し捨て給ひし事、妻子の前をも思ひ給はずや、まこと本心にはあるべからず。何ぞ罪ありて出奔を
自殺したまふとも、汚名は世上に隱れなく、我が類は武士の風上にも置かれぬ者となりて、死後まで
も辱かしめ給ふ所に心つき給はずや。家名を汚す出奔ならず、主を縣けて不忠者の名を受けて一生
人に指さされ、忠義は不義とは申しながら、惜しき十字兵衛どの、情なき夫や」とて、泣けけ
せびつゝなげくにぞ、主人の罪を身にかうむりて、忠義の爲に死せしとは、夢にもしらぬ悲しさなる。
餘兵衛も歎きはひとしけれども、はこしかるべき事ならねば、母をなぐさめつゝ、やがて鎌倉を出て、且つ
ぬ。根津は下總へ立退く所存なれば、直に暇を願ひて行かんとするに出けり。

八　我が雪とおもへば輕し身受の千金

餘吾郎旅宿よりむかひ來りて歸りしより後は、吾妻が許に音信をせざれば、吾妻はいと氣づかはしく思ひ、文かき人を雇ひて旅宿に遣はし、音信を聞きけるに、使歸りていへるは、「餘吾郎ぬし旅宿を明けわたして國にも歸り給はず、いづちへ行き給ひけん行方しれずと申す。」といひければ、吾妻はこれを聞くとひとしく、胸つぶれて露現もなく、あきれまどひつゝ、「さてはおほく黄金を費し給ふのみにしかなり給ひしにや、さりとてもかう／＼と打ちあかして語り給はぬこそ恨めしけれ。」と、或は恨み或は悲しみ、ものも咽にとほらず夜もねられず、月日を過すべきこゝちもなけれど、いかに結べる露の命、強面消えも失せなで焦れ物を思ふのみなり。かくして日を送りけるに、鯛尾賀堂左衞門富士屋に來りて、「吾妻が身の代金とゝのひつれば、いよ／＼身受すべし。」といふにぞ、富士屋のあるじ吾妻をよびて、かう／＼といひ聞かせ「堂左衞門ぬしのかへゆけ。」といふに、吾妻は答へだにせず、只泣きてうけがはざれはあるじはいとはらだち、花車の女にいへるは、「吾妻身受のことを背はぬは我がままの至りなり、彼が恣に背くを捨ておきては、外々の阿曾比等にあしき癖つきて、我が活業の大きなる妨げとなれば、打呵みてうけがはせよ。」といへば、花車の女、「心え候。」といひて吾妻にむかひ、

或は何のゝく、理（ことわり）を說きなどして、或は頭（つと）くいひてことにて、藤吉郎なにとはせに從ふさとを聞きて世に傳は
るれば、いまにいひつたふとぞいはれぬ。花もいとなくしてあまた、いかくくなりとこたへしにて、あら
とは大きに悦びていまだ兄を侍り見すへしと、藤吉をして天下の事をなせ、殊に最期
のにして、しごき帶にて高手小手（たかてこて）に縛（くゝ）り、重く打擲（うちたゝ）きすれども、吉藤よろこび、ただに泣き叫（さけ）ぶて、遂
に引きおろして、遂に縄にて腰山の上より公の名にて繋がれ、
あれあふし、雨をしのぐ合ひ掩花の枝にてしのびもかる入心なるべし、其此なる常在寺門次の後口に、藤政城樓を
ありたてへし、一丁間離し、是ひし上の寺の廊上にて上り見給ひ、これは常在寺の將の有を見
せ、此方（なた）のしげなるを聞かせて眺（なび）かすべきものなるべけれども、之は趣（おもむき）しらぬ心底（そこ）、其
夜も深けぬれば、宣（うべ）なり、此の時には已に霜月（しもつき）にして寒氣強（つよ）く、空の月さえも寒々として風吹きぬれ、
いふなう降（ふ）りくだる雪、粉々揚々（ふんくやうく）として卯の花（かなざのはな）と（と）飛び散る、鳥の毛（とりのけ）の散（ち）る如く、見るうちに
高く積りて、一面に白を敷くとしらたるはれ、假山築泉（つきやまかんする）、庭の木草（きぐさ）、濱菊（すはまがた）、足下（あして）、立石、雨戸、
籬落し、累垣石燈籠のたぐひ、庭に、好き、前栽の植樹、すべて白妙に埋もれ、心ゆるしき處
もいとたうれなびて、池の水もいとはすまさに、寺庭は雪の中にうなだれ、薄綿（うすわた）の肌（はだへ）一重（ひとへ）
なれば、寒氣肌（はだへ）に通り身の上（みうち）いたさ、手足凍（こご）えてただへがたきに、身もふる端の竹は、庭の一面の雪

さとこぼれかゝりて身に積りぬ。彼方の樓上には舞姫のたち舞ふ影明障子にうつり、歌妓のうたふ聲も聞えぬ。

けふは越路の人の月、あすはいづくの人の花、扨もうたての娑婆世界、おもうてたびね白絲の、昔がましぢやなか〳〵に、染めてしんくの絲のもつれの物思ひ。

と、うたふも我が身の上と思へば、いとゞ悲しく泣きよわりて「あなくるしやたへがたや。おもふ岸にはそはずまだ、おもはぬ方に花咲けとは、身のうき草の譯しらぬ、情なき心ぞかし。いかに姿を憎むとも、雪責とはあまりぞや。かくまで苦痛をさせんよりは、一思ひに殺してたべ」とくどきたてて泣き叫べど、彼方の樓上の騷ぎにまぎれてきこえざれば、誰ひとり哀れと思ふ者だになし。雪はますます降りまさり、吹雪に打たれて撲地倒れ、たふれては起きあがり、涙と血と相和して瀧の如くに流しつゝ、氷の地獄八寒のくるしみ忽ち身をとぢて、紅蓮の衆生に異ならず、髻されて顏にみだれかゝりたる黑髮も、雪積りて白髮のごとく、なましき身も氷りてつひに倒れ伏し、息もたゆげに喚きてぞ居たりける。かくて時刻もうつりゆき、小夜もやうやく更けわたりて、座敷々々の人語もやみ、雪も降りやみたるに、庭前の竹林さや〳〵と鳴りてつもれる雪散り亂れ、怪しげなる者つといでたり。吾妻は此の時やう〳〵頭をあげ、雪あかりにこれを見れば、覆面頭巾檳榔の衣服手甲股引まで、皆に

まがふる白髪輪に、忍びの者と見えたるが、雪踏み分けて歩み来つゝ、小脇に抱へたる千両箱に、吾妻井受領と書きたる札をつけたるを、彼方の車敷の林の間にすゑおきて、身を隠し北方に歩み来りて、吾妻が背後に立ちよりは、氷なす刀をすらりと抜き放しければ、吾妻は驚き呆れたるまゝに再び見かへりるが、よく／＼思へばかゝる呵責をうけんより、死ぬにしかじと思ふにこそ、覚悟をきはめて身を投げつけ、隙きしのべて、いざ殺せ／＼といふ。案にたがひて曲者は吾妻がいましめの縄を断ち、吾妻をもいはず背におひて、もとの所へつく／＼と行いで、巨雄を踏みならし雪煙を蹴立てて、いづこともなく走り去りぬ。吾妻は夢の裏になほ夢を見たるこゝちして、此の者に負はれ行きぬ。思ふに千両箱を掠めてしのび入り、人を盗みて逃げ去りしは、世にめづらしき盗人なり。是れかならずいはれあるべし。

雙蝶記巻之三 終

雙蝶記一名霧籬物語　卷之四

江戸　山東庵京傳　編

九　藁屑に花を見捨てし胡蝶の狂亂

それは扨おき餘吾郎は、洛外の菜畠村といふ處に、隙あらはなる葦の屋の憂節滋き栖をもとめて、獨りいぶせくくらせしが、夜の雪いみじう降り、くづれたる壁のひまをもる寒風肌を斬るがごとくなれば、臥しながら目もあはず。夜終來し方行末のことなどおもひつゞけて夜をあかし、烏のなき渡る比起きあがり、火打とりて火を打ち、圍爐裏に柴を燒きてあたり居たるに、外の方に人のうめく聲きこえければ、いぶかしみツ、氷りつきたる戸を辛うじて引きあけ見るに、雪は降り止みたれど滿地にたかくつもりて、一面の白妙となり、氷柱は劍を逆に植ゑなみたるやうにて、見るにさへ身毛いららきぬ。門首の雪をかき分けつゝ、竹の編戸をおしひらき外の方を見るに、赤きひた鹿子の小袖を著て黑髮を亂したる女、身を半ば雪にうづみ、うつぶしに伏してうめき居たり。いかなる人にやとますま

[illegible]

[illegible]……はく、「これまでのそなたの深切過分には思へども、

いはれありてそなたを妻になしがたし」これまでの薄き縁とあきらめて、五條坂に歸りくれよ、かならず必ずつれなき者とおもひそ」といへば、吾妻はつと膝を進めて急がはしくいふやう「さては前に誓ひ給ひし詞はみな虚りにてはべりしか、此の際に至りてしかのたまふは、さだめて外にいひかはし給ふ女ある故なるべし。さる事のはべらばなどてとくにはのたまはぬぞ、恨めしや情なや」と息卷きつゝいひて、餘吾郎が胸板をとらへ、左右にふり動かして泣き叫ぶにぞ、餘吾郎はほと〳〵もてあまし「謂れありといふはさる類のことにあらず。」といへば「しからば其の謂れはいかに。」と問ひ詰められ、あけていはれぬ餘吾郎が胸の裏の苦しさは、何といはまの百合の花、さしうつぶきて詞なし。吾妻は餘吾郎が體を見て、いよ〳〵心變りせしに疑ひなしと思ふにぞ、ます〳〵恨み泣き悲しみけるが、とても五條坂に歸りて堂左衛門がかたへゆくべき心なければ、此にて死なにしかじと覺悟を極め、餘吾郎が傍にありける一腰をとりて拔き放し、吭につきたてんとしてよく〳〵見れば、是れ竹の刀にて、

拙者此の度の切腹犬死に相成不申樣
御短氣御愼み遊ばされ可被下候

と書付けにありければいぶかしみ、おぼえず猶豫ひけるが、餘吾郎其の手を捉へていはく「自害とまでお

も八田[illegible]たる誠心の[illegible]も[illegible]れけれ[illegible]、口外しがたき事なれどもうちあかして聞かすなり。[illegible]婦になられぬといふいはれは、原其の竹刀より起るなり。斯様々々[illegible]果したるにより、南方十字兵衛我が身にかゝはり罪をかづきて切腹したる事、[illegible]始め終り、枝葉も残らず物語り、鎌倉月影ヶ谷[illegible]、[illegible]とおなじ世に住まんおんなにて[illegible]とうち[illegible]き、我が身の上の事とつばらに[illegible]ければ、[illegible]郎も、[illegible]助と[illegible]なる事を始めて知り、[illegible]を隔て[illegible]なければ面を[illegible]と、いふ[illegible]と感嘆し、[illegible]の人なるを非命に失ひしは、[illegible]身より起りたる事なれば、つれそはれぬと[illegible]すりながら今更[illegible]心の[illegible]、他に嫁すべき心なし、此の身を[illegible]にすべし[illegible]を[illegible]身を[illegible]つゝ、泣き叫びければ、[illegible]郎も其の心根を不便に思ひて[illegible]、いな[illegible]衛を[illegible]しはそなたの身より起りしと[illegible]、[illegible]なるゆゑなり。そなたは[illegible]急難を救ふために身を賣りしとなれば、一旦孝の道も立ちぬ。[illegible]はそれにはひきかへて、不孝不仁の罪深し。十字兵衛が[illegible]の竹刀の[illegible]、[illegible]がらへて居るぞや

「さりながら同家中觜元氏のむすめと聞くうへは、そなたの身をあやまたしては猶さらに義理たたねば、十字兵衛が靈魂に誑言し此の竹刀を媒人にして妻となし、朝鳥の刀の行方を尋ね買ひもどして、鎌倉に歸參を願ひ、十字兵衛が家を立て、彼が靈魂を慰すべきなり」といへば、吾妻はこれを聞き、蘇生りたるこゝちして喜ぶ事かぎりなし。ときに餘吾郎立上りて佛壇の扉を開く。裏を見れば刄與義劍信士、俗名南方十字兵衛、永和元年十月某日と、書付けたる白木の位牌をすゑて香花を手向け、懇に祭る體なり。吾妻はこれにむかひて念佛をとなへ、とかく涙はとゞまらず。餘吾郎は手向の水を汲みかへて合掌し、「南無幽靈頓證佛果菩提、南無阿彌陀佛あみだ佛」ととなへツヽ、廻向に時を移しぬ。

此の下には物語るべき事なし。かくて吾妻は餘吾郎が妻となり、わびしきくらしをいとはず、羅綺の重衣にたへざりし昔にかはりて、木曾の麻衣あさましく、身はやつせども川竹の、憂さはもぬけの秋の蟬、聲の時雨を慰めつゝ、手織引結ひ前垂の、姿を今の水仕業、心汙さぬ身ばれには、鍋の數なき庭竈、阿彌陀佛の誓ひにも、すくふにたらぬ白粥の、煙も細き竹火箸、流しの水の飛鳥川、菜刀を研ぐとにかくに、米淅桶の底拔けて、あるに效なき吹竹の、餓ゑに堪へざる節もあれど、翠の帳紅の、針の席を敷きかへて、破屛風に古夜著を、鴛鴦の衾となつましく、物たらぬをいぶせくも、思はで日をおくりけるが、昔調べたる琴の音も、松風の時雨とかはり、鉢敲き寒念佛の聲もやゝ氷りて、世の

人の世ゆきなむ物にいふなる師走の月もはやたちさき、鶏啼き、星[illegible]の[illegible]年[illegible]車の音もへいさゝはさけに、年浪のよせくる春には、欄も[illegible]なく、寒梅の花のかをり[illegible]朝[illegible]己に此の年も暮れにけり。明くれば永和二年の春なり。餘吾郎夫婦始めのほどは十字兵衛が遺しおきたる金の餘りにて朝夕の烟をたてしが、坐して食らへば山も崩れ、[illegible]して飲めば海も乾くの理なれば、今は残りなく用ゐ盡し、これより後はいかにして、日をおくるべき、何にまれ活業をはじめずはと思ふうちに、程なく彌生の節となり、やゝ夏に近ければ、時の物とて夫婦ともに、はんじ物の團扇の繪をかきて纔かの價を取りぬ。此の家のめぐりはすべて畠なれば、時しも菜の花の盛りにて、朝夕黄金の色は目に見ゆれども、おのが身には一錢のたくはへもなく、[illegible]十字兵衛が命日にあたる日、餘吾郎手づから菜の花を折り、此の花の[illegible]と思ひつゝ、これを佛壇に供へ、吾妻は手向の水を茶椀に汲みて運ぶとて取りおとし[illegible]物にあたりて二つに壊れければ、「いつにもなきあやまちせしことの[illegible]手向の水、冥途におはす十字兵衛どのゝ心にかなはぬ故にか。原我が身より起りて非命に死したる人なれば、[illegible]も理なり。」と、涙さしぐみつゝいへば、餘吾郎は打笑ひ、「さ許りの事はいつもあることなり、[illegible]かゝるは[illegible]なり。」といふにぞ、「さもあらんか。」といひて、再び別の器に汲みかへて手向けり。

かくて餘吾郎は十字兵衞が墓參りすとて出で去く。吾妻は夫のかきさしおきたる團扇の繪をかく。さて時刻やゝ移りけるに、餘吾郎鳥邊野より歸りて裏に入らんとせしに、家の傍の竹藪の陰より武士に仕ふる奴僕と思しき者出で來りて、窗の下に彷徨ひければ、餘吾郎はいぶかりつゝ、裏に入らずしてこれを窺ひ居る。とはしらざるや彼の者は窗の下にて咳きすれば、吾妻は繪をかきさして立ち、窗より顏をさし出して何にかあらんたがひに囁き、或は點頭き、或は笑ひなどして彼の者はかへり、吾妻は再び繪をかきてぞ居たりける。餘吾郎は此の體を見て益いぶかりけるが、さあらぬ顏して裏に入れば吾妻は出でむかひ、「思ひしよりはお歸りの早かりし。」などいひて常に異る事なく、「晝飯とゝのへてまゐらすべし。」といひて庖厨に入りぬ。餘吾郎は手を叉き物思ひ顏して居けるに、しばらくありて外の方に案内をこふ者あり。餘吾郎立出でゝ編戸をひらき見るに、金鐔白柄の兩刀を帶び衣服もなみならず、富みたる武士の浪人と思しき打扮なれば、何人にやと思ひしに、編笠とりたる顏を見れば、五條坂にて見知りたる鮒尾賀堂左衞門にぞありける、しかれども見知りたるのみにて初對面なれば、それともいはず、「何等の用ありておはせしぞ。」といふ。堂左衞門いはく、「委しき事はゆるやかに語るべし、免し候へ。」といひつゝ遠慮もなく打通りて座につき、「某今日和主の宅を訪ねて來つるは別事にあらず、和主に賣るべき物ありて來つるなり。」とて錦の袋に入れたる白鞘の刀を出し、「これ

なとくと見候へ」といふ。餘吾郎これを取りしぶ／＼拔きて見るに、思ひかけず是れ十寸貞宗が當代なせし朝烏の刀なり。もし僻目にやと打ちかへし／＼つく／＼見るに、其の紋星の面なるを知て、其の光浪の溢るゝが如く、水には蛟龍を斷り、陸には犀革を剪るべき三鐵の精おのづから現はれて、迂ふべうもあらねば打驚き、此の刀は如何にしておん身の手に入りしや」といふ。常左衛門いはく、「二両目刀舗を備ふ者のもとより償ひ得たり、是れ御許の買ひ得ざればあやしき刀ならずや」といふにぞ。あり、おのれ求めまく思ふなり。價はいかほどにや」と急がはしくいへば、常左衛門うち笑みて、「極は賄ね金千兩なり」といふにぞ、餘吾郎はあきれて詞もなかりしが、しばしありていひけるは、「おのれ見給ふごとく貧しき身なるに、殊更千兩といふ大金をいかでかとゝのふる事あたふべきや、其の價の半ばを減じ給はらば、古郷へまうし遣はして金をとゝのへ買ひとるべし。されど急には叶ひがたければ、暫く日をのべ給はれかし」といふ。常左衛門いはく、「たとひ高價にかへても此の刀なくては、和主古郷に歸ることかなひがたからん。素より千兩の内一錢にても不足しては賣りがたし。もし金をとゝのふる事なりがたくは、其の價に當るべき物にかへて賣るべきなり、得と思案せられよ」といふ。餘吾郎いはく、「かゝる貧家にはいかで千兩にかふべき物あらんや」。常左衛門いはく、「いなあり、而も活きたる寶なり。其の寶といふは別の物にはあらず、今は和主の妻となりし富士屋の若葉なり。若要

に離縁状をそへて某に渡さば、卽座に此の刀を與ふべし。」といふ。餘吾郎は當惑して暫し答へもせざりければ、堂左衛門は彼の刀を袋に入れ、「我あながちにこれを賣らんと思ふにもあらず、和主が歸參の便りとなるべき刀なれば、情を以てかくはいふなり。得心なくばそれまでなり。暇申す。」といひて立出でんとす。さき程より庖廚の口に立ちて樣子を聞き居たる吾妻、忙はしく走り出でて堂左衛門を引止め、「ひさ〳〵にてまみえまゐらする嬉しさよ。今のたまひしこと彼處にて殘らず聞きはべりぬ。妾夫をすゝめて其の刀を買はすべければ、今一時まちてよ。」といふ。堂左衛門頭をふりて曰く、「餘吾郎が體を見るに得心せざる樣子なり、我しひて賣るべきにあらず、かくいひ出しては片時もまちがたし、他人に賣るにしかじ。」といひて又立上るを、吾妻はなほひきとゞめ、「何事も皆妾が胸にあるぞかし、是れを見給へ。」とて二枚の團扇を取りてさしいだせば、堂左衛門取り上げ見て、「此の團扇の繪は童もよく知りたるはんじ物なり。別に又意ありや。」吾妻いはく、「今一時待ち給はばおん身斧琴菊へし、若し又夫得心せざる時は、鎌輪ぬといふ妾が心のはんじ物、合點ゆき候か。」と目くはししつゝ心ありげにいへば、堂左衛門其の意を悟れる樣子にて打點頭き、「然らば、一時は猶豫すべし、我此の村末の酒店に待ちて、黄昏の比を限りに來べければ、それまでに黑白を分ちおくべし。」と、詞をつがへて歸りけり。此の時傍の竹藪の裏より以前の奴僕顏を出し、此方の樣子を窺ひ居る。吾妻は餘吾郎が

聞こしめ、且又身ものゝふといはで何を云案し給ふぞや、とく〳〵、夢湖の書習を習ひて候こに默たれ
といふ。藤右郎いまだ一夜しかいつは、彼の身の質はしかも、其を黄省に歸參すべき心なるぞいはれ
こ、わが主を彼の身の質にしきとて、一日延にせし其々人手に渡しても、我の武士道のいつと、條さ
い。見出宗中所元氏の御たれば、我たとひ黄省に歸參するとも、藤右衛門殿に對しかう〳〵と何の顔あ
りて語らるべきぞや。そのとき刀を奪ひ來らずれば、十兵衛が來たれ、そのゆゑに良は恨むなし、
喰え聞かるゝ者にて侍ふなり、といふ、吾通いはく、いかで〳〵、刃は寸ふともはなけれど、それは
わが身の心に任せたき一言はとれに有らず、我は是非衛門殿にて侍る所にて候まいといふにこそ、
彼者帰りは惟物れて直造の前をうちゐるもの皆けんか、忽ち顔見につとくの手にていまに三十両の
孫子いかがくと思ひつらに、さては食も心は変りしよな、と吾越いり。しつれとふまでと嘆かず、いか
にある心変りしなり。この言ふはよし、然とて見給へ、此に身を霊疎にあらた時は、歯數とすること
とのゝ、日には天食に敵さたる身か、わが身にさへしまは消しなく〳〵して、去年の冬もとより亀の卓
にし素足を過し、隠れぬ手鍋の水仕業、你も遠路に歸らるる、我の手が〳〵のみとく〳〵見給へ、素晴に
たる我が夜、晋牛にそむ水霞き、昔の影はなきぞかし。夜につらきみぎもふに、おそとなのみならな
きわが身の茶へ、何不足なき章左衛門ぬしが嫌へしは、一名が一生の娯、今後有する事に、いとまま

をとり彼の人に連添ひて、偕老の末までもたのしみなむともにせんと思ふなり」とく／＼離別の證書をかきてよこせ」とて、硯と紙をつき出せど、餘吾郎は怒りの眼をみはりつゝ「汝これまでの實心に打つて變りし其の詞、五條坂にて誓ひし言も反古にする心にや。返答せよ」といらだてば、吾妻は打笑ひ「我々、遊女の詞に詐り多く、薄情なるは常のならひなり、いつまでも實あるとおぼし給ふは愚かなり。我を恨むは理ならず、おのが身の愚かなりしとあきらめて、去状をとく書きてよこせ」と、いと憎さげにいひければ、餘吾郎は大いに怒り「聞けば聞くほど畜生にも劣りし女、今は見るも穢らはし」とて、前程彼が取落して破れたる茶碗を取りあげ「これ見よ。もとは全き此の茶碗も、一旦破るれば離れて、ことあたはず、手向の水を覆せしも、たゞ離別の前表にて、覆水再び器にもどらず、琴手の此の茶碗の、破れし片しは三行半、是れが則ち去状がはり、是れ持ちて何方へなりと出てうせよ」と、吾妻が顔に投げつけたり。最前より始終の樣子を窺ひ居たる彼の僕、此の時舌を吐き微笑して、猶首裏に隱れ入りぬ。折しも撞き出す晩の鐘、胸にこたふる黄昏時、約せし時刻と堂左衛門、戸なる暖簾を窺ひ來りければ、吾妻はいとうれしげに出でむかへ「餘吾郎どのも得心にて、妾にいとまたびたれば、とくとく連れ行き」といそがすれば、餘五郎は堂左衛門に打對ひ「一心の腐りし不貞の女、緣を斷つて遣はすなれば、約束のごとく刀を渡せ」と氣をせけど、堂左衛門はおちつきて「しからば離緣状と此の刀を

左右に取りかこへし」といふにぞ、錦吾郎はいきほひはげしく行燈に火を點し、太刀かざし「丁寧」にされば、堂左衛門も錦吾郎に刀を渡し、「これでうらみをはらせ」と、やがて錦吾郎にふまでしてはなせば、又互ふ右喜に指さす事もならざるぞ、此かひなを渡いで給へ」といひて、吾妻が手をとれば、錦吾郎は堂左衛門に向ひて、「弟の讐はらさん」と、落ちたる吾妻に顔を打ちひつ、未練な男と嘲りつゝ、刀を抜けつけて切かかれば、堂左衛門は立寄りて、錦吾郎の手をはたと下し、いひさけと上下の手なし、劔を飛ばして走りより、錦吾郎はなほ劔に撲へかかりしが、「嗚呼」まぐ〳〵、思ひのならざれば、不貞の女を追ひいだし、はからず此の刀が手に入りしは、却つて我が幽霊を慰むるといひこいたる折しもあれ、竹藪の裏よりふたゝび又前の僕をどり出で、「其の刀を。」といひさして手をかけたるを、早速を飛ばして蹴倒せば、起上りて一腰を抜き放し、□□□を帰りつけたり。錦吾郎は此の刀の當たから下とうけとめ、又轉りつくるを打ちはらふ、拍子に鞘は飛び散りて、抜身の左右肩の僕が鼻の頭に開りきければ、堪しがたく思ひけん、早足を出して逃げ去るに、錦吾郎は持ちたる抜身を一眼見て、こはいかにと驚きつゝ、□□□しつゝよく〳〵見れば、先刻見たる幽霊の刀にあらぬ偽物たれば、呆然に煩れて只、□然たるばかりなり、しばしありて吐息をなし、「さては我を欺かんと偽物を拵へ、眞の刀をすりかへて渡せしか、我今怒りに迫ひてあらためざりしは不念

なり。これをおもへば吾妻が心の變りしは一朝一夕の事にあらず、今まで眞心と思はせしも、我を惑はす計策ならん。先刻今の奴僕と密越に囁きしも、堂左衛門が内通を致せしに疑ひなし。しかる時はいまだ枕はかはさずとも、其の心は姦通なり。はじめは嫌ひし堂左衛門と心を合はせ、我を誑き僞の刀を與へたる人畜の淫婦、いで追ひ大きて堂左衛門もろともに四段となし、せめて此の憤りをはらすべし」と、褄端折りてかけ出でしが、「いないな我韋駄天の足ありとも、よほど時刻のびたる上に、行きたる方角もしれざれば、追ひ付くべきあてもなし。おもひまはせばまはすほど、彼が如き人畜の女としらず、遊女のならひの虚言を誠と思ひ、不實の締にかゝりしは皆是れ我が誤りなり。何面目に存ふべき、穢らはしき此の刀」と、僞の刀を投げ捨てて、佛壇の下戸棚あけて取りいだす一腰を抜き放し、腹かき出してほとほと突きたてんとせしが、是れ乃ち十字兵衛が遺物の竹の刀なれば、我ながら狼狽へしと心つきて、これを見れば、

> 拙者此の度の切腹、犬死に相成不申樣
> 御短氣御愼み遊ばされ可被下候

と書付けあれば、氣の張弓も弦きれてがつくりし、鳴呼十字兵衛が忠義の魂を籠めおきたる此の竹刀、死したる後の後までも、不言して自ら、我を諫むる此の書置、たとひいかほど忍びがたき事あ

のだと、私が言ふのではなからうか、この[illegible]に対し、敢然として[illegible]
自殺を止めた、十字架が位牌におかれて合掌して、我々[illegible]
[illegible]
[illegible]花嫁に比すると[illegible]
[illegible]
[illegible]淫婦[illegible]に比する時は、[illegible]我を欺[illegible]欺くこと[illegible]因果の[illegible]、其の報いか
[illegible]

十　白露や無分別なる性命の質物

爰に又洛外北岩倉に、幻竹右衛門といふ武士の浪人ありけり。さだまれる活業はなしと雖も何不足なき住居の様子、見越の松も世にすねた、丸木造りの門構へ、庭の植籠亭座敷、苔の賞美の手水鉢、水草のしげる池水よ、清むか濁るかよそ目にはしれぬ主の心なり。比は卯月のをはりなるが、此の家に住める兩箇の奴僕、石燈籠に火を燈し、手水鉢の水汲みかへなどして、一ッ所に集ひ寄り、一箇の僕いひけるは「其方はいかにおもふぞ。世にめづらしきは此の池の四季咲の燕子花、毎月上十五日は其の花枯れ凋み、下十五日はあれあの如く花咲きて、勢ひよし。それにひきかへお旦那は、上十五日紫燕の花の凋む時は常の如く健やかにおはすなれど、下十五日紫燕の花咲く時は癪の病をわづらひ給ひて、外出もならず病牀に籠り居給ふ。これも又稀有な病にあらずや。」と、いへば此方の奴僕が云く、「否それよりも猶めづらしきといふは、我等が傍輩役の新参の露助が事、彼は近頃まで妻もありとも此の村末に住みしが、啞にてものいはねばはかばかしき活業もなく、貧しきくらしをなして居たるが、何にかあらん急に金の入る事ありて、其の金なくては命にもかゝはる事と、夫婦が歎くをお旦那が聞きつけ給ひ、露助が首を五十兩の質物に取り給ひ、定めの月がきれらばたとひ首をきらうとも、お旦

郷の心まかせになさるへき約束なるよし、其の晦日の日も今日が限りにて、今日は晦日なれば、目がきれたるいかにおもふんと、女房がそれを苦にして、昨日今日郷へ日毎に出懸けて来りしが、いかにも我々が置く質物とおかひ、いかにかしても流すことのならざる質物、人の首を質に取るとは世にあるらしき事ならずやと口噤るはなべて奴僕の噂なるべし、かかる折しも障子の[illegible]に戦ぐ物音たてつつ、主人の嗟していひけるは「あな喧しき奴僕ども、家に入るまで何日かへさでおくものぞ」と、とく下家へ退けよといふも彼方の障子こし、[illegible]に喧るこゑも烈しきは主人の気色、[illegible]に打驚き、いふへの声も口の裏、下家のかへ退きあへずして時刻をうつ[illegible]亥の刻の[illegible]、[illegible]座敷の間障子を左右に開き、此の家の主人竹右衛門、痩せ衰へたる姿にて、[illegible]の[illegible]、[illegible]に倚り絶り居に、[illegible]の絹の帷子、夏の夜すら厭ふにや、後を囲ふ[illegible]も、四[illegible]一間の奥、[illegible]の小[illegible]皆をうち懸けて、[illegible]ながら机に向ひ、欺く[illegible]かへす傍に、[illegible]したる[illegible]の[illegible]、[illegible]に點す蝋燭の、流るる熱き涙[illegible]、實に幽かの[illegible]をも[illegible]居たりけり、竹右衛門書を読みさして露助が面を見やり「いかに露助苦しきか、[illegible]身動きするも蝋燭に[illegible]」と、いへば露助[illegible]、物いひたさも[illegible]の悲しさ、指を以て[illegible]に、[illegible]往へ進らす心底なれど、[illegible]が頭を[illegible]にし給ふは、あまりとや[illegible]と書きて、口に指さし往か

すれば、竹右衛門はこれを讀みて白眼みつけ、「情なしとは何譫言、證書の文言を、汝早く忘れしか。」と、いひつゝ傍の手箱を探りて一通を取出し、「今更にあらためて讀み聞かすにはおよばねども、忘れしたらば再び聞け。」とて、これを讀む。其の文左の如し。

質物證文之事

一拙者之活首一箇

右貴殿方へ質入仕り金五十兩借用申す所明白なり尤も五箇月を限り受戻し可申候若し定めの月きれ候はゞ拙者之首御取被成候とも違背申す間敷候仍而證書如件

永和元年十一月某日

北岩倉村

借人　露助　印

相文　妻闇兒　印

幻竹右衛門殿　参

竹右衛門これを讀みをはりていはく、「此の通りの文言なれば、受戻さぬうちは汝が首は我が物なり。」

殊に此の月が其のうたての五月目、今日は乃ち臨月にて、もし一日過ぎ了りなば[illegible]明日の分[illegible]
ねば、自由に逝れん、最後にはあらぬか、我のあるさへ日ごとに昔を暫のしき[illegible]、我が心
に背かばのみて、と知りつゝ、机に打向ひ、僅かなる間に[illegible]て筆を執りて、一陣の寒風
とおろし來て、燈火の影も暗くと成るかと、心に案ずる燈の光、ゆるぐと動くと[illegible]、北
風寒くも一道の冷え間を透き出でて此方へ飛び來りし、忽ちにして一枚の手紙と化して机の上に打敷き
し、一疋に觸れてからとはけむ、竹右衛門、其の時はしと突然にわなゝき、ただひ何か何やらと
も、如何なる事此方やふりむくに、見るなく、ものと、いふ間にすつくと背後に一筋の髪を上に振り
色青ざめたる女の姿、物凄くあらはれ出で、竹右衛門の枕元に立ち、[illegible]げなる顔色なり。
さてふ嫌氣が竹右衛門も[illegible]、腹ふくらむ胸、おしむ[illegible]、ものと思ひつゝ、[illegible]
また見えてふのみければ、竹右衛門へ向けには、又此方を見て、汝我は[illegible]、我が自由に
動かすまじ、[illegible]見るなと[illegible]、今まで目に[illegible]かれ、世にむかれ
ぬくくもかけ、[illegible]に成れ[illegible]、扨竹右衛門は[illegible]に打向ひ、[illegible]とす、
むらに、また違ふ下[illegible]、[illegible]、[illegible]は[illegible]、
ますて、時鳥は門障子に[illegible]、日よりの[illegible]、障子の[illegible]、[illegible]

つけたり。露助はしのびかね、我を忘れてふりむく拍子に、頭の蠟燭撲地おち、時鳥は又再び一圍の隱火となりて飛び去りぬ。此の時土手のひゞきを聞けば已に是れ子の刻なり。竹右衛門は落ちたる蠟燭のいまだ消えざるを取り、手燭に立てて机にすゑ置き、露助が襟首つかみて膝もと近く引きよせて聲をあらゝげ「やをれ惡き奴かな、五十兩の金たくしては、一命に替るといふ危急を救ひ遣はしたる恩を忘れ、證書の文言にさへ違ひて、我が詞を背く横道者。」と罵り、とゞ背に跨せし強氣の主人、手速く用意の繩を把りて、露助を高手小手にくゝし上げ、縁より下へ蹴落しければ、露助は外背ひきあげ怒れる體、いはねど顔に見はれたり。竹右衛門はたゞ白眼みつけ「寶物に魂をなくしては世間の習ひと知らざるや。今すでに子の刻の土藏ひゞけば、汝が首の寶物ははや流れたり。我曾て鍛し見んと思ふ新身の刀あり。幸ひ汝が首を打放して刀の斬味を試むべし。やよ奴僕等土壇をつけよ」と呼はれば、ハッと答へて奴僕等、土俵を持ち出でて、露助が前に積み重ね、縁さきに燭臺を立てならべて下家なきして入るゝとは、晦日も月と譯けり。此の時外の方密やかに、しのび足にて旅荷物を舁き來り、門外にすゑ置きて從者は殘らず歸りけり。是れ何人ぞしれ難し。扨竹右衛門は自慢の刀を携へ、庭下駄はきこしつくと庭におり立ち、露助が側近く寄り、「此の刀を試すには究竟なる汝が骨組、よし〳〵。」と打點頭き、手水鉢の水を柄杓に汲みとりて刀に灌げば、露助はわるびたるけしきも見せず、眼をし

り直して豐信の前、身はいかなる有様か知らねども、剣をはらひたる手の強さ、既に打きれるなり、つゆなりしと、口にいはねど目顔にて、それと悟らす櫛の寓意。思さも悲しく竹右衛門、已に刃に手をなかくる、ほと／＼道を折しもあれ、こゝよ／＼ふおでよぞと、云ひつゝ駈けこむ露助が妻の鉄扇、露宮小舗にかくし、夫をかこひて竹右衛門に打むかひ、「昨日も今日も来てきこえ上げ、妻が身を寄するとゝのふるまで、今しばし日を延べて給はれと願ひたれど、聞き入れたまはず、斯く責むるに給はんとのお心にてありけるか。それならばきれと詰めより、なと得心はきで給はぬぞ、そのなかは若首を頂く小藩書を出せしうへは、今更悔みてまへらぬこと、是非諦きねばならぬときは、夫が身を斬り刻み、夫の命をたすけてよ、兵患ぞ情そこれ申しと、手を合はせてうちなけけど、竹右衛門は聞き入れず、女はたのしの用にたたぬ、助けずな退けて居よと、却ってこなたへ突き退けて、又露助に在らむかへは、いなかに言ふとも、はまた殺させぬぞと、何にとりつき方に縋り、関ても賭みてもここよに、夫をかこふ節婦、立ちつ居つの節の、風にもとるゝ花の露、よその見る目も不便なり。露助はこれを見て、さかかる鬼悲な竹右衛門、いかにいふとも聞き入れじ、命なき身を費すなと、いふを目顔で悟らせし、「ヒー／＼情れ」とこれも目顔で豐信の前ってゝふみすゞとて竹右衛門、又立ちかゝるを、於關は然ばや隔つる拍子に竹右衛門が左の手頭を見て驚きつゝ就中小

指がきれてある」といふを聞きて露助は「何小指がきれてあるか」と、我を忘れて物いへば、竹右衛門はこれを聞き「扨は汝はいつはりの癖なりしか、我を謀く大膽者、觀念せよ」と刀を拔き、首落さんと斬りつくる。露助はやく身をかはし、一聲さけびて力をきはめ、いましめの繩ふつと斷り、土俵を把りて受けとめけるが、刀はきれもの土俵を斜に切りおとし、土は地上に散亂す。時に不思議や許多の蛙聲ふりたてて鳴きにけり　竹右衛門はいそがはしく刀を納めてためらへば、露助は顧みて「竹右衛門何故に猶豫する、とく／＼斬れ」と亂れ髮かきあげ身をすりよすれば、竹右衛門は刀を袖におしかくし、しばし頭をかたぶけて、

　斬りたくもあり斬りたくもなし

といふ誹諧の句をつくりて吟ずれば、思ひもよらず表にすゑたる乘物の裏に聲ありて、

　盜人を捕へて見れば我が子なり

と聲たかやかに吟ずれば、竹右衛門は眉を顰め「俵といふ字を二つに斬れば、表に人といふ文字、今表に人ありて、我が句に附句の當意即妙、何人にやゆかしさよ」と、訝しみつゝいひければ、須乘物に聲ありて「不審はうべなりそれへ通りて對面すべし」と、いひつゝ乘物の戸をさと開きて立出でしは、五十歲許りの老女にて、女なれども兩刀を帶びしは武家の行儀にや、裲襠の袷の衣に唐錦の帶い

つけれども、菖蒲が小鬢に狙ひてしたゝかに打通りければ、竹右衛門は一眼見るまゝたいに驚きここは何人に候はずや、思ひかけたる我が人来、いかにして爰が所をしるらし言やごとなに待り、顔を挙げて上様に通らすれば、首をは怒りの声音はし、我を誅といはれたら驚かけしきまでに、他の事はいはぬさきよりはらくと怒りの涙を落しけり。露助はうつむきたる面色にて、竹右衛門に眼をすまはこゝろえて、かくし持ちたる蘗荷の内より両刃を取出し、一眼は見に残し、一眼はおのれ小鬢にかいこれて、夫婦もろともに竹右衛門が右左にひらきたれば、又打ちかゝりて且つ露助いひけるは、さればは金鐵の精を育す、ゆゑに名剣士中に入れて、其の功天に徹るといへり。佛へ冊く亀鑑にもと、名剣、菖蒲が育てる土を楕るときは、道の二時の聲を挙するごとし、汝今土俵を斬りし刀こそ、鎮魂に感びなし。其の刀を所持する汝は、去んぬる年五月下旬、鎌倉月黒谷の下宿の裏門にて、前に云ふ白拍子を手にかけ逃れ去りし曲者に違ひなし。其の時我其の邊に行きかゝりて、前へ立ちはだかりとがめたる上様なせり、汝が刀を受けとめしに、今の如く土を斬り、忽ち鵺の聲を発す。則ち佛へ聞く、怪異なるべしと推量せしが、其の夜の様子は汝が心に覚えあらんことといふは、怪鵺も其の尾につきていひけるは、さしかのみならず都が兄弟を打ちたる見れば、日のうちに小指をかくむ、今汝が手頭を見るに小指なし。彼といひ是といひ、都を害せしは汝なること明白なり。露助又いひけるは、こゝにいふ我

は都が爲に弟なり。前程の怪しみもまさしく姉の亡靈にて、時鳥血を吐き明障子におとゝこひしと書きたるも、姉の怨魂冥途の鳥となり、汝を打たしめんと我を此に導きたるに疑ひなし、蛙鳴丸を持する者こそ姉の敵なれとおもひ、其の時螢の光にてほのかに見たる汝が面體、もしやそれかとおもひしのみ、いつはりて壻となり、五十兩の金の入用ありといひて試みつるに、我が活首を質物にとらんといふもいぶかしければ、其の詞にしたがひて金を借りしは、此の家に入りこみてなほ實否をたゞさんうへ、汝が首を此方へ受取り姉の仇を報いん爲なり。素より入用なき金なれば封の儘此にあり、此の金を戻すうへは、露ばかりも恩はなし。」と、いひつゝ、懐より金の包を取出して、竹右衛門が前におき、「日來尋ねし姉の敵かくの如く明白なれば、いざ立合ひて勝負を決せよ。」といひつゝ、刀の目釘をしめし、於閑もろともに詰め寄せたり。時に彼の老女夫婦に向ひ、「やよしばし待て、いふことあり。さては其方たちは都が所縁の者なるか、勝負を急ぐはうべなれど、此の方にも別に又詮議すべき事あれば、暫しの間ひかへて居よ。」ととゞめ置き、懐中より印籠を取出して、竹右衛門が目前に出し、汝此の品におぼえあらん、去年都が殺されし同日同夜、下部の軍用金千兩をうばひ取りし其の盜賊、一重の塀を切りやぶりて出でたる樣子、我其の處へ行きかゝり、拾ひ取りたる此の印籠、沃地に遠山の蒔繪したるは、かねて汝が所持の品、しかのみならず人をして聞かしめしに、汝千兩にて五條坂の遊君

なを承せしといふ噂、彼といひ是といひ、彼の金の紛失は、大かた事明白なり。それを都に見咎めたれて手にかけたるに疑ひなし。我君よりの預りの金の盗賊ならずに命を害せしめ給へ」と、たゞ雅司どのに命ぜられたる其の役あるを幸に申しかへ、たにかはりて鎌倉を旅立ち、此方行なき轄なれども、還り此の棲に今日尋ね當りしも、天手にかけずは此の母が、手づから汝が首を打ちて、父御の恥をはらさばやと、それゆゑに此の首桶、用意うゐの此の母が、此の役をわざ〳〵望みて我が子の首を打つために、鎌倉よりはる〴〵と、尋ねて來つる心の中、そのやうにおもふとはなくこそ、斬りたくもなしといふ、難句に聞けたる我が一同、盗人と捕へて見れば我が子なりと、我が思ひより自然と出でたるもの、此の母は堅くせよとは齋みつれども、決してゆるしたまはず、母子はども悪木の陰に息まずといふ教戒を、自ら汝に背かされしも、さすがに親の慈悲なれども、弓にや、不忠不孝な奴」と言ひつゝ、老いの手腕を喚にて、縛めとくし後を取り、首を打たんとしてつ、怒りの涙を浮べ、うちあつかひて倒れける。善助は奇話の嵜せて、何事やらんと近きしかも聞きしあるてかと解せざりしに、色母の今の物語を聞きて合點行きぬ。積み重ねたる罪科も、此方の理は姉の仇、いづれもかれ〳〵いづれ〳〵にと、たゞちに共はけしきに、其元は上下で、やうやく申してしばし、汝が日より盗賊なりと白状を聞きたるうへにて、其方等に仇討の物覺なくすべき事、首は

妾が受けとらねば、主人より賜はりたる此の首桶の納まりつかず此の方の役めがすまぬ、いざ兒子白狀せよ、いかに〳〵」と詞の責具、竹右衛門は最前より唯手を拱き、頭を低れもの言はずして居たりしが、やう〳〵と顏をあげ、「母人さまお聞きあれ、夫婦の者も我がいふ事を心なしであてよく聞けことと座をあらため威儀を繕ひいひけるは、「我本心をあかさずして夫婦の者に打たればやと思ひしが、母人のおん疑ひをはらす爲、餘儀なく實を語るなり。若殿玉菟君、白拍子都が艶色に迷ひ給ひて、放逸無慙のおん行跡、親人を始め館中の老臣かはる〴〵詞を盡し理をきはめて諫言を奉れども、おん聞き入れなく、惡行益〻つのり給ひ、お家の滅亡あやふしと、諸臣みな薄氷を履む如くおもはるゝ由うけたまはり、我浪人の身を幸ひとし、西施を呉湖に沈め、楊貴妃を馬嵬に殺せし例にならひ、主君放埒の病根を絶つべしとおもひつき、罪なき者を手にかくるは情なく、殺すにしのびずといへども、お家の滅亡大勢の歎きにはかへられずと心を決し、去年の五月鎌倉にくだり、下館のあたりを徘徊し、折から續く五月雨も、しばし晴間に楝の蔭、身をひそめて居たる所に、黒裝束のしのびの者、館の塀を切り破りて出でしゆゑ、曲者まてと呼びとめしに、小柄の小刀手裏劍に打ちつけて、跡をくらませ逃げ去りぬ。ほどなくかの都乗物にて出で來しゆゑ、従者を追ひ散らし、都に對してもの言はねど、心の裏におもひけるは、後日に汝が所縁をたゞね、此の身を打たれて修羅の苦患を救ふべしと誓ひをな

して、此方の刀をつかぬきしが、彼苦痛に堪へざりしや、我が小指を食ひ切りぬ。時しも燕子花の盛りにて、都が血しほ流れにしたゝり、燕子花のゆかりの色を紅に染めかへしが、都が怨魂燕子花にとゞまりしにや、彼の花の裏より一團の陰火燃え出で、都が胸もとより一羽の時鳥と飛出て行しが、しばし鳴きたりぬ。其の時行きちがひたる旅人は、我が推量にたがはず露助殿にてありけるが、我都を手にかけし後、此の庭の四季咲きの燕子花、毎月上十五日は花枯れ凋み、下十五日は花咲きて、我又上十五日は常の如くなれども、下十五日は寒熱を患ひ、夜な／＼都が亡靈來りて我を惱ます故、寢食共にならずして、かくの如く痩せ衰へ、活きながら餓鬼道の苦しみをうくるなり。彼常なくして刀にかゝり死したれば、うかまぬもうべと思ひ、一日もはやく彼が所縁の者に打たれて[illegible]も成佛をさせばやと、所縁の者を尋ぬるうち、露助殿が面體都に似たる故、もしや都がゆかりの者かと心を付けしに、金なくては命にかゝはる事ありとて、夫婦が歎くといふ事を聞きしゆゑ、それに就いて實否を探り試みばやとおもひつき、酒肴を買入れさせ、金をかしつかはさんと、わざと難題をいひかけしに、速かにしかすべしといひし故、さてこそ一物あれと知り、無分別なる偽者、露といふ字の露助が露の命の質物も、我は風雅のためしもの、わざと情なくあしらひて、紛案となし早めて、側近く使ひしも、怒りを起させ其の實を探らん爲なり。又都が[illegible]の刀と偽りて非業の者の荷

を見せしも、汝に我を疑はせ、汝が素性をしらん爲にせしことなり。今日時いたりて恨みをとゞめし燕子花の、所縁の色の汝等が素性を知るも、正に是れ都がみちびく所ならん。昔輕の大臣遣唐使に渡りしに、支那の人ものいはぬ藥を飲ましめて啞となし、身を彩畫頭に燈臺を戴かしめて火を燃し、これを名づけて燈臺鬼といふ。其の子弼の宰相、支那に往きて父を尋ぬといへども、姿變りたれば面を並べて知らざりけり。燈臺鬼涙を流しつゝ、指頭を食ひ切り血を出して詩を書く、これによりて其の父なる事を知れりといふ。汝啞となりて我をあざむく、我汝を燈臺となす。時鳥血を吐きおこゝ戀しといふ文字を書きて、姉の靈なる事をしらしむ、都て是れ輕の大臣燈臺鬼の昔語によく似たり。汝さばかり身を苦しめて、姉の敵を打たんとおもふは下郎に似ざる孝心義心、感ずるにあまりあり。母御なう、くはしき謂れはかくの通り、其の夜母人にゆきあひしとは露しらず、我幼年の時より持ちておん見しりのある此の印籠、其の所に落ちありしゆゑに、更用金を奪ひしも拙者が業ならんと御疑ひは無理ならず、拙者が詞露許りも虛言ならぬ證據と申すは、此の小柄の小刀に候。」とてさし出しぬ。

十一　紫の蛛もありけり池邊の盜人

當時老母小酒の小刀をうけとり、つく〴〵見ていひけるは、「是れはこれ放駒の色繪の彫物、細工の

妙よのつねならず、其の盗賊が此の小刀を手裏剣に打ちしとな。さいふ事もあるまじきにはあらざれども、さほど忠義をおもふものが、千両といふ大金を出し、五條坂の高賓比吾妻とやらんを身請せしはいかなるゆゑぞ、奪はれし御用金の千両と、高賓比を身請の千両と、符合するに疑ひあり、且浪人の身を以て千両といふ大金をいかにして貯へしぞ、又汝十六年以前剃髪し、寺院の出家を嫌ひて出奔したる身をもちて、今に剃髪もせず、商業もなき浪人に似合はず、なみ／＼ならぬ家宅に居構、衣服調度に美麗を盡す、これ以て訝しし、これにも返答ありや」といへば、「其の御不審は實にさることなり。遺言を等受せしには譜れあり、元来拙者が初一念をついでに語りて聞かせ申さん。抑それ十六年以前出奔しつる意趣と申すは、兼て母人のおん詞に、『我故ありて汝の兩親を喪ひたれば、汝は實親なれども養親なり、餘吾郎は弟なれども本妻の産み給ひし子なり。我は本妻の遺言によって後妻となり、其の恩甚だ深し。必ず餘吾郎を疎略にする事なかれ』とのたまひし事もあり。實父うへにも同じ事にて、餘吾郎が實母は山崎の家の娘なれば、實に家の血すぢといふは餘吾郎なり。これによりて拙者父うへにまうし、家督は餘吾郎に讓り給ひ、拙者は別家させ給はれと願ひけれども、『嫡子をおきて弟に家を續がすべき理やある。これ順義にあらず』とのたまひてうけひき給はざりし故、やむことを得ず出奔せしは、餘吾郎に家督をとらせたきゆゑに候。しかしあす細く拙者幼年より武學を好み候ゆゑ、

家を出でて後なほ螢雪の功を積みて古今傳受を相續し、歌學を教へて世を過す手著とし、貴人富家にも弟子多し、それゆゑよろづに不足なし。しかるに餘吾郎五條坂の吾妻といふ阿會比に相馴れて、つひに行方しれずなりつる由、然る時は我が存念も水の泡、家を續ぐべき子なくては、出奔したる我までも、かへりて不孝になる道理なれば、且づ餘吾郎が行方を尋ねばやと、五條坂に到りて聞きしに、其の在所を知る者ありてをしへ候。吾妻は餘吾郎を慕ひてあるじの長の意に背き、雪責にせられて命も危しと聞きし故、若し吾妻餘吾郎が爲にあらぬ死をなしては、餘吾郎が罪を増す道理と存じ、おのれ怪しげなる姿に打扮らて、富士屋の後園に忍び入り、身の代千兩を殘しおき、吾妻を奪ひ出し、餘吾郎が楓の門外に捨ておきて歸り、翌日又五條坂に到り、彼の長に對面し、吾妻が年季の證書を取戻しぬ。表向より彼を身受いたしては、餘吾郎が放埒なに世に廣く聞え、歸參の妨げになるべしと、それを厭ひてしか計らひ候なり。其の身の代の千兩も、一富家に古今傳授を致しつかはしたる謝物の金なり。彼を身受の證書にも、拙者が本名をあらはして、餘吾郎が名をかくし候故、今五條坂の小歌にも、吾妻うけだす山咲餘字兵衛とうたふと聞く。唯此のうへは餘吾郎に一功を立てさせて、歸參をさせて、父上のおん心をやすむるが願ひにて候へば、母人さま此の儀を願ひ奉ること、心底を委しく物語りければ、母は感涙をおとしつゝ、今は疑ひはれしぞや、義理ある子の餘吾郎に家を續がせたく

思ふは我も父をなくしの願ひ、いはずして叶ひしともに、心の合ひしも不思議なりきと、心とけたる問話ふ聞きて驚く露助が、遙か下りて手をつかへ、扨はあなたは餘吾郎さまのおん兄君にて候かといへば竹右衛門うち點頭き、いかにもさなり、幻竹右衛門といふは後の變名、實の名は由比餘吾兵衛、これにおはすは我が實母淀瀬どのと申すなり、長物語に時刻うつりぬ、いざ夫婦もろとも我を打ちて亡父に手向けよ。とく〳〵、打てよと覺悟の體。露助は頭を低れ『今のおん物語を承れば、錦部を手に懸け給ひしは、もと忠義のゆゑになされし事に候へば、恨むべき理なし。雖更主人に刃向ふ謂のあるべきや。」といへば、餘字兵衛いぶかしみ、「何といふ我をさして今更主人といふは何故ぞ。汝は我が奴僕となりつれども、それは讐仇を報いんための計略なれば、我は主人に對して主人にあらず。露助いはく、「其の御不審は理なり、拙者夫秋篠の敵を尋ぬるため鎌倉に下り、おん父由比正雪へ小僕となり、名を路平と申せしが、鎌倉にて其の敵しれざれば、おんいとまを乞ひ受け、うへ見ればおよばぬ事のおほかれば、雨といふ字の笠を着て、露助と名をあらため、此の村里にうつり住みぬ。去年十月それなる御母君の命せにより、餘吾郎君の御安否を聞くため、京都へ飛脚に參りしも、侍女衆の取次にて、拙者は新參といひ奴僕の身なれば、おん母君のおん顔を見奉りし事もなく、拙者が面は猶更におん見知りあるべからず。纔かの間に候へども、おん父君に仕へたる拙者なれば、餘字兵衛さまと

も則ち御主人、しらぬ事とて最前よりの無禮の儀を、ひとへに免し給はれ。」と、身を轉してぬかづけば、餘吾兵衛は打驚き、「汝はしかありけるか。父に仕へし者ならば、我を打てともいひ難し。さりながら所縁の者に打たるべしと、都に誓ひし言を遂げねば、彼恨みをはらすまじ、いかにすべき。」と思案の體、於關は頭々すゝみ出で、「唯今の其の小柄、妾に一目見せてよ。」と、いひつゝこれをこひ取りてつら／＼見さだめ、いと驚きたるおもゝちにて、こは是れ放駒の色繪の彫物、裏に二見の二字を鐫る。是れは妾が目おぼえある物にて、兄鎌松が所持の小柄に疑ひなし。扨は彼の千兩の賊は妾が兄にて侍りしか」といひて、虹のやうなる息をつき、面目なげにうつむけば、喜助もうち驚き、「何といふ其の小柄は汝が兄の所持の物とや。」とく其の跡を物がたれ。」といそがすれば、於關いはく、「今まで連添ふおん身にも妾が素性を語らざれば知りたまはじ。妾が父は伊勢國の樂人にて、二見太夫是次といひし者、母は於候と申せしが、母十五歳の時男子を産み幼名を鎌松といふ。其の後連れて女子二人を産む、其の一人は妾にて、今一人は則ち妾が妹幼名を小蝶といふ。二人ともに幼き時わかれ別れに他家へ去き、兄の父家にありしが、兄は身持あしく、勘當をうけて、行方しれず其の後父は亡人の數に入り、母は妹の小蝶を連子にして、鎌倉小動の駕籠の塵兵衛といふ人に再縁したる由、七年以前其塵兵衛といふ人、旅人の忘れし金をあづかりおきたるに、其の夜盗人に其の金を奪はれて言譯な

く、其の急難を救ふために、妹小蝶は手越の里に身を賣り、後に左條殿へ賣られたる有様なり、彼が富士屋の倍臣といふは則ち妹の小蝶なり、去年おん身鎌倉に在分の留主の間、朝夕の手書にこそや、歌占を六のはひとしたる條數にゆきて、はからずも妹小蝶にあひ、委しき事を聞きしにあなたの見の外には今にしれざれども、此の小補は父の秘藏せし物にて、父存生の時兄に讓りしと聞けば、兄ならで持つべき物にあらず、故に彼の盜賊は兄に極まり候と語りければ、露助はこれを聞きて、今あらためて彼にいとまをつかはず、其の時の様はこれまでなり、其の故に賊人は妹が責に詰まりて、住、當家の本を其に欲み、白浪の古田の由に其に入りて、同じすさびの名を汚すなれば、必ず我を恨むな」といへば、於關は涙を流し、「御のたまふは無理ならず、悪人を兄に持ちし我が身のあしき宿世なれば、いかでかおん身を恨むべき」といひ終りて、一腰を抜き放ち、はや／＼自害と見えにけり、前輝とる門外に彷徨みて様子を窺ふ一箇の武士、「やよ早まるな、暫しまて」と聲を掛けて走り入り、於關が自害の手をとゞむ。於關はいぶかり此の人の顔をつく／＼見て、いかに見覺えある顔なれ」といへば、その點頭き、「さぞあらん今更名告るも面目なし」といひもはてず手刃を抜きて、腹かき出し突立つれば、皆々、「こはそもいかに」といひて驚き惑ふ。彼の武士は苦しげに息をつき、「藤平兵衛との種親子は更なり、露助にも對面するは今がはじめ、拙者は則ちこれなる女の兄、前の名は一見隣、今の名は鶴

尾賀堂左衛門と申す者、我富士屋の吾妻に執心深く、今餘吾郎が妻となりしを嫉くおもひ、朝烏の刀を買ひ取り、これを媒鳥となして吾妻をなつけ、餘吾郎を誑き、僞りの刀を與へて去狀を取り、吾妻を賺し出して我が隱家に連れかへりしに、吾妻が我に隨ひたる體をなせしは、刀を手に入れんための計にて、我に油斷をさせ、眞の朝烏と去狀を奪ひて迯げ出でし故、ます／＼嫉く怒りにせまり、餘吾郎もろとも打捨てんと、彼所へ急ぐ道すがら、此の處を通りしに、こゝに吾妻が噂あれば、何事にやと彷徨みて委細を聞くうち、妹於閑が自害の樣子を見るに忍びずとゞめしが、これにつきて我が身の懺悔おん聞きあれ、我志あしきゆゑに、父の勘當を受け、其の後漸々に零落して遂に野ぶせり乞食となり、鎌倉を徘徊せしが、小動の駕籠の塵兵衛といふ者、旅人の忘れし財布の金をあらため居たるを、垣のひまより窺ひ見て、其の夜塵兵衛が家にしのび入り、其の金を奪ひ出でんとせしが、十四歳ばかりなる娘の寢顏のうつくしさにしばらく見とれ、頻りに嬋媛の心を動かし殘り多く迯げ出でしが、彼の奪ひたる金七十兩にて衣服腰刀をとゝのへ、都にのぼりてしばらく彼の地を徘徊せしうち、偶五條坂に到り、阿曾比等のゆきかひを見物せしに、其のうちにかの塵兵衛が娘あり、前に比ぶればなほ十分の美色をまさり、其の名を聞けば富士屋の吾妻といふ、彼阿曾比となれば我が望みをとぐるに安しと、喜ばしく思ひて富士屋に到り、吾妻を揚げてまみえんことを望み、度々かきくどくといへ

ども、彼我をいみ嫌ひて一夜の枕も交へざりければ、ます／＼心をなやまし、何にもせよ金ほしさに
と悪念增長して、再び又鎌倉に下り、月影ヶ谷の重用金千兩を奪ひ取りし盗賊、其の夜闇の小僧にあ
しは則ち是れ拙者なり。其の後我れ妻がために金銀を見付け出し、すれども兎角暮しかねければ、妻もかね
が身を贖ひ出すにしかじとおもひ、かの千金を用ゐんとおもひしに、雪の夜行方しれずなりぬ。今門
外にありて此の妹が物語るを聞けば、かの庫兵衛が娘は我が妹の小蝶にて、我せし盗みの金を奪ひし故に、
其の金のかはりに身を賣りて、吾妻といふ阿曾比となりし物語。夫れとは知らず我は又其の金を吾妻
が爲につかひ捨てしも、皆是れ悪の報いならん。しかのみならず庫兵衛を、現在何の後氏としたる事、
母にも面を合はさざれば、彼所に居るとは露おもはず、妹が稚き時他へつかはしおきたる事ゆゑ、
素よりたがひに顔を見しらずとしらぬ事とはいひながら、同胞の妹を戀慕ひ、痴を戀ひたる事、
豈天罰をまぬかるべき。かれ我をいみ嫌ひ、一夜の枕もこばまされしは、今まで此の我が身を
にて、畜生道におちいる事は遁れたり。めぐる因果は小車の不孝の罪の火の中、それに引きかへ二人
の妹は、孝もあり貞もあり、彼等にはおいて年來の悪念を、今一時に翻して、吾に刺りし貞の目を、
みづからそれと名告りて出で、懺悔に罪を滅して死ねば、せめて未來は助かりなん」と、其の終りて
於闇に對ひ、これ妹今更めて兄弟の縁を斷りしぞ、これ露助、於闇は我と兄弟ならねば、おなじかず

しの名は汚さじ、もとの如くに連添ひくれよ。又別にいふ事あり、奪ひたるかの千兩の半ばは其の儘船岡村の我が隱家に殘しあり、和主とりてかのおん館に返しくれよ。たのむ〳〵」と云ひ殘して、刀に手を懸けきり〳〵と引きまはせば、於關は苦痛を見るに堪へず、悲歎の涙にむせかへる。さすが強氣の堂左衛門、刀を投げ捨てかの土壇に這ひ寄りて、みづから我が襟髮をかきあげつゝ「いざ〳〵餘宇兵衛どの軍用金の盜賊を成敗して、おん身のあかりを立て給へ」といへば、餘宇兵衛目をしばたたき、「都が爲に打たるべしとおもひし我は打たれがたき義理出で來り、圖らずして懷に入る窮鳥を手にかくるも、私ならぬ世の掟はせんすべなし。南無阿彌陀佛」と聲もろともに首打ちおとせば、於關は軀にとりつきて、聲を放ちて泣きさけぶ、老母淀瀬も露助も、暗かに落涙したりけり。かくて餘宇兵衛堂左衛門が首を取上げ露助に對ひ、「我此の首を受けとりたれば、汝が首の質物は其の儘返し遣はすなり」とて、質物の證書を投げ與へ、「前程返せし此の五十兩の金は、堂左衛門がとむらひ料につかはす」とて、金の包を於關に與へ、さて堂左衛門が首に彼の小柄の小刀をさしつらぬき、首桶に載せて母の前にさし出し、「いざ軍用金の盜賊の首おん受取り下さるべし。」といへば、老母はうち點頭き、「此の首を受けとれば、我がうけたまはる役目もすみ、彼の篠をつく五月雨に、汝が著たる濡衣も、今ぬぎ捨ててあきらかなり」とて喜べば、餘宇兵衛また露助に對ひ、「我曾て剃髮の望みありとい

いへども、郁が爲に討たるべき心ありし故にいまだこれを遂げず、今汝が刀に我が髻をきり、せめて郁が恨みをはらさん。其人さへ家督の儀は餘吾郎に繼がしめたまへ、拙者には剃髪させおん道し給はるやうに、父うへに願ひてよ」といひつゝ、露助が刀にて髻をきりはらひ、今よりは祖父の法名淨閑の一字をとりて、山咲商閑と名を更め、神祇釋教戀無常を、狂言綺語にとりなして西行の跡をふ一派をひらき、世帯家の因となして、郁が菩提のためにいとなむべしといひ終りて、片手に手燭片手には斬りたる髻を握りつゝ、庭下駄を踏みならして飛石づたひに池に臨み、手燭をかけて水面に向かうつし、「嗚呼病になやみて我ながら、見たなきほどに衰へたり。」

　商閑が姿を見ればかきつばた

と口ずさみけるが、再び又一陣の風おろし來て、庭木の梢を吹きならし、池水皺して燃ゆるがごとく、忽ち燕子の花搖動して、一道の炎火閃々と燃え上りければ、手燭を倏地取りおとし、又ふるひ出す寒病に、身上わなゝき足競ぎて、うち倭倚くを踏みとめつゝ、叫べ息さへも苦しげにて、こなたに向ひ、

　一のまんとすれど夏の澤水に

と高らかに辭句を吟じ、「恨みをはらして成佛せよ、南無阿彌陀佛」と唱へつゝ、手に握りたる髻を池水に投げ入るれば、又燕子花ゆら／＼と動きて花の裏より紫雲を生じ、靄々として空にたなびき、

一羽の時鳥飛び出でて、一聲鳴きつゝ光を放ちて西の空に飛び去りぬ。此の時窗閑が胸中忽ち朗かになりて病は頓に癒えたりけり。是れ都が怨靈窗閑が一句の妙に感伏し、恨みをはらして得脱し、成佛したるに疑ひなしと、露助於閭憂への中に喜びを交へたり。鬼神の心をも感ぜしむるといへるはかかる類なるべし。窗閑父母にむかひ「おん聞き及びも候べし、主君判官の御秘藏に、二振の劍あり、其の一振は小烏になずらへて、朝烏と名づけ給ふ、これ日中の踆烏にかたどりて陽の太刀なり。今一振は此の蛙鳴丸にて、これ月中の蟾蜍にかたどりて陰の太刀なり。おのれ少年の時主君より拜領の劍なれども、かく姿をかへて隱者となれば用ゐるべき所なし、これを餘吾郎に遣はされ下されかし。」といひて差出せば、母は益感歎す。かゝる折しも門外に「おん迎へ候ふ」とよばはりて、淀瀬が從者等提灯把りて來りければ、老母は首桶と蛙鳴丸を携へて立上り「我は一旦旅宿に歸る、さらば／＼」と別れを告げ、しづ／＼と歩み出でて、乘物にうつりければ、窗閑露助於閭もともに門おくりす。此の時露助南方十字兵衛が忠死の事を語らざるは、これを語れば十字兵衛がこゝろざしを失ふ理あればなるべし。さらぬだに短夜なれば、はや曉に近かるべし、夜の明けぬ間と窗閑は、露助於閭に下知をなし、空櫃を假の棺となして、堂左衛門が軀ををさめさせ、なびれたる二人の僕をよび醒して擔はしむれば、露助夫婦は左右にそひ、烏邊野さして出で去りぬ。窗閑は其の跡を見おくりつゝ、

うたふ袖白妙の卯の花の、雪の夜もしら〳〵と、あくる東雲の、朝紫の杜若の花も悟りの心ひらけて、すはや今こそ草木国土〳〵、悉皆成佛の御法を得てこそ、失せにけれと謡曲杜若の切を謡ひつゝ歎息して一間の裏に入りにけり。時に又池のあたりの叢々と音しける者、燕子花のしげりあひたる裏より、衣服は更なり、覆面頭巾、[illegible]の帯、手覆、脚絆に至るまで、都一様の紫に打扮たる忍びの曲者あらはれ出でて、四邊をうかゞひ抜足しつゝ、亭座敷に上りゆきて、床脇におきし朱塗の手箱を奪ひ取り、身を轉して出でんとする。衛門は奥の間より出で来り、これを見つけて呼び戻すに、曲者は刀を抜きて斬りつけたり。衛門は身をひねりて、手ばやく刀を打落し、朱塗の箱をとり戻して、曲者を捻上げつゝ、噫一言、紫の朱をうばふをにくむといひて引据ゑける時、たちまち鳥啼きて夜はほの〴〵と明けわたりぬ。此の曲者の謂れ、ならびに彼の箱の重なるは、いかなる物といふ事、六の巻にしるして詳なり。

雙蝶記卷之四　終

雙蝶記 一名霧籬物語 卷之五

江戸 山東庵京傳編

十二 窗銭のうき世をはなす主人の合力

扨も南方十字兵衛が兒子南餘兵衛は、母眞弓一子窗太郎もろともに、前の年鎌倉を啞方拂ひになりて彼の郷を立退き、身をよする陰だになければ、一所不住に倘傍ひけるが、母いひけるは、「十字兵衛どの不忠をなし給ふ上に、自己刃を以て非命に死し給ひぬれば、冥途の苦患もさぞかしとおもひやらるゝなり。故に今より思ひたち、西國順禮して、せめて夫の罪障を消滅し、佛果を得給ふよすがにもと思ふなれど、我老いて足弱ければ、遠國の歩行かなはず、これをいかにせん。」と打歎きいふ。南餘兵衛は元來孝心深き者なれば、母の望みを遂げしめんとおもひ、「そはよきおぼし立ちに候、いかにもしておん供いたし候べし。」といひて頓にうけがひ、少しの貯へを出して親子三人著すべき禪衣小笈手覆裹脚のたぐひの旅の具をとゝのへて、あらかじめ其の支度をなし、二箇の簣をつくり、前に母後に

子を養らしめ、家業を以てこれを恤ひ、長き旅路に出でたりけるが、少しの路銀も早くつかひ盡しければ、道すがら往來の旅人に一錢二錢の情をこひ、其の日〻を送りゆきぬ。されば清兵衞はならひもなれぬ謡物をうたふに、おのづから節曲の調のまじれるも、理なり。清はされたる節の齒をもりてうたへば、喬太郎は二胡弓に御法樂を、否も逢らぬかたことに、諧いと哀れにて、聴く人なき頭子の父親に倣はれながら、偏拍打ちふる片手業に風車まはしつゝ、道ふ旅を、見る人毎に涙を催し、情をかけぬはなかりけり。かくて物をこひつゝ、行く旅なれば道も捗らず、木の實をひろひて餓ゑをしのぎ、流れを掬して渴をたすけ、野原の露に袖を片敷き、木の下草にひれ伏して夜をあかしなど、悲しき事の數々は、いひつくされぬ限なれども、御佛の擁護やありけん、恙なく日數をかさねて、三十二箇所の靈場をめぐり、第三十三番目、美濃の谷汲に到りて滿願し、それより又都の方へのぼりゆきぬ。峻嶺の巓に、よろづ代に千代をかさねて八幡山君をまもらん名にこそありけれ、と詠せられし八幡山は、京を去ること四里餘にして、即ち山城國の南界なり。當時男山八幡宮の本尊、百濟の藥師佛開帳あるによりて參詣の人群集し、絡々絡繹として往來しばらくも絶えず、いと賑ひけるにて、是れに乘じて利を得んと思ふ者、此處彼處に假家をつくり、酒肴餅團子を商ふ家あり、或は繪馬繪紙餅菓子を賣る家あり、心太賣の店には水機關に巧みを盡し、花賣の軒には青柳の枝をなびかす、田樂

の小櫃の繪も深草燒の彩色にけおされ、糭餅の螺の形も編笠燒に像を奪はる。賣卜は蓍を捻り、藥賣は長劍を撫す。宇多天皇に十一代の後胤伊東が嫡子とうたふ曲舞女あれば、蜑の燒く藻の夕煙と歌ふ琵琶法師あり。福廣聖の辻談義、妙高尼の針供養、鐘鑄の勸進、高足駄の行者、綾織、八から鉦のたゞひさへ、おのが樣々集まり立てり。幻戲、刀玉、緣竿のたゞひの奇妙の術を施すものは更なり、一寸法師の蟷螂舞、輕業の骨なし骨あり、伊勢國より活捕りてゐて來つる鬼女、親の因果の子に報いつる蟹滿寺の蛇女、猿の俳優、犬の脫籠、賴政が射て落しつる鵺、廣有が箭にかけつる怪鳥のたゞひは更に奇らしとせず、若狹の八百比丘尼が嘗め殘しつる人魚、朝比奈の三郎が捕へ來つる閻魔鳥など、見もおよばぬ鳥獸、聞きもつたへぬ畸人、あやしとあやしきものを見する假家、所せきまで立ちならびて、纁の幟野交の幕、片々として風にひるがへり、楊弓の音辻打の、太鼓にまじる嗩吶の笛かまびすくきこえて、諸人の耳目をおどろかしむ。かかるなかに薦簾掛け、假家つくりて、外の方に怪しき獸の形をゑがきたる招牌をかゝげ出したるあり。片膚ぬぎたる男戸口に立ち、扇をひらきて往來の人をさしまねきつゝ、聲たかやかによばひいへるは、「これ此の招牌を見たまへ、そもこれは雷獸といふものにて、雷につきてありく獸なり。これは安房國二山の雷狩に活捕り得たるなり、これ見給へ家土產によき話柄ぞ。招牌に露許りもいつはりあらば錢取り候まじ、見給ひて後おこしね」と、聲

かるゝばかり詈れば、見物の諸人蟻のごとくに集ひ蜂のごとくに蔟りて、假家の裏に入り、これ等あらおしいしめきあひける。かくして日も西にかたぶきければ、參詣の諸人足をはやめておのがさまざま家路を急ぎて歸り去きけるが、忽ち寂寞として跡に殘れる物は、甜瓜の皮の蜘手の形したる、魚の骨の野ざらしめきたる、懷紙の屑、紙撚の塵、破れたる鞋の類のみなり、前刻より彼の假家の前に物乞ひ居たる勸進聖、あたりに人なきを見て彼方をさしまねきければ、笠ふかく著たる煎物賣、荷を擔ひてこゝに來る。彼の勸進聖頭髮をかくせし頭巾をとれば、是れ乃ち箕腹蟻右衛門なり。煎物賣笠をとれば、是れ乃ち袴田紺九郎なり。さて蟻右衛門四邊を見まはし聲をひそめていへるは、「おのれ鎌倉より貯へ來つる路用の金を五條坂につかひ果し、おもひかけず俄に浪々の身となりつれば、他國へ立退くべき路銀なく、せんすべもなければかく姿を扮し、物乞をしていたづらに日を送るなり。」といふ。紺九郎いへるは、「おのれも左の如く貯へなきゆゑに、かく煎物賣となりてさまよふなり、かくては陰謀をくはだてつるかひもなし。かの蛇ケ谷の老女今しかじかの所にかくれ住むよし、且つ路用の金を得る良計を施して彼所に去き、老女に從ひて宿望を遂ぐるにしかじ。」と、兩人語り居たる處に、蟻右衛門が奴僕沙土七いそがはしく來り、兩人にむかひていへるは、「去年五條坂にて再會の所はかやうかうとのたまひしゆゑ、彼所にありて數日待ち侘び候へども、音信だにしたまはざるゆゑ、や

む事を得ずふたゝびのぼりて、所々を徘徊し、おん兩所のおん行方をたづね侘び候、他のことはおきて且づはやく聞えあぐべきは、山咲莊司頃日上京して、おん兩處を捕へんとしのび／＼にたづね候よし、御油斷あるべからず。」といふ。蟻右衛門これを聞きて打驚き、「然らば此の地にも長居はならず」といひて當惑の體なり。紺九郎いはく、「莊司京都に逗留して居るとならば、我々兩人不意をおそひて打ちとるべし。」といふ。蟻右衛門頭をふりていはく、「いな／＼彼は雙びなき劍術の達人なれば、容易に手を下すは危し、だまし打ちにするにしくべからず。」といふ。沙士七又いへるは、「山咲餘吾郎狂氣して此の邊を狂ひありき候よし、莊司を打つおぼしめしあらば彼をも打ち給へ、生けおき候ては狂人といへども後日の害げなるべし。」と、未だいひもをはらざるに、「氣ちがひよ泡齋よ」と、童等のいひ囃す聲聞えければ、沙士七彼所を顧みて、「彼は正しく餘吾郎に候はん。」といふ。蟻右衛門曰く、「然らば汝面を隱し、暗かに彼を打ち捨てよ。」といふを耳につきて耳語きければ、沙士七は打ちうなづく。蟻右衛門は紺九郎を伴ひ、つひに此の處を立去りぬ。沙士七は頰かぶりして面をかくし、裙端折りて帶に高くかいはさみ、刀の目釘をくひしめし、假家の陰に身をよせて待ち居たり。さて餘吾郎は堂左衞門が善心になりて腹きりしことは露しらず、彼が行方をたづぬるために僞狂人となり、髪振り亂し竹の枝を打ちかたげて、足もしどろに狂ひ來る。後につきたる童ども口々に言ひ罵りて打笑へば立留

まり、「蝴蝶何笑ふ、物狂ひがをかしいとや」うたてやな、春にさきだつも花さかふ、菜種の内を蝶にしらす、菜種は蝶の果をしらず、藻に住む蟲のわれからと、狂ふ袂に風の葉の、亂れて露のおきもせず、寐もせで結ぶ夢心」と、埋なき事いひて泣きつ笑ひつ伏しまろぶ。童どもも立よりて、折よしと思ひけん、波士むは物陰よりあらはれ出でて、唯一打と斬りつくれば、餘吾郎はおくと躍りて身をかはし、「聞きやいなゝうはの空なる風だにも、松に音するならひあり」といひつゝ扇を開かして、又うちつくるを揃ひのけ、「眞葛が原の露の世に、身をうらみてやあけくれん」と、いひつゝあしらふ扇の手練こなたは汗もしとゝにて、秘術をつくせど手にあはず、頭をのぞめば身を流め、脛を拂へば飛び上る、ひらめく劍は雲の電光、餘吾郎が身のはたらきは、波上の燕子に異ならず、狂ひめぐりかけるぐり、一ッ所をいく度も、ゆきては歸りかへりては、又行く雲の横手よけ、折から來る青嵐に、梢木の葉もはら/\、淀の川音さら/\/\、雲の端袖もひら/\と、かなたへなびきこなたへなびき、狂人走れば不狂人も、打つもうきじと早足をいだし、あとをしたひて追ひ去りぬ。時は五月の半ばなれど、梅雨も降らずつゞきて、天氣快晴なりしが、此の日は朝より雨を催す空模樣なりければ、道行く人も家路を急ぎ、往來絶えたる八幡堤に、編笠深く著たる武士、一僕供して歩み來り、辻に立てたる石地藏の陰にたゝずみやすらひて僕を近づけ、何にかあらん耳語きければ、僕は了をおし

み〳〵、「仰せの如く今朝ほど計らひ候」といふ。かの武士は「よし〳〵」といひて打ちうなづき、又何やらん耳につきて耳語き、懐より金財布を取出し渡しけるに、僕はこれを受取りてうちうなづけば、かの武士はもと来し道へ歸りゆく。僕はあとに留まりて金財布を掌にのせ、おもみを試みて獨言にいへるは「さて石瓦とちがひ金のおもみは別なる物ぞ。五十兩といふ金をしもべの我にあづけ給ふも、我が正直をしり給ふ故ならめ。人は日來が大事なり」と、益なきことを呟く折しも、沙土七は餘五郎を見失ひ、こゝのくま彼處のくまに目をくばりつゝ、此處まで尋ね来しが、かのしもべが獨言をいふを聞きて暗かに喜び、稲村の陰に立ちかくれ、なほ様子を窺ふ折しも、暮六ツの鐘喤々と耳に近く響きければ、かのしもべはこゝろづき、財布を懐におし入れて、足ばやに走り去かんとしたる處に、沙土七つと出でてゆくさきに立ちふさがり、物だにいはず彼のしもべが懐に手を差入れ、財布を掴みて引出せば、彼のしもべは沙土七が腕をとらへて財布をもぎ取り、「憎のふとき盗人め、我が命よりなほ大切な此の財布、汝にとられてすむべきか。妨げせば一打にすぞ。其處退きて通すまじきや」と、一腰の柄に手をかけ、臂をおしはりて罵れば、沙土七は胡盧ひ、「毒蛇の見いれし其の財布、とく〳〵渡せ」とよばはりて、又財布を奪ひ取り、逃げ去く足にとりつきて引戻し、取返さんと捻ぢ合ひしが、沙土七が一身の貪慾手頭に凝り集まりしにか、打てど擲けど財布を放さず、互に雙袒おし

脱ぎて、髻を摑み合ひ、或は倒れ或は起き、上に成り下に敷かれ、汗もしとゞに息もつきあへず、力を盡して揉み合ひぬ。かくありける時明山の見せ物師等、錢箱木戸札太鼓嗩吶のたぐひの見せ物の具を携へて歸り道、丸木を以て作りたる檻の裏に彼の雷獸をいれ、これをさし荷ひにして來りしが、はや黃昏のほの闇き裏に、組みつほぐれつ爭ふ此方の二人に撲地つき當りぬ。此方の二人は暗き裏に見せ物師等をたがひに相人と思ひ違へて、或は蹴倒し踏み倒しければ、見せ物師等は、「こは狼藉者ぞ醉狂人よ。」といひて騒てまどひ、こけつ轉りつ身を避けんとす。彼の僕は忙はしきうちに、見せ物師等を盜人の加勢なりとおもひちがへて、腰を拔き放し、打振りける。其の刀の光暗き裏にきらめきければ、見せ物師等はこれを見て膽を消し、雷獸の檻を其の儘地上に捨て置きて逃げ去りける。沙士七も刀を拔き、刃さきもしどろの探り打、空にひらめく電の、光をしるべに打込みけり、丁丁しとゝと打ち合ひしが、勝負つかねば刀を投げ捨て、猶財布を引きあひて、取りつとられつ爭ふ時しも、電光いそがはしくひらめきて、雷聲虺々と鳴りいだしけるが、彼の雷獸雷氣にもよほされて忽ち勢ひ猛くなり、繫ぎたる鐵の鎖をひき切りつゝ、さしも堅固につくりたる丸木の檻を、めり〳〵と押破りて躍り出で、總身の毛を逆立て鼻を吹きいからし、牙を咬みならし、眼中より光を放ちて躍りかゝりければ、二人の者は大きに驚き身を避けつゝ、なほ財布を爭ふはずみに、財布の紐雷獸の首にひき掛

りければ、二人の者はこれをとらめと、怖る／＼追ひめぐりける時雷聲漸く近く鳴りて、空より一むらの黒雲まひ下り益暗くなりてあやめも分たざりしが、雷獸は此の雲に飛びのぼり、首に財布を引掛けたる儘にて、矢を射る如くに天上してけり。かの僕も沙土七も電の光に就きて空を見あげ、これを慕ひて追ひ行かんにも、翼なければせん術なく、唯惘然として立ち居たりしが、兩人一度に尻居に倒れて、大息つきてぞ居たりける。夫れ孝は百行の先なり、孝天に至る時は風雨時に順ひ、五日に風吹き十日に雨降る、孝地に至る時は萬物化盛し、草木もよく花咲き實のり、五穀豐饒なり、孝人に至る時は其の家に衆の福ひ來りて、貧人も忽ち福者となる、古今の例すくなからず。されば孝行の徳の尊きこと譬ふべき物なし。孝なる人は天の憐みを蒙りていみじき福ひをうけたもち、孝ならざる人は天の憎みをうけて、恐ろしき災ひにあふこと影と響の如し。原孝の字をつくるに老の字のかたへを省きて子の字を添へたり、是れ老いたる父母の傍に子ありてよくつかふるを孝とするの謂れなり。老いたる父母をもちたる人、此の字の形にならはずんばあるべからず。さる程に南餘兵衛は、西國順禮をなし終りて母の願望を遂げしめ、それより山城國にいたり、狐川を左にとり、河内へ越ゆる拔道の村末に、人の住みあらしたる古家を借り、母子二人しばらく此に月日を送りぬ。其の家のさまは二階づくりにて、奥の間もありながら、軒端かたぶき壁くづれ、背あらはにうちよろぼひ、窗には

蔦葛はひまとひ、庭には葎生ひ茂り、板敷も朽ち簀子も破れ、牀の下より草生ひ出でなどして、ふせごはいはんかたなし。素より一錢の貯へもなく、なすべき產業もなければ、竈の甑も塵にすさびゐるいろの節、牧童の横笛、盲法師の一節截、尺八虛無僧の笛、たゞひきゝへ下手工につくりてこれを賣りありき、薪簡にかなしき秋をおもひ、篠笛にわびしき春を迎へ、僅かなる價を取りて母を養ひ子を育つれば、夜の衾薄くして曉の霜冷まじく、竈の煙絶え〴〵にて常に風爐をかで衣れ、素より孝心深きものなれば、丈十守兵衞が非命に死せしを今に悲しみ、朝夕野の草間にしほ〳〵詣でて是れを祭ることを思ひなり。母はいろ〳〵の辛苦いやまさりける故にや、躄となりて只管にいふことす間えず。藤兵衞はこれを憐き、ます〳〵孝順につとめて心をもちゐる事切なり。貧しきうちにも母には味よき食をすゝめ、己と子は粗食を食ひて、しかるもなほ足らざる時は、おのれは飢をしのびて食せざる日もおほかるなり。されど母には食したるけしきを見せて其の心を安からしむ。用ゐるに、さ眞ある時は魚肉あるひは味よき菓子のたぐひを求め、母にすゝめ、其の喜びの色を見てたのしめり。その頃太郎はまだ五歳にていときなければ、共にこれを食はんといひて泣くを、藤兵衞叱りこらして食はしめず、母の十分に食するを喜びぬ。おのれは常に粗糲の食を嘗て臥し、母には衾をあつくして臥さしめ、己は寒からん事をおもひて母の熟睡なるをうかゞひ、おのれが一重を脱ぎてこれを覆ふ。

母睡りを醒して餘兵衛が臥したる方を見やり、彼が薄著をかなしみて、我に著せたる彼の襤褸を又餘兵衛におほひ、孫はおのれ抱き、衾をおほく孫に著せておのれは寒さをいとはず。餘兵衛目醒むれば又一重を母にゆづる、一夜のうちに親子一重の襤褸をゆづりあふこと度々なり。母の慈と子の孝とおほむねかくのごとし、これ等はすべて此の前の事ぞかし。かくて五月のなかばに至りけるが、餘兵衛益〻困窮して、米屋薪屋古手屋などに債おほくいでき、彼の輩それを厳しくはたりければ、さまざまに詞をつくして云ひ延べ、母にしらせまじと心を遣ひぬ。餘兵衛熟〻おもひけるは、頃日母の容體を見るに、痩せかじけ日にまさりて衰へ給ふ様子なり。我貧しき中にも母には折々魚肉をすゝめ、食の乏しからざる様に心をつけまゐらするに、漸々に衰へたまふはいぶかしき事なり、試みずばあるべからずとおもひ、一日あざらけき魚をもとめて手づから丁寧に調じ、あらたに飯を煮てかの魚肉をそへ、母の前にそなへおき、「拙者は物賣に出で候へば、ゆるゝかにこれをめしあがり候へかし。」といふ事を、指をもて掌に書きて見せければ、母はいと喜べる様にてうち點頭きぬ。餘兵衛は直に商ひに出づる體をなして立出で、家の傍なる竹林のうちにかくれ入りて、裏の様子を覗ひ居たり。母はかくありとは露しらず、孫の留太郎を側近くよせていふやう、「いつもの如く汝此の魚を食せよ、父の歸らざるうちにとく〳〵。」といひつゝ箸を把りて彼の魚の肉をむしり、「咽に骨をたつるな。」といひて食

はじめければ、啓太郎はいと嬉しげに舌打して食らふ。眞司は其のけしきを見て胸ふさがりけるが、しばしありて涙の目をおさへ、あな不便や、餘兵衛我に孝なる故に、いとけなき子の食を減じて我には食を飽かしむ、故に我は餓ゑざるにこそ、僅かの魚肉を食はしむるも、眞實に自身の節食の實による様に喜べり。我なぞ是れを獨り食するに忍ぶべきや、若し父が歸りてとはば、魚は昨日の料理なりこしらへ食ひ得たりといへ、必ず汝が食ひしといふべからず」といひて啓太郎に食はしめ、己はまたに食はず。「荒壁は晝も猶闇のおほきうなきすまゐ」といひつゝ、團扇を把りて啓太郎をあふぎゐぬ。餘兵衛は晩のくれたる頃より晴かに此の體を見て落涙し、我は肉入の孫を深くいつくしみ給ひ、我々をあはれみ食を我家にあらざる時は皆啓太郎に與へ給ひ、又一かたには飢ゑをしのべて夜も給はざる者に、目にまのあたり見て腹立ちて寝へ給ふなるべしと思ひて、且驚き且歎き目なかに、早く黄昏亭主となり、雲の間より一電光ひらめきて、遠く雷の聲響き、やがて雨降り來べく思はれければ、やをら竹林の裏を出で、外の方より歸り來つる體をなして裏に入り、母に前に跪きて、今日よき魚多く得て歸り候、これを見給へ、ととりいふを仕方にして見せつゝ、懷より錢の袋を把出して見せければ、母は喜びて、我をりしより我が歸りのはやかりしぞ、前程の魚いつよりもなほ美味にて、おぼえず食を過せしなり。我今日は何かにまぎれていまだ看經をせず、我はこれをなすべければ、汝はしばらく休息せよ」といひて、念

珠を紬くゝるにつまぐりつゝ、燈火を把りて奥の一間に入りにけり。餘兵衛は門首の戸を引きよせ、引窓の戸を立てなどして雨の降るべき用意をなし、方燈を取出して、火打の石火電光も壁の破れを漏る風に、硫黄の花を消されじと、心の闇の紬屏風、寝冷させじと子を思ふ、親の心をしら浪子の、まろび寝したる窗太郎、食に飽きてやすや／＼と、こゝろよげに睡りつゝ、餘兵衛は獨手をくみて、心の裏におもひけるは、母人孫をいつくしみの切なるゆゑに、おん身の衰へを顧み給はず、かくて日を過し給はゞ、餓死したまはん事必定なり。高祿を給はりし昔の身ならば、いかほどにも孝養を盡すべきにくちをしさよ。母人の心ゆくほどに窗太郎を養はんにも、糧不足なればせんすべなし。唐土の孝子は親を養ふ其のために、子を埋めんとしたるもあり。我が運命盡きずもし天日の光を見ることあらて、ふたゝび妻妾を娶らば子は又も得らるべし、母は再び得る事あたはざれば、寧ろ窗太郎を失ひて一口を減じ、且母の鍉を去る策をとくにしかじ。然れども子を捨つるは世の制禁なればすべからず、今夜ひそかに刺し殺し、母には他にあづけつかはさしともいひて當座をつくろふべしと心をきだめ、壁に掛けおきたる刀を把りて立ちむかひけるが、かくとはしらぬ窗太郎が寐顔の愛らしさに氣おくれし、餘りにいとほしくていづくに刀を立つべしとも覺えず、目もくれ心もきえはてて、前後不覺に泣き伏しぬ。折しも奥には母眞弓が看經の聲鉦の音も、細き火喰に燒き捨てし、紋遺の煙も鳥部野の、

おなしき空を見る[illegible]かとおもひつゝ、なほかへりて、[illegible]流れしか、さてしもあるべきことに
あらねばとおもひなほして、すでに刃を抜かんとしたるに、いかにしてか抜けざりけり。心つきてよく
見れば、此の刀を壁に掛けおきたる時、窗太郎が守を入れし巾着に、迷子の札をも附けたるを
懸けおきしが、其の紐刀の鐔にまとひつき、[illegible]となりて抜けざるなり。[illegible]これを見て、
又気をくじき、[illegible]ともあれ、[illegible]神仏のひきも遁れぬ道理に、迷子なる窗太郎、いとゞ[illegible]
いにけり。[illegible]人の親の心は闇[illegible]とはいひしも、子をたすけぬる者あれば、前世のあくる因果にて、[illegible]
しき身にはなれ[illegible]と、子には[illegible]だにすまじと、[illegible]此の[illegible]目をつけ[illegible]、[illegible]
手にかけ殺す子に、[illegible]何事ぞ、[illegible]に逢はず助子に、迷子[illegible]なり。[illegible]死[illegible]
もあるまじと思へども、父母養育の大恩を、[illegible]て親に先立つの[illegible]、不孝の罪の[illegible]、定[illegible]
ならずとも[illegible]といふ。[illegible]刃にかけられて、非業に死なば窗太郎、[illegible]、[illegible]を[illegible]
て塔を積み、[illegible]呵責に苦しまん。我は一生[illegible]とも、彼をばよく生育てて、[illegible]は、
親の[illegible]を昇かさめと、思ひ思うて育てし子を、我が手にかけて身を滅り、[illegible]
しまに、手向くゝしとは思ひきや。親子は一世の縁と聞けば、もう来世でも逢はれぬ我が子、永劫[illegible]
の見をさきあへと、[illegible]をつらゝし、打ちまもり、[illegible]深き悲しさに、身を刻まる、[illegible]して、[illegible]は

五月雨の隙にあまる如くなりし。餘兵衞は元來丈夫にて、男魂失はざる者なれども、かく女々しき繰言いふは、子をおもふ心の切なる故と、更に哀れ深かりけり。奥の間には母眞弓、聾のかなしさは、こなたの物音歎きもしらず、看經の鉦打ちをさめ、心の裏におもひけるは、餘兵衞錢袋に小石を入れ折々我に見せて、我がこゝろをやすからしむ。とくよりこれを悟れども、さあらぬけしきにもてなすは、我又彼が心を安からしむべくおもへばなり。彼があらさまを見るに、貧苦にいたみ痩せ衰へて、年若けれども氣力なく、ほと／＼命もあやふげなり。しかのみならず孫までも飢ゑがちなれば、よく育つべうも覺えがたし。此の母が身は年老いて、殘れる雪の日影待つ間の命なれば、何をしむべき、我一口を減じ、彼が絆を斷ちて辛苦を省き、生ひさきある子や孫の命に替り、冥途に到りて十字兵衞どのの死路をたづね、露ばかりも苦患をすくひまゐらすにしくべからずと覺悟をきはめ、かねて亡き後の經帷子にとをさめおきたる禪衣を取出し、剃刀ともに携へて、餘兵衞に知られじ曉られじと拔足するも、聾の、おのが耳には聞えねど、外へはもるゝ、簀子の上、折から降り來る大雨の音にまぎれて忍びつゝ、彼方の二階にのぼりゆきぬ。かゝる時しも簷の下に覆面し、蓑打著たる一箇の武士、此の家に近く歩み來る、その跡より頭かぶりに面をかくしたる曲者、刀を拔きそばめて著き來り、こなたの武士をだまし打にせんとおもふさまなるが、電光れば身を隱し、暗くなれば又あらはれ出で

て打たんとねらひ、隠れつ出でつ度々すれども、かの武士はこれを知らざる様子にて、いと安らかにぞ見えにける。餘兵衛は泣きもしけん、情こそありしか、其の看經の聲をきけば、いつとはなしに斷腸と思ひつゝ、やがて心を取りなほし、畢竟此の者どもは己に殺す手なれば、なく〱今更になにをかすり、恩愛の絆とたのみし守山着の紐をひきちぎり、刀を下ろすと拔き放して、ほとゝぎす刺し殺さんところたる時、蟲がしらすか宿主郎、あなやと聲立て目を覺し、起上りて泣き出し、父さまと母様にはなさ、婆々さまと傍々すこし、婆々さまなう。と叫びつゝ、親の方へゆかんとするを、心つよくも引戻し、おもひをさせじとおもふにぞ、泣くさけぶ子を引きよせつゝ、手拭とりて目口をふさぎ、引窗の紐たゞいまて腰に結ひつけ、放し打たにとおもひしが、縁者にとらはれし、魚の子焼きし紐くにて、目もあてられぬ姿なり。あなかなしいつそ腰に結びつけしは、菩提のために成佛する經陀羅とおもへる南無阿彌陀佛、ととなへつゝ、振上ぐる刀の下にほんに其の刹那、北に向ひされば、平日の遊びをおもひ出して、曳かれたるもの[illegible]もなほおそれし我が生涯と、思ひ定めりの手さきたのみけり。彼方の二階の暗き裏には母眞弓、[illegible]を手におし頂け、口には念佛下には念じ、胴刀を提上げて、坑をきらんとおしあてたり。此方の餘兵衛も上りきて、南無阿彌陀佛ととなへ、三番もろとも、又振上ぐる刀のひかり、あはやと見るあく、電の、目を射るばかりに家門を照らし、忽ち

一聲霹靂、絹裂くごとくに鳴り響きて、頭の上に落つるかと、思ふばかりにきびしければ、餘兵衞が刀の手の裏もおぼえずくるひて、凧太郎が身にはあたらず、腰に結びし凧の引繩すつぱときり、ぐわらぐわら／＼と開く戸の、裏に降り籠む雨とともに、小判の山吹散亂して、井手の嵐とうたがへり。彼方の二階に覺悟の母も、雷鳴におどろきて、おぼえず刃物を取落し、うつぶしにぞ伏したりける。此の雷一團の火炎となりて、彼の武士を打たんと狙ふ曲者の頭上に落ち、身體碎け死してけり。餘兵衞是れをば露しらず、小判の降りしをいぶかりてあふぎ見るに、引窓に這ひかゝりたる蔦葛に財布かゝりて、其の裏より亂れ落ちたる金なりけり。折しも人のおとなひして、「扨もきびしき雷よ。必定此の邊に落ちつらん、命びろひをせし事よ。和主の臍は恙なきか。」と呟きつゝ、門の戸をひきあけてつと提灯を差出せしは、米屋薪屋古手屋の、輩なり。餘兵衞は拔身を背後に匿して、いそがはしくいひけるは、「こは聞き分けなき人々よ、すでに昨日おん身等の許にゆき、此の月の晦日までといひ延べておきつるに、夜中の遠慮もなき事か。」と恨みいへば、此方は口を等しうして、「いな／＼我が輩には貸をはたる爲には來ず、帳を消しに來つるなり。米薪古手の價のこらず受取りかくの如し。」と、いひつゝ矢立の筆把りて帳を消し、受取の書付を差出せば、餘兵衞は益いぶかしみ、「此方より其の價を償ひたる覺えもなきに、受取りしとはいかなる故ぞ。」とたづぬれば、三人の者いひけるは、「扨はお

ん身はしらざるか、今朝奴僕とおぼしき人我々が許に来り、南余兵衛が債はいかほどあるぞ」と問はるゝ故、帳を出し見せつれば、残らず拂うて帰られたり。何にまれすき仕置を持ちたるお身、日来見くだしたる我々も我を折りぬ。これよりのちは気つかはずいか程も貸しまゐらせん。米薪は更にもいはず、古手なりと新しき衣なりと、澤山買ひ給はれかし。幸ひに雨もやみぬ、傘は供にて罷りなん」と、慾に轉る宿鳥、翼すぼめて帰りけり。余兵衛は頭を傾けて、一かれこれといひ、おいおんなんとも許しござれ」と、ひとりごちたる時しもあれ、外の方に声ありて、「不意におとふは理なり、爰あけよ」と謂れを語りて聞かすべし」と戸をあけさせし、彼の武士黄昏に拵て覆面をかなぐりすて静々と打通る。余兵衛此の人を見るに、是れ則ち主人山監物何某なれば、こはそもいかにと驚きつつ刀を納めて禮をなし、席を掃ひて上座に迎ふれば、監物はしづかに座をさだめ、「汝はやく見下が禮を。」といひけるにぞ、余兵衛はいと面目なげに衛太郎が腰に佩めし劍をとき、日日にまゐらせし下拭を取りすつれば、監物は又財布をとらせ、蔵れし金を集めさせ、灯火を取りよせて数をあらため財布を見て眉を顰め、いと不審なる體なりしが、彼の供の男は土七を品手小手にくゝりあげて引立て、走り来り、お旦那これにおはしますか。先刻八幡山にて拙者におん渡しありし金財布を、此の者が奪ひとらんといたせしゆゑ、奪はれじと争ふ折しも、黄昏の暗まぎれに、見世物師等に申候はん、雷獣

を入れたる匣を荷ひて來り候が、刀の光にやおそれけん、彼の匣を捨て置きて逃げ去きたる其の後に、彼の獸雷氣にもよほされて忽ち勢ひ猛くなり、匣を破りておどり出で、狂ひあばれる其のはずみに、金財布の紐雷獸の首に掛り、其の儘天上いたせしゆゑ、取戻さんにも翼はなし、せんすべなきにせめて拙者が分疏の證にと、此の者を捕へ頸かぶりをかなぐりてよく／＼見候へば、豈はからんや此の者は是れ眞腹蟲右衛門が僕沙士七に候ゆゑ、縄打ちて引立てまゐり候。金財布を失ひしは拙者が過り、一言の分疏も候はず」といひてうち萎れ、あやまりいりたる體なりけり。莊司はこれを聞くと等しく、膝を撲的打ち、「其れにて我が不審ははれぬ。夢平かならず愁ふるへからず、其の財布は此にあり。金の數も五十兩一枚も不足なし」といへば、夢平はこれを見て、且天上致したる其の財布がいかにして此にあるやといぶかりぬ。莊司又夢平に向ひ、「其の沙士七には詮議おほし、彼所の松に繋ぎおき、汝守りて逃げさるやうに心をつけよ」といひて遠ざけ、餘兵衞にむかひていひけるは、「汝が父十字兵衞は從來老實なる者にて、阿曾比などに心をうばはれ、不義の金をつかひ捨つべき者にあらざる故、去ぬる年自殺せし始末を疑はしくおもひ、我腹心の者を暗かに都にのぼせ、五條坂に遣はして樣子を聞かせしに、果して我が推量に違はず、兒子餘吾郎富士屋の吾妻といふ阿曾比の爲に、祠堂金石塔料を遣ひ捨てたる罪を、十字兵衞おのれが身に引受けて切腹し、我が君より賜はりたる朝鳥の刀

なさへ資代なしとて、有様白状したるよし明白に知れたるなれ。これによりて長兵衛吉郎が有りし事ロ、手打にもすべく思はるれども、さある時は十字兵衛は犬死になる道理なれば、■をさ■て■■をせぬ。これまでこころも兒子をかばふにあらず、唯十字兵衛が志を失ふにしのびざればなり。重ねて因てもすみやかに歸参させ、原のごとく家をたてつかはしたくおもひぬれども、已に又さあるときは源五郎が罪を掛けざればならぬかたく、あらはす時は十字兵衛が心にたがふ。これをいかんともなしがたしは我心にもあらで金を盜に捨し時を淵に沈めおきぬ。しかるに此の度用命をかうぶりて、直前軒右衛門紛田■五郎兩人を捕へんためにと上京せしことさいはひなれば、此の使者にとうしつけ、先役住家をたづねさせしに、住しけなる様子と聞き、昨夜に汝を搜しいだし、先刻六藏邸に至り、事の■■相知れ■の金五十兩を渡し、汝に與へよと申しつけしに、今日は雷獣のために此の金を奪はれたるよし。貴下の所もおはかなるべきに、此の家のうへに落ちたるは、正しく是れ天地の罰の結びて、ふたたび此の金を授け給ひしに疑ひなし。■人に至るときは衆■■るといへるはかかることなるべし。今朝自■古手屋の者等に、汝が借用の償はせしは、我■卒にまうしつけさせしなり。因てすみやかに歸るは十字役させんとてもひとつには、汝が眞心感ずるにあまりあり、且其の傷の■■を結ぶも、理なきにあらず。其の心の儀に任せ、彼が心を安くすべし」といひて、彼の五十兩を再び渡し與へければ、源五郎は信じ

れをおし戴ぎ、「扨は亡父は忠義のために死し候か。」といひて喜びつゝ、主人莊司の慈悲深き志を感歎して、落涙袖をしぼりけり。時に隔ての障子を開きて母眞弓ゐざり出で、莊司に向ひ恭しく禮をおこなひていひけるは、「ひさし＼＼にて健やかにおはす御容體を拜しよろこびにたへ侍らず。夫十字兵衞不忠をなして自殺致し候と、今までも恨み居り候に、今彼處にておん物語をうけたまはり候へば、しかにはあらぬ忠死のよし、さありてこそと喜ばしくおもひはんべり。われ＼＼をおん憐みふかく、債を償ひ給はるのみならず、許多の金を賜はる事、何をもてか此の大恩に報い候べき。」といひて頻りに涙を落しければ、餘兵衞は驚き、「母人は耳が聞え候か」といふにぞ、母も心つきて、「げにも＼＼」といひてうち驚き、「今は何をか包むべき、我汝が貧窮を見るにしのびず、一日を減じて貧苦をすくはんとおもひ、二階にのぼりて自害せんとしたるに、今の雷鳴心の臟を貫くやうにおぼえしが、扨は雷の響きに病根を打破りて、我聾のなほりしか。」といひて、我が身ながら不思議におもへば、餘兵衞は聞きて、益驚き、「そは危かりしことよ。拙者も又母人の爲に畜太郎を殺して一日を減じ候はんと存じ、すでに打たんと振上げたる刀の手の裏、雷鳴ゆゑに自然と狂ひ、打損じ候。」といへば、母又いへるは、「經帷子と思ひて着たる順禮の襌衣には、觀音の御影もあり、今の雷鳴我が自害をとゞめ、汝が刀を狂はせしも、雲雷鼓掣電、刀尋段々壞の經文に違はず、日來信ずる菩薩の擁護にうたがひなし。」

といひて、ひたすら歓喜してけり。喬太郎は譬へなく、其母が側にさし寄りて、祖母とも伍ふたりいひ
しとおもへと、膝に上りて抱きつけば、やよ喬太郎、御上人さまのおん傍なるぞ、無礼をせめな不届な
如くと、口には呵れども心には、此の祖母のみに父の手にかゝらんとせし危さよ、不便の孫とおもひや
つゝ抱きしめて、とかく涙はとゞまらず。時にまた夢中いまがはしく来りしいはく、汝七めは其
せの通り彼處の松に繋ぎおき候が、此處の竹林ぎはに雷死とおぼしき死骸あり。よく／＼見候へば、
汝がかに見知りたる者のやうにおぼえ候といふ。非同はこれを聞くとひとしくつと立上り、筬兵衛に
ともしびを把らしめて、外の方に出で来り、かの死骸を點検するに、身體はただ焼け爛れたりといへ
ども、梅田紺九郎に疑ひなし。汝は我があとをつけ来り、だましうちにせんとしたるを、天雷に打
たれて死したるならん。恐るべし／＼といひつゝ、舊の所に歸りて坐し、また筬兵衛母子に向ひていは
く、汝等兩人母は慈悲ありて子は孝あり。今の迅雷は母の自害をとゞめ、子の刃の下を免れしめて、孫
の命を救ひ給ふ、まことに是れ天の憐みかうぶりし所なり。其れにかはりて紺九郎が、雷に打たれて
死したるは、彼が不忠なる天の罰し給ふ所に疑ひなし。汝といひ是れといひ、その首尾相し□ことに
の如し、善悪報應因果歴面の天理、彰々として毫髪もたがはざるを見よ。来って人を感ぜしめたる例勝
げて計ふべからず、悪人の雷死せし例も又鮮からず。家貧しうして孝子顕はれ、世亂れて忠臣を識

るといふ、王良が言宜なるかな、汝我が祿を受けたる昔の身ならば、其の孝も顯はれまじことといひて感嘆轉やまざりしが、又いはく、我汝をはやく歸參させたく思へども、一旦追ひ拂ひたる者なれば、私にはからひになしがたし。是れ我が苦しき所なり、何とぞ一ッの功を立てよ、其の功といふはかくのごとく簡様なりことと、餘兵衛が耳につきて何事か囁きければ、餘兵衛は點頭きつゝ、畏みうけたまはり候ことと答へけり。かくて莊司は別れを告げて門外に立ちいでける時、雨過ぎ雲散りて一輪の明月皎々とかゞやき、恰も白日の如くなり、此の折しも餘吾郎吾妻と共に、此の家をたづね來り、餘吾郎申す父莊司にむかひ禮をおこなひて曰く、我不忠不孝にして、尊顏を拜すさへ面目なし。介錯は切腹より外なしと存ぜしかど、十字兵衛が賣代なせし朝烏の刀を買ひもどし、これなる餘兵衛に返し與へて、彼が家を立つる便にもとおもふばかりに今までながらへ候なり。しかるに此の吾妻、鯛尾賀堂左衛門といふ者を欺き、かの刀を取りもどし候てこゝにあり。われ吾妻が心をしらず、僞狂人となりて堂左衛門が行がたをたづねさせ候に、先刻はからず途中にて吾妻に行きあひ、彼が本心を聞き、かつ露助にもあひ、堂左衛門が善心になりて切腹したる事、および兄餘字兵衛どのの拙者を憐みたまふ事を委しく聞き候へば、いよ／＼罪おもき者は拙者なり。露助と申すは即ち僕路平がことに候。いざいざ餘兵衛これを受取れよといひて、朝烏の刀に十字兵衛が位牌をそへて渡しければ、餘兵衛はこれを

[illegible]、藤吾郎父[illegible]に向ひ、十字兵衛が逃し[illegible]のを、[illegible]者が申訳に[illegible]なりつゝ、いで餘兵衛介錯頼むといへらはこそ、[illegible]刃を抜き放して[illegible]立てんとしたりければ、餘兵衛は慌てゝおし止む。吾妻も其の手にとりつきて[illegible]を落し、いひ分なきはお[illegible]身は[illegible]か、十字兵衛[illegible]を[illegible]ひし其の原を[illegible]ねれど、妾が[illegible]、餘兵衛[illegible]の親の[illegible]に合はすべき[illegible]なしで[illegible]途中にし[illegible]動[illegible]なり、[illegible]の兄な[illegible]といひ[illegible]、[illegible]死な[illegible]、[illegible]刀を揮ず[illegible]、おのれが[illegible]につきたることなるを、餘吾郎をたおし止め、[illegible]へ死なねばならずことといひて、[illegible]おのづ死をあらせ[illegible]、[illegible]二人を制り、[illegible]刀をとりあげて、餘吾郎が目をさました[illegible]、[illegible]見よ、

殺者此（[illegible]）切腹犬死に相成不申様
御吟味[illegible]違ひされ可[illegible]下候

[illegible]のしたれば、十字兵衛[illegible]を[illegible]、死したる後も[illegible]、[illegible]魂を[illegible]残したる書置にありてんや、[illegible]、[illegible]に落涙したりけるが、又いひけるは、[illegible]しと[illegible]なれども、[illegible]で其の[illegible]しおきしは、十字兵衛[illegible]切なる[illegible]

へばなり。しかるに汝今自殺する時は、此の書置の如く十字兵衛は犬死なり。しかのみならず昨夜彦瀬我が旅宿をたづね來りて物語るを聞けば、兄餘字兵衛汝を家督にしたき願ひにて、すでに剃髮したる由。さあるときは猶更に汝死しては餘字兵衛が志を背くのみならず、家相續を斷つ理なり。昔し又強ひて死なんとならば、七生までの勘當たるぞ。吾妻事は同家中背元灘右衛門の養女にて、原孝のために身を賣りたる由なれば、餘吾郎とは格別なり。汝も今死しては始めの孝を失ひて、かへりて養父に不孝となる。これをよく／＼わきまへよ。餘吾郎汝今死なんとおもふ命をたもち、こゝろざしをあらためて一功をたてよ。其の功をたつる仔細は具に餘兵衛にいひふくめおきつれば、彼と心を合はせて互に功を立てよ。しかる時は十字兵衛も冥途におきてよろこぶべし。一功立ちたる其の時は歸參をさせ、あらためて吾妻を廢女に致すべしと、い[illegible]に／＼といひければ、眞弓餘兵衛等も傍より、ことばをそへて自殺を止めけるにぞ、餘吾郎も吾妻も死ぬに死なれぬ義理となり、兩人ともにさしうつぶき一詞なし。十字又餘兵衛に向ひて、十字兵衛一旦餘吾郎が爲に賣代なしたる其の朝鳥の刀は、再び汝が手にもどりしも、故師の孝ある汝が徳の、天に通達しゆゑなるべし。かへす／＼も奇なり。汝笛をたしなむことをよくするよし、遠笛といふは俗にいふ呼子の笛なり。これ軍器の一つなれども、尋常の呼子の笛は深山幽谷の濕地に於て、これを吹けばよく音を出さず。汝が工夫を以て濕地といへ

ども、よく音を出す畔子の笛を作るべし。後日これを用ゐる時あらん」といふ。[illegible]
竹林をおし分けて、黄鷹蟇右衛門もあらはれ出で、ものをもいはず刀を抜き、庄司を目がけて唯一打と斬りつけたり。庄司は速く身をかはし、早足を飛ばして地上に蹴仆し、ゆけざまに倒れたるを足下にふみつけ、「やをれ、ただ一打とは卑怯至極、昔命をねらふや、汝と組九郎が[illegible]しに、両人ともにすかさず來りて身を失ふ、皆是れ天罰のしからしむるところなり。汝が組九郎と心を合はせ、月影ヶ谷の南家を亡ぼさんと隱謀を企てたる事、密書によりて分明なり。[illegible]餘吾郎をすゝめて逆理にいざなひしより事起り、十字兵衛自殺したれば、十字兵衛が爲にも讐敵なり。我が魂を籠め殘したる此の竹刀は竹槍同然、主君を弑し奉らんと事を企みし罪人を戮するには[illegible]なき利具なり。不忠の報いを思ひしれ」と叫ばはりつゝ、刀を[illegible]の上に[illegible]と地につらぬかれて、蟇右衛門は一聲さけび手足をもがき苦しむ體、側に見る目もこゝろよくこそ思はれけれ。かくて庄司竹刀を引抜きければ、蟇右衛門は息絶えたり。餘兵衛はこゝろよく手拭をもて刀の血を拭ひければ、庄司は刀を鞘にをさめ、「やよ餘吾郎、此の竹刀は汝が一生の守りとなして、忠孝の道を常に忘るゝな。」といひて與へければ、餘吾郎はおし戴きこれを帶びたりける。庄司又いひけるは、「時刻うつれば我は旅宿に歸るべし。餘兵衛は此の蟇右衛門と組九郎が首を打ち、後より旅宿に持參せよ。[illegible]

は彼等兩人が隠悪の諂人なれば、生捕の儘鎌倉に牽て歸らん。夢平は其の繩つきを引立てて我が供せよ、と命じつゝ、立出づれば、餘吾郎吾妻眞弓餘兵衛らもろともに門送りして、莊司が背後を伏し拜み、感激の涙に袖をぞしぼりける。

かくて莊司は蟻右衛門緝九郎が首級を携へ、妻流瀬は堂左衛門が首級を携へ、夢平に步士七を牽かせて鎌倉にかへり、主君判官の面前に出でて、莊司まづかの兩人の首級を實檢にそなふ。流瀬は堂左衛門が首級を出して軍用金の賊なることを告げ、かつ餘字兵衛が都を殺せし謂れをくはしく聞えあげれば、判官は其の志を感賞あり、緝九郎を打ちとりたる事を梅ヶ谷につたへ、步士七を誅戮す。これ等の事をくはしくいはんはくだくだしければ、たゞおほむねをしるすのみ、莊司が餘五郎南餘兵衛等二人の者に功を立てよといへるは何等の功にや、後々の卷を讀み得てしらん。

十二　きられたる夢はまことか茂林の闇打

それは扨おき爰に又、一段の事の端を惹き出せり。是れいかなる事ぞなれば、月影ヶ谷判官の息女今年十五歳に至り給ふが、頃日病の牀に臥し給ひ、一切ものもめさざりければ、樣々たまはる醫師は更なり、世にすぐれたる良醫をめして治術を盡させ給ふといへども、露ばかりも驗なく、衰弱れ給ひ、

簡瓊は母に從ひて目に見えおもかげたちて給ふにぞ、父母の君は是より、彼女の人をも我が子の如くして
ここに又のなく、惱み給ふまた春病、ことさら、彼の物怪の惡鳥に使はるらんや、もし然らば必ず
良藥も驗あるべからず、此のうへは遠角神佛の冥助をねがふにしくべからずとて、有驗の高僧に祈
念をさせ、諸社に幣帛を奉りて丹誠をこらし給へ、母君は侍女等をかはるがはる鶴ヶ岡の神社に日參
させ給ひけるが、一日兩個の侍女が神社に參詣して、祈念をはげまして歸る折しも、道すがら茶寮
端籬の下に集ひて物語するを聞けば、こは小袋坂に住む巫女といふが、寄せ口寄せの上手にて、鳩岐
にも通達し、難病奇疾物怪の祟りなど、其の人をよく知る不思議に神に向ひ禍を言ひ當て、誰にか
ける神妙といひつべしと噂するを、此の侍女聞きて、この巫の社のおほん神の告げにとて
告げ給ふなりしと喜びて、道を急ぎて館に歸り、右の由を母君に物語なせしに、母君も喜び
告げ給ひ判官に告げさせて、其の巫女をよび迎へて、すなはち高橋又六を使として遣はし給ひける。
太夫の巫女招じに應じて、館に參りけるは、館の神棚に近く、晝夜入れ替り、判官に近く侍りて
後、御室をさせ給ふにぞ、巫女たゞしくして目の色を變へ、彼の弓を打ち鳴らして其の道をさきとぞ
目をとぢて一心になりけるに、あな恐ろしや、夫れ文四年信濃國若松に□□され、相模
次郎時行の怨靈は、何の用にありて此の巫女につき、判官に對して、いひけるは、我は相模の愁を

ぶりて鬱懐の旗を飜し、北朝を傾けて累年の憤積をはらさばやと、思ひ立ちぬるかひもなく、運命つたなくして汝がために亡ぼされ、股肱耳目と頼みつる、大佛九郎貞直さへ知其瀬川に入水して、底の水屑と成り果てぬれば、生き残りたる味方の者も、忽ち心變りして皆足利に降参し、今は我が輩の亡き跡をとふ者だになければ、無縁の鬼となり修羅の眷屬となりて瞋恚を含む心止む時なく、永劫悪趣をまぬかるゝ事能はざれば、其の恨みを散ぜんため、當家に祟りをなし、先づ汝が娘を取殺して無間地獄にいざなひ去き、共に呵責をうけしめ、おひ／＼汝等をも取殺して、遂に當家を絶やすべくおもふなり　とくよりしか思ひぬれども、苦形落城の刻、汝が手に入りたる日月のおん旗當家にひめありける、是れにおそれて近づく事あたはず、むなしく年月を過せしが、近比かのおん旗を傷ふ圖の神庫にをさめし故に、時を得て祟りをなすことを得たり。見よ／＼娘は更なり汝等夫婦嫡子主殿之助を始め一族郎等にいたるまで、皆取殺し、無間地獄に陥して怨みをはらさんずるぞ」といふ。其の姿は見えねといへども、怒れる聲は其の人に向ひて聞くが如くにて、おそろしなどもいふべからず。母君を始め此の座にありし人々これを聞きて大いに驚きけるが、判官は半ばは信じ半ばはうたがひつゝ、覡女に向ひ怨靈の仔細をいひて語り聞かせ給へば、覡女はこれを聞き、吾先づ試むべき事ありとて洗米をとりよせ、梓の弓を鼓する小櫃めきたるものの上に撒き散らして、みづから姫の枕上に持ち

行き、「此の洗米を手づから拾ひ取りてめし給へ」といふ。姫は侍女等に扶け起されてかの器に向ひ、洗米をつまみ取りてくはんとし給ひけるに、あな怪し彼の小粒忽ち蛭に化して蠢き出でたり、姫は之れを見てうち戦き、「あなや」と叫びて伏したまへば、母君を始めかしづきの侍女等も、身の毛立ちておそれあひぬ。さて姫を介抱して薬など参らせければ、漸く蘇生ることを得たまへり。時に神女いひけるは、「怨霊を無間地獄にいざなはんといへる言たがふべからず、其の故は無間地獄に堕つる者は、此の世にある中より食物蛭に化して食する事能はずといへり、今姫に此の事あるは必ず無間に堕つべきしるしなれば、つやつや物をめさざるも理なり」といふ。判官は眼前にかかる奇特を見給ひて涙をながし、此の怨霊を静めんにはいかにしてよからめと重ねて問ひ給へば、神女いはく、怨霊日月のあるを怖るるとなれば、これをしばらく借り受け給ひて、姫の病架にたて置き、僧衆を請じて大般若経を読ましめ給はば、悪霊得脱して退き、姫かならず快験あるべし。其の故は帝釈と修羅と須弥の中央に合戦をなす時、帝釈軍に勝てば修羅小身を現はして藕糸の孔の裏に隠れ、修羅又勝つ時は須弥の頂に坐して、手に日月を握り足に大海を踏むといへり。時に今の霊修羅の眷属になりしとなれば、日月のあるを怖るるは王威を怖るるのみならず、此の理にもよるべきなり。前の八なる修羅三十三天の上に責め上りて、帝釈の居所を追ひ落し、欲界の衆生を悉く我が有になさんとする時、諸天善神皆

法堂に集まり給ひて般若經を講じ給ふ。此の時虚空より輪寶下りて劍戟を雨らし、修羅の輩を寸々に割き切るといへり。されば時行の靈をしづめ給はんには、般若眞讀の功力にしくべからず。」といへば、判官はこれを感聞し給ひ、傍の人に仰せて謝物をとらせ給へば、翁は恭しくこれを受納めて暇をこひ、私宅にぞ歸りける。かくて判官は俄に猪元瀰右衞門を召し呼び給ひ、「先達て鶴ヶ岡に奉納せし日月の旗を暫く借り受け來るべし。」と仰せければ、瀰右衞門はこれをうけたまはり、急ぎ鶴ヶ岡に參詣し、先づ幣帛を進め、神樂を奏して神慮を慰し、神司に告げて彼の御旗を借り受け、みづから是れを携へて歸路に臨む時、早く夜闌にぞ至りける。此の夜は雨雲月をかくしていと暗かりけるが、瀰右衞門は許多の供人に前後をまもらして極樂寺の切通を過ぎける時、茂林の裏より黒き裝束したる曲者兩人あらはれ出で、前後の提灯を斬りおとし、刀を電光の如くに閃かすれば、供人等は臆してたゞちに逃げ去くもあり、刀を拔きて戰ふもありしが、防ぎかねて皆散り／＼に逃げ去りぬ。瀰右衞門は懷の御旗を大事と守護すれば戰ひを好まずといへども、彼の曲者等順風の落葉急水の游魚の如くに走りかゝりて、鉞を揃へつゝ斬りつくれば、止む事を得ず拔き合はせて打ち合ひぬ。其の刃音は梢をならす松風に響きあひて、いともの凄き林木原、あたりに近き禪院の、鍾鼓の音のひま〱まに、鳴きまじる笛鳥の聲も、更けわたる夜の暗がりに、刃さきもしどろの探り打ち、刀の光息づか

ひを心あてに戦へば、或は石の地蔵に斬りつけ火花を散らし、或は岡に打をとし血煙を立て、しばらく時をぞうつしける。雲右衛門は曾て剣法に達しければ、ねらひすましてはたと打つ、身をかはしては丁と斬り、二人の曲者にあまた手をおはせけるにぞ、曲者等は敵しがたくや思ひけん、早速を出して迯けおちぬ。此の時やう／＼雲散れ月あらはれければ、雲右衛門は吹等と打ちならむとなくきらんと思ひつゝ、一息つきたる折しもあれ、茂林の内に弦音高く響とひとしく、一すぢの征矢飛来りて、雲右衛門が胸さきを背深に射たれば、さしもの勇気の雲右衛門もたまりえず、ひきと苦しみ倒れて後へに撞と打倒れ、懐蛇の鮮血、懐に流れ入りて御旗をけがしければ、御旗は忽ち翼を放ち明てて空中にひらめきぬ。かゝる時しも茂林の裏より、兜頭巾に錦の野袴、金の鷹の帷をおびたる曲者、二所藤の弓を携へて歩み出で、空中にひらめく御旗を手早く把りて、懐に押入れつゝ、悲歎に堪ふ不敵のありさま、曲者とは見えざりけり。時に雲右衛門は息吹きかへし、刀を杖に起あがり、彼の旗を奪ひ見て御旗のなきに仰天し、かつ／＼のよわりて又倒れぬ。曲者はうち笑みて、雲右衛門をのけざまに蹴落して件の刀を拾ひ取り、とゞめの刃一刺ゑぐり、悠々と立去りて、従容と茂みの骸をば、草むらのその其の骨柄、斯かる有様を出す三更の、鐘のひゞきともろ共に、行方もしらずなりにけり。扨此の道の里人等、雲右衛門が死骸を見つけて騒ぎたち、たゞちに月影、宿の篝に注進しけ

れば、山暁荘司雪森點檢の役目をかうぶり、僕夢平に提灯もたせて此の所に來り、邏右衛門が不慮の横死を悲しみつゝ、胸に立ちたる箭を拔き取り、箭の標を見ていぶかり居たる所に、はやく人の告げけるにや、邏右衛門が妻於破矢兒子動之助とともに夢路をたどるこゝちして走り來つ、空しき骸にとりつきて、前後不覺に號き哭び現心もなき體なり。荘司も共に落涙し、和主等の愁傷さこそあらん、あたら忠義の武士を、惜しむべし悲しむべしといひて、暫し歎きに沈みしが、やゝありていひけるは、「餘の物に心をかけず、御旗ばかりを奪ひ去りたる曲者は、並々の盗賊ならず、察する所南朝に心をよする輩ならん」といひければ、動之助涙をはらひ、「君父の讐には共に天を戴かずと承れば、早く敵の行方をたづね、おん旗をとりかへし、首とりて亡父の墓に手向けたく候へば、此のよしを主君にきこえ上げ給ひて、復讐をおん免し給はるやうにおんとりなし下されかし」と、母もろともに願ひければ、荘司いはく、「父母の讐に居ること、苫に寝ね干を枕とし仕へずといふ語もあれば、其のねがひもっともなり。早速主君にきこえあげておん暇をたまはるやうにとりなすべし。さりながら敵はなみなみの者にはあるまじければ、必ずかろくおもふことなかれ、いきみたつ若鷹は、かへりてあやまつ事おほきぞかし。常起臥に心をつけ、刀草を放つことなかれ、自らよくこれを思量せよ」とこまやかに教訓すれば、「其のおん詞こそ我が為の錦嚢巻手燭、忠といふ字を兜となし、孝といふ字を

喉となし、たとへ敵鐵城に籠り石門に隠るゝとも、一念の誠を以て尋ね出し、首ひつ提げて立帰らん」と、勢ひこめていひけるにぞ、母は喜び庄司もうれしく、いさましく[illegible]、益々其の猛き心をたのもしがりつゝ、夢平を顧みて睡眼すれば、夢平は其の意を悟り、一腰を抜く手も見せず、動之助に斬りつくれば、心えたりと四寸の開き、下をはらへばひらりと飛びて腕首つかみ、[illegible]夢平同をよるぞ[illegible]惜し謝がまへからせば、一かう押へて、二處をひらいてから[illegible]ず此のやうに」と[illegible]、夢平が刃をはつしと打ち落せば、庄司は[illegible]、あわたの根を抜きとりつゝ、手裏剣にうちつくれば、かへ[illegible]にて手とうけとめ、「此の手の裏には[illegible]願ひは叶ふまじきや」[illegible]、只時見事其の矢の根こそ敵を撃る手段なれ、とれを[illegible]祖父の死骸は瑞手次第にとりおさめよ、我は一刻も早く隣に歸りて、[illegible]の願ひを申し遣はすべし」といひ残し、夢平を具して立歸れば、母は於彼矢も雪兵が深き情に感歎し、動之助と共に、やがてき骸を抱き起せば、疵口より流るゝ血のにほひ鼻を覆ひて、痛くも、身は冷えて色變り、[illegible]奇蹟に、溢れてもろき露の花、寂滅爲樂の暁に、砕けて消えし昔の露、目もあてられぬありさまなれば、又も歎きに沈みしが、森の鳥飛びわたりて啼く聲し、曉近くなりにければ、暁呼真の雪右衛門刎ねの獨龍の座兵衛といひしときは貧苦にたへず、後に森を離れて諸く心を安んずといへども、今

又此の災ひにかゝりて非命に死すこと正しく是れ父五大院左衛門宗繁が梟悪其の子に報ふ所なるべし。常言に一分の悪をなせば十分の悪報ありといへるも宜なり。豈怖れざらんや。

雙蝶記卷之五 終

雙蝶記一名[illegible]務雜物語　卷之六

江戶　山東庵京傳編

十四　蟋蟀枕も牀も野宿の妖怪

さるほどに青砥藤之助は復讐の願ひかなはで、眼に行衛をしらぬ[illegible]唯獨り、みづから包を背負ひ、鎌倉を發足し、思ふ旨やありけん武者修行といひなし、越中國をこゝろざして出で去りぬ。さて越中國立山の連山に劍が嶽といふ高大なる山あり。其峰は雲に聳え、頂は天心に接はり、遠く觀れば雲霞を磨斷し、近く看れば月魄を半呑し、深谷幽谷に虫蛇充滿ちて晴るゝ時なし。山口には鳥獸多く栖む故に、獵者等も多しといへども半山より上は人跡絶えて、山の奥をきはめ知る者なかりけり。况して秋のはじめつかたは、他國の修行者とても[illegible]をつき、鉦を打ちならしてかの劍が嶽の半山に登り、行き暮れて宿るべき所なければ、野宿すべきかいかにせんと思ひわづらひつゝ、彼方此方を見渡すに、はるかむかうの巖の樹の蔭に、一つの燈火見えけ

れば大きによろこび、草のかたぶくばかりの徑路をもとめ、萩紫菀女郎花のたぐひの草どもいと高く生ひのびて、露滋き裏をおし分けつゝ其の處に去きて見るに、あはれにさびしうあれまどひて、人も住まざる古社なり。筏をおろして裏に入りこまやかに見るに、神前とおぼしき處は奥深くしていと暗く、蝙蝠など飛びさわぎ、祭祀の具も見えず、いかなる神にかゐきまへがたし。軒端かたぶき朽目に苔蒸して垣衣生ひ茂り、月も時雨も漏るべきさまなり。蔀は崩れて鳥の巢ないとなむ處となり、翠簾は破れて蜘の絲をむすぶ便りとなれり。牀には落葉敷きかさね、塵うづ高く積りて獸の足跡おほし。高欄瑞籬みな朽ちて棘の裏に倒れたり。めぐりには幾年をふるともしれぬ松杉のたぐひ深く立籠め、枝葉茂りて社の上に打ちおほひ、物すさまじさいはんかたなし。修行者は野宿するにはましならめとおもひつゝ、社の片隅に筏を置き、油紙帳を取出して敷物とし、暫く休息しけるが、松吹く風谷の水音、耳近くひゞくさま／＼に聞ゆる梟の聲のかれ／＼なる、いろ／＼に鳴く蟲の音の哀れなる、凄涼寂寞として人あるらしけに對嘲さへ身うちを驚すにぞ、目もあはねば睡りもやらず、しばらくありてむかうのかなたはるかに見やれば、毬ほどなる火の光六ッ七ッ亂れ飛ぶ。狐のともす火かと思ふに、漸々に近くなるを見れば、百姓とおぼしき者大勢明松を前に照らし、注連をはりたる櫃を舁き、幣帛を持ち、此の社を望みてたゞ來つゝものいふを聞けば、一鵬呼村一番のうつくしき此の娘、人身御供

にたりといふは大いなる事。一ツおいたる年は八ツ親の敗きはいかばかり、何ならん、御勘気、みさ
ない、実を食ひ給ふぞ、悲しき目を見る事よ、と、餘所の哀れを呟きつゝ、社の前に棺をすゑ、其の十
に幣帛をさし挟み、皆をひれふしぬかづきつゝ、「おん神に告げ奉る。おん望みの生贄はいつもの如く、此の世
じ奉れば、田畑を荒し給はぬ様に社ず奉る」と、いふ間も身の毛をよだちて、我を、風を吹て、
松明を吹き消されなば、そ□風が□といふ□さし□、魂を消やして打ちかへり、我先にと
争ひて、ころびつまろびつ逃げ帰る。修行者は社の縁に身をひそめて此のやうすを見聞し、さては此の
社に変化すみてなきなき者をとると思ふ。我さいはひに爰に宿り、変化を退治して諸人の嘆きを救は
ばやと思ひつゝ、錫杖に仕込みたる刀を抜きかけし、猶うかゞひてぞ居たりける。稍夜更けて、夜
嵐はさしう吹きわたりて梢をならし、青葉を吹き落しいとものすごき時しもあれ、奥深く、神前
俄に鳴動して、足音ひしひしと響き、琴瑟をかきならべる音なぜし。現はれ出でたる変化の姿、白き面
衣のやうなる物を頭にかづきて、其形は知られざれども、かの棺の傍近く歩み寄り、両の腕を打曲
げたるやうなる爪生ひ、鳶の翼をうちたるやうなる毛生ひたる手をさし伸べて、棺の蓋をめりめり
と蓋を破りけるが、不思議や棺の裏よりも手を出し、変化の手にひしひしと組み、忽ち棺を踏み破り
ので、前髪ある若者旅装束に、包を負ひ、白羽の矢を握りてあらはれ出でたり。是れ則ち別人にあら

す、芳元動之助氏邦なり。變化は手を振り拂ひ、動之助を摑み殺さん勢ひなり。修行者は變化を目がけ、錫杖に仕籠みたる刀を拔きて唯一打と斬りつくる。變化は早く身をかはし、頭をのぞめば身を沈め、下を拂へば飛び上る。動之助は生捕らばやと思ひけるにや、空虚をうかゞひ變化の腰に組付きぬ。變化は背後に手をまはし、動之助が襟首つかみ、引きのけんとしたる所を、修行者が呀と聲かけて打ちこむり、變化の腕を斬り落せば、動之助はさつと退く。其の間に變化はすり拔けてかき消す樣に失せたりけり。修行者は暗き裏に動之助を變化と思ひ、又斬りつくれば飛び退りて拔き合はせ、丁丁しと斬り合ひしが、雨雲の絶間よりもれいづる月のさやけさに、互に顔を見合はせて、「和主には。」「御身は。」「こは計らず。」「思ひかけず。」と互に驚き刀をひきて鞘に納め、先づ修行者いひけるは、「和主は何故に棺に入りて此處には來つるぞ。」と問ひければ、動之助いひけるは、「其の不審は理なり。我亡父の仇を尋ぬる爲、武者修行といひなして當國に到り、昨夜此の山の麓の村長の家に宿をかりんといひ入れしに、主人夫婦をはじめ家内の者、都て歎き悲しみ居たるゆゑ、何事を愁ふるぞとたづねしに、近頃此の蛭牙山の木枯の森の古社に邪神すみて、月毎に一人づゝをさなき女を人身御供にとる事あり。これを供せざれば村々の田畑をあらし、あまたの人の難儀になるゆゑ止む事を得ず、いとしき子をとらるゝ者數しれず、其のとらんと思ふ子のある家には、軒端に白羽の矢の立つ事あり、

且有其のものあるしなり。我が家にも其の矢立ちしゆゑに、今年八つになる娘を人身御供に供ふべきに其の時にかく験くなりといふ。其の矢は則ち我が携へたる此の矢なり。我これを見て哀れなる事にけれど、其の上人にそう／＼せよといひふくめ、我其の娘にかはりて此の箱の中に入りて、旧事には鎧と思はせ、此處に舁かれ来つるが、果して猫股(?)にたがはず、今ぞ人身の害なす變化を獲たり。く見給へ」といふにぞ、修行者が其の腕を取つて月の光によく／＼見れば、是れ猿の腕にまぎれず、手はりなき物に似し物の爪、恐ろしき物の亡ぶる下僧たる物二つばかり、修行者は之れに…よかり矢を見て、扨は此の變化にたぶらかされて、曲者の所為に見せかけしと、打ちもなしにといひければ、動之助いはく、「いかにもさなり。されど／＼曲者とは思はれず、いかなる山のともいはん」と言ひければ、修行者も何にかあらん耳語すれば、動之助は打ちうなづき、踏上の旅客東人ありといひけれど、今よる世中にへども容易に密事は語りがたし。拙者は此の山奥に分け入りて様子をこゝろみ候はんぞ、さらばにたち別れ、再會の時はかやう／＼と修行者の耳語すれば、山本の林を過ぎて盗み候ふ。ば、動之助は火打袋を取出し、火を打ち出して松明に點し、幽かに分け取り、たがひに…ありけん、動之助は山奥の方、修行者は麓の方、別れ／＼に出で去りぬ。かくて動之助は松明をふり照らし、木の下露に袖ひぢて、山ふかく分け入るに、径路蟠曲し、蹊をたどる險阻なれば、人跡たえたる

深山なれば、猶を傳ふ山猿、岩間にすだく鼯鼠も、人をあなどる風情なり。狼の吼ゆる聲は山響にひゞきてすさまじく聞ゆ。山蛭は肉に喰ひ入りて鮮血を吸ひ痛みに堪へざれば、蛭ケ嶽と名づくるも宜なりとおもひつゝ、あやふげなる岨をつたひ、苔なめらなる巖橋を渡りなどしてゆくに、峯越しの風に松明を吹き消されければ、岩が根はひ出でたる所に見かけて休らひ居たるに、松の林の裏よりあらあらしき大男二人歩み出でて動之助に向ひ、雷のおちかゝるばかりの聲して曰く「汝は前髮ある弱輩なるが、何等の爲に夜中獨り此の山に上るや、此の山の半ばより上は人の上るべき處にあらざるに、見かけに似ず膽太き奴かな」といふ。動之助此の者等を見るに、身の丈高く、眼は狼の如く、鼻は野猪のごとく、髭は蕪の如くなるが、峯棄をもて編みたる頭巾を被り、蒲掌手をかけ、巖菅の脛巾をゆひ、山刀の長きを帶び、一人は矛を横へ、一人は鉞を提げたり。なみなみの者ならば打驚くべきに、動之助は臆したるけしきも見せず「かかる山中を夜に入りて獨り上ること、心得なくてなるべきか、汝等もし妨げせば、我が手並を見すべきぞ」といふ。かの者共は呵々と打笑ひ「いよいよ膽太き奴なり、汝さばかり手なみあらば、我々と勝負を決せよ。萬に一つ我が輩に勝つことあらば此の山にのぼすべし。若し負けなば活かしては歸さじ」といふ。動之助莞爾と笑ひ「我は武者修行のために旅をする者なれば、こは望む所なり、いでいで勝負を決すべし」といひつゝ立上りて身構へすれば、

先へ一人有かけ扶りて突きかゝる。心得たりと刀を抜き、東女は上から伍ひ、と打たゝ流る一打一揆り、風にもまれ々る柳の如く、手を持ちたる柳の枝の、弱気に見えて強きが如く、主ふく蔵を割する手練、凡人ならぬ太刀すぢを、見かねて残る一人と、俄かうちはじめ刀をつけたり。動之助は人々出了に小太刀のあしらひ、牛若丸が鞍馬にて、木の葉天狗と戦ひしか、今見るごとき有様にて、終けるゝます猛かりけれども、二人の山人何かは以て敵すべき、高這ひして逃げ去りぬ。動之助は刀を納め、扨、以前は山賊とも思はれず、熊とりの猟者にや、何にまれいぶかしき者等なり。此の山の風景はめずらしあるべからずと思ひつゝ、清水を掬して咽をうるほし、松明も盡きたれば、月の光に芒し二人ほどのこゝには、いまだ初秋なれど、深山の事なれ、冬の時のごとく、夜風凜とまはして寒くるにしのぎてあるくく猪の通ふ道だになき所に到りければ、東の方にそうて旅路の物を埋一やうじて歩くに、やうやう一條の路ある所に出でたり。ここ四邊を見るに、此處は草木なくもよかつたならず、磨きたる岩石なども都て目醒むる許なり。孔雀石、碧玉石、琥珀石、白鳥、瑪瑙、石牡丹、石木賊のたぐひも見ゆ。山中に海石のまじはるも、いと奇事なり。燧石、鍾石の中にひ貝石おほく路のかたはらにあり。或は金色なるもあり在色なるもあり、方解石は鉾をなして細く割たるがごとく、舎利石は晧々として露の滋きに似たり。殊に怪しむべきは、野晒の白骨と散るとき

たる如き石あり、是れいはゆる野曝石なるべし。これ等の玉石奇石、玲瓏たる月の光にかゞやきければ、好景えもいはれず、人間を出でて仙境に入りしかと疑はれぬ。其の外見もおよばず聞きも傳へざる奇石おほかれば、動之助は奇異のおもひをなし、暫く四邊をながめてぞ居たりける。

十五　宿かして名をなのらする化石の鍋蓋

萬仭の青壁劍を削り、千丈の碧潭藍に染り、磊々たる嶮岈山の奥ふかく、玉石奇石交はりて、たゝむ巖をきりひらき、つくり懸けたる草屋あり。苔むしたる白石樹は青龍の雲を出づるに異ならず、なゝめに伏したる黄瑪瑙は猛虎の風を起すが如し。かたへは深き谷川にて、瀧る音のすさまじく、石鐘乳は時ならぬ軒の氷箸とあやまたれ、石燕の飛ぶ外は鳥も通はぬ所なれど、住めば都とおもふにや、篝火といふ此の家の娘、あるじの留主にたゞ獨り、燧火に向ひ居て、硫打つ手のたゆげなり。折節來る樵者の、瑳狐の琵四郎あるじの留主を見こみにて、篝子の主にのしより、たはたる聲していひけるは、「コレ娘夜なべ仕事をとりおきて、こちのいふ事聞きめされ。あたら花を此の樣に、深山木にして朽ちさする便なさよ。折々來りていふ如く、こちの心にしたがはば、此の山を連れて退き、都の花と眺むる氣、得心なきかいかにぞ」と、いひつゝひしひしと寄りそへば、突倒し、あな穢らはし、母さ

との留守といへば、[illegible]
いふ事を聞かすなうし給ひ[illegible]
衣の[illegible]を打ち[illegible]、毘四郎は頭を打たれ、[illegible]
手柄にする男なれど、戀なればこそ猪のやうになほ[illegible]
け[illegible]を引留め[illegible]を告げ[illegible]と思はば[illegible]
は、[illegible]仕業の、[illegible]司に告げ[illegible]
ごもる　こなたはそ[illegible]といはれて[illegible]は胸に釘、當座を欺き母に告げ、いかにも
すべしと心をさだめて笑顔をつくり、「さばかり深く[illegible]ほす心を、無解に聞かんも心なし、いかにもそ
なたにしたがふべし」と、いへばこなたは[illegible]に[illegible]、「それは實か[illegible]と
ふつゝ、「然らば[illegible]刻に此の背後の[illegible]に忍ぶべし。よき時分これを吹きて相圖を」と、いひつゝ鹿笛
を取出して與へ、「燈火[illegible]合點か」と、[illegible]山人も[illegible]にはこゝをなやましつ、「先づ酒買う
ていはふべし」と、穴熊[illegible]
顔にて自ら顔を[illegible]、今朝[illegible]大事の[illegible]、此の[illegible]
再び[illegible]打て[illegible]、[illegible]所には[illegible]助[illegible]

砧を打つ音聞えければ、かならず人家あるらめとおもひつゝ、火の光を目當にゆきて、賤の草屋の門に彷徨み、物のひまより裏をうかゞひ見てけるに、十七八ばかりなる美麗しき娘、紅のこぞめの振の小枝に春霞立田の山の錦といふ文字を繍に染め抜きたる木綿の振袖を着たるが、帶しどけなくひき結び、緑髪の顔にこぼれかゝりたるえもいはれず、人の斬首を臺にし、人の腕を杵にして衣を擣ちてぞ居たりける、かく人跡たえたる深山に人家あるすらいぶかしきに、世にすぐれて美麗しき娘嬋娟の人の腕首を砧にして、半をたゝけるけしきこそ怪しけれ、これは真の變化にや、何にまれ宿りをとひて試むべしと思ひ、門の戸を打ちたゝき、これは道を踏み迷うて難儀におよぶ旅人なり、一夜の宿をめぐみ給へ」と聲たかやかにいへば、娘は砧の手をとゞめ、いなこゝは人を泊む家ならず、彼處の谷に下れば麓に到る道あり、とく／＼ゆき候へ」といふにぞ、術なさにこひけるに、娘は其のいらへもせず、「こちは情の心をもて此にやどさじと思ふに、其の心をしらで死地に入るを好む、命しらずの旅人やこと、口の裏に呟くがほのかに聞えければ、猶怪しみ、宿かす事のなりがたくは、少刻のあひだ休ませてよかしとて、強いそがはしく戸を叩けど、娘は慌たゞしげに立上りて歩み出て、戸を引きあけて月あかりに動之助が容を見れば、年をすごなく許りに美麗しき若衆なれば、忽ち貪慾の心を起して心頭突々と躍り、たからめもせず打ちまもり居けるが、しばしありていひけるは、「主人の留主とい

ひ夜もすがら人も寝し故れくれはれて、まだ身なるは[illegible]にかゝても猶しまはく[illegible]

こゝなへすとといひつゝ、手に取りて其に運べりけるほど、動之助は身上の事を打歎き、自由ならぬ身の[illegible]

きなにされば、自ははいたいはしくも思ひ水を石の鉢に汲み入れて足をあらはせ、何にかあらん黒き石を

圍爐裏に打ちくべて火を燃し、「此は深山の事に寒さもはげし、いまだ初秋なれど見にこそ[illegible]

綿入を着はべり、まろ身は夏衣なれば寒さに堪へ給ふまじ、いざ火にあたりて身をあたゝめ給へ。まの

ら山に踏み迷ひ給ひ、さぞ[illegible]飢ゑもしたまひつらんなれど、こゝなる石山にて岩窟

一時つくり得ざれば、ゝゝ参らすべき物もなし、されどこれなりともとて蓄へしといひて、折敷の上に

白き豬のやうなる物を盛りて出せり。動之助はもてなしの厚きを謝しこれを食らふに少し甘味ありて

忽ち飢ゑを忘れたり。これは何といふ食物ぞと問ひければ、翁いはく、他にならぬ物なり只知り給はじ

ぬも宜なり。そは石麪といひて此の邊の岩窟に生ふる物にて、我々が平日の食となすものといふ。動之

助はこれを聞き、よく〳〵見れば折敷も石なれば、翁いぶかりて家内を顧みるに、諸の器皿も石にて、

水桶、燈臺、綿車、風爐、鍋釜の蓋、俎、擂盆、切机のたぐひの諸具、すべて皆石なり。其のうち

にも石の枕は昔語の一つ家を思ひ出しておそろしければ、恠しみて其のゆゑを問ふに、翁いはく、

「此處は千石奇石おほければ、奇石が洞とよび、谷底に川あり、まれ〳〵の物が其の

川水にひたしおけばおのづから石に化す、ゆゑに化石谷となづけ候。妾が家の雑具すべて石なるは、皆かの谷川にひたして石にせしなり、しかすれば萬の物かたくなりて破損せざるゆゑなり。今爐火に焼きたるは石炭なり。此の燈火は燃石といひてよく燃ゆる石なり、松明のかはりにもして燃し候。」といふにぞ、動之助はこれを聞き、「扨は聞きおよぶ化石谷といふは此處にてありしか。」とやう／＼不審はれにけり。さて娘は振袖の袂を口にくはへ、背後ながらによりそひて、いとはづかしげにいひけるは、「何れの國にや京の女郎田舎の女郎とかいふ石もある由、都の花の京女郎も、深山木の田舎女郎も心の實に二ツはあらじ。女子の念は岩をもとほし、思ふ男をしたうては、石にもなると聞きはべる。日陰の木々はおろかにて、石に花咲く谷もあり、岩間にたまる清水にも、月影はうつるぞかし、一河の流れも他生の縁、今夜お宿をいたせしも、深きえにしとおぼさずや。」と、心の裏を仄めかし、人に馴れねばおもはゆく、顔に紅葉の木の葉石、磨きあげたる水晶に、淚をこぼす額髪、くれなゐ匂ふ口紅は、沙の中の珊瑚砂、顔に袂の隔て垣、まだ初戀の咲きそめぬ、莟の花の石梅に、色を含みてかはゆらし。動之助は娘が戀を幸ひに此の家の樣子を窺はばやと心にうなづき、「落つる花に心あれば、流るゝ水にも情あり。さばかりにおもひたまはる志、さら／＼あだにおもはず。」と、靡きあうたる絲薄、ひとつに落つる白露に、濡れの絲ほころびぬれば、娘は嬉しさかぎりなく、動之助が手を取り

て、一間の裏にともなひたまひぬ。かくて時刻もやゝうつり、山風はいと烈しくぞ吹きおろす。其の家の主は雲根といへる老女にて、年もあまたかさなり、白髪を首に打乱し、いと年ふりし女羅の古松にかゝりしごとくにて、顔は古木のやうにかゞまりたるが、石鎚といふ杖をもて綴りたる衣の袖を高くかゝげ、片手には頰ふとかなる面に薩摩を和ぎそへ、片手には嬰を連て、老いを見せざる健やかさ、谷の漁間の、ほゐつゝ、家路に歸り門口より、奥へ走りしぞ、奥をつゝまねければ、かゝる夜は一間の裏に入給へでゝいつよりも御帰りの早かりしよといへば、今宵は山風さわがしさのみに、鹿も猪も帰りますまじにや、化石谷の岩陰にて、やうやく此の鳥一つとりて歸りぬ。酒は薄情と賣うもの、是れなるに濃酒飲まんことゝ、いひつゝ邊を見まはして、鮎山鼈雉などのとり挿てあるを見つけ、旅人を宿めしかことゝいへば、翁は筧の水に手を清めつゝ、これは旅、道を踏迷ひし上にてわぶる旅人を宿し侍ることといふ。老女はうなづきつゝ、そはよくこそしつる、いかなる國の旅人にや、我見えて試むべし、其の間にをらば此に侍へことゝいふにぞ、翁は心得つとて、いひて一間の裏に入り、動之助を連れて出て來りつゝ、これは我が母に侍りとといへば、動之助は簾をかゝげし體をのべなどするに、老女は動之助が顔を見て美顔なつかしゝ、かゝる山深き栖なれど、萬の事たらぬがちなれど、若し住しくもおぼすならば、おもひやかに家のつかれを慰め給へことゝ、いと睡にいへるに、實は母の調を幸ひに、よなう夜の節、同じく市

せば、十日も二十日も十年も百年も此におはせ、必ず見捨てて出で去き給ふな。」と、いふ詞のはしばしに、自然と戀に見はれぬ。動之助も打ちとけて、「母子二人しての厚き情、謝すべき詞も候はず。」といへば、老女は微笑みて、「御身はいづくよりいづくへの旅なるや。」動之助いつはりていひけるは、「拙者は元下總の葛飾に住む武士の浪人の子なるが、繼母に憎まれて追出され、立寄るべき陰なきゆゑ、越後國にある少しの所緣を心あてにゆく旅なり。」といふに、老女またいはく、「そは痛はしき事なり。卒爾なる事なれど、我が此の娘見給ふごとく、身材高く生立ちぬれど、いまださだまる聟なければ、明日をしれぬ此の老いが亡き後は、いかにして世を過ぐべきと、不便に思ふは親のならひ、此の山住のいぶせさを厭ひ給ふ心もなくは、おん身を聟に。」といひさして娘を見れば、かれも又は顔赤くしてはぢらひぬ。動之助は老女が詞にしたがひて、なほ樣子探りて見ばやと思ふにぞ近く寄り、「そはありがたきまでにかたじけなきおほせなり。今きこえ申せし如く、水鳥の陸に迷ひ、足なき蟹の身のうへなれば、此の家の聟となし給はば上なき幸ひなり。」といふにぞ、老女は喜び、「善は急げといふ言あれば、今夜假に婚姻の杯をさすべきなり。娘戸棚の酒もて來よ。竈の下を燒きつけよ。我は肴を料理して肴にすべし。」といへば、娘はいと嬉しみつゝ、俄に襷ひき結びて、母とともに立ちはたらき、石の切机石刀、料理終りて石酒壺、石の杯とりそへつ、松吹く風の颯々を、祝儀の謠に聞きなし

て、主なも使も喫刹に、萌儀は懲してすべにけり。皆々は益〻審しくて、「何なるか、萌引出に」と云かつ、あれ[illegible]見ませんして、金の[illegible]の手に把りあげ、「今からは金の下[illegible]まで[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]これ[illegible]と[illegible]出せば、勤之助はこれを受け、[illegible]な引出物、達者も何か[illegible]の[illegible]しなりと[illegible]き歳たれば一術も賂へず、[illegible]てこれ[illegible]と、そばにありあふ鍋蓋を把りあげつ、「破鍋に[illegible]ハて、筑摩の祭礼もなき、其の器の[illegible]に、似合は[illegible]、謎にとは[illegible]と[illegible]て、これ[illegible]、また[illegible]に[illegible]れ[illegible]、[illegible]よ、おくれたれど[illegible]の亭主[illegible]、[illegible]にて[illegible]、[illegible]へ伴へ、「皆どのあれ[illegible]かに寝れ給へ」といふにぞ、[illegible]、勤之助[illegible]連れてかしこの一間に入り[illegible]、[illegible]皇なにいふ[illegible]もでき、いよ〳〵合點[illegible]、[illegible]たる能[illegible]は、四海に[illegible]引出物[illegible]、足利[illegible]我も足利[illegible]に[illegible]、[illegible]なりと[illegible]あるとき、我が[illegible]

獨りのぼり來つる大膽不敵、唯者とはおもはれず。別にまたいかなる謀計あらんもしるべからず。大事は小事よりあやまつなれば、今夜のうちにたゞ一打と、獨りうなづく折しもあれ、相圖の飛礫に石蛤をはつしと打てば、老女は心得て出でて戸を引きあくれば、燧石に火をともし、門方にむかへし手下の獵者、秦龜の泥九郎、山鯰の血平太、兩人ひとしくいひけるは、先刻此の山の半途にて旅の若者に出であひ、不と二人にて戰ひをして試みつるに、劍法を精熟し、しかも早業にて我々敵しがたきゆゑに、這ふ〳〵逃げ還り候なり。彼奴唯者とは思はれず、此のよし注進仕る。と、いふをおさへて、一聲高に物いふな、其の若者は此方にとめおきぬ。果して我が推量にたがはず、いよ〳〵足利方のまはし者に疑ひなし。我彼奴を今夜の中に打ちとらばやとおもへども、若し打ちもらさばかの碊造りの亭座敷の軒口に釣りおく雷石を打つべければ、其方にても貝石の鐘を相圖に吹き合はせ、かの活道をさへぎりて打ちとるべし。若し又死地に入らば自ら死すべければ、手をくだすに及ばず。又此方にて打ちとらば、像てしめし合はせおきたるかの相圖をあぐべきぞ。此の通り手下の者等に殘りなくいひ聞かせよ。と耳語けば、兩人の者は打ちうなづき、早足を出して走せ去りぬ。老女は門をさしかため、自の刀を取出して腰におび、燈火を吹き消して拔足しつゝ、亭座敷に歩みより、縁のうへに足二足上りしが、いな〳〵、彼が目をさましなば、必定妨げすべければ、宿鳥をさすにしくはなしと、襷

に下りて牀の下にくゞり入り、自の刀を引抜きて、突上ぐる簀子の上には、うわなやごしとうかゞひ待まるとも
もに濡るゝ血しほ、仕すましたりとおもひつゝ、いそがはしく梯を上り、関障子を開きて、目驚
すかしみるに、おもひもよらぬ手下の衡者、書獨の二四郎、朱に染みていたり打ならつ、はやくも息絶ぬ
ば、やゝと驚きしが、くやしさとことゝびとりごとし、兼て用意の鉄砲を取上げず、跡さおく相國に
鉄砲を打たんとせしに、昨夜の隙より這入りし火走り出で、其の手にすがりてとゞめければ、此は何
ないふらしつゝ、其は女色に迷ひて其の昔策あるを誑せしな、にくき奴、こゝろ得たりと突倒して、又も
打たんと踏み出す足に、倒れながら取りつき、手鋏りにとゞむる隙、燈下の底に蹴倒し、又も
つきたる如くなり、其は蟻をふりたてし、こゝに隙こそあれかしと、立いてたへ、日来たくみのあしを
業、此の由に逆ひ来る賊人などゝいひおき、聞聴なこゝろみて、然る者は味方につけ、輔する者は追ひすて
捨て、又悶なれども味方につくをうけひかざれば、手下の者にいひつけ、追かけさせぬること、
非命に死す者數人といふ數しれず、其の悪報はかならずおのが身にかゝるべしと、平日にいさめ聞かせしかど
も、聞き入れ給はず無得心、先刻此の二四郎が來たりてはぶれ、得心せずば賊人の、あしき様にせんと
たふるといひし故、いつはりてうけひきたる體にもてなしたるを實と思ひ、しのび来つるを幸ひに、
相國に與へし鹿笛を吹き、誘きよせて彼の賊人と人のかはらせ、おのれ身の手にかけさせしは、其人の

難をのがれんため、旅人を逃せしも、まつたく色に迷ふにあらず、生先ある若人を、殺さんことのいたはしく、一つには母人に罪つくらすをいとへばなり。此のところを聞きわきて、其の相圖の石をうたれ、何とぞたすけたまはれ。」と、泣く〳〵いへば老女は、益々怒りをなし「我が心には大望あり、汝等が知る事にあらず。彼の者を逃しては、我が家の樣子他に漏れて大望の妨げとなるなれば、たすくる事はなりがたし。放せ〳〵。」とあらそふひまに、琵四郎おき上り、痛手に屈せぬ強氣者「さては我をしのばせしは殺させん爲なりしか、憎さも憎しいよ〳〵訴人になるべし。」と、いひつゝ岩下に飛びくだる。折しも下には血平太泥九郎兩人ひとしく來かゝりければ、老女は上より聲をかけ「心變りの琵四郎、それ打ちとれ。」と下知すれば、二人は心得かけへだち、等しく石の刀を拔きて斬りつけたるに、深手に弱らぬ琵四郎、同じく刀を拔き放して、二人を相手に打ち合ひぬ。老女も益々氣を焦ち、取りつく娘を突きのけて、磐石をうち鳴らせば、忽ち四方に吹きたつる石の礫、山彦高くひゞき合ひていとすさまじく聞えつゝ、遙かの山間谷間に許多の松明かゞやきて、つらなる星の如くなり。娘は四方を見わたして、獨り氣をやみ身をもだえつゝ、案内もしれぬ此の山中の、ゆく道々をふさがれては、彼のお方はかならず打たれたまふべしと、歎く涙のひまよりも、圍みをとかせ退かする、相圖はかねて聞きおきしと、思ひ出して此方にかけ下り、埋火を外の方に持ちいでつ、曲玉壺に貯へたる、

蟇蟆を手に握りて、火桶のうちに打入るれば、火氣にとけたる[illegible]に音もなくなるが、稲妻を合はする蟇の音もやみ燈明の光も漸々に消えけるにぞ、娘はやう〳〵安堵して、[illegible]へ帰り行とも知れず、あれ何ものとも知れず、岩の陰よりあらはれ出て娘を捕へ、口をおさへて小脇に抱き行方もしれずなりにけり。老女はこれに驚きしかど、蟇の音やみ燈明消えたるゆゑ、[illegible]に打あけたる、かの方を見おろせば、鹿平太蛇九郎の[illegible]四郎に[illegible]られ、いと危く見えければ、老女は雷[illegible]をなげ捨てゝ大きなる[illegible]石を取上げつゝ、琵琶四郎を[illegible]、これをつかひけるに、鹿平太蛇九郎の兩人は石に當り、琵琶四郎が刀は[illegible]けれは、[illegible]石の[illegible]にいさなはれて、刀の手の裏狂ふ所あり、二人の者は得たりとしたゝかに打かゝりければ、琵琶四郎は[illegible]ひに打たれて死してけり。此の琵琶四郎は別人ならず、[illegible]の[illegible]作が[illegible]の[illegible]餘作[illegible]に打たれたとしたる堂左衛門が[illegible]にて、素餘[illegible]其の[illegible]文武の[illegible]して、雲根の老女が手下となりしが、鹿笛の音にあざむかれて殺されしは、妻戀ふ鹿を數多殺生したる報いなるべし。さる程に蟇之助は[illegible]が情によりて危急を[illegible]れ、包を背負て[illegible]を逃れ出で、[illegible]明にかへらふとて娘が與へたる夜光石といふ物は、我身の四方五尺ばかりを照らし、外よりは見えざりし、折ふし月、雲かくれして暗しと雖も、かの石を以て道を照らして走りけるにぞ、[illegible]

父娘が教へけるには、是れより東の方遥か先に路二條あり、一條を死地と號け、一條を活道と號く。瑠璃の巖稱えたる方は則ち死地なり。是れ立山の地獄につゞき、三稜石といひて劍の山の如き巖あれば行く事あたはず。水晶の巖ある方は活道にて、則ち化石谷の下に出で、心安く麓に到る道ありといひける故、教への如く活道に入りて走りけるに、忽ち背後の方に礫石の音ひゞくとひとしく、四方に螺を吹合はせ、許多の猟者等松明を振り照らして走せ集まり、動之助を取圍み、爰を山刀のたぐひの得物々々を打振りてぞ向ひける。動之助は止むことを得ず、兩刀をぬきて左右の手に打振りつゝ、風の如くに打ちたらし、雲の如くにさへぎらし、多勢を相手に戰ひけるが、劍法手練の早業に、斬立てらるゝ猟者等、瓜の如くに斫倒され、毬の如くに打ち割られ、死人おほしといへどもなほ入りかはり立ちかはり、四方よりとりかこみてすき間もなく戰ふにぞ、さしもに猛き動之助も隻手四手に敵しがたく、ほと／＼危く見えたる處に、夜霧深く立籠めたる裏に叫子笛の音聞えけるが、忽ち黒き裝束したる武士三人、空木の出づる荒熊の如き勢ひして走り出で、左右をそろへて猟者等の群る中に斬つて入り、旋風の如くになぎりて戰ひければ、猟者等は敵する事あたはず、蛛の子を散らすが如く、四方八方へと逃げ散りける。三人の武士は道暗ければ長追ひせず、前の所に歸りしに、動之助は前しみ「何等の人なれば我が危急を救ひたまはりしぞ」といひつゝ、彼の夜光石を以て三人の面を照らし

みなに、二人は南なる十字兵衛が息子南餘兵衛、四つ目なる一人は[illegible]動之助、四[illegible]にあれ
ば、「こは思ひ掛けなし」といひて益[illegible]しみけるに、南餘兵衛いひけるは、「拙者は主人山吹莊司殿に
よりて俄に旅立ち、我が伴を具して當國にいたり、今此の山の麓なる假名寺といふ寺に旅宿せり。
然るにさる身今夜獨り此の山に登り給ひしと聞き傳へて[illegible]思はれ、我が[illegible]
僕の山に登り、動之助若し危き事あらば救ふべし。」と命ぜられしによりて[illegible]の如し。」といへば、動
之助は今にはじめぬ莊司が厚意を感激し、四人しばらく休息しけるに、かの血平太泥九郎の
兩人、[illegible]
が、二人は[illegible]、動之助に血平太泥九郎[illegible]
僕車に[illegible]、南餘兵衛動之助に對していはく、「主人莊
司おん身に見えて密談ありと申されたれば、一旦假名寺へおはして御對面あるべし。」といふ。時已に
東しらみ、山鳥啼きごゑきけれは、四人ひとしく[illegible]

曩に莊司南餘兵衛に對し、「深山の[illegible]といへども遠く[illegible]時子[illegible]をつくれ、他日おのづか
ら用ゐる時あるべし。」といひしが、果して此の時用ゐたり。

十六　おもしろうて頓てかなしき鵜養の腹切

其の磧礫を翫びて、玉淵を窺はざる者は、未だ驪龍の蟠る所を知らず、其の弊邑に習ひて、上邦を覩ざる者は、未だ英雄の宅る所を知らずといへる呉都賦を、おもへば越の中國、蛭子山の麓を背後になし、鮎毛川の流れにそひ、兎角といへる村中に、閑作といふ鵜養あり。頭に雪は戴けども、面は朱をそゝぐが如く、古來稀なる七十歳の、翁と見えぬ若作り、營む業は朝暮に、鮎毛川の鮎をとり、唯殺生を事として、波の滴の腰蓑に、露の命をつなぎ鵜飼舟にともす篝火の、消えなん後の闇路ふる更におもはぬ罪業は、日々に深くぞなりぬらん。祠のかたへに幾年を、經るともしれぬ大木の古松あり、枝に注連をひきたるは、様子ありげに見えにけり。比しも七月盂蘭盆の時なりしが、さすがに舍中は殺生の業を休み、精靈棚をいとなみつゝ、菅筵に杉の葉垣、茄子の牛に瓜の馬、麻の箸に土器も、土になりたる人のため、淨土の風に葦莖の、ゆらゆらが如く掛け渡す、粟穂稗穂に青瓢、濁りにしまぬ蓮の葉も、露の手向と見えにけり。村中の鵜養等、おんじの招きに寄りつどへ、靈棚の前に圓居して、百萬遍を繰る念珠の、手つきも常に手馴れたる、鵜縄さばくが如くなり。とおんじの閑作音頭取り、發願以至心歸命阿彌陀佛、念佛衆生攝取不捨と、鉦打ちならす越調の、聲もゆかしある

小屏風に、吹し散らしたる追分繪の[illegible]念佛[illegible]打ち[illegible]六字詰は、巖に叫ぶ谷川の、[illegible]鰍魚の聲[illegible]はれ、[illegible]のなき貴念佛は、[illegible]の嵐に鳴きまじる、其の蟬かとあやしまる。欠まじりに退屈の、念[illegible]を奥歯に[illegible]みくだけば「いづれも御苦勞これからは、願以此功德平等に、ある[illegible]ぶり[illegible]べし。」といひて、鉦打の[illegible]向ひ、[illegible]十五日[illegible]白萬遍、ようつとめてくだされた、[illegible]といへ[illegible]ば、遠慮會釋もなみ居たる鶴養等、時宜挨拶もそこ／＼に、旅[illegible]に[illegible]たる亡者の如く、或は食らひ或は飲み、咽につかへて[illegible]、[illegible]思はれぬ。かくて[illegible]時うつりて、[illegible]に鳴く晩蟬も、野邊の鶉に音を讓り、蘆花の[illegible]、[illegible]已に暮れければ、鶴養等はあ[illegible]まで食らひいた[illegible]、我が家[illegible]に歸[illegible]下男に、崩壞兒呂藏といふものあり。此の時船に檣さして[illegible]、岸の[illegible]かたげて[illegible]に入

り、訛みたる聲して、最早念佛もすみましたか、おれ身獨りで嘸ないそがはしくありつらん。今夜は客に雨氣がみゆれば船には苫をかけました。といへば閑作、唯々それはよく氣がついた、高燈籠にも火を燃し、彼等が飲み食ひに取りちらしたる、此の器どもも取りをさめよ、鍋にも飯を飼ひ魂棚にも燈明たてよ、といひつゝ樽を打振りて、一斗升ありし此の酒を、滴も殘さず飲みをつた、寢酒なくては寐つかれぬ、何かの用をしまうたら、一走り買うて來よ、ついでに豆腐小半丁、線香一把、錢はすこしここに出してあるぞ、我は少刻休息するぞ、といひ捨てて、奥の一間に入りにけり。閑作は何くれと健やかに立ちはたらき、門に立てたる高燈籠にも火を點し、これであらまし用はすむ、唯一走りと、いうた所が酒屋へ一里、豆腐屋へ半道、高瀬の狼に油斷がならぬ、と獨言し、樽の先に徳利を括りて打ちかたげ、松明をたづさへて、いそがはしげに出で去りぬ。夫れ飛花落葉のはかなさを觀ずれば、妻子珍寶なにかせん、生死長夜の夢の世を、驚き悟る人なるか、まだ年わかき修行者の、笈を負ひ錫杖をつき、打ちならす鉦の音いろは松蟲の、草葉に啼くが如くにて、萬燈籠を目あてに來り、殘る螢の二つ三つ風に亂れし露深き、往來の門に來よれり、これは遠國の修業者なるが、行き暮れて難儀に及ぶ、一夜の宿を御報謝にあづかりたし、といひ入れたり。閑作は一間を出で門の戸をあけ、今日しも亡き魂を祭る日といひ、亡き人の逮夜なるに、修行者の坐せしこそ幸ひなれ、いざこなたへ、と迎

ふれ給へ、黙りはゐらし給はれ」とて、修行者は奥に入り、幸ひ今日は、閑作が寺中の夫と返りとの
て、足を洗はせ、亡父の精霊を調ずる間、閼伽をたのみ彼に三て、いつか往きし頃に入りし時、修行者は
遽やかたよせ、魂棚に向ひ居て、先づ小菜を手向けたる位牌を見るに、遠文四年三月十九日討死、大場丸
郎虎山霊、としるしたり。修行者はこれを見て、且は驚き且は悲しみ、しばしありしにて、傍を見しはゆりし
が、懐より香包をとり出して香を焚き、兼ねて打ちならし、南無亡霊頓証仏果出離生死、南無阿弥陀
仏あふた備へと唱へつゝ、念誦をして居たりける。時に香気馥郁として、室内に満ち、庭の端に垂ら
鬼香なれば、閑作は一間の障子を細目にあけて窺ひ見、かかる所しも、昔の由を家の素性を
ず、此の四首に来りゝりて、これも香気の不思議に思ひ、しばし見て居たりしが、軈て心づきてやうや
て、参る時既に面のなく、修行者は室内へ入り来たる趣を打ち合せければ、閑作は一間を出で、修行者に間
近く寄り、「そのかみ身の上を語りし名香は、楊貴妃の身の体といふ香ならずや。只今聞きければ、修行者
曰く、「いかにも然り。この香をきき知りたる御身の素性は何人ぞ」と問ひかへせば、閑作は、修行者
つれなき素性をいかでかつゝまん、其の先に我が素性を語るべし」といふに、修行者は徒然を省みて一夜
實は相模大庭景親の後胤を守りそだてし、大庭丸郎貞直が一子なり。すぎつる元文四年、信州高遠城の
戦、籠城にて出生したる由白きけたる物語れり。又貝直討死とは聞きしかど、何れ紙にはしりければ、

若し活きながらへて此の世に坐すならば、めぐり會ふこともやと、かゝ修行者に身をやつし、諸國を
めぐり尋ねしが、思ひよらず此の家に祭る亡父の位牌、さては打死にきはまりしと、思へば力も落ち
果て、なかなしき位牌を拜む事、よくよく薄き親子の縁、亡父を祭る此の家のあるじは、必ず所縁の者
ならめと思ふにより、探らんために燒きたる香は亡父の遺物、此の香包を見られよ。」とさし出せば、
閑作は是れを見て打驚き、「いざ先づこれへ」と上座に移して雨手をつき「扨は戰場にて生まれ給ひし
若君よな、今は何をかつゝむべき、かくいふ拙者はおん父九郎貞直君に仕へし郎等魚淵たとまうす
者、はからず今夜めぐりあひ奉るも、おん父尊靈の導き給ふにうたがひなし、おん父君は知眞摩川
に入水し給ひ、底の水屑と成り給ふ、明は其の日今夜は逮夜。過ぎし昔をおもひ出すもいかなしや。」と、
本尊を拜りていひければ、修行者は落涙しつゝ、しばしうつぶきて詞なし。閑作重ねていひけるは「壁に耳
ある譬もあり、とまうせば、端近にてはおん物語もなりがたし、いざたまへ」と案内して、奥の一
間にいざなひぬ。かくて初更もやゝすぎて、雨雲の晴間よりもれいづる月影の、川渡てらす岸べたひ
に荷をになひて、心太を賣る商人來りつ、此の家の門邊に荷を下し「心太めせ、とうしやゝも入り
て候ぞ。心太の曲突をのぞませ給はゞ見せ申さん。」と、聲たかやかにいひければ、此の村の鶴養等寄り集
ひ、「心太の曲突とは珍らしき商人、いで望みて見るべし。」とて取りかこめば、商人は嗽きしつゝ「そ

も[illegible]心ばへに俳[illegible]の名誉なり。[illegible]名は[illegible]、[illegible]名は[illegible]こゝろていとも申すゆゑ、ところてんとよこなまれるなり。[illegible]の[illegible]ろていふ[illegible]と詠みたる歌にはべれば、今[illegible]曲[illegible]で給はゞ、いま一[illegible]申さん。」といひつゝ、或は空に高く突きあげて皿坏に受留め、或は背[illegible]突きて眉を[illegible]、或は突きて[illegible]、或は突上げて落つる[illegible]を[illegible]挟みなどして、いろいろ[illegible]に[illegible]て見せければ、稚児等は興に入り、一投もおもしろきことなりといひ[illegible]て、我もく[illegible]と心[illegible]、[illegible]興へて[illegible]たりき。[illegible]折しも川風颯と吹きて、閑作[illegible]の[illegible]明を消しけるまぎれに、彼の[illegible]四遊を見まはし忍び入りて、[illegible]に[illegible]、[illegible]に[illegible]入れつゝ、荷をになひて行方もしれずなりにけり。時に庭の苔井の裏より、大きなる蛇[illegible]出でて、鶴の鳥の[illegible]をくはへ、傍邊の古松の空に入らんとせしが、忽ち地上に[illegible]、[illegible]たうち廻り死しけり。彼の修行者は一開の障子を押しあけて、[illegible]に[illegible]をさめて打ちうなづき、松のもとによらんとせしが、閑作は[illegible]出でて、[illegible]りておし戻し、[illegible]こそ偽者觀念せよ、とよばはりつゝ、一腰を拔き[illegible]、[illegible]者は錫杖をとりて[illegible]丁と受留め、[illegible]るを受け[illegible]、[illegible]拔きて、[illegible]と[illegible]打ち

合ひぬ。かかりける時崩簗呉呂藏は、買物をとゝのへて家路に歸る其の跡より、以前の商人拔刀を背後にかくしてねらひより、肩尖のぞみて斬りつくれば、呉呂藏は身をひるがへしてこれを避け、酒樽を投げ捨て櫂に仕籠みし刀を拔き、拂へば退き引けば入り、來往去回の秘術を盡し、雙方おとらぬ蝸牛の角、裏には閑作修業者が、外方には呉呂藏商人が、火出づるばかりに戰ひしが、何思ひけん呉呂藏は、巖の上にかけ上りて、川にざんぶと飛び入りつゝ拔手をきりて游ぎゆく。商人は岸づたひに跡をしたひて追ひ去きぬ。修行者は閑作が、電光石火とひらめかす、刀の光に眼くらみ、勢ひ猛きに氣をのまれ、劍法亂れて敵しがたく、すでに打たるべう見えけるが、流るゝ足を踏みとめつゝ、門に立てたる高燈籠の引綱をはつしと斬れば、燈籠は地上に落ち、銀河の星か由々に、つらねる松明旗捺物、夜風になびく雲の波、陣鉦太鼓鯢波、龜毛川の瀨る音にひゞき合ひて、いとすさまじくぞ聞えける。閑作は刀を引き、向うを屹と見渡して、ミシヤもの／＼しき金鼓のひゞき、我を打たんと鎌倉勢逆卷すとおぼえたり。たとひ萬騎の敵たりとも、なでふ事のあるべきや、あな小賢しやと冷笑ふ。油斷を見すまし修行者が、又斬りつくる刀をはつしと打落し、手早く側に引付けて、膝の下に敷きたる折しも、雜兵許多かけ來り、槍をひねりてつめ寄せたり。閑作は修行者を攫み退け、庭におり立ち身をかはして、突き來る槍を左右に拂ひ、一つもぢれば二人一度にひるがへり、

倒るゝを飛びこえて、又突きかくる槍の千段を搔掴みて、[illegible]槍の手を[illegible]、四方八面へ入乱れ勢の、雲の中に乱れたり。たゞこゝかしこに隙間もなく、[illegible]をかへて突く槍は、[illegible]の如く、ひらめく光は雷光か、山の雪のちる如くなれば、是れも[illegible]、飛龍のごとくにかけ廻り、[illegible]の前を蹴散らして、前後に当る左右をさゝへ、はらり／＼と斬り払へば、雑兵どもは散しければ、しどろになりて引退く。[illegible]間を見て、背後から[illegible]と組むを、腰を[illegible]、襟首摑みーうこなたへ、仁王立にたてれたる處に、弦音高く[illegible]、白羽の矢を飛来る、[illegible]をはつしと斬たれば、うちをかすかに[illegible]、関作は[illegible]遁くも学たる[illegible]、我が身は[illegible]、かゝる時[illegible]、

「またこんと頼むの[illegible]かゝる路は待つ間ひさしき名残なりけり」

と、思ひもかけず一首の歌を吟ずるにぞ、さしもの関作も[illegible]、又[illegible]さ、月影を[illegible]、[illegible]、[illegible]れ出でて来る、其の[illegible]いかにと見れば、[illegible]たる[illegible]を結びたれ、小[illegible]に、丹[illegible]の陣羽織を着くだして、[illegible]の太刀はき、黄金作のたちを[illegible]きて、[illegible]の[illegible]を小脇にかいこみ、[illegible]

かし、光渡りて歩み来る、其の形勢志氣堂々威風凛々たる若武者なり。閑作は肩をゆすりてほくそ笑ひ、ことゝしげに名乗りし故、いかなる荒武者が出で来ると思ひしに、手にも足らざる小冠者原、討手の大將なんどとはかたはら痛し、しかのみならず我をさして大佛九郎と呼びかけしは何の狂言、貞直殿は知具麿川に入水したるをしらざるや、忍ぶ殺すは安けれども、童を相手はおとなげなし、汝が命を汝に與へて許しやること、とく〳〵歸れと高笑ひ、ほざきにほざく不敵の詞、勤之助は少しも臆するけしきなく莞爾と笑ひ、入水といふが則ち僞り、人を欺く死間の計畧、今あらはれて日なしからん。先つ此鎌倉極樂寺の切通に於て、我が養父菁元[illegible]右衛門を遠矢にかけ、日月のおん旗を奪ひ取りしは汝なること疑ひなし、其の證據は是れなり、とて、腹卷の引合より、矢の根をいだし目前にさしつけ、此の矢の根におぼえあらん、養父を射たる此の矢の根は、他國にまれなる[illegible]石、我是れを證據に仇をたづね、蛇牙山の麓に宿り、木枯の森の邪神人身御供をとるしるしに射たる矢なりといふを見れば、今我が射たる白羽の矢にて、これもおなじ石の[illegible]なれば、これぞ仇の手がゝりと思ひ、人身御供の楷に入り、かの社に到りて試みつるに、果して眞の變化ならねば、いよ〳〵怪しみかの山深く奇りて見るに、化石谷に[illegible]石多くあり、又石の刀を用ゐること鐵刃に異ならず。察する所樺となりて月影ヶ谷のおん館に入りこみしも彼の奇石が洞に住む老女なるべし。曾て十洲記にいへることあり、

西海の流洲に昆吾石あり、劒に作るに水精の如く、玉を剖るに泥を切るが如しといへり。又王表聞を註して云はく、肅愼國の人楛木を以て矢となし、青石を鏃とし、毒を施し、人に中れば即死す。これを石砮と號く、又肅州に青石を以て刀劒となすこと圖經のことしといへり。この事に云ふ、北石谷の鏃石に毒を施し、源右衛門が射たるに違ひなしと思ひし故、假名字を陳所となし、此其手に、の人向うたれり。義父の敵といふは私、姉呉竹川に入水といつはりの語を遺めて、足利殿に亡ぼし北朝を傾けんと昧すを集むる謀叛の張本、大瀧九郎貞直と、とく〳〵本名名告るべし。君命おもき打手の大將動之助氏邦、汝が首を打取りて、初陣の高名にすべきなり」と、鋭き詞の舌劍に、勇氣は朝日の閑作も、肝を突かるゝ如くにて、眼眦ぞしの面色變り、頭の汗脂の如くに流れつゝ、蓮の花の如くなる鬢髭をそらさまにさかだてつゝ、牙を嚙み拳を握り、鼻をふき怒らし、肩を聳えかしつゝ、「我自ら意を蟠龍に比して泥中に蟄し、魚鼈と伍はりを同せうたで、昇天の時至るを待てるに、汝等如き小冠者ばらに見あらはされたるくちをしさよ。さるにても、いぶかしきは、我と我が兄の筆蹟にて、生子にそへたる香包の裏にしるせし一首の歌を、汝今吟ぜしはいかなる故ぞ。それ聞かまほし」といはれれば、動之助は「唯々其の不審理なり、委しく語りて聞かすべし」といひて、腹卷の引合より位牌を出し、「我先刻南條兵衛といふ者を心太賣の商人に身を扮させ、誰なりとも此の位牌に、大瀧九郎貞直

靈としるせしは、是れ則ち養父の仇の形代なり。かの豫讓が衣をさしたる例に傚ひ、今父の仇を報ゆるなり。」思ひしれや」とよばはりつゝ、太刀をすらりと抜き放して、位牌を切割りいそがはしく物具を脱ぎ捨てゝ、雪の如くなる膚をおし膚脱ぎ、太刀をさかしまに取直して、脇腹に突立てたり。大佛九郎は益いぶかり、「汝何ゆゑ自殺するぞ。」と問ひければ、動之助苦しき息をつきて云く、「君恩おもき嚴命なれば默止し難く、生きては謀叛の張本を打手の大將、二ツには、産みの恩より猶深き、養父の爲の復讐、公私とわかる忠孝二ツ、兒のがす事の能はざれば、死して親子の名告をせんと、其れ故に此の自殺。かくいふ拙者は菅形の戰場にて出生したるおん身の實の子なるぞや、其の證據見たまへ。」とて、陣羽織を差出し、「是れを着して打手に來しは、豫て自殺の覺悟ぞ。」といひければ、さしもの貞直肝つぶれてどつかと座し、陣羽織を取上げて好く\/見るに、紛ふ方なき雲龍の錦なれば、「さては我が子にてありしか。」と、猛き心もよわりつゝ、唯惘然れたる許りなり。良ありて修行者に打向ひ、「先刻汝香包を證據にして我が子なりと名告りしが、菅形の落城を指折りて算ふれば、今年で丁ど十八年、汝が年のころほひは、二十を過ぎしと見ゆるゆゑ、僞り者と推量し、我又汝をいつはりて、郎等鐵太と名告りしは、汝をあざむき人質に取りおかん計畧なり。そも汝は何者ぞ。」と問ひければ、修行者云く、「彼自ら我が名を位牌にしるして祭り置くは、死間の奇畧と察せしゆゑ、動之助が所持

したる衣包を假名寺の陣所にて受取り、かの書を燒きて衣がふる書を盗み去りたり、其頃は由良伴司が一子由良餘吾郎雪村といふ者なり、先頃見山喚喜閑が隠宅に、其の裝束してしのび入り、朱雀の道を盗み出でたる曲者を、喜閑からめとりて責め問ひつるに、「天佛九郎眞直が郎等、魚淵朝太といふ者なるが、南朝の帝、古今傳授の秘書を求め給ふによりて、其の秘書のをさめある此の庵を尋ね出でしこと」と白状し。其の時彼が物語にて、動之助が素性を委しく知りつるなり」「天晶九郎が存亡はいかにぞ」とありしに、「貴の言ひしが、人々に縫ひなし」といひて白状せず、火水を以て責められしも肯はず、自ら舌を喫ひ切りて死しつるなり」「先程は魚淵朝太と名告りしを實とするは其の故なり。假名寺にて計し合はせ、此の家に在てし高燈籠を切落すを相圖とさだめ、ここでこそかくは計らひたれ」といひければ、眞直いはく「しからばいよいよ我が子は青木濃右衛門に育てられしな」「過ておくんぬ。濃右衛門は元來、主君相模太郎殿を敵の手に渡して打たしめたる、不忠至極の左に陸尺衛門が子なる故、一ツには日月の御旗を奪はん爲、二ツにはせめて其の子を打ちて相模太郎殿の讐を報いんとて為し事なるが、今おもへば恩を讐にて復せしなり、返す返すもあやまてりき」と歎息しつつ、いふ言を聞けば、動之助はたえ苦しげに息をつぎ、「されば拙者は生子のときより育てられ、大恩うけたる養父の何某なくいふとすれば、實父ひおん身を打たねばならず、それ故に養父の仇を射かへす心で、先刻射かけし白羽の矢の、

箭をはぶきて射かけしは、養父の爲には弓を引き、産みの親に對しては、引かぬといふ心にて、是れ父子の義を二ツに分けて何れをも重んずる所なり。養父の敵が實父にてあらんとは露思はず、世界のうちの惡因果を、此の身一ツに引受けて、苦しき者は我が身なり。推量してよ父うへ、と、いひつゝ、そばに這ひ寄りて、おとす涙は疵口の、鮮血と共にほとばしれば、烈火のごとき貞直も打ちしをれ、又陣羽織を取上げて、片手には介抱しつゝいひけるは、一昔前の戰場にて、汝が出生せし時に、此の雲鶴の地紋を拵ひ、此の子の齡千歳の鶴にあやかれと、心に祝せしかひもなく、霜を悲しむ夜の鶴、子を思うて泣く爲の、譬になりし因果さよ、生まれたる時襁褓にしたる此の羽織が、今死ぬ時の經帷子になるべしとは、いかでか思ひはかるべき、此の錦はいかなる者が織りなして、かゝる因果を見せけんぞやと、いひて、羽織をひしと抱きしめ、萬夫不當の勇將も、恩愛といふ大敵には、背後を見せて泣き居たり。時に不思議や荒鵰ども、籠を離れて軒翥し、嘴を鳴らしつゝ、動之助に飛びつき／＼苦しむれば、動之助は、一あなや、と叫び打ちわなゝきて悶絶し、此の世のうちの拔目鳥、地獄の呵責眼前、無慙なりけるありさまなり。此の時月はふたゝび又雲にかくれて暗かりしが、岸に繋ぎし苫舟より、山陰庄司雲平黒頭巾野袴陣羽織、籠手臑當に身をかためて、背かたぐりてあらはれ出で、がんだう提灯振照らして門口にあゆみ寄り、裏の様子を窺ひぬ。貞直は聖燈と盗る火の絲に、と用意しおきた

る亡骸を束ねて火を燃し、松明にしてふり照らし、動之助が荒濤どもに責めらるゝ、苦痛の體を眺めけて、且怪しみ、且悲しみ、涙潸然腰蓑に散りかゝりて、波の滴に異ならず。二子山の裏眼の老女、いみの程にはかなく見居けん、此の折二階の障子を開きて座したる姿、白髪の頭に竪髷、宿の出口、筒をふとたゞ見きならず、其の昔渡邊使町の如く、いとゞ哀れをそへにけり。旦直涙を押し出して、ふなあさましや身の罪業を今ぞ知る。懺悔に罪を滅すと聞けば、我が憂き業のありさまを語らむ。

「げに實にや世の中を、うしと思ひ捨つべきに、其の心更に夏川に、鵜つかふことのおもしろさよ、しめる明松振たてゝ、藤の衣の長きすき、籠をひらきてとり出す、志萬つすおろしあしども、此の川波にさつと放せば、面白のありさまや。底にも見ゆる篝火に、おどろく魚を追ひはし、かづきあげ、すくひあげ、ひまなく魚をくふときは、罪も報いも後の世も、わすれはておもしろや。」

其の後生の罪重き、親の因果が子に報い、荒磯の責めが不便さに、松明を投付くれば、鵜の目どもはぱつと退き、動之助はつく息も、絶え〳〵になりにける。雲眼の老女も笛を納めて、いそがはしく二階をかけおり、動之助をかき抱き、苦形の戦場にて、そなたを産みたる實の母、雲眼と云ふは我が身なり。産むと其の儘浩浩別れ、いづくに居るやとおもひしに、逢ふは忽ち死別の歎き、まづ

よく薄き親子の縁、いかなる者が親となり、子と生まれては來つるぞや。娘篝火が行方しれざる故、もし爰へ來はせぬかと、先刻爰へ尋ねに來て、門口に彷徨ありしが、修行者の焼きたる香の奇しさに、裏口より立入りて、様子は殘らず聞きとりぬ。我が子とは露しらず、足利方のまはし者と察せし故、殺さんとまで思ひしは、我が惡業の報いなり、不便の者の最期や。」と、聲曇りつゝいひければ、手負はやう／＼起上り、「さては實の母人か、親子は一世と聞くなれば、よく顔見せて給はれ。」とて、母の手を握りつゝ、見あぐる顔、大膽強氣の老女なれど、目をふる涙鬼薊に、露おきあまる如くなり。

先刻より門首に様子を窺ふ山咲莊司、此の時裏に走り入り、いかに大佛九郎殿、戰場にて互に面を見しらねども、名は豫て聞き給ふらん、月影ヶ谷判官の家臣、山咲莊司軍猛とは我が事なり、陪臣なれども主人の名代なるぞよ、我苫形を歸陣の折柄、山風に吹き落して、我が手に入りし密書の一通、隱語を以て記せし故、事分明ならずといへども、當名は大佛九郎とあれば、入水せしは偽りならんと我が推量に果して違はず、死間の奇略今あらはれて嘸くちをしくおぼされん。」と、禮儀正しくいひければ、貞直も威儀をつくろひ、「たとひ千騎萬騎をもつて攻むるとも、物の數とは思はねども、子といふものの大敵に、敗軍したる我なれば、今はつゝまずものがたらん。我苫形の一戰にたゝかひつかれて打死、と心をさだめし其の折から、はからず飛びくる矢文の一通、ひらきて見れば主君相模次郎時

行殿、隱謀を以て宸筆にかゝれし奇密の文、我諸腹を切りて竊かに取落つるゆゑ、汝も打死するこ
となかれと遺言せられしゆゑ、ことによくはからひしと思ひつゝ、猶其臓腑に入来と同じく臓を取て、され
て綸旨に達せしめ、此度かくしのびて逃れたりぬと物語れば、貞治は大いに悦び、我とてもかくありなんと
察せしなり、且昔判官楠正成が誠を信じ、相模次郎時行に出て宮に死亡ありしと思はれし信義ならぬ、時
行殿の行方はいかにと問ひけるに、貞直は口ごもりていはざりけり。時に又隣室より其声打聞ならし、
彼方の襖障子を二ッ引開の顔をさしつゝ跪きして、月影ヶ谷の田之助、身上をこそと申して、南朝を
平等両人に案内させて岩上に出で来り、其かたわらにいでけるは、九郎貞直よく聞くべし、我が父宮
宗良親王の後足利殿にきこえて、北朝の帝に奏しありて、南北両朝御和睦あるべきにきまりて、足利殿よ
り、吉野の皇居に運奏ある、即和睦の題書をまうし受けてこゝにあり。それにつきて汝等時行も助命
し給ふなれば、包まず行方を申すべしといはれければ、貞直も其の詞の尾につきて、ここにいはれたる、
いて聞かれたることぞ貴のたいりける。時に貞直ぬゝ出で、其の儀は[illegible]相模次郎殿
は、箱根水飲峠の合戦の後は、深山幽谷の裏に隠し参らせ、鎌倉には死せられし者にて候はんと、宮と
に身を扮させ、錦丈と名のらせ、わざと六人従者の様にいつかひて世をしのばせ申せしなり。又其時
方を集めた節、鎌倉を伐伺したる時、落合の洞にある蛇石を大將にまゐらせて、讐人を欺き、鶴ヶ岡の四里

婆々と呼ばれしは妾なり。其のきざみ箕腹蟻右衛門、袴田紺九郎等を味方につけしが、彼等おもんぱかり淺きゆゑ、密事あらはれ出奔して、其の後誅せられたるよし、鎌倉の風聞にこれを聞きぬ。又都にありし時、五條坂の阿曾比、吾妻が所持したる濡髮の名笛を奪ひしといはれは、原亡君相模入道殿の秘藏の笛なる故に、おん形身とも見ばやと思ひて奪ひしなり。則ち今吹きたるは其の笛なり。」といふにぞ、餘吾郎はこれを聞き、老女がよく／＼見るに見知りあれば、「扨は其の時我にやとはれたる老女はおん身にてありしか。」といへば、老女は打ちうなづきつゝ又いはく、「げに珍らしき對面なり。其の後妾太暇の覡女と名告りて、ふたゝび鎌倉にありし時、月影ヶ谷判官の息女、病になやむと聞き、幸ひ時行殿宮奴に扮して、鶴ヶ岡におはせしゆゑ、覡女の噂をきかせ、月影ヶ谷の館に入り籠み、梓の弓に藏よる器の裏に火氣を仕籠み、化石谷に生ずる蛭石といふ奇石を暗かに洗米に交ぜて時き散らし、火氣にしたがひ蛭の蠢くやうに見ゆるを、洗米眞に蛭に化したりと思はして欺きしも、日月の御旗を鶴ヶ岡の神庫より出さしむべき計略なり。又我々夫婦一ッ處に住まざるは人の疑ひをいとふ故なり。妾は蛭子山に別居し、味方の者を獵者にして山中にすまはせ彼等にいひふらさせて、木枯の森の邪神といつはり、白羽の矢をしるしにして人身御供を取りしは、其の子を遠國に賣渡して、軍用金を貯へぬ。獸の皮に化石谷の天狗の爪石といふものを植ゑて、これを妾が手におほひ、眞の變化と思はせた

り。或は[illegible]石銅化石谷の下石[illegible]石を取出して黄金に替へ、又薬に用ひたる石の類なり、原佐右衛に罪せられん、右左衛門が死骸の石に化したるなり。彼が遺骨を[illegible]かしこめ、相模太郎殿の御心を[illegible]らずや為に[illegible]にして常に打られ、今思へば人手[illegible]にいたりて、人の手を借りたる事、[illegible]、恐ら我が子の身に報い、かかる憂目の事件を、総て此の為の懺悔なれ。此の家の下人[illegible]とこけ、例の密奴の誘ひにて、直に相模次郎時行に従ひ、いよいよ助命給はれかし、[illegible]元弘三年鎌倉にて討死したる、長崎勘解由左衛門爲基が妹なり、素性を語るもはゞかりあれば、[illegible]れば、相向いはく、されば三女に稀なる勇氣の烈しさ、さん身等も時[illegible]めんとするに、忠義には似たれども、首を刎してすつべき事情しなへん殘念さよ。勝者[illegible]もと、我が宿帯に隠れたるにも、助命の儀は氣遣ひするな。」とのべければ、老女目に、[illegible]の此の世に望みなし、我が子と共に死出三途の旅立はせん。其の[illegible]死ぬるが殘念なり。南無あみだ佛。」と唱へつゝ、懐劍の抗に突立てければ、[illegible]し、夫婦こゝろを合し種々の罪を犯して貯へたる重用金は、[illegible]此の時の鎧腹巻、これ見られよ。」と諸肌脱げば、肌著にひしと許多の黄金を縫ひつけて、鶏の羽をかさねしごとくなり。勘之助が射たる箭当り、[illegible]しことかりなり。[illegible]くいひければ、南朝の[illegible]和睦[illegible]まる下に、時行殿の

助命あれば、我が望み外になし。唯一目あひたきは娘かゞり火、行方しれぬは不思議なり。親の死目にあはざるは、宿世なるか。」と落涙し、暫し歎きに沈みしが、屹と心をとりなほし、大音あげて名乗りけるは、「桓武天皇第五の皇子、葛原親王に三代の孫、平將軍貞盛より十三代、相模入道高時の御内に鬼神とよばれたる、大佛九郎貞直が、嫡孫動之助氏邦、初陣に打ちとつたり、手柄を見よや讃めよや。」と自らよばはりつゝ、肌着を寛げ刀を腹に突立つれば、由比莊司立寄りて、「天晴由々しき打死ぞや。」と賞美して、餘吾郎に打向ひ、「汝が奪ひし人質はもはや用なし、父母の死目にせめてあはしめよ。」といへば餘吾郎心得て、笈の扉をひらくをおそしと、其の裏よりまろび出でしは、すなはち是れかゞり火なり。父に取りつき母に取りつき、動之助に取りつきて、かなたこなたと迷ひつゝ、聲ふりたてて泣きさけび、がばと伏して身をもだえ、虫の息もなかりしが、良ありておき上り、動之助がたづさへ來たる石の矢の根を取る手も見せず、吭に突立てんとしたるを、巴女更級いそがはしくおしとゞめ、「こや娘せめて汝はいき殘り、我々が亡き後の、追善供養香花をも手向けてくれよ。」といへば娘は聲くもらし、「今際の際にてくはしき事をうけたまはれば、動之助殿といふは、妾が兄にておはすなれ。それとはしらずはづかしながら、惡の重荷を身に負ひて、石の枕に假寐せしは、此の世からなる畜生道、などてながらへ居らるべき。」と、いひつゝ又打伏して泣き沈めば、貞直いはく、「其の儀

たらばくたしかならず、彼は原我が省手におよばず、十四年前吉原食含をうかぶはむ代、とらにて立派なる道、武道の籠手指原にて、大鷲門農ばかりの児を喰らはんとするを見つけて驚き救ひ、其の児を助け取りてたち帰り、育て上げしは則ちこの女なり。さる故に親と頼むは只々一人、育ての親にこれを聞くとひとしく、其の児の面貌に黒き痣はなかりしかと言ひしに、何某はいかにしてか知りけるぞ、いかにも肩の辺に黒き痣ありと答へければ、それ見られたことかと、今日はていくたび引ちまかひ、こゝては我が子の小町にうたがひなしと喜びつゝ、田舎の両親のなつかしさ、懐にこらへかねることであはれなり。よしあしきこと語り、これに吉郎といふは彼が見たるといへば、かゝる木は、我は迷ひ出たる鬼の児にて生ずかと、重ね吉郎に打向ひ、あはれなる父親にや、当主長儀は端手に服せ、我が夫婦化したるあと、鬼吉太郎様へ指ずず、わくなんまたく、夢日を見んとなければにしくあらぬした、にあひさてものの命白、手向とすれば、我々を冥途まで参らしたし、もうこれはしやいと、大願の者、かくなしいのはされは、只向にはますのと報ぎ、かゝる大が鮮の髪を切り取りて、今までなら深くはいるを、頭の大様の念場をなせ、育ての大恩に報いて、上動に動、夫婦は二世といふなけれ、彼の世は其の縁を、彼が迎にたゞ一、一に一期の切髪は婿引出、冥途の土産に持ちゆかば、と爺涙して、手に渡せば、動く動は形見なき、有する合にてさ

かりなり」貞直は莞爾と笑ひ、「あなうれしやよろこばしや、我もまた結末のしるしとして、敵にあたふる物ありこととて、左の小脇に突立てたる刀に手をかけ、右の傍腹まで切目長く掻き破りて、中なる腸を手繰り出し、傍邊の松の空に投入れたるに、忽ち枝葉動搖し、血しほの灑れを忘れけるにや、空の中より風を生じ、白木の箱を吹き上げたり。餘吾郎了はやくこれをとりて開き見るに、これ即ち日月のおん旗なれば、其のまゝ玉筐之助に奉る。玉筐之助はこれを取りてうや／＼しく頂戴き、南朝のおん和睦すむまでは、此のおん旗はおのれしばらくあつかるべしとて取りをさめけるとき、再び又陣鉦太鼓を亂調に打ちならす。折しも烈しき川風に、一間の障子を吹き倒せば、遙かに見わたす毫毛川、両方の岸には旗指物、陸には松明川には篝火、天を焦せるごとくにて、水に映る火の光、南餘兵衛が下知にしたがひ、鵜養ども數多の船を漕ぎ出して、崩集異円藏が乘つたる船を取りこめば、異円藏は相模次郎時行と本名を名告りつゝ、阿修羅王のあれたるもかくやと思ふ勢ひにて、寄せ来る鵜養を手玉にとり、投げこむ水音水煙、喚きさけびて戰ふ聲、川波の瀨る音にひゞき合ひて、すさまじかりける光景なり。貞直夫婦はこれを見て、助命といふはいつはりにやと[illegible]れば、玉筐之助いひけるは、かならず疑ふことなかれ、諸軍をとゞむる鵜養どもに戰はずは、足利殿への聞えばかり、助命はすこしもいつはりならず。いで我自ら立越えて、時行殿に對面し、和睦助命の盟書を渡して戰

けふやめすきへし」といへば、側にありあふ西動が早心得て、馬引寄すれば[illegible]丁助もうちのりて、一鞭あてんとしたりしが、動之助が死別を悲しみ、暫しためらふ唐綾の、鎧の袖に[illegible]、東へあまた、喜助が手いくれも續けつゝ上下組しつゝ、山を巡りて走せ去りぬ。程なく東方に深追を成ありとして、陣の松明搦の篝火、一度に消えて、忽ち時の聲高く響きしが、松風と川波の音のみ殘りけり。貞直た嬉は安堵の體、[illegible]婚にうちむかひ、おん身等の事もしかなん柿崎尚[illegible]谷の中[illegible]寺に寄附なして、相模入道一門の菩提をとふらひて、又人々[illegible]といつはりて集めたる丁ども等の如くに[illegible]、身をあがなひて其の跡をおほひ[illegible]高徳の僧をもとめ、化石谷の小石をとり、ただひ小石には[illegible]法華經の題目を、一石に一字づつ書かしめて、此の川に沈め、おん身等親子三人の佛果菩提の爲にすべし」と、[illegible]は經石とも鳥養石ともいひ傳へて、末の世までも殘りけり。ただ嬉は益々感激しつゝ、ここに流き切りて伏しければ、動之助もともに[illegible]、親子三人が一度に[illegible]、夫の家ものなりけるが、かゝる大難に生き殘る、嘆きは筆に盡されず、貞直行年七十歳、更級行年六十歳、動之助行年十八歳と[illegible]、其の後に[illegible]、西方淨土へ赴くべし。鎌倉の[illegible]稲葉の露に浮雲と、法華の[illegible]一葉の秋と散

りて行く、鳴く音悲しき蟋馬の、髭題目の功力にて、實相の風吹きて、眞如の月の出でぬれば、山咲莊司は餘吾郎に親子二人の亡骸の葬りを懇に命じつゝ、「娘も暫し此の家にて佛事供養を營むべし。」といふ折しも、南餘兵衛走せ來り、「相模次郎時行殿和睦の盟書を内見あり、情にはむかふ劍なし」とて戰ひを止め、玉冤君と共に假名寺の陣所へ打越されし。」といへば莊司はこれを聞き、「しからば我も急ぐべし。」とて、餘兵衛を具し歎きを跡に殘しつゝ、假名寺をさして出で去きぬ。

右に記し殘せし事あり。苦形の戰ひのとき、魚淵劍太主人大佛九郎の生子をあづかり山越に落行きしが、鎌倉勢に取りかこまれてせん方なく、生子を山神の社のうちに隱し置き、身がるになりて戰ひしが、勢元邏右衛門駕籠の塵兵衛といひしとき、其の社の前をよぎり、生子の泣く聲を聞きつけて捨子なりとおもひ、陣羽織につゝみ香包をそへたるを見て、なみ〳〵の人の子にあらざるを知り、不便に思ひいろひとりてかへりぬ。劍太は鎌倉勢を追ひはらひて甫の所にかへり、社のうちを見るに、生子なかりければ大いにくやしみ、すでに自殺せんとしたるが、主人の妻更級の行方をたづぬるために生きながらへ、其の後山咲窓閑が家にしのび入りて捕はれたるとき物語れる事と、邏右衛門がかねて動之助に語りおきける事と、符合するを以て、動之助は苦形の戰場にて生まれたる大佛九郎が子なりといふこと、あきらかに知れけるなり。此の仔細を前回にしるし入れんはくだ

くだしければ此に別記して、看官の疑ひを解くのみ。

十七　時おりて日こそおほきに和睦の酒宴

さる程に細谷次郎吉信は、和睦の詔書を携へて吉野の皇居に到り、是れを奏聞しけるに、南朝の諸卿感悦なゝめならず、已に南北両朝御和睦と、かくなりしかば、帰洛に及び、且つ南朝の人々は旧の如く還りて、両の御座に着き、賀茂の神事より佐々木九郎が亡びしまで、都て日影の宮の官位の武器にこそあれとて、ともに佐座の事あり、九郎は十日の御勘気の不行跡を悔い、志を改めて、文武おのおの外他事なし。然れば南の帝も、恨みを捨て、常家むつまじく、又由来有司が忠義軍功、貴賤となく、頗る賞を被られければ、更に京都も静かにて、大かたの人は国に帰る者多く、其れにつけて、恩賞にも預りつゝ、すみやかに南京の兵衛をも静まりき、亡父南方に有る兵衛六弥に加はりし程の人を、金剛山に在る者も多く、旧臣の中の家督をとり、孝子の美名世に高く聞えぬ。角元是有衛門が妻は病で身まかれば、遂に尼となりて其に葬り、塚の日輪寺の境内に庵を結びて住み、大輪九郎夫婦、日々に参り、今年九郎、彼の下は左衛門等、菩提をとぶらふ。五大院が寄円が五輪の塔も日輪寺にうつし建て、其の下に彼の石の髑髏を埋めて

しるしとす。放駒の小柄の小刀も同寺に寄附しけるとなん。又大佛九郎夫婦が集めおきたる金は、相模入道一門の自殺ありし東勝寺に寄附し、濡髮の名笛楊貴妃の身摺の名香のなごりも同寺に納め寺寶とす。僕露助は武士に取立てられて餘吾郎に仕へ、妻於閑と共に益忠勤をはげみぬ。僕夢平も武士になりて莊司に仕ふ。玉兔之助は衆僧を供養して、白拍子都、勤之助兩人の菩提の爲とす。餘吾郎は紀州高野山に御堂金二百兩を納め、祖父の靈を祭りて前の罪を贖ひ、又十字兵衛が靈を祭ること懇なり。蛙鳴丸の刀を家寶とし、かの竹の刀は一生守刀にして自ら短氣をつゝしみぬ。山咲容閑は古今傳授の秘書を南朝の帝に奉り、玉兔之助より扶持を受けて隱者となり、狂言綺語を離して、一佛乘の門、得法輪の緣として、白拍子都が菩提をとふ事厚し。其の名は後世に朽ちず。燕子花の句、夏の澤水の句、人口に膾炙して、今の世までもいひ傳ふ。そも明らかなるところには王法あり、暗き所には天罰あり、隱惡といへども必ず報いあり。惡人一旦盛んなるも餘殃の風にくじけて其の枝葉を枯らし、善人一旦衰へたるも餘慶の春にあひて、再び花咲く時にあへり。皆是れ天理のしからしむる所なり。されば浮世の興亡榮枯、人生の禍福吉凶、一部の小説に異なることなし。其の究極を見ざれば曉り得ることあたはず、豈悟らざらめや。

雙蝶記卷之六 大尾

大正十五年九月二十五日印刷
大正十五年九月二十八日發行

（非賣品）

近代日本文學大系
第十四卷

編輯兼發行者　東京市麴町區內幸町一丁目六番地
國民圖書株式會社

右代表者　東京市麴町區內幸町一丁目六番地
野中次郎

印刷者　東京市本所區番場町四番地
井上源之丞

印刷所　東京市本所區番場町四番地
凸版印刷株式會社本所分工場

發行所　東京市麴町區內幸町一丁目六番地
國民圖書株式會社
電話銀座　七八三番
　　　　　二一八八番
振替東京五二二九八番

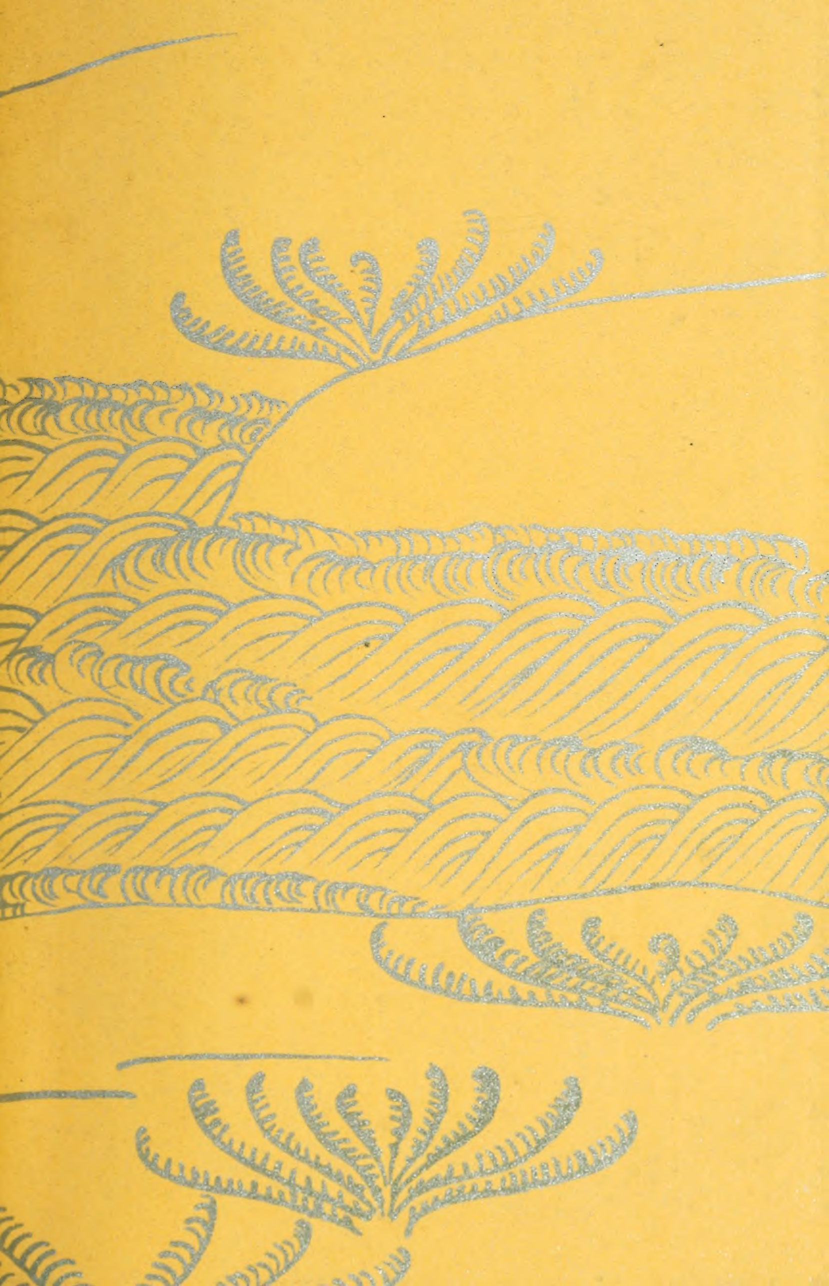

EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03045 2478